藩翰譜


國書刊行會

新井白石全集第一

例言

一、藩翰譜は元祿十四年正月、白石先生、甲府參議綱豐卿の命を奉じ、同年七月に起草、十月に脱稿し、それより自ら淨書して、翌十五年二月に上りたる書なり、藩翰譜と題せるは、參議の自ら命じ給ひし所なりといふ、折たく柴の記卷二に

書經の講終りし(元祿十三年)庚辰の年十二月十一日、國初より此かた、其封祿萬石以上の人々の事ども、進講の暇あらんをり〳〵に、如何にもしるして參らせよかしなど、仰下されしに、明けの年(十四年)辛巳の正月十一日に、其事を以て仰下さる、同き十四日に、先其書を選ぶべき凡例を記して參らす、然るべきよしを仰下されしかば、是より諸家の事ども尋ね究めて、七月十一日に

一、各家の系圖は、本書凡例に示されたるが如く、各譜の首に掲ぐるを本書の本體とす、然れども、普通流布の本、系圖を缺くもの甚だ多し、今便宜にまかせ、系圖を一括して卷後に附せり、大槻翁の序例に詳かなり

一、本集第一册には順序上、先生の傳記折焚柴の記等を收むべきに似たり、今本書を以て第一としたるは、印刷の都合に依れるのみ、又是れより以下の各册に於ては、歷史に關するもの、言語に關するもの等、大抵類別すべし

一、本集全部の刊行を待ちて、萩野由之氏が先生の傳をかゝるゝ筈なれば、先生の著述書目（堤朝風輯）等に關することは、最末に附する事としたり

明治三十八年十一月

今泉定介識

藩翰譜系圖序例

明治十四年白石社創立のをり第一に藩翰譜を刊行せんと議す塚本寧海(明毅)曰ふ本譜は姓名年月等の差誤多し宜しく訂正して以て世に傳ふべしと衆その說を容れ校訂を委ねたり寧海まづ系圖を訂して基本を定め而して本文を改修せんとす系圖は專ら寛政重修諸家譜に據り誤を訂し說を補ふ但其事功たる一朝一夕の能ふべきにあらず故に本社は折焚柴記西洋紀聞采覽異言等を隨次に刊行せしも藩翰譜に及ばずして出版中停の止むを得ざる境界となりぬ其後十年を經て本譜上版の議また起りおのれ如電その任に當りしかど讀史餘論の訴訟等ありて着手もこれがため急にする事あたはざりき

されど藩翰譜は白石先生が一代の大手筆なるに二百年間更に完

一、各家の系圖は、本書凡例に示されたるが如く、各譜の首に掲ぐるを本書の本體とす、然れども、普通流布の本、系圖を缺くもの甚だ多し、今便宜にまかせ、系圖を一括して卷後に附せり、大槻翁の序例に詳かなり

一、本集第一册には順序上、先生の傳記折焚柴の記等を收むべきに似たり、今本書を以て第一としたるは、印刷の都合に依れるのみ、又是れより以下の各册に於ては、歴史に關するもの、言語に關するもの等、大抵類別すべし

一、本集全部の刊行を待ちて、萩野由之氏が先生の傳をかゝるゝ筈なれば、先生の著述書目提朝風輯等に關することは、最末に附する事としたり

明治三十八年十一月

今泉定介識

藩翰譜系圖序例

明治十四年白石社創立のをり第一に藩翰譜を刊行せんと議す塚本寧海（明毅）曰ふ本譜は姓名年月等の差誤多し宜しく訂正して以て世に傳ふべしと衆その說を容れ校訂を委ねたり寧海まづ系圖を訂して基本を定め而して本文を改修せんとす系圖は専ら寛政重修諸家譜に據り誤を訂し說を補ふ但其事功たる一朝一夕の能ふべきにあらず故に本社は折焚柴記西洋紀聞采覽異言等を隨次に刊行せしも藩翰譜に及ばずして出版中停の止むを得ざる境界となりぬ其後十年を經て本譜上版の議また起りおのれ如電その任に當りしかど讀史餘論の訴訟等ありて着手もこれがため急にする事あたはざりき

されど藩翰譜は白石先生が一代の大手筆なるに二百年間更に完

然せる刊本なきは世の久しく遺憾とする所なり因て内藤耻叟と謀り二十七年に至り遂に校刻本を公行してけり

本譜の體裁は毎譜の首に一々家系を置くを正體とす續藩翰譜この例に從へり然れども傳寫本は系圖を冠せざる者多し其多くは系圖のみ別册（五卷）として通行しあるなり而して塚本氏の憂ふる如く差誤はた少きにあらず是故に續譜を編輯するに當り系統の齟齬を合せんがため藩翰譜系圖備考（四卷）といへるをさへ作られ正續の家系を正したるにて其杜撰なるは證するに足れり

校刻本は例言第五條に述ぶるが如く固より系圖を付する計畫なりしが塚本氏の訂正本は第四の一卷を佚せり又備考は全譜に亘らざる樣に見とめたり故に取捨の間いつか又十裘葛の歳月を送る今回白石全書を刊行するに斷然塚本訂正系圖を付する事に定む但其缺卷なる第十（外様小侯十七家）第十一（譜代絶家十四譜）余が新に校訂を加へ

たるもの通行の寫本系圖と相違せるは云ふまでも無く本文の姓名年月とも相齟齬するは讀者に豫め注意を乞ふ所なり

藩翰譜の作は白石先生が仕進の初め君に得んとする機會に臨み咄嗟の間に進呈せし書なれば家系等の具不具は省みる時日あらず所謂英雄欺人の所爲も亦復止むを得ざるなり享保の重訂は只本文の上に就き字句を改削せしのみ系圖の訂正までには及ばじと思はる余輩今日濫に其差誤を云々するも先生當時の心事を察せざるわざなるべし然はあれど誤謬と知りつゝ其儘これを傳へんも亦世人に對し本意に背くに似たり先生其言の如く果して閻魔王となりしならば冥府の法廷に於て余輩その責に任ずべし寧海既に地下の人となる必虚矯の辭は吐かざらんと想像するなり

明治三十八年十一月

大槻如電識

藩翰譜序

藩翰之有譜。何。大一統也。昔
神祖之興也。能用天下智勇。以撥亂反正而宗室貴戚佐命禦侮之臣。並（並水本作普）皆有以列爵祚土。而傳之子孫。俱浴泰平之化。長享安榮之樂。其德澤之遠。爲何如哉。今夫海內一統。郡國輻輳。羣后百辟。各以土地。內嚮扞衛於 本朝。則其境內山川險夷。城地要害。都邑延袤。戶口耗登田租豐歉。方物名數。莫不備有圖籍簿牒藏諸內府。凡諸國風壤民物。皆可坐而按。此今之世所以爲一統之盛也。獨其先祖効績於
國。有高卑之品。子孫奉職於朝。有殿最之等。而往來沿革於今五朝之間則未聞有考覈其事。而能一之者。夫（官本柴本石本水本並夫上有使字）
神祖駕御綏撫之迹。不明於廟庭之上。豈不足以爲闕典乎。初

昭廟在藩邸時今朝散大夫筑州刺史源君美以宿儒備顧問。啓沃甚多
迺欲備錄諸侯建國本末以補　國史之闕焉因廣討旁搜。網羅四
方遺聞。如是者積歲月已久。會宵旰餘暇有旨及此。　君臣之議克
合。元祿十四年（本集年下有辛巳二字無正月己亥四字）正月己亥。始命君美以編集事。七月
丙申遂起草於家。至十月脫稿。凡列國諸侯自歲租萬石以上。悉收之。
列爲三百三十七家。蓋關原觀兵之後。始論功分封。以與天下更始。雖
勝國之封亦剖　新朝之符。故例以慶長受封之君。爲始封。每家各
陳譜系於上。以詳世次。而繫行事於其下。其記事起慶長五年。至延寶
八年。以終
嚴廟之朝。迺止。凡八十年間。往來沿革。備載之。但其故家巨室。欲原承襲
所出。（出瀬本作由）亦有上遡數百年前者。至如慶長以後事。或有稍涉疑似。
若謬妄者。參之攷異之説。從以評隲之言。引據斷決。最爲明確。若始封
之後。或無嗣世絕。或有故國除者。擧皆附錄。其在

憲廟繼統以後者不與焉。其爲書正編十卷。附錄二卷。凡例目錄共一卷
通計十三卷。分爲二十册。越明年二月庚辰。繕寫以進。先是　命下
賜名曰藩翰譜云。竊謂自三代時。廣封親賢於天下。固將藩翰王室。以
禦外寇也。逮至後世。威脅力服。上下離間。交相疑阻。往往猜忌宗室。忮
害諸侯。以致禍亂。而莫之寤焉。獨我
神祖以仁得天下。以誠待羣下。其封建宗室諸侯。亦將分憂共治。以爲國
家藩翰而惟
昭廟爲能體
神祖之意。故其於列國之譜。輒以藩翰命之。上繼
祖宗之志。下垂後世之訓。其爲社稷慮也。亦深遠矣。及其嗣大位臨天下。
有意脩舉百廢。方且開石渠之閣。發蘭臺之書。命儒臣更脩列朝實錄。
幷藩翰之譜。而論次之。以備一代大典。令君美爲之總裁。其事既有措
置。未行。卒遇　晏駕迺寢。可勝歎哉。然直淸又竊聞之。

昭廟在時。深愛此譜。常置　座側。凡　國家廢舉黜陟。必考於此。然後審諸家親疏遠近。知羣臣門地資格。因以出推恩之令。行存舊之政。不幸雖在位日淺。其一二見於世者。蓋不可誣焉。則此譜之裨於當時不少。而君美之功。於是乎爲不虛矣。今也。君美居家多閒。迺簡較平生所撰之書。首及此譜。謂

昭廟常論

祖宗之世。不忘　君臣艱難。因思保全舊勳之家。皆盛德事也。(本集無皆盛德事也五字)以此眷於　列國之故。則斯(則斯以下五字本集作是廼二字)譜也實

前朝之遺美。　國家之餘烈。在凡人臣將順之義。宜其奉而傳之。以示久遠。況身任其事。親承　盛意者乎。安得輒以一家之書視之。於是更就舊草校(校或作較)正。頗復增損。有所斟酌。因屬直清作文以序之。顧直清在交游中。知君美最深。亦不得徒爲恭而辭之。遂因君美之意。而推論之。以爲贈焉。嗚呼此豈他人所得而知哉。特可爲君美道之爾。

時
享保改元歲次丙申秋九月十七日

英賀室直清謹序

凡例

一凡此譜上は慶長五年よりはじまりて下は延寶八年に至る迄凡八十年の間祿萬石より上つかたの家悉に傳つくりぬ

慶長五年よりしるし初し事は關が原の戰終て後天命一たび改りて功あるは不次の賞行れし多く罪あるも恩かうぶりて本領を安堵せるすくなからず六十州の中當時封建の國郡にあらざるはなしされば此年をもて諸家始て封を受し年とす事を記す事前代の御時にとゞまるは舊史の例なり又萬石以上の家傳つくる事は史漢世家の例になずらふれば也萬石より下つかたの家其數多くしてこと〴〵くにしるすに堪ず又こと〴〵くにしるべからざればなり

一凡始封の後はよつぎなくして家絶或は故ありて國除かる是等の類は別に附錄をつくりて編入ぬ

其中にも或は同じ流の家にして彼は亡びぬれども是は存せるをば存せるにつけて本集の中にのす是一家の事相わかれなば見るにたよりあしかりぬと思へばなり只其煩なきは例にまかせて附錄に入れぬ○又或はよつぎなくあるひは故ありて家絶ぬれども別の議をもて其ゆかりの人して彼家をつがせられしあ

りこれらはひたすらに家絶ぬといふべからずされど祿萬石にみたざるをば附錄に入れぬ此譜は萬石より上つかたをもて傳つくれるが故なり〇また始封の後家ほろびぬれどもふたゝび家起りて祿萬石より上つかたなるをばもとのまゝに本集のうちにのせぬ

一凡此譜諸家を序つること當代の御子孫より始て御同姓の家に至り其次は御外戚の家其次は譜第の御家人をしるして諸家の人々におよびぬ家よりして國よりして天下に至ることは其次第なればなり

其封の大小その位の高卑を論せざる事はいさゝか思ふ所なきにしもあらず見む人あやしむ事なかるべし

一凡傳ごとの始に系圖つくりてのせし事は其家のよつて出る所をも又わかるゝ所をもしるし其家々の世數をもかぞへ見むにたよりならむ事を思へばなりされどそれも始封の人より上つかたの或は嫡流あるひは庶流ことごとくにしるさず唯其家の系統のみをしるす始封の人より後をばしるしぬ事繁ければ見る

に便よからざれば也

系圖は新撰姓氏錄」「皇胤紹運錄新編纂圖源平系圖藤原系圖寛永系圖等を初て凡は諸家の系圖をもとめ得て國史の類諸家の傳記等に合せ考てしるすされど世に公に行る丶書にだに誤れる所も多かり某が傳へ見し所の書文字かならず傳寫のあやまり多かりなむ況やいまだもとめて得ざる所廿餘家に及べり中にも今は絶たる家の事猶しられずこれらはたゞ聞し所あら／＼しるして其數にみつるのみなり深く我見聞の博からざる事をはぢ思ひぬよくしりなん人のあらため正さん事をねがひ思ふ所なり○たとへ其家の系譜等に見へし事にても遠き代の事さだかならざるをば除て世にもしれる人より書はじめしもあり又本傳にのせし事をば系圖には略し系圖に見えし事をば本傳には略せし所もありふたつながらに出せし事もあるなり

一凡此譜つとめて事しげからずして其家の始末見やすからむ事をもとむるが故に事をのすること多く略しぬ

闘が原大坂等の軍記は世に全書多ければ諸家の戰功多くは略しぬ○軍務の外臨時の公役等のことをばこと／＼くにしるさずこれは事多くしてしるすに堪ざるのみにあらず諸家の事悉くにしるべからざればなり○諸家先祖の事跡の百餘年より上つかたの事多くは略しぬ詳なる事をしらんにはおの／＼其家の系譜並に世に行はる丶諸記をあはせ見るべければなり○凡一事にして諸家にわたれる事はおの／＼の傳にしるさむとするに事しげくなりぬればたゞ一家

の傳にくはしく記して其餘の傳には誰某の傳をあはせ見るべしと分注し畢ぬ

一凡此譜つとめて事實を得む事をもとむされど世に實錄多からぬに似たりより所とする記傳わづかに十餘部に及へりそれもしるす所博からねばもるゝ事少からず倂考る所の書凡百數十部一千餘卷にや至るべき或は當時の消息或は諸家の事記又は古き人の物語せし事もまたは其かたざまの人に尋問し事も兼てはまた父と師とに聞し所なども百餘事をあつめて其事のまことしきのみをとれり一事も徵なくして敢てみづからの說つくらず疑を闕し所もつとも少からず又疑をば疑と傳へし所もあり

諸家任官敍位の次第は公卿補任武家補任等にしたがひ其家の系譜と倂考るに異あれば其下に分注しぬ○或は遷封或は加封等の事は城主譜等の書幷に年々の日記等を倂せとりぬ○凡諸家職に任られし事をば諸役人系圖幷に諸役人帳等の書に年々の日記等を倂せ考ふといへどもこれらの事猶誤多からん事を恐

れ思ひぬ

一凡傳ごとに分注の所ある事は或は一事にして傳ふる所異なるありあるひは世こぞりて傳ふる事も疑はしきあり或はいまだ詳にせざるあり或は必辨ずべき事ありこれらの類本文にまじへ出さんには事煩し又さてもやむべからざる事をば其條下に記置たり

一凡人の姓名州郡の地名等其家其方のとなふる所或は同じからず或はめづらかなる唐の書にも多かりあやまりなく讀得む事は極めて難事とすきゝも傳へよみもならひしをば其字の右の傍に假名を加へぬそれも猶あやまり少なからじまして我學ぶ所の博からねばゑらざる所もつとも多しゑかりとて其字よまでも過がたし見む時に便せんが爲に強て假名くはふる事その字の左においてすゑれる人の正さむ事をねがひ思ふがゆゑに

敢て我つたなき事を掩はず

藩翰譜目錄

卷之一

卷之二

卷之三

卷之四上

卷之四中

卷之四下

卷之六

卷之八上

卷之八下

卷之九上

卷之九下

卷之十上

巻之十二上

巻之十二下

以上

藩翰譜第一

源君美撰

●越前

○三河守殿は德川殿第二の御子、御母は家の女房、いさゝかゆゑ有て、三河國產見といふ所にて生れ給ひ、德川殿御子ともし玉はず、本多作左衞門重次とりて養ひ參らせ、御名をば於義丸殿と申奉る、御兄岡崎の三郎殿、如何にもして、父上の見參に入ればやと思召し、於義丸殿三歲の御時、德川殿岡崎の城に入らせ玉ふこと有りしに、かねて能く敎へ參らせ、殿の渡らせ給ふほとりの明障子、引うごかし、父上〳〵と聞え給ひしに、德川殿はやく心えさせ給ひ、御座を立たせ給ふ所を、三郎殿御袖を扣へたまひ、信康が弟の候を、今日見參に入れ候はばやと宣ふ、深く恨みいきどほり給ふ御氣色見えければ、此上は見參無くては事あしかりぬと思召され、德川殿再ひ御座につかせ玉ふ、三郎殿頓て於義丸殿の御手を引て參り玉ひ、近う渡り給へとありし程に、御膝の上にかきすゑ玉ひしかば、三郎殿歡ばせ給ふこと斜ならず、かくても猶重次が許にぞ、ひとゝなり玉ひける、三郎殿うせ給ひて後は、德川殿此人のましますを賴もしき事に思召す、天正十二年冬、豐臣秀吉北畠殿につきて、御子一人、養君とし奉るべきよしを申さる、德川殿異父同母の御弟、三郎四郎殿をのぼせ給ふべしとありしに、御母上ゆるさせ給はねば、力なく、於義丸殿のぼらせ玉ふべきに定り、この年十二月の末、大坂に趣かせ玉ふ、秀吉深く悅ひ、やがて元服の儀行なはれ、羽柴秀康と名のらせ、河內國にて所領參らせ、一萬石明る十三年七月十一日、みづから關白し給ふとき、秀康朝臣御年十二歲なるを、四位の少將兼三河守になさる、抑關白守殿を養君とし給ひし事は、去りし天正十二年の春より、北畠殿と軍起りしに、德川殿、信雄の方人せさせ給ひし故、毎度軍に利を失ひ、德川殿と戰ん事叶ふべからずと思召し返し、終に信雄と中直りす、これ偏に德川殿に親しうならんが爲なれば、彼御子養て、德川殿に

べきよし仰つかはさる、御家人等聞もあへず、鞭鐙を合せて、馳せ參る、大番の侍六番が其內、二番は既に御供に參る、殘る所の四番をも、皆まゐらすべしとありしをば、守殿とめ置かれて、御運傾かせ給はんには、たとへ何百萬騎を參らすとも、叶はせ給ふべからず、もし御大事あらんには、かくこそ仕るべけれとおもひて、大番の侍をば參らせぬ候とて、御勢配のやうを、一々に書きしるし、伊奈に給て歸されたり、德川殿、あつはれ參河守は、父には生れまさりけりと、御感淺からず、明る年の秋、德川殿、奧の景勝中納言、御誅伐の時に上方の早馬來て、大坂の兵起りぬと申す、御方の大名小名、小山の御陣に集て、軍評定す、先づ此所より引返して、上方に向はせ玉ふべきに議定す、德川殿、本多佐渡守正信を召され、家康西に向はん時、景勝頓て跡を追て攻めのぼるか、さらずば又關東にや亂れ入らん、誰か此所に殘り留て、軍をばすべきと仰らる、正信誰とか更に申べき、守殿に若くことやあるべきと申、さらば召せとて召す、守殿御參りあるに、正信むかひ參らせて、いかに守殿、天下の安危は、今日に決し候ひぬ、能く心して物申させたまへと申て、御跡に隨て御前に參る、德川殿東西の軍の事、御物語有て後、おこと我が爲に此所に留りて、關東を鎮めなば、我はまづ上方に向て戰んとおもふは如何にと仰ければ、守殿御氣色あしう成て、秀康いかでか御後に殘り候べき、只いづく迄も、御先をこそかけ候べけれと、のたまへば、上方の軍勢は、みな國〱の集り勢、何十萬騎ありとて、何程の事かあるべき、抑上杉が家は、累代坂東の大將にて、中にも故輝虎入道が時に至り、弓矢取て天下に肩を並ぶる者すくなかりき、されば其子として景勝、又幼弱の昔より軍の中に成長し、年既にふけぬ、當時かれに向て、たやすう軍せんもの多からず、あつはれ、おことがためには、能きかたき、海道に向ひ、打込の軍せんよりはおこと一人こゝに留て、軍したらんは、且は弓矢とつての面目、何事の孝行か、是に過べきと仰ければ、やゝ有て、守殿軍は必勢の多少によらぬと承る、上方の大將にも名を得たる輩少からず、勢のほども又さこそ多からめ、秀康いまだ軍には慣らはねども、景勝一人が勢と戰んに、何程の事か有べき、あ

はれ大將をだに御許しあらんには、此所にや留り候べきと、宣ひしかば、正信聞きもあへず、いみしうも仰せ候ものかな、關東を鎭め給はんには、大將を賜らせ給はんこと、仰にや及べきと申ければ、德川殿世に御嬉しげにて、頻りに御涙をながされ、みづから御鎧一領取出して、抑此鎧は、家康が若かりしより、身に附て、終に一度の不覺をおほえず、父が嘉例に准へて、こたび奥方の大將して能き軍し、天下に名をあげ玉ふべしとて、參らせらる、守殿も、御心地よげに御暇申させたまひ、下野國宇都宮に陣取て、關東を鎭めたまひしに、上方の軍破れて後、景勝も降を乞ひぬれば、伏見に參り給ひけり、此度の勸賞に越前國賜て、明る慶長六年の五月、福井の城に移り給ひぬ、六十七万石を領し給ふ、按するに、守殿宇都宮より江戸に入せ玉ひ、夫より伏見に參り玉ひ、越前を賜て、伏見より越前へ入らせ玉ひしなり、北庄を改めて福井と名つけ、城築かれしなり、其後從三位中納言に至て同き十二年閏四月八日、御年三十四歲にて世をはやうし玉ひぬ、

○參議忠直卿は中納言殿の御嫡子、童名は長吉丸、父の御跡つがせ給ひ、慶長十六年の春、將軍家の御前にて元服あり、御諱字賜はらせ給ひ、四位の少將兼三河守になさる、今年九月將軍家第四の姬君を北の方に參らせられ、越前の國に趣せたまふ、勝姬君と申、時に御とし九歲、一說に十二歲とも申す、同き十七年の冬、越前の國に事起りて、以の外に騷動す、まづ十月十九日、家老久世但馬守罪蒙て、本多多賀谷討手の大將承て、押よせ戰ふ、寄手討る、もの二百餘人、久世が一族郎等百五拾人、枕を並べて打死す、明れば廿日、弓木(ユキ)左衛門腹切て死す、寄手討る、もの三拾餘人、上田隼人竹嶋周防自害して、一族郎等をたすく、是は故中納言殿うせ給ひて後、宗徒の家人等二ッに成て、確執止む事なく、本多久世弓木牧上田岡部竹嶋などいふ七人の家老罪蒙り、岡部伊豫此よし訴んとて、關東に趣く、守殿驚き給ひ、清水丹後今村掃部して、岡部を召返さる、されども互の爭論止事を得ず、岡部又牧主殿と打連て、關東に參る、牧いかに思ひけん、道より高野山に趣き入道す、爰に於いて久世弓木うたれ、上田竹島腹切て死す、本多伊豆守富正は、彼七人の隨一なりしかど、罪ゆるされて、人質を給ひし上は、久世が討手の先陣を承りき、此時大御所關東にわたらせ給ひしかば、閏十月廿日召符を下さ

れ、本多清水等關東に召され、十一月廿八日、兩御所みづから本多伊豆守清水丹後今村掃部を召決せられ、十二月二日、將軍家御裁斷有て、清水今村遠流に處せられ、（今村は奥州伊達政宗に預けられ、清水は岩城鳥居左京亮に預らる、）彼國務、伊豆守富正たすくべき由を仰下さる、十八年の三月訴へ再び起りて、家人等また關東に參る、同き六月兩御所仰けるは、斯國中の靜ならざる事、偏に參河守が年いまだ若かりしが致す所なり、今よりは國務の事、富正が沙汰たるべしとて、富正が一族本多丹下成重に、丸岡の城賜て、彼家に附らる、（成重は作左衛門重次か子、後に飛騨守に任す、丸岡は今村掃部か領せし地なり、）十九年の冬、大坂の兵起りしかば、守殿北陸道より馳せ向ひ、明る元和元年五月七日の合戰に、眞田三宿を始て、三千七百五十が首切て、眞先に城にせめ入、當時勳功の第一にて、閏六月十九日從三位參議になさる、勸賞と聞えたり、されども、此殿みづから功の高きに誇り、賞のひくきを怒て、我父大御所の長子として、天下をも讓らるべき身の、わづか國一つを領し、我又其嫡子にて家を繼ぎ、かゝる大功なくとも、个程の官加階せざらんやと、のたまひて、日にそへてあら〳〵しき振舞のみ多くまし〳〵て、大御所かくれさせ玉ひし後は、天下に恐れ憚りたまふ人なく、明ても暮ても、酒と色とに耽けり、關東に參らせられん期、いたりぬれど、參らんともしたまはず、おとなどもの、色々に諫申によつて、力なく、國をば立て、道すがら鷹狩川逍遙し、面白き境にては、幾日も〳〵逗留し、又ある時は、俄に病氣とて引返し、國に歸り、少しも心に違ふ事あれば、男女にかぎらず、立ち所にみづから切て捨て給ひし者、いくらといふ數を知らず、夫だにあるを、天下既に弓を袋にし、劒を匣に納めて、世は泰平になりゆけど、此國には、やゝもすれば兵革起て、家の大名等を攻殺されし事、度々に及ぶ、

故中納言殿の家人永見右衛門尉と申は、父は中務といひ、母をば池鯉鮒殿と申て、大御所の御從弟のよし申しゝなり、されば、右衛門尉母と共に、彼家に仕へて、後は一萬七千石の地を領す、彼れが二十四才の時、中納言殿失せ玉ひしかば、冥途の御供仕らんとて、腹切て死す、其子をも右衛門とぞ申ける、此比三河守殿御子ほしがらせ給ひし

かば、或人永見が母は、子すでに產て、年いまだ若く、しかも美人の聞えあり、如何さまにも召さるべうもやと申す、頓て御館に參るべしと御使たつ、彼母大に歎き、あはれ我夫は弓矢取る身のならひなれば、さばかり惜しかるべき命、君に參らせし、たとへ我れ子なくして、只ひとり住む身なりとも、いかで再び世の人に見ゆべき、ましてかく父が家繼ぐ子あり、如何におもてなく、御館には參るべき、かゝる憂きこと聞くも恥し、自らさまかへぬ咎なりけりと、やがて髮そりこぼちて、尼になる、守殿此よし聞召し、我が仰に隨はざらんやつには思ひしらすべき事ありとて、其子右衞門を誅せらるべきに極る、永見が手の兵はせ集りて、彼家に立こもる、さらば軍兵をさし向け攻破て、一人も殘らず首を刎ぬべしと怒り給ひしかば、御家人等東西にはせ違ひ、南北にかけめぐつて、上を下へと、ひしめく、本多丹波守大に驚き、かくては唯此國の騷ぎのみにあらず、事隣國に聞えなば、以の外の大事なりとて、討手の人々かたく制して、我身ひとり永見が家に行むかふ、永見が家子郎等、本多殿は能き敵、此人壹人を打取て、御腹召れんは、寄手何拾萬騎を打ち玉ひしよりも、なほ勝るべしと、長刀ひつさげて出んとす、右衞門おし止め、其事ゆめ〳〵然るべからず此人を助け置てこそ、我罪なき由、世にも披露は有べけれとて、對面に及ぶ、本多何とか云ひたりけん、其日より、永見が家の守りもおこたりけり、年既に暮て、翌日は元日といふ夕になりぬれば、彼の手の者共、年迎ふべきいとなみに、おのが家々に歸りぬ、時こそよけれといふまゝに混甲（ヒタカブト）二三百騎おしよせ、散々にせめ戰て、盡くに打取ぬ、其後三位中將殿の時に永見が家亡すべからずとて、豐後にて生れ給ひし御弟二人ながら、永見と名のらせ、彼家を繼せらる、此外にもかゝるたぐひ猶ありし、

將軍家も故中納言殿の御事を思召し、且は聟君にておはしませば、如何にもして彼が心の改り給ふ樣に、思召わづらはせ玉へども、日にまし月にまさりて、惡行は超過しぬれど、能事は聞えず、此上は力なしとて、元和九年五月十二日、豐後國萩原といふ所に流されて、竹中釆女正重次にぞ預らる、（五千石を附らる、重次は當）

國府内の城領したり、頓て入道せさせ給て、一伯と號し給ふ、此所も猶人近しとて、今の所よりは三里餘を隔たる、津森といふ所に徙され玉ひぬ、此後重次も罪ありて誅せられしかば、寛永十一年の事なり日根野織部正吉明、預り人となり、廿五年の春秋を配所の月にながめわび、慶安三年九月十日と申に、御年五十六歳にて空しくならせ給へり、御子多くおはします、嫡男は仙千代丸越後三位中將殿の御事なり、其次は高松殿の御息所、其次は九條關白通房公の北の政所、是皆大相國家の台德院殿の御事、みな是にならふ、後御外孫、是より下は、皆配所にて設け玉ひし所なり、兄は永見市正長頼、弟は同き大藏長良と申し、二人ながら三位中將殿の御家人となる、今一人は、かの家の老オトナ小栗美作正矩が妻なりけり

三位中將光長卿御父忠直卿の御事ありし時、わづか十歳になり玉ひしに、越後國に遷されて、高田の城を御座所と定めらる、二十四萬石に、二萬石添て、高田殿の御領二十六萬石餘、是より御母上を高田殿とぞ申ける、寛永元年六月仙千代殿を連れ參らせ、關東に下り給ひ、同き十二年二月廿一日に、かくれさせ玉ひけり、仙千代どの御成人有て、寛永六年四月廿三日、將軍家の御前にて元服し、御諱字賜ひ、四位少將兼越後守になされ慶安四年十二月廿五日、三位の中將になされ、其男德千代丸、承應二年十二月廿一日元服、御諱字賜ひ、綱賢と名乘、從四位下侍從兼下野守より左少將になされ、年四十二歳と申に、延寶二年正月晦日に世を早うし給へば、三位中將殿の家繼がせらるべき御子なし、御甥なればとて、永見市正が嫡子万德丸養て、延寶三年五月十八日將軍家の見參に入らる、同き十一月廿三日元服有て、御諱字賜り、綱國と申、從四位侍從兼三河守に任ず、

○參議忠昌卿は中納言殿第二の男童名は虎之助、慶長十九年の冬、御年十九歳にて、兄少將殿の手に屬し、大坂の城を攻め、明る元和元年正月十二日、四位侍從に任し、伊豫守を兼、此時に將軍家御諱字たまひしなるべし、今年夏、大坂の合戰にみづから高名し、手の者共に首五十七切らせて獻る、同二年、信濃國河中嶋の城を給、十二萬石同五年越後國高田の城に移り、二十四萬石寛永元年越前國に移る、五十二萬五千石○按するに、忠直卿の御時は越前六十七萬石と申、此度は大野丸岡等の地のそかれしとなり同三年參議正四位の下して、正保二年八月朔日、四十

九歳にて卒し、嫡子萬千代丸跡を繼ぎ、此年十二月晦日元服し、御諱字賜り、光通と名乘、從四位下侍從兼越前守より左少將に至り、延寶二年三月廿四日三十九歳にて卒し、家繼べき子なしとて弟なりける兵部大輔昌親を世嗣とす、昌親童名辰之助、忠昌卿の三男、父卒して後、吉江の地を分領す、（二萬五千石）從五位下兵部少輔より從四位下して、大輔になり、延寶二年五月六日、光通朝臣の家を繼ぎ、（四十七萬五千石を領し、本領の内五萬石、兄中務大輔か領のぞきし故なり）同十二日、兄の中務大輔昌勝の嫡子仙菊丸を養て子とす、今年侍從になされ、同四年十二月廿一日に國を讓る、其子從四位下侍從兼越前守綱昌童名は仙菊丸、實は中務大輔昌勝の男、叔父昌親の養子と成て延寶三年十一月廿三日元服し、御諱字賜ひ叙任の事あり同四年十二月廿一日讓を受く

○中務大輔昌勝童名は仙菊丸忠昌卿の二男なり松岡の地をかわち領す、（五萬石）慶安三年十二月廿六日に叙爵、寛文三年十二月廿八日從四位下して大輔となる

○備中守直堅童名は權藏、越前守光通朝臣の男也、如何なるゆゑ有けん、成人に至りぬれど、父子の對面に及ばざりければ、越前國を忍び出て、一族但馬守直良を頼みて關東に下り、程なく父の朝臣卒して後、直良故越前守の男なる由を訴ふる旨ありしかば、延寶三年五月十八日、將軍家に召る、今年十二月叙爵し、同五年十一月三日祿下し賜ひぬ

○左少將直政朝臣は中納言殿の第三の男、御母は家の女房、中納言殿越前の國賜て、伏見の御館より首途し入部し給ひし時、近江の中河内（ナカノカフチ）といふ所にて、生れ玉ひければ、河内丸と名付、越前に入給ひて、國松丸と改め、御寵愛淺からず、國松殿十四歳の時、大坂の軍起る、御母上、國松殿を近づけ參らせ、殿はまさしき故中納言殿の御子、大御所の御孫にてわたらせ玉ふ、栴檀は二葉よりかうばしとこそ承れ、弓矢取る家に生れ、既に十歳にあまらせ給へば、今度いかなる高名をも極めて、大御所の御感に預らせ玉へ、相構て、きたなびれて、人にうしろ指なさゝれ給ひそ、御父はさる大將なれど、賤しきもの、腹に宿らせ玉ひしゆゑに、かゝる不覺もあれなど云はれ給んこと、口をしかるべき御事に候ぞや、自ら如

伊の家人憤りしかど、今は寄騎の人々もなし、いかにもすべきやうなく、此よしを訴んとす、紀伊殿聞召し、其事ゆめ／＼然るべからす、一人も役夫多からんは、天下の御爲にこそあれと、仰られき、此時より尾張紀伊の知行に高下出來しとまことにや、

十四年十一月大御所の仰として、當國名護屋の地進せらる、これは清洲の城を移して、義直卿の御座所となさるべき爲なりけり、十五年閏二月廿六日、天下の大名、名護屋の城築くべき由を仰下され、同六月三日より事始めあり、秋九月經營成て、諸大名國國にかへる、十六年三月廿日、參議從三位右中將を兼ねらる、同六月朔日より、伊勢美濃等の大名、また名護屋の城を增築く、十九年の秋、大坂の兵起りしかば、十月三日、大御所白旗幷に引兩の幕賜ひ、尾張國に至り、軍勢を催し、（此とき駿河にましませしなり、）大坂に向ひ、大御所に隨て陣し、東西御和睦の後、名護屋に歸り玉ひ、北の方御入輿の事あり、此時大御所も、名護屋にいらせ給ひしが、大坂の兵再び起ると聞召、爰より直に攻めのぼらせ給ひぬ、五月七日の合戰、將軍の御手より軍始り、先陣あらそひ進み戰て、敵盡く亡びしかば、尾張殿軍し玉ふに及ばず、中納言を歷て、從二位の大納言にのぼり、慶安三年五月六日、五十一歲にてかくれ給ひぬ、御子中納言光友卿、從四位下右兵衛督より次第に歷昇りて、正三位中納言に至り、寛永十六年九月廿一日將軍家の御長女を迎へ入參らせらる、（千代姬君、時に御年三歲と申すなり、）御子六人、先御嫡子左中將綱誠（ツナノブ）、其次四位少將兼攝津守義行、其次四位少將兼出雲守義則、其餘は御娘にて、一人は松平安藝守源綱長の室、一人は有馬中務大輔源賴元の室、一人は織田伊豆守平長通の室なりけり、

●紀伊

○大納言源賴宣卿は、（初は賴將）大御所第十の御子御童名は長福丸、御年二歲にして、慶長八年十一月七日、常陸國水戶の城を參らせらる、（初二十萬石、慶長九年に五萬石の地を加られて、二十五萬石）同十一年八月十一日御元服、德川常陸介殿と申、從四位下に敍し、十四年十二月十二日、駿河遠江兩國を賜ひ、（五十萬石、後には遠江宰相殿と申しゝ由なり、）大坂の兵起りし時、白旗、幷大中黑の幕賜り、大御所に從て向ひ玉ひ、

再び兵起りしに、五月七日先陣既に軍はじまると聞たまひ、もみにもんて、馳せ來らせ給へども、軍事終りしかば、大御所の御陣に參りたまひ、賴將先陣を給らざりし故に、今日の戰ひに合はず、返す〳〵も口惜く候とて、御泪にむせび給ひしかば、松平右衞門大夫正綱殿は、いまだ御年も若くわたり給へば、か丶る事には幾度もあはせ給ひなんず、さのみな御恨み申させ玉ひぞと申せしに、此殿、以の外に御氣色損じ、やあ、正綱、賴將が十四歲に逢ふ事、再びや有べきと仰けるに、大御所世にうれしげにて、今日賴將が如何なる軍したらんより、只今の一言こそ、高名なれと仰あれば、水野日向守勝成、細川越中守忠興を始として、御前伺候の大名小名、御內外樣の人々、是を聞て、虎の子は地に落れば、牛を食ふ氣ありといふ本文ある、おそろしの御心やと、みな舌をぞふるひける、元和五年、紀伊國を賜ひ、和歌山の城に移り玉ふ、（伊勢國を添へて、五十五萬五千石といふ、）宰相中將從三位を歷て、中納言に任じ、從二位大納言に至り、寬文七年五月廿二日に國ゆづり玉ひ、同十一年正月十日かくれさせ給ふ、御年七十歲、御子五人、長は中納言光貞卿、次は左京大夫賴純、其次は松平左兵衞督藤原信平の北の方、其次は松平相摸守源光仲の室、末は男子にて早世し給ひぬ、（修理殿と申す、四歲にて早世なり、）光貞卿の御嫡子は、右中將綱敎朝臣と申奉る

○左少將兼左京大夫賴純朝臣賴宣卿の御二男寬文十年二月十八日伊豫國西條の地を賜ふ、（三萬石）嫡子賴路四位侍從兼豐後守に任ず、

●水戶

○水戶中納言源賴房卿は大御所第十一の御子御童名鶴千代丸、慶長十一年九月廿三日、御年四歲にて常陸國下妻の地參らせらる、（十萬石）同十四年十二月廿二日同國水戶の城賜ひ、（廿五萬石後に三萬石の地加へられて、廿八萬石、）十六年三月御元服有て、德川左衞門督殿と申、正四位下の少將に任じ、參議を歷て、正三位中納言に至り、寬文元年七月廿九日卒し玉ふ、五十九歲、御子光圀卿、四位の中將より從三位になり、家を繼て、後參議に任ず、庶兄讃岐守賴重朝臣の嫡子賴世やしなうて嗣とし、みづからの男をば、賴重朝臣の嗣とし玉ふ、是は兄なれど賴重の家つぎ給はぬを、本意なく思ひ給

ひし故とぞ聞えける、頼世四位少將兼左衞門督に任じ、寛文十年正月廿二日廿三歳にて、世を早うし給へば、又頼重朝臣の二男を養て嗣とせらる、四位少將に任じ、綱條(ツナエダ)と申まゐらす、

○左少將兼讃岐守頼重朝臣は頼房卿の長子なれど、如何なる故にてか、御子ともし玉はず、寛永十五年將軍家より召て叙爵させ、右京大夫になさる、(松平と稱す)十六年常陸國下館の城賜つて、(五萬石)十九年に讃岐高松の城に移さる、(十二萬石)從四位下侍從より、左少將に任じ、讃岐守となり、寛文十三年二月十九日家を譲り、龍雲軒と號す、水戸の參議の御子して家繼がせらる、初め四位侍從兼右京大夫、家ゆづられて讃岐守に任じ、頼常と申す、

○侍從兼刑部大輔頼元朝臣頼房卿の三男、光圀卿所領の地分ち與へらる、(二萬石)嫡子は從四位下大學頭頼定、二男は本多中務大輔藤原政長の養子となり、中務大輔政武と申す、

○侍從兼播摩守頼隆朝臣頼房卿の四男光圀卿所領の地分ち與へらる、(二萬石)其嫡子右近大夫頼良早世して、二男肥後守頼寛等を世嗣と定めらる、

●保科

○肥後守源正光は信濃國の源氏、井上掃部助頼季が末葉、彈正忠正直が男なり、正直が祖父、高井郡の住人、保科筑前守正則、(初彈正忠)父は伊那郡の住人彈正忠正俊、甲斐の武田大膳大夫入道信玄、當國を幷せしより、彼家の被官と成て、一生の高名凡三十七度、文祿二年に至て、年八十三歳にて卒す、(世に云、鎗彈正是なり、正俊か事、甲陽軍鑑等にみえたり、)其子彈正忠正直、初め越前守とぞ申ける、天正十年の春、織田三位中將信忠卿、武田を亡さんとて、信濃國に發向あり、正直仁科五郎信盛と、(勝頼の弟)伊那の郡高遠の城にこもる、信忠押寄て攻めたまひ、仁科既に討れしかば、正直叶はで城を出で、東をさして落去りぬ、今年六月織田殿父子失せ給ひて、甲斐信濃上野の國々再び亂る、正直北條左京大夫氏直の案内者して、信濃の國に打入て、高遠の城に歸り入、徳川殿も彼國々に御勢を向けられ、甲斐の國府に打入て北條と戰ひ玉ひし所に、北條の軍、終に利なく、彼國々の侍共、盡く徳川殿に從ふ、正直も酒井左衞門尉忠次に就きて、御方に參りしかば、御書

賜て、本領を安堵す、（此時正直越前守）同國小笠原右近大夫貞慶が、徳川殿たのみ奉て、累代の本領、深志の城に入ながら心變りし、北族に組みして、鹽尻に陣取しに、正直おしよせ戰て、首あまた切て參らせ、御書賜て、其功を賞せられ、御刀添て下し玉ふ、（創業記に出づ○家忠日記には、天正十三年十二月三日小笠原の貞慶三千人をひきゐて高遠の城をせむ、正直防き戰て、勝事を得たり、御書并に御刀を給ふ、其御書に、十二月十四日彈正殿へと被遊しといふ、然れば小笠原はしめ北條にくみせし時の事にはあらず、此後貞慶秀吉朝臣にくみせし時の事なり、兩説同しからず、但し正直兩度貞慶と戰ひしや、また彈正忠へと被遊しならば、後の軍は父の彈正忠正俊に給ひしにや、）同き十二年九月、正直仰を承て、御方の人々と、木曾の郡妻籠の城をせむ、秀吉後巻せよとて、多勢を向らると聞えしかば、御方は引て歸らんとす、敵跡を慕ひて追來る、正直後陣に下つて敵の勢を追はらひ、難なく引てぞ歸りける、十三年閏八月眞田が城をせむ御方利なかりしによつて、正直も引かへして、おのが城にかへる、徳川殿關東に移り玉ひし時、下總國多古の地、（一萬石）賜て、慶長六年歳六十歳にして卒しけり、（按ずるに、家忠日記に關東へ移り玉ふ時、保科甚四郎正光後に肥後守と云、下總の内にて一萬石を給ふと記す、誤れるに似たり、此時正直存生なり）初め正直長子正光、（童名甚四郎、）二男正重、靭負設けて妻を失ひしかば、徳川殿異父同母の御妹を賜て、彼妻となされ、（久松佐渡守の長女なり、初松平與一郎忠正に嫁して、内膳正家廣をもうけ玉ひ、忠正死して、忠正の弟與二郎忠吉の妻となり、安房守信吉左馬允忠頼をもうけらる、忠吉もまた死ぬれば、保科が許にゆきたまひしなり、）男子二人、女子四人を設く、これ皆徳川殿の御外甥御外姪にぞありける、（系圖に詳なり、）長子なれば正光家を繼、従五位下に叙し、肥後守に任ず、關が原の戰には遠江國濱松の城を守り、（堀尾信濃守忠氏が城なり、）軍散じて後越前國北庄の城を守る、（青木紀伊守滅ひし故なり、）再び高遠の城を賜はりて移れり、（三萬石、○按ずるに、城主譜に慶長五年としるす、諸傳記には此年賜りし事見えず、高遠城は京極修理大夫兼領せし所なり、修理大夫此年丹後を賜りて移れる上は、正光此時たまはりし事疑ふべからず、）大坂の兵起りしには、初に山城國淀を守り、後に大坂に來て城を攻む、再び兵起りし時、大御所に隨ひ軍し、首十四切て獻る、正光嗣なかりしかば、幸松丸殿を養君とし參らせたり、（台徳院殿大相國第三の御子、御母はお靜の御方淨光院殿と申せし御事なり、幸松丸殿生れさせたまひて、武田万千代殿御母見性院殿とりて養ひ給ひしを、正光また養ひ參らせしと聞えし、正光徳川殿の實の御外甥にあられど、御妹の子の列なれば、御ゆかりなきにあらざるか、）正光卒しぬれば、（卒せし年月日未だ詳にせず、）幸松丸殿其家を繼、元服し玉ひて、従四位下肥後守正之朝臣とぞ申ける、寛永十一年侍従に任じ、十三年七月廿一日出羽の國山形の城を賜る、（二十萬石）

正之朝臣に、山形の城賜りし是は、將軍家御鷹狩のために、目黑の邊にならせ給ひ御供四五人召俱せられ、成就院と聞えし寺に入らせ給ひしに、住

持の僧頭巾引かつぎて、垣ゆひて居たりけり、將軍家爰借りて休み候はんと仰せられしに、住持の僧、人々はいづくより參らせ玉ふといへば、將軍家の御供の者なりと仰せらる、勞れ玉ふらん、心靜に御休みあれとて、請じ入れ奉て、僧は內に入らんとせしを、御僧爰にまし〳〵て、御物語あれと仰ければ、打向ひうづくまり居る、客殿の壁に、盡く菊をいろどり繪かける事、拙き工の繪かけるとも見えず將軍家、かゝる片田舍の御寺には、珍しき結搆に候かな、如何なる檀那のわたり候と尋させ玉へば、のたまふやう、こゝは江戶遠きさかひなれば、然るべき檀那とてもなし、保科肥後守殿と申の御母うへが、常には祈禱の事など御賴みあれども、夫れも家まづしければ、布施のもの、ゆたかならずといへば、夫れは先づ能き事に候、其外にも侍るやらんと仰せらる、いや其外にあるは、皆數にもあらぬ人々なり、これにわたり玉ふ人々も、將軍の御家人と承れば、申も恐れなれど、あの肥後守殿と申は、今の將軍家の正しき御弟と承るに、僅かの地領し、貧しくわたらせ給ふこそいたはしけれ、さらぬ賤しきものも、兄弟の親しみ深きは、人のならひなるに、如何なれば、能き人は、なさけなきものに候らんといひしに、御顏の色少し損じさせ給ひて、御供の人々を、きと御覽じて、いざ罷りなん、上樣もはや還御ならせたまふべき程なりとて、つと御出あれば、人々は御僧の情ゆゑ、足休めて候、又こそ參らめとて、うち出でぬ、暫しがほど過て、御供の人々むらがり來り、上樣はいづくへ、ならせられしぞと問ふに、住持の僧は、われ〳〵上樣の御事は知らず、御供の人とて、今まで是に御休ありきといふ、それこそ上樣にてあれと、云はれて驚き、あな悲しや、如何なる罪にや逢ふと、一月斗りが程は、門の外に足音高く人の過るにも、魂を消す、程なく正之朝臣へ多くの地附て、山形の城參らせられ、また目黑の寺にも、其事となく、地寄附せさせ玉ひしなり、此御世には、御鷹狩に事寄せられて、賤き者の憂ひ歎きの事ども、知召し、惠み施させ玉ふ事、いくらもありけりとて、其時御供に侍らひし人の子息の、云ひしを、よく承り侍りき、

正保元年正月十一日、奥の會津に移り、廿三萬石同き二年四月廿一日從四位下左少將慶安四年の夏、左大臣家、大猷院殿の御事後皆是にならふかくれさせ玉ひし後、將軍家御幼稚の内、天下政務の事預り聞たまひき、是は左大臣家の御遺命とぞ聞えける、承應二年十月十三日、正四位下右中將、寛文九年四月廿七日致仕、同き十二年の十二月十七日、六十四歳にて卒せらる嫡子長門守世を早う去り給へば、二男筑前守正經に家譲らる是より先き正經從四位下の侍從になる、

○彈正忠源正貞は、正直が三男、徳川殿の御外甥也、元和元年の夏大坂の兵再ひ起りし時、本多出雲守忠朝、將軍家の先陣打て上るに、勢田の橋の邊に編笠目深く引かぶり、若黨一人雑人二人連て立ちたる男あり、忠朝を迎へて、笠ぬき捨て、これは保科甚四郎正貞候、兄が勘氣かうむり軍に具せず候ほどに、忍びて馳上て候、わどの、勢に加り、軍せばやと存じ待受て候といひしかば、いしくも上り給ふものかな、いざさせ玉へと、打つれて上り、足輕十人附たり、五月七日天王寺の合戰に、正貞眞先にすゝみ、小笠原信濃守に言葉をかはし、先を懸く、忽に大事の手三ヶ所まで負て、馬より落つ、郎等かたきを追はらひ、正貞を肩に引かけ退かんとするに、又起直り、鎗取て、敵を突伏せ、おのれもまた鎗に貫かれて倒れたり、小笠原が軍兵あまた敵の陣にかけ入しに紛れて、正貞が首取るかたきもなく、終に郎等にたすけられて引返す、辛うじて命いきたり、其後御家人と成て、寛永七年五月十九日大番頭と成る、叙爵し、慶安元年六月廿日、大坂の城番を承り、所領倍し下さる、元一萬石、二萬石と成、上總の飯野と云所を領す、身既に老ぬれば、萬治三年の冬、請に依て番役ゆるされて歸る明る寛文元年十一月朔日、七十四歳にて卒す、其子越前守正景、父に繼ぐ、延寶五年七月八日、仰蒙りて大坂の城番となり、彈正忠に成る、其子兵部少輔正祥

● 甲府

○參議源朝臣綱重卿は大猷院殿贈大相國家第二の御男、御童名は長松丸、慶安四年十月所領の地を參らせらる、十五萬石承應二年八月十二日、從四位下左馬頭になされ、同き年十月七日、正三位の左中將に昇り給ひ、寛文元年閏八月九日、甲斐の府中の城賜りて地

加へられ玉ひ、十萬石を加へらる、同年十二月廿八日參議に任じ玉ふ、中將は元の如し、御年三十五歲にして、延寶六年九月十四日に世を早うせさせ玉ふ、御子三位中將殿御跡を繼ぎ玉ふ、三位中將殿、是より先き延寶四年十二月十一日に、敍任の　ありて、[illegible]御諱字を下し賜ひ綱　卿と申參らす、

●館林

○參議源御諱卿は大猷院殿贈大相國家第四の御男、御童名德松丸、慶安四年十月所領の地參らせられ、十五萬石承應二年八月十二日、從四位下右馬頭になされ、同き十月七日、正三位右中將に昇り玉ひ、寛文元年閏八月九日、上野國館林の城賜りて、所領加へられ玉ひ、十萬石を加へらる、同き年十二月廿八日、參議に任じ給ふ、中將は元の如し、男女の御子二人まします、御男をば德松丸殿と申參らす、

藩翰譜第一　終

藩翰譜第二

●松平　形原

○紀伊守家信は和泉入道殿第五の御子、佐渡守興嗣六代の孫、初め岩津殿と申、また岡崎の七人衆に數へられ、寶飫郡形原の鄕に移りしより、形原の松平とぞ申ける、家信が曾祖紀伊守家廣、水野右衞門大夫殿の長女を妻とす、贈大納言家廣忠卿の御事、北の方を德川殿の御母傳通院殿御事、返へさせ玉ひし時、家廣かの御姉に添ひまゐらすべきこと、岡崎殿の思ひ給はんこと憚り有とて、女子壹人設けし中なれども、刈屋に送り返してけり、詳なる事、酒井雅樂助が傳に見ゆ、其子紀伊守家忠、其子紀伊守家嗣、德川殿に隨ひて、所々の戰に高名す、家信、父家嗣に繼ぎて、天正十年の秋、武田亡び、織田殿失せさせ玉ひ甲斐信濃の國々亂る、家信いまだ又七郎と申て、生年十四歳、十三歳と云說非なるか、酒井左衞門尉忠次に從ひ、信濃國に向ひ、高島の城に勝つ事を得て、同十二年三月尾張國羽黑にして、森武藏守長一と戰ふ、敵さん〲に打なされて、迯行く、野呂助左衞門、只一人取て返して戰ふ、家信彼に渡り合ひ、終に首取て德川殿の見參に入る、德川殿野呂は聞えし大剛の兵、家信生年十六歳、彼が首取たりと聞く、不審さよと思召す、家信頓て御前に參り候て、郎黨等が落あうて候へば、打たるにて候、今日の高名、全く家信が高名にあらずと申ければ、御感もつとも斜ならず、關東に移り給ひし後、上總國五井を領す、五千石、關が原の戰には、參河國毛呂崎を守る、慶長十五年の冬、敍爵す、元和五年攝津國高槻の城を給ひ、二萬石、○按ずるに元和五年まで、五井を領せしにや、また大坂の合戰に功ありしや、いまだ詳なることをしらず、其後從四位し、寬永十二年十月六日、下總國佐倉の地を給ふ、四萬石同十五年正月四日、七十歳にして卒す、嫡子若狹守康信、父に繼ぐ、三萬四千石、舍弟助十郎秀勝、民部少輔氏信、父が所領を分ち領す、六千石配分す寬永十七年九月十日、康信また高槻の城に移る、三萬六千石なりしとぞ、また一說に一萬石加へられ、四萬四千石といふ不審、慶安二年七月四日丹波の國笹山の城に移る、五萬石其後從四位下して、同九年九月廿九日、致仕入道し、別峯と號す、嫡子駿河守典信ノリノブ、始めは大和守父が讓りうけて、程なく寬文十二年十一月廿日卒しぬ、年四十歳、其嫡子主膳正信利、父に繼ぐ、延寶四年、

十九歳にて卒す、世嗣なくして舍弟九十郎信茲を世嗣とす、信茲駿河守典信が三男なり、二男助十郎信孝は、一族丹後守勝信が家を繼しに依て、信茲兄の家をつぎ、叙爵して、豐前守に任ず、

●松平　深溝（一作深津）

○主殿頭源忠利は和泉入道殿の御子、源藏人殿の（親忠主の御事、）御弟、大炊助忠景四代の孫也、（世に傳ふる松平系圖には、和泉入道信光第八の御子、外記元芳の二男忠景としるしぬ、家忠日記增補追加發題のしるす所、本文の如し、）忠景の子大炊助忠定、參河國岩津に在て、同國小美の米津と戰ふこと度々にて、終に小美村を攻取、また深溝の城を攻め、城の大將大場を打ち、深溝に移り住みしより、世に深溝の松平とは申けり、（世には深津に作り、彼日記には深溝に作る、）享祿四年六月九日に忠定卒し、嫡子大炊助好景繼ぎ、德川殿に仕ふ、弘治三年の春同國中島城を責破り、板倉彈正を打取る、其賞として、中島長良西郷等の地を下し給ふ、永祿四年東條の吉良義昭が叛きしに、好景吉良と戰ふ事度々にて、此年四月好景が嫡子伊忠、上野の城を攻む、其隙を窺て義昭、伊忠が中島城を襲ふと聞き、好景深溝より馳來りて、義昭が勢を打破り、逃るかたきを追て、善明の堤に至り土呂の敵に行き逢うて、多勢の中に取籠られ、主從三十餘人、枕を並べ討死す、好景時に四十四歳とぞ聞えける、其子主殿助伊忠、父に繼ぐ永祿六年一向專修の門徒等、德川殿に叛きまゐらす、伊忠御方に有て、額田の郡野羽の古城を攻破る、其後長澤の城を守て、武田が兵を防ぐ、高名度々に及びて後、長篠の合戰の時、鳶巢の要害を攻めて討死す、其年三十九歳なり、其子主殿助家忠家を繼ぐ、天正三年吉田の城下の合戰より、同き十八年小田原を攻められしに至て、度々の高名數を知らず、こ年關東に移り給ひし後、武藏國忍の城をたまひ、文祿元年二月十九日、下總國上代の城に移り、また同國小美川の城に移る、（一萬石）慶長五年八月朔日、伏見の城を守りて、上方の多勢と戰ひ、年四十六歳にて家子郎等八拾五人、同じ枕に打死す、主殿頭忠利は、この家忠が嫡子なり、父が討死せし時は、いまだ又八郎と申て、關東の御陣に從て、小美川城を守る、明る慶長六年二月、深溝を給ひて、再び累代相傳の地を領す、（一萬石）同九年の夏、叙爵し、十七年十一月十六日、吉田の

城を賜、三萬石忠利が弟を庄九郎忠一といふ、將軍家に仕ふ、大坂兵亂再び起りし時、同僚共に申けるは、此度の軍事終らば、天下再び兵革の事あるべからず、忠一、將軍家の先陣に從ひまゐらせしこそ幸ひなれ、必ず先懸けして、父祖の忠死に次ぐべきものをといひけるが、五月七日の戰に、申せしに違はず、最先かけ、生年廿六歳にて討死をぞ遂げにける、好景より忠一に至る迄、父子相續て四代迄、德川殿の御爲に、皆討死を遂げしこと、類ひ少くなき次第なり、主殿頭忠利、寬永九年五月五日に卒し、其子主殿頭忠房繼ぎ此年七月十一日刈屋の城に移り、三萬石慶安二年二月廿八日、丹波國福智山の城に移り、四萬五千石寬文九年六月八日、肥前國島原の城に移る、六萬五千九百石七斗八升八合同十二年八月五日、長崎表下知狀を下し賜りぬ、此家傳は其家の日記世に行はるれは、事多く略して大綱をあぐる所也、

●松平　能見

○大隅守源重勝は和泉入道殿第十の御子、次郎左衛門尉光親の曾孫なり、光親はじめて參河國額田郡能見村に住せしより、其子孫能見の松平と申けり、光親の嗣、次郎左衛門尉重親、實は子にあらず、光親娘にあはせて、所領を讓りしとなり、本姓不知、其子また次郎右衛門尉重吉といふ、天正九年、十五歳の時、手習ふ師の許に物書て居たりしに、敵菅生村に襲ひ來れりと聞て、重吉只ひとり菅生の塘に馳せ行て、壹番に敵を打て首を取る、岡崎の松平彈正左衛門これを見て、大に感じ、是より近く召し仕ふ、其後安祥殿より清康主の御事德川殿に至り、三代に仕へ奉る、永祿元年二月五日鈴木日向守、今川殿にそむきて、寺部の城に楯籠りし時、德川殿、今川殿の催促によつて、初て軍に立せ給ひしかば、御年十七歳也、御家人いさみ進んで城をせむ、重吉眞先に進み攻めし程に、二男般若助を始として、手の者多く打死し、終に城をば攻おとす、義元重吉が功を賞し寺部百貫の地を賜りぬ、重吉高名の古兵なりければ、天正元年岡崎三郎殿、御鎧の着初ありしに、重吉御介錯に參るべきよしを仰下さる、世に具足親と申せし事なり、當時の面目これに過ぎず、此年三月岡崎三郎殿足助城を攻くださせ玉ひし時の事にや、同三年の夏、二俣の城攻ける時、重吉七十八歳にて、魁けして高名す、八年八月廿七日、八十三歳にして卒す、其子大隅守重勝、是も父に劣らぬ剛の者、長湫の軍に高

名し、慶長七年二十六歳にて、大番の頭となる、同八年越前守に任じ、其後大隅守とは成れるなり、十七年十二月廿三日、上總介殿に附けられて、家老となり、越後國三條の城を賜ひ、其次男傳五郎、父が闕に補せられ、大番頭となり、淡路守に任ぜらる、上總介殿の御事在りて後、將軍家に召されて、元和三年下總國關宿の城を賜ひ、（貳萬六千石）同き五年遠江國横須賀の城に移る、（本領のまゝ）嫡子丹後守重忠、父に繼ぎ、元和八年出羽國上山の城に移る、（按するに、家忠日記追加に、慶長七年の秋、松平丹後守、常陸國太田の城にて、佐竹が家人馬場和泉を生捕と云云、覺束なし、此丹後守にはあるべからず、夏目日記を見るに、和泉をば藤田能登守いけとりしなり、）男子なくて小笠原兵部大輔秀政の三男に（大御所の御外曾孫なり）娘あはせて世嗣とし、市正重直と申、重直家繼ぐ、丹後守に任じ、寛永三年攝津國三田に移る、（寛永二年の事なるべし、二年に蒲生中務大輔へ、上山の城をばまゐらせられしなり、）同九年十月十一日に豐後國龍王の地に移る、（今迄は、三萬石を領す、これより三萬七千石といふ）十五年嶋原の城をせめ、十八年十二月廿七日卒す、嫡子市正重賴を繼ぐ、（二萬二千石）舍弟等に所領わかつ、（兄の圖書三千石、弟の織部二千石、）正保二年正月十一日、重賴同國杵築の城に移る、嫡子志摩守直之萬治三年の十二月廿八日、叙爵す、

○出雲守源勝隆は（はじめ忠左衞門）大隅守重勝が五男なり、慶長十八年七月廿八日大番の頭となり、寛永十二年十一月に、寺社奉行となり、御奏者の事を兼ぬ、同十六年上總國佐貫の地を給ひ、（一萬五千石）寛文二年九月晦日致仕入道して覺雲と稱す、同六年二月二日、七十八歳にて卒す、其子山城守忠勝家を繼ぐ、實は品川式部少輔高如が男なり、延寶六年三月廿二日寺社奉行奏者の事を兼ぬ、

●松平　荻生

○和泉守源家乘は、德川殿の五代の祖源藏人殿（親忠主）の長男、加賀守乘元五代の嫡孫也、乘元始て參河國荻生の地に住しければ、世の人荻生の松平とぞ申ける、（荻生また大給に作り、又大給の郷としろせるもあり、源順が倭名類聚抄を考るに、郷にはあらず、）其子は左近大夫乘正、其子源二郎乘勝、其子和泉守親乘、親乘は安祥殿の御外孫、（親乘の母は清康主の御娘、）德川殿の御内にして、名を得たる、荻生の少目と聞えしは、此親乘の事なりけり、（甲陽軍鑑に見ゆ、家忠日記増補に詳なり、）其子左近大夫直乘、永祿十二年の春、懸川の城を先がけし、此年の秋、城落て、石川日向守に加勢して、此所を守り、同き十二月遠江國榛原郡の地を給ひぬ（二千石）天正九年五月武田四郎

が大將朝比奈駿河守と戰ひ、首七拾餘切て獻る、同き十年の春、三十七歳にして卒したり、和泉守家乘は此直乘が嫡男、童名源二郎、徳川殿の御前にて元服し、御諱字賜り、荻生の少目と申す、（天正十五年の事といふ、）天正十八年小田原の軍に隨ひ、此年上野國那波の地に移る、（一萬石）其後和泉守に任し、關が原の合戰には、吉田の城を守り、明れば慶長六年正月、美濃國岩村城を賜ふ、（二萬石）同き十九年二月十九日四十歳にて卒す、其子和泉守乘壽、大坂前後の軍に從ひ、首五十三をきつて獻る、寛永十五年、濱松城に移る、（三萬五千石）同き十九年十二月十五日、竹千代殿の（左大臣家の御事）御家老となされ、又從下の四位し、正保二年正月十一日、上野國館林の城に移り、（六萬石）侍從に歷のぼつて、承應三年正月廿六日に卒す、五十一歳嫡子宮内少輔乘久、家を繼ぎ、和泉守になる、（五萬五千石を領す、五千石は弟にわかつ）寛文元年閏八月三日、下總國佐倉城に移り、（六萬石、明る二年に城附二千石預らる）延寳六年正月廿二日、肥前國唐津の城に移る、（七萬石）嫡男宮内少輔乘高、寛文四年十二月廿八日叙爵、

○美作守源乘政は（石川と稱す）和泉守乘壽が二男外戚の名字を稱して石川と名のる、（父乘壽か外祖は、石川長門守康道なり、）慶安四年叙爵し、（始美作守、承應二年能登守、寛文三年美作守になる、）承應三年父卒して所領わかたる（五千石）寛文二年四月七日御扈從組の番頭となり、同十二年御側衆、延寳二年十二月廿六日御用人衆、同き七年七月十日少老の職に補せられ、所領の地加賜りぬ（一萬石を領せり）

● 松平 荻生

○左近將監源成重は加賀守乘元の後胤也、乘元の男、乘正の二男、荻生の傳藏親淸、其子五左衞門近正と云、（和泉守家乘が家子たるにや）天正十二年徳川殿、北畠信雄を援たまひ、秀吉と戰ひ給ひし時、源二郎家乘いまだ幼なりしかば、近正彼の代官として、軍勢を卒て、蟹江の城を責破る、明れば十三年十一月、石川伯耆守數正、岡崎の城を去て、秀吉へ參りし時、近正が許へ使たて、（大野又右衞門といふ者なり）打連て參らん事を勸む、近正あへて從はず、いそぎ嫡子新二郎一生（カズナリ）に家乘が侍二人附て、徳川殿へ參らせ此由を告申、一生をば直に濱松の城に留めらるべき由を申す、是れ近正が二心なき旨を顯はし、質として子息を獻る所なり、徳川殿、近正が志に深く感じたまひ、御刀を一生にぞ賜りけ

る、其後關東に移り玉ひし時、近正上野國三の倉の地を給ふ、五千石慶長五年の秋、伏見の城に留りて討死す、年五十四歲とぞ聞えたる、近正男子二人、嫡子若狹守一生、二男五郎左衞門正吉、これ將監成重が父なりけり、一生父に繼ぎ、五左衞門と申す、慶長七年五月、佐竹が秋田に移されし時、一生水戶の城を守る、本國に落留たる佐竹が家人等、謀反を企て、此城を襲ひ取らんとす、七月十日に、一生が番の兵あやしき者一人を搦捕て、拷問に及ぶ、彼謀反の事盡く顯る、此夜亥の刻ばかりに、凶徒忽に襲ひ來る、一生を始として城を守る人々待まうけたる事なれば、互に先を爭て防ぎ戰ふ、凶徒等散々に打なされて、引退く、群馬丹波馬場和泉等の張本人、所々にて生捕られ、一々に誅せられけり、明れば八年大御所將軍の宣旨を蒙らせ給ひし時、一生敍爵して、若狹守に任ず、十一年五月一生罪有て、所領を收公せらる、いかなる事にや詳なる事を知らず、また父につぎて後いかほど給ひしも知らず、是にて嫡流は絕しなり、五郎左衞門正吉別に所領を賜ふ、下野國板橋正吉死して、其子左近將監成重父に繼ぐ、慶長十二年に敍爵し大坂の戰に首十二切て獻る、元和三年參河國西尾の城を賜ふ、一萬三千石、〇今迄いか程領せしにや知らず、同き七年、丹波國龜山の城に移る、二萬三千石を領す同十一年成重卒して、子息太郎忠昭幼なかりしかば、豐後國鶴崎の城を賜て移る、本領の儘成人の後、敍爵して左近將監に任じ、萬治元年同國府內の城を給る、本領の儘延寶四年三月廿七日、致仕入道して、如圓と號す、其子筑前守昭重、後に對馬守になる、父が讓を受く、二萬二千二百石領舍弟主計頭昭利千五百石仁右衞門昭政、千石各所領を給ふ、父領の內開發の田

松平　櫻井　附內膳正家廣

〇內膳正源家廣は出雲守殿長親主第二の御子、內膳正信定四代の孫、初め信定參河國櫻井の城に住す、子孫櫻井の松平と稱しけり、信定後に上野の城に移り住む、其子內膳正清定、其子監物家次、其子與一郞忠正、世々武功を顯はし、忠正に至て、三河の野田長篠、遠江の懸川、近江の姉川等の合戰に、終に不覺の名を取らず、天正五年七月廿日、三十四歲にて卒す、忠正初め德川殿異父同母の御妹を迎へて、家廣を設けたり、德川殿關東に移り給ひし時、家廣上野國松山の城を給ひ、一萬石慶長六年二月濱松の城を給ふ、此

年御勘氣蒙て、六月十四日、忽に自害して死す、年廿五歳、世嗣なければ、家絶たり、（櫻井嫡流此時に斷絶す、案ずるに家老堀勘兵衛を誅して、御勘氣を蒙りしといふ、）

○左馬允源忠頼は監物家次が二男、與二郎忠吉が二男なり、忠吉が兄與一郎忠正死して後、徳川殿の仰として、兄の妻迎へて伊豆守信吉、左馬允忠頼兄弟の子設たり、（此二人の子、内膳正家廣と、異父同母の兄弟にて、皆是徳川殿の御外甥也、又是三人の母上、後に保科が妻となり玉びし也、）伊豆守信吉は初め勘四郎と申して、藤井の家を繼ぐ、（別に傳あり）二男忠頼、父忠吉が家を繼ぐ、關東に移り給ひし時、武藏國八幡山の地を給ひ、（一萬石）關が原の戰に、岡崎の城を守り、また犬山の城を守り、又美濃國金山の城を守る、此年慶長五年の冬、終に金山の城を賜ひ、本領と共に、合せ領す、（金山一萬五千石、八幡山一萬石、合て二萬五千石なり、）明れば六年の夏、濱松の城に移る、（内膳正家廣亡ひし頃、五萬石を領すといふ）十四年九月關東に伺候し、水野市正が宅に酒宴して、久米左京次が爲に差殺さる、子息等幼なくて、所領收公せらる、嫡子大膳亮忠重時に七歳、關東に召され、武藏國にて所領給ひ、（八千石）成人の後、元和八年上總國佐貫城を給ひ、（一萬五千石）寛永九年田中の城に移り、（二萬五千石）同き十一年地加給ひ、（五千石合て三萬石を領）十二年十一月廿二日掛川の城に移り、（四萬石）十六年十一月信濃國飯山の城に移る、（所領本の如し）此年十二月十二日卒す、三十九歳、（一説に、二月十二日卒すと、然らば飯山へ移りしは、子息家續し初か、世に行はるる松平系圖には、飯山へ移りて卒すと載す、寛永の日記城主譜にも、これに同じ、覺つかなし、）その子遠江守忠親父につぐ其子筑後守忠保

●松平　藤井

○伊豆守源信一は出雲守殿（長親主）の御孫にて彦四郎利長の子也、利長參河國藤井の城に住しければ、時の人藤井の松平とは申せしなり、天文九年六月六日、利長駿河三河の人々と同く、安祥の城を守り、織田家の軍勢うち破て討死す、其子信一、初勘四郎と申す、參河國長澤の合戰を始とし、一生の高名數を知らず、中にも、永祿六年一向專修の門徒等が亂に、信一無二の御方人して、軍たび〳〵に及び、同き十一年秋、織田上總介殿、將軍義昭に賴れ玉ひ、都に攻上るとて加勢の事を望まる、徳川殿御家人等が手の兵、一々にすぐり出し、信一に大將をぞ給りける、九月十一日、信一、織田殿の御陣に馳參る、此時、信長は近江の佐々木義賢入道承禎が、箕作の城せめ

あぐみて、是程の小城をせめて、日を費さん事、いはれなし、只都にのぼれとて、既に搦手の寄手引返さんとし給ひし所に、信一其勢一千人、大手の城戸に押寄せ息をもくれす攻破りて、城中に亂れ入れば、敵はこたへず、搦手を打破り、ちり／＼になつて落行けり、大久保彦左衛門物語に出

按するに安土日記に、九月十一日、信長愛智川の邊に陣し、佐々木が觀音寺箕作二つの城へ押寄て、申の刻より夜に入て、攻落すと、しるして、信一が事をのせず、信長記是に同じ、家忠日記增補に、信長佐久間右衛門尉を使にて、信一に先陣の事を仰ける、信一忽に外城を破る、信長の勢つゞきて攻入て、第二の城攻るとて、手負死人おびた、しく、進み得ず、木下藤吉秀吉、夜に入り本城に攻め入る、時に信一先陣の由を高らかに名乗たり、明る十三日信長信一は膽に毛おひたる男かなと、譽たまひて、着たまひたる革の道服ぬきて賜ひぬ、信一が家紋葵なれども、徳川殿に同じからん事を憚りて、かたばみを紋とせしが、これより桐をも紋とす、彼道服に有し紋なればなりと云々、按ずるに安土記に、信長の手より箕作をせめ落せしと書きしは、我家の功にせんとて、しるす成へし、增補の說の如くなれば、城をば秀吉の陷したるにて、信一が功にあらず、大久保其時の人にて記せし記なれば、今は其記に從てしるす、又此時信長徳川殿よりの御加勢多からざるを悦ばず、また信一が小男なるを笑ひ玉ひしかば、信一是を聞て、此城攻おとさずんば、生て歸らじといひて、忽に攻め落せしとも申也、又織田家譜に、箕作おとせしを、勘四郎信吉としるせり、誤れるにや、信吉は信一が子なり、

斯て箕作落しかば、十八箇所の城々、次第に落て、信長都に入たまひしに、織田上野介の雜人と、信一が下部と、古き烏帽子一つをばいあひて、爭論に及び、美濃尾張の軍勢、一つに成て、信一が陣に押寄す、徳川家の人々是を見て、此上は力なし、尋常に戰て打死せよやとて、弓鐵砲鎗長刀を揃へて、寄來る敵を待つ、其勢ひに恐れて、敢て近つく者なし、織田殿此由聞召し、にくいやつばらが狼藉かな、家

康の加勢、乞うて、たまはつたる御勢と、同士軍する事やある、信長が軍兵、一人成とも、信一が陣に向て、矢はけ、打物の鞘はづしたらんもの、一々に首をはねよと、以の外に怒り給へば、寄手ちり〳〵に成て迯失ぬ、信長いそぎ信一を召て、いかに信一、今度箕作の城攻おとし、又今日の狼藉を鎮められしこと、類ひ希なる振舞ひかな、せいは小いさき人なれど、膽こそ大きかりけれと、感じ玉ふ事斜ならず、頓て暇を給て、本國にぞ歸されたり、元龜元年の秋、再ひ織田の加勢して高名し、徳川殿關東に移り給ひて、上野國布川の地をぞ領しける、五千石、一説に筑波とも云、關が原の戰には、關東に留り、江戸崎の城の守り、明れば慶長六年二月、常陸國土浦の城を給ひ、此事不審、七年の事にあらずや伊豆守に任じ、同七年五月、常陸の佐竹、出羽に移されて、水戸の城を守る事、此年七月下旬より、午年正月に至りけり、信一既に卒して後、信一が卒せし年月いまだ知らず、城主譜等に土浦の城に卒と見ゆ、世に傳ふる所の松平系圖には、丹波の笹山に移るといふ、是はあやまれるか、安房守信吉家を繼ぐ、實は櫻井の與二郎忠吉が嫡男なり、信一男子なければ、おのが娘に配せて世嗣とし、勘四郎と名付たり、佐竹が國移されしに、常陸の府中の城を守り、また父に代て、江戸崎の城を守る、慶長八年叙爵し、信一卒て家を繼ぐ、四萬石大坂の兵起りしに、まづ和泉國岸和田の城に加勢し、小出大和守の居城なり後大坂より召されて、今里の要害を守る、明る春に至ては、伏見の城に來り守る、再び兵起りてのち、飯盛の邊に陣をとる、兩御所のぼらせ玉ひしかば、大坂に馳向ひ、五月七日の戰に、首廿一切て獻る、元和三年、上野國高崎城に移る、五萬石同五年、丹波國笹山城に移る、本領のまゝ、同七年卒して、嫡子山城守忠國繼ぐ、忠國はしめ慶長十四年將軍家の御前にて元服し、御諱字賜る、父に繼し後、慶安二年七月四日、播磨國明石城を賜て移る、二萬石を加へられ、七萬石を領す、萬治二年二月廿日、六十二歳にて卒す、嫡子伯耆守信久早世し、二男日向守信之父に繼ぐ、六萬五千石、五千石をば弟志摩守にわかつ延寶七年六月二十六日、大和國郡山の城に移る、八萬石

○伊賀守源忠晴は伊豆守信吉の二男、慶長十四年、兄忠國と同じく、將軍家の御前にて、元服し、御諱字賜ひ、元和元年正月廿七日叙爵し、寛永九年四月八日、御書院の番頭となり、同十二年九月六日、大番頭にうつり、慶安元年九月九日、丹波國龜山の城

を給ひ、（三萬八千石）寛文七年閏二月九日、致仕入道して、忠山と號し、同き九年三月廿三日卒す、七十二歲、其二男玄蕃頭忠昭家ゆづられて、後伊賀守に任ず、

●松平　長澤

○右衛門大夫源正綱は和泉入道殿の御弟、備中守久親の後胤、甚右衛門尉正次の子、（これを長澤の松平といふ、一說に久親は信光の御子といふ、）實は大河內金兵衛秀綱が二男、德川殿の仰に依て、正次の世嗣となりしなり、此秀綱と申は、源三位入道賴政の孫、源大夫判官兼綱の三男、大河內源太顯綱が末葉なり、治承四年に高倉の宮の御事有し時、賴政兼綱打死す、源太顯綱年わづかに二歲なりしを、其母むつきの中にかくして、尾張國中嶋といふ所に落下り、また參河國額田郡大河內といふ所に移り住む、顯綱成人の後、大河內源太と名乘る、是より子孫三河國に住す、金兵衛秀綱は、顯綱が十一代の孫と申なり、秀綱德川殿に仕へ奉て、遠江國稗原の地を領し、入道の後休心とぞ號しける、正綱十七歲より、德川殿に近く召仕れ、常に御側をはなれず、（近習出頭人衆といひし也、）慶長五年關が原の戰に隨ひ、同八年三月敍爵し、大坂兩度の戰にも、大御所の御陣に從ふ、大御所薨じ玉ひし後、左大臣家の御時に至て、三代に仕へ奉りて、凡天下郡國の吏務、貢賦の結解をつかさどり、要劇の職に居て、終に一時の淹滯なし、寛永十九年三月三日、始て勘定頭といふ、職置かれて、伊丹播磨守康勝、酒井紀伊守忠吉、杉浦內藏允正友等、三人に司らしめらる、是れ正綱が年來壹人して、司りし所なり、（これ寛永の日記に見えたり、按するに、正綱が晩年に伊丹播磨守と二人して、事を行ひしと見え、又諸役人帳に御勘定頭の下に、初めに右衛門大夫播磨守二人を載せしは、誤なり、）かく夙夜奉公の勞を積みける程に、恩賞行はる、事も度々に及び、所領數多知行し、（相摸國甘繩、伊豆國本目等二萬石の地、）慶安元年六月廿二日に卒す、其子佐渡守利綱、備前守隆綱に父が所領わかつて賜ひ、佐渡守利綱程なく卒し、備前守隆綱家を繼ぎ、萬治二年二月廿一日、御奏者の事をうけ給はる、

○伊豆守源信綱は右衛門大夫正綱が子、實は大河內金兵衛入道休心が孫、金兵衛久綱が嫡男、伯父正綱に養はる、慶長九年七月、左大臣家御誕生ありし時、信綱わづか九歲にて若君の御家人になさる、（信綱童名長四郎と申、）

或時若君、大殿の御寢殿の屋の軒端に、雀の巣くひ、子生みたりしを、こなたより御覽じて、欲しがらせ玉ひ、長四郎とりて參らせよとあり、長四郎年十一歲のときなれば、いかにも叶ふまじきよし辭しければ、晝は驚きて飛去ることもありなん、巣くひし所よく見置て、日暮てこなたの屋の軒にのぼりはしさして登り、彼處に忍び行て取べし、おとなは身重く、足音もしなん、たゞ汝取てまゐらせよと、侍ふ人々の敎へしかば、力なく、日暮ぬればこなたの屋よりして、つたひ〳〵行て、既に御寢殿の軒に至りて、取らんとせしに踏損じて、御坪の內へどうと落つ、將軍家御刀取て障子引あけ玉へば、御臺所燈火とつて出させ玉ひ、御覽ずるに、長四郎にて在けり、將軍家不思儀に思召されて、汝は何しに爰には來りぬるぞと、御尋ありしに、今日の晝、この御殿の屋の軒端に、雀の子うみたるを遙かに見て、餘り欲しさに參りて候と申、將軍家いや〳〵、おのれが心にはあらじ、誰かをしへけるぞと、いろ〳〵に御推問あれども、幾度も初め申せし言葉にかはらず、おのれ事の由ありの儘に申さで、爭ひぬるこそ、年比にも似ぬ不敵なれと、仰られて、大きなる袋の中におしいれて、口を御手づから封し玉ひ、柱にかけさせ玉ひ、事の由ありのまゝに申さゞらん程は、いつ迄も斯て候へと仰けれども、尙爭ひ申す事、初の如し、夜既に明て、常の御座に付させ玉ふ、御臺所は夙く心得させたまひて、彼が幼なき心にて、身のかなしさをかへり見ず、竹千代君の仰なりと申さゞる事を、深く感じたまひて、御手自から袋の縫目ほころばせ給ひ女房達に仰せて、朝かれい召して、是たべよとて給りて、又御手づから元の如くにぬはせ給て、置せ玉ふ、晝の程將軍家入らせ玉ひ、又御推問ありしかど終に言葉をかへず、御臺所御わび事ありしかば、さらば向後の事を愼むべきよし仰て、御ゆるしあり、將軍家御臺所に向はせ玉ひ、彼が今の心にて生立たらんには、竹千代殿の爲には、双なき忠臣にて候らんものぞと、殊の外悅ばせたまひしとなり、

元和九年七月、左大臣家將軍宣旨の時、信綱敍爵して、伊豆守になさる、此年十二月御扈從組の番頭に

なされ、寛永十年五月五日、宿老の職に成て、同十二月九日、武藏國忍の城を賜ふ、二万石を加へられて、二万六千石を領せしといふ十一年七月廿九日、従四位下、十月廿一日、所領加給ひ、四千石を加へられて、三万石を領す、此月御扈従組の番頭をゆるさる、十四年十一月、嶋原の賊徒起て、板倉内膳正重昌、追討の御使を承て向ひ、西國の軍勢を催して、攻けれども、城落ちず、信綱重て御使を承る、明れば十五年正月元日、重昌打死す、同き四日信綱馳着て、二月廿八日城を落し、三萬七千人が首切て懸け、九州の事共、能く沙汰して、同四月關東に歸りぬ、十六年正月五日、河越の城に移り、所領倍し給ふ、六万石廿年十月、侍従に進み、正保四年また所領を加へ玉ひ、七万石を領す、寛文二年二月十六日、六十七歳にて卒す、

此人の才敏なりし事ども、世に傳ふる事、いくらといふ數を知らず、されども、其事共、天下の大勢に預らぬ事なれば、誠に數ふるにたらず、初め左大臣家かくれさせ玉ひ、將軍家いまだ御幼稚の時に、故將軍家の御時は、國をも郡をも玉ひ、祿をも俸をも當て行なはれし事、月々年々に絶えず、當代に至て、終に其事なし、かくては如何で奉公の勢をもなぐさめ、主に仕ふる忠をも勸めんやと、諫むる人も謗る人もありけり、信綱是を聞て、君いまだ幼なく渡らせ王ふ、今に當て、功勞ある人に、恩賞行はる丶事あらんに、たとへ恩賞を蒙る人悦ぶ事ありとも、又謗る人は、君はいまだ幼稚にてましますゝ是皆執政等がひいきに付て、おのれ〳〵が、かたざまの人々をのみ執し申なりなど云はんには、善を勸め、德を施すにはあらず、恨を加ふにこそあれとて、將身家、政をみづから給はざりし程信綱が世に在りしうち、終に其事なかりしかども、人ごとに敢へて怠たりたゆむ心なく、夙夜しけり、是一つ、天下の大名の代々にたてまつりし人質を、此時に至りて盡くに歸さる、是二つ、近世の慣はしなりし殉死の事、堅く禁せらる、是三つ、中にも明暦の火災には、城郭盡く灰燼となり、人民悉く焦爛す、か丶る事は、古より聞も傳へず、又後の世にも有べからず、まして去年の逆徒由井正雪等が、火を放ちて、兵を起さんと謀りしこともあり、是はいかさま只事にはあらじ

と、上下の心も、靜かならず、其時信綱の、立所に執り行ひし事、殊に皆其所を得て、程なく天下また靜かに治りて、昔にかはらぬ世となる、か丶る事どもは、みな古の名臣賢佐にも恥ぢぬ、善政にてありけり、それも執政の人々の、衆議一決してこそ、斯はありけめども、謗る事も、譽むる事をも、信綱一人の計りしやうに、世にいひしことは、是れ併しながら、名譽のいたす所なり、

嫡子甲斐守輝綱年十九歳、父に隨て、嶋原に趣く、信綱思ふ所あつて、堅く制しければ、軍をばせず、城陷ちんとする時、輝綱一騎馬を駈て城に向ふ、親父信綱大に怒り、岩上角右衛門某といふ郎等して、押止しむ、岩上はせ着き、馬の前に立塞り、伊豆守殿將軍家の御代官として、向はせ玉ひしに依て、諸軍と功を爭ふべからずと、御手の者共をだに、堅く制し玉ふ所なり、まして長男の御身として、かく拔懸して、先を爭ひ玉はん事、あるべうもなし、急度留めまゐらすべしとの御使に、參り向て候と、馬の頭を引返す、輝綱聞もいれず、馬を馳せ出さんとせし處に、岩上冑ぬぎすて首さし出し、某が首の候はん程は、軍し玉はん事叶べからず、速に首をはねられてのち、御心まかせにせらるべしといひて、終に馬の頭引かへし、一鞭あて丶、味方の陣に追かへす、輝綱常に恨みて、輝綱が軍の高名なかりしは、岩上が所爲なり、さりながら、主人を諫めとゞめんには、かくこそはあらめと、感ぜられしとなり、

其後、御詰衆の列に加へられ、父卒して家を繼ぐ、寛文十一年十二月十二日、年五十二歳にて卒す、

此人天性弓矢の道を嗜て、凡武藝の事、盡くに長じ、家子郎等にも、常に勸め學ばせ、飼に飼うたる馬共、多く厩に牽立て、庫にみち〳〵たる、弓箭兵仗、盡くに其制精しからぬはなし、されば、世に鎧冑より初て、馬物具に至るまで、甲斐殿やうとて、武士の手本となる事、年若くして戰の場にのぞめるといふ斗にて、一度の高名もなき人の斯もてはやされしこそたゞならね、

其嫡子伊豆守信輝つぐ、

藩翰譜第二　終

藩翰譜第三

●水野

○日向守源勝成(ナリ)は右衛門大夫忠政の孫にて、和泉守忠重の嫡男なり、先祖を遠く尋ぬれば、清和天皇の御裔、鎮守府將軍源滿政の（多田滿仲の弟なり）、後胤とぞ聞えける、滿政の子陸奥守忠重、（家の記に重忠と云）その子駿河守定宗、其子佐渡守重宗其子佐渡の源太重實、又は八嶋の冠者とも聞えしは、鳥羽院の御時、武者所の四天王と呼ばれし、其一人とぞ承る、その子信濃守重遠、尾張國浦野といふ所に住しければ、初め浦野四郎と名のる、源義家朝臣の聟なりけり、其子重房、同國小河といふ所にうつり、小河の三郎と名のる、その後小河下野守雅經が時に至りて、尾張國智多郡英比(エビ)鄕小河村の地頭職になさる、（文永元年八月に卒すといふ、父を又三郎某といひて、天福年中在鎌倉と云ふ、）是より世々此所の地頭にて、（雅經の子下野二郎雅繼、其子下野守胤雅弘安の比、その子下野九郎入道某元亨の頃の人なり、）又次郎某が時、觀應の頃、足利殿に隨ひ奉りしかば、御教書を給て、其功を賞せらる、（又次郎は、九郎入道が子也、又下野守といふ）それが子孫、（此間五六代の、傳しれずと云）藏人貞守が時に、同國水野と云所に移り住みしかば、改めて水野と名のる、右衛門大夫忠政は、此貞守が曾孫なり、（貞守の子名字共にしれず、或名寶憧院賢勝といふ、長子下野守某或名一初全妙といひしなり、）忠政の時に至り、三河國刈屋城を合せ、我身、刈屋城に在て、嫡子下野守信元して、小河の城を守らす、天文十年忠政の娘を岡崎殿へ參らせられ、（贈大納言廣忠卿の御事、）明る十一年十二月廿六日、德川殿を設け玉ひ、十二年七月十二日、忠政卒し玉ひ、嫡子信元其家を繼ぐ、駿河國今川殿に中違うて、尾張の織田備後守信秀に心を通ぜらる、岡崎殿無二の今川の方人にて、信元の振舞ひ安からずとて、忽に北の方を送り返させ玉ひけり、かゝりしかば、兩家心よからず、岡崎殿うせ玉ひ、德川殿御成人の後に至り御外舅なれど、下野守との合戰やむ事なし、和泉守忠重は、（此時藤十郎）信元の舍弟なりといへども、兄弟の中、常に不快にして、鷲塚といふ所に引こもり居玉ひしが、永祿六年の冬、一向專修の門徒等、叛き參らせて、德川殿は、御軍以の外大事に及ぶと聞て、水野太郎作、村越又四郎を引具し馳せ參り、手を碎きて戰ひ玉ふ事、度々におよぶ、（此時忠重は石川新十郎をうち、太郎作は大見藤六郎を討、）これよりして、常に

徳川殿に従ひ、軍の先をかけ玉はずといふ事なし、天正三年の冬、信元うたれ玉ひし後、同き八年九月廿三日、累代の地なればとて、刈屋の城を織田殿より忠重に賜りたり、是れ併しながら徳川殿の御外舅たるが故に、かゝる恩例もありしなり、此後或は信長の催促に依て、軍をひきゐ、或は徳川殿の大將して合戰す、織田殿うせ玉ひし年、鳥居元忠と共に、甲斐の古國府に陣どつて北條の勢を打破り、信雄秀吉中たがうて、軍起し時、忠重父子、北畠殿の爲に、星崎の城を攻おとし、小牧の陣に從て、長湫に戰ひ、蟹江の城を攻む、ことし十月秀吉伊勢國に攻め入ると聞て、忠重たゞ一勢寄手の多勢に打向ひ、水を阻て、陣を取る、その勢に憚りて、秀吉桑名に入る事をえ給はず、其後關白家に參りしに、桑名にての振舞ひ、又年比の武勇を感じ玉ひ、石川出雲守と同しく武者奉行をぞ給りける、忠重の關白家へ屬せし事は、如何なる故にや、石川出雲守といふは伯耆守が事なり、かれと一時に武者奉行をうけ給はれば、伯耆守と同じく、上方に參りしなるべし 天正十五年七月卅日、豐臣の姓賜て、叙爵し、此頃までは、總兵衞と申せしなり、按ずるに、家忠日記には、徳川殿初めて御上洛のとき、忠重供奉し叙爵して、姓賜ふとあり、されども、家譜本文の如し、疑ふべからず、筑紫小田原等の陣に従ひ、慶長五年の秋、石田等が兵起りし初め、池鯉鮒の宿にして加々井彌八郎秀盛が爲めにうたれ死す、年六十歳とぞ聞えし、嫡子なれば日向守勝成家をつく、勝成童名國松丸、生年十六歳の時、高天神の城せめられしに、みづから鎗とつて高名し、手の者共にも首きらせて獻る、信長此由を傳へ聞き玉ひ、御書給て感ぜらる、成人して藤十郎と名のり、甲斐の古國府の戰に、みづから內藤の某を討取る、星崎の城を攻めしにも、父と共に軍し、長湫の合戰に、自ら一番に首を取る、郎等三人にも、皆首とらせて、御前に參らせしかば、徳川殿御感なゝめならず、此日みづから首を切ること三つ、そのゝち本治の城をせめ、又蟹江の城の城戸口にて、御方、龍川左近將監一益と散々に戰ふ、勝成、兵を下知して、横さまにきつて懸りしかば、敵たちまち敗れてけり、此日みづからも手負ふこと二か所、かゝる高名度々に及びしかど、此人天性腹あしき人にて、父の不興蒙りて、刈屋の城を出て、都に上り、六左衞門と名のる、

世に傳ふるは、勝成或時、和泉守殿の出納の役人を召て、我は我家の嫡子にて、家終に讓らるべき

身なり、父の持たせ給はん程の寶、悉く我が物なり、おのれらも、又終には我に仕ふべき身の上にあらずや、それにおのれらが、や、もすれば、我が思ふさまに、金銀まゐらせぬこと奇怪なれば、向後においては、如何ほどもいく度も、急度參らすべしとありしかば、如何で仰をばそむき候べき、さりながら大殿の御物を私に奉らん事、我等が罪かうむらんは、物のかずにあらず、君の御咎を受け玉はんをはゞかりて、まゐらせず候、あはれ如何にもして、一度大殿の御ゆるし蒙らせ玉ひなば、その後は、いくたびも仰せに從つてまゐらすべきよしを申しければ、勝成大に怒て、やあ、大殿に申すべきほどならば、おのれらに、かくいふべきやと、いひもあへず、首うち落して捨てぬ、其後、親父のけしき日を追てよろしからず、勝成、いや〱此まゝにては、我また首きらるゝ事もこそあれと思ひ、刈屋を逃け出せしといふなり、

勝成親父のために不幸かうぶりしは富永半兵衞といふもの、讒によりし故に勢州桑名にて富永を斬り信雄の長島の城に居りしを賴みて行きしを親父怒て息男これに候はんには此陣を去りて本國に歸るべしと申ければこゝを去りて小牧の陣へ參る親父又申す所前の如く德川殿御陣に隱しおかれ其後清洲の寺の中に居れりこの時前田の城主の信雄に背しを討れし時勝成も馳せ行て德川殿の御前にて高名しみつからも疵蒙る其のちこゝかしこに流浪してつひに西國に下向せし也と

天正十五年に、關白殿筑紫にむかひ給ひし時、肥後國に渡りて、（都にて鬪諍し、人うち切つて、肥後へゆきしとも云ふ、まことにや、）佐々陸奥守成政が家につかへて、國人等が亂起りしに、所々の戰に高名し、成政亡びし後、小西攝津守行長が家に仕へ、（千石を領すと云々）かしこを出て、（また人を切て逃去ともいふなり、）加藤主計頭清正が家にゆきて仕ふ、（千石を領すと云）又こゝをも去りて、（こゝにても、人を斬りしともいふ）豐前の國に往き、黑田甲斐守長政に仕ふ、（千石を領すと、）長政船に乘て、大坂に上るとて、勝成を召し、帆柱にまとひたる繩とけ、といひしかば、勝成おもふやう、如何に心は猛しとも、かゝるわざに慣れざらんものが、これほど走る船の檣に登る事なるべきや、奇怪なる事いふ人かなと、腹だちけれども、辭せんもさすが口をしと思ひ、頓て攀ぢのぼ

つて、帆繩引ときて下りぬ、かく僻事いはん主に仕へん事、益なしとて、その夜船の着たる所よりたち去る、かゝりしかば、畿内も九州も、皆たゝずむべき所なければ、備中國に隱れ捿む、

此後勝成、乘之助と名をかへて、毛利が家人、備中國の住人三村紀伊守とて、三千石を領せし人の家にゆきて、十八石の祿うけて仕ふ、此國にて、子息美作守をば設けしなり、あら玉の春になりて、三村が家に椀飯の事あり、饗膳をはりて、茶を賜ふ事あり、下ざまの人には及ばず、勝成さすが昔を思ひ出でられ、あはれ如何にもして、呑ばやと、思ひければ、茶たつる童坊に近寄て、手をつかねて、おことがなさけにて、我にも御茶たまはれといひしに、此童坊、これはうへざまの人々に給はるにて候、おこと等にまゐらせん事、叶ふべからずといふ、されば候、それゆゑにこそ、かくは望みぬれといひけれども、つれなく聞きもいれず、勝成侍ほどの者に、飲食の物にて、恥は見せぬものぞといふ、童坊から／＼と笑て、おことも侍の數と思ふにごさめれ、あらをかしやと云ひけるに、勝成大に怒て、大の眼に角を立て、はたと睨んで、につくい今の言葉かな、おもひしらせてくれんずものをと、つぶやき／＼、たち出て、彼童坊が茶の事畢りて歸る所を、たゝ一刀に切てすて、こゝをさりて都をさして登りしといふなり、

爰をも去り都のかたに趣きしに、大坂の奉行等、德川殿の伏見の御館攻むべしとて、洛中洛外以の外に騷動に及びし時に參りあひ、幸なる事、ごさんなれと、夜に入て、御館に參る、德川殿悅ばせ玉ふこと斜ならず、さりとは申せども、御前には召さず、これは、和泉守どの如何なる事、はべるとも、勝成と音信を通じ給はゞ、長き恨に候べしと、制し玉ひしゆゑなり、德川殿山岡備前入道を御使として、（道阿彌と申せし人なり、）和泉守殿へ、いろ／＼に仰らる、旨ありしかば、父の心もとけて、對面を許さる、さてこそ、德川殿にもめされけれ、（百人扶持を給ひしとなり、）程なく、德川殿の奥の會津に向はせ玉ふに、勝成供奉して下る、其跡にて、和泉守殿の事ありしかば、勝成を小山の御陣にめし、急ぎ馳上つて、刈屋の城守るべしとありしに、勝成仰畏りて承りぬ、さりながら父の不興蒙りし身なり、

今更家子郎等、勝成に從ふ事あるまじきにて候と申す、さらばとて、和泉守殿の家人等に、早く勝成の下知に從ふべき由の御書をなし下さる、勝成是れを帶し馳上りて、軍勢を催し、先陣に馳せ加り、美濃國に赴きて、曾根の古城を守りて、嶋津兵庫入道と戰ひ、大柿の城を攻めて、攻くだす、此後刈屋城を領し、（三万石なり、一万石を加られしと見ゆ、）慶長十五年、從五位下日向守になされ、同十九年の冬、大坂に馳せ向ひ、城をせめ明る元和元年の夏、大和路の先陣をうけ給はりて、大和國の軍勢をひきゐて向ひ、（去冬の軍には、藤堂和泉守高虎大和國の軍勢をひきゐしが、諸將その下知に從はざりしかば、今度は勝成に仰付られしなり、）五月六日の合戰に、敵の先陣打やぶり、首あまた切て、大御所の御陣に參らせしかば、御感の仰を蒙り、明れば七日天王寺の敵をかけ破て、父子二手に別れて、（子息は美作守勝俊なり、）逃くる敵を追うち、勝成が手にて、明石掃部介を討取る、眞先に城中にせめ入、一番に旗を建て、よき首九十七きつて獻る、打捨は數を知らず、然れども、大御所勝成が振舞を悅ばせ給はず、今度都にて勝成めして、一方の大將を賜る上は、相構へて、昔の如く、自らの高名せんと、な思ひそといひしに、今日の合戰に、明石掃部介が陣にむかひ、みづから鎗とつて、まつ先懸け、敵四人とわたしあひ、二人をば追はらひ、二人が首を切るなんぞ、かねての仰を背きて、かく輕々しきふるまひをば仕る、甚た奇怪の至りなりと仰られし程に、彼が手の者共の、高名せしも、御感にあづかる事を得ず、されど、此年七月廿日、大和の國郡山の城を給はりしは、今度の勸賞とぞ見えにける、（六万石）同き五年に、西海道の鎭守のため、備後國福山の地を給ひ、城新に築て移る、（十萬石）寛永三年の秋、從四位下に叙す、同十四年、肥前の國有馬に賊徒起りしかば、追討の御使として、板倉內膳正重昌馳向ひ、九國の軍勢をひきゐて、かれが立こもる城を攻む、城いまだ落ちざりければ、重ねて松平伊豆守信綱を、さしむけらる、明る十五年正月元日、重昌うち死す、初め將軍家、信綱に仰下されしは、日向守勝成は、さる古兵なれば、彼等父子が、向はざらん程は、只遠攻にせよ、軍して兵うたすべからずとありしかば、信綱かしこに至りて、軍を留めて、勝成が至るを待つ、勝成わざと日數歷て、二月廿二日にぞ着きたりける、同廿四日、寄手の人々、信綱

が陣に集りて軍評定す、戸田左門氏鐵進み出て、我等仰を蒙つて候ひしには、相構へて兵を討たすな、謀をめぐらして、城をば攻め陷せとこそ承りたれ、たゞ遠攻にして、城中粮盡くるを待ち給ふべくや候はんとぞいひたりける、信綱勝成にむかひ、日向守殿の御謀承り度候といひしかば、今天下一統の世と成て、此奴原に力あはせんもの、一人もなし、何の恐れか有べき、たゞ面をも出させず、ほし殺してくれ候に若くべからず、大御所むかし高天神の城を、かくこそ攻玉ひけれ、殊に此城と申は、古より名高き城なりとは、勝成がわかき時、鎭西に流浪せし頃より承り及び候き、あつたら士の命、土民百姓等がために失はん事、謀にあらずといふ、氏鐵もつとも候、只敵の粮つきん程を待つべく候といひしに、勝成聞きもあへず、しばらく候、戸田殿、けふまで人人の遠攻して、御勢うたせ給はぬがよき謀と申事にて候ぞ、城の奴ばらが、事俄かに起つて、百日に及び、立こもつたれば、今は粮料も矢種も、はや盡きはてんずるものを、此後は何をか、さのみ待つべき、たゞひらせめに攻やぶつて、捨てられ候へと、云ひしにぞ、さらば攻めらるべきに定まる、其時細川越中守忠利、鍋嶋信濃守勝茂、一同に進み出て、忠利勝茂が陣取し所、無下に城近き所なり、二三の城をば、まづ我等が手より攻め破て、見參に入候ひなん、人々の御勢一同に、時の聲をあはせ、力を添て給るべしと望みける、座中の人々皆心得ず氣に見えし處に、勝成ゐたけ高に成て、此城を只二手にて攻おとし給はんと、忠利勝茂の佳名こそ、ゆゝしかるべけれなれども、誰か又見物の場に集たる樣に、餘所には見て居候べき、勝成身不肖には候へども、むかし大御所に從ひ奉りて、十六歳にて軍始し、今此年に至るまで、大小の戰ひ、既に五十餘度、つひに人に超えたる事はあらねども、又人に越されし事もあらず、況んや、又時ばかり作たる、鷄軍したるためし、猶さむらはず、かく人々功を爭ひ給はんには、軍勢多く打れぬべう覺ゆ、將軍の仰せにも、兵な打たせそとこそ侍れ、凡そ城を攻むる事、味方の心を一つにせでは叶はぬこと勿論なり、けふの軍の評定は、竹釘軍といふものにて、頭たらん者は無きに似たり、伊豆守殿追討の御使として御下知あれば、勝成が存

ずる所、此たびの大將、此人とこそ存ずれ、彼が御下知あらん事、いかでそむき申べき、老人の長居難義なり、子息美作守、父が代官として、これに留む、御評定一決の後、御下知を彼れに仰せ蒙るべしと、この美作守と申す男も、若き時、大坂の合戰に召し具せられ、軍のやうをも見たるもの、さのみ無骨をも存ずまじ、御暇申す、かた／＼とて、座をたちてぞ歸りける、その日の評定には、廿八日をもつて、諸手一同に、城せめ破るべき日に定めらる、かゝる所に、廿七日の朝、人々また信綱の陣に集る、鍋嶋既に城中に攻入るといふ程こそあれ、諸手一同に先を爭ひ、上を下へと、ひしめく、勝成はおのが陣に在て、少しもさわかず、手勢五千を引ぐし、子息美作守が、信綱が陣より歸るを待て、さきがけさせ、本城に攻入て、一番に旗をぞ立てたりける、明れば十六年致仕入道して、宗休と號し、年八十八歲にて、慶安四年三月十五日に卒す、美作守勝俊、勝成の男、十七歲にして、父と共に大坂にむかひ、再ひ兵起しに、道明寺の合戰に、十八歲にて高名し、明る七日天王寺より押しよせ、敵の多勢をかけ破り、追つめ／＼打つ程に、天滿の川に追こみて、首あまた討取ぬ、寛永十五年の春、父と共に、有馬の城を攻やぶり、一番に旗をたつ、同十九年に、從四位下に叙し、明曆元年二月廿一日、五十八歲にて卒す、其子日向守勝貞、初め備前守に任し、祖父と父とに隨て、有馬の城を攻し時、年纔に十五歲、明曆元年十二月廿八日日向守になり、寛文二年十月廿九日、三十八歲にて卒す、其子民部勝慶つく、（後に美作守）

○隼人正源忠清は、和泉守の末子也、慶長七年春、大納言殿、（台德院殿の御事）に附けられ、御書院番頭となり、叙爵して、御奏者の事を兼ぬ、大坂初度の軍に、忠清が手の人々、青山伯耆守忠俊が手の人々と、互に先を爭ふ、明れば元和元年五月七日の合戰に、互に先を超させじと爭ひ進み戰ひし程に、兩人が手に、打死の人々多かりき、されば軍終りても、功を爭ふ事止まずして、大御所の御裁斷をぞあふぎける、同二年四月三日、大御所御違例既に事急なるに、忠淸を召され、彼が父祖の事ども仰出されて、累代の舊領、三河國刈屋城をぞ、賜うたりける、（二萬石）寛永九年七月十一日、同國吉田城に移る、（四萬石）同十一年十月十

七日、地加賜ふ、（四萬五千石を領す、）同十九年九月六日、信濃國松本城に移る、（七萬石）忠清卒し、（卒する年いまだ聞ず、）嫡子出羽守忠職（モト）、家を繼ぐ、承應元年五月十六日、忠職、內藤帶刀忠興、松平丹波守光重と、輪番交替して、大坂の城を守るべしと仰下され、（これを假りの御城代といふ、）忠職の守る事、まづ此年より同三年に至り、再ひ萬治元年より、二年に至り、三度寛文元年より二年に至り、寛文八年六月廿六日五十六歲にて卒す、其子中務少輔忠直家を繼ぎ、寛文十年春隼人正になる、

○監物源忠元は、右衞門大夫忠政の四男、織部正忠守の二男也、忠元年わかき日より、大相國家に（台德院殿の御事）近侍し、御納戸頭を經て、（此頃は小左衞門）御扈從組の番頭に至り、小十人歩行衆等の頭を兼ねて、およそ三職を司とりて、大坂兩度の軍に從ひまゐらせ、大相國家西城へ遷らせ給ひし時、常に御側に伺候し、（御近習出頭人衆といひしとぞ、）御書院番の頭をかね、次第に身を起して、常陸の國山川の地を領す、（所領いか程といふことをしらず又卒せし年月日いまだきかず、）男子二人、嫡子監物忠善、二男越中守忠久とぞ申ける、監物忠善父につぎて、後寛永七年十二月廿六日敍爵し、同き十二年十一月廿二日、駿河國田中の城を賜ひ、（四萬石と云ふ）十九年九月六日、三河國吉田の城に移り、（四萬五千石）正保二年正月十一日、同國岡崎の城に移り、（五萬石）六十四歲にして、延寶四年八月廿九日に卒す、其男右衞門大夫忠春、父につく、（忠春是よりさき、承應三年十二月に敍爵す、）

●松　平　久松　附能登守定政

○因幡守源康元は、（初は勝元）久松佐渡守俊勝が男、德川殿には異父同母の御弟也、むかし尾張の守護斯波家の被官、久松彈正左衞門菅原道定、初て當國智多郡阿古居の莊を領す、（世に傳ふる所、聖廟の御末、字は久松丸と申せし人、此國に流され、野間の大進院といふ所に住む、所の者共、敬ひて久松殿と仰きしより、子孫その字をもつて家に名づくといふ、）道定より六代左京進定氏一人の女子をもち、家つがすべき男子なし、一色兵部少輔源滿貞が（一色宮內卿阿闍梨公深の九代の孫なり）二男次左衞門詮定に妻あはせて、世嗣とす、佐渡守俊勝はこの詮定が五代の末孫なり、俊勝初め彌九郎長家といふ、男子一人まうけて妻を失ふ、德川殿の御母公、岡崎より出されて、御兄水野殿（下野守信元）の許に歸り住み玉ひしを迎へて、男子三人、女子四人をまうく、三郎太郎康元（卽ち因幡守）當腹には長子なり、其弟源三郎

康俊、三郎四郎定勝（後に隱岐守と云、）と申、永祿三年三月、德川殿、今川の爲に兵をひきゐて、尾張國に向ひ給ふとて、阿古居の館に立よらせ給ひ、御母上に御見參のついで、かの子息等を御覽して、元康外に弟とても、さむらはず、此三人の若者を、誠の弟とこそ存ずべけれとて、松平とは名のらせらる、此年三河國山中醫王山の要害を攻らる、俊勝さき駈けし、忽ちに攻やぶる、同き五年、同國西郡の城を攻らる、俊勝等馳せむかつて攻む、城終に落てければ、俊勝に賜ふ、俊勝阿古居をば長子彌九郎にゆづり、西郡の城をば、嫡子三郎太郎勝元に（康元初名）守らせ、我身は岡崎に參り、德川殿軍出させ給ふ度每に、必す御後を守る、天正三年十二月水野下野守殿、（信元）武田の四郎に心を合せられたりとて、誅せらるべきよし、信長の仰せられしに因て、德川殿力なく、俊勝して岡崎に呼び迎へて、信元を誅せらる、俊勝大に驚き、かゝる事とも知らずして、信元迎へ來て打たせたりし事の無慙さよ、世の人のかへり聞かん事も恥しとて、德川殿を深く怨み、中違こそしたりけれ、（俊勝卒去の事、いつれの年月日といふこと未しらず、）三郎太郎勝元、御諱字を賜て、松平因幡守康元とは申しなり、（康元、初め駿河沼津の城を賜ひしと云ふ說あり詳なることをしらず、）天正十八年關東に移り玉ひし時、下總國關宿の城を賜ひ、（二萬石）十九年所領の地加へられ、（關宿のほとりにて、二萬石を加へられて、四萬石を領すといふ）慶長五年の秋、奥へ下らせ給ふにも、上方に攻めのぼり玉ふにも、御跡に留りて、江戶の城を守る、同八年八月十四日五十二歲にて卒せらる、嫡子甲斐守忠良家をつぎ、大坂の合戰に首三十四を切て獻る、元和三年美濃の國大垣の城に移る、（五萬石）寬永元年、忠良卒して、其男因幡守延良つぐ、信濃國小諸の城に移り、慶安元年に卒し、世嗣なくて家絕えたりしが、明る二年正月廿八日、舍弟數馬良尙、別に伊勢の國長嶋の城を賜ひ、（一萬石）釆女忠節、信州の禰津の地を賜ふ、（五千石）良尙成人して、佐渡守に任す、其嫡子信濃守良昌早世し、二男長門守元尙といふ、男女の子猶多し、（此家絕て繼し、いはれありといふ、くはしき事をば知らず、）

○左少將兼隱岐守源定勝は、俊勝の三男也、初め三郎四郎と申、（松平と稱する事は、上にみえたり、）天正十二年の冬、豐臣家德川殿の御子を養君とし奉るべきよし、望み申されしかば、此人を御子とし遺さるべしと仰せられしに、大方殿（御母上傳通院殿と申せし御事なり）深く歎き玉ひ、かれが兄源三

郎、今川殿へ質とし、駿河國にありしを、武田がために奪はれ、かろうじて彼國を逃れ出て、深雪の中を蹈わけて、手足の指みな落ちて、世に交るべき身にもあらず、今また此子都にまゐらすべしとも思はずと泣きくどかせ玉へば、於義丸殿をぞ登せらる、德川殿、これは三郎四郞が母上に、うつたへ申せし故なりとて、御氣色宜からざりけれど、誠は其心にあらざれば、やがて御心とけ玉ひき、關東へ移らせ玉ひし時、下總國小南の地を領し、（三千石）關が原の戰には、遠江國掛川の城を守り、明る慶長六年の二月此城を賜ひ、（三萬石）此年從五位下隱岐守になる、同き十二年閏四月廿九日仰を蒙りて、伏見の城を守る、（西城にあり、）山城近江の國々にて、便宜の地下し賜ひ、（四萬石、一說に五萬石、○按ずるに家忠日記追加には、來年の如くしるせり、）掛川の城をば、息男に讓るべきよし仰下さる、（創業記に出づ、たゞし息男の名をのせず、城主譜を按ずるに、松平河內守定行とのす、されども、創業記をみるに、慶長十四年より、駿河遠江は、遠江宰相殿領したまふと云云、思ふに定勝朝臣、伏見を守りしのちは、彼嫡子遠江守定吉、掛川をゆづられしにや、定吉卒して、遠江宰相殿へまゐらせられしなるべし、河內守定行にはあらじ、定吉の卒せし年をしらざれば、いかにもわかち難し、）十九年の冬大坂の兵起りしに、伏見の城にあり、明れば元和元年の夏、再び兵起しには、二條の城を守り、子息河內守定行、伏見城を守る、

同き三年あまた地つけて、伊勢の國桑名の城をたまひ、（十萬石又十一萬石とも）又四位の少將に歷のぼつて、寬永三年十月四日、年六十五歲にて卒し、子息河內守定行家をつく、年九歲の時より、大御所に奉仕し、大坂の兵起りし時、馳向て城を攻め、再び兵起しに、十八歲にて、まづ伏見城を守り、道明寺の戰に、みづから高名し、明る日、將軍家の御手にて、一番に首とつて參り、兩御所の御感に預りぬ、元和六年伊勢國長嶋の城を賜ひ、（二萬石）父の朝臣卒してのち跡を繼く、桑名城に移る、（十萬石）此年從四位下に敘し、隱岐守に任す、寬永十一年侍從に任し、十月十七日、伊豫國松山城に移る、（十五萬石）明曆四年二月廿八日致仕入道し、松山と號し、寬文八年十月十九日八十二歲にて卒す、隱岐守定賴、定行の男、初め從四位下河內守、家讓られてのち、隱岐守となり、寬文二年正月廿三日、五十六歲にて卒す、嫡子主計頭定治病に依て、籠居しければ、二男石見守定長、家をつき、從四位下隱岐守になり、三十五歲にて、延寶二年二月十二日に卒し、嗣なければ、一族美作守定時が嫡男鍋之助を養うて世嗣とす、（萬之助とあらたむ）此年從五位下淡路守に任し、延

寶五年閏十二月從四位下に叙し、隱岐守に任す、

○越中守源定綱は、隱岐守定勝の三男なり、慶長元年三郎四郎と申して、未だ幼なかりし時、荒川二郎九郎が養子となる、同き四年十二月七日、荒川、伏見の御館にて死す、荒川が家臣等荒川が一族して其家を繼すへきよしを、頻りに訴へ申ければ、大方殿聞召し、荒川が三郎四郎を子として、既に四年を經たりしに、今に至て、家臣等が、かく申こそ心得ねと仰ければ、德川殿、三郎四郎何ぞ荒川が世嗣たる事を願はんや、彼が成人の後は、彼の所帶よりは、猶あまたの地領すべきものなりと仰らる、にぞ、大方殿の御心もとけにける、同き七年十一月三郎四郎十二歳にして、十一歳か掛川の城を出で、關東に下り、本多佐渡守正信を頼み、大御所に見參すべきよしを望み申ければ、頓て御前に召し、正信を以て、將軍家に召し使はるべきよしを仰せらる、九年始て下總國山川の地下し賜ひ、五千石十年に叙爵し、越中守に任し、十五年七月、所領の地倍し賜る、一萬石大坂前後の軍に、御書院番頭として、手の人々に軍させ、みづから能き武者二騎切ておとし、郎等らも首十七きらせて獻る、此とき廿四歳元和五年遠江國掛川城を賜ひ、三萬石また三萬五千石とも寛永二年正月十一日、山城國淀城築きて、定綱に賜り、四萬石、又は三萬五千石同き十年、美濃國大柿城に移る、六萬石といふ明る十一年十一月伊勢國桑名の城に移りて、慶安四年十二月廿五日、六十歳にて卒す、

世に傳ふる所は、台德院殿大相國、日光山へ御參詣、還御の時、下野の宇津宮の城を、假の御座所に定めらる、城主本多上野介、旅の御設けす、此人逆謀あるよし、告申す人あつて、夜中ひそかに、城を御出ありて、御供少々召ぐせられて還御あり、其時越中守定綱仰をかうむりて、御肩輿に乘て歸る、供奉の人々、常の如く、人みな、實に將軍家と思へり、これよりして、彼家の肩輿の制、頗る將軍家の御物に似たりと、この事、何時の頃にや、また有りし事にや、按ずるに本多が宇津宮賜りしは元和五年なり、罪かうぶりしは、同き八年の九月なれば、此事は元和八年の四月、大御所七年の御遠忌にて、日光山へ參り玉ひし時の事にや、

其子攝津守定良家を繼き、明暦三年七月十八日、廿七歳にて卒し、嗣なかりしかば、河内守定賴の後には隱

岐守三男を世嗣とす、叙爵して越中守定重と申す、

美作守源定房は隱岐守定勝の五男なり、初め寬永二年伊勢國長嶋城を賜ひ、（此時兄隱岐守定行、桑名城を領す、弟なるゆゑに、定房も同國にて城たまひしか、）同き十二年十一月廿二日、伊豫國今張の城に移る、（三萬石一說に四萬石といふ、非か、）寬文五年十二月廿七日、從四位下に叙し、關東の地を以て、所領を加賜ふ、（此人江戶城留守の事をうけたまはりき、此時の事にや、此度の加恩にて四萬石を領せしなり、）同き九年侍從たり、延寶二年六月廿六日致仕入道して、安心軒と號し、（今治と稱す、）都のほとり黑谷に籠り居て、同四年六月廿八日、七十三歲にして卒す、嫡子肥前守定經早世し、二男玄蕃頭定時に家を讓る、此年定時美作守に任し、同き四年父入道の病甚しと聞て、暇申とて、都に馳せ登り、路次にて卒す、四十二歲とぞ聞えける、定時が嫡子定直は、（時に鍋之助と云、後に隱岐守）隱岐守定長が家を繼ぎしかば、二男岩松丸、父定時の家をつぎ、（四萬石）同き八年駿河守に任す、三男千勝丸所領をわかつ、（後に修理亮定道と申、開發の田五千石をわかつ、）

○能登守源定政は隱岐守定勝の六男なり、左大臣家に（大猷院殿の御事、此後是にならふ、）近く仕へ奉り、御扈從組の組頭となる、慶安二年二月廿八日、三州刈屋の城を賜ふ、（寬永十二年より、伊勢の長島七千石を領せしが、この時一萬三千石を加へられて、二萬石を領せりと、寬永の日記に出づ、一說に初め、長島二萬石を領すといふ、非なるにや、いまだ知らず、）慶安四年四月廿日、左大臣家薨じさせ玉ひしのち、七月九日忽ち世を遁る、その體すこぶる狂氣に似たりしに依て、舍兄隱岐守定行にあづけらる、

七月九日、定政己が家に、增山彈正忠、中根大隅守、宮城越前守、牧野織部正、石谷十藏、林道春六人を請じ、饗應事終りて後、定政、牧野中根石谷三人に向ひ、人々賴み參らすべき事あり、又殘る人には、定政が申事をば、能く聞かせ玉ひて、後日の證人に賴み參らするに候、抑も、定政故將軍家の御恩、高く厚く蒙りたる身なり、一たびは命を捨て、報ひ奉らんと存ぜしに、世を早うせさせ玉へば、年比の所存、空しくなり畢んぬ、縱令當代に仕へて、我忠を致さん事を思ふとも、今の執政の人々が、輔け奉るやうならんには、君未だ御幼稚なり、天下亂れん事、遠きに有るべからず、井伊殿阿部殿へ此事申さんが爲に候とて、直孝忠秋のもとへ、一封の書取出て、三人にぞわたしける、人々興さめて、大に驚き思ひしが、さて止む

べき事ならねば、掃部頭のもとに行向て、此由を語りて、彼書をつたふ、直孝一人して見るべきにあらずとて、執政の人々打寄て、開き見るに、始には、定政が廿歳の時より、四十二歳に及ぶまで、夢に見たりし歌どもをしるし、その次に、自詠の歌書て、奥には、定政世にありしむかし、いかでかゝることを申べき、今は憚る所なき身となりぬ、思ふ所を殘すべからず、尋ね玉ふべき事あらんには、召しに從ひて參るべきにて候とぞ、書きとゞめける、此文のやうにては、定政いかになりぬらんと尋ねるに、人々にこの文わたしてのち、忽ち上野の山に入りて、髮そりて捨て、嫡子をも入道させ、のこる二人の男は、兄の隱岐守が許へつかはし、妻をも、舅の永井信濃守がもとに返しぬ、人々こは如何にと、いよ／＼驚く、又掃部頭の許へ消息す、まづみつからが名を天德院大居士としるす、此書には、諷諫の言葉など、少々書のせて、さてわが所領の地より、兵器雜具にいたるまで、盡くに將軍家にたてまつるよしを載せたり、父子幷郎等四人ともに、入道して、墨染の衣の下に、打刀横たへて、銅鉢さゝげ、松平能登の入道に、ものたべ／＼、南無阿彌陀佛／＼と申て、東西の町々をめぐりありきぬ、同き十五日將軍家、殿中伺候の大小名に、定政が兩通の書を見せられ、同十八日兄隱岐守定行召して、定政が所行、狂氣の致す所なれば、その罪を宥められ、定行にめし預けらるゝ所なりと仰下さる、同き廿九日定政が兄越中守定綱、早馬を參らせて申す、舍弟能登守が事、風聞の及ふ所、頗る狂氣に似たりといへども、且は又、如何なる謀事ならんも計り難し、さるに依て、速かに我が桑名の城をたつて、かれが刈屋の城に馳せ向つて、是を守り畢んぬ、又郎等を分て定政もし馳せ登る事あらんには、搦め取て來るべきよしを下知し、路をさへぎるの所に、兄隱岐守に預け下さるゝの旨を稱して、定政をゐて西をさしてのぼるの間、押し留めおきぬと注進す、此よし聞召されて、越中守が振舞、神妙なりとぞ、感じたまひけると申なり、

其のち定政不白入道と號し、兄が領せし伊豫國松山のほとりに籠り居て、行年六十三歳にて、寛文十二

年十二月廿日に死しけるとぞ、聞えける、一説に、十一月廿四日に死すと、定政死して後、延寶元年十二月十九日、彼が息男數馬定知、傳左衛門定淸二人、御家人に召加へられ、兄に千五百俵、弟に五百俵を賜ふ、又定政が松山にて設けし男子ありしを、隱岐守定直所領分ち與へん事を望しかば、是も御許し候て、御家人となされ、左大夫某と申し、開發の田三千石を分ち與へしとなり、

●増山

○彈正少弼藤原正利は七澤作左衛門淸宗が嫡男にて、寶樹院殿の御弟なり、右大臣家の御母上なり、初め御家人に召されて、祿米千俵を賜ひ、後に倍して二千俵と成相模國にして、所領の地を賜ひ、一萬石を領す、御奏者の事を奉る、萬治二年三河國西尾の城を賜ひ、二萬石寛文二年七月廿八日卒す、年四十歲、一說に四十五歲子なかりしかば、弟那須遠江守資國が、左京太夫資康か養子となる詳なる事那須家傳に見ゆ、男をもつて嗣とし、兵部少輔利順と申す、寛文三年常陸の國下館の城に移る、二萬三千石

藩翰譜第三　終

藩翰譜第四上

●酒井　附備中守忠解

○左衛門尉源忠次は、故左衛門入道淨賢が子なり、其家の系圖傳ふる所、かくの如し、先祖の事詳ならず、世に傳る所、異説まち〳〵なり、事長ければ、下に註す、○德川殿の御先祖源親氏と申奉る、初て三河國に至り玉ひ、坂井といふ所に留り、嘉吉元年十二月、御子一人設けらる、坂井五郎親清といふ、此後松平に移り、泰親を設け玉ふ、これ德川殿の御先祖なり、坂井五郎親清男子二人、兄は小五郎親忠、弟は與四郎親重といふ、文明十一年七月十五日、泰親の御子信光、安祥を攻められし時、坂井五郎親清三十九歲、小五郎親忠二十歲、與四郎親重十八歲、父子三人御方に馳參り、搦手に向ひ、城を攻おとす、小五郎後に信光の御子親忠と申奉れば、おのが名乘を改て、坂井左衛門尉氏忠といひ、入道して、淨賢と號す、是も男子二人、兄は將監忠尙、弟は左衛門尉忠次といひしなり、與四郎親重は、雅樂助正親の父なりと云云、此說詳なるに似たり、されども、雅樂助正親の系圖に合せ考ふるに、大に異なり、彼系圖をあはせ見るべし、

並合記に曰く、酒井與四郎忠則、三河國成瀨に住す、後に大濱の下宮に蟄居す、三河松平の酒井是れなり、成瀨七郎忠房、太郎左衛門忠親、二人は、正行寺に居す、この三人は兄弟にて、新田の一族大館又太郎宗氏が子なり、紋かたばみと云云、此說殊に珍らし此說の如くなれば、同し流の源氏なれど、德川家の庶流にはあらざるなり、

初の字をば小五郎と申す、永祿の初め酒井將監忠尙背きし後、故左衛門が家絕つべからずと仰ありて、同き小五郎忠次に所領賜ひて、左衛門尉とめさる、世に傳ふる所に曰く、初め廣忠卿十一歲にて、駿河にましまます時、天文五年四月八日、酒井左衛門卒す、其子を將監と申て、父に繼ぐ、永祿六年德川殿、織田信長に組みし玉ひし時、將監二心ある由なれば、討手を差向られしに、打もらしつ、一向宗の亂の時、將監上野城にこもり、明れば永祿

七年に城逃れ出て、駿河に落行く、其所領を甥の小五郎忠次に下さると云云、又岩淵夜話別集に曰く、今川義元、織田殿に討れ玉ひし後、酒井將監を召して、今川氏眞、年頃父の讎むくはんといふ志もなく、家人多けれども、諫むるもの一人もなし、元康たま〱此事を勸むれば、用ゐざるのみにあらず、却て恨みをふくむ、今川の家亡ぶべき時、既に至りぬ、この上は力なし、元康は駿河に置きし人質、捨てなんと思ひたつ、汝が人質をもすゑ〱は捨てんと心得よと仰ありしに、將監は、今川と中違ひし玉はん事、然る可らざる由を諫めて、御前を立しに、德川殿、彼が氣色二心ありと覺ゆるぞと、速に兵をおこして追かけ玉へば、おのが上野の城に入る事を得ず、直に駿河へ落行、將監が所領をば、彼甥小五郎に賜て、左衞門尉とめさると云云、按ずるに前の說によれば、左衞門尉忠次に所領賜ひしは、永祿七年の事なり、後の說によれば、永祿四年の事なり、創業記考異にも、一向宗亂の下に、此度酒井將監、上野の城に立こもり、將監は昔しも御敵なりしが、此度も又一揆に組しけると載せ玉へり、又一向宗亂の時、左衞門尉忠次、一方の大將たれば、岩淵夜話別集の說の如くに、永祿四年に忠次に所領賜りし事、疑ふべからず○家忠日記增補を考ふるに、酒井將監天文十六年織田彈正忠に組して、廣忠卿に背き、永祿六年一向宗亂の時、又德川殿に背くとしるす、誤れるにや、大久保彥左衞門物語に、廣忠卿の御時の事しるして曰く、酒井左衞門尉殿は、織田彈正忠と心を合せて、御城へ詰て、石川安藝守と酒井雅樂助に腹を切らせ玉ふべしと訴ふ、左衞門逆心して御城に詰たりと聞て、各馳せ參れば、左衞門尉引退き、譜代の衆五三人引ぐして、織田彈正忠へ出ると、云云、是天文十六年の事なり、又一向宗亂の事を記して曰く、上野には酒井將監殿逆心なり、其後將監殿上野を明て、駿河へ落ち行き玉ふ、一のおとなにて上樣か將監殿かといふ程の威勢なれども、御主に勝つ事ならずして、夫より將監殿の筋は絕て、跡方もなしと、云云、是永祿七年の事なり、大久保が記は眼のあたり見もし聞もしたる事しるしたれば、大に謬るべからず、都て諸說を合

せ按ずるに、忠次の父、定かならざるに似たり、其家の系圖には、左衛門入道淨賢が子と見えたり、世に傳ふる所は、左衛門入道淨賢が子の將監忠倘が甥といふ、其家の系圖を見れば、左衛門入道淨賢、天文五年に卒すとなり、此時七十七歳なるべし、入道が卒する時は、忠次年わづかに十三歳にや、然れば入道六十五歳のとき設けし子なり、覺束なし、大久保が記によれば、天文十六年に廣忠卿に背き參らせて、尾張へ行し左衛門尉といふ者あり、これ入道にあらず、また忠次にあらず、思ふに此左衛門尉といふは、淨賢入道が子にて、將監忠倘が兄弟にて、則ち忠次が父なるべし、さらんには、忠次實は淨賢入道が孫にして、將監忠倘が爲には甥なり、世に傳ふる所の說にあふにや、其家の系圖に、忠次を淨賢が子としるす事は祖父が家を繼がせ玉ひしに依りてなるべし、其父左衛門尉は反逆の人なれば、系圖には載せざると見えたり、

忠次譜代重職の家を繼ぎ、又岡崎贈大納言家の御妹君にそひ參らせ、徳川殿の御伯母聟なりければ、（忠次の室は、初め長澤の松平上野介政忠に嫁し、源七郎康高を設けらる、政忠桶狹間の戰に討れ玉ひし後、忠次に嫁し玉ひしなり、）當家に於て肩を並ぶる人なし、永祿六年の秋より、一向專修の門徒等、盡く背き參らせし時、忠次が向ふ所敗れずといふ事なし、（戸田三郎右衛門忠次が傳を合せ考へし、）七年六月今川の侍大將小原肥前守、吉田の城にあり、忠次先陣を承て攻む、小原防きかねて、忠次に依て御一族一人を賜て、駿河國に御供仕り候はんには、城をば開き渡し奉るべきにて候と望む、さらば松平源三郎殿、駿河へ趣き玉ふべきに定りければ、忠次が娘をも副て、小原にわたす、小原駿河に歸りぬれば、三河國盡く德川殿に從ひぬ、同き月廿二日、城をば忠次に賜りけり、（忠次に吉田の城を給りて、東三河の衆を其手に屬せらるゝといふ、源三郎殿は、久松の男、徳川殿異父同母の御弟、此後武田が今川を亡ぼせし時、おのが國人取參らせてゆく、頓て歸り給ひしなり、）此後忠次、此ほとりの人々の旗頭して、所々の合戰に先陣し、一度も不覺の名をとらず、（忠次の戰功數ふるに暇なし、たゞその大略をしるすのみ、）中にも元龜元年九月、去ぬる六月近江國姉川の合戰の後、織田殿また加勢の事を仰ければ、此度は忠次石川日向守家成と共に、宗徒の人々引具して向ふ、其勢僅かに二千人には過きず、近江の勢多にて、織田殿に參り合ふ、信長悅ひ玉ふ事斜ならず、越前の敵をば、信長防き

戰ひなん、當國佐々木が軍勢には、人々向て軍せよと宣へば、勢多と草津との間にぞ、陣取たる、同き廿五日佐々木が多勢と戰ふ事、一日の間に廿餘箇度、敵盡く利を失て、越前の兵、氣おくれして、信長に中直りし、本國にこそ歸りけれ、同き二年四月、武田大膳大夫入道信玄、二萬三千人を引具し、參河國へ發向す、德川殿敵二連木の城を攻ると聞召し、御勢纔に五千人、後卷せんとて出玉ふに、城は落ちぬと聞えしかば、吉田の城に入玉ふ、武田もこゝに押寄〱、山々に陣を取り、まづ子息の四郎勝賴、山縣三郎兵衞尉昌景、都合其勢八千五百、城の邊に攻め近付く、左衞門尉忠次城中より切て出、敵の多勢を追拂ひ、明る日又先駈して、吉田の宿のあなたにて、一日が其間に、三度までこそ戰うたれ、（此日忠次自ら廣瀨郷左衞門と戰ふ事二度に及ぶ）武田入道、德川殿此城に、ましますと見てければ、容易には陷されじと、茲より山路にさしかゝつて、本國へぞ歸りける、同三年十二月三方が原の合戰に、武田が侍大將小山田備中守が陣を討破る、天正元年二月、忠次鳳來寺の城を攻落す、六笠一宮の城々、怺へずして皆降人に成て出づ、同二年九月武田四郎勝賴、濱松の城を攻めんとて、二萬餘騎を從へて、大天龍を打渡る、御方は僅か七千人、小天龍に打臨み、既に御勢を進めらる、忠次頻りに諫めければ、御方進みて戰に及はず、敵も頓て引返す、同き十月勝賴、又鳳來寺に要害を構へ、軍勢を込む、十二月二日忠次かしこに押よせて、城中の兵と戰て、首餘多切て獻る、同き三年五月武田四郎、長篠の城を落さんと、遠江國を經て、三河國に打出づ、德川殿御父子、後卷あるべしとて、三郎殿山中に陣を取り玉へば、德川殿吉田の城に入玉ふ、左衞門尉忠次城を出て、生薑原（ハジカミバラ）の邊りにて、山縣が勢と戰ひたり、頓て織田殿加勢有て、同き廿日、御方の軍勢都合十萬餘騎、有海が原に出向ふ、勝賴武田兵庫介信實を先として、宗徒の侍大將七人、長篠の城の上、鳶巣の要害に籠む、小山田等が勢を引分て城を攻め、我身は一萬五千餘騎、瀧澤川を渡て陣を取る、忠次德川殿に向て、忠次參河の人々引具し、此所より遙かに南へ廻て、山路を傳ひ、鳶巣に至り、かの要害を攻落して候はんには、明日の合戰、御方一定勝ちぬべう候と申す、さらば信長に參り此由を謀れと仰け

れば、忠次織田殿に、斯と申す、信長大に感し給ひ、足輕の兵に、鐵砲五百挺を副られたり、

一說には、忠次此由を申けるに、信長大に怒て、此謀事然るべからずと、のたまひし程に、忠次面目を失て、其坐をたつ、信長窃かに近づけて、誠に汝の謀事ゆゝしけれど、若し敵に漏れ聞えんずらんと思へば、今のやうには云ひたり、はや打立とありしかば、忠次さらば御使を給て、忠次が軍する樣を見せ玉ふべしと望みしかば、金森五郎八の足輕大將を添へられたりと云々、又一說に、忠次が此謀を述べしは、德川殿御父子織田殿御父子參會ありて、軍評定ありし時の事なり、御使に參りしには、あらずともいふなり、

忠次急きおのが陣にかへり、宗徒の人々相隨へ、都合其勢三千餘騎、奥平美作守貞能に案内させ、(この說奥平家の事書に見えたり、一說、奥平監物名藏喜八と云々、)夜もすがら大雨を凌き、難所を越え、しの、めやう〳〵あくる頃、敵の陣に押寄せ、後の陣より火を放ち、時を作て切て入、おめき叫びて攻めし程に、兵庫助信實を初とし、宗徒の大將多く討る、奥平九八郎信昌も、同しく時を合せつゝ、城中より切て出づ、小山田室賀相木が勢、おのが陣所に火を掛て、煙の紛れに落行を追詰〳〵、討つ所に、小山田が五百餘人、取て返へして戰ふ、松平主殿助伊忠討れけれど、鳶巣既に攻おとされ、長篠の寄手、負軍すと聞えしかば、四郎が軍、うしろあらはになり行て、終には敗て落て行く、軍既に畢て後、織田殿、忠次を召れ、薙刀を賜て、今日の功をぞ賞せらる、(此薙刀をば、忠次後に德川殿に奉りしなり、)ことし六月二俣の城の先陣し、同八月諏訪の原の城、終におちぬ、(遠江にあり、ことし六月より攻られしなり、)又小山の城攻むべしと議せらる、忠次諫め參らせて、武田が城既に落ちぬ、此後所々皆かくこそあるべけれ、まづ此度は御勢を返さるべうもや候と申す、德川殿用ゐ玉はず、忠次重ねて、故信玄入道、弓矢を取て、當代に類ひ多からず、されば其子息なれば、四郎頓てうしろ卷し候ひなん、長篠より此かた打續きたる戰ひに、御勢既に疲れぬ、戰はんこと謀にあらずと申す、松井左近忠次(後に松平周防守康親)進み出て、小山の城せめられんに、何條の事か有べき、四郎が後卷叶ふ可らず、今年長篠の合戰に、能きもの餘多うたせつ、今は越後の敵に、信濃の國、取られじと

こそ謀るべけれ、是より後、五三年がほど此方に向ひ軍せん事、思ひもよらずと申す、此上は忠次强て諫申に及はず、小山の城をせめらる、四郎勝頼是を聞て、甲斐信濃上野の軍勢、生殘りたる者共に、長篠にて討れたる兵の、或は子或は弟などの僧となり商となりし者を、盡くかり催し、都合其勢二萬餘をひきゐて、小山の城の後巻す、御方の人々、左衞門尉が云ひし如く、武田また打出たりとて、引返さんとする所に、城中よりも切て出づ、忠次士卒を下知し、取て返し、みづから眞先に進み、左衞門尉忠次我なりと名乗かけ〳〵、敵の勢をうち破る、武田が方にも高坂彈正忠、主人を强て諫めければ、戰ひに及ばず、同き四年二月七日上杉管領輝虎より忠次に書をぞ給りける、是れ徳川殿と相謀て、武田を亡さんとの事なりけり、夏目が記を考るに、元龜三年の秋、徳川殿より遠江國秋葉山の先達加納坊といふ山伏に、熊谷小次郎を添て、御使とし、樽肴に、唐の頭十、並に濱松の城の木圖を謙信の許に送り遣はさる、此木圖近き比迄、上杉の家にあり、又石川伯耆守植村出羽守か許よりも、河田直江に書を贈れりと記す、然れは今年初て上杉と好み結ばれしにあらず、同六年武田北條黄瀨川に對陣せし時、其隙に乘じて、駿河國に入玉はんと、議せられしに、忠次申旨あつて、御軍をと丶めらる、同き八年九月（一作五月）駿河國田中の城をせめ、十月高天神城おちしとき、首四十二切て獻る、同き十年武田亡ひし時、先陣打て甲斐に入り、織田殿、駿河遠江三河を經て、本國に歸り玉ふべしと聞えしかば、徳川殿まづ忠次返して、御設けの事、沙汰せらる、四月十二日織田殿濱松に至り、忠次に向ひ、此度武田を討し事、是れ併しながら、徳川殿の武功による所なりと宣ひて、夜いたく更くるまで、忠次と物語し、數盃の興をぞ添られける、同き十八日、吉田の城に着玉ひ、元より此所は、おのが守る所なれば、忠次みづから御設けす、貞光の太刀に黃金貳百兩添て引れたり、ことし五月徳川殿安土へ御參ありしに、忠次御供に候ひけり、織田殿みづから配膳せらる、六月二日織田殿父子失はれ玉ふ時、徳川殿和泉の國堺の浦より、本國へ返へらせ給ふ、道の程、忠次等供奉して、岡崎に至り玉ひ、光秀追討あるべしとて、軍勢もよほして發向あり、忠次先陣承り、尾張の國に打入、光秀既に討ると聞えければ、此所より引返し、甲斐の國に向ひ玉ふ、忠次また先陣す、七月十四日忠次信濃國十二郡の事、知行すべき由を承る、東三河の軍勢を引ぐして向ふ、國人等

あへて忠次が命に従はず、かゝる所に、北條左京大夫氏直、武田が領せし國々従へんと、數萬騎を引卒して、打て入ると聞えしかば、忠次信濃國を去て、甲斐國に引返し、九月十日、忠次一勢、自餘の勢をまじへず、北條の勢を打破る、かくて諸方の戰ひ、敵みな利を失ひ、氏直美濃守氏規を北條使者として、徳川殿に中直りし、大道寺山角等を質とせらる、御方よりは忠次が嫡男小五郎家次をこそ出されたれ、程なく徳川殿の姫君、氏直の北の方に定まらせ玉ひしかば、互の人質を返されて、明る十一年姫君相摸國に入せ玉ひ、忠次おくり參らせけり、十二年の春の比、筑前守秀吉、北畠殿に背きて尾張國へ發向すと聞えければ、徳川殿信雄をたすけて、尾張國に至り玉ふ、池田紀伊守入道信輝が一族、秀吉に組して、美濃國大柿の城を立て、まづ犬山の城を落し、犬山に陣を取る、入道が聟森武藏守長一、羽黒に陣をぞ取たりける、忠次、落合の御陣に參り、長一、年來鬼武藏と名を呼れ、おのが武勇を恃みにして、近く羽黒に陣をとる、忠次打破て、京家の輩に、我が國の軍の樣を見せ候はゞやと申て、東參河の人々を引ぐして、まづ樂田羽黒五郎丸の在々所々、夥しう燒たてゝ、武藏守が陣に押寄す、長一八幡の森を打出て、流るゝ水を前にし、兵共下知し、皆おり敷てぞ待かけたる、御方頓ておし寄て、矢一つ射ちがふる程こそあれ、水をさつと渡して、おめいて懸る、敵しばしは支へ戰ひしが、さん〳〵に駈け破られ、犬山さして逃げ行くを、追詰〳〵討取て、犬山に扣へたる、池田が陣に打向ひ、時をどつと作りかけ、靜かに引てぞ歸りける、かゝる所に、秀吉拾萬餘騎を隨へて、既に美濃國に打入と聞えしかば、御方いづくに陣取てか戰ふと評定あり、小牧の山よかるべしとて、忠次して見せらる、此山誠によかんぬと申ければ、頓て御陣を移されたり、かくて四月九日、長湫の合戰の日、忠次を先として、宗徒の人々あまた小牧山に留めらる、御方勝軍せしと聞えし程に、秀吉の多勢、樂田を立て、長湫の方に馳せ向ふ事引きも切らず、忠次人々に向て、戰ひ勞れたらん御方の、此あら手の多勢と、軍せんこと、大事なり、いざ我々留守の料に、敵の陣々打破て燒立て、秀吉其畑を見たらんには、我陣また破られぬと驚き、はか〴〵

しき軍、よもせじ、一定御方又勝軍せんと覺ゆるは、如何にと云ひければ、人々此義尤とて、一同に打出んとす、石川伯耆守數正、いや〳〵此定しかるべからず、我等は此所能く守れとこそ承れとて、長僉義に時を移す、忠次大に怒て、互に相論に及び、事ゆくべしとも見えず、本多平八郎忠勝、さらば尾幡に馳向ひ御先を懸けんとて打て出づ、石川長門守康通も同じく續きて出たりけり、多からぬ御方、次第に無勢になり、人々又數正が心を疑ひし程に、忠次空しく兵を止む、（數正此ほどより、秀吉に志を通ぜしにやといひしなり）德川殿既に小牧に引かへし玉へば、此日の軍は、さて止みぬ、明れば十日、秀吉樂田に取て返へし、小松寺山に陣を取る、凡そ敵勢のいくらといふ數を知らず、西は日保曼陀羅寺、東は二重堀の要害より、小松寺山に打續き、北は青塚尾口樂田に至るまで、雲霞の如く、みち〳〵て、七が所に陣を分ちたり、御方纔に壹萬八千人、十六手に作りて、忠次直政（井伊）を先陣とし、二重堀に扣たる、敵の陣前を經て、東野へ打て出、水を隔て、陣を張る、敵出て戰はねば、御方も進みて戰はず、日既に午の刻斗りに成て、御方一勢〳〵引て返へる、敵敢て慕ふにも及ばず、

此日二重堀に扣へたる、秀吉の大將、細川蒲生堀長谷川、都合其勢壹萬餘騎、秀吉の陣に使を立て、敵間近く打出たり、われ〳〵打出て戰ふべし、御勢を加へらるべしといふ、秀吉制して、敵馬を馳せ來らば、御方は陣を堅うして禦げ、御方出て戰ふ事あるべからずと下知せらる、忠次直政、細川等が軍せんとひしめくを見て、蹴ちらして棄てんと、はやりしを、德川殿御下知あつて、秀吉が小松寺山の軍勢、二重堀を越え來らざらんほどは、敵いかにさわぎ亂るゝとも味方かゝつて戰ふべからずと制し給ひければ、互に小川を隔てゝ、日既に午の時ばかりに至れども、矢軍をだに、せざりしに、また御使來て先陣引返すべしと有しかば、御方一勢〳〵、小牧山へ引て返りしとなり、

秀吉頓て軍勢を分ち、陣々を守らせ、みづから八萬餘騎を引て歸り玉へば、德川殿も、忠次に小牧を守らせて、六月の十二日清洲の城に入玉ひ、同廿二日蟹江の城を攻めらる、忠次大手を攻やぶれば、榊原入替て、終に城をぞおとしける、去程に秀吉多くの

軍勢を從へ、此處彼處打出て戰ふこと、凡十一箇度、盡く德川殿のために打破られ、信雄卿に中直りす、さらばとて德川殿忠次に淸洲を守らせ、小牧尾幡に軍勢をこめ、參河國に引返させ玉ひしかば、秀吉其隙を伺ひて、又伊勢國に發向す、忠次かくと告ければ、德川殿また淸洲の城に至り給ふ、秀吉是を聞き玉ひ、此人のかく助けん程は、信雄を失ふ事叶ふ可らずとて、終に北畠殿に見參し、此卿を賴み、於義丸殿を養君となし、また御妹を濱松へ參らせ玉ひしかば、德川殿も都に上り給ふべしと議せらる、忠次此事ゆめ〳〵然るべからず、東西再ひ軍起るとも、京家の者共が軍、心にくき事候はず、幾度も打破り參らすべし、關白へまゐらせ玉はん事、ひらに思召とゞまらせ給ふべきにて候と、言葉を盡して止め申てければ、御一門の人々を先として、譜代相傳の御家人等、みな此義に同ず、德川殿聞召て、かた〳〵が申止むる所神妙なり、家康思ふ子細あり、たとへ關白に欺かるゝ事ありとも、悔ゆべからず、まづ人の个程までに、我心を取らんには、など其心に答へざらん、且は家康關白と中違うて、東西軍起るとも、かた〳〵が心を一つになして、戰はんに、何程の事かあるべき、さりながら、勝たんと思ふ軍にもまけ、負けんと覺ゆる軍にもかつ、勝負かならずと定め難きは、凡そ戰のならひなり、抑我朝二百餘年に及ひて、四海盡く亂れて、人民一日も安からず、然るに今、世既にや、靜ならんとするに臨み、東西又軍起て、月を累ね年を積まば、我國々の事は、扨おきぬ、天下また亂れて、人民悉く亡び失はん事、尤も不便の至りなり、されば、罪なうして失はれん者共の爲に、家康壹人が代て死せん事、なんぼうゆゝしき事ならずや、かた〳〵も、此旨を存知して、よしなき罪作りせんと思ふべからずと仰ければ、忠次かしこまり、さほどに思召し極められん上、何事をか、更に申べき、さらば御上洛あるべしとぞ申ける、關白殿御上洛あるべしと聞き玉ひ、御家人等が心を安んぜんがためなりとて、大廳を岡崎に下し給へば、忠次德川殿の御供して上洛す、御見參の事終り、やがて歸らせ玉ひけり、

大久保が物語に詳なり、德川殿天下をしろしめさるべき御德、此時の御言葉に見えたりけりと、古

き人申せしなり、又諸記に、大政所の下り玉ひし故に、御上洛ありといふ誤れり、のぼらせたまふべしと聞えしかば、大政所下り給ひしとなり、其後秀吉忠次に屋敷を賜ふ、是を櫻井屋敷といふ、又江州にて千石の地授けられしと云々、

明れば、天正十五年正月信濃の眞田、小笠原が、關白殿へ參りけるに、忠次相俱して、大坂に趣き、ことし十一月十五日、德川殿忠次が家に入らせ玉ひ、終日の饗宴を催したり、忠次男五人あり、嫡子小五郎家次、二男本多縫殿助康俊、本多の家をつきぬ、三男小笠原左衞門佐信之、小笠原掃部助信嶺が養子、四男松平甚三郎久恒、福釜の家をつぎぬ、五男因幡守忠知、女子二人、姉は松平外記伊昌が妻なり、これ初め今川殿に質としてまゐらせし所なり、妹は牧野右馬允康成が妻なりけり、忠次齡かたむきて、嫡男に家ゆづり、入道して、一智と號し、年積て七十二歲、慶長元年十月廿八日にぞ卒しける、一說に、忠次京都櫻井の家に卒、年七十歲なりといふ、家忠日記をみるに忠次の事をしるす事、天正十五年十一月其家へ入らせ玉ひしに終る此後は家を子息にゆづりしと見えき、嫡子小五郎家次、天正十七年十一月德川殿の供奉して上洛し、叙爵して宮內大輔になさる、關白殿、來年北條を追討あらんと議定ありしかば、十二月十三日、家次仰を承て、三河國の人々に、軍勢の催促す、明る十八年、家次先陣の第一にて、長澤二連木の人々と、下總國臼井の城を降し、今年關東に移り玉ひしかば、上野國碓氷の城を領す、三萬石

慶長五年、關が原の合戰には、後陣をぞ固めける、遊軍大將といふ〇一說此時中納言殿の御供して眞田表に戰ひしといふ、同き九年上野國高崎の城に移る、五萬石十年四月將軍宣旨の拜賀の日、家次御太刀の役に候す、當時の名譽、武家の面目とぞ聞える、家次後に左衞門尉とめさる、大坂前後の戰に、將軍家の先陣にて、宗徒の大名十人を隨て馳せ向ひ、首を獻ること三十一、元和二年、越後國高田の城に移りて、十萬石同き四年三月十五日、五十五歲にして卒す、其子宮內大輔忠勝家を繼く、初め慶長十四年正月廿三日叙爵して、大坂兩度の御陣に隨ひ、父が跡を繼きし後、元和五年三月信濃國松代の城に移り、同き八年出羽國鶴岡の城を給ふ、十四萬石寛永二年九月從四位に叙す、正保四年十月十七日、五十四歲にて卒す、嫡男攝津守忠當、父に繼き舍弟等に所領を分つ、年四十四歲にて、萬治三年二月九日に卒す、其子左衞門尉忠治繼く、

○大學頭源忠朝は宮内大輔忠勝が二男、父が遺領分ち賜ふ、（二萬石新墾田か）延寶三年八月六日卒しければ、子息石見守忠宗家を繼く、

○備中守源忠解（トキ）は、宮内大輔忠勝が三男、父が遺領をわかち給ひ、（一萬石○新墾田歟）寛文八年十一月廿八日廿六歳にて卒して、家絶えぬ、

●本多　附中務少輔忠刻　八郎兵衞勝行

○中務少輔藤原忠勝は、九條右大臣師輔公十二代の孫、藤原助秀が後胤也、助秀初て豐後國に下り、本多といふ所に住みしかば、本多とは名のりてけり、助秀が男右馬允助定、將軍尊氏卿に隨ひ參らせ、尾張國横根粟飯原（アイバラ）の地頭になさる、（助定の時、志村某を討て參らせしに因て、御教書を成されて、其功を賞せられしといふ、）助定より六代助時が時に至り、初て三河國に來て、源藏人殿に仕ふ、（長親朝臣の御事）助時子助豐助豐が子忠豐、（はじめ平八郎、後に吉左衞門、）忠豐が嫡男平八郎忠高、二男肥後守忠眞といふ、忠豐贈大納言家に仕へ奉り、（廣忠卿の御事）天文十四年安祥の戰に先かけして討死す、同き十八年二月、又安祥の城を攻られしに、平八郎忠高、城中に戰ひ、敵の矢にあたつて死す、肥後守忠眞も、永祿四年に石瀨の戰に高名し（一番鎗を合せしなり、）元龜三年十二月三方が原の戰に討死す、父子兄弟同じく君の爲に命をおとす、中務少輔忠勝は此平八郎忠高が子にて、是も初は平八郎とぞ申ける、永祿七年夏五月、徳川殿吉田の城を攻めらる、忠勝生年十七にて先驅し、始て高名を顯はす、

忠勝一番に牧野宗二郎と鎗を合すといひ、又は鵜殿石見守と鎗を合せしともいふ、此日蜂屋半之丞手負て死したり、これは忠勝に先をかけられて、けふの軍に鎗取ての高名は詮なしとて、太刀打せしがゆゑなり、

一說に、永祿三年五月、徳川どの大高の城を守らせ玉ひし時に御供し、同五年今川が侍大將小原肥前守、三河國長澤に入りし時、忠勝十五歲にて敵の首を取といふ、又同六年牛久保にて、駿河の城所助之丞と鎗を合せ、此年牧野宗二郎と吉田下塚にて鎗を合せ、同七年土呂一揆の時、柵を越えて鎗をあはせしといふ、

同き十二年三月五日掛川の合戰に先駈す、元龜元年の夏、織田殿、備前守長政朝臣と、（大猷院殿の御外祖淺井殿の御事なり、）

軍起る、越前國の守護朝倉左衞門督義景、長政に加勢す、信長また德川殿に御加勢を乞ひ申さる、三千餘騎を引卒し、（一説に五千）近江國に至り給ふ、軍既に明日に極りぬ、德川殿强からん方に向はるべしとて、明れば六月廿八日、姉川を隔てゝ義景に向はれたり、信長淺井と戰ひて、負軍し玉ふと見えし所に、忠勝先陣に進み、士卒を下知して、眞先かく、御勢先を爭ひて、三萬餘騎の（一説に一萬五千）中へ駈け入て、縱ざま橫ざまに切て廻る、義景終に打負けて、散々になつて落行けば、淺井の軍も破れてけり、（按するに、此軍の事は、甲陽軍鑑信長記、家忠日記等にしるす所、異説多し）同三年六月、武田入道信玄、三河遠江を打隨へんと、甲斐國を立て、直ちに飯田の城を落す、御方の人々、この由を聞て、敵の樣を伺はんとて、見付の原に打出つ、敵思ふにも似ぬ多勢にて、間近く陣を取てけり、信玄御方の勢を見て、如何にも相謀て、敵一騎も洩さず、打取れと下知し、一勢〳〵打て出て、此方に向て進み來る、爰に內藤三左衞門信成、御方の人々を制して、三河遠江の兵、都合八千とこそいへ、それが中、こゝに來る者、四千にや餘るべき、敵の勢は三萬餘騎、しかも信玄といふ古きつはものに向つて、我等大將もましまさぬ軍して、軍仕損ずるほどならば、敵は定て勝に乘て、濱松に至んず、纔に殘る御勢にて、軍したまはんこと難かるべし、ひと先づ爰をば引返し、信長の加勢を待て後陣とし、八千人が先駈して戰はんに、いかで勝戰せではあるべき、さりながら、かほど間近く寄せ合うたるに、軍全うして返へさん事、信成いかにも叶ふべからず、誰か候、人々下知して引せ玉へといふ、忠勝ことし廿五歲、黑糸の鎧に、鹿角打たる冑をき、蜻蜓切といふ槍を、馬手のわきに、かいこうで、二反ばかりに、押寄せたる敵御方の眞中に馬をしづかにあゆませ入れ、御方を下知して引退く、見付の人家に火を懸けて、濱松にこそ歸りけれ、

忠勝が振舞ひ、敵味方の目を驚かす、敵の方より見付の坂に榜を建てゝ、家康に過たる物は二つあり、からのかしらに本多平八とぞ書きつけらる、この歌は、信玄の近習小杉右近助がよみしなり、此程は、戰國の最中なれば、外國の物は、世にめつらしかりしに、三河武者十人に七八人、冑の上に、氂纓を裝ひしを見て、かくは讀みしなり、か

らのかしらとは、髦縷の事をいひしなり、槍の身長きに、柄ふとく、二丈計なるに、青貝をすつたり、蜻蜓の飛來て、忽ちに觸れて切れたれば、かくは名付しなり、忠勝年老て後、或日桑名の城下、町屋河原に出て、馬に乘りながら、此鎗の石突をとりて振りけるに、歸りて柄三尺斗切て捨たり、人怪みければ、兵仗は、おのが力をはかりて用ゐるべきものなりといひしなり、

この年十二月、三方が原の戰に、敵を破り、敗軍の兵を集て、濱松の城に歸るといふ、

信州村上が子孫の家に、忠勝の村上源吾國淸に送りし狀あり、其詞に、累年輝虎家康に被仰合に付て、此間權現堂を以て仰遣さるゝの段、祝着之旨、御報に及はる、貴所にも、直札を以て被申入由を載たり、此事思ふに、天正の初年に係るべし、其狀には、二月四日と見えたり、此時國淸は、越後の國に屬せしゆゑなり、

天正元年の秋、長篠の城を攻めらる、忠勝等相謀て、遠攻にす、敵怺へずして降りぬ、同三年五月、長篠の合戰に、忠勝軍奉行を承る、（創業記考異にいづ、他書に見る所なし、）ことし六月、高明の城を攻む、同六年三月駿河國に向ひ玉ひし時、忠勝仰を承て、遠目口を越て、駿府に入る、敵持舟の城より出て、遮らんとするを打破る、同じき八年六月、高天神の城に向ひ給ふ、忠勝眞先に進み、外城を打破れば、即ち城を圍まれて、明れば九年三月、終に攻おとす、落行く敵と戰て、首をきること廿二、同十年三月、德川殿、三位中將平信忠と、（信長の嫡男、）武田四郎を擊るべしと、駿河國を打從へ、甲斐の國に攻入り玉ひし時、忠勝先陣を承る、去程に德川殿今度武田が滅びし事をも賀し、みづから又駿河國をわかちし祝をも、申さんとて、五月九日濱松を御立有て、織田殿へ參り玉ふ、信長大に悅び玉ひ、道造らせ、橋わたさせ、諸大名に仰せて、尾張國より近江の安土に至るまで、宿々に假屋をうつて、御座をかまへ、饗應の具、みな金銀をちりばめたり、ましてや織田殿に參らせ玉ひし時、もてなし給ふありさま、心も詞も及ばれず、信長宣ひけるは、年來國を爭うたる、武田滅て侍る事、信長が名譽、全く德川殿の武功に依る所なり、東國の事、おことましませば、信長思ひ置く事なし、

是よりは、西國盡く平げなんと存ず、まづ四國を退治せよとて、三男信孝に、後に美濃の屋形三七殿軍勢付けて遣はしぬ、信長また中將と共に山陰山陽を從へんが爲に、近日に首途し、諸國の軍勢集らん程は、都にさむらはん、德川殿は畿內も見給はぬ所も多かるべし、是よりは程遠からず、善きついでなれば、畿內の名所〳〵をも御心靜に御覽あれ、やがて都にて又こそ見參には入べけれ、汝等は御先へ罷り向て、よくもてなし奉れとて、津田七兵衞尉信澄、信長の甥惟任五郎左衞門尉長秀、丹羽が事也、攝津國へ下さる、御道しるべのために、具せらるべしとて、長谷川竹丸をば藤五郎秀一、東鄉侍從、參らせられたり、又この四郎次郎男と申は、茶屋と稱す、都の商人にて候が、さが〳〵しきやつにて、常は信長が許へ近く召すものにて候、德川殿にも御存知とこそ承れ、おのれ道すがら、をかしき物語をも仕て、御心を慰め奉るべしと、仰下さる、同廿一日、德川殿近江國を御出あり、都より初て、所々囘り御覽ずる程に、同き晦日には、和泉國堺の浦に至り給ひぬ、織田殿も、今ははや御上洛の程なり、家康も見つべき所をば見つ、都へ上りて見參に入らんと思ふに、汝まづ參て、此由を申せとて、四郎次郎をば返へされたり、六月二日の朝、忠勝して、今日御歸洛の旨を織田殿へ告げ申され、頓て堺の浦を出で玉ふ、忠勝馬を馳せて上るに、都の方より荷鞍しきたる馬に乘て、追かけ〳〵來るもの、行合ひたり、近く寄て見れば、例の四郎次郎男なり、馬うち寄せて、世はは や、是迄に候よ、今朝のあかつき、本能寺の御陣へ、丹波の明智おし寄せ、火を放て攻め奉りしかば、織田殿討れ玉ふ、中將殿の御陣をも、十重廿重に取卷き、攻め戰ふと聞く、今は討れたまひぬと存ず、依て此事を急ぎ申べきために、參り候といふ、忠勝打つれて引返す、飯盛の山のほとりにて、德川殿はやく御覽じ付けられて、汝等は爰に扣へ候へと、御供の人々をば止められ、酒井左衞門尉忠次、石川伯耆守康昌、一說に數正、榊原小平太康政、後に式部少輔、井伊万千代、後に兵部少輔直政、大久保新十郎、後に相摸守忠隣、ばかりを召しぐせられ、出向ひ玉ふ、忠勝まづ其由を申す、四郎次郎を近く召して、一々に尋ね究められて、長谷川を召す、竹丸やがてまゐれり、おの〳〵馬を一所に立て丶、たゞ呆れにあきれ居たり、や丶有て、德川殿竹丸に

向ひ玉ひ、家康年頃信長と好みを結び、恩に感ずる事もこれ多し、具したるもの、、今少しもあらんには、いづくまでも光秀が陣とらん所に押寄せ、信長のために一軍して、うち死しなむ、此無勢にて、なまじいに軍せんとて、雑兵の手に掛らんよりは、都へ登り、知恩院に入て腹切て、信長と死を共にせんと思ふなりと宜ふ、竹丸承て、殿だにも御腹めさるべしと承る、まして年比の家人にて候者をや、竹丸まづ腹かき切て、此程の如くに御道しるべをば、冥途迄も仕るべく候と申す、さらば、忠勝御先仕れと仰ければ、四郎次郎男と二人馬をならべて、御先をうつ、御供の人々には、何事の出來ぬるやらんと、怪み／＼行く程に、路のほど廿町斗り行きて、忠勝馬を乘返し、さきの五人の人々を招て、忠勝微弱の身にて、君を強て諫め奉らんこと、憚りすくなからずといへども、殿の御大事、今日に極つたる上は、思ふ所をまづ人々に申にて候、そも／＼殿が信長の年來の恩に感し玉ひ、都へのぼり、御腹めさるべしと候は、義の當つたる所なれば、誰々も異議なきとこそ存ずれ、さりながら信長の御爲に恩を報し給はんには、如何にもして、參河國へ御下りありて、軍勢を催され、光秀が首を切つて、御手向あらば、如何なる讀經佛事よりも、亡魂はさこそ悦び玉ふべけれ、あはれ此由を以て、仰上くるべうもや候はんと云ひければ、左衞門尉年たけたる者の心付なくして、和殿の異見承る事、偏へに忠次等が不覺たり、返す返すも面目を失ひ訖んぬ、さらば申べきにて候とて、忠勝が申す旨を、盡くに述べたり、徳川殿つく／＼と聞召し、家康もし國に歸る事を得んには、軍起して光秀を誅せん事、元より願ふ所なり、さりながら、家康を初め、汝等に至るまで、爰に來る事、此度を始めとす、知らぬ野山をさまよひて、かく亂れたるひまに、落人はぎ取て得つけんとする、山賊强盜の奴原に、爰かしこにて打れん事の口をしければ、都にて腹切らんとは思ふぞと仰せらる、竹丸怒れる眼より、泪をはら／＼と流して、悔しうも、殿の御供を承て、重恩の主の最期の供も仕らず、又敵の奴原、一人も手にかけ切て捨てずして、腹きらん事死しての恨、猶深かるべし、哀れ御歸國あつて、御勢を催され、光秀御誅伐あらんとき、眞先かけて打死せば、

今の身にては何の幸か是に過候べき、たゝし殿は道の程をこそ危く思召さるれ、日頃此ほとりの士は、竹丸が申次を承て候得ば、竹丸が頼まんこと、背く人は候はじ、夫故にこそ、此度も竹丸御道しるべを承れ、竹丸だに御先を打ち候はんには、道の程は、何の御恙か、わたらせ玉ふべきと申す、忠次康昌一同に幸なる事を承る者かな、さらば忠勝が諫め申に御従ひ有て、道すがらの事は、竹丸が計らひに任せらるべう候にとて、此時にいたりて、始て御供の人々にも事のやうをぞ語られける、穴山の陸奥入道も、梅雪此程こゝかしこ伴ひ給ひしかば、織田殿父子の御事を告けられ、又打連れて、御下り有べしと仰遣されたりしに、徳川殿を疑ひ參らせ、引別れて行くほどに、宇治田原の邊にて、野伏のために討れけり、竹丸みちすがら、能く計りたりければ、兵參らせて御先を駈る所もあり、或は駄餉を獻て、上下の饑を救ひ參らす人もあり、伊賀伊勢を經て、事故なく、三河の國に歸り玉ひ、急き御勢を召され、先陣既に尾張國に到る、かゝる所に、光秀誅せられぬと、筑前守秀吉告申たりければ、引返させ玉ひてけり、

此時の事、異說多くして、定かならず、この說、加藤宗月の記に詳なり、

此時御供の人々には、酒井左衛門尉、石川伯耆守、高力權左衛門、本多藤四郎、石川長門守、高木筑後守、(一作筑前)本多平八郎、榊原小平太、大久保新十郎、菅沼藤藏、久野新平、本多百助、阿部善九郎、牧野平左衛門、三宅彌次兵衛、大久保治右衛門、服部半藏、渡邊半藏、森川金右衛門、酒井作左衛門、多田三吉、花井庄左衛門、御扈從組には鳥居おまつ、井伊万千代、内藤新五郎、都筑龜藏、松平十三郎、菅沼小大膳、永井傳八郎、長田瀨兵衛、松平小源太、都筑長三郎、三浦お龜、青木長三郎、侍都合三十四人なり、此外に十人計、此度の御供に參りたるありしが、金瘡を療するに宜しき湯なりと聞えければ、暇申て有馬へ行て、大事の御供を仕らず、これに依て、今も御家人有馬の湯に趣く事をば、憚る事にてあるなり、

幾程なくて、秀吉信孝を失ひ奉り、又信雄をも亡さんとて、軍起る、徳川殿北畠を助けて、尾張國の小牧山に出むかつて、御陣を召さる、天正十二年四月九日午の刻ばかりに、犬山のあなた、長湫のほとり

にて、徳川殿に出あうて、味方まけ軍したりと、秀吉の陣に告ければ、秀吉大に怒て、やすからぬ事かな、秀吉むかつて軍すべし、始より此所の要害を守りたらん者は、尙よく守れ、其外の軍兵は、一騎も殘らず來るべしと、陣々に觸る、馬ひつたて、鎧なげかけ、冑とつて着る間に、はや大將軍の陣に、貝を吹鳴したれば、先陣既に打出つ、秀吉の旗、門外に押立てたり、二番三番押つゞいて、十六番迄出ぬれば、秀吉樂田を立て、長湫をさして馬を馳す、後陣は猶引もきらず、忠勝この時は小牧の御陣に止り守りしが、此由を聞て、今朝よりの戰に、御方疲れぬべし、馳せ加つて、御先を懸けんとて、手勢二つに引わけ、半は止めて爰を守らせ、馬武者步卒三百餘人を三手に作り、敵の多勢と、道を並べて行く程に、其間四五町には過ぎざりけり、猶も矢頃近くゆく時は、足輕の兵に下知して、鐵炮を放ちかけ〱靜かに馬をうつ、かゝる所に、永井與次郎は、沛艾の馬をあしう乘て、落ちたりければ、馬はなれて飛びあがり〱、敵に向て走る、永井は續いて追て行く、忠勝きつと見て、一鞭あて丶馬を馳せ、永井を、つと馳せ拔て、敵の中に追こうで終に其馬取返し、永井を乘せて歸りけり、秀吉の兵共、憎き本多が今日の振舞ひかな、馳せ寄つて蹴ちらして通り候はんといへば、秀吉かたく制して、龍泉寺に至る、打漏されたる味方に、家康は勝ち誇てや居んずらんと問ふ、戰事終て家康の御旗は、小幡の方に向て入りぬと答ふ、秀吉力およばず、此所に陣を張る、忠勝物なれたる兵共に、敵の陣の取やう、見て來れとて遣はす、能く見おほせて歸る、猶覺束なくや思ひけん、重ねて人を遣はすこと、都合六人に及ひて後、徳川殿の御外叔父水野殿を（惣兵衞忠重後に和泉守）伴ひ、御前に參り、忠勝が手のもの、いまだ軍仕らねば、疲れもせず、忠重の御勢と一ッに成て、今宵龍泉寺に夜討せば、一定犬山より此方にして、秀吉が首取て見參に入れ候べし、夜討の料に、ふるきものどもして、敵のやうをば、見おほせて候と申す、徳川殿いみじうこそ謀りたれ、去ながら夜軍は、あやうきものぞかし、今日の戰ひ、御方の利すくなからず、たゞ此儘に軍を全うせんには若かじとて、小幡の城を出玉ひ、夜半に小牧に入らせ玉ふ、（此夜討の事を後に仰られし事、岩淵夜話別集を見るべし。）北

品殿忠勝が振舞を感じ玉ふこと斜ならず、御刀をぞ給ひける、此後東西和睦なりて、關白の御妹、濱松に入玉ふべしとあり、悦び申の御使に、忠勝都にのぼる、關白殿も、今日の事を語り出されて、一人當千の兵とは、忠勝をこそいふべけれと感じ、仰下されけり、同十六年叙爵し、同十八年の夏、關白殿北條を伐ち玉ふ時、忠勝上方の軍勢と共に、武藏の岩槻の城に向ひ、大手の大將承て、眞先に攻やぶつて、敵を降す、秀吉德川殿に宣ひけるは、北條が國々、既に降りぬといへども、上總下總は大事の所なれば、忠勝して鎭めたう候とあれば、廳南の城に止つて守る、

小田原の陣の時、初め忠勝濱手を守る、秀吉德川殿に宣ふ旨ありしかば、忠勝仰を蒙り、家臣都筑彌左衞門をして、玉繩の城に差遣し、北條左衞門大夫が叔父たる僧に達して左衞門大夫を說き降さしめ、左衞門大夫、質を參らせ小田原に來り忠勝によりて、德川殿に見參し其後秀吉に見參す、かくて秀吉、淺野木村して關東の國々をめぐらしめられしに、忠勝相共に左衞門大夫に案內させて、五月の初め、小田原を立ち、江戶佐倉土氣東金廳南等の城降る、六月岩槻の城を攻降し、鉢形深谷に至て、北條勢とあひて、八王子の城をせめ落して、筑井を取る、又秀吉の命によつて、忠勝は、上總國廳南の城を守り、上總下總兩國を鎭む、

北條亡ひて、關白殿東山道に下り玉ひしが、忠勝を下野國宇都宮の御陣に召されて、胄一つ取出して、奧の佐藤忠信が着たりしとて、此程陸奧國より參らせたる胄なり、當時忠勝ならで、此胄きんずるもの覺えねば、賜らんとて召しけるぞとて、賜ひけり、時の人、羨しき事に思ひしに、忠勝が嫡子平八郎忠政、（後に美濃守、）今年十六歲に成けるが、父に向ひ、父御は、まさしく德川殿の侍大將にてこそ侍れ、義經の侍の胄何條の事あらん、とく返させ玉ふべしとぞ怒りける、同年德川殿關東へ御移あり、井伊本多榊原大久保などは、よのつねの御家人に准ずべからずと、關白の仰ありければ、上總國大多喜の城に、あまた地つけて給てけり、（十萬石、一說に五萬石、）文祿の初め、朝鮮を伐ち玉ふとて、關白殿筑紫に御陣をめさる、肥後國に凶徒起る、淺野左京大夫幸長、追討の御使を承る、

殿下徳川殿に仰せけるは、幸長年若く侍れば、忠勝をも向はせ玉ふべしとあり、既に打立んとせし所に、凶徒滅ひしかば、軍を出すに及はず、慶長五年の秋、東西一時に軍起る、忠勝仰を蒙り、井伊直政と共に御方の大名、打つれて、美濃國に向ひ軍し、九月十五日の合戰に、諸軍を下知して軍させ、我身も嶋津を打破る、（此日忠勝が手に、首九十餘を得たりと云ふ、）軍終て後、福嶋左衞門大夫正則、徳川殿の御陣へ參り、扨も今日忠勝が御方の多勢を下知して、戰うたる樣、左右の手をつかふよりも猶たやすう見えて候、あつはれ、よき大將軍にて候ものやと感じ申す、忠勝あざ笑て、敵の無碍に弱うて、戰ふに堪へずこそ候ひつれと、色代せり、明れば六年二月伊勢國桑名の城を賜ひぬ、（十萬石）今迄領せし大多喜をば、（五萬石）二男忠朝に賜ふ、父子共に、去年の勳功の賞とぞ聞えたる、忠勝十七歳の時初て軍し、大小の戰ひ五十七度、終に一度の不覺なし、又終に一所の手も負はず、身既に衰へ、いたはる所も多ければ、同き十四年四月、所領を嫡子忠政に讓り、伊勢國にこもり居て、十五年十月十八日、六十三歳にて卒しぬ、男子二人女子二人あり、姉は眞田伊豆守信幸が妻にて、女なれども能き大將にて有けり、妹は奥平大膳大夫家昌に嫁したり、

侍從兼美濃守藤原忠政は、忠勝が嫡男なり、天正十八年夏徳川殿の御勢、秀吉の軍勢と打交り、岩槻の城を攻む、父忠勝、淺野彈正少弼長政等と追手より向ひ、鳥居彦右衞門元忠、平岩主計頭親吉は搦手に向ひたり、敵の兵、城より打て出つ、徳川殿の御勢、上方の人々と、互に先を爭て進む、敵さん〴〵に防き戰へば、御方忽ちに手負ふもの七十餘人、忠勝が兵、事ともせず眞先に進み戰ふ、敵は怺へず引退く、息をもくれず追詰て、追手の門を攻破る、城の大將妹尾下總守蹈止つて、防き戰ふ、忠政今年十六歳、太刀を拔てわたしあひ、終に妹尾が首取て、城中に向ひ、おめいて懸く、城中より、差しつめ引きつめ放つ矢の、忠政が乘たる鞍の前輪に、くつ卷きせめて、はつしと立つ、忠政ちつとも撓らはず、尙城中に攻入る、搦手をも既に攻め破つて、元忠親吉一手になり、一所に馬を立ならべ、手の者、下知して戰はせ、父忠勝が大旗を本城の內に押立たり、妹尾は既にうたれたり、敵力盡て降人となつて出てけり、八

王子筑井鉢形等を攻しとき、父忠勝に隨ひて、名をあらはす、慶長三年に叙爵す、關が原の戰には、中納言殿の御供して、山道より上りければ、軍にはあはず、同十四年父の所領を讓らる、大坂の兵起りし時、先陣承て、伊勢國の軍勢、引き具して馳せ向ひ、再ひ兵起しにも、又伊勢の軍勢を卒し、大坂に向ひ戰て、首二百五十二を獻る、元和三年播磨國姬路の城に移る、五萬石を加へられて、合て十五萬石を領す、同八年八月十日五十二歲にて卒す、忠政岡崎三郎殿の御娘に添ひ參らせ、男子三人、女子二人まうけたり、是皆大御所の御外曾孫とぞ聞へし、嫡子中務少輔忠刻、初名は平八郎、大坂の軍に從て向ひぬ、これも將軍家の姬君に天樹院殿の御事そひ奉り、女子一人をまうく、備前少將光政の室是なり、忠刻三十一歲にて父に先だち、元和五年五月七日に卒す、はしめ姬君の御化粧田として、十萬石をつけて、忠刻に玉ひしと云、忠刻卒して男なければ、彼の十萬石は收公せられしなり、

○侍從兼甲斐守藤原政朝、忠政の二男也大坂の戰に父と一所に軍しけり、叔父出雲守忠朝討死して、其男入道丸わづか二歲なりしかば、叔父忠朝が世嗣となる、大多喜五萬石を領す兄中務少輔忠刻世を早うして後、元和八年政朝また父の家を繼ぐ、姬路十五萬石我今まで領せしは、叔父忠朝に賜ひし處なり、入道丸やうやく人と爲り、內記政勝と申、彼父が遺領なればとて讓る、政朝四十一歲にして、寬永十五年十一月七日卒す、其時二人の男、猶幼なければ、嫡子十五歲に及ばん頃、我所領返し與へよといひて、又我家の事をも政勝に讓る、內記政勝、初め寬永八年播磨國にて、別に所領を玉ひ、四萬石同九年に叙爵し、同十五年に政朝が跡をつぎ、明れば十六年の冬、大和國郡山の城に移り、政勝が本領をば、其嫡子八郞兵衞勝行に賜ふ、大和にて四萬石同十七年に政勝四品し、寬文三年侍從に任ず、甲斐守政朝が嫡子政長、既に成人して、中務少輔に任し、二男政信監物に任す、かゝれども、政勝は彼等が父の遺領をも返し與へず、政勝一たびは彼等が父の遺領かへし與へんと申けれども、御許しなかりしといふ、承應二年十月九日に至て、僅かの地わかちて政長政信に與ふ、政長に三萬石、政信に一萬石、思ふに政勝が嫡男勝行世をはやうせし後、かれが領せし四萬石をわかちしにや、監物政信寬文二年四月廿日に卒し、子なかりしかば、政勝又我三男して其嗣とす、肥前守忠英是なり、同き十一年十月政勝卒する時に及て、政長が本領をば、十五萬石也盡くには與へず、我幷せ領せし地

十九萬石三つが二つを政長に、十二萬石也其一つを我子出雲守政利にぞ讓りける、六萬石也政長は政勝が讓りを請て、大和國郡山の城に住し、幾程なく、延寶七年四月廿四日に卒す、四十七歲是も子なければ、侍從源賴元朝臣水戶の松平刑部大輔の御事なり二男を以て嗣とす、平八郎政武と云、按するに美濃守忠政の娘小笠原右近將監忠貞に嫁したり、忠貞の娘は松平刑部大輔殿の室なり、然れば政武は、美濃守が外曾孫なりしが故にや、同年六月廿六日陸奧國信夫の郡福嶋に移され、所領をも加へられしかば、此時初て政朝昔領せし程の地をば領しけり、十五萬石政武此年叙爵して、中務少輔に任ず、

○監物藤原政信は、甲斐守政朝が二男、幼なくして父に後れ、兄中務少輔政長と共に、從弟なりし內記政勝が許に、ひとゝなる、承應二年十月九日、政勝所領の地、割て與ふ、一萬石年廿七歲にて、寬文二年四月廿日に卒す、家つぐべき子なければ、政勝が三男忠英を嗣とす、忠英叙爵して肥前守に任す、後に肥後守

○出雲守藤原忠朝は、中務少輔忠勝が二男、生年十九歲にて父と同じく關が原の合戰に、嶋津が陣に向ひ、自ら首二つを切る、德川殿の御感斜ならず、明れば慶長六年春、忠勝桑名の城を賜て、父が領せし大多喜を忠朝に給ふ、五萬石是去年の勳賞とぞ聞えたる、大坂の兵起り、將軍家の先陣を承て馳向ひ、再び軍起りしにも、又先陣を承る、手の軍兵をば能く下知して戰はせ、我身は獨り百里といふ馬に打乘り、步武者廿餘人を引具し、敵の陣を懸破り〳〵、思ふさまに戰ひ、年三十四歲にて打死す、

忠朝がかく打死せし事は、去年大坂の城を攻られしに、忠朝が仰を承て向ひし所、川前に流れて水深く、城をせむるに便り宜しからず、忠朝此由を申、大御所御氣色損じて、汝が父の軍せし事、山をも川をも嫌はざりきと仰あり、忠朝口をしき事に思ひ打死せんと思ひ定む、程なく東西御和睦ありければ、安からぬ事と思ひたり、明年の夏再び兵起りしかば、此度こそ、本意をば遂ぐべけれと思ひ、かくは戰ひ死せしとなり、忠朝が郎等、主の死骸をかきて、大御所の御馬の前を過ぐるを御覽して、御淚をながさせ給ひしといふなり、

其子二人、娘は甥の甲斐守政朝が妻なり、男子は侍從政勝なり、內記政勝は父が討死のとき幼なかりしかば、甲斐守政朝、父が家をつぎて、政勝は政朝が許

に、ひと、なれり、寛永八年父が遺領政朝が許より譲らる、明れば十六年十二月、大和國の郡山の城に移り、十五萬石みづからの所領をば、嫡子八郎兵衛勝行に賜る、四萬石勝行程なく世をはやうす、勝行は十六歳にて、慶安三年六月十一日に死す、勝行世嗣たえしなり、所領は政勝合せ領せしか、寛文十一年十月朔日、政勝五十八歳にて卒す、二男出雲守政利、父が領せし地をわかち賜ひ、六萬石延寶七年播磨國明石の地を給る、

能登守藤原忠義は美濃守忠政が二男なり、十三歳にて父に従ひ、大坂の軍に向ひしとも云なり、大相國の仰として、寛永四年播磨にて初て所領の地を賜ふ、四萬石同き八年加恩の事あり、一萬石左大臣家の御時、寛永十六年十二月遠江國掛川の城を賜ふ、七萬石正保元年正月十一日越後村上の城に移り、十萬石慶安二年六月九日陸奥國白川の城に移る、十二萬石、其後開發の田、一萬五千石を加へ領す、寛文二年十一月所領を子息等に分ち譲り、入道して鈍齋と號し、延寶四年九月廿六日に卒す、七十五歳とぞ聞えし、嫡子下野守忠平家をつぐ、十萬石を領す、二男三男の事、下に見ゆ、四男吉左衛門忠晴五男造酒允忠尙二人共に、二千五百石つゝをゆづらる、忠尙後に忠晴が所領をあはせ領す、

○長門守藤原忠利、能登守忠義が二男、父が致仕せし時、所領を分ち譲らる、一萬石

○越中守藤原忠以、忠義が三男、父が致仕せし時、所領分譲られ、一萬石寛文四年五月十八日廿七歳にして卒す、嗣なければ舍弟吉左衛門忠晴を世嗣とす、忠晴は忠義が四男、兄が家をつぎ、叙爵して彈正忠に任ず、

●本多

○豐後守藤原康重は、故豐後守廣孝の子にて、九條右大臣師輔公十三代の孫、本多右馬助助定建武年中尊氏將軍に屬し勳功の賞として尾張國横根粟飯原等の鄕を給る其後子孫三河國に移り、助定が五代の孫豐後守秀淸が代に及びて、出雲守殿に隨ひ參らす、長親の御事なり、秀淸は廣孝が曾祖父なり、安祥殿の御時、淸康の御事享祿二年御油繩手の戰に、廣孝が父彥三郎信重生年廿三歳にて討死す、其子、贈大納言家の御諱字賜り、彥三郎廣孝と申、後に豐後守と申す、當時國中の者共、多くは御敵と成たりしに、廣孝終に二心なく、和田佐崎上野等の合戰に、常に軍の先をかけ、奉公の勞、戰闘の功、年を積み、度を重ぬ、德川いまだ竹千代殿と申奉りて、幼なくましませしを、織田信秀が爲に奪はれ、尾張の國に止められて、おはしませしう

ち、贈大納言家も世を早うせさせ玉ひしに、今川義元朝臣、如何にもして、若君を取返し參らせんとて、天文十八年十一月、安祥の城を攻めらる、廣孝等、眞先に進み戰ひ、織田三郎五郎信廣を（信秀の子信長の弟）虜にす、上總介信長、竹千代丸殿を返し參らせて、信廣を迎へらる、かくて義元朝臣、若君を駿河の國府に止め置て、岡崎の城には、我兵をこめて守らせ、御領盡くに押取て知行せらる、若君十三の御年、御元服有て、十五の御年、軍初め有べしとて、岡崎の城に入らせ玉ふ、豐後守廣孝、宗徒の人々と謀て、梅が坪廣瀨等の城を攻められ、程なくまた駿河の國府に歸らせ玉ひしかば、廣孝御一門の人々、譜代の御家人等と相議して、石川安藝守、天野甚右衞門と共に三人打連れて、義元に參り、若君すでに成人に及び玉ひぬ、今は本國に返し玉ふべきよし、頻りに訴へ申けれども、義元終に許し玉はず、義元討れ玉ひし後、德川殿御年十九歲岡崎には歸らせ玉ひけり、

廣孝等が、今川へ捧げし書の大略は、元康既に成人に及ぶ、今は本國へ返し玉ふべし、家老の面々、彼身に代て、常に駿府に候すべし、これ一つ、元康の國に歸らんには、駿河の御勢、岡崎の城を守るに及ぶべからず、是二つ、元康が本領闕所の地においては返し給るべき所なり、是三つ、今川殿是を見玉ひて、義元、尾張國打從ん事近きにあり、然からん後は、元康の祖父清康の領せられたらん程の地、盡く取つてまゐらすべし、なんぞ岡崎の地のみ進じ參らせんと宣へば、力及ばず、本國に還りぬ、精くは、伊東法師が記に見ゆ、

永祿四年の夏、當國の吉良義昭德川殿に中違うて、東條の城に立こもる、廣孝仰を承て、小牧山に要害を構へ、酒井雅樂助政親と東條に押寄す、東條の軍兵、藤浪畷に寄合て戰ふ、御方にも屈竟の兵、多く打れしかど、（大久保太郎八、鳥居半六郎、）義昭の賴みきつたる大將、富永半五郎忠元、廣孝に打たれければ、義昭終に降人と成て參らる、（富永は弓、本多は鎗にて戰ひしなり、）此度の賞として、富永が所帶をば、廣孝にぞ下し給はりける、同き六年の秋、義昭また一向專修の門徒が大將と成て、東條に立こもる、廣孝嫡子彥三郎を岡崎に參らせて人質とし、我身は土居の城に在て、土呂針崎の敵と戰ひ、東條の城を攻む、（此時彥三郎に御諱を賜て康重と申と云、）其忠賞に又東

條の地を賜ひ、明る七年の夏、梶の郷に要害を構へて、田原の城を攻降し、頓て此城を賜て移り住み、城近きほとり盡くに攻取る、廣孝が取る所、既に七千餘貫の地、彼が進退に任せらる、同き十二年の春、遠江國掛川の城を攻められし時、彦三郎康重生年十六歲、父に隨ひて高名す、此年遠江國を打平げ玉ひし時、廣孝久野城にあり、元龜元年六月近江國姉川の合戰に、廣孝先陣承てければ、康重父に隨ひて、父子並びに高名す、（此時廣孝鎗疵を蒙り、又康重も疵二か所を蒙れりといふ）同き九月織田殿御加勢の事を望まれしに、廣孝石川日向守家成二人、御名代として近江國に馳せ向ふ、（此時信長、朝倉淺井と江州志賀に對陣ありしが故なり、廣孝家成、洲股にいたりし時に、信長の使者木下藤吉郎に來り迎へて、志賀表の事は終りぬれど、西國迄の聞えなれば、彼表迄來るべしといひしがば、志賀表に參陣すといふ、）同き三年十二月、三方が原の戰、御方散〳〵に成て引返す、廣孝返し合て戰ひ、多くの御方を助けて追來る敵の首を切て引返す、天正元年七月奧平が父子、武田四郞に叛し時、廣孝に依て、御方に參るべきよし申ければ、廣孝父子松平主殿助伊忠して、奧平を迎へらる、同き八月廣孝父子、奧平が加勢として、武田が勢と戰ひ、首あまた切てけり、長篠の合戰には、父子鳶巣を攻め落し、（康重疵蒙る事二ケ所、その中鐵炮左の股にあたれり、其彈老死の日まで留りありといふ、）同五年の冬、廣孝家の事を以て、子息康重に讓る、同九年の春高天神の城落し時、康重が手に討取所の首廿一、武田亡びし年の秋、廣孝康重、大久保七郞右衞門忠世、共に甲斐國を打ち平ぐ、明れば天正十一年、廣孝叙爵して、右兵衞佐に任ず、（廣孝叙爵して右兵衞佐になされしかど、德川殿の仰に依て、元の儘、豐後守と申し、其後越前守に成されしと云、）長湫の戰には、廣孝元より尾幡の地を守りたり、（古城の守れるなり、）康重、（山中忠兵衞が記には此時康重の事を越前守とのせたり、）榊原大須賀の人々と、先陣を承り秀次の多勢を打破り、逃行く敵を追詰て、岩崎に至る頃、堀左衞門督秀政が陣どつて待かけたるに行逢て、御方の馬足、立直さんとする所を、秀政が三千騎、一度にどつと時を作り、鋒を揃へて切て懸る、御方なにかは恊ふべき、しどろに成て引返す、敵の多勢、力を得て一手に成て追懸る、御方既に負け軍しつと見えたるに、康重一勢取つて返し、大勢の中に割て入り、縱ざま橫ざま、切て廻り、康重太刀の目貫、打折て、其敵と組で首をかく、究竟の郞徒三十六人討死し、其身もまた七箇所迄ぞ手は負たる、かゝりし程に、德川殿御陣を寄せられて、森、池田、既に打れ、敵

盡く破れしかば、康重も希有の命を助りたり、かくて蟹江の城を攻められしに、康重疵いまだ癒ざれども、馳向て先をかく、ことし天正十三年十一月石川伯耆守、岡崎の城を出て、上方に參りしかば、康重、二男次郎紀貞を人質となして獻る、汝が家、累代の忠節、質に及ぶべからずと仰ありて、紀貞を返されたり、其後東西御和睦事成りし後、同き十五年關白殿、薩摩の嶋津を討れんとて、筑紫に下向有し時、豐後守廣孝を使として、軍の樣を訪せ玉ふ、折ふし秀吉は豐前國岩石の城を攻めて居玉ひしに參りあひ、廣孝高名しける程に、關白の御感淺からず、物多く賜て歸されたり、（金作の脇差、羊の皮にて作りし道服等、）同十八年北條の亡びし時、康重先陣して城をせむ、（遊軍の大將なり、）今年關東に移り玉ひしに、上野國白井の城を給、（二萬石、）慶長二年十二月廿七日、廣孝七十歳にして卒す、同四年康重敘爵して、豐後守に任ず、關が原の合戰には、中納言殿の供奉しければ、軍をばせず、明れば慶長六年二月岡崎の城を給りぬ、（五萬石、）十六年三月病に臥す、將軍家驚かせ玉ひ、松平助十郎隆信を御使にて、病を問はせ玉ひ、此月廿三日五十歳にて、岡崎の城に卒しけり、嫡男伊勢守康紀父に繼て、豐後守に任ず、童名は彥三郎、御諱字給て康紀とは申たりき、大坂の兵起りし時、天王寺の御陣の先陣を承り、再び軍起りし時に、先駈して城中に乘入、首貳百拾壹を取て獻る、元和九年九月廿五日四十五歳にして卒す、其子伊勢守忠利、將軍家の御諱字を給る、大坂の兵起し時は、御跡にとゞめらる、再び兵起りし時に、御供して自ら首とつて御陣にまゐる、其齡を問はせ玉ひしかば、十六歳に候と申す、むかし掛川の城を攻し時、康重十六歳にて軍始し高名しつ、汝もまた祖父にあやかりぬと仰下されたり、元和元年閏六月、敘爵して伊勢守になされ、父卒して跡をつぎ、寬永十一年四月將軍家御上洛の時、岡崎の城に入らせ玉ひ、新恩の地を加へ賜ふ、（三河にて五千石、）正保二年正月十一日遠江國橫須賀の城に移り、同年二月十日四十六歳にて卒し、その子越前守利長父につぎ、舍弟等に所領を分つ、（利長が所領五萬石、二男彥八郎助久四千五百石、三男兵庫利朗二千石をわかつ、）

●本多

○飛驒守藤原成重は作左衞門重次が子、本多右馬助

助定が後胤、三河國德川家譜代相傳の御家人なり、作左衞門重次生年七歳にて、贈大納言家に仕へまゐらせしより、德川殿の御時に至て、度々の高名數を知らず、永祿八年、三河國盡く御手に屬しければ此年二月七日、始て奉行職を置れて、本多作左衞門重次、高力與左衞門淸長、天野三郎兵衞康景、三人に仰て、其職を掌らしめらる、

此時三河國にて歌に、佛高力、鬼作左、どちへんなしの天野三郎兵衞と謠ふ、重次は、おそろしげなる男の、おのが云たき事をば、ありのまゝにうちいひ、如何にも思慮あるべき人とも見えず、かかる職務に堪ふべき者にあらずと見えしに、心正しく直く、しかも民を使ふに惠ありて、訟を聞わかつ事、明らかなりしかば、人みな德川殿の御計ひを感しまゐらせしとなり、

元龜三年の冬三方が原の戰に、重次馬射られておりたち、敵十騎が中に取こめられ、鎗取のべて敵一騎つき落し、首かき切、其馬取て打乘、濱松の城に馳せ歸りて見參す、德川殿敵進みて我城を攻めんに、御方多勢ならむには、兵糧また續ぐべからず、此事如何にと仰せあり、重次承て、信玄我國に向ふと聞えしより、糧米多く蓄へ積せて候と答申ければ、悅たまふ事斜ならず、此後は、こゝかしこ軍だちし玉ふ時、多くは其後に留り守る、同き八年三月、長澤の城落し時、重次、內藤三左衞門信成と共に、しばし此城を守り、十二年掛川の城を攻られしに、一方の大將を承り、城おちて後、酒井石川等と同しく守る、天正元年の秋、長篠の城を攻めらる、武田四郎勝賴うしろ卷せんとて、軍勢二手に引わけて、三河遠江に打ち出る、重次此時は榊原大須賀と、濱松の城に留りしが、重次我等が留守の料に、いざ、間近き武田刑部入道信綱が、（逍遙軒と號す、）陣打破て捨なば、殘る敵は戰はずして破れんずとて、三手の勢を合せて、九月十日信綱が陣取つたる森の里に押寄せ、散々に打破り、重次人々に向て、信綱負けぬと聞かば、こゝかしこの敵、一定助けにや來るべき、勝て冑の緒をしむるといふ事の候ぞや、いざ歸らんとて引かへす、案の如く、穴山一條山縣などいふ宗徒の者共、鞭鐙を合て馳せ來れども、御方既に引返し、長篠また落ければ、皆本國に引返す、（武田家の古兵共、當家まけ軍の始めなりとて、皆眉を顰

めしといふ、同三年長篠の合戰に、大勢の中に切て入、能き敵と引組て、落重りて首をとり、敵八人が中に取こめられ、八方に切てまはる、敵は八人身は獨、七か所まで、手は負ひつ、既に危く見えし所に、郎等一人おち合て、二人を切て捨つ、殘る敵を追拂ひ、辛き命は生きてけり、同き四年六月（一作五月）十一日、寄騎の士百騎、重次が手に屬せらる、同き七年八月、三郎殿の御事ありて後、重次仰を承り、岡崎の城を守る、高天神の城落し時、重次が手に打とる首十八、十餘人を生捕す、同き十年の春、武田亡び、同き夏織田殿うたれ玉ひ、甲斐信濃再び亂れしかば、徳川殿彼の國に向ひ玉ふ、北條も同じく彼國々爭ひ玉ふと聞えしかば、其勢を引わけて、駿河國にや攻入らんと、重次沼津の城を守る、（一説に、重次は江尻にあり、沼津をば松平周防守康親守れりといふ、不審）案の如く、九月廿五日、北條の軍勢、韮山の城より打て出て、戸倉山に至る、重次逆寄にして打破り、韮山の城戸口まで追詰て、首三十餘を切て引返す、同き十二年小牧に陣したまふ時、重次伊勢の國星崎の城を守る、蟹江の城を攻られしに、先陣して、城を攻おとす、頓て秀吉信雄、中直りし玉ひ、信雄に就て於義丸殿を養君とし玉ふ時、重次が子仙千代丸も、石川伯耆守數正が子と同く、附て參らす、抑此於義丸殿と申は、徳川殿の御二男、故ありて、生れ落させ玉ひしより、重次とりて養ひ參らす、今年御とし十一になり玉ふが、都に登らせ玉ふ事を、御名殘をしく思ひしかば、我獨子にて愛しける仙千代丸つけてまゐらせたり、秀吉も、うへには於義丸殿を養ひ參らするとは、披露あれど、內々は人質とし、徳川殿に親しくならん謀にてありければ、本多は殊に彼家譜代のおとなり、其子を參らせし事こそ嬉しけれと、悅び玉ふ事斜ならず、去程に、秀吉正二位內大臣に歷上り、關白の職になつて、於義丸殿にも元服させ、秀康と名乘せ、從四位下左少將兼參河守に任し、信雄卿を媒とし、徳川殿御上洛の事を勸め玉ふこと、度々に及べども、上り玉ふべしとき聞えず、依て三河守殿も失はれさせ給ふべしなど風聞す、三河守殿の御母、此事を聞玉ひ、守殿失はれ給ひて後、一日も世にながらふべしとも覺えず、死なば一所にこそ死なめとて、忍ひて大坂に上らせ玉ふ、重次いや〳〵仙千代丸、都に置て、人の疑ひ

受けん事も詮なし、たゞ獨ある子失はれんも不便なりと、思ひければ、母がいたはり以の外に候、暫しの暇を給て、此世の暇乞をも仕らせばやと、守殿へ申て呼び迎へぬ、幾程なく石川伯耆守數正は、徳川殿に背きて、秀吉の御方に參る、扨こそ重次が二心なき所顯れて、誠に思慮深くは見えけれ、斯て關白殿の仰にて、仙千代丸とく參らすべしと、守殿よりの御使、度度に及ぶ、重次も詮方なく、是もいたはる所の候、且は母が病も、年頃この子戀慕ひし故なれば、今更參らすべしとも覺えずと、伏し沈み歎きぬ、されば息男が身代に、此者參らするとて、甥の源四郎富正を參らす、關白殿安からぬ事なり、本多めに、たばかられたりけりと、怒たまふ事大方ならず、かゝりし程に、また東西の軍起りなんと聞えて、宗徒の御家人の中、岡崎の城守るべきものを選ばる、本多佐渡守正信承りて此城を枕として討死仕るべき者に仰付らるべしと申ければ、やがて、重次召て岡崎の城を給り、數百騎の兵を屬らる、

此時重次が御暇乞申せし氣色、生て再び見參すべしとも見えざれば、其志を感じさせ給て息男成重、本領安堵の御書をなし下さる、其御書に、天正十三年十二月八日としるされ、本多丹下殿へとなされしとなり、

關白殿いかにもして、徳川殿と親しうならんと、いろ／＼に謀をめぐらし、頓てまた其妹君を、徳川殿の北の方に參らせられしかば、徳川殿此上は見參なくては叶ふまじとて、御上洛あるべきに極る、御家人等が危く思はん所も侍る故、都に御逗留あらん程はそれに留めさせ玉ふべしとて、大廳を下し給ひしかば岡崎の城に入れまゐらせ、重次これを守る、井伊大久保も同じく御後にとゞまる、

此時重次下知して、大廳のおはしますほとりに、薪を積むこと、山の如し、こはそも如何なる事ぞと驚き、大廳の御供せし女房たち、はした女して、薪つむ下部男一人まねき、酒など呑せ、心能くとりて、扨何事にか、この程、日々にかく薪をば積む事ぞと問へば、いかなる事とも下郎は如何で知り申さじ、たゞし承る所は、關白殿の我國の殿を失ひ玉ふか、若くは留めまゐらせて返し玉はずば、今度都より御下り有て、是にまします御方を、盡

く燒殺し申さん料の薪とかや申て、本多殿の下知として、日々に山林より切て來り候が、この本多殿と申は、極て氣の短き人にて、殿の御歸りおそし〳〵と待かねて、けさ火を附う、晩に燒たてうとせられ候を、井伊殿や大久保殿が、しばし〳〵と制し玉へばこそ、今迄はかくて候へ、痛はしや、美しき都上らふの、今のうちにも、灰土にならせ玉はん事の無慙さよと、下郎等は申事にて候と云ひしを、女房達に、斯といへば、あな悲しや、その本多といふ男が、日々に參りて、おそろしげなる、こわねにて、家康より玆につけ參らせて候、御用の事あらば承りなんずといふを、今思ひ合すれば、三河守殿の初て御參ありし時、仙千代丸といふ兒の御供したるを、殿下の御覽じて、あれは家康がうちにて、三奉行とか云ふうちの鬼作左衞門と云もの、子ぞと仰ありしかば、おそろし〳〵、鬼も子を生むにや、鬼の子は如何なる者にやとて、物越に人々の見たりしに、其親の鬼ならば、さこそはあらめ、さればこそ、これへ參る度毎に、家康返り候はんとの事は、いまだ御沙汰も聞え候はぬやと、おと、ひも、いひしぞ、けさも、きのふも、いひしぞ、待遠にや思ふらん、あはれ家康とぐしてかへさせ玉へかしとなきくどきて、此由を大廳へ申ければ、大に驚き、なげき玉ひて、日々に御消息ありて、德川殿をとくかへさせ給へ、こなたのありさまの、いぶせき、いつの世にかは、忘るべきなど、ありし事共、こま〳〵と仰遣はされし程に、ほどなく御歸國まし〳〵、大廳歸りのぼらせ玉ひければ、女房たち涙を流し、なさけなくも、御母上を下したまひしものかな、鬼本多とかやが、とかういふたれ、かくこそ計らうてさむらひつれ、今は朝日の姬君をまゐらせ玉へば、德川殿の御ためにも、大廳は御母上にて候を、如何に鬼なればとて、己が主の事しらぬ事や候べき、それにかく辛き目を見せ參らせて侍れば、はや〳〵德川殿に仰られて、如何かる罪にもあはせて、大廳の御恨みをも晴させ玉へと、とり〳〵に訴へければ、關白殿笑はせ玉ひて、家康はよき者共、あまた召し仕ひけり、秀吉もその如き家人をば、ほしき事に候ふぞや、とばかり宣ひて、御座をたゝ

せたまひしとなり、

同き十八年正月關白殿北條を追討の事ありて、我國々を打て下り給ふべし、御陣のために、海道の城々を借しまゐらすべしとて、重次と佐渡守正信とに奉行せさせ、修理の事仰下さる、同き三月關白殿岡崎の城に入玉ふ、此城は重次守る所なれど、御迎にも參らず、城へ入らせ玉ひし後も、見參にも及ばず、關白殿より加藤遠江守を御使にて、三度まで召しけれども、重次は關白殿に見參して申べき用もなし、御免あらんとて、終に參らず、

一說に同き廿日、關白殿駿河の國府の城に入りたまふ時、德川殿長久保の御陣より參り玉ひ、御對面の儀ありて、重次此所に參りて、關白殿御家人あまた居並たる所にて、德川殿の御後より參りて、立はだかり、大に聲をいからかして、やあ殿よ殿、あつぱれ不思議を振舞ひ玉ふよ、國をも保たんずる人が、我が住む城を打明けて、暫しも人に借す事やある、その氣にては人の借らんといはんには、一定、北の方をも借し玉はんずるよな、かし玉はんずるよなと、罵り〳〵立歸る、德川殿人々に打向ひ玉ひ、今の老人が申たるやうを聞たまひてこそ候らめ、あの老人と申は、本多作左衛門重次とて、家康が累代の家人、家康が幼なきより仕へぬ、年若きうちより、弓矢うち物取ては、人にも知られて候ひしが、今は見たまひし樣に、年もいたう寄て候、されば家康も不便のものに存ずといへども、天性我儘なる根性にて、人をばはふ蟲とも思はず、人々の聞玉ふ所にてだに、家康をかく恥がましう申す、まして只二人うち向うたる時の事、思ひやり給ふべし、常には如何にも候ひなん、いかで、けふしも、かゝるものの怪をばふるまふべき、人々の思ひ給はん所、恥しう候と仰ければ、在あふ人々一同に、此人の事、久しく承り及ぶといへども、見及びしは、今日こそ始なれ、誠に聞しにまさりて候ものかな、事新しうは候へども、かゝる御家人の候事、奥ゆかしう覺えて候と、色代せしと云、按ずるに、重次此度海道の城々修理の奉行たり、此城借し玉ふ事、いかで知らざるべき、然るにかく京家の人々の集りし所にして、思ふさまに云ひちらしたる事、誠にさる智ふかき人

なり、重次にあらずしては及ぶまじ、されば此說あやまるべからざるにや、(小田原へは、重次二の先にて、むかひしといふ說あり、)程なく北條亡び、關東を以て、德川殿知行有べしと定められし時、關白殿むかし本多が秀吉をたばかつて、おのが子を取返し、此度また秀吉が下向の時、對面すべきよし使者を以て、言葉をつくせども、終に參らず、彼といひ、是といひ、其科輕からず、かかる者召仕はれん事、然るべからずと、大に怒り仰ければ、彼が怒り散ぜん程は、籠り居よかしと思召ければ、上總國北原(一作小原)の庄にて、老養ふべき程の所領給ひて、(三千石)忍び〳〵に、御使ありて、常には問はせ玉ひしが、程なく彼所にて終りけるこそ哀れなれ、(一說に慶長五年關ヶ原合戰の頃迄存命にて、その時には江戶の留守たりしと云、覺束なし)

去し天正十三年三月に、德川殿御脊中に、疔といふもの出來て、既に危く見えさせ給ひしかは、內外の醫、療術を盡しけれども、そのしるしなく、唯弱りに弱らせ玉ひ、みづからもこれまでと思召けるにや、宗徒の御家人等めし集て、御跡の事ども仰せおかる、人々の周章いふに及ばず、士民百姓等に至るまで、その程々に從ひて、祈らぬ神佛もなく、立てぬ願もなし、重次御枕に取つきて泣なく申けるは、殿も定て覺えさせ玉ひなん、重次がむかし此病をうけしに、たち所にしるし得し良醫の候、彼を召して見せ試み玉ふべしと申す、諸醫既に手をつかね、家康また死を決す、この上醫療其詮なし、且つは命をしむに似たりとて、用ゐ玉はず、重次大に怒て、かほど大事の腫物かろ〳〵しく思召し侮つて、事急なるに臨めばこそ、諸醫も術盡きぬれ、夫にまた良醫して治しまゐらせんとするをも、用ゐ玉はず、失せ玉はん事、御心がらとは云ひながら、あつたらしき命かな、諸醫術盡きぬと申す上は、彼等いかでか治しまゐらすべき、年老たる重次が、御跡にさがつての御供、かなふべからず、さらば御先へ參らんとて、御前を罷立、德川殿大に驚かせたまひ、あれ止めよと仰ければ、近く侍らふ人々走り出、引とゞめ仰らるべき旨あらせられ候といふ、重次大に聲を怒らして、最期の暇乞て、まかり申者を、見苦しい、殿原の止めやうやと、罵つて出んとす、されば候、その人を止めよとの御使が、えこそ止めぬと申せ

とは、おとなしくも候はぬ本多殿と、云はれて、げには、さも候とて、御前にまゐる、徳川殿、汝は物に狂ひて、かくは云ふか、家康、いまだ死しはてぬに、たとひ家康が、命終るとも、汝等が世にあらんを賴みにこそ死すべけれ、又汝等も如何にもして、一日も世に殘りて、若き者ども掟して、我家の絶えざらん樣を計らんとは思はずして、詮なき死の供せんとする事やあると、仰せければ、いや／＼、夫は人に依ての事に候、重次も今少し年だに若く候はんには、仰せ迄も候はず、犬死せん人の御供、其詮なし、重次若年の昔より、こゝかしこの軍に從て、眼射られ、指落され、足切られて、負はぬ手も候はず、人のかたはといふ程のかたは、重次が身ひとつに、あつまつて、世に交らん事、叶ふべき身ならず、殿の御情ふかければこそ、當家にては人に恐れも恭はれも仕つれ、殿のなくならせ給ひなば、他人までも候まじ、先つ御聟の北條殿、我國々を取らんとし玉はんに、わかき人々が、行すゑ久しう仕へんと、賴みきつたる主に、忽ちに別れて、氣おくれし、はか／＼しき矢の一筋をも射出す事かなふべからず、當家亡されん事、また踵をめぐらずべからず、重次夫迄ながらへて、あの年寄たるかたは者は、徳川殿の譜代にて、何がしといはれし家人なるが、いかに惜しき命なれば、かく世には恥をさらすらんと、うしろ指さゝれん事、老の恥、何事かこれにすぎ候べき、此比までも、武田の家人等、御當家に召されて、さらぬ人にも手をつかね、膝を屈めしを、世にもあはれに思ひしが、今は此老人めが、身の上になつて候と、存ずれば、殿におくれ參らせんが悲しき計にも候はず、我身の果も、あさましさに先づ、御先に死する事にて候と申す、汝がいふ所ことわり至極せり、さらば醫療の事は、汝が心にまかすべし、天命既に至りて、家康空しくならんとも、汝もまた家康が心に任せ、いかなる恥を見つべくとも、一日も生殘て、後の事よきに計らふべしと、存ずるや、いなやと仰ければ、重次が申むねに任せられんには、重次いかで又仰を背き參らすべきと申す、さらば醫師めさせよとて召さる、醫師やがて參て、御灸治よろしかるべしと申

せば、重次艾とつてすうる、御灸の痛み覺えさせ給はねば、艾を增し加ふる事多くして、後いさゝか痛ませたまふよし仰ければ、御藥をつけて參らせ、御藥湯をも進め奉りしに、其夜の半に、御腫物潰れて、膿水血おびたゞしう流れ出て、御惱み立ち所に輕ませ玉へば、重次は嬉し泣きに聲をかぎりに泣く、御前伺候の人々も、感涙を共に流しけり、

此人かゝる奉公の事とも、世に傳ふること多し、盡く記るすに暇すらず、大略をしるすのみ、

其子は飛驒守成重なり、童名は仙千代丸、成人の後丹下と申し、相州小田原の御陣に、重次成重後陣に在り、重次籠居せし後は、成重も出仕を止めて、籠り居ぬ、關が原の合戰には、御後にぞ陣しける、慶長十八年、越前國丸岡の地を賜て、少將忠直朝臣の家にぞ附られける、(創業記に、慶長十八年、越前の家老今村掃部助、清水丹後守、相論の事ありて、二人共に配流せらる越前の政務をば、本多伊豆守に仰下され、今まで今村が領せし丸岡の城をば、本多丹下に玉ふと云云、四萬三千三百石餘を領せらる、一說に、慶長六年に結城殿に附らるゝといふ、覺束なし、また伊豆守といふは、むかし成重が身代りに都へのぼりし、源四郎富正と申せしが事なり、)大坂前後の戰に、越前の先陣し、前年十二月四日御方の先陣、城を攻し時、成重郎從討るもの十六騎、疵蒙るもの百六十八人、後年五月七日、成重が三百騎、眞先に進み、眞田左衞門尉幸村が陣を打破り、みづから敵二騎切ておとし、郎從等が切る所の首百七十三、城門を打破りて、一番に城に入、こゝかしこに火を懸け、首又二十八を切、手の者討れしもの五人、疵蒙れるもの七人、元和九年忠直朝臣、配流の後、再び將軍家の御家人となりたるなり、年老て子息淡路守重能に家讓り、入道して土庵と號す、(成重が致仕せし年、卒せし年いまだ知らず、)淡路守重能、慶安四年十二月七日卒す、六十二歲なり、其子飛驒守重昭父に繼く、延寶四年正月十五日に卒す、其子作左衞門重益、家を繼て、飛驒守に任す、

●本多

○縫殿助藤原康俊は、縫殿助忠次が子、實は酒井左衞門尉源忠次が二男也、縫殿助忠次が曩祖は、九條右大臣師輔公より出て、忠次數代の祖參河國に移て、寶飯郡伊奈庄に住す、國人これを伊奈の本多とぞ申ける、岡崎の次郎三郎殿、東三河の地倂せらるべきにて、御馬を出されし時、忠次が祖父縫殿助正忠、最初に御方に組みして先陣し、牧野兄弟既に討たれ

て、吉田の城に向ひ玉ふに、正忠城の東門を攻め破て、終に城を落す、爰よりまた田原の城に向ひ玉ふには、正忠おのが伊奈の城に迎へまゐらせ、御酒奉て賀しまゐらす、

家に傳ふる所は、此時御肴を進むとて、池なる水葵の葉に盛りてまゐらせしに、次郎三郎殿御覽有て、立葵は正忠の家紋なり、此度の戰に、正忠最初御方に參りて、勝軍しつ、吉例なり、賜らんと仰ありて、これより御家紋とはなされたり、されば岡崎隨念寺に、自から寫し玉ひし御畫像に、立葵の紋を畫がゝれしが、今にありと申なり、また徳川殿の御時高力攝津守忠房が母に、伊奈の本多の事、尋仰られしに、三河國の本多は伊奈を以て嫡流とす、されど昔より當國に其數多き本多の人人、伊奈の本多の外に、一城をも領し候ものは、さふらはず、二郎三郎どのの御時に、祖父にて候者にこそ、葵の紋をば望ませ玉ひし御事も候つれと申せしといふ、忠房の母は、正忠の孫にて、忠俊が娘なりき、○ある人のいひしは、上野國新田の庄に、ふるき目貫髮搔小刀の柄に、葵の丸の紋あり、これに因て思ふに、葵の丸は、初より新田の家紋にやあらんといふ事あり、是また一說なれば、こゝに附す、

次郎三郎殿うせ玉ひ、贈大納言家、繼がせ玉ひしに至て、正忠常に御方に組す、其子助大夫忠俊父に繼ぐ、永祿三年五月、今川治部大輔義元、尾張國に向はれし時、忠俊が嫡子修理亮光忠、父が手の者、引具し、徳川殿に隨ひまゐらせて、大高の城にあり、義元既に討れ玉ひ、今川の家人等、おの／＼守る所の城々を捨て、本國に引かへす、かくて、徳川殿大高の城を御出あるべきに及びて、敵の軍勢、既に近付て、本國に歸り入らせ給はん事、たやすかるべからずと聞えしに、光忠進出て、某後陣をば打ち候べし、御心安く思めさるべしと申ければ、其望む所に任せられ、事ゆゑなくして岡崎に入らせ玉ひたりき、此ときの賞として給はりし御陣羽織、光忠が嫡孫の家に今にありといふ、是よりして後、水野下野守信元は、織田殿の御方として、三河國を併せんとす、國人等相戰ふ事やまず、忠俊父子、徳川殿に組みし參らせて、常に軍のさきをかく、

信元は尾州小河三州苅屋二つの城を領して、東三

河の國人と相戰ふ、初め石が瀨の戰ひに、御方の先陣戸田主殿助が戰利なかりしに、敵のかたより、

石が瀨や、小川の水の早ければ、
　戸田の主殿は、足もたまらず、

と讀て落書す、二陣の伊奈勢、安からぬ事なりとて、忠俊の子修理亮光忠、伊豫光典幷家臣戸田丹波小栗澁大夫等眞先に進み戰ひて、敵餘多打取て、かくなん、

石が瀨や、小川の水の早ければ、
　いなびかりには、及ばざりけり、

と、いふ返歌を札にしるして、敵陣の前に建しといふ、

同六年の春、一向專修の門徒等、叛き參らせし時、東三河の人々の、御方に、志あらん者、今川の兵に備ふべき旨、仰下されしかば、おの〳〵人質をまゐらせて、其要害を守る、忠俊仰を奉り、吉田の城に備ふべしとて、小坂井糟塚の要害を搆へて、手の者共を込めおき、嫡男光忠をば岡崎に參らせて常に御軍の先をかく、此時の賞として給る所の御刀は、光忠か嫡流の家に相傳ふといふ 其後光忠所勢によりて、舍弟彥八郎忠次、父が跡をつぐ、光忠光典兄弟、德川殿の御爲に、吉田の城攻取るべき事を議り、忠次に隨ひ、岡崎に參りて、斯と申す、德川殿大に悅ばせ玉ひ、さらば光忠二連木に行向ひ、戸田主殿助と相議るべしと仰られ御馬賜りて遣はさる、此時賜りし御馬の鞍具、も光忠嫡流の家に傳ふ 斯て御勢を差向られ、糟塚喜見寺二箇所の要害を攻られ、忠次先陣を給りて御軍を出され、吉田の城を攻めらる、光忠等かねて申せし事の如く、城中の者共、思ひ〳〵に成て、其戰はかばかしからず、忠次從者戸田小栗を使として、城の大將小原肥前守が許に申事、數度の後、小原終に城を去て、駿河國に歸る、此とし永祿七年六月、三河八郡の地、大略御手に屬しければ、忠次が功最大なりとて、忠次光忠光典戸田小栗各所領の地を下し給ふ、此時忠次光忠には御書を賜り、其功を賞せらる、忠次には所領の地を加へ玉ひ、光忠には奧郡池尻村の地を給ひ、光典戸田小栗等には各五十貫文つゝの地を宛ておこなはれしといふ、 元龜三年六月近江國姉川の戰に、忠次酒井左衛門尉忠次と陣を同くして戰ひ、天正元年三月、三郎殿の御軍始に隨ひまゐらせ、足助伏地二つの城を攻め、同き三年五月、長篠の合戰に、酒井左衛門尉忠次と共に鳶巢の城を攻落し、同九年三月、高天神の城落し時、首廿一を切て獻る、

同十一年七月姫君北條左京大夫氏直の許に入らせ玉ふ時、忠次御輿副として、相摸國に趣く、（此時平岩七之助本多彌八郎も、同しく姫君を送り參らせしと云、〇或説に酒井左衞門尉送り參らずと云、酒井本多其名同しければ、孰か是なる事を知らす、）其後忠次死して、康俊繼ぐ、初め長篠の戰の時、康俊七歳にして人質の爲、濃州岐阜の城に趣く、これ織田殿の加勢を乞はせ玉ふが爲なりき、十二歳の時、忠次に養はれ、十四歳にして元服し、御諱字を賜りて彥八郎康俊と申す、（此時に養父忠次は縫殿助と申ししなり、）廿二歳の時、豐臣關白、相摸の北條を討たるべきにて、德川殿の人質を望み申されしかば、康俊を遣はさる、此年德川殿關東に移らせ玉ひしかば、康俊下總國小篠の地を給はる、（五千石）慶長元年五月、德川殿、任大臣の御時、康俊叙爵して、縫殿助に任ぜらる、同五年奥の上杉を御征伐の時、御陣に隨ひ、上方の軍起ると聞て、又御陣に隨ひて馳上り、美濃國に着かせ玉ひし日、御方の軍勢、大坂の兵と、笠縫堤に戰ひし時、康俊井伊侍從、本多中務少輔共に馳向ひ、駿河の勢を引て歸り、御感の仰を蒙れり、關が原の戰には後陣に從ひ、軍終て後、三河國吉田の城は、國中の人質を置かれし所なり、本國なれば案內知りたるらん、康俊馳下りて守るべしと仰下され、引返して彼城を守る明年所領の地加へ給りて、同國西尾城に移る、（二萬石）是より、三河國に御鷹獵をさせ給ふ度々、康俊が城を假の御所となされ、物賜ふ事、其家臣等に及べり、同八年將軍拜賀の時、康俊從四位下に上られ、御沓の役に候す、大坂の兵起りし時に、康俊嫡子下總守俊次と同じく、仰を承りて、馳上り、近江國膳所崎の城を守り、大御所既に御上洛ありしに及て、二條の御陣を守護し、また仰をうけて、河內國に向て、賊徒等を追拂ひ、大坂の城下備前島に陣取て城を攻む、明れば元和元年の夏、兵再び起りしかば、康俊父子、河內國須奈に陣して、奈良口の敵を防ぎ、五月七日、城中の兵、出戰ふに及び、加賀勢の右に出て、敵陣を打破り、嫡男下總守俊次二男美作守忠相等みづから首きつて獻る、凡そ康俊が手に打取る所の首百十三、（修理亮光忠が子半兵衞某、首二つ切り、嫡子伊織某も生年十五にて、首二つを切り、大御所の御前へ召されて、御感の仰ありといふ、）同三年所領の地加賜て、膳所崎の城に移る、（三萬石）此年將軍家御上洛の時其城に入らせ玉ひ、康俊父子に物を賜ふ、同七年康俊卒して、嫡子下總守俊次家を繼ぐ、初め慶長十五年俊次叙爵し、大坂

兩度の御陣に隨ひ參らせ、父に繼し年、三河國西尾城に移る、寛永十三年所領の地加賜て、伊勢國龜山の城に移る、五萬石、〇是より先寛永五年高力攝津守忠房が母、望請て、兄にて候大多修理亮光忠、初め東照宮より所領の地を下しおかれ、其子半兵衛某、父が領を受つぎ候へど、當時は下總守が所領と成され給ひぬ、其嫡子伊織又父祖の領を受繼き候へば、あはれ其二男に候者をば召仕はれ給はゞやと申ければ、頓て半兵衛某が二男長二郎、召出されて、御小性組になされしといふ、此地海道の要害なればとて、望み請て其城を修築す、慶安四年十一月廿五日、又所領の地加賜りて、膳所の城に移る、七萬石、寛文二年五月朔日、大地震して城崩れぬれば、望み請ふに、此城元より、分內狹くして然るべからざるよしを申して、城郭を增し築く、同き四年九月十二日致仕、十二月廿五日入道して、淨有と號し、同八年八月十一日卒す、七十四歲、嫡子縫殿助康長四十二歲にて、明曆四(萬治元)年六月廿四日父に先立て卒し、嫡孫隱岐守康慶いまだ幼なかりしかば、兵部少輔康將を嗣とす、康將其娘を以て、康慶にあはせ、延寶七年六月十八日家を讓る、康慶、叔父兵部少輔康將に家讓られて我所領の內を分ち、康將が子織部忠恒に與へん事を望請しかば、御許しを蒙る、

〇織部忠恒は兵部少輔康將が男、隱岐守康慶、康將が讓りを受て、おのが所領の內を分ちて、忠恒に與へぬ、新墾田一萬石也、忠恒後に伊豫守に任す、

● 井伊

〇侍從兼兵部少輔藤原直政は閑院の左大臣冬嗣公の七男、內舍人良門五世の孫、備中守共資の男、遠江國の住人井伊備中大夫共保が後胤、肥後守直親が男なり、

共保が事、系圖の傳ふる所、大に怪し、初め一條院の御時、備中守共資、遠江國に下り、村櫛といふ所に住む、此國井の谷といふ所に、八幡の宮居まします、其瑞垣のほとりに、御井ありけり、かしこの宮司、ある正月元日の朝、社頭に參りしに、今生れたらん頃の赤子、忽ちに御井の內より現れ出づ、大に驚き、怪しみて、立寄り見るに、容いと美しうして、眼の光り耀けり、頓て懷におし入、おのが家にゐてゆき、世にいとほしく育てし程に、既に七歲に及ぶ、備中守共資は、女子のみ有て、男子は無かりけり、此兒の事を聞て、只人にあらずと思ひ、彼宮司に乞ひ受け、おのが子として、十

五歳の時、髻取り上けさせ、共保と名のらせ、おのが娘にあはせ、家ゆづる、共保長大に及ぶに從ひ、武勇の名譽、當國に隱れなく、國人等悉く恐れ隨ひぬ、初め御井の內より現れ出しがゆゑに、井桁を採て幕の紋とす、また橘を紋につける事も、彼の現はれし時、橘一つ御井のほとりにありしを見て、宮司此兒の產衣に繪がきてけれはなり、其現れ出たる御井、今もありとぞ、〇按するに系圖には備中守共資は、內舍人良門の第三男、兵衞佐利世四代の孫たる由見ゆ、藤氏の系圖を見るに、良門の男は、右中將利基、內大臣高藤二人のみにて、利世といふ人を見ず、されど、藤氏系圖に漏しぬるも知れず、また共保より直政迄十六代の由、家の系圖に記せり、一條院の御時より、直政が生れし比迄は、凡五百六七十年に及びぬべし、たとへ、一世ごとに四十年に及ばんほどを經るとも、なほ年は餘り有りぬべし、思ふに家の系圖に漏れたる人多かるべきにや、又按ずるに、井伊介も同し流の藤氏たる由、系圖に見ゆ、井伊介は、武智麿の後遠江權守爲憲が末葉にて、工藤、遠藤、伊藤抔と同し流にて、南家の藤氏なり、此系圖の記せる如くなれは、北家の藤氏にてこそあれ、如何にかく傳へしにや、覺束なき事なり、

足利殿の御末、天下盡く亂るゝに及て、遠江の國人等、多くは駿河守護今川が手に屬す、共保が後井伊信濃守直平も、今川にぞ隨ひける、直平二人の男子あり、嫡男宮內少輔直宗、二男彥二郎直滿と云ふ、肥後守直親は、此直滿が男なりけり、初め直宗が子、信濃守直盛、父に繼ぐ、家嗣がすべき男子なかりしかば、叔父直滿が子肥後守直親をして、家繼せん事を契約す、然るに、直盛が郞等小野和泉守、直滿が子に、主の家繼せん事を嫌ひて、今川治部大輔義元に參て、直滿が謀叛の由を讒し申ける程に、天文十三年義元、直滿を駿河國府に召て、忽に誅せられ訖んぬ、其後永祿三年五月直盛義元と共に、尾張國桶迫の合戰に討れしかば、井伊が嫡流既に絕えぬ、肥後守直親が子兵部少輔直政、幼なくして、父に後れ、いまだ童にて萬千代丸と申せしより、德川殿に仕へ參らせ、此稚き者、尋常の人にあらず、又累代の家絕えぬる事を哀れませ玉ひ、相傳の家領なれば、

井の谷の地賜て、菅沼近藤鈴木等を始て、是を井谷三人衆と云寄騎の侍多く附け、又木俣清左衛門庵原治左衛門西郷藤左衛門をぞ後見にせよとて屬られたる、

家忠日記增補等に云、井伊信濃守直盛、今川義元に從ふ、永祿三年五月尾張國桶迫合戰に、義元と同しく打れ死す、其子肥後守直親といふ、同五年春、直親が郎等小野但馬、主を恨る事やありけん、今川殿に參て、我主に候ふ肥後守は、織田德川の人々に心を合て、屋形に叛き參らすると申ければ、氏眞大に怒て、急き井伊を退治あるべしと、軍勢を催さる、今川の一族龍野左馬助、氏眞を諫めて、直親と年比親しく相語らひて候へば、かれが心の中をば能く存しぬ、當家に二心有べき者にあらず、これは如何さま讒人の申所とこそ覺ゆれ、暫らく御追討を止められて、事の實否を御糺明あるべう候と申て、井谷の城に人を馳せて、かくと告ぐ、肥後守これを聞て、直親が先祖より、今川殿の御被官となり參らせてより、このかた、累代終に御うしろめたき事候はず、中にも父にて候直盛、故殿の御供申て、桶狹間の戰に打死しぬ、されば彼の信長は君の御敵といふのみにあらず、直親が身に取ても、父の仇なるに、いかで屋形に叛きまゐらせ、君父の重讎に組みし候べき、此旨をもつて、誤りなき由を、申し開きて、給ふべしとて、龍野が使を返しけるが、いや〳〵居ながらに陳じ申さん事、疑ひ猶も解くべからず、參りてこそ、申さめとて、打立つ、當時不審蒙りたる身の、郎等あまた具しなん事、然るべからずとて、主從わづかに二十人、掛川の城にさしかゝり、駿河の府に赴きたり、爰に掛川の城の住人、朝比奈備中守は、井の谷の先陣給はつて、おのが城に、勢揃ひして、屋形の發向を待居たりしに、直親此所を忍ひやかに打過ると聞て、混甲二三百騎、轡鐙を合せて追かけ、大勢の中に取込めて、一人も殘らず討てけり、直親が男、年わづかに二歲なるをも、誅せらるべきに定る、龍野また彼れが命助けられん事を歎きしかば、さらば、成人の程は、汝にめし預くべしとて、左馬助にたもふ、此とし引間の戰に、龍野また討死す、氏眞重て、肥後守がみなし子失はんとし給へば、龍野が妻深く匿くす、猶顯はれ

ぬべく覺ゆれば、成人の後、僧になし、父母のあと弔はせ給へとて、ある上人にまゐらせたり、その、ち同國の住人松下源次郎、龍野が妻をむかふ、直親が孤子も、彼の妻に從つて、松下が家に、ひと、なる、十五歳と申せし、天正三年二月十五日、德川殿御鷹狩のため、濱松の城をいで玉ひ、道のほとりにて、これを御覽じけるに、つらだましひ、尋常の人にあらず、怪しとや御覽じけむ、如何なるもの、子にてやあると、尋させ玉ふに、よく知れる人ありて、是こそ當國の井伊が孤子に侍れとて、在し事ども申ければ、不便の者かな、われに宮仕せよとて、召試らる、に、誠にさる武夫の子なりけり、頼母しきものぞと思召て、頓て本領を給ひしとなり、

按するに肥後守直親が父、系圖には彥二郎直滿とあり、信濃守直盛といふは、直親が從弟なり、直滿天文十三年に、義元の爲に誅せらる、と、系圖には見えて、肥後守直親が、永祿五年に討たれし事みえず、直滿既に義元に誅せられたらんには其子肥後守直親、從弟の信濃守直盛が家繼くべき事とも思はれず、兵部少輔直政、永祿四年に生る、祖父直滿が打れしより、十八年の後なれば、父の直親が直滿と一所にうたれざりしは一定なり、直親後終に從弟が家繼て、また小野が爲に讒せられて、氏眞の爲に誅せられし事、家忠日記增補等の說の如くなるにや、また直滿討れし時、直親まぬかれ、直盛が家をば繼かず、其後直政を設けて死したりしを、世には誤り傳へて、父直滿が事を、子の直親が事の樣に云るしけるにや、

天正十年の春、武田四郎亡ひし後、彼の家子郎等悉く德川殿に從ひ奉る、此年冬十一月万千代丸、元服して、兵部直政とめさる、十二月武田が侍大將山縣土屋原一條が手の者七十四騎、坂東に名を得し兵四十三騎、引すぐりて、直政が手に附られ、一方大將給て、旗幟より物具まで、色は赤を用ゐけり、十二年三月、羽柴筑前守秀吉、主の北畠殿と、不快の事出來て、軍起る、信雄中將、頼み參らせ給ひしかば、德川殿、尾張國に向ひ玉ひ、小牧に御陣をめされけり、御方の御勢、わづか一萬五千には過ぎず、秀吉の十五萬騎、こなたに向て陣を取り、二萬餘騎を引

分けて、三河を襲はんとす、徳川殿此由を聞召し、さらば此方も出向て戰ふべしとて、密に御勢を引分けて、差向けられ、みづから續て長湫のほとりに向はる、直政御先に進む、御方の先陣、既に敵の後陣を打破り、敵さん〴〵に打なされ、先陣の勢と、一つになり、取て返して戰はんとす、直政が赤旗赤幟、朝日の光に輝きて、山よりこなたに馳せおろし、立ざま横さまかけ破る、敵終に打負けて、大將あまた討れしかば、士卒猶いふに及はず、京家の者共、直政を赤鬼と名づけしは、此時よりの事なりけり、同き六月敵大野の城を攻む、直政此とき松葉の里に陣取て、此由を聞くよりも、馬烟を蹴立て馳せ向ふ、寄手取る物も取あへず、散〴〵に成て引返す、かくて所々の戰ひ、秀吉の軍盡く利を失ひ、徳川殿助け給はん程は、信雄傾けん事叶ふべからずとて、北畠殿と中直りし、頓て此人に附て、徳川の御子於義丸、乞受けて、養君となさる、是は秀吉いかにもして、徳川殿に親しうならんとはかり玉ひし故とぞ聞えける、（事は三河守殿御傳に詳なり、）十三年正月秀吉正二位内大臣になり、七月關白に任ず、八月信濃國眞田安房守昌幸が關白に組みし參らせ、徳川殿に背きしかば、御勢を差向けらる、御方利なかりしと聞て、直政等彼國に向ひ、御勢を迎へ歸る、去程に關白、徳川殿に對面の事を望給ひしかど、見參の事は叶ふべからずと聞ゆとて、案じ煩ひ給ひしが、急度案じ出し御妹君を濱松の城に參らせられ、北の方となし給ひ、よりよりに見參の事を催さる、徳川殿既に、かく結すぼうれたる中と、ならんからは、尊者に向ひて、如何で無禮にや及ぶべきと仰ければ、關白殿悅び玉ふ事大かたならず、さらば御家人等が心を安んぜられんがため、御上洛の程は、そこに留めまゐらせ給ふべしとて、大廳を下し給ふ、徳川殿夫までにも及びさむらはじ者をと仰せられしかど、大廳既に御首途ありと聞えしかば、岡崎の城に迎へ入れ給ひ、直政を御跡に留めらる、御見參の事終りて後、程なく歸らせ給ひ、頓て大廳をも返し參らせらる、此度は直政して送られたり、直政關白殿に召されて、饗應の儀あり、石川出雲守數正は、（伯耆守が事なり別に傳あり）直政が昔の傍輩なればとて、接伴に召さる、直政數正に打背き居て、面をもあはせず、殿下みづから茶點して給るべきに

至て、數正また接伴す、直政かたへの人に向つて、これにさふらふ數正は、譜代相傳の主君にそむき參らせ、殿下に從ふ大臆病の男なれば、直政彼れと肩を並べ、膝を組まん事、御免を蒙るべきにて候と申ければ、御前に在りあふ人々、皆舌をぞふるひける、十六年四月主上、關白家へ行幸あり、德川殿も參らせ玉ひ、御家人等任官の事あり、直政殊に侍從從五位下になされ、兵部少輔を兼ぬ、十八年の春、若君初めて關白殿へ參り玉ふ、直政御供して、都にのぼる、此年の夏、關白殿、相摸の北條を討たれしに、直政、德川殿の先陣うつて、小田原の城に向ひ、蓮池より押寄て陣を取る、六月廿二日の夜、直政一勢、外郭を攻破る、松平周防守康親同しく續く、城中にも山角上野介父子三人、次の城を陷されじと、散々に防ぎ戰ふ、つゞく御方なければ、直政康親引返す、

此時に、小田原の城を攻めらる、事百餘日、寄手軍勢廿餘万、城中に立籠る所も七箇國の精兵、されども手いたき戰ひせし事は、直政が一勢とぞ聞えける、また直政が攻めやぶりし所をば、篠曲輪(シノクルワ)と申て、城の東にあり、または、すて曲輪とも申す、城中より橋一筋を渡して、晝は兵を出して守らす、德川殿初め直政をめして、橋か〳〵とばかり、問はせ玉ひて、又仰らる、色もなし、直政いかなる事とも心得ず、深く案じ煩ひて、如何さまにも、彼の橋の下の水の淺深をや問ひ玉ふと、橋の下に、杭立て、、水の深さを量り、其杭を刻みて、猶も覺束なければ、みづから水際に下りたつて、能く見おはせて、御前に參り、かくと申せしに、初の如く、橋か〳〵とばかり仰られしかば、直政いよ〳〵心得ず、とかく案じ煩ふ程に、初め仰を蒙りしより四十八日を經て、急度案じ出し、みづから夜に入て忍び行き、彼の橋をふみて見るに、ゆき桁よわくして渡るに危し、急ぎ參て此よし又かくと申す、其時德川殿、其事にてこそあれ、个程の事、など心付なからんと思ひしかば、其事とは云はざりき、かばりのこと下知せんは、家康が身に取ては、似あはぬものをと宣ふ、直政心に思ひしは、扨は此所、直政が勢にて攻め破れとこそあるなれ、たゞし彼橋の事、かくまで問はせ玉

ふは、此所攻やぶるとも、此橋をわたりて、次の城に攻入らざらんには、御方の人々に云甲斐なしと嘲けられんも無念なりと、思ひ給ふらんとて、おのが手に附けたまひし、廣瀨美濃、三科肥前をめして、此事かくといふ、廣瀨三科承りて、个程の所攻め取らん事、物の數ならず、攻め損したらんは見苦しかるべし、詮ずる所、手の軍勢の子弟などいふ若殿原して、攻めさせんに、たとへ攻損したらんとも、何か苦しかるべき、また夫等の一族の老武者、若者共たすけて高名させんと思はゞ、勢に不足はあらじものをと、思ひければ、手の若殿原して、攻めらるべうもや候といひしかば、此議もつとも然るべしとて、六月廿二日の夜に入りて、押寄せ攻む、案の如く若者共の親父伯父など馳せ加りし程に、多勢になりて、篠曲輪を攻やぶりて、次の城に攻め入る、直政眞先をかけ、かの橋のほとりに押寄て、みづから鐵砲をおつとり、城中に向て放つ、玉をも藥をも重ねて込うたりければ、筒忽に裂けて、左の手の指をやぶる、直政是を物ともせず、其手してくろかねの楯提け、えい聲を出して攻め入し程に、士卒などかは、ためらふべき、次の城に攻め入て、散々に戰ひしとなり、

舊き人此事を語りて云ひしは、德川殿の直政めして、一つの橋を擧け玉ひ、四十八日を經るまで、其心を仰せられざりし事こそ有難けれ、聖人の人ををしへ玉ふ事、皆かくの如し、凡そ尋常の事にても、其人のみづから心に心得ぬ事は、如何に口に告けて云ひたればとても、終に其益なし、まして戰に臨みては、機にのぞみて、變に應すべきものなれば、人の敎へを賴むべからず、又直政が德川殿の仰を承て、四十八日が程、心に絕えず思ひはかりしも、尋常ならず、此心を以て、身をも人をも修めん事を思ひめぐらさば、などか其道を得ざるべき、凡の人は、常の人の言葉は、いふにや及ぶ、聖賢の言葉にても、うち聞たる所の、頓て心に得ぬをば、如何なる事とも思ひ計らず、舜の大聖なる、好みて邇言を察し玉へりといふものを、ましてたゞ人の、此心なからんには、などか善かるべきと申はべりき、

北條亡びて、彼領せし國々、德川殿へ參らせる、關白殿の仰にて、直政上野國箕輪といふ所を賜り、（十二萬石）高崎の城を構へて移りすむ、十九年七月、奧の九戶が、（修理亮政實）主の南部に（大膳大夫信直）背きしかば、德川殿、三好中納言秀次卿と共に向ひ玉ふ、直政先陣を承り、蒲生飛驒守氏鄉に（會津の守護、別に傳有り）加勢して、九戶の城を攻めおとす、慶長三年八月、太閤薨し給ひし後、彼家の奉行、德川殿うしなひ參らせんとする事、度々に及ぶ、直政等が嚴しく守護し奉りしに依て、終に御恙もわたらせ給はず、同き五年の夏、上杉中納言景勝が、陸奧會津に引こもりて、召せども終に參らず、さらば追討あるべしとて、德川殿御下向あり、大坂の奉行等、其隙を窺ひて、天下の軍勢を催し、關東に攻下り、上杉と謀じ合て、德川殿を討んとす、其事下野の國小山の御陣に聞ゆ、御供にさふらふ諸大名、まづ引返して、上方に向ひ、軍をせんとす、此時直政本多中務少輔忠勝と、私に相謀て、諸大名と共に馳向ひ、軍仕らんと申す、德川殿上方のありさまも、いぶかし、また此人々のありさまも、內心はかり難し、汝等が向はん事、然るべからずと、仰せければ、此人々ばかり向ひて、勝軍したらんには、天下をば我等が取りてこそ、內府へは、まゐらせたれと、云はん事の、口惜しう候へば、ひらに御許しあれと、望みしかば、下野守殿を海道の大將軍とし、（後に薩摩守殿と申參らせし御方なり、）軍奉行には、井伊本多を差向けらる、扨こそ九月十五日の軍をも、直政が手より始けれ、斯て御方手合せに勝軍し、德川殿頓て上らせ玉ひ、東西の軍、美濃國關が原にして勝負を決す、直政手の者共に下知して軍させ、我身は下野守殿の御陣に參り、（守殿は、直政が聟君なり）殿は此度ぞ御軍は始めなる、御勢をば爰に留められ、步行立の兵、少々召し具せられ、先陣の人々の軍するやうを、御覽あるべう候と申、御供して、福嶋左衞門大夫正則が陣の脇より、打出んとす、正則が士、（蟹才藏なり）今日の先陣は、福嶋が給て候を、先懸けんとし玉ふは誰ぞ、狼藉なりと押止む、直政是は下野守殿、先陣の人々の軍するやう、御覽あるべきにて、井伊の侍從が、御供に侍ふなり、されば御勢をも倶せられず、通し參らせよといふ、扨は苦しからずとて、道を開く、そこを、つと馳ぬきて、敵の中に切て入り、敵〳〵に戰ひ、守殿高名

をさせたまひければ、打破り駈け通つて、守殿と一所に馬を立て、息つき居たり、かゝる處に、嶋津兵庫入道惟新、負軍して、千人斗り、のけ甲に戰なつて、馬を靜めて落ちて行く、直政が士、嶋津こそ通れといふ、直政あれは、御方かと問ふ、こゝを通る敵の事に候と、いひもあへぬに、直政馬を馳て追かく、守殿も續きて駈け給ふ、嶋津が兵、取て返し戰ふ、守殿組打して御手負はれ、直政も鐵砲に中りて馬より落つ、嶋津も終に逃れてけり、守殿も直政も、手深からねば、御供して御陣に參る、德川殿は、直政が守殿具し參らせ軍せし事ども、深く悅ばせ給ひけり、

此日敵悉くに敗る、嶋津希有に命のがれ落行く、直政はしめより入道と見けれども、守殿の御供はしつ、繼く御方もなし、入道壹人が生き延びたればとて、何程の事か有べき、若し止めんとて、多からぬ御供の人々損ひて益なしと思ひ、見ぬ振してありしを、直政が兵、元は甲斐の武田が家に有しが、頻りに敵のよしをいひしかば直政こらへず追かけて戰ひしが果して守殿も直政も手負はれぬ、危かりし事也、直政が士、骨法なしと人みな爪彈きしたるとなり、又直政を鐵炮にて打ちしは、嶋津が家人河上四郎兵衞忠允が若黨柏木源藏といひし者なり、おのが主河上が打たるよしを高聲に名のりしといふ、

又石田が澤山の城を攻らるべき先陣を給ふ、金吾中納言秀秋强ちに望まれしかば、直政二陣に定められ、城をば終に攻破る、かくて國々の御敵、一時に平らき、此年十一月、御方せし諸大名、勳功の賞を給はる、明れば六年二月、直政に石田が領せし近江國の地を給り、（三萬石を加へられ、十五萬石を領せしといふ、）七年正月從四位下に叙し、同年二月朔日年四十二歲にて卒す、

兵部少輔藤原直勝は、（初め右近大夫直繼）侍從直政の嫡男なり、始め慶長七年生年十二歲にて父に繼く、同き九年の春、仰によりて、彥根の城を築きて移る、同十三年伊賀の筒井が（傳別にあり）所領收公せられし時、伊勢（本多美濃守）美濃（松平飛驒守）の人々と彼國に向ひ、直勝は留りて上野の城を守る、此人天性身の煩ひ多くして、常に籠居けり、（此人父にも弟にも生れおとりしかば、大御所の仰にて、病多しとて籠り居らしめしとも云、）

創業記に直勝家を繼で後、彼家人等相論の事たえ

ず、慶長十年大御所伏見より關東に下らせ玉ふ時、此由を聞召し、鈴木石見を清洲の城に召し預けらる、十一年又關東に下らせ給ふ時、鈴木をば關東に召さる、十二年の二月又鈴木が子と西鄕勘兵衞と相論の事起れり、今年三月五日、直勝が母、關東に下る、上野國安中に住むべしと仰下さる、安中は直勝が所領なればなり、十四年の冬、上總介殿に近江國まゐらせられ、澤山の城に住せ玉ふべし、直勝は信濃國河中島に移るべしと聞えしが、終に其事はやみぬと云々、

十九年の冬、大坂の兵起る直勝病に臥ければ、舍弟掃部頭直孝、兄が代官として、軍勢引俱して向ふ、此年將軍家の仰をかうむり、おのが所領の內近江の地をば直孝に讓り、上野の國に引こもりて、安中の城に住む、(みづからは三萬石を領す)直勝卒して(年月を詳にせず)其子兵部少輔直之つぐ、正保二年正月十一日に參河國西尾の城に給て移る、(三萬五千石なり、三萬石ともいふ、)萬治二年遠江國懸川の城に移り、(此時五千石を加へられて、三萬五千石を領せしと云、)寛文十二年に年五十五歲にて卒す、(卒せし月日いまだ知らず、)其男伯耆守直武父につく、

右中將藤原直孝は、侍從直政の二男なり、(此人せい高くして骨ふとく身の毛逆さまに生ひ出で恐しげなる男なれば鬼掃部といひしなり)初將軍家に仕へ奉りて從五位下掃部頭たり

直政の室は松平周防守康親が娘なり、それに隨來りし女の直孝をば生めるなり、初め直政の室、彼の女の娠む事あるを知て、其父が許に送れり、其父をば印具(一作貝)德右衞門某といひて、康親が家の侍なり、此年天正十八年の秋、德川殿關東に移らせ玉ひ、直政上野國箕輪の城を給ひ、康親の子康重武藏國私市の地を給りて、印具(貝)關東に移るとて、駿河の國藤枝の宿に至る日、直孝は生れてけり、六歲に及びし時、其母いだきて箕輪の城に赴き、直政が城外に出しを待得て、此御子かくまで育て參らせて候、今は渡し參らせ候べしといひて、みづから參らせて、私市にかへりぬ、直政頓て其處の庄屋といふ者に、此子よく育てよとて給てけり、十一といふ年の暮に、彼の庄屋が家に夜盜餘多人來る、直孝其一人が高股斬て、下部等召て生どりぬ、十二歲の時、直政ひそかに直孝めして、年來みづから執りし所の采配を授けぬ、如何に思ふ所やありけん、其明年に直政は卒してけ

り、
慶長十五年七月二十七日初て所領の地を給ふ（上野國にして一萬石を領す）又大番頭となる（年月未詳）（一本に年十六歳にして將軍家に召仕る、（慶長十年なり）十九にして書院番頭となされ、同き十六年大番の頭となされ、）同き十八年伏見の城を守る、十九年冬大坂の兵起りしに、兄の直勝病に臥す、大御所の仰を受け給り、直孝兄の代官として、軍勢を率して城をせむ、此とし東西和睦の後、將軍家直孝をめして、兄に代りて父が家をぞ繼がしめらる、
此とき直孝は涙を流して、兄にて候ふ直勝、年頃病ひに犯され、軍國の務にたえず、然りとは申せども、大御所むかし父にて候、侍從直政に附けさせ玉ひし、ふるき者共、猶多く候へば、家の事をば沙汰し申べし、また直孝かくて候へば、天下の御事あらんには、兄が代官として、彼手の者を引具して、馳向ひ候はん事、此度の如くにこそ候べけれ、如何なる仰なりとても、兄にて候ものを退け、父が家を繼かん事、望む所に候はずと辭し申けれども、御許しなければ、重て安藤帶刀直次に就きて、頻になげき申す、終に御許しなかりけり、

かくて、直孝父が家を繼て後出仕す、やをら進み出て、本多佐渡守正信が座の上に着く、其體誠に優なり、事終てのち御前を罷立ちて、正信に向ひ、今日の振舞、無禮にこそ侍れ、去ながら、故侍從が家を繼くべしとの仰を蒙りて候上は、向後の事は、御免あれといふ、正信されば、けふの御ふるまひ、正信こそ悦ひて侍れ、かくあらん人と知召されし、將軍家の御心の程、有難う候者かなとぞ答へける、是を見し人、打寄〳〵、きのふ迄も大番頭して、遙かの末座に伺公せし人の、けふは一﨟の上に立ちし有樣の、優しくも見えし哉、あはれ將軍家の能き御固めなりけりと賀し申てけり、
按するに政事錄に、慶長十九年十二月廿四日、將軍家、直孝に佐和山の城を賜ふとあり、家忠日記追加に、元和元年二月大御所直孝を駿府にめして、此仰ありといふ、想ふに政事錄のしるす所誤るべからず、
かくて再び兵起りて直孝また先陣承りて、大坂に向ひ戰て、敵の大將木村長門守內藤新十郞山口左馬助等を先として、首三百十五切取て獻る、其勳賞に、

近江國長濱の地加へ給ひ、（五萬石を給り、廿萬石を領す、）また從四位下に叙し、侍從に任し、其後從四位上左少將を經て、正四位上右中將に至る、大相國家の御時又地加へられ、（五萬石、その年月いまた詳ならず、元和五年の事也といふ、月未詳、）左大臣家御代知し召されし初め、また所領加へ玉ひ、（五萬石を玉ふ、是も年月詳ならず、都合三十萬石を領すといふ、）身既に三代將軍家の大老として、萬治二年六月廿八日に卒す、七十一歳、嫡子靭負佐直滋は、如何なる故か有けん、萬治元年閏十二月廿二日世を遁れて入道す、二男直寛（辨之助）三男直時（内匠頭）世をはやうす、四男玄蕃頭直澄、萬治二年四月六日嗣となり、父卒して家をつき、此年侍從に任し、又從四位下に叙し、寛文五年四月左少將また掃部頭になされ、延寶三年十二月廿四日に卒す、其子玄蕃頭直興、實は直滋が男、直澄が嗣とせん事を望み請ふ寛文十二年十一月廿六日御許しを蒙る、同き十二月廿八日從四位下侍從玄蕃頭になされ、直澄卒して家を繼ぐ、

● 榊原

○式部少輔源康政は伊勢の仁木が流れなり、右京大夫義長の後胤、一志郡榊原の住人、七郎右衞門清長、參河國に移て、源藏人殿に（親忠君）仕へ奉る、延德の比ほひ、當國井田の戰に、子息長政十二歳、父清長と共に軍して、高名を現はす、（以上太田山中が德川記といふ書に見えたり、）長政成人の後、七郎右衞門と申て、永祿五年に死す、其男子二人、兄は孫十郎清政、（後にこれも七郎右衞門といふ、）弟は小平太康政とぞ申たりける、康政生年十六歳、上野の城の戰に高名をあらはす、（永祿六年の事なり、）其後德川殿に召されて御身近く仕へまゐらせ、成人の後、御諱字給て、康政とめされ、一方の大將を承る、永祿十一年七月、堀川の城を攻めらる、（三河國にあり、）康政先陣を承り、（時に廿二歳なり、）松平勘四郎信一と互に先を爭ひ、康政一番に城を攻め破りしより、遠江の國掛塚、天方（永祿十二年の事、）等を始め、犬居、（天正二年の事、）高明、（同き三年、）高天神、（同き八年より九年にいたる、）近江國姉川、（元龜元年の事）等を始として、或ひは城を攻め、或ひは野に戰ふ事、數を知らず、凡そ康政が向ふ所、打破らずといふ事なし、中にも元龜三年十二月廿二日三方が原の合戰、武田信玄入道が先陣、山家三方の輩をば康政が手にて打破り、御方既に負軍して引かへすに、康政一勢退かず、小高き所に旗打立て、手の軍兵を集めつ、、城東郡のかた西郡へ靜

かに引てぞ歸りける、また天正元年七月長篠の城を攻めらる武田四郎勝賴、後巻せよとて、武田左馬助信豐同刑部入道信綱を先として、信豐をば、後の典厩といひ、信綱をば逍遙軒といふ、宗徒の侍大將餘多差向く、康政此時は御跡に留りしが、大須賀、五郎左衛門康高なり、本多、作左衛門重次なり、と相謀り、同き九月七日信綱入道が陣取たる、森の地に押寄せて、散々に打破る、武田が家の亡ぶべきまけ軍の始とは、後にぞ思ひ合はせける、此後長篠の戰より武田終に亡ぶるに至るまで、所々の軍に功あらずといふ事なし、

上杉謙信が康政に贈られし書、徳川殿と同しく兵を擧て、信濃甲斐の國に入て、武田四郎を討つべき由を載せ、正月九日としるされたり、村上源吾國淸が書も、彼一時の事にて、正月廿三日としるす、是等の書、いづれの時の事にや、いまだ詳ならず、思ふに天正の初めにあるべし、

同き十年武田亡び、織田殿うせ玉ひ、徳川殿甲斐國に入て、北條と戰ひし時、康政大須賀と共に、敵を破る、十二年秀吉信雄の戰ひに徳川殿小牧に御陣をするゑられしは、康政が勸め參らせし所なり、長湫の戰に先陣し、上方の多勢を打散らし、蟹江の城を攻め破りき此年十月、徳川殿の御軍班されしに、小牧の御陣に留て守る、かくて秀吉所々の軍に負け、信雄卿に中直り、徳川殿に好みを結び、終に御妹を濱松へまゐらせらるべき事定り、康政都へ參るべしと、望み給ひしかば、都に登り、かねて富田左近將監が家を、康政が旅館に點ぜらる、康政都に入し日、關白殿彼家に、成らせ玉ひ、康政が手を取て、今日の對面こそ珍しけれ、むかし小牧の陣にして、康政みかたの輩に諜狀し、大恩忘れて主君の子うしなはんとする、惡逆無道の秀吉に組する事やある、と云ひしには、秀吉怒りに堪へずして、その康政生ながら參らせたらんものには、勸賞は乞ふによるべしと、天下にふる、今かく徳川殿と親しくなつたれば、康政等が如き家人、數多さふらふ事、秀吉が悅びとは成たるなり、明日の見參、なほ待遠に思へば、忍びて參りたるは如何にと仰らる、康政殿下へ參りし時、御もてなし、言葉にも述べられず、御嫁娶の式、仰合され、引出物多く給りてかへさる、程なう御妹を下し玉ひしに、まづ康政が家へ御輿を寄せられ、引

つくろはせ給ひて參り給ふ、ことし十月德川殿の供奉して上洛す、從五位下に叙し、式部少輔に任す、關白殿執し申されし故なり、德川殿の御家人任官の始とぞ聞えける、同き十六年、殿下北條の上洛を催さる、氏政氏直のたもふ旨あつて、北條美濃守氏規を都にのぼせられしに、德川殿よりも、康政を副らる、北條の望にまかせ、眞田安房守昌幸、關白殿の仰奉りて、上野國沼田の城を北條へさけわたせし時も、康政關白の御使に副て、眞田が許に行向ふ、然れども、北條終に上洛なかりしかば、同じき十八年關白殿に攻められて、降人に成て參りしかど、氏政は自害させ、氏直をば助けらる、此御使にも副られたり、此年德川殿東國へ移り玉ひしとき、康政に上野國館林の城を賜、十萬石、關白殿仰らるる旨ありしゆゑとぞ聞えし、同き年十月陸奧に逆徒起り、德川殿御退治あるべきにて、康政先陣承り、既に打立せ玉ふに、事平ぎぬと告け申候へば、十九年正月十一日、岩手澤より引返さる、文祿元年二月二日康政、中納言殿に仕へ奉るべきよしを仰下さる、慶長三年の秋太閤薨し給ひ、明れば四年の正月大坂の奉行人等、德川殿を失ひ參らせんと謀り、窃かに軍兵を催し、伏見の御館を襲はんとす、此由既に披露して、德川殿に馳せ參て、御館を守護せし大名も少からず、康政このほど東國より登るとて、道にてかくと聞き、夜を日に繼きて馳する程に、近江の國勢多に至り、德川殿御恙なしときゝて、此所に新關を建て、往來の旅人を止む、德川殿の軍勢既に勢多まで馳せ上りて、雲霞の如く陣を取ると、大坂に聞えしかば、たやすう寄せも來らず、康政勢多に留る事三日、同月廿八日の夕暮に、關を開て、此間諸國より來り集つたる旅人、たゞ一時に大津山科や醍醐猿谷を經て、京伏見に走せ上る、是を見る人、あな夥しの東國の勢や、何萬騎あらんといふもあり、又秀忠中納言の多勢を引て上り玉ひしなどいふほどに、大坂の人々いよ／＼心おくれして終に和ぎけり、此夕康政大童なるまゝにて馳せ參りしかば、德川殿大に悦ばせ玉ひ、みづから打鮑とつて給ひけり、同き五年の秋、奧の景勝御追討のとき、康政中納言殿の先陣を打て下る、かゝる所に上方にも軍起りぬと聞えてければ、まづ此所の軍をば止め、引かへして上方へ向かはせ

玉ふべきにて、中納言殿は山道を打て登らせ玉ふに、信濃の眞田が上田の城に立こもつて、御勢を遮らんとす、本多佐渡守正信、安房守が勢にて城を出て戰はん事叶ふべからず、たゞ打棄てゝ片時も早く御登りあつて、海道の軍のやうを聞召あはさるべしと申しけるに、大番の人々、はしたなく、城の兵と行き逢て軍仕出だし、城既に落べかりしを、佐渡守制し止めて、小諸の城に御陣移させ參らせ、軍せし輩を罪科に處す、これ御下知を待たずして軍せしゆゑなりけり、こゝより間道を經て、のぼらせ玉ひふ、正信が計らひにて、直路は敵に近しとて、避られし故とぞ申ける、康政は眞田が軍せんやう、如何ほどの事かあらん、打出なば蹴散らして、その城を蹈み破て、くれんずものをとて、おのが手勢ばかりにて、城近く押して通るに、昌幸敢て止めんともせず、關が原の軍事終りぬと道にて聞召、中納言殿殊の外、憤らせ玉ひて、御馬を早められし程に、近江國草津の宿にて、徳川殿に參りあひ玉ふ、されども大御所內々御氣色宜しからざる事あつて、三日を過るまで、御對面ましまさず、こは如何なる事ぞと、御家人等驚きあへり、まして山道の御供にさふらひし輩、大に恐れをのゝく、康政夜に入て、徳川殿の御前に參り申すやう、こたび中納言殿、御不審蒙らせ給ふ事、康政等が罪科、最も輕かるべからず、たゞし風聞の及ふ所、中納言殿、上田の城を攻おとし給はず、又押ても御通りなく、殊に海道の合戰にもあはせ給はぬ事を、御不審ありと承り候ひぬ、若し此條に候はんには、恐れある申事に候へども、殿の御誤りなきにしもあらず、抑、殿は今月（九月なり）朔日に、江戶を御首途あつて、同十一日尾張國淸洲の城に入らせ玉ひ、僅かに二日を過て、美濃國へ御陣を進められ、十五日に至て、御合戰事畢て候、誠に御父子一所に三成等を御誅伐あらんと思しめされなば、かねて軍の御首途あらん期をも告させ玉ひ、また海道よりも、御使を參らせられ、山道の御勢を催さるべき事ならずや、また今暫く、淸洲の城に御陣を止められ、山道の御勢を待せたまふとも、三成等が謀、如何ほどの事を候べきに、など御軍をば急かせ玉ひ候ひしやらん、然るに、たゞ今に至りて、偏に中納言殿の御怠りにのみならせ玉ふ事、御不運とこそ申べけれと、

憚る所なく申ければ、さればこそ、八月晦日の日、使を馳せて、明日首途すと告げ、山道の勢も急ぎ馳上りて、軍の手合せせよといひつれと宣ふ、康政さん候、其御使今月七日、小諸の御陣へ來り畢んぬ、夫故にこそ、中納言殿も驚かせ玉ひ、道のほど御急きあつて、候ひつれ、常だにも、日本第一の難所と承る木曾の細道を、大雨を冒し、大軍をひきゐて、一日がうちに十五六里が程を、御馬を進められしかば、馬も人も皆疲れはて、候ひきと申す、德川殿、やあ、其使は如何に、かくは遲く參りけるぞと、御使を召して、御糺問ありしに、霖雨ふりて、此處彼處水かさ增り、人馬の通ひ絶て候ふゆゑに、遲參に及びぬと申す、康政重て申けるは、また上田の城を攻め給はざりしは、古い者共が、强ちに諫め止めまゐらせし故なりき、中納言殿には、攻破つて御通り有べしと御諚ありしかど、年老たる輩を附け參らせられし事は、諫をも進め、謀をも獻れとの御事に候、たとへ御心に叶はせ玉はぬ事なりとも、我等が諫に從はせ給はんは、大殿の御心に任せらるゝにあらずやと申ける上は、御心にも任せ玉はず、されば、彼城を攻めう攻めじの爭ひにも、日をこそ移し候ひつれ、それ父子の御中にてわたらせ給へば、凡の事の御敎訓には、如何ほどの御勘氣も、など無からざらん、御年も壯にならせ玉ふ御子の、行末は天下の事をも知召さるべきを、弓矢取ての道に、父の御心に叶はせ給はざりしと、人の侮り申さんは、御子の恥辱のみにあらず、父の御身にも如何でかその嘲りを免かれさせ玉ふべき、これ程の御遠慮ましまさぬこそうたてけれと、涙を流し諫め奉れば、德川殿御心とけて、明れば九月廿五日、伏見の御城にて御對面在て、海道の軍のやうを、御物語りあり、山道の事をも問せ玉ひしかば、中納言殿みづから御筆を染られ、康政が此度の心ざし、我が家の有らん限りは、子々孫々にいたるまで、忘るゝ事あるまじき由の御書を給はりしとぞ聞えける、かくて、此程の軍の勞をも、なぐさめんと、侍從直政伊井中務少輔忠勝本多康政と共に夜一夜、酒呑み遊びしに、直政康政に向うて、さても此度わどのが身を忘れて、諫め爭ひしに因て、御父子の御中、平らかにわたらせ玉ふ事、家と國との御爲のみにあらず凡世のため天下のためにて侍れ

ば、如何なる勳にも功にも勝りぬとこそ存ずれといひしかば、康政も心よげに見えしに、忠勝これを聞て、直政の宣ふ所、勿論なり、されど、こゝに忠勝が心得ぬ事一つあり、康政云ひ開き玉ひなんやといふ、康政笑て、何事にもあれ承らんといふ、忠勝わどのが大殿をだに、ケ程に諫め申せし身の、佐渡守正信の後にのみ從ひしこそ心得ぬ、我等三人が事は、德川殿にさる者ありと、天下の人にも許されぬ、弓矢とつての道には、康政の謀り申さん事、大方はさみし申す人あるまじものを、などわどの先陣して、一日の內に眞田が、城を攻やぶつて、とく御供しては上らぬぞ、若しさもあらんには、たとへ海道の合戰にあはずとも、大殿の御氣色、个程までにはあらじ、さらば又わどのが身を捨て諫め爭ふにも及ぶまじと思ふは如何にと云へば、康政答ふるに詞なくて、三人一同に打笑ひ、數盃の興をぞ添にける、康政と忠勝とは、同年にて同地に、ひとゝなりしかば、幼きより互ひに、親しかりしゆゑ、常にはかゝる事をも、いひ爭ひけるとなり、同き十一年四月、康政館林の城にて病に伏す、將軍家大に驚かせ玉ひ、酒井雅樂頭忠世（康政が聟なり）、土井大炊頭利勝を召し、汝等速やかに醫師ゐて行け、心の及ばんかぎり、よきに治療を加へよと仰下され、又日々に、御使あつて、訪はせ玉ひしかど、終に五月十四日五十九歲にて卒しぬれば、御歎き淺からず、御弔使として、阿部備中守正次ゆき向ひ、賻給ふ事多し、康政大須賀五郎左衞門康高が娘に相偶して、子四人をまうく、嫡男は外祖の世つぎとなる、大須賀出羽守忠政是なり、二男遠江守康勝、一人の娘は酒井雅樂頭忠世が妻、其妹は將軍家の御養女、武藏守利隆の室、（池田）少將光政の母上なり、遠江守康勝、父が家を繼ぎ、慶長十九年冬、將軍家の先陣打て、大坂に向ふ、明る元和元年夏、井伊掃部頭直孝、先陣を奉り、康勝一陣に定められ、ふる兵なればとて、藤田能登守信吉を康勝に副られたり、（藤田の傳別にあり）、五月六日直孝木村長門守と若江にて戰ふ、康勝同しく戰はんとす、能登守制して、御方の多勢に向ひ、出むかつて軍する敵の、陣の張やうの薄きこそ、怪しけれ、あの譽田の森に續きたる繁みに、勢引かくし、御方勝に乘て亂れたらん時に、打出て戰んずと覺ゆるぞ、井伊既に勝ぬと見ゆ、伏兵

今に起りなん、其敵打破て捨つべきものをと云ひけるに、敵思ふにも似ず、敗れ奔る、康勝が手に、首少々打取りぬ、明れば七日、天王寺の合戰に、康勝きのふ軍せざりしを憤て、二陣に定れども、直孝と押並んて陣し、敵の多勢打破り、首七十八獻る、能登守信吉も、みづから手二か所まで負て、手の者に首きらせたり、兩御所康勝信吉めして、御感の仰かうむる、かゝる所に同廿七日康勝風毒腫わづらひ出し、年三十六歳にて、俄に卒す、兩御所大に驚かせ玉ひ、郎從等召して、康勝が子や無かりしと尋ねられき、そのついでに、近頃若江にて、など合戰には及ばざりしと宣ひしに、郎從等かしこまつて、井伊木村既に戰を合はすと見て、康勝が手の者共、同しく進み戰んとす、藤田能登守信吉、康勝と共にこれを制す、信吉さる兵と承はる、いみじき謀やあるらんと存ぜしに、敵終に敗れしかば、軍にはあはず、康勝いまだ年わかし、强からん謀にこそ從ふべけれと存ぜしに、身の煩しき故にや、信吉と心を合せて、進み得ず、されば天王寺合戰には、隨一の郎從、伊藤忠兵衛眞先に討死し、手の者、盡く命を捨て戰ひし事、先日の恥を雪がんがためなりき、かゝる煩ひある身なればにや、家繼がすべき子とても侍らずと申す、大御所此由を聞召、頓て信吉めして御糺問あり、終に康勝が郎從等と訟へ起りて、自ら御裁斷にぞ及ひける、

康勝加藤肥後守淸正が娘に相具してけれど、それには子なくして、妾の腹に男子一人あり、平十郎といふ、然るに、郎從等、子なきよしを申せしは、彼の郎從等、多くは康政が時に附けさせ玉ひし兵共なりければ、康勝が家亡びなば、將軍家にめし返さるべき由を申し謀りけるゆゑとぞ、聞えける、郎從等既に康勝が子なきよしを申ければ、彼の平十郎をば、片田舍なる所に隱し置きしを、後に肥後守忠廣、傳へ聞き、康勝が子ありし事を大に悅び、將軍家へ披露あるべきよし議せられしかど、郎從等が謀事あらはれて、彼等が罪逃れ難きのみにあらず、家の爲にも然るべからずとて、とかくためらふうちに、忠廣流刑に處せられしかば、その事も叶はず、一門の人々よきに計うて、康勝が甥ありと披露しけれは、召し仕はるべしとて僅か

の祿給りて、二三年が程を經しが、悔しき事に思ひ、世を遁れ入道して、高野にこもりゐしを、備前少將光政が緣りにつきて備前の國に、むかへとりぬ、後に榊原香庵といひしは、この平十郎が事なり、

式部大輔忠次は、大須賀出羽守忠政が男なり、（忠政郎ち故の式部少輔康政の嫡男、外祖の家繼しなり、御家號を賜りて松平と名のりけり、）忠次三歳の時、親父出羽守忠政におくれ、幼けなかりしかど家繼て、横須賀の城賜ひぬ、（此時松平五郎左衞門）大坂の兵起りし時、忠次幼少なれば、横須賀の城にありて、手の者をば參らすべしとあり、忠次同しく罷り向はんとて、既に打立しに、御和睦事成しと聞て、道より引返す、再ひ兵起りし時も、初めの如く仰下されしかど、忠次仰に從はず、伊勢國にて、御陣に馳せつきて、天王寺に至る、此年叔父康勝卒して子なきよし聞えて、忠次して、祖父康政が家繼がせ玉ひ、從五位下式部少輔に任ぜられしかば、大須賀の家は絶てけり、正保元年七月十一日、忠次奧州白河の城に移り、（十四萬石、もとは館林十一萬石を領す、）慶安二年六月九日、播磨國姫路の城に移る、寛文三年從四位の侍從になされ、同四月將軍家日光御社參の御留守の事を仰蒙る、同き五年三月廿九日年六十一歳にして卒す、其子刑部大輔政房父につぎ寛文七年五月廿四日廿七歳にて卒し、其子式部大輔政倫三歳にて父につぎ、同き年越後國村上の城に移り、（本領のまゝ、）延寶五年の夏に叙爵す

藩翰譜第四上　終

藩翰譜第四中

●大久保　附治右衛門忠佐

○相模守藤原忠隣は粟田關白道兼公五代の後胤に下野國の住人宇都宮左衛門尉朝綱が末葉なり、後醍醐天皇の御時、朝綱が九代の孫、美濃將監泰藤、官軍に從ひ、新田左中將朝臣討れ玉ひし後、越前國を落ちて、三河國に來り住み、宇津宮（一作宇都野）入道蓮常と名のる、

並合記を考るに、朝綱が子孫左衛門尉某、新田世良田の人々と同しく、後醍醐天皇第九の皇子尹良親王の御子良王に從ひ奉る、宮は永享五年鎌倉の執事上杉が爲に捜し出され玉ひて、下野國落合の城を落ち、信濃國木曾の山家に忍ばせ玉ひ、同き七年の冬三河國へ打越んとて、並合に至らせ玉ひしに、飯田小駒場が爲に襲れ、世良田桃井の人々二十一人、枕を並て戰死す、其隙に宮をば宇津宮御供して、三河國に入れまゐらせ、これよりして、尾張國津嶋奴野の城に移し奉る、御供の人々悉く、尾張三河の國々に留り住む、宇津宮が一族同き甚四郎忠成、三河國大久保といふ所に住み、名字改て大久保と名のる、また三河國前木にすむ、桐山の大久保といふ一流あり、又駿河國にありと云々、

○按ずるに此記の記るせる所、宇津宮が後、大久保と名のりし事詳なるに似たり、されど家の傳ふる所にあらざれば、爰に註す、

蓮常が四代の孫、宇津野八郎左衛門尉某、初めて松平和泉入道殿（御法名信光）に仕ふ、此後子孫永く當家譜代の侍とは成てけり、其子三郎右衛門尉忠興、其子左衛門五郎忠武といふ、忠武が世に始て、大久保とは名乘けり、（家に傳ふる所は、此時紀伊國の大久保といふ功のもの、三河國に來りしに、夫が家號を請て、大久保とは稱せし、また長親主の仰に依れりともいふなり、）爰に當國の住人松平彈正左衛門尉昌安、其身は岡崎の城に在ながら、山中の地をも兼領し、東三河盡く打從へんとす、和泉入道殿四代の御孫安祥二郎三郎殿（御諱清康）十三の御年、御父源藏人殿（御諱信忠）の御譲を受け玉ひ、安祥の城に住し玉ひ、幼なきより御心も剛く、御謀もいみじく、十六歲の御時、まづ山中の城攻取らんと議せらる、忠武諫め參らせ、時を待ち玉

（大久保彥左衛門物語に、此事を記し、七郎右衛門と載す、左衛門五郎後に七郎右衛門といひし成べし、）

ふには若くべからずと申て、此年大永六年の四月風烈しく雨甚しき日、御勢引倶して、山中の城を襲ひ取る、此勢に乘じて、岡崎城をも攻らるべしと聞えしかば、彈正左衞門尉大に恐れ、急ぎ聟君となして、岡崎の城を讓り參らす、二郎三郎殿、忠武を召て、汝が功莫大なり、恩賞請に依るべし、望み申せと宣ふ、忠武承て、君に忠盡さん事珍しからず、子息等皆一所懸命の地下し玉ひ、某又年老たり、何の望か候べきと申す、二郎三郎殿聞召され、夫れ功ある者に賞行ふは、一人が功を賞するのみにあらず、多くの忠を勸めんが爲なり、汝辭する事あるべからず、ひらに望めと、重て仰下さる、さらば此國に用る升（マス）司（ツカサ）とつて、侍らんには、老養ふ程の料は候ひなんずと申、安き程の事なりとて、御許しを蒙る、忠武天文十六年二月四日に死しぬ、男子四人嫡男は新八郎忠利、（後に五郎右衞門と申剃髮して常源と號す、）二男左衞門二郎忠次、（忠次が子阿部定次が養子となり、阿部四郎兵衞忠政と申せしなり、或は三男なりとも云、）三男甚四郎忠員、（後には平右衞門）是相摸守忠隣が祖父なりけり、四男彌三郎忠久と申す、（家の系圖には、忠武が子息等、初めて大久保と名乘と記せり、○按ずるに山中の城を取りし事、大久保が家、初度の大功なり、）幾程なくて、二郎三郎殿世を去らせ玉ひ、贈大納言家（御諱廣忠此時には千松丸殿と申し奉る、）御年僅に十歳になり玉ふを、内膳正信定（出雲守長親の二男二郎三郎殿の御叔父、）岡崎の城を出し參らせ、御領悉く奪ひ取る、安部大藏を初めて、御家人少々若君の御供し、大久保兄弟は殘り留る、安部、伊勢の國より駿河國府に趣き、今川殿を賴みしかば、義元朝臣軍兵を差添へて、參河國牟呂の城に若君を納らる、（天文四年二郎三郎殿失玉ひ、贈大納言家國を去り玉ひ、伊勢の神戸に趣き、遠江の貝塚に移り、同き五年九月牟呂の城に入らせ玉ひしなり、）内膳正信定、安からぬ事に思ひ、此上は大久保兄弟に心ゆるす可らずとて、新八郎忠利をめし、伊田の八幡の神殿にて、二心を存ずまじき由の起請文を、一日に七枚づつ、三日まで書せたれ、忠利、舍弟等を近付け心あらん御家人、誰か若君を迎へんと思はざるべき、夫にかく我を疑ふは、年頃の本意察せられぬ、事もし遲なはつて後、如何に悔ゆとも及ぶまじとて、先づ牟呂の城に諜狀し、忍び〳〵に御一門の人々を始て、譜代の御家人かり催し、天文六年五月朔日岡崎の城を奪ひ返へし、若君を迎納れ奉る、（此事精く大久保が物語、阿部四郎兵衞定次入道が記に見えたり、○按ずるに是大久保が家、大功の二つ、按ずるに、此頃迄忠武世に永へしなり、）十六年の春、藏人信孝、罪有て、所帶沒收せらる、信孝大に驚き、今川殿に附て、誤な

き旨を申披んとす、岡崎殿、(即ち贈大納言家の御事なり、)彼罪科輕からずとて許し給はず、信孝深く恨み參らせ、兵起して軍せんとす、この信孝と申は、安祥殿の御弟、岡崎殿の御叔父にて、譜代の士あまた其手に附らる甚四郞忠員、彌三郞忠久、兄弟も彼手に屬す、兄弟、傍輩に向て、我等信孝の郞等にもあらず、主君の仰、承て彼手に從ふ輩なり、如何で反逆の人に組みして、正しき君には背くべき、いざ岡崎に參らんといひしかば、皆尤〳〵と同じて、岡崎殿に馳參る、信孝彼等を頼んでこそ軍せんとは思ひつれ、今は如何にも叶ふ可らずとて、殘止る兵五十七騎を引倶し、尾張國に趣き、織田備後守信秀に隨ふ、(信長朝臣の御父なり、)信秀大に悦び、信孝に案內させ、三河國に向て、爰かしこに攻入、岡崎殿今川の加勢乞て戰はんとて、德川殿僅か六歲に成り玉ふを、駿河國に參らせらる、か、る所に、田原の戸田心變りして、若君、信秀が爲に奪れ玉ひ、幾程なくて、岡崎殿かくれさせ玉ひ、備後守信秀も失せぬ、(是より先、藏人信孝も打れしなり、)今川殿如何にもして、君を迎へんとて、今年天文十八年十一月安祥の城を攻破り、信長朝臣の舍弟三郞五郞信廣を虜にし、

德川殿に替らる、大久保が一族、信廣を送て、若君を迎取參らす、(此事の始終、伊東法師が記に詳なり、世に傳ふる諸記には、此事岡崎殿御在世の中の事と記す、誤れるに似たり、)弘治元年、德川殿の御家人、今川の催促に隨ひ、(此時德川殿御幼稚にて、駿河にわたらせ玉ひしなり、)尾張國蟹江の城をせむ、新八郞忠利、甚四郞忠員が嫡子七郞右衞門忠世、父子兄弟、誰彼七人先懸して、高名を顯はす、(阿部四郞五郞、杉浦八郞五郞、河合帶刀、同才兵衞、凡七人、蟹江の城七本鎗と呼れしなり、○按ずるに阿部四郞五郞といふも大久保が兄弟なるべし、)同き二年の春、德川殿御軍始のため、(御歲十五歲なり、)三河國梅が坪の城を攻て、廣瀨の城に向はる、七郞右衞門忠世、織田殿の家子津田兵庫助を討取る、是よりこのかた、大久保が一族、常に德川殿に隨て、軍の先を懸けずといふ事なく、三河國大略從ひ參らせしに、永祿六年の秋の比より、不思議の大變出來て、國中以の外に騷動す、縱令ば、當國佐崎といふ所に、上宮寺といふ寺あり、彼寺の僧侶德川殿に叛き參らせ、野寺針崎の寺々に謀し合せ、御門徒の鄕人等駈催し、吉良義昭を大將におし立て、東條の城に移し入て、國中の一揆所々に蜂起す、德川殿宗徒の人々を召て、一向專修の敎法、此國に行はる、事年久し、譜代の家人等、多は彼寺の檀那たり、速かに其宗門を改め、

彼逆徒に組すべからざる旨の起請文を書て參らすべしと仰下さる、彼檀那等、各寄合て詮議す、抑衆生の四恩何れ淺深はあらず、去りながら君父現當の恩よりも、如來悲願の大恩は、未來永劫を經るとも、盡くる期、更に有べからず、されば、たとへ譜代相傳の主君に叛き奉るとも、如何で佛法の破滅を擁護せざらんと、一同して、或は兄弟引き別れ、或は父子と打連て、都合侍八百餘人、皆寺々へぞ籠りける、此所に至ても、大久保が一族、親類の因みを離れ、傍輩の好みを捨て、壹人も背き參らするものなく、上和田に要害を構へて、勝滿寺に向て、日々夜々に攻戰ひ、騷しかりし年暮て、明れば七年正月十一日、上和田の合戰に、新八郎忠勝眼を射られ（忠利入道常源が子）七郎右衞門忠世も手負ひ、其外一族郎等一人も疵を蒙らずといふ者なし、同き二月蜂屋半之允親周（チカノリ）所緣に就きて、大久保治右衞門忠佐に依て、罪赦れて、御家人に召返されん事を望む、御許し有べしとも聞えず、忠利入道常源、岡崎に參て、抑今度御家人等が背き參らせし事、君を恨み申事あるにても候はず、只心の愚なる儘に、深く佛法を信ずるに依てなり、世の謀反叛逆なんどとは、其科同じかる可らず、彼等が罪だに御許あらんには、吉良荒川の人々を初めて、御敵悉く平げん事、踵をめぐらすべからず、また入道が一族が軍せしやうをば、君も御覽じてこそ候はめ、彼等が勳賞に申かへて、八百餘人が首を續くべきにて候と申ければ、汝が申所、理あり、左あらば汝が計ひに任すべしと仰あつて、御家人等悉く召返され、吉良義昭を始て、謀反の張本せし輩、忽ち亡失せにけり、（大久保が家大功の三つ）同き八年三月長澤の城落て、忠世等一宮の要害を守り、同き十二年正月忠世忠佐兄弟等、掛川の城の邊りにて、今川の勢と戰ふ、元龜三年十二月、三方が原の合戰、御方既に打負て、散々に成て引返す、忠世御旗を賜て、犀が棧（一作崕）に打立て、落來る御方を集て、（此事創業記考異に出つ）濱松の城に參り、忠世、今夜敵の陣に夜討せんと存ず、人々の手に候ふ足輕の鐵砲に馴たるを集て、給るべうもや候と申す、德川殿御感斜ならず、人々に仰せて足輕の兵を召けるに、或は打れ又は落失て、殘る所二三十人には過きず、忠世が手の者おし合せて百餘人、敵の陣取たる犀が棧に押寄せ、鐵砲こと〳〵

く、續けざまにぞ打つたる、武田が陣には、今夜々討あらんとは思ひ設けず、俄の事にてはあり、敵思ふにも似ぬ多勢なりとて、周章ふためく事大方ならず、大膳大夫入道信玄、大に驚き、今日の合戰に、宗徒の兵多く討せ、今夜の夜討如何にも叶ふべからず、家康が軍のやう、あなどりにくしとて、明れば、井谷に引て入けり、今夕武田が兵、崕が椶に落て死するもの數千人といふは僻事にや、大久保が物語並に創業記等にも見えず、甲陽軍鑑にも此事を論したり、天正三年四月武田四郎勝頼、甲斐國を立て遠江國を經て、參河國長篠の城に押寄す、徳川殿御父子後巻せんとて打立、織田殿に加勢を乞はる、御使度々に及びて後、信長父子、數萬騎の兵を率ゐ來り、有海原に打向ひ、流を前にして、柵結て陣を取らる、この有海原といふは、南北に高山そばだつて、其間三十町には過ぎず、乘本瀧澤、二つの川縱横に流れて落合たり、勝頼敵近づきぬと聞て、長篠の城の上に當て、鳶巣といふ山に要害を構へ、宗徒の士大將七人を留めて、其身は一萬五千餘騎を引率し、瀧澤川を渡て、有海原に打出、谷川を前に當て、陣を分つ事十三所西に向て扣へたり、兩陣の間僅か二十町には過ぎず、五月廿日の夜、酒井左衞門尉忠次、信長の軍兵を引倶し、山路を傳うて、鳶巣に向ひ、明れば廿一日の朝、要害を攻落す、忠世が弟治右衞門忠佐、兄に向ひ、今日の戰は、我等が爲には當の敵、信長の加勢に、先を懸けさせんは、無念の次第成べし、我等まづ魁けして戰はゞやといふ、忠世いしくも申たる者かなとて、德川殿に參て斯と申、足輕の兵の鐵砲の達者、引すぐつて、兄弟に附けられたり、馬に乘ては駈引き、自在なるまじとて、兄弟が手勢も皆下り立せて、先陣に進む、石川本多鳥居平岩が勢、同しく續て打出、兄弟まづ足輕を出し、敵に向て鐵砲を一度に放つ、武田が方にも、山縣三郎兵衞昌景、千五百人、是も同じく下り立て、鐵砲を傾け、面もふらず、太鼓を打て、えいや聲揚て、進み來る、兄弟が兵、敵懸れば、さつと引て、鐵砲を放て打散し、敵引けばどつと、をめいて切て懸る、小菅廣瀨三科とて、一人當千の敵と、忠世忠佐、兄弟名乘かけ／＼、追ひつ返しつ、九度までこそ責めたりけれ、小菅三科手負て引く、大將昌景、鐵砲に中て馬より落つ、織田殿方にても、佐久間右衞門尉信盛六千人、瀧川左近將監一益三千人、柵より外に

打て出て、馬場内藤に駈け立られ、さん〳〵に成て引て入、數萬騎の軍勢たゞ一所に集て、柵より外に出も得ず、只たゞ遠矢に射取れやとて、三千挺の鐵砲を、一面に立並へてぞ放つたる、織田殿遙に大久保兄弟が、軍するやうを御覽して、家康の手の戰、敵味方いづれ隙ありとも見えず、其中に、金の蝶の羽、腰にさしたる、淺黃の幟に、黑餠つけたる、敵かと見れば味方になり、味方かと見れば敵になり、敵味方のさかひ、定かならず、誰かある見て參れと宣へば、德川殿の御陣に馳來て、斯と申、德川殿聞召て、あれは家康が侍大將、兄弟にて、蝶の羽は黑餠が兄大久保七郎右衞門忠世、黑餠は同治右衞門忠佐とて、蝶の羽が弟ぞと仰ければ、織田殿此由聞玉ひ、なに味方と申か、さん候と申す適れ大剛の兵かな、彼等兄弟に似たらんは、信長が手の者には、いまだ候はぬとぞ宣ひける、去程に、馬場美濃守信春、織田殿の陣に向て、手の者多く打たせて引く、眞田兄弟入替れば、土屋も頓て押續き、柵の木、引き破て入らんとし、皆鐵砲に中つて死す、山縣既に打たれて後、武田左馬助信豐を先として、甘利、原、跡部、小幡、望月、安中の者共、一勢〳〵入替〳〵、德川殿と戰て、討たるゝもの、數を盡し、助かるもの多からず、南北の敵、散々に戰ひなつて逃け散れば、四郎は主從三騎にて、本國さして落さりぬ、軍既に事終て、織田殿、大久保兄弟を召され、このたびの軍に利を得し事、ひとへに汝等兄弟が戰、拔群なりしゆゑなりと、感じ給ふ事、大方ならず、（此後安土にて、忠佐に小袖を賜りし事、大久保が物語に詳なり、）此年六月七日忠世二俣の地を賜ひ、皆野の原に、要害構て、二俣の城を攻む、武田が加勢も來らざれば、城の大將依田右衞門尉信蕃こらへかね、忠世に城をさげわたし、高天神の城に引て入りぬ、城をも忠世に給て、同九年に至まで凡七年が間、敵の境に打出て、日夜の戰ひ暇なく、同十年武田四郎亡ひし時、依田右衞門尉、駿河國田中の城にあり、爰をも忠世ぞ受取てける、今年六月、織田殿また討たれ玉ひ、甲斐信濃再び亂る、忠世仰を承り、宗徒の人々打連て、甲斐の國を討從へ信濃の國に至て、諏訪小太郎を始とし、當國の國人等悉く降だす、かゝる所に、北條左京大夫氏直、上野國をしたがへ、碓氷峠を打越え信濃の國より甲斐の國に入て、德川殿と戰ふ、世忠又計ら

うて、眞田安房守昌幸、御方に參る、斯て諸方の戰ひ、氏直の軍盡く利を失ひ、德川殿に中直りし、信濃上野を經て、相摸國にぞ歸られける、かゝりし程に、德川殿古國府に御陣を据られて、山林に伏し隱れし武田が家の士をも、皆御家人にめされて後、十二月廿一日、濱松に歸り玉ふ時、忠世を召され、甲斐信濃の國々打續たる兵亂に、人の心いまだ定らず、或は上杉等に志を通し、或は北條に謀を合す、汝此所を留て守るべしと仰下されたり、初め信濃に向ひし時、忠世德川殿に申けるは、彼國の住人依田右衞門尉信蕃、去頃駿河國を去りし時、御使を賜て、御方に召るゝ事、度々に及へども參らず、主の行方、覺束なしとて、甲斐國に歸りき、武田が兵多き中に、彼が忠を存せしに、似たるものも候はず、又忠世二俣田中兩城を、彼が手に請取て候へば、いさゝかの所緣に引れて、此程二俣の城に、迎取て候ひぬ、又柴田七九郎、罪蒙りて年久し、あはれ御免の仰せ承て、信蕃と同しく信濃にさし向けば、依田が家子郎等馳せ集り、從はぬ國人等、押寄〳〵攻めふせば、彼國をしづめん事、御勢を向らるゝ迄も有べからずといひしかば、忠世が申旨に任せらる、依田柴田信濃國に向て、去る十一月まづ前山の城を攻落し、高棚小田井等の城〳〵攻破れは、（依田が落せし城九つといふ）信蕃本領を賜ひ、（佐久郡六萬石なり、其後甲斐駿河の地加へられて、十萬石に至る、○山中忠兵衞が記せし所を見るに、依田が功、莫大なり、大久保が家の事にあらねば略しぬ、）柴田をば、忠世と共に甲斐國にぞ留めらる、今年六月の終より、十二月に至る迄、僅か七月にたらずして、甲斐信濃の隨ひしは、忠世が功こそ、多かりけれ、（大久保が家、大功の四つなり、）今年忠世が計ひにて、諏訪小太郎味方に參りしに、酒井左衞門尉忠次と爭論の事有て、おのが城に立籠る、斯ては此國の侍、悉く背き參らすべしと見えければ、忠世また仰を承て、諏訪が許に使立て、とかく拵へし程に、明れば十一年三月に、諏訪父子また御方に參る、又上田の城をも取て、眞田にこそ與へけれ、明れば十二年德川殿、北畠殿を助けて、尾張國に向ひ給ひしかば、忠世御後に留て、濱松の城を守る、（三遠記と云ふ書に出つ、曰く五箇國の軍兵、凡四萬五千餘人の人質を預り守ると云々、此事大事なれば、忠世に仰下されしといふ、さも有べし、されど大久保が物語にも、また其餘の記にも漏れたる事、いぶかし）十三年九月廿三日、依田信蕃、舍弟伊賀守信幸、善九郎信春、岩尾の城に押寄せ信蕃、信幸、敵の矢に中て、死し、信春また痛手を負ふ、

大將既に斯の如し、士卒なにかは、ためらふべき、息をもつかず、攻めしほどに、岩尾小次郎城を落つ、家忠日記には、此事天正十一年二月の事とす、山中忠兵衛か記を見るに天正十一年より十二年に至て、依田眞田と戰ふ事、度々に及び、中にも十二年八月二日、加野川の戰に、首二百餘を打取、味方も八十騎打ると記す、然れは、十一年に依田打死せしといふは誤れるにや、又家忠日記に、善九郎も岩尾にて討れぬといふ、是も山中か記とは同じからす、徳川殿、依田兄弟が討死せしを、大に感じ玉ひ、信蕃が嫡子竹福丸に、父が領十萬石を給ひ、天正十五年叙爵す、御諱字御家號給て、松平修理大夫康國と名乘、十八年小田原の軍に、康國手勢三千八百を引て、碓氷口より攻下り、松井田の城を攻落し、首四十三打取、八王子惣社の兩城をもおとす、上野の長根の城を攻めて、討死す、康國が弟松平左衛門大夫康直、家を繼き、關東に移らせ玉ひし時、上野國藤岡の地三萬石を領す、此康直、兄康國が妻にそふ、或時御家人の内にて、康直と碁を圍みて負けし人の、我は圍碁には負るとも、兄の妻を我妻とは、すまじいものをと云ひしかば、康直怺へず、打切て逃げ去りぬ、其後結城殿、賓客のやうにて召し置れ、祿七千石を賜ふ。其時は入道して加藤宗月と申せしなり、

忠世、依田が兄弟討れぬと聞て、急き彼國に馳せ向ひ、信蕃が嫡子源二郎が、此時は竹福丸兵を一手にして、小諸の城を攻落す、信蕃既にして死し、子息いまだ幼なし、忠世小諸の城に留る、今年の秋、眞田又叛きしかば、討手の勢を向られ、忠世同く押寄たり、御方攻損じて引返す、忠世人々を勸めて、御方の勢を一手になし、又戰んとせしかども、人々引て歸りしかば、其身も小諸城に歸る、同き十一月石川伯耆守數正、岡崎を去て、都に登る、三河遠江の間、以の外に騷動す、急ぎ御使を給て、忠世を召す、忠世承て、當國の住人小笠原心變りすと聞ゆ、數正、既に小笠原が質をも盜取て、上洛すと承る、貞慶が謀反、疑ふ所あるべからず、忠世急て馳參らば、上方既に亂れて、忠世また落行ぬと申さんには、當國の國人等皆御敵とこそ成べけれ、また信玄の子に龍寶と申盲なるを、眞田が主になさんとて、越後國より迎て、甲斐の國へ打入んとも聞ゆ、もし風聞の如くんば、甲斐國また亂れなんず、彼といひ、これといひ、以の外の大事なれば、暫く此城に留り、事のやう見おほせてこそ參べけれと申て、御使をば返したり、飛

脚また日々に到來し、急き馳上るべき由を仰らる、さらば然るへき者城に留めて、參るべきにて候とて、舍弟平助忠敎を、（後に彦左衞門）小諸の城に留て、濱松にこそ參りけれ、（忠教爰に在る事來年正月に至る、）此後東西御和睦あつて、徳川殿關白秀吉に御對面のために、都に登り玉ひ、大廳岡崎に下り給ふに、忠世、井伊本多（作左衞門重次なり）と共に、御後に留る、小田原を攻められしに、忠世先陣を奉り、今年徳川殿關東に移らせ給ひしかば、忠世に小田原の城を賜ひけり、（四萬石を領す、後に五千石を加らる、）家忠日記にも、其餘の傳記にも、井伊本多榊原大久保には、關白殿内々の仰有て、所領の地賜ふとしるす、又按ずるに此人々には、關白殿より所領賜りしと存ずるなり、上杉島津其外の人々の家人に此例多し、これ秀吉の姦謀にて、大名の主從、不和にすべき爲なりと見えき、秀吉薨ぜられし後、島津が伊集院を誅せしにても、推て知るべし、されど、當家の人々は、關白殿より賜ひしといふ事を嫌ひて、秀吉の御内意とは云ひしなるべし、若し、徳川殿の御心にて、此人々に大祿を賜ふ程ならば、酒井左衞門尉が家、僅に三萬石を賜ふべきや、不審、

忠世行年六十三歳にて、文祿三年九月卒しぬ、嫡子相摸守忠隣父に繼く、忠隣（初名忠泰新十郎と申）生年十一歳より、徳川殿に近く仕へ、生年十六、堀川の戰に初て敵を打、十七歳の時、天王山の戰に、敵陣に馳せ入て首を取る、此年また天方の戰ひに首を得たり、十八歳の時、姉川の合戰に、先懸し、三方が原の合戰に、御方散々に戰なつて、徳川殿に隨ひ奉る人多からず、忠隣馬射られ、歩行立になつて、少しも後れ參らせず、徳川殿、御馬を引返し、落來る御方を待ち玉ふに、此所彼所より馳參て、兵少々出來たれど、馬にて參りし輩は、菅沼藤藏（後に土岐山城守）三宅彌次兵衞、これら二騎には過ぎず、徳川殿小栗忠藏を召して、汝如何にもして馬とつて來れと宣ひしに、小栗取て返し、能き馬取て打乘り、頓て追付き奉る、いかに小栗、其馬新十郎にや借すべきと仰ければ、承ると申て飛て下り、忠隣を助け乘す、（小栗此日の戰に、鎗にて股をつらぬかる、血夥しく流れ出つゝ、ちつともひるまず、馬に添て、濱松に歸れり、）天正の初より、忠隣奉行職に參はり、國務の事を沙汰す、古き奉書に、大久保新十郎奉と書し者多し、信州村

上の末流の家に傳へし古文書の中に、新十郎忠泰村上源吾國淸に送りし書數通あり、其中三月廿九日（一作廿日）と記せし書に、去月は其國に罷越、輝虎の見參に入し由を載たり、又德川殿より國淸に給りし御書に、此度大久保を差出さる、の由にて、二月廿日と記さる、思ふに此事天正二三年の間にあるべし、又忠泰松平左近將監貞政と連署して、國淸に送れる書あり、謙信上洛のよし聞えて、其期を問ふ所にして、二月五日と記せり、是は天正六年の事と見えたり、此年三月十三日謙信卒しぬ、長湫の戰に德川殿と馬を並べ、御手の兵を下知して軍させ、森武藏守長一、黑母衣一揆、馬の鼻を並べ、山よりこなたに駈け落せば、忠隣眞先に進んで、能き敵二騎切ておとし、馬乘廻し〳〵、御手の兵の軍するやうを見る、人々打取たる首ども差し上〳〵、まづ忠隣に見す、長一が陣既に破ると見て、又池田紀伊の入道が陣に馳入る、步行立の敵、鎗を取て駈け向ふ、忠隣も取直して、互に突く、敵の槍、むかふざまに冑の內に突入し程に、忠隣あふのけに馬より落つ、敵頓て其馬に打乘て、逃け延びぬ、（此時忠隣が乘たるゐのこ鞍といふを、後に池田が侍土肥權右衞門といふものの許より返し贈る、されば此敵は土肥なるべしと後に云）忠隣が郎等、また（宮地彥九郞）主失うたる馬取て、我主を乘す、敵陣悉く破れしかば、忠隣味方の御勢を止て、御前に參り、人々の高名不覺、糺してけり、此日忠隣に附きし郎等下部、打取首十二、生捕壹人とぞ聞えたる、天正十四年十二月四日駿河の國府へ御館移さる、俄の事にてはあり、年も暮れんとす、家移す御家人一人もなし、忠隣ばかりぞ移る、德川殿も悅ばせ玉ひ、人々も皆感じあへり、（創業記には、駿府へ移らせ玉ふべきよしは、去る天正十三年より披露ありしかど、關白殿と御軍始りしかば、其事止みぬ、御中直り事成て、十四年の十二月御移りありと記せり、考異には、十四年九月十一日にまづ御移り有て、廿四日に岡崎に趣き、廿七日に濱松に歸らせ玉ひ、十月に關白殿との御和睦なると載せらる、されども諸記みな創業記に同し、）十六年四月德川殿の御供して、上洛し、敍爵して、治部大輔になり、（其後に相摸守）十八年關東に移り玉ひし時、武藏國羽生の地給ひ、（一萬石）文祿二年十二月、中納言殿に附らる、同き四年當關白秀次、御謀反の企ありとて、大閤の御不審、蒙らせ玉ひ、かくては、一定失はれぬと思召し、當時中納言殿の都にましますを、たばかつて取參らせ、德川殿を賴みて、讒言を申し披かんと、四月三日の曉、中納言殿に御使あつて、今朝の朝餉まゐらせなむ、參らせ給へ、よべ

より仰らるべきを、聊か事にまぎれてぞと宣ひ遣さる、忠隣頓て心得て、御使に對面して、忠隣謹て仰せ承りぬ、秀忠いまだ幼なく、いつも日たけて起きぬ、御返事遲々に及ばん事、憚少からず、まづ御使をば返し、訖んぬ、忠隣仰を傳て、頓て參らすべきにて候とて、御使を返し、土井甚三郎利勝を御供にて、中納言殿をば、窃かに伏見の御館に入れ參らせ、（大炊頭が傳合見るべし、）忠隣は留まる、關白の御使、度々に及ひて後、忠隣又對面して曰く、秀忠兼てより云合はする人有て、茶の會せんとて、今朝の曉、伏見に趣く、忠隣さる事ありとも存せず、例の日たけて起る事よと心得て候ひき、今こそかくとは承れ、返々も恐入ぬとて、御使を返す、日既に午の時斗りなれば、追かけて取參らせん事も叶はず、關白殿口惜き事に思ひ玉しひが、程なく失はれ給ひけり、（大久保が家大功の五なり、）慶長五年の秋、東西一時に軍起る、中納言殿、宇都宮より引返し、山道より攻め上り玉ふ、榊原康政、忠隣父子、（子息加賀守忠常、時新十郎といふ、）此本多正信（佐渡守）隨ひ奉る、眞田安房守昌幸、上方に心合せて、信州上田の城に立籠る、康政忠隣まづ手合に眞田が伊勢崎の要害を落す、八月五日先陣の軍勢等粮料の爲に、敵の地に押入て、稻を刈て歸る、城の兵と、はしたなく行合て戰ふ、大番の人々馳加り、御方次第に多勢に成しかば、戰は城に引て入る、六日にも稻刈らん刈らせじとて戰ふ、菅沼忠七郎（本名奥平、後に松平攝津守、其傳に詳なり、）自餘の勢をも交へず、外城一つ攻め破る、此日本多正信、敵は多勢に恐れて、打出る程の事は、よもあらじ、只打捨て御通りあれと申ければ、康政忠隣、佐渡守が計ひに、若くべからずと申す、明れば七日御勢又稻刈らんと、爰かしこに打出しを、城中の兵、城戸押開て打て出づ、御方散々になつて馳歸る、追詰〳〵討たんとす、忠隣幷に牧野右馬允康成が兵、同じく取て返す、城中より是を見て、味方打うたすな、者共と、我も〳〵と打て出づ、大番の人々を先として、御方も多勢馳加り、追ひつ返しつ火出る計ぞ戰うたる、敵は怺へず引返す、透間もあらせず追詰て、大久保牧野が兵二人、城の堞に飛のぼり、味方つゞけやつゞけ、城は落ちぬと呼はつたり、（大久保が兵は、杉浦平太夫と云、旗奉行なり、牧野が兵は牲掃部といふ者なり、）かゝる所に、本多正信御方の人々軍すと聞て、御下知なからんに軍する條、奇怪なりと怒て、御使を

馳て、御方を制して引返す、同き九日御陣を小諸の城に移さる、佐渡守、中納言殿に申て、抜がけして城攻めたる輩、軍法に任せて、速に誅せらるべしとて、まづ忠隣康成が兵既に城に乗たる上は、首を刎べしと下知す、牧野が嫡子新二郎忠成（時に十八歳）此由聞て、彼郎等を具して逐電す、父右馬允康成罪蒙る、（牧野が傳に詳なり、）忠隣が嫡子新十郎忠常も、彼の城に登りし兵、杉浦ぐして失せんとす、杉浦聞て、御情の程、死しても如何で忘るべき、ただし我が命の惜きとて、君を失ひ參らせんは、望む所に候はず、命は義に依て輕しとこそ承れといひもあへず、みづから首掻落して死にぬ、（此外大番の人々にも、罪蒙りし人多し、これより御家人等、佐渡守を恨み、また大久保本多が不快、此時に始りしなどいも申なり、大御所杉浦が忠死を感し玉ひ、其子二人御家人に召仕る、今の杉浦、彼等二人が後とぞうけたまはる、）斯て正信が計ひにて、御勢を引わけ、上田の城を守らせ、同き十二日小諸の城を御立あり、急きて打たせ玉へども、關が原の軍は既に終りぬ、（此事の始終、榊原が傳をあはせ見るへし、〇此年慶長五年の冬、大坂の西城に入らせ給ひし時、御代継の事を議せらる、人々申旨ありしに相摸守が申旨に因て　大相國家に定めらると、よく尋ぬべし、）明れば慶長六年の秋、大納言家の姫君、（大相國家此時には權大納言、）加賀國へ入らせ給ひしに、忠隣して送らせらる、七年の五月佐竹が仙北に徙されし時、忠隣正信、常陸國に向て、國制を定む、忠隣男子七人あり、嫡子新十郎忠常、加賀守に任し、所領賜ふ、（二萬石、忠常文祿三年元服して、御諱字賜はれけり、）奥平美作守昌信の娘に添ひ、大御所の孫聟にて、殊に時の賢人と聞えしかば、將軍家の御覺も並ぶ人なし、慶長十六年十月三十二歳にて世をはやうす、二男石川主殿頭忠總（一云敦高）外祖日向守家成が家を嗣ぐ、三男右京亮忠勝（後に教隆）四男主膳正忠長（後に幸信）五男石川内記成堯、是も外祖家成に養はる、（大坂の合戰に廿四歳にて打死、）六男主計忠尙、七男刑部忠村と云、（或は清左衞門と申し早世すと云、）忠隣十一歳にて初て仕へ、奉公の勞つもりて、六十二歳に及び、忽に罪蒙れる身となりぬ、人其故を知らず、たとへば慶長十九年正月五日、忠隣小田原の城を立て都に上る、是れ大御所の仰を蒙て、西洋耶蘇の徒、禁ぜんが爲とぞ申ける、同き十七日都に入て、藤堂和泉守高虎が家に宿し、まづ、西の京にある彼寺を焚き拂ひ、四條の坊に在りしをば、毀て焚き捨てぬ、ばてれん、いるまんなどと云て彼國の師二人、資財打捨て、西を差して逃げ行く、同き十九日關東にては、忠隣が男等を召して、本多佐渡守正信、仰を傳ふ、抑去年忠隣が養女を以て、山

口伊豆守重信が妻とす、かねて兩御所の御聽にも達せず、執事の身として、始に憲法を犯す、其罪殊に輕からず、先づ忠隣が身は、其所領を收め、近江の地に移され、井伊兵部少輔直勝に預られ訖んぬ、子息右京亮同主膳正二人、酒井備後守忠利を預人として、武藏國河越の城に召禁らる然りといへども、大久保累代の功、沒すべからざる故に、故加賀守忠常が所領をば、其子仙勝丸に給ふ所なりとぞ聞えける、此日（一記に廿一日）安藤對馬守重信、御使を承り、宗徒の人々引具し、小田原に向て、忠隣が郎從等追却し、城郭を毀つ、（外部を破て、本城を止めらる、）同廿四日佐渡守正信父子、忠隣に配流の奉書を下す、兼てより板倉内膳正重昌、父に久しく對面に及ねば、身の暇賜て上洛すと披露して、忠隣に先だつて都に上り（去年十二月十四日に、江戸を立つ）父伊賀守勝重に仰を傳ふ、勝重既に其期に及びしかば、相摸守が旅館に行向ふ、忠隣折ふし象戯に對し居たりしが、勝重を坐に請し、忠隣配流の御使たるよし、さきに承り訖んぬ、流人の身となつて後、かゝる戯あるべしとも覺えず、待ち玉へ、事終て仰せ承るべしとて、靜に事を終て後、さらばとて、謹て仰を承り、さなきだに此間洛中洛外、物騷しかりしに、京童ども、忠隣罪蒙ると聞て、すはや事の出來るぞとて、資財雜具等、こゝかしこに持運び、以の外に騷動す、忠隣此よし聞て、おのが弓箭兵具、悉く束ね縛て、伊賀守が許に送り、家子郎等皆暇賜て、關東に下しければ、洛中程なく鎭まりぬ、二月五日森川内膳正、日下部河内守、大久保與一郎、同半助等、御勘氣を蒙る、これは去し十六年三月十七日、大御所、關東へ下らせ玉ふとて、相摸國中原の御旅館にわたらせ玉ふ時、加賀守忠常が病急なりと聞て、密かに小田原城に馳行し輩なり、同三月佐野修理大夫、九月安房侍從、（里見なり）二人共に所領沒收せらる、忠隣が緣坐なり、扨も忠隣は二月二日近江國に趣き、南光坊の僧正に就て、一紙の告文を捧ぐ、大御所くり返し〱御覽じて、兎角の仰出さるゝ旨もなければ、忠隣重て又訴ふる事もなし、斯て配所に年經て後、預人掃部頭直孝が時に至て、ある日對面の序に、罪なくて空しく成給はんこそ、いたはしけれ、申拔き玉ふべき旨あらば、直孝が身に替て、執し申べきにて候と勸む、忠隣聞て、御芳志の程、山よりも高く、海よ

りも深し、たゞし忠隣罪なからんには、如何でか、る身とは成るべき、たとへ申披くべき旨ありとも、大御所既にかくれさせ給ひ、今に至て、御免し蒙りなば、大御所聞召し誤らせ玉へばこそ、當代には御免しあれと、世の人申候ひなん、さあらんに於ては、將軍家御父の過ち、あらはさせ給ふにこそ候へ、たとへ下を憐み玉ふ、御恵こそ深からめ、何ぞ御孝行とは申べき、忠隣またおのが罪まぬかれんとて、さしも當代の太祖にて、終に御過ち無かりし御事を、世の人に疑はしめ、將軍家の御不孝を勸めまゐらせん事、更に本意にあらず、迚も身は斯なりはてて侍るをや、只此儘にこそ候べけれと云ひしかば、直孝重ねていひ出ぬべき言葉もなく、感涙にむせび立出しが、忠隣終に配所にて、はかなくなるこそ哀なれ、

忠隣罪蒙りし事、さだかに知る人なし、故に世の人色々の説多し、一つも信ずるに足らず、たゝし駿府政事録創業記並に考異等の實記を按ずるに、謀反の讒言ある由に似たり今かの實記の説を取て、爰に註す、○慶長十八年の春、山口但馬守が所帶を沒收せらる、其よしを尋るに、大久保相摸守が妻は、石川日向守が娘なり、相摸守我妻の姪なれば、日向守の男長門守が娘養て、山口但馬守が子に嫁したり、將軍家此由を聞召て、御氣色宜しからず、其故は、石川長門守が男、その行猥がはしきに依て、近年御勘氣蒙りしに、それが妹を、御旨をも伺はで、但馬守が子息の妻に迎かへし事、上を蔑しろにする條、一方ならずとて、かく罪に處せられ、山口一通の書を捧て、訴ふる旨あり、相摸守大に怒れりと云々、山口が書の旨、また相摸守が怒りし事、何事といふ事は詳ならず、又相摸守が孫女の夫、里見安房守が罪狀を按ずるに、曰く相摸守が許に、足輕の兵並に兵糧馬の飼料等を送りし事、第一の條に載せらる、思ふにこれは、山口が書を捧げ、相摸守が怒りし時にや、相摸守が怒りしは、山口に對して怒りしやうに見ゆ、上に向ひ參らせし事とは見えず、扨其後ことしの冬、大御所駿河より江戸へならせ玉ひ、程なく江戸をたゝせ玉ひて、相摸國中原の御旅館に入らせ給ひし夜、馬場八左衞門といふ老翁、御館へ參りて、本多佐渡守に申事あり、この馬場といふ者は、元

は甲斐の武田が士、年頃御勘氣を蒙て、相摸守に預られて、小田原の城にあり、相摸守に我罪申披て給はれといへど、事叶ざるを大に恨みて、年月を送りしに、此春養女の事によつて、相摸守も御覺よからぬと聞て、大に悦び、急度案じ出だしけるは、本多、日比大久保と不快の沙汰あれば、此人に就て、相州が事、譏して、御咎を蒙るべしと思ひすまして、八十有餘の馬場が、いく程のよはひに、如何ばかりの榮花に誇らんとか、あらぬ事ども思ふさまに書認めて、彼御館に參りて捧しかば、俄に此處より江戸へ引返させ玉ひ、相摸守をして、都にのぼり、邪法を禁ずべしと仰下され、都に上りし跡へ、御使ありて、郎徒等を追ひ出され、城をも毀たれ、やがて大御所江戸を御立あつて、小田原に至らせ玉へば、將軍家も同じく彼城に來らせ給ひ、御對面の後、大御所駿河へ趣せ玉ひしに、前日より、往來の旅人を止むる事、西は三島より、東は大磯平塚に至り、箱根の山中には、道を夾て、五間づゝに、ひしと弓鐵砲を立並べて、警衞す、夥しといふもよのつねならず、同日、將軍家も江戸へ、歸らせ玉ひ、將軍家奉行職に、相摸守父子と音信を通ずまじき由の起證文を奉らしめらると云々、此外には、本文に記せるが如し、大略此趣に依て、此獄の事は、推して知るべきものか、〇又世に大久保をば、本多が譏せしが、其報ひにて、其子上野介同じやうなる罪に逢うて、永く家を亡せしといふ、されど正信ほどの人如何でさる事有べき、是も信じかたき事の一條にぞ有ける、

〇加賀守忠季は故加賀守忠常が子、相摸守忠隣が孫なり、八歳にして父に離れ、祖父が罪蒙りし時、別の仰あつて、父忠常が遺領を賜りたれど、（二萬石〇此時十一歳なりといふ）祖父が事に依て蟄居す、寛永二年御免を蒙て、始て出仕す、同き三年十二月叙爵し、同き九年美濃國加納の城を給ふ、（五萬石）同十六年十一月播磨明石の城に移る、（七萬石）慶安二年七月四日肥前國唐津城に移る、（八萬三千石、）寛文十年四月十九日、六十七歳にて卒す、嗣なかりしかば、右京亮教隆の二男、出羽守教博を以て世嗣とす、教博家を嗣て、延寶五年七月廿五日、執政の職に補せらる、加賀守に任し、忠朝と改め名のり、又四位侍從になされ、同六年正月廿三日下總國佐倉

城に移る、本領のまま嫡子安藝守忠增、二男は帶刀敎房、三男は宇津大學敎武とぞ申ける、

○治右衞門藤原忠佐は平右衞門忠員が二男にて七郎右衞門忠世が弟なり、生年十六歳の時柴田修理亮勝家と鎗を接せしより、此かたの高名いくらといふ數を知らず、忠佐十六歳にて柴田と戰ひし事、彦左衞門か物語に出づ、疑ふべからず、按ずるに御年譜幷家忠日記增補等に弘治二年正月十七日の事と見えたり、忠佐慶長十九年に七十七歳にして卒すといへば、弘治二年は十九歳の時なり、されば七十七歳にて卒せしといふは、誤れるにや、十六、十九の文字、誤れるにあらずや、中にも永祿十一年正月、今川の勢と掛川の城の邊に戰て、敵の士大將近松丹波守を討ち、天正三年五月長篠の合戰に、兄の忠世を勸め、先駈して、武田が勢を打破て、織田殿の御感に預る、忠世の記に詳なり、長湫の戰に、御使を承る、先陣にまじはりて、敵を打つ、頓て秀吉朝臣、僞て北畠殿と中直りし、又みづから四萬五千の軍勢を引率して、樂田の邊に發向あり、德川殿淸洲(キヨス)の城にて、此よしを聞召し、鞭鐙を合せて駈向ひ玉ひ、先づ忠佐して敵のやうを見せらる、忠佐一騎多勢の中に駈入て、足輕の兵共、馬にて懸倒し〱、下部等に首拾はするを見て敵大きに亂れ立つ、德川殿の御幟金扇既に間近く見え來れば、一支へもさゝへず、散々に成て逃げ奔る、秀吉朝臣も、其夜の内に、三里がほど引き、終に信雄と中直りをぞなされける、忠佐年頃鐵砲二十人頭衆の第一にて、關東へ移り給ひし後、上總國裳原の庄を領す、五千石關が原合戰に中納言殿の御供して、山道より上る、明れば慶長六年の春、駿河國沼津の城を給ふ、二萬石同き十九年九月七十七歳にて卒す、世嗣なければ、家も絶え、城も除かれぬ、忠佐が折ふし忠隣罪蒙りしかば、家もおのづから絶たりといふ、

石川

○長門守源康通は鎭守府將軍陸奧守義家朝臣の五男左兵衞尉義時の三男、武藏下總等の權守義基の嫡子、河内守義兼が後胤なり、義兼河内國石川の郡に住しければ、石川の判官代と申す、其子孫終に石川とぞ名のりける、義兼が七代の孫、小十郎朝成が時に、外祖小山下野守高朝に養はれ、改て小山と名乘る、朝成が曾孫を、下野權守政康といふ、始めて文安年中の事なりと云、參河國に來て、小川の城に住して、又石川とは名乘けり、

親鸞宗の祖蓮如といふが、下野國より政康を具し

て、此國に來れるなり、按ずるに昔親鸞宗の門徒等、然るべき武士壹人を選みて、佛法擁護の大將とし、我法に從はぬ者をば、攻ふせ〳〵歸依せしむ、是を其時一揆といひしなり、大坂長島加賀越前等の一揆といふ是なり、北國の大將は、下野の住人下妻が末葉にて、加賀の小山といふ所に在て、北國を靡せしともあり、本願寺の下妻、其門葉なり、加賀の小山、また御山とも書なり、則今の金澤の城其跡といふ、石川も此類にて、三河國一揆の大將のために蓮如が連れ來りしなり、

此時岩津殿、左京亮親忠主の御事なり、權守に向て、汝が子一人我に得させよ、我家のおとなにすべしと仰ければ、政康畏り悦びて、生年十四歲になる二男を奉る、岩津殿手づから烏帽子着せ、左兵衞尉親康と召れしより、德川殿譜代宿老の人とは成てけり、其子左近大夫忠輔岩津殿より此かた、三代の君に仕ふ、其子安藝守清兼、安祥殿より德川殿まで、三代に仕へし宿老にて、酒井雅樂助政親と共に、家の事を司とる、安祥殿失せ給ひ、岡崎の贈大納言家、伊勢國に出させ給ひし時、酒井安部等と謀て、終に迎入奉り、水野殿の御娘迎て、北の方と、かしづき參らせて、德川殿御誕生有し時、雅樂助政親御竹刀（ヒエカタナ）を獻れば、清兼御墓目の役に候す、岡崎殿今川治部大輔殿と御好みを結ばれしも、清兼を御使には差されしなり、安祥の城せめ破て、德川殿を迎へとりしにも、清兼を大將にて、三河の人々向ひしなり、駿河の國府に入らせ給ひしにも、嫡孫內記伯耆守數正なり、德川殿御供に奉る、軍始あるべしとて、參河國梅が坪廣瀨等の城を攻めらる、清兼諫め參らせて、岡崎の城に引返され程なくまた駿府に歸り玉ひ、義元朝臣只管に留め參らせて、本國に返し給はざれば、清兼本多豐後守廣孝天野甚右衞門尉三人打連て、駿河の國府に行向ひ、今川殿に訴へて、德川殿を迎へしかど、義元ゆるし給はねば、力及ばで歸りしが、程なく義元討れ玉ひ、岡崎には歸らせ給ひたり、此事本多豐後守が傳と合せ見るへし、清兼男子二人あり、嫡子右近、德川殿駿河にわたらせ玉ひしうち、安部大藏と共に岡崎の留守たり、是義元朝臣の仰に依てなり、年若くして死す、伯耆守數正が父なり、○按ずるに此右近後に伯耆守といひしにあらずや、永祿より前の諸記に、伯耆守と記せるあり、又德川記に伯耆守康昌に記せるあり、此右近が事にや、世に知れる所の伯耆守數正は、永祿の頃は內記と申て、伯耆守と申せしは、其後の事なり、但し數正初め御諱字給り、康昌と名のり、上方に參りて出雲守と改めし時、名をも改めて、數正といひしか、詳ならず、○一說に、家成が兄則ち伯耆守なりといふ、二男日向守家成、是長門守

康通が父なり、（石川は代々、皆御諱字を賜ふ、）家成若かりしより、德川殿に仕へ、御軍始の日より大高鷲津丸根等の戰を初として、爰かしこの軍に隨ひ參らせずといふ事なく、高名又數を知らず、一向專修の門徒等が背き參らせし時、家成一人御方に在て、御使を承り、土呂（トロ）の要害に行向ひ、御敵を降參させ、國中悉く平ぐ、今川上總介氏眞、外舅の武田に、（信玄）駿河の國府を落されて、遠江國掛川の城に立こもり、德川殿と戰ひ、又此城にも、こらへずして、家成並に酒井雅樂助政親に附て、降を乞ひ、當國をあけ渡して、相摸國へ落給へば、家成頓て此城をぞ賜りける、（永祿十二年春の事なり、一說に是より先は酒井忠次と家成と二人、三河國東西の旗頭たりしに、掛川の城に移りしかは、三河國の旗頭の事は、伯耆守に讓りしといふ、）元龜元年の秋、家成酒井左衞門尉忠次と大將を承り、都合其勢二千人、織田殿を助けんとて、近江國に發向し、佐々木承禎入道が勢と、一日が其間、戰ふこと廿餘箇度、終に敵を追ちらす、こゝに近年武田に組せし、遠江の國人等三方が原の合戰の後、本國に立歸り、數ヶ所の要害搆て立籠る、（三方が原の戰には掛川の城を守りけるに因り、軍に逢はずといふ、）家成是等を攻めんとて、天正元年三月十五日久能三郎左衞門尉宗能と、まづ可久輪（カクワ）の城に押寄て、忽に攻め破る、殘る城々怺へずして、攻むるまでもなく落失せぬ、同き六月二俣の城を攻む、ことし五月（一作九月）武田四郎勝賴、遠江國に發向し、掛川の城を廻り見るに、此城中々たやすく落されじと覺えければ、攻むるに及ばで引て歸る、（此とき家成二人をして、新坂の切通に隱し置き、鐵砲を以て勝賴を打たんと謀る、馬場美濃守信春が爲に一人を捕へらる、甲陽軍鑑に詳なり、）高天神の城落し時、家成が男長門守康通、首十六を獻る、武田滅し年の秋、康通大久保七郎右衞門忠世と同じく、甲斐信濃打隨へ、天正の十二年信雄卿を助け給ひ、羽柴と軍起りし時、日向守家成掛川の城に止り、長門守康通は、小牧の御陣に從ひたり、長湫の合戰、上方の軍既に利を失ひ、秀吉の多勢、樂田を打立て、長湫に向て馳す、本多平八郎忠勝、戰ひ勞れたらん御方の、荒手の多勢と軍せん事、覺束なし、馳せ加て、御先を懸けんとて、小牧を出づ、長門守康通も、同じく續て馬を馳せ、尾幡の御陣へ馳參る、頓て小牧に引かへし玉ひければ、戰には及はず、（山中忠兵衞が記に詳なり、世の人本多が事のみを知て、石川が事を知る者稀なり、）小田原を攻られしに、康通先陣にぞ候ひける、此程は家成既に老ぬれば、康通常に軍には從ひけり、されば、ことし關東へ移り玉ひ

し時、家成伊豆國梅縄の城をたびければ、（五千石）上野國鳴渡の地を康通にぞ賜てける、（二萬石○是より先に、天正十八年家事を嫡子康通に譲りしかば、家成には、別に所領を賜ふ、後に家成給りし所領なれば、外孫成堯に譲しといふ、）關が原の戰に、家成江戸に止れば、康通上方に馳向ひ、松平玄蕃允家清と、尾張の清洲の城を守る、明れば慶長六年の二月美濃國大柿の城を賜り、（五萬石）城をば大名に課て修せられたり、同き十二年七月廿六日康通五十四歳にて父に先立つ、子息安藝（一作彈正）僅に九歳なれば、家成又家の事を行ひ、同き十四年十月廿九日七十六歳にて卒しけり、大久保相摸守忠隣が二男主殿頭忠總は、家成が外孫なればとて、其家を繼せられ、康通が幼息をば、關東に召下さる、主殿頭忠總、十五歳より召仕はれ十九歳にして小山關が原等の御陣に随ひ、慶長八年に叙爵し、外祖家成卒して其跡を繼ぎ、大柿の城を領す、かゝる所に、同き十九年の春、忠總が實父相摸守忠隣罪蒙りしに依て、忠總も閉籠て候ひけり、此年冬大坂の軍起りしかば、忠總忍びて馳向ひ、博勞が淵（一作鳴の堤）を打破て、土佐座に亂入り、福島の堤をも打破り、船場の地にぞ攻入たる、所々の戰功並び無かりしに依て、御勘當をば免るされけり再び軍起りしにも、搦手に（京橋口）向ひ戰て、首三十を切て獻る、其後豐後國日田の地に移され、（元和三年の頃にや）寛永十年十二月九日下總國佐倉の城を賜ひ、（一萬石を加へられ六萬石を領す、）同き十一年從四位下に叙し、ことし近江國膳所の城に移り、（七萬石）慶安三年十二月廿四日に卒す、嫡子彈正少弼康勝父に先立て、ことし七月八日に卒しければ、嫡孫宗十郎を嗣とし、（五萬石）二男播磨守總長、（一萬石）三男上野阿波守正當、（七千石）四男市正正總、（三千石）に所領を分ち與ふ、宗十郎祖父に繼て、明れば慶安四年二月十一日、伊勢國龜山の城に移り、（五萬石）承應元年十二月廿八日叙爵して、主殿頭昌勝といふ、寛文九年二月十五日（一作廿五日）山城國淀の城に移る、（一萬石を加へられ六萬石を領す、）

○播磨守源總長は主殿頭忠總が二男、父が遺領を分賜ふ、（一萬石）是より先、寛永十八年六月廿日、御扈從組の番頭となされ、（此組新規に置れしなり、）慶安元年三月、大番の頭に遷り、父が遺領を分て後、伊勢國神戸の城を給ひ、萬治三年十一月廿二日大坂の城番となる、河内國石川郡を加賜ひぬ、（一萬石加へられ二萬石を領す、按するに總長が大番頭たる事は、承應四年九月に至れり、此時に神戸の城賜て、職免されしにや、）寛文元年十月廿二日行年五十七歳大坂に卒す、其子苦狹守總良父が家をつぐ、

●鳥居　附土佐守成次

○左京亮平忠政は伊賀守忠吉が孫、彦右衞門元忠が嫡子なり、紀伊國熊野庄の地頭鳥居法眼が後胤、重氏が男忠氏、父子聊不快の事有て、三河國に下り住む、子孫終に德川殿累代譜代の御家人とは成たるなり、忠氏が十六代の孫伊賀守忠吉、安祥殿に仕へまゐらせ、岡崎殿の代に及び、天文十六年の九月當國渡理の戰に、嫡子源七郎忠宗討死す、此度の戰ひに打取たまひし地を分ちて、忠吉に賞せらる、（すなはち渡理の地）東條の城降りし時、彼城を守らせらる、斯て岡崎殿失せ玉ひ、德川殿、駿河の國府に渡り玉ひし程、今川治部大輔義元の下知に依て、岡崎の城には、安部大藏石川右近二人を留守として、駿河遠江の軍兵を込置き、伊賀守忠吉松平次郎左衞門重吉して、御領の事を奉行させ、其年貢租税悉くに押領せらる、弘治二年正月十五日德川殿御年十五にして、岡崎城に入らせ玉ひ、暫く御滯留の事ありし時、忠吉密かに連れ參らせ、おのが家の藏共、押開き、米穀貨財一々に見せ參らせ、抑君は今わびしく渡らせ玉ふとも、當國の兵等、多は譜代の御家人たり、頓て彼等を召集らる、御事候はんに、御資貧うしては叶ふべからず、されば、其御時の料のため、忠吉年ころヶ程までには御支度して候なり、忠吉既に年老て候へば、明日の命、計るべからず、君はめでたう御成人あつて、此國に歸り入らせ玉ひ、此物共を分て、御家人等に充行はるべう候と語り慰め參らす、幾程なくて義元討たれ玉ひ、岡崎の城に歸らせ玉ひしに、軍糧資用、事足らせ玉ひしは、忠吉が功これ多し、又德川殿最初御官途の事を以て、公家に申させ給ひし時、如何にも叶ふまじきよし聞えしに、忠吉當家の任例によりて近衞殿下に申旨ありしにぞ、頓て宣下はなされける、（德川殿御官途の事、忠吉がはからひし事は、その時の關白前久公の御書の中に見えたり、）彦右衞門元忠は、忠吉が二男なり、德川殿十歳の御時、元忠が十三の年より、駿河國に參らせて、御側に侍らはしむ、御軍始ありし日より、元忠常に御陣に從はずといふことなく、一生の高名、又數を知らず、その中、永祿十二年三月遠江國懸塚の湊にて、今川の勢を打破り、元龜元年六月姉川の合戰に先を懸け、同三年十月三方が原の戰に御方敗れて引返す、元忠一

勢取て返し散々に戰ひ、信玄の陣より射ける矢に疵かうむる、敵既に濱松の城に進み來る、元忠又城中より切て出て、近く敵を追拂ふ、天正三年の夏、長篠の合戰に先懸し、同き秋又諏訪原の城攻められし時、元忠仰を蒙り、城の有樣伺ふとて、城中より放つ鐵砲に、左りの股に疵蒙る是より懸け引き自在ならず、同八年の冬高天神の城を攻め、九年の春城落しに、討取所の首十九、此年の夏、駿河國持舟の敵を打破り、同十年二月甲斐國に入給ひし時、駿河國を過玉ふに、敵田中の城より出づ、元忠等仰を承て其の敵を打破り、此年武田四郎亡び元忠等仰を承り、古府中に陣を取る、北條左京大夫氏直、武田が國を爭うて、甲斐國に向ふ、元忠三宅惣右衞門康貞等と、御方わづかに六百餘人の勢を以て、左衞門大夫氏勝が、北條一萬餘騎と戰ひ、首五百餘切て、新府の御陣に參らす、氏勝既に負軍しつと見て、氏直以ての外に驚き、美濃守氏規北條して和睦の事を申て、引返す、元忠が功其の賞これ輕かるべからず、汝取り得し所なればとて、甲州郡内の地を下し給ひて當國を鎭めらる、同十二年小牧の軍ありし時、元忠留まりて甲斐を守り、嫡子新太郎忠政を御陣に參らす、忠政此年十九歳(一作十八)にして軍始し、みづから敵の首取つて獻ず、明くれば十三年閏八月、御方の人々、信濃國上田の城を攻めて利を失ふ、元忠は後陣を打たりしが、敵また戸倉城より出て戰ふ、鳥居が軍すでに危く見えたりしが、宗徒の郞從、敵陣に切て入り、さん〳〵に戰ひ、究竟の者共廿九人まで打死す、敵も敢て進み得ず、元忠加賀川を打渡り、吉田の臺に旗を打立て、御方を待つ、御方の勢、爰かしこより馳せ集て、敵を待つ、敵もまた川を渡りて戰ふに及ばず、明る日御方筑摩川を渡て、八重原に打上るに、敵また打て出づ、御方の人人進み戰はんと、はやりしを、元忠制して戰はず、十八年五月關白殿北條を討れし時、元忠相摸國築井の城を攻破りて、又武藏國岩槻の城に向ひ、上方の軍勢と互ひに先を爭ひ進む、元忠搦手に向て、外城を攻め破る、城の兵、詰を破られじと、鋒を揃へて切て出づ、元忠が郎等安藤寺田小田切一宮などいふ、一人當千の兵(三十三人、同じ枕に戰死す、疵を蒙る者七十餘人、本多中務少輔忠勝父子、大手の門を

攻破り、大手搦手、一手に成て攻めし程に、城兵こらへず、元忠に就て降人に成て出づ、ことし關東へ移らせ玉ひしかば、下總國矢作（ヤハギ）の庄を給て領す、（四萬石）是より先き關白殿元忠を召して、叙爵せさせんと宣ふ、元忠承て、元より無骨の田舍人身も亦かたはに相成て候へば、殿下に出仕すべき事叶べからず、あはれ御免を蒙るべしと辭し申す、其後又關白殿、元忠が嫡子新太郎忠政を以て、羽柴下總守雄利が女に配させて、其養子となし、召仕るべしとありしにも、愚息を以て、下總守が女に配せられんには、其仰に隨ひ候べし、殿下に召仕るべきの條は、御免を蒙り候べし、元忠が曩祖以來德川譜代相傳の家從の者に候へば、子孫に至て他家に奉公仕るべき者に候はずと申、秀吉鳥居が申所、其謂ありとて、雄利が女を以て、新太郎が妻と成さる、初め元忠が若き時、德川殿御筆を染られて、其戰功を賞せらるべき由を仰られしに、君既に某が勞を知り給へり、某又いづれの人に向て、御感狀を證として、其功に誇り候べきと申て辭し申す、慶長五年六月十七日（一作七日）德川殿上杉中納言を御退治あるべきにて、奥に向はせ玉ふ時、元忠を始めて、宗徒の御家人を撰ばれ、伏見の城に留めらる、かゝる所に上方また一時に兵起て、秀頼の御使、伏見の城に來り、其城速に開き渡すべき由を下知す、元忠其由を聞て、德川殿の御家人等、此城に殘り留りし事、かゝらん時の料に侍る、參らする事叶ふべからず、猶も參らせよと候はんには、只攻め破てこそ取り玉ふべけれと答へて、城下の人家焚拂て、寄來る敵を待つ、元忠人々を本城に集て、多からぬ御方、爰かしこ助け合はん事叶ふべからず、只各が固めたらん所を能く防ぎて、他の勢を賴み玉ふべからず、今生の見參、唯今を限りとす、いざ最期の名殘惜まんとて、酒宴してこそ遊びけれ、斯て七月晦日の夜より、上方の軍勢都合九萬三千七百人、城の四面に押寄せ、城内には思ひ切たる究竟の兵、籠りたれば、容易う落つべしとも見えず、明れば八月朔日、城中忽に返忠の者出來て、本城に火かゝり、敵こゝかしこに入る、元忠が手のもの百三十七人戰死し、殘る所僅に四十八人、家子郎從、はや御自害あるべしと勸む、元忠あざ笑て、いや〳〵思ふ子細あり自害をばすべからず、かけ引き自在ならねども、

いでさらば、最期の軍して、汝等に見せんずとて、城中より切て出で、思ふ樣に戰ひ、年積て六十二歲、秀賴の足輕大將雜賀（サイガ）孫市重次が爲に討れけり、大坂の奉行等、物始よしと悅び、大將の首なればとて、鳥居が首をば京橋口に懸く、爰に都の商人に佐野四郞右衞門といふ者、元忠が許に往來し、年來の情け深かりしかば、竊かに彼首盜取て、知恩院の內なる長源院にぞ葬りける、子息新太郞忠政久五郞成次等は、宇都宮の御陣に侍ひしを、忠政をば此所に留めて、景勝が兵を防がせられ、成次をば上方の御陣に召具せらる、東西盡く平ぎしに至て、忠政が遺領を給ひ、四萬石敍爵して、左京亮になされ、同七年多くの地を附けて、奥州岩城の城を給る、十萬石斯て忠政その父の爲に、一寺を新恩の地に建立して、長源寺と號す、是は元忠が法名に取れりといふ、德川殿、元忠が事忘るべからずと宣ひて、香花の地を寄附せらる、御朱印をなされて、百石の地を附せらる、其後又上遠野竹貫の地を加へ玉ふ、二萬石を加へて賜り都て十二萬石なり、大坂前後の戰に、當家譜代の大名には、忠政獨り關東に留められ、若君を守護しまゐらせ、宇都宮會津の軍勢、彼の下知に隨ふべきよし、御敎書をなされたり、元和八年陸奧出羽等の守護の爲に出羽の國最上の城に移さる、二十四萬石○此時酒井宮內少輔、戶澤右京亮、松平丹波守等、奥羽の地に移さる、かれら皆忠政か親族たるか故なり、一說に、寬永三年羽州寒河二萬石の地を加賜て、凡廿四萬石を領すと云、されは、始は廿二萬石を給りしにや、寬永三年從四位下にあげられ、五年九月五日六十歲にして卒す、

むかし忠政が父元忠を打たりし雜賀孫市重次は、其後水戶中納言家にぞ侍らひける、ある時、重次中だちをもて、忠政が許へ云ひ送りけるは、重次むかし元忠の御最期に參りあひ、其時の御物具を家に傳へ訖んぬ、先考の御形見に御覽ぜんために返し參らせたくこそ存ずれといふ、忠政大きに悅び、なからん父が形見、これに過べからず、給て一目見候ばやと答ふ、重次みづから携て、彼館に向ふ、忠政門外に出迎て、重次を奥の居間（一作出合）へ請ず、亡父に再ひ對面の心地し侍るとて、淚を流し、ありし甲冑太刀、押板の上にかきすゑて、是を拜す、斯て今日重次を饗せしやう、誠に善盡し美盡しけり、明日重次がもとに使者を立て、昨日の見參を禮謝す、また重次が御芳志に依て、父が最期に帶せし物具、再び見て侍る事、返す返すも

悦び候ひぬ、忠政が家に傳へし、父が形見に見るべき者猶少からず、見苦うは候へども、此物具重次の御家に留て、御名譽と共に、御子孫に傳へられん事、弓矢取ての道に候、能き御遺誡にもや候べきとて、甲冑太刀刀悉く返しぬ、夫より後、毎年の冬、綿厚く入たる衣四五領、使者にて持たせ、遙々と常陸國に送り遣し、音信を通ずる事、忠政一期の程、終に怠らず、水戸殿此由を聞召、大に感じ玉ひ、年毎に忠政が使者の來るべき期に臨ては、必す道梁をも修理せさせ、重次にも、客の、まうけすべき魚鳥やうのもの給ひけり、何れも〱年々に止む事なき事に候ひけるよし、鳥居が家の古き侍の申せしを承りぬ、

又世に傳る所、石田が捕はれし時、忠政がためには、父の敵なりとて、忠政に預け下さる、三成いたはる事ありしに、忠政よきに勞り、小袖したため着せ、藥餌等おこたらず、三日を過てのち、三成を預け下さる、事、領掌既に畢んぬ、抑父にて候ふ元忠、君の御爲に一命を奉りし上は、三成が事、强ちに、父が讎とも申すべからず、同じくは返し奉べるしと申ければ、年若き者心付の程、神妙なりと御感ありしが、此後忠政頻りに御恩加へられ、大名とは成されしと云ふ此説誤りあり三成を預け給ひしは元忠が二男土佐守成次、其頃は久五郎と申せしに預けられしを、斯は申けるなり、此時忠政は宇都宮に留められ、上方にはまゐらず、

其嫡子左京亮忠恒、二男戸澤越中守某、（戸澤右京亮政盛は伯母聟にて子なければ、養子とせしなり、）三男主膳正忠春、左京亮忠恒父に繼ぐ、身多病にして、其家繼ぐべき子とてもなく、寛永十三年に卒しければ、家絶えぬ、（忠恒子なく、舍弟忠春尚幼なければ、戸澤が養子となせし越中守を召歸して、家譲らんと云ひし故に、家絶えしともいふ、）

又鳥居が家の古き士の申せしは、忠恒子なかりしかば、弟の忠春して家繼がせんと思ふ、忠春が母は、父の妾なりけれど、忠恒わが母既に失せ玉ひぬ、忠春が母は我が爲にも母なりとて、常に仕ふること實の母の如し、然るにこの母さるかしましき人にて、忠恒が上に申して、忠春を世嗣に定むる事、遲し〱と待わびて、天德寺に走り入り、住持の僧を賴みて、此よし將軍家に訴へんとす、忠恒大に驚き、みづから彼寺に趣き、色々に云ひ

宥め、ゐて歸る、さすが面に現れて怨む色はなけれども、心のうちには情なき事とや思ひけん、此後は、我が世つぎ定めんともせず、家の老ども、此事を勸む、我に子なし、忠春よつぎたらん事勿論なり、君我が父祖の忠を思召さば、たとひ此由を望み申さずとも、我家絶たせ玉ふ事有べからず、忠恒が身の病ありて、出て仕ふる事だになくて、いかに憚りなく、我後の事まで望み申べきといひけり、終には病愈る事なくて卒す、將軍家鳥居が累代の功を思召れて、忠春を世嗣として、所領の地元の如く賜るべしと仰せられしに、井伊掃部頭直孝、強ちに止め申けるは、彼が父祖累代の功を思召されば、忠春が奉公の勞に隨て、此後は如何程の御恩をも賜るべし、兄忠恒が世嗣となさん事は然るべからず、そのゆゑは、忠恒身を終るまで、出て仕ふる事もなきだにあるを、父祖の功を恃み世嗣の事をも望み請申さゞる條、憲法を背きて、上をなみし奉るに似たり、是は己が身の不孝なる事を顧みず、曾て繼母を恨るが故に、終に弟ある事を御聞にも達せず、彼れといひ、是れといひ、

斯の如き輩は、懲されずんば、向後不忠不孝の御家人等、何を以て戒めんやと申ければ、忠恒が家絶たりき、○又掃部頭が斯く強ちに止め申せし事は、舊き恨ありての故なりけり、忠政が娘は、掃部頭が兄の兵部少輔直之が妻なりき、直之天性愚かなる人なりしかば、或とき戯れに刀をぬき、妻の面に疵を付けたり、忠政大に怒て、直之がおろかなるは、天下の人知れる所なれば、日比は、とてもかくてもありなん、かゝる仕業こそ安からねと、彼妻を奪ひ返へす、直之は如何なる事とも思はざりしかど、弟の直孝憤りて、又取り返さんとせしに、忠政是を返へさず、此事以ての外の騷ぎとなる、台德院殿大に驚き思召す、井伊鳥居の兩家は、殊に當時の重臣なれば、忝けなくも、色々に和け仰せ下さるれども、忠政申す旨ありて、敢て仰にも隨はず、此上はとて、事止みぬ、是よりして、兩家互に不快なりしが、今此時に至て、恨を報ひられたりとなり、按ずるに、直孝はさしも當代の名臣なり、如何で私の舊き恨を以て、公儀をば廢すべき、直孝が止め申旨、ことわりなくば、

將軍家また用ゐさせ玉ふまじ、直孝の斯く世の疑ひ請けしは、不幸とやいふべき、又さもありしも知られず、

○主膳正平忠春は左京亮忠政が三男　兄忠恒卒して、世嗣なければ、彼家おのづから絶えぬ、爰に忠政が三男ありと聞召し及ばれたり、彼が父祖の功を思召が故に、特に召仕るべしと仰あつて、新に信濃國高遠の城を賜ふ、（三萬石を領す、後に三千石を加へられ、三萬三千石を領せしといふ、）忠春兄が家絶えたるにつけて、其母を深く恨みしは、さしも左京亮殿は孝行におはしませしに、なんぞ我母の濫がはしく、筋なき事を仕出し給ひし、されば身の終り玉ふまで、御恨深かりしも、ひがことにはおはさず、忠恒我が心を知り玉へば、さこそは思ひ玉はねども、世の人は、忠春此事母にも訴へければ、女心にて斯くはありけんなど、思れん事の恥しさよ、怨めしき母の御心やとて、其事ありし比より母の許には、まゐらず、母がいまはの時にも、深く歎き悲めども、終に對面には及ばざりしと聞えき、

寛文三年八月朔日、大坂の城守る番に上りて、いまだ城には入らで、旅館に有しが、召仕ふ醫師のために弑せられて死す、四十歲とぞ聞えし、祖父元忠が伏見の城守りて討死したりし月も日も、けふにて、又元忠が首盗出して葬たりし、都の商人佐野が子も、今日忠春迎んとて、此所に來り、彼の醫師が忠春を刺す所を押し隔つるとて、痛手負うて死したりけるぞ不思議なる、

はじめ、忠政かの四郎右衞門男が志を深く悦び、所領くれて、士になさんといひしかど、御恩の程は有難し、去ながら、我等もと商人なり、知らぬ弓矢の道にたつさはり、恥がましき義も侍らば、我が身の事はさて置き、君を人の嘲り申さん事、願ふ所にあらず、只此儘にて候べしといひしなり、此度其子又手負て死せしが、子なかりしかば、弟の僧にてあるを還俗させ、家繼せんといひしかど、此年まで出家して、今更還俗せん事も然るべからずとて、僧にて終りけると聞えき、されど如何に續がせけん、佐野が家、今に絶えずと承る、

忠春が子兵部少輔忠常、父に繼ぐ、後左京亮

○土佐守平成次は彦右衞門元忠が二男、若き時より

將軍家に仕へ奉り、關が原の御時、山道の御供し、此時石田三成を預け給はりし事、忠政か傳に見ゆ、大坂前後の軍に、先陣を給り、首切る事二百八、甲斐國都留の郡を領して、三萬八千石餘駿河大納言家に附られたり、其嫡子淡路守成行が時、駿河殿の御事に依て、出羽國最上郡に流されて、從弟の左京亮忠恒に預られたり、

駿河殿常の御行ひ、あら〳〵しくまし〳〵、大相國家の御心にも叶はせ給はぬ御事、多かりしかば、土佐守成次、日夜に心を苦しめ、或時は色を和らげ敎へ導き參らする事もあり、又ある時は顏を犯して諫め爭ひ奉る事もあり、寛永二年正月十一日青山大藏大輔幸成、大相國家の御使として、駿河殿の御館に行向ひ、駿河遠江を賜ひ、本領甲斐を合せて三箇國を領し玉ふべき旨を述べしに、駿河殿悅せ玉ふ御氣色もなく、又答へさせ玉ふ旨もなし、幸成は事がら惡しとや思ひけん、成次が方に向ひ、大國二つ參せらる、のみにあらず、甲斐の國をも其儘に合せ領し玉ふべきとの事、返す〳〵も、めで度御事に候と賀し申ければ、殿忽に御氣色損じ、やゝ大藏大輔、甲斐國元の儘に領する事、忠長が分に過ぬとや思ふ、たま〳〵天下の主の子弟と生れたらん身の、是程の國領せん事、何程の事かあらんと、以の外に怒り玉ふを、成次よきに申直して、幸成をば返したり、其後御前に參りて、抑本朝は小國なれば、五畿七道を合せて、僅に六十餘州に分たれたり、君は相國の御子、將軍の御弟にてましませばこそ、それが廿分の一をば參らせたんなれ、なんぼう勇々しき御果報にては、ましまさずや、夫に斯く少しも悅せ玉はぬ御事は、如何なる御心にて、わたらせ給ひ候ぞや、其上既に人臣に列ならせ玉ふ上は、相國の御家人は、皆御同僚にてこそ候へ、殊に大藏大輔は、天下の政務を掌つて、時の重臣にて侍る人の、君父の御使に參りたらんを、かく恥がましく仰候ひし事、且は不忠不孝、且は無禮不義とも申べしと、なく〳〵諫め參らせ、頓て御供して、悅申の御出仕をなさせ參らせたり、同き八年成次甲斐國にて病にふす、あした夕べを期し難しと聞ゆ、大相國家より大納言殿に御暇を賜り、駿河國に入部あるべしと仰らる、殿殊の外に悅び玉ひ、成次が存命たらん内に、

此事聞せて悦せよとて近く召仕る、人を御使として、早馬打たせて遣はさる、成次御使と聞て、助けおこされて對面し、御使の旨を聞もあへず、頻りに涙に咽ぶを、御使の人、成次が死すべき程遠からぬかは、氣勞れ心よわりて、嬉しきにもかく泣くにこそと、哀れに成て、是も同しく涙を流して、成次きかば悦びなん、さらば醫療の助けとも成ぬべしとて、參れとの仰を承て候ひき、されば斯く悦びに堪へ給はぬを見るにも、上も下も深き御契にとこそ存ずれと、泣く〳〵申ければ、成次苦しげなる息をつき、御使に向ひ、年老い身病で、迚も死すべき此身の、つれなく今日迄永らへて、か丶る口惜き事を承る事、返〳〵も不幸なれ、君は此度御暇賜て御國に趣せ玉ふ事を、よに嬉しとや思召す、其御心故にこそ、か丶る御身とはならせ玉ひけれ、大相國既に御齡も傾かせ玉ひ、此日比は、御身もいたはらせ玉ふ所、少からず、唯二人まします御子にて、將軍家の御固めなれば、片時も御側を離れさせ玉ふまじき御事を、今何の故にか、斯く遠ざけさせ玉ふべき、一度御傍を離れさせ玉ひて後、再び大相國へも、將軍家へも、御對面の事、叶はせたまふべからず、成次生てだに世に候はゞ、如何にも申直す事も候ひなん、成次斯なり侍れば、其事また叶ふべからず、成次又かくなり侍らずば、如何で御情なく、遠ざけさせ玉ふべき、此上は一時も早う命終りたくこそ存ずれとて、打臥したりしが、頓て空敷なりにけり、其明る春、大相國家かくれさせ玉ひ、其秋駿河殿罪蒙らせ給ひたり、成次常に諫め參らせしは、如何なる事をや申けん、外樣の人知るべき事にもあらず、此二つは、皆人聞ける事なれば、古き人の物語を承り候ひき、

●内藤

○左馬助藤原政長は彌二右衛門家長が男、家長は右京進義清が孫、故の彌二右衛門清長が子なりけり、清長始め岡崎贈大納言家に屬ひ、參河國上野の城にあり、天文十一年十二月廿四日尾張國の軍勢襲ひ來り、既に外郭を打破つて、第二の城に攻入、清長一族郎等切て出で、防ぎ戰ひし程に、寄手さん〳〵に

なつて引返す、岡崎殿感じ玉ふ事斜ならず、淸長が甥四郎左衞門正成に所領を賜ひしは、此時の賞とぞ聞えける、家長强弓の手利にて、度々の高名を顯しける中にも、天正三年五月廿一日長篠の合戰に、御方いまだ陣の行も成さゞるに、武田が物見の者と見えて、武者三騎引かけ／＼出來り、馬の鼻を並て、此方に向て打立つ、家長叔父の甚五左衞門善敎と二人、御方の陣より進み出、各中指一筋づゝ拔出し、よつ引て放つ、矢ごろ少し遠ければ、中るまでこそなけれども、弓勢の程にや恐れけん、引返してぞ逃散たる、此年六月二日二俣の城を攻めらる、城兵打て出、兩陣小川を隔てゝ支へたり、敵の方より朝比奈彌兵衞尉と名乘て出、松平彥九郎が首取て引返す、家長彥九郎と外戚に就て、親しければ、當の敵、逃さじと、おつ懸て放つ矢、朝比奈が鎧の後より前へ、ぐつと射貫きしかば、などかは少しも、たまるべき、うつ伏に臥て死す、弟の彌藏是を見て、兄が首取らさじと、押隔たゝりて切て掛る、家長又取て番ひ、しばし固めて放つ矢に、まつ直中を射通されて、是も同じく倒れ死す、敵朝比奈兄弟打るゝを見て、水をさつと渡して、家長を目掛け切て懸る、御方內藤を打たすな、續けやとておめき叫びて馳寄る、敵かなはじとや思ひけん、民家に火を懸けて、烟に紛れて引て行く、明れば三日、城の大將依田右衞門尉信蕃、石川日向守家成が陣に、使者を立、誰人の御矢に候ぞ、御弓勢の程、驚入て候とて、家長がきのふの矢をぞ贈りける、德川殿此由を聞召て、家長を御前にめされ、御鎧の上に召されたる御道服、脫ぎて賜ひにけり、同き八年五月田中の城の邊にて、麥刈らせて歸り玉ふ時、敵持舟（一作望宗）の城より打て出、御跡を襲はんとす、家長宗徒の人々と、同じく取て返し、首餘多切て引返す、（家長持舟の城際に追詰て、敵二騎突落す、石川が同心板倉源十郎石川三郎右衞門に首取せしといふ、）同き十年、甲斐の國に入て、大野の要害を守り、松平玄蕃允淸宗等と北條の勢に戰ひ、首二十七打取る、同十二年小牧の軍に隨ひ、此年蟠江の城を攻め、十三年石川伯耆守數正、岡崎の城を去りし後、石川が寄騎の侍八十人、家長が手に屬せらる、十八年小田原の先陣を承る、今年關東に移玉ひしに、上總國佐貫の城を下し賜ふ、（二萬石）慶長五年の秋、鳥居彥右衞門尉元忠と同じく、伏見の城に留る、上方の

軍勢、寄すると聞て、二男小一郎を倶して西城にぞ籠りける、八月朔日城中に返り忠の者有て、本城忽に燒出、猛火殿屋に燃上る、元忠內藤と一所に成らんとて、西城の大門にて、家長に打向ひ、本城既にかくの如し、猛火の中に燒死なんより、わどのと一所に戰て討死せんと思ふは如何にと云ひければ、家長いや〳〵、わ殿は本城を守る大將なり、如何なる事ありても、かしこにてこそ死すべきなれ、敵隔らぬ其內に、とく〳〵歸れといひしかば、元忠爰より取て返し、筑紫勢と思ふさまに戰て、本城に討死す、家長大門を押開き、矢たばね解て押亂し、近づく敵を待かけて、差詰め引つめ、散〳〵に射る、死生は知らず矢庭に射落さるゝ者少からず、我身も矢疵負ひ、手の軍兵も多く討る、家長安藤治右衞門に向て、家長が自害せんほど、わどの小一郎と同じく敵防ぎて玉ふべしといひ置て、城中に取て返し、鐘樓の中に坐して、文一通書て、原田といふ郎等を呼び、汝いかにもして、敵にまぎれ出、關東に下り、此文を殿に奉り、左馬助にも我が最後のやうを能く語れ、家長何とか死したりといはれん事口惜し、汝もし遁れ出たらんには、最期の供して死せんより、忠功は百倍すべし、とく火懸けよとて、腹かき切て死す、二男小一郎生年十六歲、安藤と共に切て出る事七八度、敵の多勢を追ひ拂ひ、十六か所まで手負ひぬ、父と一所に自害せんと引返すに、猛火天に燃上り、黑煙地に渦卷きて、行方更に見えざれば、腹かき切て、敵の中に飛で入る、原田終に敵の中に紛れ出て、關東に下りて、家長が文を奉り、事のやう委敷申ければ、家長父子が最期の體、神妙なりと感じ玉ふ、（慶元通鑑に出づ、家長の戰死の事、世に傳ふる事希なる故に、こゝに志るす、）嫡子左馬助政長生年十六歲、長湫の合戰の時父家長と共に、多くの敵を射殺し、太刀打して、敵の首取て獻る、天正十七年三月十五日敘爵し、慶長五年東西の軍起りし時、政長は宇都宮の御陣にあり、關が原の戰にも、猶宇都宮に留めらる、此年父家長が遺領を賜り、同七年十一月廿二日新恩の地加へられ、（一萬石）大坂の軍には關東に留めらる、元和八年奧州岩城の城に移りて、所領の地加へ賜り、（二萬五千石を加らる、）寛永九年十二月廿八日從四位下に敘し、同十一年十一月十七日六十七歲にして卒す、嫡子帶刀忠興は慶長十年四月十六日敘　す、

忠興と稱する事は、思ふに將軍家の御諱字を賜ひしならん、大坂の軍起りし時父子關東に留めらる、忠興竊かに馳上りて、本多佐渡守正信に附て其由を申す、井上主計頭正就が手に屬す、明れば元和元年三月廿（一作十）五日、父が所領上總國佐貫の地にて、一萬石を給る、大坂の兵、再び起りしかば、酒井左衛門尉忠次が手に屬して、森豐前守と戰ひ、首四つを切て獻る、同八年父が所領を移されし時、忠興又岩城の地を加へ賜て移る、（一萬石を加られて、合て二萬石、）父卒して後家を繼く、承應元年五月十六日忠興水野出羽守忠職（タヾモト）松平丹波守光重と同く仰を承り、三人輪番して、大坂の城を守る事今年より萬治三年に至れり、（世に權の御城代といふ、）寛文十年十二月三日に致仕し、延寶二年十月十三日卒しぬ、嫡子左京亮義概父の讓を受く、義概が嫡子下野守義英

○遠山主殿頭藤原政亮は帶刀忠興が三男（二男市正義美早世しけるとなり、）故ありて遠山と稱す、父忠興か致仕せし時、望申に依て、所領の內を分ち給ひぬ（一萬石）

○兵部少輔藤原政晴は、左馬助政長が二男、父が所領の地分ち讓られ、（和泉といふ所二萬石を領す、）幾程なく世を早うす、其男金一郎、幼なくして父に繼ぎ、萬治元年閏十二月廿七日、右近大夫になされて、政親と申す、

○豐前守藤原信成は（初三左衛門と申せしなり、）彌二右衛門清長が二男、實は參河國の住人嶋田の某が子、清長取て子とせしと申なり、

信成が母は、岡崎贈大納言家の寵女にて懷姙せしを、嶋田久左衛門景信に給ひ、三月を過て、信成をうむ、是れ天正十四年の事なり、清長岡崎殿の御子と知てければ、むつきの內より取て養ひ、弘治三年信成十三歲の時、德川殿に見參させければ、御身近く召仕れ、三左衛門信成と召されき、正しく德川殿同父異母の御弟なりと云ふ、一說に、三河國矢作の住人嶋田平藏、德川殿と戰て打る、嫡子九郎左衛門、二男某と共に城を逃れ出づ、三男は民家に養はれ居たりしを家長とりて子とし、後に政長を設けしかば、別に所領を給ひしといふ、

○按するに、前說は清長が子とし、後說は清長の男家長が子とす、其家の系圖を見るに、清長が子たり、又家長が德川殿に討れし人の子孫を御身近く參らせしといふも、覺束なし、前說に從ふべしや、

信成十三歳より、徳川殿に仕へ、徳川殿御軍始の時、おのれ又始て軍せしよりこのかた度々の高名、數を知らず、

信成若かりし時、或人の馬の、勝れて力あつて、あたりを拂ひ、人を喰ふが、放れ出て走り來り、信成に行あひ、人の如くに立て、信成を無手と抱きて、ひたぐひに喰ふ、信成さるした、か者にて、いかにも組伏てくれんと思ひけれども、叶ふべからず、既に喰殺されんとする時に至りて是非なく差添刀引抜き、馬の喉ぶえかき切て捨つ、信成辛き命をのがれけれど、馬にあうて、力及ばで切たるを口をしき事に思ひ、且は人の馬、殺しければ、腹切んとするを、人々押止む、徳川殿聞召し尋常の馬牛の頭、斬つたるなど、は品大きに變れり、何か苦しき、自害に及ぶべからずと、制し給ひしを、隣國の人、傳へ聞て、御裁斷の程を感ぜしといふ事、甲陽軍鑑に出づ、

永祿六年一向專修の門徒等、悉く背き參らせし時、信成一族等、共に御方にあつて、爰かしこに戰ひ、長篠の合戰に、大久保兄弟と同じく進で、敵の多勢を打破る、高天神の城、落ちぬべう見えし時、打漏されたる敵、一定國安にや落行かん、汝等かしこに行向ふべしと仰ければ、信成菅沼治郎右衛門と同じく、彼處に向て陣をとる、敵案の如く、此所に落來るを出向ひ戰て、首切てまゐらす、小牧の陣に清洲の本城に留められ、小田原の軍には、伊豆國韮山の城を下す、ことし關東に移給ひしかば、此城を信成に賜ふ、一萬石 關が原の戰には、駿河國沼津の城を守る、一說に關が原にて御脇備なりと不審、軍終て後、美濃國岩村の城を守る、明れば慶長六年の二月駿河國府を賜て移る、十一年、大御所駿河の國府を御座所となさるべきに依て、四月三日近江の長濱に移され、近江美濃飛驒三箇國の役夫差遣し、城築て給はる五萬石 十七年七月信成卒す六十六歳、按ずるに、天文十四年に生れたらんには、六十八歳にあらずや、其子紀伊守信政、生年十九歳にて、大番の頭となされ、天正十三年所々の軍に從ひ、關が原の合戰に、石川長門守康通等と佐和山の城を請取、父に繼て後、大坂の兵起りし時、馳向て城を攻め、再び兵起しには、西國通路の要害なればとて、尼が崎の城に信政を込めらる、元和五年、大坂の城、修せられて後、信政に仰て、

此所を守らせ、畿内山陽山陰南海西海數十州の鎮となされたり、是大坂の御城代始、寛永三年行年五十九歳にて卒す、其子豐前守信照父に繼ぎ、寛永五年陸奥棚倉の城に移る、五萬石慶安二年十月廿五日大坂の城を守る、御城代たり、承應元年五月職を辭し、寛文五年正月十九日七十四歳にて卒す、其子攝津守信良父に繼て、豐前守となる、寛文十一年九月廿三日信良か請に依て、舍弟三左衛門某に、新墾田五千石を分ち賜ひしなり、延寶二年十一月十六日致仕す、その子紀伊守信勝實は石見守信廣が孫伊勢守信充が嫡子、信良が世嗣とす、信廣は、紀伊守信政の二男、豐前守信照の舍弟なり、

○修理亮藤原清成は、仁兵衛尉忠政が男、實は忠政が養子なり、左京進義清が二男、甚五左衛門善教に、始は甚藏と名乘、天文十二年、始て岡崎の贈大納言家に隨ひ、德川殿の御時迄仕へし人なり、男子三人あり、嫡男甚五左衛門某二男四郎左衛門正成、大剛の兵、强弓の手利、甲陽軍鑑等の諸記に見えし高名數ふるに暇なし、安藤右京進重長も、實は此人の孫なり、三男は仁兵衛忠政なり、忠政天性身のいたはり多して、年四十に餘りしに、家をば清成に讓り籠居て、慶長十一年七月十三日年七十五歳にて卒しぬ、關が原の時、江戸の城を守る、大御所駿河に移らせ玉ふべきに依て、忠政も隨ひ奉るべしと仰下されしかば、まづ彼處に移て、程なく卒すといふ、清成初め彌三郎と申たり、忠政が讓り受て、德川殿に仕ふ、大相國家台德院殿の御事いまだ御幼稚の時より御傅として附られ、關東に移給ひし時、相摸國當麻の地を賜ひ、七千石其後本多佐渡守正信と貳人、關東の奉行職を承り、慶長六年青山常陸介忠成を加られ、三人同く職にあり、同き十一年清成忠成罪蒙て職免さる、此事本多正信が碑文に詳なり、大御所冬ことに、武藏相摸の國々に渡らせ玉ひ、御鷹狩の事あり、將軍家より其所〳〵にて鳥獸取る事を禁ぜらる、或時大御所係蹄むすび羂繩ひきし所を御覽じて、誰が仕業ぞと尋給ひしに、內藤青山が許せし由申ければ、かゝる事、將軍には知り玉はぬにやと、御氣色、殊の外に損じ玉へば、將軍家聞召し驚かせ玉ひ、二人誅せらるべき由を、阿茶の局に就て伺はせ玉ふ、御局此由を申し、二人が事を歎きしかども、大御所、何の仰出さる、旨もなし、將軍家いよ〳〵恐れ思召し、佐渡守正信めして、此事いかゞすべきと尋玉ひしに、殿の御孝行に、まします故に天下の讓をも得給ひ、將軍とは、成せ給へども、これ併しながら、大殿の御恩淺からぬ所なり、如何なる事なりとも、大殿の御心に、いかで背き玉ふべき、まして內藤青山

既に大殿の御勘當蒙る上は、誅せられん事、云ふにや及ぶと申す、將軍家歎かせ玉ふ事、大方ならず、正信さらば、大殿へ參りて、御氣色を伺ひ候はんとて、御鷹狩の地に參る、正信が參ると聞召て、御前に召されしかば參て、扨もおそろしき事にて候、將軍の大殿の御氣色あしくと聞召し、內藤青山誅せらるべきに極る、二人が事も、また不便といひつべし、正信既に老たり、將軍に仕へ申さんに、若し大殿の御事にて、少しの罪を犯すとも、必ず誅せられん事、疑ひなし、哀れ大殿へ召歸され、奉公して、首をつきて死したう候、將軍家に仕へ申さん事、おそろしき事にて候、と申ければ、大御所の御心、忽に解けて、將軍さほどに、二人を怒り玉ふにやとて、阿茶の局を召て、二人が命、失はれん事然るべからず、急ぎ申送るべしと仰られしかば將軍家大に悅ばせ玉ひて、內藤青山も、罪免れ、只押込られて後、終に死したり、誅せられざりし事は、偏に正信が計らひしゆゑなりとぞ、

同き十三年十月廿日清成年五十四歲にて卒す、（創業記を按ず）

ろに、（此程は出て仕へて、將軍家御臺所の御方の事を承りしと見えたり、）其男若狹守清次、將軍家の宿老にて、大坂の軍の時、酒井備後守忠利と共に、若君を守護し奉て、關東に留る、清次卒しける時、（卒する年月未知らず）其子百助正勝幼なし、正勝が外祖板倉周防守重宗、幼なき身の、所領多く賜らん事憚あり、成人の後こそ給はるべけれとて、知行の地を返し奉る、（修理亮清成が時、既に三萬石を領し、若狹守清次これを下し給ひしといふ、）此後、時うつり代改り、誰この事を訴ふる人もなかりしほどに、正勝終に微祿にて終る、（板倉重宗、一生の分別違と、世にいふ所なり、）其子若狹守重頼なり、重頼寛文二年二月八日御書院番頭となり、同八年十二月五日大番頭に移り、延寶四年十二月廿一日に御側衆になさる、

○志摩守藤原忠重は（はしめ伊賀守）仁兵衛忠政が二男、（實は忠政が嫡子なり、忠政初め修理亮清成を養ひ、家を讓りしに依て、忠重をば二男といひしなり、）初名は甚十郎、將軍家に（台德院殿の御事）仕へ、年廿五歲にして大納言家の（大猷院殿）（七歲の時）御傅になされ、寛永十一年十一月志摩國鳥羽の城を賜ふ、（三萬五千石を領す、今迄は一萬五千石なり、）承應二年四月廿三日、六十八歲にて卒す、其子飛驒守忠種、父に繼ぎ、延寶元年七月卒す、嫡男志摩守忠重は、病者なればとて、二男和泉守忠勝を嗣として、三男虎之助所領を

わかつ、後に三之助忠由といふ、

●植村

○出羽守源家政は、累代の先祖より、徳川譜代の御家人也、家政が曾祖父出羽守某、或説に、家政が祖は、美濃國の住人土岐源三郎持益か後胤なり、明應の頃、持益遠江國上村といふ所に住して、上村と名のる、其後三河國に移りて、出雲守殿に仕參らす、持益が子植村新太郎氏義、氏義が子出羽守榮康といふ、是れ家政が曾祖なりといふ、按ずるに家政が曾祖出羽守が名詳ならず、法名をば榮安といふ、榮康とは、法名の誤れるにや生年十六歲、いまだ新六郎と申せしとき、安祥二郎三郎殿、尾張の國にむかひ、森山に御陣を居ゑられ、安部彌七郎が爲に討れ玉ふ、折ふし、植村御側に侍らひしかば、彌七郎をば立所に誅し畢んぬ、御家人等、馳參て、唯あきれに呆れて居たり、植村人々に向ひ、御敵をば既に誅しぬ、此上は思ひ置く所なし、速に腹切て、冥途の御供仕るべしといふ、人々此由を聞て、主君の御敵たらんものを立所に討ちし事、其功いふに及ばず、是に侍ふ人々も、御陣にだに侍らば、誰も御身に劣る可らず、夫に御身一人が御側に侍らひし事、これ併ながら神明の冥助を蒙りし所なり、我々が宿運の程こそ拙けれ、されば今腹切て冥途の御供申さん事、誰かは又御身に劣るべき、去ながら御身は、腹をも切らば切れ、我等は必ず死すべき期、近き程にありなんと思ふ、今徒らに此所にて、腹きらんとも覺えずと答ふ、植村人々必ず死なん期とは、如何にといふ、其時人々抑我等が必ず死せん時、纔か十日をば過べからず、君かく成らせ玉ひぬと、敵の方に聞えなば、彈正忠信秀、軍勢をひきゐて、岡崎に來らんに、我等爰にて腹切らば、誰か若君の御爲に、矢の一筋もはか〲しくは、射出すべき、去れば我等が討死せん事此時にあらんと覺ゆ、同じく死せん命、遲速わづかに十日隔つべけれど、御身が爰にて腹切らんを、强て止むるに及ばずといふ、植村つく〲と聞て、げに誤つて候ものかな、さらば人々と同く打死をばせんとて岡崎に引返す、案の如く日十日を過ぎずして、織田信秀八千の勢を引率し、三河國に打入て大樹寺に陣を取る、此時内膳正信定、安祥殿に背きまゐらせ、上野の城に在て、勢をも出さず、まして昨日までも、御手に屬せし國人等は、一人も參らす、森山より引返したる譜代相傳の御家人等、わづか八百人、若君に暇申て、八百人を二手に分け、伊田のあなた

に打て出づ、此人々の心のほど、神明も感じ玉ひけん、此所に立たせ玉ひし八幡宮の鳥居、敵の方に向て、六尺餘り自ら動き出けるこそ、不思議といふも餘りあれ、人々大に力を得て、寄來る敵を待つ、此處上は霜枯の野路遙かに、下は賤が田の面に通ふ道一すぢ信秀が軍勢、是も同く二手に押分て、上道下道、各四千人此方に向て寄せ來る、八幡の寶殿の方よりして、白羽の矢、雨の如くに降來り、敵の上に落かゝると見物の人の目には見えてけり、上に向ひし御方、野は廣し、敵は多し、其中に取籠められ、一人も殘らず討死す、植村下道より向て、眞先を懸く、御方わづかに四百人、四千の敵を打破りて、また上道に押向ふ、野路の敵、さん／＼に亂れ立て、信秀辛き命、生て尾張國へ引返す、

　これ伊田合戰なり、十倍の敵に勝ちし事だに例少し、まして大將のなき軍して幼なき君をたてし事、異國本朝、今に類ひ有べからず、詳なる事は、大久保が三河物語にみゆ、事永ければ略しぬ、○按ずるに、此戰に植村打死せし由しるせる記あり、大にあやまりなり、

天文十四年三月、御家人蜂屋の某、如何なる故にや、岡崎殿を一刀さしまゐらせ、刺損して逃げ出つ、御打物の鞘をはづして追かけ玉ふに、彼刀御股に中りければ、走せ玉ふ事御心に叶はず、蜂屋既に逃のびぬと見えし所に、植村參りあひ、無手と組て、堀の中に落つ、松平藏人殿、これも御館に參るとて、鼻つきに行逢ひ槍取て堀に臨む、植村蜂屋上になり下になつて組合ふ、信孝そこはなせ植村と呼ぶ、新六下になりながら、大事の御敵に候、おのれ共に突かせ給へとて放たず、信孝同じく飛で下りて、蜂屋を突く植村首をば切てけり、

　某が家に、阿部四郎兵衛入道が、岡崎殿御歸國の事記あり、其初に、德川家の事記せし事共あり、文勢入道が記せし所に同じからねども、記する所悉く實記と見ゆ、其記に、岡崎殿をさし參らせし人は、蜂屋といふ其名は聞かずと記せり、世には片目八彌といひしものと傳ふ、誤れるにや、御家人に蜂屋といふ人多ければ、かくは云替しなるべし、此人目のすがめなりし故に、片目とは呼しなるべし、又其記の末に、今の出羽守語て曰く、安

部を討しは、曾祖父、蜂屋を討しは、祖父にや候と、在りしに依て、某これを聞て、わどのが曾祖父の十六歳にして、安部をうち、其後妻迎へて蜂屋を打べき程の子設くべしや、年の程を數へて見玉ふべきものか、わどの、祖父は、德川殿に年一つの兄とやらん申されき、德川殿は岡崎殿十七歳の御時、設られし所なり、岡崎殿廿四歳の御時かくれさせ玉ひし者をといひしかば、出羽守も尤に候といひしなりと記せり、記にいふ所の、今の出羽守とは、後の家政の事なるへし、

舞をもふもの、傳を見たりしに、其中に曰く幸若與大夫といふは、清和源氏の末流岩松次郎經家が末孫なり、與大夫が父片目八彌といひし者は、安祥殿岡崎殿二代に仕へ奉り、度々の高名を顯し、近習に召仕る、心や狂じけん、岡崎殿うち參せんとして誅せられぬ、人其故を知らず、其子與大夫此年に生れて、むつきの中にて有り、岡崎殿不便にや思し召されけん、八彌は我に任へて、終に二心なし、今何のゆゑ有てか、我を失はんとは思ふべき、狂氣の至ゅ疑ふべからず、されば彼が年比の奉公にこたへて、其子が命、助くべし、只成人の後、法師になすべしと仰ありて、針崎の正滿寺に預らる、是妻帶の寺なるに依てなり、其後住持の僧、彼を僧にせんも不便なり、士になさざらんには、何事かあるべきとて、幸若が弟子になして、舞まふ事を學ばしむ、德川殿の御時、針崎を始として、彼宗の寺院盡く叛き參らす、與大夫針崎にてひと、なりしかば、其恩これ深しといへども、寺を背き御方に參り、度々の戰忠をいたす、自餘の人ならんには、如何なる恩をもたうべけれど、八彌が子たる故に、其事もなし、大相國家（台德院殿）此由を知し召し、與大夫が子與三大夫をば、御咄の衆の末に召出され、舞ふ事をもゆるさせ玉ふべかりしに、程なくかくれさせ玉ひしかば、又其事も止みぬと云々、此事誠ならんには、八彌が子孫は、舞々となつてありしにや、岡崎殿の御情、有難き御事にあらずや、

是等の外、其高名數を知らず、其後出羽守と申、天文廿一年三十三歳にして沓掛城に打死す、其子新六郎生年九歳にて、德川殿駿河國に渡らせ玉ふ御供し、

弘治二年の春、御軍始ありし時おのれもまた軍始して、一生の高名、數ふるに暇あらず、（永祿四年の春、石が瀬の槍、同六年の冬、一向宗の亂に蜂屋半之允と、鎗を合せし事あり、）御諱字給て家政と召され、其後出羽守と申て、寄騎の侍三十騎を附らる、（家政酒井左衞門尉忠次、石川伯耆守數正、同日向守家成等と四人、當時國務の事を總べ司りしといふ、）初め德川殿信長と御和睦の事なりて、初めて御見參ありし時に、家政御太刀の役に候す、織田殿其名を尋ねらる、出羽守家政と申す、是れ隱れなき勇士なりとて、盃を賜ひ、引出物せらる、（信光の刀）また武田大膳大夫入道信玄、天下武勇の士を評せられたりしに、此出羽守を以て大剛の兵とは稱しけり、又元龜年中、上杉彈正入道謙信、德川殿に、使まゐらせられし時、家政にも書を送られき、其年三十七歲にて、天正五年十一月に卒しぬ、其子新六郎家次、同じく父祖の名を落さず、（長湫の戰に高名しき、）慶長四年十二月十日三十三歲にして卒しぬ、（家次御勘氣蒙りし事ありて籠居す、榊原式部大輔康政が歎き申に依て、康政が所領上野國館林の城の邊、大島といふ所にて、所領の地五百石を給ひ、終に此所に於て死すといふ、）其子出羽守家政なり、慶長四年生年十一歲にして召出され、同き十三年に敘爵し、志摩守に任ず、大坂御陣には、將軍家の御陣に隨ふ、（御徒頭といふ、）

一說に大坂の兵、再び起りし時は大御所の御供して徒衆の頭たり、五月七日敵悉く破れぬと聞召、茶磨山に向て、御馬を馳られしが、城の方より兵多く馳來る、あれは御方かと仰せられしに、御供の人々、其旗を見しらず、家政進み出て、それがし見て參るべしとて、同主膳に向ひ、さゝやく事終て馬を馳す、植村主膳、御馬に向ひ、あれは御方に候と申、汝何ゆゑにか敵にあらざる事を知れると仰らる、さん候、家政某に向ひ、間無下に近ければ、若し御敵ならんには、馳歸り申さんに、事猶急にして、御謀をめぐらされん程あるまじ、御方ならんには、我馬をめぐらして歸りなん、敵ならんには、駈け入て打死すべし、我振舞を見て、速に其由を申せと申て候ひしが、馬を廻らし候程に、扨こそ御方とは存じて候と申ければ、家政が謀、誠に勇々しかりけると、深く感じさせ給ひぬといふ、

寛永二年、大番の頭となさる、此年三十七歲、四十以下の人、番頭となされし事、家政をもつて初例とす、（一說に、元和九年に、大番頭になされしといふ如何、）寛永十八年大和國高取城を

給ひ（二萬五千石）慶安三年閏十月廿三日に卒す、

或よき人の物語せられしは、植村の家は、君に仕へて、天の幸を得し事度々なり、先祖出羽守、二度迄御敵を打ち、後に此家政も不思議の事ありき、大相國家の御時、元和八年四月、日光山に御參り有て、歸らせ玉ふ時、下野國宇都宮の城を以て、御旅館と定めらる、此城のぬし本多上野介正純が有樣あやしき事ありと告申す人ありて、夜更て密かに城を御出ありて、江戸の城さして歸らせ玉ふ、外人夢にも知らず、此夜家政、假の御所に伺候す、土井大炊頭利勝怪み、何事にか、夜更て參りしにやと問ふ、家政されば如何なる事にや、頻りに胸騒ぎして、寐る事を得ず、あまりに怪しう覺えて、伺候仕りぬといひしかば、利勝悦び、家政が耳に付て、しかじかの事あつて、唯今の程、この御所をば御立あるべきなりと知らせしかば、家政御供にぞ參りける、

嫡男右衞門佐家貞父に繼き（二萬二千石）二男志摩守政春、父が領を分つ、（三千石）家貞が子出羽守家澄なり、

○帶刀源泰勝は、土佐守泰忠が男なり、泰忠初は法師にて、三河國鳳來寺の別當安養院と申す、元龜三年の冬、三方が原の合戰の時、軍功を顯しければ、榛原の郡にして所領を給ひ、御家人となされしとこそ聞えたれ、其後高名度々にて、北條の家亡びし時、本多鳥居等の人々と、武藏の國岩槻の城を攻落す、今年關東に移らせ玉ひしかば、上總國勝浦の地を給ひ、（三千石）關が原の戰には、東國に留めらる、明れば慶長六年所領の地加給ひ、（都合五千石を領す）十六年十二月十八日七十三歳にして卒す、（家忠日記追加に植村法印と記す、）帶刀泰勝父に繼で、慶長十八年伏見の城を守る、（井伊直孝と共に守るなり、）大坂前後の戰に、將軍家の先陣を打て馳向ひ、首を切事十二、元和六年大番頭と成る、（今領する上總國天神山、一萬二千石の地、泰勝の時に給ひしといふ、詳かなる事いまだ知らず、卒せし年も聞かず、諸役人系圖を見るに、大番頭たる事、寛永十二年二月に至る、此頃迄は世に在しなり、）其子帶刀泰朝正保二年閏五月廿九日に、大番頭となり、寛文三年八月十四日六十歳にして卒す、其子土佐守忠朝、寛永八年八月御書院番頭と成り、同き九年二月廿二日大番頭に移れり、

●安　部

○攝津守安部信盛は大藏元眞が孫、彌一郎信勝が男

なり、元眞が父をば刑部大輔信眞とぞ申ける、父祖代々駿河國の住人にて、今川が家に屬す、上總介氏眞の代に及び、外舅の武田が爲に、駿河國を犯されて、府の城をば岡部次郎右衞門尉正綱、安倍彌一郎信勝をとゞめ守らせ、氏眞遠江國懸川の城に遁る、武田入道信玄、密に元眞が許に使して、御方に參るべき由を云送る、返事にも及ばず、かくて城に籠らんことも叶ふべからず、所領安部谷に引籠る、信玄安からぬ事に思ひ、伊川七村の內に廻文して、安部父子討て進らせん者には、其賞請ふに依るべしと下知しければ、田代河內の者共、心替して、安部が許に夜討す、散々に戰て、敵數人を打つ、其隙に郎從等主の妻子引負うて、遠江國に落つ、斯て安部父子德川殿に召れて、彼の夜討せし奴原、速かに追討すべき由、仰下され、御勢三十騎を差副られ、元眞信勝、田代河內の地に馳向ひ、彼の奴原悉く誅戮す、斯て信玄駿河國を攻取て、要害五箇所を搆て、遠江國をも併せんとす、安倍口津渡野村、藁科口水見色、時川根の山王山、遠目の後花澤、遠州金谷の上諏訪の原父子又御勢八十騎を差そへられて、永井善右衞門等を差加へられしと云、彼要害を盡くに攻おとす、此中、諏訪原をば安部谷の金堀共、呼迎へ、堀より第二の城迄をほらせ夜討し火をかけて逃るを追て、首餘多を切て參らす、德川殿御感斜ならず、父子に仰て、遠江國伯耆が塚の要害に歸りて、駿河國の境を守らせらる、頓て八向山の要害に押寄て、攻め落し、進て八向山を守る、其の後敵樽井山に要害かまへしをも、又攻め落して、陣を移す、斯て武田が大將三浦右馬助、樽井山に寄せ來るを、父子戰て打破る、此時御書を下されき、其御書には、天正五年九月十一日としるされたり、其後また遠江國光明の城を守りし時、寄手攻あぐみて、信玄みづから寄來らんとするに、德川殿御後卷あるべしと聞えしかば、寄手頓て引返す、此後元眞年老て、家事を以て信勝に讓り、天正十五年十月十日七十五歲にして死しぬ、信勝父に繼ぎし後、又甲斐國本巢の要害を攻落し、小牧の御陣には、尾張國平の城を守り、長湫の戰に隨ひ參らせて高名し、蟹江の城を攻られしに、石川伯耆守康昌と二人馳向ひ、信勝水の手を取切て攻戰ひ、郎從等餘多討せけれども、城中既に水盡きぬれば、城落ちぬ前田の城を攻玉ひし時に、康昌信勝等が功を賞せらる、慶長五年正月二日、大坂に在て、信勝四十九歲にて死したり、子息信盛幼なかりしを大坂に召れて、父が跡を繼がせらる、此年奥

の上杉を御退治のとき、本多佐渡守正信が手に屬して馳向ふ、其後信盛、將軍家に召仕はれ、慶長十九年御扈從組番頭となる、大坂前後の戰に供奉し、其後御徒頭を兼ね、元和九年大番頭に至り、慶安元年三月七日、若君の御手に附られ、西城に伺候す、組の衆共に附られたり、同き二年十一月廿五日、大坂の城番となされ、所領加へ給ふ、此時一萬石を加へ玉ひ、三河國榛原郡二萬二千石を領すといふ、さらば是より先一萬二千石を領せしなり、かしこを守る事凡そ十二年、萬治三年の冬、請に依て免るされ、寛文二年三月六日致仕入道し、延寶元年十一月廿七日九十歳にして卒す、其子丹波守信之父に繼て、寛文八年八月十八日、大坂の城番となされ、かしこを守る事延寶五年に至る、其子攝津守信友なり、

●渡邊

○丹後守源吉綱は忠右衛門守綱が孫、忠右衛門重綱が子、徳川譜代の御家人なり、守綱初め半藏と申して、永祿四年長澤の城を攻められし時、先懸して小原藤十郎を打取る、明れば五年九月廿九日、赤坂の戰、御方の先陣、忽に利を失ふ、半藏一人取つて返し、戰ふ事凡そ十度、中にも高名の鎗三度に及び、御方終に勝軍し、敵の大將板倉彈正、討れ死す、槍半藏と呼れしは、此時よりの事なりけり、此とき首ども御實檢のとき、先陣破れて一方は五六十騎を失ふ、一方は恙なし、是れ半藏一人が力にて、數十人を助けしと仰せ下されき、小坂井兩度の戰ひ、先を懸けて高名し、此年一向專修の門徒等、叛き參らせしに、守綱父子また其門徒なれば、同じく針崎に栖籠る、明れば永祿七年正月十七日の戰ひに、其父源五左衛門高綱矢に中りて死しぬ、四十二歳なり、其後守綱罪免されて召れし日、父の遺領給はりて、程なく又新恩の地を加へらる、父の遺領百貫なり三十貫を加へらる、これ年頃の武勇を賞せられし所なり、その後遠州懸塚、越前の金が崎、近江の姉川、此ほか一言坂、三方が原、田中、天方、大井の城の戰ひ、凡そ一生の高名數ふるに暇あらず、中にも元龜三年十二月廿二日、武田入道信玄、遠江國に發向し、三方が原に至る、徳川殿、守綱を召されて、敵のやうを見せらる、守綱先陣の人々に向ひて、敵さすがに多勢なり、今日の戰ひ然るべからずと申止めしに、御方爭ひ進みて、既に戰ふと見えしかば、守綱石川伯耆守康昌が陣に馬を馳て先を懸く此日石川の手の一番鎗、外山小作なり、半藏またこれに次くといふ、手合

の戰、御方勝軍しつと見えしかど、守綱が申せし如く、敵の多勢入替へ〳〵戰へば、御方終に打負て、散々に成て引かへす、守綱伯著守康昌と只二騎になつて、大谷の道に懸り、濱松の城に入り、城門をこそ固めけれ、敵追すがりて寄せ來る、守綱舍弟半十郎秀綱等と門おし開き打て出で、終に敵を打ち破る、軍散じて此度の勸賞に所領の地加へ賜ふ、（濱名豐田二郡にて百貫の地）長湫の戰には、足輕の大將を承る、御方の先陣危しと見てければ、御陣に使を參らせて、急ぎ御馬を寄せらるべきにと申し捨て、先陣に馳加り、敵の勢を打破り、逃げ行く敵七騎まで突落し、足輕共に首とらせ、鎗つき折て、太刀をぬき、また一人を切て、御前に參る、守綱、大久保治右衞門忠佐と二人仰を蒙りて、此日御方の人々の軍せし剛臆を定めしめらる、小田原の御陣の時、當家足輕大將二十人の隨一に選ばれ、關東に移り玉ひし時、武藏國松山の地にて所領を賜ふ、（三千石の地なり、此時に足輕三十人を増して五十人を屬せらるといふ、）九戸名護屋等の御陣に從ひ、奥の上杉追討のとき、足輕の兵百人を屬せらる、（此時南蠻の鎧を給はり、足輕五十人を増して、屬せられしといふ、）關が原の御陣には海道の御供し、其後新恩の地加へられ、（江州坂田郡千石の地なり、遠州榛原の地）また寄騎の侍三十騎の所領を充行はる、慶長十五年守綱嫡子半藏重綱と共に、尾張殿に屬せられて、尾張三河の國にて所領の地を加給ひ、（三州賀茂郡にて五千石、尾州にて五千石武州江州の所領は元の如く、すべて一萬四千石、足輕を屬せらる事元の如し、）大坂前後の戰に、守綱重綱尾張殿の先陣し、元和六年四月九日、守綱七十九歳にして、尾張國に死す、丹後守吉綱第四の男、始め重綱が二男七郎忠綱、將軍家に召仕る、重綱所領の內武藏國比企郡の地を以て、忠綱に讓り與ふ、（三千石）忠綱元和九年七月廿二日、年廿歳にて世を早うす、彼の所領の地を以て、重綱に返し與へる、重綱承て、忠綱が舍弟吉綱に、（半之丞と申しき）下し給はん事を望しかば、其請ふに任せらる、吉綱十三歳にして、舍兄忠綱が遺領を賜て、將軍家に仕へ奉り、寛永十九年十月、御書院組番頭になされ、叙爵し、慶安三年九月、御扈從組の番頭に移る、承應三年七月又御書院番の頭に移り、萬治二年留守居職を蒙り、（御留守居衆と世にいひしなり、）寛文元年十一月八日大坂の城番と成て、所領を加へらる、（和泉國姨寺の地一萬三千石を領せり、）同き八年六月十九日卒す、六十歳、子息越中守正綱家つぐ、

藩翰譜第四中　終

藩翰譜第四下

●松平　戸田　二連木

○丹波守藤原康長は、三河國の住人戸田彈正左衞門尉宗光が後胤也、宗光初め明應年中當國田原の城を築て住み、又二連木の城を築て移る、

その家の傳ふる所は、三條庶流の藤氏といふ、親元日記を按ずるに寬正六年四月十七日の記に、宗光都に上りて、伊勢兵庫助に對面の儀あり、曰く三河國の御被官十田彈正左衞門宗光と云々、五月廿六日の記に蜷川掃部介淳親が知行三河國の大平の御代官の事、十田に契約せしのよしを載せ、七月廿九日の記に、御被官三河國十田彈正左衞門、八朔の禮儀として、伊勢守父子に太刀を送れるよしを載す、然れば戸田もとは十田と云、十田又伊勢伊勢守貞親が被官たり、此年三河の守護細川讃岐守が家人等、主に叛き、國中所々に隱れ住む、松平和泉入道十田彈正左衞門宗光をして、追捕すべきのよし、伊勢守幷に眞雄親元等が奉書案を載せ、其下にも、十田は御被官たりと注せり、松平和泉入道といふは、德川殿の御先祖信光の御事なり、これを以て見る時は、松平十田當時三河國の兩目代にて、當國の事、二人の沙汰に出しと見えたり、○又按ずるに、明應元年より逆しまに、寬正六年に至て二十八年なり、宗光明應に田原を築き、其後また二連木を築き移りしといふ事は如何あるべき、宗光もしは長壽なりしや、田原をきづきしは、明應よりなほ前の事にあらずや、

其男彈正忠憲光、田原にあり、同國今橋(今の吉田)の住人牧野入道古伯と互ひに地を爭ふ、今川治部大輔氏親(義元の父なり)戸田を助く、永正三年七月、駿河國を立つて、同き八月廿六日今橋の城に押寄せ、攻め戰ふこと六十餘日、牧野終に打負けて腹切て死す、氏親今橋の城を以て、憲光に附けらる、憲光田原二連木今橋等の城を幷せ領す、憲光が嫡男右近尉政光、二連木にあり、二男金七、今橋に在り、(此事創業記に出づ)牧野入道が嫡男傳藏、成人の後、再び今橋の城を攻取る、享祿二年五月廿八日、安祥二郎三郎殿と戰て、(清康今十九歳(一作九歳)の御時)牧野兄弟討れし後、天文十年(一作六年)に至て、戸田再

び今橋を襲ひ取る、同き十五年、終に今川のために攻め取られぬ、政光が嫡子彈正少弼康光、田原の城に在り、

初め岡崎贈大納言家、水野殿の娘を迎へ玉ひ、徳川殿を設けさせ玉ひしかど、右衞門大夫どの失せ玉ひ、嫡子下野守殿、今川に背きて、織田備後守信秀に組みせられしかば、岡崎殿北の方をば下野守方へ送り返し玉ひ、戸田彈正少弼の娘を迎へ玉ふ、されども岡崎の本城は、わか君しらせ玉ふべき所なればとて、新城に迎入れ玉はんとありしに因て、事既に破れぬべかりしかど、終には新城にむかへ玉ひ、（戸田が不快是等の事より起りしにや、）いく程なくして、岡崎殿、今川の加勢乞て織田と軍せんとて、若君を駿河國へまゐらせ玉ふを、戸田織田と心を合て、道にて若君を取り參らせて、尾張國に送り參らすと云々、此徳川殿を取參らせし戸田、諸説まち〴〵なり、大久保が三河物語伊東法師が三河記には彈正少弼殿と記るせり、創業記には彈正少弼男孫四郎が所爲と載す、然るを紀伊殿の考異には、一説に彈正と記し玉へり、家忠日記增補には戸田五郎とあり、三遠記と云ふ書には彈正の子五郎兵衞とりまゐらす、此人は宗光の子憲光が弟、後には庄左衞門といひし人なりと註せり、太田山中が徳川記といふには、政光としるす、○按するに戸田の家代々彈正と云ひしなり、彈正左衞門尉宗光、寛正六年に上洛せし事、親元日記に見えたり、其子彈正憲光、其子左近尉政光、是より田原二連木兩家の戸田分れたり、田原は彈正少弼康光なり、二連木は主殿助光成なり、宗光上洛せし寛正六年より、徳川殿とられ給ひし天文十六年に至て、凡八十三年、宗光が上洛の時、たとへ十六七歳なりとも、既に百年に及べり、宗光が子とり參らせしといふ事はなき事なり、大抵廿年を以て一世として見る時は、徳川殿を取參らせしは、彈正少弼康光が時にあたるべし、殊に少弼といひしは、康光が事なり、かゝれば大久保伊東が記創業記の考異等の實記に合ふか、此事の始末を詳かにしるすこと伊東が記に若くはなし、少弼康光たる事疑ふ可らざるに似たり、政光といふ説は珍しく、また遠からぬにや、左近尉政光は、康光が父と見えき、されど

政光を彈正といひし事は見えず、また德川殿を取り參らせしは、彈正と見えし書は、多けれとも、左近尉とは無し、但し左近尉、家を繼ぎし後に、彈正少弼といひしも知らず、庄左衞門は康光の弟にて家を繼ぎしといひ傳へしなり、此人卽ち田原の戸田の祖なり、

其子丹波守、後に戸田入道全香と名のつて、二連木にあり、名系圖にも見えず、其子主殿助 名系圖には見えず或說に光成といふ、 主殿助、子なかりしかば、其弟彈正が 系圖には、此彈正則ち主殿助が子たるよしに見ゆ、初は甚平といふ、法名は常慶と云云、されども主殿助が弟たるよし、諸說みな同じ、精しくは下に注し訖んぬ、 男を以て嗣とす、是れ丹波守康長なり初め丹波守、二連木の城に在て、今川に屬す、氏眞の家亡びんとして、日々に國人等が心も計り難くなりし程に、永祿七年に至て、小原肥前守をして吉田の城を守らせ、吉田は昔の今橋なり、當國の人質を納らる、丹波守も質として、我母を參らす、されど德川殿に心寄せしに依て、此年五月十三日、母をぬすみ出して、德川殿にまゐらせければ、御感斜ならず、終に御家號を給て松平と名乘る、德川殿に從ひし戸田、また諸說まち〳〵なり、大久保が物語に、戸田因幡守が母をぬすみたるありさまを精しく載せ、此賞に御家號賜て、其後、松平因幡守といひしとあり、創業記考異には二連木の戸田丹波守、後に松平氏を賜ふと載せ玉へり、御年譜また是に同じ、御年譜考異等に因れば、丹波守といふこと治定か、大久保が記には、因幡とあり、伊東法師が記にも、戸田因幡守と見えたり、思ふに丹波因幡草書の文字、似たるゆゑに、書寫の誤れるにあらずや、系圖にも、因幡守は見えず、此說の如きは丹波守 戸田入道が事 が時、德川殿に從ひ、また御家號をも許されしなり、三遠記に曰く、戸田主殿助に御家號を許し玉ひし後に、主殿助死して、子なければ、弟の彈正が子を養て、是を丹波守とす、御諱字下されて康長と申せしと云々、家忠日記增補にも、主殿助初て德川殿に從ひし由を載せたり、此等の說の如きは、丹波守が子主殿助、德川殿に從ひ、御家號、許されしなり、又三遠記の如くなれば、後の丹波守康長が父の彈正は、主殿助が舍弟なり、○上の兩說を合せ按ずるに、丹波守主殿助父子一同に、德川殿に從ひ參らせしなるべし、御年譜に、此年永祿七年二月の下に、戸

田丹波守二連木の城をゐて服し奉り、二連木口の塞を守りて、今川と戰ふと云々、同き五月十三日戸田主殿助に地を加へ玉ふ、吉田の戰に功あるを賞せらる、所なりと云々、これ父子一同に、御方に、參りし證にあらずや、或は丹波守と記し、或は主殿助としるすと雖ども、共にこれ一時の事なり、但し母を竊み出せしは主殿助たる事治定にや、主殿助が父丹波守は、彈正少弼康光が嫡男なれば、その母永祿七年の比まで世に永ふべしとも思はれず、また御家號許されし事も、其家の系圖を見れば、丹波守康長が時に賜ひし樣に見ゆるなり、不審、○又按ずるに家忠日記增補に、永祿七年五月十三日、戸田主殿助、母をぬすみ出し、二連木に在て吉田の城に兵を發して、終に小原と戰ひ死すとあり、如何なる據り所あるにや、御年譜と大に異なり、また同記天正九年の下に、戸田孫六郎康長、十六歲と載せたり、是則ち丹波守康長が事なり康長天文九年に十六歲なる時は、養父主殿助が戰死したりし後、一年を歷て、永祿九年に生れしなり、如何で康長生れざる前より、世嗣と定る事あらんや、其外の書に、主殿助小原と戰ひ死せし事、いまだ見えず、三遠記に、主殿助の御方に參りし年に、本多彥八郞忠次が、伊奈より岡崎へ返りて、吉田を攻むべき謀事を思ひよりて、先陣を望みしかば、戸田主殿助を、そへて向はしめられしと記せり、これ則御年譜に見えし主殿助が吉田の戰に功ありしといふときの事なるべし、

主殿助死して康長繼ぐ、童名虎千代丸天正九年三月、高天神の城を攻めらる、康長いまだ孫六郞と申て、生年十六歲、御方の人々攻あぐんだるを見て、的場郭といひし所なり德川殿に參り、康長御許を蒙らば、攻破て參らすべしと望み、御許を蒙て、手の兵に下知し、眞先に進み、火を放て攻入るほどに、忽に攻め破りぬ、武家補任を案ずるに康長寬永九年十二月十二日に卒、年六十一歲と注す、然れば天正九年には十一歲の時なり、天正九年に十六歲といふ事は、家忠日記の說なり、日記によれば卒る時に六十八歲成べし、一と八と草書誤れるにや、是を高名の初めとして所々の戰功數を知らず、成人の後、德川殿の異父同母の御妹を賜て妻とせり、久松佐渡守俊勝第三の娘なり關東に移り玉ひし時、武藏の國東方の地を領す、一萬石關が原合戰の時、先陣に加て軍し、曾根の要害を守り、大柿の城を落す、慶長七年下總國古河の城を賜て移る、二萬石同

き十四年七月より、同十六年の七月に至て、伏見の城を守る、其守り怠らざりし賞として、下野國皆川の地を分ち賜ふ（創業記に出づ、如何程給りしを知らず、）明る十七年六月、常陸國の笠間の城に移る、（三萬石）大坂の兵起しに、將軍家の先陣たり、再び兵起りし時、大御所の御陣に隨て軍す、首十四切て獻る、元和三年信濃國松本の城に移る、（五萬石一說に七萬石）寛永三年八月十九日、從四位下にのぼり、同き九年十二月十二日卒す、（卒年の事は前の註に見ゆ、）其子加賀守忠光早世しければ、孫の佐渡守光重祖父が家をつぎ寛永十年、播磨國明石の城に移る（六萬石、一說に本領の儘七萬石といふ、）其後丹波守となりて、（一本作二男佐渡守康直家を繼ぐ明れば寛永十年、播磨の國明石の城に移り、（六萬石、一說は本領の儘七萬石といふ、）頓て丹波守になさる、康直男子なければ、舍兄加賀守忠光の男孫四郎光重して、其跡を繼がせられ、敍爵して丹波守に任ず）同き十六年十一月美濃國加納の城に移る、（七萬石）明暦二年大坂の城守るべき由を奉て、彼處に留り守る事萬治元年に至る、（榛御城代と申せしなり、）又再び守る事、萬治三年より寛文元年に至れり、年四十七歲にて、寛文八年七月晦日に卒す、嫡男長門守光永父に繼ぎ、丹波守に成る、

戸田　田原

○土佐守藤原尊次は、三郎右衛門尉忠次が二男也、忠次は先祖彈正左衛門尉宗光が代より、三河國田原（詳なる事は、）二連木今橋等の城を領して、當國に威を奮ひ、（松平丹波守康長の傳に見ゆ、）其後子孫うち續き永祿の頃ほひ、既に本領を失ふ、（三遠記に、永祿七年、田原へ向ひ玉ひ、戸田吉兵衛降參す、頓て本多豐後守して守らせらるゝと記せり、此說の如くなれば、田原をば徳川殿のために亡されしなり、外に見ゆる所なければ本文には載せず、）庄左衛門尉光忠、西三河に落行き、終に鳴原（一作重原）にして討死す、三郎右衛門尉忠次はこの庄左衛門尉光忠が男（一作二男）なりけり、（光忠田原にあり、宗光が曾孫にして、左近尉政光が子なり兄彈正少弼康光か跡をつぎし由を申なり、詳なる事を知らず、）斯て永祿六七年の際、三河國野寺佐崎土呂針崎等の寺僧、徳川殿に恨み申事ありて、吉良義昭を大將になし立て、軍勢を催し、おのが院々寺々に立籠り、彼の檀越の御家人等、彼に組みするもの八百餘人、三郎右衛門尉忠次は、此時佐崎の邊りに忍び住む、戸田一門の人々は、徳川殿に年比不快なりとて、まづ、上宮寺に迎へ入る、（戸田むかし徳川殿を取り參らせし時、忠次十八歲、一門の少者なり、その謀事に預るべからず、）忠次既に上宮寺に籠つて、徳川殿の御勢と戰ひ、一日の內、高名の鎗三度に及ぶ、

此とき忠次、大久保七郎右衛門山田八藏等と鎗を合せし由、德川殿井伊兵部少輔に御物語ありしといふ、按ずるに家忠日記增補に、兵の起りしは永祿六年九月三日にて、忠次が參りしは、此月の六日と記す、據あるにや、此記によれば、忠次が參りしは最初の比なり、大久保が物語にも、最初に參りし由にみえたり、又大久保一門殘らず上和田に在て、針崎に向ふ、佐崎には向はず、忠次此日に山田と鎗を合せしは知らず、大久保と鎗を合すべきやうなし、思ふに大久保との戰ひは、むかし田原のいまだ亡びずして、德川殿と戰ひありし時の事にあらずや、

德川殿忠次が彼寺にありと聞召し、頓て御使を賜て、忠次か、る時節に及びては、眞先に參るべき身の、何の故にか御敵には候ふらんと仰下されしかば、仰せ愼んで承りぬと申て、城中の人々に向ひ、忠次今日岡崎に參るべき由の、御使を給ひぬ、つら〲事の情を案ずるに、忠次元より德川殿に向ひて、恨み申べき謂れなく、また此寺の檀那にもあらず、只人々の招く所に隨てこそ、此城には籠つたれ、詮ずる所、彼の仰に從て、御方に參らんと存ず、忠次岡崎に參らんに於ては、此城の案内は能く知りぬ、一定攻め破て參らすべし、人々我を恨むべからず、但し忠次がいふ所、惡しと思はん人々は、止めもやし玉ふべきといへば、聞く所尤も理あり、去ながら此城攻め破らんといふ條は、思ひも寄らずと、皆一同にいひければ、何條攻破てくれんものをと、滿坐の輩に、暇乞して、岡崎に參り、頓て御前に召れて城中の事ども尋ね玉ふに、忠次畏て、此城を落しえ給はん事、思ひもよらず、籠る所の兵、年頃御内にして名を得たる士凡八百人、御方に殘り留たる御家人等は、身をも家をも、惜まずと見及びて候ひつれど、下﨟等は皆彼宗の門徒なれば、御方より放つ所の鐵炮に、鉛彈みてたるは候はず、されば御敵に手負も死人も多からずと申す、德川殿大に驚かせ玉ひ、さらば汝は如何にや思ふと仰下さる、忠次佐崎の案内は能く存じぬ、一定攻め破て參らせなん、酒井左衛門尉が手の軍兵を某が下知に任せらるべうや候、彼一手のものが放つ鐵砲は悉く鉛彈をみて、候程に、御敵も畏れ訖んぬと申ければ、忠次が望みに任せらる、忠次

大に悦び、夜に入て後、城中に忍び入り、案内は能く知たり、城中より外に向ひて流れ落る溝に、樋伏せたるが、梯の如くなるを踏て、登る程に、思ふさまに勢ども外城に入れ、第二の城に火を掛けて、既に本城に攻入らんとする所に、本多新三郎、矢倉より忠次士卒に下知する聲を聞て、大音あげ、戸田殿さきの荒言に合て、勇々しう候かな、さらば、鉛彈一つ參らせんといひもあへず、忠次が冑の眞向、鐵砲にあてられて、うつ伏にどうと伏す、案内者既にかくの如くなれば、酒井が軍兵戰ふに及ばず、忠次を肩にかけて引返す、冑よければ碎けもせず、やゝ有て生き出でぬ、徳川殿御感有て、御刀を給ふ、(國光の御脇刀)其後蜂屋と(半之丞親周なり、)鎗を合す事凡兩度、土呂の大將馬場小平太を打つ、(三遠記にいづ十二月の事なり、)明る永祿七年の六月、吉田の城を攻められし時、高名しぬ、(すひがせといふ所にて槍をあはす、)同八年三河國大津の村を賜ふ、(七百石餘)九年十二月、馬武者廿騎附られ、(三河の野田村にして、寄騎の給料二千三百石を充行はる、)また戸田藤田などいふ侍五人所領賜て忠次に附らる、(戸田兵右衛門、同九右衛門、同與五右衛門、藤田左京、同彌七郎等なり、)元龜二年七月、遠江國濱名の住人、徳川殿に背き、城を去て、武田に組す、忠次本多百助と同く、御使を承り、かしこに行向ふ、此所の士を二つに分て、戸田本多に附らる、忠次が手に屬するもの十四人、忠次また濱名の地を加賜ふ、(三百石)同き三年十二月三方が原の戰に、御方利を失ふ、忠次徳川殿に隨ひ、取て返し〱、戰ふこと度々に及び、濱松の城に到て、菅沼小大膳定利と共に、外郭を守る、天正三年五月長篠の合戰に、忠次が嫡男三郎九郎忠清生年十七歲、能き敵と組て首を取る、忠次が手の兵、おの〱高名を現はす、同き八月九日、諏訪の原の戰に、三郎九郎忠清打死す、同八年五月駿河國遠目の御陣に歸り玉ひしを、敵持舟の城より出て、御後を襲はんとす、忠次等返し合て追拂ふ、九年三月、高天神の城落ちし時、忠次が手の兵一方を攻破り、(的場郭)首七つ切て獻る、十二年尾張の小牧の御陣には、忠次大野の城を守り、小濱(民部)間宮(造酒之丞)千賀(孫兵衛)向井(兵庫)等と、同じく伊勢の國を鎭めんとて、九鬼右馬允嘉隆と、小濱といふ所に戰ふ、忠次が手の者、先がけして、敵の勢を打破りぬ、十八年の春、相摸國小田原に向ひ玉ふ時、忠次植村庄左衛門と同じく、御陣の先駈して下る、(御前備衆なり、)同き四月二日、御勢箱

根の山を越んとす、德川殿忠次を御前に召て、汝後陣に在て軍勢を下知すべしと仰らる、忠次仰を承て、後陣に候ふ人々、或は當家の大名なり、誰か忠次が下知に隨ふべき、御免あれと辭し申、此とき御後備は、松平三郎太郎殿、奥平九八郎信昌、高力保科等なり、德川殿汝が申所、理至極せり、さらばこれ執て下知せよとて、執らせ玉ひし御麾を給ふ、忠次三度押戴き、後陣の人々に向て、方々もこれにて仰をや聞かせ玉ふらん、忠次が身、人々の御勢下知せん事、其憚り少からず、但し御代官のしるしとして、是れ賜て候上は、辭し申さんに詞なきか、若し異議を思ひ給はんずる人々は只今御所存を承るべきにて候とて、御麾執て見せければ、人々如何で忠次が下知に背き候べきとて、皆首を地にぞ附けられける、同き廿二日、關東の諸城盡く降らんとす、武藏國江戶の城は、遠山左衞門佐景政が、領する所なり、景政小田原の城に在て、舍弟河村兵部大輔を留めて守らしむ、景政が甥同丹波守、眞田隱岐守と共に、德川殿に志を通じければ、忠次仰を承り行向ひ、彼と謀て此城を取る今年關東に移らせ玉ひしかば、此城終に御座所とは成つてけり、此年八月忠次伊豆國下田の地を給ふ、五千石○一說に、此時甲州郡内の地を給ふべきよし仰けれども、忠次願ふ所にあらずと申、其後伊豆の下田を給ふべき由、望申ければ悅せ玉ひ下し玉ふと、按ずるに關東に移らせ玉ひし後は甲斐の國は御領にあらず、關白殿ノ御領となつて、加藤遠江守賜りき、傳ふる所あやまれるが如し、若し甲斐國御手に入し時の事にや、關東に入らせ玉ひし時の事ならんには、外の地なるべし、其後齡既に傾きつれば致仕し、おのが所領に籠居る、文祿の初め朝鮮の事起て、同き二年三月の比ほひ、德川殿彼國に渡り玉ふべしなど聞えしかは、今年正月、肥前國名護屋に參りぬ、德川殿悅ばせ玉ふ事淺からず、太閤聞召し及ばれ、德川殿の御陣に成らせ玉ひし時、忠次幷に高木主水清秀二人を御前に召て、年來の戰功ども、語り出させ玉ひ、此度の參向を感じ仰下さる、慶長二年六月廿三日、年六十七歲にて、下田の地にて卒けり、土佐守尊次、年廿一歲、天正十二年、小牧の御陣の時父忠次と共に、大野の城にあり、軍終て後、其抽賞として、三河國和地村を下し給ふ、五百石小田原の軍に父と共に向ひ關が原の合戰に、御所の後陣を承る、此年越前國丸岡の城を取て守る事、明る慶長六年の三月に至り、此月累代の本領田原の城を賜ふ、一萬石同十二年敍爵す、大坂の軍起し時、初め岡崎の城を守り、其後大坂に馳せ上り、大御所の後陣に候ひける、再

び兵起しには、三河國東郡の人々、皆常陸介殿の御手に隨て向ひしかば、尊次も同く彼の御手に屬す、此年元和元年七月、京都にして卒す、年五十一歲、其嫡男因幡守忠能生年十五歲、慶長五年の秋、父と共に海道の御供して、關が原に馳せ向ひ、大坂兩度の軍には、將軍家の御手に隨ひけり、年積て六十二歲、正保四年正月三日にぞ卒しける、忠能男子なかりしかば、舍弟三郞左衞門忠繼が嫡男を以て嗣とす、伊賀守忠昌、伯父忠能が嗣となつて、寛文四年五月十一日、肥後國天草郡富岡の城を給て移る、二萬千石同き十一年正月廿五日、寺社奉行を掌り、御奏者の事を兼ぬ、延寶四年四月三日京都所司代の職に補せられ、所領加賜り、一萬石越前守に成る、

●戸田

○左門藤原一西は、德川殿の御内にて、當時に名を得し勇士也、一西が事、甲陽軍鑑等にしるせる事少からず、○此人元は戸田にあらずといふ、或人の曰く、一西が妻は、二連木の戸田松平丹波守康長の娘、德川殿の御姪なり、思ふに康長初め聟ながら、子として、名字を名のらせしにや、いまだ其家の系譜を見ざれば、詳かなる事をしらず、此人一生の高名、多き中にも、元龜二年五月、武田入道信玄、吉田の城に向ひ、まづ四郞勝賴山縣三郞兵衞尉昌景が勢を分て、城を攻めんとす、酒井左衞門尉忠次、諸軍を下知して、打て出づ、一西眞先に進み戰つて、武田が家の侍一人當千と聞えたる廣瀨鄉左衞門尉と、互ひに名乘て鎗を合はす、甲陽軍鑑等に出つ、○按ずるに、家忠日記增補に戸田廣瀨やりを合せし事は、此後天正三年武田四郞勝賴が代になりて、長篠を攻めし時の五月六日の事と記せり、覺束なし、天正三年五月六日の戰は、吉田の城外はじかみ原にての事なり、また天正三年八月、遠江國小山の城を攻られし時、武田四郞、二萬餘騎を引率し、後巻すと聞えしかば、引返させ玉ふ所に、城中よりも打て出づ、一西酒井左衞門尉忠次大津土左衞門と同じく取て返し、追ひ來る敵を打破る、其後天正十八年、小田原の城攻られしに、一西して御手の人々の軍する樣を見せられたり、諸手働き目付といひしなり、今年關東に移り玉ひしかば、武藏國鯨井の地を賜り、五千石慶長五年、東西一時に軍起りし時、中納言殿に屬ひ參らせて、山道より馳上り、信濃の國に至り給ひ、眞田安房守昌幸が籠たる上田の城を攻めさせらる、評定あり、本多佐渡守正信、只打捨て御通りあれと勸め參らすれば、宗徒の人々、正信の計にこそ因るべけれとて、申旨もなし、一西一人進み出て、某が存ずる所、速に攻められんには

若くべからず、殿の御軍は、今ぞ始なる、御年も盛りになり給ひぬ、道の邊りに出向て、御勢遮らんずる敵をば、一々打破て御通りあらんずらんとこそ、大殿にも思召べけれ、夫に只すご／＼と通らせ玉はんも、餘りに、穩便に覺えて候と申、佐渡守正信大に怒て、たゞ正信に任せらるべしとて、御供して上りしに、關が原の戰事終りぬ、一西が申せしに違はず、上田を攻めさせ給はぬ事、大御所の御氣色宜しからず、此時に至てこそ、人々も口惜き事に思ひたれ、（榊原が傳合見べし、）明れば慶長六年二月近江國大津の城は、要害宜しからず、勢田に移して、一西にたぶべしとて、國々の大名に課せて、膳所が崎に城築かる、奉行八人を附て、夜を日に繼て、催されし程に、功頓て成しかば、所領餘多附て、一西にぞ賜りける、（三万石を領す、〇按ずるに、此城は當家天下を知召して、最初に築かれし所なり、）一西此城に在る事三年にして卒し、子息左門氏鐵父に繼ぐ、大坂の兵起し時、大御所都に上らせ玉ふと聞て、矢橋の浦まで御船を參らせて、御膳を薦め奉る、我身は仰を承て、此城にぞ留りける、元和二年、攝津國尼が崎の城に移り、（五萬石）寛永十一年七月十六日、從四位になされ、同十一月美濃の國大柿の城に移る、（十萬石）同き十五年の春、肥前國島原の逆徒追討の御使として、松平伊豆守信綱と共に馳向て、九國の軍勢を下知して、攻亡す、同き十八年八月三日、若君御誕生在しかば、氏鐵仰を蒙て、御竹刀を獻る、慶安四年十一月廿八日、致仕入道して、常閑と號し、明暦元年十二月十四日、七十九歳にして卒す、嫡子采女正氏信父に繼ぐ、寛文七年十二月廿八日、從四位下に叙し、同き十一年七月十八日致仕剃髮して、一閑と號す、嫡子左門氏包（ウヂカネ）讓りを受く、其子采女正氏定といふ、

●牧野

〇右馬允源康成は、（初名は新次郎）平家の侍讃岐國の住人、阿波民部重能が嫡男田内左衛門尉敎能が後胤也、平家亡び、源氏の世となつて、敎能本領を失ひ、子孫こゝかしこの國に行く、末流の三河國に住せしをば、牧野とこそ申けれ、（此說によるときは牧野もとは田内姓也、如何なる故に源氏とは稱しぬらん詳ならず、）

初康成が父故右馬允盛定が祖父、牧野入道古柏三河國今橋の城にあつて（今橋は今の吉田の城なり、）同國田原の住人戸田彈正忠憲光と地を爭ふ、今川治部大輔氏親、戸

田が爲に加勢し、永正三年七月に駿河國をたつて、八月廿六日今橋の城におしよす、牧野終に戰まけ、同き十一月三日腹切つて死し、城をば戸田ぞとつてける、（是創業記の説なり、其餘古記又かくの如し、家の系圖によれば、松平忠親の爲めに亡ぼされし由をのす、不審岩津殿の御事をいふか、）古柏の男子四人、傳藏傳二新藏新二といふ、傳藏（系圖にある傳左衞門法名聲外音公が事とや、）成人の後、今橋の城をせめとつて再此處にかへりすむ、享祿二年五月二十八日安祥二郎殿（御諱清康）と戰つて牧野兄弟悉く討れ死す、（傳藏傳二新藏新二皆うたると云ふ、按に系圖には新藏新二見えず、）其後安祥殿失せ給ひ、三河國又亂れ國人等地を爭そひ兵を戰しむることやまず、新二が子故右馬允成定が時に至りて當國牛窪の城にあり、永祿四年吉良義昭が爲に西尾の城を守りて、酒井雅樂助正親と日々夜々戰ひ、牧野終にこらえずして、西尾をさつて牛窪にかへる、又今川の方人して、德川殿と戰ふこと、度々に及びて後（小坂井赤坂等に戰ひしにや、）永祿七年終に德川殿に降る、同き九年十月廿三日、右馬允成定死す年四十二、其子新二郎康成いまだ幼なし（于時十二歲、）一族牧野出羽守其所領を奪はんとす、德川殿御裁斷ありて、康成父が所領を賜ひ、又水野殿に仰せて出羽守を追却せらる、（此時水野下野守信元より牧野が家老共に贈られし狀を見るに、新次郎此程は質子として、今川が許に在りしなり、十二年の冬氏眞駿河國を失ふに及びて本領の地に歸りたるべし、）

一本に右馬允源康成は、（初名は新次郎）故右馬允成定が子なり、初め成定三河國牛窪の城にあり、永祿の初、吉良義昭が爲めに西尾の城を守り、酒井雅樂助正親と戰ふ事、時を經て成定終に怺へずして、西尾を去て、牛窪に歸る、（永祿四年の事なり、）其後また今川の方人して、德川殿と戰ふ事、度々に及び（小坂井赤坂等に戰ひしなり、）同八年に至て、終に德川殿に降る、其族出羽守某と、（牧野と稱す）所領の地爭ふ事に依て、九年五月、水野殿に仰せて、出羽守を追却せられ、成定して、本領を安堵せしめらる、此年十月廿三日成定四十二にして死す、其子新次郎、いまだ幼なし、一族家人等に任せて、父が後を繼せらる、（新次郎十三歲にや、此時水野下野守信元より牧野が家老共に贈られし狀を見るに、新次郎此程は質子として、今川が許に在りしなり、十二年の冬、氏眞駿河國を失ふに及びて、本領の地に歸りたるべし、）世に傳ふる所、三河國の牧野は昔し平家の侍、讃岐國の住人、阿波民部重能が嫡男田内左衞門尉敎能が後胤たり、平家亡び、本領の地を失ひ、其子孫當國に來り住せしを、牧野と申せしといふなり、如此說の如くならんには、牧野もと田口姓なり、如何なる故に因て、此流には源氏と稱しぬらん、詳

なる事を知らず、また三河物語に、享祿の初に二郎三郎殿、吉田の城を攻められしに、牧野傳藏傳次新藏新次兄弟四人戰死して、城を取られしといふ事あり、康成の家、代々其初名を新次郎といひしかば、傳藏が子の後たるにや有らん、されど傳藏の後、人いふ所の如きには、新三新二の事詳ならず、吉田の城に戰死せし者共の事、傳左衞門尉父子三人、並に新二新三としるせしもの、あれば、新二新三二人は傳左衞門尉が子とは見えずといふなり、思ふに、これら只其一族にして、正しき兄弟なりといふにはあらざるべし、また創業記に據るに、初め牧野古柏入道、今橋の城にありて、田原の戶田と心よからず、今川治部大輔氏親、戶田を助けて、今橋の城を攻む、永正三年十一月、城破れて、牧野入道腹切て死す、城をば戶田ぞ取たりける、古柏が子傳藏成人の程、再び城を攻取て、移り住み東三河の地を併す、享祿五年五月、傳三傳二兄弟二郎三郎殿の爲に戰死して、城また陷る、是は牧野が族傳兵衞尉某、正岡の城にありて、岡崎表に心を合せしが故なりしかば、頓て傳兵衞尉して、其城を守らしめらる、其後天文六年戶田また傳兵衞尉が家人戶田新二郎同宗兵衞尉と心を合せて、今橋の城を取る、同き十年今川また其城を攻取て、小原肥前守して守らしむ、永祿中牛窪の牧野新二郎を始めて、東三河の衆と、德川殿の御方に屬して、八年三月終に今橋の城を攻取られぬ、今橋をば後に吉田の城といふなり、○慶長中傳三が孫傳藏成里、御家人に召されて、敍爵し伊豫守に任ず、此流の如きは、則ち田口を以て姓とす、

康成既に成人に及で 二十二歲の時にや（一作時に廿三歲か） （一本に新次郎既に成人の後御諱の字賜て右馬允康成と申す、）天正三年長篠合戰の時、酒井左衞門尉忠次と共に、鳶巢の要害を攻落す、ことし遠江國諏訪原の城落つ、牧野の城と名を替て、康成に賜ふ、松平周防守と守れり、家忠日記增補を按ずるに、康成に賜し由は記されども、既に牧野の城と名付られし上は、康成に賜りし事疑ひ有べからず、 同き七年九月十八日、松平甚太郎家忠と共に、望宗の城をせむ、望宗また持舟にも作る、創業記には此時に攻おとす由を載すれとも、誤れるにや、 八年五月、德川殿田中の城の邊りにて、麥からせて歸り玉ふに、望宗の城より敵出て御後を襲はんとす、康成等取て返し打破りぬ、十年の春、織田三位中將殿、甲斐國に攻入り

給ひし時、三月三日(一作二日)康成仰を承て、牧野の城を出、駿河國に至り、興國寺の城を守り、(系圖によれば、興國寺を守りしは天正四年の事にて、勝頼を防がんためといへり、覺束なし、)同き七月、久野三郎左衛門宗能と共に伊豆國柾戸の要害を守る、十一年十月、駿河國牛窪の城を賜て移る、十六年四月、從五位下に叙し、右馬允に任す、(系圖によれば十年の事なり、)十八年の夏、小田原を攻られしに、徳川殿に從ひ、(遊軍の大將なり、)此年上野國大胡の城を賜ふ、(二萬石)慶長五年の秋、東西一時に軍起りしに、康成子息新二郎忠成父子、中納言殿に從て、山道をのぼる、八月七日、眞田昌幸が兵、上田の城より切て出て御方の兵散々に打なさる、新二郎忠成、生年十八歳、手勢引具して先に進み、追來る敵を打破り、つゞく御方の軍勢と同じく、城に追詰て既に城を破らんとす、かゝる所に、御使馳せ來て、御下知なからんに城攻めん條、甚以て奇怪なりと制し止むる事、度々に及びしかば、落んとする城を落し得ず、御方は空しく引て歸る、同き九日、小諸の城に御陣を移さる、本多佐渡守正信申すに就きて、去りし七日に、上田の城先懸し、既に城に攻上りしつはもの、大久保相摸守牧野右馬允二人が郎等、まづ速かに誅すべきよしを仰せ下さる、新二郎忠成、是を聞て、高名したらん兵を誅しなんに、此後誰あつてか、はか〳〵しく軍をもせん、また郎等が主の爲に命を捨る事、珍らしからず、わが身など郎等の爲にすてざらん、いざされ汝とて、かの郎等を引具して、遂に逐電す、(郎等牲掃部といひしなり、)父の康成、罪蒙て、上野國吾妻に蟄居す、同き九年若君御誕生の事有て、(大猷院殿、)康成父子御免を蒙り、本領を安堵す、同十四年十二月十二日康成卒す、五十五歳なり、子息駿河守忠成(新二郎の事なり、)父に繼ぎ、大坂前後の軍に、將軍家の先陣し、首廿七を切て獻る、元和四年、越後國長岡の城に移る、(七萬四千石)寛永十一年七月廿二日、從四位下に昇り、年七十二歳にして、承應三年十二月十六日卒す、嫡子大和守光成早世しければ、嫡孫飛驒守忠成を世嗣とす、(祖父忠成我名をゆづりしとなり、)忠成祖父につぎて延寶二年五月廿七日四十歳にて卒す、其子駿河守忠辰つぐ、

○内膳正源武成は、駿河守忠成が二男、越後國與板の地を分ち領す、(一萬石)其子遠江守康通、

●牧野

○内匠頭源信成は讃岐守康成が男、康成年比徳川殿に仕へて（康成が父をも讃岐守といひ、正成と名のると云此家の事、諸記に見ゆる事少し、家忠日記に、徳川殿、初て御上洛の時、供奉せし由ばかりを載す、康成が戰功漏るゝ事多かるべし、）關東に移らせ玉ひしのち武藏國石戸の地を領す、（五千石）關が原の戰には海道の御供して、先陣を承る（御前備衆といふ）信成大相國家に仕へて、元和二年二月大番の頭と成る（諸役人系圖を按ずるに番頭たる事、寛永五年に至れるにや、）寛永十九（一作十年）年の秋若君の御傅となさる、（右大臣家の御事）正保元年正月十一日下總の國關宿の城を賜ふ（二萬二千石と云、）慶安三年四月十一日、七十二歳にして卒す、嫡男世を早うせしかば、二男佐渡守親成を世嗣とす、親成初め寛永十年八月九日に、歩行衆の頭と成りて同じき十九年三月十五日、御書院番の頭に遷り昵近して事を執る（御側衆出頭人衆といふ、番頭たること、いつまでといふ事詳ならず、）父卒して、家を繼ぎ、右大臣家御代つがせ玉ひても昵近元の如し、承應元年正月十一日、御鷹の事を掌る、同き三年八月京職に補せられ、此月廿六日、侍五十騎足輕の兵百人を附けられ、所領加賜ふ、（三萬二千石を領す、）明暦元年二月四日、從四位の侍從となされ、職にある事凡十五年、寛文八年五月十六日職ゆるされ、同き廿三日丹後國田邊の城を給ふ（三萬五千石）延寶元年九月廿九日致仕、同き五年九月廿三日卒す七十一歳、舍弟因幡守富成を以て世嗣とす、因幡守富成は内匠頭信成が六男、親成が讓を受く、

松平　松井

○周防守源康重は故周防守康親の子也、康親元は松井左近忠次と名乘る、三河國東條の家人幡豆郡の住人松井金四郎某が男、弘治二年の春、右京亮義春（出雲守殿の三男、安祥二郎三郎殿の御叔父、東條の家を繼ぎ給ひしなり、後に甚太郎家忠と申す）失せ玉ひ、子息龜千代丸、幼くおはせしかば、忠次其家の事を執り行ふ、永祿四年徳川殿、水野殿と（徳川殿の御外舅下野守信元なり）石が瀬に戰ひ玉ひしに、石川（伯耆守）本多（肥後守）植村（庄右衛門）等と先を爭ひて戰ひ、（忠次鑓を合す）此年又仰を承り、津の平を守りて東條の城を攻む、吉良義昭怺へかねて降人となつて出づ、其勸賞に、津の平の地、忠次に賜はる、同き五年の春の比徳川殿、今川と御中快らず、初めより駿河の國府に留らせ玉ひし若君（三郎殿の御事）失はれ給ふべしと聞ゆ、今年三月久松佐渡守俊勝、松井左近忠次を大將として、（名は孝景としるせるあり又長昭ともあり）今川隨一の家人鵜殿長助が、籠たる三河國西郷の城を攻めらる、忠次人をして要害よく見おほせて、忽に襲ひ攻めし

程に、鵜殿たまりかねて城をば徳川殿に參らせ、其身は駿河に歸らんと望む、さらばとて免されたり、忠次兵を道に伏せて、鵜殿が二人の子を生捕る、氏眞深く歎き玉ひ、三郎殿を返し參らせて、鵜殿が子を乞ひ返さる、忠次ゆゝしく謀りけりと、御感斜ならず、同じき六年吉良義昭、再び叛く、忠次、龜千代丸の代官として、幡豆郡に要害を搆へ、東條の城を攻め落す、忠次に東條の地を加へ玉ふ、同じき十二年正月、今川氏眞、遠江の國掛川の城にこもられしを攻めらる、同き廿二日の夜に入つて、かたき天王山の御陣を襲ふべしと聞えければ、忠次大久保大須賀等の人々と出て向つて戰ひ、夜既に明けぬれども勝負いまだ決せず、忠次が郎等岡田（竹右衛門）石川（新兵衛）石田（與一）などいふ一人當千の兵ども進み戰つて、終に敵を打破る、元龜元年六月姉川の合戰に、忠次弓手の腕を鞍の前輪に射付られ、從者して矢ぬかせ、其矢を以て其敵を射殺す、同年の九月織田殿の加勢として近江國に趣き、佐々木が多勢を打破り、同き三年三方が原の戰に、東條の者共もひきゐて戰ひ、天正三年五月長篠の戰に鳶巣の要害を攻落す、此年八月、遠江國諏訪の原の城落されて、宗徒の人々を召され、抑この諏訪の原の城は高天神の通路にて田中の城を去る事僅に大井川の水を隔つ、敵の必ず爭ふべき所、當國第一の要害なり、誰か我がために、此城を守らんとは思ふと仰られしかど大事の處なれば、望み申す人更になし、良あつて、忠次進み出て、身不肖には候へども、御免しを蒙りたらんには、忠次此所に留り守り候はゞやと申、徳川殿大に悅び玉ひ、御姓字を許し給はり、松平周防守康親とめされ、當國樽木河尻七百貫の地加へ玉ひ、諏訪の原を改て、牧野の城と名つけ、牧野右馬允康成に仰て、康親と同じく留められ、また譜代の御家人二（一作）人づゝ、康成康親にそへられたり、（天正三年八月より同き、十年三月までこゝを守り武田つひに亡びしなり）

一說に、康親に松平を許し玉ひしは、永祿六年東條の地を賜ひし時の事なりといふ、さも有るべしや、天正三年より、さきの物に、松平左近將監と記されしものあり、又天正の初、上杉謙信へ、松平左近將監貞泰といふ人を、御使に遣はされし事、慥に所見あり、其時二人の松平左將近監あるべからず、

されば貞泰といふは、康親の初の名たるべし、然らば牧野の城の時には、御諱字を賜はりたる事と覺ゆるなり、

同き六月高明の城も落つ、諏訪の原の殘黨、みな小山の城に籠ると聞えて、又小山をも攻めらる、酒井左衞門尉忠次、止め申せしかど康親ひとり仰に隨て、石川伯耆守數正と共に二人先陣を給て押寄せぬ、武田四郎、二萬餘騎にて、後卷しける程に御勢をば返へされたり、四年三月十七日、松平甚太郎家忠、龜千代丸幷に周防守康親、駿河國山東の地を賜ひ、半をば今川氏眞に參らせられ、康親して、今川家の事をぞ執せらるゝ、

去し永祿の末、今川氏眞、武田が爲に、駿河國を失ひ、遠江國掛川の城に落來り、また徳川殿に破られて、相摸國に落ち玉ふ徳川殿昔の好みを思召され、如何にもして再び駿河國へ、返へし入れらるべきよしを仰らる、氏眞ゆかりに就て、北條を賴み、小田原に落行玉ひしかば、武藏の品川といふ所に置かる、品川殿と申せしが、北條の力にて、本國を取返さん事も、叶ひ難く、徳川殿の御情にて、此年牧野の城に迎へ入れ、山東の地の半を參らせられし程に、まづ本國に歸る事を得られたり、此のち武田亡び、徳川殿駿河國を分ち取り玉ひ、氏眞に地を賜ふべしと議せられしを、信長聞き玉ひ、かゝる不覺の人に、駿河の地與へ給はん事、詮なき計ひかな、左程無用の地ならんには、信長が方へ賜るべしと怒り給ひしかば、徳川殿も力及ばせ玉はずして、其事止みしとなり、

同き七年九月、北條氏政と同しく武田四郎討るべしとて、掛川の城に打出で玉ふ、四郎駿河に向ひしかば、徳川殿歸らせ玉ひしに、康親後陣を承る、八年望宗の城邊にて、御方の後陣、朝比奈駿河守が勢と戰ふに、康親取て返し戰ひ、三浦兵部少輔を討取、康親が郎等岡田竹右衞門が討しなり、同十年の秋、徳川殿甲斐國に發向あり、北條が軍勢襲ひ來る事あるべしとて、伊豆駿河の境なる三枚橋の城を築かれて、康親して守らせられ、小笠原安藝守信元、同丹後守安次をも、同く爰に籠められたり、案の如く九月廿五日、北條の軍勢、小田原の城より、三嶋に打出づ、三枚橋の勢出で向つて戰ひ、丹後守安次討死し、安藝守信元が家子郎

等多く討る、敵又韮山の城より出て三枚橋を攻めんとす、康親爰に在りと見て、終に近づく事を得ず、明れば十一年二月十二日駿河國河東の地給て、一(一作三)郡の政務を執る、康親に給ふ所二萬千(一作五)百貫の地、此年六月十七日康親六十三歳にて卒す、其子康重生年十六歳にて、父に繼ぎ、三枚橋の城を守る、十二年小牧の戰に、沼津の城を守る、沼津は三枚橋なり、十三年八月、信濃國上田の城を攻めて、御方利を失ふと聞えしかば、大須賀井伊の人々と、彼國に向て、御方を迎へて引返す、十八年三月廿九日、北條が山中の城落つ、明れば四月朔日、康重仰を承り、佐野口より進みて、宮城野に打上り、北條勢と戰ひ、首八十餘を討取る、宮城野湯本竹浦三箇所を固めし敵の勢たまりかねて、小田原の城に逃去りぬ、六月廿二日の夜、井伊兵部少輔直政が小田原の外城を襲ひし時、康重繼ぎて攻入りぬ、今年關東へ移り玉ひしかば、武藏國私市の地をぞ賜つたる、二萬石其後叙爵して、周防守に任ず、關が原合戰の後大柹の城を守て、明れば慶長六年の春、常陸國笠間の城を給ふ、三萬石同き七年五月、佐竹、秋田に移されし時、康重等水戸の城請取て、軍兵を留め守らせ、其身は笠間の城に歸る、佐竹が重代の家子郎等の、かしこに、落ち殘りたる輩、謀反して、水戸の城を襲はんとす、康重斯と聞きしかば、鞭鐙を合せて馳向ふ、七月十日の夜、逆徒既に外城にせめ入らんとせし所を、さん〴〵に打破り、謀反の張本せし輩、所々にて誅せらる、同十三年の秋、大御所仰けるは、丹波國篠山の地は、山陰の諸國、鎮むべき要害なり、元の城修し築て守らすべしとて、西海南海兩道の諸大名に課せ築れ、康重にぞ賜げる、五萬石大坂前後の戰に隨ひ仰を承りて、龜山の城を守る、攝津國曾根の一揆起りしと聞えしかば、兵共差向け、首三十餘切て、龜山の城下にかく、元和五年和泉國岸和田の城に移り、寛永三年九月、從四位下に昇せられ、同十七年六月廿七日七十三歳にて卒しけり、これよりさき、十一年七月廿二日、所領の御判を給る、是は開發の田を引むすびて、六萬石の御判を望みしゆゑなり、嫡子左近大夫康政、父に先立て寛永七年十月十七日卒ければ、二男康映父に繼ぎ播州宍栗の郡に移り、此年十二月廿八日周防守に任す、これより先に叙爵せしなるべし、其官名未だ知らず、慶安二年八月十二日、石見國濱田の城を給ひ、延寶二年十二月晦日六十歳にして、卒し、二男主計頭康

長家を繼ぎ、周防守に任し、舍弟主水某に所領をわかつ、（新墾田二千石）

三宅

○惣右衛門尉藤原康貞は備前國兒島三郎三宅高徳が後胤なり初め高徳南帝の御方として、終に所領を失ひ、伊勢國に逃れ、其後又參河の國加茂郡に來り住む、嫡子兒島太郎高秀は、備前國浮田が祖是なり、次男兒島次郎高久、三男三宅三郎高貞、高貞初めて兒島を改て、三宅と名乘る、其子孫三河國加茂郡伊保築原の地に分れ住む、（是れ其家に傳ふる所か、姓氏錄を按ずるに、三宅連は新羅國王子天日桙命の後なり、ある說に伊久米入彦命を以て祖とすと見えたり、兒島三郎高徳其氏に三宅なれば、其子孫ならんには、三宅をもつて氏とすべし、然るにまた武家補任を見るに、三宅をもつて藤原とす三宅を以て家に稱して、藤氏なりといふ事其謂あるべけれど、其詳なる事を知らず、）高貞が子三郎兵衛尉元貞が三代の孫、加賀守貞宣四人の男子あり、伊保梅坪廣瀬等の地に分れて住む、三男周防守清貞廣瀬に在り、其子隼人正師行が孫藤左衛門尉政貞が代に至て、德川殿に屬し參らせ、年七十歲にして、天正十五年にぞ死しける、惣右衛門尉康貞は政貞が嫡子、母は鳥居伊賀守忠吉が女なり、御諱字給て康貞とは召れけり、永祿十一年十一月寄騎の侍を屬られ、度々の高名、數を知らず、中にも甲斐の府中黒駒藤木等の合戰に、北條の多勢を打破り、長湫の戰には、初め清洲の城を守り、後に黒田の城を守り、相州奧州等の御陣には嫡子康信と同じく御供し、關東に移給ひし時、武藏國瓶尻の地を領す、（五千石、此時康貞の弟彌治兵衛正次も、武藏、指扇の地五千石を給ふ、正次は慶長二年十二月伏見に於て久野民部と戰て死すといふ、）關が原の戰には、康貞康信父子、遠江國横須賀城を守り、軍終て後、康貞伊勢國龜山の城を守る、慶長九年所領の地加賜て、本國加茂郡擧母の鄕に移り、（五千石を加へ給ふ、本領合て一萬石なり、）元和元年七十二歲にして死す、嫡男越後守康信父に繼ぐ初め天正十八年の春、小田原の御陣に供奉せしより慶長十九年冬大坂の御陣に至るまで所々の御陣に供奉せずといふことなし、大坂の兵再起しには、淀の城を守る、元和五年の秋伊勢國龜山の城に移り、同六年八月所領の地加賜る、（二千石）寛永九年九月、龜山城に卒す、其子大膳亮康盛父に繼ぐ、寛永十三年常陸國新張の地に移り、（これは祿薄うして龜山の城守り難き故に、望み請ふことありし故也といふ、新張五千石、擧母の地七千石、都て一萬二千石を領するといふ、）明暦三年十二月廿九日に年五十八歲にて卒す、其子能登守、康勝（後には土佐守）父に繼ぎ、寛文四年參河國田原の城に

移さる、一萬二千石子息出羽守康歡延寶二年十一月廿七日敍爵す、

●西　鄕

○若狹守源正員は、參河國西鄕の住人、彈正左衞門尉正勝が曾孫なり、正勝代々西鄕の城に住し、永祿の頃、始て德川殿に屬し奉る、今川上總介氏眞安からぬ事に思て、同五年九月十一日、軍勢を差向け、西鄕城を襲はしむ、正勝嫡子元正父子ちつとも騷がず、城戸押開き切て出て戰ふ、元正忽ち討れて、御方既に危く見えし所に、二男孫九郎淸員、隣鄕に在て是を開き、鞭鐙を合せて助來り、德川殿の御勢も馳加りし程に、正勝いよ／＼力を得て、諸卒を下知し、戰て敵の多勢を打破る、是よりして後、數度の軍功を顯はし、終に二心を存せず、淸員が男孫九郎家員、父祖に繼て、是も彈正左衞門と申ける、長篠の戰に、酒井左衞門尉等と鳶巢の要害を攻落し、天正六年より此かた、譜代の御家人等と輪番して、牧野の城を守り、武田既に亡びし秋、甲斐國に向ひ玉ふ時、駿河國江尻の城に留て、北條が勢を防ぎ、小田原の城攻られし時、先陣打て攻入、此年關東に移り玉ひし時、下總國生實(オユミ)の地を賜ひ、二千石慶長二年彈正左衞門家員四十二歲にして卒す、（關が原の戰を記せる書に、家員德川殿の御馬の前に在て、諸軍の下知をなすこれ權の武者奉行の如しと云々、家忠日記には、慶長二年に家員卒すと載せたり、家員が子孫九郎忠員は、關が原の戰ひありし明る年に、廿歲にて卒すといふ、此人未だ年若し、武者奉行たらん事覺束なし、不審の事なり、）同六年五月廿五日、嫡子孫九郎忠員卒す、年廿歲とぞ聞えし、二男孫六郎正員、家を繼て後、若狹守に任ず、去し慶長五年關が原の戰には、大御所に隨ひ奉り、近江國佐和山の城落て後、石川長門守康通內藤紀伊守信政と同く、行向ひて城を請取ける、（是も不審なり、此時兄の忠員未だ世にあり、但し陣代として向ひしにや、）其後安房國にして所領を給はつて幾程なくて卒しける、（安房の里見亡びし後なるべし、其年大坂の兵起りぬ、此時正員卒せしと見ゆ、安房に移りて、やがて卒せしにや、詳なる事を知らず、）其子孫六郎延員、幼なくして家を繼ぐ、萬治三年十二月廿八日敍爵して、若狹守に任ず、

●土　岐

○山城守源定義は故山城守定政が男、美濃國の源氏土岐左衞門尉光信が後胤なり、（其家の系圖に、光信初て美濃國土岐郡に住せしより、子孫土岐とは名乘といふ、世に傳ふる所は、光信が孫美濃守光衡美濃源氏土岐の祖なりといふ、）光信が五代の孫、伯耆守賴貞、建武の比、尊氏將軍に屬して、本

領を安堵す、賴貞十一代の孫兵部大輔定明が時に至りて、當國の亂に所領を失ふ、（或說に、定明美濃國の亂に戰死せしは、天文廿一年の事なりといふ、心得られず、織田信長、美濃國を併せられしは、天文十二年より十三年に至る間の事なりといふなり、さらば、定明の戰死の事、廿一年には有べからず、若し本領を失ひしのち、他國に在て合戰せし事、天文廿一年にある歟、未だ詳かならずといふ、）

山城守定政は、定明が男にて、美濃國多藝郡に生れ童名は愛菊丸といふ、生年二歲にして父におくれ、母方の舅三河國額田郡の住人菅沼常陸介が許に、ひとゝなりて、十四歲の時、德川殿に召れて、菅沼藤藏とは申けり、（初め土岐と名のらざりしは、養父の氏を稱し、又は明智と親戚たる事を憚りしが故なりといふ、）十七歲にして軍始して、一生の高名數を知らず三方が原の戰に、味方散〳〵になつて、御馬に從ひ參らせし人多からず、定政三宅彌次兵衞正次二騎、ちつとも離れず、敵近付きまゐらすれば、定政返し合せて戰ふ事、度々に及び、終に敵の多勢に割て入り、一騎を切て、其首取て馳せ來る、

此時傍輩のもの、馬に離れしが、定政が馬の後に乘らんとせしを許さず、今日若し我を助け乘せざらんには、わぬしの日比の高名、空かるべしと、曰はれて、定政馬の頭を、敵の方に引むけて、いざわれ乘れとて、馬の後に乘せて馳歸る、是れ又定政が高名なりしといふ、

持舟の戰に定政が親しかりし、水野彥九郎、敵二騎と戰て打れぬ、定政是を見て、馬を馳て敵二騎を切て落し、其首切て、水野が首をば取り返しつ、甲斐國にして北條と戰ひ玉ひし時、定政、鳥居彥右衞門元忠と同じく、小山の要害を守て、左衞門大夫氏勝が多勢を打破る、北畠殿を助け玉ひ、尾張の小牧に御陣をなされし時、定政敵の廻文持ちし者共三人を生捕て參らせしに、其謀あらはれき、かくて長湫に御馬を向られし日、或人止め參らせて、今日の御合戰然るべからずと申、定政御前に候らひしが、けふ御合戰あらずして、いづれの日をか待つべきと申て、從者一人めし具して、御先を懸く、池田が勢の進むを見て、主從二人鎗取て敵を待つ、眞先に進む敵三騎まで突落し、從者にまた一騎を突かせ、首四つを切る、殘る郎從馳せ來り、續く敵と散〳〵に戰ふ程に、御勢も又寄合て、終に、池田は破れてけり、戰既に終りし後、御陣を小幡にすゑられて、敵の樣を見せらる、御使馳せ歸て、敵既に寄來りぬと申す、重て又定政を召されて、敵の樣を見せらる、定政一

騎敵陣に馳入り、縦さま横さま馬を馳せ思ふさまに、見おほふせて馳歸り、敵皆冑を脱ぎて晩食し候ひぬ、いかで唯今寄來るべき、一定暮なば寄せ來る事候べし、急ぎ御陣を小牧に移さるべしと申す、或人また爰にて待て戰ん事然るべしと申す、德川殿定政が申す所其謂れありと仰せられ、頓て御陣を移されたり、案の如く秀吉の大勢寄來り、既に御陣を移されしと聞て、手を空しくして引返す、定政が此度の功少からずとて、寄騎の侍三十六騎を屬られ、其後小田原の御河の時、また定政が手に穴山衆をぞ屬られける、關東に移らせ玉ひしかば、下總國關宿の城を守らせられ、相馬郡にして所領の地を給ふ、（一萬石）文祿年中、叙爵し、本姓に改て、土岐山城守と申、慶長二年三月四十七歲にて卒す、其子山城守定義父に繼ぎ、將軍家に仕て慶長十七年四月大番頭となり、元和三年攝津國高槻の城を給ひ、（二萬石、按ずるに城主譜に、此時新に城を修し玉ひしと云々また按ずるに定義元の儘にて、大番頭のうちに卒せしと見ゆ、）同き五年正月に卒す、嫡子山城守頼行未だ幼なかりしに依て、下總國相馬の郡に移され、成人の後叙爵し、寛永五年出羽國上山の城を賜ふ、（二萬五千石）延寶六年八月十六日、致仕入道して宗是と號す、嫡子左京亮頼長早世し、二男伊豫守頼隆世嗣となる、頼隆初め二男なれば、別に將軍家に召仕はれ、寛文十三年四月九日、御扈從組番頭となつて、延寶六年六月に至り、其後父の讓りを受く、

● 高木

○主水正源正次先祖は遠く多田新發意滿仲の後、高木判官代信光に出づ、其後或は尾張の國に在り、或は三河國にあり、中頃の先祖足利殿に從ひ、（尊氏將軍の時といふ）都に入て、戰功を顯しければ、勸賞として、末行の御太刀を給ひ、我家の珍として、永く嫡流の子孫に傳へけり、（高木の總領彌二（三）郎某といひしもの、三河國碧海郡竹村に住す、慶長の初めに死して世嗣絶ぬれば、系圖も紛失すといふ）正次が父主水清秀、（初名は善二郎）三河國碧海郡牧内の住人六郎左衞門尉宣光が子、水野殿の家に仕へ、（下野守信元）尾張國智多郡小川に在り、清秀生年十六歲にして、三河國苅屋の戰に高名を極め、織田備後守信秀に隨ひ、小豆坂の合戰に、今川の兵と組て、馬上り落ち重りて、首を取る、信元頻りに召されければ、再び小川の城に歸る、其後石が瀨の合戰の時、一日の内七箇度まで先を懸け、其後又石が瀨の戰に、石

川伯耆守康昌と槍を合す、是等の高名數ふるに暇あらず、三河國一向專修の門徒、德川殿に叛き參らせしに、信元加勢して、戰ひ玉ひし時、清秀德川殿に見參す、永祿七年、清秀先祖の名田三河國大岡の地に在りと聞えて、德川殿より安堵の御判をなし下さる、姉川の合戰の時、信元に隨て、高名し、天正二年の秋、織田殿伊勢國長島を攻られしに、嫡子善二郎光秀と同く高名し、其後又濱地藏の戰に、味方打負て、小川苅屋の勢も又破れんとす、清秀進んで先を懸く、織田殿遙かに御覽じて、爰に御方の先を懸るは清秀なり、者共つゞけと下知し玉へば、御方續きて馳向ふ、清秀眞先に進む、敵と戰つて、首をとる、長篠の合戰に、高名して、疵を蒙り、天正四年の秋、大坂の門徒、河內國にて十七箇所に栖籠る、信長是を攻め玉ふに、此程は信元討れ玉ひ、小川苅屋の勢は、佐久間右衞門尉信盛が手に屬す、秀吉關白いまだ木下藤吉と申せし時、負け軍せられしに、佐久間は清秀が謀に隨て、其敵を打破る、信貴の城を攻られしに、高名し荒木の城を攻られしに、舍弟甚太郎清方二男內膳一吉等と先懸す、其後また信元の舍弟和泉守殿の手にぞ屬しける、天正十年の冬、德川殿、甲斐の新府に御陣をめされ、清秀、主に隨てかしこに在り、（此時は和泉守殿の代なり）高木九助を御使として、清秀を召さる、清秀召に隨て御陣に參る、頓て御家人に召し加らる、（千石を賜ふ）小牧の御陣に、軍奉行の事を承り、長湫の戰に、清秀物見を承て馳歸り、德川殿の御陣を進めしかば、上方の軍悉く破れ奔る、小田原を攻られしには、武者奉行を給り、此年關東に移らせ給て相摸國緒名の地を給ひ、（五千石）三男正次、又所領を給ふ、（千石、正次此時は善二郎と申す）其後清秀年老いて、致仕し、おのが領に引籠りける、德川殿御鷹野のついで、みづから彼家に至らせ給ひ、物たまふこと、度々に及ぶ、文祿の初め、朝鮮の事起り、明れば二年三月の頃は、德川殿にも彼國に渡らせ給ふべし抔と聞えしかば、清秀肥前の御陣に參り向ふ、德川殿悅せ給ふ事斜ならず、太閤また此由を聞給ひ、德川殿の御陣に成らせ給ひし時、清秀並に戶田三郎右衞門尉忠次を、御前に召して、二人が年比の高名を感じ仰せらる、慶長五年奧の上杉追討の時、清秀小山の御陣に參り、また宇都宮の御陣に參り、御供の事を望み

申す、年いだく老たれば、許し給はずして返へされたり、年八十五歳にして、慶長十五年七月十三日に終りぬ、正次初め父に隨て、御家人になされ、長湫の戰に、よき敵と戰ひ、首取て獻り、關東に移り玉ひし時、別に所領の地を給ひ、（千石）其後父が家を讓られ、（五千石）慶長五年三成が亂に、海道の御供して馳せ登り、（遊軍の衆なり）同七年下總國にて所領加られ、（二千石）同十年四月廿六日叙爵し、（家忠日記追加には、十四年十月六日の事とす、不審）十一年八月十一日大番の頭となる、（家忠日記追加に出づ、諸役人系圖には十二年の事とす）大坂の兵、初め起りし時は關東の留守を承り、再び兵起しには將軍家に從ひ、手の人々引具して、敵の多勢を打破り元和三年所領の地加給ひ、（千石）同き九年大坂の城番を承り、河內の國丹南の地を給ふ、（都合一萬石）かしこを守る事凡八年、寬永七年十一月晦日卒す六十八歲、其子主水正正成、關が原の戰の時、山道の御供して、ことし所領の地を給ひ、（千石）大坂の戰に、將軍家に隨て、高名を顯はし、其賞として上總國にして地を加賜ふ、（千石）寬永三年十月三日叙爵し、肥前守に成る、父卒て家を繼ぎ、主水正になる、同八年小田原の城を守る、（御城代といひしなり）九年十一（二）月御書院の番頭となり、十一年正月十一日大番の頭に移る、十二年四月二日、四十九歲にして卒す其子主水正正弘、慶安四年八月大番頭となり、明暦四年六月十三日卒四十六歲、其子主水正正盛寬文四年三月七日大番の頭と成り、同十年二月十日三十六歲にして卒す、其子肥前守正長繼ぐ、

藩翰譜第四下 終

藩翰譜第五

● 酒井

○河内守源重忠は、徳川の家の子故雅樂助廣親が五代の孫、雅樂助政親が嫡男也、（先祖の事精しく左衞門尉忠次の傳にあり、）政親安祥殿より、徳川殿に至て、三代の間に仕へて、家の事、大小となく司る、安祥殿うせ玉ひて、岡崎の贈大納言家、伊勢の國に渡り給ふ時、御一門の人人、譜代の御家人等と謀て、再び岡崎の城に迎へ納れ參らせ、安部石川の人々と議して、水野右衞門大夫忠政の娘を迎へて、北の方となし參らす、程なく若君御誕生ありしかば、（徳川殿の御事）岡崎殿の御悅淺からず、御家人の中を選ばれ、雅樂助政親御竹刀を獻り、安藝守清兼、（石川）御蟇目の役に候す、斯て天文十二年の秋、徳川殿の御外祖右衞門大夫殿、卒去の後、子息下野守殿、父の跡を繼ぎ、程なく尾張の國の織田に、心を合て、今川殿に背き玉ふよし、聞えければ、岡崎殿大に驚き給ひ、廣忠むかし今川の力を頼みて、本國に歸る事を得たり、されば今に彼の芳恩を忘れず、然るに、今川に向ひ弓を挽き、矢をはげん者の妹、廣忠が妻にせん事、本意にあらずとて、同き十三年八月、北の方いたはらせ給ふこと、ありしかど、忽に刈屋の城に送り返させ給ひけり、政親心に思ひけるは、若君姫君、渡らせ玉ふ御事なり、如何でかくつれなうは、おはすべき、今川殿の好み、絶たじとてこそ、出し參らせ玉ふなれ、よし／＼後日の御勘當は蒙るとも、此御所勞の最中に、返し參らする事やあるべきと、思ひ定め、おのが家に入れ參らせ、よきにいたはり奉り、若君姫君をも、迎へ入れ、御名殘をしませ參らせ、御心地たいらがせ玉ひし後、士餘多つけて、刈屋の城にぞ送り奉る、かくて城のほとり十八町といふ所に至らせ玉ひし時、若君より御送りの爲に、參らせられし侍、淺羽金田二人を御輿のほとりへ召れ、自ら思ふ所あれば、此所に捨置て、おことらは、とく岡崎へ歸るべし、竹千代殿の御事は、人々を頼み思召し、返す／＼も、かの御名殘こそをしけれと、御涙と共に仰せければ、二人謹て承り、こは思ひも寄らぬ御事を承り候ものかな、如何で此所には、捨置き奉るべき、只御館へこそ渡

らせ玉ふべけれと申す、其時泣く〳〵仰けるは、みづからが兄にて、まします下野守殿、さる腹あしき御人にて、おことら一人も、生て歸らん事、叶ふべからず、自からこそ、思はずも、岡崎殿に別れ參らせども、竹千代殿おはしませば、其方ざまの人々をば、如何ばかり、いとほしと思ふぞや、また竹千代殿、めでたう生立ち給はん後、さすが遠からぬ間なり、などか終には、下野守殿と、親しうならせ給はざらん、夫に今おことらが、命失はれば、永き恨みの種となり、親しうなり給はん事、如何にも叶ふべからず、自らが方ざまにて、竹千代殿の御爲に、したしうも又便りにも、御覧ずべき人は、下野守殿斗りにこそおはすれ、おことらを、いとほしう思ふばかりにも、あらぬものを、たゞ自らに任せよと、泣きくどかせ玉へば、二人の者、おのれらが命は、初めより、わか君に參らせ置きぬ、をしむ所いさゝかも候はず、去りながら御行末を、遠く思召し謀らせ玉ふ御心を、空しくなさせ參らせん事、げにも若君の御爲しかるべからず、此上は如何で仰に背き奉べきとて、此所の里人等を召集て、是にまします御方

は、下野守殿の御妹君にて、渡らせ玉ふぞ、汝等、御輿よく仕て、刈屋の御館へ、入れ參らせよ、と云ひふくめて立歸る、餘りに御行方の覺束なさに、行きもやらず、五六丁が程を隔て、遙かに御跡を見送る、案の如く、信元の兵、混甲(ヒタカブト)百騎ばかり、此方に向ひ、鞭鐙を合て馳來る、送り參らせし輩、稀有にしてこそ遁れたれ、松平紀伊守家廣も、岡崎殿の北の方の御妹に、添ひしかば、是も刈屋へ返しけるに、送りし者共、一人も殘らず討れてけり、されば女にて、わたらせ玉へども、海道第一と聞えさせ玉ひし弓取の、御母にてましませば、御思慮の程いみじく又政親が計ひ情ありとぞ申ける、同き十七年三月十九日岡崎殿、今川の人々と同く、織田彈正忠信秀と、小豆坂に戰ひ玉ひし時、手合の戰に、政親、先懸して、三郎五郎信廣の郎等、鳴海大學助と云ふ大剛の兵を討取れば、敵の軍敗れにけり、同き四月十五日岡崎殿に叛き、信秀に從ひし松平藏人信孝、岡崎に押寄す、政親、石川、大將にて明大寺の邊に出向ひ、戰て信孝を討取る、いく程なく岡崎殿うせ玉ひ、德川殿、駿河國に留められ玉ひしかば、政親等岡崎を

守て、若君御成長の程を待つ、義元討れ玉ひし後、德川殿岡崎の城に歸り給ひぬ、斯て永祿四年の春、同國吉良義昭の一族荒川甲斐守義虎、吉良を叛き、政親に因つて、德川殿の御方に參り、おのが城に、政親を迎へ入る、政親荒川の城を守り、西尾の城を落して、又西尾の城に入り、東條の城を攻て、牧野が（新二郎）郎等須瀨宮內を討つ、義昭終に降人に成て參りしかば、西尾の城を以て政親にたぶ、德川殿御家人に城賜りし始とぞ、聞えける、（伊東法師が記、家忠日記增補同し但し御年譜には永祿五年とあり、）今年の暮、尾張國織田上總介信長、宗徒の家人等を召集て、義元既に我が爲に討れし後、其子氏眞我が勢にや恐れけん、敢て戰ふに及ばず、松平藏人元康、猶尫弱の者なり、速に豫參降人とこそ成べけれ、然るに今本國に歸て、兵を起し、御方の軍と戰ふ事、年を歷ぬ、彼が有樣を傳へ聞くに、弓矢取ては、當時無雙の若もの、戰の勝負いつ決すべしとも見えず、されば信長が軍勢、丹下、鳴海、沓掛、廣瀨、擧母、梅坪、大高、刈屋、岡、寺部、長澤、鳥屋が根等の城々を守て、兵を失ひ、粮を費す事、謀少きに似たり、所詮信長は元康と中直りして、此城々に籠め置し、軍勢を召返し、上方を打平げ、元康は又東國を從へんに、一人の力に及ぶべからざらん時に至ては、互に助合んと思ふは如何にと宣へば、御諚、誠に然るべう存ずと、皆一同にぞ申ける、さらばまづ其由を云送りて見よとて、瀧川左近將監一益、其旨を傳へ、笠原新右衞門（一作新左衞門）を使として、石川伯耆守が許に、此由かくと云送る、德川殿も、宗徒の人々、召て評定あり、各一同に申けるは、當家もと今川の一族被官と申にても候はず、一とせ、故殿いまだ幼き御時、此城を出させ玉ひしに、御供の輩、御所緣に付て、義元を賴み參らせ、彼の御加勢を乞て、再び還し入れ奉りしより、此かた、兩家の好み日々に深し、然るに故殿うせ玉ひし後、義元なさけなくも、君を駿府に押留め參らせ、御領悉くに押取り、常に御家人等を駈り催し、こゝかしこの先陣打たせ、彼の家の爲に、命を落し家を亡せし輩、いくらといふ數を知らず、義元又うたれしより此かた、既に三年に及びて、君も此處彼處の御合戰に、一日片時も安き御心もましまさず、是れ偏に當家の爲のみにも候はず、しかしながら、氏眞の方人して、

一度信長と勝負決せん爲に候はずや、それに正しき義元の子にて、ましまます氏眞、父の仇を報ぜんと思ふ心もなし、たとへ氏眞こそ愚かにましますとも、今川家にして十八人と聞えし輩は、など此恥を存ぜざらん、是も又一人として、此事を諫むるものや候、たま〱君獨り、折にふれて、勸め玉ふ事を、用ゐられぬだに候を、何ぞ深く恨み參らせて、此年月の戰に、一度の加勢をも、賜らざる、かれと云ひ是といひ、彼家亡ぶべき時、既に至りぬ、亡ぶべき家の方人して、當家累代の功、忽に空しからん事、口をしかるべき次第なり、然るに、いま織田殿かく多年の恨を捨て、隣國のよしみを結ばるゝ事、且は當家の幸、且は當時の譽なり、速に御同心の由を、仰せらるべきにて候とて、伯耆守が許より、同心の返答をぞしたりける、信長斜ならず悅び、元康が心をば知りぬ、此上は彼の舅の下野守信元の中立よからんとて、頓て御對面の儀、行はる、織田殿見參のしるしなればとて、長光の御太刀に吉光の御刀添へて、引出物にぞ成されける、（織田殿と御和睦ありし事、いづれの書にも詳ならず、此說伊東法師が記に出づ、）氏眞此由を傳聞き、以の外に怒て、竹千代君を先として、御家人等が人質悉く失なはるべしと聞ゆ、此事また大方ならぬ難義なるに、雅樂助政親、此事に於ては、某が如何にも計ふべし、御心安く思召候へと申て、御家人の中を選みて、成瀨藤六郎（一作藤五郎）を使とし、氏眞無双のきり人三浦右衞門佐に就て、其旨趣を陳ず、抑亡父廣忠が時より、元康が身に至るまで、故治部大輔殿の御情を蒙て候事、如何でか忘れ候べき、さるに依て、御被官の例に准じ、既に嫡子竹千代丸を質として、參らせ候ひぬ、元康たとへ義元朝臣の御情を忘れ候とも、如何でか父子の憐れを知らで候べき、又元康こそ、義元朝臣の御情をも忘れ、父子のあはれを知らで候とも、家人等が、質としてまゐらせたる、或は妻子、或は兄弟を捨て、如何で元康に隨ひて、屋形には背き奉るべき、されば家人等が背き奉らざらん內は、元康たとへ不道を存ずるとも、誰を賴て、御うしろめたき事仕るべき、依て此條を以て、元康が二心なきを知召し極めらるべきものか、爰に元康、年來日頃義元朝臣の舊恩に、報ひ參らせん事を、思ふといへども、一身の微力を以て、其本意を達し難し、先考の御弔の爲に、御合

戰あらんには、必御先を承るべきのよし、望み請ふ事、度々に及び訖んぬ、かるが故に、元康は敵の方人等と、怨を含み仇を結んで日々夜々に戰ふ事、既に三年、然りといへども、いまだ一度の御加勢をも給らず、又御弔の御合戰、いつあるべしとも、其期を知らず、されば尫弱の元康、只一人わづかなる勢を以て、多くの敵の間に立つて、御弔の合戰あらん期を待ん事、叶ふべからず、暫く信長が請に依て、兵を休め力をも養ふ事にてこそ候へ、今日にも尾張國に向て、御勢を出されんには、元康御先を懸けて御敵を亡し、舊恩に報ひ參らせんと、先に申せし事、違ふ事あるべからずと申ければ、氏眞も誠に深き謀なりとて、其心とけてけり、幾程なくて、又德川殿を恨むこと起りて戰やむ事なし、竹千代殿恙なく歸り玉ひし事は、松平周防守康親が傳、又附錄の石川伯耆守數正が傳に詳なり、去程に氏眞は、舅の武田入道信玄の爲に、駿河國を破られて、遠江國掛川の城に落來り、德川殿と戰ひ、城既に落つべきに至て、政親並に石川日向守家成に就て、城中の者共の命乞ひ、當國をさけ渡して、相摸國にぞ落玉ふ、永祿十二年の事なり去りし永祿六年一向專修の門徒等が叛き參らせしに、荒川甲斐守義虎、逆徒等に組みす、政親、西尾の城に在て、野寺の敵と戰て、終に荒川をも打亡す、かくて政親年衰へて、いたはる事ありと聞召し、德川殿大に驚かせ玉ひ、平岩七之助親吉に仰せて、醫療の事を謀り、自もその家に入らせ給ひ、申置く事あらんには、聞召すべき由を仰らる、政親嫡子與四郎重忠、次男與七郎忠利を御前に召し、政親何事をか申べき、君の御惠みを蒙て、此二人の子息等が、奉公の節を致さんにおのが器量に隨て、其深淺こそ候はめ、忠を盡し義を盡さん心は、などか同し心にはあらざるべき、只此事をこそ存じ置け、これより外、君に向ひまゐらせて、何事をか申べきと申て、天正四年六月六日にこそは卒しけれ、

神谷の某、御家人に召れし初、政親に行あひて、路次の禮をいたす、政親はかくとも知らで打過たり、此後神谷、政親にあひて、頗る不禮をあらはす、德川殿此よしを聞召、神谷が常の振舞を試させ玉ふに、心直にして行ひ正しく、奉公の勞おこたらず、かゝるもの御勘當あらんには、御家人等皆身を危きものに思ふべし、又政親が讒したりな

ど思ひなん、さりとて其儘に召仕れんには、家の司が威勢日々に熾て、事また治るべからず、せんずる所、彼に所領賜らん時、かねての約に違はゞ、一定我家を去るべきものなりと思召て、八百石を賜はんとの御下文をなさる、政親御前に參りて、神谷所領賜るべしと承る、かれがふるまひ、よのつねならず、過分の所領、賜ふべきものなりと申す、彼はをこの振舞する男と聞けば、八百石の所領賜らんと思ふなりと仰せらる、政親大に驚き、何條さる事や候べき彼等に所領約の如く賜らざらんには、此後誰かは出て仕ふべき、たゞ過分の所領賜ふべき者なりと申、德川殿汝が申す所心得ず、元康が家にして、汝等に向て無禮せんもの、誰かあるべき、彼に賜ふ所、約の如くならざらんには、彼は一定、我家を去るべしと思て、斯は計ふなりと仰せられしかば、政親愼み承て、不肖には候へども、君の御恩に依て、かゝる身と成て候へば、御家人の中に、誤ても一人膝を屈め手を突かぬ者は候はず、それに此神谷が心強く無禮を顯はす條、彼もし君の御恩に感じてだに候はんには、必御大事あらんとき、身をも家をも忘るべき者と思ひなして候、平に所領多く賜ふべしと申す、さらば如何程をか賜らんとあれば、二千石をや賜ふべきと申、たゞ約のまゝ、千石をこそ賜ふべけれと有しに、政親望み乞ふ事やまず、宿老の人々、さらんにおいては、千五百石をやたまふべきと申ければ、やがて神谷を召してありし事ども一々仰下されて、千五百石の領を宛行はる、神谷感涙にたへず、御前を立て直に政親の許に行向ひ、此程の無禮を謝す、其後高名度々に及び、終に足輕大將を承る、德川殿常に此事を執政の人々に語らせ玉ひ、汝等政親が心を心とすべきものなりと仰られしよしある書に出づ、

嫡子河內守重忠始の名は與四郎父に繼ぐ、天正八年五月、田中の城の邊にて、麥からせて歸り玉ふに、敵持舟の城を出で、御後を襲ふ、重忠宗徒の人々と同じく、返し合せ戰ひ、首餘多取て引返す、天正十八年、小田原を攻られしに重忠先陣を承る、此年關東に移玉ひしかば、武藏國川越の城を賜ひ、一萬石子息兵衞大夫忠世も此城の邊にて、所領を賜ひ、五千石武藏守殿

に附られたり（大相國家の御事）慶長六年二月、上野國厩橋の城を（三萬三千石）重忠に、同國那波の地を（一萬石）忠世に賜ひ、（此時より雅樂頭）同十年、忠世が在京料として、近江國の地を賜ひ、（栗太日野野洲等の地五千石なり）十四年二月、忠世又上野國善養寺の地を賜ふ、（五千石、合二萬石を領す）大坂の軍起しに、重忠は江戸に在り、忠世は將軍家の先陣して、宗徒の人々、引率して馳向ふ、再び兵起し時、其身は御陣に在しかば、子息阿波守忠行に、手の兵つけて軍させ、首三十を切て獻る、元和三年七月重忠卒して、忠世家を繼ぐ、其後、御加恩度々にて、所領餘多知行し、（十二萬二千石）四位の侍從に昇進し、寛永十三年三月十九日六十五歳にて卒す

寛永日記に曰、寛永十一年の七月、將軍家御上洛あり、酒井雅樂頭忠世、御留守の事を承り、西城に移る。此月御厨より火出て、忽に御殿の上に燃うつる、城中といひ、御留守といひ、ありあふ大名小名、内に入る事を憚る、一族西尾丹後守等馳集りて防がんとすれどもかなはず、城中悉く燒け訖んぬ、忠世大に恐れて、速に城中を去りて、東叡山に入て蟄居し、早馬を參らせて、此由を京都に告ぐ、將軍執政の人々を召して、西城の火災あに忠世が罪ならんや、我たとへ留り守るとも、如何で天災をば逃るべき、たゞし忠世が速に城中を去りて、東叡山に遁れ入る、其意趣不審といひつべし、忠世もし如何なる罪に處せらるゝ事ありとも、何ぞ身の過を謝せんが爲、守る所の城を捨去るといふ事や有べき、是頗る士たらん者の守る所を知らざるに似たり、汝等急ぎ此由を傳ふべしと仰ければ、忠世また其罪を知りて、更に恐怖し、御下向の後も、久しく東叡山に蟄居して、南光坊の僧正、さま〴〵に訴へ申に因て執政の職を召放され、御金奉行となされしと云々、

其子阿波守忠行家をつぎ、父が卒せし年十一月十七日三十八歳にて卒す、嫡男河内守忠淸父につぎ、（十萬石）二男日向守忠能父が遺領を分賜ふ、（二萬二千石）寛永十八年忠淸從四位下同き廿年、侍從兼雅樂頭、慶安四年、左少將に任じ、承應二年の比より、老中と共に奉書の連署あるべしと仰下され、寛文三年二月八日、所領加玉ひ、（三萬石）連署の事御免あつて、大老の職に任じ、延寶八年正月十二日、所領加給ふ、（二萬石〇凡十五萬石を領す）

嫡子河内守忠明從四位下侍從に至る、二男下野守忠寛、

○日向守源忠能、河内守忠行が二男、父が遺領を分ち給ふ（二萬二千石）萬治三年、信濃國小諸の城を賜ひ、（三萬石）御奏者番の事を承る、延寶七年九月六日、駿河國田中の城に移る、（四萬石）

○備後守源忠利は、雅樂助政親が二男也、天正の十二年、蟹江の城を攻らる、其時忠利いまだ與七郎と名乘て、高名をぞ極めたる、關東に移り玉ひし時、武藏國の河越の庄にて所領を賜ふ、（三千石）關が原の戰には子息忠勝二人共に中納言殿の御供して、軍にはあはず、明れば慶長六年、駿河國田中の城を賜ふ、（一萬石）同き十一年叙爵して備後守となる、十四年九月廿三日、河越の城に移る、（二萬石）ことし十一月子息忠勝叙爵し、同き十九年讃岐守忠勝下總國にて所領の地賜ひ（三千石）元和六年忠勝大納言家に附らる、寛永四年備後守忠利六十九歳にして、十一月十四日に卒す、

ある書に曰く、或時大御所御前の人々に御物語ありしは、酒井備後守が所領の地に、備後といひし百姓あり、忠利が家從等、彼百姓を召して、地頭の御受領を犯し名のる事、然るべからず、速に改め名のれと云ひしかば、彼の者大に驚きなげき、某年々の年貢、人より先にまゐらせ、月々の公役、遂に怠る事なし、然るに今かゝる難義を承るこそ不運なれ、某此所に久しく住て、代々備後と名乘、ほとりには隱れなき者なり、今さら改め名のらん事叶ふべからず、たゞ殿の御受領を改めらるべきにて候といふ、忠利是を聞て、年貢よく納め、公役怠らず、神妙の至なり、さらば汝は此所の備後にこそあれ、たゞ其儘に候へと許しけり、凡世のおろかなる人は、よしなき事に人を苦め、おのが威を立んとし、無益の事を務めて、有用の事を失ふ、此忠利は天性和かにして愛深く、其智また少ならず、彼れ後必榮ゆべき者なりと仰られしと云云、是を見て、忠利の事、推て知るべし、

嫡男讃岐守忠勝（一本に慶長十四年十一月叙爵、同十九年下總にて所領の地賜ひ（三千石）元和六年、大納言家に附けられ父卒して家を）父に繼ぐ寛永九年の春、大相國家薨じ玉ひ將軍家世を知り玉ひしかば、忠勝が年

來補佐の功を賞し玉ひ、同九月十九日所領の地を加賜ひ（河越の邊にて二萬石を賜ひ、此後加恩度々にて、十萬石にいたる、）同十一年若狹國小濱の城に移る（十二萬二千五百石餘、越前下野の地を合せて、）正保の比大老の職に補せられ、四位の少將に昇進し、年老いぬれば、明暦二年五月廿七日に致仕し、萬治三年入道して空印と號し、寛文二年七月十二日、七十六歳にして卒す、嫡子備後守忠朝、寛永十二年、初て少老の職を受て、其職に任せしが、如何なる故にや、十五年十一月廿二日に、職ゆるされて、此後は病と稱し、出仕をも止めければ、末子修理大夫忠直、父が讓りを請て家を繼ぐ、

○大和守源忠國は、（はじめは越前守）讚岐守忠勝の嫡孫にて、備後守忠朝が男なり、寛文八年叔父修理大夫忠直、望み請て、所領の地を分ち與ふ、（一萬石）延寶八年十一月十九日大番の頭となさる、

● 土井

○大炊頭源利勝は攝津守賴光朝臣の後、美濃國の源氏土岐の庶流、土居遠江守貞秀が末孫、小左衛門利昌が嫡男なり、

系圖の傳ふる所かくの如し、世に傳ふるは、利勝が父小左衛門と聞えしは、徳川殿の外様侍とも、又刈屋の地下人とも申せしなり、利勝實は小左衛門が子にはあらず、水野下野守殿の庶子にて、徳川殿の御爲には、外戚に付ての御従弟なり、信元の討れ玉ふ時、利勝年僅に三歳にて、いまだ人知らざりしかば、乳母我子の如くして育てしに、小左衛門養て子とすといふなり、又古き人の物語を聞しに、或時徳川殿、御鷹狩のため出させ玉ひしに、獨りの女、道の邊りに幼き子抱き居たるが、御輿を迎へて涙に咽び、泣くどきて申事ありしに、やがてその兒を召し具せらる、是れ大炊頭利勝なり、されば其時は徳川殿の御子なりとも申しき、下野守殿の子たる事は、此時によく聞召たるらんと申せし、誠にや、

天正七年四月七日大相國家、濱松城に御誕生ありし時、徳川殿利勝が七歳なりしを召て、若君へ附られ、甚三郎とぞ召れける、文祿四年七月、中納言殿は、都に御座ありしに秀次關白、父太閤に罪蒙り玉ひ、中納言殿を刼し質として、一旦の害を遁れんと謀り、

朝とく御使あつて、朝餉參らすべしとありしに、大久保相摸守忠隣、其謀を察して、中納言殿には、利勝等五六人御供に俱せられ、忍やかに、伏見の御館に渡らせ給ふべし、忠隣御跡の事をば、よきに謀りなんと申す、さらば伏見に赴き給ふには、大路をや經給はん、又竹田路にや、掛らせ玉はんと、御路の程、一定せず、利勝勸め申に因て、大路を經て、恙なう伏見にこそ入らせ玉ひけれ、精しくは、大久保の傳に見えたり 慶長七年、下總國小美川の地を給ひ、一萬石 其後從五位下に叙し、大炊頭に任し、大納言家の宿老となされ、同十三年の冬所領の地一倍を加へ玉ふ、十五年の春同國佐倉の地を給、三萬二千四百石餘 此年八月御使として駿河に參りしに、大御所御茶入を給て、紹鷗圓座肩衝 汝關東に歸りなば、將軍家に茶を參らすべしと仰下さる、明れば十六年、將軍家利勝が家に成らせ給ふ、是れ大御所の仰によつてなり、此後次第に恩かうむりて大名となり、新に佐倉の城きづきて、十四萬二千石を領す、利勝に知行賜ひし次第、諸記に記する所異說まちまちなり、故に其大略を採る、寬永二年八月、從四位下、同九月侍從に任ず、同九年の春、大相國家かくれさせ玉ひしとき、利勝只獨り謀をもつて、天下を泰山の安きに置くといふ、其事秘しぬれば、世人知らず、同十年、古河の城に移る、十六萬二千石 同き十五年六月、連署の事免され、世に加判御免といふ 大老と稱せらる、大老といふ事は、利勝より始る、 正保元年七月十日、七十二歲にて卒す、嫡子遠江守利隆、寬永七年十二月、叙爵して、御扈從の番頭となり、十二年十月廿九日、酒井備後守忠朝と二人、始て少老の職を奉る、是少老の始なり、

土井酒井が父子、共に執政の職を司り、中にも土井が父子、初めに大少老の職に任ず、希代のためしなり、

然りと雖ども如何なる故ありけん、十五年十一月廿二日利隆も忠朝も、少老の職御免ありしかば、是よりして二人病と稱し、出仕日々に間遠になりぬ、父卒して後、嫡子なれば利隆家を繼ぐ、十萬石 利勝かねて望申せし如く、殘三人の男子に、彼が遺領を分給ふ、下に詳なり 利隆多病の由にて、終に萬治三年九月七日籠居し、嫡子大炊頭利重家を繼ぐ、十萬石 二男周防守利益、一萬石〇時に小左衞門と云ふ 幷に三人の舍弟等にも、所領を分つ、下に詳也 大炊頭利重、延寶元年十月十七日に卒す、子なかりしかば、弟竹右衞門といひしが、僅八

歳なるを世嗣とし、帯刀と改む、是も幾程なくて、同三年四月廿九日死しければ、家絶えぬ、同年五月廿九日、利隆が二男周防守利益を召し、汝が祖父の功空しかるべからざるに依て、別の儀を以て汝をして家を繼しめらる、所なり、重て地給らん程は、古河の城に在て然るべしとて、新に所領を給ひぬ、（七萬石を領す）

○兵庫頭源利長は、利勝の三男也、父が所領を分ち賜ひ（二萬石、一說に父が遺領二（一作一）萬石を賜ひ、其後兄利隆が籠居の時又一萬石を分つ、）正保元年十二月晦日、叙爵して、御奏者の事を司る、寛文三年に、三河國西尾の城を給ふ、（二萬三千石）延寶九年四月十三日、職免されて致仕す、是れ身の病に因つて辭し申せしが故なり、世嗣なかりしかば、稲葉美濃守正則が五男を養て、家を讓る、叙爵して、式部少輔利忠と申す、（これ利長が妻の甥なればなり、）

○能登守源利房は利勝の四男也、父が所領を分ち給ふ、（二萬石、一說に父が所領一萬石を給ふ、其後兄利隆籠居の時又一萬石を分つ、）寛文三年所領を加へ給て、少老の職を奉る、（二萬五千石、）延寶七年七月十日に、執政に補せられ、所領の地加へ玉ひ、（凡四萬石を領せしなり）從四位下侍從に任ず、

○信濃守源利正は利勝が五男也、父の所領を分ち賜ふ、（一萬石、一說に父に遺領五千石を給ひ、其後兄利隆が籠居の時、又五千石を分つと、）延寶三年御奏者の事を承る、同五年三月十五日、出仕して、罷出るとて、城中にて中風し、家に歸りて卒す、世嗣なければ、死に臨みて、兄能登守利房が二男を世嗣とすべき由を申けり、末期の養子をば許し玉ふまじき法なれど、彼が年比奉公の勞ある事を思召て、請に依て養子左門家を繼ぎ、所領半減せられ訖んぬ、

●阿部　附 三浦

○備中守安倍正次は、伊豫守正勝が嫡子、徳川譜代の御家人也、伊豫守正勝、童名をば善九郎とぞ申ける、天文十六年正勝生年七歳にて、徳川殿の御供して、駿河の國府に趣くとて、織田彈正忠信秀が爲に奪れさせ玉ひしかば、正勝同じく尾張の熱田に留めらる、（此時徳川殿は六歳なり）同き十八年二月（一作十一月）再び今川殿へ趣かせ玉ふにも、御供に候ひて、主從常に一つ所に成長して、弘治二年の春に至り、徳川殿御軍始ありしより、天正十八年相摸國小田原を攻玉ひしに及ぶまで、大小の戰に逢ふ事、幾度といふ數を知らず、

終に一度の不覺なく、德川殿の御內にして、さる者ありと云ふ事は、天下に名をぞ知られける、（甲陽軍鑑等の中、當時の勇士の內に撰出されたり、）關東に移り玉ひし後、伊豆の國市原の地を賜ひ、其後に叙爵して、伊豫守に任じ、（中頃は善右衛門と申せしなり、）年積て六十歲、慶長五年四月七日に卒しけり、

備中守正次、父に繼ぎ、御書院番の頭となる、關が原の合戰に隨て、（御陣の右にあり）同き十五年十二月廿四日、下野（一作下總）國鹿沼の地加へ給ふ、（五千石）十六年十二月十六日、大番の頭と成る、（家忠日記追加に出づ、○按ずるに諸役人系圖には十二年の事とす、）大坂前後の戰に、將軍家に隨て双なき高名をぞ顯しける、されば軍終て、後御家人等の高名不覺糺し玉ひし時、岡山の戰に高名したる人々は、皆正次を以て、證人とす、頓て其勸賞として、武藏國岩槻の城に餘多の地を附て賜ひけり、（三萬石を領すと云、）元和六年相摸國小田原の城に移り、（五萬石）同き九年七月、宿老の職になされ、（諸役人帳に、今年左大臣家の將軍宣下の時、正次老中なりと註す、）寬永三年、大坂の城守るべきよしの仰を奉る、（世に大坂御城代と云、一說に寬永五年七月の事也と不審、）正保四年十一月二日正次病急なりと聞召し、驚かせ給ひ、子息對馬守重次、御暇を給て、大坂に趣く、正次年七十九歲にて、同き月十四日にぞ卒しける、

對馬守重次、十一月二日御暇賜て、夜を日につぎて馳のぼる程に、同八日、大坂に着て、父の病を見るに、既にかうよと見えしかば、今夜重次、此所の奉行城番の人々に向ひ、父のいたはり晨夕を待つ可らず、こゝに身まかり候はんは、御座所を穢し參らするの恐れ少なからず、速に私の別業に移し、終焉の事を謀んと存ずるは如何にと問ひしかば、かねてより面々も、此事を存候ひき、御計ひ尤然るべしと、皆一同に答ふ、重次父が枕に寄添て、泣く〳〵此由を申ければ、正次全く汝が諫むる所を禦ぐにあらず、たゞし聞く所の如きは、正次が所存に聊か違ふ所あれば、重て人々と謀りて、義の當らん所に從はんと思ふなり、正次初め此所に罷り上りし時、將軍家、御前近く召され、そも〳〵大坂の城は、五畿の內にありて、近くは王城を鎭護し、遠くは南海西海山陽山陰の要路に當りて、數十州の鎭たり、汝は當家累代の舊臣にして、慶長元和の戰功、他に異なるを以て、わが代官として、此城の事を司らしむる所なりと仰せ

下されしかば、正次不肖の身を以て、か丶る重職に在らん事、如何で其任に堪ふべき、さりながら世既に泰平に屬し、當時何の憚りか候べき、若しくは又如何なる竊盜偸盜など起て、城垣を窺ひ候はんに、正次が身命のあらん限り、城をば守て、人手には渡すまじく候まゝ、たゞこれを以て、奉公の節と仕るべきにて候と、答へ奉りて、罷りのぼり候ひき、されば、正次が一息も息の續きてあらん程は、此城を誰にか渡し候べき又正次こゝにて死したらんには、君のましまさん所を穢し申の憚りあるに似たれども、凡そ城を高くし池を深くするといふ事は、事危きに臨みて、戰士死を以つて守るべきが爲なれば、しゝむらを積みて壘を増し、血をしたみて水を深くする事古より其例少なからず、若し死を以て忌むべくんば、城きづく事なからんには、若く可らず、これらの事を以て思ふに、人々の議せらるゝ所、正次が素懷に同じからざるに似たり、然れども、正次若かりし時だに、我が智の人に及ばざる事を自ら知りにき、況んや、いま老耄の期既に至り、老病互に身に逼りて、身心更に明らかならず、正次が所存、ひとり義に當らんとも覺えず、すべからく人々の議せらるゝ所、正次が思ふ所を注進し、はや馬を以て申參らせ、御裁斷を仰かるべうもや候といひしかば、重次も人々も、宣ふ所ことわり至極せり、さらば飛脚を以て、此由を申さるべしと議定す、同十日戊の時ばかりに、飛脚到來し、將軍家、事のよしを聞召し、御感殊に斜ならず、正次が所存、御旨に違ふ事なし、尤も神妙の至りに思召し、只其儘に候べしと仰下され、同じき十二日飛脚馳せかへり、正次仰を傳へ聞て感涙に堪へず、わづか一日を經て卒す、如何に思ふ所や有けん、遺言して、淀川の邊にて火葬し、骨をも灰をも、同じく水中に沈めけり、○按ずるに、此事平岩主計頭親吉、酒井雅樂頭忠世の傳に合せ見るべきにや、

嫡男修理亮正澄は早世し、（傳は下に見えたり、）二男對馬守重次、家を繼ぐ、重次初め三浦監物藤原の重政が爲に養れ、兄正澄が卒せしより、實父正次が世嗣となる、幼きより左大臣家に仕へ奉り、（大猷院殿の御事）寛永七年八月、御扈從組の番頭になされ、同き十五年宿老の職に補せ

られ、（老中の後も、御扈従組の番頭を兼れたり、○按ずるに此頃の老中も少老も、番頭を歴ずといふ人なし、深き御旨ありしと云ふ、）岩槻の城を賜ひ、（五萬八千石）正保四年所領の地加られ、（一萬石）慶安元年七月十日、父が遺領を合せ賜ふ、（父が遺領三萬石、合て九萬八千石、）

或人曰く三浦監物といひしは、三河にて佐原某といひしを、徳川どの三浦と名のらせ、其後次第に身を起して、上總國大瀧三萬八千石を領したり、子なかりしかば、備中守の子重次を聟養子とす、其後備中守嫡男死して、重次世嗣になされし時に、監物が所領の内六千石を分ち、娘に讓りたり、重次は自らの所領に、妻の父より讓られし六千石を合せ領して、實父の遺領をも合たれば、九萬八千石には成たり、重次二男初は三浦を名乘たるなり、

同き四年四月廿日、左大臣家薨じ玉ひし夜、殉死せり、年五十歳、（一說に五十四歳なりと云、）

重次殉死の事、皆人不審しあへり、此事のよし後には世にも漏れける、故將軍家のかくれさせ玉ひし時、對馬守重次、堀田加賀守正盛に向ひ、いざさらば同く冥途の御供に候べしと云ひければ、正盛大に驚きて、對州何事にか御供し玉ふべき、若君いまだ御幼稚なり、人々は一人も多く世にありて、御成長のほど、天下の政事を助け奉られんこそ、御供し奉るには、大にまさるべけれと制す、諸老また制して、加州の宣ふやうに存ず、重次ひとり君の御恩を受け給ひしのみにあらず、これに侍ふ人々誰かは御恩の者ならざる、對州も加州も一所に候はんには皆々同じ道にこそ向ふべけれ、さらば誰あつてか、一人生殘て、若君の御行方をば見奉るべき、此事ゆめ〳〵然るべからずといふ、此時重次申けるは、重次が御供仕るべき事のよし、誰かは知召るべき、止め玉ふもことわりなり、去ながら、重次が今迄かく世に永らへ候はんとは、昔は思ひもよらざりき、一とせ駿河大納言殿の御事候ひしに、重次御使を承り、仰下さる、旨ありし時、重次畏て、珍しからぬ申事にて候へども、年ころ命をば君に奉り置きし上は、御心易く思召さるべしと申きつて、高崎へまかり向ひし事の候、一たび故將軍家に參らせて候命を、此後誰が爲に惜み候べき、如何に人々こそ知召されずとも、重次が心の思はん所も恥しう候、ましてや若君の御事は、人

々かくてましませば、重次が思ひ置事も候はずと、人々に暇乞し、正盛と手に手を取り昔今の物語しつゝ、城門を出て互に輿に乗る時に、やがて〱と云ひて、宿所に歸り、腹切て死せしとなり、

同じき八月嫡男千勝、二男吉兵衛、父が遺領を分ち賜ふ、兄に本領のまゝ九萬八千石弟に新田の地一萬六千石、又重次が遺言に依て、その甥市正正能にも、重次が遺領を分賜へり、新墾田六千石千勝成人の後、備中守定高と申し、年二十五歳にして、萬治二年正月廿三日に卒す、息男佐十郎幼けなかりしかば、成人の程、伊豫守重長、家の事を知行す、佐十郎則ち重次が二男吉兵衛が事なり、伊豫守我所領を合せて、十一萬四千石を領す幾程なくて、成人に及びたれば、伊豫守重長頻に望請ふに依て、寛文十一年十二月十九日、御聽を蒙て、備中守定高が家を、其子息に讓る、佐十郎、父が本領を受けて、九萬八千石此年寛文十一年十二月廿八日叙爵して、對馬守に任じ、正盛といふ、

○伊豫守重長後に正春對馬守重次が二男、初め父重次、三浦監物重政に養はる、舍兄修理亮正澄卒して後、實父正次が世嗣となつて、おのが二男重長して、三浦の家を繼せけり、承應二年十二月、重長叙爵して、三浦因幡守と申す、萬治二年の正月、重長が兄備中守定高卒して、彼の男いまだ幼なかりしかば、重長また本姓に歸りて、兄が家を繼て、改て阿部伊豫守とぞ申ける、案ずるに重長が兄の家を繼ぐに至て、三浦監物が家は絶たり、定高が男對馬守正盛、成人に及びて後岩槻の城を讓りて、我身は本領なれば、上總國大瀧を領しぬ、一萬六千石

○修理亮阿部正澄は備中守正次が嫡男、父と共に大坂に戰つて、高名を顯し、上總の國大瀧の地を賜ふ、一萬石程なく卒して、その子市正正能幼なかりしかば、叔父對馬守重次が許に、ひと、なり、重次卒しける時、我が所領の地をも分ちあたへし程に、新墾田六千石といふ正能父の遺領と共に合て是を領す、一萬六千石なり承應元年六月、從叔豐後守忠秋の世嗣となる播磨守是なり、」

○豐後守阿部忠秋は、伊豫守正勝が二男左馬助正吉が子也、正吉若かりし時より、德川殿に仕へ參らせ、度々の高名を顯はす、小田原の城を圍れし日、城中より鐵炮を放つ事夥し、正吉進て鐵炮に中りて手負し事、家忠日記に見えたり、慶長四年十二月八日、歩行衆の頭となり、元和元年五月七日、大坂の合戰に、御方忽ち亂れ奔らんとす、正吉壹人踏止て、御方を制し戰て、終に敵を打破る、

世に傳ふる大城の諸記に、岡山の戰に、將軍家の御手忽に亂れ走る、正吉獨り踏止て戰ひ、味方遂に勝つ事を得たり、將軍家まのあたり、御覽じたりし高名なれば、此時の人々の高名をも、不覺をも、御糺しあるに及びて、正吉を證人になされしといふ、此說の如くなれば、岡山の合戰に、阿部兄弟を以て證人となさる、希代の事といひつべし、

○按ずるに大坂兩御陣、供奉記のしるす所は、左馬助は大御所御步行頭四人の中なり、將軍家御步行頭四人の中にはあらず、されば左馬助正吉が、岡山にて戰ひしといふ事、如何なる事にや覺束なし、

元和三年、兄正次が闕に補せられて、大番の頭となる、是より先、慶長十五年十二月廿五日、息男小平次、若君に附られたり、大猷院殿七歲の御時 後に豐後守忠秋と申せしは是なり忠秋幼きより、夙夜の奉公に懈らず、元和九年十二月御扈從組の番頭に至り、叙爵して豐後守に任じ、寬永元年正月十八日、父正吉が遺領に、我所帶を合せ賜ふ、父が領五千石、おのが領千石、すべて六千石 同き二年二月三日、加恩を蒙る、此時に一萬石な領すといふ 同き三年正月十一日、又所領を加られ、一萬五千石に至ると云 寬永九年二月、宿老の職になされ、一說に寬永十二年二月の事といふ不審 同き十一年閏七月廿九日、從四位下に叙せられ、同十二年十月廿六日所領を加賜ひ、一說に此時に二萬五千石に至ると、一說に此時には一萬五千石に至る、二說いまだ定かならず、同き十四年正月十二日、下野國壬生の城を賜ふ、二萬五千石 同き十六年正月十一日、武藏國忍の城に移る、六萬石一說此後正保四年加恩ありて六萬石に至る、 慶安三年の九月五日、大納言殿、西城に遷らせ玉ふに依て、忠秋を以て、かの御家老に附らる、同き四年左大臣家薨じさせ玉ひ、右大臣家、世を知召し其年八月十六日、侍從に任ず、明曆三年六月、忠秋が請に因て、彼の從弟故修理亮正澄が男市正正能を嗣と定められ、播磨守になさる、

忠秋重ねて望みしは、市正既に忠秋が世嗣たる上は、かれが實父正澄が所帶をば返し奉るべき所なりと申す、將軍家、この由を聞召し、修理亮が遺領上總國大瀧の地一萬石、もとの如く市正領すべし、但し市正が叔父對馬守重次が讓り與へし所、六千石の地は、備中守定高が父の領なれば、定高に返し附くべしとぞ仰下さる、

寬文三年二月八日所領の地加へ給ひ、二萬石を加へ玉ひてすべて八萬石を

領す同十一年五月廿五日致仕し、延寶三年五月三日に卒しぬ、播磨守正能、實は修理亮正澄が男、豐後守忠秋が世嗣となり、寛文十一年五月廿五日、忠秋が讓りを請て、おのが本領、共に合領す、九萬石延寶元年十二月廿三日、執政の職に補せられ、同き廿八日、從四位下に任ず、身いたはる所多して職に堪へずと辭し申す事止まざれば、同き四年十月六日、職免され、五年七月四日致仕す、嫡子美作守正武、讓りを受け、九萬石、此内一萬石をば父が隱居領とす其餘の男子等、所帶を分ち讓る、二男七三郎正重五千石、後に志摩守に任ず、三男長吉正房三千石、後に越中守に任ず、四男鶴之助二千石、後に主税と申す、

青山

○播磨守藤原忠成は、近江國の住人青山三郎定俊が後胤、喜大夫忠門が息男也、忠門初めて參河國に來り、額田郡百々村に住して、德川殿の御家人には成てけり、天正の十三年忠成いまだ藤七郎と申せしより、竹千代殿の御傅となされ、台德院殿七歲の御時、久能宗といふ是なり、同き十五年寄騎の士二十五人を屬せらる、若君御年十一歲、初て關白殿へ御見參の時、御供して上洛し、叙爵して常陸介になさる、明れば十八年關東に移り玉ひし時、武藏國にして所領の地を給ひ、五千石、一説に相州座間といふ、慶長五年十一月十八日播磨守と成、常陸介殿を避けまゐらせしなり、同き六年二月、上總下總兩國の地にて所領を加へられ、一萬五千石を領す、今年江戶の町奉行職を承り、關東惣奉行職を兼司る、十一年正月の末、忠成內藤修理亮清成二人、共に兩御所の御勘當を蒙て、十八年二月廿日六十三歲にて卒す、二人が罪蒙りし事、內藤が譜に詳なり、嫡男伯耆守忠俊、十四歲の時より、竹千代殿に仕へ參らせ忠俊童名藤藏、台德院殿に召仕はれて、藤五郎と改む、天正十八年、小田原を攻められしに、高名して、御感に預る、御感狀を賜ひしと云、慶長十五年十一月十七日、叙爵す、此事不審なり、慶長十年四月廿六日、台德院殿、將軍宣旨拜賀の記、供奉の諸大夫の列に、伯耆守忠俊と注す、されば十年の頃は、叙爵せし事分明なり、又慶長の末、御書院の番頭となされ、大坂の合戰の時、水野隼人正忠淸が手と、互に先を爭ひ、手の人々も多く討死し、我が郞等の討死も、十八騎とぞ聞えし、されば兩御所の御感に預て、其賞これ輕からず、加恩の程を知らず、今年元和元年九月、兩御所の仰にて、酒井雅樂頭忠世土井大炊頭利勝と共に、三人同しく竹千代殿の御傅になさる、

忠俊譜第の中に、人々多きに、保傅の重職に任せ

られしを、深く感じ思ひしかば、若君の愛度おひたゝせ給ふ樣にと思ひ謀りて、或時は、色を和かにして、をしへ導き奉る事もあり、或時は、顏を犯して諫め爭ひ奉る事も、度々に及びしかば、若君幼くわたらせ玉ひし御時に、恐れ憚らせ玉ひし程に、おのづから御行ひも正しく、おはしまし、に因て、將軍家も深く悅び思召されしといふ、

元和五年、岩槻の城を賜り、（五萬石、○一説に元和六年と云）同き八年四月、將軍家日光山に詣でさせ給ひし時、（大神君七年の御忌祭也、）かれが城に入せ給ひ、御氣色殊に宜しく、物多く賜りぬ、如何なる事にや、寬永二年忽に罪蒙て、遠江國小林といふ所に配流せられ、同き九年同國今泉といふ所に移され、二十年四月廿五日、終に配所にて、空しくなる、六十六歲とぞ聞えける、子息因幡守宗俊も、（元和八年に叙爵す）父と一所に流されしが、父が死せし後、頓て召返され、程なく御書院番の頭となされて、祿を賜ふ、（三千石）

宗俊始て幕府に參りし時、昔親しき人々來り集り、悅びあへりし所を、堀田加賀守、打過ぎしが、立寄て誰にてわたり候ぞと問ふ、有あふ人々皆手を束ね、青山因幡にて候と答へしかば、伯州の子息なといひしに、宗俊また人々に、かく問はせ給ふは、誰人にましますと問ふ、是こそ加賀守殿にてましませといふ、宗俊聞もあへず、さては勘左衞門御息に候かと云ひしかば、人々皆色を失ふ、當時加賀守に向ひ、誰かは、かくは云ふべき、さる人の子なりけりと、聞人みな感ぜられしと、古き人の物語せしを承る、

明る正保元年五月廿三日大番頭に遷り、慶安元年閏正月十九日信濃國小諸の城を賜る、（三萬石）此時左大臣家宗俊を御前に召され、汝が父、我が幼きより、家を輔け、其忠を盡し、其誠を抽きんでずと云ふ事なし、然りといへども、我いまだ年若くして、事の情を辨へる事明かならず、當時は左も思はざりき、今こそ思合はさるれ、罪なくして配所にて死せし事、返〳〵も不便の至りなり、責ては彼の亡魂の恨みを慰めんがためにとて、信州小諸の城を以て汝に賜ふ所なり、汝また父が心を以て心として竹千代に仕ふべし、と仰せもあへず御涙に咽ばせ玉ひければ、宗俊も感涙に堪かね、

出だす詞もなく御前を罷立つ、伺候せし人々もみな袂をしぼりしといふなり、

寛文二年九月十五日、大坂の城守るべきよし仰下され、所領餘多加賜ふ、（御城代と成て五萬石を領す、）同き九年十二月、關東に召されて、從下の四位になされ、色々の賜物あり、御臺所にも召されて、御盃を下され、且かづけ物多く賜りて、歸さる、是又希代の寵恩とぞ聞えける、かくて齡既に傾きぬ、重職に堪へずと頻に訴へ申す程に、御許を蒙りて、延寶六年八月十八日、遠江國濱松の城を賜ひ、明れば七年二月十五日、七十四歲にて卒す、嫡子和泉守忠親、父が家を繼ぐ、（後に忠雄、）

○大藏少輔藤原幸成は播磨守忠成が三男、大相國家に仕へまゐらせ、慶長七年、下總國臼井の地を給ふ、（五萬石）同き九年御不審を蒙る事あつてけるが、程なく御免し有て元の如く召仕はれ、同き十年三月廿一日、敍爵、（初めは雅樂助、後に大藏少輔、）十七年十二月廿一日、下總國高崎の地を加へ給ふ、（千石なり）大坂の軍起りし時も、また御勘當を蒙りしが、忍びて御供に侍ひて、岡山の戰に、自ら首一つを切り、郎等共に首四つ取らせて、御前に參りければ、將軍家御心よげに御覽じ、幸成高名したるやと仰せ下されて、忽ち御免を蒙り、次第に歷昇つて、大相國家宿老の職に居て、御書院番の頭を兼ぬ、（台德院殿西城へ御隱居ありし時の事なり此時御書院番五組の頭、皆老中にて兼ぬ、）大相國家かくれさせ玉ひし後、寬永十年、遠江國懸川の城を賜ひ、（一萬石加へられて三萬五千石、一說に此城を給て二萬石を領す、○按ずるに、老中の職は、此時に免れしにや、）同き十二年攝津國尼が崎の城に移り、（一萬五千石を加へられて五萬石と成、一說に一（一作三）萬石を加へらる、）同き二十年二月十六日に卒す、大膳亮幸利家をつぎ、（四萬八千石）舍弟等に所領を分つ、（二男丹後守幸通新墾田三千石、三男信濃守幸重二千石、四男藤藏幸高千石）

● 永井

○右近大夫大江直勝は、長田平右衞門直吉が男なり、（系圖幷に諸傳記には、皆重元といひぬ、林道春が選し石表には、直吉と見えたり）直勝が祖父喜八郎廣正、岡崎の贈大納言家に仕へ、三河國大濱村上宮社田を領す、德川殿いまだ駿河國府におはしませし時、今川殿へ仰られて、廣正大濱を賜ふ事元の如し、義元よりの證文ありと云ふ、是に因て按ずるに、岡崎殿かくれ玉ひ、德川殿駿河に止められ給ひし時は、御家人等の所領を給ふ事も、御心に任せら

れず、義元の沙汰ありしなり、
廣正死して直吉つぐ、直勝幼き時、三郎殿に近くめしつかはる、
世に傳ふるは、信康ぬし踊りといふ事を深く好せ玉ふ、直勝その頃は傳八郎と申て、童なりしが、其事に堪能なりし故に、御寵愛深かりしといふなり、
三郎殿御事ありて後、德川殿召て名字改めさせ、永井傳八郎とめさる、
夏目が記を案ずるに、德川殿仰に、長田は義朝を弑せし逆臣の名字なり、長田を改めよとありしかば、永井と改む、永井は大江の姓なれば、大江の家の紋一文字に三星の紋をも許させ玉ひ、御譜代の御家人、阿部伊豫守の聟になされたり、永井もと因幡守大江廣元の二男より出づ、長田は平氏なり、長田入道が兄、弟一説親致は入道が謀事に組せざりしかば、子孫恙なくて、長田を名乘しなりと云云、世に傳ふる所の記に曰く、平城天皇の皇孫備中守本主初て大枝姓を賜ひ、其子參議音人大江と改む、音人の七男式部權大輔千古が九代の孫、大膳大夫廣元、鎌倉の右大將家より三代の將軍に仕ふ、是れ永井毛利等の祖なり、廣元が二男永井左衞門時廣は、三浦若狹前司泰村が妹聟たるに因て、關東評定衆の中にして隨一の人なり、泰村が謀叛の時、其徒黨たるの由にて、配流せられ、仁治二年五月廿八日、配所に卒す、誠は時廣罪なきに依り、其子甲斐守宗元召返されて、越後國にして三千貫の地を賜ふ、其後北條亡び、永井が子孫本領に失て、終に三河國に來り止る、平右衞門重元は、宗元が十一代の孫なり云々、○按ずるに、夏目が記の如くなれば、直勝もと永井にはあらず仰を蒙り改めて稱號せし所なり、世に傳ふる所は本姓大江にて、永井が子孫、後に長田と改め又其本姓に復せるなりと、是兩說なり、想ふに緣りなきに永井と名のれとは仰られじ、如何さま故あるべし、又東鑑を考るに、長井左衞門大夫に作る、永井にはあらず、また時廣の仁治三年に配所にて死せしといふ事、誤れるにや、三浦若狹前司泰村が打れしは、寶治元年なり、仁治二年より七年の後の事なり、若くは寶治二年といふを誤れるか、長井が

三浦が爲に配せられし事も、東鑑には見えず、毛利藏人入道西阿、同子息兵衛大夫光廣等が與黨たるは載せたり、新編纂圖にも、長井左衛門時廣と載せ、永井とは見えず、また時廣が男甲斐守といふは泰秀としるせり、掃部助宗元といふは廣元の子にて、時廣が爲には弟なり、時廣が子といふ說は不審なり、

天正十年の春武田亡びし後、德川殿、安土に參り給ひければ、御供の人々の座を分ちて、右大臣殿自ら配膳して酒たびし時、直勝も其座に請じ入れらる、これより德川殿、都のあたり御歷覽ありしうち、織田殿御父子討たれ玉ひ、德川殿伊賀國に懸て、本國へ歸らせ玉ふとて、伊勢國より御舟に召され、三河國大濱に着かせ玉ひしかば、直勝が父直吉、おのが家に入れ奉て、御餉すゝめ參らす、直勝御供に侍ひて、凡そ路次の警衛怠らず、同き十二年四月九日、長湫の合戰に直勝年廿二歲、敵の大將池田紀伊入道勝入が首とつて、見參に入る、卽ち其賞を行はる、北畠殿大に感じ玉ひて、入道が佩きし太刀給ひぬ、德川殿千石を給ひぬ、入道が佩きし太刀は、篠の雪といふ、山中忠兵衛が記にいふ、後に聞しに、勝入をば安藤彥四郞鎗にて突く、永井傳八郞斬て伏せ首を取る、傳八郞が手をば御方の者の切しなり、彥四郞は猶進て、池田庄九郞が首を斬ると云云、庄九郞とあるは、紀伊守が事なり、又彥四郞とあるは、後に安藤帶刀といひしが事なり、又同記に曰く、永井右近に千石の地を給ふ、信雄は五千石給ふべきよし仰せられしに、家康が家人にさ程の賞行ひし事いまだ候はずと仰せられしと云々、○謹て按ずるに、信雄の宣ひし所は、信長秀吉の風にて、古にいふ功を尙ぶといふもの、覇術に出づ、信長秀吉の亡び給ひしも、此道に因れる所か、德川殿の仰せられし所、深き御心にやあらん、神孫長く世を知しめし、天下動きなき事むべなるかな、これらを、一言邦を興し一言邦を亡すといべきにや、

其後東西、御和睦成て、天正十八年の秋、德川殿關東へ移りたまひし時、武藏國にして所領の地給ふ、五千石文祿元年朝鮮の事起りしかば、德川殿も肥前の名護屋に趣かせ給ふ、太閤德川殿の御陣に成らせ給ひ、

直勝を御覽じ、あれは誰とか申すと尋ね給ひしに、永井右近直勝と申す、勝入が首取たるは汝か、双なき勇士、御さんなれと、仰られしを、羨まぬ人もなし、同き四年三月廿日大閤、直勝に從五位させ、豐臣の姓をゆるさる、關が原の合戰の時、御所の御右に陣して大將を承る上は、自らの高名はなし、軍の掟よければとて、其賞を給る、（二千石を賜ひ、其外に四千五百石餘を三河國にて賜ふ、是は寄騎の士の給料なり、）爰に細川兵部大輔入道玄旨、故の足利殿に近侍して、當時無双の有職の人なりけり、關が原の戰の後は、都のほとりにおはしたるに、德川殿、この人につきて、前代柳營の故事ども尋ね問せ玉ふ事ありしに、直勝御使に擇ばれて、常に彼の許に行き向て其事を傳ふ、當代の禮節、多くは彼の入道の傳へし所に依て定められしとぞ聞えける、

謹て按ずるに、天下の亂初て定りしに及んで、やがて其禮を講じさせ玉ひし神慮の程、とかう申に及ばれず禮にあらずんば、如何でか、天下も國家も治るべき、然るに百年の今、禮樂興るべき期に及びて、此事を語り傳ふる人もなきは如何ぞや、

大坂前後の軍に、直勝が手勢六千人を引具し、大御所に屬ひ奉る軍終て後、諸手の人々の高名不覺を御糺明ありしに、直勝が手の兵は、直勝が沙汰たるべき由を仰下されて、御糺明にも及ばず、當時の面目、是に若く人あらず、大御所かくれさせ給ひて後ち、將軍家に仕へ奉る、明れば元和三年常陸國笠間の城を賜ふ、（三萬二千石を領す、）

世に傳ふる所は、池田紀伊入道の息輝政の參議、大御所の聟君と成て後、參見のついでに、御内に永井右近大夫と申すが候ふなる、所領いか程をや賜ふらんとありしかば、五千石を賜ふと仰られしに、父にて候ふ入道が首の價は、賤く侍る者かなと申されし程に、忽に笠間の城に七萬石の地添て賜ふといふ、誤れるにや、按ずるに、直勝に祿多く給べとありしは、信雄卿なり、入道を討し事を譽め給ひしは太閤なり、直勝次第に大名と成し事、皆本文の如し、五千石を賜ひしは、關東へ入らせ玉ひし時の事なり、其後に所領加へられしは、關が原大坂の賞なりしなり、笠間を賜ひしは、大御所かくれさせ給ひし後、大相國家の御代の初なり、輝政卿は大坂の兵起るべき一年前、慶長十八年の

正月に卒せられき、其後三年を經て、直勝に笠間を賜ひしなり、又笠間を賜ひし時、三萬二千石をこそ領したれ、七萬石にはあらず、總て世に誤り傳ふる事、此等の類、いくらといふ數を知らず、

同き五年、福島左衞門大夫正則、罪あつて、國をのぞかれし時、直勝御使として行向ひ、事故なく、安藝備後等を收取る、此年常陸の柿岡土浦等の地加へらる、（二萬石を加へられて五萬二千石を領す）同き八年、出羽の最上の滅びし時、本多上野介正純と共に、御使承り、行向てかの領せし地收取る、かゝる所に本多また罪蒙る事あつて、直勝、鳥居左京亮忠政（鳥居時に最上が地を領せし初なり、）仰を承り、正純こゝより由利の地に流さる、此年直勝、下總國古河の城に移る、（二萬石を加へられて、七萬二千石を領す、）年六十三歲にて、寛永二年十二月廿九日に卒す、嫡男信濃守尙政、家を繼ぐ、生年十四歲にして、父と共に小山關が原等の御陣に隨ひ、十六歲より大相國家に仕へ奉る、慶長九年、常陸國貝原塚の地を賜ひ、（千石）同き十年、叙爵し、大坂前後の軍に隨ひ、五月七日御使を承て、先陣に行向ひ、よき首一つ取て歸る、明れば元和二年、武藏國菖蒲、近江國志賀等の地を加られ、御書院の番頭となさる、（四千石を加へ玉ふ、）同き五年、上總の國にして地加へらる、（一萬石を加へ給ふ、）同き九年、遠江國にして地また加らる、（五千石加へられて、都合二萬四千石を領すといふ、）これよりさき、大相國家宿老の職に在て、御書院番の頭を兼ぬ、（これを西城の御老中といひしなり、但し宿老職を承りし年月、諸役人帳等に詳ならず、）父卒して後、舍弟等と共に所領を分ち讓らる、（父が分つ所六萬七千二百十三石、自ら領せし所を合て凡八萬九千百十三石餘を領せしなり、）大相國家薨じさせ給ひし後、寛永十年二月山城の國淀の城に移る、（十萬石）是れ畿內樞要の地にして、帝城擁護の鎭たる故とぞ聞えける、（此時宿老の職は免されしなり）正保元年（一說に二年とあれど石表の辭に從ふ）十一月廿三日、從下の四位に昇せられ、萬治元年二月廿八日致仕し、同き八月、入道して信齋と號し、子息等悉く所領を分ち讓らる、（嫡男右近大夫尙征七萬三千石餘、二男大和守尙保七千石、此人病者たる故にや、三男伊賀守尙庸二萬石、四男佐渡守尙善は兄大和守が養子たり、一說に尙善を尙重に作り五男といふ、五男外記尙春、六男甲斐守尙冬、二人共に新墾田三千石つゝ）嫡子右近大夫尙征父に繼ぎ、寛文七年二月廿五日丹後國宮津の城に移り、（七萬五千石ともいひ、七萬三千六百石とも、）延寶元年十一月十一日六十一歲にて卒す、嫡男越中守尙房廿九歲にして父に先立ち、寛文五年七月十九日に卒しければ、二男（實は三男か）土佐守尙長を世嗣とす、尙長父に繼ぎ、延寶三年十二月十五日信濃守となり、同七年十一月朔日

御奏者番の事を承る、

○伊賀守大江尚庸は、信濃守尚政が三男幼きより左大臣家に仕へ、父致仕の後、所領を分ち譲られ、（二萬石）寛文元年六月八日、御奏者の事を承り、同き五年十二月、少老の職に補せられ、同き十年二月十四日、京都所司代と成て、所領加へられ、（三萬石を領す）延寶四年の春、職免されて、明る五年三月廿七日卒す、四十七歳、其子伊賀守尚富つぐ、

○日向守大江直清は、右近大夫直勝が二男、大坂前後の戰に從つて、五月七日、よき首一つ切て獻る、父卒して父が所領を分つ、（如何程といふ事聞かず、）寛永九年、叙爵し、御書院の番頭に至る、（此年月日、諸役人系圖に漏れぬ、）舍兄信濃守尚政、山城國淀の城賜ひし時、直清も所領加へられて、同國長岡の邑を賜ふ（二萬石を領す）兄弟共に京都の警衞に備へらる、慶安二年七月四日攝津國高槻の城を賜ふ、（三萬六千石）寛文十一年正月九日卒す、八十一歳、子息市正尚時家をつぎ、延寶八年七月十八日四十三歳にて卒す、其子近江守直只家を繼ぐ、實は右近大夫尚征の二男、尚時が世嗣とす、

●安藤

○對馬守源重信は、河内守賴信朝臣二男、肥後守賴清の曾孫、安藤太郎長基が後胤也

按ずるに、賴清は從四位上肥後守、又安藝陸奥等の守たり、家の系譜に曰く、賴清が子美濃守家宗其子三郎大夫家基其子安藤太郎長基なり、長基が子高倉院藏人成基、其子兵庫頭基重、其子判官代業基、其後は世繼不詳と云ふ、世又一説あり、安藤元は安倍姓たり、仲麿七世の孫泰平と云ふ、鎭守將軍になさる、其子朝任は鳥羽院の武者所に侍ひて、僧文覺を生捕る賞に藤原の姓を賜ひ、安藤左衞門尉とめされしより、子孫相承て安藤と稱す、朝任十一代の孫太郎家重是なりといふ、仲麿の事の如きは詳に國史に見えしかば、論ずるに及ばず、十六歳にて入唐し、七十餘にして、かしこに死す、其子其孫の本朝に來り歸り入るといふ事、國史に見えず、泰平といひしが鎭守將軍たりと云ふ事いまだ所見あらず、又文覺坊が事は、高倉院御在位のほど、治承三年三月の事にて鳥羽の上皇崩じ給

ひしより、廿三年の後にあり、其時の事をしるせし者どもにも、信濃國の住人安藤武者右宗（スケムネ）文覺をくみとめしに依て賞に當座に右馬允になされしと見えたり、其名朝任とは見えず、又固より安藤武者とめされければ、此事によりて、初て安藤の稱ありしともきこえず、

重信が祖父、三河國の住人安藤太郎左衛門尉家重、始て岡崎贈大納言家につかへ參らせて、德川殿の御時に至る、家重が嫡子木工助基能、德川殿の御時、御旗奉行を承て、元龜三年十二月三方が原の戰に討死す、男子貳人嫡男は帶刀直次、對馬守重信は二男にてぞ候ひける、直次生年十七歲姉川の合戰に、高名を極めしより長湫の戰に、敵の大將二人まで討て、天下に其名を顯はし、度々の高名數を知らず、大御所駿河に御座移されし後、直次本多上野介正純、成瀨隼人正正成と三人、奉書連署の事を承る、其後遠江宰相殿には附られたり、（慶長十五年の事なりといふ、子孫今紀伊家の長臣なり、）重信童名は彥十郎、成人の後五左衛門と申す、これも長湫の戰ひに高名し、其後中納言殿に附られて、宇都宮の御陣に隨ひ、上方の兵、起しかば、山道の御供す、此年慶長五年四月九日叙爵し、同十五年十二月廿五日上野國吉井の地を賜ふ、（五千石、是迄は如何程といふ事詳ならず、）十二年に奉行職を承る（諸役人帳を按ずるに、御納戶頭の中に、安藤又左衛門といふあり、さらば始めは是等の役なども經しなり、）十七年十二月廿一日下總國小見川の地を加給ふ、（一萬石を加へられて、一萬五千石を領すといふ、）十八年常陸下總等にして所領加給ひ、（鹿島結城二萬石を給り、三萬五千石に至る、一說に此事は元和元年なりといふ、如何あるべき、）大坂の兵起りし時、將軍家の御供して打立つ、大御所近江國永原に御陣をめされて、早々のぼらせ玉ふべきよしを仰せ遣されしかば、御勢をば重信に屬られて、御自らは近習の人々ばかり御供にて上り玉ふ、其後東西御和睦ありて、御上洛ありしにも、重信又御跡に留る事、數日の後、御勢を引ぐして上洛す、明年又兵起し時、將軍の御陣の後に陣し、手の者をば息男重長に下知させ、其身は常に御陣にあり、五月七日の戰に、御勢を下知して戰ひ、城既に落ちて、井伊掃部頭直孝を城中に差遣されし時、重信檢使を承る、其後又御跡に留る事廿日餘り、大坂の事とも沙汰して上洛す、元和五年福島が國除かれし時、重信また御使を承り、息男重長と共に安藝國に向ふ、此年上野國高崎の城を給つて（五萬五千石）同き七年六月廿

九日六十五歳にして卒す、其男右京進重長家を繼ぐ、重長實は本多藤四郎某が男とぞ聞えける、大坂の城落し時、父が手の者に下知して戰ひ、自らも首切て獻る、其後御書院番の頭になされたり、さらば父の家つぎし後の事にや、役人系圖を按ずるに大猷院樣御書院番五組の頭の中に、右京進重長見えたり、寛永二年の事なりといふ、寛永九年十月駿河大納言忠長卿、罪蒙らせ給ひ、重長を以て預人になさる、明れば十年十二月六日、忠長卿、高崎の城にして失せ玉ひぬ、

寛永日記等の諸記を合せ見るに、寛永九年十二月駿河殿、高崎の城に渡らせ玉ふ、明る十年九月、阿部對馬守重次、將軍家の御使として、行向ひ、右京進重長に逢て、御使の旨を傳ふ、駿河殿、初め罪宥られ玉ひ、重長に召預けらるゝ事既に終んぬ、されども猶御心改らせ給はず、よからぬ御振舞ひ世に漏ぬる事少からず、きつと其罪を定めさせ玉はん事は、さすがに親しき御中なり、如何でか仰も出さるべき、此上は重長如何にも計らひて、彼の御心より起りて、御自害あらん樣に仕るべき者なりとのべたり、重長畏り承り、暫しは、ものをも云はず、やゝありて後重次に向ひ、重長か、る仰を蒙る事、尤も不幸の至なり、さりながら、などか仰をば背き候べき、御教書をや帶し玉ふらん、さらば拜し奉るべしと望む、重次聞て此事、君の御心より出て、重次が口に傳へ、御身が耳に入るべき事なれば、御教書を下し給はるべき事にあらず、また重次苟も執政の事に加る身として、此御使を承る、何をか疑ひ玉ふべきといふ、重長重て重長が申所、わ殿を疑ひ參らするにもあらず、まして仰を輕んじ奉るにも候はず、そも〳〵此殿は大相國の御寵子、將軍家の御愛弟、親しくも、貴くも、わたらせ玉ひ、古にあつて、六議の中其二つを兼させ玉ふ御身なり、縱令いまかく罪蒙らせ給ふとも、よのつね人臣の例に准し難し、されば執政の重臣仰を傳へ給ふとも、口づから述られん事は重長たやすく領掌に及ぶべからず、只願くは、御筆を染られて下し給るべきよしを、よきに執し給るべしと云切てければ、重次力なく引かへして、此由を申す、やがて自から御筆を染められし御教書を帶して、これを渡す、さてこそ重長領掌をば、してんけれ、かくて月を越て後、十二月

六日の朝に至りて、重長大納言のわたらせ給ふ所を守る侍に下知して、殿のおはします庭に、緣の間少し引のきて、嚴しく鹿垣をむすびわたす、殿みづから御出ありて、何故にかくはするぞと尋ねさせ玉ひしに、重長が侍、畏りて、公よりの仰にや候はん、精き事は存ぜず候と申す、障子引建て入らせ玉ひて後は、出させ玉はず、日も旣に暮れぬ、近く召仕るゝ女房達三人を、宵より皆御暇給はりて、おのが局々に下さる、御傍にはべるもの、女の童たゞ二人あり、酒溫めて參らせよと仰られしに依て、御前を立て、やがて、提子（ヒサゲ）もちてまゐる、御盃を取上げ玉ひて、めすこと二たびに至りて、今少し溫めてまゐらせよとあれば、一人の童提子もちて出づ、今一人の童には、汝は肴取りて來れとありしかば、同じく御前を立て御酒御肴もち來て見れば、白き御小袖の上に、黑き御小袖に御紋つきたるを打掛て伏させ玉ひしが、御小袖悉くあけに染みて、事切れさせたまふ、二人の女の童は大に驚き走り出て、かくと告しかば、配所の御供に侍ひし人々、走せ參りて見るに、御わき刀にて、御頸の半つき貫かせ玉ひ、前の方へおし切つて、うつぶしに伏させ玉ひぬ、御年は廿八にぞならせ玉ひける、また御事あるべき五三日前より、御寶物ども長持に入れさせ玉ひ、御手ずさみに書せ玉ひし反古やうの者と同じく、おはします所の庭にして、悉く燒棄させ玉ひき、此程よりかく思召たゝせ給ひしにやなど、世には傳へぬ、詳なる事をば誰か知るべき、もし此等の事誠ならんには、重長が申せし言葉、今又一月を越ん程を待て、其後御心つかせ玉ふやうに計らひしは、深き心ありとぞ、見えし其事も皆空しくなりぬれば、あはれなりし事なり、今の世誰かかゝる仰うけて、一月をこえん程を、その事となく打過ぐべき、誠に重長はゆゝしき人にこそ、

明れば十年所領の地加へ給ふ、（一萬石加られて六萬六千石と成、）十六年二月十一日寺社奉行の職奉りて、明曆三年九月廿九日卒す、五十八歳（一說に六十歳、）嫡男式部少輔重之父に先立て卒しければ、嫡孫對馬守重貞家を繼ぐ、（六萬石）二男丹波守重好父が所領を分給ふ、（六千石、）三男壹岐守重常叔父伊賀守重元が世嗣となる、（一說に、丹波守に五千石、壹岐守に、千石をわかちたまひしと）

いふなり、

●板倉

〇伊賀守源勝重は、陸奥守義家朝臣五代の孫、足利宮内少輔泰氏の二男、板倉五郎義顯の後胤なり、義顯また澁川と名のる、それが末葉、三河國額田郡小美村の住人八右衛門好重が時に當て、同國松平大炊助好景に屬して、永祿四年四月十五日、好景と共に吉良義昭と戰て討れぬ、好重男子三人あり、嫡男杢右衛門尉忠重は、好景の男故主殿助伊忠に仕ふ、伊賀守勝重は、好重が二男にて、幼き時僧となり、當國夏山といふ所の禪院にぞ候ひける、三男は喜藏定重、主殿助家忠に仕へ、(伊忠の男なり、)天正二年七月高天神の城にて討死す、定重打死したりし後、德川殿の仰せ事ありて、勝重還俗し、初め澁川と名のる、又板倉と改めて、四郎右衛門尉とぞ申ける、

一說德川殿の御家人永井善右衛門、初め武者修行すとて、諸國を廻る、或時御前に召され、國々の事聞召すついでに、誠や板倉が子の僧となりしが、生殘てありといふ、若しも廻り逢ひけるやと尋ねさせ玉ひしに、さん候當國夏山に禪僧の候ふを、板倉が子の由を申と答へ奉りければ、大に悅ばせ玉ひ、やがて永井して召され、還俗させて御家人となされしといふ、

天正十六年德川殿、駿河の國府に移り住せ玉ふに至て、多くの御家人の中を擇び玉ひて、勝重して此所の町奉行に任ぜらる、

初め勝重を召され、此職の事仰せ下されしが、其任に堪ざるよしを固く辭し申けれども更に御許しなく、勝重さらば宿所に罷り歸り、妻にて候ものと謀りてこそ、御返事をば申べけれと申す、德川殿笑はせ玉ひて、さもありなん罷り歸りて相謀れと仰せ下さる、妻は勝重が歸るを迎へて悅ぶべき事ありと告知らす人あり、如何なる幸や候と云ひけるに、勝重物をも云はず、ほくそゑみて、衣裳ぬき棄て、坐になほり、妻に打向ひ、されば今日召されし事、餘の義にあらず、此度御座所を移さるるに依て、彼の町の奉行たるべきよしを仰せ下さる、如何にも叶ふべからざる旨を辭し申せども、御許なし、さらば我家にかへり、妻に謀り候はん

と申て罷歸りぬ、さて御事は如何にや思ふといふ、妻は大に驚きて、あな淺まし、わたくしごとなどならば、夫婦はかるといふ事もこそあれ、公にて、かゝる事や、のたまふべき、まして是は仰せ下さるゝ所なり、殊に其職に堪へ堪へじは、御心にこそあるべけれ、みづから如何で知り候べきといへば、勝重いや〳〵、我この職は堪へん堪へじは、我心一つのみにあらず、御身の心による事にて侍るぞ、まづ心を沈めてよく聞き玉へ、古より今に至り、異國にも本朝にも、奉行頭人などと云るゝ者の、其身を失ひ、其家を亡さぬは稀なり、或は內緣に就て、訴を斷る事おほやけならず、或は賄賂に因て、理を判つ事わたくし多し、これらの災は婦人より起る所あり、我れ若し此職奉らん後は、親しき人の云ひよらん事なりとも、訴訟の事、執し玉ふまじきか、僅の贈もの參らせて候事ありとも、苞苴のもの受たまふまじきか、これらの事を初として、おことは勝重の身の上、如何なる不思議の事ありとも、さし出て、もののたまふまじきよし、固く誓ひ給はざらんには、勝重此職に任ずる事は、如何にも叶ふべからず、さればこそ、御身と謀るべしとは申たれといふ、妻つく〴〵うち聞て、誠にのたまふ所ことわりにこそ侍れ、みづからは、如何なる誓ひをも立てなん、とく參りて、畏まらせ玉へといふ、勝重大に悅びて、神にかけ佛にかけて、かたき誓ひたてさせて、此上は思ひ置く事なし、さらば參らんとて、衣裳ひきつくろうて出づ、袴の後腰をもぢりて着たり、妻うしろざまに見て、はかまのうしろあしう候といふて、立寄てなほさんとす、勝重聞きもあへず、さればこそ、我が妻に謀らんと申せしは誤たざりけれ、勝重が身の上の事如何なる不思議ありとも、さし出て物いはじと誓ひしは、今の程ぞかし、早くも忘れ給へりな、この定ならんには、勝重職うけ給る事、叶ふべからずとて、また衣裳ぬき捨てんとす、妻大に驚き悔て、さま〴〵の怠狀まゐらす、さらばその言葉、いつまでも忘れたまふなといひて、御前に參る、德川殿如何に汝が妻は何とか云ひしと仰せければ、妻にて候ものが、愼みて承れと申侍ると申す、さこそあらめとて、大に笑はせ玉ひ

しとなり、
天正十八年、關東へ移り玉ひても、職元の如く、慶長六年の春、京都に所司代を置き玉ふべきにて、勝重幷に加藤喜左衛門を擇びて上せらる、加藤は六條にして、本願寺の寺地を賜ふ時に、私の事ありとて、罪蒙る、其後は勝重一人職に在り、同き八年二月大御所、將軍宣旨を御拜賀の時、從五位下に叙し、伊賀守に任ず、此頃は關が原合戰の後、天下草創の初めにて、士も民も威にのみ服して、いまだ德に懷かず、まして、豐臣家、京近き程にまし／＼て、都鄙のうち、さすが昔を忍ぶ者の猶少からず、人の心も定まらず、上は一人より三公九卿諸衛百司の事を執し、下は神職寺務農工商賈の事に至るまで、悉く皆此職にすべ司る、云ふ斗りなき要劇の職なれど、事一つとして淹(一作流)滯なく、物一つとして廢缺なく、天下皆其能を稱せずといふ者なし、

此人の事、世に傳る事極て多し、悉く擧ぐるに暇あらず、當時の智ある人に、勝重の事を尋ねしに、此人の訴を斷わるに、訟へにまけしもの、おのが罪なる事を悔みて、職を恨まずと答へしといふ、此一言にて、此人の才と德とを知るべし、

大坂の兵再びまでおこりしにも、勝重かくて在りければ、王城のうち動きなく、叡慮も殊に安かりけり、元和五年從四位下侍從になさる、齡既に傾きしかば、職頻に辭し申けるに因て、同き六年御許しを蒙て、子息周防守重宗、父が闕に補せられ、勝重年積りて八十歲、寬永元年四月廿九日に卒しけり、

勝重頻りに職を辭しけるに、將軍家今暫くかくて候へ、いまだ汝に代りて此職をさむべき人なしと仰られて、御許あらず、なほ請ふ事止まざれば、されば汝に代るべき人を選みて薦めよ、いまだ其人を得ずと仰せ下さる、勝重都に候ひて、多くの御家人の事、如何で知るべき、此程の人の中に、などか其人のなかるべき、よく人々に御尋ねあるべきにて候、さりながら、なほも勝重に進申せと侍らんには、子にて候ふ周防守重宗は、寗夫の首きるべき者には候はず、若し彼を以て父が闕に補せらるべく候やと申ければ、將軍家大に悅せ玉ひ、重宗を召して、京職に補せられ、勝重御免を蒙る、重宗辭し申けれども、子を知るは父に若かずとい

ふ事あり、汝が父の薦めにてあれば、辭する所あらじと仰せ下されしかば、力及ばず、重宗なく〱父に向ひ、重宗如何で此職に堪へ候べき、なさけなうも御推擧に預り候者かなと、怨みかこつ、勝重打笑うて、おことは世話を知り玉はず候よな、爆火を子に拂ふといふ事は、此父が事にて候ぞと答へしといふ、

周防守重宗は、勝重が嫡男なり、將軍家に近くつかへて、御扈從組の番頭となされ、小十人歩行衆等の頭を兼ぬ、（大坂前後の戰に、一人して三つの職を兼ね司れり、）元和六年三十五歲（一作二十六）にて父が薦めに依て、京職に補せられ、（一說に元和五年十月と云、）職に在りし事凡そ三十餘年、人の敬ふ事神明の如く、愛する事また父母に似たり、父も子も同じ名臣にて、君の寵恩尤も厚く、位、從四位の上に昇り、官、左近衛權少將に進む、承應三年十月廿九日に御免を蒙て、明暦二年八月四日下總國關宿の城を賜ひ、（五萬石、）（按ずるに、重宗職とけしこと、承應三年たるのよし、諸役人系圖幷に諸役人帳に載する所なり、明暦元年の記を按ずるに、八月廿六日牧野佐渡守に、寄騎五十人同心百人を預けらる、十月十二日御暇を給ひ、十一月十六日板倉周防守が家に移ると云々、然れば板倉牧野が交替は、明暦元年の冬と見えたり、）同き年十二月朔日七十一歲にて關宿の城に卒す、

此人の職にありし時の名譽、天下の稱する所、また擧て數ふべからず、其要を取て、一條をこゝに註す、重宗職に任じて後、每日に決斷所に出づる所、西面の廊下にして、遙に拜する事ありて、決斷所に至る、此所には、茶磨一つをすゑ置き、明障子を引たてて、その內に坐し、手づから茶ひきながら、訴へを聞分つ、人みな此事どもを不審しあへり、されども、問ふ事も得ならず、はるか年經て後、問ふ人ありしに、答へて曰く、まづ決斷所に出る時に、西面の廊下にて拜する事は愛宕の神を拜するなり、多くの神の中に、殊に愛宕は靈驗あらたなりと聞し程に、所願ありてかくは拜しぬ、その所願といふは、今日重宗が訴へを、ことわらんに、心に及ばん程は、わたくしの事あらじ、若し過ちて、わたくしの事あらんには、たち所に命を召され候へ、年頃深く賴みまゐらする上は、少しも私心あらんには世に永らへさせ給ふなと、日每に祈誓するにて候ふ、また訴へを判つ事の明かならぬは、我心の事にふれて動くが故なりと思ひなしぬ、よき人は自ら動さゞらんやうこそあら

めど、重宗それ迄の事は叶ひ難し、たゞ我心の動くと、静なるとを試るには、茶をひきて知る、心定りて静かなる時は、手もそれに應じて、磨の環る事平にして、きしられて落つる所の茶、如何にも細かなり、茶のこまかに、落る時に至りて、我心も動かぬと知り、其後やうやくに訴へを判つ、また明障子を隔て、訴へを聞く事は、凡そ人の面貌を打見るに、憎さげなると、憐がましきとあり、誠しきあり、かたましきあり、其品多くしていくらといふ數を知らず、見る所の誠しきと思ふ人の云ふ事は、誠と聞かれ、かたましきと見ゆる人のなす事は、何にても皆詐りと見ゆ又あはれがましき人のうつたへは、まげられたる所あるよと思はれ、にくさげなる人のあらそひは、ひがことならんと覺ゆ、これらの類は我が目に見る所に心の移されて、彼れが言葉を出さぬ内に、はや我が心の中に、邪ならん正しからん、まがらん、直からんと思ひ定むる程に、訴への言葉を聞くに至りては、我が思ふ方に其事聞きなす事多し、うつたへのなるに及びては、あはれがましきに、にくむべきあり、にくさげなるに、あはれなるあり、誠しきに、僞りかたましきが、多き事、此たぐひ殊に多し、人の心の知り難き、容を以て定めん事叶ふべからず、古へのうつたへを聞くには、色を以て聽く事あり、夫は覆はる、所なき人の事なるべし、重宗が如きは、見る所に就て、心おほはる、事多し、またさなきだに訟への庭に、臨んでは恐ろしかるべきに、まして生殺を掌る人を見ては、まばゆくいぶせくて、おのづから云ふべき事も得いはで、罪にも科にもあふ人あらんと思へば、所詮互に面を見も見られもせぬには若じと思ひて、かくは坐を隔つるにて候と答へしとなり、そも〳〵日々に神明に祈りて、私なからん事を盟ひ、まづ我心を内外より養うて、正しくなして、其後に訴へを聞き政をなす、是しかしながら、君に事ふるに力を盡せしが致たす所なれば、古への循良の吏といふとも、如何で此人に過ぐべき、又或る人の云ひしは、此人官反内貨來の五つともに備りしかば、訴へを聞く事の明かなる事むべなり、但し、かほどの人にも、反の一事をば、人の疑ひ受けし事一度ありき、

誠につゝしむべき事なり、一とせ質物の訴ありしに都に代々質取る商人の古法を引き出し例として、殿はいまだ此事は知し召さぬなどいひし事あり、其後ある人盗みし物を質とす、かのあき人とり置きぬ、其事顯れて、盗人罪にふす、かの質とる商人も、夫れに坐せられて一族盡く誅せられぬ、この罪死にあたらず、されば此商人は、はぢがましく云ひし事ある反報にやと、京童の云ひしなり、これより外には、三十餘年がうち、行ひし所の政事、人の咎むる事あらざりき、後世には有がたき賢臣なりといひしを承りき、

嫡子阿波守重郷家をつぐ、四萬五千石、二男伊豫守重形に五千石を分つ、其後重形大番頭と成、又一萬石を加へ給て、上野國安中を領せしなり、重郷四十三歳にして、寛文元年十二月十八日に卒す、其子隱岐守重常父に繼て後、寛文九年二月十五日、伊勢國龜山の城に移る、五千石加へられて、五萬石を領す、

○内膳正源重昌は、伊賀守勝重が二男、大御所に近く召仕れ、營中の事を執る、近習出頭人衆と云、慶長十年の夏叙爵、世のひと臙脂内膳と名つく、周防を蘇芳といひ替へて、兄より色の增りぬるとの心なり、大坂の軍、初め御和睦の事なる、城中に行向て、豐臣家の御起請文を受取るべき人を選まれしに、重昌、其年二十六歳、此御使にさゝれ、たゞ一人城に入て、大御所の思召すまゝに、事を調て歸る、大御所かくれ玉ひし後、大相國に仕ふること、大御所の御時の如し、西城に移らせ玉ひし時、御書院番頭を承る、其後寛永十四年十一月肥前國嶋原の賊徒起りし時、追討の使を承て馳向ひ、明る十五年正月元日西國の諸軍勢を率ゐ、城を攻て討死す、其年五十一歳、嫡子主水重矩年廿一（一作廿二）歳、父と共に筑紫に趣き、重昌討れて後、父が弔軍せんと、手の兵引ぐし、城中に攻入り、散々に戰ひ、首多く切て引返す、萬治三年十一月廿一日大坂の城番となされ、所領加へ賜ふ、一萬石を加へ都て二萬石なり、寛文五年正月二日の夜雷大坂の城に落かゝつて、五重の層樓悉く燒失せぬ、思ひも寄らぬ事なれば、城中、城外以の外に周章し、火救はんとて内に入らんとするに、城中の女童は、外に逃げ出んと、互ひに門々を爭ひ、出やらざれば、入る事も得ならず、こゝに重矩が守る所、京橋の口は、城門の外を去る事數十歩、忽ちに柵を結ぶ、柵の中また

門を開けり、兵、門々を守りて、甲乙人の亂入を禁ず、かねて又此邊なる所領の民に下知して、もし城に火あらん時は、是を持ち來りて、其偶を合せて、郎從等が妻子を引つれて行けとて、蛤の貝の半は民に與ふ、其貝の内に、郎從の名をしるす、半は郎從に與て、彼民の名を貝のうちにしるし配分す、此夜かの民共が馳せ來り／＼、符を合せて、郎從等が妻子、盡くゐて行きし程に、郎從等身のほだしなければ、一筋に城の守りを堅くし、靜まりかへつて音もせず、かゝる備へ、いくらもありて、世の美談となりぬ、

寛文五年十二月廿三日、關東に召されて、執政の職に補せらる、同き廿七日從四位下に昇る、同六年の七月廿八日、所領を加へらる、（二萬石を加へられて四萬石を領せしなり、）八年二月の朔日、假に京職の事を行ふべきよしを奉る、政務の事、猛を以て寛を救ふ、法皇殊に其能を稱しさせ給ひ、叡感の事多し、此年十二月の二十三日侍從に任ぜられ、九年從四位上に叙せらる、十年十月關東に歸つて、執政元の如し、十一年二月十日、所領を加へ給ひ、（すべて五萬石、）十二年閏六月三日、下野國烏山の城を賜ひ、明る十三年五月廿九日五十七歳にて卒す、嫡子伯耆守重良天性多病なりしがは、二男石見守重種（一作重通、以下同）を世嗣とす、（一説に重良か子重宣、幼より家事を行はしむるとも云、）重良父に先だち、寛文十一年五月廿八日卒す、其子越中守重宣なり、石見守重種は、初め叔父筑後守重直が嗣となりしが、兄重良多病なるに依て、實父重矩が世嗣となり、わが子千次郎を以て、重直が嗣とす、寛文十三年重矩が家を繼ぎ、延寶八年九月廿一日、寺社奉行となりて、御奏者の事を兼ね、また內膳正となる、

●井上

○主計頭源正就は、半右衛門尉清秀が三男なり、清秀誠は阿部大藏少輔定吉が子とぞ聞えける、定吉が家の女懷妊の事ありて後、井上半右衛門尉某が家に嫁して、男子を産む、是卽ち清秀なり今、井上の子孫鷹の羽を紋とする事、是れ阿部の家紋たればなり、清秀成人の後に、大須賀五郎左衛門尉康高の手に屬す、阿部大藏少輔が贈大納言家に忠を盡せし事は、大久保が物語、家忠日記增補、

阿部四郎兵衛入道が記等に詳なり、合せ考べし、

又井上は河内守頼信朝臣の三男、井上掃部助頼季の後なりといふ、

正就はじめ半九郎と申て、大相國家御幼少の時、天正七年より仕へ參らせて常に御側に伺候し、御納戸の頭を兼ね、御扈従組番頭になされて、小十人歩行衆等の頭をかね、凡そ三職を掌つて、大坂の戰に從ひ、元和元年正月廿七日、叙爵して、主計頭に成され、今年夏再び大坂の戰に從ひ、手の者共に首取せて獻る、（主計頭が手の同心首六つ切れり、）同き三年宿老の職に任じ、御書院の番頭を兼ね、同き八年、遠江横須賀の城を給る（五萬二千五百石、）寛永八年八月十日、殿中にして豐嶋刑部が爲に刺れて死す、年五十二とぞ聞えたる、

豐嶋は御目付たり、是れ婚姻違約の事ありて、豐嶋深く正就を恨みし故なりといふ、詳なる事を知らず、

嫡子河內守正利家を繼ぐ、（四萬七千五百石）二男帶刀正昭に所領を分ちたまふ、（五千石）正保元年正月十一日、河內守正利常陸國笠間の城に移されて、所領の地加へ玉ふ、（五萬石を領す）明れば二年六月廿一日、御奏者の事を承り、萬治元年七月四日、寺社奉行の職を兼ね、寛文九年六月十五日致仕す、嫡子相模守正任家讓られ、舍弟等に所領を分つ、（左兵衛正信二千石、左門正興千石共に開發の田なり、）同き九月六日相模守正任、御奏者の事を奉る、

○筑後守源政重は、半右衛門尉清秀が四男、初め清兵衛と申す、慶長十三年初て大相國家に仕へ奉り、元和三年御目付の職になされ、寛永四年叙爵し、同き九年九月朔日、五の字の幟御免あつて、十月三日所領加られ、（二千石、）十二月十七日初て總目付の職置れて、政重等其職を奉る、（水野河內守、柳生但馬守、秋山修理亮、政重と共に四人、此職に任す、是今の大目付の事なり、）同き十七年六月十三日、上總國にして所領を給る、（一萬石を領す、一說に、此時大目付の職を承る、これ加賀爪民部少輔が闕なりといふ、如何にや不審、）今年筑紫の地に下りて、西洋耶蘇の法を沙汰す、同十九年仰を承て、東海道の人民等が愁苦の事を訪うて、其事を沙汰す、明れば廿年所領の地加へらる、（三千石）萬治三年七月九日、致仕入道して、幽山と號し、同き四年二月廿七日、七十七歳にして卒す、これより先、慶安二年五月廿六日、政重が嫡男清兵衛政次が不才なる由を申て、籠居せしめ、嫡孫內記政清を世嗣とす、政清祖父が家讓られて、（一萬千五百石）舍弟等に所領

を分つ、（二男源藏正春千石、三男伊織正明五百石、）寛文元年十二月、政清叙爵して、筑後守に成る、其子筑後守正敞（マサアキラ）、父に繼て、延寶四年十二月廿六日に叙爵す、

森川

○出羽守源重俊は、金右衛門尉氏俊が子なり、ある説に氏俊が祖は宇多源氏、佐々木六角泰綱が末孫、堀部彦三左衛門尉宗綱より出づ、其後尾張國比良鄕に在り、堀部三四郎宗氏といふ、織田信秀に屬す宗氏が子、兄は森川助右衛門定秉、弟は堀部與四郎氏秉といふ、織田家に屬し永祿四年に死す、氏俊は氏秉が子、德川殿の仰に依て森川と名乘と云、按ずるに、氏俊が伯父定秉も森川と名のり、氏俊もまた森川と名のる事、いかさま其故あるべけれども、いまだ詳なる事を聞かず、當時森川と稱せし者は、今川宗徒の家人なりき、初め永祿七年氏俊始めて德川殿に仕へまゐらせ、當時御家人の中、無双の勇士二十人をすぐつて、足輕大將を定めらる金右衛門尉其壹人に選み出されて、馬武者十騎歩兵五十人を屬られたり、（是を御先手鐵炮頭廿人衆といひしなり）重俊（二男といへり）大相國家に仕へ奉り、双なき昵近の者にて、終に執政の職に任じ、西城に徙らせ玉ひしにも從ひ參らせ、御書院の番頭を兼ぬ、寛永九年正月二十四日大相國家、かくれさせ玉ひし夜、宿所に歸り一門の人々呼集め、夜一夜暇乞して、曉に至て、腹切て殉死す、年四十九歳とぞ、

世の傳ふる所は、大相國家の世嗣の君いまだ定らざりし時、御臺所國松殿を御寵愛あさからざりしかば、この出羽守を先として、天下をば此君知し召さるべしと思ひ、竹千代殿には常に參る事も疏りしかば、大相國家かくれさせ給ひ、將軍家の御代になりなば、一定罪蒙るべしと思ひ、前途後策を謀りてかく殉死しけりといふなり、

按ずるに、出羽守が甥に森川若狹守と云ひしは、童の時、天下無双の容色なり、大御所の御外孫蒲生下野守殿の御寵愛淺からず、所領餘多たびて、彼家にして、當時の權勢、肩を並ぶる人なし、然るに、下野守殿御年廿五歳にて、寛永四年正月四日に、かくれ給ひぬ、此頃のならはし、かく色を以て寵をうけし者は、必其君のために殉死する事

にてありけり、其家の事はいふにや及ぶ、天下の人々、守殿の御供して死せん者、この森川にこそあらめと思ふ、若狹が母、若狹を諫めて、わどのは守殿の御供して死なんと思ふか、いまだ盛りにだにみたぬ御身、先だてて、母は如何で此世にながらふべき、たとへ御身死したればとて、守殿かへらせ給ふべき道にもあらず、されば心ある人は、殉死とやらんいふことは、よからぬ事と云ひぬれど、近き世のならはしなればこそ世の人々もいたづらなる命をばすつれ、實の道にもあらぬ死して、母をも共に失はん事は、忠にも孝にも恥るべければ、相かまへて御供せんとな思ひそ、母がゆかりの者も、都には多きに、如何にもして、こゝをば忍び出てのぼり玉へかし、また御身が一生を送り過さん程は、年頃賜りし、からのやまとの寶物多く、金銀は、なほ少からず、御身出でいなん跡の事は、わらはは好きに計うて參らせん、あなかしこ、とく忍び出で玉へといひければ、供人少々引倶して、奥の會津をば夜にまぎれ忍び出で、東海道に差懸りて、都に上りけり、若狹が一族なりける北川(一作小川)土佐と聞えしは、蒲生家にて隱れなき剛の者、殊に家のおとななりけり、ふしぎや若狹がはや腹切べき身の、如何でかくは遲かりけるぞと、一日二日待しかど、其事聞えざりしかば、最期の事を催しけるに、初めの程は、母が計ひにて若狹が答ふるやうにして、兎角いらへしが、後には逃げ出ぬといふ事顯る、北川大に驚きて、手の者共にいひ付て、急ぎ追かけ、搦取て來るべしと下知し、江戸へも飛脚はせて、此由を出羽守に告ぐ、出羽守以の外に怒りて、家子郎從一人も殘らず、海道をさして追かけ、打留めよと下知しければ、弓よ鐵砲よと、ひしめきて、鞭鐙を合せて追かけ、追手の勢、箱根の關に至りし時、關守ども固く止て、壹人も通さず、出羽守が一族の人々集りて、わどのは當時、執政の人にて、世の騷ぎ起し玉はん事然るべからず、事既にかくの如し、世にも披露せし上は、かれをば討たりとも、一門の恥免るべきにもあらず、罪作りに扨置き給へといへば、追手の勢も、箱根より引返す、いづれの世にもある事にて、當時權勢ある人には、上には從ふやう

に見ゆれども、下には嫉み謗るは、よからぬ人の慣ひなるにて、天下の人々、心安きどちは打寄て、出羽守が日ごろ我身御覺の忝さに、君の御大事あらんには、眞先に死して、恩に報ひ奉らんと思ふ氣色なれど、親しき猶子に、か丶る大臆病の人もありけり、それが伯父、實の際の事、覺束なしなど、嘲り笑ふと聞えければ、出羽守いよ／＼口をしき事に思ひけり、程なく大相國家かくれさせ玉ひ、御供すべき人もなく、深く御恩に感じ參らする事多かりしかば、かくは殉死しけるとぞ見えける、此時また御供すべき人なりなどいひしに、左もなく世に在しをば、出羽守が事を例に引きて謗る人々ありき、謗らる丶人のかたざまは、出羽守が死したりしを、嫉ましく思ふもありて、かくよからぬさまに云ひなしたるなり、又如何なる事にや、大相國家の親しう召仕れし人々、かくれさせ玉ひし後、何としてか、將軍家の御覺よからぬも多かりしかば、かく云ひしも、むべなり、かれこれ偏に出羽守が不幸とこそいふべけれ、か丶るうち／＼の事は、世に知る人、今はなければ、出羽守が志の程空からんも哀なれば、事ながけれども、こ丶に記しぬ、彼の若狹は、後に京に住して、商人のやうになりて、笹屋宗句といひて、寛文の頃まで、永らへ在りき、其後は如何にや、精しくは知らず、

重俊が嫡子伊賀守重友家を繼ぐ、（上總國生實の地一萬石なり）寛文三年正月廿二日（一作廿三日）五十六歳にて卒す、其子出羽守重信父に繼ぐ、身いたはる事あつて致仕し、子息紀伊守重與つぐ、（重俊が二男、下總守重國（一作重名）は番頭を經て、寛文二年二月御側衆に至りしが、同き六年十二月八日卒す、五十三歳、其子攝津守重明なり、）

久世

○大和守藤原廣之は、三左衛門廣宣が三男也、廣宣三河國の住人徳川譜代の御家人にて、大須賀五郎左衛門康高が手に附らる、（三百石を給ひき、父は平四郎と云、）初め三四郎と申せし時、生年十六歳、坂部三十郎廣勝十五歳、二人共に打連て軍し、同じく能き敵討て、共に高名せしよりこのかた、武勇の譽れ、當世に顯はれ、三四・三十と呼れしは、彼等二人が事なり、關東に移らせ玉ひし時、二人一所に上總の國横田の地を給ふ、大

須賀が男出羽守忠政、遠江國横須賀の城に移りし時、久世坂部同じく忠政に従て移らず、二人終に御不審を蒙て、武藏國片山といふ所に引籠て居たり、（横田を領する事は元の如し、）大坂の軍起りし時、二人同じく將軍家の御陣頭に馳せ來る、彼等はさる古兵なれば、兩御所の仰を蒙て、諸手の人々の陣々に御使して、其功これ少からず、軍終て後、二人同じく下總國海上の地を給ふ、（二千七百石つゝ加へ給りて各三千石を領す、）其後二人共に所領の地加へられ、（二千石つゝ給て各五千石なり、）二人又同く馬武者十騎歩兵十八人を附らる、總御鐵砲頭といふ、廣宣が嫡男三四郎某、父が闕に補せられて、御先手の事を承る、（則ち總御鐵砲頭なり、）二男は坂部が子なければ、養て子とす、坂部佐十郎と名のつて、大坂の合戰に討死す、廣之は三男なれば、別に所帶を賜て、御番衆となされ、（始めは三之丞）寛永十二年十一月十七日、歩行衆の頭を承り、同き十五年十一月に次第を歴ずして、直に御扈從組番頭に至り、慶安元年九月八日御側衆となされ、所領加へ給はり、（五千石なり、）右大臣家世を知召されし初、承應元年正月十一日、御馬の事を掌る、明れば二年九月番頭を免され、寛文二年二月廿二日、少老職に補せられ、同三年八月十五日宿老の職に移り、此年九月四位の侍從になされ、同九年六月廿五日、下總國關宿の城を賜ひ、（此時一萬石を加へられて、五萬石を領しぬ、是よりさき度々所領賜りし年月未だ詳ならず）延寶七年六月廿五日に卒す、男出雲守重之家を繼ぎ、此年延寶七年九月十二日御奏者の事を掌る、

●稲垣

○平右衞門尉源長茂は、伊勢國の住人、稲垣三郎重泰が後胤なり、中比の先祖、文明年中三河國に移りて、牛窪に住す、長茂が祖父藤助重賢、父は平右衞門尉重宗とぞ申ける、長茂父祖より牧野が家に仕へ、長茂が身に及て、右馬允康成を輔て、家の事を司る、天正十年の秋、徳川殿武田が國々打從へんとて、御勢を向られし初め、長茂仰を承て、足高山の麓天神川の要害を守らせらる、（後に渡邊半藏加る、）同き十一年駿河國中久保の古城を修し、長茂して守らせらる、事、十二年の十月に至て、彼が主人康成に給ふ、十八年の秋、關東へ移らせ玉ひし時、初て御家人になされて、下野の國にして所領の地を給ふ、（三千石）關が原の戰に、海道の御供して攻のぼる、（遊軍なり）明れば慶長六年六月上

野國伊勢崎の地を賜る、（一萬石）今年十一月（一作十月）十二日、大御所伏見を御首途あつて、關東に下らせ玉ふ時、長茂等此所の城番を仰せ下さる、長茂年七十四歳同き慶長十七年に卒す、嫡男攝津守重種父につぐ、大坂前後の戰に、將軍家の先陣して、首十九切て奉る、明れば元和二年、所領加られ、越後國に移る、（二萬石）同六年同國三條の城を賜て移る、（二萬二千石を領す）同き八年大坂の城番と成て、彼處を守り、正保四年、阿部備中守正次卒して後、權に此城鎭守の事を仰せ下さる、（權の御城代といふ）慶安二年の冬、御免しを蒙り、同き四年三河國刈屋の城に移り、（二萬三千石）承應三年正月八日七十二歳にして卒す、嫡子藤助重昌世を早うす、嫡孫信濃守重祥（シゲヨシ）を世嗣とし、（二萬石）二男平三郎重門に所領を分つ、（三千石）

● 西尾

○丹後守源忠永は、隱岐守吉次の男、實は酒井河內守重忠が二男なり、

吉次初め小左衞門と申、三河國の住人、德川殿に從ひ關東に移り給ひし時、武藏國原市の地五千石を賜ふ、一說に、上總の國の內にて賜ひしとも申なり、慶長十一年八月廿六日七十七歳にて卒す、實子あり、藤兵衞尉利氏といふ、如何なる故に丹後守忠永を養ひしにや、詳なる事を知らず、また吉次が事、其家の系圖にも精しからず、當家の事しるされし諸書にも見る所多からず、たゞ家忠日記に、德川殿初て秀吉關白に御對面のため、御上洛ありし時の供奉人の內に註せり、また小田原陣の御備定の記にも、吉次御右の脇備たるよしをしるせり、戰國の時に當て、戰功少かるべきにもあらず、諸記に漏ぬること惜むべし、又按ずるに、丹波國の籾井より、三河國に來りて、西尾に住し、改めて西尾と名のる、其後また美濃國に移り、信長秀吉に仕へて、關が原の時、當家に從ふ、西尾豐後守光敎これなり、此兩家同じ流と見えき、其家の系圖詳なる事を載せざれば、暫くこれを略す、

慶長八年三月敘爵し、（初めは主水と云）元和三年常陸國土浦城を給ふ、（二萬石）同六年正月十四日三十七歳にして卒す、嫡子丹後守忠照父に繼ぐ、慶安二年二月十一日駿河國田中の城に移り、（二萬五千石）承應三年十月廿六日

須賀が男也、其子隱岐守忠成つぐ、（二萬石、忠照が舍弟主水忠知に五千石を分つ、延）久世坂部卒して子なければ、其所領を忠成に（こゝに於て、又二萬五千石を領す、）同き七年九月六を蒙て、國小諸の城に移る、（本領のまゝなり、）事は元の如し、

●三浦

○志摩守平正次は、三浦介義明が孫、駿河守義村が嫡男、駿河式部大夫家村が末孫、五左衛門正重が男なり、

家の系圖に載する所は、五左衛門正重は、式部大夫家村十代の孫なりと云々、東鑑を按ずるに、寶治元年三浦若狹前司泰村が討たれし時、式部大夫家村は落失せて、死生を知らずと云々、寶治元年より正重が時に至るまで、凡三百五十年に及べり、世次僅に十代といふ事、覺束なし、家の傳ふる所、傳ふべきにはあらねども、中間に漏れたる人あるか、世に傳ふる所、五左衛門正重は、徳川殿の外樣武士と云々、一説に三河國刈屋の地下人なりと云々、

母は土井大炊助利勝の妹なり、（此時利勝いまだ大炊助と申す、）正次十三歳の時、徳川殿にめされて、慶長十七年二月廿八日、名字改めて、土井甚太郎と申す、（初めは龜千代、名字改めしは、大御所の仰に依てなり、）其後大相國家の仰に因て、父が名字になつて、三浦と名のり、叙爵して志摩守に任ず、寛永五年十月、御扈從組の番頭になされ、左大臣家の御覺殊に宜しく、同き十年六月少老の職を奉て、番頭をも兼たり、（番頭を兼れし事、寛永十九年十二月に至る、）十六年正月十一日、下野の國壬生の城を給ふ、（二萬五千石）十八年十月廿七日四十二歳にて卒す、嫡子志摩守安次家を繼ぐ、（二萬石）二男越中守共次父が領を分ち賜ふ、（五千石）

●米津

○出羽守藤原由盛（一作田盛）は、勘兵衛尉由政（一作田政）が男、累代の先祖徳川譜代の御家人なり、由盛が曾祖左馬助勝政、其子小大夫政信、徳川殿に仕ふ、

世に傳ふ、關白道隆公の後、信濃守親康、其子親勝、米津新大夫と稱す、米津の祖是なり、親勝七代の孫刑部少輔信勝、始て三河國高橋庄を領すといへり、

一向專修の門徒等が叛きし時、政信御方にあつて、終に二心なく、三方が原の戰に先懸して討死す、

古き三河物語といふ者に、米津藤藏同小大夫と見えたり、此二人或は叔姪、或は兄弟の間なりしや、詳なる事を知らず、彼の藤藏年老て入道の後、淨眞と名づく、其若かりし時、矢田作十郎波切（ナギリ）主稅大原左近右衛門など相並びし剛の者にて有けり、或時三郎殿、淨眞が高名の事ども尋ね仰せられしに、鎗とも申つべき事十二度候ひしが、中八度は、某一人が鎗にて侍り、人々の事計らひて、多くの者助けし事どもは、いづこ〳〵の戰なりとて、精しく其證ども引て答へ申せしが、杉浦八郎五郎承りて、高橋縄手にして、馬上にて敵三騎をつき落せし事のみ申せしに、いや〳〵夫程の小事は、幾度も候べしと申せしなり、此餘淨眞語りし事ども、三河の人々云ひ傳へし事多く侍り、

其子則ち勘兵衛尉由政なり、初め小牧の御陣よりして、三方が原の軍に隨ひ、文祿中、中納言家に付られて使番の職を奉り、慶長五年の秋、山道の供奉し、同九年、關東の町奉行職を承り、寛永元年十一月廿二日、六十二歳にして死す、出羽守由盛父に繼ぐ、萬治元年四月、御書院番の頭となり、寛文三年六月七日大番頭に遷り、同六年二月十六日、大坂の城番と成る、（一萬五千石を賜て武藏國久岐を領す、）嫡子伊勢守政盛二男周防守盛信、

●伊丹

○播磨守源康勝は、初め喜之助と申せしより、大御所將軍家に仕へ奉り、大坂の合戰に隨ひ、首取て獻る、御納戸の頭を經て終に御留守居に至る、（其家の系譜を見れば祖先の事詳に知らず、）中頃松平右衛門大夫正綱と共に、郡國の吏務貢賦の結解等を司り、寛永十九年三月三日、始て勘定頭三人を置かれし時、其第一に擇まれき、年老て頭の毛悉く禿なりければ、おのづから入道して、順齋と號す、

諸役人帳を按ずるに、此人年頃松平右衛門大夫と同じく、天下吏務の奉行人たり、後に二人ながら、いさゝか御勘氣を蒙る事あつて、蟄居せり、其後をば、御代官伊奈半十郎大河内金兵衛の二人假に司る、其後これも御代官曾根源左衛門其事を兼ね司る、こゝに於て、播磨入道順齋、酒井紀伊守、杉浦内藏助の三人を以て、御勘定頭になさる、是

れ御勘定頭の初なりと云々、然れば、伊丹かくの如き職に在る事再度なり、

此人農を務め商を通じ民と共に利を同じうしける名譽、天下の人語り傳ふる事誠に多し、

たとへば、當時商人の抽分の料とて、（世にいふ運上金といふ事なり）黄金を公けに奉りて、甲斐の國の御領より出る小紙を（世にいふ鼻紙といふものなり）一人して買て、商ふ者あり、然るに、また富める商人ありて、職につきて、今迄の人が奉りしより、貢金一千兩を増して奉るべし、某に小紙買ふ事を許し給ふべき由を望み請ふ、人人此事然るべき事なり、許すべしといへば、入道順齋まづ待ちたまへといひて聞かず、此望み請ふ商人は、執政の人々にも知られたる者なれば、内内執政にも此由を申て、望み請ふ事止まず、三年の後、執政の人々、順齋に向ひて、甲斐の御領より出る紙の事、望み請ふ者あり、同職の人々許すべしとあれども、わどの獨が用ゐぬといふは、まことか、天下の富より見る時は、千兩の黄金、誠に少しきなりといへども、これを以て、國用を足す時は、豈資なしとせんや、如何で許し玉はぬぞやと云ひけるに、順齋是を聞て今より後、偸盗の起り候はぬ政だに候はんには、如何にも許しなんと答ふ、人々心得ず、如何なる事ぞといへば、本朝にて唐土より殊に勝れたる者は紙の品なり、中にも小紙といふ者は高きより卑きに至て、一日も無くてかなはぬ者にて、其價の賤ければこそ、世の助けとはなれ、望み請ふ者が、今までの商人が奉りしより千兩の黄金を増して奉らんといふは、此千兩の金、いづくより出づべき、此紙をあきなふに價を増して、其利を得て奉らんとの事に候はん、彼まづ價を増して商ふを、又それを買て、商ふ人いくらもあらんに、是も同じく利を得てあきなはんとせんには、こゝに加り、かしこに増して、後には價甚だ貴くなりなん、凡そ一帖の紙價一二錢を増したらんには、資ある人の患となるには足らず、貧賤の人一日に得る所の利、誠に少なし僅に一錢二錢を重ねて、妻子をも養ふ、かくあさましき者とても、今日までは小紙やうの者を常に用ゐ來れり、値忽に増したればとて、更に何物を以てか是に代ふべき、然らばこれ等も又、おのれ／＼が商

ふ者なに、もあれ、その値を増して、其得る所の利を以て、小紙をも買ふより外の事あらじ、凡そ一物の値ます時は、萬物の値同じく貴くなる事甚し、物々の値貴く成るに至て、求めんとして得ざる時は、或は飢ゑ或は寒ゆ、飢るとこゝゆるとの極りには、必ず死す、死すれども守る所を失はぬは、士より上つ方の事にて下つ方の者は、飢ても死す、寒ても死す、盗みしても死す、死は共に一定なり、同じく死する命ならば、如何にもして一日も世に在らまほしく思ふは賤きが、ならひなり、扱こそ盗みは起る事にはべれ、是はたゞ農と商との事のやうに候へども、士の召仕ふ婢僕從者等も、物の値たつとくして、求て得ねば、盗む事多し、かく偸盗の世に行れん時に至ては、如何なる政を以て、是を止め給はんや、是等の盗は、皆貧しきと賤しきとより起る事にて候が、夫よりも又、かく民にゆるして利を爭はしめ、其利上に歸する樣にし給はんには、天下其風に靡き隨て、よき人も共に利を爭ひ、各其欲する所を得んと思はん、是等は盜せぬ盜人にて、其禍は盜するより猶深し、當代既に天下の富を保たせ玉へば、世の寶悉く御寶ならざるはなし、且は上の費をだに省かせ給はば、一年の內に積む所の御寶、幾千萬兩の事にてか候べき、夫にわづか千兩の金を增んとして、民を苦しめ、世の風を濫り給んは、身の肉むらをそぎて飢を救ふに、腹の滿つるとき、卽ち身の終る時に同じかるべし、大略、天下の物あたひ貴く成り行くは、國郡に抽分の多くあるが致す所なり、入道既に年老たり、頓て死し候べし、相構へて此後もかゝる事申す者ありとも、人々能く心せさせ玉へといひければ人々深く感じけるとなり、

承應二年閏六月廿六日康勝卒し、嫡子藏人家を繼ぎ、（一萬二千石）二男左近父が領を分つ、（開發田二千石〇左近、岡部と名のる、）藏人勝長父が闕に補せられて、勘定の頭となり、播磨守に任じ、其後如何なる故かありけん、一色內藏助が爲に討れて、寬文二年三月廿七日、六十一歲にして死す、（一色は東海道吉原蒲原等の御代官、勝長が家に來て討しとなり、其故は明らかならず、）其子大隅守勝政家を繼ぐ、

藩翰譜第五　終

藩翰譜第六

●奥平

附　松平攝津守忠政
　　松平八郎左衞門某

〇美作守平信昌は、三河國の住人奥平美作守貞能が男なり、貞能が四代の祖八郎左衞門尉貞俊、生國は上野の人、三河國に移りて、作手（ツクデ）の地を領す、子孫受傳へて、貞能に至る、

家の系譜に曰く、村上天皇の御子具平親王十二代の御裔、安藝國の住人赤松太郎則景、治承の比、關東に下りて、右兵衞佐頼朝に隨ふ、則景が二男、秩父の一族兒玉が聟と成て、其家を繼ぐ、兒玉庄左衞門尉氏行と名乘る、末流上野國に移り、奥平の郷に住みしかば、また改めて奥平と名のる、世世上野に住すと云々、〇兒玉の系圖を按ずるに、内大臣藤原伊周公の二男顯長より九代、太郎左衞門忠行が子に、新左衞門氏行といふあり、是家の系譜にいふ氏行にや、家の傳ふる所の如くなれば、元は村上源氏にて、藤氏の流を繼ぎしなり、平氏と稱する事、如何なるいはれあるにや、又和名抄を考るに、上野國に奥平といふ郷は見えず、又並合の記にしるす所、家の說に大に異なり、曰く三河國の奥平は、武藏七黨の中、兒玉庄左衞門貞政といふ者、初め吉野殿の御方にして、德川殿の御先祖と共に三河國に隱れ住む、地の名に因て、奥平と名のる、家の紋、唐團扇とせり、覺束なし、

彼が先祖一度安祥殿の（清康公の御事）御手に屬す、殿うせ給ひて後、今川に從ふ、美作守貞能、永祿八年の頃より氏眞に背き、德川殿に隨ひ奉る、同十二年氏眞遠江國掛川の城を去て、相模國へ落行玉ひし事、貞能が功少からず、元龜元年六月近江國姉川の合戰に、貞能、酒井左衞門尉忠次が手に隨ひ、軍して、多くの敵を討つ、同き三年、貞能が父監物貞勝入道道文を始とし一族、甲斐の武田に從ふ、貞能も亦これに同じ、天正元年七月、德川殿、長篠の城を攻め玉ふ時、後卷せよとて、武田四郎軍兵餘多差し遣す、晴信入道の卒せしを深く匿すとすれど、貞能これを知りて、竊に德川殿に志を通じ、敵の謀を一々に告げ知らせ奉る、奥平が作手の城にも、武田が侍大將廿

利左衞門尉馳せ加る、其上貞能が謀をば、一族等にも深く包みければ、勢の程も多からず、かゝる所に、武田左馬助、黑瀨といふ所に陣取て、貞能が心變りしぬと聞て、貞能を呼ぶ貞能やがて黑瀨に至りしかば、左馬助對面して、わどの家康に心合せたりと聞ゆ、今日の見參こそ神妙なれといふ、貞能驚く氣色もなく、此程の人、父は子を疑ひ、子はまた父を疑ふ、讒人の申す條、尤も信ずるに足る可らずと答て、さらぬ物語に時を移す、貞能暇こうて立出てしを、左馬助、道の程遠し、酒一つ參らせんといふ、貞能日もはや暮れぬべし、かねて設けし給はゞ賜はらん、さなからんには、此儘にても歸りなましといふ、左馬助、郎等召して酒とくまゐらせよといひしかば、立歸り靜に酒打呑て立ち出る、左馬助も、扨は人の申せしは、空言なりとぞ、思ひける、今夜貞能幷に子息九八郎信昌おのが城を去て、宮崎瀧山に要害構て立籠る、

創業記に、貞能が父の道文入道幷に二男は武田に組みすとあり、按ずるに、道文は文祿四年十月九日八十四歲にて卒す、二男とあるは、藤兵衞貞治が事なるべし、此人は關が原の戰に打死せしなり、

○九八郎後に信長より諱字賜て、信昌といひしなり、此頃の名、分明ならず、貞昌といひしよし、古記に見ゆ、然れども、系圖を考るに、信昌の曾祖を貞昌と云ふ、名同じければ疑はし、暫く後の名を以て稱するなり、

德川殿此よし聞召し、御勢を加らる、貞能父子、武田勢と戰ふこと止む時なし、貞能一族を離れ、おのが城を捨て、子息信昌、武田が許に質とせし、最愛の妻を捨て、父子同じく御方に參る事、其志尤も深し、其賞これ輕かるべからずとて、長篠の城落し時、城をば信昌に下し給ひ、天正三年二月の事なり又第一の御娘を信昌が妻と定めらる、龜姬君、後に加納殿と申せし御方なり、岡崎三郎殿御同母の御妹なり、此時岡崎殿、信康が妹を如何で信昌が妻とはすべきと宣へば、德川殿の御心にも叶ひ難く、此よし織田殿に仰せ合さる、信長、岡崎殿に異見あつて、宣ふ所ことわりに似て侍れども、彼父子は德川殿の御爲に、双なき忠あつて、殊に敵の境守らせ玉ふ者なれば、まげて父の仰に從ひ給はん事然るべしと仰せけり、岡崎殿聞召し、父の仰といひ、ま

た織田殿もかく宣ふ、二人の親の仰せられん事、如何でかまた難じ侍るべきと宣ひしかば、姫君彼家に入らせ玉ふべきに極りぬ、

武田四郎これを聞て、安からぬ事に思ひ、同き五月の初、自ら多勢を引率し、長篠に押寄せ、もみにもうで攻む、信昌僅かの勢を以て防ぎ戰ひ、寄手手負討るゝもの數を知らず、

此時に勝頼、信昌が質とせし妻をはりつけにして、甲斐國を出づといふ、一説に其事は是より前の事なり、夫故に、德川殿の御娘を下されしともいふなり、

德川殿此由聞召し、信長の加勢乞て、信昌を助け來り給ひしかば、同き廿日、勝頼軍勢を引わけ、長篠の邊鳶巣久間の山に要害かまへて守らせ、わが身は有海原へ打出て陣を取る、此夜美作守貞能案内して、酒井左衛門尉忠次等、鳶巣に向ひ、明る廿一日の朝まだき、二箇所の要害に押寄せ攻む、貞能自ら鎗とつて眞先に進み、敵をかけ破て、城中に入らんとす、敵また取てかへし戰はんとする所に、信昌城より切て出で多くの敵を追拂ひ、大手口に打て出で、作手、田嶺、鳳來寺、岩小屋等の要害盡く降だす、かくて有海原の合戰、敵悉く敗れしかば、信長、貞能父子を召され、信昌わづかの勢にて、多勢の爲に圍まれ、敵を討つこと數を知らず、終に御方の後巻を待ち得たり、天下に双なき名譽なりと、感じ玉ふ事斜ならず、德川殿へ御使あつて、(西尾小左衛門使たりといふ)姫君の事仰せられしかば、頓て彼家へ入れまゐらせらる、又長篠、田嶺、吉良、田原、(三河の地なり)刑部、吉比、新庄、山梨、高畑、(一作高造)(遠江の地なり)等の地を給ひけり、同き七月貞能父子三河國武節(一作武頁)の城を攻落す、信忠朝臣(信長の嫡男)其地つけて奥平にぞ給ひける、八月信昌、酒井左衛門尉忠次に伴ひ、織田殿へ參る、九八郎が此度の功無双なり、武者之助と申せとて、諱字に刀そへて賜ひ、其外に物多く給て歸さる、(是より信昌と名のるといふ)同き十年武田亡び、織田殿失せ給ひ、信昌、酒井左衛門尉忠次と共に、信濃の國に向ひ、伊奈の郡を打從へしに因て、榛原(ハイハラ)郡を下し給ふ、十二年の春、德川殿北畠を助けて、尾張國に向ひ玉ふ、手合の戰に、信昌先懸し、森武藏守長一が陣を打破る、十八年小田原を攻られしに、信昌後陣を承る、此年關東に移

り給ひしに、美作守貞能上野國小幡の地を賜ひ、三萬石、按ずるに、家忠日記に信昌に上野國宮崎二萬石を給ふと許り有て、貞能に所領給ひし事を載せず、此時貞能存生なり、思ふに父子各所領給ひしにや、但し貞能致仕せしにや、慶長三年十二月十一日六十二歳にて卒す、子息九八郎信昌もまた美作守になる、同五年九月關ヶ原の軍終て後、信昌京都の守護となり、當家所司代置れし初めなり六年二月美濃國加納の城を給て移る、此時十萬石を領す、岐阜の城を徙し築かる、當家天下を知召して、第二番に築かれし所なり、ことし十二月廿八日、嫡男大膳大夫家昌、下野國宇都宮の城を給ふ、十萬石家昌童名九八郎、是れ大御所の御外孫、或説に家昌は加納殿のむませ玉ふ所にあらずと、不審、天正九年十二月、一説には十五歳の年の二月といふ德川殿の御前にて元服し、御諱字を給ひ、文祿四年、叙爵して大膳大夫になさる、一説に、慶長四年に叙爵すと、又慶長四年には四位の侍從になると不審、二男松平右京大夫家治は、天正十六年十二月、德川殿の御前にて元服し、御家號幷に御諱字を給ひ、上野國長根の地を給ふ、此時家治十歳なり、家忠日記に二歳とあり、誤れるにや、又所領如何程といふ事を知らず、此人は不幸にて文祿元年三月四日、十四歳にて卒せらる、三男松平攝津守忠政は、文祿四年一説に元年五月十六歳にて、中納言殿台德院殿の御事の御前にて元服し、御諱字給る、忠七郎殿と申す按ずるに家忠日記に載する所かくの如くなれども、弟の忠明文祿元年に元服すと有て兄の忠政文祿四年に元服とのせし事、心得がたし、慶長二年菅沼小大膳定利が嗣となり、上野國吉井の地を領せらる、二萬石、これよりして菅沼忠七郎殿と申す、同き五年の秋、石田等が兵起し時、中納言殿の御供して、山道をのぼり、信濃の上田の城を攻めて、忠政只一手にて搦手を攻破る、双なき高名とぞ聞えける、同き七年に御家號を給ひ、飛驒守に任じ、同十四年攝津守になり、十五年七月將軍家の仰として、親父信昌の加納の城の邊にて、所領の地加へられ、當國にて四萬石を給ふと云ふ、本領共に六萬石を領せしにや、十九年十月二日、忠政三十五歳にて卒せらる、四男松平下總守忠明なり、忠明文祿元年十二月一説四年十歳にて、中納言殿の御前にて元服し、御家號幷御諱字を給ひ、また上野國小幡城を賜ひ、慶長五年四月叙爵し、七年三河國遠江國にて所領給ひ、累代相傳の地なりとて、三河の作手に居住せらる、十五年七月廿六日伊勢國龜山の城を給て移る、五萬石作手を領する事元の如し、女子は大久保加賀守忠常の室となる、されば此美作守信昌、我身の大名になれるのみにあらず、子息等みな大御所の御外孫なれば、盡く大名に成し給ひしかど、老後に三人まで男子を先立て、元和元年三月十四日六十一歳にして卒せられぬ、嫡子家昌は、別に宇都宮城賜て、嫡孫其家を繼ぐ、二

男右京大夫家治には世嗣なし、三男攝津守忠政の男ありければ、其孫に加納の城をば給りけり、（十萬石）忠政の男をも忠七郎と申す、御諱字給て、忠隆と名のる、忠隆七歳にて父にわかれ、八歳にて祖父信昌の跡を繼ぎ、十四歳にて元服し、飛驒守に仕ず、寛永二年五月廿七日祖母の加納殿、加納の城にてかくれ給ふ、御年六十六歳とぞ聞えける、同き九年正月五日、忠隆廿五歳にて卒し、世嗣なければ家絶たり、

世に傳ふる所は、美作守信昌の家を攝津守殿繼せ給ひ、攝津守殿失給ひて、飛驒守殿其跡をつがせ給ひしといふ、されど攝津守殿うせ玉ひしは、御父信昌より先の事なれば、不審なり、但し信昌致仕して加納城を攝津守殿に讓りしにや、其事は正しき實記には見えず、

○大膳大夫平家昌、（奥平と稱す）美作守信昌の嫡男、宇都宮の城を領し、（これより先の事は、父信昌の傳に見ゆ、）慶長十九年十月十日年三十八歳にて、父に先立て卒せらる、其男僅に七歳にて跡を繼ぎ、成人の後、將軍家の御前にて元服し、御諱字賜りて叙爵し、美作守忠昌と申す、元和五年下總國古河の城に移る、（十一萬石）同き八年再び宇都宮を領し、其後從四位下し、寛文八年二月六十一歳にて卒す、家人等が不法の事有て、家絶えぬべかりしを、別の義を以て子息大膳亮昌能に、出羽國山形の城を給ふ、（九萬石）

これは父忠昌の卒せし時、家人杉浦右衛門兵衛といふもの、法を背きて殉死し、家老奥平内藏允同隼人といふ者、葬送の折ふし、爭論に及び、内藏允腹切て死す、かゝる事共打續き、家中物騷がしき事多かりしが故なり、

昌能寛文十二年七月二日に卒す、世嗣なく其外甥なれば、五嶋淡路守盛勝が二男の五歳なるを、嗣とし、小二郎昌章と名のる、（初め虎二郎後に美作守、）

○下總守源忠明は、信昌の四男大御所の御外孫なれば、次第に大名となつて、慶長十五年七月廿一日、伊勢國龜山の城を領す、（是より先の事、信昌の傳に見ゆ、但し松平と稱せらる、）同十九年十月六日、京都の早馬、駿河に來て、大坂の兵起る由を申す、また美濃國加納の城よりも飛脚到來して、松平攝津守忠政去る二日に卒すと申ければ、舍弟なれば下總守忠明、加納の軍勢を引具して、大坂に馳向ふべし、親父美作守老後の愁、何事か、是

に若かん、其城に留て守るべしと仰下さる、去程に下總守忠明、美濃國の大名の旗頭として、先陣に進み、大坂の城に押寄せ攻む、再び兵起りしにも、同く美濃の軍勢引具して、大和路より押寄せ合戰して、首七十三切て獻る、其勸賞に、此年元和元年十一月廿八日、所領の地餘多つけて、大坂の城を守らせらる、（十萬石を領す、但し此時には大坂城を給りし樣にも聞ゆ、）同五年大和國郡山の城に移る、（十二萬石）其後四位の侍從に成て、寛永十六年十二月、播磨國姫路の城に移る、（十八萬石）正保元年三月廿五日、六十二歳にて卒し、嫡子鶴松丸家をつぎ、（十五萬石）二男八郎左衞門所領の地を分つ、（三萬石）八郎左衞門、今年十二月廿六日、世を早しければ、家絕えぬ、鶴松丸成人して、下總守に任じ、淸良と申す、（後に忠弘）慶安元年六月十四日、山形城に移る、其後四位に叙し、又侍從に任じ、寛文八年八月三日下野國宇都宮の城に移る、（何れも本領十五萬石の儘）

世に此家を長澤家といふ、大御所の御先祖和泉入道信光殿、第九の御子、松平源七郎親則三河國長澤の城に住み玉ふ、親則七代の孫、長澤上野介康高は、贈大納言家の御娘、大御所の御妹君を迎へ、源七郎康忠をまうけらる、康忠、文祿二年の冬卒し玉ひ、世嗣なし、大御所の御子上總介殿して其家を繼せらる、元和二年の秋、上總介殿流され玉へばこの下總守忠明を以て、其家を繼せらると云云、此事慥なる實紀に見えず、上總介殿長澤の家繼せ玉ふ事は勿論なり、上總介殿流され玉ひし時は、忠明既に大坂の城を守て、十萬石を領せり、如何なるゆゑ有て上總介殿の御跡を受けしといふにや、覺束なし但し此家の紋、奥平家と同じからぬは、如何さま故ある事にや、其家の系圖には、天正十六年忠明が六歳の時、大御所の御養子となされ、御家號下し給ふと載せたり、不審、

● 小笠原

○兵部少輔源秀政は、鎭守府將軍賴義の三男、刑部允義光より、（新羅三郎是なり）三代、信濃守遠光が嫡子、小笠原信濃守長淸に十七代の後胤なり、秀政が祖父信濃守長時が時に當て、甲斐の源氏武田大膳大夫晴信と、互に國を爭ひ、戰ふ事年を重ね、天文廿二年五月六日、同き七日、桔梗が原の合戰に、（信州にあり）長時家子郎

等二千餘人打たせて、深志の城に立籠る、晴信つゞきて攻ければ、此城にも、たまり得ず、武田に城をさげ渡す、晴信大に悦び武田小笠原同じ流れの源氏なり、何か苦しかるべき甲斐の國にて、所領一所、參らせんと曰せたり、長時聞て、我等が先祖兄弟より分る、武田は兄なれど甲斐に住し、小笠原は弟なれど都に在り、足利殿に近侍せしに依て、常に武田が下に立たず、今長時が時に至りて、彼家の被官たらん事、思ひもよらぬ事なりとて、越後をさして落ち行く、（武田太郎信義は、加々美二郎遠光が兄なり、兩家その子孫たれば、かくは云ひしなり、）奥の葦名に迎へられて、（修理大夫平盛氏が事なり、）我身は會津に下り住む、三男右近大夫貞慶をば、織田殿に參らせたり、天正十年の春、木曾左馬助義政、武田に背きて、織田殿に從ふ、三位中將信忠卿、信濃國を經て、甲斐の國に攻め入て、終に武田を討亡し、木曾が功莫大なり、其賞これ輕かるべからず、本領なれば、木曾郡はいふに及ばず、同國深志の地をそへて下したぶ、幾程なくて此年六月、織田殿父子また討れ玉ひ、甲斐信濃等の國々亂る、右近大夫貞慶、急ぎ馳せ下りて、本國を討ち從ふべきよし、徳川殿の御下知を承て、（此由創業記に見えたり、夏目が記に徳川殿の仰を蒙りし由は載せず、）年比の郎等溝口美作壹人を召具し、信濃國に馳せ下り、まづ鹽尻といふ所に忍び居て、地下人等を催すに、累代の主君なりとて隨ふ者少からず、譜代の家子郎等馳加つて、程なく多勢に成りしかば、頓て木曾を討たんとす、義政暫しもたまりかね、深志をば貞慶にさげわたし、はうはう木曾へぞ逃げ歸る、（此事の始終夏目が記に詳なり）貞慶二歳の時國を出て、今年再び本國に歸り入り、悅ぶ事限りなし、やがて會津に使立て、父長時をむかへんとす、長時今しばしが程を生き延びず、近く召仕ふ小童のために刺れて死せしぞ無慙なる、かくて越後の上杉、當國に攻入るべしと聞えしかば、貞慶同國の住人高坂眞田等の人々と同じく、越後國に使者に參らせ、景勝に從ふ、景勝程なく、其勢四千五百人にて、信濃に越ゆ、また相州北條左京大夫氏直四萬八千餘騎の軍勢を引率し、上野國廐橋（マヤバシ）の戰に打勝て、（織田の大將瀧川左近將監一益を打破りしなり、）碓氷の峠を打越えて、是も信濃に打入たり、貞慶を先として、高坂眞田等、北條の多勢をや恐れけん、忽に上杉に背きて、北條に從ひ、景勝と戰はんと、屋代川中島を經て、善光寺に向ひて、陣

を取る、景勝筑摩川を打渡て進み來る、北條かねては高坂源五郎が裏切を恃みてこそ、こゝまでは打出たれ、此事既に顯はれ、高坂誅せられぬと聞えけり、かけあいの軍に上杉と戰はん事叶べからずとや思ひけん、此處より引返して、甲斐國に入て、德川殿と戰ふ、初め德川殿、小笠原が本國を打從へしと聞召て、さらば加勢あるべしとて、奥平九八郎信昌に餘多の軍勢つけて差向らる、貞慶既に德川殿にも背きまゐらせて、北條に組みしければ、奥平も途より引て歸る、同き九月貞慶三千餘人を卒ゐて、川中島に打ち出て、龍王の城を襲うて、上杉大將清野入道が爲に(清就軒と云)破られて、鹽尻に引返す、同國の住人保科彈正忠正直、德川殿の御方して、貞慶が陣に押寄せて戰ひ、首餘多切て獻らせたり、さる程に、北條氏直、甲斐の國に打入り、同き左衞門大夫氏勝が兵を合て、都合其勢五萬五千、德川殿の御勢七千人に向て、今年七月の初より、十一月に至るまで、大小の戰七十餘度、終に一度も勝つ事を得ず、貞慶此程鹽尻に陣取て、此山を見て、いや〳〵北條が軍のやう、心にくからずと思ひ、また北條を背きつゝ、再び德川殿の御方にこそ參りけれ、氏直も德川殿に中直りし、本國にぞ引返さる、同き十二年、德川殿北畠殿を援ひ玉ひ、秀吉と軍起る、此頃より貞慶また眞田と同じく、秀吉と心を合す、十三年十一月、石川伯耆守數正、岡崎を去て秀吉へ參る時、貞慶が人質をも引具して行く、かねて貞慶といひ合せし旨ありとぞ聞えたる、案の如く十二月、貞慶兵を起して、高遠の城に押寄せ、爰かしこの村〳〵に放火して引返す、明れば天正十四年の夏、德川殿關白と御中直りし事なれば、貞慶また德川殿に就きて殿下に見參仕るべきよしを申す、十五年の正月、酒井左衞門尉忠次、小笠原眞田を具して上洛せり、同き十八年、關白殿、北條を伐ち玉ひし時、貞慶忽に罪蒙る、其故は、關白の御家人に尾藤甚右衞門尉といふ者あり、讃岐の國半を賜ふ、去りし天正十五年、筑紫の合戰に不覺の軍せし罪に依て、其所領を沒收せられ、貞慶が許に忍び居たり、今年北條討るゝに及びて、年頃既に經ぬ、今は何事かあるべきとて、貞慶尾藤を具して、關東に向ふ關白此由を聞召し、怒り玉ふ事大方ならず、尾藤忽に誅せられ、貞慶所領を收公せ

らる、

一說に初め筑紫の合戰に、仙石權兵衛尉尾藤甚右衛門尉二人ながら罪を得て、所領を沒收せられ訖んぬ、小田原の軍に及び、仙石は忍んで、關白の御陣に從て、軍して高名し、尾藤は城にこもる、城落て尾藤をば捕へて誅せられ、仙石には所領を賜ふこと元の如し、按ずるに小笠原が尾藤に坐せられて所領收公せられし上は、本文にしるせるが如くなるべし、尾藤が城に籠れるといふは誤れるにや、但し尾藤城にこもり、城落ち捕へられて、年比いづくにありしとやと糺問せられて、日頃は小笠原が許に在りしが、此度城に籠て居たりといひし故に、小笠原も罪重くなりて、所領沒收せられしにや、關白が勘當の人を軍中に伴ひしといふ斗りには、さ程の罪にはあらず、それも又關白の我威を立てんが爲に、是程の事をも、かく重く罪せられしも知らず、

今年德川殿關東に移らせ給ふ、貞慶が男兵部少輔秀政は、德川殿の御嫡子故岡崎殿の御姫に添ひ奉りたりければ、關白殿も別の義を以て御免ありしに因て、德川殿の御家人になされ、下總國古河の城を給ふ、（二萬石を領す、○按ずるに今年德川殿の御孫女御年十四歲、秀政の年廿二歲なり、既に御婚儀事なりしにや、また御約許りありし事にや分明ならず、）文祿四年五月十日、貞慶古河の城に卒す、兵部少輔秀政關が原の戰には宇都宮の城に留る、（秀政は三の丸を守ると云ふ）慶長十八年信濃國松本の城に移る、（六萬石、）（松本卽ち深志なり、此時に改て松本といひしとなり、一說に此時八萬石と云、不審、）秀政重ねて先祖累代の所領を知行す、元和元年五月七日攝津國天王寺の合戰に討死す、年四十七歲嫡子信濃守忠脩、大御所の御外曾孫、又忠脩が妻も同き御外曾孫にて、本多美濃守忠政が娘なり、初め大坂の兵起りし時、父秀政は松本の城に留り、忠修（タヾナカ）大坂に向ふ、再び兵起りしに、我身松本の城に留り、父秀政向ふべしと仰ありしかば、忠修大に憤て、御下知をも用ゐず、馳上つて、五月七日、父が手の眞先かけ、大勢の中へ割て入り、敵の陣を打破り、かけ通り〳〵、散々に戰て終に討れて死したりけり、其子信濃守長次、父に繼ぎ、寛永六年の冬敍爵し、同九年豐前國中津の城に移る、（八萬石）同十五年の春肥前國島原の城を攻めて攻落し、寛文六年五月廿九日卒す、嫡子上野介長知年來多病なりとて、父が卒せし年籠居しければ、二

男内匠頭長勝父が家督を繼て、同き十二月廿七日信濃守に成る、

○右近衞將監源忠眞は、秀政の二男、大御所の御外曾孫なり、生年十八歳、いまだ大學助と云ひし時、父と同じく大坂に向ひ、五月七日合戰に大勢の敵と戰て、あまた重手負ひ、首餘多切て、双なき高名を極む、兄信濃守が子息なほ襁褓の中にあれば、成人の程は、忠眞彼の家の事知行すべき由を仰下さる、辭し申けれども御許なし、僅に一年を隔て、元和三年に至て固辭す、彼が志の程を感じ玉ひ、其請に依て、故信濃守が遺領は、其息男に給ひ、播州明石の郡に新に城築かれて、多くの地つけて、忠眞にぞ給ひたりける、十萬石 寛永九年十一月十一日豊前國小倉の城に移る、十五萬石、按ずるに此時小笠原の一族、豊前豊後の地に移さる、九國鎭守の爲と申せしなり 十一年七月十六日に從四位下に叙す、十五年の春、島原の城を攻落し、寛文三年十二月廿九日、侍從兼右近衞將監、また九州探題の事を承る、同七年十月十八日、七十三歳にて卒す、嫡子兵部少輔長安は病あつて籠居し、狂氣といふ 二男大和守長宣は先立て卒す、三男遠江守長眞を嗣として家を繼がせ、四男備中守長貞に所領の地を分つ、一萬石新墾田

○備中守源長貞右近衞將監忠眞が四男、父卒して遺領を分ち賜ふ、上に見えたり、

○壹岐守源忠知は、秀政が三男、左大臣家に昵近し、寛永三年十二月、大番の頭となさる、同九年四月廿四日、御奏者の事をかね、此頃は番頭より御奏者を兼れしなり、今年十月十一日、豊後國杵築の城を給ふ、本領は五千石、一時に四萬石給ひ御奏者は元の如し 正保二年正月十一日、三河國吉田の城に移る、四萬五千石、小笠原が一族皆豊前豊後の間にあり、此度忠知を三河國に移されしは、特なる御恩と云々、寛文三年七月廿九日、六十五歳にて卒す、嫡子山城守長棟父に繼ぎ、四萬石 舍弟等に所領を分つ、二男丹後守長定、三千石、三男外記二千石 寛文六年六月長棟、寺社奉行と成て、御奏者の事を兼ぬ、延寶六年二月八日五十五歳にて卒す、嫡子能登守長治父に繼ぎ、壹岐守と成る、二男佐渡守長重なり、

● 小笠原

○掃部助源信嶺は、信濃守長淸が後胤なり、長淸が十代孫小笠原大膳大夫入道政康に男子三人あり、嫡子大膳大夫持長は、兵部少輔秀政が八代の先祖なり、

二男彦五郎宗康、三男伊奈六郎光康とぞ申ける、（新編纂圖には、光康は見えず、三男六郎左衛門尉家長と載せたり、）光康より五代の孫、下總守信貴は信嶺が父なりけり、累代信濃國松尾の城に住す、武田大膳大夫晴信、信濃國を打從へし後は、おのづから其被官となる、天正十年の春、木曾左馬助義政、織田殿の御方に參る、同二月十二日（一作二日）三位の中將信忠、信濃國を經て、甲斐に攻入らんとし玉ふ、同十四日掃部助信嶺、信忠の御陣に參る、則ち當國の案内者たるべしとて、先陣を承て、高遠の城を攻落す、三月十八日信長高遠の城に入り玉へば、同廿日信嶺も見參して、本領安堵の事を仰せ蒙る、（安土記等に、松尾の掃部助とあるは、信嶺が事なり、）今年六月信長父子討れ玉ひ、甲斐信濃の國々再び亂れしかば、信嶺最初に菅沼藤藏定政に（後に土岐山城守と云）附て、徳川殿に御方に參り、同き七月酒井左衛門尉忠次と共に、高島の城を攻む、天正十六年徳川殿の仰として、忠次が三男小平治を養て世嗣とす、左衛門佐信之是なり、同き十八年關東に移り玉ひて、武藏國本庄を賜ふ、（一萬石なり）慶長三年二月（一作八月）十九日、信嶺五十二歳にして卒す、左衛門佐信之、家を繼ぐ、此後美濃國の高須の地を賜てぞ移りける、關が原の戰には、中納言殿の御供して、山道をのぼる、同き十二年伏見の城を守る大坂の軍には、將軍家の先陣うつて戰ふ、其子左衛門佐政信、政信が子貞信、（信之より此かたの卒年、いまだ詳ならず、）

● 岡部

〇內膳正藤原長盛は、左大臣武智麿公の四男、參議乙麿卿の末葉、遠江守爲憲が六代の孫、岡部權守清綱が後胤次郎右衛門尉正綱が男、（家の系圖には、清綱より正綱に至て、十三代といふ、其間系圖に漏る、人多かるべし、）世々駿河國に住して、今川の被官たり、上總介氏眞の時に當て、外舅武田信玄の爲に、駿河國を陷され、永祿十一年の冬、遠江國懸川の城に落來り、また徳川殿と戰ひ、此城にも、たまりかね、明れば十二年の五月、遠江國をも、徳川殿へさげ渡し、所縁に附きて、北條を賴みて、伊豆國戸倉の城に落行く、かくて此處よりまた駿河國府に歸らん事を議せらる、國府の館は、武田が爲に既に燒れて、暫しも住み玉ふべきやうなかりしかば、森川日向守、小倉內藏助等に仰せて、府の館を修せらる、其後岡部次郎右衛門正綱、同治部右衛門、森川小倉に

加りて、此事を承る、同き十二月七日、武田入道再び駿河に入て國府を攻む、前亡の餘類城中に馳集る、僅かに侍五十餘人には過ぎず、正綱防き戰て、容易う落さるべうも見えず、信玄のたまひけるは、正綱故主の恥を雪がんとて、僅なる勢を以て、此城に立籠り、我が多勢と戰を決す、志の程こそ神妙なれ、されば千兵は得易く、一將は求め難しといふ本文あり、如何にもして岡部兄弟を召し使はゞやとて、鐵山和尚といふ僧を媒にて、味方に參るべきよし、色々と宣びければ、此上はとて、正綱、武田に從ふ、信玄大に悦び、今川にて給ひしより、十倍の地を知行させ、（元は三百貫、三千貫といふ、）今侍五十騎附けて、侍大將となされ、駿河國清水を守らしむ、天正十年の春、武田亡び、同き夏、織田殿また失せ給ひて、甲斐國再び亂る、正綱が今川に仕へしより知しめされし者なれば、徳川殿御消息を賜ひて、御方に召さる、甲信兩國程なく靡き隨ひし事、大略は正綱が功とぞ聞えたる、その賞として、甲駿に於て、所領の地を下し給ふ、（七百六十貫の地）明れば天正十一年、正綱四十二歳にして死す、子息彌次郎長盛、生年十六歳にて父に繼ぎ、

天正十二年二月十日本領を安堵し、此年四月長湫の戰に先駈て、秀次の勢を打破り、自ら首三つを切る、同き六月十九日、徳川殿北畠殿と同く、伊勢の國下市場の城を攻めらる、九鬼右馬允嘉隆うしろ矢射んとて、兵船に取り乘て押寄す、長盛一勢馳せ向て戰ひ、九鬼が甥長兵衛尉を生捕り、嘉隆散々に成て引返へす、同き十三年閏八月、宗徒の御家人等と、信濃國上田の城を攻む、御方利なくして、引返へす、長盛大久保平岩のめん〳〵と、同じく取てかへして戰ひ、同き廿日、長盛一勢入まぜもせず、眞田父子と戰て、御感にこそ預りけれ、（御書を給て賞せらると云、）十六年四月、從五位下に叙し、内膳正に任ず、關東に移らせ玉ひし時、上總下總等の國にて、所領の地を賜ふ、（一萬二千石）關が原の戰には、下野國黑羽根に陣取つて、上杉が勢と戰はんとす、慶長十二年伏見の城を守る、（是を城番といひしなり）同き十四年八月六日、丹波國龜山の城を賜ひ、（三萬二千石）大坂前後の戰に從ひ、元和七年八月同國福智山の城に移り、（五萬石）寛永元年、美濃國大柿の城に移る、（五萬石）同き九年十二月二日長盛六十九歳にして卒す、嫡男美濃守宣勝父に繼ぎ、（これより先、慶長十四年十二月廿八日叙爵す、）

寛永十年播州龍野の城に移る、(本領の儘)同き十三年攝津の國高槻の城に移る、(本領の儘)同き十七年九月和泉の國岸和田の城に移る、(六萬石)寛文元年十月廿七日、致仕入道して、可賢と號し、同八年七十二歳にして卒す、其嫡子内膳正行隆家を讓られ、(五萬二千石)舍弟等に所領地分ち與ふ、(主税五千石、阿波守二千石、)

●諏訪

○因幡守源頼水(一作頼永)は六孫王經基の五男、右衛門尉滿快より九代、信濃國の住人諏訪右衛門尉盛重が後胤なり、盛重が十五代の孫、信濃守政滿が時に至て、當國諏訪の大祝(オホハフリ)高家が爲に討れて、其所領を奪はる、政滿が子の安藝守頼滿、いまだ幼なかりしに、家子郎等よきに助けて、再び本領を取て安堵す、頼滿男子二人あり、嫡男は刑部大輔頼隆、二男新二郎滿隣とぞいひける、頼隆が男刑部大輔頼重、甲斐の武田入道信玄に討れし後、(頼重は信玄が妹聟なり、頼重を失つて、我妹の娘を妻とし、四郎勝頼をうみしなり、)諏訪の嫡流絶えぬれば、滿隣が二男頼忠其先蹤を繼ぎ、安藝守に任ず、これ因幡守頼水が父なりけり、武田亡び織田殿討たれ玉ひし後、大久保七郎右衛門忠世、信濃國に向ひ、諏訪に使立てて、須らく早く御方に參るべき由を云はせければ、頼忠最初に德川殿に從ふ、酒井左衛門尉忠次が至るに及びて、忠次、德川殿の御下文賜て、信濃國の事知行す、國人等速かに忠次に從ふべきよしを下知す、頼忠大に怒て、我はじめ德川殿の御方にこそ參りたれ、忠次が被官たらん事、思ひもよらずとて、城中に立籠り、七月十八日軍兵を發して、松平又七郎家信が陣を襲ふ、同き廿六日御方兵を伏せて、頼忠が兵十餘人を打取る、かくては國人等盡く叛き參らすべしと見えしかば、忠世仰を承り、重て元の武田が士折井(市左衛門次昌)權田(織部)等を使として、たゞ初の如く德川殿の御家人たるべしと申ければ、頼忠さらんに於ては、如何で仰を背くべき、謹て承りぬとて、郎等茅野丹波清房澤市左衛門房重を、御陣に參らす、德川殿御感斜ならず、茅野澤は物賜ふ事差あつて歸へさる、明る天正十一年三月、頼忠子息頼水を倶して參る、信濃國いまだ平かならず、父子速かに國に歸て、御催促あらん時に隨ひ、軍勢を率し、馳參るべしとて、子息頼水に御刀を賜て歸へさる、(保昌五郎の御脇刀、按ずるに此時の事ども記せし)

書に、多くは小太郎頼忠と見ゆ、この頃はいまだ安藝守にならざりしにや、不審、同き十二年の春、小牧の御陣の時、菅沼小大膳定利、保科越前守正直と同く、同國木曾郡妻籠の城を攻め、十三年閏八月二日、御方の人々、眞田が城を攻めて利なくして引返へす、同き十九日頼忠、眞田と軍して、終におのが城に歸る、十八年小田原を攻られしに、大久保忠世に從ひ、先陣を打て攻下る、此年關東に移玉ひしかば、武藏國奈良利蛭川の地を賜ひ、（一萬二千石）文祿元年上野國總社に移る、同き二年小太郎頼水父が家を繼ぎ、關が原の合戰の時、山道の御供して打て上り、明れば慶長六年本領諏訪の郡を給ふ、（二萬三千石を給ひ、まだ眞田が城の器財悉くに給ひしとなり）ことし叙爵して、因幡守に任ず、大坂前後の軍に隨ひ、首四つ切て獻る、元和四年同國筑摩郡の地を加へ賜ふ、（五千石、○其後又開發の田を合て、三萬二千石といふ、）寛永十八年五月十四日七十三歳にて卒す、嫡子出雲守忠澄、初め慶長十年十二月大相國家の御前にて元服し、御諱字を賜る、元和三年叙爵して、出雲守に任じ、父が家を繼ぐ、明暦三年正月五日卒、六十三歳、嫡子右京亮忠晴家を繼ぎ、（三萬石）因幡守になり、舍弟等に所領を分つ、（兵部右衞門、各千石づゝ、）

土屋

○民部少輔源忠直は、足利右馬頭泰氏の六男、一色宮内卿法印公深七代の孫、金丸伊賀守藤次が玄孫なり、藤次が時に至て、甲斐の源氏武田が被官となり、武田一族の名字なりとて、一色を改て秋山と名のらせ、又家人金丸が家を繼がせければ、金丸と改め名のりけり、其子若狹守虎嗣（若狹守が事甲陽軍鑑に詳なり、）其子筑前守虎義、大膳大夫晴信に仕ふ、晴信無双の勇士十二人を擇んで、軍の使を定めらる、この筑前守虎義、第一に選み出されたり、虎義男子七人あり、二男平八郎昌次、（家の系圖かくの如し、世に直村といふは非か）十七歳にして信濃國川中島の軍に從ふ、味方散々に亂れしに、昌次一人、晴信入道の側を離れず、入道大に感じて、土屋は武田譜代の家人、今は其家絶えたるなり、昌次して名字繼せんとて、金丸を改て土屋と名のらせ、廿二歳にして侍大將になされ、廿八歳にして右衞門尉になさる、三方が原の合戰に、德川殿の御内に名を得たる鳥居四郎左衞門尉が首を取る、土屋が家の旗幟に、鳥居を紋とする事は、此時よりぞ始りける、天正三年六

月武田勝頼、宗徒の家子郎等が謀る旨をも用ゐず、長篠の軍せんとする、當家の亡びん時至れり、昌次が死すべき時、今日に究りぬと思ひ定め、手勢百騎を引具し、信長の陣に向ひ、我身も馬より飛で下り、眞先に進み、柵の木取て引破り〳〵、切て入らんとせし所に、忽ち鐵砲に中つて死す、三十一歳此日武田が軍勢さん〴〵に戰ひ負て、討る〻者數を知らず、虎義が五男昌次が舍弟總藏昌恒時に廿歳只一騎、主君の供して取て返し、追來る敵を追拂て落ち行く、初鹿野傳右衞門尉馳せ加り、主従僅か三騎にて、本國にぞ入にける、勝頼彼等兄弟が振舞ひを感じて、昌恒をもまた土屋と名のらせて、侍大將にこそなされけれ、

甲陽軍鑑を見るに、總藏昌恒、兄右衞門尉昌次が家を繼ぎしにはあらず、初め駿河の岡部忠兵衞といふ者あり、武田に從て後、岡部は忠ある者なりとて、これも土屋と名のらせて、備前守と云ふ、總藏昌恒をこの備前守が養子になし、かの者の兵を昌恒につけられしなり、

武田が家滅ぶる時に當て、一族郎從悉く心變じて、後矢射ける程に、勝頼行くべき方なくして、田野の奥天目山といふ所に落行き、かたき此處彼處に起て、今は逃るべきやうもなかりしかば、勝頼は川の邊に敷皮しかせて敵を待つ、跡部尾張守此所に落合て、つと走せ拔けて逃げんとす、總藏昌恒、急度見て、やあ如何に跡部、御最期を見すてまゐらせて、いづく迄かは迯げのびん、不覺さよといふ儘に、大の中指ぬき出し、よつ引て放つ、跡部たゞ中をぐつと射貫かれて、馬より落て死してけり、總藏は勝頼に向ひ、御敵既に近付ぬ、昌恒防矢仕らん、御心靜に御自害あるべしと申もあへず、矢束といて押亂し、近付く敵をさし詰め引つめ、散〳〵に射る、無碍に矢頃は近かりけり、一筋もあだ矢なく、死生は知らず、矢庭に射倒さる〻者こそ多かりけれ、其隙に、昌恒が舍兄金丸助六郎昌義、小原兄弟丹後下總女房達の介錯し、腹かき切て伏す、勝頼自ら太刀を拔き、あたりを拂ひ切てまはる、御曹司信勝これも同じく續きたり、昌恒矢種射盡くして、打物の鞘をはづし、切て出んとする所を、かたき六人が鎗に貫かれ忽に地に倒る、四郎不便にや見たまひけん、左の手にて槍一一にかなぐり捨て、六人をかけず斬て捨つ、我身又

かたき三人が槍に貫れ、父子同じく討れ玉ひにけり、（昌恒時に廿七歳なり）あはれ故大膳入道は、士を養ひ武を講せしこと廿餘年、人を殺し地を開きし事五六州、されば、みづから天下定むるに足らずと思はれしに、身死し骨いまだ冷かならざるに、國破れ家滅るに至ては、さしも年頃恩にも誇り、功にも恃みし、家子郎等、強き者は君父に背きて後矢射、よわき類は妻子携へて逃げ匿れ、此日天正十年三月十一日、四郎と共に死したりしは、侍、雜人僧童、都合纔に四十四人、中にも一方の大將、侍の司など云はれし者、日頃の契をたがへぬは、總藏昌恒只一人、兄弟三人丸（舍弟金助六郎昌義、舍弟秋山源藏景氏なり、）同く死せしこそ、無慙なれ、民部少輔忠直、此時わづか年五歳、淸水神戸などいふ父が手の兵共、兎角して駿河國に落行て、淸見寺の住僧に參らす、天正十七年、德川殿御鷹野の序、此寺に入らせ玉ひし時、此兒して御茶を進め奉る、德川殿つく〴〵と御覽じ、住持の僧を召て、此兒の有樣、尋常の者ならず、何者の子ぞと問はせ給ふ、さん候、誠にや候らん、是は甲斐の土屋がみなし子なりと申て、成人の後、僧になし、父が跡とはせよとて、所縁の者が得させてこそ候ひつれと申す、德川殿さればこそ、さる者の子なれ、家康に賜ひなんやと仰せらる、僧は大に畏り悅ぶこと斜ならず、頓て御輿に載せ歸らせ玉ひける、若君御迎の爲に出向はせ玉ひしに、御輿の內より、年ごろ竹千代殿に、ふところ刀まゐらせんと思ひしに、けふこそ求め得て侍れとて、自らかの兒の手を引ながら、御輿を出で玉ひ、若君に參らせられ、また阿茶の局を召し、（上總介殿の御母長覺院殿の御事、）辰千代丸が弟ぞと思ひ、此子養ひにせよと仰せられしかば、上總介殿と一つ所にひと、なつて大相國家の御身近く召し仕る、（土屋が嫡流に、元日の門の松より初て、春祝ふべき種々公より下し給ふ事、此時よりの例といふ、）御諱字賜て、平八郎忠直と名のりて、十九年の十月、相模國禰宜（ネギ）內（ウチ）村にして所領を賜ひ、（初め三百俵の祿米給ひ、此時に三千石を領せしなり、）慶長五年關が原の戰に、山道の御供し、同七年上總國久留里の城を給ふ、（二萬石）

初め忠直が母いまだ年わかくして夫におくれて、寄らん方なかりければ、昌恒が手の者共、とかく計ひて、松平周防守が家老岡田竹右衞門元次に嫁せしめしかば、男子をまうく、岡田內記といふ、忠直には母を同じくしたる弟なり、殊に岡田は數

度の高名を顯し、德川殿むかしより知召されし者なれば、かれと云ひ、これと云ひ、かの內記を召仕はるべし、忠直が名字與へて土屋と名のらせよと仰せ下されしに、忠直が同母の弟、召仕るべきよし、誠に忝なき次第なり、さりながら忠直がかく召仕はるゝ事、たゞ忠直が父の名字の故にこそ候へ、又忠直いとけなきより君に仕へて、彼と一所に在らざれば、その心をも知らず、いかに母を同じう仕り候とも、心をも知らざらん者に、忠直が父の名字あたへ候はん事、思ひもよらず候と辭し申ければ、申ところ理至極せり、さらばとて、德川殿の近く召仕はれし一位の局に仰せられ、やしなうて子とせよとありしかば一位のつぼねが子神尾刑部少輔が弟となして、召出さる、後に神尾備前守元勝といひしは是なりけり、

忠直三十五歲にして、慶長十七年三月廿四日卒す、男子三人、嫡子平八郎、二男釆女（後には但馬守）三男金彌（後に兵部少輔）といふ、平八郎六歲にして父に繼ぐ、大坂の軍わづか八歲の時なれば御跡に留めらる、此時土屋西鄕二人が勢を以て、箱根の關を固めらるゝよし、其家にて申傳ふるなり、然るに大坂兩陣供奉幷に留守の記を見るに、冬陣には戶田右京亮、かの關を守る、夏御陣には近藤一黨かと注せり、不審なり、夏御陣の事を疑ひて記せしやうなれば、土屋西鄕が守りしは此事か、慶長十九年大久保相模守配流の後の事にや、

常に大相國家の御側にてひとゝなり、成長の後、民部少輔に任ず、大相國家かくれさせ玉ひて、將軍家御代知召しての初め、譜代の大名撰ばれて詰衆を定めらる、民部少輔利直其選みに入れられたり、されど身いたはる所多ければ、事を厭ひて多く引籠りて居たり、年六十九歲にして、延寶三年閏四月廿四日に卒す、嫡男伊豫守賴直、二男相馬長門守勝胤、是は相馬の家を繼ぐ、（相馬大膳亮義胤が母は、故民部少輔忠直が異父同母の妹なり、義胤に子なかりければ、利直が二男を以て家繼せしとなり、）三男數馬宗直とて、男子三人あり、賴直父に繼ぎ、（二萬石〇六月廿三日家督を繼き此年十二月廿六日叙爵）宗直所領を分つ、（二千石內千石は開發田なり）賴直家を保つ器にあらざれば、延寶七年八月七日所領沒收せらる、父祖の事仰せ出され、別の義を以て、其子主稅達直に新に所帶を給ふ、（三千石）父賴直を預け下さる、

○但馬守源數直は故民部少輔忠直が二男にて（五百石を分ち領す）左大臣家に仕へ奉りて御扈從組の番衆たり、寛永九年十二月五日、御進物番となり、同き十八年七月五日（一作晦）、御書院番の組頭となり、慶安元年十月廿七日、御小姓組の番頭に昇る、明暦の頃、御側衆になさる、寛文二年二月少老の職に補せられ、同五年十二月執政の職となりて、所領加へ給ひ、（一萬石を加へられ）九年六月廿五日常陸國土浦の城を給ふ、（此時に至て凡四萬五千石を領す、）延寶七年二月十五日卒す、年七十二歳、男子二人、嫡子釆女政直、二男水野藤三郎某其外祖水野石見守が世嗣となる、政直萬治元年十二月能登守に任じ、寛文五年十二月相模守となり、父が家を繼ぎぬ、

●屋代

○左衞門尉源勝永は信濃國の源氏、代々當國更級郡屋代に住す、甲斐の武田入道晴信、信濃國を打隨へし後、彼家の被官として、度々の戰功を顯はす、（甲陽軍鑑を考るに屋代は七十騎の大將と記せり、）天正十年、武田が家の滅し時、丸子の城に立こもり、越後の上杉に屬し、本領の地を安堵す、此時信長討たれ玉ひ、信濃國の人々或は上杉に從ひ、或は北條に隨ふ、勝永元より景勝に屬しければ、人質をば、越後國に納て、我身は海津（カイツ）の城を守る、明れば十一年の三月、勝永海津を去て、おのが屋代の館に引こもり、酒井左衞門尉忠次に就きて、御方に參るべき由を申ければ、本領更級郡安堵の事を仰せ下さる、

夏目が記を考るに、去年六月、高坂小笠原眞田等上杉に背き、北條に組せし時、事顯れて、高坂源五郎誅せられ、國人等が謀事相違せり、勝永も內內國人等と謀を通せしが、事成らざりければ、其事となく日を送りし內に、家老堀口太郎兵衞といふ者の一子、少しの罪にて誅せられしを恨み屋代が家を去て、越後に行き勝永が謀反の事を告んとす、勝永たまりかねて、海津の城を去る、景勝此由を聞て清野、寺尾、西條、綱嶋、大室、保科等の國人に仰せて、屋代討たるべしとありしかば、勝永また屋代を去て、關東に逐電すと云々、

酒井大久保の人々と心を合せ、二心なく爰かしこに戰ひしかば、御書を賜て賞せらる事、度々に及ぶ、小牧の戰ありし時も、信濃國に留て守る、（關東に移らせ給ひし後、屋

代に給ひし所の地、諸書に見えず、慶長五年、奥の上杉中納言を追討のため、御下向の時、北陸山道の諸大名の御下知を奉て御使たり、子息甚三郎吉正、徳川殿足輕の大將を承て、海道の御供せり、

此時甚三郎の御弓の頭たりといふ事、關が原の諸記に見えたり、當家諸役人系圖並に諸役人帳を見るに、屋代が御弓頭なりしを載せず、不審、但し此時諸役人多くは山道の御供たりし故、大御所の御供は新に仰付られしなりといへば、假なる事ゆゑ、役人系圖等に漏せるにや、又按ずるに甚三郎後に越中守に任ず、武家補任を考ふるに、一に秀正と云々、又世に傳ふる所忠照としるせるあり、不審、

吉正後に叙爵して越中守となる、大坂の軍起りし時、佐竹右京大夫義宣が陣の檢使として、安藤治右衞門正次と同じく、今福の堤に向ふ、慶長十九年十一月廿五日の戰に、越中守父子先懸し、一二の柵を打破り、手の者多く討たれども、子息甚三郎忠正生年廿一歲、矢野和泉守を討取る、大將既に討れぬれば、敵は悚へず城中さして引て入る、明れば元和元年五月七日の戰には、越中守吉正、將軍家の御旗を司り、甚三郎忠正又よき敵二人を討つ、手の者共に首四つ切らせて獻る、政事錄大坂の首注文の下に、屋代甚三郎同心首四つと記るせり、此時に忠正物頭たるべし、大坂兩御陣供奉帳諸役人系圖等に、その事見えず、もし此時御旗奉行を承れる越中守といひしは甚三郎忠正が事にや、いまだ詳なる事を知らず、萬治三年、忠正叙爵して越中守に任ず、是より先、寛永十五年二月、寄騎十騎足輕の兵五十人をつけて、御先手を承る、鐵砲頭と申なり慶安四年六月、改て寄騎二十騎足輕の兵百人をつけらる、百人組の頭と云、寛文二年四月廿四日、六十九歲にして卒す、息男甚三郎忠興早世し、その子忠至(タヾヨシ)家をつぐ、實は朝倉平十郎一至が息なり、寛文二年十二月廿八日、叙爵し、越中守に任ず、今領する安房國北條の地一萬石、いまだ知らずいづれの比より領せるにや、

●丹羽

○勘助源氏次は足利泰氏の六男、一色宮内卿律師公深の末葉なり、公深が六代の孫平三郎氏明、初て尾張國丹羽の郡を領して、丹羽と名のる、氏明四代の孫和泉守氏從、折戶の城を築き住み、其子新介氏員、本鄉の城に移る、氏員が孫若狹守氏清、初めて岩崎の城を築て移る、其孫右近大夫氏勝が時に至て、織

田殿に屬す、勘助氏次は、氏勝が嫡男なり、信長失せ玉ひし後、北畠殿、尾張國を分ち知り玉へば、氏次信雄卿に從ふ、明る天正十一年、聊の事に依て勘氣を蒙り、本國を去て德川殿に來り仕ふ、十二年の春、北畠殿、秀吉朝臣と軍起る、德川殿、氏次を召て、汝が累代領せし岩崎の城は、尾張三河の境にて、要害の所なれば、速に馳せ向て守るべしと仰せければ、氏次本領に歸り城搆て、舍弟次郎助氏重に軍勢つけて守らせ、我身は小牧山の御陣にこそ參りけれ、同き四月九日の朝、池田紀伊入道勝入まづ岩崎の城を攻む、多勢に無勢叶はずして、氏重討れて城落ちぬ、氏次此邊の案内者なかりしかば、德川殿の先陣し、長湫の邊に馳せ向ひ、上方の多勢、打破て、池田父子を初として、多くの敵うたれしなり、同き六月、蟹江の城に向ひ、外城を攻やぶり、手の者多く疵蒙むる、（出丸二つを落す）程なく氏次再び北畠殿に仕へて、伊勢國にして所領を給ひ、（七千石）同き十八年信雄卿、流され玉ひし後、また德川殿に仕へ、關東へ移り玉ひし時、武藏國にて所領を給ふ、（七千石）關が原の合戰には、海道より向て德川殿の先陣を固む、今年の冬三河國伊保の地を給て、（一萬石）明れば慶長六年三月十九日五十二歳にて卒す、其子勘助氏信父につぎ、大坂の軍起りし時、水野日向守勝成と同じく天王寺より押寄て城を攻め、再び軍起りしには、勝成と共に大和路より向て、道明寺に戰ひ、明れば七日天王寺戰に、首十九切つて獻る、寛永の初め、御書院番の頭となされ、叙爵して式部少輔に任ず、（諸役人系圖を按ずるに、寛永九年五月松平伊賀守、御書院番一番の頭となる、その跡丹羽式部少輔、其跡は同十五年十二月朔日青山因幡守を以て補せらると云々、丹羽此役を仰付られし年月をもらす、寛永の日記にも年月日を缺く、）同き十九（一作五）年、美濃國岩村の城を賜ふ、（二萬石）其子式部少輔氏定父に繼ぐ、（氏信が卒せし年月いまだ詳に知らず、）明暦三年四月十六日卒す、五十二（一作四十四）歳其子式部少輔氏純つぐ、延寶二年十月廿七日三十八歳にして卒し、其子勘介氏明家を繼ぐ、（後には長門守）

● 山口

〇修理亮多々良重政は、先祖遠く異國より出づ、百濟國王東明八代の孫王餘璋、第三の王子淋聖、唐兵の亂を避けて、本朝推古天皇十九年に當て、周防國佐波郡鞠生（マリフ）の浦、多々良の濱に來り止る、（淋聖王子卒して周防國吉敷郡御堀の庄に葬る、今の南明山乘福寺の地是なりと）王子七代の後長門守正恒が時、

（新編纂圖に出づ、然るに家の系圖には正恒を以て王子にかけて、其事を注せず、不審の事なり、）朝廷始て彼が先祖來り留れる地の名に依て、多々良朝臣の姓を給ひ、自ら大内と名のる（按ずるに新撰姓氏錄に多々良公は御間名の國の王爾利久牟王より出づ欽明天皇の御世に投化して金の多々利金の乎居を獻る天皇ほめ玉ひ多々良を給ふと云ふ家の傳ふる所に異なるに似たり）正恒十七代の後胤、左京大夫義弘、周防國山口に住し、長門石見豐前の國を打從へ、明德の亂に足利殿に參り、戰功を顯しければ、勸賞として和泉紀伊等の國を賜ふ、六箇國の守護として、天下双びなき大名なり、義弘が世嗣左京大夫盛見、（義弘が弟）盛見が男二人、兄は修理大夫持世、弟は周防權介持盛、持世嫡子なれば家を繼ぎ、四代の孫從三位兵部卿義隆の時、家人陶尾張守晴賢が爲に亡されて、大内の嫡流絕えてけり、初め周防權介持盛、兄持世卒し、其子贈三位敎弘幼なかりし時、これに代りて國を治ること凡三年、持盛が孫孫太郎任世、初め法師となつて、尾張國愛智郡星崎の庄に來り住む、其後男に成り還て、二人の男子をまうく、嫡子修理亮盛幸、累代の先祖住せし地の名に依つて、始て山口とこそ名乘けれ、盛幸が孫平兵衞尉盛政、これ則ち修理亮重政が父なり、（盛政また半左衞門尉と云）初め織田殿に仕へて、柴田修理亮勝家が手に屬せらる、柴田滅びて後、我妻の弟北畠殿の家老岡田長門守が許に來つて、星崎の城に在り、斯て岡田、秀吉に心を通じ叛き參らする由聞えしかば、天正十二年三月三日、信雄卿の爲に誅せらる、長門守が舍弟伊勢守（此時は勝五郎）星崎の城に立籠る、盛政終に城を去て、北畠殿の御方に參る、（太閤記幷家忠日記等合せ按ずべし、）盛政が嫡男修理亮重政初めは長二郎と申て、是も織田殿に仕へ、佐久間信盛が手に屬す、信盛罪かうむつて、高野の奧に籠りしに、彼が手の兵二萬餘騎、おのがさまざまなり行きしに、重政一人、信盛が先途を見んずるとて、同じく高野に趣く、扨も岡田既に誅せられぬと聞て、秀吉大に怒り軍勢を催し、伊勢國に發向す、佐久間駿河守正勝、北畠の御方して、長二郎重政等を宗徒の侍大將とし、都合其勢五千餘、同き三月九日嶺の古城に要害を搆へ、龜山の城を攻んとす、同十日秀吉の軍勢、嶺の城に押寄す、正勝重政、打て出づ、味方さん〴〵に打さなれ討る、もの三（一作二）百餘人、正勝既に自害せんとす、重政大に諫めて城中に引返す、敵つゞいて攻來る、佐久間山口また城中より切て出づ、德川殿の御勢、うしろ卷すと聞えし

かば、寄手は城を攻めもせず、日既に暮に及びければ、討殘されたる軍兵を引具して、正勝重政、一方を打破て、長嶋の城に返りけり、正勝又尾州蟹江の城に移り、重政、大野の城に籠る、かゝる所に、正勝北畠殿の仰によつて、便宜の地擇みて要害かまへんとて、前田與十郎を留て、城を出づ、前田忽に心變し、瀧川左近將監一益九鬼右馬允嘉隆と謀を合て、山口が許に使者を立て我等が父子、佐久間殿を恨み參らする故あつて、羽柴殿の御方に參り候ひぬ、こゝに重政の母上、此城に留め置かれしに依つて、今既に御方の手にわたりぬ、重政もし母上の恩を顧りみ、家門の榮を謀つて、御方に參り給はんには、母上の御命、事ゆゑなからんは、いふに及ばず抽賞定て少かるべからずと云はせければ、重政是を聞て、佐久間殿に二心を存せざるが故に、母を納て質としき、今若し母を助けんとて、うしろめたき事あらんには、日頃の本意、是れ空し、助けんこと義に違ひたるに似たり、されば古人の申せしにも、忠孝二つながら全き事を得難しとこそ侍れ、重政既に人に仕ふる身となれり、母を救ふ事及ぶべからず、詮ずる處、たとへ不孝の子となりぬとも、不忠の人に組みせんこと叶ふべからずと返答す、瀧川九鬼これを聞て、につくい物のいひやうかな、いで／＼その儀ならんには、山口めが城攻め破つて捨ばやとて、大野の城に押寄す、重政勢こそなかりけれ、所々の御方に急を告げ寄せ來る敵を待居たり、九鬼が兵船數十艘、まづ大野の川に押登る、重政急で松炬いくらも拵へ置き、手に手にこれに火をつけて、敵の舟を見おろして、投込み／＼する程に、兵船二艘もえ出づる、折ふし川風烈しくて、黒煙うづまき、炎忽ち船共に吹つくれば、敵は船ども乘捨て、陸にあがつて迯散るを、城中より切て出づ、井伊兵部直政を先として、北畠の軍勢も、轡鐙を合せ援ひ來れば、寄手こらへず引かへす、德川殿、本多平八郎に仰せて、重政を召され、此とき御陣は戸田にあり、重政むかし信盛に屬て、志を改めず、今また逆徒等に組せざりし事、感じ給ふ事斜ならず、御馬をぞ賜つたる、此後世かはり、事變じて、重政德川殿に仕へ奉る、慶長六年叙爵して、但馬守に任じ、後には修理亮常陸國牛久の地たまひ、一萬石又大番の頭となつて、御奏者の事をかぬ、同き十四年伏見の城を守て、憲法

新編纂圖に出づ、然るに家の系圖には正恒を以て王子にかけて、其事を注せず、不審の事なり、朝廷始て彼が先祖來り留れる地の名に依て、多々良朝臣の姓を給ひ、自ら大内と名のる（按ずるに新撰姓氏錄に多々良公は御間名の國の王爾利久牟王より出づ欽明天皇の御世に投化して金の多々利金の乎居を獻る天皇ほめ玉ひ多々良を給ふと云ふ家の傳ふる所に異なるに似たり）正恒十七代の後胤、左京大夫義弘、周防國山口に住し、長門石見豐前の國を打從へ、明德の亂に足利殿に參り、戰功を顯しければ、勸賞として和泉紀伊等の國を賜ふ、六箇國の守護として、天下双びなき大名なり、義弘が世嗣左京大夫盛見、（義弘が弟）盛見が男二人、兄は修理大夫持世、弟は周防權介持盛、持世嫡子なれば家を繼ぎ、四代の孫從三位兵部卿義隆の時、家人陶尾張守晴賢が爲に亡されて、大内の嫡流絕えてけり、初め周防權介持盛、兄持世卒し、其子贈三位敎弘幼なかりし時、これに代りて國を治ること凡三年、持盛が孫孫太郎任世、初め法師となつて、尾張國愛智郡星崎の庄に來り住む、其後男に成り還て、二人の男子をまうく、嫡子修理亮盛幸、累代の先祖住せし地の名に依つて、始て山口とこそ名乘けれ、盛幸が孫平兵衞尉盛政、これ則ち修理亮重政が父なり、（盛政また半左衞門尉と云）初め織田殿に仕へて、柴田修理亮勝家が手に屬せらる、柴田滅びて後、我妻の弟北畠殿の家老岡田長門守が許に來つて、星崎の城に在り、斯て岡田、秀吉に心を通じ叛き參らする由聞えしかば、天正十二年三月三日、信雄卿の爲に誅せらる、長門守が舍弟伊勢守（此時は勝五郎）星崎の城に立籠る、盛政終に城を去て、北畠殿の御方に參る、（太閤記幷家忠日記等合せ按べし）盛政が嫡男修理亮重政初めは長二郎と申て、是も織田殿に仕へ、佐久間信盛が手に屬す、信盛罪かうむつて、高野の奧に籠りしに、彼が手の兵二萬餘騎、おのがさまざまなり行きしに、重政一人、信盛が先途を見んずるとて、同じく高野に趣く、扨も岡田既に誅せられぬと聞て、秀吉大に怒り軍勢を催し、伊勢國に發向す、佐久間駿河守正勝、北畠の御方して、長二郎重政等を宗徒の侍大將とし、都合其勢五千餘、同き三月九日嶺の古城に要害を搆へ、龜山の城を攻んとす、同十日秀吉の軍勢、嶺の城に押寄す、正勝重政、打て出づ、味方さん〴〵に打さなれ討る、もの三（一作二）百餘人、正勝既に自害せんとす、重政大に諫めて城中に引返す、敵つゞいて攻來る、佐久間山口また城中より切て出づ、德川殿の御勢、うしろ卷すと聞えし

かば、寄手は城を攻めもせず、日既に暮に及びければ、討殘されたる軍兵を引具して、正勝重政、一方を打破て、長嶋の城に返りけり、正勝又尾州蟹江の城に移り、重政、大野の城に籠る、か丶る所に、正勝北畠殿の仰によつて、便宜の地擇みて要害かまへんとて、前田與十郎を留て、城を出づ、前田忽に心變し、瀧川（左近將監一益）九鬼（右馬允嘉隆）と謀を合て、山口が許に使者を立て我等が父子、佐久間殿を恨み參らする故あつて、羽柴殿の御方に參り候ひぬ、こ丶に重政の母上、此城に留め置かれしに依つて、今既に御方の手にわたりぬ、重政もし母上の恩を顧りみ、家門の榮を謀つて、御方に參り給はんには、母上の御命、事ゆゑなからんは、いふに及ばず抽賞定て少かるべからずと云はせければ、重政是を聞て、佐久間殿に二心を存せざるが故に、母を納て質としき、今若し母を助けんとて、うしろめたき事あらんには、日頃の本意、是れ空し、助けんこと義に違ひたるに似たり、されば古人の申せしにも、忠孝二つながら全き事を得難しとこそ侍れ、重政既に人に仕ふる身となれり、母を救ふ事及ぶべからず、詮ずる處、たとへ不孝の子となりぬとも、不忠の人に組みせんこと叶ふべからずと返答す、瀧川九鬼これを聞て、につくい物のいひやうかな、いで〳〵その儀ならんには、山口めが城攻め破つて捨ばやとて、大野の城に押寄す、重政勢こそなかりけれ、所々の御方に急を告げ寄せ來る敵を待居たり、九鬼が兵船數十艘、まづ大野の川に押登る、重政急で松炬いくらも拵へ置き、手に手にこれに火をつけて、敵の舟を見おろして、投込み〳〵する程に、兵船二艘もえ出づる、折ふし川風烈しくて、黑煙うづまき、炎忽ち船共に吹つくれば、敵は船ども乘捨て、陸にあがつて迯散るを、城中より切て出づ、井伊兵部直政を先として、北畠の軍勢も、鞕鐙を合せ援ひ來れば、寄手こらへず引かへす、德川殿、本多平八郎に仰せて、重政を召され、（此とき御陣は戸田にあり、）重政むかし信盛に屬て、志を改めず、今また逆徒等に組せざりし事、感じ給ふ事斜ならず、御馬をぞ賜つたる、此後世かはり、事變じて、重政德川殿に仕へ奉る、慶長六年敍爵して、但馬守に任じ、（後には修理亮）常陸國牛久の地たまひ、（一萬石）又大番の頭となつて、御奏者の事をかぬ、同き十四年伏見の城を守て、憲法

をみたさゞりしかば、十六年十二月十五日、その賞を行はる、五千石加へ玉ふ、十八年正月八日、忽に罪かうむる事あつて、所領盡く收公せらる、武藏國入間郡に蟄居す、一說本多美濃守忠政に預けられしと云、不審、

創業記を見るに、初め大久保相模守忠隣我が妻の姪石川長門守康通が娘を養て子とす、今年但馬守重政が嫡男伊豆守重信に嫁す、長門守康通が息男、其行正しからざるに依て、日頃兩御所の御氣色よろしからず、然るに今但馬守彼の石川が息男の姉を以て、我子にめあはせし事、上を蔑ろにしたる所なりとて、御旨に逆ふと云々、大久保が傳と合せ見るべし、世に傳ふる諸說を信ずるにたらず、

同き十五日、重政一封の書を獻て、罪なき由を申披きしかど、御免されなかりしかば、武藏國入間郡に蟄居せり、明れば十九年の冬、大坂の軍起る、重政重信父子郎等少々召具して、海道を馳上り、箱根の關にて留められ、引歸してまた山道にさしかゝる、程なく御和睦の事成て、今年も既に暮れぬ、明る元和元年の夏、軍再び起りしに、父子此度は、さまをかへ、山道より忍び上り、井伊掃部頭直孝が手に屬て、河内路より向ふ、五月六日の戰に、若江伊豆守重信、眞先に進み、馬武者五騎切て落し、六騎にあたる敵と引くみ、さし違へて死したりけり、

或說に、此夜重政、直孝が陣に行きむかふ、有合ふ人々、重信が事を弔ふ、重政されば愚息が討死仕りし事、彼が年比の本意遂に達し訖んぬ、なげきの中の悅なり、さりながら御勘氣の中に死せし事、死しての恨もさこそ深くやはべらめと淚と共に答へしを、聞く人みな鎧の袖をぬらしけり、ここに直孝は、とむらひをば、述べずして、盛りなる子を先立て、つれなく殘りし老の身は、なにを賴みに生きけんと、さし顯はしては云はねども、言葉のすゑにぞ聞えたる、重政大に怒つて、既にさし違へんとしたりしを、人々中に立ち塞がり、さま〴〵に中直りさせぬ、今日若江の戰に直孝が麾の揮りやうあしとて、重政がをしへしを耻ぢ怒りて、直孝かくは云ひしなり、二人是より、不快にして、重信がうち死せしありさま、直孝かくとも申さねば、執し申す人さらになし、重政なげきの中に憤りて、空しく月日を送り、死してのち二人

の男召し出さると云々、又一說に、重政も手負て疵をうれへ、程なく死せしといふ、

此後重政召返され、

重政年比本多美濃守忠政に親し、天壽院殿は忠政の男中務大輔忠利に添はせ玉ひしかば、重政父子の事よく知召され、折にふれて御歎き有しかば、重政後に召返され、本領を下され、若年寄の職に至りぬと、諸說まち〳〵なり、いづれか誠なるにや、但し若年寄たりしといふ事は不審なり、そもそも當家に此職置れし事は、大猷院殿の御時寛永十二年十月廿九日、土井遠江守、酒井備後守を此職になされしより始れり、台德院殿の御時までは、御近習出頭人衆といふばかり有しなり、又諸役人帳を考ふるに、御近習出頭衆の內にも、山口が事は見えず、又重政が卒せし年月、いつともいまだ知らず、

寛永五年重政が三男長二郎弘隆、四男半左衛門重經に父が所領の地分ち賜ひ、（兄に一萬石弟に五千石）同じき九年十二月廿三日兄弘隆但馬守、同廿九日弟重經備前守に任ず、

或說に此後松平伊豆守信綱は、井伊と山口兄弟が中直りさせんとす、兄弘隆は父にて候者が死しても恨みもや殘るべき、此事ゆめ〳〵叶ふべからずといふ、弟重經は、信綱のたまふ所なり、かつ直孝は當時の重臣にておはせばとて、中なほりす、

弘隆頓て近江國水口の城を守るべき由仰せ蒙て、かの城に在る事年を經て、此職を辭し、（水口の御城番といふ、）寛文五年十二月廿七日修理亮に改め、延寶五年九月五日、七十五歲にして卒す、嫡男長二郎重貞家を繼ぎ修理亮に任ず、

● 加々爪

○甲斐守藤原直澄は、上杉彈正少弼朝定が、後胤民部少輔忠澄の男也、初め朝定が孫朝顯室町殿に仕へて八條中務少輔といふ、曾孫修理亮政定所緣に就て今川刑部（一作民部）大輔範政がために養れ、駿河國に下向し、改め稱して加々爪（カゞツメ）と名のる、其子右京亮忠定遠江國山名郡新池鄕を領す、子孫是を傳領して、備前守政豐に至る、永祿十一年德川殿、遠江國に入り玉ふ時、政豐、最初に御方に參りしかば、本領を下し

賜ひ、其子備前守政尙、尾張の國長湫の軍に高名し、小田原御陣に從ひ、常に近く召仕はる、其子民部少輔忠澄、慶長四年中納言殿の（大相國家の御事）御前にて元服し、御諱字を賜り甚十郎とめされ、大坂の軍の時、御使番を承り、自ら戰て首取て獻る、其後御目付より御普請奉行を歷て、寛文十五年五月大目付となつて、同十七年六月十三日（一作十二）、職免され、明れば十八年五十六歲にして卒す、（所領九千五百石に至る、）直澄初め寛永八年叙爵し、同十年八月五日、御小姓組の組頭になつて、十五年十二月五日、同き番頭に昇り、慶安三年十一月十九日、御書院番頭に移り、承應四年九月十五日大番の頭に遷る、寛文元年十一月九日、寺社奉行職に補せられ、（此時一萬石を領す、）同八年十二月廿六日、所領加らる、（三千石）十年十二月十一日、御不審かうむる事あつて、職免されて蟄居す、其後御免蒙て出仕しけるが、延寶七年六月十八日致仕す、

直澄御不審かうむりし事は十二月八日、評定衆臨時の會合ありし時、松平因幡守信興を御使として、御菓子賜て、寒天の出仕を勞せらる、人々皆かしこまり申せしに、直澄は疲勞の餘りにや、坐しながら打眠りて、仰をも承らず、此事御聽に達せしに直澄評定の度に、かく打眠りて候ふよし聞えしかば、不敬の罪免れ難しといへども、年來奉公の勞、仰出されて、引籠りて候ふべしとありしかば、居したるなり、

嫡男信濃守直輔廿二歲にて、萬治三年十一月廿四日卒しければ、外甥を養て嗣とす、土佐守直淸、實は石川播磨守總長が二男、外叔父直澄が世嗣と成る、（一萬三千石）

●北條

○美濃守平氏規は、北條左京大夫氏康の四男、左京大夫氏政の弟也、曾祖新九郎長氏、伊豆國より起り、

北條家の系圖に記す所各異あり、一に曰く、長氏入道早雲は相模守平高時に四代北條新三郎行長が子なり、母は伊勢備中守貞國が女、當時足利殿の御代なれば北條を名のる事を憚り母方に因て初め伊勢新九郎と名のれり、伊豆相模を領して本姓に還り北條と名のる、長氏永正十六年八月十五日に

卒すと云々、一に曰く長氏は高時より三代の後、時盛が子、應永廿七年に生れ元龜三年に卒すと云云二說共に其家の傳ふる所なり不審、小田原記を案ずるに、伊勢伊勢守貞親が弟備中守貞藤、應仁の亂を避けて伊勢の國に下る、程なく今出川殿も、北畠の國司を御賴あつて、かしこに御下向あり、貞藤が息男新九郎長氏、備中國より伊勢に來りて、今出川殿に見參す、今川上總介義忠は、姊聟なれば、ゆかりに付て駿河國に下り、義忠の子氏親が時、當國高國寺の城を賜て領す、長氏が母は、尾張國の住人横井掃部助が娘なり、横井もと北條高時が後なり、かの一族伊豆國に住せるあり、男子なければ長氏を聟にして、其家を讓る長享二年十月、長氏高國寺より韮山の城に移り、嫡男氏綱を生む、又養父北條が孫女を、氏綱にあはせて、北條新九郎と名のらせ、我身入道して早雲庵と號すと云々又伊勢の系圖を見るに伊勢守貞親三人の男あり、嫡子伊勢守貞宗、これ金仙寺殿の事なり、二男新九郎貞藤、初め貞辰といふ、相州の北條氏養て子とす、これより北條と名のれり、三男は兵庫頭貞職としるせり新編纂圖と違あるに似たれども其家の系圖疑ふべからず小田原記の記す所も、伊勢の系圖に異なれども大略は違はざるに似たり、

祖父氏綱父氏康兄氏政に至て、領する所の地八箇國、武威東海に奮ふ事凡百餘年、豐臣の關白、天下の事しろしめすに及びて、畿內の地は云ふに及ばず、山陰山陽南海西海悉くに靡き從ひ、北陸道も越後より西は皆從ふ、東海道に取つても、既に德川殿と親うなり玉へば、駿河國より西ば、無爲に屬す、北條いまだ從はねば、相模國より東の國々は命も行はれず、此時氏政は國をば子息相模守氏直に讓り、自らは截流齋と號し、政務の事に預らず、此氏直と申は、德川殿の聟君にてましませば、關白もさすが速に違犯の罪にも處し難く、大方は事の體に依つて、追討の事あるべきなど聞えければ、德川殿よきに計らせ玉ふに因て、關白の心とけ玉ひ、天正十六年五月、北條の使者、初て都に上る、この美濃守氏規をさし越されたり、德川殿よりも榊原式部大輔康政つけて參らせらる、やがて氏政上洛あるべきよしを宣ひながら、其事となく年月を經て、事の違亂、出來ぬれば、

關白大に怒り給ひ、同き十八年の春、天下の軍勢を催促し、東海東山北陸より打て下らせ玉ふ程に、氏政父子一族郎從を分つて、多くの城々にこめらる、美濃守氏規、伊豆國韮山の城にぞ籠つたる、諸所の城々悉く攻落され、今は小田原の城のみ殘りしかど、氏規が籠つたる韮山は、終におとされず、此所の寄手、上方の大名七人に、北畠内府の軍勢を合て五萬餘人、以の外に攻あぐんで、たゞ遠攻にする事、五箇月にぞ及びける、關白の仰を承り、德川殿の御家人小笠原丹波守、御使として此城に行むかひ、御方の人々の軍するやうを見す、小笠原上方の人々の、いひがひなく城を守り居たるを怒つて、手勢引具し、人ませもせず攻め戰ひ、續く御方なければ、父子終に討死す、かくては此城いつ落つべしとも見えず、德川殿、氏規が許に御使を給ひ、抑關八州の城々悉くに落されぬ、然るに韮山の城のみいまだ落されず、氏規の名譽、誠に双びなしといつべし、爰に太田十郎氏房、（氏政の子氏直の弟）羽柴下總守勝雄と相議して、東西の和睦事ならんとす、（按ずるに、關白浮田秀家して計られし事なり）たとへ氏規、其城一つを守て討死を決せらるとも、小田原の城降らん上は、其詮なきに似たり、早く其城を去て、小田原の城に入り、氏政父子、事ゆゑなからん謀を廻さるべしと仰せ下さる、又氏政父子書を賜て其城早く寄手の爲に、開渡すべきよしを下知せらる、氏規此上はとて、城をば德川殿の御家人内藤三左衞門信成に渡し、德川殿の御陣に參り、東西和睦の事を議す、殿下氏規が申旨に任せられ、伊豆相模武藏三箇國を氏政父子にまゐらせ、殘る所の國々うけ取て、東西の人質、取替し、頓て御開陣あるべしと仰らる、氏規大に悅び、關白の御教書をこひ受て、七月六日、卯の一點に澁取口より、小田原の城に入る、城中には、また太田十郎氏房が申旨に就きて、氏政父子の中に違亂の事、出來て、氏直父の命に從はず、降を乞て、同七月六日の卯の一點に城を出て、北畠殿の陣に參る、かゝりしかば氏規が謀も空しく成て、氏直は死を宥られ、氏政同舍弟陸奥守氏輝をば誅せらるべきに定りて、同き十日、關白の御使、氏政の許に向て、自害の事を勸む、氏規、力およばず、氏政の介錯して、返へす刀にて、おのれも自害せんとする所を、警固の者、刀を奪ひ取りしか

ば、死する事を得ず、關白殿も氏規、去々年使として、上洛せしより、見玉ひし者にて、今度韮山の城をも、固く守り、東西和睦の事をも謀り、氏政と死を共にせんとせし志の程を感じ玉ひ、色々仰せ下さる、旨あつて、同十二日、氏直の供して、高野山に登る、同じ冬の頃、氏直天野といふ所に下り玉ひ、明年の春、關白殿より大坂に召され、北畠内府の住れし館に請じ入れ、御對面の儀あり、やがて國をもたぶべかりしに、文祿元年十一月四日痘瘡を患へ、三十歳にて死し玉ひぬ、

北條五代記創業記家忠日記夏目が記、並に關白殿、徳川殿、氏政父子往來の書翰等に、古き人の物語せし事を、まじへ見るに、北條の亡びし初めより、終に至るまで、事皆な違變のみ出來て、終に事破れき、想ふに悉く秀吉の姦謀に出たりと見えしなり、氏直もまた毒殺され給ひしといふ人もあり、氏規の事にもあづからぬ事にて、事長ければ、詳に記すに及はず、

其後關白殿氏規を召て、河内國にして所領を賜ふ、今領する所河内狭山一萬石秀吉より給ひしにや 氏規が男美濃守氏盛、氏盛が男四人嫡男美濃守氏信、二男熊丸早世し、三男右近大夫氏利、四男民部少輔氏重と云ふ、美濃守氏信家を繼ぐ、其子久太郎氏宗に傳ふ、氏宗子なかりしかば、右近大夫氏利が子を世嗣とす、伊勢守氏治これなり、其子左京氏朝、

●秋元

○但馬守藤原泰朝は、越中守長朝が子也、長朝が父茂兵衛尉といふ、天正五年十一月十二日卒す又長朝を一說に景朝といふ、其祖上總國周准郡秋元の庄を領せしより秋元と名のるなり、今も秋元の庄小絲といふ所にある天南寺には、世々の牌位あり、寺にては源氏なりと申、其系圖を見れば、其祖出し所詳かならず、累代の先祖關東の管領上杉の家人井草秋元園庭とて、武藏國の深谷三人の宿老なり、相模の北條、威を關東に奮ひしよりこのかた、主なりける上杉も、北條に屬ひぬ、天正十八年の春、關白殿北條を伐ち玉ひし時、泰朝が父越中守長朝、其主に從て、小田原の城に籠る、北條滅びし後、彼の領せし國々皆徳川殿領し玉ひ、武藏國を御座所と定らる、當國に名ある者なれば、井伊兵部少輔直政勸めにて、越中守長朝を召出され、御家人となさる、慶長五年の秋、奥の上杉中納言景勝、御退治の爲、御下向ありしに、上方

また一時に軍起る、德川殿まづ引返し。上方に向ひ給はんには、上杉御後に打てのぼるべし、此儘景勝を退治あらんには、上方の軍勢攻下りなん、此事如何あるべきとありしに、本多佐渡守正信、謀て、上杉が家老直江山城守が許に、越中守長朝を使として、云ひ送る旨ありしかば、奥方の軍兵、白河の關よりこなたに打出る事なく、德川殿御心のまゝに、上方の敵を滅し玉ひ、其後長朝御使として、景勝が許に行向ふ、此度は深谷の士大沼越後副使となされ、豐光寺等と共に下向し、仰の旨を傳ふ、景勝やがて領する所の國を獻て、德川殿に見參し、天下忽に事なく治りぬ、これは秋元が先祖上杉の被官にして、しかも長朝、智謀ゆゝしき者なれば、かゝる大事の御使を再びまで承りしこと、身の譽とぞ聞えける、其子但馬守泰朝、大御所に昵近し、松平右衞門大夫正綱と一双の親臣にて、（時に御近習出頭人衆といふ、大猷院殿の御時、日光山神宮造られしに、右衞門大夫正綱と、但馬守泰朝とを奉行たらしめ玉ひしも、この故なりと申傳へけり、）其後寛永十八年二月三日甲斐國谷村の城を賜ひ、（一萬八千石）三代の君に仕へ奉り同き十九年十月廿三日、年六十三歲にて卒す、嫡子越中守富朝繼ぐ、明暦三年六月十七日、四十八歲にて卒す、子なければ外孫を以て嗣とす、攝津守喬朝、實は戸田越前守忠昌が男、年九歲にして外祖の世嗣となり、萬治三年十二月、但馬守になり、寛文五年十二月攝津守になる、延寶五年七月三日御奏者の事を承る、

●稻葉

○内匠頭越智正成は、伊豫の河野が末葉、稻葉兵庫頭重通が子、實は林駿河守が孫總兵衞尉が男也、家の系圖かくの如し、曰く林は、もと淸和源氏なりと云々、稻葉の系圖は別に見ゆ、爰には略しぬ、世に傳ふる所は、美濃の稻葉の庶流を林といふなり、織田殿の家老林佐渡守通勝、林の嫡流なり、總兵衞尉正三（一作正之）は、其庶流なり、正三初め當國の齋藤山城守入道道三に仕へ、高洲の城に住し、後に織田殿に仕ふと云、家の系圖には、異なれども、こゝに註して、暫らく一說に傳ふ、正成筑前中納言秀秋に仕へて、彼家の老となり、受領して佐渡守に任ず、關が原の軍に、秀秋に隨て、關東の御方なり、

家忠日記追加を考ふるに、此時に正成、村越茂助につきて、此度秀秋が御方たりし事、某が計らひたるよしを申によつて、御書を給て賞せらると云云、但し秀秋の御方せしは初めより故ある事なり、精しく其傳に見ゆ、追加の說不審、

其後正成、金吾家を去り、秀秋又卒して嗣なくして家亡び、正成御家人となされ、内匠頭に成る、本多佐渡守を避けしといふ、二萬石を賜ひしといふ、按ずるに秀秋の家にては、寄騎共に四萬石といふ、大坂の合戰に首廿七切て獻る、後に越前の家につけられて、越後國絲魚川の城を領す、寄騎共に四萬石といふ、〇此事は覺束なく思ふ所あれども、世にいふ所に任せてしるす、正成初め齋藤内藏助利三が娘を妻として、丹後守正勝をまうく、

正成初め稲葉兵庫頭重通が娘に添うて男子二人をまうけ、其後妻におくれて、利三が娘を迎へしなり、利三は美濃の國の住人にて、明智日向守が妹の子なり、光秀に從て討死す、男子三人女子一人、父が討たれし後、都の傍に住す、正成その女子をむかへしなり、これ則ち春日の局なり、

かくて如何なるゆゑありけん、此妻、家を出て後、將軍家の若君竹千代殿の御乳母となされ、其子丹後守正勝が年八歳の時に、若君に召仕はる、後に常陸國柿岡五千石の地を賜ふといふ、内匠頭正成も召し返されて、下野國眞岡の地を給ふ、二萬石

正成越後に在し時、永見といひし人の娘を迎へて、男子一人をまうく、將軍家へ召されし時、越前の家に留めて仕へしむ、出雲守正房是なり、正成御家人となつて後、山内土佐守が妹を迎へて、また男子をまうく、權頭正吉といふ、成人の後召出されて、五千石を賜ふ、また春日局の兄弟も召出されて仕へ奉る、今の齋藤皆これらが子孫なりといふ、

丹後守正勝若君の乳母の子たるに依て、將軍家の御覺え淺からず、父正成卒せし後、父が所領をも合せ賜ふ、大納言殿、將軍宣下かうむり給ひし後、將軍家宿老の職に加り、大相國家薨じさせ給ひ、將軍家御代知召し、初、寛永九年七月朔日、加藤肥後守忠廣、罪ありて、出羽國に流されし時、正勝御使を受け給て、肥後國に向ふ、此年十一月廿三日、相模國小田原の城を給ふ、四萬石を加へ給りて、合て八萬五千石を領す、同じき十一年正月廿五日、正勝三十八歳にして卒し、其子鶴千代

丸幼なくして家を繼ぐ、春日局は寛永二十年九月に至て卒す、（去し寛永二年城北に寺を立られ、庄田多く寄られ（三百石）天澤寺と號す、卒して此寺に葬る、將軍家いろいろの作善とり行はせ玉ひ、自らも墓所に詣させ給ひ、年々の忌日も絶えず弔らはせ給ひぬ、）鶴千代丸成人して正則と名のり、美濃守に任じ、明曆三年九月廿八日、宿老の職になされ、同き十二月廿七日從四位下、寛文元年十二月晦日、侍從に進み、同き三年二月八日、所領の地加へ賜ふ、（一萬石）延寶八年正月十二日また所領を加らる、（一萬五千石）嫡子丹後守義雅二男出羽守正喬、男女の子猶多し、

● 堀田

○加賀守紀正盛は、武内の大臣三十五代の孫尾張守之高が後胤也、之高が子尾張守正重、尾張國津島に住す、其孫加賀守正道が時に至て、織田備後守信秀に屬す、正道が子孫右衛門尉正貞、正貞が子勘左衛門尉正利は、加賀守正盛が父なりけり、正利初め金吾中納言秀秋家に仕へ、（五百石を領せり、）稲葉佐渡守正成が、娘を妻とす、正成金吾家を去りし時、正利同じく彼處をさる、其後佐渡守正成が妻春日の局がゆかりに就き、正利正成と共に御家人になつて、御書院の番衆となる、大坂の合戰に水野隼人正忠淸が手に屬して高名せしに依て、其賞を下したぶ、（三百石を賜ふ、合て七百石なり）又御使番になされたり、其子加賀守正盛幼きより左大臣家に仕へ奉り、双なき寵臣なりしかば、元和九年十二月十六歳にて叙爵し、次第に身を起して祿あまた給ふ、（正盛が母は春日局の生みし子にはあらず、佐渡守正成が前妻の生みし所ともいひ、また妾の生みし所ともいふなり、）寛永九（一作六）年二月十七日正盛が父正利死す、年五十九歳なり、

世に傳ふる所は子息正盛が次第に身を起すを深く悅び、なまじひに我世に在らんは、子息のために惡しかりなんと思ひ、自害せしとなり、

同八年五月廿一日、正盛御小姓組の番頭となり、（十二年の十二月に至る）十二年二月宿老の職となり、（程なく加判の事御免ありて、世には御近習出頭といひしなり、）同十月廿二日武藏國河越の城を給ふ、（三萬石）十五年、正月十一日、信濃國松本の城に移る、（七萬石、一說に此時十萬石、）十七年十二月廿九日、侍從に進み、十九年正月十一日、下總國佐倉の城に移る、（十二萬石）慶安四年四月廿日、左大臣家薨じさせ給ひしかば、此日、正盛腹切て殉死す、年四十六歳、正盛男子五人、嫡子上野介正信、二男脇坂淡路守安元が養子となつて、中務

少輔安吉といふ、三男久太郎正俊、（後には備中守）四男虎之助、（後には對馬守正英といひしなり、）五男右馬助、（後には南部山城守が養子と成つて、內藏助正勝といひ早世しぬ、）此年八月嫡男上野介正信に父が遺領を賜ふ、（十萬石、）其餘の男子等にも分ち賜ふこと差あり、（久太郎一萬石、虎之助五千石、右馬助三千石、）右正信家を繼て、御詰衆に加りぬ、萬治三年十月八日、一封の諫書を上り、身の暇をも申さで江戶を去て、己が佐倉の城に引籠れり、其諫書の大略は、當代御幼稚の昔より、世を知召す事、既に十年輔導の人、其道を得ず、天下の人民悉く疲弊し、幕下の將士盡く貧困す、すべからく早く恩惠を施し、窮愁を宥めらるべし、まづ正信が父より傳へ賜ふ所の祿を以て、御家人等に充て賜るべき料とせらるべし、依て今は正信が領する所の城地悉く返し奉るの旨を載せ、肥後守正之豐後守忠秋を上所にしたり、かくてこの事披露ありて、正之朝臣を先として執政の人々僉議ありしに、伊豆守信綱一人、上野介が心狂じてこそかくは侍るらめと申ける、さるは此諫書のさす所、偏に信綱が執する所を深く非するに似たり、また正之忠秋ばかりを以て上所とす、これといひ、かれといひ、信綱、上總介が所爲を憎み思ひ、かく申し妨ぐるにやと思ひけるが、正之朝臣は、たとへ正信が諫め申す所、一々其理を盡さずとも、世を憂ひおのが家をも忘れて、君を諫め申條は、如何で狂氣とは申さるべきと宣ひけれども、信綱は正信が狂氣疑ふ所あるべからずとのみ爭ふ、正之朝臣重ねて、正信は故加賀守が嫡子にて、其身もかく忠を存ずる者なるを如何であへなく狂人と定めらる、事あらんやとありければ、信綱仰せ承て候、故加賀守が嫡男なれば、如何なる罪を犯したりとも、一度二度はなど御宥めなかるべきと存るに依て、信綱は彼を狂氣と思ひなして侍ると答ふ、人々猶も不審に思ふ氣色なりければ、其時信綱いひけるは、彼の諫言を見るに、領する所の城地盡く返へし奉る、それを又御不審の事あらんには召されて尋ね問はるべし、事の由を一々に申べしとしるせり、さらばなど此所にありながら、召しをも待たで候べき、夫れに身の暇をも申さで、恣に、己が城に引籠つて候は如何に、たとへ心に存ずる所、忠なりとも、其所行は上を蔑如し奉て、いさゝか反逆に似て候、若し正信が

常の心にて、かゝる事候はんには、其身は云ふに及はず、一門の輩をも急度嚴科に處せらるべくや候はん、故加賀守が後にて侍れば、餘りに不便に存ずれば、狂氣とは思ひなして候、心狂じたらん人は、如何なる罪をもゆるし宥めらるゝこと、勿論の事に候ふ者をと云ひしにぞ、正之朝臣を始として、一座の人々誠に深き慮りにて候ひき、夫迄の事は、思ひも寄り候はず、扨〳〵と大に感じあへると、此事よく知れる人の語りしをうけ給り畢んぬ、

頓て安藤對馬守同市兵衞、佐倉の城に行向て、正之忠秋の旨を述ぶ、諫め申さるゝ所、承りぬ、さりながら其城に引籠て居給はんには、諫め申さるゝ所、御聽に達し難し、同じくは舍弟中務少輔安吉、備中守正俊二人が所領の地、いづ方ならんにも、まづ籠居あるべくや候といひしかば、さらばとて、正俊が所領、守谷といふ所に移る同き十一月三日、正信が所領收公せられて、弟安吉預りて、おのが信濃國飯田の城に趣く、正信が息帶刀正職、別に俸米を賜ひ、一萬俵寛文八年十二月廿七日、敘爵して豐前守に成る、正信また寛文二年五月十八日、酒井修理大夫忠直に預られて、若狹國に移さる、是は中務少輔安吉、播州龍野を賜て移りしゆゑなり、延寶五年の春、正信密に若狹國を出て都に上り、男山淸水等に參詣し、願書を籠めて、將軍家の若君御誕生の事を祈る、此事披露ありしかば、修理大夫が守りの怠れるを御咎あり、また豐前守正職も同じく籠りて有りしが、二人程なく御免しを蒙り、正信をば淡路國へ移されて、松平阿波守綱通に預けらる、同六年の秋、綱通卒して、其子淡路守綱矩預人となる、同八年五月八日、右大臣家薨じさせ給ひぬ、正信配所にて此由を傳へ聞て、深く歎き、預人綱矩が許へ文のこして、同月の廿日、剪刀を以て、自ら吭をかき切て死す、年四十九歲、

○備中守紀正俊加賀守正盛が三男、外曾祖母春日局が養子として、右大臣家御誕生ありし御七夜より仕奉る春日局卒して後、其所領を讓られ、三千石父が遺領と共に合せ領す一萬三千石萬治三年二月廿三日、御奏者の事を司り、寛文七年六月、上野國安中の地を給ふ、一萬八千石を領す同十年二月廿二日、少老の職に補せられ、延寶

六年十二月廿九日所領加へられ、（五千石）同七年七月十日、執政の職に至り、所領加へ給ふ、（三萬八千石になる、）十二月廿七日、從四位下に叙す、

●太田

○備中守源資宗は源三位入道頼政の嫡男、伊豆守仲綱五代の孫、太田攝津守資國が末葉なり、

系圖に曰く資國が父左衞門尉國綱の時、土御門院、國綱が頼政の曾孫たる事を聞召され、丹波國五箇の庄を賜る、其子資國、彼國太田郡に住しければ、太田と名乘と云々、按ずるに丹波に天田郡あつて、太田の郡はなし、覺束なし、永享記には太田備中守資清は、武州都築郡太田郷の地頭なりといふ、太田となのる事累代太田の郷の地頭職たりしゆゑの事にや、但し太田郷も埼玉の郡にあり、都築郡にはあらず、不審、

資國に四代備中守資清入道道眞、鎌倉の管領、扇が谷上杉の家老として、武藏國にあり、初め河越の庄に住し、其後生越に移る、（生越の龍穩寺此人の立てし所といふ、又一說に江戸の城も、此人始て築きしとも申なり、）其子左衞門大夫持資入道道灌、（永享記に資長と載す、）同國荏原の郡品川の館に在り、豐島の郡江戸の城を築て移り住む、

永享記に資長廿五歳の時、江戸の城を築くといふ、然れば康正二年の比にや、按ずるに僧靈彦得公等が靜勝軒江亭等の記は、文明五年に作れる所なり、

其子六郎右衞門尉資康、其子大和守資高、（此人平河に一字の精舍を建つ、今の平河山報恩寺是なり、）北條に從ひ其子新六郎康資父に繼ぐ、（武庵入道是なり、）永祿の初め北條に背き、安房の里見を頼んで、彼國に趣く、天正九年十月年五十一歳にて終に彼處にて死しけり、

按ずるに、永祿七年鴻臺の軍の後、房州に落行きしなるべし、夏目が記を按ずるに、太田美濃守資政入道三樂は、道灌四代の嫡流にして、源六郎康資入道武庵は、道灌が舍弟の四代の孫なりと記せり、家の系圖を見るに、武庵も共に道灌の子孫たり、其家の系圖誤るべきにあらず、疑ふべきにあらず、去ながら三樂が、後に常陸にてまうけし子、太田安房守といふは、三河守殿に仕へて、越前國にあり、彼れ太田の嫡流にして、頼政より道灌に

至るまでの系圖、並びに其家の重寶、悉く安房守が子孫の家に今に傳へたり、然れば夏目が記も據なしともいひ難きにや、暫く爰に記して、一說に備ふるのみ、

其子新六郎重政、父死して後、一族美濃守資政入道三樂と共に、（三樂は重政の母方の叔父か）佐竹家に仕へ、天正十八年北條亡びし後、始て德川殿に仕へ、明れば十九年奧の御陣に從ひ、文祿元年、肥前國名護屋に趣せ玉ひしには、松平大隅守が手に屬して、江戶に留り、慶長五年關が原の合戰の時、海道の御供し、同き十五年に死す、

初め天正十八年關東へ移らせ玉ひし時、武庵が女、新六郎が妹於梶の局、年十三歲にて宮仕し、常に御側に侍らひて、日々に御寵愛淺からず、御娘一人をまうく、奧の伊達政宗の男忠宗に配せらるべしと仰合されしに、四つの御年かくれ玉ひしかば、於梶の局歎きて頭おろし、かの御跡を弔ひまゐらせんなど聞えしかば哀れに思召して慶長十六年御外孫なりける池田殿の御女を、かの局の養君となされて、忠宗に配せられ、また元和二年四月、水戶中納言賴房卿を彼の局の養君と定めらる、されば武庵入道を賴房卿の御外祖とも申なり、此年大御所かくれさせ玉ひしかば、於梶の局、頭おろし、其後賴房卿の御娘を養君とせらる、左大臣家彼の御娘とりて御子となし玉ひ、加賀の光高朝臣へ配せ玉ふこれ大姬君と申せし御事なり、寬永十一年六月尼御前、鎌倉扇谷に一宇の精舍を建て、英勝寺と號し、また賴房卿の御娘を養て、髮おろし參せ、彼の寺の住持職を望みければ、同十三年十一月廿二日、御許しあり、十五年十一月廿日、相州三浦の地三百石かの寺に寄せらる、十八年の冬に、尼御前の病重しと聞召し、左大臣家自ら其病とはせ玉ひ、程なう失せ玉ひしかば、色々の御作善を行はせ玉ひけり、

其子資宗父に繼ぎ、（上總の野田山本にて五百石の地を領す、）駿河の御所に仕へ奉る、慶長十七年の冬、將軍家に附けられ、大坂前後の軍に從ひ、元和元年正月叙爵す、（初め攝津守また釆女正、後に備中守になる、）左大臣家の御時、御小姓組番頭と成て、寬永九年四月七日、御書院番頭に遷り、此年十二月十四日、仰せ蒙つて、常に御側に在て事を執る、（諸役人帳等には

資（少老職なりと載す、家の系圖には、しかは見えれども、松平伊豆守信綱阿部豐後守忠秋等六人と連署して事を執りしと云ふ、）宗初め慶長十七年の冬、所領加へ給ひしより、恩蒙るること五度に及びて、寛永十二年八月九日、上野國山川の地を下し給ふ、（爰に於て一萬五千六百石なり、）同き十五年春、肥前國島原の賊徒、平ぎし後、資宗御使承つて、彼國に向ふ、此年十一月五日、三河國西尾の城を給ふ、（二萬五千石）職事悉く御免あつて、御奏者の事を承り、又散（サル）樂（ガク）の事を兼ね司る、十八年、天下の大名の系圖を召されしに、資宗其事を掌る、正保二年正月十一日、遠江國濱松の城に移る、（三萬五千石）資宗齢かたむきしかば、寛文十一年十二月十九日致仕して髮おろし、道顯と號す、

資宗世々に仕へ、夙夜の勞を重ねしかば、如何なる御恩にも預るべき身といひながらも、左大臣家、御代を知召し、初より、忽にかく身を立て家を興しける事、しかしながら其故ありとぞ世には申ける、譬へば、大相國家の御臺所と申し奉るは、贈正二位大納言藤原長政卿の（近江の淺井備前守）御娘にて、此御腹にまうけさせ給ひし若君二人ありけり、太郎は竹千代殿、後に大猷院殿贈大相國家と申し奉る左大臣家の御事、二郎は國松殿と申し參らせ、駿河大納言殿と申せし御事なり、同じ御子なりければ、御いとほしみの程いづれ優り劣りは、おはしますべき、高きも卑きも、親しきも、疎きも幼なきをば何となく憐むは、世のならひなり、すゑの御子にてましましければ、御臺所は國松殿を御いとほしみありしを、よそ目には二郎殿を御世嗣にも立まほしく思召しぬるとぞ思ひける、竹千代殿の御乳母春日の局と聞えしは、明智光秀がおとな、齋藤内藏助とて、さるおそろしき武士の娘なり、女なれども心たけく謀有て、此事を深く妬ましく悔やしき事に思ひ込め、神佛に祈り、如何にもして、竹千代君の動きなく、御世嗣の君に立たせ玉はん事を謀る、こゝに資宗が伯母なりける於梶の局は、當時双なき駿河の御所の御寵愛なりければ、此人に附て、此事を訴ふ、大御所も初の程は、女のもの妬みして、かく喧く訴ふるにこそあれ、如何で、さる事やあるべきと思召さる、日をつみ月をかさね、訴ふる事共、誠しげに聞えければ、いや〱さもありなんには、天下の大事、此事にありぬとて、

急ぎ關東に下らせ玉ひ、其事となく、竹千代殿は天下の主にてわたらせ給ふとて、殊に恭ひ仰せければ、世嗣の君に、今は定らせ玉ふやうにぞ見えける、春日の局大に悦びて、竹千代殿に、あなかしこ於梶の局の恩かまへて〱な忘れさせ玉ひそ、此人の執し申す事なかりしかば、君天下をば國松君に取られさせ玉ふべかりし者をと、おさなくわたらせ給ひしより、口に付て云ひをしへまゐらせし事こそ、多からぬ御兄弟の御中に、隙出來させ玉ふべき端とはなりぬれ、されば國家の災多くは婦人より起るといふ事、思ひ合はせられて、うたてかりし事共なり、かゝりし後、左大臣家御代を知召されて、かの恩に酬ひまほしく思召けるに、於梶の局の所縁の人とては此資宗ばかりなれば斯くはなしたてさせ給ひしとぞきこえける、

其嫡男攝津守資次家讓られ、（三萬三千石）二男式部資良所領を分れたり、（三千石に開發の田二千石合五千石）延寶六年六月十九日攝津守資次、大坂の城鎭守の事を承り、（御城代と申なり）所領餘多加へ賜る、（五萬二千石にいたるといふ）

●朽木

○民部少輔源植綱は宇多天皇の御裔、近江國の源氏、佐々木源三秀義が孫近江守信綱、始て當國朽木(クツキ)の庄の地頭職に補せられ、末流の子孫朽木とは名乘けり、信綱十代の孫民部少輔植綱が時に當て、享祿元年九月、義晴將軍、京都の亂を避けて、近江國に趣き、朽木谷に入らせ給ひしに、植綱おのが館しつらうて御座所となし、好きに仕へ奉りければ、將軍家此土地に御逗留、程を經て御歸洛の後、植綱を賴もしき者に思召し、常に御館の役に候せしめ、申次七人の其一に選れたり、天文八年六月、將軍御父子また兵亂を避けて、八瀨の里に移らせ玉ひしにも、植綱御供し奉る、同じき十九年義晴將軍、當國穴太の山中に薨じ玉ひしにも、植綱御跡の事能く弔ひ奉る、されば治る時に當ては、君臣の禮、植綱が如きもの誠に珍しからず、時の管領職事などいふ人を初めて、諸國の大名高家等、君をも臣をも知らず、たゞ地を爭ひ兵を戰はしめ、己が家たてんとのみ振舞ひし世に、かゝる禮をも節をも盡したる者の、類ひなくこ

そ聞えけれ、其子宮内大輔貞綱、其子河内守元綱、これ民部少輔植綱が父なりけり、元綱が時、織田上總介殿、三好が亂を鎭めて、義昭將軍を都に歸し入れ奉り、元龜元年の春、越前の國に發向し玉ひしに、近江國にて、淺井心變じけりと聞て、大に驚き、御方の軍勢をも捨てゝ、朽木谷にかゝつて迯げ歸り玉ふに、

此時信長德川殿の御加勢を乞れしに依て向はせ玉ひしに、德川殿をも捨てゝ逃げかへられしに、御軍以の外に大事に及びしかど、自から御手をおろされ、敵を打破て御歸ありき、世に德川殿金が崎の退口と申傳へしは此時の御事なり、

河内守元綱急ぎ軍兵を催し、御迎の爲に出で向ふ、信長これも又心變じてけりと恐れて進み得ず、松永彈正少弼久秀これを見て、久秀まかり向て元綱が心を引て見候べし、若し心變じたりと見たらんには、久秀まづ刺違へて死し候ひなんずとて行向ひ、事の由を述ぶ、元綱頓て甲を脫捨て手の軍兵をも退けて、迎へ申ければ、信長是より都へ上り玉ひぬ、

按ずるに此のち信長德川殿の御前に、松永を召出し、此老人は日本無雙の男、故將軍家を弑し奉り、主の三好を滅し、また南都の佛殿に火を懸く、松永彈正これなり、よく〳〵見させ玉へと宣ひしに、德川殿歸らせ玉ひ、近く召仕る、人に、松永が事、信長の宣ふまでもなし、世の知れる所なり、さりながら、彼は一度信長の爲に命を捨てんとしたりし者なるをと、ばかり仰せられしは、此朽木谷にての松永がふるまひを仰せられしとなり、

かくて信長に從ひ、秀吉に仕へて、慶長の初に及びて、關が原の軍起りし時、德川殿に心を寄せしかども、關より西悉く御敵となりしかば、力なく軍勢の催促に從ひ、北國に向ふ、志の程をば、かねてより關東に告げ申けり、九月十四日、松尾の山の麓に陣取て、明る十五日、關が原の戰ひ始ると見えしに、松尾の人々と同じく、敵に切て入る前後の敵を防ぎかね上方の軍忽に敗れてけり、此後德川殿に仕へ、三人の男子、皆召仕はる、大坂の兵起し時、元綱父子、永井右近大夫直勝が手に屬す、再び兵起りし時、仰を承て久良伽利(クラガリ)を守らせらる、大御所かくれ玉ひし時に入道して牧齋と號し、年八十四歲にして寬永

九年に終りけり、望み請ひし如くに、所領子息等に分ち賜ふ、嫡子兵部少輔宣綱、二男與五郎友綱、三男民部少輔植綱なり、植綱十四歳の時、元和四年九月十一日、左大臣家に召仕れ、同九年八月四日叙爵し、寛永十年正月十一日、御書院番頭になされ、同き十二年寄騎同心を屬られ、十三年十月、御旗本の事を司る、

一說に十二年十月八日少老職になされ、土井遠江守、酒井備後守、三浦志摩守、太田備中守と同じく、御旗本の事を沙汰す、其後三浦朽木二人して、此事を司る、當時の人、是を若年寄衆といひしといふ、

同十一月御小性組番頭を兼ぬ、慶安二年二月十八日、常陸國土浦の城を賜ひ、（五千石を加賜ひて三萬石を領せしなり）前職を免されて、御奏者の事を承り、兼て御鷹の事を掌る、萬治三年十二月十三日、五十七歳にして卒す、嫡子伊豫守秀綱家を繼ぐ、（二萬七千石）二男和泉守則綱、所領分ち賜ふ、（三千石）伊豫守秀綱、寛文七年八月十五日、御奏者番の事を奉り、同き九年六月八日、丹波國福智山の城に移る、（三萬二千石）

●內田

○信濃守藏原正信は平左衞門尉正則が男、（いまだ系圖を見れば其先祖の事を詳にせず、永亨記を見るに、結城の城に籠りし人々の中に、內田信濃守と云ふあり、此家の先祖なるにや、）童の時に左大臣家に仕へ奉り、雙なき昵近にて、次第に身を立て、家を興す、（御近習出頭人衆といひしなり、）慶安四年四月廿日、左大臣家薨じさせ給ひし日腹切て殉死す、其子七十郎（一作長十郎）家を繼ぐ、（一萬五千石）萬治元年十二月廿七日、叙爵して、出羽守に任ず、

●柳生

○但馬守菅原宗矩は聖廟の御末、故但馬守宗嚴が二男なり、昔し宇治の攝政頼通公、春日の社に、大和の國四箇の庄を寄せらる、大膳亮菅原永家には、小柳生の庄の地頭として、神領の事を奉行す、後醍醐天皇の御時に及びて、永家が末孫、兄は播磨守永珍、弟は笠置寺の衆徒中坊といふものなり、世遙に隔りて、永珍既に累代の所領を失ふ、元弘の戰、帝笠置に臨幸なりし時、中坊則ち官兵に馳せ加る、（楠正成をすゝめしは此中坊なりともいふ、）其後再び帝位を履せ給ひし時、彼の中坊を召さ

れて、勸賞を行はれ、累代の所領なればとて、小柳生の庄を賜る、總領なれば永珍に讓る、これより再び永珍が子孫に傳へ、美作守家嚴に至て、三好修理大夫長慶に屬す、其子但馬守宗嚴其子宗矩なり、（永珍より十八代の由、宗矩の申せしとなり、）松永彈正久秀と共に三好に從ひ、其後織田殿に召されて、宗嚴を案內者とし、大和の國を打隨んとて、柴田瀧川佐久間等の大將を差向らる、宗嚴後に身煩ふ事ありて、入道し柳生の庄に引こもり、慶長五年關が原の戰の後に、大御所に召出され、同き十一年四月八十四歲にして卒しぬ、

織田殿の時、宗嚴大和の守護筒井入道順慶に屬して、所々の高名ありき、關白秀吉、天下を知召して、當國を悉く御弟秀長大納言に參らせられしに、柳生の譜代の郞等、松田といふ者告申せし旨ありて、柳生の庄隱田の科に處せられて、累代の所領沒收せらる、宗嚴口をしき事に思ひ、三人の息に如何にもして汝等本領を安堵し、松田が首切て、我にたむけよといひしが、宗矩再び此地領する事を得て、松田を搦取て、莊田といひし郞等して首刎ねしむとなり、

初め慶長五年の秋、德川殿奧の上杉御追討のため、御下向あつて、下野の小山に出馬し給ふ時、上方また軍起りぬと聞ゆ、但馬守宗矩、此時はいまだ浪人にて又右衞門と申し、密かに此御陣に從ふ、德川殿此よし聞召し宗矩を召して、汝急ぎ本國に歸り、父と共に國人等を催し、上方にして、兵を起すべき由、仰せ下され、父宗嚴に御書を賜る、宗矩畏つて仰せ承り、引返して本國に馳せ上る、關が原の軍終て後、始て御家人になされて、柳生谷正木坂の地を給ふ、大相國家の時御恩加へらる、（一千石を賜ふ、）左大臣家御代を知召されし初め所領倍し給ふ、（此時旗本の人々一同に所領一倍の御加恩あり、）寬永九年九月朔日、軍の御使たるべき由を仰せ下され、五文字の幟御免あり、同き十月三日、所領加へ給ふ、（三千石、）十二月十七日、始て總目付といふ職置かれて、宗矩水野河內守、秋山修理亮、井上筑後守其職に任ず、（是れ今世の大目付なり、）其後御恩度々に及びて、所領餘多知行す、（一萬二（一作五）千五百石に至れり、）宗矩が父故但馬守宗嚴、兵法の達者にて、（刀を撃つ事を我朝にて兵法といふ、異國にいふ兵法にはあらず、また世に劍術と云ふは、ひが事にや、）男子三人いづれも其業を繼ぐ、新二郞嚴勝は終に仕ふる事なくて死す、二男は但馬守宗矩な

り、三男五郎左衛門某、慶長九年十二月廿四日、伯耆國の守護中村伯耆守忠一が館山の城を攻めし時、五郎左衛門城中に籠つて防ぎ戰ふ、彼が鋒にまはる程の者、疵を蒙り、命を落さずといふ者なし、（事は中村が傳に詳なり、柳生は藤井助兵衛と云ものに討れぬ）是よりして柳生が兵法、天下に顯はる、左大臣家、御年若くましませしより、此事を好ませたまひ、宗矩、御師範に召さる、年頃たゆみなく學ばせ給ふ程に、凡其法の有る所悉く傳はらせ給へども、宗矩には及ばせ給はず、常に御心を勞させ給ひけり、或時、宗矩古の人も、父が得る所、子に傳へ難しとこそ申て候ひつれ、此上はたゞ御心におのづから得させ給ふより外はあるべからず、さりながら宗矩もむかし或師に附て、禪に參せし事の候ひしに、聊得る所あつて、我が術少し進み候ひき、不言の妙に至ては、禪を假りて術をさとし候には若くべからずやと申す、左大臣家、大に悅ばせ給ひ、抑汝が學びし師をば誰といふ、我また誰に附て學ぶべき、汝すゝめ申せと仰せられしかば、臨濟の一派宗峯の遠孫澤庵宗彭を進む、頓て關東に請じ給ひ、宗矩此僧と共に一家の書撰みて獻り、悉く禪を假りて術をさとす、忽に其妙を得させ給ふとあつて、澤庵同じく御歸依の僧と成にけり、宗矩初め此術に依て身を起しければ、世の人は只此事にて柳生御信敬の程、淺からずとのみ思ひけり、此人さる古兵、凡天下の大勢を能く知つて、禪をかりては術をさとし、術を假りては政事をさとす、左大臣家、常に御傍の人人に、天下の務、宗矩に學びてこそ、其大體を得つれと宣ひしとぞ聞えける、さればにや、宗矩年七十六歳にて、正保三年の春、病日々に重かりしに、忝も彼が家に成らせ給ひ、同じき三月廿六日、終に空しくなりぬれば、當時例なき贈位の事執し仰せられ、從四位の下にあげられて、彼の黃泉の冥朦を照されたり、是れ偏に年比の彼が輔導の功に感じさせ給ふ所にやと、有難かりし惠みなり、

宗矩が卒せし後も、事につれては宗矩生て世に在らば、此事をば尋ね問ふべき者をなど、深く慕ひ仰せ下されしは、日比如何なる事をや尋ねさせ給ひ、また答へ奉りたりけん、誰かは又知るべき、それは人の知れる事なし、たゞ寛永十四年、筑紫にて、逆徒起りし時、宗矩かねて申せし旨に事違

はざりし事のみぞ聞きは傳ふる、此年十一月十日、有馬玄蕃頭豐氏の家に散樂ありて、人々多く集り見る、宗矩もこゝに行向つて、酒宴半なるに、日既に未の終り斗りになつて、宗矩が郎等來り、主を呼出して、君はいまだ知しめされずや、肥前國高來の郡の土民百姓等、悉くに耶蘇の門徒にて、守護松倉殿に叛き、有馬の古城に立籠るよし、筑紫より早馬來て告げ申に依て、板倉內膳正殿、追討の御使を蒙り玉ひ、はや御發向候ひぬと申す、宗矩聞て、さらぬ體にて、座に歸て、亭主豐氏に向ひ、急ぎて宿所に歸るべき事出來て候、足ばやき馬借し給へといへば、鞍置て引つ立つ、急ぎ打乘て、西を指して馳せ行き、品川に至て板倉は過しやと問ふ、今は遙かに延びさせ玉ふらんと答ふ、鞍鐙を合て馳せ行き、川崎に至て、また問へば、板倉殿は今は二三里も隔らせ玉ふべしと答ふ、日は既に暮れなんとす、せん方なくて引返し、城に登る、日はとく暮れてけり、近く侍ふ人を以て、宗矩申すべき事あつて伺公しぬと申ければ、頓て御前に召されて、何事にや參りしと尋ねさせ玉ふ、宗矩畏つて今日さる人の許に酒もりし候に、筑紫にて逆徒起り、內膳正追討の御使を承り馳せ向ふと承りし程に、仰の旨と稱し止めばやと存じ、馬を走せて追かくれど、追付かず、日暮れ候故に、此由を申さんとて參りて候と申す何に因てか、重昌を止めんと、いたしけるぞと仰せ下されしかば、君は只管の土民百姓等、反逆せしと思召さるればこそ、追討の御使かく輕く候ひつれ、すべて宗門に付て起る軍は、大事の者に候、此定にては、重昌必討死仕るべし、如何にも謀て止めばやと存じ候ひしと申す、以の外に御氣色損じ御座を立せ給ふ、宗矩次の間に伺公して、夜更れども、罷り出でず此由を聞召て、重て御座に出させ玉ひ、宗矩を召す、重昌死すべきとは何故かくは申すぞとありし時、宗矩さん候、夫兵の道は勇を以て旨と仕る勇士は必死を懼れず、三軍の士をして、盡くに死を懼れざらしめん事は、古の能く兵を用ゐる者も及び難しと承りぬ、凡そ下愚の人、法を深く信じ候者は、我法を固く守りて、死するを以て、身の悅とす、是れ百千の衆、悉く期せずして、必死

の勇士と變ずるの術にて候、遠くためしを引くまでも候はず、織田殿兵威を以て、伊勢の長島を攻めて、多くの大將を討たせ、諸卒を失ひ、年を重てやう〳〵に城を落さる、攝津國大坂の城をば、終に落し得ず、天子の勅命をかりて中直りして、軍は終りて候、三河國の一揆は、近く御家の事に候、去りし大坂の軍に、重昌いまだ年若く候時だにも、數十萬騎の中に只一人選み出されて、大事の使、承つたる者なれば、是等の凶徒を亡さんに、何事かあるべき、且は當時御使承る上は、誰か其下知に背くべきなど思召されなば、事の違ひ候はんか、重昌が今少し位も高く、祿も厚く、また年頃重き職をも司つて、常に世にも人にも、恐れ敬れて候はんには、誠に能き御使にこそ候べけれ、今の重昌の身にて、西國の大名等の軍勢を催して城を攻めんに、一度は御使を承たるに恐れて、其下知に隨はんが、思ふにも似ず攻めあぐみて候はんには、重昌如何に思ふとも、心に任すべからず、其時に至りなば、御一門の人々か、さらずば宿老の中を擇みて、重て御使に遣さる、よりの外あるべからず、さらんに因つては、重昌何の面目あつてか、生て再び關東に還へりて見參には入り候べき、あつたらしき御家人を失ひ候はん事、誠に惜く候へども、猶夫よりも御使を承たる者を、士民百姓の爲に討せて候といふ事は、永き天下の御恥辱にこそ存ずれ、あはれ宗矩御許を蒙らば、追付て能くこしらへて、召具し歸り參候べしと、憚る所なく申ければ、御後悔の色見えさせ玉ひしかど、更に夫も叶ひ難くや思召されけん、夜いたく更けたり、罷り歸て休み候へと、御暇給て、御前を退出す、後に思ひ合するに、宗矩が申せし所、掌を指すよりも明らかにぞ候ひける、此事宗矩密かに我師にて候者に語りて悔みしと、我師また密に某に語りて、今思ふに宗門に附て起る軍は大事なりといひしは、人の心付なき事なりけりと、感じ候ひき、

宗矩男子三人、嫡子十兵衛宗三、二男飛驒守宗冬、三男刑部少輔某、（右大臣家の御小姓）父卒して宗三（八千石）宗冬（四千石）に所領を分ち給ふ、宗三慶安三年正月廿一日に死して、子なければ、宗三に賜ふ所を、宗冬に給ひ、宗冬が

領せし所を、刑部少輔に給ひしに、刑部少輔も、程なくまた卒し、是も嗣なくて家絶えぬ、宗冬右大臣家の御師範と成て、兵法を傳へ奉りしかば、所領を加へ給る、（一萬石を領す）宗冬男子二人、嫡男大膳宗春、二男又右衛門宗在、延寳三年二月四日、嫡男宗春父に先立て死す、死する時、父と弟とに向て、我家世々兵法を以て業とし、將軍家の御師範となさる、されば此業未練の者の、我家を繼べき事叶ふべからず、我死したらんには、舍弟宗在世嗣として、我二人の息をば、將軍家御連枝の御家人となすべき由、いひて死す、此年九月廿九日、飛驒守宗冬も卒し、宗春が申せしに随て、二男宗在を以て嗣とす、同十二月廿六日、宗在對馬守に任ず、

●小堀

○遠江守藤原政一は、（初名は新助、其號は宗甫、）近江國住人小堀勘解由左衛門某孫、新助某が子也、其父初め秀吉太閤の舍弟秀長に屬して、此處彼處の戰に高名し、其後終に秀吉の家人となされしなり、（五千石を領すといふ、）關が原の戰の時、關東の御方として、所領の地加へ給ふ、（一萬石にて、備中松山の城を守れり、）政一初め豐臣家に仕へて、其後德川殿に召仕はれ、（近江國にて一萬二千石）元和九年、伏見奉行職に補せられ、職にある事二十餘年、正保四年二月六日、六十九歳にて卒しぬ、むかし公方慈照院殿、茶の事を好ませ給ひ、書畫より初て萬の器具、皆古の物を翫び、多く集め貯へ、眞能（童坊なり、中坊能阿彌といひ、春鷗齋と號す、）眞藝（能阿彌が子、藝阿彌といひ、また學叓と號す、）眞相（藝阿彌が子、相阿彌といひ、鑑岳、又松雪齋と號す、）等をして、茶を獻ずる儀則を議せらる、此時南都稱名寺の僧珠光、これも此道のすき者にて、將軍家、愛し思召、やがて還俗させ、常にそれが家へ成らせ玉ひき、（六條堀川の邊に珠光が家ありしと云、）これよりして此風まなぶ人、世上に少からずといへども、此後は和泉國堺の浦の住人武野紹鷗といふ者、其道の宗匠なり、（此人武田信光の後胤、初め因幡守仲村といふ、其後亂をさけて、大黒庵一閑と號す）それが弟子千利休、（先祖足利殿の童坊、千阿彌が後、田中氏なり泉州堺の住人なり、）これは織田の右府豐臣太閤兩代の御師範なり、古田織部正重能、利休上足の弟子にして、政一又古田が第一の門人なり、其道の事は云ふに及はず、手能く書き、歌よみ、眼高く、書畫萬の器珍、悉く其鑒定を待て、世の價を高下す、されば水より出し氷、藍より出る青色、世々の先達を超過して、上中下の

もてなし譬を取るに言葉なし、其子備中守政之、父が家を繼ぎ父が風を殘せり、其子和泉守政延、延寶二年父が家をつぐ、

藩翰譜第六終

藩翰譜第七上

●池田　後賜松平

○參議源輝政卿は、紀伊守信輝入道勝入の二男也、信輝が父攝津の國住人池田紀伊守恒利、初め公方萬松院殿に仕へ奉り、其後尾張の國に移り住む、家の傳ふる所には、攝津守賴光朝臣に五代、瀧口泰政、池田右馬允と名のる、それが子孫攝津國の住人池田九郎教依(一作教信)、楠河内の新判官橘正行の遺腹の子を養て、池田十郎教正と名のる、後兵庫助と申す、義滿將軍に仕へて名を顯す、其子佐正といふ、紀伊守恒利其末なりといふ、

信輝初め勝三郎恒興と名のる、織田上總介殿の乳母子なりしかば、介殿の御父備後守殿の時より彼家に仕へ星崎の城を攻められしに双なき高名を顯し、諱字賜りて信輝とは改めけり、弘治元年四月尾張の海津の合戰に、信輝一番に首を取り、同三年正月武藏守信行(信長の舍弟)謀反の聞えありて、信長討手の勇士三人まで選まる、三人共に討損じ、信行母上の御方に逃げ給ふに、信輝折節廊下に伺候せしが、馳向ひ、取て押へ刺殺し參らす、(此時信輝二十二歲)浮野名古屋桶狹等の合戰を初として、度々の武勇を顯し、元龜の初め尾張の國犬山の城に、一萬貫の地をつけて賜ひ、一方の大將をぞ賜りける、其後また此處彼處の合戰に先懸して、敵を破る事いくらといふ數を知らず、(安土日記、信長記、太閤記等を按ずべし)天正六年攝津の守護荒木攝津守村重謀反す、信輝父子討手の大將承り、森武藏長一と(信輝が聟)同じく向つて、終に荒木を討亡し、その勸賞として、有馬尼崎花隈等の城を加へ賜ふ、(皆是れ攝津の地)同き九年犬山の城をば聟君源三郞殿に讓り參らす、(信長の五男也)明れば十年五月四國の地、退治せよとて、三七信孝を大將として、丹羽蜂屋の人々、攝津の地に至るに及びて、同じ六月二日、信長信忠、明智がために討れ給ふ、羽柴筑前守秀吉、山陽道より馳上りて、尼が崎にいたる、

此時秀吉、兵庫に至て信輝に會し、秀吉の子秀次を、信輝の聟となし、信輝が次男輝政を、秀吉の養子とすべき事を誓ひ、二人髮を薙て打立しと云ふ、

三七信孝諸卒を率て、頓て明智を誅し、宗徒の家人等と尾張の國淸洲の城に參會して、織田殿の世嗣の事を議せられ、秀吉等が謀にて嫡孫三郎殿（後に岐阜中納言秀信）を世嗣とし、御成人の程は御領の國々を分て、宗徒の輩、沙汰すべしとて、攝津の地をば信輝に屬せらる、（大阪尼崎兵庫の地十二萬石、）信長失せ玉ひて後、信輝髮薙て勝入と號し、嫡子勝九郎之助、紀伊守になる、秀吉柴田修理亮勝家を亡し、三七殿を弑し奉りて後、信輝に美濃の國大柿の城を與へ、之助に岐阜の城を與ふ、（天正十一年の事）秀吉また北畠殿を失ひ奉らんとせし時、信輝が父子、秀吉の方人して、まづ手合せに犬山の城を攻落す、

豐臣家譜を按ずるに、此時信雄より御使給りて、勝入が父子並にかの聟森武藏守長一の方へも、御方に參るべき由を賴る、秀吉また尾藤甚右衞門尉して組みせらるべきよしを申さる、入道家子郞等を集めて、此事を議せらる、片桐半左衞門進出て、いかで信長の御恩を忘れ給ひて、秀吉の方人たるべきといふ、伊木淸兵衞是を聞て、片桐が申所ことわり至極せり、去ながら、家をも興し子孫の後榮をも計らんには、秀吉にくみし給ふに若く可らずといふ、入道も心惑ひして、とやせん、かくやあらんと分かねし所に、秀吉重ねて津田隼人佑（一作正）を使として、秀吉に組みせられんには、美濃尾張兩國の事、進退に任せらるべしと、いひ送られし程に、忽ち心動きて、秀吉の方人して、いかにもして功を顯さんと思ひしとなり、

德川殿は北畠殿を助けて淸洲の城に至り給ひ、天正十二年三月十七日、御方の人々、まづ森武藏守長一が羽黑の陣を打ち破つて、秀吉の多勢に向ひ、小牧の山に陣を取る、同き四月四日、勝入、秀吉の陣に（秀吉犬山に陣す）行き向つて、德川が勢、日々に馳せ集ると見えて、小牧のかたき、多勢になつて候ふ、今は家康が國々に殘る勢、多からじ、まづ三河の國を襲ひ取て候はんには、一定小牧の敵も破れつべう覺え候といふ、秀吉よく謀つてこそと答て、入道をば歸さる、明れば五日の朝、入道また來て、家康篠木柏木（一作柏原又柏井）の鄕人等を催し、かの邊に要害を構て、軍勢こむべしと承る、道のほど塞らぬ内に、三河の國に向はゞやと云ひしかば、秀吉甥の三好を大將とし、池田森が

勢と同じく、三河國を襲はんとす、三好も森も入道が聟なれば、重て軍の檢使を乞ふ、堀久太郎秀政を加へて、明る六日の夜半より打立つ、秀吉も、かさねて犬山を立て、樂田に陣を移さる、同き九日のあした入道岩崎の城を攻め落し、心よげに首ども實檢して居たるに、後陣に打つたる大將三好が一萬騎、德川殿の先陣に打破られ、さんぐ\に成つて逃げ來る、堀久太郎秀政、追來る敵を待かけて、最先に切て懸る、森も池田も續て懸く、德川殿に出合て堀が軍勢、忽に亂立つて、武藏守長一既に討たれ、池田が勢も破れしかば、信輝入道、馬失つて步立になり、堀が勢と一所にならんとす、間遙かに隔りぬ、敵は間近く追詰めたり、これまでとや思ひけん、胡床に坐して、かたきを待つ、永井傳八郎直勝、おち合て首を取る、年積て四十九歲、嫡子紀伊守之助、生年廿六歲、安藤彥四郞直次が爲めに討れてけり、

之助いまだ勝九郞と云て年僅か十五歲にして荒木攝津守が謀反せし時、父と共に向ひ、倉橋に陣どり、明る年十六歲にて、一方の大將して、倉橋に陣す、明れば天正八年花隈の城に向ひ、三月二日敵の勢、城より打出しに、弟古新と共に鞭鐙合て馳向ひ、かたきの勢を駈け破り、城のほとりに追ひ詰め、よき武者と引組で、首かき斬る、敵の多勢、城中より切て出で既に危く見えし所に、つゞく味方五六十騎、馬烟を蹴立て、走せ來れば、敵は城に引入けり、年僅に十七歲、同じ年又羽柴秀吉と共に、淡路の國に押渡り、安宅駿河守を攻め降し、十年の春武田亡びしに、兄弟共に先陣す、父入道して後、紀伊守となる、

輝政手の兵散々に打なされ、信輝之助、討たると聞き一所にこそ討死すべけれとて取て返へす、輝政の家人伴大膳、其頃いまだ厩の舍人なりけるが、たゞ一人追附て、馬の口にすがり、引返して一鞭あつ、輝政怒て、あつぱれ不覺の奴かなといふまゝに、鐙のはなにて、首くだけよと蹴たり、蹴られて、ちつともひるまず、やあ若殿こそ不覺なれとて、片手に轡をしかと執て、片手には鞭をあて、馳す、馬はさすがに逸物なり、鞭は頻にあてられぬ、飛ぶが如くに、馳せ行けば、輝政腹にすゑかねて、つゞけざまに蹴しほどに、かうべ盡く蹴られて、流る、血、遍身朱

に染むれども、猶放ちやらざれば、力及ばず、初め輝政童名は古新とて十五歳になりし時、花隈の城の邊にて荒木が勢を追詰て、兄と同じくよき敵と組んで首を取る、天正十年兄弟共に甲斐の國の先陣す、信長失せ玉ひし後、秀吉大德寺にして葬送の儀を行れしに、信輝故殿の御乳母子たるに依つて、子息等常は公達と同じく御寵愛ありしとて、秀吉の養ひ參らせし御次丸(オツキマル)殿と、この古新二人して、御棺の前後を舁せらる、斯て長湫の合戰に、入道父子秀吉のために討死せしかば、輝政岐阜を賜ひ、豊臣の姓許され、羽柴三左衞門尉と名のり、秀吉關白に任じ給ひし時、侍從にこそなされけれ、天正十八年の秋北條亡びし後、三河の國吉田の城に移る、(十五萬二千石を領す)輝政初め中川清秀が(瀨兵衞尉が事)女を迎へ、男子一人をまうけて、其妻死す、大閤の御媒にて文祿三年九月、德川殿第二の御娘、輝政の家に入らせ給ひ、(督姫君、北條左京大夫氏直の許へ入らせられし御方なり、)男子五人女子二人を設けさせ給ひけり、慶長五年の秋、關東の御方として、岐阜の城を攻落し、南宮のかたきを打拂ひ、所々の功ありければ、今とし十一月播磨の國を賜ふ、(五十二萬石)同き八年正月六日備前の國を加へられ、(三十一萬五千石)二月十二日少將に進みて、十五年淡路の國を加へらる、(六萬三千石餘○創業記考異政事錄等を合せ案ずるに、備前をば二男左衞門督に、淡路をば三男宮內少輔に賜る、二人成人の後あたふべしとなり、其時左衞門督僅か五歳なれば嫡子武藏守、備前に在て治む、)十七年八月十三日、輝政駿河に來て、大御所に見參し廿三日關東に下り、將軍家に參らる、年來の病たいらぎし故なり、將軍家御家號ゆるさせ玉ひ、參議の事、御推擧あるべきよし仰下され、物多く賜て、(蜂屋鄕の御刀、乙御前の釜御馬二匹等なり、)御暇を給ひ、廿七日關東を立て、九月二日又駿河に參り、大御所又物を賜ふ事多く、(虛堂の筆蹟の掛物、若狹正宗の御刀、)歸國の道すがら、津の國わたりにて鷹逍遙あるべしとて、御鷹御馬等をたぶ、同十七日上洛して參議に任じ、明る十八年輝政病再び起りて、正月廿五日五十一(一作五十)歳にて卒す、兩御所御使あつて、賻物多く賜りぬ、

○侍從兼武藏守源利隆朝臣(初は玄隆)輝政卿の嫡男、母は中川清秀が女也、慶長十年四月十六日、侍從兼右衞門督に任ず、此年將軍家の御養女、利隆の家に入らせ給ふ(これ榊原式部少輔康政の息女、此時引出物として、青江の御刀左文字の御脇刀、御馬二匹を給ひしといふなり、)同き十二年利隆初めて關東に參らる、將軍家御家號を許され、武藏守になされ、(長光の御刀、國光の御刀安吉の御脇差を賜ふ、)物多く

賜て御暇を給り、（御鷹御馬、白銀時服等なり、）鎌倉の跡、一見あるべしとて、鵜殿兵庫を案内となさる、十四年備前の國にして男子誕生すと聞えしかば、牧野豐前守を御使として、父子に物賜ふ事差あり、（青江の御刀、信國の御脇刀を息男に、時服白銀を親父に下さる）又利隆の北の方に備中の國にて湯沐の地賜ひぬ、（千石）十八年正月利隆關東に在りしに、父の參議、病起りぬと聞召し、御暇給て國に歸さる、（此時吉岡左近將監助光の御脇刀をたまふ、）輝政卒して後、播磨の國を以て利隆に賜ふ、（五十二萬石、此内宍粟佐用赤穗三郡をば舍弟左衛門督に分つ、）大坂の兵起らんとせし時、利隆關東に伺候せしに、將軍家仰下されし旨あつて、夜を日に繼ぎて我國に馳せ歸り、軍勢を催し、兵分て尼が崎の城守らせ、我身は大坂に向て軍す、此年十二月廿八日、其勸賞を行はる、（白銀三千兩）再び兵起りしに、討取る所の首六百廿一を獻る、明る元和二年六月十三日、三十三歲にて卒す、嫡子左少將光政（童名新太郎）年僅に三歲にて、慶長十六年關東に下りて、將軍家の見參に入る、（國俊の御刀を賜ふと云ふ、）父卒する時九歲、因幡伯耆を賜て移る、（三十二萬石）元和九年四位の侍從、寬永三年八月十九日左少將に任じ、大相國家の御外孫女に添ひ參らす、（天樹院殿、本多中務大輔に添ひ給ひ、設け給ひし所なり、）同き九年六月十八日、備前の國に移る、此人周公孔子の道を尊で、私に學校を設て、物學ぶ事を勸めしかば、幾程なくて國中の士民、悉く其風に化す、本朝この事絕えて後、人臣として再び振起せし事、めでたきためしなり、年既に老いて、國を讓りて致仕す、嫡子侍從兼伊豫守綱政、承應二年四位の侍從に任じ、寬文十二（一作十一）年六月十日父の讓りを受く、（三十萬石）

○信濃守源恒能（池田と稱す）光政の二男父の所領を分ち給ふ。（開發田二萬五千石）

○丹波守源政倫（池田と稱す）光政の三男父の所領を分ち給ふ、（本領の內にて一萬五千石）

○備後守源恒元（松平と稱す）利隆の二男、元和元年、年五歲初て將軍家に見參す、（此時中堂來の御刀を給りし也、）寬永六年敍爵し、慶安二年十月五日播磨國宍粟郡を賜ふ、（三萬石）六十一歲にて、寬文十一年に卒す、其子豐前守恒行父に繼ぎ、延寶五年正月八日卒す、卒する時伊豫守綱政の二男二郞三郞を以て世嗣とせん事を請望む、御免しを蒙て、其家を繼ぎ、數馬と改め稱す（池田と稱す）明る六年十二月廿七日、早世し世嗣絕えぬ、

○侍從兼左衛門督源忠繼朝臣は、大御所の御外孫、

參議輝政の二男、童名は藤松丸、生れて五歲、慶長八年正月六日に備前の國を賜ふ、同十三年將軍家に召れて、元服の儀あり、御家號を許され、御諱字を賜ひ、四位の侍從になさる、（正宗の御刀を賜ふ）十八年父參議卒して、播磨國宍粟佐用赤穗三郡を分ち賜ひ、本領に幷せ知らす、又左衞門督を兼ぬ、（是迄は松平十郎と稱す）大坂の軍起りし時、軍勢を率ゐ馳向て軍し、兩御所の御感を蒙り、御暇給ひ國に歸り、程もなく元和元年二月廿二日、十七歲にて卒す、嗣なければ舍弟忠雄家を繼ぐ、參議忠雄朝臣、是も大御所の御外孫輝政の三男、童名藤五郎、七歲にして、忠繼と共に元服し、御家號御諱字を賜ふ事、皆兄に同じ、（御刀を賜ふと云）從四位下に叙し、宮內大輔に任じ、九歲にして、慶長十五年淡路國を賜ふ、大坂の軍起りし時、生年十四歲馳せ向て戰ひ、明年の春、忠繼卒し、其世嗣として備前國を給ひ、大坂の軍再び起りしには、五月十日に參着しければ、軍には合はず、明れば元和二年正月十九日、侍從になされ、寛永三年參議正四位下、同九年四月四日三十一歲にて卒す、其男光仲、家を繼ぎ、此年六月十八日因幡伯耆を賜て移る（三十一萬石）寛永十九年十二月晦日、從四位下侍從、相模守を兼ね、承應二年十二月廿八日左少將に任じぬ、嫡男從四位下侍從兼伯耆守綱淸、二男九鬼和泉守隆律は、長門守隆昌の養子たり、三男壹岐守仲澄、

○侍從兼石見守源輝澄朝臣（松平と稱す）輝政の四男、母は忠繼に同じ、生年十二歲、元和元年より播磨國宍粟郡を賜ふ、（六萬石）同九年從四位下、寛永三年八月十九日侍從になさる、同十七年家人等が爭論の事起て、御勘氣を蒙り、所領收公せられ、伯耆の國へ流されて、相模守光仲に預られ、入道して石入と號す、五十九歲にして、寛文二（一作元）年四月十八日配所にて卒す、男子三人あり、嫡男能登守政直（松平と稱す、）父が流されし時別に所領を給ふ、（佐用郡にて一萬石）寛文五年十二月六日三十二歲にて卒す、子なかりしに依て、舍弟久馬助政武（松平と稱す七千石）庄左衞門尉政勝（池田と稱す三千石）二人に、兄が所領わかち賜ふ、

○右京大夫源政綱朝臣（松平と稱す）輝政の五男、母は忠繼に同じ、元和元年六月播磨國赤穗郡を給ふ、（五萬四千七百石）寛永三年八月十九日從四位下に昇り、同八年七月廿九日卒す、廿八歲、子なくして家絕えぬ、

○右近大夫源輝興朝臣、（松平と稱す）輝政の六男、母は忠繼に同じ、元和元年六月、播磨の國佐用郡を賜ふ、（如何程と云ふ事未詳）寬永八年同國赤穗に移り、（五萬四千七百石餘或は二萬五千石未詳）同十一年七月從四位下に昇り、正保二年三月十五日忽ち心狂しければ、備前國に流されて、光政に預けられて家絶ゆ（同き四年五月十七日三十七歲にて死と云、）

○備中守源長吉（此流池田と稱す）十三（一作二）歲の時、秀吉の養子と成て、羽柴藤三郎と名乘る、（其後治兵衞と申せしか）長湫の戰に、疵かうむる、天正十三年に叙爵し、筑紫小田原名護屋等の陣に隨ひ、慶長五年の秋、舍兄輝政と共に、關が原の御方して、こゝかしこの戰ひに功ありしかば其勸賞として、此年因幡の國鳥取の城を賜ふ、（六萬石又一說六萬五千石）同十九年九月廿四日四十五歲にて卒す、子息備中守長幸、初め慶長元年、九歲にして德川殿に見參す、中納言殿より御刀を賜ふ、（新藤五）父卒して家を繼ぐ、此年の冬、大坂の兵起りしに馳向ひ、明年夏の戰には、武藏守利隆朝臣に屬して、首三十を獻る、元和三年備中國松山の城に移る、（六萬五千石）寬永九年四月七日卒、四十五歲、子息出雲守長常、父に繼ぎ、寬永十六年九月六日三十三歲にて卒す、男子なくして家絕えたり、

淺野　後賜松平

○彈正少弼源長政は攝津守賴光朝臣七世の孫、美濃守光衡が次男淺野判官代光時が後胤、尾張の國の住人、又右衞門長勝が子なり、（其家の系圖かくの如し又曰く長勝は織田殿弓の衆なりと云）長勝男子なければ、一族の子養て子とす、（世には津嶋に住し大富有の人なりといふ）實は長勝（系圖に曰く、長政實は平井彌兵衞が子長勝が家を繼て、織田殿弓の衆となれりと、）初め長勝同國の住人木下七郎兵衞家利が娘を妻とす、妻の姊杉原助左衞門に相偶して、二人の娘あり、長勝その二人の娘、養うて子とし、姊は織田殿の家人前田又左衞門尉利家が、なかだちにて、木下藤吉にあはせ、（竹簀子に緣取し席敷て、婚禮せしと、後に北政所と仰れしとなり、）妹をば我子の長政が妻とす、（秀吉が長勝が長屋に入聟にして、長政時に彌兵衞といひしなり、妻は長成院と云左京大夫但馬守等の母なり、）かの藤吉秀吉、次第に歷上て、織田殿一方の大將になされ、播磨の國賜り、羽柴筑前守と名のる、長政其後彌兵衞と申て、織田殿に仕へしが、彼秀吉が手に附られたり、固より長政は秀吉の相婿なりし程に、羽柴の家、第一の人にて、かの家の事大小となく司る、織田殿失せ玉ひて、秀吉忽ち天下の權を執り、内大臣

の正二位にして、關白に任じ、家の奉行五人を置く、長政を上首として叙爵させ、彈正少弼に任じ、禁裡仙洞幷に兩政所の事を執らしむ、是より先き、天正十一年、長政近江國大津の城を賜ふ、（系圖を考ふるに、太閤初め近江の長濱にましませし時、長政坂本の城を領せしと見えき、○世に傳ふる所は、長政初め播州網干地三千石を領し、其後宇治槇島にて二萬石、次は若狹の國九萬三千石を領し、其後甲斐の國に移りしといふ）同十四年秋、關白の御妹、德川殿に參り給ふ時、長政して送らる、此年德川殿御上洛の時、長政饗應の事を掌りて、御旅館に祇候す、是よりして後、德川殿の申次を承はる、關白島津を伐ち給ふ時は、大隅國に向ひ、北條を亡し給ふ時は、武藏の國に向ふ此時殿下駿河の國府に至らんとし給ひしに、石田治部少輔三成、御耳に附きて、家康北條に、むすぼゝれたる中なり、如何なる謀やあらんずらん、彼れが城に入り給はんこと、尤も然るべからずと止め申す、實にもと思召す氣色にて、馬を控て時を移さる、長政參て此由を聞き、いかでさる事や候べきと、諫め爭ひ申せしに依て、關白の疑ひ立所に散じて、國府の城に入り給ひぬ、北條滅びし後、奥の地悉く平ぎて、長政等檢地の事を奉行し、奥にて賊徒起りし時、關白の御使承り、馳せ向ひて退治す、其後甲斐の國を賜て移る、（二十一萬七千石）關白天下の黃金を改め造らせられしに至て、長政が家臣、此黃金を僞て造り出す、事顯はるゝに及び、長政其坐に係つて、既に罪科に處せらるべきに極る、德川殿不便の事に思召し、忍びて彼の家に入らせ給ひ、事の由を能く尋ね究められ、長政罪なき樣を執し給ひしかば、其咎を免さる、こたび首つがれし事、偏に德川殿の御恩に依る所なりと、悅ぶ事あさからず、文祿の初め朝鮮の事起る、同二年六月長政かの國に渡る、石田增田等と相議し、諸軍勢を率して、晋州城を攻め落す、ことし冬、大閤朝鮮の軍、はか〴〵しからぬを怒つて德川殿を初め、宗徒の大名を、名護屋の陣に集め、朝鮮の軍、今のやうならんには、いつ事定るべしとも思へず、今は秀吉みづから向はんと思ふ、三十萬の勢を三手に押し分け、利家（前田）氏鄕（蒲生）に大將させ、三道より向ひ、「朝鮮を打ち破り、まつすぐに大明に攻め入らん」本朝の事、家康さてましませば、心に懸る所なし、かた〴〵如何にや思ふと仰せある、德川殿御氣色損じて、利家氏鄕等に向ひ、日本の大名、多き中に、かた〴〵一人撰り出されて、

一方の大將を賜はらんこと、弓矢取ての面目、何事かこれに過ぎん、抑も家康苟も弓馬の家に生れ、戰の中に年老いぬ、今この大事に及びて、いかで人々の跡に留つて、徒らに本朝を守り候ひなん、少勢には侍るとも、家康も軍勢をひきゐて、必ず一方の先陣を承るべし、かた〳〵の御推擧を仰ぐ所に候と宣ひしに、彈正少弼長政進出で、暫く候ふ德川殿、殿下この年月の御振舞ひ、昔の御心とや思召す、年經る狐の入り替つて候を、何事か宣ふべきと、申しもはてぬに、太閤御佩刀に手を掛けられ、やあ、秀吉が心に、狐の入かはつたるいはれ、きつと申せ、申し損じなば、しや首うち落してくれんずと、責懸け〳〵仰せけるに、彈正ちつとも騷がず、長政等が如きは、何百人が首刎られんにも、なん條の事か候べき、抑も此とし頃、よしなき軍起て、異國のみにあらず、本朝にも父を討たせ子を打たせ、兄弟を失ひ、夫に別れ、妻に離れ、歎き苦むもの、天下に滿つ、又それより兵粮の轉漕、軍勢の賦役、六十餘州が内、悉くあれ野となる、けふ御發向あらんには、五畿七道の間、竊盜强盜等、蜂の如くに起りて、やすき所も候まじ、德川殿いかに思ひ給ふとも、如何でこれを防ぎて、動きなく御跡を守り玉ふ事かなふべき、此等の事を思ひてこそ、先陣とは宣ふらめ、されば昔の御心ならんには、かほどの事、など御心づきなかるべき、かゝる御心の附かせ給ふ事、これただ事にあらず、一定ふる狐の入かはつたるには候はずや、賤しき者の諺に、人とらんとする鼈は、必ず人に取らるゝとは、此御事にて候ぞと、憚る所なく申ければ、太閤、鼈にもせよ、狐にもせよ、おのが主と頼たらん者に、雜言をはく條奇怪なりと、飛かからんとし給ふを、利家氏鄉押隔て、人々御前に伺公せり、長政が首を刎られんに、御手を下さるゝまでも候はず、そこ罷り申せ彈正と、云れて長政は、さらぬ體にもてなし、人々に色代して、己が陣に歸り、御使を待て腹切らんとす、重ねて仰出さるゝ旨もなく、かゝる所に、肥後の國に逆徒起りぬと、早馬を參らす、太閤大に驚き給ひ、德川殿に御使あつて、長政具して御參りあれと仰せらる、やがて長政めしぐせらる、太閤、肥後の國に逆徒起りぬ、汝が嫡子左京大夫幸長、追討の使たるべしと仰下さる、長

政大に悅びぬ、又德川殿に向ひ給ひ、幸長いまだ年わかし、本多中務少輔忠勝を副て給ふべしと仰せらる、やがて彼の逆徒、國人等討てまゐらす、軍をば出さず、長政仰を承て、肥後國に向ひ、國政を沙汰す、慶長三年八月十八日大閤薨じ給ひしより、石田等、長政と年頃の遺恨を散ぜんがため、長政が德川殿に罪かうむらん樣を謀る、遂に長政職を去て、おのが國に蟄居す、猶憚りありとて、武藏の府中に隱れ住む、中納言殿かれが罪なき由を知召し、御使して常には訪せ給ひける、石田等が兵起りし時、中納言殿の御供して、山道よりのぼる、嫡男左京大夫幸長、此度の戰功に依て、紀伊の國賜りて移る、同き十一年、長政老を養ふべき料とて、常陸國眞壁郡五萬石近江國愛智郡五千石等の地を賜ふ、十三年妻子悉く關東によび取つて、常に將軍家に伺候す、十五年に二男長晟ナガアキラ備中國にて所領を賜ふ、十六年四月七日長政年六十五歲にして卒す、紀伊守幸長、長政が嫡子、初め豐臣家に仕へ、左京大夫になさる、父と共に筑紫關東の軍に從ひ、朝鮮に渡り所々に戰ふ、太閤薨じさせ給ひし後、石田等が父と中不快なるを憤りて、軍せんとしけれども、德川殿の御裁斷にて事鎭りぬ、父長政職を失ひて、甲斐の國に下りけるにも、幸長は都に留つて、政所の御所を守護しまゐらせ、奥の景勝中納言御退治のため德川殿、下らせ給ふ時、御跡を慕うて馳せ下る、上方の兵起りしかば、美濃國に馳せ向ひ岐阜の城を攻め落し、關が原に戰ひ、其功最も多かりければ、此年慶長五年十一月紀伊國を賜ふ、三十九萬五千石従四位下に叙し紀伊守に任じ、年三十八歲にて同十八年八月廿五日卒す、子なかりしかば、舍弟右兵衞佐長晟其家を繼ぐ、長晟は、長政が二男にて秀賴の昵近なりしかど、後に政所の御方に附けられて、都に住す、慶長十五年、大御所、長晟に備中の國にて所領を賜ふ、二萬石一說に二萬四千石兄幸長が卒して後、其家を繼ぎ、但馬守になる、大坂の軍起りし時、長晟大坂に向ひて軍す、其隙を窺ひ、吉野熊野の者共、大坂の方人して、紀伊の國に軍起りしかど、家人等打破り首を獻る、再び兵起りしに、大坂の軍勢、紀伊國に向ふ、此處彼處に戰ひて、首多く切て獻る、續いて大坂に向ひ軍し、又討取る首四十二を獻る、同年閏六月、（閏六一作七）従四位下に昇る、將軍家の仰を

蒙り、元和二年四月七日大御所第三の姫君を迎へまゐらす、（御名分明ならず、はじめ蒲生秀行へ參らせ玉ひし御方なり）同五年、安藝備後の國賜て移る、（四十二萬六千石）寛永三年八月十九日侍從になされ、同き九年九月三日、四十七歳にして卒す、左少將光晟朝臣は大御所の御外孫、長晟の嫡子、父の侍從の家を繼ぎ、（三十七萬六千五百石餘）寛永十一年七月十六日元服し、御家號を許され、御諱字を賜ひ、四位侍從兼安藝守になされ、（實盛の御刀を給ひしなり）左大臣家の御養女を迎へ參らす、（實は小松中納言利常卿の長女、左大臣家の御外孫なり、）寛文五年十二月廿七日左少將になさる、年いまだ六十にだに滿たざれども、身いたはる所多ければ、子息に國讓らん事を望み請ふに因て、同き十二年四月十八日、御許し蒙りて致仕す、侍從綱晟、父少將の讓りを受く、初め承應二年十二月廿一日元服し、御諱字を賜ひ、從四位下彈正大弼に任ず、（御刀を賜ふ事例の如しと云）寛文八年十二月廿七日侍從になされ、延寶元年正月二日、三十七歳にて卒す、其子岩松丸、家を繼ぎ、此年九月十八日元服し、御諱字を賜ひ、從四位下に叙し、安藝守に任ず、（備前正恒の御刀を賜ふ、）此日祖父光晟、紀伊守になる、安藝守綱長、延寶二年十二月廿七日侍從になさる。

○因幡守源長治は但馬守長晟の長子、母賤しければ家をば繼がず、寛永九年十一月二日、備後の國を分て、三吉の城を賜ふ、（五萬石、別に御朱印を賜ふ、）延寶三年正月十九日に卒す、長治初め安藝守光晟朝臣の二男を養ひ、和泉守長尙といふ、廿三歳にて寛文六年七月廿八日に卒しければ、又光晟が三男を養て子とす、式部少輔長吉、父長治の家を繼ぐ、

○釆女正源長重は彈正少弼長政が三男なり、始より關東に伺候し、中納言殿に仕へ、（二萬石を賜ひしと云、）慶長二年十月朔日に叙爵し、長政卒して後、其所領を賜ふ、（常陸國眞壁五萬石、）大坂前後の軍に、將軍家の先陣打て向ひ、首六十を切て獻る、元和八年常陸の國笠間の城を賜ふ（五萬三千石）寛永九年九月三日卒す、四十五歳、其子内匠頭長直父に繼ぐ、正保元年正月十一日、播磨の國赤穗郡を賜ひ、（五萬三千五百石）新に城を築く、寛文十年三月五日、子息等に所領を讓る、（嫡子長友五萬石、二男内記三千五百石、三男長三郎に開發の田三千石、）同十二年七月廿四日、六十三歳にて卒す、嫡子釆女正長友、家を繼ぎ、延寶三年正月廿六日に卒す、三十四歳、其子又一郎長矩、家を繼ぎ、延寶八年十二月内匠頭に任ず、

前田　後賜松平

○中納言菅原利長は大納言利家の男なり、利家の父前田藏人利昌、尾張の國海東郡荒子の城を領す、七千石と云、男子凡そ六人、利家は第四の男、系圖には嫡子とせり不審、童名犬丸、改めて孫四郎と名のる、

系圖を考ふるに、藏人利昌が領せし荒子の地、前田といふ所を去る事、僅に十町と載せり、然かれば住せし所に依て、かくは名のりしなり或人曰く菅家の御裔、筑紫太宰府の菅廟の邊りなる前田といふ所に住す、これ筑紫前田の因て出し所なり、其子孫尾張國に移るなりといふ、又或人曰く、然はあらじ、前田は元は藤氏なるべし、左大臣藤原魚名の末葉、北陸道七國の押領使、越前の追捕使齋藤權介爲頼が後、六波羅の奉行人、齋藤伊豫房玄基（ハルモト）が孫、前田孫四郎利世が孫にあらずや、玄基が事、太平記等に見えたりといふ、家に傳へぬ事外より論ずべきにあらず、

童なりしより織田殿に仕へ、生年十四歳にて軍に從ひ、高名を顯す、此事一說に十六歲の時、弘治二年の事と云なり、又天文二十三年の事といふ、不審、利家十四歲の時ならば、天文二十年也、其後故ありて、織田殿の童坊を斬て逃去りぬ、童坊名は十阿彌といふ、此事十八歲の時といふ、かの童坊、利家の刀の笄を盜みしより事起りしといふ、弘治二年の夏、信長舍弟武藏守信之と軍ありし時、利家首二つを切り、信之の侍宮井勘兵衛尉に面射られ、終に宮井が首取て、信長の御前に參る、感じ給ふ事淺からず、やがて所領の地を給ひ、三百石、一說に信長に勘氣ゆるされしは永祿四年五月十三日濃州森部合戰の時也と云舍兄藏人利久が世嗣たるべしと仰せらる、初め利久瀧川義大夫が弟慶二郎を養て子とせしなり、此慶二郎世にかくれなき勇士なり、利家また改めて又左衛門尉と名のる、永祿三年樋迫の合戰に、首二つを切る、同き四年森部合戰に先懸して首を取る、世に傳ふる所、信長記に異なり、信長記には、此時始て信長の勘氣を免されしといふ、いづれが實なる、同き八年九月、近江の國箕作の城を攻めらる、利家使を承り、先陣に行向て、眞先に首取て歸る、同き十年母衣武者十九人を撰定められし時、利家赤母衣を許さる、信長記に出づ、一說に利家は森部合戰の功に因て免されしと兩說あり、元龜元年九月、攝津國大坂の合戰、味方散々に打なされ、利家一人踏み止り、追來る敵を打ち深手をおうて引返へす、其抽賞に所領多く加へらる、初め一萬石を領す、當時天下に傳へし前田が堤の上の槍、此事なり、天正三年五月、長篠の合戰に足輕の兵ひきゐて進み、自ら槍執つて戰ひ、右脚に疵蒙りぬ、此

年九月越前國平ぎしかば、府中の地を分ち給ひ三萬三千石同九年、柴田修理亮勝家に從ひ、初めて一方の大將となつて、越中の國魚津の城を攻おとす、十年能登の國石動山の敵を討亡し、十一年の春、利家父子柴田に組みして、羽柴筑前守秀吉を討たんと、近江國に發向し、四月廿一日志津が岳の戰ひ敗れしかば、利家府中の城に引返へす、勝家やがて府中の城に落ち來り、利家父子に對面し、湯漬乞うて喰ひ、疲れざる馬壹疋たぶべしとて、打乘て出づ、利家道のほど送り參らせんと打出づる、勝家固く辭して立別る、又利家を呼返へし、和殿羽柴と年頃のよしみあり、けふよりは勝家との盟を棄てゝ、和殿が家のため謀り給へと云ひ捨て、北の庄へ趣く、秀吉續て北庄を攻落せば、勝家腹切て死す、秀吉また利家を賴みて加賀の國を平げ、其賞として石川河北二郡を與へ、御山の城を守らす、御山は今の金澤の城なり、かくて利家、加賀能登の境、末森と云ふ所に城廓を構ふ、佐々內藏助成政越中におり、北畠殿の御方として、まづ末森を落さんとす、利家やがて後卷し、成政も引て歸る、幾程なくて、能登の國平ぎぬ、秀吉此由を聞き、能登は二十三萬三千石自ら從へし國なれば、秀吉が參らするに及ばず、知行せらる可きこと勿論なり、其賞などか無かるべきとて、叙爵させ、我が名字をも官をも讓りて、羽柴筑前守と名のらせ、子息も劣らぬ人なれば、同じく名字をまゐらせ、叙爵させ、羽柴肥前守になさる、今まで孫四郎。初は利勝といふ、是れ秀吉の家號賜ひし初なり、菊桐の紋をも賜ふと云ふ同き十三年の秋、秀吉佐々を攻降し、越中國三郡を割て、利家これを領せんこと一兩年、其後は子息利勝に讓るべしとてたびてけり、利長を初め越中侍從といひしは、この故か、十四年島津を討れし時、子息肥前守、關白殿に從て向ふ、十六年の春、右少將になされ、十八年の春、參議從四位下、此年の夏北條を亡されしに、北國より攻下り、此處彼處の城を攻落す、文祿の初より、朝鮮の事起り、肥前國名護屋に陣し、同三年の夏、從三位權中納言、慶長二年三月十一日、大納言に轉じ、家司二人任官す、高畠織部中川淸六郎同き三年太閤薨せらる、かねて利家を以て若君の傅と定られしかば、天下の倚賴、當世の權威、此人に並ぶ者なし、明る四年の春、豐臣家の奉行等、此人の威を假りて、德川殿を失はんと謀る、利家德川殿と間快からず、細川越中守忠興、

利家に親しければ、此卿が彼等に、たばかられて、家滅さん事を歎き、さま〴〵に教訓す、利家頓て事の情を察し、德川殿によしみ結ばんとて、我が病を助けて、大坂の城より伏見の御館に參らる、德川殿も又利家の病、日々に重しと聞召し、彼が大坂の家に至て訪ひ給ひしかば、利家悅びに堪へず、子息等が事、深く賴み申て、閏三月三日、六十二歲にて卒す、從一位を贈られしとぞ聞えける、中納言利長若きより軍に從ひ、志津岳石動末森等を始とし、筑紫關東の戰に至るまで、終に不覺の名を取らず、初め關白殿越中國三郡を賜ひ、羽柴の號ゆるされ、肥前守に任じ、侍從を經て、慶長二年の秋、參議從四位下、同三年の夏、從三位中納言に至る、（世には利長の參議たりしのみを傳ふ、公卿補任を按ずるに、從三位中納言に至れり、）太閤薨じ玉ひし時、秀賴の傅を仰置る（利長をば御いだきもりと定らるといふ、）父利家卒して後、加賀越中の地を領し、（八十一萬石を領す、能登國は舍弟侍從利政が領せしなり、）此年八月廿八日、利長入部のために、加賀の國に赴く、かゝる所に、石田三成が謀にて利長謀反の由にて討手向ふべしと聞ゆ、利長大に怒り、討手を待て戰はんとす、家人等が計らひにて、老母を關東へ參らせ、誤りなき旨を顯はし、又舍弟犬千代丸を世嗣とし、中納言殿の御娘を迎へ參らせ、國讓らん事を誓はれしかば、世の疑解けぬ、明る五年の秋、德川殿奥の會津を伐ち給ふ時、利長北國の大將として、既に打立たんとせし所に、上方又軍起りければ、利長同國大聖寺の城を攻落し、小松の城に戰て、金澤の城に引返し、德川殿海道を攻め上り給ふと聞て、手合のために、北國より打登り、九月廿日、大津の驛にして、御陣に參らる、舍弟能登侍從利政が此度の軍に怠りしに依て、彼の所領沒收せられ、利長が勳功の賞として、能登國に加賀の能美江沼二郡をそへて下し賜る、明れば六年五月十一日、利長の養子犬千代丸元服し、德川殿より御家號賜りて、侍從兼筑前守になされ、同き九月中納言殿の姫君加賀國に下らせ給ふ、七年正月の末、利長關東に赴き、大納言家へ（此時台德院殿大納言に轉じ給ひしなり、）參られ、物を獻る事多ければ、賜ひし者また少からず、

利長關東へ參らるべき由、かねて申されしに、折ふし大御所、關東に渡らせ給ひたり、大納言家、利長を迎へ給はんとて、板橋の驛の邊に御出ありて、見參の事を悅び仰せらる、利長かねては、か

くあるべしとも思はれず、悦び思ふ事淺からず、又の日城に上られしに、大納言家、寢殿に御出ありて、利長の座を遙かの下に設けらる、對面の義殊に嚴重に、饗應の式また善盡せり、利長此時は悔しき事に思はれしとぞ聞えし、黃金百枚、白銀千枚、時服百領を獻ぜらる、大納言家より、鍋藤四郎の御脇刀に、黃金百枚、馬鷹そへて賜はる、此後子息に國讓り、引籠り居て、再び關東へ參られずと、古き人の語りしが、古記に合せ見るに、大やうは違はず、又古き人に、うけたまはる、慶長のころの下文に大御所と利長と連署たりしを見きといふ、されば此度利長見參の事、上下の分定りぬべき時なれば、大御所の伏見へ上らせ給ひし事も、深き御心ありぬべし、又大納言家の振舞も、いにしへ淮南の黥布が漢の高祖へ參りし時に、事さかしまにして心は均かるべきや、天下の英雄駕御の法千載ともに一揆なり、

利長また伏見に赴きて、大御所へ參り、やがて國に歸らる、同き十年三(一作二)月、大納言家御上洛あり、これ大將拜賀の御爲なり、同き四月の初、利長父子伏見に赴き、大御所へ參りて、色々の獻物あり、兩御所物を賜ふ事多し、利長頓て歸國し、子息筑前守をば、こゝに留めらる、十一年四月、筑前守關東に下り、將軍家へ參らる、十九年五月廿日、利長越中國戸山城に卒す、年五十三歲、正二位大納言を贈らるとぞ聞えし、中納言利常（始は利光）利家大納言の末子、生年九歲にして、兄利長の世嗣となり、大相國家の姬君に添ひ參らせ、（禰々姬君と申し奉る第二の姬君なり）慶長十九年、父の卿卒せし年の冬、大坂の兵起りしかば、急ぎ軍勢を催し、馳向て城を攻む、明る元和元年五月の合戰に、將軍家の先陣して、多くの敵を破つて、首三千二百を獻る、其賞として閏六月參議になされ、寬永三年の秋、從三位權中納言に昇り、年老て後國を讓り、小松の城に住れしかば、世の人小松中納言とぞ申ける、嫡子筑前守光高朝臣、大相國家の御外孫、寬永六年四月廿三日、十四歲にて元服し、御諱字を賜り、四位の少將兼筑前守になされ、（御刀を賜ふ）正保二年四月五日、年三十一歲にて、父に先立て卒す、利常中納言の請に依て、嫡孫犬千代丸、父光高朝臣の家を繼ぎ、（百二萬五千石餘、其外は二人の叔父に分ちしなり）、利常の子息等に所領を分ち賜ひ

ぬ、承應三年正月十二日、犬千代丸元服し、御諱字賜ひ、四位少將兼加賀守に任じ、綱利と申す、萬治元年十月十二日、中納言利常六十六歲にして卒す、此年閏十二月、綱利中將になさる、

○侍從兼淡路守菅原利次は中納言利常の二男、母上光高に同じ、寛永八年十二月十五歲にして、元服任官の事あり、正保二年閏五月二日越中の國富山の城を分ち賜ひ、十萬石延寶二年七月七日卒す、五十七(一作八)歲其子掃部頭利昌、寛文二年叙爵し、同八年從四位下に叙し、大藏大輔になり、父卒して家を繼ぐ、

○侍從兼飛驒守菅原利治は、中納言利常の三男、母上光高に同じ、寛永十一年十二月十五日十七歲にて、從四位下の飛驒守に任じ、正保二年閏五月二日、加賀の國大聖寺の城を分ち賜ふ、七萬石同三年十二月侍從になされ、萬治三年四月廿一日卒す、四十三歲其子飛驒守利明、實は小松中納言の末子、童名は萬吉丸、兄の世嗣となり、從五位下大藏少輔に任じ、寛文元年飛驒守となり、同き三年從四位下に叙す、

○大和守菅原利孝は大納言利家の四男、將軍家より別に所帶を賜ひぬ、上野七日市の地一萬石世に傳ふるは、利家の舍弟を前田右近秀繼といふ、此大和守利孝、其世嗣となりしなり、其後利長の母芳春院と申せしが、德川殿へ參られしに、大和守利孝極て母の愛せし子なれば、連れて關東に下らる、關が原の軍終て後、利長加賀能登加へ賜ひ、かの母の方へも一萬石の地賜ひき、又土方河內守雄久にも、上野七日市の地下し賜ふ、此土方は利長ゆかりの人にて、此度利長と共に、北陸を鎭めし賞なり此時に老母關東にあれば、其使よからんために、利長望みて、土方が領と、加賀の地と替へて七日市をば芳春院の領とす、大和守又芳春院より傳領せしともいふなり

嫡子右近大夫利豐、家を繼ぐ此家代々卒せし年月日いまだ不知其子宮內利廣

●京極　附丹後守高知

○參議源高次は宇多天皇の御末、近江國の住人佐々木源三秀義より四代、京極近江守氏信に十二代の孫、長門守高吉が嫡男なり、累代江北の地を領す、高次が姉、初め若狹の武田が孫八郎が事也妻なりしが、武田死し

て後、秀吉關白の妾となつて松、の丸殿と申す、高次の母また淺井下野守祐政の娘なりければ、高次淀殿にも從弟なり、一かたならぬ緣故に附き、高次いまだ小法師丸といひしより、關白の御覺淺からず、元服して近江守になされ、大津の城を賜ひ、若狹の內副て六萬石を領す、又淀殿の御妹を、高次の妻となさる、淺井下野守祐政の男、備前守長政の娘也大相國家の御臺所の御姉、常高院殿と申せし御事なり、太閤薨じ給ひし後、慶長四年の春、大坂の奉行等、德川殿を失ひ參らせんと謀る、伏見の御館、無碍にあさまなりしかば、高次おのが大津の城に迎へ奉らんとす、德川殿大に悅ばせ給ひ、井伊侍從して其芳志を感ぜらる、明れば五年の秋、上方の軍起りしに、大坂近き邊りにては、高次獨り關東の方人して、大津城に立籠る、德川殿攻め上らせ給ふ程、今一二日を待ち得ずして、城遂に攻落さる、されば德川殿も高次今暫し城を落されざらんには、近江の國をば賜ふべき者なりと、深く惜ませ給ひけり、此年其賞として、若狹國に越前の敦賀郡をそへて給ひ、若狹守になさる、九萬二千石高次從四位侍從より、少將を經て、參議從三位に至り、四十七歲にして、慶長十四年五月三日に卒す、公卿補任を按ずるに、高次の參議に任ぜしは、慶長九年の事なり、然るに關が原の諸記に、京極宰相と記せしは誤なるべし、嫡男右少將忠高、母は贈大納言長政卿第二の女也、忠高朝臣は、大猷院殿の御外從弟にて、御姉婿なり、慶長十年十三歲にて、元服し、將軍家の御諱字賜り、從四位下の侍從兼若狹守になさる、大坂の軍起りしに、馳向て城を攻む、忠高の母常高院殿、城中にましくて、御中なほりの事を執し申されければ、やがて事調りぬ、幾程なくて軍又起りければ、大御所猶常高院殿して、東西御和睦の事仰せけれども、秀賴用ゐ給はで、五月七日城落ちぬ、忠高搦手に向ひ、打取る首三百七を獻る、寬永三年八月十九日（一作背谷）四位の少將になされ、同十一年閏七月六日、出雲隱岐兩國を賜ふ、廿四萬石、此年又石見國二萬郡邑知郡の銀山を預けらると云、十四年六月十六日卒す四十五歲、此忠高、大相國家第四の姬君に添ひまゐらす、北の方は御子なくして、妾の腹に男子一人ありしかど、將軍家の御聽を憚りて、初めより子なき由、申せしかば、世嗣なくて家絕えぬ、忠高の北の方は初姬君と申奉り、忠高に先立たせ給ひ、寬永七年三月四日に、かくれさせ給ひて、興安院殿と申し奉りしなり、

〇刑部少輔源高和は忠高の舍弟、主殿頭高政が男なり、實は忠高の男とぞ聞えける、高政は廿八歲にして、寬永六年五月九日卒せしなり、

忠高世嗣なくて家絕えしかば、高和を召出され、

播磨國龍野の城を賜ふ、（五（六）萬石餘、但し今は此城なけれども城地に准ず、）叙爵して、萬治元年讃岐國丸龜の城に移る、寛文二年九月十三日四十四歳にて卒す、子息備中守高豐家をつぐ、

○侍從兼丹後守源高知は長門守高吉の二男、參議高次の弟なり秀吉の御時、近江國蒲生郡の地を賜り、（五千石）修理大夫になされ、文祿元年舅毛利河内守秀頼が領せし、信州伊奈の郡を賜て、（十萬石、一說には八萬石と不審、○秀頼は武衞の末流と云、）四位の侍從になさる、慶長五年の秋、奥の景勝、（闕）追討のため下向す、上方の軍起りしかば、引返して、美濃の國にして、岐阜の城を攻落し、關が原の合戰に多く敵を打破り、兄高次が心元なしとて御暇申して、鞭鐙を合せて馳せ登り、近江の國長濱の在家に、火を掛けて、大津の城に至りしに、城をば既に攻落さる、同き十一月、丹後の國を賜て、（十二萬七千石）丹後守になされて、此度の功を賞せらる、高知田邊の城を毀ち、宮津の城を築て住む、大坂前後の軍して、元和六年八月十二日五十一歳にして卒し、子息三人に所領分ち讓る、侍從兼丹後守高廣は高知が五男なれども、家を繼ぐ、（七萬五千石、按ずるに高廣が母は、故の毛利河内守秀頼が娘なり、年幼けれど、嫡子たれば家を繼ぎしなるべし、）初め元和二年十二月、從五位下の侍從になされ、（系圖幷武家補任等同じ、父子並びて侍從に任ずる事覺束なし、）家を繼ぎて後、寛永三年八月從四位下に叙し、大御所の御外孫輝政參議の娘に相偶して、男子三人をまうく、年頃眼煩うて承應三年四月廿三日、所領子息に讓り、入道して安智齋と號す、其嫡子侍從兼丹後守高國、初め叙爵して山城守に任じ、寛永廿年十二月、從四位下に昇り、家讓られし年、侍從になされ、丹後守を兼ぬ、寛文六年四月、父の入道が、高國無道の事共を、一々に訴へしに依つて、同き五月三日、高國奥の南部へ流され、大膳大夫重信に預けられ、其嫡男近江守高頼を初め男四人女二人悉く大名に預けらる、（高頼は藤堂大學頭、二男万吉年七歳松平新太郎、三男杢助年五歳松平相模守、四男松之助三歳伊達遠江守へ、十九歳十六歳になる女子をば、松平龜千代丸へ預けらる、高國高頼には、米三千俵つゝ、又父に黄金五百兩、子に黄金二百兩を給ひし也、）

世の人の申せしは、高國年頃父入道が虐政を見聞くにつけて、うたてき事に思ひければ、家繼ぎし始は、上を敬ひ、下を惠む事、大かたならず、家子郎等らを先として、士民百姓等に至るまで、此年月のうさを忘れ、濁せる魚の水を得たるが如くなりしかど、いつしか志みちて、奢生じ、親しき

を遠ざけ、疎きを近づけ、舊きを退け、新しきを進め、賦役日々に重く、民の資を奪ふのみか、家人等に與ふる俸祿にだに、息利をかけて責めはたりしかば、國中の士民、中々に昔こひしうなつて、苦み極まりぬ、父入道は初めより嫡子高國が、おのが政道をさみしぬるよと、安からぬ事に思ひ、弟を愛して、家をば繼がせばやと思ひしかど、公儀につきて力なく、嫡子には讓りしなり高國がかゝる振舞を見て、さらば高國を押こめ、舍弟信濃守高勝に國を知らせばやと思ふ心つきしが、猶心にも任せず、年月を送る、高國また此由を聞て、父を恨み弟を憎む心起り、又不孝不悌の行ひも多かりき、入道此上はとて、一封の書を奉りて、高國が無道の程を一々に訴へしかば　かくはなりしとなり、

高國かくて憂き年月を送り迎へて、延寶三年十二月廿四日、年六十歲にて配所に死す、されば父入道はまさしき親が、わが子の咎かくさで申たらんには、丹後守は罪に處せらるとも、累代の所領なれば、三男にこそ賜べけれと思ひしに、案に相違してければ、詮方なくて、洛陽黑谷のほとり岡崎と云ふ所に庵室かまへ、引籠て、心にもあらぬ後世をいとなみしが、憎しと思ひし子にだに後れて、延寶五年四月廿二日、七十九歲にて、はかなくなりぬ、入道の二男、下總守高治は、これより先き、慶長五年七月廿九日に卒す、三男信濃守高勝は兄が流されて後、明る寛文七年召出されて、同十二月廿七日、僅かに俸祿を賜ひぬ、（俸米五千俵）

○修理大夫源高三は、丹後侍從高知が三男也、父卒してのち、田邊の城を分ち領し、（三萬石又は三萬五千石）寛永十三年九月十三日に卒す、其子飛驒守高仲、家を繼ぎ、寛文三年正月七日、三十二歲にて卒す、其子六丸父に繼ぎ、寛文三年十二月叙爵して、伊勢守高盛と申す、同き七年八月廿九日身の煩によりて致仕す、其子甲斐守高任、實は高仲の二男、兄の世嗣となり、舍弟兵部に所領を分つ、（三萬五千石の内三千石を分つと云）寛文八年五月廿一日、但馬の國豐岡の地に移る、（按するに、豐岡に移りし事、高盛が時とす、高盛は此一年の前寛文七年に致仕せし由、武家補任に見ゆ覺束なし、）

○主膳正源高通は、丹後侍從高知が二男、實は高知が外甥、朽木兵部少輔宣綱が二男也、（宣綱が妻は高知が妹なり）高

知初め長子萬作丸死し男子なければ養て子とす、高知が所領分ち讓らる、丹後國丹波郡を領す、(峯山といふ一萬三千石餘)寛文五年近江國水口の城を守り、十二月十四日かの城に卒す、六十三歲、嫡子主膳正高供、家を繼ぎ、(一萬千石)舍弟等に所領を分つ、(二男伊織千石、三男左門千石、)高供延寶二年二月廿八日卒す、五十二歲、子息備後守高明父に繼ぐ、

●黑田　後賜松平　附市正高政

○筑前守源長政は、勘解由孝高入道が男也、宇多天皇の御末、佐々木源三秀義が曾孫、京極近江守氏信が男、佐渡守滿信が二男、黑田左衞門尉宗滿が末葉、備前の國邑久(一作赤坂)郡福岡の住人、下野守重隆、赤松が被官として、播磨の國飾東郡姬路の城に移住む、重隆嫡男美作守識隆、故あつて小寺と名のる、これ孝高入道が父なりけり、孝高始は、小寺官兵衞尉と名のり、黑田勘解由と改め、入道の後、如水軒と號す、初め美作守識隆、織田殿に志を通じて、天正三年赤松別所等と、同く上洛し、信長の見參に入り、同五年九月、其孫長政が十歲なるを質として、信長へ參らす、羽柴藤吉郎秀吉に預けられ、近江國長濱の城に置かる、幾程なく、秀吉筑前守になされ、播磨の國を賜ふ、孝高父子二心なき方人にて、秀吉に隨ひ、佐用の城を攻て先懸し、同き十一月廿七日、秀吉の下知に依て、孝高竹中半兵衞尉重治と共に、備前の國福岡の城を攻め、同き六年毛利が上月の城を攻し時、孝高うしろ卷して、高倉山に陣を取る、此年攝津の守護人荒木攝津守村重謀反す、孝高行向て村重を諫む、村重承引の氣色なく、遂に孝高を捕ふ、小寺が一門馳集り、子を捨て、織田殿へや參る、孫を棄て、荒木にや組みすと僉議す、美作守識隆聞て、我初めより織田殿に二心なきが故に、嫡孫を以て質とす、いま思はざるに禍に懸つて、我子失はれんが悲しきとて、忽に志を變じて、無道に組みせんこと本意に非ずとて、更に荒木に組みせず、孝高又希有にして逃れ返り、荒木も頓て亡びけり、同八年、秀吉播州三木の城を攻落して、此所に住せんと擬す、孝高いひけるは、我すむ所の姬路の城と申すは、當國第一の要害にて、殊に海路の便よく、凡そ當國を知らん人、必ず住むべき所なり、さらば參らせんとて、

秀吉に讓る、秀吉悅ぶこと限なく、此城に移り住む、孝高宍粟の郡を賜りて、山崎の城にあり、秀吉山陰山陽の合戰を始として、志津が岳、小牧、筑紫の軍に至るまで、孝高の戰功、數を知らず、同十五年七月、豐前の國六郡の地を賜ふ、同き十七年、孝高四十五歲、其子長政に家を讓る、其後小田原名護屋の陣に隨ひ、朝鮮に押渡て、軍の掟す、子息甲斐守長政、十四歲にして、父と同じく、三木の軍に、初めて首を取る、十六歲の時、父に隨て、和泉の國岸和田の城に後卷し、紀伊の國雜賀根來の者共と戰ひ、首を斬る事二つ、天正十五年、筑紫の合戰に、財部日隈茅切山觀音原(一作寺)の戰を初めて、犬丸(一作犬山)の城を攻落し、討取る所一千五百餘人、賀來福島等の城を攻め落す、關白の御感淺からず、朝鮮の軍に先懸して、金海昌原を破り、王城平安に戰ひ、白川の城を守る、凡そ七箇年の間、所々の戰に打取る首數、幾萬といふ事を知らず、(黑田父子の武功は、林道春が撰びし、長政の碑の銘に詳なり、今は大略を採る、)太閤薨じ給ひし後、朝鮮の事終り、長政等小西寺澤等と功を爭て、訴へ起り、軍奉行の輩、流刑に處せらる、慶長四年の春、秀賴の奉行人、德川殿失ひ參らせんとて、大坂伏見の間、以ての外に騷動す、黑田父子、德川殿の御方として、長政宗徒の大名を催し、組みし申す人多かりしかば、戰に及ばず、頓て和睦事成りぬ、德川殿、彼れ父子が志の程を、深く感じさせ給ひ、子息長政を聟君とぞなされける、(保科彈正忠正直の娘を養君として、長政に配はせ給ふ、これ卽ち德川殿の御外姪なり、)ことし五年、東西の軍起る、又長政の計ひにて、御方に參る人々多し、長政海道より攻登りて、上方の軍勢を打破る、

關が原の事しるせる一書に曰く、福島左衛門大夫正則が最初に御方せしと申すは、長政が勸めに依りし所なりと云々、其大畧は、上方の軍起りし由、小山の御陣に告げ來る、黑田福島等の先陣は、宇都宮にあり、まづ大御所より長政を召す長政御使の旨を察して、小山へは參らず、福島が陣に行て、上方にや組みすべき、又關東にや隨ふべきと問ふ、福島が母妻、大坂に居れば其心定らず、長政が曰く、秀賴いまだ幼なくまします、如何で內府失ふべしと宣ふべき、是れ石田等が計ひたること明けし、又おことが子刑部少輔、小山の陣にあり、是を棄て、上方へや參るべき、母をすつるも子を

すつるも、人質を捨る事は一定なり、又今の勢ひを以て見るに、内府の勢ひは弱し、上方の勢ひは強し、されば正しきを棄て、邪しまなるに從ひ、強きに附きて、弱きを避けん事は、武士の本意にあらずと思ふは如何にと云はれて、福島が志決しぬ、其後長政小山に參り、かくと申しければ、おことを召す事、餘の義にあらず、其事はかるべきがためなり、早く察しけりと悅び給ひし事淺からず、こゝに於て、諸大名を小山に召し集められて、人人の心の程を尋ね給ひし時、福島最初に御方すべき由を申せしとなり、林道春が撰みし長政の碑の銘を察するに、初め長政奥の御陣に從ひ、宇都宮にあり、身の暇を申て上方に上るとて、相模國大磯にて三成が兵起ると聞き引返して小山の御陣に參る、德川殿悅ばせ給ふ事淺からず、鞍おきたる馬賜ひしと見ゆ、これ其家の說なれば、疑ふべからず、前の說は信じ難きに似たり、但し長政また小山より宇都宮に行きて福島を勸めて御方となせしかど、人の功を掠めん事を恥ぢて、子息等にも語らざれば碑の銘には漏れしにや、覺束なし、

父の入道、西海道にして、所々に戰ひ、九州平均に屬す、父子の戰功、類ひなかりしかば、此年十一月筑前の國を賜ひ、（五十二萬五千石）筑前守になされ同き八年二月廿五日從四位下に叙す、同き九年三月廿日孝高入道六十九歲にして卒す、初め大坂の兵起りし時長政關東に留り、再び兵起りしかば、將軍家に屬し奉る、元和九年閏八月四日卒す、年五十六歲、其子侍從兼筑前守忠之、母は大御所の御養女なり、忠之十一歲にして慶長十七年、駿河の國府に參り、十二月十八日大御所の御前にて元服す、（此時御刀二腰御鷹御馬等を賜りて歸されたり）十八年正月廿一日關東に下りて、初て將軍家に參る、御家號ゆるされ、御諱字を賜ひ、右衛門佐に任じ從五位下になされ、（此時御刀二腰賜る、一說に御家號賜りしは慶安元年十二月廿八日の事と云不審）同き二月從四位下に叙す、大坂の兵起りし時、本國に在て身煩ふこと甚し、病を勉めて馳せ上る、兩御所の御感斜ならず、父卒して家をつぎ（四十三萬二千石餘）寬永三年八月、侍從兼筑前守に任ず、同き十五年の春、肥前の國島原の城を攻て、攻めおとし、同き十八年二月、鍋島と共に長崎戍衛の事を承る、承應三年二月十二日年五十三歲にして卒す、子息侍從兼右衛門佐光之、

寛永廿年十二月廿九日十六歳にて元服し、御諱字を賜ひ、（御刀を賜ふ）従四位下右衛門佐になされ、家繼ぎし年の十二月廿六日侍從に任ず、嫡男筑前守綱之初め寛文九年十二月元服し、御諱字を賜ひ、從四位下の筑前守に任ず、かくて親父光之、綱之が家つぐべき器ならざるよしを訴ふるに依つて、延寳五年正月十二日、其請に依り、二男宮内少輔長寛を世嗣となさる、（綱之は籠居す）長寛が今まで領せし地を獻り納めん事を請ふ御許しなくて光之に返し賜ふ、この年の冬、長寛に御諱字を賜り、從四位下に叙し、肥前守に任じ、綱政と申す、

○甲斐守源長興（黒田と稱す）長政が二男、母忠之に同じ、父が所領分ち讓らる、（筑前國秋月城五萬石を領す）寛永三年八月十九日叙爵、同十五年の春、肥前國島原城に向て攻戰ひ、遂に城を攻落す、寛文五年三月廿日卒す、五十六歳、其子甲斐守長重繼ぐ、

○東市正源高政（黒田と稱す）長政が三男、母忠之に同じ、父が所領を分ち讓らる（所領の地しらず四萬石を領す、）寛永三年八月十九日叙爵、同十五年の春島原の城に向て軍す、家繼ぐべき子なかりしかば、兄忠之が二男養て世嗣とす、慶安四年十二月叙爵して、左馬頭之勝と申す、之勝家を繼ぎて後、承應二年八月、市正に任じ、寛文三年七月廿五日三十歳にて卒す、是も子なかりしに因て、光之が二男宮内少輔長寛を世嗣とす、光之嫡男綱之を退けて、長寛を以て世嗣としければ、市正高政の家は絶えてけり、

● 有馬

○侍從兼玄蕃頭源豐氏は村上天皇の御子具平親王の御末、播磨國の住人赤松二郎則村入道圓心が五男、律師則祐が末孫、中務入道則顯が嫡男なり、（系圖には、則顯は則祐八代の孫と見えたり、一說に十代の孫と不審、）又有馬と名のる事、則祐が次男出羽守義祐、攝津國有馬郡の地頭職を賜りしに依てなり、これより子孫世々有馬郡を領す、筑後守重則が時に至て、播磨の國に移りて、三木郡浦田の城に住す、其子中務少輔則顯、同國淡河の城に移る、太閤いまだ筑前守と申て、當國の守護たりしより、御方に屬す、相模の北條滅びて後、遠江國横須賀の城を賜ふ、（三萬石、但し子息豐氏に賜ひしと見えたり、）年老いて後入道し、兵部卿法印になさる、金森入道素玄、德永入道壽昌、こ

れら三人は、當時の故老たるに依つて、殿下御相伴衆の隨一にて、世人三法印と名づく、(御はなしの衆とも云ふ)入道また徳川殿にも親しく伺候す、太閤薨じ給ひ、彼の家の奉行等、徳川殿失ひ參らせんと、大坂伏見の間、物さわがしかりし時、入道父子常に御館を守る、關が原の軍に、父子又御方にて軍しければ、父入道には本領攝津の有馬を賜ひ、(二萬石を領し、三田に住す、)子息玄蕃頭豐氏には、丹波の國福智山の城を賜ふ、(六萬石)入道年つもりて八十餘歲、慶長七年七月十七日に卒す、此月十九日大御所御養女を以て、豐氏に配せらる、(家忠日記追加に出づ大御所の御甥、長澤松平源七郎康忠の娘を養君とし給ひしなり、按るに入道の卒せし事、遠き境にていまだ知れず、婚禮ありしにや、)豐氏又有馬郡を賜る、(合せて八萬石、)十六年十二月十四日豐氏の嫡子生年九歲にて、關東に赴き、將軍家に見參す、同き十八年、御前にて御裝束賜て元服し、兵部少輔になされ、御諱字賜て忠鄕と名のる、(後に忠賴、)豐氏大坂兩度の軍に從ひ、首五十七を切つて獻る、元和六年筑後の國久留米の城を賜ふ、(二十一萬石)寛永三年八月、從四位下、同十一年七月、侍從になさる、同き十五年の春、子息中務大輔忠賴と共に、肥前國島原の城に向ひ攻落し、十九年七十三歲にて卒す、(此人將軍家御伽衆と云、)子息中務大輔忠賴、(初は兵部少輔忠鄕)母は大御所の御養女なり、承應四年三月廿日、關東に赴くとて、備前の海上にて卒す、五十三歲、(此年改元明暦元年)其子從四位下玄蕃頭賴利、家を繼ぎ、十七歲にて寛文八年六月廿四日に卒し、舍弟從四位下中務大輔賴元を嗣とす、

○伊豫守源豐範、實は忠賴が外姪にて小出修理亮吉重が末子なり、忠賴初め子まうけざりし時、養うて子とし、所領分ち與ふ、(一萬石)中務大輔賴元、家繼ぎし初めまた所領分ち與へぬ、(一萬石合て二萬石を領す)

●山內　後賜松平

○土佐守藤原一豐は鎭守府將軍秀鄕朝臣十代の孫、山內の首藤刑部丞義通が後胤、但馬守盛豐が二男なり、盛豐生國は丹波の人、尾張の國に移りて、上の職田に仕へ、其家の老として黑田の城に住む、足利殿の御時、三管領の一つ武衞の家、世々尾張の國の守護たり、尾張八郡の地を二つに分ち、家人して治めしむ、上四郡は織田伊勢守信安まもりて、岩倉の城にあり、此家を上の織田といふ、下四郡は織田大和守まもりて、主の武衞と共に清洲の城

にあり、信長の御父彈正忠信秀は、この大和守が下の三奉行の其一人なりとぞ、

弘治三年岩倉の合戰に打ち死す、嫡男十郎、父と共に討れぬ、(時に十六歲)一豐十二歲にて父に離れ、長大の後、猪右衞門と名のりて、織田上總介信長朝臣に仕ふ、織田殿失せ給ふ後、羽柴殿に隨て、天正十一年、若狹の國高濱の城を賜ひ、同き十三年、近江國長濱の城に移り、對馬守になされ、十八年遠江國懸川の城に移る、(時に五萬石)これ年來の戰功を賞せられし所なり、慶長五年の秋、德川殿奧の景勝中納言、御追討の時、一豐先陣に在て、下野國宇津宮に至る、か丶る所に上方又軍起り、國々の飛脚到來して急を告ぐ、されども未だ事の體分明ならず、こ丶に來れる大名小名、妻子從類悉く大坂にあり、人々の周章斜ならず、一豐が妻、さるさかしき人なれば、しかるべき侍くだせしにぞ、精しき事は知れにける、

昔一豐、織田家に出て仕へし初め、東國第一の名馬なりとて、安土に引來て商ふ者あり、織田殿の家人等、これを見るに、誠に無双の名馬なり、されども、價餘りに貴くして買ふべき人一人もなく、空しく引て返へらんとす、其頃一豐は猪右衞門尉と申せしが、此馬ほし丶と思へども、求る事如何にも叶ふべからず、家に歸りて、世の中に身貧しき程、口をしき事はなし、一豐仕の初めなり、かかる馬に乘て見參に入たらんには、屋形の御感にも預るべき者をと、獨言いひしに、妻はつくづくと聞いて、その馬の價いかばかりにやと問ふ、黃金十兩とこそ云ひつれと答ふ、妻さほどに思ひ給はんには、その馬もとめ給へ、あたひをば、みづからまゐらすべしとて、鏡の筥の底より、黃金十兩とり出しまゐらす、一豐大きに驚き、この年頃身貧しく、苦しきことのみ多き內には、この黃金ありとも知らせ給はず、いかに心つよくは包み給ひけん、されども今此馬うべしとは思ひもよらざりきと、且は悅び、且は恨む、妻申すにはのたまふ所ことわりにこそ侍れ、さりながら、これはわらはが父の、此家に參りし時に、この鏡の下に入れ給ひて、あなかしこ、これよのつねの事に、用ふべからず、汝が夫の、一大事あらん時に、參らせよとて、賜ひき、されば家まづしく苦しむなどい

ふ事は、よのつねのならひなり、それはいかにも堪へ忍びても過なまし、まことか此度、都にて御馬揃へあるべしなど聞こゆ、もしさもあらんには、此の事天下の見物なり、君また仕へのはじめなり、かゝる時ならでは、屋形にも傍輩にも見知られ給ふべきよしもなし、よき馬めして見參に入れ給へと思へばこそ、まゐらすれと云ふ、一豐やがて其馬もとむ、程なく都にて馬揃へのありし時、織田殿この馬御覽あつて、大に驚き給ひ、あつぱれ名馬や、何者の馬ぞと仰ありしに、是は東國第一の馬なりとて、商人が引て參りしに、餘りに價たつとくして、誰も買ふ事叶はず、空しく引て歸るべかりしを、山内が買ひ得て候ひしと申す、信長聞召し價貴き馬なり、當時天下に信長が家ならで買ふべき人なしとて、奥よりはるゞゝ來りしを、空しく還したらんには、無念の至りなるべし、その山内は、年頃久しき浪人と聞く、家もさぞ、貧しからんに買ひ得たる事の神妙さよ、且は信長の家の恥をもすゝぎ、且は武士のたしなみ、いと深しと感じ給ふ事大かたならず、これより次第に身を起せしといふ、誠にや、

かくて德川殿の御陣に、小山宇都宮に有合ふ大小名召して、人々の心の程を尋ね給ひしに、福島左衞門大夫正則、最初に御方に組みす、對馬守一豐續て進み出で、一豐が領せし城、海道にあり、速に御勢を以て守らせらるべし、年頃貯へ置きし兵粮も乏しかるべからず、次に一豐が家子郎等が妻子從類、悉く吉田の城に參らすべし、人質のため召し置るべき者か、（此時吉田城は池田輝政の領せし所、此人德川殿の聟君なればかくは云ひしなり、）一豐は軍兵を率ゐ、先陣に從つて軍仕るべしと申せしかば、滿座の人々一同に、彼が二人の旨に同じて、天下の大事立どころに定りぬ、德川殿大に悅び給ひ、一豐が申す旨に任せらる

堀尾信濃守忠氏いまだ年若けれども、才智ある人なりしかば、一豐常に親みて、家の事大小となく、此人と謀る、上方の軍起りて、德川殿の御陣に召されし時、まづ堀尾が陣に往きて、此度の事如何にや思ふと問ふに、忠氏われは我が城に兵粮つけて、內府へ參らせ、人質をば吉田の城に入れて、自らは先陣して軍せんと思ふといふ、一豐此義尤

も然るべしと、同じく打連て參り、福島味方に參るべしと云ひしに、續きて、一豐進み出て、堀尾が云ひし樣に申す、堀尾山内打連れて歸る時、今日は一豐日頃の律儀に相違しければ、忠氏いふべき言葉もなかりしとて、堀尾大に笑ひしかば、山内も同じく笑ひて歸りしといふ、これを古き人の評して我が及ばぬ所を自ら知る事まづ難し、よき人見知る事尤も難し、善き人の言を能く用ゐる事、次に難し、此三つを合せしは大智の流なり一豐は誠にたゞ人ならずといひしなり、

其後一豐先陣の人々と共に馳せ上りて、所々の軍す、一豐の功、莫大なりしかば、此年土佐の國を賜ひ、土佐守に任ず、入部の後、悦申すのために、大御所に參りし時、土佐の國、租稅の歲額を問はせ給ひしに、凡そ二十萬二千六百斛と申して候と答へ奉れば、大に驚かせ給ひ、さては思ふにも似ぬ小國なりけり、昔し長曾我部が家の富、賑ひし程、又太閤かの家に入り給ひし時、元親が設けし有樣、其國の稅入凡そ百萬斛ばかりもやあらんずらんと思ひしかば、賜ひし者をと仰けるに、一豐感淚に堪へず、忝なき事にぞ思ひける、同き九年、從四位下に叙す、此日圭正坊といふ茶入を給ひしなり、十年五月十三日、子息伏見に來り、初て將軍家に見參す、對馬守に任じ、大御所の聟君になさる、御姪松平隱岐守定勝の娘を養君となさる此日兩御所より彼父子に御刀を給ふ、此年九月廿日、一豐卒す六十歲、其子侍從兼土佐守忠義、はじめ對馬守實は一豐の弟修理亮康豐が嫡男、家繼ぎし後、慶長十五年十二月廿四日、將軍家御家號御諱字賜り、從四位下の土佐守になさる、御刀を賜ふと云ふ大坂の軍起りし時、南海より押渡て城を攻む、再び軍起りしには、軍散じて後、馳せ參る、寛永三年八月、侍從に任ず、明曆二年七月三日、子息等に所領を分ち讓りて致仕し、三男近江守一安に分ちし所分明ならず萬治三年六月四日二十五歲にて卒すといふ、子なくして家絕えしにや、寛文四年十一月廿四日、七十三歲にて卒す、侍從兼對馬守忠豐、忠義の嫡子、母は大御所の御養女、承應元年從四位下に叙し、父が家讓られ、明曆二年侍從に任じ、寛文九年六月十五日致仕し、同き八月五日卒す、六十一歲、子息從四位下土佐守豐昌、はじめ筑後守家つぎし年十二月侍從に任ず、

○修理大夫藤原忠直山内と稱す忠義の二男母忠豐に同じ、按ずるに一豐の弟忠義の父修理亮といひしなり、若し此忠直して其跡を繼せしにや、詳なる事は知らず、父の所領

分ち讓られ、（三萬石と云墾田にや、）寛文七年六月九日五十五歳にて卒す、其子右近大夫豐直父に繼ぐ、（二萬七千石）延寶五年十月十三日卒、子なかりしかば弟大膳亮直久、世嗣となる、（直久初め父が領を三千石分て領す、兄が家を繼ぎておのが領を合せ、三萬石を領せしなり、）

●堀　附　松平越後守忠俊　近藤信濃守政成

○左衞門督藤原秀治は利仁將軍八代の孫、堀權大夫秀高が末孫、故左衞門督秀政が男なり、初め美濃國の住人堀掃部大夫某、齋藤山城入道道三に屬し、茜部（アカナベ）の地を領し、一方の大將たり、其子掃部大夫某、其子太郎左衞門尉秀重、これ秀政が父なりけり、秀政初め久太郎と申して織田殿に仕ふ、智謀勇才拔群なりしかば、近江國長濱の城を賜ふ、其後秀吉に隨ひ參らせ、天正十一年同國佐和山の城を賜ひ、又羽柴の號を許され、左衞門督になさる、同き十三年越前國を賜ひ、北庄に移る、（廿九萬八百五十石、此内秀政自ら領する所は十八萬八百五十石なり、寄騎の大名、村上周防守義明六萬六千石、溝口伯耆守秀勝四萬四千石を賜ふと云ふなり、）四位の侍從して、天正十八年、關白相模の北條を討れし時、一方の大將にて攻め下り、（遊軍の惣大將にて、多くの大名從ひしなり、）忽に病して、五月廿七日品川口にして卒す、年三十八、惜まぬ者こそなかりけれ、

柳生但馬守宗矩の物語ありしは、此時宗矩も細川玄蕃允興元の手につきて攻め下る、秀政の卒せし時、高き人も賤しき者も、をしき人といひき、世の人、名人左衞門と名づく、天下の指南しても越度あるまじき人なりといひき、これ天下をも知らせたき人なりといふ言葉なり、此人の弟を多賀出雲守といふ、北の庄の城修し築く時に、秀政この出雲守が計ひあしとて、恥ぢがましく云はれたり、多賀口をしき事に思ひ、その明る朝、北庄を去りて行く、秀政聞きて、不便の事なり、道にこそ飢ゑけれとて、黃金十枚取出て、人を走らせて、はなむけす、その黃金つゝみたる紙を、自ら一枚づゝ、しわをのして箱に納む、近く仕ふ小侍どもに向ひ、およそ財は用ゐべきに當りては、十枚の黃金をしむに足らず、無用の事ならんには、此紙十枚をも濫りに費すべからず、汝等我を卑しと思ふ事なかれといひき、誠に名言なりしとぞ、

秀政男子三人、嫡男は左衞門督秀治、二男美作守親良、三男近藤信濃守政成といふ、秀治父に繼ぎて、

四位の侍從兼左衞門督になされ、慶長三年越後國を賜て、春日山の城に移る、（四十五萬石、此内村上九萬石、溝口六萬石を給ひしと云ふ、）同き五年の秋、德川殿上杉中納言を伐たせ給ひし時、秀治北陸道して奥に攻入るべしと仰せ下さる、かゝる所に、大坂の軍起りしかば、まづ東國の軍をば止めて、東海東山二手に分つて攻め上らせ給ふに依つて、秀治奥に向ふに及ばず、越後に在て上杉勢を防ぐ、同き十一年、三十二歳にして卒す、其男久太郎生年十二歳にして家を繼ぎ、元服して越後守になされ、將軍家の御諱字幷に御家號賜て忠俊と名のり、また大御所の聟君とぞなされける、（大御所の御外孫本多美濃守忠政の娘を御養君となされて配せられしなり、）こゝに家人堀監物直清、舍弟丹後守直寄、兄弟の間不快にして、直寄兄がために讒せられて、越後國を去つて、（慶長十四年）關東に參りまた駿河の御所に趣き、一封の書を獻て愁訴を陳ず、慶長十五年閏二月二日、兩御所直清直寄を駿河に召し、決せらるゝに、舍弟が申す所その理あり、又越後守忠俊、書を獻りて、直清が訟を助く、大御所御前の人をして忠俊が書を讀せられ、只一條を聞し召され、幼弱の者いかでかゝる事を辨ふべき、これ直清が所行なりとて、忠俊も罪せられ、奥の岩城に流され、鳥居左京亮忠政に預けられ、直清は出羽國に流され、最上出羽守義光に預けらる、

○美作守菅原親良は故左衞門督秀政が二男、越後の國藏王の城を領す、（四萬石、此内一萬石は家人近藤織部重勝領せしと云ふ、）慶長七年兄秀治が二男鶴千代丸を養うて所領讓り、我身は都に上り住む、（一萬八千石を鶴千代に與へて、自らは一萬二千石を領せしといふ、）鶴千代丸程なく卒しければ、親良關東に參て、將軍家に仕へん事を望み申す、（親良母方に附きて菅原になりしは此程の事なるべし、）同十一年下野國眞岡の地を賜ひ、（一萬石、又一萬二千石）其後また美濃の國にして地加へらる、（五千石）大坂の軍に從ひ寛永四年、下野の國烏山の城を賜ひ、（二萬八千三百石餘）同十四年五月十三日に卒す、五十八歳、嫡男美作守親昌、家を繼ぎ、舍弟等に所領分つ（二男孫太郎親智三千石、三男三太郎親泰二千石、）寛文十二年閏六月朔日信濃國飯田の城に移り（本領のごとし）延寶元年七月十六日六十八歳にて卒す、其子周防守親貞、父の家を繼ぐ、

○信濃守藤原政成（近藤と稱す、）故左衞門督が末子、家人近藤織部重勝が養子として、美作守親良が所領を分ち領す、（一萬石）慶長五年、上洛して、德川殿に仕へ奉り、元和四年六月廿二日、三十一歳にして卒す、子孫纔か

に家を繼ぐ、（その子孫今は四千石を領す、初め大御所に仕へし時、如何程賜ひしにや、所領減せし事如何なる事ともいまだ聞かず、）

●堀　附　千之助直定

○丹後守藤原直寄は監物直政が男なり、直政尾張國の住人にて、織田殿に屬し、元の名字は奧田とぞ申ける、堀久太郎秀政が從弟なれば、秀政が手に附けらる、度々の高名世に顯はる、

或説に、直政は斯波民部少輔滿種の後、尾州奧田といふ所を領せしより、奧田とは名のりたり、其後美濃の國に移て、茜部に住す、直政が祖奧田三右衛門某、父同七郎五郎某、當國鷺山の合戰に、無双の大力道家孫次郎を討て、世には惡七郎五郎と名づく、直政伊賀國龜田の城に先駈し、勢州峯の城にして、山岡道阿彌と槍を合す、其餘長篠山崎志津岳等所々の高名、擧げて數ふるに暇あらずといふ、秀吉關白の時に至て、越前の國を以て秀政に賜ひ、直政して堀と名のらす、（此時源氏を改めて、藤氏と稱すといふ、）秀政の子秀治、越後に移りし時、三條の城を守る、（五萬石を領せしといふ、）慶長五年の亂に直政柏崎に陣して、當國の凶徒を討ち平げぬ、初め直政秀政が女に添ひて、雅樂助直淸を設く、主の外孫なりければ世嗣とす、三十郎直寄は、母賤しければ、年長じぬれど世嗣とはせず、直寄童より太閤の御所に召仕はる、朝鮮の事起りし後、直寄十六歳の時、毛利右馬頭輝元に就きて、望み申せしは、仰せ蒙りて朝鮮に行き通ふ輩、常にたえず、あはれ直寄も一度御使を承らばやと申しければ、太閤幼き身にて望み申す所神妙なりとぞ仰られける、慶長三年、秀治越後國を給ひし時に及びて、三十郎直寄、丹後守に任せられ、かの國の目代になされ、坂戸の城を領す、（殿下より一萬石を給ひ、秀治又一萬石を與へ、合せて二萬石を領す）同き五年の秋、東西軍起りし時、當國は上杉が代々領せし國なれば、上杉が催促に從ひ、所々に賊徒起りて、下倉の城をせむ、八月二日、丹後守直寄、手勢引ぐし後巻し、五百餘人が首切らせ、自らも太刀打して首を取り、同き三日、四日市の賊を討ち、二百餘人が首を切て、德川殿御父子に參らす御書ども賜て、其功を賞せらる、（此功に依て、二萬石賜り、合て四萬石を領すといふ說あり、實記には見えず、覺束なし、）同き十一年、左衛門督秀治卒し、越後守忠俊繼ぐ、十三年、監物直政死して、嫡男雅樂助直淸、父に繼て監物と名のる、直淸直寄、母同じからざれ

ば、兄弟の間睦じからず、父亡くなりて後、相論の事起りて、明る十四年、直寄坂戶を去て、關東に參り、將軍家に此由を申し駿河國に上り、一封の書に愁訴を陳じて、大御所に獻る、

創業記の說大畧かくの如し、但し直寄越後を追ひ出されし由を記せり、一說には、直寄坂戶より伊勢の桑名に來り、本多中務少輔忠勝に、此由を告ぐ、越後守忠俊が妻は忠勝の孫女なるが故なり、忠勝大に驚て、駿河に來りて、此由を申せしともいふ、何れか實なる、

十五年の春、將軍家駿河に趣かせ給ひ、閏二月二日、兩御所、直清直寄兄弟を召し決せらる、兄の直清訴へに負く、越後守忠俊、直清を援けしに依て、主從共に罪かうむりて配流せられ、直寄は御家人に召し加へられ、信濃の國飯山の城賜る、（二萬石然れば初め四萬石を領せしと云ひしは覺束なし、但し初めの四萬石も、一萬石は太閤より給ひ、一萬石は秀治より與へ、大御所より給ひし所二萬石、合せて四萬石、此度忠俊の國亡びし上は、太閤秀治より賜ひし二萬石は、自から失せて、大御所より給ひし二萬石ばかりを、元のまゝに賜ひしにや覺束なし、）此年十月九日、駿河の國府の城、火あつて殿舍悉く燒失せぬ、直寄火救うて功ありしかば、明る十六年地加へ賜つて賞せらる、（一萬石を加られて三萬石を領す、此時美濃國にて賜りしにや、直寄が領信濃と美濃とにありき、）

直寄眞先に御寶藏に馳せ來て、火を救ひしに依て、數の御寶多くの金銀燒けず、又火救ふべきの料の器每に、おのが名幷に悉く數いくらの內といふ事を書きて、彼處此處に捨置きけり、その頃は、世にかく火救ふべき具など儲へし人なければ、直寄が捨てたりし器取りて、火すくふ人も多し、今日の功、獨直寄に歸して、かねて用意の程も神妙なりと御感に預りしとなり、

十九年の冬、大坂の兵起りしに、大御所の御陣を守り、元和元年の夏、大坂の兵、重ねて起りし時、大和路より向つて、五月六日、道明寺の戰に敵を破り、明る七日の戰に、首八十七きつて獻る、松倉豐後守重政と、道明寺の功を爭て、兩御所の御裁斷を仰ぐ同き二年、越後本庄の城に移る、去年の賞とぞ聞えける、（今の村上なり）

初め八萬石を賜ふ、程なく江戶の城を築かれし時、十萬石の役承るべきよし望しかば、九萬石の役を仰せ下さる、其後また所領の田檢地せしに一萬石を得しよし申て重て十萬石の役を望しに依て、其

請に任せらる、此事元和四年の事にや、一說に坂戸を領せし後、信濃の川中島を賜ひ、元和二年、越後の高田に移り、同四年村上に移ると云ふ、悉く誤れるに似たり、古き人の申せしは、此人常の願に十萬石を領せば、時に乘じて天下をも知らるべき者なりといひしが、八萬石領して後、如何にもして十萬石に至らん事を思て、かくいろ〳〵に謀りて、遂には本意の如くなりしなり、誠は其祖入十萬石はあるまじきなり、おのが家の士に祿あたへし樣、又めづらかなり、たとへば百石をば二百石と註し、千石をば二千石と註し與ふ、汝等我が家を去りて、他の主に事ふる事あらんに、今までは如何ほどの祿、知行せしぞと問はれん時の爲なりといひき、當世に名利を求むる輩は、まづ此人の家に仕へん事を願ひしかば、高名の侍、多くありしとなり、すべてこの人の身の上、いろ〳〵の物語多き人なり、いま吉祥寺にある大佛の塑像も此人の模成して庭にするゑおき、もてあそびし所なりといふ、誠なるにや、

直寄六十三歲にて、寛永十六年六月廿九日に卒す、嫡子兵部大輔直次、廿九歲にて寛永十五年七月十五日父に先立て卒しければ、直次が子千之助直定は嫡孫なればとて、家を繼がしむ、千之助直定四歲にして、祖父が家を繼ぎ、寛永十九年三月二日、七歲にして、世を早うしければ、家絕えぬ、

○丹後守藤原直時、故丹後守直寄が二男、父が卒せし時、其所領分ち賜ふ、越後村松の地三萬石、開發の田なりしにや、寛永十九年十二月叙爵し、明れば二十年二月廿九日卒、廿七歲、これ家の說なり、世には千之助直定卒して家絕しかば、直時に三萬石を給ひしよし申なり、其男丹後守直吉、家を繼ぐ、初丹波守延寶四年十月廿五日、四十歲にして卒す、男左京亮直利つぐ、

○淡路守藤原直重は監物直政が二男也、將軍家に仕へて、信濃の國須坂の地を賜ひ、一萬石大坂兩度の軍に先陣打て馳せ向ひ、首取て獻る、二つ其子淡路守直升、その子肥前守直朝、其子長門守直矩なり、代々の事、卒せし年月いまだ聞ず、

○式部少輔藤原直之は監物直政が三男なり、將軍家に仕へて大坂の戰に自ら首きつて獻る、この時には三右衛門、左大臣家の御時、寛永の初め始て寺社奉行職を置かる、直之堀市正利重、二人其職を司る、直之越後の國村松の地、一萬石を領す、

其男式部少輔直景父に繼て、御使番となされ、（時に三右衞門と申す、右大臣家の御時には、かく萬石を領せし御使番ありき、）寛永八年九月町奉行職に補せられ、同き十五年御詰衆になされ、寛永八年十月十日致仕し入道して宗三と號す、（此兩代卒せし年月そのいまだ知らず、）男飛驒守直良家をつぐ、

藩翰譜第七上終

藩翰譜第七下

●伊　達　後賜松平　附兵部少輔宗勝

○中納言藤原政宗は、河邊左大臣魚名公の玄孫、中納言山蔭の末葉也、

其系圖を見るに、中納言山蔭九代の孫、高松院非藏人朝宗、文治の頃初て奥州に下り、伊達郡に住すと云々、その系圖幷公卿補任等を合せ考るに、山蔭は仁和四年二月四(一作七)日六十五(一作七)歳にして薨ず、これより文治の頃に至りて、凡そ三百年に及べり然れば朝宗が山蔭九代の孫といふ事、疑ひなきにあらず、一世毎に三十年を保つとも、年數尚餘りあり、其世嗣に漏れたる人あるにや、然らずんば又朝宗が奥に下りし事、文治の頃にはあらざるべし、文治の頃伊達郡を領せしは、朝宗が子宗村が時の事なるべし、一説に中納言山蔭の後胤朝宗、常陸の國に下り、中村に住す、其子宗村常陸介に任ず、常陸入道念西これなり、宗村後に奥州伊達郡を領し、子孫伊達と稱すと云々、此說東鑑に合せ見るに、大様は違はず、思ふに文治五年鎌倉殿、奥の泰衡を伐れし時、中村常陸入道念西、子息等引具し、伊達の郡の先懸し、其功多かりしに依て、やがて伊達の郡を賜り、是れより子孫此所に住せしと見えき、但し念西に伊達郡賜ひしといふ事は、東鑑には見えず、○又系圖に曰く朝宗が子宗村を、中村常陸入道念西といひ、滿勝寺と號し、建長三年辛亥十月二日に死す、其子粟野二郎藏人大夫義廣、三十三體の觀音の像を造り、一宇を建立し、入道して覺佛と號し、此堂に隱居して、康元元年丙辰九月廿三日に卒すと云々、是も覺束なし、東鑑を按ずるに、文治五年鎌倉殿、泰衡を伐れし時、常陸入道念西、子息常陸冠者爲宗、二郎爲重、三郎資綱、四郎爲家、兄弟の者共、伊達郡の先懸し、佐藤庄司等十八人の首を得たりと見ゆ、念西既に入道し、また兄弟の子四人まで軍に立ちて高名せしかば、この時念西が齡、四十には餘りぬべし、それが建長三年まで世に永らへたらんには、凡そ年百歳には餘りなん、又念西が子義廣、康元元年に死すといへば、父念西が死せしよ

り僅かに四年を隔てたり、また義廣も入道して覺佛と號し、隱居すといへば、父いまだ死せざりし内に、これも入道隱居せしにや、彼れといひ、此れといひ、いぶかしき事のみなり、想ふに此義廣といひしは、念西が孫か、又曾孫にやあらん、東鑑の中にしるせる念西が子の中に、義廣といふは見えず、又念西が建長三年辛亥に死したりと云ふ事、文字誤れるにあらずや、文治五年の後、建久二年も辛亥なり久と二との字を誤りて、長と三とに作れるか、長の字の草書は、久の字に似たり、二は三に誤るべし、又其後建仁三年も癸亥なり、建保三年も乙亥なり、此等の中にも誤れる事あるか、去れども其家の傳ふる所、他人の論ずべき事にはあらず、又疑しき事、其儘にも記すべからざれば、こゝに註して、本文に畧す、世に知れる人なれば、大膳大夫政宗よりしるす、系圖の傳ふる所は、政宗は朝宗が八代の孫といふ、

中納言政宗八代の祖をも大膳大夫政宗とぞ申ける、代々陸奥伊達郡に住しけり、此人累代弓箭の業を續て、其道の事は云ふに及ばず、（當國長井の庄をば此人の時に打從へしとなり、）敷島の道に心を寄せ、よめる歌、秀逸多く、文武の名、天下に顯はれたり、

系圖幷に世に傳ふる系譜等に曰く、新續古今集撰せられし時に、此政宗

　かきすつる、藻鹽なりとも、此度は
　かへさでとめよ和歌の浦人

といふうたよみて二首の歌をたてまつる、其山家霧に、

　山あひの、霧はさながら海に似て、
　浪かときけば、松風のおと、

又山家雪に、

　中〳〵に、つゝら折なる道絶えて、
　雪にとなりの、近き山さと、

其後應永二年乙亥九月十四日に卒す、家を保つ事二十二年なり、公方勝定院殿政宗が身まかれりと聞し召て、

　ものゝふの、跡こそあらめ、敷島の、
　道さへ絶えん、事のかなしき、
　朽はてぬ、かざしともなれ、言の葉の、
　そへてかきやる、法のはなふさ、

といふ御歌に、紺紙金泥の法華經そへて給ひしと云々、右案るに、此説の如くば、政宗が應永二年に卒せしといふ事も、覺束なし、まづ新續古今集を撰ませられし事は、後花園院永享の初に飛鳥井雅世の中納言、勅を受けて、同き十年八月廿三日に奏覽を經て、同十一年に返納せられ終んぬ、政宗卒せしといふ應永二年より、三十三年の後に、初て此集撰すべき由を勅せられ、猶十年を經て後、奏覽を經られぬ、次には公方勝定院殿は、至德三年二月十二日に御誕生ありて、御年四十三歲、正長元年正月十八日にかくれさせ給ひぬ、應永二年の比は、御年僅に十歲にならせ給ふ、か丶る御歌よませ給ふべしとも覺えず、いぶかし、

其子兵部少輔氏宗、其子大膳大夫持宗、其子兵部少輔成宗、其子左京大夫植宗、其子左京大夫晴宗、其子左京大夫輝宗、（按ずるに代々公方の御諱字賜ひしと見えき、）是則ち中納言政宗の父なり、輝宗初め子息二郎が元服せし時、先祖大膳大夫政宗、文武の名譽、天下に隱れなかりき、されば汝も又あやかり參らせよとて、政宗と名のらせ、政宗十八歲の時、天正十二月十月家讓らる、政宗初め米澤の城に在り、明れば十三年十月八日父輝宗、同國二本松右京亮義繼が爲に討れ、義繼また政宗がために討たる是れより政宗隣國の敵と戰つて、終に蘆名の家を滅し、（天正十六年六月の事なり、）會津（四郡）仙道（七郡）を併領す、（天正十七年の冬の事なり）

會津は卽ち蘆名なり仙道七郡といひしは田村の城主淸顯、石川大和守昭光、白川の結城義親、鹽松の大內備前守定綱、二本松右京亮義繼、岩城常陸介須賀川是也、

黑川の城に移り住みて、威を東北に奮ふ、か丶る所に、豐臣秀吉、關白の職に任じて、王命をそむく國國を征伐すべしとて、數十萬騎の軍勢、東海東山北陸を經て、關東に攻め下り、相模の國北條が領せし國々を、悉く打從へて、やがて奧羽の地を差して、攻め下るべしと聞ゆ、政宗まづ太宰金七といふ家子して、秀吉の軍の樣を伺はしむ、北條が亡びんこと遠からずと申す、さらばとて郎等遠藤不入齋を使者として、關白に音信を通ず、急ぎ政宗御陣にまゐり向ふべきよし仰せ下さる、やがて家の子郎等百騎を具して、天正十八年六月、本國を打立ち、下野の國

にさしかゝり、小田原に趣く、道塞つて通り得ず、會津のうち大内といふ所より引返し、越後國へ係り、日數經て小田原に至る、關白まづ底闇といふ山の中に旅館點して、政宗を入れらる、政宗二十餘りの男の、眼片方なる、髮短く押し切て打かぶり、其貌甚だ異體なり、關白さるしれ者と聞召して、對面の義なく、やゝあつて後、使者を以て尋問る、旨ありしよりこのかた、普天の下率土の濱、凡そ王命を重んずるほどのもの、我が門に祗候する輩、千里を遠しとせず、然るに政宗累代の家をうけ繼ぎ、數郡の地を押領し、遂に一度の使者をだにまゐらせず、毎に隣國の大名等と、地を爭ひ兵を構へ、中にも故三浦介盛隆蘆名さしも當家に志深かりしに、彼の家を滅して、會津仙道十一郡の地を合せ奪ふの條、甚以て奇怪なり、きつと一々に陳じ申べしと仰せ下さる、政宗此由を承て政宗去年三浦介盛隆が男義廣を討取る事、天下既に泰平に屬せんとするに及びて、政宗濫りに干戈を動して、隣國を侵し奪ひし樣にも聞し召されてや候らん、さりながら、事近きに決すといへども、其事の由を尋るに、一朝一夕の故にあらず、初め義廣、政宗が父輝宗に叛きし、郎等大内某と備前といふ者、申者に組みし佐竹岩城の者共と牒し合せて、我家を滅さんとす、希有にして彼の大内を退治仕り訖んぬ、程なく父にて候ふ者の、二本松が爲めに討たる、父の讎の末なるに依て、政宗二本松を討たんとする所に、義廣又佐竹岩城と二本松を助く、政宗彼等と戰ふ事、日々夜々、遂に一戰の利を得て、義廣を滅す、されば政宗が四隣にかたきを受けて、日夜の戰ひ止む時なく、道路既に差塞つて、近き境の事をだに知り難し、まして遠き境の事、夢にだも知らず、一介の使をも參らせず候ひき、全く王命を輕んじ、殿下を蔑如し奉りしにあらず殿下此所に御下向あるに至て、初て天下既に歸する所あるを存知て、不日に參向仕る所なりと答へ申す、重ねて御推問の事ありしに、陳じ申す所、一々理を盡す、關白重ねて北條が滅びんこと日近きにあり、秀吉又王命に叛く東夷等を、悉くに征伐せんと欲す、政宗陳じ申す所詐る事なからんには、此程合せ奪うたる會津仙道の地、悉くに奉りて、軍門に祗候すべし、若し此事

叶ふ可らずんば、己が國を守て、戰に備ふべき計略を廻らすべし、何れの道ならんにも、速かに馳せ歸りて、御下向を待ち奉るべきなり、此度の見參はまづ叶ふべからずとて、押て返さる、政宗急ぎ會津に馳せ下り、同き七月十三日、黑川を打立て、米澤の城に移り、關白の御迎として下野國宇津宮に參り向ふ、秀吉大に悅び給ひ、やがて對面の上、色々の饗應事終り、自ら茶點して賜ひ、政宗を先き立て丶、陸奧に下り給ひ、木村伊勢守をして、政宗が手より會津の城を受取しめ、會津仙道、幷に越後の國小河の庄、凡そ十二郡の地、蒲生飛驒守氏鄕に賜て、奥羽兩國の守護とし、木村伊勢守父子に、葛西大崎の地を賜ひ、氏鄕に副らる、關白都に歸り給ひし後、此年の冬葛西大崎の地、此處彼處逆徒蜂起して、木村が城々攻め落さると聞えければ、氏鄕急ぎ政宗に牒し合せて、軍勢を率ゐ馳向て、逆徒を打滅す、かかる所に伊達が譜弟の郞等、須田伯耆、氏鄕の陣に來て、政宗會津仙道の地、奪れて安からず思ひ、賊徒等催して、國亂さんと、支度し候と告てければ、氏鄕さればこそ、初より怪しき事の多ければとて、政宗に心をゆるさず、關白奧に軍起りぬと聞召し、淺野彈正少弼長政、追討の御使を承り馳せ下る、氏鄕既に賊徒を退治して引返し、二本松にして長政に行合ひ、打連れて上洛す、政宗も同じく上洛し、讒者の實否を糺さんとて、都に上り、妙覺寺を旅館とし、罪なき由を陳じ申す、關白更に誠とし給はざりしかど、深き慮まし／＼ければ、まづ政宗が伊達信夫刈田柴田等の郡をば、氏鄕が此度の勸賞に賜ひ、木村が葛西大崎の地を沒收して、政宗に賜ひ、天正十九年の六月、暇賜て、國に歸へさる、（此說は、會津四家合考に出づ、氏鄕記には十九年九月陣の後、伊達等の地賜ひしと見えたり、又政宗隱謀の申分けせし樣は、氏鄕記四家合考を合せ見るべし、成實が記には、詳ならず、）此年政宗岩手澤に移る、（今の仙臺）程なく賊徒起りて、宮崎の城に立籠たるを攻破つて、首ども都に獻りければ、關白の御感を蒙り、其後侍從に任じ、朝鮮の事起りしかば、政宗千餘人を引具し、名護屋に陣す、

成實記を見るに、此年六（一作二）月の比、名護屋の陣にして、德川殿の御家人と、加賀の利家が家人と、忽に軍せんとす、たとへば德川殿の御陣の邊りに、冷かなる泉、流れ出づ、利家の雜兵等來り汲む、水

多からざれば、汲み盡す事、度々に及びぬ、徳川家の下部等、これを制す、是より事起りて、加賀の陣より二人三人づゝ馳せ加る、徳川家の御家人等も、馳せ集る程に、後は互に二三千人が程、かた手に矢はげ槍長刀打物の鞘はづして、左右に立ち分る、徳川殿の御内には、本多中務少輔忠勝を初め、宗徒の人々打出て、固く制す、加賀の陣よりは、然るべき侍の出て制する者もなかりしかば、狼藉既に起らんとす、政宗が陣、無碍に近く、日比又徳川殿にも利家にも親し、されども事出來なんには、徳川殿の方人すべしと見えければ、家子郎等ら悉く政宗が陣に集り、今や事起ると待ちかゝる所に、徳川殿の御内に渡邊服部兩半藏とて、かくれなき足輕大將、鐵砲三百挺餘に火繩かうて、利家の陣の後なる山に打上りて、事起ると見ば、大將の陣を打破るべう見えしかば、政宗大に驚き、宗徒の家人二三人をして、兩方を鎭めぬ、

明れば文祿二年三月政宗、淺野左京大夫幸長と、朝鮮に渡りて、手合にまづ釜山の邊りにて、朝鮮の兵八十三が首切て獻り、ことし七月諸大名と共に、晉州の城を攻落す、其後少將に任ず、同き四年二月氏鄕卒して後、其男宇都宮に移されしかば、政宗仰を承り、歸國して國務を沙汰す、此年七月、關白秀次、謀反の聞えありて、誅せられ給ひ、政宗も彼が與黨たるよし風聞す、政宗大に驚き、急ぎ大坂に趣き、まづ施藥院の家に在て、罪なき由を陳ず、太閤御使を賜て、御糺問兩度に及び、其後仰下されしは、秀頼が誕生の初め、汝が男兵五郎を、(遠江守秀宗が事なり)參らす、これ秀頼が被官の始たり、されば彼男を以て伊達の家をば繼せなん、汝すべからく遠島に移るべし、速に本國に留る宗徒の家人等、悉く召し上せよ、彼等參らん程は、おのが館に籠居すべき由にて、都に登り、聚樂の家にあり、かゝる所に、政宗が家子郎等、京中を焚き拂て切り死すべしと聞えて、洛中以ての外に騷動し、又政宗が太閤打ち奉らんとする謀の樣、一々にしるし、江戸中納言殿の、伏見の御館の邊に榜を建つ、太閤此榜の樣を御覽じ、政宗憎しと思ふ者のしたる、ごさんなれ、さては秀次に組せしなど云ふ事も、此榜建てし奴原が所爲なりけりとて、遂に咎ゆるされて歸國す、(此事成實が記に詳なり、)

此時の事伊達上野、年經て後、親しき者に語りしを、聞きしと申す老人の申せしが、此度政宗が咎免されし事、偏に德川殿の御力なり、初め太閤政宗を伊豫の國に移さんと擬せられしに、政宗大きに驚き、德川殿に就て愁訴せんとて、伊達上野幷に親しき家子一人添へて、伏見の御館にまゐらす、德川殿二人の使を御前に召さる、朝やゝ寒き頃なり、御火燵に倚りてましますゝ、二人が申す旨を聞召し、御氣色いかにも和らげ給ひて、朝とく參れり、餉いまだなるべし、賜るべしと仰せらる、やがて御膳を進む、二人御前を罷り立んとせしに、たゞ夫れにて給れとありしかば、御前に侍らふ、かねてより御飯を黃銅の鉢に入て、御火燵の上に置かれしを、配膳の人とりて參らす、德川殿二人が給る飯、ひえぬらん、これ給れとて、かの御飯を賜り、御菜の地に落ちたりしを御指に黏し給ふやうにて、戴かせ給へば、配膳の人とりて、御膳の傍に置く、其後御茶を進めしに、召しのこして、二人にたぶ、御心よげに、いろ〳〵の御物語どもあり、やゝありて、二人の使、政宗如何に待遠に存ずらん、御返事うけ給るべしと申せし時、御褥より下りさせ給ひ、大なる御聲にて、やゝ、おのれら主人は、さしも日頃は、世の人をば這ふ虫とも思はず、荒涼の事、吐きちらし、をこの振舞ひ多けれど、かゝる際に至ては、世の常の氣せい夢ばかりもなし、かゝる人を臆病の者とはいふぞ、如何におのれらが身は、伊豫の國に渡つて、魚の餌にならんとや思ふ、又都の內にあつて、犬の食にならんと思ふか、此二條の內きつと思ひ極め、愁訴をも申さば申せ、返事すべき事あり、近く參れと召す、二人恐る〳〵御側に參り、御旨承て歸る、此後伊達が家子郎等、たゞ討手を待て死ねやとて、大に動き立つ、洛中の貴賤、驚き騷ぐ事夥し、此よし大坂に聞えしかば、太閤事の樣をも見よとて、政宗が在國の家人等急ぎ召すべきよし、催促の御使を給はる、政宗が家子郎等を初め、雜人ばらに至るまで或は弓押張り矢かき負ひ、鐵砲に火繩さし挾み、槍長刀杖につき、大庭にみち〳〵たり、政宗御使と聞て、大童なるまゝにて、刀をも帶せず、兵者共おしわけ〳〵、門開かせ內に請

じ入れ、仰せ承て後、政宗こたび仰せ承てより、此かた、家子郎等、僉議して曰く、何條先祖累代の地を離れて、知らぬ國にさまよひ、天下に恥をさらすべき、政宗は尋常に腹を切れ、おのれらは一々に討手の御使を待つて、切死仕るべきと議定す、政宗是を制して、言葉を盡すといへども、かかる大臆病の主人とは、日頃思はずと、一向に下知を用ゐず、さしも年頃は政宗が申さん程の事、如何なるひが事ならんにも、背く事なかりし奴原が、今政宗が殿下の御咎め蒙りて候へば、おのが主をも、あるものとも存せず、かゝる不思議を振舞ふ事に候、此由さだめて御聽にも達しけんが、全く政宗が所存にあらず、もし御尋あらんには、よきに申し開きて給るべし、又在國の家人、上洛の事、催促既に畢んぬ、今に至て、一往の返事をも參らせねば、彼等また如何なる奇怪をや仕り出すらんと、安き心も候はずとて、御使を返しぬ、德川殿も洛中の騷動を聞しめして、大坂に參り給ひ、都にて政宗が家人等を誅せられん事、何程の事か候べき、さりながら、在國の家人等、累代の主人失はれぬと聞かば、理非わきまへぬ荒えびすども、如何なる仰せ候とも、よも御下知に從ふまじ朝鮮の事、いまだ定まらず、本朝の內また忽ち兵革起らん事、賤しき者の申なる、大事の前の小事なり、又罪の疑しきをば輕んずるとも承る、かの累代の所領、奪はれんも、且は不便の至なり、然るべくは、先づ此たびは寬宥の御沙汰もや侍らんと、仰せられし中に、落書の事起りて、終に恙もなかりしとなり、成實記に此事は見えねども、大略は似たる事あり、その物語の樣も誠しければ、こゝに註して、一說に備ふるなり、

かくて太閤薨じ給ひて後、慶長五年の秋、中納言景勝追討の事起る、政宗その手合の爲めに、德川殿に先立つて、本國に馳せ下り、軍勢催して先づ白石の城を攻落し、梁川の城を攻んとす、かゝる所に、德川殿の御使來て、石田等退治のため、まづ上方に登りぬべし、政宗在國の軍を止め、速かに岩手澤に引返し、重ねて御下知あらん程は、軍出すべからずと仰せ下さる、其後政宗出羽の最上に加勢して、景勝が勢を打破る、關が原の戰事終りて、諸國一時に平均

し、天下既に弓を袋にし戈を包む、されども政宗ややもすれば軍出して、景勝が地を侵し取らんとする事、明年の春に至て止まず、

關が原の軍終りて後ち、此年七（一作十）月政宗長井の庄湯の原に發向し、明る慶長六年二月伊達郡宮城にて合戰し、景勝が兵を多く討取る、三月廿八日、福島梁川等の戰あり、此等の事關が原諸記に誤りしるす、たゞ北川次郎兵衞が記、詳にして據ところあるに似たり、

天下の大名、此度の勸賞として、國郡賜ひし人々多き中に、政宗僅か攻取る所白石の地のみ賜ひ、させる恩賞もなし、是は政宗が振舞ひ、かねてより仰せ下されしに違ふ事多きに依りし故なれば、政宗も恨み申さず、同き十一年二月八日、政宗が家に成らせ給ひ、常陸の國龍が崎の地を賜ふ、（此日父子に御刀賜ひしなり、政宗に長光、忠宗に小原眞守といふ、但し龍が崎如何程の地にや知らず、）明れば十二年の春姬君御誕生ありしかば、子息忠宗にあはせ給ふべき由を仰下さる、此姬君程なくかくれさせ給ひしかば、（市姬君と申す四歲にて失せ給ふ）其後池田參議輝政の娘を御養君として、忠宗にぞあはせ給ひける、（これ大御所の御外孫なり、此事は慶長十六年の事なり、）又また政宗の娘をば、上總介殿の北の方に參らす、十三年、政宗御家號を賜る、（來國光の御刀を賜ふ、）大坂の軍起りし時、將軍家の先陣打つて馳せ上る、此年十二月廿五日、長子遠江守秀宗に伊豫國を賜ふ、（十萬三千石）明年五月六日道明寺の合戰に、後藤又兵衞を始て、餘多の敵を討ち、明る七日の戰に、首五百廿五切て獻る、閏六月十九日、參議になさる、此度の勸賞と聞ゆ、寬永三年八月十九日、從三位（一本從三位なし）權中納言に任ず、同十三年夏、政宗病旣に甚し、五月十三日、同十九日、左大臣家再び彼家にならせ給ひ、自ら其病を訪せ給ふ、例少なき御事なり、此月廿四日政宗積る年七十二歲にて卒す、其子少將忠宗、家を繼ぎ、明曆四年七月十二日卒す、六十歲、嫡子侍從兼越前守光宗、十九歲にて、正保二年九月八日、父に先立ちて卒し、二男少將兼陸奧守綱宗家を繼ぐ、初め四位侍從兼美作守たり、萬治三年伊達が一門、幷に家子郎等、一同に綱宗病に犯されて、國務に堪へざる由を披露す、彼等が望み請ふに依て、彼の嫡子龜千代丸、年僅かに二歲たるに、國を賜て、綱宗隱居すべき由を仰せ下さる、寬文九（一作八）年十二月、龜千代丸元服し、御諱

字賜り、四位の少將に任じ、綱基と申す、同十一年一族家人等、相訴ふる事あつて、執政の家に召し決せらるゝに、忽に狼籍起りて、家人原田甲斐宗輔伊達安藝宗重を斬て、手負ふ者、死する者あり、同四月三日、一族家人等が罪定めらる、同六日、陸奥守綱基幷に一門の輩を召されて、綱基が國中の士民、悉く虐政に苦しむのみにあらず、今度家人等が狼藉、甚だ奇怪の至なり、然といへども綱基幼稚のほどにして、いまだ政務を知らざりし上は、其罪を免さる、向後の事は、綱基が沙汰たるべきよし仰せ下さる、

○隱岐守藤原宗良、（田村と稱す）忠宗が三男、祖母は陸奥三春の住人田村大膳大夫清顯の娘也、田村が家既に絕えぬれば、彼の外曾孫なればとて、宗良して其家を繼がしむ、（三萬石を分つ）、其子隱岐守宗永父に繼ぎ、延寶六年三月廿六日卒し、其子右京大夫（一作亮）建顯繼ぐ、

○侍從兼遠江守藤原秀宗（伊達と稱す）政宗が長子、初め文祿二年、右大臣秀頼生れ給ひし時、政宗其子秀宗が、いまだ幼きを、彼の御家人に參らす、太閤大に悦ばせ給ひ、同四年、侍從從五位下兼遠江守になされ、又諱字をもたびたりけり、（童名は兵五郎）時に年僅かに六歲とぞ聞えける、慶長十九年の冬大御所伊豫の國を賜ふ、（十萬石）寬永三年八月、從四位下に叙し、明曆三年七月廿一日家を讓る、同四年六月八日六十八歲にて卒す、嫡子左近大夫宗實、二男左京亮宗時、父に先立ち卒しければ三男大膳大夫宗利、父が讓りを受け（七萬石）明曆三年十二月從四位下、寬文三年侍從兼遠江守に任ず

○宮內少輔藤原宗純、（伊達と稱す）秀宗が四男、父が所領を分ち讓る、（伊豫國吉田三萬石の地）、

○兵部少輔藤原宗勝、（伊達と稱す）政宗が末子なり、（十男と云）正保元年、將軍家に召し出さる、少將綱宗籠居の後、その子龜千代丸、幼稚の程、國の政務、兵部少輔宗勝、隱岐守宗良兩人、かの家人等と相議て沙汰すべきよし仰せ下さる、然るに、宗勝獨り檀まゝに國務を沙汰し、私また多かりしかば、國中の上下、恨み憤る者、日々に多く、政事日々に廢れ壞る、こゝに伊達安藝宗重といふ者あり、かれは左京大夫植宗が第十二男、兵庫頭元宗が曾孫、安藝守定宗が二男、家の子隨一の者なりければ、政務今の樣ならんには、我國滅ぶべき事遠きにあらずと思て、宗勝を諫る事、切なりしかど、更に承引の氣色もなし、此上は力及ばず、さ

らば將軍家に訴へて、御裁斷に任せ、政務をも改め、國中の土民等が歎き苦む所をも救はんとて、寛文十二年二月關東にまゐり、一封の書を獻て、事の體を言上す、頓て板倉内膳正重矩に仰せて、彼の家の奉行役人等を召集められて、御糺問あり、三月廿七日重ねて酒井雅樂頭忠清の宅に召決せらる、此日伊達累代の家人原田甲斐宗輔、無二の宗勝が與黨たりしが、彼の宗重を斬て捨て、血刀引提げて、執政の座に切て入らんとす、有合ふ輩馳せ集り、遂に甲斐を討てけり、伊達が家人、疵蒙りて死する者二人、忠淸の郎等にも手負ふ者あり、かくて四月三日、兵部少輔宗勝が、罪定められて、土佐の國へ流され、土佐守豐昌に預けられ、子息市正宗興は、豐前の國へ流され、小笠原遠江守長眞に預けらる、又田村隱岐守宗良は、天性病者にて、常に關東に在て、本國下向の事もなく、又宗勝一門の長者なるゆゑ、政事皆彼れに任せければ、其罪を宥められて蟄居せり、原田が子息等幷に一族の輩、悉く誅せらる、

●細川

○參議源忠興は、(越中守を兼ぬ)陸奧守義家朝臣四代の孫、廣澤判官代義實が二男、細川二郎義季十二代の後胤、兵部大輔藤孝が嫡男なり

世に傳ふる所、藤孝實は公方の御子なりしを、三淵伊賀(一作大和)守申乞て、佐々木が一族長岡の家繼せければ、長岡兵部大輔と申す、室町殿に咫尺して、奉公の勞を積みしかば、細川の管領、家號を讓りて、細川と改め名のるといふ、

藤孝實は三淵伊賀守入道宗薰が子、細川播磨守元常(一作元當)に養はれ、公方萬松院殿光源院殿兩代に仕へ奉る、其子忠興いまだ幼き時、光源院殿の仰として、細川中務大輔輝經が家を繼ぎて、大外樣の衆となさる、

系圖に曰く、永祿年中光源院殿の仰を蒙りて、輝經が養子となりて、其家を繼ぎ、其役を務むと云云、按るに忠興永祿六年に生れしにや、光源院殿の御事ありしは、永祿八年の事なれば、忠興が輝經の嗣たるといふ事は、僅かに二三歲の時の事なるべし、○又按るに中務大輔輝經は、細川二郎義季が孫、八郎賴貞九代の孫にて、光源院殿御供の

衆なりしなり、

永祿八年正月十九日、光源院殿三好松永等がために弑せられ給ひ、御弟一乘院門跡覺慶をば取籠め奉り、鹿苑寺の周暠は討れ給ひぬ、兵部大輔藤孝が謀にて、一乘院殿、春日山を踰て、近江國に落ち給ふ、藤孝御供に侍ひて、やがて還俗させ參らせ、義昭と申し奉り、當國佐々木義賢入道承禎を賴み給ひしかど、入道心變りしてければ、若狹の國へ御供申し、武田大膳大夫義統を賴ませ給へども、國小しきに勢少なければ、それより越前の國へ御供申し、朝倉左衞門督義景を御賴あり、これも、はか行くべしとも見えざれは、藤孝上野中務大輔淸信と共に、御使となつて、美濃の國に趣き、織田彈正忠信長を賴ませ給ふに、信長畏りて、御使と共に御迎をまゐらせければ、藤孝御供申して、美濃國へ渡らせ給ふ、信長程なく御敵を打ちまゐらせ、義昭再び御入洛ありて、征夷將軍の宣旨かうぶらせ給ひけり

元龜四年七月十日、信長城州の內、桂川の西地を以て藤孝に領せしむ是より長岡と名のる、これ其所領の地によりてなり

されど此將軍は、御器量勝れさせ給はず、佞人の申す所を御用ゐあつて、信長が功を忘れ給ひ、彼の朝臣を失ふべきよしを思召し立つ、藤孝が諫め參らする事共、更に用ゐ給はず、信長、われを失ふべしと軍起させ給ふと聞て、軍勢餘多引具して上洛す、藤孝も信長の陣に參るとて、大津にて行合ひ、打連れて都に入る、將軍御軍に打負けさせ給ひ御中直りの事仰せられしかば、信長も軍兵を引て歸る、程なく又軍起させ給ひしかば、信長大に怒つて、宇治槇島淀等の城々を攻め落す、將軍家御命の事をば如何にも助けまゐらすべき由を、いろ〳〵に歎き仰られしに依て、信長も失ひ申すまでの事もなく、河內の國若江の城に送り入れ奉り、御方人せし者共、悉く退治して、本國に歸らる、かく二度まで信長失ふべしと、御結構ありしかど、何の御恙なく、都を御開きありし事、內々は藤孝が信長に從ひて、とかく拵へし故なりとぞ聞えける、是れより藤孝信長に隨つて、靑龍寺の城に住し、一方の大將して、度々の武勇を顯す、忠興童名は與一郎とぞ申ける、十一歲にて父に從ひて、槇の島の合戰に高名し、河內の國片岡の城

を攻めし時、與一郎十五歲、舍弟頓五郎十四歲、（玄蕃頭興元なり）兄弟共に父に從て此日の先駈して、二人ながら首取て、終に城を攻落す、織田殿大に驚き感じ給ひ、彼の兄弟に御教書賜て賞せらる、天正九年（校本改六年）彼の父子三人が、年來の功を賞して、丹後國を藤孝にぞ賜りける、此後は忠興常に織田殿父子の軍に從つて、此處彼處に戰ふ、明れば十年の夏、織田殿明智光秀が爲めに討れ給ふ、初より藤孝は丹後にあり、忠興この時山陽に向はんとて、本國にぞ歸りたる、明智は忠興が舅なりければ、やがて丹後に使たて、、光秀年頃の本意とげて、織田殿父子失ひぬ、折ふし攝津國闕國に侍れば、忠興に參らする所なり、急ぎ馳せ來て、力あはせ給ふべしといひしかば、忠興父子大に怒つて、返答にも及ばず、信長の御爲に髮おし切り二心なきよしを心の中に誓ひ、また忠興おのが妻に子共つけて、山深き所に押込め、急ぎ秀吉の許に使たて、、共に心を合せて、光秀を誅すべきよし諜狀して、軍勢を催す、程なく光秀誅せられぬ、藤孝都に上りて、織田殿父子の御跡を弔ひ奉る、これより入道して玄旨と稱し、幽齋とは號しけり、志津岳の軍に、忠興秀吉に方人し小牧の陣に、北畠の勢と戰ひ、紀伊の根來を攻められしには、藤孝忠興父子向へり、秀吉關白に任ぜられし時、忠興侍從從五位下し越中守を兼ぬ、筑紫關東の軍に從ひ、朝鮮に押渡て、所々の戰に名を顯はす

初め關白殿奧州御下向ありし時、陸奧會津の地、賜ふべしと仰せ下さる、忠興承り、御政務のために、此所を守らせられんには、辭する事あるべからず、若し年來の功を賞せられんがために賜らば、縱令小國にても、西國をこそ賜ふべけれと、申ければ、さて止みぬ、

太閤薨じ給ひ、かの家の奉行等、加賀大納言利家を勸めて、德川殿失ひまゐらせんと謀る、忠興が嫡男與一郎忠隆は、大納言の娘を妻としければ、緣故に就て親かりし程に、忠興大納言を固く諫てければ、利家も奉行等まづ內府失うて、其後我をも傾けんとする謀なりけりと悟つて、德川殿の方人せし上は、事終に平ぎぬ、此賞として、忠興豐後國杵築の城を加へ賜ふ（五萬石）これしかしながら、德川殿の執し申されし故なりけり、

ある人曰く、忠興がかく大納言を謀りし事、偏に利家が家のためのみにあらず、凡は德川殿の御爲とぞ聞えし、其故は、去る文祿年中、關白秀次失はれ給ひし時、忠興も同じく罪かうぶるべき事出來たり、譬へば、秀次當時の大名の、財盡き用たらざる輩に、竊に黃金貸し給ふ事あり、且つ人の心を取らんがため、且は財を利せんが爲なりけり、忠興も黃金貳百枚を借る、關白の御事ありて後、彼家の出納人、催促して、急ぎかの黃金償ひ給ひなば、劵契を破りて棄て侍るべし、さなからんには、かの劵契を太閤家の奉行に參らせて、解由を給ひ申すべきにて候といひしに、忠興が力いかにも叶ふ可らず、此事太閤に洩れ聞えば、かの緣坐になされて、罪かうむらん事、立所にあり、とやせまし、かくやあらましと、案じ煩ふに、家のおとなりける松井佐渡申すは、某年頃德川殿の御內なる、本多佐渡守正信に親しく相語うて候、彼に就て德川殿を賴み參らせばやと存ず、德川殿はさる賴しき人にて、しかも當時の大名なり、如何で是程の事にて、人の家の滅びんとするを、助け給はぬ事や候べき、と申す、忠興聞て、我日頃內府に親しうもなし、されど汝が正信と親しからん上は、試みに汝が心のやうにて計ふべしといふ、松井本多に就て、かくと申す、德川殿此よし聞召され、松井本多に就て、御前の人々を退けて、松井を近く召し、事の由、重ねて問はせ給ひ、正信して、御鎧の唐櫃を二つ開かせらるに、櫃一つに黃金百枚宛を入られたり、其黃金の箱に題せし年月を見よと仰せらる、正信是を考ふるに、二十一年以前、いまだ三河の國に御座ありし時に候と申す、德川殿松井に向はせ給ひ、凡そ金銀は必ず出納の司ある事にて、もし人知れず用ゐんとするも、我心に任せ難し、されば此黃金を貯ふる事、かゝる時を待つ事、年既に久しかりき、今忠興朝臣が爲に我が年頃の本意を達しけるこそ、うれしけれとて、自ら是を松井にたぶ、松井大に悅び、かゝるあり難き事こそ候はね、既に絕えなんとせし家、かく再び繼ぎて候ふ事、ひとへに君の御情けに因る所なり、細川が家の候はん限りは、いかで御恩の程、忘れ侍るべき、速かに本

國に申し下し、黄金召し登せて、悉く償ひ參らすべきにて候と申ければ、徳川殿いや〳〵、此事世に漏れなんには、深き兩家の障にこそあんなれ、それ故にこそ、かく人知れず用ふるべき料の者取出て、參らすれ、これ償はんと思ふ事、ゆめ〳〵然る可らずと仰せらる、松井殊更に悦び、急ぎ罷り歸て、此よし忠興に申べきにて候とて、御前を立て出にけり、遙に程經て後、忠興其事となく、徳川殿に參り、御對面のついでに、正信を呼び出し、徳川殿に向ひ奉り申されけるは、去りし比忠興が家人に仰せ下されし事、愼み承りぬ、何事のおはします可きにはあらねども、若し御家に事あらん時は、必ず君が爲に、忠興が國を捨て、此度の御情に答へ參らすべきにて候、さりながら、忠興常に御門下に伺候仕りては、本意とげん事叶ふ可らず、是より後も、元の如く、うと〳〵しくこそ候べけれとて、御暇申て出てぬ、されば日比は徳川殿に親しからぬ忠興が、諫めし故に、利家も只管に、我家の事を思ふなりと心得て、忠興が申す旨に從ひしとなり、

慶長五年の秋、奥の上杉、謀反の聞あつて、徳川殿御發向の事あり、忠興御跡を慕ひて馳せ下る、此隙を窺ひて、大坂の奉行等、兵起して、徳川殿失ひまゐらせんと謀る、内府に從て奥に下りし大名等が妻子、一々に取て質とせば、彼等みな御方に參らんずらんとて、まづ最初に忠興が妻子、城中に迎へんとす、かの妻、女なれど、さる者の娘なり、又日比我が夫の心の奥は知りぬ、使者度々に及べども、更に其催促に從はず、さらば、さな云はせそ、人々の見懲しのため、搦め取つて參らせよとて、軍兵を差向く、忠興が妻、家人等に防ぎ矢射させ、自ら十歳になる男子、八歳になりし女子を、刺殺し、家に火かけさせて自害す、奉行等案に相違し、慭なること仕出し、諸大名を内府の方人になし果せて詮なしとて、是れより後、人質とるべき沙汰に及ばず、此上は細川が城、攻め落せとて、丹波但馬の軍勢差向く、然るべき兵をば引すぐり、忠興具して奥へ下る、おとなしき者共に、兵をば少し附て、豐後の國へ下して、杵築の城を守らす、丹後には藤孝入道に年老たると、幼けなき者共とばかり殘り居て、はか〲し

く軍すべき者多からず、されども、入道さる古兵にて、少しも騒ぐ氣色もなく、宮津の城を棄て、、田邊の城に立籠り、敵おそしと待居たり、抑も此入道と申すは、弓矢打物取て、堪能なるのみにあらず、さらぬ小藝にだに達せずといふ事なく、天下雙なき多才多能の人なりけり、中にも敷嶋の道に深くすぎて、古今和歌集の秘訣、悉く此人に傳れり、されば此たび我身うち死したらん後、此道長く絶えなん事を悲しみ、城に籠れる初め、相傳の書ども取集めて、大内へ獻るとて、

古も今もかはらぬ、世の中に
心のたねを、のこすことのは、

といふ一首の歌をそへてぞ參らせける、かくて丹波但馬の軍勢、雲霞の如く押寄せ、十重廿重に取卷きて、火水になれと、攻めけれども、入道ちつともひるまず、防ぎ戰ふ、かくては此城中々一時に攻め落さるべうも見えず、烏丸の右大辨、勅使として大坂に行き向ひ、輝元三成等に、勅諚を傳へらる、夫れ和歌は我邦の風として、天地開け初めしより、此かた百王の今に至るまで、其道永く傳はれり、然るにいま、古の事をも、歌の心をも知れる人、忽に失せなんこと、尤も朝家の歎きなり、如何にもして、彼の二位法印が恙なからん樣を計るべしと宣られたり、輝元を初として、奉行等謹で承り、急ぎ早馬を立て、寄手の軍兵を止む、元より入道は今を最期と思ひ切て、戰ひし程に、寄手たやすう引て歸らん事、叶ふべからず、此よし又都に聞えしかば、三條西大納言、綸命を含みて、丹後の國に下向あつて、速に勅に應じて、其城を去るべしとありければ、入道畏りて、普天の下、率土の濱、王土王臣にあらずといふ事なしと承る、ましてや此微賤の身、かく目のあたり寵渥の辱きを蒙るをや、さりながら、入道が年若き時ならんには、弓矢とる身の習なり、敢て死を白刄の際に决して、深く恩を黄泉の下に感ずる事もありなまし、いまは齡既に傾きぬ、たとへ此戰に死する事なからんにも、餘命また幾ばくぞや、されば惜かるまじき身なるがゆゑに、私の名譽を貪つて、如何で王命には背きまゐらすべきと答へ奉りて、頓て城を立つて、高野山にぞ趣きける、さる程に、上方にも軍起れりと聞えしかば、忠興等先陣承り、又

引返して、美濃の國に馳せ上り、手合の軍に打勝ち、徳川殿程なく上り給ひ、關が原にして東西の戰を決す、忠興また先軍して、敵の多勢を打破る、杵築の城を守りたる家人等も、大友が勢と戰て、勝ち軍す、此時徳川殿の御爲に、家をも身をも顧みず、御方せし人も取り〳〵なりけれども、父子兄弟夫婦主從、皆悉く功をも節をも盡せし事、忠興に若くはなかりけり、されば其勸賞に此年、豐前の國一圓に下し賜ひぬ、按るに、忠興初め丹後の國十一萬石を領し、其後杵築の地五萬石を加へられ、此度豐前の國にうつりて三十七萬石を領せり、忠興は父の入道が如何なる勅命なればとて、城を去りたる事の口惜さよ。又嫡子與一郎が妻の、如何に女の身なればとて、正しく姑の自害せんを見棄て、落ちたりし事の不覺さよと怒つて、與一郎に命じ、その妻をきつと追出すべしといひけり、與一郎仰せ謹みて承りぬ、某もかねて其よしを存じて、きつと推問に及びし所に、妻にて候もの、幷に附き從ひし輩が、陳し候は、事急なるに臨みて、母上、妻にて候者に、かゝる時大勢打連れ落ちんこと、如何にも叶ふべからず、まづ疾く忍び出で給へかし、やがて、追付かめと仰ありしに依て、家を出でたるにて候、かく御自害あるべしと知りて候はんには、いかで忍び出づべきと申し訖んぬ、さらば其誤りなきに似て候かと云ひければ、忠興大に怒つて、父の命に背くの條、甚だ以て奇怪なり、向後のこと、長く對面に及ぶべからずとて、忽に勘當す、これより忠興は、父にも子にも、よからぬ中とぞなりにける、其後與一郎は妻に向ひ、我れ思はずも御身のため、かゝる不孝の身となりぬ、かくても連れ添ひ參らせて、あらんには、世の人忠隆が、妻に惑ひてこそ、父に思ひかへたれと思はんも耻し、又忠隆既に貧賤の身となりたり、妻の兄加賀中納言が大名なるを、便にこそなど云はれんも口をしとて、終に妻を出し、やがて入道し休無とぞ號しける、

かくて天下悉く徳川殿に歸して後、慶長八年の春征夷將軍の宣旨、蒙らせ給ふ、此時忠興、參議に任じ、從四位下に敍す、公卿補任を按るに、忠興が參議に任ぜし事、慶長九年なり、又武家補任には、從三位と記す、不審　されば此時草創の業は、既に成りぬれども、柳營の儀は、いまだ備らず、こゝに彼の藤孝入道は、世々の公方に仕て、しかも當時の有職なり、丹後の

國を出でしより、都にのぼり、仁和寺の邊に、幽かなる栖居して、籠り居たり、德川殿、此人に就きてこそ、前代の事をも問ひ、當世の禮をも講ずべけれとて、永井右近大夫直勝を御使として、武家の規式、悉く受け傳へさせ給ひたり、されば當世の禮節は、內々此入道の定め申されし事共多かりしとぞうけ給はる、（藤孝入道玄旨、慶長十五年八月廿日に卒すといふ、但しその行年幾つといふ事詳らかならず、なほ尋ぬべし）大坂の軍起りし時、島津陸奧守家久、海路穩かならずとて參らざりしかば、島津が登らざらん內は、忠興等も參るべからずとの仰ありければ、參らず、子息內記忠利は、參りたり、再び兵起りし時、忠興兵少々引具して馳せ上る、將軍家の御手に從つて、首二十を切て獻る、

忠興が二男の長岡與五郎某は、大坂に仕へて、一方の大將を承る、五月七日天王寺の戰、御方さんざんに打なされ、手の者みな落失せて、寄手あまた城中に攻め入れば、力なく都のほとりに落行きしを、父忠興尋ね出し、首斬て參らせしなり、

元和五年十二月忠興致仕入道し、宗立と號し、三齋と稱しけり、正保二年十二月朔日、八十二歲にて卒す、左少將兼越中守忠利、忠興が三男、初め內記と申けり、關が原の合戰に大御所の御側に侍ひ、慶長十年四月五日、侍從從五位下になされ、大坂の軍に從ひ、父の讓うけて越中守を兼て、從四位下に昇り、寬永三年八月十九日、左少將に任じ、同き九年十月四日、肥後國に豐後の國鶴崎の地そへて下し給ひ、熊本の城に移り住む、（五十四萬石）同十四年の冬、肥前の國島原の賊徒起る、筑紫の大名、軍勢を率ゐて攻む、明れば十五年二月廿七日、忠利先を爭て二三の城を攻め破り、明る廿八日には、眞先に、つめの城に攻め入て、天草四郎時貞が首をば、忠利が手にぞ取たりける、（四郎は賊の張本なり、）十八年三月十七日、五十六歲にて卒す、嫡子侍從光尙、寬永十二年將軍家の御前にて元服し、御諱の字賜り、從四位下侍從兼肥後守になされ、父卒して家を繼ぎ、慶安二年十二月廿六日、三十一歲にて卒し、其嫡子六丸父に繼ぎ承應二年十二月十一日、御前にて元服し、御諱字を賜り、從四位下侍從兼越中守になされ、綱利と名のる、

○中務少輔源立孝、參議忠興朝臣が二男也、肥後國宇土の城を分賜ふ、二（一作三）萬石正保二年閏五月十一日卒す、

其子帶刀行孝、家を繼ぎ、承應二年十二月廿八日丹後守に任ず、

○若狹守源利重、肥後守光尙の二男、父卒して後所領分ち賜ふ三萬五千石、所領の地名知らず萬治三年十二月廿八日叙爵す

○玄蕃頭源與元、藤孝入道が二男なり、童名は頓五郞、生年十四歲にして、兄忠興と共に、河內の國片岡の城の先懸し、能き首取て城を落せしより、一生の高名、數多し、藤孝丹後に移りし時、父に屬して峯山の城にあり、小田原滅びし時、兄忠興と共に韮山の城攻落し、又文祿の初め朝鮮に向て、晋州の城を攻めて、名を外國に施しぬ、慶長五年關が原の合戰に、東國の御方して、丹波國福知山の城を攻落し、忠興豐前の國に移りし時、與元も其國に移り、慶長十四年に常陸の國茂木の地を賜ひ、一萬石大坂の軍起りし時、將軍家の御手に隨ひ、再び起りし時、將軍の仰にて、酒井雅樂頭忠世が軍勢下知して戰はせ、おのが手の兵に、首十四切らせて獻る、其賞として、常陸の國谷田部の地を加へらる、六千石元和四年に家をつぐ、與元が卒せし月日いつにや知らず、其子玄蕃允興昌、父に繼ぎて、老て後、致仕入道して、宗閑と號す、

嫡子玄蕃興英、家を讓らる、

加藤

○左馬助藤原嘉明は、三河の國の住人、三之丞某が男也、ある書に三之丞廣明と記す、系圖に見えれば其名覺束なし、嘉明が父、初め德川殿譜第の御家人たり、一向專修の門徒等が背き參らせし時、これも同じく方人にて、永祿七年三河の國を去て尾張の國に至り、其後遂に羽柴殿に仕へてけり、嘉明襁褓の中に本國を去り、成人の後、これも秀吉に仕ふ、生年廿一歲、近江國柳が瀨の合戰に先懸し、高名七人の其一人なり、時に孫六、秀吉の御感、斜ならず、此年天正十一年七月朔日、勸賞を賜ふ、五千石を宛行はる同き十三年、秀吉關白に任じ給ひし時、從五位下に叙し、左馬助に任ず、ことしの秋、伊豫の國正木の城を給る、六萬二千九百石十四年の秋、嘉明長曾我部土佐守元親仙石權兵衞尉秀久脇坂中務少輔安治等と、豐後の國に押渡り、大友が軍勢を引具し、島津中務大輔家久と戰ふ、長曾我部仙石等を先として大友が軍勢、負軍し、長曾我部が嫡男信親打死す、嘉明脇坂二人、家久と戰つて退かず、關白の御感大かたならず、明れば十五年の春、關白自ら島

津を伐ち給ひし時、嘉明脇坂九鬼（大隅守嘉隆）等と兵船を泛め、薩摩の國に攻め入て陞河の城を下し、三人共に千代川に舟梁わたして、關白の御勢をわたす、十八年相模の小田原を攻められしに、四國の人々と同じく、兵船を泛め、東海を押渡つて城を攻め、文祿元年、朝鮮の事起りしかは、脇坂九鬼と同じく、海路の先陣給りて押渡す、三人共に、朝鮮の慶尙右水使元均を打破つて熊川に至る、脇坂が兵船、全羅水軍節度使李舜臣と、巨濟の洋中に戰て、利あらずと聞き、嘉明九鬼と共に、これを助けて戰ふ、明れば二年の春、脇坂九鬼と、熊川に在て李舜臣元均等と戰ひ、二月廿一日、又大に戰ふ、嘉明進み戰て、自ら敵船を奪ひ取る、此年、嘉明本朝に歸り、慶長二年、大明の和親破れて後、嘉明また藤堂（佐渡守高虎）脇坂九鬼等と、朝鮮に押渡る、かの統制使元均が兵船、海の面に夥しう漕ぎ浮む、藤堂人々と評定して戰んとす、七月十五日、嘉明藤堂先懸して、巨濟黍川島に戰ひ、散々に打破り、船ども餘多乘取て、太閤の御感にぞ預りける、

此舟軍の事、異國本朝の書に傳ふる所異說多し、まづ太閤記には、文祿二年六月廿四日の戰ばかりを記す、これ即ち文祿二年二月廿一日の戰の事なり、又豐臣家譜には、慶長二年の春の事とし、又脇坂が碑銘には七月七日とす、共に林道春撰める所にして、かく異なる事覺束なし、たゞ大河內秀元がしるす所、最も詳かなり、彼れが記は、自ら太田飛驒守一吉に從て彼國に向つて、日每の事を記るせる所なり、慶長二年の戰たる事一定なり、此年三月十八日、本朝の人々、太閤の仰を承り、五月廿二日より、大坂を立ちて、七月七日に釜山港に着き、同き十五日に、此舟軍はありしといふ、然れば、豐臣家譜に、春の事の樣に見えしは、如何にぞや、脇坂が碑の文は、月は同じ日は覺束なし、朝鮮の書を考るに、萬曆廿五年八月七日に、此軍ありし樣に記す、彼の萬曆廿五年は、則ち我朝の慶長二年に當れり、八月七日たりといふは、日は脇坂が碑に同じけれども、月は異なり、按るに本朝の人々、南原の城を攻んとて、此年八月四日に、全羅道求禮に至る、こゝに留る事六日、同き十日に、求禮を立つて、南原に向ふといふ、嘉明も同じ

く彼處に向ひ、一城を攻め落して、首五十一とる、然れば朝鮮の書に傳ふる所も、誤れり、まして大明の書に、此舟軍は、七月の事としるせり、たゞし日をばしるさず、

同き八月十五日、海陸の味方、一手になつて、南原の城を攻落す、嘉明が手に、首五十一を切取る、此年十二月の末、大明の經理楊鎬、提督麻貴、多勢を率ゐて、蔚山の城を攻む、加藤肥後守淸正等、防ぎ戰ふ事十餘箇日、明れば慶長三年正月六日に至て、味方の人々、後巻せしによつて、かたき悉くに敗れ、城中の人々、辛き命生きてけり、此日嘉明が手に打取る首、一千五百三十五とぞしるされたる、（此事も大明の書には、正月三日の樣に記せるなり、）去程に、人々西生浦に會合して僉議す、抑も蔚山の城、敵の地に深く入て、味方の城々を去る事遠く、兵粮の運糟も、穩ならず、只かの城を毀ちて、東はこの西生浦を以て固めとし、西は順天の城を棄て、、南海島を守らんには若くべからずと議定す、太田飛騨守一吉、毛利民部大輔高政、二人此義に同ぜず、さらば先づ此由を記るして、殿下にまゐらせ、御裁斷を仰ぐべしとて、人々みな連署す、嘉明一人、署を加へず、毛利壹岐守勝信を始て、人々色々に勸めしかども、嘉明更に承引せず、や、あつて申けるは、人々の連署して參らせ給はんに、嘉明一人が名を署せざらんに何か苦しかるべき、そも〳〵此度味方、蔚山の城を落されず、終に敵の多勢を打破つて、本朝の武功を外國に顯はせし事、ひとへに此城の要害いみじきが故にあらずや、ましてや一たび敵の地に深く入て、構へたりし要害を、自ら棄て、引き退かん事、嘉明が心にあらず、嘉明たとへ人々の議に同ぜざるに依て、罪蒙つて首刎らるとも、悔いる所にあらずと云ひ切て、連署せず、太田毛利旣に此議に同ぜざれば、軍奉行の人々も連署せず、淸正かの城の守なれば、是も署を加へず三十餘人の大名、悉くに連署して、本朝に使たて、殿下にこそ參らせたれ、太閤此由を御覽じて、かの使者を召して、一々に尋ね究められ、以ての外に御氣色損じ、嘉明が申す所を、深く感じ仰せられ、御教書をなされ、年來の武勇を賞せられ、餘多の地をぞ加へ給りける、（三萬七千石の地を加へられ、本領合せて十萬石、此内一萬石の軍役を免じ除かれたり、太田も此時四萬石加へられて、七萬五千石を領す、思ふに、毛利にも加恩あるべし、本領二萬石の外に四萬石を預け給ひしといふは此時の賞にや、）程なく太閤薨

じ給ひ、大坂の奉行等、德川殿を失ひ參らせんとして、伏見大坂の間、物さわがしく、德川殿の御館に來り守る人少からず、嘉明固より德川殿は、おのが累代の父祖の、主君にてましませば、二心なき御方にて候ひしかば、當時此殿を失ひ參らせんには、宗徒の大名十人あまりは、打死せんと思ひ定る者、なからざらんには叶ふべからず、誰かは今かく心を一つには合すべき、さらば何條の事かあらんとて、ちつとも騷がず、德川殿に參て、何となく世の中もの騷しく候なり、さりながら、嘉明は何事かあるべきと思ひ定め、今までは侍五十騎を留め置きて候を、今朝廿騎をば伊豫の國へ返し侍りぬ、もしも召されば參らせんと、殘る所は留めて候と申す、嘉明が申せし如く、程なく無事にぞ屬しける、明れば慶長五年の秋、[illegible]東西の軍一時に起る、嘉明初めより德川殿に從つ[illegible]東國に向ふ、御方の人々と同じく引返して上方に向[illegible]、海道先陣の大將軍には、下野守殿を向けられ、井伊本多軍奉行を承る、先陣の人々、尾張國清洲の城に集て、德川殿上らせ給ふを待つ、かゝる所に御使として、村越茂助、馳上る、人々村越に向て、御發向の期を問ふ、村越聞て、其事をば如何にも承らずと答ふ、人々大に怪み思ふ氣色なるに、嘉明此由を聞て、これに來れる人々の家、悉く大坂に在り、東西手合の軍なからんには、上らせ給はぬこそ御ことわりに覺ゆれ、いざ〱先づ一軍して、御發向を催すべき者をとて、岐阜の城を攻めらるべきに議定せり、去程に八月廿二日、追手搦手、二手に分つて、岐阜の城に向ふ、下野守殿は、尙清洲の城に御陣をぞ召されける、明れば廿三日、岐阜の城に押寄せて、既に一二の城を攻め破る、寄手の人々、今は大將軍の向はせ給ふにも及ぶべからず、たゞ一攻に攻め破れやとて、つめの城に攻め上る、嘉明竊かに井伊本多と計らうて、守殿を迎へ參らせ、我身先陣に進み、兎角ためらふ程に、程なく守殿馳せ付かせ給ひてこそ、城をば遂に降しけれ、

兩御所、嘉明が人々を催して、岐阜城を攻め、又守殿を待て城を落せし事を、深く悅せ給ひしとなり、世には村越が來りし時答へ申せし人を、福島左衛門大夫といふ誤れり、此事悅せ給て大相國家の賜りし御消息、今も其家に在りといふ也、

かくて程なく徳川殿馳せ上らせ給ひて、九月十五日、美濃國關が原にして、東西の戰を決せらる、嘉明先陣を蒙て石田三成が陣を打破る、此年十一月伊豫の國にして、餘多の地賜りて、其功を賞せらる、やがて松山の城を構へて移る、十萬石を給り、本領合て二十萬石を領すとなり、其後嘉明常に關東に伺候す、同き十八年十一月十八日、將軍家その家に入らせ給ひ、物多く賜り、獻る物また少からず、初め大坂の軍起りし時、其身は關東に留り、子息式部少輔明成、軍勢を率して馳せ向ふ、再び兵起りしかば、將軍家の御陣に從ひ、明成又軍勢を率ゐて馳せ向つて、首百九切つて獻る、此年元和元年、嘉明從四位下に叙す、武家補任には寛文二年の事とす同八年九月十五日、若君御鎧着初の儀あり、嘉明將軍家の仰を承て、御介添に參る、希代の面目とぞ聞えける、

此時大相國家、かねて嘉明を召されて、大納言家に御鎧を召させまゐらすべしとありしに頻りに辭し申す、御許なかりしかば、さらば家に還りて、よく思ひ計りて後、御答をば申すべきにて候とて、御前を罷り立つ、やがて嘉明が子々孫々に至るまで、長く二心を存ずまじき由の起請文を書きて奉り、此上は御免うけ給るべきにて候と申す、大相國家深く感じさせ給ひ、尙御許しなければ、遂に從ひぬと、古き人の申せしなり

寛永三年八月十九日、侍從に任じ、同き四年二月十日、餘多の地付て、奥の會津の地賜ひ、若松の城に移る、一倍の地加られ、四十萬石を領せし也、又二男民部少輔明利に、三春の城を賜ひ、三萬石聟の松下石見守重綱、二本松の城を賜て、五萬石嘉明に屬せらる、嘉明四十萬石の外、二萬石を預けられ、明利重綱が所領合せて五十萬石なり同き八年九月十二日、嘉明六十九歳にして卒す、

式部少輔明成、家を繼ぐ、寛永十一年七月十六日、從四位下侍從になされ、武家補任には元從四位下とあり、同き廿年五月三日、遁世して、所領の地、悉く收公せらる、

明成が遁世せし事は、父の時より家の老に堀主水と云ふ者ありけり、明成は父に似ずして、世人の嘲り笑ふ政事などありしを、かの堀、事に觸れては諫むる事もありけん、主從の間不快なりき、堀が從者と、或者の從者と、爭論の事出來たり、堀が從者、非據たる由を明成決斷す、誠は堀の從者の申す所、理ありければ、堀重ねて、これを訴ふ、故に堀勘當せられて、剰さへ職事を奪る、堀やす

からぬ事に思ひ、舍弟多賀井又八郎眞鍋小兵衛と三人、宗徒の郎等八人、妻子從類すべて三百餘人、寛永十六年四月十六日寅の刻ばかりに、若松の城を出て、中野といふ所にして、鐵炮を放ち、辰の時ばかりに、倉兼川に至り、往來の橋を燒斷ちて去りぬ、明成此由を聞て、討手を差向けしかど、打漏しぬ、堀は鎌倉に忍び居たりしに、討手むかふと聞えしかば、高野山に趣く、明成使者を立て、速に搦め取つて出さるべきよしを云せけるに、此山には來らぬよしを答ふ、明成大に怒て、おのが所領に替て、かの家人を追捕せん事を訴へて、既に軍兵を高野山に差向けんとす、堀こゝにも、たまりかねて、紀伊殿の御領に隱れ居たり、明成やがて紀伊殿に此由を申て、討手を差向く、堀かくと聞て關東に忍び下り、一封の書を奉りて、おのれ罪なき由を申し開く、左大臣家此よし聞し召され、申す所ことわりあるに似たれども、身既にかの家の司として、初めに兵を擧て城を去り、火を放つて橋を燒く、これ君臣の禮を失ひ、國家の法を亂る、其罪これ輕からずとて、明成が乞ふに依て、兄弟三人を賜る、明成大に悦び、同十八年の三月、堀が兄弟三人を、芝浦の別業にして誅しぬ、既に所領に申し替へ、家人を願ひのまゝに下し賜て誅しぬる上は、かくてもあるべき事ならねば、同廿年に至りて、身の病多く國務に堪へず、かるが故に所領の地、悉く奉る由を申して、遁世せしなり、（嘉明が三男は監物明信といひて、兄の明成が家の老にてありしが、家亡びし後、京に籠り居て死せしといふ、）同き六月將軍家嘉明が家絶えなん事を憐ませ給ひ、明成が男明友を召し出されて、石見の國安濃の郡にして、所領の地下し給ふ、（山田一萬石なり、）

明成の室は保科彈正忠忠直の女にて、大御所の御外姪なるを、大相國家の仰として尾張大納言義直卿の御養君として、配せ給ひしが寛永十三年の春、かくれ給ひき、明友が母は、賤かりしに依つて憚る所やありけん、家人堀部主膳といふ者の子としたりしを、左大臣家、知しめされ、父が時より見參に入りしとなり、

其後明友敘爵して、内藏助に任ず、明成、子息が所領に下り、入道して休意と號し、年七十にて、寛文元年正月廿一日に死しける、

○民部少輔藤原明利は、左馬助嘉明が二男也、寛永四年二月十日、父嘉明、奥州會津の地を給ひし時、明利同國三春の城を賜ひ、（三萬石）明る五年、二本松の城に移る、（本領のまゝ、是は松下石見守長綱に替れるなり、）十八年三月廿五日明利卒し家絶えぬ、

明利男子四人までありしに、明利が存らへし中、子息ども見參に入れざりしかば家絶えぬと世には云ふなり、明利が卒せし時、兄式部少輔明成、家人堀が事にて家亂れしかば、それらの事に罪せられて、其事となく家絶えしにや、明成が家亡びし年の冬に、明利が嫡男彌三郎を召し出されて、三千石賜ひしが、廿三（一作廿二）歳にて死したり、子なければ所帶收公せらる、二男平八郎は舍兄に先立ちて死したり、三男三左衛門、四男源左衛門、程へて後、御家人に召出され、祿米千俵づゝ賜ひしなり、

● 藤　堂

○左少將兼和泉守藤原高虎は（初名は與右衛門と申、叙爵して佐渡の守に任じ、其後和泉守と申せしなり、）近江國住人藤堂入道白雲が子、（白雲初め源介虎高といひしといふ）淺井備前守長政が家人、生年十五歳、姉川の合戰に高名し、十七歳にして、淺井が家を去りて、阿閉淡路守が許に往き、こゝをも又立ち出て、磯野丹波守秀家が許に在る事數月にして、織田七兵衛尉信澄の家に往き、丹波國籾井の城の戰に高名し、其後大和大納言秀長の家人となり、播磨の別所を討れし時に先駈し、江馬の一揆せめ平らげしかば、所領の地加へて、其功を賞せらる、（初め秀長三百石をたまひ此たび三千石の地を給ひしと云、）鳥取、冠城、高松、山崎、志津が嶽、大和の國の戰に先懸して、其功これ多ければ、秀吉より所領の地賜ひ、秀長又新恩の地を加へらる、（秀吉より千石、秀長より三百石を給ひて、既に四千六百石といふ、）其後勢州松が崎、尾州小牧の功に依りて、秀長また所領の地を加へ賜はる、（紀伊伊賀の國にて、五千四百石を加へられて、合せ一萬石を領せしといふ、）かくて紀伊阿波等の亂を平げ、筑紫の陣に日向の國の先陣して敵を破る、初め秀長大納言、丹羽五郎左衛門尉長秀が二男仙丸を養て子とす、天正十六年に至て、秀吉の仰にて、仙丸を以て高虎が子となされ、藤堂宮内少輔高吉と申す、秀長又高吉に所領の地を與へらる、（爰に於て、高虎高吉父子二萬石の地を領せし也、）天正十九年四月廿二日、秀長薨じて、猶子秀俊、家を繼ぎて、

中納言に任ず、文祿元年朝鮮の軍起り、秀俊名護屋の陣にあり、高虎軍の事を承り、二千人を引率して、釜山に陣し、唐島を攻め、番船百四十餘艘を取て、首を切る事百六十餘、其後釜山南海等の城、攻め落し、同き二年六月（一作二月）、晉州の城を攻破り、高吉生年十六歳、自ら槍取て、多くの敵を討つ、同三年、高虎高吉父子歸朝す、同四年四月、中納言秀俊薨ぜられしかば、高虎髻きつて高野山に逃る、秀吉召されし事度々に及びて、高虎大坂に參る、やがて伊豫の大洲の地賜る、（五萬石を加へられて、七萬石を領すと云）慶長二年八月、高虎高吉、再び朝鮮に渡りて、南原の城を攻め、首貳百六十九を切つて獻る、蔚山の後巻せしに至て、高吉また先を懸けて敵を破り、同三年六月父子共に召歸され、所領の地を加へ給て、勳功の賞を行はる、（一萬石を加へらる）此年八月十八日太閤薨じ給ひしかば、宗徒の人々、大坂の奉行等と、本朝の軍勢を返さるべきよしを議して、其使を選らばる、徳川殿この高虎に若く者あるべからずと仰せられしかば、衆議もまた一決して、高虎御使の事を承る、さても徳川殿高虎その任に當れる事を知召されしは、むかし初て御上洛ありし時、關白悦び給ひしこと大方ならず、舍弟秀長大納言の家を御旅館と定めらる、高虎其家人たりしかば、御儲の事共を承る、關白殿此後も徳川殿をり〳〵の上洛はありなん、されば御館なくしても叶ふべからず、聚樂の地を點して、御館造り出して參らすべきよし、秀長卿に仰せられしかば、高虎また經營の事を司りしより、日々に親しう伺候せしかば、彼れが心の底も能く知召し、彼れ又徳川殿の御情に感じ奉る事も多りき、かくて我が朝の諸軍勢、事ゆゑなく歸朝し、幾程なく、大坂の奉行等、密かに謀て、徳川殿失ひ參らせんとす、高虎是を聞て、急ぎ伏見の御館に參り、此由を告申し、また大坂に歸て御方すべき人々を催す、二心なき御方人なりしかば、此後度々御大事に及ばせ給ふべき事ありしかど何の御恙もわたり給はず、奥の景勝中納言御退治の時、高虎從ひ參らせて下向す、其御跡にて、上方の軍起りしかば、高虎また先陣の人々と打連れて馳せ上る、此時御暇乞申すとて、密かに申けるは、抑も此度御方に參て、先陣承り馳せ向ふ大名等、多くは故太閤の恩蒙つたる輩にて、殊には當時妻や子ども、大坂に

留め置て候へば、心の奥はかり難し、相構て高虎が催し奉らざらん内は、御上りあらん事、然るべからずと申して上る、御方の人々、岐阜の城攻落し、河戸の合戰して、大柿の城に向ひ、赤坂の宿に陣取りし後、高虎早馬を參らせて、急ぎ御上りあるべしと告げ申す、關が原の戰には、先陣に在つて、松尾の山に向ふ、凡そこの年月、彼れは德川殿に大忠の者なりければ、此年慶長五年十一月、彼の本國にして、餘多の地加へ賜ふ、（元は八萬石とも七萬石とも申なり、德川殿の御恩かうぶりて廿萬石を領す、此後和泉守になされき、何時の頃にや、）同き十一年備中國にて地加へらる、（城主譜に出づ、二萬石の地といふ、）十三年八月、伊賀國に伊勢の地そへて賜て移る、（凡二十二萬九百五十石なり、城主譜に、此内伊豫にて二萬石つけて、今治の城領する事舊の如しと云々、）十四年、淡路の國の人々、伊豫の地に移さる、淡路の國をば高虎が兵して守らせける、（此年、四國の大名等が、戰艦悉く破り棄つべしとて、まづ淡路の國に集めて、高虎が手に受けとる、）十五年の秋、丹波の國龜山の城築かる、高虎自ら財を以て城の層樓造り出して奉る、（世に殿主といふなり、）十六年の夏、加藤肥後守清正卒し、息男未だ幼稚なりければ、高虎仰を承り、肥後の國に趣き、彼の國務を沙汰して、明る十七年の春に至て歸れり、十八年の冬、富田信濃守知信、罪せられて、伊豫の國宇和島の城、收公せらる、同き十月大御所、高虎を關東に召して、富田が領せし所、當年の所務の事、汝が沙汰に任すべきよし仰下さる、十九年の冬、大坂の兵起りし時、高虎一方の大將承り、大和の國の軍勢、引具し、大和路より向て城を攻む、城中より、高虎が返り忠の事漏れ聞えしかど、大御所更に疑はせ給はず、常に高虎を御前に召して、軍の評定に預る、高虎粮米一萬斛を獻て、軍用を助け奉る、和睦事成て後、明る元和元年の夏、再び兵起りしかば、河内路の先陣して、五月七日同八日、兩日の合戰に、多くの敵を打破つて、首八百六十八を切て獻る、軍既に畢て後、同き廿八日、大坂城中より取り得たる黄金の大法馬を、二條の御所に獻る事あり、是は故太閤、事あらん時に用ゐよとて、凡そ黄金一千枚を以て法馬一つに造らせて、多く積み貯へ給ひし所なり、大御所此法馬二つを高虎に賜ふ、閏六月十九日に、從四位下にのぼせられ、七月廿日伊勢の國鈴鹿の郡を加へ賜ふ、（凡廿七萬九百五十六石（一作廿七萬五百五十石）を領す、）

此時高虎自ら功多くして賞少きを憤て、これ必本多佐渡守が爲に申留られし所なりとて、安からぬ

事に思ひけり、此日正信參て、高虎を賀しけるは、おことは定て自ら功多くして、賞の少きなるを憤り思ふべけれども、誠は西國の内にして、大國一つ賜ふべき由、兩御所の仰ありしに、正信止め申せしなり、正信申せしは、高虎が年頃の功、忘れ給はで、かれが家の久かるべき事を思ひ給はゞ、賞は輕きに若くは候はじ、もしいま彼が悅び思はん事のみを謀り給はんには、如何なる大國をも賜るべくや侍らんと申せしかば、兩御所誠に汝が申す所ことわりなりけりとて、賞はかく輕かりき、相構へて、兩御所の深き御惠み忘れ給ふなといひしかば、高虎感淚を催して、有難き事に思ひけるとぞ、誠なるにや、

此人ひとり大御所の御覺よきのみにあらず、將軍家も賴しき者に思召し、大御所に仰せらるべき事など、高虎して仰せらるゝ事共ありしとぞ聞えし、常に御前近く侍ひて、御政務の事をも議り、また諫め申すべき事あれば、憚る所なく言葉をも盡しき、元和三年、山城大和等の國にして、地加へ賜る、(五萬石)

初め大御所薨じ賜ひし後、駿河國久能の御社を、下野國日光山に遷さる、彼所は猶程隔りぬ、年々の御廟拜の便りならざるが爲に、紅葉山の地をトして御社造らる、高虎思ひけるは、抑も大御所は、當代の太祖にて、世々の兵亂を攘つて、再び天下の泰平を致し給へば、凡そ天下の士民、誰かは其德を仰ぎまゐらせざらん、然るに此御社も倘都城の中に在て、御家人等を初て、天下の士民の參り詣でん事叶ふ可らず、あはれ城外に御社一所を造て、天下の士民と共に齋き祀り奉らばやと思ひ立ちて、此由を望み請ふ、やがて御許を蒙りてければ、忍の岡の別業を毀ち、地拂ひて、御社を造り出す、其後、寛永年中、彼の岡に比叡の山移されて、御願寺御建立ありしかば、長く國家鎭護の靈場とは、なりしとなり、

寛永二年十一月十九日侍從に任じ、同三年八月十九日、左少將に轉じ、年七十五歲にして、同七年十月五日に卒しけり、左少將高次、高虎が男、初め幼けなかりし時、伏見の御館にて、大御所の見參に入り、慶長十一年(一作十二年)正月廿八日、關東に參て、將軍家に見參し、元和二年正月十九日、大學助從五位下になさ

れ、父が家繼で寛永十一年七月廿二日從四位下に叙し侍從に任ず、寛文六年十二月廿八日、左少將に轉じ、同九年九月廿九日、致仕し、延寶四年十一月十六日卒す、その子從四位下和泉守高久、家を讓られて、此年寛文九年十二月廿五日侍從に任ず、

○佐渡守藤原高通、高次が二男也、伊勢の國久居(ヒサヰ)の地を分ち讓らる、(五萬石高次が三男正次郎某三千石の地を分ち讓られしなり、)

藤堂宮内少輔高吉は、丹羽五郎左衞門長秀が三男、幼名は仙丸、天正十年の春、太閤秀吉いまだ羽柴筑前守といひし時、長秀が家に酒宴せられし日、舍弟美濃守秀長に男子なく、御子一人賜るべしとて、仙丸が四歳なるを請て、秀長の子とす、此年六月信長討れ給ひし後、柴田羽柴、不快の事起る、長秀柴田と親しく、領國亦境を同じくしたれば、頓て仙丸を取て、但馬の出石城に置く、これ長秀が柴田に組みすまじき事を謀れるなり、明れば天正十一年秀吉柴田を討ちし事、長秀が與力せしが故なれば、悅ぶ事限りなく、仙丸も秀長の寵愛淺からず、仙丸十歳の時に及び、秀吉の仰として、藤堂佐渡守高虎の子になされて、藤堂宮内少輔高吉とめさる、高吉養父高虎と共に朝鮮の軍に、度度の高名を顯し、關が原の合戰の時、父と共に關東の御方して、自ら彼處に戰ふ、高虎所領の地を給ひし時、本領たれば、高吉又二萬石の地を分ち領す、其後高虎、高次を生む、實子なれば、高次父が跡を繼ぎ、高吉は終に家臣の如くになり果て、其子孫今に藤堂の家にあり、

●森

○左中將兼美作守源忠政は、三左衞門尉可成が六男、舍兄武藏守長一が嗣なり、はじめ陸奧守義家朝臣の六男、森六郎義隆の末葉、美濃の國の住人森左衞門尉泰家、當國の守護土岐伯耆守賴貞(一作賴員)に屬せしより、累代の子孫、彼家の被官たり、天文年中土岐兵部大輔定明が亡びし時、泰家九代の孫左衞門尉泰政戰死す、三左衞門尉可成は泰政が嫡男なり、可成初め齋藤山城入道道三に隨ひ、其後織田上總介信長の家人となりぬ、織田殿美濃の國を從へ、今川の多勢を破り、義元を討ち、武威を近國に奮ひし事、偏に可成が謀ゆゝしきに因る所なり、元龜元年九月坂

本の合戰の時、一戰に利を失ひ、忽に討死す、彼の二男武藏守長一、（初め勝藏）父に劣らぬ剛の者、十六歲より軍して、度々の高名を顯はし、當時京家の輩は、鬼武藏とぞ名付たる、甲斐の武田が亡びし時、長一先陣を承る、信濃甲斐上野等の國々打従へ、信濃の更級高井水内埴科四郡を賜て、海津の城を築く、前亡の餘類、こゝかしこに蜂起したるを押寄せ押寄せ打破て、首三千を斬て、織田殿へ參らす、舍弟蘭丸美濃の國岩村の城を賜ふ、（五萬石）是れしかしながら、父可成が舊功に報ぜられし故なりけり、此年信長討れ給ひし時、蘭丸坊丸力丸三人の兄弟、一所に討死す、武藏守此由を聞て、急に都に馳せ上り、明れば天正十一年羽柴筑前守秀吉、越前の柴田を滅し、美濃の屋形を（三七信孝）失ひまゐらせ、美濃の國金山の城を長一に與ふ、十二年の春、秀吉また北畠殿失はんとす、長一が舅池田紀伊入道勝入これに組す、長一同く秀吉の方人して、三月十七日、尾張國犬山の邊羽黑といふ所にて、德川殿の先陣酒井左衞門尉忠次等と戰て、散散に打なさる、長一口惜しき事に思て、速かに討死して、此度の恥、雪がん者をと思ひ定め、舍弟千之助、世嗣たるべき由、一封の書に記し、秀吉の方に殘して、四月九日長湫の戰に討死せり、後秀吉此書を見て、さては兼てより、我が爲に死を決してけりと、深く感じ、遺言に任せて、舍弟に家繼がせ、羽柴を名のらせ、右近大夫になし、忠政とめす、明れば十三年七月、自ら關白せし時、忠政にも侍從させ、我姪を以て彼妻とせらる、同十八年、信濃國川中島の城に移る、（十二萬石）太閤薨じ給ひし後、大坂の奉行等、竊かに軍勢を催し、德川殿のまします伏見の御館を襲はんとす、德川殿の方にも、餘多の大名、馳集て御館を守護し參らせんとす、斯ては中々世の騷ぎとも成るべしとて、まづ人々をば歸さる、忠政一人、人人に後れ、遠侍に伺候して己が館には歸らず、德川殿此由を聞召し、重ねて御對面あつて、其志を感じ給ふ事淺からず、程なく東西の軍、一時に起りし時、忠政初め東國に馳せ下り、又引返し、中納言殿の御供して山道を上り、眞田安房守昌幸を防がんがため、本國に留る、慶長八年二月六日、美作の國を賜て移る、（十八萬六千五百石）大坂前後の軍に從て、打取る首二百六つを獻る、其後美作守に任じ、本姓に改め森と名のる、

寛永三年八月十九日、左中將になさる、（少將を歴たりしにや、其事武家補任には見えず、）同十一年六十五歳にて卒す、嫡子大膳亮重政、二男虎松丸、三男右近大夫忠廣、皆悉く父に先立ちて卒す、忠政、外孫内記を養うて嗣とす、侍從長繼（則ち内記）忠政の外孫にて、家人關民部成次が嫡子、外祖忠政の嗣となり、寛永十一年從四位下、十七（一作十八）年侍從、延寶二年四月廿六日家を讓る、嫡子從四位下美作守忠繼、家繼ぎし年、三十八歳にて卒し、其男（萬右衞門と申）幼けなかりしかば、成長の程、忠繼の弟伯耆守長武、權に國の事を行ひ、延寶二年十二月侍從に任ず、

○對馬守源長俊、長繼の三男、延寶四年四月廿五日父が請に依て、所領を分ち賜ふ、（一萬五千石）

○備前守藤原長政（關と稱す）美作守忠政の家人、關民部成次が二男、母は忠政の娘也、舍兄長繼、忠政の家繼ぎて後、長繼が請に依て、將軍家に召出され、長繼所領を分ち與ふ一（二萬石）

藩翰譜第七下終

藩翰譜第八上

●毛利　後賜松平

○中納言輝元入道宗瑞は、參議大江朝臣音人十代の孫、前陸奥守正四位下廣元の後胤なり

家の系圖には、平城天皇の皇子阿保親王の御子、備中守本主の子、音人初めて大江の姓を賜ふとしるせり、新編纂圖も是れに同じ、たゞ本主に姓を賜ふと記るせるのみ異なり、本朝皇胤紹運録には、音人を阿保親王の御子の例に載せたり、然れば大江の姓は阿保親王の御末と見えし、されども、公卿補任には、大江朝臣音人は備中介正六位上本主が男、先祖本姓は土師なり、延暦天子の外戚を以て、改めて大枝となる、音人に至て、枝を改めて江となす、母は中臣氏、阿保親王の侍女と云々、拾芥抄に大江は右京の人土師の宿禰淨繼、大枝の朝臣の姓を賜ふ、貞觀八年三月廿二日大江とす、此二書に依れば、大江は、もと土師姓なり、新撰姓氏錄に、土師は天穗日命十四世の孫、野見宿禰の後也とあり、されば大江の先は天穗日命より出て、菅家は土師姓なれば子孫多けれども、官位至らずとて、土師姓の事を誹りてしるす事あり、江帥自ら土師の子孫たらんには、おのが先祖の事、かくはなどいひけん、公卿補任には、母は中臣氏、阿保親王の侍女とあれば、もしくは音人實は親王の御子なるを本主が子とせしにや、覺束なき事なり、

廣元初め鎌倉右大將家の政所の別當となり、賴經の時に至て、四代將軍の遺老、當代の有職にて、凡そ將軍家の例式、多くは此人の撰み定めし所なり、廣元の四男毛利左近將監季光、始て安藝介に任じ、季光を新編纂圖に季元につくる、又毛利と名のる事、東鑑を按ずるに、廣元相模國下毛利の庄を領せしと見ゆ、子息等初めて、かくは名のりしにや、季光が子孫、安藝國高田郡吉田庄の地頭職に補せらる、季光十一代の孫、備中守弘元、當國高宮郡多治比郷に住し、四人の男子あり、嫡子備中守興元、二男少輔次郎元就、三男少輔三郎元綱、四男上總介就勝、興元早世し、其子幸松丸八歳にて家を繼ぎ、十三歳にて死す、一説幸松丸九歳にして早世すといふ元就就勝、興元が遺領を爭ふ、出雲國の守護尼子伊豫守經久、就勝に方人

して、元就を打亡さんとす、元就頓て吉田の城に立籠て、其由を以て義植(ヨシタネ)將軍に訴へ申しければ本領安堵の御書を、元就にぞ下し給ひける、元就また長門の國に使立て、大内左京大夫義興に屬す、

毛利家傳には此頃元就三百貫の地を領すといふ、一説に興元の遺領三千貫の地なりしともいふ、又是より先き元就、母の讓りを受けて、多治比七十五貫の地を領し、三百餘人を召し集めて、猿掛山に要害を構へて住せしともいふなり、

初め永正四年(校本改十一年)十月當國の守護武田太郎左衞門尉元繁、吉川駿河守興經と戰ふ事ありしに、(吉川は、當國山縣新庄を領せしとなり、)元就生年十八歳、吉川を助けて、武田が勢を打ち破り、元繁と組んで首を斬る、興經悅ぶこと限りなく、頓て其娘を以て、元就が妻となす、天文九年八月、尼子伊豫守經久、嫡男右衞門督晴久、父子六萬騎を從へ、吉田の城に向ふ、元就僅かに八千人を引具し、一日の間戰ふこと三度に及び、手合の戰、既に勝軍したりけれど、敵もとより多勢なれば、陣城二箇所に構へて、遠攻にこそ、したりけれ、大内此由を聞て、陶尾張守晴賢に、一萬騎を附けて、元就を助く、明れば天文十年正月七日の戰に、元就先陣して、尼子が多勢を打破りぬ、毛利尼子と戰ふ事、年を經て、其勢既に疲れぬと見てければ、武田刑部少輔清重、父が仇、報せんとて、五千餘騎を率して、吉田の城に向ふ、(清重は元繁が子なり)元就また武田が勢を打破り、首七百三十餘斬て、同き年の三月、清重が金山の城に押寄せ忽に攻落し、武田は終に亡びてけり、かゝる所に天文廿年九月朔日、大内左京大夫義隆、陶尾張守晴賢がために、失はれぬ、元就是を聞て、速に晴賢を誅して、義隆の舊恩に酬いんとて、又晴賢と戰ふこと年を經て、弘治元年十月晦日の夜、晴賢が六萬餘騎、嚴島に陣したるに、元就が兵二萬人、兵船に取乘て押渡り、夜に紛れて切て懸る、陶が軍勢、一支も支へずして、さん〴〵に逃げ散るを、首四千七百十八きつて捨つ、晴賢遁れかねて、終に腹きつて死す、かくて晴賢が押領せし國々を從へて、備前の國をも攻めしかば、宇喜多直家降參す、嫡男隆元を、周防の國に留めて、豐後の大友を守らせ、我身は二男元春三男隆景を打連れ、出雲國に向ひ尼子と戰ふ事、すべて七年、晴久死して其子右衞門督

義久繼ぎ、永祿九年に及びて、終に富田の城を攻落し、右衛門督義久降參す、（藝州長田延命寺に住し瑞閑と號す）元龜年中尼子の一族孫四郎勝久、出雲國に打入り、因幡伯耆等の國々彼れに隨ひしも遂に毛利がために打破られ、其後播磨の國佐用郡上月の城に立籠り、織田殿西國に發向あらば、先陣仕るべしと申せしかど、天正六年に毛利がために打負け、勝久幷舍弟助四郎通久自害す、義久入道瑞閑が子孫は、毛利の家に在りて、今は佐々木と名のるといふ、

かくて元就が領するところ、安藝周防長門備中備後因幡伯耆出雲隱岐石見、合せて十箇國、自ら十州の大守と名のる、年既に老いぬれば、隆景元春を大將として、西國四國に師を出し、また備前の宇喜多が叛きしをも、子息等に攻めさせて、我身は安藝にぞ住しける、この人弓馬の道に暗からざるのみにあらず、敷島の道にも心を寄せ、よめる歌、秀逸の作多く、三條西殿を判者として、詠草一卷えらび、大江朝臣元就詠草とて、世の人いまも傳へけり、されば文武の名譽、四海の內に遍かりき、中にも人皇百七代正親町院の御宇に當りて、弘治三年十一月廿七日、御踐阼の事まし〱けれども、五畿七道、一同に亂れ、三年を過ぐるまで、御卽位の禮、行はるべきやうもなかりしに、元就これを傳へ聞きて、彼の科を調進し、大禮旣に成りしかば、其勸賞として大膳大夫になされ、菊桐の御紋、下し賜ひ、又陸奥守になさる、是れは先祖廣元の先蹤を追はれけるとぞ聞えける、足利殿も（義輝の御事）此事を御感あつて、錦の御鎧直垂を下し賜ひて、鎭西の守護職に補せられしは、あり難かりし事共なり、元就多くの男子あり、嫡男隆元、（大膳大夫）二男元春（吉川駿河守）三男隆景、（小早川左衛門佐）四男元秋、（少輔十郎尼子の家をつぐと云）五男元淸、（穗井田備中守、これ宰相秀元の父也）六男元政、（少輔六郎系圖には七男の由なり）七男元康、（紀伊守といふ）八男元綱、（後に久留米藤四郎秀包といふ）とぞ申ける、嫡男大膳大夫隆元は、父に先立て卒す、其子中納言輝元なり、元龜二年六月元就七十五歳にて、吉田の城に卒し、嫡孫右馬頭輝元年十九歳にて家を繼ぐ、叔父元春隆景、家人等と相議て、軍國の事を裁斷す、天正元年、義昭將軍、織田信長のために、京都を逐れ給ひて、毛利を賴ませ給ひしかば、備後の國鞆の浦に迎へ奉り、よきにかしづき奉る、信長安からぬ事に思ひ、同き五年の比ほひ、毛利と織田との

軍起り、羽柴筑前守秀吉、大將を賜り、まづ播磨の國を打從へ、備前の國を初めて因幡伯耆の國人等を降し、同き十年の春、備中の國に攻入り、冠河屋等の城を落し、高松の城を攻む、輝元元春隆景八萬餘騎を率ゐて、後まきせんとて打出づ、信長の軍勢、また雲霞の如く攻め下ると聞えしかば、毛利の人々相謀り、備中備後伯耆三箇國を、信長にさげ渡し、中直りすべしとて、秀吉の元に使して、長く兩家のよしみを、結ぶべきよしを云ひ送ること、度々に及ぶ、かゝる所に同き六月二日、信長、明智が爲に失はれ給ふ由、秀吉の陣に聞ゆ、秀吉ちつとも包まず、毛利が使に向ひ、織田殿既に逆臣のために、討れ給ひぬ、かくても猶輝元が秀吉と好み結ばん事、初めより聞く所の如くにやあらん、今は又違ふ事やあるべき、汝とく歸りて此由を語り、汝が主の思はんやうを急度承りて來れ、其上にてこそ返答には及ぶべけれとて、歸へさる、輝元宗徒の人々を召集めて、此事を僉議す、當家信長にこそ中直らんと云ひけれ、秀吉が爲にあらず、信長忽ち討れし事、偏へに當家の幸なり、一まづ本國に引返へし、世の成り行かん樣を御覽ずべうもや侍らんと、皆一同に申しけり、小早川左衛門督、これを聞て、隆景存ずる處、人々の議に同じからず、抑も本朝の兵革、頻りに動きて、ここに百餘年、天下の亂、既に極りぬ、世また泰平に屬すべき期、やゝ近きにあり、此時に當つて、自ら天下の權を握り、海內の亂を攘ふべき人、などか無かるべき、此年頃かの秀吉の振舞ひを傳へ聞くに、其事もし此人にやありぬべき、去れば此度信長が死せし事、秀吉の身に取つては、深き禍には似たれども、これ然しながら、天下この人に歸しぬべき時、既に至りぬと覺ゆるなり、廣く此人の振舞ひを論ずるまでも侍らず、いま兩家よしみ既にならんずる時に、臨みて、たゞ尋常の心ならんには、如何にもして、信長が死を深く隱し、堅く盟を結びてこそ、其事をも披露あるべけれ、それにかく眞直に申送る條、甚だ以て不敵なり、然るに今初めの言葉に引替へて、秀吉と中違ひしたらんには、永く兩家の仇を結び、我が家、遂に彼れが爲に亡びん事、遠き日にあるべからず、只この儘に中直りして、前途後榮を、此人と共に期し給ふに若くべからずと、餘義もなく申されしか

ば、福原越前守廣俊、秀吉の陣に行き向ひ、信長の死を弔ひ、和睦の事、變ずべからざる旨、輝元を始めとし、吉川小早川の人々、皆起請文を送られたり、秀吉大に悦で、此よしみ長く易ふ事、あらじとて、これも起請文かきて給ひけり、此上は逆徒速かに誅伐あるべしとて、明れば六月六日、秀吉備中を立て都に趣く、輝元やがて秀吉に加勢して、叔父藤四郎元網に、桂民部大夫附けて、人質にぞ出されける、此時秀吉の請に依て、鉄砲五百挺弓百挺旗三十流を以て援けしなり程なく明智亡び、天下遂に秀吉に歸せし事、隆景の思に違はず、かゝりし後、秀吉毛利がこと愚そかに思ひ給はず、自ら關白に任じ給ひし時、輝元に從四位下させ、次第に官位昇進して、天正十六年四月十日、參議に任じ、慶長二年三月十日、從三位權中納言に至り、一門多く納言侍從に歷昇る、此時輝元、安藝周防長門備後隱岐出雲石見等を領し、百二十萬五千石といふ、筑紫の陣を始めとして、朝鮮七年の軍に至て、或は自ら打向ひ、或は軍勢を差向け、城守らせ、軍させ、度々の戰功少からず、慶長三年の秋、太閤薨じ給ひし時、御跡の事、頼み給ふよし、輝元に仰せ置れき、同き四年の春、大坂の奉行等、利家秀家輝元等を初め、宗徒の大名勸めて、德川殿失はんとせしかども、事ならずして、石田三成、職を去つて、己が所領に引き籠る、明れば五年の二月輝元おのが館に、德川殿を請じ參らせ、兩家兄弟の好みをなすべきよし、起請文を書て獻る、毛利の家に傳りたる千鳥荒波といふ二つの刀あり、千鳥をば太閤へ參らせて、荒波ばかりぞ殘つたる、此日かの荒波を德川殿に奉り、頓て本國に下向す、此年の夏、德川殿、奥の上杉、退治のため、御發向ありしかば、輝元、吉川安國寺等を大將として、軍勢をさし下す、かゝる所に、安國寺の惠瓊、石田三成にかたらはれ、輝元を、とかく勸めて上方の大將軍となし立てゝ、大坂の城に迎へ入れ、德川殿失ふべしとぞ議したりける、輝元が養子秀元を大將とし、吉川安國寺に多勢附けて、海道を攻め下り、伊勢の國に打入る、東國の先陣、馳せ上つて、美濃の國岐阜の城を攻落し、大柿の城に打向ひ、赤坂の宿に陣を取る、毛利が軍勢、此由を聞て、これも同じく美濃國に向ひ、南宮の山に陣取たり、德川殿程なく上り給ひ、軍既に明日に極る、吉川駿河守廣家、忽に心がはりし、密かに德川殿の御陣に、人質

を參らせ、毛利が家、亡されざらんには、廣家御方にまゐるべきよしを申す、德川殿この由を聞召し、まづ人質をば返へされたり、かくて關が原の合戰、上方の軍勢、悉くに敗れ、安國寺が勢、一支へもなく逃げ散り、吉川また德川殿の御陣に參る、秀元今は戰ふに及ばず、大坂に引返す、東國の軍勢、續て攻め上ると聞えしかば、輝元大に驚き、大坂の城を去り、木津の別業に遁れ、入道して、降人になつてぞまゐりける、德川殿累代の家、一時に亡びん事、不便の事なりとて、周防長門を賜て、其餘の國々悉く沒收せらる、此後輝元入道宗瑞、家の事をば秀元に讓り、我が身は長門の國萩の城に住し、秀元は同き國府にぞ住しける、初め輝元、男子なかりし時、叔父穗井田備中守元淸が嫡子秀元を子として、後二人の男子をまうく、兄は秀就、弟は就隆と名づく、秀就童名は松壽丸、其後藤七郎と改め、慶長四年に叙爵して、長門守に任ず、同き五年十月十一日に侍從になされ、十三年六月、大御所の御孫女三河守殿の御娘、秀就の家に入り給ふ、大坂の軍起りし時、秀元秀就共に關東に馳せ向ひ、東西和睦あつて後、二人同じく本國に歸る、再び軍起りしに、秀元速に馳上りて軍す、秀就は海路心に任せずして、軍散じて後に參る、寬永二年四月廿七日、輝元入道宗瑞、年七十三歲にて卒す、同き三年八月十九日、秀就少將に任ず、八年十月五日參議秀元、秀就に家を讓る、秀就國務を行ふ事、凡そ廿一年、年五十七歲にして、慶安四年正月五日に卒す、（秀就に御家號を賜ひし事、いづれの時といふ事を知らず、）子息大膳大夫綱廣、承應二年十二月十一日、元服し御諱字を賜り、從四位下に叙し侍從に任ず、（御刀を賜ふといふ）

參議兼甲斐守大江秀元は、元就の五男、穗井田備中守元淸が男、（元淸は備中國中山の城にあり、秀元は元淸第二の男と云なり）初め元就卒し、嫡孫輝元家を繼ぐ、天正十二年、元春、隆景、備中の國に至り、秀元いまだ宮松丸と申て、年僅か五歲なるを見て、（武家補任の秀元が卒年を以て、逆に推すに、此時は六歲なるべきにや、されど是はかの傳記の說なり、）隆景この幼き人の、父元就に似たまひし事の怪しさよ、如何さま只人にてはおはすべからず、輝元いまだ世嗣なし、毛利の家つぐべき人、此人にや侍らんと云ければ、舍兄元春、我もさこそは存ずれとて、兄弟共に相謀り安藝國へ伴ひ、輝元の見參に入る、輝元大に悅て、頓て養て子とす、秀吉世を知召して

後、輝元の人質として、大坂に參る、關白殿この幼き者、よのつねの人にあらずとて、事に觸れて譽めさせ給ふ事多かりき、文祿元年の秋、大廳の御違例、名護屋の御陣に聞ゆ、太閤大に驚かせ給ひ、急ぎ御船に召され、大坂に趣き給ひしに、豐前の國大浦の沖にして、御船巖に馳せ懸り、忽に碎く、宮松丸も安藝國廣島にて御待まうけすべしとて、これも名護屋を立て同じく上る程に、此由を見奉りて、おのが船を馳て追つき、難なく太閤を助け奉る、殿下深く感じ思召し、大坂に伴ひ給ひ、頓て都にのぼせて、正四位下に叙し、侍從に任じ、家號なのらせ、諱字賜りて、秀元と召さる、明れば二年三月、秀元を名護屋に召して、急ぎ朝鮮に渡つて、晉州の城を攻め破るべき山を仰せ下さる、秀元一方の大將を承り、彼の國に向ひ、六月廿九日晉州の城を攻落し、打取る首一萬餘、名護屋の御陣へ獻り、又釜山浦の戰に、勳功を顯はす、此勸賞に參議從三位になさる、是は毛利家傳記の說なり、此後太閤より賜ひし御教書にも、宰相と見えたり、公卿補任を見るに、秀元參議從四位下たる事は、慶長九年に見えたれば、徳川殿天下を知召して後の事なり、覺束なし、歸朝の後、太閤の聟君には、なされてけり、慶長二年、再び朝鮮に至り、王城近く攻め入り、引返して、西生浦に陣取り、蔚山の後卷して、本朝に歸る、太閤薨じ給ひて、朝鮮に在りし軍勢、迎へんがため、秀元筑紫に下向せし所、軍全くして歸りければ、渡海に及ばず、幾程なく輝元、石田三成に、かたらはれて大坂に上り、徳川殿を失ひ參らせんとす、秀元大に驚き、輝元を諫めて、秀頼いまだ幼なくまします、如何で内府を善しとも惡しとも思ひ分ち給ふべき、殊に君は近頃内府と親しうならんとて、誓ひを結び給ひしとこそ承るれ、それに幾程もなく、其誓を背きて、奉行等が方人し給はん事、ゆめ〳〵然るべからずと云ひしかど、輝元これに從はず、秀元力及ばずして、さらば君は秀頼の御供して、東國に攻め下り給ふべし、秀元先陣仕らん秀頼自ら向ひ給ふと聞えなば、内府に從ひて奥に下りし人々、みな御陣へぞ參らんずらん、さなきに於ては、などか御方、勝軍せでは候ふべきと、言葉を盡し勸めしに、これも猶用ゐられず、三成が下知として、秀元勢田に陣を取り、伊勢の國に打向ひ、又引返して、美濃の國に趣き、南宮の山に陣取つたり、去程に關が原の戰、東西既に矢合すと聞えしに、毛利が先陣

吉川、心變りして、秀元が下知に背き、諸卒を制して戰はず、上方の軍、悉くに敗れ、南宮の味方、一支もなく逃げ散り、吉川また德川殿に參りしかば、秀元戰ふに堪へず、東國の多勢を押分け〱大坂に歸る、輝元大に驚き、秀元にも謀らず、大坂の城を去て、おのが別業に遁れ、入道して降人に成て參る、かくて輝元餘多の國々、沒收せられ、周防長門兩國を賜り、長門の國をば秀元に讓り與ふべしと仰せ下さる、秀元此由を承り、輝元が嫡子の、はべれば、兩國の事をば彼にこそ賜ふべけれと申して、我身は僅か豊東豊西豊田三郡を領し、長門の國府に住して、長門守秀就が成人の程、彼家の事を執り行ひ、常に關東に伺候す、頓て兩國の公役、免除せらる、（これ當時城普請等の事なり、）秀元の妻、失せし後、大御所の御養君、かの家に入らせ給ひけり、（松平因幡守康元の女也）大坂の軍起りし時、秀元秀就、關東に侍ひしを、御跡に留めらる、秀元、水野監物忠元に就きて、大御所に訴ふるは、秀元忝けなくも、御養女を下されて、妻とし、秀就また御孫女を迎へ奉る、如何でかく御心をば隔て給ふらん、あはれ御許を蒙り、秀就を引具し馳せ向て、一方の先陣を賜らばやと望む、大御所、伏見の御陣にて、此由を聞召し、頓て二人を召されたり、東西御和睦ありし後、秀元秀就、本國に歸る、元和元年の五月、軍再び起ると聞て、秀元秀就に牒狀し、夜を日に繼て上る程に、西海南海の諸軍勢、いまだ一人も參らざりしに、大坂に馳せ着き、軍して、首三百餘切て獻る、（此内證據正しき首撰で、百五十を奉りしなり、）秀就は、軍散じて後、馳せ參る、秀元御感に預る上は、秀就別の御咎もなし、寛永の初、秀元關東に伺候しける時、輝元入道宗瑞、秀元の許へ使下して、（井原加賀淸水信濃といひしものなり、）我家むかし領する所の地、十箇國に及べり、今入道が身に及び、わづか兩國の賦稅を以て、彼の累代の家人に充て行ふに、上も下も悉くに貧しく苦しみて、軍國賦役に堪ふる事を得難し、既に公役に奉ずる事を得ずんば、國賜らん事、其詮なきに似たり、たゞ須らく兩國の地を以て、將軍家に返へし奉るべし、如何にもして宰相の計らひにて、我家滅びざらん樣を賴み思ふ所なりとぞ云はせける、秀元大に驚き、土井大炊頭利勝に就きて、此由を歎き申す、大相國家、聞しめされ、秀元いかにも計らふべしと仰せ下さる、秀元まづ、

周防長門の地を丈量す、初め兩國の租入、合せて三十七萬斛と聞えしを、今代の法を以て量るに、凡そ七十八萬斛を得たり、入道此由を聞て、悦ぶこと限りなく、安堵の思ひをなしてけり、同き二年宗瑞入道卒しぬ、八年十月五日に秀元、秀就に家を讓る、自ら五萬石を領し長府の城にあり、かくて左大臣家の御時に至て、秀元むかし年纔に十四五にて、朝鮮を伐たれし大將を承りし事を聞召し、此人たゞ人にあらざりけり、去れば文武の名譽、世の人にも、許されたり、門葉といひ、官位といひ、家光が友とすべき人、此朝臣に若くはなしと仰せありて、常に御前に召され、昔今の物語ども聞召す、これを世には御はなしの衆といふ、十七年の秋、興多からん地を撰ばれ、海に向ひ山に倚り、品川の邊に假の御所を構て、秀元御儲けすべしと仰せ下され、九月十六日、かの御所にならせ給ふ、總て御儲の次第、心も詞も及ばれず、終日の御遊、事終り、いざよひの月出で、あるじ歌よみて、奉りしかば、御感殊に斜ならず、引出物多く賜て、還御なる、また正保元年の秋、昔の遊興、忘れ難し、此度は西城にて御饗應仕るべしとて、十月九日、山里の御所を貸し給て、御まうけす、物を賜ふ事又多し、かくて秀元年積りて七十二歲にて、慶安三年閏十月三日に卒し、嫡子從四位下和泉守光廣、家を繼ぎ、承應二年七月二日、三十八歲にして卒す、武家補任を按るに、寬永十二年從四位下和泉守になさると云々、寬永三年九月、行幸の記に、毛利侍從光廣と記せり、初め從五位の侍從になされ、十二年に四位に昇れるにや覺束なし、また元服の時、御諱字賜りしといふ、何れの年にや知らず、其子甲斐守綱元、父が家を繼ぐ、寬文四年十二月廿五日從四位下の守に任じ、御諱字を賜はる、此流毛利と稱す、

日向守大江就隆、毛利と稱す、輝元入道の二男、周防の國德山を分ち讓らる、五萬石 其子日向守元賢、父卒して家を繼ぐ、

刑部少輔大江元知、毛利と稱す、秀元の二男、父の所領を分ち賜ふ、長門の地にて一萬石を領す 慶安四年八月十六日に叙爵す、男子二人、嫡男伊豫守元武、延寶元年十二月廿八日叙爵、二男權三郎元平といふ、

●島津　後賜松平

○修理大夫源義久入道龍伯は島津豊後前司忠久が後胤なり、忠久初め後鳥羽院の御宇、建久四年鎌倉の右大將の仰を蒙り、薩摩の國の守護職を賜る、其身

は大番役に從つて、都に在ること凡そ三年、まづ郎等本田次郎を、薩摩の國に下し、國務の沙汰せしむ、同き七年、本田上洛して、忠久を迎へ國に下る、忠久まづ當國出水の山に着て、莊内に移る、右大將家の御敎書に任せて、薩摩の國は云ふに及ばず、大隅日向の國人等、守護の下知に隨はざる輩、悉く退治して、其後薩摩の國鹿兒島に住す。（是迄鹿兒島には矢神といふ者あり、忠久これを滅して、こゝに移りしといふ、已上島津家譜に出づ。）

島津系圖幷新編纂圖を合せ考るに、右大將賴朝の子七男あり、其中比企判官能員が妹、丹後の局が腹に二人あり、兄は島津宗兵衞尉忠久、弟は若狹兵衞尉忠季、これは承久三年宇治川の合戰に討死す、系圖に曰く、忠久治承三年に生れて十八歳の時、建久七年七月一日、薩摩の國に下向して、薩摩大隅日向等の守護となり、嘉祿二年三月廿一日、六十歳にて卒す、忠久、畠山重忠の娘に添て、男子三人を設くといふ、按るに治承三年に生れて六十歳にして、嘉祿二年に卒すといふは、傳寫の誤れるなるべし、斯の如くならば、四十八歳にて卒せるなり、六十歳にはあらじ、又東鑑には安貞元年六月十八日辰の刻、島津豐後守從五位下惟宗朝臣忠久卒とあり、嘉祿は二年にて安貞と改元ありしかば、忠久が卒せし年、系圖とは一年の違ひありて、月と日とは共に異なり、又東鑑の記す所を見るに、島津もと惟宗姓なり、源氏にはあらず、其家の系圖にも新編纂圖にも、宗兵衞尉と載せたれば、惟宗姪たる事分明なり、何れの程より源氏とは名のれるにや、又其系圖の傳ふる如く賴朝の御子ならば、源氏たること勿論なり、如何なる故にか惟宗姓とは名のりしや、覺束なき事どもなり、又東鑑建仁三年の記に、九月二日比企判官能員が討れし時、同四日島津左衞門尉忠久、大隅薩摩日向の守護職を收公せらる、能員が緣坐故也と云々、然れば此時に、彼國々の守護職をば停められぬ、又安貞元年の記に、豐後守と記したれば、後には豐後の守護となれると見えき、系圖を按ずるに、忠久が嫡男三郎兵衞尉忠義、大隅守となれり、此時より再び大隅の守護とは成れるなるべし、〇世に傳ふる傳記に曰く、比企藤判官能員が妹、丹後の局、懷妊の事あり、二位殿安からぬ事に思ひ給

ひ、人に仰て由比の濱にて海に沈めんとせらる、此仰せ承りし人、痛はしく思ひ、とかく計らうて落す、攝津の國渡邊の邊に至て、住吉に詣で、、四社の明神に胎内の御子、安全の事祈り申さる、かゝる所に產の氣、頻りに催しければ、力なく瑞垣の傍なる石に腰うち掛て、平かに男子を產めり、はかぐゝしく付き隨ふ人もなきに、餘多の狐來り集りて擁護す、かの腰掛けし石、今も島津石と名づけて、住吉の邊にあり、其後丹後の局、鎌倉に召返へされ、八王寺民部大輔に賜り、若君をば畠山庄司重忠に預けらる、重忠子として十三歲の時に烏帽子きせ、忠久と名のらせ、聟となす、大隅薩摩兩國を賜り、島津又三郞忠久といふと云々、此說は覺束なき事共あり、まづ系圖に依れば忠久は治承三年に生る、此時右大將家は、いまだ伊豆の國の配所にましませし頃なれば二位殿丹後の局を、由比の濱に沈めんとせられしといふ事、誤れるなり、丹後の局召返へされて、八王寺が妻とせらしといふも、如何あるべき、此後又この局の腹に賴朝の御子若狹守忠季をまうけたり、畠山が烏帽子きせて聟とせし事は勿論なり、子とせしといふも覺束なし、子としたらんには、など畠山とは名のらざらん、又薩摩大隅を賜て、島津と名のるといふも浮きたる說なり、兩國賜りたればとて、謂れなくして、如何で島津とは名のるべき、世の傳ふる所、誠とし難きに似たり、〇又忠久は近衞攝政基通公の御子たりといふ說あり、系圖家譜にも見えず、如何なる據り處にや覺束なし、昔の事は知らず、近頃島津が、かの御門下に親しく祗候する事は謂れありと見えき、世の傳ふる所を以て、公卿補任等を合せ按ずるに、近衞の關白前久公、御出奔、永祿十一年忽ち武命に違はせ給ふ事ありて、御出奔、此年十二月十六日、關白を停められ給ひ、忍びて丹州に御座ある事、凡そ十五(校本改七八)年、天正三年六月廿八日御歸洛、同年九月廿日、又薩州へ御下向あり、世には流されさせ給ひしとも申すなり、島津が許に御座ありし事三年、天正五年二月廿六日御歸洛、同き七月廿日初て御出仕あり、この年月の御好みに囚て、慶長五年の秋關が原の戰に、島津打負けて本國に返りし時、彼が從類を御所の内に深く匿し

置かせ給ひしなり、島津また此事を忝き事に思ひ、

此後御家禮の好み、代々深しといふ、忠久より九代陸奥守忠國に至る其長男右馬頭友久は、兄なれども家を繼がず、二男陸奥守立久家をつぐ、立久が子陸奥守忠昌、忠昌に男子三人あり、嫡男忠治、二男忠隆三男勝久といふ、三人の兄弟家を傳へて、皆守護の職を掌る、勝久が代に當つて、右馬頭友久が曾孫修理大夫貴久、童名虎壽丸と云ひし時、勝久と不快の事起り、勝久遂に貴久が爲に國を出され、豐後の國に落行く、貴久やがて當國の守護となる、其嫡男修理大夫義久、二男兵庫頭義弘、三男左衛門尉歳久、四男中務大輔家久とぞ申ける、嫡男義久、家を繼ぎ、大隅日向を始として、筑前筑後肥前肥後豐前の國に至るまで、悉く打從へ、大友左衛門督義鎭入道宗麟を滅して、豐後の國をも併せんとす、豐臣關白、天下を知召し、初、前の日向國の守護伊東三位入道の舍弟民部大輔祐兵、殿下に給仕して、本國安堵の事を望み申ければ、關白かねて九州征伐の事を思召し寄り給ひし處に、天正十四年正月、大友又上洛して、島津御退治あらんには、先陣を賜はるべき由を望む、義久また鎌田刑部左衛門尉を使として、年比打從ふる所の八箇國の守護職、相違なからんには、急ぎ上洛して、殿下に伺候すべき由を申す、關白殿聞し召して、大隅薩摩は本領なれば、相違あるべからず、又日向肥後筑後、各半國を賜はるべし、日向の地半國は、伊東が本領なれば、彼に賜ふ、豐前の國に筑後肥後の半をば、大友に返へし、肥前の國をば毛利が家に附て、筑前國をば御領のために、獻るべき所なりと仰せ下さる、義久大に怒て、此國々は悉く義久が年比多くの軍して、打從へし所なり、凡そ地を爭ひ兵を戰はしむること、珍しからず、如何で秀吉の下知として、故なく彼等にさげ渡すべきとて、既に軍勢を催して、豐後の國に攻め入らんとす、此年の冬、關白の御使として、仙石權兵衛尉秀久、長曾我部土佐守元親、鎭西に下向し、義久が押領せし國々を受取らんとす、又黑田勘解由孝高、山陽道に下向して、毛利吉川小早川等が軍勢を催促す、これは島津もし殿下の御使に對捍せば、まづ鎭西に押渡つて、彼が押領せし國々攻め取らるべき爲とぞ聞えける、仙石、豐後の國に着きて、まづ島津が許

に使たつて、早く御下知に任せ、押領せし國々をさげ渡すべきよし催促す、義久いよ〳〵怒つて、其使を搦め取て、禁獄し、舍弟中務大輔家久を、大將として、其勢二萬を引わけて、豐後國に攻め入る、十二月十三日、仙石長曾我部、大友が勢を引具し家久と戰ひ、手合の合戰に打負けて長曾我部が嫡子彌三郎信親討死し、大友、府内の城を去て高崎の城に落行く、家久續きて府内の地に亂れ入る、大友高崎にも怺へかね、龍王の城へ落ち去りぬ、兵庫頭義弘、肥後の國を經て發向し、大友が城々、悉くに攻落す、毛利右馬頭輝元、此由を聞て、山陰山陽の軍勢を從へ、豐前の國に押渡つて、島津が勢と戰ふ、關白、仙石長曾我部が負軍しつと聞召し、自ら畿内畿外南海北陸の軍勢を帥ゐ給ひ、明れば十五年の春、都を立つて、先陣既に長門國赤間が關に着くと聞えしかば、義久が軍勢、豐後の國を去て、日向の國にて防ぎ戰はんとす、又關白の御使として、興山上人、一色の某と共に府内の城に來て、義久に對面し、速かに戰を止めて、殿下に伺候すべき由を陳ぶ、義久更に從はず、程なく關白の御勢、鎭西の地に押渡つて、二十五萬餘騎を二手に分けて、大和大納言秀長、山陰山陽等の勢を引率し、伊東祐兵を案內とし、豐前豐後を經て、日向の國に向ひ、關白、畿內畿外南海北陸等の勢を帥ゐ、筑前筑後を經て、薩摩の國に攻め入り給ひし程に、鎭西の國人等、冑を脫ぎ、弓を伏せ、降人になつて參る者、引きも切らず、島津兄弟、戰ひ疲れたる少勢にて、多勢のかたきと、此處彼處に戰ひ、散々に打なされて、本國に引返す、同き五月、關白の御勢、薩摩の國に亂れ入て、先陣既に鹿兒島に押寄せたり、島津も、今は防ぎ戰ふ事叶はず、義久自ら剃髮染衣の姿となつて、小童一人召し具し、太平寺の御陣に參る、殿下やがて御對面ありて、御氣色殊に宜しく、大隅薩摩兩國安堵の事、仰せ下さる、義久が舍弟義弘、歲久家久を始として、宗徒の家人郎等、みな見參に入る別の仰ありて、大隅郡七日向郡二の地を分ちて、兵庫頭義弘父子、幷家人伊集院新納等に下し賜はる、九州二島悉く平均に屬しければ、關白薩摩の國を立つて都に趣き給ひけり、同き六月十五日、義久鹿兒島を立つて、博多の御陣に參り、關白の御供して、大坂にぞ參りける、十六

年の冬、肥後の國人等、當國の守護佐々陸奥守成政に叛く、兵庫頭義弘、關白の仰を承て、軍勢を引具し馳向ふ、明れば十七年二月、國人等御下知に從つて軍を止む、義弘頓て本國に引返へす、程なく福島左衞門大夫正則、淺野彈正少弼長政、加藤主計頭清正、肥後の國に下りて、國人等悉く誅せらる、宇土修理亮顯孝が舍弟顯輝、また宇土の城に立籠る、小西攝津守行長、押寄せて攻めければ、顯輝こらへかね、城を落ちて、薩摩の國出水といふ所に忍び居たり、義久入道龍伯、殿下の仰を蒙て、軍勢を差向く、顯輝が家子郎等、さん〴〵に戰て、寄手の兵多く討れしかど、終に顯輝をば討つてけり、其後、義久入道、龍伯三位法印になされ、義弘四位の侍從になさる、義弘、また入道して、惟新と號し、子息忠恒、又侍從兼陸奥守になさる、秀吉後に攝州能勢郡五千石、同國茅野村千八百石、播州竪崎の庄三千二百石そへて、一萬石を賜ひしといふ、文祿元年、朝鮮の軍起る、義弘一萬人を率して、彼の國に押渡り、前後の軍、凡そ七年、中にも慶長三年十月朔日、泗川の城の戰に、大明の多勢を打破り、異國本朝に名を顯はす、異朝の書に義弘を石曼子としるせるは、此兵庫入道が事なり、されば此時大閤薨じ給ひ、我朝の軍勢、難なく引て歸らんこと、如何にも叶ふべからずと、皆人危み思ひしに、義弘一戰の功に依て、軍全うして、事終りぬ、德川殿豐臣家の奉行と議せられ、其勳功の賞として、慶長四年正月九日、義弘所領の地を加へ賜ひ、薩摩の内豐臣家御領の地、四萬石を賜ふといふ、忠恒四位の少將になさる、こゝに島津が家人伊集院右衞門大夫入道幸侃といひしは、天正十九年、主の島津が、既に亡ぶべかりしに、この幸侃關白の御陣に參て、歎き申せしに因て、義久兄弟が罪ゆるされ、本領を安堵す、されば關白にも彼が忠を感じ給ひ、大隅の内一郡の地を分ち賜ふ、かゝる奉公の者なれど、如何なる故にかありけん、慶長四年三月九日、陸奥守忠恒、伏見の館にして、これを誅す、幸侃が郞等、既に軍せんと、ひしめく、德川殿、忠恒が許に、御使あつて、御加勢賜はるべきよしを仰せ下さる、家人とは申せども、大閤の所領賜つたる者を、恣に討つて、都のさわぎ仕出しければ、忠恒其咎を憚りて、高雄の麓に蟄居す、德川殿、豐臣家の奉行等に仰せらる、旨あつて、忠恒その咎を免かる、德川殿頓て數十騎の兵して、忠恒を伏見の家に迎へ入れ給ひ、

忠恒本國に還る事を得たり、幸侃が子源二郎、父が討れしを聞て、日向國庄内の城に立籠り、要害あまた構て、島津と戰ふ、同七月、德川殿山口勘兵衛尉直友を御使にて、鏃二千暑衣百領、忠恒に賜りて、軍のやうを問はせ給ひ、九月また寺澤志摩寺廣高して、島津に加勢させ、又山口を差し下され、主從が間を和げさせ給へば、源二郎降參しぬ、明れば、五年の秋、兵庫頭入道義弘、石田に組みし、美濃の國關が原に出向ひ東國の人々と軍し、義弘さん〲に戰なして、既に討死せんとしけるに、猶子中務大輔豐久、入道を諫め、我身は取て返へし、時移るまで戰て討死す、一說に舍弟といふ、不審、島津家譜に中務家久は、天正十五年薩摩陣の時に軍終て後頓死せしと見えたり、豐久は家久が子なり、入道希有にして死を出で、德川殿の御陣に、郎等河上四郎兵衛忠允を參らせ、此度義弘思はずも、御敵と成て候こと年來の御芳志を忘れまゐらするに似たり、最これ入道が本意にあらず、只今御陣頭を罷り過ぎ候に依て、使者を參らせて案內を通じ候ひぬ、精しき事は、歸國の後、陳謝し申べき所なりといひ捨て、、道遮らんとせし野伏ばらを蹴散らして、攝津國住吉に至て、大坂に在りし父子の妻子、悉く取て、船五十餘艘に取乘り、日向の國に着きにけり、去程に、加藤肥後守清正、關東の御方として、同國宇土の城を攻む、小西攝津守行長が城なり、島津が軍勢、また小西を助けて、肥後の國に向ひ、清正が佐敷の城を攻む、清正宇土を攻め落し、八千人を率ゐて、先陣し、黑田如水入道、三千人にて後陣を打つ、肥後薩摩の境なる津名木水俣に陣取つて、義久と戰はんとす、か丶る所に、關が原の軍、破れぬと聞て、島津が軍勢、佐敷の城より引き返へす、龍伯敢て加藤黑田に向つて軍せず、福島左衛門大夫正則に就て訴へけるは、義久初より德川殿に、二心を存せず、舍弟兵庫入道が所行、甚以て奇怪の至なり、義弘本國に逃れ歸るといへども、既に對面を許さず、櫻島に押込め訖んぬ、御下知を待て、速に嚴科に處すべき所なりと申す、さらばとて、まづ加藤黑田が軍勢をば、召返へさる、其後龍伯入道、大坂に馳せ上りて、罪なきよし申披かんとせし處に、忽に病に伏しぬとて、家人鎌田出雲を以て愁訴を陳ぶ、同き七年四月十一日、本領安堵の御教書を、龍伯入道に賜ふ、入道大に悅び、病なほ平かならざれども、猶子

忠恒打連れて、薩摩の國を出でんとす、伊集院また謀反せしかば、彼れ退治のために來ることを果さず、此年十二月廿八日、忠恒伏見に來て、大御所に見參す、十一年九月朔日、忠恒再び伏見に來て、大御所に見參す、此日御家號御諱字賜て、家久と名のる、家忠日記追加に出づ、○太閤の家號許されて、今までは羽柴を名のりしなり、同十四年の春、家久望み請て琉球を擊つ、此年二月廿八（一作廿一）日南洋に泛みて、大島德島等の地に戰ひ、四月朔日那覇津に至り、琉球の兵を打破り、同き三日、中山王を生捕りて、本國に歸り、此由を注進す、七月七日大御所、御敎書を家久に御敎書を賜て、其功を賞せらる、明れば十五年八月八日、家久、中山王を具して、駿河に來り、大御所に參見し、夫より關東に趣き、同月廿八日將軍家に參る同十六年十二月十九日、義久入道龍伯卒す、七十九歲、家忠日記追加に出づ、創業記考異には十六年正月二十二（一作廿九）日卒すと云々、大坂兩度の軍には海上風穩かならずとて家久遂に參らず、此後家久妻子携へて關東に移る、これ鎭西の大名、妻子を關東に從せし始めにて、將軍家の御感、斜めならず、これに依つて、諸役御免あるべきよしを仰せ下さる、是れ島津が第一の奉公たるよし、かの家にて云ふ所なり、

元和三年七月、家久參議になさる、同き五年七月廿一日、兵庫入道惟新卒す、八十五歲、慶長五年の後は籠り居たりしとなり、家久寬永三年八月、從三位權中納言に至り、同き十五年二月廿三日、六十歲にて卒す、一說六十三歲と云ふ、左中將兼大隅守光久、家久の嫡男、寬永八年四月元服し、御諱字を賜り、從四位下侍從兼薩摩守になされ、同き十五年家を繼ぐ、六十萬五千八百石餘かねて將軍家の仰を蒙て、正保四年十一月十三日、武藏の國王子村にして、家從等に、犬追物射させて、御覽に備ふ、物を賜ふ事多く家臣等に及ぶ、獻る者も亦少からず、慶安四年十二月廿五日左少將になされ、廿六日子息綱久元服し、御諱字を賜ひ、從四位下に敍し侍從兼薩摩守に任じ、父光久大隅守になる、寬文十三年二月十九日、薩摩守綱久、年四十二歲にて、父に先立ちて卒す、光久嫡孫修理大夫綱貴を世嗣とす、綱貴初め寬文七年十二月、元服し、御諱字を賜ふ、四位下の侍從になされ、修理大夫を兼ぬ、延寶元年十二月廿八日、光久中將になされ、同二年正月七日從四位上に

昇る、

右馬頭源忠興は、（嶋津と稱す）相模守忠良が二男、陸奥守貴久が弟、右馬頭忠將が孫なり、初め忠將大隅の國廻の戰に討死し、其子右馬頭以久、父に繼ぐ、以久が嫡男右衛門尉彰久は、朝鮮海路の戰に討死す、二男重時は、入來院が家に繼ぎ、三男右馬頭忠興、將軍家に召仕はれ、日向國佐土原の地を分ち領す、其子右馬頭久雄、五歳にして父に繼ぎ、承應三年十月、改て但馬守となる、寛文三年十二月二日卒す、三十一歳、其子息飛驒守久英つぐ、延寶四年八月十一日廿六歳にして卒す、其子萬吉丸、僅に一歳、從弟又吉郎久壽を以て、家を繼がしむ、（後に式部少輔に任ず）

● 鍋島　後賜松平

○加賀守藤原直茂は、鎭守府將軍秀郷九代の孫鎭西の奉行筑前守資頼が嫡孫太宰少貳經資が後胤なり、經資より十一代、太宰大貳敎頼が二男經直が孫、鍋島平右衛門尉茂尙、これ加賀守直茂が祖父なりけり、初め享祿三年、肥前の國佐賀郡の地頭、龍造寺山城守家兼、太宰少貳冬尙を助けて、當國の住人筑紫朝日杉の人々と三根郡田傳原（一作田島村）と云ふ處に戰ふ、手合の戰、味方既に負色に見えし所に、赤熊一揆の兵等、（軍兵皆冑の上に紅幌を掛けしといふ）忽ち味方に馳せ加り、先駈して戰ひ、多くの敵を打破り、家兼遂に勝軍し、悅ぶこと斜ならず、彼輩を召して、其名を問ふ、當國本莊の浪人鍋島平右衛門尉茂尙、（龍造寺記には清久）嫡男同左近清正、二男孫四郎清房、幷に一族郞等らと名のる、家兼、嫡男清正妻やあると問ふ、さむらふと答ふ、二男いまだ妻なしと聞て、家兼が嫡子豐後守家純が聟になして、駿河守に受領させ、本莊八十町の地を與へたり、

按ずるに、大友少貳龍造寺鍋島四家、共に同流の藤氏なり、秀郷四代の孫相模守公光と云ふは、是れ龍造寺が祖なり、公光の弟近江守脩行より、四代近藤武者景頼が嫡子を近藤武者所能成と云ふ、能成が後は、大友なり、一男武藤大藏丞頼平が後は、少貳なり、鍋島は少貳が家の庶流なり、○龍造寺記に曰く、秀郷七代の孫藤原季喜の時に、八郎御曹司源爲朝に從て、鎭西に止り、龍造寺に住す、季喜十二代の後胤山城守家兼たり、此流をば水江

の龍造寺と名づく家、兼が嫡子豐前守家純が子を、六郎次郎周家と云ふ、周家が子山城守隆信が時に至て、家を起し、武威九國に震ひしなり、

駿河守清房、男子二人を設く、兄は豐前守信房、弟は加賀守直茂なり、直茂初は左衞門大夫信生と名乘る、直茂等が外祖豐後守家純、父家兼に先立て卒す、家兼入道剛忠卒せし時、二男和泉守家門、家を繼ぎ、舍兄家純が子六郎次郎周家を世嗣とす、周家また世を早うして、其子彥法師丸、父祖の跡を繼ぐ、山城守隆信、これなり、斯て駿河守清房、年ごろの妻に後れて、獨住みけるに、山城守隆信が母、清房を召して、和殿子息等が母、失うて只獨ずみと聞く、わらは媒して、老の寢覺の友、迎てまゐらせんと、ありしに、清房謹で領承す、既に其期に至りて、隆信の母上の方より、參らせらる、旨にて、輿むかへ取て、相見るに、隆信の母なりけり、清房以ての外に驚き恐る、隆信が母、清房に向ひ、隆信いまだ稚く、祖父と父とに離れまゐらせ、賴もしき人、一人もなし、わどの、子共、尋常の人にあらず、わらは子として、隆信が兄弟とせんと思へば、かく計ひし所なり、さのみな怪み給ひそとて、淸房が妻となりし上は、信房信生、隆信が兄弟とは成てけり、（從弟違ひにて世に云ふ行逢兄弟なり）永祿六年、同國有馬晴純入道仙岩、小城郡に向ひて、千葉胤連と軍す、隆信軍勢ひきゐて、千葉を助く、この胤連と申すは、むかし左衞門大夫信生が稚き時、養ひし人なれば、信生其恩に報せんが爲め、眞先に進み戰つて、敵の勢を打破る、（信生時に廿六歲これ功名の始か）元龜元年の春、大友左衞門督義鎭入道宗麟、隆信を擊たんとて、十萬餘騎を引率して、肥前の國に向ふ、同き四月廿三日、隆信高尾に出で向つて戰ふ、信生が謀、勇々しくして、手合の戰に、勝軍す、されども、敵は目に餘る多勢なれば、此處彼處に攻め入て、同き八月十九日、大友の先陣、同八郎親貞、今山に陣取つて、諸方の寄手、明日既に佐賀の城を攻めんとす、龍造寺が家、滅ぶべきこと、此時に極りぬ、此夜左衞門大夫信生、隆信を勸めて、親貞が陣に夜討せしめ、おのが手勢十七騎にて、先を懸け、隆信續きて切て入る、八郎が陣、驚き亂れ、親貞終に討れ死す、先陣終に敗れしかば、義鎭が軍、さんぐ〳〵に戰ひなつて、本國に引返へす、

信生人に語りしは、此夜大友が陣に忍び入て、相圖の時を待ちし程に、彼が杏葉の幕の紋、曉の燒火に移りて、鮮かなる打眺め、あつぱれ、今夜勝軍したらんには、取て我が紋とせん者をと思ひしが、思ひのまゝに勝軍す、且は當家の吉例のため、今より我が紋とすべしとて、劍菱を改めて、杏葉の紋とぞしたりける、

明れば二年、信生、小早川左衞門尉隆景と謀て、隆信が使となつて、公方義昭に參て、鎭西追討の事を望みしかば、頓て御許を蒙り、信生又飛驒守になさる、隆信武命承り、違犯の國々追討し、武威鎭西に震ひし事、これ然しながら、信生が功とぞ聞えける、小早川隆景、此時初て信生に對面し、信生の名譽、兼ても承り及ぶ所なり、毛利龍造寺兩家の好み、結ぶべき見參のしるしに候とて、肥前の國養父郡三百町の地を以て、信生にこそ與へけれ、されど良藥口に苦く、忠言耳に逆ふ習にて、いつしか隆信おのが權威につのり、自らの武勇を賴み、信生が事に觸れて常に諫言を奉る事を厭ひ思ふ心づき、上には彼が功を貴ふ樣に見えしかども、內々は信生を遠ざけぬべき謀事にて、天正七年、筑後の國柳川の城を構へ、彼の國を鎭めよとて、信生に賜りたり、これ隆信が亡ぶべき端となるこそ、うたてけれ、同き十年六月、信生、織田殿父子討れ給ひぬと聞て、天下必ず秀吉に歸すべき事を知りて、遙々使者を參らせて、音信を通ず、（南蠻帽子を奉りしとなり、）鎭西の國人等、使まゐらせし初なれば、秀吉大に悅び、石田備中守を使とし、自ら文かきて答へらる、（龍造寺記に見ゆ、この石田誰にやいまだ其人を知らず、）同き十二年隆信、信生が謀を用ゐずして、同國有馬を伐んとて、自ら五萬餘騎を引具し、高來郡に發向し、島津が弟中務大輔家久がために、一戰に利を失ひ、島原の邊にて討れ死す、（隆信時に五十六歲）其子民部大輔政家、いまだ幼きまゝ、龍造寺が家、既に亡びんとす、家子郎等、相謀りて、急ぎ信生を佐賀の城に迎へ入れ、權に國中の事を行はしむ、信生佐賀に在りと聞て、敵續て國中に攻め入る事を得ず、信生叔父の親に因つて、幼主を助けて、自ら加賀守直茂と改め名のる、如何にもして隆信が仇を報ぜんとて、常に關白秀吉に使を奉り、九州違命の輩、御誅伐あらんには、政家直茂、先陣を承るべしと望みけり、同き十五年、關白

島津を退治のため、筑紫の地に渡り給ひし時、直茂政家と共に、最初に御陣に馳せ參り、先陣を給る、直茂、年ごろの素懐を達すべき事、此時に在りと、悦ぶこと限りなく、眞先かけて、薩摩の國に攻め入り、島津遂に戰ひ負け、降人になつて參りしかば、九州二島悉く平均に屬したり、政家直茂、龍造寺が本領たぶ、政家いまだ年若し、直茂政務を沙汰すべきよしの仰を承る、其後政家が家絶えて直茂自ら國に當る、

政家此後四位の侍從に至り、程なく卒す、政家が三男駿河守高房をば、直茂養て子とせしが、それも二十六歳にて世を早うす、高房が子季明訴ふる事ありて、奥の會津に流されて、六十三歳にして終に彼處に死し、龍造寺が家長く絶えぬといふ、

精しき事を知らず、

文祿の初より、朝鮮の事起る、直茂加藤主計頭清正と共に、先陣を承り、王城に攻め入て、咸鏡道を打從へ、和親の事、破れし後、再び軍起りしには、直茂太閤に召され、蜂須賀阿波守家政、安國寺惠瓊と三人、同じく朝鮮の軍奉行を承る、太閤薨じ給ひ、朝鮮の事終り、大坂の奉行人、德川殿失ひ參らせんとて、大坂伏見の間、物さわがしく、既に軍起らんとす、直茂最初に伏見に來て、德川殿の御館を守護す、德川殿悦び給ふこと、淺からず、直茂申けるは、このたびの事は、さておきぬ、直茂が死したらん後に至るまで、永く子孫に庭訓を遺し、直茂が家を以て、殿の御家と同じく亡ぶべきにて候、恐れある申事には候へども、殿にも此由を以て、御子孫に仰せ傳へられ給はらんには、直茂が幸、何事かこれに過ぎ候べきと望みければ、德川殿大に感じ給ひ、中納言にも、其旨を申傳ふべき所なりとぞ仰せける、明れば慶長五年の秋、奥の景勝、御退治のため、御下向ありと聞えければ、直茂が子息信濃守勝茂、軍勢を催し、御跡を慕うて馳せ下る、かゝる所に石田治部少輔三成、近江の國愛智川の邊に新關をすゑて、東國下向の軍勢を押止む、大坂の奉行等、秀頼の仰として、書を勝茂に送て、抑も內府自らの家立てん事を謀りて、やゝもすれば太閤の遺命に背き、擅に兵を起し、終に天下を亂る、早く其罪を正されんが爲に、天下の軍勢を召さる、勝茂かの凶惡に組する事なく、

速かに大坂に馳せ參るべき由を載す、安國寺惠瓊、また來て、秀賴の仰を傳ふる事、これに同じ、勝茂此由を聞て、勝茂內府に從つて軍せんと思ふも、秀賴の命を重んずるが故なり、如何で違命の人の方人せんとて、こゝより引返へし、大坂の先陣して、伏見の城を攻落し、海道より攻め下りて、伊勢の國安濃津の城をも落して、同國松坂の城を攻む、親父直茂、本國に在つて、この由を聞き、大に驚き、下村左馬助を以て勝茂が許に使として、つら〳〵事の情を按ずるに、此度大坂の軍起りし事、幼弱の君の如何で此御結構やあるべき、これ偏に彼の奉行等が、私の仇を報せんがため、內府失ひ參らせんとする所なり、我かねて內府と誓ひ申す旨あり、相構へて、ひが事して、東國の御勢に向ひ、弓を引き矢をはぐべからず、兼ては又故太閤の仰せ置れし如く、秀賴君に背き奉らず、內府の命を重んずべき所なりと制しければ、勝茂又大に驚き、我年いまだ若くして、事の情を察せず、かつは老母の大坂の城に渡らせ給ふが故に、彼の奉行等が謀に落ちて、誤つて父の心に背きし事、返す〳〵も無念なり、いま先非を悔ゆるとも及ぶべからず、此上は內府の御使こうて、速かに腹を切り、父の罪にかうふらせ給はぬ樣をこそ謀るべけれといふ、宗徒の家人等、これを聞きて、御自害の事、猶遲きにあらず、一まづ此旨を以て陳じ給はんに、德川殿御許しなからんに至ては、とにもかくにも御心に任せらるべうもや候ふ、君はいまだ御年廿一歲にならせ給へば、德川殿、直茂の御契を思召し出されなば、如何で寬宥の御沙汰もなかるべきとて、甲斐彌左衞門尉を、德川殿の御陣に參らせて、此由を陳ず、爰にまた勝茂が親しう召使ひし久納市右衞門尉といふ郎等、密かに黑田甲斐守長政の陣に行き向ひ、主人勝茂が、所存の樣、一々に陳べて、長政の計ひにて、罪なだめられん事を望む、（年頃長政の父如水入道、勝茂が父直茂と親しかりければなり、）長政久納が志の程を感じ、井伊兵部少輔直政と相議りて、此由をかくと申す、德川殿聞召し、家康彼が父直茂と約せし事あり、如何で其約に違はんやとて、立所に罪ゆるされ、勝茂を御陣に召し、急ぎ本國に馳せ歸り、柳川の城、攻め破るべきよし、仰せ下さる、（立花左近將監宗茂が居城なり、）勝茂大に悅び、本國に馳せ歸り、父直茂と共に佐賀の城を打

立ち、まづ久留米の城を降して、(侍従秀包が居城なり)柳川に向ひ、立花と戰ふ、黒田加藤、柳川に馳せきたり、兩陣に使たて、軍を制し、立花を勸めて降參させ、加藤が兵して、彼の城を守らせ、清正如水、鍋島立花の軍勢を押合せ、薩摩の國に發向す、島津また降を乞ひぬれば、戰ふに及ばず引返へす、鍋島父子、柳川にて打取る所の首六百餘、德川殿に參らせければ、御書を賜て、其功を賞せられし上は、本領の安堵はいふに及はず、大坂の軍起りしには、勝茂馳上て城を攻む、再び軍起りし時、西國の軍勢は、島津が船出さざらん程は參るべからずと仰せ下されしに依つて參らず、加賀守直茂、八十一歳にて、元和四年六月三日卒す、信濃守勝茂家を繼ぎ、寛永三年八月、四位の侍從に任ず、同き十四年の冬、同國高來郡島原の逆徒、原の城に立籠る、當時勝茂は、關東に伺候す、舍弟(校本改長男)紀伊守元茂、男(校本改三男)甲斐守直澄、兄(校本改父)の軍勢一萬餘人を率して馳せ向ふ、十二月の初、追討の御使板倉内膳正重昌、下向し、鎭西の軍勢を催して、城を攻む、明れば十五年春正月元日、内膳正重昌討死し、寄手討れ、手負ふもの、數を知らず、鍋島兄弟が軍兵、討死三百八十騎、手負ひしもの、四百餘騎、雜兵の手負死人二千五百人とぞ記しける、同き四日、松平伊豆守信綱戸田左門氏鐵下向す、此後は只遠攻にす、同き十六日、信濃守勝茂、御暇を給て、本國に歸る二月廿一日の夜、城中より打て出で、鍋島が陣を襲ひ攻む、鍋島が勢、防ぎ戰て、打取る所の首百餘、味方にも秀島四郷右衞門尉討死し、侍の手負ふ者二十餘人、雜兵八十餘人に及べり、勝茂夜を日についで馳せ下る、伊豆守信綱、同月廿八日を以て、寄手一同に城攻むべき由を下知す、かゝる處に同き廿七日の朝、勝茂が先陣、既に城を攻め破つて、打入る程に、諸手の軍勢、我れ劣らじと攻め入て、二三の城を攻破る、明る廿八日、城は難なく落してけり、勝茂が兵、討る、者百六十八人、手負ふ者六百八十三人、勝茂兄弟(校本改父子)が功、莫大なりと申せども、既に軍法を背きし上は、罪蒙て暫くが程は、籠居せり、勝茂七十八歳にて、明暦三年三月廿四日に卒す、嫡子肥前守忠直(元和八(一作五)年十二月廿六(一作晦)日叙爵其時御諱字を賜ひしと云)父に先立て卒しければ、嫡孫光茂家を繼ぐ、光茂初め、慶安元年十二月廿二日元服

し、御家號御諱字を賜り、從四位下に叙し、丹後守に任ず、（御刀を賜ふ）祖父の家を繼いで後、（三十五萬七千石餘）明暦四年二月、侍從になさる、其子信濃守綱茂、寛文七年十二月廿五日、元服して御諱字を賜ひ、從四位下に叙す、（御刀を賜ふ事例の如し）

○紀伊守藤原元茂（鍋島と稱す）直茂が二男（校本改勝茂が長男）肥前の國小城の地を分ち領す、（七萬四千石）承應三年十一月十二日卒す五十三歳、其子加賀守直能つぐ、其子紀伊守直賴

○甲斐守藤原直澄（鍋島と稱す）勝茂が三男、肥前國蓮池の地を分ち領す、（五萬二千石）寛文六年二月廿六日、家を子息攝津守直之に讓り、入道して義峯と號す、攝津守直之、初め萬治三年十二月叙爵す、

○刑部大輔藤原茂繼（鍋島と稱す）勝茂が四男、肥前の國鹿島の地を分ち領す、（二萬石）承應三年十二月、和泉守になる、其子備前守直隆、寛文十二年十二月叙爵す、

蜂須賀　後賜松平

○阿波守源家政は、修理大夫正勝が男なり、初め足利修理大夫高經が末孫、尾張の國海東郡に住し、蜂須賀とは名のりけり、家政が祖父藏人正利が代に及びて、わづか蜂須賀百貫の地を知行す、正勝初の名は小六、後に彥右衞門尉と申す、織田十郎左衞門尉信淸に屬して、（信淸は當國犬山の城主也、）其後織田七兵衞尉に從ひ、（岩倉の城を領す、）又美濃の國齋藤山城入道道三に仕ふ、道三義龍父子の兵起り、一日兩度の戰ひありし日、正勝兩度ながら一番に槍を合せ、首二つきりしといふ、

永祿の初、織田上總介殿に仕へて、桶迫の合戰に先懸し、一騎を切て又一人を生捕る、元龜元年の夏、信長越前の國に攻め入る、淺井心變りすと聞て、軍を返へされし時、木下藤吉郎秀吉、後陣に在り、正勝同じく後陣に從つて引返へす、是よりして後、正勝を秀吉の手に附られたり、（此時木村常陸介、生駒雅樂頭、前野但馬守、加藤遠江守等も同じく秀吉に附られしと云ふなり、）

按ずるに已上の說、太閤記にしるせし所に同じからず、記に見えし所は、永祿九年の秋、織田殿、宗徒の侍大將を召し集めて、美濃の國を擊たれん事を議せられ、木曾川の彼方に要害を構へ、軍兵を込めんに、誰れかあつて某がために、彼處を守らんと思ふと宣ひしに、大河を隔て、他の國に入

て、多くの敵に當らん事、以ての外の難義なれば、我れ大將を賜らんと望む者一人もなし、太閤いまだ木下藤吉郎秀吉と申せしが、織田殿密に召して、此事を計り給ふ秀吉承て、かの要害守られん事、御勢を籠めらるゝまでも候まじ、かの邊の篠木柏井科野秦川小幡守山根上等の野武士共を召し出し、御家人となされて籠られんには若くべからず、秀吉身不肖には候へども、大將を許されんには、彼輩を引具し、守るべうもや候と申さる、信長大に御感あつて、秀吉始て一方の大將となさる、去程にかの野武士等召集め、一千二百餘人が內をすぐつて蜂須賀小六正勝を先手とし、然るべき兵十人、織田殿に勸めて侍大將になされけり、正勝後に彥右衞門尉と申し、常に秀吉に從ひしよし見えたり、

天正元年、織田殿、秀吉に近江國長濱の地賜ひし時、正勝又伊勢の國長島の地賜はる、（此時一倍の地加へ賜て領すといふ、）同き三年秀吉又攝津の國大坂の戰の賞として、所領の地加へらる、同き四年秀吉、播磨の別所と戰ひしに、正勝わづかの勢を引具し、敵百餘騎を擊つ、其功比類なかりしかば、秀吉やがて多くの地を加へて其功を賞す、（五千石を加られしと云）常に一方の大將を承る、同き七年但耆國南條、（勘兵衞尉元次なり）吉川が三萬餘騎に城攻められ、（羽衣石の城）城中の粮、既に盡き、秀吉後卷しけれども、敵多勢なれば、戰ふべからず、家政此年廿二歲、伯耆國の住人神子田荒木等に案內させ、御方の馬共に粮負はせて、城中に運び入れ、難なく出て歸りしかば、其名當時に顯はれぬ、同十年勝龍寺の戰に、家政先懸して高名す、（一番槍也）同十一年正勝、播磨國龍野の城を賜ひ、修理大夫從五位下になされたり、四月志津が岳の戰に、家政また高名し、此年岸和田の城に加勢して、紀州雜賀の敵を破り、秀吉、家政に勸賞の地を充て行はる、（播州佐用郡三千石の地）同三十三年四國の地を討れし時、正勝父子一萬餘人を率ゐて、秀長に從ひ、（後に大和大納言といふ、）讃岐の國に押渡て、かたきの城々攻め破つて、伊豫の國に打入り、長曾我部元親、降人になつて參りければ、正勝父子、阿波の國を賜はる、

阿波國の內一萬石は赤松に賜ふといふ、此說は土佐軍記に出づ、秀吉家譜に阿波を小六家政に賜ふと見ゆ、これは太閤記に依て誤れるなるべし、土

佐軍記にも正勝父子の功を載せてあり、況んや此時正勝いまだ世にあり、彼れに賜ふこと疑ふべからず、

明れば十四年五月廿二日、正勝六十一歳にして卒す、家政父に繼て彦右衛門尉と名のり、其後叙爵して阿波守に任ず、鎭西關東の軍に從ひ、朝鮮に押渡り戰ふ事凡そ七年、中にも大明の和親、破れて再び朝鮮に攻め入りし時、鍋島加賀守直茂安國寺惠瓊と三人、同じく軍の奉行を承る、太閤薨じ給ひ、朝鮮の軍終り慶長五年の秋、德川殿、奥の景勝御退治のため、御下向ありしかば、家政が嫡男長門守至鎭御跡を慕ひて馳せ下る、上方また軍起りぬ、此時家政阿波に在り、家人高木法齋、大坂に在つて、大谷刑部少輔吉隆が催促に從ひ、軍勢を率して北陸道に攻め下り、やがて兵糧盡きぬとて歸る、斯て長門守至鎭、海道の先陣して、美濃國に向ひ、小西と軍す、軍既に終つて後、阿波守家政、家人高木が、私に大坂の催促に從ひ、北陸道に下りしを怒つて、忽に所帶を沒收して追却す、されども世の人、家政内々は父子東西に分れて、何れの方にも、我家たてんと謀りけるなど、云ひ沙汰しければ、やがて子息に國を讓り、入道して、蓬庵と號し籠居す、至鎭家讓られて、從四位下阿波守になさる、（十八萬六千石）大坂の軍起りし時、蓬庵入道、東海を押渡つて、關東に參り、將軍家の御後を守り、阿波守至鎭は、攝津の地に渡て、此處彼處の要害を攻破り／＼城を攻め、おのが陣に、夜討うち入りしに、手の者に下知して能く戰ふ、大御所、蓬庵に御敎書を賜りて、子息が功を賞し給ふ、程なく東西和睦の後、今年十二月廿四日、大御所、阿波守を召て、此度の功を賞し給ひ、彼の家從等の高名せし輩に、御敎書をなされ、物を賜ふこと差あり、明れば、元和元年正月十一日將軍家、又至鎭に御敎書をなされ、御家號を許さる、軍再び起りしには、海路穩かならず、城落ちたりし日、大坂に着き、戰にはあはず、閏六月四日、將軍家、至鎭に淡路の國を加へ賜ふ、（阿波淡路合て廿五萬七千石なり、政事錄に閏六月四日に賜ふと見ゆ、家忠日記追加に、七月廿日としるす不審）

元和六年二月廿六日至鎭三十五歳にして、父に先立ちて卒す、其子千松丸、家を繼ぐ、

慶長十九年十一月廿（一作十）九日、大御所、至鎭を大坂の御陣に召されて、汝の嫡子、衣の紐おとさん

ころまで、家康、親になるべしと仰ありて、召されし御帶を賜ひ、又千松丸が許に御使を下されて、小袖二領黄金三百枚を賜ふといふ、

元和九年五月十日、（一説に十四日）將軍家に召して、元服の儀、行はる、御諱字賜り從四位下阿波守になされ、忠英と申す、（御刀を賜ふ）寛永三年八月、侍從に任ず、同き十五年十二月晦日、蓬庵入道卒す八十一歳、承應元年四月四日、忠英四十二歳にして卒す、嫡子阿波守光隆、慶安元年十二月廿二日元服し、御諱字を賜ひ、從四位下因幡守に任ず、（御刀を賜ふ）家繼ぎし後、承應二年十二月、侍從兼阿波守になされ、寛文六年五月廿七日、三十七歳にて卒す、其子千松丸、家を繼ぐ、寛文十年十二月十八日元服し、御諱字賜り、從四位下兼阿波守になされて、綱通と申す、（御刀を賜ふ）綱通廿三歳にして延寶六年七月晦日卒す、子無くして從弟熊太郎を以て世嗣とす、（故阿波守光隆が舍弟式部某が男なり）此年十二月廿一日、從四位下淡路守に任じ、御諱字を賜りて、綱矩と名のる、

飛驒守源至照、（蜂須賀と稱す）忠英が三男なり、右大臣家御誕生ありし時、阿波守忠英、至照がいまだ童にて、萬助と申せしを、若君に參らせて、給仕せしむ、將軍家御感斜ならず、慶安四年元服叙爵し、御詰衆になされ、俸祿を下し賜はる、（米三百俵）父卒して後、所領分ち與ふ、（米五萬俵、後淡路守綱矩家をつぐに及びて、一萬石の地を分つ、）

藩翰譜第八上　終

藩翰譜第八下

●上杉

○中納言藤原景勝は故關東の管領上杉彈正大弼輝虎入道謙信の世嗣、實は長尾越前守政景の男なり、昔後嵯峨院第一の皇子宗尊親王、征夷大將軍の旨宣蒙らせ給ひ、鎌倉に御下向の時、御介錯の爲に、內大臣高藤公の御裔、勸修寺修理大夫重房朝臣、御供に候し、丹州上杉の莊を賜て、左衞門督に任ず、是より子孫關東に仕して、武家に下る、其子上杉修理亮賴重、其子越前守賴成、賴成が三男兵庫頭藤景、始て長尾の家を繼ぐ、これ輝虎入道の先祖なり、長尾の家と申すは、鎭守府將軍平良文が後胤、鎌倉の權五郎景政五代の孫、長尾次郎景弘が末とぞ聞えける、

此說大概北條五代記、宇佐美定祐が記等に據るなり、又定祐が說に、長尾は桓武天皇の御末、村岡將軍平忠通の三男鎌倉四郎景村、其子太郎景明、景明が子二人あり、兄は大庭の景宗、弟は長尾次郎景弘と云ふ、是を長尾の祖とす、景弘が子孫世世鎌倉に仕ふ、相模二郎時行が起りし時、長尾の一族、これに與みし悉く亡びぬ、足利尊氏卿の御母は、上杉賴重の娘なれば、其男賴成は足利殿の御外舅にて、賴成の息は、御外從弟なり、故に賴成の子藤景して、長尾の家を繼がせらると云ふ、又夏目定房が記に、桓武天皇の御末、鎭守府將軍良文五代の孫村岡太郎景通に、三子あり、嫡子鎌倉權五郎景政、二男大庭權頭景宗、三男梶原太郎景久と云ふ、嫡子景政五代の孫、長尾次郎景弘より十三世、長尾六郎爲景、これ輝虎入道が父なりと云々、以上兩說、大に異なるに似たり、一は勸修寺の庶流の藤氏と云ひ、一は桓武平氏と云ふ、何れか宜しき、但し長尾の系圖は、夏目が記に依るべし、宇佐美が說は、新編纂圖に依ると見えき、凡そ纂圖の記する所は、武家の事、慥かならざるよし、水戶の相公光國卿も、仰せあり、さもあるべし、按するに、長尾が家、四流あり、白井惣社宇留窪足利等の長尾なり、中頃より、此等の長尾、悉く上杉の家老たり、これ長尾もと上杉の家より

繼がれし故に、長尾が子孫又上杉の被官たりしにや、後に上杉憲政の、長尾輝虎に家號と管領の職とを讓れるも、兩家元由緣あるが故なるべし、されど時行が亂に、長尾の家絕えたりとても、上杉のゆかりならで、其家つぐべき樣もなし、想ふに長尾が一族の中に、足利殿に仕へし者ありしが、夫れに子なかりしかば、上杉が子養て、嗣とせしにや、かくあれば、家は長尾なれど、血脈は此時より藤氏なり、覺束なき事なれば、先づ一說を本文に載せ、其下に諸說をも、記し置くなり、

去程に、元弘建武の後に至て、尊氏將軍の三男左馬頭基氏、鎌倉の管領に備り給ひし時、上杉は御外戚の家なれば、世々關東の執事とはなりたるなり、此後いつとなく、上を僭し下に驕つて、鎌倉殿を私に將軍と崇め、執事上杉を管領殿と仰ぎぬ、安房守憲顯が時より、伊豆上野越後三箇國を領しければ、子孫自ら此國々に居住す、鎌倉の左馬頭持氏、失せ給て後、上杉が權勢、日々に强くして、關東の諸大名、靡き徒はずと云ふ事なし、又長尾は、其家の老なりしかば、是も上杉が領せし國々に分れ住む、輝虎が父長尾信濃守爲景に當て、主君越後の上杉民部大輔房能と、不快の事出來て、主從の軍起り、房能打負けて、當國雨溝と云ふ處にて亡ぶ、（民部大輔房能とは上杉憲房か室町殿へ此亂の事を註進せし書に見えたり北條五代記には上杉九郎房義と記せり誤れるにや）管領山內の上杉前民部大輔顯定入道可淳、息男憲房と共に、上野の國を立て、越後國に向ひ、爲景と戰ふ、（永正六年七月廿八日の事也）爲景打負て、越中國西濱へ引退く、顯定入道父子、越後の國に在て、國中の亂を鎭めんとす、當國の國人等、高梨攝津守を大將として、爲景に與みして、管領の下知に隨はず、永正七年六月十二日、憲房椎屋と云ふ所に押寄せ、一戰に利を失ひ、妻有の莊に引籠て、軍勢を催し、上野の勢を待て、戰んとす、長尾高梨、勝に乘て、妻有の莊に押寄す、同き六月廿一日、顯定入道、軍兵を率ゐ越後と信濃との境なる長森原に、出向て戰ひ、高梨が爲に打負て入道終に討れにけり、（此入道上杉中興の管領たり年五十七歲）子息憲房、越後國に溜りかね、上野國に引返し、平井の城にぞ籠りける、此後爲景、越中の國府內の城に住し、越後の國をも打隨へ、天文十一年、加賀國へ發向し、敵の爲に欺かれ、栴檀野と云ふ所にて、闇々と討れ死にけり、

これは爲景、一向宗の一揆平げんとて、加賀國に向ふ、敵欺て降參して案内し、路におとし、穴所々に拵て、爲景が軍勢を導て、悉く陷いれて殺せしなり、

輝虎入道、父爲景が討れし時、僅に十三歲、平三景虎と名乘り、自ら父が家を繼ぐ、明れば天文十二年、景虎が姊婿長尾越前守政景、景虎が幼を侮て、彼の所領を幷せんとす、景虎其勢二千計り、政景が八千人を打破り其後合戰度々にて、同き十四年、政景終に降人に成て來りしかば、時に景虎十六歲、政景廿九歲なり明れば十五年、越後國悉く靡き隨ひぬ、さらば父爲景が弔ひ軍、あるべしとて、越中國に打入て加賀能登を隨へ、佐渡國へ押渡る、斯る所に、十六年の八月、信濃の國の住人村上義淸、甲斐の武田に滅されて、越後國に落ち來り、景虎を賴みしかば、さらば武田を追拂て、義淸を返し納むべしとて、武田と合戰始れり、又同き廿年の夏の頃、山内の上杉憲政、北條に滅されて、これも景虎を賴て、越後國に落來る、景虎故主の義を存して、喜多川の邊に、館を構て迎ひ入れ、御館殿と仰ぎつゝ、よきにかしづきまゐらす、憲政大に悅び、景虎に上杉の家繼がせ、管領の職讓りしかば、彈正大弼從四位下藤原政虎と名乘て、上杉の管領とは申しけり、政虎頓て入道し、謙信と號す、甲陽軍鑑には廿三歲にて入道せしと云ふさらば北條を討て、當家の仇、報せんとて、永祿三年三月、信濃上野下野常陸武藏の軍勢を催し、都合其勢十萬騎、相模の國に發向し、小田原の城に押寄す、斯る所に武藏の國忍の成田が、心變りして、國々の軍勢、散々に成て引返せば、謙信も力およばず、本國にぞ歸りける、謙信つら〳〵思ひしは、當時戰國の最中なればとて、居ながらに朝家の官、加階を望み、又弓箭の道に、たづさはつて、將軍家に見參せざらん事、冥加照覽も、恐しく、又武勇の耻辱なりとて、隣國の敵の方に、一々に使者を立て、此由を告て、此年五月、雜兵合て僅に二千八百人を引具し、敵の國々打涉りて、都に上り、先づ參内の後、公方へこそ參りたれ、義輝將軍御感斜ならず、御諱字賜りて、輝虎と改められ、管領の職許さる、

夏目が記に、小田原記等を合せ見るに、謙信參内したりしに、叡感殊に淺からず、長光の御太刀に、黄金の香合に、薰物入て、下し賜ふ、又將軍家へ

參りしに先づ謙信が座を、當時の執權三好左京大夫義繼が上に設けらる、錦の直垂に、朱の采配添て賜り、管領の職許され、又塗輿を許され、諱字下し賜ふ、謙信諱字の事をば辭して、名乘らず、永祿五年の後に、輝虎とは申せしなり、

同き九月、近衞の關白前嗣公、越後國に御下向ありこれは謙信かねて北條を亡し、賴經將軍の先蹤を追て、藤氏の貴族を、關東の君と仰ぎ奉るべしと、思ひければ、內々殿下御下向の事を催されし故とぞ聞えける、

甲陽軍鑑等の書に、永祿三年三月、謙信小田原に攻入し時、近衞殿の御供せし由を載せたり、覺束なし、公卿補任等には、其年九月十五日、殿下越後へ御下向、同き五年に、御歸洛の由を記せり、

又按ずるに前嗣公、後に前久と申しき、

斯て輝虎入道、生年十四歲より、弓矢を取て三十六年、北陸東山東海の諸道に、威を震ひ、越後越中加賀能登佐渡飛驒上野（半國餘）下野（半國餘）陸奧（二郡）出羽（五郡）常陸（三郡）の國々を打從へ、當時織田彈正忠信長が、將軍家を蔑如しまゐらすと聞いて、大に憤り、さらば信長を退治して天下の意見をも申し定めんとて天正五年十月、越路の雪の消ゆるを待ち、都に打て上らんとて、旣に諸國の軍勢を催促す、翌年二月の半より、何となく、違例して、同き三月十三日、年四十九歲にして卒したり、

夏目が記に、葬送の事、執行ふとて、枕の下を見れば、辭世の詞と見えて、我一期榮、一盃酒、四十九年、一醉間、生不レ知、死亦不レ知、歲月只是如二夢中一と云ふことを、自ら書かれ、押入て置かれしとなり、

輝虎いかなる心にや、一生の間、素食して、女に近づくこと無かりしかば世嗣とすべき子なし

其家譜、並に宇佐美宗祐が記を按ずるに、輝虎の母、賤かりしかば、父爲景に逐れて、八歲の時より、金津新兵衞と云ふ郎等と共に椽尾と云ふ所に隱れ居りしこと九年を經て、十四歲の時、父爲景が主君上杉顯定を失ひ、己が子六郎を上杉の世嗣とせしことを憤り、上杉譜代の士と、心を通じ、如何にもして、上杉の家を興さばやと思ひしに、程なく父討たれ、天文三年、兄の六郎、姉婿の政景

して、輝虎を攻む、輝虎政景と戰て、勝つ事を得て、終に府内の城を攻め落し、兄の六郎を討て後、兄を殺して、國を得ば是れ嫡を奪ふにこそあれ、我れ國に望みなしとて、出家して、宗心と號して、高野山に赴かんとす、家人等、とかく諫め止めければ、さらば兄を殺して、其世嗣絶ちし上は、我も世嗣たつべしと、堅く盟ひ、又兄殺したる罪を懺悔して、肉と色とを絶ち、一生持戒し、後に謙信と改むと云々、又或說に、父爲景討たれ、兄六郎は家を保つ器にあらずとて、家人等が景虎を主とせしかば、兄を退けて、弟が家を繼ぎ、我が子孫に傳へば、兄の家奪ふなりとて、一生女に近づけずとも云ふなり、去れども夏目定房が記を按ずるに、六郎といふは、謙信の弟なり、姉婿の政景が、謙信を亡し六郎を主にせんと計りしに、永祿八年政景、野尻の城の湖水に溺れ死す、其後六郎をば別の科を課せて、籠居させられしが、其明る年に病死せし由を記せり、按ずるに一つは六郎は兄にて、天文三年に、府内の城にて攻め殺されしと云ひ、一つは弟にて、永祿九年に病死せりと云ふ、彼れ是れ大に異なり、其中にも夏目が記す所、事の終始、精しく見えたれば、宇佐美が說、覺束なし、兄殺して、其儘出家せしと云ふも如何あるべき、輝虎初め彈正大弼に任じ、從四位下に叙し、天文二十年、管領職に補せられし後、入道して、謙信と號し一權大僧都の位に任せしなり、又肉と色とを斷ちしことは、夏目が記に、謙信常に持戒して、灌頂を行ふこと、凡そ四箇度、或は護摩を修し、或は參禪して、肉と色とを斷ちしかば、子なしと記し、嫡を奪ふの疑を避て、斯くありしとは見えず、思ふに弓矢の冥助を祈て、斯る外法を行ひしこと、昔人には多くありし俗なり、謙信遺言して、葬りし有樣、又今も上杉の家にて、謙信の像に仕ふる儀範を聞くに、罪障懺悔の爲に、持戒せしとは見えず、餘りに弓矢の冥助を、深く思ひ入て、かゝる行法せしと見えたり、然るに兄殺せしが故など云れし事は不幸と云ふべきにや○又謙信の卒せし事も、柿崎和泉守が怨靈に殺されしとも、又田織信長の謀計にて、人をして厠に行きし所を、鎗にて突殺せしなど、世に傳ふ、夏目

が記に記せる所を見るに、病して自ら辭世の詞を、殘せしなれば、世の說又誤り傳へしなり、此餘謙信の行狀は、甲陽軍鑑等にも見ゆ、事長ければ、大略をしるす、

去る元龜元年の春、北條左京大夫氏康の七男三郎を人質として越後國に送る、謙信我が子にすべしとて、天正元年正月十九日、我が名を讓りて、上杉三郎景虎と名乘らせ、我が外甥景勝が妹に配せけり、謙信卒する時、領せし國々を二つに分て、半ば景虎に讓り、半ば外甥の長尾喜平次景勝に讓る、謙信卒して、百日をだに經ずして、景虎景勝互に國を爭て軍起り、（四月廿日の事なり）景虎打負て、春日山の城を去り、憲政の御館喜多川へ落行き、景虎に方人せし家子郎等、是處彼處の城々に立籠て、戰ひ止むことなし、天正七年正月晦日、景虎が賴みきつたる侍大將北城丹後守討れしかば、景虎御館にも溜かね同三月、鮫が尾の城に落行く、是處をも同く攻め落され、景虎腹切て死す、憲政も終に自害して失せぬ、抑も此景勝が父越前守政景は、輝虎が姉婿にて同じ流の長尾なり、然るに、政景、輝虎失はんとすること、兩度に及びて、輝虎、彼を誅せん事いと安し、去ながら、彼の家滅さんも憐なり且つ國の亂れともなりぬべし、計ふべき樣こそあれとて、戸次と云ふ侍に仰せて、（戸次園右衛門と云し者なり）彼が領せし野尻の城の邊りなる湖にて、政景誤て水に溺れて死せし樣に拵て、其世嗣を絕たず、其子喜平次景勝、十一歲にて、父に後れて、幼き心にも、父が不忠の罪を耻ぢ、如何にもして輝虎の恩に報ひ、此耻すゝがばやと、神佛に祈請す、十三歲より輝虎に近く仕へ、十四歲にて、深澤九鬼と云ふ大剛の兵ども、輝に罪蒙りしを、二人ながら、同じ枕に斬てけり、輝虎大に感じて、父政景が領せし植田三庄を始めて、殘る所なく返し賜ふ、十五歲にて、加賀能登の軍に高名し、廿四歲の時、輝虎卒し、景虎と戰て、三年の中に討ち亡す、こゝに織田平信長、年ごろ輝虎が威に恐れ、常に家人の禮を取て、使奉り物獻ずる事更に空しき月なかりき、輝虎死し、國亂れしと聞くよりも、上杉が國々打取て領せよやとて、加賀國をば佐久間玄蕃允、能登をば前田又左衛門尉、越中をば佐々內藏助に、分ちたぶ、景勝折ふし柴田因幡守が背きて、越後國新發田の城に籠て、國中靜ならざ

るを鎭めんとて、彼等と戰ふに暇あらず、天正十年の春、信長、甲斐の武田を滅して、上野をば瀧川左近將監、信濃をば森武藏守に與ふ、諸方の敵、謀じ合せて、越中信濃上野より攻め入らんとす、景勝先づ越中に向ひ、魚津の城に押寄せたる織田が軍勢、討ち破り、取て返して、信濃國に向ふ、景勝信濃に引き返せば、前田佐々、又魚津に押寄て、終に城をぞ落しける、此年信長、明智に討れ、瀧川森上方へ引返す、景勝信濃を打隨へ、越後の國に歸りて、國中の亂を鎭め、又佐渡の國を擊つ、同き十二年、羽柴筑前守秀吉、越後國柏崎妙樂寺の僧に、（日蓮宗の僧なり）木村彌一右衞門尉を、副使として、音信を通じ重て又木村を使として長く兩家の好み結ふべき由の起請文、書きて送らる、又越中の佐々が、秀吉の旨に隨はず、秀吉これを討たんがため、頓て彼の國に向はんとす、成政いかに申すとも、景勝助け給はずんば秀吉が幸、何事か、是に過くべきとぞ申されける、景勝、木村に向て、去りし年、景勝、成政が爲に、魚津の城を落さる、當時は、國中の亂を鎭めんとて、未だ彼と戰ふに及ばず、又彼國は、我が累代の所領なれば、景勝必ず佐々を滅して、取らんとす、然るに今秀吉の使を承て後、彼が國を討たんこと、秀吉と國を爭ふに似たり、又景勝が一度も彼と戰はで、秀吉の望に任せんも、云甲斐なし、所詮、此度彼が國に向て、越後武者の、弓矢取る樣、おことが見參に入れ、都への餞別すべしと、都合其勢八千人、十月廿三日、越後國を立て、越中國宮崎の城に押寄て、一時に城を攻め落し、戸山の城の此方なる滑川の邊に攻め入り、此處彼處放火して引返し、木村を召て、おことが見たらん樣秀吉に語て、景勝北國打隨へんことといと安し、去りながら、秀吉の望に任せて、功をは讓り訖んぬと申せ、又兩家の好み結んことは、みな景勝よく計つてこそ返答には及ぶべけれとて、使をば返されたり、明れば十三年四月、秀吉越中の國に發向し、佐々戰負けて降參す、（秀吉家譜に、越中を討れしは此年七月、秀吉關白に任ぜられし後とす、誤れるか、）九月十三日辰刻斗りに、秀吉石田治部少輔三成、木村彌一右衞門尉、只二騎を具して雜兵僅三十八人、越後國落水の城下に來て、此城を守り居る須賀修理が許に使を立て、上杉殿へ秀吉の使として、木村これまで參りたり須賀殿に參會して申

べきことゝ候とぞ云せける、須賀頓て商人の家、彼が旅館に點して、出て迎ふ、秀吉、修理に對面し、我は是れ羽柴筑前守秀吉なり、景勝に見參し申べき事あつて來りたり、案內者乞て春日山に趣かうと思ふは、如何にとありければ、須賀、不肖には侍るとも、某かくて候へば、仰られん事あらば、承りてこそ、景勝には申傳ふべけれ、容易く通し申さんこと、叶ふまじくにて候とぞ云ひ切つたる、秀吉さらば、早馬を參らせて、景勝に斯と申せ、秀吉が云はんこと汝が聞くべき所に非ずと、仰せければ承りぬと申て、羽柴殿をば、城中に入れ參らせ、さま〲に饗應し奉る、此時、景勝は柴田が伯父刑部左衞門尉が、籠つたる新潟の城を、攻めんとて、蒲原郡に向ひしが、秀吉越中に攻め入ると聞て、羽柴が起請文書て、我と好を結ばんと云ふとも、亂れたる世の人心、計り難しとて、其勢八千六百にて、越後越中の境なる糸魚川の城に陣したり、落水の城よりは、無碍に程近ければ、須賀飛脚を立て、此由を告げ、秀吉討たせ給はんには、御勢賜るまでも候はず、某討つて參らせんとぞ申ける、景勝聞て、天下の權を掌る身が、

戰國の中にして、多くの難所を越て來れるは、一つは去年の盟に違へじと、景勝と好み結ばんが爲、一つは景勝が正なき振舞すまじきを賴んで、斯くこそあらめ、夫に彼を闇々と討たんことは、景勝が年頃正しう取つたる弓矢の名を汚さんず、いで〱景勝參會して彼が望に任せ親しうなるか、さらずば、先づ此度は彼を返し、重て軍起してこそ、勝負をば決すべけれとて、直江山城守、藤田能登守、泉澤河內守、安田筑前守を始として、侍合せて十二騎、步武者六十餘人を引具し、其日午刻計に、落水の城に來て、秀吉と對面す、色代事終て後、秀吉の御方には石田、景勝の方には直江ばかり、傍に在て、密に事を議せらるゝこと二時餘り、酉の刻の初めに、秀吉落水を立て、夜をこめて、戸山の城に歸り、越中の國務、沙汰あつて上洛し、今年七月、關白に任し給ひけり、此月、信濃の國の住人眞田安房守昌幸、德川殿に背き、二男源次郎を質として、景勝に加勢を乞ふ、（景勝源次郎に所領を賜ふ、是れ後に左衞門佐と云ふが事なり）景勝河田安田本庄を先として、信濃國の軍兵其勢六千五百人、上田の城に差向く、眞田大に悅び、越後の勢に、上田の城を守ら

せ、我身は九千の勢を率し、小野山に陣取る、此處彼處、勢配りして、敵を待つ、德川殿の御勢、利なくして、終に引返せば、越後の勢も歸りけり、同き冬、木村又關白の御使として、越後國に行向ひ、景勝を初として、宗徒の侍大將等に、物を賜ること夥し、これ兩家よしみ結ばれし悦の使とぞ聞えける此年景勝、杉原新潟沼垂等の城を攻め落し、(此等は皆柴田が餘黨の城なり)明れば、天正十四年、關白に參るべしと聞えしかば、秀吉大に悦て、又木村を使として、色々の物贈り給ふ、景勝、木村と打連て、五月十一日に越後を立ち、石田增田大谷、北陸道に下りて、此處彼處にまうけす、同廿七日、景勝都に入る、關白かねて彼が旅館を點せられ、(本國寺なり)其夜自ら彼が旅館に至りて、遙々の上洛を悦び給ひけり、

此夜關白殿、景勝に盃さゝせて、酒のみ、直江に盃たまはり、又其盃とり上げ給ひしとなり、

あけの日、景勝、聚樂の御所に參る、關白の執奏にて、景勝參議に任じ、四位に敍す、直江藤田安田等を始として、家人五人敍爵し、同き七月本國に歸り、此年、井地峰赤谷今泉等の城をも落し、終に新發田の城を攻め破て、因幡守が首取て、池の端の城をも落しければ、越後國悉く平ぎぬ、同き十五年又佐渡國に軍勢を差向け、叛きし輩打隨へ、奥の會津と戰ひ、出羽國庄内三郡を討取る、十七年景勝が妻、聚樂の館に移りしかば、關白悦び給ふ事、大方ならず、景勝も頓て上洛す、從三位中納言になされ、家人直江山城守兼續、從四位侍從に任ず、

兼續は、樋口與三左衛門と云ひし柴薪つかさどりし者の子なり、彼が年十四五の時、景勝容顏の美麗なるを愛して、近く召仕ひて、寵愛淺からず、成人の後、我家のおとなとせんと、思ひしかど、宗徒の家人等、彼がもと賤しき者の子なり、夫れに肩を並べんことを悦ばず、爰に家の長に、直江大和守が男子なかりしかば、景勝頓て兼續を其婿にして、直江と名乘らせ、山城守と受領させ、終に隨一のおとなとなしたりと、其家譜に見えたり、藤田泉澤安田も、從四位下に敍し、其餘の家人等、敍爵するもの十一人に及べり、十八年北條を討たれし時、景勝東山道より攻め下り、此處彼處の城々落して、小田原に至り、北條亡びて、後關白殿に隨て、

奥に下り、加賀の筑前守利家と、陸奥出羽の檢地し、朝鮮の軍起りしかば、名護屋の陣に隨ひ、文祿二年の春、朝鮮に渡りて、釜山の城を築く、同八月、歸朝し本國に趣き、三年の秋、上洛して伏見の城を築き、慶長元年、暇賜て歸國す、明れば二年の春、召に隨て上洛す、陸奥會津の地賜て移され、百二十萬石家人直江山城守、別の仰せ蒙りて、米澤を賜ふ、三十萬石

此時太閤、景勝に向ひ、今領する國は、租入如何程ばかりにやと、尋ね給ひしに、凡そ七八十萬石もや候はんと申されければ、こは思ふにも似ず少かりき、さらば所領あまた參らせんとて、會津百二十萬石の地に、移されたり、實は景勝は累代の主なり、國民等が懷き思はん事うるさし、又彼が領せし佐渡國は、白銀出づる所なれば、それをも奪はんが爲なり、景勝も事の情は、察しげれども、今はた詮方なさに、移りしとなり

又景勝に仰せけるは、奥の國郡、ややもすれば、王命を蔑如し、反逆を謀る輩、古より是れ多し、景勝かしこに趣きなば、三年が程國に在て、能く境を鎮むべしとて、御暇賜はりぬ、明れば三年八月、太閤薨じ給ひし後、景勝、故太閤仰せ置る、旨ありと稱して、己が國に引籠て、要害を構へ勢揃ひす、又隣國に盜賊蜂起して、其境穩ならず、是を追捕して糺問するに、皆景勝が下知かうむる由を、陳じたり、斯ては世の亂れ、近きにありぬとて、德川殿、御使を下されて、諫め給ふこと度々に及びしかど、景勝終に隨はず既にして景勝が、軍起しぬと、國々より、早馬を參らせければ、さらば速に退治あるべしとて、慶長五年の秋、德川殿、奥に向はせ給ひしに、石田治部少輔三成が計ひにて、秀頼の御催促として、山陽山陰南海西海の軍勢、大坂に馳せ集り、德川殿失ひまゐらせんとす、德川殿御父子、先づ東國の軍を止め、下野國より引返し、海道山道二手に分て、攻め上らせ給ひけり、景勝が軍勢、陸奥出羽の際にして、伊達最上の人々と、戰ふこと度々に及ぶ、上方の軍、破れて後、明れば六年十一月、景勝關東に參る、

景勝德川殿に參ること、世に多く傳ふる所は、慶長六年七月廿四日とも、八月廿四日とも申なり、夏目が記には、十一月の末と記せり、其家人の記せる所なれば、據所あるべし、但し十一の字と、

七の字と、誤れるか、覺束なし、
徳川殿御對面の後、長井信夫等の郡を賜て、會津仙道庄内の地、收公せらる、（景勝此後米澤に移り三十萬石を領したり外に五萬石直江に賜ひしと云ふ、）大坂の軍起りし時、將軍家の先陣して、馳せ向ひ戰ひて、兩御所の御感に預り、家人等多く勸賞を蒙る、（杉原常陸介、須田大炊助、鐵孫左衞門等、鴫野の戰に高名して、御教書幷に物を賜ふこと差なり）再び軍起りしには、兩御所、景勝を二條の御陣に召され、帝都を守護し奉れとて、御跡に止められ、八幡に陣をぞ取たりける、景勝六十九歳にて、元和九年三月廿日に卒したり、（景勝が事委しく夏目が記に見えたり、其大略を載せぬ、）其子左少將定勝、父に繼ぎ、元和九年、從四位下侍從になされ、彈正大弼を兼ぬ、寛永三年少將に任じ、正保二年九月十日、四十三歳にて卒す、其子侍從綱勝、承應二年十二月十一日元服し、御諱字賜て、從四位下侍從兼播磨守になされ、寛文四年閏五月七日、廿七歳にて卒し、嗣なかりしかば、外甥なればとて吉良上野介義英が嫡男して、家繼がせんことを望み申す、其遺言に任せて、義英が男を世嗣とし給ひて、所領半を減せらる、（十五萬石を賜ひしなり）喜平次景倫、綱勝が家を繼ぎ、延寶三年十二月廿三日元服し、御諱字賜り、綱憲と改め名乘り、從四位下侍從兼彈正大弼になさる、

佐竹

○左中將兼右京大夫源義宣は、鎭守府將軍賴義の三男、新羅三郎義光の孫、佐竹の冠者昌義十八代の後胤也、昌義母方に付て、常陸の國に下り、久慈の郡佐竹の地を領しぬれば、佐竹とは名乘りけり、昌義が孫佐竹別當秀義、右大將賴朝の爲に、討るべかりしを、希有にして免る、賴朝奧の泰衡を討んとて、下野國宇都宮に至り給ふ時、秀義軍兵を率ゐて參る、佐竹が旗皆混白なりければ、御所の御旗に、別たれんが爲に、月を出せる扇、賜りて旗の上に付らる、佐竹が月いだしたる扇を、紋とする事は、此故とぞ聞えける、秀義五代の孫常陸介貞義、元弘の始、遠江守兼上總介に任じ、入道して、上總の入道と申す、相模入道高時が催促に隨ひ、六波羅の加勢し、高時亡びて、又足利殿に隨ひ、官軍と戰ひ、無二の將軍方なりしかば、子孫又繁昌して貞義が曾孫右馬頭義盛に至る、義盛世嗣なかりしかば、鎌倉の執事上杉安房守憲定が二男を養ひ、我が娘に配て、嗣となし、

右京大夫義仁と申けり佐竹が郎從、義仁が他姓の子なるを嫌て、上總入道貞義が孫、山入刑部大輔師義が子、上總介與義を立て、主君とす、鎌倉殿、（持氏なり）岩松持國に、大將を賜り、與義が籠りたる長倉の城を攻めらる、佐竹が郎從、叶はずして、義仁を迎て主となし、與義も又降人と成つて參りたり、（此より佐竹藤氏の亂となる）應永廿三年、鎌倉の兵革に、義仁持氏の御方に參りしかば、其勸賞に屋形號を許さる、（關東八屋形の其一家なり）義仁が子伊豫守義俊、其子左衞門佐義治、其子四位少將兼右京大夫義舜、其子從四位上右馬頭兼大膳大夫義篤、天文の頃、古河の御所晴氏朝臣の御方して、武藏國河越の城を攻め、北條左京大夫氏康と戰ひ、御方利なくして引返す、義篤が子右京大夫義昭、其子常陸介義重は、義宣が父なりけり、此義重が時に當りて、關東の管領上杉亡びしかば、關東八家の人々、悉く北條に隨ふ、北條武田軍起りて後、常陸下野の國人等、又北條を背て、義重に隨ふ、此より又佐竹北條が戰、止む事なし、天正十八年、義重同國の大名江戶重通を滅し、水戶の城を攻取て、嫡子義宣に與へ、國務を讓り、我身は太田の城に隱れ住む關白秀吉、北條を討ち給ふ時、義宣軍勢を引率して、御方に參りければ、常陸國を賜て南方三十三館の大將を承る、關白伏見に移り給ひし後、義宣彼所に家造りし、妻子引具し、移りしかば、殿下の御感斜ならず、關白家のきり者石田治部少輔三成と、親しう相語らひ、三成を賴み、如何にもして、我が國三十三館の國人等滅して、彼が所領、悉く幷せ領せん事を謀る、或時義宣、關白の御前に侍りしに、三成も同じく參て、御物語の序に君は未だ知し召れずや、抑かの常陸國の事、義宣が下知に任すべきの條、既に御教書を成し下されぬ、夫に彼國人等、一向に佐竹が下知に隨はぬと承る、是れ併ながら、殿下の仰を侮り申す所なり、斯ても猶寬宥の御沙汰ならんには、違命の輩、日々に國々に出來候はんか、如何さまにも、御沙汰あるべうもや候はんと申せしかば、關白以の外御氣色損じ、汝が申す所理あり、いかに義宣おことが、下知に背く奴原、請ふまでもなし、自の裁斷に任すべき者也、とぞ仰せける、義宣大に悅び、頓て本國に歸り、饗應に事寄せて、三十三人の國人等、悉く召集め、一々に切て捨て、其地合せ領しければ、

天下六人の大名の數に入られたり（徳川毛利上杉前田佐竹島津）義宣かく大名に成りし事、偏に石田が謀に因りしかば、如何にもして、彼の恩に報ぜん事をぞ思ひける、されば太閤薨じ給ひ、大名數多與黨して、三成うたるべかりしに、義宣軍勢引具して、大坂に馳せ來り、三成を迎ひつゝ、伏見の家に伴ひけり、其後慶長五年の秋、徳川殿、奥の上杉討れんとて、御下向ありし時、義宣かねて三成と謀を通はして、御使賜りて召しけれども、參らず、自ら四萬餘騎を隨へ、石那坂を打過ぎ、多賀の郡に陣取て、徳川殿奥に向ひ給ひ、戰ひ半ならん時、御後より押寄せ、襲ひ參らせんとぞ謀りける、斯る所に、石田等が兵起りぬと聞えしかば、徳川殿まづ東國の軍をば止められ、下野國より引返し、上方に向て、攻め上らせ給ひしかば、義宣案に相違して、一族東左近大夫政義が謀に隨ひ、軍勢少々御供に參らせたり、斯て關が原の軍、終りて後、父義重が降を乞ひ申すに依り、（此時の使は緒貫大藏人見主膳と云ふ者なりと云ふ）御誅伐の事、延引に及びしに、明れば六年の春の頃、大納言殿、關東へ歸らせ給ふ、是は奥方の御敵、御追討の爲と聞えしかば、義重大に恐れ、頓て國を立て、大御所に參るとて、武藏の神奈川の宿にして、大納言殿に參りあひ、家滅びざらん樣を歎き申す、さらば先づ伏見に向ひて、其由大御所に申し給へと、ありければ、伏見に參る、大御所も、老たる父が歎き申所、哀れにや思召されけん、させる御咎めもなし、同き七年五月八日、義宣伏見に侍ひしを召され、常陸國をば、收公せられ、（八十萬石）出羽の國秋田の地を賜て移さる、（二十萬五千石餘）此日常陸國に、御使を下され、父義重を始とし、宗徒の家人等にも此由を仰せ下されたり、此時、東政義は既に死す、家人群馬丹波守、義宣を諫めて、我國の軍兵四五萬人はありぬべし、兵粮又十年の料は候ひなん、いかに、かく云甲斐なく、奥に下らんとはし給ふらんと云ひければ、義宣當時日本六十餘州が其中に、徳川殿に隨はぬ者一人もなし、我國の勢を以て、天下の敵とならんこと、いかにしてか、叶ふべき、まづ夫迄もあるべからず、我が爲に、滅されし三十三館の餘類、此時を窺て、主君の仇を報ぜんと、國中に蜂起せば、雜兵の手に懸て、討たれん事も、無念なり、たゞ兎にも角にも、我が家の絶えざらん事こそ、あらまほ

しけれとて、其勢僅七十餘騎、累代の地を去て、同き六月十四日、秋田の城にぞ入りにける、（群馬丹波守は跡に止て、兵を起し、終に搦め捕られて、誅せられぬ、）同き十七年三月廿九日、常陸介義重卒す、年六十六歳、大坂の軍起りし時、義宣、將軍家の先陣、打て馳せ上り、今福の堤に戰ひて、兩御所の御感に預り、家人等まで、其賞を賜る（梅澤半右衛門、大塚九郎兵衛、黑澤甚兵衛等、御敎書をなし下され物を賜ふこと差あり）義宣初め天正八年十二月廿三日、從四位下侍從になされ、寛永三年八月十九日、左中將に任じ、同き十年正月廿五日、六十四歲にて卒す、嗣なかりしかば、舍弟岩城忠次郎貞隆が男を養うて子とす、（貞隆岩城親隆が養子として、彼家を繼ぎしなり、）左少將義隆、伯父義宣が嗣となり、從四位下修理大夫になされ、寛永三年八月十九日、侍從に任じ、家繼ぎて後、寛文六年十二月廿八日、左少將に任じて、同き十一年十二月五日、六十三歲にて卒す、男子三人、嫡子侍從義處、家を繼ぎ、承應三年十二月廿六日、從四位下右京大夫、寛文九年十二月廿五日、侍從に任ず、二男式部少輔義寘、承應三年十二月廿一日、叙爵して、寛文五年九月廿一日、三十三歲にて卒しき、三男は左近將監義長、寛文十年十二月廿八日、叙爵し後改めて壹岐守に任ず、

●岩城

○忠次郎平貞隆は、桓武天皇の御後、鎭守府將軍陸奥守貞盛朝臣の孫、陸奥の權守安忠の子岩城次郎大夫則道十九代の後胤たり、初め鎭守府將軍藤原秀衡、德尼子といふ娘、則道に配せて、岩城の郡を讓り與へしより、岩城とこそは名乘てけれ、其後子孫相繼ぎ、左京大夫親隆に至る、親隆誠は伊達左京大夫晴宗が嫡男、輝宗が兄なるを、左京大夫重隆、娘配せて、岩城の家を讓る、（是より實は藤氏に移れり、）親隆は文祿三年七月十日にぞ卒してける、其子左京大夫常隆父が家讓らる、天正十八年の夏、秀吉關白、相模の北條討たれし時、常隆御陣に馳せ參り、同七月廿三日、相模國星谷にて卒す、年廿四歲とぞ聞えける、常隆男子なかりしかば、家人白土攝津守、增田右衛門尉長盛に就て、主の家絕えなん事を歎き、一族なれば、佐竹常陸介義重が三男能化丸、今年八歲になれるを以て、常隆が世嗣とせん事を望み申す、頓て御免を蒙り、關白奥に下らせ給ふとて、下野國宇都宮に到り給ふ時、

能化丸具して參り向ひ、見參に入て、忠次郎貞隆とぞ名乘せける、是より又清和源氏の流とはなりしかも是も實は、藤氏なるべし慶長五年の秋、兄の佐竹と同じく、德川殿の御方に參らざりしかば、同き七年五月八日、所領の地収公せられて、岩城の郡十二萬石出羽の國に移され、龜田の地賜りぬ、二萬石元和六年十月十九日、三十八歲にて卒す、男子二人、嫡子は兄の佐竹が嗣となる、修理大夫義隆是なり、二男但馬守宣隆、父に繼ぎ、明曆二年七月廿五日に致仕す、其子伊豫守重隆、父が讓を受く、

秋田

○秋田城介安倍實季は陸奥六郡の司安倍賴良が二男、厨川次郎貞任が末孫とぞ聞えける

其系圖に曰く、先祖は攝津國安倍野伊駒に住す、年代久遠にして、詳なる事を知らず、中頃安倍貞任に至る、其子孫東夷に在ること三百餘年、其名も定かならずと云々、會津四家合考を見るに此家の事を記す事、やゝ詳なるに似たり、是れ必據所あるべし、只正史の載する所にも、系圖の記す所にも、異なる事共ありて、疑ひ少からず、今此書は、悉く疑を闕くといへども、合考の說を取て註する事は、本朝百王の寶祚絕え給はぬ御事をだに異朝には、あり難き事に云ひも傳ふ、本朝は神國なり、天照大神の神孫、天日嗣絕え給はざらんこと、天壤と共に久しかるべき御事は、宜なり、神孫未だ此國を知し召さゞりしさきに、此國を知れる人の子孫、今の世に至て、其家を絕たず、郡邑をも知ると云ふ事は、猶他の國には、例あるまじき事にて、本朝の一奇事なれば、疑をば疑を傳へ、又今按を加へて、こゝに註しぬ、

神武天皇初め天下を平げ給はんとて、大和國に入らんとし給ひし時、こゝに宇摩志摩治の命の臣に、安日長髓彥と云ふ兄弟の者、軍起し、膽駒の嶽に、防ぎ戰ふこと十餘年、天皇終に打勝たせ給ひぬ、長髓彥は、天皇の御兄を討ちまゐらせし罪に因りて殺され、兄の安日は、東北に放たれて、津輕外が濱安東浦等に居て、子孫相續くと云々、日本書記を按ずるに、神日本磐余彥天皇、甲寅の年、自ら皇師を率ゐて、日向國を立て、東征し給はんとて、此年安藝國に到りて、乙卯年、吉備の國に入

り戊午年、難波のみさきに、着かせ給ひ、膽駒の山を越て大倭國に入らんとし給ふに、長髓彦と云へる者、迎へて孔舍衞の坂に戰ふ、長髓はこれ邑の名にて、人の名とせるなり、天皇の御兄五瀨命流れ矢に當て、かみざります、此年の冬、天皇自ら皇師を率ゐて、長髓彦を討たせ給ふ、初め櫛玉饒速日命、天より降りしを、長髓彦、誠の天神の御子と思ひ、君となし、己が妹三炊屋媛を參らせ、可美眞手の命を生めり、天皇も又天神の御子と、詔ありし事を疑ひ、皇師を防ぎ戰ひし所なり饒速日命は、天皇の天孫にて、此國知し召さるべき事を知るといへども、長髓彦が終に隨ひ參らすまじき事を知て、長髓彦を殺し、天皇に隨ひ參らせしかば、其正しき誠を褒めて、寵み給ひぬ、是れ物部氏の遠祖なりといへり、然れば、長髓彦が君とせしは、饒速日命にて、可美眞手命は、饒速日の子なり、可美眞手、宇摩志摩治、共に同じ、又長髓彦に、兄ありし事は、見えねども、古の事は、正史に泄る、こと多ければ、傳ふる所、さもありなまし○人皇十代の帝、崇神天皇の御宇に當て、

安倍河別命して、蝦夷を討たしめ給ふに、蝦夷の軍、强くして、官軍每度利を失ひしに、安日が遠孫に、安東と云ふ者、命に向ひ、我が祖此所に放されしより、永く邊裔の民となりぬ、あはれ此度御免をだに蒙らんには、命を捨てゝ、蝦夷を平げ侍りなんと、望みしかば、河別命、此由を天皇に奏し、安東に先陣を賜りしかば、大に戰て、勝つことを得たり、命かれが戰功を賞し、自らの姓を賜りしかば、是より始て安倍を以て、姓とせり、又先祖の名に因て、安日と書て安部とも讀めりと云々、按ずるに、崇神天皇の十年九月、使を四方に遣して、隨はぬ國を平げしめ給ふに、大彦命は北道に、武渟川別命は東道に、吉備津彦は西道に、丹波道主命は南に趣く、是れ本朝將軍の始なり、東を平げしは武渟川別命なり、安倍とは見えず、されど新撰姓氏錄を按ずるに、武渟川別命は、孝元天皇の皇子大彦命の子也、阿部朝臣も、阿閉の臣も、阿閉の宍人臣も、阿部志斐臣も、皆大彦命より出たれば、阿部川別命とも云ひは傳ふべし、但し武渟川別命の後をば、竹田の臣と申す也、○第十

六代應神天皇の御宇、蝦夷又亂る、安東が後、致東と云ふ者、是を平ぐ、其勸賞に將軍の號を許されたり、（日下將軍と名乘れり）第六十六代一條院の御時、蝦夷又亂れしに、致東が後國東、軍兵を率ゐて、夷の地に押渡り、上道下道二手に分れて、攻め入り、終に其首領三四人を擒にして歸り、自らは薯蕷を食ひ、彼には鹿角を與へ、彼には黑き石を與へ、我は黑豆を食ふ、蝦夷大に恐て、悉くに隨ひぬ、國東が子穎良、穎良が子賴良、安東太郎と名乘て、陸奧出羽兩國の押領使となれり、國人は安倍の將軍と云ひけり、賴良あまたの子あり、いはゆる井殿の盲目、安東太郎良宗、厨川二郎貞任、鳥海三郎宗任、境講師官照、黑澤尻五郎正任、白鳥八郎行任等なり、七十代の帝後冷泉院の御時、賴良幷に子息等、再び朝家に背きしが故に、源賴義朝臣の爲に討ち滅さる、貞任に二男一女あり、嫡子千代壽丸、十三歲にて、父と共に討たる、女子は源義家朝臣に相具して、義國を生めり、二男萬千代丸、僅に三歲になるを、めのと抱きて、津輕藤崎といふ處に、深く隱し、成長の後、高星と名乘る、其子堯恒、又安東太郎と名乘て、藤崎に住す、此より此家の嫡流、皆安東太郎を以て字とす、是れ先祖安東が名を子孫の字とする所なりと云々、

按ずるに陸奧話記に、六箇郡の司安倍賴良は、忠良が子なり、祖父忠賴は東夷の首長と見えたり、穎良忠良と唱ふる所は、同じけれども、忠賴が事合考に見えず、又義家朝臣の二男義國の母は、中宮亮有綱の娘と云ふ、貞任が娘の設けしと云ふこと、不審、これより後の事は、又下に註す、

實季六代の祖安東太郎庶季、應永の頃始て陸奧外が濱より打て出て、出羽國秋田の湊を打隨へ、自ら秋田城之介と名乘る、其子成季、其子惟季、其子昭季、其子定季、（代々字は安東太郎秋田城之介と名乘る、）定季男子二人あり、兄は友季、弟は愛季と名乘る、實季は、この愛季が男なりけり、

合考の說に、堯恒が末、安東太郎貞季が時、後鳥羽院の御宇、建久の頃、高麗國より、鷲羽多く獻りし事あり、貞季勇士の譽あるに因て內裏に召され、かの羽一枚、檜扇に載て、下し給ふ、弓矢取ての面目、何事か是に若かん、永く子孫に傳へ、我

家の龜鑑となすべしとて、獅子に牡丹の幕の紋、改て檜扇に鷲の羽をぞ付けにける、花園院の御時正和の頃貞季が後、安東太郎堯勢、相模入道高時に背く、高時諸國の軍勢を催して、これを討つ、楠河內判官正成も、催促に隨ひて、馳せ向ひし抔とも申なり、堯勢が子安東太郎貞季、陸奥の國司北畠源中納言顯家卿の姫君に添ひ參らせけり、是れ貞季は無二の宮方なりし故とぞ聞えける、貞季が嫡男安東太郎盛季が八代の孫舜季が子愛季に至りて、出羽國秋田の城に移り住む、初め貞季が二男安東二郎庶季、出羽の秋田を討て移り住む、其子孫九代にして絕えぬれば、愛季秋田を合せて領せしなり、凡そ此家に、湊の安東太郎、下國の安東太郎兩流あり、湊後に下國の家を幷せしとは此事を申すなりと云々、按ずるに、此說系圖と大に異にして、又詳なるに似たり、合せ見るべし、

愛季遙に織田殿に音信を通じ、年每に往來絕ゆる事なし、織田殿失せ給ひし後、豐臣家に使者を獻る事、前代に替らず、天正十五年九月朔日、秋田の城に卒す、實季父に繼で立つ、安東太郎と名乘る同き十八年の秋、關白奥に御下向ありし時、始て見參にぞ入りにける、明れば十九年、南部が家人九戶が、主に叛きし時、軍勢の催促に隨ひ、馳せ向ひ、城を攻む、朝鮮の軍起りし時、又催促に隨て、軍勢を引具し、筑紫の陣に馳せ來る、何れの時にか關白、實季が所領、いかばかりやありと、御尋ねありしに、實季いかに思ひけん、僅に租入四五萬石もや、候はんと申せしかば、さらば軍の賦役は、其稅額に隨ふべしとぞ仰せらる、此より秋田五萬石といへども、實は二十餘萬石ありしとなり、慶長五年の秋、德川殿奥の上杉を討ち給ふべきにて、奥方の人々は、最上出羽守義光に隨ひ、軍すべしと仰せ下さる、實季我身は病すと稱して軍勢計りぞ差向けたる家子秋田平之丞と云ふ者に、二千六百五十人付て、遣せしとなり斯る所に、上方にも軍起りぬと聞て、奥の人々取る者も、取敢へず、皆國々に逃げ歸る、天下既に平ぎし後に、出羽守義光、實季石田等に與みせし由を訴ふ、頓て義光實季を關東に召決せらる、大久保相模守忠隣が家にて、對決せり、實季陳じて、實季元より當家に對し參らせ、二心を存ぜず、是を以て、上杉に與して、出羽國由利の郡八島の庄、自然古の城に立籠りたる敵を攻め破り、百餘人が首を切る、又石田が方人小野寺遠江

守が弟、大森孫五郎が雄勝の郡に、籠りたる城をも續て攻め落す、實季彼等と謀を合せんには、いかで味方の城を攻め、味方の勢とは戰ふべきと申す、義光聞てされば實季が、彼二つの城、攻め落し、首切たるは、勿論なり、東西の御敵、或は滅び、或は降りぬと聞て、後日の咎を免れんと、前度の約を變じて、己が方人等を討つたるに候と申す、大御所抑も實季がかの二つの城、落せしは、いつなるらんと、仰せ下されしかば、實季畏て、さん候、自然古を破りたるは、八月の末、大森を落せしは、九月五日、石田等が軍、關が原に敗れしは九月十五日、實季たとへ初め彼に心を通じ、謀を合すとも、其必滅びんとする事を、千里の外に、先づ悟りて、前非を悔い、後罪を免るべき謀を、廻ぐらさん事、いかで叶ひ候べきと申せしにぞ、重て御尋の旨もなかりける、同き七年の夏、佐竹を秋田へ移されし時、實季常陸國茨城の郡を賜て、宍戸の城に移る、(五萬石と云)十年九月三日、秋田城介に任じ、従五位下に叙す、(實季が望みしは、若し侍從に任ぜずんば、秋田城之介に任ぜらるべしと云、)大坂前後の戰に、將軍家の先陣うつて上り首、四十四切つて獻れり、其後家を子息伊豆守俊季に讓て、致仕す、(實季後に伊勢の朝熊に流されて死したり、)

古き人の語りしは、實季子息に家讓る時、僅か一萬石の地を與へて、五萬石の賦役を勤めさせ、其餘悉く自ら押取て、郡中の民に、租稅重く課せ納めしむることは、さて置きぬ、家作り垣結び竈塗り窓穿つにも、元服し妻迎へ、嫁入し、子產むにも、一々に錢を賦して責めはたりし程に、貧しき民は、自ら軒傾き壁破れぬれども、修し作らん事いかにも叶ふべからず、男は髻とりあげ、女は鐵漿つくべき程、遙に過ぎぬれども、只いつも童の樣にしてのみありけり、父子兄弟、こぞり居て歎き苦しむ、まして俊季が主も從者も、苦み窮りし事、いふに及ばず、それだにあるに、我子の事、筋なき事を訴へなどしければ、終に流されたり、其後俊季が大坂の城、守るとて上りしに、道に出迎ひて、對面すべき由を云ふ、其心子息を害せんとするにあり、俊季が家人等、早く察してければ、事を左右に寄て、對面を許さゞりしとなり、實季が振舞も、か程にはあらざりけめど、苦める民共の餘りにあしざまに、云はんとて、斯は傳へしなる

べし、されど大相國家の御聽にも達して、罪蒙りし事なれば、跡方もなき事にてもあるまじきなり、

河内守俊季、始め安東太郎と申し、大坂の軍起りし時、父と共に馳せ向ふ、明る元和元年正月廿六日、從五位下伊豆守になさる、此年の夏、大坂に向ひ、天王寺の合戰に、自ら鎗とつて、能き武者一騎突き伏せ、首取て、御陣に參る、同き五年、將軍家の仰にて河内守に改任し、正保二年七月、所領の地加へられて、陸奥三春の城を領す、（五萬五千石、又は五萬八千石とも云ふ）五年五十三歳にして、慶安元年正月三日に卒す、（大坂の城を守りて彼所にて卒せしなり、）嫡子安房守盛季、家を繼ぎ、（五萬石）二男淡路守季久、所領分つ、（五千石、初には右衛門と申せしなり）盛季寛永十八年十二月廿九日敍爵し、延寶四年正月十三日卒す、（是も大坂城中にて卒せしなり、）其子信濃守輝季寛文二年十二月廿七日敍爵し、父卒して家を繼ぐ、

●相馬

○長門守平義胤は彈正大弼盛胤が男なり、桓武天皇第五の皇子一品式部卿葛原親王の御孫、高望王、始て平の姓を賜ひ、上總の國を賜ひ、上總の大守に任じ、王氏を出で人臣に列る、朱雀院の御時、第二の御子鎭守府將軍平の良將の男、相馬小次郎將門、下總國相馬郡より起て、常陸國を奪ひ、終に坂東の國々を討ち隨へ、下總國猿島の郡石井の鄕に、都を立て、平新皇と名のり、百官を置く、終に官兵の爲に破られて、兄弟從類此處彼處にて誅せらる、爰に良將の弟良文が子村岡次郎忠賴、將門が跡を繼て、陸奥守に任ず、（忠賴は將門の從弟なり、されど將門が跡を繼ぎしと云ふこと覺束なし、伯父良將の跡を繼ぎしといふにはあらずや）其子上總介忠常、其子千葉介常將、常將が曾孫千葉の介常胤が二男相馬次郎師常と名乘る、

寛永の頃、今の兩家の相馬より、參らせし系圖の寫本を見るに、兩家共に相馬次郎師常より出たり、されども傳ふる所、大に異なり、大膳亮利胤が家に傳へし所は、本文の如し、小次郎貞胤が家に傳ふる所は、平將門十二人の男あり、父が誅せられし時、其誅を免れたる者共、鎭西坂東の國々に猶少からず、將門が男相馬小次郎將國と云者あり、其子小太郎文國と云ふ、常陸國信太郡に住して、子孫信太と名乘る、文國が五代の孫信太小次郎重

國、又相馬の郡に移りて、是より後子孫又相馬とは名乘にけり、重國が子相馬小次郎胤國、其子中務大輔胤國と云ふ、千葉介常胤が男、其家を繼ぐ、相馬小次郎師常也と見えき、胤國といふ父子あり、不審、是は某が見たりし書、傳寫誤れるなるべし、其家に問ひ糺すべき事なり○按ずるに、利胤が家に傳へしは、將門より師常に至るまで七代なり、貞胤の家に傳はるは、十一代の由なり、將門誅せられしより、師常が時に至て、二百年には、遙に超えたり、此內たゞ七代と云ふこと、覺束なし、又利胤の系圖に、師常が子義胤が後、胤綱に至るまでの間、定かならぬ由を載せたり、貞胤が系圖には桓武天皇より三十八代の由を記せり、されば此系圖は、詳なるに似たり、師常より上つ方の事は、貞胤が家の說に、隨ふべしや、但し新編纂圖を見るに、千葉四郞大夫常永が嫡子に相馬五郞常時あり、是則ち千葉介常胤が伯父なり、若し此事誠ならんには、師常より先に、千葉の家にて、相馬を名のりし事あれば、利胤の家の說も、據所あるべきにや

其子小太郞義胤が末孫胤綱が時に至り、陸奥國行方の郡を併せ領す、胤綱八代の孫治部少輔重胤が時に及びて、本領下總國相馬郡を失ひて、たゞ行方の郡を領し畢んぬ、

按ずるに、胤綱より重胤に及びて、相馬行方兩郡を併せ領せし由、覺束なし、又胤綱が子五郞左衞門胤村、永仁の頃の人と云ふ、又胤村が五代の孫出羽守親胤、觀應の頃の人なりと云ふ、然らば此間奥州の國司北畠源中納言顯家卿に屬して、勳功を致せし人あるべし、系圖に其事を漏らしぬること尤も惜むべき事なり、

其孫大膳大夫盛胤、宇多標葉各半郡を隨へ、行方の郡を併せ領す、其子讚岐守顯胤、其子又盛胤と名乘て、彈正大弼に任じ、家を其子長門守義胤に讓りて、慶長六年、七十三歲にして卒す、長門守義胤、父が讓を受て、豐臣太閤家に隨ひ參らせ、本領を安堵す、慶長五年の秋、德川殿、奥の景勝中納言を征伐あるべしとて、諸國の軍勢を催さる、岩城相馬の人々は、年頃佐竹と好み深ければ、內々は上杉石田等と謀を通はして、德川殿の催促に隨はず、程なく天下悉く

に德川殿に歸しぬれば、義胤罪蒙りて、所領沒收せらる、同き九年七月十七日、右大將家、若君御誕生の事ありしかば、時に台德院殿大相國、未だ右近衞の大將にてましますを、義胤が子大膳亮利胤を召出され、本領を下し賜りぬ、奧州中村の城六萬石なり景勝が兵起りし時、伊達左京大夫政宗は、急ぎ本國に歸りて、搦手より攻め入るべき由の仰承て、大坂を打立ち、夜を日に繼て、馳せ下る、白川より白石に至ては、皆敵の中なれば、道塞りぬ、常陸國を廻りて、岩城相馬にさし懸て國に歸らんとするに、相馬又累代の敵國なり、恙なく通らんこと、叶ふべからず、然るに政宗僅かに五十騎計、引具して、常陸の國を經て、岩城と相馬との境に至て、先づ相馬が許に、使者を立て、此度德川殿、上杉を征伐し給ふに因て、政宗搦手より向ふべき由を承りぬ、路次既に塞りて候ひし程に、東路に隨ひて、漸く此境に至り侍りぬ、餘りに道を早めて打ちし程に、士卒悉く勞れぬ、願くは城下に、旅館點して給はらんには、馬の足を休めて、明日は國に入らんと存ずと、云はせたり、長門守義胤、是を聞て、あつぱれ運の盡きぬる奴原かな、只だにも、伊達は相馬が年頃の敵なり、ましてや、味方討たれん一方の大將、承ると云ふ者を、いでく今宵一夜討して、案內知らぬ者共を、此處彼處に追詰て一人も殘さず、討ち取て、年來の仇に報ひ、今度の賞に、つのらばやとて、頓て民家をしつらうて、迎ひ入れ、家子郎從等、召し集めて、夜討の樣をぞ議したりける、爰に水谷三郎兵衞尉某、遙の末座より進み出で末座の意見、恐れ入て候へども、既に僉議の座に列て候ふ上は、心に存ずる所を、申さゞらんは、其詮なし、抑も窮鳥懷に入る時は、獵者もこれを殺さずとこそ承れ、政宗ほどの大名が、既に年來の恨を棄て、君を賴みて、來りしを、たばかつて、闇々と討たれんは、勇者の本意とする處にあらず、長き弓矢の瑕瑾なり、又我が城を去て、彼國の境駒が峯に到らんこと、行程僅に三里、けふの日、未だ未の時に下がらず、政宗おのが境に、到らんとだに思はば、日ゆふべならざる間に、到りぬべし、それに僅の勢を以て、此所に止ること、豈深き謀計なからざらん、只同じくは、我備を全うして、彼に代つて、夜を守り、

先づ此度は、本國に返し給ひ、重て戰に臨まん時、尋常に軍して、勝負を兩家の天運に任せらるべうもや候はんと、申ければ滿坐の輩、皆此議に同じて、彼が旅館の邊に、粮料魚鹽秣糠藁に至るまで、積み置て、夜に入り四面に篝火たかせ、兵共に夜をめぐらせ、警衛心を盡してけり、義胤が士共も、政宗が餘りに取鎮めたる躰を見て、憎しいざ彼が振舞を試みんとて、夜更けて、馬一二疋切て放つ、雜人原走り散て、以の外に、騷ぎ罵る、政宗は小童一人に燭持たせ、白き小袖、上に打掛けて、左の手に刀提て、立出で、相馬殿の御人や候ふ、御人や候ふと云ひし時、さむらふとて參りければ、物音高う候ふ、何事にや、政宗が雜人原、狼藉候はんには、能く鎮めてたべとて、又内にぞ入りにける、斯て夜明けゝれども、立ちもやらず、巳の刻計りになつて、義胤が許に使して、一禮し、靜かに馬をうつて行く、竊かに人を付て見せたるに、彼國境の駒が峯のあなたに、伊達が軍勢、雲霞の如く滿ち／＼て出で迎へぬ、斯て闕が原の合戰、事終り、天下悉く平ぎて、相馬既に世帶を沒收せられ、家亡ぶべきに極る、政宗徳川殿に訴へ申けるは、相馬は只だにも、政宗が年頃の敵なり、夫に上杉石田等に與みしたるが、一定に候はんには、政宗彼が爲に討たるべき時至て候ひしに、君の仰せ承り馳せ下る由を聞て、忽に舊き恨を忘れ、新しき恩を施して候ひき、是れ偏に彼が野心を挾まざりし故にあらずや、且は又累代弓矢の家、此時に至て、長く斷絶すべきこと、誠に不便の至なり、只然るべくは、彼が本領安堵の事、御免を蒙らばやと、折に觸れて、度々歎き奉りしかば、其事となく、年月を經て後、本領をぞ賜ふたりける、此時より、彼家年毎の評定始には、滿坐の輩、一々に水谷が子孫の坐の前に進み寄り、水谷殿の御意見違ふ事あるべからずと、色代して罷出づること、長き佳例となりにけり、其後政宗は、井伊掃部頭直孝を媒にて、大膳亮利胤に、中直りせんとしけれども、利胤聞て、我家既に伊達殿の芳志に因て、本領を安堵すといへども、累代の敵國、私に中直りすべき事、其憚りなきあらずとて、終に中直りはせざりしなり、

大坂の軍起りし時、利胤將軍家の先陣打て馳せ向ふ、寛永二年九月十日、年四十五歳にして卒す、其子虎之助、猶幼なし、（六歳）長門守義胤、家の事を執り行ひ、寛永十二年十月十六日、八十八歳にて卒す、虎之助義胤、（祖父の名を譲りしと云ふ）寛永十三年十二月廿九日叙爵して、大膳亮に任じ、慶安四年三月五日卒す、三十三歳、長門守勝胤、家を繼ぐ、（後に忠胤）實は土屋民部少輔利直が二男、義胤女子一人あつて、男子なし、外從弟利直がが子養ひ、娘配せて、家繼がせしとぞ聞えける、（これより相馬源氏となるか、）勝胤承應元年十二月廿八日叙爵し、延寶元年十一月二日、三十七歳にして卒す、嫡子出羽守貞胤家を繼て、延寶七年十一月廿三日、貞胤世を早うし、世嗣なければ、舍弟彈正少弼昌胤、兄に繼ぐ、

●丹　羽

○參議藤原長重は五郎左衞門尉長秀が男なり、元は武藏の兒玉黨、中比尾張國に移て、世々當國の守護武衞が家に仕へて、祖父修理亮長政に至る、（系圖に尾張國兒玉の住人たりしと記して、如何なる故に、丹羽とは名のりしと云ふ事を載せず、思ふに當國丹羽の郡に住して、かく名乘りしにはあらずや、）長秀若かりしより、（少名は万千代丸、生年十五歳なりと云ふ）織田殿に隨ひ、常に一方の大將を賜り、向ふ所破れずと云ふ事なし、元龜三年二月、數多地付て、近江國佐和山の城を賜ふ、（五萬石）是れ年來の武勇を賞せられし處なり、されば織田殿の御内にして、丹羽柴田と云ふ者をば、世の人知らずと云ふ事なく、豐臣の太閤も、初め彼等が名を慕ひ、家の號一字づゝ、乞ひ受けて、羽柴とは名のり給ひけり、又天正三年十二月、信長未だ權大納言の右大將にてましまし、時、家人等任官の事ありしに、信長が領する國、未だ多からず、家人等に賜はらん地、これ少し、筑紫の國まづ一々に切取て、彼等に割きくれん、鎭西の侍の古き家の號、押し取て、家人等に名のらせらる、長秀も仰せ蒙りて、惟任（校本改惟住）とぞ改めらる、（信長失せ給て又丹羽と名乘る）同き十年の夏、織田殿四國の地退治すべしとて、三男三七信孝を大將軍とし、長秀等を侍大將として、差向けらる、（一説に此時長秀は織田信澄と二人大坂の城代となされしと云ふ）既に攝津國に到る、斯る處に、信長信忠、明智が爲に討たれ給ひ、織田七兵衞信澄は光秀に與みすと聞えしかば、長秀信孝と相謀て、信澄を誅伐し、伊丹の賊徒等を撃ち碎く、筑前

守秀吉を始て、宗徒の輩、此所に馳せ集り、軍勢を催し、急ぎ凶徒を誅戮して、清洲の城に會合し、御世嗣の事を僉議す、右大臣殿の嫡孫にて、渡らせ給へばとて、三法師殿を君となし、後に岐阜中納言と申せし御方なり、信雄信孝二人の公達を御後見と定め、三法師殿御成人の程御領の國々、御家人等分ち守るべしと議定し、長秀若狹國に近江の滋賀高嶋二郡を添て預る、此時長秀近江國大溝に住し、江北の兵此に屬すと云ふ、一說に長秀是より先、信長の世に若狹國一州に江州滋賀高島二郡を賜り領し、若州青井に居城すと云ふ 此時柴田羽柴爭論の事出來て、兩家是より不快となる、長秀秀吉に力を合す、三七殿秀吉が我家の天下奪ばんとする氣色、早く見給ひ、勝家と謀合せて、秀吉を誅せんとして軍起し、秀吉が爲に戰ひ負け、中直りの事仰せらる、長秀其御使として、悉く秀吉の利運にぞ計らひける、勝家越前の國に在て、秀吉が美濃の屋形、攻め參らすと聞て、以の外怒り、北陸の雪深くして、軍出ださん事、如何にも叶ふべからず、先づ長秀に牒狀して、秀吉を討たんと議したりしに、長秀是に隨はず、明れば十一年の春、勝家北陸道の軍勢催促して、近江國に發向す、長秀此時近江國坂本に在りしが、頓て坂本を打立て、志津嶽の城に入り、秀吉に力を合せ、終に柴田を討ち滅す、信孝又秀吉が爲に岐阜の城を落され、尾張の内海の浦にて御腹を召されける、秀吉自ら天下の權を司り、長秀我が爲に功ありし事を賞して、本領なれば若狹近江の地は云ふに及ばず、越前國に加賀國二郡添て賜はりける、百萬石又七十萬石餘とも云ふ 其後長秀越前國北の庄の城に移り住む、長秀後に越前守に任ずと云ふ系圖には見えず 秀吉又信雄をも失ひ參らせんと、軍勢をかり催し、美濃尾張伊勢の國々に打出づ、長秀其勢八千人、秀吉に隨ひ美濃國に向ふ、秀吉戰ひ常に利を失ひ、北畠殿と中直りす、明れば十三年の二月、秀吉內大臣に成て正二位に上る、同き四月十六日、長秀自ら腹切て死す、年五十一歲とぞ聞えける、多門院の記に此年四月十四日に腹を切り十六日に死すとあり、又彼記には惟住越前守に任ぜしなり、又越前にて死せしと記せり、是は年頃の積聚と云ふ病に犯されて、命既に盡きんとす、譬へ如何なる病なりとも、我が命失はんずるは、正しき敵にこそあれ、如何で其敵討たでは、空しくなるべきとて、腹かき切り腸くり出して、見るに、奇異の曲者こそ出來たれ、形石龜の如くに、喙鷹の如くに尖り曲りて、背中に刀の當りたる跡ありけり、長秀自ら筆執て事の

由を記して、我が跡の事をよきに計らひ給ふべしと書認め、彼の腹切たる刀に積蟲添て大臣に獻る、秀吉大に驚き歎き給ひ、自ら御筆を染められ、子息に本領賜らん事、相違あるべからずと固く誓ひ給ひければ、長秀この御返事を披き見て、今は思ひ置く事なしとて死しにけり、

長秀が自害せしは、誠に此内府と申は、故右大臣殿の下部より擧げられて、大名になし給ひし人なれば、如何なれば故殿の御子孫をば七代迄も御後めたき事あるまじき者をと長秀が、むかし思ひ誤て方人せしに、三法師殿の御爲ならば、三七殿失ひ參らせしは、さもありなん、いつしか三法師殿を有る者ともせず、剩へ北畠殿をも失ひ參らせんとし、總に天下の事、自ら知り給ひければ、悔しき事に思ひけり、されど今此人を謀らん事、我が力には如何にも叶ふべからず、斯て世にながらへて、天下の人に後指さゝれんも、耻かしと思ひ死したり、病に犯されて自害しぬと云ふは、子孫の後榮を思ひ、かくは披露したりとも申なり

長重今年十五歳にして父に後る、斯て此月越中の佐佐が(此時内藏介成政後に陸奥守)信雄の方人したるを討たれんとて、長重が軍勢を催さる、未だ父が遺領の事は如何にとも宣ひ出さる旨もあらず、丹羽が隨一の家人成田彌八郎、宗徒の傍輩を集て、さても我等が故主は、さしも織田殿の御恩深かりし御事なり、夫に秀吉と云ふ無道人に、たばかられて、彼家の天下を奪はれ給ひし事、一生の不覺にこそあんなれ、又大恩の君の公達をだに失ふ人の、如何で傍輩の好みを思ひ、此稚き人に大國數多まゐらせんと思ふべしや、得難きは時、失ひ易きは勢なり、迚も亡びんずる我家を、未だ勢の散り失せざらん其内に、彼が越中に入らん頃ほひ、織田殿の御爲に義兵を擧げ、佐々と挾んで討ち滅し、故主の耻を雪がんこと如何なる佛事供養にも、猶優りぬべう思ふは、方々いかにと議したりけり、以の外の大議なれば、この事いかゞあるべきと、長僉議に時うつりて、大臣殿の御方に洩れ聞え、(長東戸田が許より秀吉に告け申たりと云)成田速に死刑に處せられぬ、佐々も程なく戰ひ負け、降人に成て出ければ、丹羽が宗徒の家人、引すぐつて、長東(大藏大輔)村上(周防守)溝口(伯耆守)青山(修理亮)青木(民部少輔)戸田(武藏守)寺西(下野守)上田(佐太郎)奥山(雅樂助)等を始

めとして、悉く大臣の御家人に召出され、長秀が遺領越前加賀の國々を奪ひて、本領なれば相違あらずとて、近江國三郡の地をぞ長重に賜りたる、（長重越前國を削られしは、天正十三年閏八月の事の由、多門院日記に見ゆ、一説には若狹の國をば賜ふといふ）此年秀吉關白に成り給ひし時、長重をも侍從になさる、同き十五年、筑紫の軍に隨ひて、日向國に向ふ、家人等が軍法に背きし事ありとて、又近江（一作若狹）の地をも奪ひて、僅に所領付て加賀の國松任の城に移さる、（三萬石とも四萬石とも云ふ）朝鮮の軍起りて、肥前國名護屋に陣す、文祿四年參議に任じ從三位に叙す、（公卿補任には見えず、武家補任には見ゆ、）慶長三（一作二）年同國小松の城に移され、所領の地加へられ、家人等にも所領の地賜ひ、（長重に十萬石、家老坂井與右衞門江口三郎右衞門各一萬石）加賀守を兼ぬ、同き秋、大閤薨じ給ひ、世の中何となく物騷しく、明る四年の冬、加賀中納言利長、在國し謀叛の企ありと聞えて、德川殿向はせ給ふと云ひ罵る、加賀守長重德川殿に參りて、風聞の如きは、利長御退治の事定て日近きにあらんか、さらんに於ては長重が領する處、彼境に近し先陣の事、他人に讓るべからずと望み申さる、此人の父、長秀と利長と同じ信長の御娘を迎ひ、結ぼうれたる中なるが、公儀の爲に私の睦を顧みず、先陣を望み申されし事、德川殿の御感斜ならず、御刀をぞ引かれける、（吉光）利長の謀叛、形もなき虛言なりければ、軍勢の催促にも及はず、明る五年の秋、大坂の奉行等軍起せし時、中納言利長、長重の許に使立て、利長此度内府の方人して、上方に攻め上らんとす、和君も與みし給はんには、同く打立ち給ふべうや候はんと云せらる、長重の返事に、われ故太閤の爲に父が國々押奪はれ、去々年こそ此所には移されたれ、それも猶本領に準ふるに十が一つにや及ぶべき、されば彼家の恩かうむつたる身にもあらず、又内府へも親しうも疎うもなし、東西の間いづれの方人すべしとも覺えず、但し利長の執し申し給はんに因て、此度の戰功につのりて、父が領せし國なれば、越前の國賜らんには、内府の爲に一方を討ち破つて參らすべきにて候と申されしかば、利長重て仰せ承りぬ、越前の國賜らせ給はん事は、内府の旨に在るべければ、利長かねて定め申難きが、彼家の爲に戰功を致し給はんには、如何で御望は叶はざるべき利長が微力を盡して、執し申さん事は勿論に候ものをやとありければ、長重

大に悦び、さらば味方に參るべしとて、軍の評定あらんが爲、兩家の家人等、松任に出で會ふ、先づ利長の方に人質を賜らん由を望む、長重が家人大に怒て、織田殿の御時より、丹羽は一方の大將にて、利長の父利家は、被官の樣にてこそありつれ、故大閤の時に至りて、當家かく衰ふるといへども、兩家又織田殿の婿君にて由緣に就ては、兄弟の國なるをや、今何の故に人質を出すべき、又亂れたる世の人の心計り難し利長たとへ心變りしつとも、人質取られて後は、悔ゆとも及ぶべからずと慮て、其事叶ふべからずとぞ云ひ切つたる、又利長の方よりは、去りし冬、當家謀叛のよし風聞の時、自餘の人は如何にもあれ、此長重は當家にむすぼれたる中なれば、など如何にも申披ては給はらぬ、それに又先陣を望み申されき、斯る恐しき人を、人質なくて味方とし戰ひ半ならん時に、後矢射られては叶ふべからずとて、是も人質賜はざらんには與みし參らせん事、叶ふべからずと云切て事既に破れぬ、斯てもあるべき事ならねば、利長多勢を引具して小松の城を押通りて大聖寺の城を攻落す、斯る處に、敵兵船に取り乘て能登の國をさして漕ぎ向ふと聞えしかば、利長本國の事心元なしとて、爰より引返し、又小松の城に差懸る、長重は利長が我無勢なるを見侮て道を假るにも及ばず我が住む邊を一度ならず再びまで蹴散して通るこそ安からねと、城より外に打て出で利長が後陣を打破て、城に入る、利長後陣に軍ありと聞て鞭鐙を合せて馳せ歸る、軍既に終て敵城中に打入る、此城究竟の要害、一旦に攻め落しぬべうも見えず、又本國の事も覺束なく、怒を止めて引て歸る、敵の能登の國へ廻ると聞えしは詐にて、美濃國の戰ひ味方勝軍し、德川殿御父子馳せ上らせ給ふなり、利長も急ぎ攻め上るべしとありければ、利長長重と中直りし、互に人質取替し夜を日に繼て馳せ上るに、關が原の戰ひ事終りて、近江國大津の宿にして、德川殿に參り會ふ、此度天下一統して、功罪を糺明あつて賞罰を沙汰せらる、長重陳じ申して長重初めより東西の方、何れに與すべしとも覺えず、只利長が勸めしに因て、東國の御爲に戰功顯さんと思ひ定む、然るに忽ち事の違亂出で來て、我が城に引籠りぬ、又利長と戰ひし事、私の恨報ぜんが爲めにして、全く西に心を通

はせし所にあらずと申けれど、内々は重き罪にも行るべしと聞ゆ、利長此由を聞て、初め海道上らせ給ふ時、重て御使を賜り、北陸の事いかにも平かならん樣に、こしらへて急ぎ馳せ上るべしと承りぬ、さるに因て利長此由を長重に傳へて、中直りして馳せ上れり、それにて彼を罪せられんには、利長先度の戰に恐て、一旦彼をたばかつてこそ通りつれなど云はれんこと、弓矢取ての耻辱なり、只初め承りし如くに彼が緩怠を御免あらばやと歎き申さる、申さるゝ所も、理ありと聞召されしかど、既に加賀國をば利長の賞に行はれし上は、長重所領を失つて關東に參り、芝浦の邊に籠り居て、五郎左衞門尉と申て、將軍家に近く召されて、昔今の御物語の友となされたり、（御咄の衆と云ひしなり）

長重罪を免されし事、利長中納言の歎き申されし故のみにもあらず、昔大相國家の未だ童形にて渡らせ給ひし時より、長重に親しう語らはせ給ひ、如何なる事ありとも、此よしみ忘れさせ給ふまじき由を、固く誓ひ給ひし事ありき、此由を密かに大御所に申せし人ありしかば、其事となく打過させ給ひしとなり、其事大御所に申せし人は、土井大炊頭利勝とも又本多佐渡守正信とも申すなり、

同き八年十一月廿七日、將軍家より常陸國古渡の庄を賜る、（一萬石）大坂前後の軍に將軍家に隨ひ奉る、元和五年所領の地加へらる、（一萬石を加へ給ひ二萬石を領す）同き八年陸奧國棚倉の城を賜ひ、所領の地加へらる、（三萬石を加へ給て五萬石）寛永四年二月十日、所領の地倍せられて、同國白川の城に移り、（十萬石）同き九年左大臣家、將軍の宣旨蒙らせ給ひし時、參議に還任し、十四年閏三月四日、六十七歲にて卒す、其子侍從光重（左大臣家御諱字賜ひしと見えき）初め左京大夫從五位下たり、父の家を繼て後、寛永十九年十二月晦日從四位下に叙し、同き廿年七月同國二本松の城に移る、（十萬石の外に三萬石を預る）萬治元年閏十二月廿七日侍從になさる、延寶七年四月七日、致仕入道して玉峯と號す、嫡子若狹守長次家を讓らる、

● 立花

○左近將監源宗茂は、筑前國の住人立花丹後守鑑連入道道雪が男也、立花大友、同じ流の源氏とこそ聞えけれ、彼等が先祖大友左近將監能直は、掃部頭中

原の親能が子(謂ゆる齋院の次官なり)實は右大將賴朝卿の御子、母は大友四郎大夫經家が娘なり、能直鎭西の奉行として、初て豐後國に下向す、其子利根二郎親秀、大炊助に任ず、親秀四代の孫左近將監貞宗、二人の男子あり、兄は左近將監貞載、弟は式部丞氏泰、是より兩家相別れて、貞載が流、筑前國に在て立花と名乘り、大友が被官となる、氏泰が流は、本國に住して、豐後の大友とは申けり、貞載建武四年正月十一日、楊梅東洞院の戰に、結城判官親光を討て、將軍尊氏卿の御感を蒙る、(吉光の脇差を賜ひしとなり)然りとは申せども、貞載又痛手負て、同き十四日に死してけり、其子左近將監宗匡、父に繼て、筑前國立花の城に在り、丹後入道道雪は、宗匡が七代の孫なりけり

是れその系圖に見えし所なり、貞宗が子息、如何なれば兄は立花と名のり、弟は家を繼ぎしにや、思ふに貞載死して後、其子幼なければ、弟の氏泰、家を繼ぎしにや、如何さま故あるべし、世遠くして、精しき事を知らず、又世に傳ふる所は、左近將監宗茂は、道雪入道が實の子にはあらず、高橋主膳入道紹運が嫡子なり、此紹運も誠は大友が一族、高橋の家つぎしなり、精しき事は、此下に見えたり、初め天正九年嘉麻穗波の戰に、戸次丹後入道道雪、紹運入道が嫡子生年十六歳にして、軍せし樣を見て、此子勇士の器なることを相して、明れば天正十年に、彼が父紹運に請ひ受て、己が世嗣とす、これ左近將監宗茂なりと云ふ、又道雪を戸次入道と云ふ、立花山の城に在れば立花と云ひしと云ふ、系圖には見えず

宗茂初めは統虎と名乘(大友義統名乘の字を與へしにや)天正十三年九月十一日、父の入道年積て七十三歳、筑後國高良山の陣中にて病死せり、統虎家を繼ぎて、立花山の城に在り、明れば十四年の秋、(今歳の七月、統虎が實父紹運も、島津が爲に討れ死すと云ふ)島津が多勢、豐後國に發向して、我が城の邊り近く打過ぐ、統虎城より打て出て戰ひ、首餘多斬て引返し、又高鳥居の城を攻め破り、城の大將星野兄弟を先として、首數百切て捨つ、豐臣關白この由を聞召し、當時島津が軍勢、大友が國々に攻め入て、此處彼處の城々、落されしに、統虎僅の勢を以て、己が城落されぬだに、双なき高名にあんなるを、ましてや多勢の敵を破ること一度ならず、尤神妙の至なり

と、御教書を賜て賞せらる、十五年の秋、九州二島悉く平ぎしかば、統虎頓て御家人に召加へられ、筑後の國下三郡の地附て、柳河の城賜り、（十三萬石餘と云）左近將監になされ、名改めて宗茂と名のる、今年肥後國に凶徒起り、守護人佐々に背く、宗茂佐々に加勢し、凶徒等一々討ち滅し、彼國を平ぐ（佐々陸奥守成政、此時に罪を蒙りて誅せらる、）十六年宗茂上洛す、殿中御前近く召され、されば去年汝に肥後國賜らんとせしかども、汝が家子郎等、嫌ひ申すと聞えしかば賜らず、此度の勸賞に四國九國の中にあらん闕國、望み申せ、汝が乞ひに因て賜るべしと仰せらる、宗茂畏て、宗茂只今殿下の御恩蒙りて、手の軍勢三千餘人、假令いかなる御大事あらんにも、一方を承らんに、勢に不足は候はじ、されば又國も郡も更に望み申さんとも覺えず、天晴今生の思出に、殿上の仙籍を許され候はゞやと望みしかば、關白大に御感あつて、頓て執し申させ給ひしかば、從四位下して侍從にこそはなされけれ、

關白殿常に東國に本多平八郎忠勝あり、鎭西に立花左近將監宗茂あり、天下一双の勇士なりと感じ仰せられしとなり

文祿の初め、朝鮮に押渡つて大明の總督李如松が軍を討破り、三國に名を顯す、慶長五年秋、大坂の催促に隨ひ、軍勢を引具し伏見の城を攻め破り、勢田の橋を固め、大津の城を攻落す、關が原の戰、味方の軍敗れぬと聞て、本國に引返し、己が城に立籠る、鍋島が軍勢押し寄すと聞て、城中より打て出で、散〳〵に防ぎ戰ふ、斯る所に、黑田入道如水、加藤肥後守清正、馳せ來て兩陣に使立て、互の戰を止め、二人宗茂に向て樣々に敎訓し、城をば清正が兵を止て守らせ、宗茂に先陣うたせて、薩摩國に發向し、肥後と薩摩との間なる佐敷水股に陣を取る、島津義久入道龍伯、既に降を乞ひぬれば、戰を決するに及ばず、引き返す、黑田加藤、自らの勸賞に申換へて歎きしかば、宗茂が罪を宥められて、所領をば悉くに收公せらる、其後關東に伺候して將軍家に近侍し、（御咄の衆十二人の第一たり、）陸奥國にして所領の地下し賜ふ、

奥州南郷三萬石の地、慶長十八年に下賜ひしと云ふ、又創業記に關東にて二萬石を賜ふと云々、又一說には慶長十五年七月廿七日、陸奥國棚倉にて一萬石を賜と云ふ、何れか誠なるか、又一說に宗

茂本國を失ひ、肥後の高瀬と云ふ所に留滯し、明年の春上洛す、京に在ること三年の後、慶長八年關東に下り、高田の寶泉寺に寄住し、其後將軍家に召出され、駿河に參りて、御書院番頭になされ、三萬石を賜るべしとありしに、大御所、古き功の者なれば、所領の多少は、存ずまじ、何方にても城を賜るべけれと、仰せ出されしかば、奥州棚倉の城に一萬五千石付て賜りしといふなり、

大坂前後の戰に、將軍家に隨ひ奉り、元和六年八月九日、本領賜ひて、再び柳河の城に還住す、十萬八千石同八年十二月廿七日改て飛驒守に任ず、寛永十四年の十月、肥前の國天草の凶徒、追討の爲、子息左近將監忠茂具して、馳せ向ひ、明る十五年の冬、致仕入道して、立齋と號し、同き十九年十一月廿五日、七十六歳にて卒す、侍從忠茂宗茂が世嗣、實は主膳正直次が二男、伯父宗茂が家を繼ぐ、初め元和八年十二月廿六日元服し、將軍家の御諱字賜ひ、從五位下に叙し、左近將監に任ず、天草の賊徒起りし時、父と共に馳せ向ひ、父が讓り受て後、寛永十八年正月元日、從四位下に叙し、正保四年六月、佛郎國の蕃舶、肥前國硫黃が島に着く、忠茂鎭西の人々と同じく、兵船を揃へて、彼舶を圍む、賊船にあらざれば、彼舶をば返されたり、明曆三年十二月廿七日、侍從に任じ、萬治二年十二月飛驒守に任じ、寛文四年閏五月七日、致仕入道して、好雪と號し、延寶三年九月十九日、六十三歳にて卒す、嫡子左近將監直茂、萬治二年十二月廿七日從五位下左近將監になされ父が讓を受て後、寛文四年十二月廿八日、從四位下に叙し、飛驒守になる、二男彈正貞晟、父が所領分賜ひぬ、直茂に十萬九千石餘、弟直晟に五千石を分つと云

○主膳正源種次は、故主膳正直次が嫡男也、直次實は豐後の大友が家人高橋主膳正鎭種入道紹運が男とぞ聞えける初め高橋彌七郎統增と申けり後に主膳正直次と云ふと九州記に出づ抑も高橋が家と申は大藏朝臣春實の末葉にて足利殿の御時、すゑ置かれし筑紫三撿斷の一なり、建武年中尊氏卿、都の戰ひ利なくして、筑紫の地に落ち下り、軍勢を催し、攻め上り給ひし時、九國の守護として、仁木一色高橋を止めらる、高橋光種始て此職になされしより、子孫打續きて、撿斷の職に在り、名字の地なれば、筑後の國高橋に城を構て住す、其子孫又要害の

地を擇て、筑前國岩屋寶滿山に移る、大友が家起るに從ひ、三撿斷の家悉く其威を失て、鎭西の國人等、多くは大友が被官となる、天文の末に及んでは、仁木一色絕え果て、高橋計りぞ殘りける、光種が七代の孫長種、死して嗣なし、高橋が家の子、屋山北原福田伊東の者共、大友に一族乞て主の家繼がせんとす、左衞門督義鎭、此由を聞て、一族一萬田左京大夫が男に、彼家を繼がせ、高橋三河守大藏鑑種と名乘らせ、永祿二年四月十日、寶滿岩屋は、彼家の本城なればとて、二千餘町の地を附て賜ひ、筑前十五郡の事を執行はしむ、其後一萬田罪なうして、忽に誅せらる、鑑種義鎭を恨みて、永祿十年の春、寶滿の城に立籠り、安藝の毛利に謀を通じ大友に背く、義鎭安からぬ事に思ひ、軍勢を差向て城を攻む、同き十二年の正月（作五月）、多々良濱の合戰に、毛利が勢かけ負けぬと聞て、鑑種力を失ひ、終に降人に成て出づ、本領は悉くに沒收せられ、僅に豐前國企救一郡を賜り、小倉の城に遷され、入道して宗專とぞ號しける、宗專が家子北原伊賀守鎭久、己が主恨む事あつて、國を去り、大友に參て、主にて候ふ入道、屋形を恨みまゐらすこと、猶も怠らず、此定にては入道が家滅びんこと遠らず、あはれ御一族を賜て、別に高橋の家起し候ばやと望む、義鎭入道宗麟、大に悅び、元龜元年、吉弘左京大夫鑑理が舍弟主膳兵衞鎭理に、高橋が本領御笠の郡賜て、岩屋寶滿二つの城を守らす、鎭理其年廿三歲、高橋主膳正大藏鎭種と名乘て、（此より高橋兩家なり）未だ年三十に滿たずして入道し、紹運と號し我身は岩屋の城に在り、子息彌七郎、寶滿の城を守る、天正十三年九月十三日の夜、筑紫上野介廣門が爲に、寶滿の城を襲はれ、敵城中にみち〳〵、防くべき力なく、家子郎等彌七郎を守護して、岩屋の城に落ち去りぬ、明る十四年七月十日、筑紫も又島津が爲に攻られて、勝尾の城を落され、降人になつて出づ、此時を窺つて、高橋再び寶滿の城に入る、（時に彌七郎十五歲と云ふ）同き月廿七日、父の入道紹運、島津が勢に攻められ、岩屋の城落され、家子郎等八百餘人討死し、入道も自害しぬ、（三十九歲（一作四十二歲））敵又寶滿の城に押寄せ、高橋をたばかつて生捕にこそしたりけれ、（島津が家譜には、此等の事天正十三年の事とせり、）明れば十五年の秋、豐臣關白、鎭西を平げ給ひし時、島津が許より、高橋を

召され、父入道、殿下の御爲に、己が城を守て主從殘らず討死を遂げしこと深く感じ仰せられ、九國政務の事始に、筑後の國三池郡を、高橋に賜り、叙爵して主膳正にぞ任じける、朝鮮の軍起りて、彼國に押し渡り、此處彼處に戰ひ、石田三成等が亂の時、伏見の城を攻め落し、大津の城をも攻めにけり、舍兄立花左近將監宗茂も、上方に與みしければ、兄弟同じく本領を沒收せらる、慶長八年の春、將軍家宗茂直次兄弟を召されて、所領の地賜り、直次常陸國筑波郡柿岡の地を領しけり、（五千石）又汝等二人兄弟たり、同じ名字に改めよと仰せ下さる、直次是より源氏になつて立花と名のり、大坂前後の戰に將軍家に隨ひ奉る、元和六年の秋、宗茂本領賜ひし時、直次も同じく召さる、病既に急にして參らんずるに叶はず、幾程なくして卒す、明る七年の春、嫡子種次を召して本領を賜ひ、再び筑後國三池の郡を領し、（一萬石）叙爵して主膳正に任じ、年廿七歲にて卒す、（年月また聞かず）其子和泉守種長、父に繼ぎ致仕入道して道運と號し、七十歲（一作七十七歲）にして卒す、其子主膳正種明家を讓らる、

●新　莊

○駿河守藤原直賴は近江國の住人藏人直昌が男なり、累代の先祖、室町殿の御家人にて、（此家の先祖、尊氏將軍の御母衣を下し賜ひ、今に傳來す、其人の姓名をば失ふと云ふ）直賴が祖父與三直寛に至て、近江國坂田の郡新庄の城に在て、伊吹山の合戰に討死せり、（何れの頃にや知れずと云ふ）直昌父に繼ぎ、同郡朝妻に城を搆へて移る、天文十八年六月十二日、公方萬松院殿の御方に在て、攝津國江口の合戰に三好が勢と戰て、主從廿三（一作廿二）人同じ枕に討死す、駿河守直賴、初め豐臣家に近く召され、廿二人の昵近の其中にて、（御伽の衆といふ）子息越前守直定と共に、所領の地下し賜ふ、（父子各一萬三千石づゝ）慶長五年の秋、大坂の奉行等が、兵起りし時、越前守直定、彼の催促に任せ、宗徒の大名と同じく伊賀國に向ひ、上野の城を攻め落し、（筒井伊賀守が任せし所なり）此所に止て守る、關が原の戰終て後、直賴父子陳じ申す旨ありしに因て、其罪を宥められ、奥の會津に流されて、父子同じく蒲生殿に預けらる、三年の後慶長九年正月十五日、直賴父子召返され、其後所領の地賜り、（此時に常陸國麻生の地二萬七千石賜ひしにや、詳なる事を知らず）常に關東に伺候

して、將軍家に近侍す、（御咄の衆と云ひし也）直頼既に入道しければ、同き十三年十二月廿六日、宮内卿法印になさる同き十六年の十二月、直頼入道下總の國にして、御所の狩場に闌入して鷹狩し、野守の爲に告げられて、父子共に逐電す、頓て御免蒙りて召返され、明れば十七年十二月十九日、入道年七十五歳にて卒す、十九年の冬、大坂の兵起りしかば、越前守直定子息直好と共に、將軍家の先陣うつて馳せ上り、今里の要害を守る（來年の正月に至る迄守る、）明る元和元年五月七日の戰に、首切て獻る、（五つ一說に十三）同き二年、御奏者の事承る、同き四年四月廿一日、五十七歳にして卒す、嫡子越前守直好、大坂前後の戰に、父と共に馳せ向ひ、父卒して家を繼ぐ、嫡男新三郎直常、世を早うして家繼すべき男子なければ、叔父美作守直房が二男直時に、（童名八十郎後に市大夫）我娘配せて世嗣とせんとす、其後直好一人の男を設て、彼が成人の程は、直時して權に家の事、行はせん事を望み請て、寛文二年七月廿二日、六十四歳にて卒す、直時舅直好が家の事、司りて此年十二月廿七日叙爵して、隱岐守に任ず、直好が男民部直矩、既に成人に及びしかば、延寶二年八月九日、隱岐守直時を召て、故越前守直好が男、既に長大に至れり、彼父が所領返し與ふべき所なり、又汝が年頃彼家の事執行ひし勞に因て、彼が所領四つが一を分ち賜ふべしとぞ仰せ下されたる、是よりして直好が男民部直矩、父が家を繼ぐ、幾程なくて、同き四年四月晦日の夜、病なくして俄に卒す、世の人怪しき事にぞ思ひける、

其頃世に傳へしは、隱岐守直時、舅直好が家の事、攝して後、直好が男、成人に及びぬれども、家の事返し與ふべしともせず、執政の人々を先として、かたへの人々にも、折に觸れては、かの直矩、天性病多くして出て仕ふべき身にあらず、某が不幸にこそ侍れと云て、歎きし程に、人々さもこそあらめと思ひしに、隱岐守が申す所、跡方もなきそら言なり、直矩は身健かに才あつて、父祖が家繼ぐべきものなり、あはれ御恩裁を蒙りて、早く彼が父の遺領返し賜はん由、直矩が家人等、頻に訴ふ、執政の人々大に驚き、さらば直時を召して、決せらるべくやなど議せられしに、かねて聞召されし旨やありけん、其事となく、直時召して故越

前守直好が男直矩に、其所領返し給ひしなり、程なく又直矩病なくして、俄に死したれば、世のさがなさは、あらぬ事ども申せしなり、精しき事をば知らず、

直矩未だ嗣なかりしかば、所領の地收公せらる、同年六月廿一日、隱岐守直時を召され汝が父祖の家、絶えなん事、不便の至なり、別の議を以て、汝に所領賜るとぞ仰せ下されける、（一萬石）直時も程なく明る五年七月廿七日に卒し、其子主殿直智父に繼ぐ、

●土方

○河内守源雄久は大和守頼親（頼光の弟）七代の孫、土方太郎秀治が後胤彥三郎某が男なり、父彥三郎某、織田殿の御手に屬し、天文の末美濃の國に向ひ、土岐が勢と戰て討死す、雄久年纔に三歲にて父に後れ、（童名は彥三郎）成長の後、勘兵衞尉と名乘て北畠殿に仕ふ、生年十八歲、伊賀の國の戰に、よき敵二人に鎗執て渡り合ひ、一人を突き伏せ、一人が打太刀、鎗の柄にて受け流し、引組んで刺し殺し、終に二人が首を取る、是れ高名の初にて、度々の武勇を顯し、天正十二年の春、北畠殿の仰せ承り、岡田長門守を誅戮す、

或記に云ふ、土方雄久若かりし時、美濃守護齋藤右兵衞佐龍興に賴れて、齋藤山城守が子二人を、同じ枕に切り伏せ、北畠の家人岡田を誅せられし時も、雄久武勇を顯せりと云ふ、岡田を誅せしは勿論なり、龍興が爲に山城守が子討ちしといふ事、如何があるべきや、龍興がほろびしは、永祿七年八月の事なり、此時雄久十二歲、龍興いかでかく幼き者を賴むべき、又龍興が弟殺せし事いまだ聞かず、山城守が嫡子右兵衞大夫義龍、二人の弟喜平治孫四郎を討ちし事あり、此等を誤り傳へしなるべし、其家の系譜にも、此事見えず、世に誤り傳ふる事此類猶多し

此年秀吉軍起して北畠殿と戰ふこと、度々に及び、同き冬、信雄秀吉中直りし給ふ時、雄久使を承て、事調ひしかば、其賞行はれて尾張の國犬山の城をぞ賜りける、（四萬五千石）信雄流され給ひし後、關白家に召仕はる、太閤薨じ給ひ、明る慶長四年の秋、淺野彈正少弼長政が計らひにて、雄久大野修理亮治長と共に、德川殿さし殺し參らせんと結搆すと申す者ありしか

ば、如何なる罪にも行はるべかりしに、德川殿寛宥の御沙汰あつて長政己が國に籠居し、雄久治長、流されて大名に預けらる、土方は佐竹に大野は結城殿に同き五年の秋、東西一時に軍起る、德川殿雄久を小山の御陣に召し、御使にさゝれて、加賀國に馳せ向ふ、此れは中納言利長、外戚につきて雄久と親しかりし故とぞ聞えける、外從弟と申すなり關が原の合戰終りて後、雄久利長と共に大津の御陣に來りて見參に入る、雄久が御使の賞、行はるべしと聞えければ、或人德川殿を諫め參らせて、抑も彼の雄久が、初め君を失ひ申さんとせし罪、輕からず夫れが命助けさせ給ふだに候を、重て所領賜はんこと餘りに賞の過ぎたるにや候と申けるに、汝が申所、理あるに似たり、さりながら彼等が初の謀、家康に私の仇を搆ふるにあらず、偏に秀賴の爲に忠を致さんと思ふにあり、古の人は舊惡をだに思はずと聞け、これは短慮の誤てる所なり、何ぞや深くこれを咎むべき、まして此度の騷亂に、雄久我が爲に使して、北陸を鎭め、治長又關が原の先驅す、家康に功なしといふべからず、如何で其賞なかるべきとて、遂に所領を賜ひけり、

初め加賀國にて一萬石を賜ふ、其地鷹狩の爲に便ありとて、利長土方に乞うて、能登の地に替へらる、此後雄久又加恩蒙り、終に二萬二千石に至れりと云ふ、一說に、初め伊勢の地一萬石賜ひ、加賀の利長も一萬石の地與ひられき、是れ德川殿內內の仰ありし故なりとも云ふ、子息等が分ち領せし所を以て見れば、雄久が所領は二萬七千石にあらずや、

慶長十三年十一月十二日、雄久五十六歲にて卒す、嫡子丹後守雄氏、父が所領を分ち賜ふ、伊勢國三重郡一萬石、近江國栗本郡二千石、凡一萬二千石なり雄氏初め關が原の戰に、海道の御供し、大坂前後の戰に、將軍家の先陣し、首二つ切て獻り、身煩ふ所ありとて、寛永十二年三月、子息木工助雄高に家を讓る、雄高男子なかりしかば、舍弟立圓入道が子を養て世嗣とす、備中守雄豊、雄高が家を繼ぎ市正に任ず、其子木工助豊高、靭負某、

○掃部頭源雄重は、河內守雄久が二男、慶長九年年九歲にて關原に參り、將軍家に近仕し父が遺領分ち賜ふ、大坂前後の戰に從ひ、首八つを獻り、元和八年九月廿八日、所領の地加へ賜ひ、岩城にて五千石を加へられ二萬石を領す、能登の

國にて一萬石奥州にて一萬石といふ、寛永五年十二月廿九日卒す、三十七歲、其子河內守雄次、父に繼ぐ其嫡子山城守雄直二男民部某

藩翰譜第八下　終

藩翰譜第九上

●眞田

○伊豆守滋野信幸は信濃國の住人海野小太郎幸恒が後とぞ聞えける

其系圖に曰く清和天皇の御子貞秀親王と申しましまして、信濃國海野白取の庄に下り住ませ給ひ、薨じ給ふ後に、白取明神と崇め、また滋野天皇と申し奉る、親王の御子、滋野を以て　とす、海野小太郎幸恒と申すは、此親王の御末なりと云々、皇胤紹運圖等を考ふるに、清和の皇子に、貞秀親王と申し奉るを見ず、また新撰姓氏錄三代實錄皇胤紹運圖公卿補任等を按ずるに、滋野宿禰は神魂命五世の孫、天道根命の後なり、桓武天皇延曆年中に、滋野東人が子尾張守家譯、滋野宿禰姓を賜ふ、其子貞主、嵯峨天皇弘仁十四年正月、父家譯と共に、滋野朝臣の姓を賜る、又貞主、平城嵯峨淳和仁明文德の五代に仕へ、宮內卿正四位下兼相模守に至て、仁壽二年十二月十日六十八歲にて卒すと云ふ、或は清和の朝まで仕へて、貞觀二年十月廿二日五十七歲にて卒すとも云ふ、また貞主女子二人あり、一人は仁明の皇子本康親王の御母、一人は文德の皇子惟彥親王(一作恒彥又雅彥)の御母なり、此惟彥と申し奉るは、清和天皇の御兄なりき、されば貞主兩代の親王の外祖なりければ、一家の繁昌世に並びなく、又自らも當時文章の譽ありて、天長八年勅を受けて、秘府略一千卷を撰めり、思ふに海野が祖、此貞主に出たるにや、また貞秀親王と申すは、本康惟彥等の親王の御事を、かくは傳へ誤りしも知らず、○平家物語源平盛衰記等に海野小太郎幸氏が事を載す、東鑑に記るせる事、殊に詳なり、幸氏後に左衞門尉に任ず、是乃ち伊豆守信幸が廿二代の祖なり、

幸恒廿七代の孫小太郎幸隆が時に至て、眞田の庄に住せしより、始て眞田彈正忠と名乘る、初め幸隆が父海野左京大夫幸義、同國更級の住人村上義淸と戰て討たれぬ、幸隆所領を失て、長野信濃守を賴て、(上杉の家人なり)上野の國箕輪の城に在り、甲斐の武田大膳大夫晴信、信濃國を打ち從へんとて、幸隆を招て、本國

に返へし納る、幸隆大に悦び、如何にもして、父が仇を報ひ、又如何なる忠をも、顯はし武田が恩に報せばやと思ひ、天文十五年の冬、村上義淸をたばかつて、彼が宗徒の侍五百人、おのが城に引入て、一人も餘さず、討つてけり、村上終に武田が爲に滅され、晴信信濃を從へしこと、幸隆が功莫大なり、（甲陽軍鑑に詳なり）同く入道して、一德齋と號し、年積て六十二歲、天正二年五月十九日に死す、嫡子源太左衞門信綱（三百騎の大將と云）二男兵部昌輝（一に幸運と云五十騎の大將）兄弟ともに天正三年五月廿一日長篠の合戰に打死す、三男安房守昌幸、四男隱岐守信尹と云ふ、伊豆守信幸は、此安房守昌幸が嫡男なり、昌幸初は眞田源五郎と申て、晴信入道に近く仕へ、近習六人の中に、選み入られ、又足輕の大將承り、武藤喜兵衞と改め兄が打死したりし後其家を繼ぎ、信濃國上田の城に在て、眞田安房守とぞ名乘りける、（此時三萬八千石計りの地を領したりと云ふ）天正十年、武田が家滅てのち、織田殿に降參して、本領を安堵す、同き六月、信長又討れ給ひ、上杉彈正大弼景勝、又當國に發向すと聞えしかば、信濃國の國人、眞田蘆田小笠原を始て、永く上杉が被官たるべしと、起請文を書て、越後國へぞ參らせたる、同き六月十八日、景勝信濃に發向す、眞田を始て、國人等皆上杉が陣に至て見參す、斯る處に、北條左京大夫氏直、武藏上野を經て、信濃國を隨へんとて、碓氷の峠を押渡て、是も信濃國に入る、眞田等また北條が多勢なるをや、賴みけん、氏直に心合せ、うら切して、景勝うたんと謀りしに、景勝かくと聞くよりも、海津の城に住したる高坂源五郎が首切て、北條が陣に送りければ、眞田等はや顯はれぬと、氏直の先陣して、川中島に向つて、上杉と戰はんとす、上杉其勢四千餘人、（四千三百餘と申すなり）北條が五萬餘騎に向て、（五萬五千人と申也）戰はんとぞ進みたる、上杉が少勢あなどり憎しとや思ひけん、北條爰より引返し、甲斐の國に打入て、德川殿と戰ふ、今年七月の半より、十一月に至るまで、大小の戰七十餘度、北條一度も利なくして、德川殿に、中直りし、相模國に引返さる、眞田は軍半より、又北條に背き、德川殿に從ひ、本領安堵して、上野國沼田の城を始とし、城八箇所攻取て、（此年十二月より明年に至て攻取る所なり）嫡子源三郎信幸に、沼田の城をぞ守らせける、（卽ち伊豆守なり）同き十二

年、徳川殿北畠を助けて、伊勢と尾張との際にて、秀吉と戰ひ、敵の勢十萬餘騎、僅なる御勢にかけ負け、（徳川殿の御勢八千人と申也）是も一度の利なくして、秀吉終に北畠と中直りす、此時、北條約に背き、徳川殿に加勢參らせず、明れば十三年の春、北條徳川殿に使たて、抑むかし兩家のよしみ結びし時、武田が領せし國々を分ちて、甲斐信濃は徳川殿、上野は氏直領せんと約し訖んぬ、夫に信濃の眞田が、上野に亂れ入て、沼田の庄を取て、押領する事、甚奇怪と云つべし、すべからく早く、其狼籍を止めて、かの沼田の庄を以て、氏直に附せらるべし、然らばまた氏直も昔の約を守て、此後秀吉と戰ひ給はん時、八州の軍勢を催し、御勢を助け參らすべきにて候とぞ宣ひける、徳川殿此由を聞し召し、さらば眞田沼田の城を去て、北條に附け與ふべしと下知し給ふ、昌幸承り、この沼田の城と申すは、故主武田殿も賜はらず、又徳川殿よりも賜はらず、昌幸が自らの武勇に依りて、攻め取つたる所なり、如何でたやすく、人手にや渡すべき、北條望み給はんには、御勢を賜て攻取らるべうもや候と、仰せられ候へと、答へ參らせて、上杉の家人須田（相模）嶋津（淡路）に就きて、景勝に申しけるは、昌幸むかし、北條に從ひ屋形に背き參らせし事、既に本意を失ひ、後悔また及び難し、昔の罪を宥められ、今の難を救ひ給はんには、子息源次郎幸村して、永く御家人の列に隨はしめ、また侍百騎、常に御陣に從つて御馬の草、刈らせ候ひなん、況んや昌幸が二心を存せず微忠を抽で候はんことをや、此誓たがふ事あるべからずと、牛王寶印の裏を以て、起請文かきて奉る、景勝折ふし越後の國新發田の城を攻めて居たりしが、此由を聞て、眞田めが、初め景勝に叛て、北條に隨ひ、北條見侮つて、家康に降り、今家康を恨て、寄る方なく、又景勝を賴むこと、よく〳〵せん方や無るらん、凡そ亂れたる世の習ひにて、彼を去り、是に附き、是を背き、彼に隨ふ、其例少からず、窮鳥懷に入る時は、獵師も是を憐むと云ふ本文あり、今彼が前惡を憎て、此急難を救はずんば、かれ忽に亡びなん事も、不便なり、又家康が武勇に恐れて、景勝事を左右に寄せ、眞田見捨てたりと云はれんも、口惜しき次第なり、いで〳〵景勝助くべしと申せとて、使をば返へされたり、眞田既に背きぬと、聞え

しかば、依田右衞門佐信蕃、手勢千五百、小諸の城を打立て、矢澤の城に押寄す、矢澤但馬出向つて戰ひ、依田負軍して引返へす、景勝新發田を去て、河田本城を大將として、越後信濃の軍勢都合六千五百人、上田の城に差遣す、又小笠原が河中嶋にや打出でんと、藤田能登守を大將にて、越後の勢千三百人、猿馬場の此方に陣を取る、去程に德川殿の御勢、近付きぬと聞えしかば、昌幸まづ越後の軍勢を、上田の城に籠置て、我身は手勢九千餘人、小野山に陣を取る、丸子熱子矢澤戶石浦野伊勢山に軍勢分ち戰て、終に一度の不覺なく、又北條の軍勢、沼田の城を攻めたりしが、嫡子信幸、戰て寄手の勢を打破る、德川殿の御勢、利なくして上田の城より引返せば、越後國の軍勢も、本國にぞ歸りける、昌幸大に悅びて、二男源次郎幸村、十八歲になりけるを、越後國に參らす、景勝やがて信濃國屋代の鄕一千貫を幸村に賜りたり、幸村いまだ年若く候とて、矢澤但馬を代官とし、海野望月丸子が勢數百騎を從がへさせ、常に越後國に參らせ置く、斯て天下悉く關白に歸しぬと聞えければ、昌幸又かの家人大谷刑部少輔吉繼に、案內を通じ、殿下に伺候すべきよし、密に望み申けり、同き十七年十一月、景勝關白に見參の事ありて、再び都に登りしに、其隙を伺て、幸村を呼び返へし、關白家にぞ參らせける、景勝大に怒て、かの源次郎幸村を急度返へし給らんと、頻に訴へ申されしに、殿下さま〴〵に御歎きありしかば、景勝力及ばずして、仰にこそは隨ひけれ、此年關白家、勅命を傳へて、北條父子、參內の事を催さる、氏政氏直、むかし德川殿と約せし條を述て、上野國沼田の城を賜てこそ、上洛には及べけれと、望み申されたり、昔兩家の好み結びし初、私に約したらん條、今なんぞ天裁を仰くべき、去ながら秀吉密に計らふべき樣ありとて、まづ眞田して、沼田の城を去らしめ、かの城に替へん地は、德川殿より宛て行はるべき由を仰せらる、德川殿聞召し、信濃國の御領にて、沼田に換ふべき所をば、眞田にぞたぶたりける、氏直頓て猪股能登守範直して、沼田の城を請取らしむ、爰に沼田の庄に名胡桃と云ふ城あり、是をも猪股取らんとす、眞田聞て關白の仰にも、沼田の城、參らせよとこそ承るれ、名胡桃まゐらせんこと、叶ふべか

らずと云ひたりしに、何でう沼田の庄にあらん城、請取らざるべうやあるべきとて、軍勢を差向て襲ひ取る、關白この事を深く咎め給ひてより、北條終に亡びにけり、

按ずるに、北條が關白の謀に落ちしこそ、うたてけれ關白始より名胡桃の城沼田の庄にありと云ふ事を、如何で知り給はざらんや、北條が乞はざるに因つて、そら知らずして、沼田の城の事ばかり、仰せられし所なり、

北條亡びし年、徳川殿關東に移り給ひ、上野の國は御領となり、信濃國をば、關白家へ參らせらる、東國にて眞田に賜ひし地の代り、徳川殿又候ふ沙汰あるべしとありければ、元の沼田の地、眞田に返し與へらる、嫡子源三郎信幸、初より此所を領せしに依て再び沼田の城に移り、徳川殿の御被官となりぬ、昌幸が上田の城、初より、徳川殿の御領の外なれば、元の儘にぞ賜ひける、其後源三郎信幸、叙爵して、伊豆守に任じ、本多美濃守忠政が娘を妻とす、（忠政が妻は岡崎殿の御娘なれば、信幸徳川殿の御曾孫婿と成れるなり、）源次郎幸村も、左衛門佐になされて、大谷の婿と成てけり、慶長五年徳川殿、奥の上杉討たるべしとて、御下向あり、眞田父子兄弟、催促に隨ひ、打連て向ふ、下野國宇都宮の邊り、犬伏と云ふ所に至る、石田大谷等が牒狀、此所に到來せり、安房守是を讀み終て、まづ二男左衛門佐が方に差出す、幸村兄に向て色代す、信幸たゞ夫れにて見候へ、如何なる事にやあらんと云ひければ、其時昌幸、されば此程人の申せしに違はず、上方の軍又起れり、昌幸御方に參るべしと、秀頼の仰を蒙りぬ扨おことは、如何にや思ふと問ふ、伊豆守是を聞て君は年頃徳川殿と、よからぬ御中にはべれば、秀頼公の仰にや隨ひ給ふべき、左衛門佐は、又大谷に、むすぼれたり、是も定て、上方へこそ參るべけれ、信幸内府の恩蒙ること年久し、まして本多が娘にあひなれ、所縁に付ては、疎からぬ中となつて候を、今此時に臨んで、彼うしろ矢射て、遠く先祖の名を汚し、長く子孫に恥のこさん事、却て不孝にこそはあるべけれ、詮ずる所、信幸に於ては、關東の方人して、彼家と共に興亡を同う仕るべう候と申す、昌幸強て留むるに及ばず、父子兄弟、忽に引き別れ、信幸東へ參りければ、昌幸、幸村、是より信濃へ引返

して、西へこそ隨ひけれ、德川殿、此由を聞召し、御消息を給て、信幸が志を感じ給ふこと斜ならず、中納言殿、山道より攻登らせ給ふ時、昌幸、幸村、御勢を留め參らせんと計る、信幸先陣賜はりて、伊勢崎の要害、攻破て後、堅く先陣を辭し申ければ、御ゆるし蒙て、上田の城には向はず、關が原の合戰終て、天下悉く德川殿に歸し參らせ、伊豆守信幸、勳功の賞に申替へて昌幸幸村、死刑をば宥めらる、信幸大に悅て、此由を告しかば、父子上田の城を出て、高野山に遁れ、慶長十四年、安房守昌幸入道、年六十五歳にて死しぬ、左衛門佐幸村は、大坂の軍起りし時、子息大助引具して、城中に籠り、類ひなき振舞して、父子ともに打死す、（父は四十六歳子は十六歳と云）伊豆守信幸は、父と弟とが命、乞ひ受け申せしのみにあらず、上田の城に餘多の地加賜て、沼田の城をも合せ領す（沼田二萬七千石、上田二萬八千石、加增五萬石、合て十一萬五千石也）大坂の軍起りしに、信幸父子、將軍家の先陣して、城を攻む、再び軍起りしに、子息兄弟、大御所の先陣して、天王寺に向つて合戰す、元和八年信幸信濃國松代に移さる、（十三萬石）沼田を領する事、元の如し、明暦二年十月晦日、信幸致仕す、嫡子河內守信吉早世し、二男內記信政に家を讓り、（松代十萬石）嫡孫熊之助に、沼田の城を分ち給ふ、（三萬石）同四年七月十六日、入道して一當齋と號し、同年の十月十七日、九十三歳にて卒しけり、內記信政、信幸が二男なり、生年十九歳にて、大坂の軍に從ひ、兄信吉早く卒しければ、父が家讓られ、松代の城を領し、明暦四年二月五日、年六十二歳、父に先だちて卒す、其子伊豆守信房、父に繼ぎ、寬文九年十二月廿五日に敍爵す、

○伊賀守滋野信澄は、河內守信吉が子、伊豆守信幸が嫡孫なり、父信吉十九歳にして大坂の軍に隨て、高名を施し、再び軍起りし時、大御所の先陣し、首廿七を切て獻る、父に先立て卒しければ、家をば舍弟信政繼ぎ、子息信澄、沼田の城を讓られ、明暦二年十二月廿六日に敍爵す、信澄が男信就、寬文九年十二月廿五日、敍爵して彈正忠に任ず、

●九鬼

○長門守藤原守隆は大隅守嘉隆が男其先祖紀伊國熊野八庄司の一人にて、子孫住せし地の名に因り九鬼

とこそ名乘りけれ、
按ずるに、湯川玉置新宮安田芋瀨中津川野長瀨湯淺、是を熊野の八庄司とは申すなり、九鬼が祖、其中いづれの庄司と云ふ事を、知らずと云ふ、
守隆八代の祖隆良が時に當りて、志摩國英虞の郡に押渡て、石川七嶋の輩と戰ひ、終に波切田畔立神等の地を打隨ふ、其孫大和守隆次、又答志の郡を合せ領し、其子山城守泰隆が時、始て加茂の鄕田城の城を構へて住む、伊勢國司の方人して、山田の神官と戰ひ、戰功を致しければ、其賞として、國司より二見七鄕の地をぞ、たぶたりける、其子宮內大輔定隆、其嫡子宮內少輔淨隆、二男右馬允嘉隆、是後に大隅守が事なりけり、淨隆が時に至て、七嶋の輩、北畠殿（則伊勢の國司）加勢乞て、九鬼が田城の城を攻む、淨隆が武勇いみじきに依て、終に城をば落されず、戰の中にぞ死したりける、其子彌五助澄隆、叔父嘉隆と共に田城の城に籠つて、防ぎ戰ふといへども、多勢に無勢、叶はずして、朝熊岳に落行く其後合戰度々にて、再び田城を攻取て、幾程なくて死しければ、右馬允嘉隆、家繼ぎ、伊勢の國に取つても、南方九頭の中となり、鳥羽の城にぞ住ける、去程に織田上総介信長、伊勢國を隨へんと、永祿十二年の秋、尾張の國を立て、大河內の城に發向す、右馬允嘉隆等、國司に背き、織田殿に組みす、北畠の軍、利なくして、權中納言具敎卿、信長に中直りし、織田殿の二男を養て、其家を讓らる、北畠前內府信雄公と申し、此時は茶筅御曹司と聞えし御事なりけり、斯て嘉隆、信長に隨て、高名又度々に及べり、天正二年、伊勢國長嶋の城に向ひ、海路より攻入て、敵を破り、同き六年の秋、攝津國大坂の城を攻らる、嘉隆軍勢を率て、大船六艘小船餘多に取乘り、伊勢浦を押出し、紀伊の國熊野の浦に差懸て、雜賀の人々と船軍し、兵船三十餘艘を奪取る、和泉國堺の浦に至て、四國九州の輩が、大坂に往來せし海上の通路を差塞く、同き十一月六日、西國の兵船六百餘艘、木津浦に寄來る、九鬼兵船を揃て、乘り向ふ、陸に陣せし御方の人々、波打際に滿ち〳〵て見物す、手合の戰、九鬼負色になつて押戾す、陸の人々是を見て、あはや負色しつと、片唾を呑て見る所に、追ひ來る敵船、近寄せて、六艘の大船より、大鐵砲いくらともなく、

揃て只一同に打出す、六百餘艘の船共、忽に打碎かれ、散々になつて、逃げ散れば、信長の御感、大方ならず、信長うせ給ひて後、北畠に背き、秀吉の方人して、尾張の國蟹江の城を取り、大野の城を攻む徳川殿の御勢に、打破られて引退く、關白四國九州を攻め、朝鮮を討ち給ひしにも、常に海路の大將を承る、太閤薨じ給ひし後、慶長四年の夏嘉隆、稻葉藏人道通と、相論の事起て、徳川殿の御裁斷を仰ぐ、嘉隆が申す所、その謂れなき由を、仰下さる、嘉隆大に怒て、息男長門守守隆に家譲て引籠る、明れば五年の秋、長門守守隆、徳川殿に隨ひ、奥の御陣に馳參る、か丶る所に、上方の軍又起る、石田三成、嘉隆日ごろ徳川殿を恨み參らする事を、知てければ頓て彼に牒狀す、嘉隆まづ子息守隆が鳥羽の城を奪ひ、賊船を催し、東海の津々浦々に押入て、兵粮おし取て、美濃尾張の城々に籠め、紀伊國新宮の住人堀内安房守氏喜を呼迎へ、鳥羽の城を守せて、我身は稻葉藏人が岩出(一作岩手)の城に押寄たり、長門守守隆、東國の味方として、夜を日に繼て、本國に馳歸り、鳥羽の城に使立て、言を盡して請けれども、城をば終に返されず、守隆力及ばずして畔乘(一作呼名)の古城に要害を構へ、父子東西に相別て、日夜にこそは戰ひたれ、氏家內膳正純利、桑名の城より打出て、畔乘に押寄す、守隆氏家を打破り、首餘多切て、關東へ參せしに、中泉の御陣に到來す、これ此度徳川殿西に向はせ給ひし後、初度に獻る首なれば、御感尤も淺からず、關が原の合戰、上方の軍悉くに破れしかば、嘉隆新宮に伴ひて、紀伊國へぞ落行きける長門守守隆、鳥羽の城に入て、頓て大坂に趣き、徳川殿に見參し、池田輝政に付て、守隆が勳功の賞に、申替へて、父が首つがん事を訴ふ、御免なかりければ、輝政又福島左衞門大夫正則と相謀り、重て二人一所に歎き申さる、さらばとて、大隅守嘉隆が死刑を宥められし上、守隆所領の地餘多加へたぶ、(二萬石を加へられ本領合て五萬六千石)守隆歡ぶこと、限りなく、頓て新宮に使たて、此由かくと告げけるに、嘉隆自ら首はねて、死したるこそは無慚なれ、(年五十九歲)

世に傳ふる所、嘉隆自害しける事は、初め長門守守隆、奥の御陣に隨ひし時、家のおとな豐岡五郎右衞門と云者して、鳥羽の城を守らす、嘉隆が石

田に組して、城奪はんとせし時、豐岡も、さすがに敵し難くて、嘉隆にさけわたす、凡そ兵の城を守ると云ふは、か丶る事の爲にこそあれ、如何に主君の御父なりとも、餘りに穩便なる豐岡が振舞かなと、傍輩打寄々々爪はじきしけり、此を口惜しとや思ひけん、嘉隆が在かを、忍び〱に尋ぬるに熊野の奥に隱れ居たりと聞て、新宮の城に行向ひ、安房守氏喜に附て、長門守殿、内府に御歎きあつて、此度の賞に申替へて、喜隆の罪、宥められ、某急ぎ參り向ひ、御供申すべき由の御使に、來り侍ると申しければ、嘉隆運や盡きたりけん、やす〱と、たばかられて、豐岡を具して、本國に趣く、豐岡は道にて嘉隆に向ひ、誠は君の御事内府の御憤、殊に深く、當家既に亡さるべきに事定て候、あはれ如何にも御計らひあつて、御子孫の後榮を期し給ふべしと云ければ、嘉隆さらば我首取て德川殿へ參らせよとて、腹切てければ、豐岡首取て歸るとて、伊勢の明星の茶屋にて、嘉隆の罪、御赦免の御教書に行逢ふ、豐岡按に相違して以の外に驚きしが、さらぬ躰にもてなし、守隆に參て、某熊野に參じ、大隅守殿の御供仕るべき由を申て候に、いかに親子の中なりとも、一度敵と成て、生て再び對面に及ぶべき事、叶ふまじき由、仰せ候ひし程に、何か苦しう候べきと、樣々に諫め奉しかば、ざらばとて、歸らせ給ひしが、既に本國に近づかせ給ふに付ても、猶御心の中や解け給はざりけん、密に御腹をめされて、後某を召し、御首を賜はるべき由を、仰せ候ひしかば、力なく仰に隨て候と、誠しやかに語て、父が首を差出しければ、長門守も、大にあきれて、せん方なく、德川殿へ此由を申て、父が首まゐらせけり、德川殿も不便の次第なりと、仰ありて首をば返し下されける、年經て後、豐岡が所爲、悉く顯れしかば守隆大に怒て、重科に處したりと云ふ、

同き十九年の秋、大坂の軍起ると聞えしかば、守隆兵船に取乘て、本國を立ち、十月十九日、攝津國に押渡て、大船五艘小船五十餘艘、川口を差塞て、諸國往來の船を禁じ、大坂の番船共奪取り、野田福島の要害を攻め破る、守隆年六十歳、寬永八年九月にこそは卒しけれ、日未だ聞かず守隆男子四人あり、嫡子志摩

守良隆、慶長十七年七月晦日良隆駿河に參り、初て大御所に見參し、來國次の御刀を賜し事、家忠日記追加に出つ、二男長助貞隆、二人ながら、父に先立て死してけり、三男式部少輔隆季、四男大和守直隆、嫡男志摩守良隆男子なかりしかば、大和守直隆を世嗣として、其家を傳へけり、其系圖に出つ

或書に初め大隅守嘉隆が、石田に組みせし時に、上方の軍、勝つことを得ば、嫡孫なれば式部少輔隆季を世嗣にせんとす、守隆この故に、式部少輔隆季に家繼がせん事を憚り、其弟大和守直隆して家繼がせたりと云ふ、大に誤れるにや、

守隆卒して後、彼家の本領鳥羽の城、直隆に賜はり、寛永十年、攝津國三田の地に移さる、丹波の地共に三萬六千石と云ふ直隆慶安二年正月廿日に卒し、長子長門守隆昌、家を繼ぎ、寛文九年六月廿八日に卒す、男子なかりしかば、松平相模守光仲の二男養て、家繼がせん事を望みしに依て、御許を蒙り、元服の後、和泉守に任じ、隆仲と名乘る、

○式部少輔藤原隆季、長門守隆が三男、父が遺言に任せて、所領を分ち給ひ、一萬石寛永十年、所領の地加へ給ひて丹波國何鹿の郡漢部に移る、一萬石を加られ合て二萬石を領す○按ずるに、是等の說に依て見る時は、慶長五年、守隆に賞加へられしは、一萬石の地にや、世には二萬石を加へられしと云ふ覺束なし隆季卒して、後其子大隅守隆常、家を繼ぐ

●金森

○出雲守源可重は美濃國の住人五郎八長近入道素玄が養子也、可重が父の名は詳ならず入道初め織田殿に仕へ、此處彼處の戰に、度々の高名を顯す、天正三年八月、終に一方の大將を承り、原彥四郎と同く、越前國に發向す、美濃の郡上の郡より、德山を越て、大野郡に打て入る、數箇所の城を攻め落し、多くの敵討取て、諸手の寄手、一同に國中に亂入る、賊徒悉くに平げければ、其賞として大野郡を分つて、金森、原にぞ給はりける、三つが二つ金森に、一つを原に給ひし也是よりこのかた北陸の軍は云ふに及はず、畿內山陽の戰に隨はずと云ふ事なく、同十年二月、三位中將殿、甲斐國に攻入り給ひし時、長近三千人を引率して、越前國を立て、甲斐國に向ふ、此年六月、織田殿父子打れ給ひし時、長近が二男、忠三郎長則、生年十九歲、信忠卿の御供して、二條の御所にて、腹掻切て死してけり、幾程なくて、柴田羽柴、不快の中と成て、既に軍起らん

とす、長近前田不破の人々と、兩家の中直したり、明れば十一年二月、勝家秀吉の兵、終に起て、近江國志津嶽にして、戰を合す、北陸道の人々、皆勝家にぞ組しける、斯て勝家滅て後、長近可重終に秀吉に從ひ、同十四年、飛驒國を領し、高山に住す、(二萬八千石を領せしと也)これ年比の軍功を賞せられし所なり、其後、長近が父子、東西の軍に隨はずと云ふ事なく、長近さる古兵なりしかば、入道の後、兵部卿法印に成されて、常に關白の御側に侍ひ(當時御咄の衆と云、其入道せし事、何れの比にや詳ならず)又德川殿にも、親しうこそは參りけれ、されば太閤薨じ給ひ、彼家の奉行人、德川殿を失ひ參らせんとする事、度々に及びしに、常に德川殿の味方に參り慶長五年の秋、入道可重打連れ、德川殿に隨て、奥に向ふ、上方の軍起りぬと聞えしかば、可重本國に馳せ歸り、美濃國に向て軍し、父入道は、德川殿の御供し、海道より攻上る、關が原の合戰終て後、父子の功を賞せられて、新恩の地を加へらる、(濃州上有知關、河州金田等、一萬石の地を加へ賜ふ、飛驒國は云に及ばず總て三萬八千石なり)入道年積て八十四歲、慶長十二年八月十二日に卒す、其所領の地を分て、二人の息に賜はる、出雲守可重、初め長近に養れて、

織田殿に仕へ參らせ、其後秀吉に屬して、父子同じく此所彼所の戰に從ひ、關が原合戰の時、美濃國郡上の城を攻落し、父の入道卒して後、飛驒國を賜はる、大坂の軍起りし時、可重が男長門守重賴、馳せ向て城を攻む、再び軍起りしには、先づ和泉國岸和田の城を守る、大坂の戰、既に敗れて落ち來る者共、二百八人が首を切り、八人を生捕て獻る、此年元和元年閏六月三日可重年五十八歲にて卒し、三男長門守重賴家を繼ぎ、出雲守に任ず、初め重賴、幼時より德川殿に近侍し、慶長十八年叙爵して、長門守に成され、大坂の兵起りし時、御陣に隨ふ、尾張國名護屋に御陣を召されし時、美濃國にして、新恩の地を賜はり、(關吉田等三千石の地)再び軍起りしにも、大御所の御陣に從ひ、父卒するに及で、家を繼ぐ、慶安三年十月七日五十七歲(一作五十三歲)にて卒す、其子長門守賴直、寛永二年十一月十二日叙爵し、重賴卒して家を繼ぐ、頭の毛禿せしかば、望み乞て剃髪し、立軒と號し、(寛文三年二月廿三日の事なり)寛文五年七月十八日、四十七歲にて卒す、其子飛驒守賴業、家を繼ぐ、寛文十一年十二月廿八日に卒す、二十四歲、其子萬助賴時、七歲にして父

に繼ぐ、

○五郎八長光は兵部卿法印素玄が次男也初め法印、五郎八長近と申せし時、出雲守可重を養て子とす、其後一人の男子を設く、忠二郎長則是なり、老後に及で、又一人の男子あり、法印が死せし後、大御所、駿河國に召れて、初め法印に賜はりし美濃河內等の所領を分ちて、彼が幼息に賜はり、五郎八長光とは申けり、（濃州關上有知、河州の金田等總て一萬石（一作二萬石）の地）慶長十六年十月六日、長光世を早うして、世嗣なければ家絕えたり、（時に長光六歳也といふ）

●分部

○左京亮源政壽は累代の先祖、伊勢國に仕して、當國安濃奄藝兩郡の主長野が家の被官たり、（其系圖を見れば委き事を知らず）永祿十一年の春、織田殿、伊勢國を討たんとて、先づ細野の城を攻めらる、左京亮政壽、河北內匠助と打連れて、信長の御陣に參り向つて、申けるは、抑も長野の家と申すは、工藤左衞門尉祐經が二男薩摩守祐長が子孫、元弘の初、當國安濃郡を領して。長野の地に住せしより、長野とは名乘てけり、

伊勢軍記には、元弘の初、工藤次郎左衞門高景、當郡を賜はりし由、見えたり、一說に薩摩守祐長が時、既に當郡を領せしと云ふ、何れか實なる事を知らず

北條既に亡び、尊氏將軍の時に至て、安濃奄藝兩郡の地頭職を賜はり、手に從ふ所の軍勢、凡五千人、國司北畠殿と地を爭ふこと、代々を經て、左衞門尉祐則が代に及び、國司源中納言具教卿と中直りし、彼が二男申請て、己が家を繼がす、今の長野次郎具祐と申す是なり、彼既に工藤が後胤に非れば、一族の間も快からず、あはれ長野が家、絕えざらんやうを計らはせ給はらんには、政壽等、如何にも計て、彼が一族郎從等、皆々味方に參らすべきにて候とぞ望みける、織田殿大に悅び給ひて、頓て舍弟信包を長野上野介と名乘らせ、軍勢餘多差添へ、當國上野の城にすゑ置かる、去程に、長野次郎具祐、長野の城にたまり兼ね、父の國司を賴て、多氣の郡に落行く、雲林院草生家所細野乙部中尾の者共、降人に成て參りしかば、分部河北を初として、悉く皆信包の手にこそ附られけれ、其後織田殿失せ給ひ、秀吉世を知

し給ひし後、文祿の初、上野介信包（信包此比は本姓に返て織田と名乘り關白の執奏にて四位侍從に成されし也）聊の事に罪せらて本領を押奪れ、近江國に移されし時、（二萬五千石を給り、入道して老賢といふ）關白別の仰ありて、左京亮政壽に、上野の城をば賜りけり、（二萬石（一作一萬石））慶長五年の秋、政壽德川殿に從て、奥に向ふ、上方にも亦軍起りぬと聞えしかば、政壽東國の御方として、富田信濃守知信と打連て、本國に馳せ歸る、上方の軍勢伊賀國を平げて、伊勢國に向ふと聞ゆ、上野は要害無碍に淺間にして、一日が程も、怺へつべうも覺えずとて、己が城を捨て富田が安濃津の城に入て、城の東を固めたり、斯て數萬騎の寄手、伊勢國に打入て、富田が城に攻近づく、政壽手の者引具して、打て出で、散々に戰ひ、自らも槍取て、敵を討つ事、數を知らず、我身も數多痛手負ひ、能き敵と組て討死すべしとて、胡床に坐して待居たり、富田が郎從馳來り、樣々に教訓して、城中にぞ助け歸りける、去程に、寄手の多勢押寄て、城の四面を打圍み、入替々々攻めし程に、味方多く打死し、敵此處彼處に攻め入たり、かゝる所に、高野山木食の上人、來合ひて、敵味方を制して、軍を止め、色々に拵へしかば、富田は城を去りにけり、政壽同じく爰を出づ、關が原の戰、終て後、勳賞行はれ、所領倍して賜る、（二萬石）政壽女子のみ有て、男子無ければ、其外孫を養て家繼がす、左京亮光信とぞ申ける、（政壽卒せし年月未だ知らず）伊勢軍記を按ずるに、光信は政壽が婿長野治右衛門某が男也、某元は尾張國の者、童なりし時より上野介信包に仕へて、齋藤治助と申せし也、信包長野の家を繼ぎし時、其氏を給ひしかば、長野とは名乘れるなり、

光信大坂の軍に從ひ、首五十を切て獻る、光信が代に當りて、近江國大溝の地賜て移る（光信が卒せし年月、未だ聞かず、又所領の地うつりし年月詳ならず、或説に慶長十年に移されしとも云なり）其子伊賀守嘉治、父に繼て、明曆四年六月十日三十二歲にして横死せり、其子若狹守嘉亮、父に繼ぐ年十九歲にして、寬文七年六月十二日に卒し、世嗣なかりしに依て、池田修理亮長信が子、養て世嗣とす、寬文七年十二月廿七日、敘爵して隼人正に任じ、信政と名乘る、

● 遠山

○久兵衞藤原友政は、河邊の左大臣魚名公の苗裔、

鎭守府將軍利仁八代の孫、加藤次景廉が男、遠山景朝が後胤なり、累代の先祖、美濃國遠山に住して、末流七つに分れしかば、七遠山とは申しけり、友政父祖の跡を繼て、苗木の城にあり、其後所領を失て、三河國に落ち來り、德川殿に仕へ奉り、菅沼小大膳定利が手に屬られたり、

或書に友政初め美濃守護齋藤右兵衞佐龍興に屬しければ、信長の爲に亡されしと記す、不審、天正十年、信濃の木曾、武田に背き、苗木久兵衞に付て、信長に心を通ぜし由、安土日記信長記等に見えたり、此年信長も討れ給ひし上は、信長の世を終る迄は、久兵衞は苗木に在りしにや、又一說に秀吉の御時に、所領失ひし由、申傳ふ、秀吉美濃の屋形信孝を、討ち參らせられし時の頃にや、其系譜を見ざれば詳ならず、又甲陽軍鑑にも、苗木が事、所々に見えたれども、分明ならざる歟

慶長五年の秋、石田等が兵起て、東山東海兩道より攻下るべしと聞ゆ、友政急ぎ本國に馳せ向ひ、地下人等催し、敵の要害を攻め破り、山道を開き、中納言殿の御勢を迎ひ奉るべしと望みければ、申す所神妙なりとて、御許しを蒙り、夜を日に繼て、馳せ上り、地下人等を催すに、累代の地頭なりければ、招かざるに、馳せ集る者引も切らず、友政大に悅び、軍勢を引具して、敵の要害、此處彼處攻め破る、

關が原の諸記に記す所、まち〳〵なり、一說には、此時苗木の城をば川尻肥後守直次、領しけるが、川尻當時大坂に在り、留守の勢、少々城に在り、遠山押寄せ戰ひ、終に城を攻め落すと云々、一說に苗木の城を、關次兵衞某守て、中納言殿、山道を登らせ給ひし時、落合と云ふ所に着かせ給ふを見て、道の傍の山の端より、足輕少々出して鐵砲を打掛けしかど、海道の軍の手合あるべしとて、馳せ登らせ給ふ故に、打捨て通らせ給ふ、敵もとより無勢なれば、御跡を慕ふ迄もなく、引て入ると云々一說に、關は川尻が家人にて、苗木に留り守りし者とも云ふ、かく諸說區々にして、未だ遠山家に傳ふる所を聞かざれば、本文には只其大略をしるしぬ、

關が原の戰終て後、勸賞を行れ、本領を賜て再び苗木の城を安堵せり、一萬五百石其子刑部少輔秀友、秀友卒

して、其子信濃守友貞、家を繼ぎ、寛文元年十二月廿八日叙爵し、延寶三年五月六日、三十五歳にして卒す、其子和泉守友春、父に繼ぎ、延寶四年十二月廿六日叙爵す、

●遠藤

○但馬守平慶隆は攝津國の渡邊黨遠藤の後胤なり、兵庫頭盛政が時に及で、其母土岐美濃守光衡が女なりければ、所縁に付て、美濃國に移る、子孫終に土岐が被官とは成りたるなり、遠藤新兵衛尉胤好が時に及び、織田上總介殿、當國を併せられし時、胤好最初に味方にぞ參りける、胤好嫡子新兵衛尉胤縁は、父に繼て、二男太郎左衛門尉盛數は、東下野守常慶が家を繼ぐなり

世に云ふ所、遠藤の家系、其説同からず、一には遠藤太郎左衛門尉盛數、實は胤好が子、常慶其女に配せて、家讓りぬと、見えたり、常慶が讓を得て、其家を繼がんには、東とこそ名乘るべけれ、遠藤と名乘る事、心得られず、又一說には、遠藤は桓武平氏、其祖遠藤左近將監望任が子遠藤武者盛任が後、盛任十九歳にして出家す、文覺坊則是なりと見えたり、按ずるに文覺坊は、攝津の國渡邊黨にて、遠藤左近將監盛光が孤子、十三歳に成りける時、一門遠藤次郎瀧口遠光と云ふ者、元服させて、父盛光が盛を取り、烏帽子親遠光が遠を取て、盛遠と名付けしとは見えたり、其父の名、望任にもあらず、又其俗名の盛任なるにもあらず、又文覺坊の子ありと云ふ事も心得られず、思ふに、是れ文覺坊が一門なる遠藤が後なるを、かく誤り傳へしも知るべからず、又遠藤氏は、藤氏の由、見えたり、桓武平氏なるべき事も、亦心得られず、但し美濃國の遠藤は、平氏也と云ふ事、東が家を繼ぎしに依れる歟、其家の說を聞かざれば、如何とも分つべからず

慶隆初は左馬助と申て、盛數が跡を繼ぎ、郡上郡山田の庄を領す、

初め千葉介常胤が六男東六郎大夫胤頼が男中務入道素暹が時、承久の功に依て、美濃國郡上郡山田の庄の地頭職に補せらる、常慶は中務入道十代の孫なり、慶隆其外祖常慶が累代の所領を、讓り得

しと見えたり、

秀吉關白の時に及び、左馬助慶隆、傳領の地を失ひて、當國小原と云ふ所に移され、新兵衛尉胤緣が子大隅守胤基は、大地と云ふ所を領し、文祿二年、朝鮮の軍に隨ひ、彼國に死し、其子小八郎胤直、父が家を繼ぐ、

慶隆が郡上の地を失ひし事、其年月いまだ聞かず、思ふに稻葉右京亮貞通が、曾根の城より郡上の城に移されし時の事なるべし、慶隆が領せし所は、七千五百石の地にて、胤直が領せし所は、六千五百石の地なりと云ふ、

慶長五年の秋、東西の軍起りし時、當國の人々、多くは大坂の催促に從て、岐阜中納言秀信の手に從ふ、慶隆思ふ所あれば、其催促に從はず、斯る所に、德川殿の仰として、榊原式部少輔康政が許より、急ぎ東國に組し參らすべき由、傳へければ、慶隆大に悅び、頓て東國の味方として、纔なる勢を以て、一族を離れ、多くの敵の中に在て、軍を起す、先祖累代の傳領なれば、郡上の郡、下し給はらんには、速に八幡の城、攻め取るべき由、金森法印に付て、關東に申す、（法印が子出雲守可重は慶隆が婿なればなり）德川殿、本領安堵の御敎書を成されて、法印が子息出雲守可重、加勢の事承り、夜を日に繼て、馳せ登り、慶隆が許に牒し合せ、終に八幡の城を攻め下す、程近ければ、先づ此由を中納言殿のおはします諏訪の御陣に告げ申す、御消息賜て、速成の功を賞せらる、慶隆が一族にて、婿なりける同き小八郎胤直が、當國大地と云ふ所に在て、上方に組せしをも、終に攻め伏てこそ降してけれ、

其系圖を按ずるに、遠藤太郎左衛門尉盛數が兄同新兵衛尉胤緣、其子大隅守胤基、文祿二年、朝鮮に押渡り、彼地の軍中に死す、其男小八郎胤直と云ふ、慶隆は此胤直が家承けし樣に見えたり、いぶかし、慶隆は盛數が子と見えき、然れば小八郎が父大隅守胤基と、慶隆とは、從弟にして、小八郎又慶隆が第二の娘を妻とせる也、或記に大閤の時、慶隆が本領二萬六千石の地、二つに分て、慶隆には小原の地七千五百石、大隅守胤基には、大地の地一萬八千五百石を賜ひしかば、慶隆安からぬ事に思ひし故、此度も大坂の催促にも從はず、

東國に組して、終に本領を合せ領したりと記しぬ、此說の如くならば、慶隆小八郎胤直が家を繼ぎしにあらず、系圖に見えし樣は、慶隆小八郎が家を合せ領せしと云ふ事なるべし、但某が見し系圖に誤あるにや、

德川殿程なく當國に攻め入り給ひ、赤坂に御陣を召されしかば、慶隆御陣に馳參て見參に入る、（御太刀御馬幷土產等を獻る關が原の戰の時には後陣を固めしと也）關が原の軍散じて後、御敎書の旨に任せ、八幡の城賜て再び累代の所領を安堵し、（二萬六千石）同九年叙爵して、但馬守に成され大坂の兵起りし時、馳向ひ戰て、首六十八切て獻る、慶隆年積て八十三歲、寬永九年三月廿一日に卒す、其男長門守慶勝、二十八歲にして、元和元年、父に先立て卒す、前飛驒の國司姉小路大納言自綱卿の男三木右近大夫直綱が子、慶隆が外孫なれば、養て家繼がす、但馬守慶利是なり慶利が子備前守常季、常季が男外記常春、右衞門佐に任じ、從五位下に叙す、

●一柳

○監物源直盛は人皇七代孝靈天皇の皇子、伊豫の皇子の御末、河野四郎越智通信が末葉也、（通信は皇子三十九代の末孫と云なり）初め河野が一族、伊豫國を去て、美濃國に來り、當國の守護土岐が家に仕ふ、主の姓、賜てければ、姓改て源氏になり、一柳とぞ名乘ける、

世に傳ふるは、此家の先祖、双無き鞠の上手なれば、主の土岐、一柳と名乘らせけりと云ふ、其系圖には、只自ら改めて一柳と名乘ると記し、又何れの世より、かく改めしとも見えず、思ふに、尾張國一柳の御厨に住して、かくは名乘り、其後美濃に移りしにや、覺束なし

又右衞門尉直高が時に至りて、父に繼て、當國厚見の郡を領しけり、

系圖を見るに、直高は河野伊豫守通義よりは四代の孫、四郎通信には九代なり、豫章記を按ずるに、通信が五代の孫伊豫守通義、應永元年十一月廿六日、年廿五歲にて卒し、舍弟六郎通之に家を讓ると云々、應永元年より、直高が生れし年、享祿元年に至りて、凡百三十餘年なり、通之より直高まで、三代の間に、百三十餘年を過ぎしと云ふこと、覺束なし、思ふに通之が孫刑部大輔通宜より、直

高に至る迄の間、系圖に洩れし人あるべし

直高男子二人、兄は市助直末、弟は四郎左衛門尉直盛とぞ申ける、直末父に繼ぎて織田殿に仕へ、信長討れ給ひて後、秀吉に屬し參らす、秀吉北畠殿と軍起りて、天正十二年の夏、美濃國竹が鼻の城を攻落して、直末に賜ひ、（一萬石）又伊豆守に任ず、同き十八年、相模の北條を討れし時、直末山中の城の先駈して討死す、關白惜ませ給ふこと限り無く、舍弟直盛して、其家を繼がせ、監物になされ、尾張國黑田の城に遷さる、（三萬石）慶長五年の秋、徳川殿に隨て、奥に向ひ、上方の軍起りしかば、引返して攻め上り、所々の高名、其類ひ少からず、因て勸賞として、伊勢の國神戸の城を賜ふ、（家忠日記追加には明る慶長六年に賜ふと見ゆ、其他の書には皆五年十一月に賜ふと云、又七萬石と云、五萬石と云、兩説あり）同十年、二男直家、人質として關東に奉る、將軍家御感あつて、頓て御恩を蒙りぬ、（八十四人扶持）十四年、子息等叙爵して、嫡子直重丹後守、二男直家美作守に任ず、大坂前後の戰に、父子共に馳せ向ひ、討取る首四十を獻れり、直盛代々の將軍家に仕へ奉り、左大臣家の御時に至りて、抑も伊豫の國は、累代の先祖領したる國なれば、彼國にして、所領賜り、長く子孫に傳へばやと望み申て、卒しければ、寛永十三年、彼が望に任せて、子息等に彼國にて、所領分ち賜りしとぞ聞えける、（世に傳る所、斯の如し、誠に然りしにや直盛卒せし年月日未だ知らず、）嫡子丹後守直重、父が遺領分ち賜ひ、伊豫國新居郡西條に住す、（三萬石〇卒せし年月日、未た知らず）其子監物直興、家を繼ぎ、舍弟半彌直照に所領分つ、（三萬石の中にて、五千石を分つと云ふ）直興後に罪蒙り、寛文五年七月廿九日、加賀の國へ流され、加賀守綱利に預けられて家絶えぬ、

禁裏修造の時、直興其役に隨ひしが、修造畢ての後、密に豫州へ下り、遷幸の時に臨みて京都にあらず、殊に平日淫逸の聞え多くして、所領沒收せられしなり、

〇美作守源直家は、直盛が二男なり、初め質子として、關東に參りければ、將軍家より（台徳院殿大相國）祿賜りて仕へ奉る、父卒して遺領分ち賜ふ、（伊勢の神戸の地にて二萬石、伊豫國にて一萬石、合せて三萬石を領し、伊豫の川上と云所に、城を構へんとせし内に卒す）程なく卒して男子なく、小出伊勢守吉親が二男に、娘配せて、家繼がせん事を望み申けれども、其事早く御聽に達せずして卒しぬ、彼が所領三が二を減せられ、其一つを賜り、吉親が二男して家繼せられ、（一萬石）宇右衛門直次と申

す、其子對馬守直好、（後には土佐守）藏人源直賴に直盛が三男、父が遺領を分ちて、伊豫國小林（一作小松）の地を賜ふ、（一萬石）其子山城守直治（後に右近將監又兵部少輔）

●市橋

○下總守藤原長勝は壹岐守長利が男、累代の祖、美濃國池田の郡市橋の庄の住人なり、

先祖は三條庶流の藤氏にて、專順と云し人、初て當國に下り住む、專順より長利に至るまで、幾代と云ふこと詳ならずと云ふ、一說に大和源氏の流、成田三郎光治、承久の勸賞に、美濃國池田郡市橋の庄の地頭職に補せられ、後子孫當國に住して、市橋と名のる、光治七代の孫七郎左衛門尉利治、嗣なくして、三條家の庶流利尙をして、家繼がす、利尙壹岐守に任じ、入道の後、專順と號す、此則ち壹岐守長利が父なりと云ふ、

長利初め織田殿に屬し、其後關白秀吉に從ひ、天正十三年三月十三日、七十三歲にて卒す、下總守長勝、又織田羽柴の兩家に仕へて、美濃國今尾の城を領す、（一萬石）慶長五年の秋、德川殿の奧の御陣に隨て、東國に在り、上方の兵又起ると聞て、關東の御方として、本國に馳上る、大坂の軍勢、東國に攻め下ると聞えしかば、其勢僅に六百人、今尾の城に楯籠る、市橋が分際、さも有らん、東國の敵、破れなば、降人にこそ、參るべけれとて、伊勢丸毛が勢、藤川の前に陣取て、攻むるにも及はず、長勝城より討て出で、水を隔て、矢軍に日を暮し、敵陣に夜討して、散々に戰ひしかば、寄手怺へず、福塚の城に入る、長勝續て攻めし程に、城をも終に落されて、大柹の城に遁れ行く、長勝福塚の城に在て、桑名大柹の道を差塞ぎ、大柹の城下より押入て、番の兵十七人が首、斬て獻る、軍終て後、長勝が功、是れ少なからずとて、勸賞を行はれ、（本領新恩の地、合せて二萬石宛行はる）慶長十三年、伯耆國八橋の城に遷さる、同き十九年、大坂の兵起りし時、馳上りて、城を攻む、再び兵起りしかば、己が所領星田村に陣取て、大御所の御陣を迎へ、又仰を蒙りて、手の者をして、彼の村を守らす、元和二年の夏、大御所隱れさせ給ひし時、仰せ置れし御旨に依て、越後國三條の城に數多の地附て、長勝に下

し賜ふ、是れ大坂の戰功を賞せられし故とぞ聞へし、（四萬千三百石）年六十四歳にして、同き六年三月十七日に卒す、家繼すべき男なければ、其甥長政して、家を繼せらる、下總守長政（實は林右衛門某か子）初め慶長九年に右大將家に仕へ、（此時台德院殿未だ右大將にてましませしなり）大坂前後の戰ひに隨ひ、元和の初、下總の國香取海上等の郡にして、所領を賜ひ、（千石）其後所領地加へられ、（三千石）長勝卒して後に其家を繼せ、近江國仁正寺の地を賜ひにけり、（河内の地を合せて二萬石を領す）

世に傳ふる所は、故下總守長勝、女子のみ有て、男子なし、己が家人に、娘あはせて、家號名乘らせ、市橋三四郎と云ひしを、世嗣に立てんことを望み請て卒す、家人等敢て請はず、其甥長政して、家繼がせんことを望み申す、此由聞召され、長勝が望みし所にあらねども、家人等が申す所、其理なきにあらずとて、長政に其家繼がしめられ、長勝が本領の地程を下し給ひ、又長勝が望み請ひし所も、捨て給ふまじきとて、彼の三四郎にも、別に三千石の所領、賜りて、御家人に召加へられしと申す也、

長政が子下總守政信、慶安元年六月十四日、父が家を繼ぎ、（長政が卒せし年月未た知らず）二男傳左衛門政直、所領を分ち賜ふ、（政信一萬八千石政直二千石と云）政信が子久五郎政勝、

● 桑山

○修理亮藤原一晴は治部卿法印宗榮が嫡孫なり、初め、結城七郎朝光十二代の後胤、美濃國土岐郡の住人修理大夫貞久、尊氏將軍の御方して、本領桑山の庄を安堵す、

觀應二年閏二月、尊氏より本領安堵の御下文あり、又文和元年貞久が本領不可有違亂之旨、土岐右馬權頭に下されし狀ありと云、一說に桑山元は鍬山に作れりと云ふ、

貞久七代の孫修理大夫以則、尾張國神守の城に在り、其子修理大夫重晴、入道の後宗榮と號し、其後治部卿法印には成されしなり、宗榮初め豊臣秀吉、未だ江州長濱の城に、おはせしより、其家に伺候して、秀吉と柴田と戰はれし時に、當國の要害を守る、秀吉世を知り給ひて、但馬國竹田の城を賜ひ、（二萬石）其後舍弟大納言秀長に附られて、所々の戰に高名して、

紀伊國和歌山の城を領す、（三萬石○法印始て此城を築て住せしと云）文祿四年、關白秀次の事ありし時、伏見の城を守りし事に由りて、秀吉新恩の地を加へ賜ふ、（一萬石其地は泉州に在と云）嫡子九郎五郎一重は、生年廿二歳にして、竹田の城に死す、法印致仕の後、嫡孫なれば、一重が子修理亮一晴に、所領の地を讓り、（但馬竹田幷紀伊國の地を合せて二萬石と云一説に一萬六千石とも云）次男伊賀守直晴に、所領を分つ、（一石萬と云一説に一萬六千石とも云）修理亮一晴、祖父が所領を讓られて後、朝鮮の軍に隨ひ、加藤藤堂等と、彼國の番船を取て、疵を蒙る、慶長二年、紀伊國一揆、田邊城を攻めし時、一晴後巻して、敵を破る、同き五年の秋、上方の軍、起りし時、祖父の法印と共に、關東の味方して、和歌山の城を守り、德川家の仰を請て、新宮の城に向て、堀内安房守を攻降す、此年一族等が所領を、大和國に遷されて、葛下郡布施を領す、（一晴一萬六千石直晴二萬六千石左近貞晴三千石といふ）同九年二月廿八日、一晴三十三歳にして卒す、舍弟左衞門佐一直、家を繼ぐ、一直生年十九歳より、德川殿に仕へ參らせ、（初名は九八郎）關が原の合戰に先驅し、敵の首取て、御感に預る、一晴が跡を繼ぎし年八月叙爵す、同き十一年十月朔日、宗榮法印八十歳にして卒す、大坂の兵起りし時、一直大和國より馳向ひ、河内國譽田に於て、自ら敵二騎が首を取て獻る、再び兵起りし時、道明寺の戰に、首十七を切て獻ず、城落ちし日、又首百十九切て獻る、寛永十年、仰を蒙て、北陸山陰兩道を巡檢し、同十三年八月、五十九歳にして卒す、其子修理亮一玄、父に繼ぐ、延寶五年八月廿三日に致仕し、嫡子美作守一尹、家を繼ぐ、（一萬五千石一説に一萬千石）舍弟等に所領わかつ、（二男三郎左衞門千二百石、三男源七千石を領すと云、或説に初め一晴が卒せし後、故有て所領三千石減ぜしと云、其實を知らず、）

○伊賀守藤原直晴は治部卿法印宗榮が二男、紀伊國和歌山の城を讓らる、（一萬六千石を領すと云）慶長五年の秋、關東の味方に參り、今年大和國御所の城賜て移る、（二萬六千石を領すと云然らは一萬石加へ賜りしなるべし法印隱居料として一萬石を分つと云ふ）大坂兩度の戰に隨て、首數多切て獻る、（首百十九を切て獻ると云ふ其事未た詳ならず）嫡子相模守某早世しぬ、（實は猶子也と云ふ）二男加賀守某、（初め土佐守に任す、名は貞晴貞明兩説定かならず）家を繼ぐ（二萬六千石）三男主水某に所領分つ、（千石と云ふ新墾田にや）加賀守卒して世嗣なければ家絶えたり、

●仙石

○越前守源秀久は初め權兵衞尉と申て、豐臣太閤の

未だ羽柴筑前守と申て、播磨國を領せられし時、天正九年の冬、織田殿の仰を請て、淡路の國を攻めらる、安宅河内守降參して、未だ彼國の守護を置くにも及ばず、同き十年の夏、信長失せ給ひ、秀吉世の事を知られしに及て、淡路國須本の城を以て、この秀久に賜ひぬ、是れ年來の武功を賞せられし所なり、同き十三年の夏、四國の地を攻められしに、秀久先陣して、讃岐國を賜て移る、十四年の夏、薩摩の嶋津、關白の仰に隨はず、豐後の大友、亡さんとすと聞えしかば、秀久御使を承り、長曾我部土佐守元親と共に、四國の軍勢を引率して、豐後の府に押渡る、秀久先づ嶋津が許に使立て、重て關白の仰を傳へけるに、嶋津其使からめ取て、返答にも及ばず、肥後の國を經て、豐後國に亂れ入り、大友が城を攻め落し、戸次利光、鶴が城の戰、既に難儀に及ぶ由を聞て、事既に急なり、殿下の仰を待つまでもあらずとて、秀久元親、大友が軍勢を隨へ、戸次の城の後卷す、十二月十二(一作廿二)日の朝、戸次川を打渡て、嶋津が勢と戰ひ、味方散々に打なされ、元親が嫡子信親打死す、(字は彌三郎)關白此由を聞召し、安からぬ事かな、先陣の輩、妄に合戰すべからず、如何にも敵をあひしらうて、秀吉が向はんを、待てとこそ云つれ、夫に四國の奴原が、そゞろなる軍して、手合の合戰に、打負ぬる事の、不覺さよ、信親討死せし上は、父元親が罪をば、暫く免しぬ、仙石めが所帶、沒取せよとて、讃岐國を奪て、尾藤甚右衞門尉に賜て、筑紫の先陣を賜る、明れば十五年の春、殿下自ら筑紫の地に御發向あり、九國の大名等、冑を脫ぎ、弓の絃をはづして、降人に成て參る者、引も切らず、嶋津は猶も參らず、同き四月廿三日、日向の國耳川の合戰に、宮部の法印、嶋津が勢を討ち破り、逃ぐる敵を追詰て、討留めんと、はやりしに、尾藤が固く制しければ、宮部一勢、進むに及ばず、關白この由を聞召し、以の外に氣色損じ、臆病なる尾藤めが振舞かな、宮部と同じく戰はぬだにあるものを、逃ぐる敵討ち留めぬ事やある、しやつめも、又國奪へとて、是も讃岐國を沒收せらる、嶋津終に戰に堪へずして、降人になて、出ければ、九國悉く平ぎぬ、(筑紫陣の事は、嶋津が傳に詳なり、)十八年、關白また相摸國北條を亡し給ひし時、秀久忍びて御供にぞ侍ける、尾藤は罪蒙て後、信濃國に下りて、

小笠原右近大夫貞慶が許に隱れ居て、今は年既に經ぬ、何事かあるべきと、小笠原が手に隨ひ、軍して御陣には參らず、關白仙石が振舞、神妙の至りなりとて、信濃國小諸の城に、地數多附て賜り、（六萬石とも云、又五萬七千石とも云）尾藤めが年ごろ我が大恩を蒙りし奴ぞかし、斯る時、陣頭に來りて、罪をも謝し、恩をも報ずべき事にこそあんなれ、憎き今の振舞かな、しやつめか首、刎ねよとて、忽に誅せられ、小笠原も所領沒收せられぬ、（尾藤か事、委しく小笠原か傳に見ゆ）慶長五年の秋、秀久德川殿に隨て、奥州に發向す、上方又亂れしかば、中納言殿山道を攻上らせ給ふに極つて、秀久又彼の御手に隨ひ、下野國より引返へす、爰に信濃の眞田、上方に與みし、上田の城に栖籠る、東國の御方に、力合せんとする當國の大名等は、眞田と合戰すべしとて、悉くに止めらる、秀久また己が小諸の城に止て、上方の戰にはあはず、秀久卒して、（卒せし年月未た知らす）其子兵部少輔忠政繼ぐ、（將軍家の御諱字賜りしにあらずや）大坂前後の軍に隨て、首十一切て獻る、元和八年、同國上田の城に移りて所領の地加へ賜ふ、（一萬石加へられ此時に六萬石を領すと云然れば初め六萬石を領せしと云ふは誤れる歟）寛永五年四月廿日、忠政卒し、其子越前守政俊、家を繼ぎ、同き十一年十二月廿八日叙爵、寛文九年二月廿五日致仕、入道して道休と號し、延寶二年七月廿四日、五十八歲にて卒す、政俊男子二人あり、嫡子兵部少輔忠俊、父に先立て卒しければ、嫡孫主稅政明を世嗣とし、二男治左衞門某に所領分つ、（二千石）主稅政明、祖父に繼て立つ、（五萬八千石）寛文十二年十二月廿八日、叙爵して越前守に任ず、

●溝口

○伯耆守源秀勝は、尾張の國の住人、溝口彥左衞門尉勝政が男なり、昔し逸見又太郎義重、承久の頃、美濃國大桑鄉の地頭職に補せられしより、子孫代々、彼國に在り、其後尾張國に遷て、溝口の地に住せしより、溝口とは名乘れるなり、秀勝未だ竹丸と申して童なりし時より、丹羽五郎左衞門尉長秀に仕へ、元服の後、金右衞門尉と名のる、天正九年四月十六日、計らざるに織田殿に召出され、御家人に連り、若狹國高濱の城を賜り、彼國の目代になさる、

安土日記に、若狹の逸見駿河守、死して世嗣絕えしかば、彼の所領八千石の地を分ちて、三千石は

武田孫八郎、五千石は溝口金右衛門に賜ひしと云云、信長記に溝口竹としるす、竹とは童名なり、此頃は金右衛門と申せしなり、

明れば十年六月、織田殿討れ給ひ、同き十一年の春、近江國志津が嶽の合戰敗れて、柴田修理亮勝家、越前の國に引返へす、筑前守秀吉、續て攻め入り給ひしに、秀勝手勢引具し、敦賀の津にて、秀吉の御手に馳せ加り、先驅して戰ふ、頓て其賞行はれて、加賀國大聖寺の城を領し、四萬四千石又伯耆守に任じ、從五位下に叙す、

世に傳ふる所は、織田殿失せ給ひて、溝口元の主人なれば、丹羽に屬す、天正十三年の夏、長秀卒す、今年秀吉越中の佐々討たんとて、長秀の男長重が勢を假て、佐々を亡し、終に長重が所領を奪はる、これより丹羽が家人、多く秀吉の家人になさる、此時溝口等も、秀吉に召出さると云、不審、

天正十四年、從四位下に叙し、豐臣姓を賜はる、慶長三年、越後國新發田の城に遷さる、五萬石同き五年の秋、東西一時に軍起りし時、當國は陸奥に隣て、大事の所なれば、秀勝德川殿の御方として、己が城を守て、賊徒等國中に蜂起せしを討ち平ぐ、同き十五年、秀勝六十三歲にして卒す、嫡子伯耆守宣勝、初め太閤諱字賜て、秀信と名乘る、叙爵して主膳正に任ず、慶長五年の秋、父に隨て國中の賊徒を平げ、父卒して家を繼ぎ、五萬石所領を分て、舍弟伊豆守善勝に與ふ、一萬二千石〇父が本領六萬石を、檢地し二千石を得たれは、かく分ちしなり、大坂の戰には、越後少將殿の、上總介殿の御事御手に屬す、寛永五年十月廿九日、四十七歲にて卒す、嫡子出雲守宣直、父に繼ぎ、五萬石舍弟等に所領を分つ、二男又十郎宣秋六千石、三男内記宣俊五千石、四男左京宣知四千五百石、舍弟等に分つ所は、皆本領を檢地して、得たる所なりといふ寛文十二年、九月七日致仕し、延寶四年十一月卒す、其子信濃守宣廣、父が讓を受て、家を繼ぐ、

〇伊豆守源善勝は初の字は孫左衞門伯耆守秀勝が二男なり、慶長六年、生年十八歲、初て大御所に見參し、此年叙爵して、伊豆守に任ず、同き十四年、將軍家上野國甘樂郡にして、所領賜ふ、二千石十五年に、父卒して、舍兄伯耆守宣勝、所領を分ち與ふ、善勝辭して受けず、宣勝終に將軍家に、此由を訴ふ、仰に依て、善勝己が所領に合せて是を領す、一萬二千石を分たれ本領共に合て一萬四千石を領す大坂前後の戰に、將軍家の先陣したり、其嫡子土佐

守政勝、寛永十一年父が遺領を賜ひ、一萬石○善勝卒せし年月日未た詳ならず、寛永十一年遺領を賜と云へば、此年卒せしか、舍弟等に所領を分つ、二男權佐助勝三千石三男九十郎直勝千石政勝寛文十年正月廿八日、六十三歳にて卒す、其子伊豫守政胤繼ぐ、其子帶刀某、實は加藤內藏助明友が二男、養て子とす、

藩翰譜第九上　終

藩翰譜第九下

●南部

○信濃守源利直は刑部丞義光の（新羅三郎）曾孫、信濃守遠光が（加々美二郎）三男、甲斐の源氏南部三郎光行が後胤、大膳大夫信直が男也、光行が後、代々鎌倉殿の御家人として、九代の孫右馬頭茂時が代に當りて、正慶二年五月廿三日、相摸入道平高時が滅びし時、鎌倉にて自害しぬ、茂時が子伊豫守信長、其子遠江守政行、尊氏將軍の御敎書を賜て、本領を安堵す、（此御敎書一通今に子孫に傳ふと云ふ）政行が子大膳大夫守行入道禪高、應永の亂に、鎌倉殿の御方として、最前に馳せ參り、軍忠を致しければ、持氏の御感淺からず、御下文を賜て、陸奥の國司に補せられたり、（持氏の御下文、今に子孫に傳と云以上其家の系圖に見えし所也）按ずるに、この時より陸奥に下りしか、また元より奥を領せしゆゑ、斯く御下文を賜りしにや、或書に鎌倉殿、奥の泰衡追討の時に、南部三郎光行、軍功ありしかば、奥の糟部の地を下し給ふ、本領の名に因りて、こゝをも又南部と名付けたりと云ふ、されども、この事系圖にも、又東鑑にも見えず、また覺束なく思ふところもあれば、本文には略して爰にしるす、○初め加々美遠光の三男光行、甲斐南部の地頭職たるに依り、南部三郎とは名乘しなり、其後陸奥の國に移れる事、何れの代なると云ふ事、詳ならず、按ずるに南部記に興國三年八月、奥州宮方伊達宮內少輔行朝、石川石橋河村田村南部滴石（一作漏石）の輩、斯波岩手の兩郡へ攻め上りて、朝敵稗貫出羽守、幷に其一族を誅せし事見え、又岩城飯野社古文書には、貞和五年六月奥の管領吉良左京大夫貞家、糠部滴石以下、奥方の凶徒、退治の爲に發向の事見ゆ、糟部と云ひしは、今の五戸六戸など云ふ邊にして、此時南部既に其地に在りしかば、或は南部とも云ひ、或は糠部とも云ふ、滴石とは、今の戸澤の家祖の事を云ひしなるべし、又今其家の傳ふる所を聞くにも、其祖初め三戸の地に來りしを、國人蛇沼日澤二人の者共、迎て終に家を起しし事に因りて、年每の元日、先づ二人の者共の子孫に對面して、後に一族家臣等、年賀の事ありと云ふ、彼是を倂せ考ふ

れば、正慶二年の夏、右馬頭茂時、鎌倉にて死せしより興國貞和の頃に至て、僅に十餘年なり、思ふに、茂時死せし後、其子伊豫守信長、密に東に遁れ、幾程なく、世又亂れしかば、奥の宮方に随ひ、糟部等の地を取て、家起ししならん、其子遠江守政行が代に及び、奥の宮方既に亡びぬれば、將軍家に屬して、本領を安堵せし事と見えたり、又其家に云傳ふる所、南部の家紋は、もと菱なり大膳大夫守行、或時秋田城之介と戰ふに、二羽の鶴飛び來て、味方の陣に双び舞ふ、此日の軍に討ち勝て、悦ぶこと限りなく、割菱の紋を改て、一双の舞鶴を、幕に付けし由、系圖に見ゆ、

其子南部庄司義政、永享十一年、鎌倉の合戰に、大手を攻め破て普廣院殿の御感に預り、黑母衣を許さる、義政より九代、右馬允安信、男子五人あり、嫡子彦三郎晴政、二男石川左衛門尉高信、三男南部遠江守、四男紀伊守、五男靭負尉とぞ申ける、嫡子晴政が子彦三郎晴繼卒して、其嗣なかりしかば、左衛門尉高信が男大膳大夫信直を以て世嗣とす、天正十八年に至て、豐臣關白、北條を亡し、奥に下らせ給ひし時信直御陣に馳せ向ひ、見參して、本領を安堵す、此時關白、來國次の脇指、幷衣服等を賜ふと云ふ

或記に曰く、此時に至て、南部が被官津輕右京亮爲信を初て、九戸修理亮政實等が、主に背て、國中常に靜ならず信直日々に、逆臣に逼られて、今は田子と云ふ城一つを守り居て、國中の事をだに知らず、まして遠き境の事は、夢にだも知らず、斯る所に天正十八年の春の末、都三條の邊に住む鷹商人清藏と云ひし者、南部に下りて、扨も殿は未だ知召されずや、當時天下を知召すは、豐臣關白秀吉公と申しし御方にて、關東の北條が、王命に随はぬを、征伐し給ふべしとて、天下の軍兵を催して、攻め下り、今は相摸國に御陣を召され候なり、北條の亡ん事は、日あるまじ、其後は直に奥方にも、御下向あるべしと承る、急ぎ御方に參らせ給はゞ、當家の繁昌、御子孫の御行末、目出度こそ候べけれと、申ければ、信直大に驚き、扨は今天下は既に定りしにや、さらば、その秀吉殿へ、參らざらんには、當家の行末、頼母しからず、又參らんとせんには、其隙を窺ひて、國中の逆徒

等に、國を奪はれんこと、踵を旋らさじ、如何はせんと案じ煩ふ、商人重て申やう、さらば先づ御家人の中を擇ばれて、御使を參らせられ、御方に參り給ふべき由を、仰せらるべうもや候はんと、ありければ、此義尤も然るべしと、家の子郎等の其中を、一々に擇びしに、極て頑なる田舎人、鎧着太刀佩て、馬乘たるには、似も付かず、立居振舞の無骨さは、さもありなん、物云ひ、鼻よりうめき出て、世の人、聞分くべしとも、覺えねば、此も叶ふべしとも、思はれず、あきれ果て居たりしかば、清藏此上は、何か苦しかるべき、某御使と名乘て罷り向ひ、爰許の有樣、一々に申し、又殿の思ひ給はん樣を、有の儘に申上げ、御領安堵の御教書、取て參らせんと云ひければ、信直大に悅び、是に增したる事あらんと、彼の商人を使者として、當國の土產なれば、屈竟の逸物の馬共牽かせて、相摸國へぞ上せける、南部が使、御陣に參りて、信直が參らざる趣を初めとし、津輕九戶等が事、一々に述べたり、關白殿聞き給ひ、國中の逆亂に依て、道既に塞りたるに、早々使を奉る事、神妙なり、南部が累代傳領の地、安堵の事、子細あるべからず、又家人等が逆威を振ふこと、甚以て奇怪なり、如何にもして、信直が城を守りて、秀吉が下向を待つけよと、仰せありて、使をば返へされたり、信直悅ぶこと限りなし、北條亡びし後、同年の八月十日、關白殿、陸奥に御下向ありしかば、信直頓て御陣に參る、津輕の地は、最初に右京亮爲信に賜ひし上は、南部に返へし附けらるゝに及ばずと云ふ、

明れば十九年の夏の頃、家人九戶（諸記に修理政實と見ゆ蒲生の記には右近とあり）櫛挽將監を初として、家の子郎等數多、信直に背き此所彼所の溢れ者、招かざるに馳せ集て、既に多勢に及び、信直戰ひ勝つことを得ず、急ぎ早馬を都に參らせ、此由を申す、三好中納言秀次卿を、大將軍として、數多の軍勢を差向けらる、德川殿にも、向はせ給ふ程に、井伊兵部少輔直政、先陣をうつて馳下る、蒲生飛驒守氏鄉は、去年奥十二郡を賜て、當國の鎭守を承りしかば、諸軍に先立て馳せ向ひ、姉帶（一書に穴田井）禰曾利（一書に根由利）二つの城を落し九戶の籠つたる福岡（一書に糠部）の城に押し寄す、關白殿の御勢、德川殿の

先陣を始として、南部津輕松前の軍勢馳せ加り、入替入替攻めし程に、同九月、城終に攻め破られ、九戸櫛引降人に成て出づ、秀次の御陣の邊に、參らせて一々首を刎ねたりけり、朝鮮の軍起りて後、軍勢の催促に隨ひ、信直筑紫に馳せ參る、年五十四歳にして、慶長四年十月五日に卒しけり、信濃守利直、父に繼ぐ、（十萬石）幾程も無くて、慶長五年の夏、德川殿會津の中納言景勝を御退治あるべきにて、南部津輕秋田仙北の人々は、出羽守義光に隨つて、軍すべき由、仰せ下さる、信濃守利直、軍勢を率ゐて、最上の郡に馳せ集る、斯る所に、石田三成が催促にて、上方に軍起り、德川殿既に討れ給ふと聞えしかば、此程馳せ集りたる奥方の軍勢、義光に暇をも乞はず、我も〳〵と遁げ歸る、利直斯ては、國中の事、覺束なしとて、是も同じく引て返る、案の如く、明る慶長六年岩崎と云ふ所に、凶徒蜂起し、利直馳せ向て戰ふ、時既に冬に至り、風雪殊に甚しかりしかば、引返へし、七年の春、再び軍起し、戰ふこと程を經て、終に悉く平げぬ、同き十七年、利直關東に伺公せしに、十二月廿日、將軍家、彼の家に成らせ給ひ、物多く下し給ひ、奉るもの、又少からず、十九年の冬大坂の軍起りし時、將軍家の先陣して、馳せ登る、明れば、元和元年の夏、再び軍起りしには、程遠ければ、軍散じて參る、寛永三年八月、從四位下に叙し、同き九年八月十八日、五十七歳にて卒す、嫡子山城守重直、家を繼ぎ、寛文四年九月十二日、五十九歳にて卒す、嫡男兵六郎早世したりしかば、堀田加賀守正盛が三男を（內藏助正勝と云しなり）養て、子とせしに、是も早世して、世嗣とすべき子なかりし程に、舍弟等に所領を分ち讓る、大膳大夫重信、利直が二男重直が弟なり（初め七戸の家を繼ぎ隼人と申せし也）兄重直が家を繼ぐ（八萬石）重信が嫡子信濃守行信、其餘の男子猶多し、

○左衛門佐源直房は利直の末子、重直が弟なり、（實は利直が末子主水利長の子初め主水と云ひしなり）重直卒する時、八戸の地を分ち讓らる、（二萬石）寛文八年卒しけれは、其子遠江守直政、父に繼ぎ、延寶二年十二月廿七日に叙爵す、

戸澤

○右京亮平政盛は治部大輔盛安が男、平兼盛が末葉なり、兼盛陸奥に下りて、岩手郡の滴石の庄戸澤と

云ふ所に、住み、其後又出羽國山本の郡に移りぬ、系圖に云ふ、尾輪の平親王の御子、飛驒守平兼盛陸奥岩手の郡滴石の庄戸澤と云ふ所に住み、尾輪を改め戸澤と名のると云々、按ずるに、世々の帝の御子には、未だ尾輪平親王と申せしは見え給はず、又平姓を賜ひし人々にも、尾輪と聞えしを見ず、不審、五十八代の朝廷光孝天皇第一の皇子一品式部卿是忠親王、又仲野親王とも申す、其御子從五位上山城守興雅王、一に興我王に作る、其子大貳從四位上篤行、平の姓を賜ふ、其子正五位下平兼盛、これ天德の歌合に忍ぶ戀の歌よみて、勝ちたりし人、赤染右衞門が實父なり、後撰集には、兼盛王と見え、清輔の說に、兼盛元王氏なるを以て大君とす、天皇に申して本姓に復りぬと云へり、此人大和物語には、越前權守たりと見ゆ、或人の說には、從五位下駿河守とも云ふなり、飛驒守たる事は見えず、又陸奥の司たる事も見えざれども、此人陸奥名取郡黑塚と云ふ所に、重之が妹ありと聞て、道のくの安達が原の黑塚に、鬼こもれりと聞くは誠かとよみし由、拾遺集に見えたり、されば此人も、此國に下り、名取郡近き境に住みしかば、かくは云ひ送りしも知れず、尾輪とは興我王を斯く傳へしにや、又此人には非ず、別に平兼盛と聞えし人なるも知らず、覺束なし

其子孫、我が祖初て下り住みし所の名なればとて、戸澤とは名乘てけり、兼盛が十一代の孫飛驒守家盛出羽國角館の城に移る、是れ治部大輔盛安が七代の祖とぞ聞えける、右京亮政盛、初め九郎五郎と申し、豐臣關白、奥に下らせ給ひし時、御陣に馳せ參て、本領を安堵す、（角館四萬石と云ふ）其後朝鮮の軍起りし時、筑紫の名護屋に參陣す、慶長五年の秋、德川殿奥の會津を御征伐あるべきにて、仙北の人々は、出羽守義光が手に屬すべき由を承り、皆々最上が郡に馳せ集る、政盛其勢二千二百にて出て來る、斯る所に、上方にも軍起り、東西より挾みて德川殿うち奉ると聞て、仙北の人々見もせぬ敵に、聞き怖ぢし、皆はう〳〵にして、引き返へす、斯て關が原の合戰、上方の軍敗れぬと聞えて、此程最上と戰ひし上杉の大將直江山城守兼續、上山の城を去て、米澤に引て入る、義光三男清水大藏大輔を大將として、其勢一萬五千

人、酒田の城に差向く、戸澤も同じく軍勢を差向く、終に城をば攻め落す、同き七年の夏、常陸國那珂郡を賜て移る、四萬石十四年叙爵して、右京亮になされ、御刀を下し賜ふ、大坂の軍起りし時、相摸國小田原の城を守り、函根根布川等の關を差固む、これ冬陣の事大坂陣の由、供奉帳に見えたり、夏御陣の時の事は未だ見る所あらず元和八年、恩蒙りて出羽國新庄の城を賜ふ、二萬石加へられ、其後又開發の田八千二百石を加へ、合せて六萬八千二百石なり政盛男子なかりければ、初め鳥居左京亮忠政が二男を養て子とし、越中守に任ず是も世を早くし、又一族千代鶴丸を嗣として、千代鶴丸は政盛が弟の子と云ふ、或は弟と云ふは非なるにや慶安元年に卒す、能登守乘盛、家を繼ぐ、童名は千代鶴丸、承應二年十二月廿八日叙爵す

津輕

○右京亮藤原爲信は、世々南部が被官として、津輕の地に住しけり、世に傳ふる所は近衞殿の庶流と云ふ、何れの時にか、津輕の地に流されさせ給ひし人の、此處にて設けられし息男の後なりと云ふ、

爲信が時に至りて、南部が外戚に付て親しかりしに、南部が外甥なりとも、又爲信が妻は、南部が姪女なりとも云ふ南部が家、やゝ衰へければ爲信が武威、日々に強くして、津輕の地悉くに討ち従へ、弘前の城に住む、天正十八年、豐臣關白、北條を亡さんとて、相摸の國に陣し給ひし時、奥方の大名、未だ參らざる先に、爲信御陣に馳せ參る、殿下の御感、淺からず、本領安堵の御教書をなし下さる、明れば十九年、九戸の賊起りしかば、馳せ向て、攻め戰ふ、朝鮮の軍起りしに、其催促に隨ひ、軍勢を引具し、筑紫の名護屋に參りけり、慶長五年の秋關が原の合戰の時、爲信東國の先陣に馳せ加り、美濃國大垣の城を攻め落す、

此事關が原大條志と云ふ書にのみ見えて、其餘の諸記に、いまだ見る所なし、最上記を按ずるに、此時南部秋田を先として、奥方の人々、悉く最上の郡に馳せ集りき、其軍勢の着到にも、津輕が事見えず、然れば、此時津輕は國にあらず、東國の先陣せしと云ふ事、さもあるべきにや、猶能く尋ぬべし、又爲信が卒せし年月日、未た知らず、

其子越中守信枚家を繼ぐ、四萬五千石、又上野にて二千石加へ賜ふと云、上野の地を加へ給ひし事何れの頃にや知らず寛永八年。信枚卒して嫡子土佐守信義、父

に繼ぐ、明曆元年十一月廿六日、三十七歲にして卒す、其子越中守信政家を繼ぐ、（四萬二千石）又信義遺領を分つて、信義が弟十郎左衞門某に賜ひぬ、（五千石）

●六　鄕

○兵庫頭藤原政乘は二階堂信濃判官行忠が後、彈正忠道行が男、其祖代々出羽國仙北六鄕の庄の地頭たりしより、六鄕とは名乘りしなり、豐臣太閤世を知し召されし後、政乘本領を安堵す、（仙北衆七人の中なり所領いか程といふ事を知らず）朝鮮の軍起りし時、催促に隨ひ、軍勢率ゐて、筑紫の御陣に馳せ參る、慶長五年の秋、德川殿、奧の上杉御退治あるべきにて、仙北の人々は、出羽守義光に隨ひて、軍すべしと仰せ下さる、政乘三百人にて、馳せ來る、かゝる所に、上方にも、又軍起り、東西より挾て、德川殿討れ給ふべしと聞えしかば、仙北の人々、取る者も取り敢へず、本領に引き返す、同國の住人小野寺遠江守綱元は、双なき西方と聞て政乘かしこに押し寄せて、同十月の初より、十一月の始に至て、攻め戰ふこと五六度、多くの敵を討ち滅す、味方討るゝ者も少からず、頓て大坂に馳せ上りて、（十一月と云ふ）德川殿の見參に入る、其後常陸國府中の地を賜て移る、（一萬石）大坂前後の戰に、馳せ向ひ首斬て奉る、（首一）元和九年、出羽國由利郡を賜りて、本庄の城に移る、（二萬石餘）寬永十一年四月廿八日、六十八歲（一作六十歲）にして卒す、嫡男長五郎政勝繼ぎ、寬永十七年十二月廿九日、敍爵して、伊賀守に任じ延寶四年六月晦日、致仕して、家を嫡男佐渡守政信に讓る、政信萬治三年十二月廿八日、敍爵して父が讓を受く、

●水　谷

○左京大夫藤原勝俊は、伊勢守治持が二男、兵部大輔正村が弟なり、鎭守府將軍秀鄕七代の孫、近藤武者所景賴が嫡子左近將監能成が二男仲敎、田村と名乘り、四男親實水谷と名乘る、仲敎伊賀守に任ず、其子刑部大輔仲能、關東の評定衆となる、其子淡路守重輔、又水谷と名乘る、左京大夫勝俊は、この重輔が末葉とぞ聞えける、重輔が子孫、世々陸奧國猿田の城に住す、（猿田館殿と云）猿田亡て後、下總國に移りて、結城が家に仕ふ、永亨十一年、鎌倉殿（持氏の御事）討れ給ひし後、二人の若君、（春王丸安王丸）下野國日光山に忍て、お

はせしに、討手向ふと聞えしかば、結城中務大輔氏朝を頼ませ給ふ、氏朝昔の契を忘れかねて、己が城に迎ひ參らせんとす、水谷伊勢守を（此人の名定かならず）初め、宗徒の家人等、（梁田修理亮、同將監、黑田民部丞等なり）此を諫めかねて、四人同く髻を切て、世を遁る、水谷は亂を見て其國を去らんこと、弓矢取る身の道に非ず、此上は力無し、同く討死すべしとて、道より取つて返し、越中にぞ籠りける、斯て鎌倉の上杉兵庫頭清方、將軍家（普廣院義教公）の御旗を賜り、軍勢を率ゐて、城を攻む、嘉吉元年四月、城終に落され、氏朝を先として、一族郎等悉く討れにけり、去程に、上杉は水谷が振舞を深く感じ、彼が子孫求め出して其家を繼せらる、

これ此家中興の人なれば、系圖の始に見えし伊勢守法名了圓が事にや又了圓が子兵部少輔法名道通が事にや、此等の事、系圖に見えねば覺束なし

其後子孫、（誰か代と云ことも定かならず）長享元年始て、常陸國下館の城を構て住む、嫡子兵部大輔正村入道して、蟠龍齋と號し、武勇の名譽、東國に隱れなし、年積て七十六歲、慶長元年六月廿日に卒しけり、入道女子一人あり、結城左衞門督晴朝の室にして（是結城中納言殿の御養母なるべし）其餘家繼ぐべき男子なく、舍弟左京大夫勝俊家を繼ぐ、豐臣關白世を知し召されしより、彼の御家人になされて、本領を安堵す、（下館二萬五千石とも又三萬石とも云）慶長五年の秋、東西一時に軍起る、德川殿の仰を承て、己が城を守る、其後天下悉く德川殿に隨ひ參らせ、三河守殿、越前國を賜らせ給ひし時、水谷多賀谷山川岩上の者共は、もと結城の家の四天王なればとて、大御所の仰として、皆守殿に屬けられ、越前國に移る、勝俊が甥同織部某を、守殿には參らせたり、勝俊又本領を賜て、下館の城を領す、（卒せし年月未た知らず）其子伊勢守勝隆、父に繼ぐ、（五萬石領す、この內二萬石は檢地して得る所といふ）大坂前後の軍に、將軍家に隨ひ奉りて、首五つ切て參らせ、寛永十六年十二月、備中の國松山の城賜て移る、（本領の儘）寛文四年五月三日、年六十八歲にて卒す、嫡男左京亮勝宗繼き、（四萬八千石を領し、二千石をば舍弟に分つ、其後又開發の田を合せて、五萬石となりしとなり）舍弟新右衞門某に、所領を分つ、（二千石）

●那須

○遠江守藤原高春は左京大夫資景が世嗣なり、實は

増山彈正忠正利が舍弟、右大臣家の御外叔父にて、始め増山右衞門大夫とぞ申ける、承應元年二月十八日、資景が請に因て、其家の嗣と定められ、遠江守に改め任ぜらる、高春自らの所領に、那須が家領、兼ね弁て領しぬ、（那須が家領七千石、高春か所領五千石、都合一萬二千石を領すと、承應日記に出つ）抑もこの那須の家と云ふは、御堂關白道長公の曾孫、須藤權守貞信が後胤なり、貞信初て下野國那須郡を領す、貞信が六代の孫、那須太郎資隆、十二人の男子あり、十男戸福寺十郎爲隆、十一男那須與市宗隆兄弟は右兵衞佐源頼朝朝臣に隨ふ、其餘の男は、悉く平家に屬す、與市後に改て資隆と名のる、大夫判官義經に隨て、讚岐八島の戰に、扇の的を射て、源平兩家に名を顯す、其賞として丹波の五賀庄、信濃の角足庄、若狹の東宮川原、武藏の大田庄、備中の繪原庄等の地頭職を賜ひ、又兄の十郎爲隆、義經の命に背きしに依て、弟の宗隆那須の家を繼ぐ、宗隆死して子なかりしかば、右大將家の仰として、兄の五郎之隆、家を繼て、資之と改む、資之子無くして、宇都宮が子養て、家を讓る、右大將家、烏帽子着せ給ひて、頼資と召され、肥前守になさる、其子肥前守光資、右大將家、那須野の御狩の時、長倉に屋形うつて御儲けす、光資が四代の孫、備前守資藤、足利殿に（尊氏）隨て、東寺の合戰に討死す、其子越後守資世、其子刑部大輔資氏、鎌倉殿の仰として、沙汰所を承る、（系圖には資世少將に任し、資氏四位の侍從に任すと云々、覺束なし、那須が屋形號、許されしも、此頃の事に非ずや、）資氏十三代の孫修理大夫資晴、是れ左京大夫資景が父なりけり、資晴初め那須太郎と名乘る、先祖累世岩城白川佐竹宇都宮と、互に地を爭ひ、戰を合す、資晴が時に至り、天正十三年三月廿五日、宇都宮下野守國綱と薄羽原に戰ひ、國綱が多勢を打破り、其勢に乘じて、喜連川鷲宿等の大小の城五六箇所を攻め取て近隣に威を震ふ、同き十八年、豐臣關白相摸國に發向あり、東國の大名等、御陣に馳せ參る者、引きも切らず、那須が一族家人等も、同く小田原に馳せ參る、北條既に亡び、奥に下り給ふとて、當國に御陣を召れしに及びて、資晴初て見參す、殿下資晴が遲參を怒り給ひ、那須が本領、悉く彼の一族家人等に割き與へて、（大田原、大關、育王野、福原、蘆野、千本等）資晴僅に福原の地をぞ賜ひたる、朝鮮の軍起りて、催促に隨ひ、軍勢少々引具して、筑紫の名護屋に馳せ參る、慶長

五年の秋、東西一時に軍起りし時、資晴德川殿の味方として、宇都宮の城に人質を參らせ、奧方の上杉と戰はんとす、天下既に德川殿に歸して後、同き七年の頃より、資晴常に大御所に伺候して、所領の地を加へられ、何程と云ふこと知れずこの時一萬七千石に至りしにや同き九年、大膳大夫從五位下になされ、今年又改て修理大夫に任ず、同き十五年五十四歲にて卒す、

按ずるに、結城左衞門督晴朝の女子、一人は江戶但馬守が妻、一人は那須太郞が妻なり、晴朝江戶が娘を子として、三河守殿に配せ參らせ、家を讓らる、然れば、資晴は三河守殿の御相婿にて、三河守殿の御子と、資晴が子とは、外從兄弟なれば、疏からぬ御中なり、殊に累代の大名の、斯くおちぶれたりし事など、大御所憐み思召ける故、常に御前近く召され、敍爵させ所領をも加へ給ひしにや、

其子左京大夫資景、慶長十一年二月廿五日敍爵し、父卒して後、家を繼ぎ、大坂の軍に隨ひ、首七十五斬て獻る、其子美作守資重、大相國家の仰を蒙り、寬永元年正月元日十六歲にて敍爵す、資重父に先達て卒し、世嗣既に絕えんとせし程に、遠江守高春其家を繼ぎたるなり、

按ずるに、寬永八年の日記にも、又台德院殿御廟前に獻りし石燈籠の銘にも、那須美作守資重と云ふあり、然れば此頃は美作守、父が讓を受て、家繼ぎしにや非ずや、又承應元年の日記に、那須左京大夫が領七千石とあり、台德院殿御廟前の石燈籠、獻りし人々は皆萬石已上の人なり、那須が領二箇條覺束なし、今其家亡びぬれば、尋ぬべき方なし、能く知れる人を待て、明らむべき者なり、

●大田原

○備前守丹治晴清は下野國那須の郡の住人、山城守繩淸が男なり、晴淸十五代の祖、武藏七黨の其一つ、丹の黨の末葉、備前守忠淸、初て大田原とは名乘てけり、

武家補任には、藤氏と見えたり、又世に傳ふる所は、大田原は平姓丹治氏と云ふ、平姓にして、丹治氏なること心得られず、按ずるに姓氏錄に、丹

治比宿禰は、火明命の三世の孫、天忍男命の後、男武額赤命七世の孫、御殿宿禰の男色鳴、大鷦鷯の天皇の皇子瑞齒別尊、淡路の宮に生れ給ひし時、淡路の瑞井の水を、御湯に浴し奉る時に、虎杖花とびて、御湯の瓮の中に入る、色鳴宿禰、天津神のことほぎの言葉をあけて、多治比瑞齒別命と號し奉る、其後多治比部を、諸國に定て、皇子の湯沐の邑とし、則ち色鳴を以て宰として、丹比部の戸を領せしめ、因て丹比連と號し、終に姓とすと云へり、又丹比須布、出づる所、前に同じ、又丹比連も、火明命より出づれども、これは命の男天香山命の後なり姓氏錄に又曰く、多治眞人は、宣化天皇の皇子、加美惠波王の後也と、公卿補任新編纂圖等を合せ見るに、宣化天皇の皇子惠波皇子、其御子十市王、其御子多治比古王、名を以て姓として、多治比姓を賜へり、是れ左大臣島、中納言縣守、宮內卿水守、中納言廣成等の父祖なり、廣成多治比を改め、丹墀につくる、其子貞峯貞成、又改て多治比となす、貞成後に又丹墀となす、然れば、丹治多治比、稱する所は、同じけれども、由て出づる所は、同じからず、又丹比の宿禰も連も共に火明命には出でたれども、別る、所又異なり、丹治も多治比に通じてしるし、多治比も、又丹墀に通じて作る、某が聞きし所の如きは、廣成眞人の後、武藏國に在りしを、其世にして武藏の丹の黨と云ひしなり、秩父丹五基房と云ふが孫にて、丹三大夫恒房が二男刑部丞實平、榛澤郡安保の庄の地頭に補せられ、承久の時、宇治の合戰に討死す、彼が後、代々安保と稱す、貞治の頃、安保信濃入道道誓が與黨によりて、所領の地失ふ、其後子孫下野國に起りし者を、大田原とは稱せしなり、

山城守繩淸が父は、備前守資淸と云ふ、繩淸第三の子なれども、家を繼き、其子晴淸に傳へたり、天正十八年、豐臣關白、相摸の北條うたると聞て、晴淸初に駿河國沼津に馳せ參て、見參に入る、殿下遠き境を越て、出迎ひ參らせし事を悅ひ、給ひ御太刀を賜る、政恒又備前守になされ、所領賜て、大田原の城に住す、一萬二千四百石

此家世々那須が被官たり、此時に主の那須、關白に罪を蒙り、其所領を奪て、彼の一族家人等に賜ひ

しと云ふなり、
朝鮮の軍起りし時、催促に隨ひて、軍勢を率ゐ、肥前の名護屋に陣を取る、慶長五年の夏、德川殿奥の上杉中納言征伐の爲に、御下向あつて、先づ此大田原の城に御陣を移さるべきに定る、斯る所に、上方にも兵起りしかば、結城殿を、奥方の討手の大將として、數多の軍勢を、下野國に止められ、引返して上り給ひぬ、抑この大田原の城と申すは、敵の境に交りて、大事の要害なりければ、服部石見守を御使として、那須の人々馳せ加りて、是を守る、德川殿、路より晴清に御消息を賜り、殊に其軍忠を勵さる、去れども敵この邊りには寄せ來らず九月半、育王野の城に、敵向ふと聞えしかば、晴信大關等と共に、後卷せんとて馳せ向ふ、育王野下總守資信、嫡子又十郎資重等、城より討て出て、寄せあふて散散に戰ひ、勝軍しぬと聞て、路より取て返す、關が原の戰、上方の軍敗れければ、終に此所の合戰は、なかりけり、大坂前後の戰に、將軍家の先陣して、首七十を切て獻る、其子備前守政清、家を繼ぐ、晴清卒せし年月、未た知らず、政清初め左兵衞と云ふ 寛文元年三月五日、五十歲にて卒す、嫡子山城守高清、家を繼ぎ、一萬千四百石 二男長次郎某に、所領を分ち給ふ、千石 高清延寶五年九月廿五日致仕し、其子備前守長清、家を讓らる、實は織田小十郎が嫡子なり、高清嗣なくして養て子とせり、是より平姓と成て、丹比の種姓は、絶えたりしにや、大田原織田、元より外戚に就て親しかりければなり、

●大關

○右衞門佐丹治比資增は、故右衞門佐高增が三男也高增十三代の祖肥後守高清、是れ大關の祖とぞ聞えける、
武家補任には、平氏と載せらる、又一說に、大關元は利仁將軍の後、疋田齋藤の流、大關三郎高元、嘉元中從五位下肥後守に任ず、其子肥後守忠澄、其子彌七郎高行、これ肥後守高淸が父なりと云ふ、若しさあらば、藤氏なり、世又傳て、大關もと武藏丹黨の後也とも云なり、故右衞門佐高增が本姓によりて、是等の說やあらん詳なることを知らず、

高清十二代の孫彌五郎增次、生年廿五歲にして死す、家繼すべき子なかりしかば、同國の住人大田原備前守資清が二男、養て世嗣とす、右衛門佐高增これなり、高增初め豐臣太閤に隨ひ、本領を安堵し、黑羽根の城に住す、（一萬三千石（一作一萬九千石）大關元那須が被官と云ふ）高增男子三人あり、嫡子土佐守增時（校本改增晴）二男美作守清增、三男右衛門佐資增なり、增時（校本改增晴）は嫡子なれども、初め、白川の義親が家、繼すべしとて、婿にしたりければ、二男清增を高增が世嗣とす、清增天正十五年七月廿五日年廿三歲にて卒し、嫡子增時も三十七歲にして、慶長二年五月八日に卒す、右衛門佐高增、二人の子に後れ、年七十二歲にて、慶長五年正月十四日に卒す、此時嫡孫彌平次政增、（土佐守增晴男）幼し、成人の程、家の事、行ふべしとて、三男右衛門佐資增をして家繼せたり、高增卒せし年の秋、德川殿奧の上杉、御退治あるべしとて、先陣既に當國宇都宮に着せしかば、御陣は下野の小山に召されたり、上方の軍又起り、德川殿御父子引返して、山道海道二手に分つて、攻上らせ給ひしかば、那須の人々は、本國を守て、上杉と戰はんとす、關が原の戰、上方の軍敗れしかば、景勝戰ふに及ばず、天下悉くに平ぎぬ舍兄增晴が男彌平次政增、既に十五歲に及びしかば、資增父が遺言に任せて、家の事讓て、慶長十二年四月朔日三十二歲にして卒しぬ、彌平次政增、家を繼て後、大坂前後の戰に、將軍家の先陣して、首九十七切て獻る、明れば元和二年五月晦日、廿六歲にして卒す、嫡子土佐守高增、（曾祖父の名に同し如何なる故にや）父に繼ぎ、寬永七年十二月（一作三月）晦日に、敍爵せり、其子右衛門增親、父に繼ぎ、（高增が卒せし年月未だ知らず）舍弟等に所領分つ、（增親一八千石、二男主馬增榮、三男右近增公千石づゝ、）慶安三年四月七日、大名六人を撰て、若くは城內城外に火あらんに、其勢盛んならんには、騎卒を發して、速に救ふべき由、仰せ下さる、增親其一人に擇ばる、（大名救火の事、是を始とす）承應元年十二月廿八日敍爵して、土佐守に任じ、寬文二年四月朔日、廿八歲にて卒し子なかりしかば舍弟增榮を嗣とす、（一萬九千石）寬文四年十二月廿八日、信濃守に任じ、從五位下に敍す、

●龜井

○武藏守源玆矩（後に豐前守）は、宇多天皇の御後、佐々木源三秀義が五男五郎義清が十五代の孫とぞ聞えける、

初め義清、出雲隱岐等の地頭職になされて、隱岐守に任じ、其子孫代々、使の宣旨を蒙り、地頭職を賜りて、出雲國に居住す、義清六代の孫政道、慈照院の公方義政公の諱字を賜り、其後玆矩が祖父惟宗が世に當りて、出雲國に在ても、國人七人の内にかぞへられ、父永綱が代に及て、當國須佐の城にぞ住しける、彼等が一族尼子伊豫守經久、其身は雲州富田の庄に在りながら、あたりの國々七箇國まで打隨へ、威を山陰山陽の地に震ひしに及びては、彼等又自ら彼家の被官とこそはなりてけれ、伊豫守經久が男右衞門佐晴久が時に、毛利大膳大夫元就、安藝國に起りて、晴久と地を爭ふこと凡七年、永祿十一年の春、晴久終に戰ひ負て、尼子が家亡びしかば、玆矩(其頃は新十郎と云)本國を去て織田殿に見參し、尼子が家、再び興さんことを謀る、事終に叶はずして、又織田殿に參り、羽柴筑前守秀吉の手に屬し、因幡國鹿野の城を守る、織田殿失せ給ひ、秀吉天下を知り給ひし後、鹿野の城を賜ひぬ、是より後、關白の向はせ給ふ程の軍に、隨ひ參らせずと云ふことなく、武勇の譽、世に傳ふる所、少からず、何れの時にかありけん、玆矩が年來の武功を賞せられて、因幡國半を賜るべき由を仰せ下さる、玆矩畏り承て、玆矩日本の中に望み思ふ國なし、あはれ御許を蒙りて、琉球を賜り討ち隨へ候はゞやと申ければ關白殿、持ち給ひし御團扇に、自ら龜井琉球介と書て、賜ひしかば、玆矩大に悦び、急ぎ兵船を揃へ、軍勢を催し、馬物具兵粮秣とり載て、南をさして押出す、既に彼土に至らんとせしに、惡風忽ち吹き起て、逆浪天を浸しければ、船ども散々になつて、吹き戻され、終に本意は遂げざれども、玆矩が大膽を、殿下大に感じ給ふこと斜ならず、慶長五年の初、德川殿に隨ひて、奥に下る、上方の軍又起りしかば、引返して、美濃國に戰ひ、關が原の軍終りて後、玆矩一勢馳せ向て、石見伯耆因幡但馬の城々、或は攻め、或は降し、山陰の地、悉くに平ぐ、其功これ莫大なりとて、頓て勸賞を行はるゝこと少からず、(本領一萬三千石、三萬石を加へられ、四萬三千石を領す)其子息豐前守政矩、父に繼ぐ

玆矩が卒せし年月未だ知らず、大坂前後の御陣供奉帳を見るに、龜井能登守冬陣には隨ひ、夏陣には國に在と云々、按ずるに玆矩後に豐前守に任ず、

政矩父が世に在りし程は、能登守にて、大坂前後の軍の時には、未だ豐前守に任ぜざりし時にや
元和三年石見國津和野の城を賜て移る、四萬三千石 政矩卒して卒せし年月未だ知らず子息等に所領分ち賜ふ、兄能登守四萬石弟貞右衛門三千石 嫡子兹政、家を繼ぐ、寛永十年、能登守に任じ、後豐前守に任ず、延寶八年十二月十八日、六十四歳にして卒す、嫡子伊豫守政直、早世し、二男松之助兹親家を繼ぐ、後に能登守、又隱岐守と改む

●伊東

○修理大夫藤原祐慶は、豐後守祐兵が男也、左大臣武智麻呂公の四男、參議乙麻呂七代の孫伊豆守爲憲初め木工助に任ぜしに依て、工藤とは名乘けり、其孫駿河守時信、伊豆國伊東の庄に住して、初て伊東と名乘る、時信が六代の孫工藤左衛門祐經が男大和守祐時、童名犬房丸右大將家の命に依て、日向國の地頭職を賜ひ、其曾孫安藝守貞祐、讃岐國南城山西方の地頭職に補せらる、系圖に出つ
貞祐初め六郎左衛門と云ふ、尊氏將軍の時の人と云へり、不審、又嶋津家譜を按ずるに、祐經より五代六郎左衛門尉祐持が時に、尊氏將軍に隨ひ建武四年四月の頃、東國伊豆國より、初て日向國に下向すと云々、其家の系圖とは、大に異なり誤り傳へしにや、
曾孫大和守氏祐、足利殿の御時、肥前の國杵嶋の地頭職を承る、系圖に出つ
又曰く尊氏將軍、諱字賜て、氏祐と名乘ると、○按ずるに安藝守貞祐が時、既に尊氏將軍に從ふ由系圖に記し、其曾孫大和守氏祐、又將軍の諱字賜ふと云ふこと不審、尊氏將軍の治世、二十五年の間に、伊東の家四代を經し事、いかゞあるべき、
其子大和守祐武、肥前國進庄西浦宇良村田等の地頭職を賜る、其子大和守祐堯に當て、日向薩摩大隅の國人等、嶋津澁谷を除くの外、悉く伊東が家人たるべき由、寛正三年三月十四日の御下文の旨に任せ、違命の輩を打隨へて鎭西に威を震ふ、
嶋津家譜に云く、祐堯が時、文明十二年、日向の國人佐土原、三宅、富岡、平田等十二頭の敵を討滅し、同き十七年四月廿八日七十七歳にして卒し終んぬ、

其子大和守祐國、

島津家譜に曰く、文明十七年、祐國舍弟二郎祐邑と共に、同國飫肥の敵と、鵜が峰に戰て、數百人を討取る、閏三月楠原に打出て、同六月薩摩の軍勢と戰て討れぬ、祐國時に三十八歲、

其子大和守尹祐、公方惠林院殿の御諱字を賜りたり、【義植將軍初は義尹と申奉る】其嫡子大和守祐充、

島津家譜に、祐充が母方の舅福永伊豆守といふ家人、外戚の威につのりて、頗る不法の事あれば、若侍共悉く主に背き、終に合戰に及び、若侍共打負て落失せぬ、是を日州の若者亂と云ひしなり、

祐充天文二年八月廿八日、廿八歲にして卒しぬ、

祐充卒して、嗣なく、舍弟大膳大夫義祐、家を繼ぐ

島津家譜に出づ、家の系圖には、義祐は祐充が子の如くに見えき、是は家繼ぎし次第に依りて記せるなるべし、又島津家譜に、義祐初め祐清と云ふ、家の子伊東武藏守、福永が振舞を惡て、祐充が卒せし後、同年九月二日、彼の父子四人を討つ、祐清武藏守が恣に福永父子を討ちし事を怒て、昔の亂に落ち失せし若侍共を、招き集て、武藏守を討つ武藏守が子左兵衞佐、兵を率して祐清と戰ふ、祐清叶はず日知屋といふ所にて、船に乘りて、都の方へ落ち行かんとす、鹽見日知屋、財部田代等の士共、弓削民部少輔等と議して、左兵衞佐を誅せんとす、左兵衞佐たまりかねて、米良山陰を賴て落行けば、同き十一月十六日、祐清本國に歸ることを得て、大膳大夫に任じ、義祐と改め名のる、

天文六年四月二日、從四位下に叙し、同き十年八月廿四日、大膳大夫に任じ、十五年三月三日從三位に昇り、入道の後、伊東三位の入道とぞ申ける、去程に義祐が祖父故大和守祐國は、去りし文明の末、當國飫肥の戰に、島津が爲に討れしかば、あはれ如何にもして、父祖の仇を報はばやと思て、天文十年十月、薩摩國に發向す、是より伊東島津が軍起りて、戰更に止むことなし、鬼が城陽野の城を始として、日井新山の城を攻め落し、島津が宗徒の侍大將、多く討る、同き廿年の九月、島津終に中直りして、互ひの軍、暫く止む、弘治三年の頃より、伊東島津、又大隅の地を爭ひ、永祿六年の夏に至て、兩家再び軍起り、三位入道卒して後、嫡男左京大夫義益、父に

繼ぎ、永祿十二年七月十一日、四十歳にて卒してけり、（島津家譜には二十四歳と云ふ）元龜三年の夏、島津兵庫頭忠平、（後に義弘）日向の國に向ふ、伊東が軍勢、飯野の邊に出て迎ひて戰ひ、宗徒の兵五百餘騎討死す、家人福永丹波守野村伊賀守等、心變りせし程に、天正五年十二月七日の夜、島津が軍勢、野尻の城に入り、明れば八日、修理大夫義久、野尻に陣を取る、伊東の兵たまりかねて、戸崎の城を落去りぬ、城内に殘り留る所の軍兵、多くは、皆福永が一族なれば、忽に後矢を射ける程に、三位入道が孫民部大輔祐兵、戰に及ばずして、一族郎等引具して帆北と云ふ所より、山傳へし、豐後國に落行き、由緣に付て、大友を頼みて、本國に歸らんことを謀る、明れば天正六年九月、大友左衞門督義鎭入道宗麟、數萬騎を引率して、日向の國に向ひ、同十一月十二日、耳川の邊にて、島津兄弟と戰ひ、一戰に利を失ひ、散々になつて引返す、伊東も今は頼む方なくして、明る七年の四月、豐後の國を去て伊豫の國に渡り、此處に三年の春秋を送りてけり、

按ずるに、伊東が家の事、島津家譜に記する所、殊に詳なり、故に其說を取て記す、但し大友記龍造寺記、幷に九州の事、記せる諸記等を、合せ考ふに、伊東が日向を失ひしは、三位入道が時の事とす、中にも大友記に記する處、詳なるに似たり、曰く、天正四年十二月廿八日、三位入道、豐後の國に落來て、大友が双なききりもの田原近江入道紹忍に就て、宗麟を頼む、頓て國東の郡に、居所しつらひて、請じ入れらる、斯る所に、如何なる者の所業にや、のみしらみ鼠となりて三位殿、田原の下を、はひ廻りけりと讀みて、三位が家の門に書き付てければ、口惜き事に思ひて、密に豐後を忍び出て、伊豫の國へ渡り、夫より又周防の國に渡て、山口と云ふ所に居住し、天正十二年の冬、都の方に趣き、終に彼所にて卒す、三位が子息左京大夫義益は、父に先立て卒す、三位が舍弟民部大輔祐兵、兄の入道、國を失ひし後、是も都に住みしが、豐臣太閤に仕へ參らせて、終に本領を安堵すと云々、此說は島津家譜とは、大に異なり、又樂書の事も、三位が子孫を嘲りても、三位殿とは、よむべきものなり、某が見し伊東が系圖に、三位が

卒せし年月、見えざれば、如何にも說き難き事なり、

天正十年の正月、祐兵伊豫國をも立ち出て、都の方に上る、此年の夏、織田殿御父子、明智日向守光秀が爲に討れ給ひ、豐臣太閤未だ筑前守と申て、當時は山陽道におはせしが、急ぎ軍勢を率ゐて、都に上り、山崎の邊にて、光秀と戰ひ給ひし時、祐兵も秀吉の御陣に馳せ加り、高名を顯しければ、秀吉大に感じ給ひ、河內の國にして、所領一箇所を下し賜ふ、同き十五年、關白島津を御退治の時、伊東は彼國の案內者なればとて、大和大納言秀長卿の御手に附けられ、先陣を承て、日向國に向ふ、伊東累代の家人等、此所彼所より馳せ集りて、程なく軍勢數千人に及ぶ、島津兵庫頭義弘負軍して、薩摩國へ引返す、關白の御勢も、筑前筑後を打隨へ、肥後國を經て、是も薩摩の國に攻め入り給ふ程に、島津兄弟終に、降人になつて參る、關白伊東が軍功、拔群なりとて、頓て本領日向國飫肥曾井清武等の地賜て、飫肥の城にぞ住しける、朝鮮の軍起りて、彼國に押渡り、軍すること凡そ七年、太閤薨じ給ひしのち、慶長四年正月十一日、豐後守に任ず、系圖に出つ

按ずるに、祐兵が事を記せる諸記に、或は大和守或は民部大輔と見ゆ、思ふに、先祖の受領たれば初め大和守と申せしが、太閤の御弟大和大納言秀長卿をさけて民部大輔と申し、其後又豐後守になりしにや、

明れば五年の夏、德川殿奧の景勝中納言を退治の爲御下向ありし時、祐兵折節大坂に侍ひしが、井伊侍從に就きて、急ぎ軍勢を召上せ、御跡を慕て、馳せ下るべき由を申す、德川殿御消息をなされて、感じ仰せ下さる、斯る所に、上方又軍起りて、德川殿傾け參らせんとす、九州の中にしては、黑田如水入道計りぞ、東國無二の御方たるべきと思ひければ、祐兵密に入道が許に、使者を立て、祐兵に於ては、堅く東國に組みし參らすべしと、思ひ定めて候、本國に馳せ歸りて、九國の敵とや戰はん、又大坂に在て兵をや起すべき、入道殿の御謀こそ承らめと、云せければ、如水入道、和殿が小勢、上方に在て軍起さんこと然るべからず、速に本國に下りて、軍起さるべうもや候とぞ答へける、祐兵さらばとて、打立た

んとする所に、忽に病の床に臥て、已れ國に歸らんこと叶ふべからず、子息左京亮祐慶が、今年十一歳になりしに、家子郎等付て、本國に差下す、國に在合ふ家子郎等、急ぎ軍勢催し、九月晦日、飫肥の城を立て、稻津掃部大將たり高橋右近將監が宮崎の城を攻め落し、島津中務大輔が佐土原の城に押寄す、佐土原の後巻せばやとて、薩摩の國の軍勢、數多打出づ、此處彼處に戰て、終に一度も不覺なく、穆佐倉岡高岡綾合等の地打隨へ、飫肥の城に引返す、斯て關が原の戰、事終て後、高橋既に降人に成て、本領を賜りし程に伊東が攻取りし所の宮崎の城を、右近將監に返し與ふべき由を、仰せ下さる、又島津も、本領安堵御免ありし程に、穆佐倉岡高岡綾合等の地をも、龍伯入道が許に、返し與ふ、自ら戰て攻め取る所の地、皆悉く本主に返しけるこそ本意なけれ、斯て今年十一月十一日、豐後守祐兵、病終に愈る事なくして卒す、六十歳とぞ聞えける、嫡子左京亮祐慶、本領を賜て、五萬七千石と云修理大夫に任じ、寛永十三年四月四日、四十八歳にて卒し、嫡男大和守祐久、家を繼ぐ、五萬四千石二男主膳正祐豊、父が所領分ち賜ふ、三千石、後に加恩の事有て、すべて五千石を領せし也大和守祐久、四十九歳にして、明暦三年十月廿七日に卒し、嫡子左京亮祐由、父に繼ぐ、五萬石二男監物祐實、父が所領を分ち賜ふ、三千石寛文三年六月十三日、祐由三十一歳にて世を早し、子無りしかば、舍弟監物祐實を世嗣とす、祐實兄が家を繼ぎ、五萬四千石これ自ら分賜りし領をすべて寛文三年十二月廿八日に叙爵し、出雲守に任ず、

●中井

○修理大夫源秀成は、瀨兵衛尉清秀が二男、右衛門大夫秀政には弟なり、祖父佐渡守重清、元は桓武の平氏なり、鎭守府將軍平良文が六代、秩父下野權守重純が三男、高山三郎重遠が末孫、世々常陸國に住す、重清が時に至り、都に上り又攝津の國に趣く、當國多田の源氏、左衛門尉清村が末葉、中川左衛門尉某、己が娘を重清に配せて、其家讓りしかば、本姓改て源氏となり、中川とは名乘たり、天正元年七月、將軍義昭、織田信長と御不快の事起る、近江國甲賀の住人和田伊賀守惟政、將軍の御方として攝津國に陣す、信長和田を始として、敵の大名、悉く榜に記し、

何某々々が首とりたらんには、賞行はれんこと、如何程々々と書て、陣頭に立てられたり、（一説に此榜は荒木攝津守村重が建てしとも云なり、）瀬兵衛尉清秀、此時は織田殿の大將荒木攝津守村重が手に屬す、此榜を打見て、筆執て、和田が名の上に點をかく、見る人奇異の思をなす、此夜子の刻計りに、終に伊賀守惟政が首とつて、見參にこそ入れにけれ、村重大に驚き、如何で和田をば、かく容易く討てありつると問ふ、清秀さん候、清秀心に思ひけるは、敵味方の戰、明日に決すべし、さらば、討るゝ者、互に少かるべからず、明日同じく死せん命、此夜の中に、捨てなんには、和田が首、取得ん事、いと安かるべし、敵一定明日の戰を、大事にや思ふべき、定て此夜物馴たらん兵をして、淀川の淺深を踏み見んに、惟政さる大將なり、物見の輩をのみ、頼むべからず、必ず自らも來り見ん、大將の出立は疑ふ所あるべからず、あはれ打取て、くれんずものを、たとへ惟政が首とり得ず、討れたらんにも、多くの敵の中に入て、大將の首取らんとて、討死して候はんは、佳名は朽ちじと思ひ定め、敵近付かぬ先に、川渡て伺はんと、水を渡り、あなたの岸の柳陰に伏し隱れて待つ、案の如く、和田二陣に控へて出て來る清秀密に彼陣に紛れ入り、終に首を打取て、水中に飛入り、遁れ出て參りぬと申ければ、聞く人大に感じあへり、

世には、此時いづくともなく、山伏一人來て、和田が鎧冑馬物具の色、よく敎て討せし由を記せし書もあり、清秀斯く思ひ謀りて、命を捨て、討得て免れしこと、勇と謀と又水練たりしとかや、是等の事ども、如何なる神助よりも、奇特の事にや、まして、此時年尙若かりぬべし、世の人、斯く眼のあたりの奇異の振舞をば、如何にとも思はず、言葉を飾り、事を神にす、愚なる事の一條なり、又此時清秀和田が名に點かけて、家に歸り、我妻に向ひ、事の由を語りて、生きて再び歸りなば、又こそ見參すべけれと、云ひしに、妻いさゝかも歎きたる氣色もなく、さらば軍の首途、祝ひ給へとて、海老の羹もの薦め、酒もりして出立ちしと云ふ、これも女には珍しき事にや、

同き六年十月、荒木織田殿に叛き、伊丹花隈茨木高槻等の城々に、軍兵を分て立籠る、茨木の城をば、

清秀幷に石田伊豫守渡邊勘大夫等をして守らす、清秀織田殿に下りて、十一月廿四日の夜、御勢を迎ひ入れ、石田渡邊を追ひ拂ふ、荒木が終に亡びし事、清秀等が功莫大なりとて、信長御感淺からず、茨木の城を賜ふ、

これ安土日記の說なり、家の系譜には、清秀父に繼ぎし初め、茨木の城を構て住し、池田勝政に屬せしと見ゆ、其後荒木に從ひしなるべし、此城は元より清秀が領せし所なれば、信長元の如くに下し給ひしにや、

又其嫡子藤兵衛尉秀政を婿君となされ、播磨國三木の城をぞ賜ひける、同き十年五月、清秀明智長岡池田等と、山陽道の先陣を承て、攝津國に歸る、斯る所に、六月二日、織田殿御父子、都にて明智光秀が爲に討れ給ひ、筑前守秀吉も、山陽道より馳せ上り、尼が崎に會合して、三七殿を初めまゐらせ、丹羽池田等と、軍評定して、光秀を誅せんとす、清秀二陣に定まる、同十三日、山崎の合戰に、眞先懸て、光秀が軍勢を討破り、光秀終に討れてけり、今日の戰、清秀が功、第一なりければ、三七殿自ら清秀が手を取て、今日の功、いつの世にかは忘れんと、淚を流して仰せけり、

此時秀吉は、肩輿に乘ながら、瀨兵衛骨折々々と云て過ぐ、清秀此を見て、はや筑前守、天下を掌にせんと思ふ色、既に面に顯れたりと云しとかや、

程なく、羽柴柴田か軍起り、明れば十一年二月、清秀秀吉の方人して、近江國志津嶽のあなた、餘語の湖の邊に陣を取る、佐久間玄蕃允盛政が爲に襲はれ、軍兵餘多討れて、自も散々に戰ひ、近藤無一に討れたり、嫡子藤兵衛尉秀政、初め信長の姬君に添ひ參らせ、播磨國三木の城を賜り、其後羽柴殿に隨ひ、敍爵して右衛門大夫に任ず、系譜に見えし所、かくの如し、世には父が跡を繼き茨木の城、領せし樣傳にふ此後筑紫關東の軍に隨ひ、文祿元年、朝鮮に押渡て、王城に攻め入る、水原と云ふ所に、要害を構て籠り、明れば二年、或日軍中の徒然に、供人少少引具し、鷹狩して、遊ぶとて、朝鮮の伏兵の爲に、討れ死す、生年二十五歲と聞えたり、按ずるに秀政が事は、大明の書にも見えたり、家人等驚き、有の儘に申さんには、太閤の御氣色よからず、我家必ず亡ぶべしと僉議し、秀政要害

の地に城郭を搆へんがため、自ら出て、よからん地を巡り見る所に、朝鮮の伏兵に、出合て戰死すとぞ告たりける、頓て舍弟秀成に、三木の城賜て、秀政が世嗣となさる、此年五月、大友左兵衛督義統、罪を蒙りて、豐後の地、闕國と成りしかば、御家人等に分ち賜ふ、竹田の城をば秀成に賜て移りにける、七萬四百石 其後叙爵して修理大夫になさる、初の名小兵衛 同き四年、朝鮮に押渡り、大明の兵と戰ひ、討ち破て、其身も痛手を負ひ、高名顯して歸朝す、太閤薨じ給ひ、東西の軍起り、修理大夫秀成、德川殿の御方として、同國臼杵の城に軍勢を差向け、太田飛驒守政信と戰ふ、闕が原の合戰、上方の軍敗れぬと聞て、太田は城を去てけり、秀成年四十二歳。慶長十七年八月十四日卒す、其子內膳正久盛、初名秀征 家を繼ぐ、大坂の軍起りし時、馳せ向て城を攻む、再び兵起りしには、參るに及はず、承應二年三月十八日（一作廿九日）、六十歳にて卒す、其子山城守久清、家を繼ぎ、寬文六年四月晦日、致仕入道して入山と號す、其子佐渡守久恒、父が所領を讓らる、

●有馬

〇修理大夫藤原晴信は閑院左大臣冬嗣公一男、枇杷中納言長良卿の六男、右大辨遠經の嫡子、太宰少貳良範の三男、伊豫掾純友が末葉とぞ聞えける、

系圖を見るに、純友が子從五位下遠江權守直澄より、廿代にして、晴信に至ると云ふなり、按ずるに、朱雀院御宇、天慶四年、純友、橘遠保が爲に誅せられ、其子重太丸、父と共に誅せられ訖んぬ、新編纂圖を按ずるに、純友が男に、有信紀年伊王丸の三人を載す、伊王丸元服の後、良純と名乘る、有信と紀年とが子孫は見えず、良純四代の孫、武者所賴房は、門脇平中納言敎盛の家人、木曾義仲が爲に討れぬ、賴房が曾孫康方、男子二人あり賴道朝國と云ふ由、純友より後、九代の事を載せたれども、直澄が事は見えず、直澄父が誅せられし時、猶幼くして、朝家に名をも記されず、世の人も知らず、傳へざりしにや、又天慶の頃より、晴信が頃に至りて、六百餘年に及べり、其間廿代と云ふ、不審、若し純友と、直澄との間に、世次を

洩したるにあらずや、或說に、藤原純友が養子は、平將門が末子なり、將門純友が朝家に二心あるを悟て、世を遁れて、僧となる、其子常陸國志太郡に在て、志太小太郞と云ふ、小太郞が六代の孫遠江權守經純が代に、肥前國高來郡有馬の庄の地頭職に補せらる、是れ有馬と名乘るの初なり、經純が子有馬左衞門尉朝澄と云ふは、東鑑第三十七卷に見えたり、鎌倉殿の名の字賜て、朝澄と申す、先祖なれども、朝敵の名を避て、純の字は用ゐずして澄と云ふ字に改めたり、修理大夫實純が代より、また純と云ふ字をば、用ゐしと云ふなり、

晴信が五代の祖肥前守貴純、累代弓矢の家を繼ぐ、肥前國高來郡を領し、有馬の城に住す、(是を日野江の城と云ふ)大內義隆朝臣に屬し、隣境を討ち隨へ、藤津彼杵を取て三郡を併領す、(島津家譜を按ずるに、中頃屋形號を許されて、九州の高家也と云々)其子左衞門尉尙鑒、其子修理大夫晴純、公方萬松院殿の御諱字、賜りしとぞ聞へし、此時又杵嶋の郡を幷せ領す、(三十一萬石を領す)仙岩入道と聞えしは、此晴純が事なりけり、其子修理大夫義直、其子太郞義純、(二代共に公方の御諱字賜りし由、系圖に見ゆ)天正の初、有馬、豐後の大友に志を通じ、(義鎭が時)同國千葉胤連を討て、小城の郡を幷せんとす、佐嘉郡の住人龍造寺山城守隆信、千葉を助く、有馬一戰に利を失ひ、其後隆信が武威、隣國に震ふに及て、有馬が勢日々に衰へ、本領高來一郡に成てけり、義直終に隆信と、中直りして、嫡子義純が娘を以て、龍造寺が男民部大輔鎭賢(後に政家)が妻とぞなしにける、是れ龍造寺記の說に依る所なり、但し龍造寺記には、有馬義純、大友に隨ひ、義鎭が諱を受けて、鎭純と改め名のり、龍造寺と戰ひ、後に隆信に中直りし、嫡子修理大夫義直が娘を以て、隆信が男の妻とすと云々、有馬の系圖を見るに、義純と云ふは、義直が子にて、父にはあらず、龍造寺記の誤り記せしにや、暫く系圖の次第に依て、名の字を改め記す、

同き九年、有馬又隆信に叛き、密に薩摩の島津と、志を通ず、隆信安からぬ事に思ひて、二男江上又四郞家種を大將として、餘多の軍勢を差向けて、戰ふこと止む時なし、同き十一年、義純終に島津に隨ひ、其加勢乞うて戰ふ、隆信が勢、利なくして引返す、島津が大將新納刑部大輔、川上左京亮、有馬の城に

止て守る、明れば十二年の春、隆信軍勢を分ち、嫡子政家、有馬の城に向ひ、江上家種、高來に向ふ、島津中務大輔家久、三千餘騎引率して、義純が後卷す、政家速に有馬の城を攻め破らざるを怒て、隆信自ら五百餘騎を引率して、有馬の城に向ふ、義純森岳に立籠て、要害二三箇所搆て敵を待つ、同き三月廿四日、隆信家久が陣取りし島原の要害に向て、攻め戰ひ、龍造寺が多勢、家久がために破られて隆信忽に討れしかば、義純稀有にして、運をぞ開きける、（隆信死せし時、五十六歲）十五年の夏、關白島津を討んが爲、筑紫の地に押渡り給ふ程に、九國二島の大名等、日々に降人に成つて參る、有馬も共に、筑後國高良山の御陣に馳せ參て、頓て本領安堵す、修理大夫晴信、父祖の家繼で、高來の郡を賜て、有馬の城に住し、朝鮮の軍に隨ふこと凡七年、慶長五年、大坂の軍起りし時、小西攝津守が謀狀に隨て、鎮西の大名等、兵船に取乘て、長門國下關に至る、大村新八郎喜前が謀に隨ひ、鎮西の人々、又是より皆本國に押戻す、晴信我身は本國に止りて、子息直純に、二千餘人附て小西が水俣の城を攻む、關が原の軍終て後、城の大將、腹切て士卒の命を乞ひしかば、晴信其城をば取てけり、直純を關東に參らせて、其由を申ければ、晴信が振舞神妙なりとて、本領を安堵す、慶長十四年十一月九日、晴信大御所の仰を蒙りて、阿媽港の蕃船を、肥前の沖にて燒き沈めぬ、

去年、本朝の商人、阿媽港の地に渡りしを、彼地のゑんによろ（商人の司なり）かぴたん（船頭の事）など云ふもの、本朝の人三百餘人を殺して、貨を奪ふ此事共知れじとや、思ひけん、今年其ゑんによろかぴたん等、長崎に來りしかば、晴信仰を承て、悉く討たんとす、色々に拵へけれども、彼等船に在て、陸に上らず、晴信兵船を揃て、其船を攻めんとせしを、早く悟りて、十二三里が程逃げ延びしに、海上忽ち風起りて、吹戻され、硫黃が島と云ふ所に、漂ひ着きしを、追ひ詰め散々に火箭を放つ、其火彼船に在りし火藥に附きて、燒上り、船摧けしかば、一人も殘らず、底の藻屑と成てけり、晴信御感に預かりぬ、

明れば十五年十一月、嫡子左衞門佐直純、駿河の國府に來て、大御所に見參す、

直純は關東に參りて、近習すること年を經しと云ふ、思ふに、質子として參らせしにや

折節大御所の御曾孫にて、御養君なりし姫君、ひとり住ませ給ひしを、直純迎へ參らすべしと仰ありしに、謹て領承す、悅ばせ給ふこと斜ならず、頓て倶しまゐらせて本國に歸る

これ本多美濃守忠政が娘、大御所御養君として、堀越後守に配せられしに、堀罪ありて、流刑に處せられしかば、此頃獨り住ませ給ひしなり、

同十七年三月廿三日、修理大夫晴信、罪あつて、甲斐國都留の郡に流さる、其子左衞門佐直純、罪ゆるされて、父が所領を賜る、

初め本多上野介正純が手に屬せし御家人岡本大八と云ひし者、晴信に年頃相語ふ、或時密に修理夫大に向て、去りし年、和殿が阿媽港の船、沈め給ひし事、大御所の御感淺からずして、其賞行はるべしと、本多上野介に內々仰ありと傳へ承る、所領の地など望み給ふ所は無きやと云ふ、晴信大に悅び、只今鍋島が領する所、藤津彼杵杵嶋の三郡は、有馬累代傳領の地なり、然るを鍋島が故主龍造寺が爲に奪はれたり、和殿の計ひにて、上野介殿に申て、此由執し給りて、彼三郡を返し賜ひ候はゞやとぞ望みける、程經て後、大八一通の文書を、晴信に見せ、これ彼の三郡を充行はる、御教書の草案なり、大八密に寫し取りぬ、あなかしこ、人に語り給ふなと云ひしかば、晴信悅ぶこと大方ならず、凡此程大八に贈りし黃金白銀綾羅錦繡の類、いくらと云ふ數を知らず、大八又晴信に向て、かの恩賞の事將軍家より仰せ下さるべき由、關東に仰せ遣はされし所なり、急ぎ數の貨を、關東の奉行頭人に賄て、事の妨なからん樣に、計り參らすべしとて、白銀六千兩を乞ひ取りぬ、斯て一歲餘りを過ぎぬれども、何の仰せ下さる、旨もなし、晴信大に怪み思ひて、日頃かの大八より、承りし某が勸賞の事、速に御裁許あらん樣を賴み參らする由の書かきて、上野介が許に送る、正純更に心得ぬ事かなとて、大八を召て尋ね問ふに曾て存知仕らざる由を、陳じければ、正純此由を大御所の御聽に達す、頓て有馬が父子、召上せられ、大八と對決に及びしに、晴信大八が數通の書を、

參らせし上は、大八陳ずるに言葉なし、先づ大八をば禁獄せらる、晴信が愚かに貪りて、彼が爲たばかられしこそ淺ましけれとて、御憎みを蒙る、大八獄中より、晴信日頃ば長崎奉行職長谷川左兵衛尉を、闇討にすべきよし、結搆仕る由を告げしかば、重て兩人を召決せらるゝに、此度は晴信又陳ずるに言葉なし、大御所以の外に、御氣色損じ、晴信をば、大久保石見守に預けられ、甲斐の國に流され、大八をば、阿部川の邊にて磔罪に行はる、晴信が子左衛門佐直純には、父が所領賜りて、本國に歸さる、創業記には、此年五月、晴信配所にて誅せらると記せり、其事政事錄の中には見えず、

十九年七月、直純日向國縣の城を賜る、一萬三千石を加て凡五萬三千石家人等、累世の故鄕を去らんことを願はずして、移るべしと云ふ者、一人もなし、山口駿河守、大御所の御使として、有馬の城に馳せ下る、終に直純を縣の城に移す、

創業記に、直純が家人等、皆西洋天主の法を守て、此所を去る事を願はざりしかば山口を御使に下されて移さる、尙も對捍に及びなば、島津が軍勢を以て、追捕すべき由を仰せ下されしとなり、一說に高來郡中天主の法、盛に行れしかば、有馬の家人等も、其風俗に習ひ、邪法を行ふ、故に直純他國に移らん事を、望みしに依つて、日向國に移されし程に、家人等斯く移る事を願はずといふ、

此年の冬、大坂の軍起りしかど、鎭西人々は、參るに及ばず、寛永十四年の冬、直純が舊領、島原の地に、賊徒起りて、追討の御使を下さる、

或人の說に、島原城と云ふこと誤れり、此時島原は松倉が領せし所なり、原の城は、有馬家の舊領なりき、それへ賊徒の立籠りしなり、但し原の字は、はると云ふべし、西國の方語なりと云ふ、

明れば十五年正月十六日、鎭西の大名等、本國に馳せ歸り、賊徒誅伐すべき由、仰せ蒙る、直純急ぎ馳せ下り、子息藏人康純と共に、軍勢を引具し、馳せ向ふ、同二月廿七日、藏人康純、郞等一人引具し、先を駈け、水野美濃守勝俊と、先を爭て、詰の城に攻め入る、左衛門佐直純、軍勢を引率して、押寄せ攻め破らんとぞ進みける、追討の御使松平伊豆守信

綱が使、七八度に及びし後、有馬父子、先陣を鍋島に讓て引返し、明れば廿八日に、終に城をば攻め破る、兩日の戰に直純父子が手の兵、疵を蒙る者三百八十人、討死は三十人とぞ記されたる、藏人康純父に繼ぐ、（五萬石）舍弟八兵衞元純、所領分つ、（三千石〇直純卒せし年月未だ聞かず）康純また左衞門佐に任じ、延寶七年十一月廿七日、致仕入道し、假宿と號す、嫡子周防守永純、父が讓を受け、舍弟等に所領分つ、（二男求之助千八百石三男七之助千石、共に開發の田なり、）

●大村

〇丹後守藤原喜前（一作嘉前）は民部大輔純忠が男、累代の先祖、鎭西の國人にて、肥前の國大村の城に住す、世には有馬大村同じく藤原の純友が後にて、筑紫に住すと云ふ、その家の系圖を見ねば詳ならず、民部大輔純忠實は、有馬修理大夫晴純入道仙岩の二男大村が家を繼ぐ、純忠が卒せし年、（天正十五年正月十八日に卒せしなり）豐臣關白、薩摩の島津を追討の爲め、自ら筑紫に發向あり、喜前生年二十歳、未だ新八郎と申せしが、御勢に馳せ加り、頓て御恩に預て、本領を安堵す、朝鮮の軍起りて、彼國に押渡り、是處彼處の先陣うつて、戰ふこと凡七年、文祿四年、敘爵して丹後守には成されてけり、慶長五年の秋、東西の軍起りし時、小西攝津守長行が許より、鎭西の人々の許へ、使者を立て、急ぎ秀頼公の仰に任せて、軍勢を率して、馳せ參るべき由、大坂の奉行等が奉書をぞ下してける、

これは此年頃、朝鮮の戰に、此人々小西が手に隨ひし故なり、小西が使をば、千束善左衞門大矢松右衞門大江源右衞門など云ひし兵なり、

人々頓て催促に隨ひ、兵船に取乘て、馳せ上る程に、喜前長門國下の關にして、有馬松浦五島の人々と、一所にこそ寄合うたれ、丹後守、彼の人々に對面して、評議しけるは、抑も故太閤、隱れさせ給ひし時、我子幼けなからん程は、天下の事、悉く內府の御沙汰あるべしとこそ仰せ置れたれ、然るに此程道すがら、上方の樣子を承るに、此度大坂に軍勢を召さるる事、彼の奉行等が、私の宿意を遂げんとて、事を公儀にかりて、內府を傾け參らせんと謀ると、覺えたり、人々は如何にもあれ、喜前に於ては、思ふ子細はべれば、本國に引返し、東國の方人、仕るべき

にて候とて、是より船を押戻す、此所に馳せ集りたる人々、大村が旨に任せて、皆々是より又本國にぞ下りける、喜前まづ肥後國に使を立て、加藤主計頭淸正が許に諜狀し、我身は己が城を守て、軍勢を引分け、隈本の城に差遣し、淸正に隨ひ、此所彼所に軍す、淸正この由を東國に執し申ければ、德川殿の御感、大方ならず、御教書を成されて、其志を賞せらる、大坂兩度の軍には、鎭西の人々は參るに及ばず、明れば元和二年八月八日、喜前四十八歲にて卒す、其子新八郎純頼、父に繼て敍爵し、民部大輔に任じ、元和五年十一月十三日、廿八歲にて世を早くす、其子丹後守純信、跡を繼ぎて、寛永中、島原の賊起りし時、純信仰を蒙て、長崎の港を守る、（此後長崎の事ある時、大村が家、常に仰を蒙れり、）慶安三年五月廿六日、三十三歲にて卒し、其子因幡守純長、家を繼ぐ、純長實は伊丹藏人勝長が男なり、（所領二萬七千石也）

●毛利　本姓森

○伊勢守藤原高政は、豐臣太閤の家人なり、初め森勘八とぞ申ける、太閤未だ筑前守にて、毛利右馬頭輝元と戰ひ、天文十年六月、羽柴毛利中直りして、互に人質を取替さる、毛利は叔父の藤四郞元綱に、桂民部大輔付て出しければ、秀吉は此高政が兄弟をぞ出されける、（高政が弟兵橘某と云）輝元、高政兄弟に向て、兩家の好みを合せたる始に、和君兄弟、我が許に來れるに、和君等が名字と、輝元が名字と、唱ふる所の同きこそ怪しけれ、然るべくは、我が名字まゐらせて、和君等と、永く兄弟の契、結ばんと思ふは、如何にと云ひければ、高政兄弟、森と云ふ文字を改て、毛利とは書きたりけり、豐臣家、天下知し召して後、召返され、敍爵して、民部少輔になされ、朝鮮の事起て、軍奉行を承り、大友が罪蒙りし年、豐後國佐伯の城を下し賜ふ、これ年來の軍功を、賞せられし所なり、（文祿二年の事なり、佐伯二萬石の地を賜ひ、日田玖珠二郡を預けられ、凡六萬石を領す、當時豐後七人衆と云ひし其内なりき、）慶長五年の秋、山陰山陽南海西海の大名等、石田三成に與みして、德川殿失ひ參らせんとす、西海に取ては、黑田如水入道、豐前國中津の城に在て、雙なき東國の御方にて、家人栗山四郞右衛門尉を大將として、毛利が日田郡隈の城に差向く、高政が家の子毛利隼人佐、此城に在て、栗山が許に使立て、主

にて候ふ民部少輔、身は大坂に在りながら、心をば關東に通じ候ひぬ、さらば入道殿の仰に候はんには、此城をば下げ渡し參らせんとぞ云はせける、入道聞て、さあらんに於ては、此城は味方の城、ごさんなれ、毛利が小勢、守らんこと、覺束なしとて、頓て城をば受け取て、栗山に軍兵數多附けて守らす、

これ九州軍記の說なり、但し民部少輔は、關東に在て、內府に屬し奉ると錄せり、誤れるにや、此時民部少輔高政は、大坂に在て、濱の櫓を守れり、關東の御陣には參らず

上方の軍敗れし後、當國の人々は、悉く罪を蒙りしに、高政は本領安堵せり、（此時日田玖珠等の地除れて、本領二萬石を賜ひしとなり、）其後伊勢守に任じ、年七十三歲にて、寛永五年十一月十六日に卒す、嫡男攝津守高成、父に繼て後、寛永九年、肥後の國熊本の城を守て、（時に加藤肥後守忠廣罪蒙りし也）同き十月七日、彼所に卒す、三十歲、其子伊勢守高尙、父に繼ぎ、寛文四年八月三日、三十四歲にて卒す、其子主膳高重、家を繼ぎ、延寶四年十二月廿六日、叙爵して、安房守に任ず、

藩翰譜第九下 終

藩翰譜第十上

●稻葉

○右京亮越智貞通は、伊豫守貞通入道一鐵が嫡男也、一鐵が祖父通富は、伊豫國の住人河野四郎通信十一代の後胤彈正少弼通直が末子とぞ聞えける、通富初め出家して安藝國安國寺の僧となる、河野が家の絶えなんことを憤りて、彼寺を出て還俗し、美濃國に來て當國の守護土岐が家に屬し、名字改て稻葉鹽塵とぞ名乘たる

系圖には佳瑞とあつて稻葉と名乘と云ふ、思ふに當國に稻葉山あるが故にて斯く名乘りしに非ずや、

其子備中守通則、六人の男子あり、當國牧田の戰に、通則幷に子息五人、同じ枕に討れ死す、第六の男を出家させんとて、長良の寺に（崇福寺と云ふ）遣して、年八歲より十七八まで喝食にてありけるを、通則が妻呼び迎て、家子郎等を深く賴み、父が跡つがせ終に敵を討ち亡す、頓て髻あげさせ男になす、伊豫守貞通是なりけり、武勇の譽れ當國に隱れなく、西方の三人と名を呼ばる、初め當國の守護齋藤に隨ふ、永祿七年の頃、右衞門督龍興に中違して、織田上總介殿に從ふ、此年八月龍興が家亡びぬ、元龜元年五月信長上洛あり近江路の警固として、貞通が父子三人、守山の宿に止めらる、案の如く當國の凶徒等蜂起して、織田殿の歸路を遮らんとす、貞通父子馳せ向ひ、散々に討ち破て首一千二百斬て參らす、信長の御感斜ならず、同六月信長近江國に發向し、朝倉淺井と戰ひ給ふべしと聞ゆ、德川殿此告を聞召し、御勢僅に三千人、信長助けて馳せ上らせ給ひしに、軍既に明日に極る、德川殿明日戰を合せられん今宵、參り合せしこそ幸ひなれ、何の方にも强からん方をば、家康承るべしとぞ仰せらる、信長去れば軍の期既に近きに因て、かねて味方の兵勢配り定め訖んぬ、唯明日の戰に、味方弱からん方を、御勢して助け給はるべうもや候とありしに、家康齡三十にも越えたらんには、迚も斯ても候ひなん、若からん者の、助け參らせんが爲に、遙々爰に馳せ來て、打込の軍せんこと、長き弓矢の瑕瑾たり、若し望む所叶はざらんに

は、此夜速に本國に引き返へさんには若くからずと仰せ切らる、信長承りぬ、さらば北國の敵に向はせ給ふべくや候、又誰をか御勢に加へ參らすべきにて候と宣ふ、德川殿聞召し、家康が國小にして、僅かなる勢を遣ひ習て侍れば、大勢を下知せんこと、合期し難るべし、又心をも知らざらん人々に相語はんもむづかし、朝倉何十萬騎候ふとも、唯家康が勢にて軍し、見參にこそ入るべけれと仰せければ、信長重て仰せ又承りぬ、去ながら北國の多勢を、御勢にのみ任せたらんには、信長また天下の嘲を免るべからず、いかで信長が勢をば賴せ給ふべき、只同じくは僅かなりとも、信長が兵を、召し倶せられんには、此上の御情にてこそあるべけれと宣へば、去らば稻葉伊豫守をや、賜はるべきと望み給ひしかば、貞通が一生の名譽にて、羨まぬ人ぞ無りける、明れば六月廿八日、德川殿姉川を隔て義景が勢に向ひ給ふ、貞通が勢、僅か千人には過ぎず、德川殿の仰を承て後陣にこそは扣へたれ、信長の多勢、長政が爲に驅り立られ、既に負色になりしに、淺倉が三萬騎、德川殿に寄せ合て散々に討ちなされて、淺井が軍も敗れけり、斯て織田殿貞通が武勇を感じ給ひ、自らの名の字賜て、長通と召さる、貞通これを喜ばず己が名をば子息右京亮に名乘らせ、頓て入道して一鐵とぞ申しける、

伊豫守貞通、入道せし事いつの頃と云ふことを知らず、大閤記には多くは稻葉伊豫守貞通とのみ見えて、一鐵入道とは見えず、誤れるにや、世に行ひの荒々敷者を、今も一鐵と云ふことは、此人より始まると云ふ、

天正十年の夏、織田殿失せ給ひし後は、秀吉に與みす、同き十二年三月森武藏守長一、德川殿の先陣に羽黑の陣を打破らる、此時長一が舅池田信輝入道を先として、美濃國の人々、犬山の邊に陣を取る武藏守が陣敗れ敵既に近きぬと云ふ程に、味方以の外に周章す、一鐵入道これを見て、三河遠江の者共が、軍せん樣いか程の事やあるべき、いで〳〵此老武者が眞先懸て打ち破り、若殿原の見參にこそ入るべけれと、云ふ儘に己が鎗の石突とつて、二つ三つ打振り〳〵、老の川に血の波たゞへん者をと自讃して、から〳〵と笑ひければ、人々一度に噇と笑ひ、各色

をぞ直したる、德川殿の先陣も逃げゆく敵を追ひ捨て、犬山の方に向ひ、悅の關を三度作て、靜かに引て歸りしかば、入道も人々を勸て同じく引て歸りけり、同き四月長湫の戰ひ、味方又悉く討ち破られぬと聞えて、秀吉樂田の陣を立て、龍泉寺の邊りに馳せ來り、德川殿既に小幡の方に入らせ給ふと聞て、安からぬ事共かな、何國までも追詰てこそ戰はめと、軍勢を進めらる、一鐵入道固く秀吉を止め參らせ、日既に暮れんとす、明日こそ勝負をば決せらるべう候へと申ければ、去らばとて此所に陣をぞ召されける、明れば十三年の七月、秀吉關白に任じ給ひし時嫡男右京亮貞通、侍從になされ、曾根の城にありしかば、曾根の侍從と申し、其後同國郡上の城を賜て移り、郡上の侍從と申しけり、（四萬石を領す）入道も三位法印になされ、年積て七十四、天正十六年十一月十九日に卒したり、（一鐵入道三位法印になされしこと或記の記す所に隨ふ）右京亮貞通、大閤薨じ給ひし後、慶長五年の秋、大坂の奉行等が催促に隨ひ、我身は犬山の城を守りしが、德川殿に心を通じ、東國の先陣、尾張の國に至ると聞て、井伊本多が許に使立て、貞通御方に參るべき由を申す、斯る所に八月廿日（東國の先陣岐阜に向ひし二日前の事也）東國の御方として、遠藤但馬守金森出雲守等の人々、己が郡上の城攻むと聞て、嫡子彥六郎典通と共に、其夜犬山の城を去て、鞭鐙を合せて馳せ歸り、遠藤が陣に押寄せ、散々に打破り、其後寄手の陣に使者を立て、貞道かねて德川殿の御方に參るべき由を申しぬ、和君達は未だ知し召されねばこそ、我城をば攻め給ふらめ、今は互に人質を取替して、戰をば止め候ひなん、去ながら猶も戰の勝負をば決せらるべうもや候ふと云せたり、遠藤も金森も、既に御方に參り給ひし事、未だ承らず、去らばなど同士軍には及ぶべきと、和睦してこそ歸りけれ、德川殿此由を聞召し、貞通既に御方に參ると云ふとも、己が城攻め取られたらんは、言甲斐なかるべし、此度の振舞、神妙の至りなり、去ながら郡上の郡は、遠藤が累代傳領の地なるに依て、下し賜ふべき由、既に仰せ下されて事訖んぬ、貞通には別に所領を賜ふべき者也とて、豐後國臼杵の城に、加恩の地を添て下し賜りぬ、（五千石加へられて五萬石餘を領す）（貞通が卒せし年月未だ聞かず）嫡子侍從典通、初め彥六郎と申す武勇の名譽、又父祖に劣らず、家繼ぎし後、從四位下侍從

になされ、大坂の兵起りし時、馳せ向て城を攻む、重て兵起りしには筑紫の人々は參るに及ばず、寛永三年十一月十九日、六十一歳にて卒す、其子民部少輔一通、家を繼ぎ寛永十八年八月十六日、五十五歳にて卒す、其子能登守信通、寛文十三年六月廿四日卒す歳六十六、其子右京亮景通、承應二年十二月廿八日叙爵し、父卒して後、家を繼ぐ、

●脇坂

○中務少輔藤原安治は、近江國脇坂の庄の住人、脇坂安明が男也、（安明名は外介と云）安明織田殿に隨ひ、永祿十一年本國觀音寺の戰に討死す、明れば十二年明智日向守光秀、信長の仰を承り、丹波國に發向して赤井と戰ふ、安治其頃は甚內と申して、生年十六歳、光秀が手に屬して、能き敵討て首取る、此年始て淺井の郡にして、羽柴殿の見參に入る、元龜元年の秋、織田殿攝津國の戰ひ利あらずと聞て、秀吉近江國を立て信長の陣に馳せ參る、幼き者をば悉く跡に止めらる、安治一人密に隨ひ參りたり、秀吉うへには怒り給ひしが、其志を感じて鞍置たる馬一匹をぞ給たりける、天正四年織田殿丹羽五郎左衛門尉長秀を奉行として、安土の城を搆へ給ふ、石垣の御料に、御家人等大石數多獻る、丹羽が下部等、秀吉の參らせられし大石、盜み取らんとす、安治はしたなく行合ひ、腰刀を引ぬき、石に付けたる大綱小綱、一々に切て捨つ、彼の下部等、これを爭ひ、多勢の中に追取り籠め、既に打擲に及ばんとす、安治此由を見る儘に飛び懸て、長秀が侍一人取て質としてこそ歸りけれ、秀吉此を感じ給ひ、初て所領を賜りたり、（百五十石）同き六年秀吉播磨國三木の城を攻め給ひし時、赤絹に輪違の紋付たる母衣、取り出してこれ賜らんと思はん者は、望み申せと宣ふ、安治進み出で、御許蒙つて賜はらばやと望みしかば、賜りてけり、其母衣着て城に向ひ、能き敵と戰ひ、首取て見參に入る、秀吉御感斜ならず、（これよりして桔梗の紋を改め輪違を紋とせり）此年神吉の城の先驅し、十一年四月近江國志津が嶽の戰ひ、高名七人の中にして、其賞を賜る、（五千石）十二年信雄秀吉、中違ひありし初め、兼て信雄より秀吉に出されし人質、瀧川下總守雄利が男をば安治が預りたり、雄利使立て、夫れに候ふ息男が母、以の外に違例し、今はかうと

見え候ふ、哀れ安治の御芳志にて、暫しが程、此へ賜りて此世の暇乞をも、せさせばやと云せけり、安治哀れに思ひしかば、暫し許したらんは、何か苦しかるべきとて、送り遣はす、雄利頓て引具して、伊賀國上野の城に立籠る、安治安からぬ事に思ひ、押寄せて城を攻めんことを望む、秀吉聞も敢へず、天晴己も秀吉たばかつて、瀧川に與みせんと思ふな、己が勢の分際、いかで彼が勢に向て、戰ふことを得べきとて、以の外に怒り給ふ、安治急ぎ己が母を質に參らせて打立ち、其勢僅か二十騎には過ぎざりけり、鞭鐙合せて打つ程に、伊賀國に入て、羽柴殿の御使として、安治是に來りたり、御方に參らんずる輩は、恩賞これ輕からずと言觸れ〳〵行く程に、國人等是處彼處より馳せ參る、今宵上野の城を襲ひ攻む、瀧川斯程多勢なるべしとは思ひも寄らず、取るものも取りあへず、上野の城を落て、伊勢の國にぞ去てける、安治早馬を參らせて此由を告ぐ、秀吉大に驚き給ひ、御使を賜ひて、安治を止て彼國を守らせらる、明れば十三年五月、攝津國能勢郡を賜ふ、一萬石此年七月秀吉關白に任じ給ひ、安治に敍爵させ中務少輔になさる、八月大和國高取の地に移され、二萬石十月又淡路國洲本の城を賜て移る、三萬石十四年の秋、長曾我部、土佐守元親仙石權兵衛秀久加藤左馬助嘉明等と、豐後國に押渡り、大友が兵と共に島津が勢と戰ふ、味方散々に討ちなされて引き退く、安治嘉明二人止つて戰ふこと止まず、關白の御感をぞ蒙りける、十五年の春、關白自ら島津を伐ち給ふに、安治嘉明九鬼大隅守嘉隆と共に兵船を泛め、薩摩の國に向ひ隍河(一作隈河)の城を降し、千代川に舟橋渡して御勢を渡す、十八年相模の北條が亡びし時、安治四國の人々と東海を押渡て、伊豆國下田の城を攻め、關白の召に隨ひ嘉明嘉隆等と、同じく小田原に馳せ來て城を攻む、下田の城降りぬと聞えしかば、安治行き向て城を受け取たり、文祿元年朝鮮の軍起る、安治又嘉明嘉隆等と、海路の先陣を承て押渡り、王城に攻め入る、釜山より王城に向ひて、道路やゝもすれは差塞り、味方の往來穩ならず、安治が計らひにて要害一所搆へて、軍兵を分て守らす、三百人を分つと云ことし六月朝鮮の兵數萬人、押寄て彼の要害を攻む、安治此由を聞き急ぎ王城を立て馳せ向ふ、城中よりも切て出づ、寄手散々

に討ちなされて逃げ走る、首を切ること一千餘、生捕は二百餘人と記したり、斯る所に朝鮮の水軍、夥しう巨濟を差して押向ふと聞て、嘉明嘉隆と共に夜を日に繼て馳せ歸り、熊川に至る、安治急ぎ兵船に取乘り、眞先に進み、見乃梁の邊にて彼の全羅水軍節度使李舜臣等が兵を討ち破り、海の面三里が程を追ふ程に敵の船一度に取て返し、安治を眞中に追取こめて攻め戰ふ、安治が乘たる船を始として、船共多く火砲の爲に摧かれ、討るゝ者數を知らず、安治も希有にして遁れ、金海にぞ歸りける、太閤此由を聞召し、急ぎ藤堂佐渡守高虎を差向られ、安治が武勇の程を感ぜらる、されども安治安からぬことに思ひ、僅に殘る軍兵を引具し人まぜもせず、敵の船に押向ひ、自ら攻め戰て其船を奪ひ取る、此後合戰度度にて、明れば二年二月廿一日の戰に、李舜臣が巧み出して作りたる板屋船を乘取りぬ、此日安治九鬼と彼船を爭て、同士軍せんと、ひしめく軍の撿使早川主馬首長秀これを制し、太閤の御裁斷を仰ぐ、頓て御敎書をなされ、安治が功を感ぜらる、此年安治は安骨浦の城に留て守り、嘉明嘉隆本朝に召歸さる、三年の春嘉隆來て安治に代て彼城を守る、四年の春安治又嘉隆に代て守る、慶長元年の春、本朝に歸りぬ、同き二年大明の和親破れて、四月安治等又朝鮮に押渡り、藤堂加藤九鬼の人々と熊川に入て船揃へし、七月七日の夜、巨濟に押渡て、彼國の統制使元均等が軍を討破る、安治が手に乘取る所の敵船十六艘、（此船軍の事、委しく加藤嘉明が傳に見ゆ今爰には安治が碑文に隨て記しぬ）殿下御敎書をなされ、其功を賞せらる、同き八月十五日の夜、南原城を攻め落し、安治が手に二千餘人が首を切る、

此戰の事、安治が碑の文に九月十五日の夜、藤堂高虎と共に先驅し、泗川の城を落すと錄せり、泗川と云へること不審、これ南原の事なり、又南原の敗れしは八月十五日の夜の由、大河內秀元が記にあり、此時太田飛驒守一吉と、藤堂と先駈を爭ひしことあり、南原攻口の圖を見るに、高虎安治が陣並びて西南の隅に當れり、二人一所に攻めし事さも有りぬべし、朝鮮の書にも八月十五夜と見ゆ、大明の書には、八月十六夜と見ゆ、誤れるか、碑文の記す所は地の名と月と共に異なり、されども此碑は林道春の撰びし所なれば、據あるべきに

や、覺束なし、

同き三年四月安治、蜂須賀阿波守家政と、共に蔚山に趣き後卷し、寄手の多勢と戰て首數多打取る、此年の夏本朝に歸る、六月廿二日この年頃の功を賞せられて、所領の地加へらる、三千石程なく太閤薨じ給ひ同き五年の秋、德川殿、奥の上杉退治あるべしとて御下向あり、安治我身は大坂に留て、嫡男淡路守安元に軍勢付て、奥の御陣に參らす、上方にも亦軍起り、道路塞て下ることを得ず、同九月十五日關が原の合戰の時、安治安元父子かねてより山中に陣取て、上方の多勢を打ち破り、頓て御陣に馳せ參る、德川殿の御感斜ならず、父子同く近江國佐和山に差向けらる、此をも頓て攻め落す、安治又仰を承り、大坂に向ひ川口をぞ守りける、十四年九月伊豫國大洲の城を賜て移る、二萬石を加へ賜り五萬三千石餘を領す大坂前後の戰には、子息安元馳せ向ひ首切て獻る、元和元年安治致仕して、同三年洛陽西洞院の舊宅に引籠り居て、寛永三年八月六日年七十三歳にて卒しけり、嫡子甚内安忠、世を早うしければ二男淡路守安元、家を繼ぐ、安元童名は甚太郎、慶長五年正月德川殿執し申させ給ひしに依て、敍爵して淡路守に任ず、此年東西の軍一時に起る、上方の軍亦起り、道路差塞て近江路より引返し、東國に使參らせ、又山岡道阿彌入道に就て、父子共に西に在て、裏切り仕るべき由を申しければ、御消息を賜て其志を感ぜられぬ、關が原合戰の時、父子共に敵を破て御陣に參り、又佐和山の城を攻め落す、大坂前後の戰に隨ひ、首切て參らす、

此時風便宜からず軍勢等海を渡ることを得ず、無勢なれば首僅か二つ切て參らす、此は父安治、子息安元を東國の御陣に參らせし上は、大御所の新恩には報い奉る、さすが我身は故太閤の舊恩蒙りし事なれば、軍勢をば止て參らせざりしと云ふ、用意の程哀れなり、

元和元年父が讓りを受て、同き三年信濃國伊奈郡を賜て、飯田の城に移る、上總國一の宮の地五千石合て五萬五千石也此人弓矢の藝に堪能なるのみならず、文道に心を寄せ、和漢の文書、家に貯ふる事これ多し、中にも和歌の道を深く好て、詠る歌秀逸少からず、

此人當時武家第一の歌人也、讀める歌世に傳る所

多し、寛永の頃諸家の系圖を召されしに、此人の奉つる所は、祖父の代より記し初めて、其初に

北南それとも知らず此糸のゆかりばかりの末の

藤原

と書て奉りしかば、將軍家にも殊に御感斜ならず、其頃は上も下も斯くあはれ深き事共多かりき、去れば文武の譽世に徧し、年積て七十歳、承應二年十二月三日に卒す、男子なかりしかば舍弟虎松丸を安治か第五の男養て子とす、從五位下佐渡守になされて、安經と名乘る、世を早うしたりければ、將軍家の仰せ蒙て、堀田加賀守正盛が弟を子とす、左兵衞安利と申す、是も世を早うす、加賀守正盛が二男を養て又世嗣となす、初め甚太郎安吉と申す、慶安四年十二月廿八日叙爵して、中務少輔に任じ、安元卒して家を繼ぐ、五萬三千石、二千石は同六右衞門某に分つ寛文十二年五月十四日播磨國龍野の城に移る、本領の儘

●小出

○播磨守藤原秀政は、初の字は甚左衞門五郎左衞門尉正重が男なり、豊臣太閤に仕へて和泉の國岸和田の城を賜て領す、

其先祖審ならぬ由を申す也、或人云く秀政尾州中村の人、秀吉と同所に生れたれば、幼より相親み、其後秀吉に仕て、奉公の勞を重ねしかば、終に岸和田城を賜ひしとぞ、按ずるに岸和田を賜りしは天正十二年の後の事なるべし、夫迄は中村式部少輔一氏、此城に在りし事、創業記に見えたり、今彼城に殿守あり、所の者申すは昔此城には播磨守秀政の居給ひし故、殿守(一作天守)をば上げられたり、此人は太閤の親しき御外戚にて候ひし故に、御許蒙り給ひしと承ると申なり、多門院日記には、小出播磨守は大政所の妹を妻にして、太閤一段の御覺なりと見えたり、

秀政男子四人あり、嫡子大和守吉政、後には播磨守二男遠江守秀家三男大隅守三尹四男甚太郎重堅と云ふ、大和守吉政、文祿四年但馬國出石の城を賜へり、

三萬石又二萬石とも申なり、按ずるに小出父子所領の事、分明ならず、父秀政の所領泉州の地、或は三萬石或は五萬三千石(一作五萬千石)或は六萬石と記せり、又父子共に十萬石を領せしと錄せる記もあり、

されども子孫の分ち領せし所を見るに、左程にはあらず、但し豐臣家の時には、本領の外に其邊りに在る御領の地を付て、所務を沙汰せしこともあり、若し夫等の地を合て十萬石と云ひしに非ずや、

太閤薨じ給ひし後、景勝中納言が上洛せざりし罪に因て、德川殿征伐の爲に、奥に下らせ給ひし時、秀政は老病に臥しければ、自らは向ふに及ばず、二男の遠江守秀家に、軍兵附て差向く、（秀家が事、關原の諸記には吉辰と記す）其跡にして石田三成が計ひにて、秀賴の仰と稱して、德川殿の御方人細川三位法印が丹後の國を攻むべしとて、丹波但馬の軍勢を向けらる、大和守吉政其催促に隨ひ丹後國に向ふ、關が原の軍終て後、遠江守秀家が初より御方に候ひしに因て、父と兄との事、何の恙なく本領安堵す、播磨守秀政老病に堪へずして終に世に交らず慶長九年に至て六十五歳にして卒す、

初め太閤、小出播磨守秀政、片桐市正且元を以て、秀賴の御傅になさる、薨じ給はん際に臨て、彼の二人を御枕近く召されて、いかに汝等承れ、我家の天下は我一日も世に在らん程ばかりぞ、我失せなん後は、亡びんこと遠きにあらず、斯く世に在らん程、我家亡びざらん事を計らんとするに、本朝の災また立所に在りぬべし、彼を思ひ此を計るに、此七年が程、朝鮮を討ち大明と戰ひ、兩國に仇むすびし事こそ、我が一生の不覺なれ、我なくなりなん後、彼國に向ひし十餘萬の軍勢、生て歸らんこと思もよらず、夫れも亦希有にして免て歸り來る事もこそ有るべけれども、あやしの鳥獸も、仇を忘れぬは、生ける者の習ひなり、ましてや大國の君臣をや、など此年月の仇報はんと思はざらん、さなきだに元の世祖の、本朝討たんとせしこと、遠き鑒にあらずや、其時に至て秀吉が後、誰あつてか本朝の動き無らん樣を計るべき、只德川の內府こそ此事には堪へぬべけれ、此人若し本朝の大勳を致されんには、神明も其德を感じ、聖主も其功を褒め給ひ、士民悉く其惠に懷き其威を恐れて、天下自ら彼家風に歸しなまし、物の心をも分たぬ輩が、なまじひに秀吉が私の恩、忘れかねて幼き秀頼を主になし立てんなど計て、彼家と天下爭はんとせんには、我家自ら亡びんこと、踵を廻

すべからず、抑も本朝人皇の初より、今百王の御末に至り給ふまで、異賊の襲來凡そ二十餘箇度に及びぬれども、終に一度も彼が爲に、傾き破られしことなしとこそ聞け、今秀吉が時に至りて、上は萬乘の寶祚を危くし、下は四海の生靈を亡されんこと、最口惜かるべき事ならずや、よしや本朝の爲に秀吉が家を顧みず、我が後の天下の事、內府の計らはん樣に任すべしと思ひ定たり、去れども此人昔今川義元が由緣を思て、氏眞を駿河國に返し入れん事を計り、故右大臣殿の好を忘れかねて、信雄を助て秀吉と戰ふ、是等皆信を守り義を重んずるが故なり、秀吉又此年月親しう語らひて、既に結れたる中となりぬ、されば我家の事、情なくは振舞はじ、汝等我世嗣の絕えざらんことを思はゞ、相構へて此人に能く隨て、秀賴が事惡しう思はれぬ樣にすべし、さらば又我が世嗣絕えざらん幸もありぬべし、此事ゆめ〳〵忘るゝこと勿れと仰せ置かる、然るに太閤薨じ給ひて幾程無く、奉行等が頻に德川殿を失ひ參らせんと謀る事を、秀政且元深く歎き思ひしかど、制し止めんとするに力及ばで、秀政は病と稱して己が岸和田の城に籠り居て、世の成り行かん樣を窺ふに、德川殿奧に向はせ給へば、二男をば御供に參らせたり、其後又上方に軍起りて、秀賴の仰也と披露あつて、殊に丹波但馬の軍勢を催して、丹後國を攻めらる上は、彼と云ひ是と云ひ、秀政辭すべき所にあらず、嫡子吉政をば向はせしと見えたり、德川殿も此人他人の例に準ずべき者ならねば、吉政丹後を攻めしこと何の御咎もなし、其後市正且元も、かの仰せ置かれし御言葉を思て、秀賴の御母子を諫め參らせし者なりと或書に委しく記し置きたり

○按ずるに誠に此說の如くならんには、太閤の仰せ置れし事、やんごと無く、哀れにも又尊くもこそ覺え奉つれ、去ながら斯る天下の大事をば、當時其勢重からぬ彼二人にのみ仰せ置るべからず、家の事をも司れる奉行等には、猶も仰せ置るべき事ぞかし、夫に失せ給ひし後、幾程なく頻に德川殿失ひ參らせんと計り、かの仰せ置れし如く、終に世の亂れ仕出して、彼御家終に絕え給ひてけり、若し朝鮮の軍も既に事故なく終りしかば、今は外國

の思もなし、去らば、此人失ひて當家の禍無らん樣を計らんと思ひしにや、覺束なき事共こそ猶多けれ、思ふに是は太閤家の人の、我等が舊主の百歳の後、天下は人の天下になりぬべしと、知し召されぬにはあらざりけめど、本朝の爲を思ひ給ふ故に、自ら我家の事をば顧み給はざりし者なりと云ひしに非ずや、若くは又市正且元が兼て大坂の軍起らんとせしことを知て、去る智謀勇々しき人なれば、常に斯くこそ仰せ置かれしかと、諫め參らせたりしも知らず、總て此書には疑しき事は、闕て記さねば、本文には略して大略を爰に註しぬ

嫡子大和守吉政、父卒して後、父が[illegible]を繼ぎ播磨守になつて、慶長十八年十月八日四十九歳にして卒す（吉政家を繼て岸和田に移り子息吉英は出石に在り）吉政が嫡男右京大夫吉英、文祿二年七歳にて叙爵し、秀政卒して但馬國出石の城に在り、慶長十七年二月十二日大和守に任じ、吉政卒後繼て岸和田の城に移る、同十九年の冬に及で大坂の兵起りぬ、此所は大坂に程近く大事の要害なればとて、松平伊豆守信吉馳せ加る、程なく北條出羽守氏重、信吉に代りて來り守る、吉英並に舍弟伊勢守吉親は大坂に馳せ向ひ大御所の仰せ蒙て曝布の鄕の堤築きて京都往來の道を通ず、

政事錄十二月三日の記に小出大和守吉英、同信濃守吉親大御所の御氣色よからず、陳じ申す旨ありしかば、[illegible]布の鄕の堤、築くべき由を仰せ下さると云々、如何なる御不審を蒙りしにや、其故は詳ならず、○按ずるに吉親初は對馬守後は伊勢守たりしと云ふ、然るに古記悉く信濃守と記す不審

明れば元和元年の夏、兵再び起りし初、東國の加勢として金森出雲守可重、吉英が城を守る、其後吉英大坂に向ひ戰て、首百十七切て獻る、同き五年出石の城に移る、（五萬石）この人保科彈正忠正直が娘を妻とし大御所御姪婿にて男子多く設けぬ、嫡男修理亮吉重に所領讓りて、寛文六年三月九日八十三歳にして卒す、（何れの年に、致仕したりと云ふ事を知らず）修理亮吉重、父が讓を受け、舍弟等に所領を分つ、（吉英が二男縫殿二千石是は後に保科彈正が世嗣と成て主水と云、三男宮內二千石四男主殿千石、嫡男修理亮が領する所は四萬五千石也と云）延寶元年十二月十二日致仕して、同二年正月十八日六十八歳にて卒す、嫡男備前守吉之、父が讓を受けぬ、二男有馬伊豫守豐範は、外伯父中務大輔忠賴が養子と成る、三男左近、所領

を分ち讓りぬ、開發の田千五百石

○伊勢守藤原吉親は播磨守吉政が二男父が所領を分ち但馬國出石の城を領す、三萬石又は二萬九千石とも大坂の軍に兄吉英と共に馳せ向ひ、首六十七を切て獻る、元和五年兄の吉英出石の城に移りぬれば、吉親は丹波國園部の地を賜て移り、寛文七年六月九日、致仕入道して意閑と號し、同き八年三月十一日八十一歳にて卒す、嫡子信濃守吉久、二男は一柳美作守直則に養はれて右衞門直次と申す、信濃守吉久、卒して其子伊勢守吉侚、家を繼ぐ吉久が卒せし年月未だ知らず　延寶元年十二月廿八日叙爵す、

○大隅守藤原三尹は播磨守秀政が三男、遠江守秀家が世嗣なり、實は秀家が舍弟とぞ聞えける、父秀家關が原の軍の時、初より德川殿の御方に侍ひしかば、父も兄も皆本領を安堵せり、

大隅守三尹、初は下總守秀貞と云ひしなり、父遠江守秀家に賜りし所領、如何程と云ふ事を知らず城主譜を見るに、慶長九年故播磨守秀政卒て嫡子大和守吉政が讓られし所領、五萬五千石の內を分ちて、五千石を舍弟大隅守三尹に與ふと載たり、又寛永三年行幸記を見るに、供奉人の中に小出大和守同對馬守同遠江守同大隅守等見えたり、然れば、此頃まで遠江守長らへしこと分明なり、慶長の頃遠江守は、別に所領を賜り、大隅守は未だ所領あらざりし故、實父故播磨守秀政が領せし所を分ち讓られ、其後大隅守、兄遠江守が所領を合せて、一萬石を領しけるにや、詳なる事を知らず、元和元年五月七日、大坂の軍敗れて、城中に火懸りしかば、人々皆大御所の御陣に參り集うて賀し申されけるに、大隅守召されて御前に伺候せり、大御所あれは如何にと仰あつて、城に向ひ指さゝせ給ひしに、三尹唯一目見て、かゝるうたてき御事こそ候はねと申す、人々こは如何に不思議の御答を申す者かな、いかなる御不審もや蒙るべきと、大に驚く、大御所聞召され、汝は故太閤の所緣に付て、彼家には疎からぬ者也、斯く思ふこそ道理なれと仰せ下されあはれに思召したる御氣色、見えさせ給ひけり、歡び申し後れじと、爰に參集りたる人々の中に、太閤家の舊恩蒙りし輩は、世に耻かしき事にぞ思ひける、此後も大御所宿老の人々に向はせ給ひ、大隅守

が申せし所、神妙の至なりと、御感最も淺からず、（此事岩淵夜話別集等にも見えたり）三尹寛永十九年四月廿九日に卒す、其子與平治有宗、家を繼ぎ、萬治三年十二月廿八日叙爵して、大隅守に任じ、寛文八年九月四日六十一歳にて卒す、嫡子三左衞門有重、父に繼て其年十二月廿七日叙爵し大隅守に任ず、

●加藤

○左近大夫藤原貞泰は遠江守光泰が男也、光泰初め織田殿の家人、（作内と申しき）元龜元年の春、木村生駒前野等と同じく羽柴藤吉秀吉の手に屬せらる、これより秀吉世の事を知り給ふに至て、是處彼處の戰功、夙夜奉公の勞を積てければ、天正十二年近江國高島の城を賜ひ、叙爵して遠江守に任じ、同き十八年甲斐國悉く賜ひ領しぬ、（廿四萬石）去れば殿下年來の御家人にて、御覺他に異なりし故、斯る大名にもなし立て給ひ、時の榮世の華なりしかど、いつしか讒人の爲めに申し得へられて、御氣色宜しからず、文祿の初め朝鮮討たるべき事起て、光泰も軍勢引具して、彼國に打渡り、是處彼處の軍し、終に陣中にて空しくなりぬ、凡そ朝鮮の軍中にて死したる人々、多くは所領滅せられし例なれば、其子左近大夫、僅に美濃國黑野と云ふ所を賜りぬ、（四萬石）幾程なく太閤も薨じ給ひ慶長五年の秋徳川殿、奥の上杉を追討の爲に御下向あり、貞泰も當國岐阜中納言秀信に隨ひ、馳せ下るべき由を申て、既に打立たんとせし所に、石田三成が謀にて諸大名かり催し、徳川殿傾け參らせんとす、秀信忽に心變して石田に組し、當國の人々悉く是に同ず、貞泰父が無實の讒に逢うたるも、此三成が所爲なりと聞てければ、如何にもして東國の御方して、其仇を報はんと思ひしかど、僅なる勢を以て叶ふべからず、兎やせん角やせましと思ふ内に、徳川殿の先陣海道をさして攻め上ると聞えて、尾張國犬山の城は、大事の所なればとて、餘多の勢を加へ守る、貞泰も催促に隨ひ心にもあらで趣く、御發向を待て御方に馳せ參るべき由を、潜に關東に申けるに、兼て貞泰が御方に二心なき事は能く知らせ給ひしに因て、人質をも召さず起請文參らすべしとも仰せられず、唯其地に在て待まゐらせよとのみ仰せ下さる、貞泰大に悦び忍び／＼東國の御方せん人、相語らひ、徳川

殿美濃國に討入らせ給ふと聞て、關（長門守一政也）竹中（源助重門）の人々を打連れ、犬山を去て御陣に馳せ加る、城は攻めらる丶にも及ばず落にけり、關が原の合戰に先陣に加つて軍す、慶長十五年七月十九日、伯耆國米子の城を賜て移る、（加恩の事ありしにや聞かず）大坂の兵起りしには、馳上て城を攻む、再び軍起しには、軍散じて後に參る（これ大坂兩陣供奉帳に見えし所也政事録の首帳にも獻りし首見えず然るに一書に首二つ獻りし由記す不審）元和三年所領加へられ、伊豫國大洲の城に移る、（又田子とも云、六萬石を領す）同き九年五月廿二日四十四歳にて卒し、子息等に所領分ち賜ふ、嫡子出羽守泰興家を繼ぐ、（五萬石）其嫡子美作守泰義、先立て卒しければ、延寶二年二月廿五日致仕せし時、嫡孫に家を讓り、（五萬石）子息等にも所領を分ち與ふ、（二男平八郎泰亮、三男左兵衛泰成には、開發田千五百石宛）入道の後月窓と號し、同き五年十二月十二日六十八歳にして卒す、遠江守泰經は、美作守泰義が子、祖父出羽守泰興に家を讓らる、

○織部正藤原直泰、左近大夫貞泰が二男、父が所領を分ち賜ふ、（一萬石伊豫の新谷と云ふ地）世嗣なかりしかば、美作守泰義が二男右京泰忠を世嗣とす、（右京後に織部と云）

●谷

○出羽守源衛友は、大膳亮衛好が男也、衛好豐臣關白家に仕て、筑紫の軍に隨ひ豐前の國岩石の城を攻められし時、軍の檢使承り自も武勇を顯して、當時に名譽を施せり、衛友父に繼て、丹波國山家の地を領し、（一萬六千石と云ふ、此家の系圖を見れば、父子の事、詳なることを知らず）慶長五年の秋、石田三成等が兵起りし時、丹後國を攻めんとて、丹波但馬の軍勢を差向く細川越中守忠興は、德川殿に隨て奥に下る、父の入道國に在て、僅かなる勢引具して田邊の城に立籠る、衛友元より此玄旨入道の和歌の弟子なれども、催促に付て力なく、寄手の中には在りながらはか〴〵しき軍をもせず、斯る所に三條西殿、勅命を含て此所に下り給ひ、敵味方の戰を止められ、入道城を去て高野山に入りしかば、寄手も頓て引返す、斷て上方の軍敗れし後、細川が歎き申すに因て、罪ゆるされ本領を安堵す、

今領する所は一萬石、本領の儘なるにや、豐臣家の時の記には、一萬六千石の由見えたり、凡そ此家の事は、其系圖に見ねば詳ならず、

家の碑文に谷大膳亮源衞好、天正七年己卯九月十日、秀吉播州三木城主別所小三郎長治が城を攻むるに隨ひ、城の西北六里計り、賀伏坂に寨を築て守る、別所が弟彥之進小八郞、秀吉の平山の陣を攻むること急なり、衞好子息衞友と共に、平山の陣に趣く、敵兵等賀伏の寨を攻む、衞好が家人福田左京進、土田一族彥三郞小傳次孫八郞等十一人戰死す、其餘死する者多し、寨より平山に急を告ぐ、衞好父子歸り防戰ふ、衞好五十餘の疵を蒙り寨に入ることを得ず、敵兵圍み攻む、衞好目を瞋らし槍を揮へば敵退くこと二度、終に卒す、別所が兵室小兵衞進んで首を取んとす、衞友これを追ひ陣中に迫て室が首を取り父が死骸を得て、其所の山に葬る、秀吉三木の城を攻め來り救ふ、故に衞友及び兵士全き事を得たり、衞好前後戰功あること十九度、法號法源院惟徹浮禪居士、歲五十歲、秀吉其功を織田殿に申しければ所領六千石に二所の地を並せ賜ひ、其功を賞せらる、秀吉も感狀送らるとあり、

其子大學助重政（一作衞政）繼ぐ、重政が子息甚九郞衞利、早世しければ嫡孫出羽守衞廣、祖父重政が家を繼ぐ、其子右京廣賴、

●木下　本姓杉原

○肥後守豐臣家定は、尾張國の住人杉原平入道道松（助左衞門）が男、豐臣太閤家北政所の御兄なり、年若き時より、豐臣家へ仕へ、家號を賜て木下とは名乘りけり、大坂の城の留守として、播磨國姬路の城を領す、（二萬五千石）德川殿天下知し召されし初め、備中の國にて所領賜て移る德川殿の執し申させ給ふに依て、入道の後、二位の法印に任ず、此人多くの男子あり、嫡男少將兼若狹守勝俊、二男宮內少輔利房、三男右衞門大夫延俊、四男信濃守俊定は早世す、五男金吾中納言秀秋、六男出雲守某とぞ申しける、嫡男勝俊、太閤の御時若狹國を賜ふ、（九萬石、一作五萬石）慶長五年の秋、大坂の奉行等軍起して、伏見の城に止りし德川殿の御家人等、攻むべしとて既に討手を差向く、此時勝俊秀賴の仰として、兼て伏見の城の留守として本城に在りし勝俊心に思ひけるは、秀賴誠は政所の御子にあらずと云へども、我既に叔父の親みなり、如何なる事な

りとも內府の方人すべき身にあらず然りとて又ひがことせんずる奉行等に與して、內府と仇結ばん事も謂れなし、なまじひに我斯くて在らんには、內府の家人等、軍せん障りとこそなるべけれ、所詮爰を去て政所の御所を守護し參らすべしとて、伏見の城を出て都に登る、天下忽に德川殿に歸せし後、自ら所領の地失て、東山の邊に幽なる棲居し、天哉翁と號しつゝ、一生をぞ終られける、此人和歌の道にすきて、詠める歌秀逸多く、其集今も世に在て、皆人此を傳へけり、二男宮內少輔これも故太閤の御時、若狹國高濱の城を賜る、（三萬石又二萬石とも云）關が原の合戰の時、上方の方人して、所領の地沒收せらる、延俊秀秋は東國の御方として、二人ながら德川殿の御恩に預る、肥後の入道が卒せし後、德川殿彼が所領の地、勝俊利房兄弟に分ち賜ふ、然るに政所勝俊を、あながちに憐み思ひ給ひ、父の所領悉く勝俊に知行させんとて、利房には與へられず、大御所此由を聞召し御氣色宜からず、慶長十四年九月廿七日入道が遺領をば終に沒收せられてけり、

勝俊は松平七郎殿の御舅なれば、關東にも疎からぬ御事に思召されしかど、此時又所領を失はれしとは云ふなり、

○宮內少輔豐臣利房は、肥後守家定の二男豐臣太閤の御時、若狹國高濱の城を領す、慶長五年の秋、大坂の催促に隨ひて北陸道に發向す、天下悉く德川殿に歸して後、政所の御由緣に依て、死罪をば宥められ、所領をば沒收せらる、父の入道卒せし後、其遺領を分ち、舍兄勝俊幷に利房に下し賜ふ、政所偏に勝俊にのみ與へんとて、利房には分たれず、德川殿怒らせ給ひて終に彼の遺領をも收公せられぬ、大坂の軍起りし時、利房大御所の御陣に隨ふ、明れば元和元年備中國賀陽の郡を下し賜ふ、（二萬五千石足守と云ふ所に住す）其子淡路守利當、生年十五歲より、關東に伺候し、將軍家に仕へ奉り、父卒して家を繼ぐ、（利房卒せし年月未だ聞かず）これは槍つかふこと神に通じ、古今に双なき名譽ありし人なりけり、寬文元年十二月廿九日、五十九歲にて卒す、其子淡路守利貞父に繼ぐ、其子肥後守利康、

○右衞門大夫豐臣延俊は、肥後守家定が三男、豐臣太閤の御時より、父家定留守職を承て、常に大坂の城に在りしかば、延俊父の代官として播磨國姬路の城

に在り、慶長五年の秋東西の軍起りし時、延俊父が城を守て東國に志を通じ、關が原の戰終て後、同十月細川越中守忠興と共に、丹波國に發向し、舅の藤孝入道が城を攻めし大將小野木縫殿助公鄕が福智山の城を攻落す、明れば六年、所領加へられ、豐後國速見の郡を賜て、日出の城に移り、五千石を加へられて二萬五千石大坂前後の戰に隨ふ、其子伊賀守俊治家を繼ぎ、延俊卒せし年月を知らず萬治四年四月三日四十八歲にして卒す、其子右衞門大夫俊長父に繼ぐ、

●相良

○左兵衞佐藤原長每は左大臣武智麿公の四男乙麿七世の孫、遠江權守爲憲が、爲憲初め木工助たるに依て、子孫工藤と名のる曾孫駿河守時理が二男遠江守維兼が末孫也、維兼は遠藤相良等の祖也

按ずるに維兼が兄駿河守時信と云ふ、此人伊豆國伊東の庄に住し、伊東と名のる伊東工藤等の祖なり、然るに相良伊東兩家系圖を幷せ見るに、少く異なり、相良の系圖を見るに時信維兼兄弟、乙麿十一代の孫なり、伊東の系圖には九代の孫と見えたり、新編纂圖も伊東の系圖に同じ、我見し所の相良の系圖は寫し誤れるにや不審

○維兼が孫右京大夫周賴、遠江國榛原郡相良の庄に住せしより、一流の子孫悉く相良と名乘る、周賴五代の孫相良三郎長賴、鎌倉殿御家人として、元久二年畠山庄司重忠を討たれし時、高名を顯はし、其勸賞に播磨國飾磨郡、豐前國上毛下毛等の郡にて、地頭職を賜はり相良の庄を幷せ領す、

畠山が討たれし時、長賴先驅して戰ふ、敵長賴が鎧の袖に取付きしを、引ちぎりて組て落ち首を取る、其鎧を相良が袖切と名付けて、子孫代々に傳ふと云ふ、

建久九年、肥後の國球摩の郡人吉の庄を領し、是より子孫長く鎭西の御家人とは成つてけり

九州記に周賴四世の孫庄司四郎賴景、建久九年鎭西に下向す、其子三人嫡男三郎長賴は球摩の城に住み、二男四郎家賴、山鹿の郡に在て、內田の四郎と云ひ、三男五郎賴平、玉名の郡に在て、山北の左衞門と云ふ、系圖を見るに然はあらず周賴が四代の孫は、相良大膳大夫賴繁なり、賴景は賴繁が子にて、相良三郎長賴が兄なり、賴景建久四年

に球摩郡多良木に下るよし見ゆ、內田四郎家頼は長頼が子なり、或は弟とも云ふと記せり、山北五郎左衞門頼平は、則ち家頼が子なり、九州記の傳ふる所異なれば爰に註す、

長頼が孫六郎頼俊、（佐平田の六郎とも云）異賊襲來の日、勳功を顯し鎌倉殿の御感に預る、

按ずるに此時北條陸奧守同相摸守が下せし文に、正應五年十二月一日と記しぬ、此年異賊襲來の事ありしや未だ聞かず、弘安四年の秋、大元の舟師襲ひ來りし時の功を、追て賞せられしにや、猶考ふべし

頼俊が曾孫兵庫允貞頼、南帝の御方にて、一族等勳功を顯す、延文二年日向國庄內の地を、貞頼に下し賜はる、其子近江守前頼、元中二年（南方年號）肥前國の守護職を賜る、是れ日向國庄內の地に加へらる、所とぞ聞えし、其子兵庫允實長が時に當て、武家一統の世となつてければ、此後子孫足利殿の御家人と成て本領を安堵す、實長四代の孫左衞門尉爲續、八代薗北の政所を賜て、球摩郡を合て三郡を領す、爲續が孫宮內義滋、（此頃は大內が家に隨ひし樣に、世には傳ふるなり）其嗣右兵衞佐晴廣、（實は義滋が猶子と云ふ）其子修理大夫義陽に至て、武威隣國に振ひ、位從四位に歷上る、當時鎭西の大名に舊例なしとぞ承る、天正九年十二月二日、肥後國益城の郡三舟の城を攻むとて、大友が被官甲斐民部大輔入道宗運が爲に討たれぬ、其子四郎太郎忠房、父に繼ぎ天正十三年二月十五日に世を早うす、其子佐兵衞佐長每、十一歲にて父に繼ぎ、同き十五年の夏、豐臣關白鎭西を平げ給ひし時、本領を安堵し、文祿元年生年十八歲にて朝鮮の先陣、承つて押渡り、此處彼處に戰ふこと凡七年、慶長五年の秋、大坂の催促に隨ひ、軍勢を率し美濃國に至り大柹の城を守る、長每初め大坂に在りし時、德川殿東國の御陣に使者を參らせ、（恒松兵助と云ふ郞等）御發向を待て裏切すべき由を申す、東西の軍既に關が原にして戰を合せし時、井伊侍從直政が檢使乞ふて、秋月高橋等と相語らひ、敵の大將垣見（一作鹽見）熊谷木村等が首を切て參らす、（首五つ參らせし內、長每自ら討つ所一つ、）既に御感に預りし上は、本領安堵の事相違あらず、同き七年長每人質として其母を關東に參らす、是れ鎭西の大名、人質參らせし初なり、大坂の軍に大御所の御陣に隨ひ、寬永十三年六月十三日六十九歲にて

卒す、其子壹岐守賴寛家を繼ぐ、（球摩郡二萬二千石餘）寛文四年閏五月七日致仕す、其子遠江守長武、萬治三年十二月廿八日叙爵し、其後父が讓を受く、（系圖を見るに賴寛が子一人を載せ、主殿助賴在と記す、後に長武と改めしや、又長武が兄か未た聞かず）其子壹岐守賴基、延寶四年十二月廿六日叙爵す

● 秋月

○長門守大藏種長は、先祖遠く漢朝より出たりけり、後漢孝靈帝の孫阿智王、彼國の亂を避て我朝に來り、播磨國明石の浦に着きて、同國大藏の谷と云ふ所に住み給ふ、其子高貴王の後、先祖初て來り止りし地の名に因て、大藏朝臣の姓を賜ふ、

按ずるに九州記には、後漢獻帝の後阿多倍王、本朝三十六代の帝孝德天皇大化年中に歸化す、王の第二の子貴重王、是れ大藏姓の祖也と云へり、系圖の記す所に異なり、新撰姓氏錄には大藏朝臣姓の事漏れぬ、春實が時に賜ひし由、大友記に見えしかど定かならず、凡そ本朝に漢家の帝孫少からず、高祖の御子齊の悼惠王の後三姓、光武帝の御後三姓、章帝の御後一姓、靈帝の御後十六姓、獻帝の御後四姓あり、其中靈帝三世の御孫阿智王の後四姓あり、所謂木津忌寸、火撫直、栗栖直、高安忌寸是なり、大藏朝臣の姓、賜ひしは此四姓の後なるべし、阿智王又阿智使主とも記し、又靈帝四世の孫とも記せり、獻帝の御後四姓の中に、阿多倍王と云ふは見えず、九州記の說、誤れるなるべし、○又按ずるに後漢靈帝崩じ給ひし中平五年は、我朝人皇十三代成務天皇五十九年にや當りぬらん、三十七代孝德天皇大化元年に至て四百五十餘年に及ぶ、然れば靈帝三四世の御孫、阿智王と申せしが我朝に來り給ひしにはあらじ、されども姓氏錄の記せる所は、阿智王の來り給ひし樣に見ゆ、阿智王の來り給ふならんには、孝德天皇の御時と云ひ傳るは覺束なし、阿智王の後の來りしと云はんは、さもありなん、抑も漢高祖は遠く帝堯の御末と承る、我朝に唐堯漢高の帝冑、斯く今に至りて郡邑をも知てあるべしとは、彼國の人思ふべしや、是れ本朝の一美事なり、

大藏朝臣春實が時に至て、本朝六十一代の帝朱雀院の御宇、天慶三年二月小野好古藤原慶幸と共に、伊

豫掾藤原純友追討の御使として、伊豫國に發向す、純友讃岐介國風に戰ひ負けて太宰府に趣く、春實等の大將、續て筑紫に押渡り明れば四年五月博多の津にて戰を合せ、春實慶幸眞先に進み戰ひ、賊船に火を放て悉くに焚き沈む、純友散々に討ちなされ、又伊豫國に逃げ歸り、橘遠保が爲に討れてけり、春實對馬守に任ず、

九州記には春實勳功の賞に、筑前國御笠郡を賜て原田に住す、故に嫡流原田と名乘る、これ原田波多江秋月江上高橋等の祖なり、又春實後に改て春種と名乘ると記せり、

其子長門守種光、其子壹岐守種材、又太宰の大監に任ず（按ずるに是より世々筑前に在しにや）是より世々太宰の太監に任ずる者これ多し、種材四代の孫太宰少貳種直、同國那珂の郡岩戸の地に住しければ岩戸の少卿とぞ申ける、系圖に種直又種成とも云ふ、太宰の大監たり、岩戸權守又岩戸少卿とも稱すと見えたり、太宰大監たりと云ふは誤りなり、太宰少貳の唐名を都督少卿と云ふ時は太宰少貳たること疑ふべからず、此種直世に傳ふる原田の大夫なり平家物語に岩戸の諸卿と云ふも誤れり、少卿と云ふべきにや、○按ずるに九州記に是より先、春實が孫種資が時に岩戸に移ると云ふ、系圖を見るに種資と云ふは、春實四代の孫にて長門守たり、春實が孫にはあらず、又九州記には、原田の種直は平家の方人たりしに因て、源氏の世となつて後所領を失ふ、種直が第四の男四郎種成、再び家を興すの由を載せたり、此說によらば系圖に岩戸の少卿種成、又は種直と云ふとあるは誤れるにや、岩戸の少卿は種直にて、其子原田の四郎は種成なり、まして平家物語にも種直と記せる上は疑ふべからず

壽永二年の秋、平家の一門、木曾義仲が爲に都を落され、安德天皇の供奉し奉り、西海に趣き給ひし時種直二千餘騎にて御供に參る、平家は太宰府に着き給ひて後、九州二島の者共、源氏に心を通はして、召せども參る者一人も無し、種直ばかり昔の契を違へずして、己が宿所をしつらうて、皇居となし、善きにかしづき奉る、豐後の國の住人緒方三郎惟義、心變りせしに因て、平家こゝをも落ち給へば、種直又御供に參る、斯る所に山鹿の兵庫頭（一作兵藤治）秀遠、

數千騎にて平家の御迎に參る、種直秀遠日ごろ以の外不和なりければ、惡しかりぬと思ひて、種直は道よりこそ歸りけれ、平家既に滅び源氏の世となつて、種直鎌倉に召し下され、平山武者所季重に預けらる、十三年の後、罪免されて本國には歸てけり、種直が子種雄が時、始て同國秋月の城を構へ住みしより、秋月の三郎と名乘る、是れ秋月が家の先祖とぞ聞える、種雄十五代の孫秋月太郎晴種が時に至て、豐後國大友左衞門督義鎭が爲に秋月が家滅さる

九州記に弘治三年七月八日秋月文種、大友が爲に秋月の城を落されて、腹切て死す、郎等大橋豐後守、文種が男三人まで隱して人となす、謂ゆる秋月種實高橋種冬長野種任(一作種遠)是なりと云々、又同記に文種が二男種實と記し、又種實が弟元種と云ふ者ありとも記す、前後載する所、異ありて定かならず、大友記にも文種が時亡ぶと載す、去れども系圖には、文種は見えず、晴種又文種とも云ひしにや、我又見し秋月の系圖誤りて文種を漏しぬるにや、系圖には種實は晴種が子のよし見えたれば、種實は文種が子にはあらざりしにや、覺束なければ、本文には只其大略を取つて記しぬ、

晴種が男筑前守種實、幼より大友が國中に忍び居て、如何にもして父祖の仇をも報い、我家をも起さばやと窺ふ、永祿十年の夏の頃、高橋三河守鑑種、大友に背き種實と相語らひ、安藝の毛利に謀を合せて、軍起さんとす、種實大に悅び安藝國に渡て陸奥守元就に加勢乞て、二千餘人を引具し、豐後國柳が浦に打上て、豐前路を一日一夜打て秋月の城に立籠る、累代の家子郎等、此處彼處より馳せ集り、頓て勢こそ出來たれ、高橋同く寶滿の城に閉籠る、大友大に驚き急ぎ討手を向くべしとて、二萬餘騎を差向く、種實先づ城より討て出で、要害一箇所構て、寄手を待つ、同八月十四日敵の多勢押寄て、入替〳〵に攻めし程に明ければ十五日終に此をば落されて、秋月の城に引籠る、敵續て押寄せたり、去程に毛利が多勢、秋月高橋助けんとて兵船を揃へ押渡ると聞えしかば、寄手爰をば引返し毛利が勢と戰はんとせし所に、九月三日の夜に入て、種實究竟の兵を引具し、敵の陣に夜討す、寄手散々に討なされて、本國指て引退く、明れば十一年八月十四日當國葦屋の合戰、

毛利が軍利を失ひ、敵又寄せ來ると聞えければ、種實暫く大友に隨て本領を安堵せり、天正七年の春、筑紫左馬介廣門と（後には上總介）心を合せて、種實再び大友と軍起る、種實年頃弓矢を取て、九州に名譽を得たりし上に、本國は云ふに及ばず、豐前國の侍、彼が手に屬しければ、大友に背きし近國の國人等、種實に與みする者こそ多かりけれ、其後筑紫も大友が爲に破られて、義鎭入道に隨ふと聞えしかば、種實さらば島津に與みして、我家亡びざらん樣をも計らんとて、明れば天正十四年四月薩摩の國に使立つ、斯て島津が軍勢肥後筑後の勢を催して、豐後の國に攻め入る、豐臣家の御使仙石長曾我部を先として、大友が勢を打破る、關白此由を聞召し、明る十五年の春畿內山陰山陽南海の軍勢三十萬騎を引具して、筑紫の地に向ひ給ふと聞ゆ、種實先づ豐前國岩石の城に軍勢を籠め、其身は筑前國大隈の城に立籠る、關白の御勢豐前國に亂れ入り、手合せに先づ岩石の城を攻落す　種實大隈の城にも溜りかね、秋月の城に引籠る、（古所山の城とも云ふ、に軍勢二萬五千人と云ふ）時關白頓て大隈に御陣を移さる、島津が勢も、是處彼處の戰に悉く利を失ふ、種實斯ては此城にも怺へつべうも覺えねば、子息三郎種長と共に剃髮染衣の身となつて、首を延て降人に參る、關白其罪を宥められ、對面を許し給ひしかば累代の重寶楢柴と云ふ茶入獻て見參に入る、秋月寶滿岩屋寶森赤司等の城々悉くにさげ渡す、頓て日向國財部の城賜て移さる、（三島石○種實宗闇入道と號すと云ふ一說に是よりさき入道せしとも申す也、）三郎種長、此後敍爵して長門守に任ず、朝鮮の軍起て彼國に押渡りて、是處彼處に戰ふこと凡そ七年、慶長五年の秋大坂の催促に隨て、軍勢を引具し美濃國大柿の城を守る、相良高橋相謀て、城中の大將を討て德川殿に降りしかば、本領を賜て安堵す、大坂の軍起りし時、馳せ向て城を攻め、再び軍起りしには鎭西の人々は參るに及ばず、其子長門守種春、生年十四歲慶長十八年十二月、關東に參て兩御所の見參に入る、父卒して家を繼ぎ、萬治二年十月十五日六十歲にて卒す、其子佐渡守種信家を繼ぎ、寬文九年に卒す、其子出羽守種恒家を繼ぐ、

●宗

○對馬守平義智は太政入道淸盛公の四男新中納言知

盛卿の末孫なり、初め知盛の卿西海にて失せ給ひし時、二人の孤子あり、乳母の夫右馬助惟宗の某、むつきの中に隱くして筑紫の地に遁る、成長の後元服させ己が姓に成し易へて宗右馬太郎と名乘らす、其後北殿と申して七人の男子あり、彼が男宗右馬の彌次郎、左衞門尉に任ず、寛元四年に對馬の國に押し渡て國人阿比留を討つて、終に當國の地頭となつて、太宰の少貳に屬す、（是れ此家の對馬を領せし始とす）其子右馬七郎助國繼ぐ、文永十一年十月五日（或は三日とも云ふ）申の刻ばかりに蒙古賊船（則ち大元の兵）當國淺茅の浦に着く、酉の刻に及んで國府の地頭所に襲ひ來る、助國八十餘騎を率して發向し翌の日卯の刻、矢合せす、蒙古の兵千人計り皆おり立て馳け向ふ、宗右馬二郎同彌二郎が眞先馳て矢庭に敵四騎射て落す、其後互に入り亂れさん〴〵に戰て、助國を始として右馬二郎が養子彌太郎同八郎刑部丞、郎等三郎兵衞次郎庄太郎、浪人肥後國江井藤三郎等十三人、枕を並べて討死す、蒙古是れより壹岐の島に押寄す、此島の守護代平内左衞門尉景隆も戰死す、九國の軍勢十萬騎、博多の津に馳せ集て防ぎ戰ふ、同月廿日蒙古戰負けて引退く、今宵風雨夥しく吹き落て、敵の船共、岩に摧け波に漂うて、死する者共數を知らず、

按ずるに系圖には、助國が討死せしこと弘安元年大元の兵襲ひ來りし時の事とす、大に誤れるに似たり、帝王編年集成に載する所本文の如し、是より後の戰ひども、當家の事に預らねば略しぬ、集成には助國を右馬允と記しぬ、

今に對馬の海邊、師大明神と崇め祀れるは、此助國が社とぞ承る、其子右馬允經茂太宰府に在り、其子右馬允賴茂、建武三年五月將軍尊氏卿に隨て、筑紫より攻め上り、攝津國和田の御崎の戰に、大勢の敵を討ち破り、勸賞として九州の侍所を承り、又刑部少輔に任ず、世の人鬼刑部とぞ申しける（朝鮮の書に宗慶と記せしは此賴茂が事なり賴茂が法名を宗慶と云ひしなり、）其子右馬大夫尙茂、（朝鮮の書に謂ゆる尙鑑は尙茂が法名なり）其子讚岐守貞茂が時、應永廿六年六月廿日、異賊當國佐護郷に襲ひ來り、貞茂がために打破られ、散散になつて逃げ歸る、

系圖に此時の事をも蒙古襲ひ來ると記せり、誤れるか、此年は明の太宗永樂十七年に當り、朝鮮も世宗莊憲王の元年なり、大元亡びて五十二年に及

び、高麗亡び朝鮮となりても、二十三年になれり、凡そ我朝の人異賊をむくりこくりと云ひしは蒙古高勾麗の事なり、蒙古則ち大元にて、高勾麗は高麗の昔の名なり、此頃は兩國共に亡びて跡方もなし、何所の國の賊船にやありけん、不審、

其子讃岐守貞盛、父に繼ぎ嘉吉三年始て朝鮮と相約し、歳毎に船五十艘を彼國に渡して、あきものを交易す、彼國の王又年毎に米豆各二萬石を此島の主に送らる、時に朝鮮莊憲王正統八年の事也其子刑部少輔成職繼ぐ、成職卒して嗣なし貞盛が弟盛國が子貞國を嗣とす、貞國繼いで讃岐守に任じ我國より朝鮮に行く船は、必對馬の國に來て守護の符受て渡ること、此頃よりぞ始りたる、初め嘉吉元年公方普廣院殿、赤松滿祐入道が爲に討たれ給ひし後、赤松誅伐あるべしとて諸國の軍勢を召さる、太宰少貳嘉頼少貳の系圖には頼興と云催促に隨はず、大内介持世御敎書を賜て、少貳を追討す、嘉頼戰負けて對馬の國に落ち來る、

古より筑前肥前豐前壹岐對馬は少貳が守護の國にて、これを三前二島と云ふ、又宗が家は世々彼が被官たればなり

其後嘉頼本國を攻め取らんと、對馬の軍勢かり催し、肥前國上松浦に押渡り、大内が爲に破られて引返す、嘉頼死して後、應仁元年嘉頼が子敎頼、又對馬の勢を催して博多と宰府との間なる見月の地に押渡て、大友幷に大内が守護代の爲に破られて討れ死す、文明元年大内介政弘が山名宗全入道に與みせしに因て慈照院殿少貳に仰せて大内介を伐たせらる、讃岐守貞國大に悦び、軍勢を催し敎頼が男頼忠を具して、太宰府に押渡り、終に三前二島を討ち隨へ、再び少貳が家を興し、軍兵を止め置て博多の津を守らせて本國にぞ歸りける、

少貳太宰府に入り、程なく肥前國小城の郡の住人牛頭晴氣兩家の千葉、不和なりしを、貞國を差向けて晴氣の千葉を助く、貞國これを諫むれども、少貳更に承引せず貞國が戰ひ利なくして、軍勢を博多に止め守らせて、我身は本國に歸りしなり、○按ずるに少貳の系圖幷に九國の事記せし諸記に、敎頼が子政資とのみ錄して頼忠と云ふ者を見ず、思ふに頼忠慈照院殿より御諱字を賜て政資と改めしなるべし、又肥前の軍記に敎頼細川右京大夫勝元

が旨に任せて、對馬より出て宰府に入て、大内が爲に討たれ、其子政資高祖の城より打出て、大内が勢を討破り筑前の國を得たりと云々

貞國が子刑部少輔材盛、其子讃岐守義盛に至て、永正七年正月廿一日、惠林院殿より御諱字を賜ひ、又屋形號を許さる、同年義盛朝鮮と不快の事出來て、子息能登守盛弘を大將として彼の國に差向く、同四月盛弘朝鮮に押渡り、多くの城々攻め破て、熊川の城に押寄す、敵の軍勢雲霞の如く馳せ集り、散々に防ぎ戰ふ、盛弘終に多勢の中に討れ死す、其年は三十一歳、此年六月盛弘が靈、本國豐島(一作豐崎)の浦高崎の濱に顯れたり、國人大に恐れをなし、一つの社を建立し、高崎大明神と崇め奉る、扨も少貳六郎政資本領安堵せしに、年を經て大内左京大夫義興が爲に又戰ひ負け、明應六年四月十九日、肥前國多久の城にて腹切て死す、嫡子新少貳高經も、同國盛福寺の城を落され、廣瀧山にて自害しぬ、其弟の僅十歳なるを、馬場横山の者共、綾部の城に隱し置き成長の後、少貳資元と名乘らせ、累代の家人等を招き集む、當時大内に從ひし國人等悉く馳せ參る、大内安からぬ事に思ひしかど、是處彼處の戰に暇なく、未だ少貳と戰ふに及ばず、大友豐後守政親、資元を婿とす資元又讃岐守義盛に就て、將軍家になげき申しければ、惠林院殿の仰として資元肥前守になされたり、されば少貳が滅びし事、再度に及びしに昔の契を違へずして、二度まで彼家を起しゝこと、宗が情ぞ深かりし、盛弘が男彦二郎盛長、祖父義盛に繼て後、朝鮮と中和ぎ是より又兩國の往來長く絶えず、盛長が七世の孫對馬守義智、父義調に繼で立つ、天正十五年の夏、豐臣關白筑紫に向ひ給ふ時、義智御陣に馳せ加りて本領を安堵せり、去年十四年關白、朝鮮に使立て、兩國好み結ばれん由を宣へども、彼國の王(李昖)敢て隨ひ參らせず、十八年の春、義智仰を承り家人柳川下野守調信等を引具し、自ら彼國に渡て、兎かく拵へし程に信使來聘すべきに極て、同七月彼使具して都に上り、殿下に參る、關白の御感淺からず、頓て侍從になされ、羽柴の號を賜る、又朝鮮の軍勢を催して、大明に攻め入らんことを仰せ合はされしに、彼國の王又敢て隨はず、安からぬ事なり、さらば先づ朝鮮を攻めよやとて、文祿元年の春より

軍起り、義智一方の先陣にて彼國に押渡り、彼處此處にて戰ふこと凡そ七年、太閤薨じ給ひてこそ彼の戰は止みてけれ、斯て慶長五年の秋、大坂の兵起りて、德川殿失ひ參らせんとす、手合せに先づ伏見の城を攻む、義智この時國に在り代官として柳川下野守調信、大坂の催促に隨ひ、軍勢を率ゐて伏見の城を攻め落し、又大津の城を攻め下す、上方の軍敗れし後、義智罪免されて本領を安堵す、（此時義智大坂に馳せ上り自ら兵を引具し戰ひしと云ふは誤れるにや）

按ずるに今此家の所領二萬石の地は、肥前に在り、是れ對馬は彼先祖累代傳領の國と云ひ、又其國に稻生ずべき水田なければ、軍の武役は免除せられぬと云ふ、肥前の地二萬石賜ひしこと、何れの時にや未だ知らず、

同き九年朝鮮の使僧松雲、對馬の國に來て義智に就て、德川殿と長く兩國の好み修めん由を議す（是室町殿の御時の例也）大御所此由を聞召し、彼望み請うに因て、此七年が程の戰に、擒にして我國に以て來りし彼國の人民、悉に送り返し給ひければ、彼國の王大に悅び、明れば十二年の夏、兩御所へ信使參らせて隣國の好みを結ぶ、此等の事義智、德川殿の御德を彼國へ傳へ播しけるに因て、斯く隨ひ參らせしかば兩御所の御感斜ならず、彼の家直に大名の列に加へられ、（十萬石の列に加る）位必四品に上り官必侍從に至ること、其功を賞せられし故とぞ承る、

我國よりも御使ありて彼の聘禮に答へ給ふべしとありしに、彼國王固く辭し申されしかば、其事止みて今も彼國よりのみ使は來れり、是れ室町殿の御時の例とは替れり、これは我國の人の、彼國に入る事を恐れ憚りし故とぞ承りぬ、

同き十四年より、昔の如く對馬の船、年毎に二十艘を朝鮮に渡し釜山港にして交易の利を通せんことを約し、十七年に至りて又其船の數を添ふ、彼國より大明の朝廷に奏聞して、御許を蒙れる所なり、大坂の軍起りし時、軍勢を引具し馳せ向て城を攻む、明れば元和元年正月三日義智四十八歲にして卒す、子息彥七郎義成繼ぐ、大坂の軍再び起りしには鎭西の人々は參るに及ばず、同き二年四位侍從兼對馬守になさる、明曆三年十月廿六日に卒す、

此代に家人の柳川豐前守と、主從訟へ起りて、柳

川誅せられ、彼が領せし地沒收せられぬ、如何なる事にや委しき事は知らず、

其子播磨守義眞、明曆元年十二月廿七日播磨守從四位下に叙し、父卒して家を繼ぎ、侍從兼對馬守に任ず、

松　浦

○肥前守源鎭信入道泰岳は（式部卿法印たりしゆゑ平戸法印とは云しなり）前肥前守隆信入道道可が男也、累代の先祖肥前國松浦郡に住して、太宰少貳が被官たり、道可入道八代の祖肥前守興榮が時、平戸の城を構て移り、當國に威を振ふ、

其家の系圖に曰く河原左大臣源融公の末葉、奈古屋二郎源授、その子瀧口大夫泰その子源大夫判官久、始めて松浦の郡に住す其子直、下松浦源四郎大夫と名のり、御厨の庄七百五十町の地、久より讓り與へらる、其子峰五郎枝、これより四代の間、峰と名乘る枝が玄孫苔、松浦源五郎と名のる、是れより又世々松浦と名のる其子肥前守定、その子肥前守勝、その子肥前守興榮と云ふ、然るに世に傳ふる所は、大に異なり凡そ肥前の國の侍に、上と下との松浦あつて、其種姓各異なり、先づ上松浦と云ふは、嵯峨天皇の御子源融公の玄孫渡邊源五綱が曾孫、松浦源大夫判官久が末葉なり、久、肥前の國上松浦の守護と成つて、宇野の御厨の執行を兼ね、子孫打續きて唐津伊萬里有田山代久原等の地を領し、皆一字を以て名とす、鎭西の國人の一字を名のる輩は、悉く此後なり、又下松浦と申すをば、平戸松浦とも申すなり、是は陸奧六郡の押領使安倍賴時が男、宗任法師が後胤たり、宗任源賴義朝臣に降て、死罪一等を宥められて、肥前國に流さる、其子孫續いて平戸と云ふ所に住して、下の松浦と申せしなり、これ肥前守鎭信の先祖たりと云々、鎭西の事記したる古記、傳ふる所皆斯くの如し、此說の如くなれば、下松浦は安倍氏にて、上松浦は嵯峨源氏の流なり、されども古記を考ふるに、上松浦の人々多くは一字を名のる源氏あれども、又二字を名のる源氏もあり、下松浦にも一字を名のる源氏あつて、上にも下にも、近頃は安倍氏を見ねば、宗任が後の下松浦の流、如何がなりけん、後には夫れも亦源を名乘りしにや、

今松浦の系圖を見るに、授より勝まで十一代の中皆一字を以て名とす、興榮より後は皆二字を以て名とす、如何なる故にや、其家の傳ふる所疑ふべからずと云へども、本文には暫く興榮より書き初めぬ、〇系圖に融の大臣より授に至るまでの世嗣定かならずと云ふ、新編纂圖を按ずるに融の大臣の男大納言昇、昇の二男武藏守仕、其子箕田源次宛、其子渡邊源五綱、綱が子源二別當久、是れ鎮西松浦の祖なりと云ふ、系圖の載する所にも、又古記の說にも違ふか、又久が後七代の事を記す、皆系圖の中に其人を見ず、愈いぶかし、東鑑を見るに寛元三年十二月廿五日の下に、松浦の執行源授を召籠めらる是れは上野入道日阿が所領の守護なり、鶴田五郎源馴と肥前國松浦庄西鄕の內、作里村、壹岐の泊牛牧等、相論の事に付て授、非據の餘り無實を構へ申すに依りて也と云々、是れ系圖に謂ゆる、名古屋二郎授が事なるべし、然らば系圖に授が孫久より松浦に住すと云ふも不審、授既に松浦の執行たり、總て遠き世の事詳かにし難き事共、多ければ只その疑を闕くのみ、

其後少貳が家滅びて、松浦大內に隨ひ、道可入道が時に至り、天正の半、又龍造寺隆信に隨ふ、同き十年對馬國の兵船、壹岐の國に押寄て、國人日高を隨へんとす、日高主膳正同甲斐守、宗が軍勢を打破て松浦が許に加勢乞ふ、入道軍勢を率し押渡り、己が兵分つて要害を守らせ、終に壹岐をば幷せてけり、（道可娘を以て日高主膳正が男孫九郎にあはせしと云なり）同き十五年豐臣關白、筑紫の地平げ給ひし時、道可が息男鎮信入道、降人になつて參りしかば本領を安堵し、十七年二月廿七日、式部卿法印に任ず、（鎮信が入道せし事いかなる故にや、審ならず、關白に參りし時に、入道したりしにあらずや）朝鮮の軍始りて、一方の先陣を承り、彼處此處に戰ふこと凡七年、（大明の書に癸巳の年正月、平壤の敗れし時に、鎮信討れし由を記せしは、大に誤れり）慶長三年太閤薨じ給ひて本朝に引返す、同き四年閏三月六日隆信入道道可卒す、七十一歲明れば五年の秋、石田三成が軍起る、小西攝津守行長が謀狀に應じて平戶の法印、兵船に取り乘て長門國下關に至り、鎮西の人々、此所に會合して軍評定す、大村が異見に隨ひ、人々爰より本國に漕ぎ戾す、天下悉く德川殿に屬して後、法印も恙なく本領を安堵す、（六萬三千石）

按ずるに平戶法印、大坂に馳せ上り、伏見の城を

攻めし由、家忠日記追加を始て、關が原の事記せし諸記に見ゆ、唯關原記に記す所、本文の如し本領安堵せし上は諸記皆誤れるにや、若し松浦が勢、伏見の城攻めしならんには、大坂に在合ふ兵、奉行等にかゝり催されて、打立ちたりしにあらずや、年六十六歳にて慶長十九年に至て卒す、子息肥前守久信、慶長七年、年三十二歳にて父に先立て卒しければ、其子壹岐守隆信、祖父に繼で肥前守に任ず、（隆信卒せし年月未た知らず）隆信が嫡子肥前守鎮信、父に繼て（六萬千五百石○此兩代皆父祖の名を名乘る如何なる謂れにや）舍弟に所領分つ、（猪右衛門信貞千五百石左内菜五百石と云ふ）

● 五島

○大和守源盛季（校本改淡路守源玄雅）世々肥前國五嶋の住人、天正十五年豐臣關白、筑紫を平げ給ひし時本領を安堵す、

　五嶋の氏は本は嵯峨源氏の一字名、宇久嶋に在て五嶋を領し、五嶋の字久と云ひしなり、いつの頃より今の五嶋が祖、此地を領せしにや、其系圖を見ねば詳なることを知らず、

其後朝鮮の軍に從ふこと凡そ七年、慶長五年の秋、大坂の奉行等が軍起しゝに、小西攝津守行長が謀狀に應じて、兵船に取乘て長門國下の關に至り、鎮西の人々會合して、軍の評定し、大村が異見に任せ、是より皆本國に漕ぎ戻す、徳川殿天下知し召されて後五嶋も悉く本領を賜はる、

　玄雅大坂に在て伏見を攻めし由を、家忠日記を始め是記に見えしかど、關が原記の說は本文の如し本領相違なかりし上は、是說の如くにやあるべき、

其子淡路守盛利家を繼ぐ、大坂の軍起りし時は、馳せ向て城を攻む、再び軍起りしには、鎮西の人々參るに及ばず、其子孫二部盛次父に繼ぐ、明曆元年に卒す、其子淡路守盛勝家を繼ぐ、（一萬二千石餘）盛次遺言して舍弟民部に所領を分つ、（三千石）盛勝萬治三年十二月廿八日叙爵せり、其子佐渡守盛滿繼ぐ、

● 久留嶋

○右衛門佐源康親は、累代の先祖河野が家の被官として伊豫國の住人なり、土佐國の住人長曾我部が起るに及て、土佐守元親、阿波讃岐を徇へて天正四年伊豫國に發向し、戰ふ事凡そ七年、同き十年に至て、

河野通春を始として三十一人の國人等皆長曾我部に降る、來嶋得居兄弟ばかり、これに隨はず同き十三年の秋、元親も亦豐臣家に降る、本領なれば土佐の國をば賜りて、阿波讃岐伊豫の國をば收公せらる、元親に降りし國人等、悉くに本國を追却せられ、來嶋兄弟には本領を賜て、其武勇を賞せらる、來島助兵衛に一萬四千石得居太郎左衛門に三千石を賜ひき

世に此家を越智氏と云へども、武家補任に隨て源氏とす、此家の系譜を見ねば、すべて詳なる事をば知らず、又武家補任には來嶋もとは村上たりと記せり、豫章記を見るに、朱雀天皇の御時、天慶二年に伊豫國の住人越智押領使好方、藤原純友追討の宣旨を承る、爰に村上と云ひし者、當國新居の郡大嶋に流されて年久し、彼れ海路の案内を知れる人なれば、好方朝家に申し乞ひ、具して發向すと云ふ、其後貞治の頃は、河野が家に能嶋の村上三郎左衞門尉義弘、同長門守など云ふ者あり、此等の村上、昔好方が乞に因て、勅勘ゆるされし村上が後にして、來嶋が先祖たるにや、覺束なし、

文祿の初朝鮮征伐の事起るに及て、來嶋兄弟海路の先陣賜て、彼國に押渡り是處彼處の戰に高名を顯す、

太閤記には來嶋兄弟とあり、豐臣家譜には來嶋助兵衞とあり、宇佐美定祐が著撰朝鮮征伐記と云ふには來嶋出雲守通泰、文祿二年六月廿三日、朝鮮の元均と戰て、討死せし事を精しく記せり、○按ずるに大河内秀元が記を見るに、慶長二年大明の和親破れて後、再び軍起りしに來嶋出雲守、海路の先陣承て八月十五日南原の城を攻め落し時、來嶋が手に首四百六十一を切りし由、詳かに記しぬ、然れば文祿二年に出雲守が討死せしと云ふこと覺束なし、若し朝鮮の船軍に打死せしが一定ならんには、慶長三年本朝の人、朝鮮の李舜臣と珍嶋に戰ひし時か、又順天海口にて陳隣等と戰ひし時の事にや、すべて此家の事いまだ詳にせねば、傳聞の及ぶ所其大略を記しぬ、

康親家を繼ぎ關が原の戰の後、本領を安堵す、

關が原の諸記に、來嶋九鬼と兵船を泛べ、東海の津々浦々に押入て、兵粮秣等奪ひ取り、上方の城々に入れしと云ふ、然らんには如何に申し開きて本領安堵せしにや、いかさまにも故あるべし、

明る慶長六年二月、豊後國日田玖珠速見三郡の地にて所領賜ひ、森と云ふ所に移る、其子丹波守通春、幼くして父に繼ぎ、大坂の軍起りし時馳せ向ふ、兩御陣供奉記に右衞門允と記す再び軍起りしには、鎮西の人々は參るに及ばず、明暦元年二月十日四十九歳にて卒す、通春が時に至りて來嶋と云ふ字、改めて久留嶋とは書いてけり、其嫡子信濃守通清、父に繼ぐ、一萬二千五百石舍弟等に所領分ちけり、平八某に千石、權三郎某に五百石

藩翰譜第十上　終

藩翰譜第十下

●織田

○前内大臣平信雄入道常眞は、右大臣信長公の二男、初め伊勢の國司北畠源中納言具敎卿の嫡男左中將信雅朝臣の世嗣となる、織田殿の計ひにて具敎卿を討ち參らせ、信雅朝臣を押籠め、北畠の一族悉く討亡し、彼國を領し松が嶋の城に住し、御本所とぞ申しける、

北畠殿と申すは村上天皇第七（一作三）の皇子具平親王の御末、北畠准后入道源親房卿の三男權大納言顯能卿の後胤也、親房卿の曾祖權大納言雅家卿、伊勢の國司となり給ひしより、親房卿に至る、親房卿は吉野の朝廷に仕へ奉り、忠信良佐の譽、世に隱れなかりし御事なり、嫡男中納言顯家卿は鎭守府將軍に任じて、奥州の國司となり、終に南朝の御爲に討死し給ふ、二男の中納言顯信卿も兄につぎて奥州の國司と成され、後には征西將軍の宮に從ひ奉り、鎭西に趣て是も討死をぞ遂げられける、三男は伊勢の國司にて、權中納言顯能卿是なり、壹志の郡多藝に住み給ひしかば多藝の御所と申す、伊賀伊勢の間にして足利殿と戰ひ給ふこと年を經て、正平七年の春、南朝後村上天皇に供奉して、伊賀伊勢の軍を率ゐて、父准后入道親房卿と共に都に登り朝務に預り給ひき、其後吉野の皇胤絕えさせ給ひ、顯能卿の男大納言顯泰卿、後小松院に仕へ本領を安堵し、當國壹志飯高飯野多氣度會、大和の宇陀郡、都合六郡を領して、凡そ侍五千人雜兵合せて一萬五千人の大將とぞ聞えける、其子中將滿雅の時、應永廿二年八月の末、義持將軍と不快の事出で來り、近江の六角伊賀の仁木等を大將として伊勢國に差向けらる、將軍の軍利なくして、終に御中直りあつて無事に屬す、其子權中納言敎具、其子左中將政鄕（一作政具）、其子權大納言材親、此時に至て國司の威、又近國に奮ひ、其子宰相中將具國（又は晴具）其子權中納言具敎に至る、具敎後に嫡子具房に國を讓り、入道しておはしけり、永祿十二年の正月、尾張の織田上總介信長、伊勢の國に攻め入ると聞えしかば、國司父子大河内の

城に立籠り、北畠の一族家人此處彼處の城を固めらる、かゝる所に一族木造左衞門佐具康、心がはりして織田に組みし、所々の戰利あらずして敵既に大河內の城に押寄す、此所究竟の要害城中の兵共、命を惜まず防ぎ戰ひし程に、たやすく落つべしとも見えず、信長津田掃部助を使として、二男茶筌御曹司を以て新國司具房の養君とし、中直りして引返さる、御曹司時に十二歲、信長宗徒の家人等、附て船江の城に參らせられ、國司父子此所に來り給ひ、對面の儀ありて三年の後、元龜二年新國司の御妹を養ひ給ひ、御曹司信雄の北の方として船江の城に入れらる、天正三年信長の執し給ひしに依て、具房左中將に任じ、信雄に國讓りて、大河內の城に迎へ入れらる、信雄家つぎ左中將に任じ又田丸の城に移りて本御所と申す其の後、具房田丸の城に移らる、此人極て肥ふとりたる人なれば、世の人大腹御所とぞ申しける、具敎卿をば大御所と申し、又多氣郡三瀨にましくければ三瀨の御所とも申す、この北の方は近江の六角の娘、具房中將の母上にてまします、其餘の公達姬君は、

皆新殿の御子なりければ、大御所愛し給ふこと淺からず、嫡子具房をば子ともし給はず、まして信雄の家繼がれし事、安からぬことに思ひ給ひ、內內は甲斐の武田に心合せて、信長に背かれんとの結構ありと聞ゆ、されば天正四年十一月廿五日、信長の家人等に、かたらはれて國司の家人等、具敎卿をたばかつて安々と打參らす、年四十九歲とぞ聞えける、北畠の一族十三人、悉くに切て捨つ、國司九代の門葉一時にこそは亡びにけれ、信雄の養父なればとて、具房をば助けて瀧川左近將監一益に召し預けらる、時に年廿五歲なり、又尾張の國に迎へられ、其後都に住み給ひ信雅と改めらる、其子北畠親顯是なり、

天正十年六月二日、右大臣殿幷に三位中將殿の御事あり、此時三男三七殿、四國の地退治あるべしとて、攝津の國の地に至り此由を聞き給ひ、急ぎ軍勢を催し都の方に攻め上りて光秀を誅せらる、信雄は近江の日野に陣取て、軍散じて後にこそ都には登られけれ、去程に織田殿の御家人等淸洲の城に會合して御世嗣の事を議す、兄なれども信雄は合戰に逢ひ給は

ず、信孝は父の御仇を討ち給へども弟なり、せんずる所嫡孫にて渡り給へば、三法師君を御世嗣とし御叔父信雄信孝、互に御後見たるべしとて、信雄を尾張の屋形と定め清洲の城に居ゑ參らせ、信孝をば美濃の屋形と定て岐阜の城に居ゑ參らす、柴田修理亮勝家、羽柴筑前守秀吉、丹羽五郎左衞門尉長秀、池田紀伊入道勝入四人、家の奉行として、天下の政務執行すべしとぞ議定しける、三七殿此由を聞召し、かく亂れたる世に幼き者を主として、己等が思ふさまに國々割き取て領する事こそ心えぬ、又我信雄と年既に相同じ、たゞ生れたる月の前後に依てこそ兄弟の名はあるなれ、ましてや自ら父兄の敵、忽に誅せし功あるをや、夫に秀吉おのが功に誇て、我が戰功を空しうなさんとす、是れ偏に我父の大恩を忘れ參らせ、天下を奪はんとする謀にこそあれ、如何にもして彼を誅して、再び我家を起さばやと思召したつ、秀吉此由を傳へ聞て、さらば尾張の中將殿を主君に崇め奉るべしとて、丹羽池田相語ひ信孝失ひ參らせんとす柴田修理亮勝家は故殿の御嗣と仰ぎ參らせん公達は、美濃殿にこそおはすれとて、信孝に力を合せ瀧川佐々前田等も、同く信孝の御方にぞ候ひける、勝家終に戰ひ負て自害しぬ、秀吉やがて岐阜の城に押寄す、城中忽ち心變りの者出來て（齋藤玄蕃允岡本太郎左衞門也）人の心定まらず、かくては中々此城にて運開かるべしとも思ひ給はず、かゝる所に信雄秀吉が爲に三七殿をたばかつて尾張國に迎へ參らせ、內海の浦にて御腹をぞ召させ給ひける、幾程も無く明る天正十二年の春、自らも又亡さるべきに極て大に驚き、德川殿を賴み申されしかば、德川殿御勢を率ゐ給ひ、美濃尾張伊勢の國々にて秀吉の多勢を打破り給ふこと度度に及びしにぞ、此年十月秀吉伊勢の國に至て、北畠殿に中直りの事を望まる、信雄大に悅び德川殿に此由を告げ申さるゝにも及ばず、十一月十一日中直りの見參事終りぬ、明れば十三年秀吉關白と成て、信雄をば權大納言從三位に成され同き年に正三位、十四年に從二位十五年八月八日正二位に敘し十一月廿一日內大臣に任ず、十八年の夏關白、相摸の北條亡し給ひて後、信雄の國移し替らるべしと仰せ下さる、內府辭し申されたりければ、關白以の外に御氣色損じ、忽に尾張の國押奪はれ、下野の國那須の郡

に流され、此時二萬石を給ひしと云やがて入道して常眞とこそ申しけれ、八月入道ありし由公卿補任に見ゆ明る年又伊豫の國に移されたり一說に關白奥州に下り給ふ時に、出羽の秋田へ移されしと、創業記考異に出づ文祿の始め朝鮮の軍起り、關白筑紫に御陣を召されし頃、此入道を召し返され、御相伴の衆に加へられて、常に御前近く伺候せらる、入道子息數多あり嫡男秀雄に越前國大野の城を賜て、從三位參議に成さる、四萬五千石と云ふ、世に大野宰相と云傳ふれど、公卿補任に此人の參議たりし事は見えず太閤薨じ給ひて後、慶長五年の秋大坂の奉行等、徳川殿失ひ參らせんと計りし時、石田治部少輔三成、此入道に使たて、秀頼の仰として急ぎ元の御家人等を召し集めて御勢を催され、内府を討せ給ふべし、先づ物の具の料に黄金一千枚參らせられ、又尾張の國は御本領なれば領せさせ給はんこと相違あるべからずとぞ謂せたる、入道悦ぶ事限り無く、やがて御方に參るべき由を領掌せらる、先づ昔の家人等召集て、物の具拵へよ馬求めよ、さらば其料に黄金賜はらんとて、彼の使に附きて奉行等に乞はせければ、只白銀一千枚をぞ與へける、此定ならんには尾張國賜らんことも、いかであるべきと、持て扱ふたる内に子息の宰相、大野の城にて此結構を聽き、大に驚き急ぎ使して如何なる事ありとも當家の人々、徳川殿に向ひ弓を引き矢を放つ事や、候ふべき、斯るあさましき御結構こそ候はねと敎訓したりければ、入道聞て是も又謂れあり、此上は如何がせましと案じ煩ふ内に、關が原の合戰事終りぬ、子息の宰相、加賀の中納言利長と共に大津の御陣に參られけれど、仕出したる事もなければ、唯何となく所領せし地失つて、入道其後は淀殿の所縁に附き大坂に下り仕はれけり、同き十九年の秋大御所、片桐市正且元を駿河に召され、仰下さる、旨あつて大坂に歸る、片桐が計る所、秀頼の御心に叶はず、せんずる所、片桐を切て軍起されんや否やと、この入道を召て議せらる、入道承て今天下の大名を數ふるに、誰かは故太閤の御恩蒙らぬ者や候ふ、御勢を催されんには、などか從ひ參らざる者なからざらん、御手の軍勢も猶一二萬もや候はんずらん、この入道も若き時、一二萬の勢をば形の如くに使ひ馴て候ひき、老後の思出に一方の大將を承り、ゆゝしき振舞して見參にこそ入れ侍るべけれと申されしかば、淀殿を初め參らせ、悅び給ふ事限りなし、萬事は皆入

道の計ひに任せ給ふ所なりとて、軍起さる、にぞ極つたる、入道又如何が思ひ返しけん、片桐が許に竊に使立て、有りし事共一々に告げ知らせ、我身は夜に入て風雨に紛れ、大坂を落ち失せ都の方に隱れ居て、大御所都に登らせ給ひぬと聞えしかば、やがて二條の御城に參らる、明れば元和元年五月大坂の軍終て後、七月廿三日大和の國宇陀の郡をぞ賜びたりける（五萬石）寛永七年四月晦日、積る年七十三歳にて終られけり、五男出雲守信友父に繼ぐ、是よりさき寛永六年從四位下の侍從となる、萬治二年十二月廿三日致仕入道して一岩と號し、八十五歳にして延寶二年八月十八日に卒す、嫡子山城守信倚父が讓を受けて、萬治三年十二月廿八日侍從に任ず、（是よりさき慶安元年十二月晦日に、從四位下に叙し山城守に任す、）二男式部少輔友貞なり、（是れ後に對馬守と云ひしが事にあらすや）

左少將平信良は常眞入道の四男、初め豐臣家の御時兵部大輔に成され、兄の宰相秀雄、關が原の戰の後、所領下し賜て程なく身まかりぬ、其後信良關東に召されて上野國小幡の地を賜はる、（二萬石）元和二年十一月廿九日侍從に任じ同き九年十二月八日左少將に任ず、寛永三年五月十一日に卒す四十三歳、其子因幡守信昌つぎ後兵部大輔に任ず、慶安三年に卒しぬ、（月日未た聞かず）其子内記信久實は出雲守信友が三男萬治三年十二月廿八日從四位下に叙し、侍從に任じ越前守をぞ兼ねける、

○源吾侍從平長益入道有樂は、備後守信秀の十男、右大臣信長公の御弟也、右大臣殿の御事ありし時、同く御所にさむらはれけるが、如何にしてか逃れけん、命生きて其後豐臣家に仕へ四位の侍從に成る、程なく入道して有樂とは申ししなり、淀殿の御伯父なれば、年來大坂に在て秀頼の御許に伺公せらる、大坂の軍起りしかば、凡そ軍の成敗をば此人にぞ任せらる、老將にてはあり殊に親しき御事なり、十餘萬の軍兵、賴しき大將にこそ思ひけれ、東西御和睦の議始りて、此人まづ人質を參らせてければ、城中の人々互に心を隔てつ、、終に御和睦は事なりぬ、入道頓て駿府に使者を參らせ、本多上野介正純に就きて、入道今度思はずも、大坂の城に在り、既に御陣に參らんとせし處に東西の御和睦事成つて候ひき、あはれ御免しを蒙て京堺の間に籠居せしめ、餘命を送り候はばやと望まる、程なく又大坂の兵起れ

り、入道の四男左衛門佐長政、大將軍を望む、城中宗徒の人々、父の入道に手ごりして敢て許さず、長政怒て我れ信長の甥にして淀殿の從弟なり、大將軍を承らんに何條かあるべき、此上は城に籠つて詮なしとて都に趣く、入道は駿府に參るとて、尾張の國名護屋の城にて大御所に參り逢ひ、大坂の事共悉くに告げ申さる、大坂の軍終て後、所領の地下し給ふ、左衛門佐長政、父の入道卒して彼が所領の地分ち賜ひ、（大和の國芝村一萬石有樂入道卒せし年月いまだ知らず）萬治二年十二月廿三日、致仕入道して卜齋と號す、其子豐前守長定、讓を受く、其子主殿長明、其子內匠頭長淸、實は山城守信尙が子なり、

○大和守平尙長は有樂入道が五男（此人武藏守越後守大和守と改めしとなり）父の所領分ち賜ふ、（大和國柳本一萬石の地）寬永十四年十一月三日に卒す、其子修理長種（一作長久）繼ぐ、其子信濃守秀一

●建部

○丹波守源政長は內匠頭光重の子、壽德入道が孫なり入道生國は近江の者、宇多源氏の流、若かりし時兄の敵討つて、其事世に聞えたれば、織田殿に召仕はる、（江州守山にて五百石を領す）豐臣太閤の世に及て、若狹國の政務を奉り小濱の庄に住す、其後又攝津國の事を奉行して尼崎の城に在り、（當時是を郡代と云ひき）入道さる不敵者なりしかば、軍粮の轉漕、多くは入道に仰せて沙汰せらる、年老い致仕せる後、其職務を以て嫡男光重に讓る、關が原の戰の時、光重大坂の催促に隨ひ毛利長曾我部長束等の人々と、伊賀の國を經て伊勢の國に向ひ、安濃津の城を攻む、富田信濃守知信散々に戰ひ、味方攻めあぐんで見えし所に、光重が兵眞先に第二の城に攻め入て、終に城をぞ降しける、

此時建部が侍田中甚九郎、一番に城に乘て吾主の幟を立て、光重一番の由を名のる、池田伊豫守秀武が兵續て攻入ると云々、此事關が原誌記と云ふ書に見えたり、其他の記には見えず、

かくて上方の軍、一時に敗れ天下悉く德川殿に歸して後、罪ゆるされて本領を安堵す、

光重本領安堵の事、思ふに光重が後妻は池田輝政の養女なれば、輝政の歎き申されし故に因るか、

慶長十二年九月廿日壽德入道七十二歲にて死し、同き十五年五月廿七日內匠頭光重三十三歲にて卒す、

光重細川二位法印に（幽齋の事）刀を相する（一作合せし）事を傳へて當時無双の名を得たりき、光重が卒せし時、息男纔に八歳になりしかば父祖の領、收公せらるべしと聞えて、輝政朝臣歎き申されし旨ありしかば、大御所大坂に仰せられし事に依て、終に本領を安堵し尼が崎の城を賜て、三十郎政長と申す、大坂の軍起りし時政長生年十二歳、關東の御方として大坂の催促に隨はず、其居所無碍に大坂に近くして、又四國九國の通路に當れり、纔の勢を以て此城を守らん事叶ふべからずとて、外戚に付て所縁あれば、武藏守利隆左衞門督忠繼等の朝臣に加勢を乞ひ、近き邊りの人質共取て、背く奴原打平ぐ、かくて備前播磨の軍勢馳せ加り、大御所又松平主殿頭忠利に仰せて政長に加勢せらる、大坂の兵再び起るに至て、内藤紀伊守信政、仰を蒙て尼が崎の城に加勢す、軍終りし後、政長を召されて勳功の賞を行はる、（一萬石を給ふ）此時大御所の仰に、汝幼しといふとも能く承れ、此度の賞に一萬石を充て行ふ事、郎從等は不足に思ふべけれど、我いまだ二十倍の恩を加へし事あらずと宣ひしとなり是は政長が父祖相傳の本領五百石たりしが故なり、

元和二年播磨國揖東郡の地賜て移る、（一萬石）同き五年福嶋左衞門大夫が國除れし時、宮内少輔忠雄して其國を受取らしむ、政長昔尼崎の城に籠りし時、忠雄の舎兄忠繼朝臣の加勢給はりし恩に報はんが爲、忠雄の手に屬して安藝の國に向はん事を望み乞ふ、御許を蒙りて七百餘人を引具し、廣嶋の城を受取て是を守る、寛文元年十二月廿八日叙爵し丹波守に任じ、七年致仕入道して自得と號す、嫡男政明父に繼ぎし年十二月廿一日叙爵して丹波守に任じ、同き九年十二月廿三日三十二歳にして卒す、舎弟政守家を繼ぎ此年十二月廿八日叙爵して内匠頭に任ず、同き十二年四月十八日政長入道自得、七十歳にして卒す、

● 片桐

○出雲守源孝利は、（初名は元包）東市正貞盛が、（後名は且元）男なり、六孫王經基の御子下野守源滿快朝臣の曾孫信濃守爲公、信濃の國伊奈の郡に住す、爲公が三男藏人大夫爲基、始て片切と名乘る（源八といふ、片桐と書くこといつれの頃より改めしにや）爲基十代の後胤爲頼（隅之助といふ）生年十七歳、本國を去つ

て近江國に移る、爲頼が曾孫孫右衞門尉眞貞淺井殿に仕ふ、則ち贈大納言長政卿の御事元龜四年眞貞に給はりし感狀ありといふこれ則ち市正貞盛主膳正貞隆が父なりけり、貞盛初め助作と申して豐臣家に仕へ、近江の國志津が嶽の合戰に、高名七人が其中にて、所謂七本鎗也其勸賞に今年天正十一年七月朔日初て所領の地を賜ふ、五千石其後從五位下東市正に成され、豐臣の姓賜り所領の地加へらる、攝津の茨木一萬二千石の地秀頼公の御傅として大坂の城に在り、慶長十八年秀頼公の仰せとして所領の地加へ賜ふ、貞盛關東の御旨を憚りて固く辭す、此年九月二日駿河の國府に參る、大御所彼が見參の序に、右大臣家加恩の事、辭し申さで給るべしと仰せ下さる、一萬石を賜ひしと云ふ、此事內々は大御所の仰によりて賜ひしと云ふ明れば十九年の夏、大佛殿修造の事につきて、大御所の御氣色よからずと聞いて、貞盛駿河の國府に參り向ひ、一々に申し披き東西の御中和らがせ給はんやうを、深く謀り遠く慮りて三の策を獻る、大御所大に悅ばせ給ひ貞盛を返されたり、貞盛が計ひ、偏に關東に心を合せ、當家を傾けまゐらせんとする所なりと讒し申す人ありしかば、秀頼公御母子、大に怒らせ給ひ、さらば貞盛召して速に首を刎られ、天下の軍勢を催して、軍起させ給ふべしとぞ議せられたる、貞盛此由を聞きて、さしもこの年ごろ二心なく忠貞を存せし甲斐も無く、讒者の實否をも糺されず、忽ちに誅せられんとの御結構こそ安からね、此上は討手の御使を待つて、尋常に討死せばやとて、父子兄弟悉くおのが宿所に閉籠つて、召せども更に參らず、さらば軍兵を差向けられ討たるべしとて、城中既に軍起らんと、ひしめく古き者共色々に拵へて貞盛が父子兄弟、事ゆゑなく城を去ておのが所領茨木に引籠る、大御所この由を聞召し、彼が兄弟に御敎書をなされ、貞盛が計ひ徒らになりて世既に亂れぬる事を歎かせ給ひ、其後も御使を賜て訪らはせ給ふこと度々に及び、間も無く打て登らせ給ひし時、先づ彼が兄弟を召さる、貞盛畏て辭し申しけるは、初めに計り申すところ、空しく成つて東西既に御不快の事起りぬ、今何の面目あつてか再び見參には入り候ふべきとて參らず、重ねて本多上野介正純仰を傳へて、此度大坂の兵起りし事、汝が罪にあらざるよし、能く知し召す所なり、ていれば早く御陣に馳せ參り、此上も猶天下の無事ならんやうを計り參ら

すべき者なりと、起請文を書きて言ひ送りしかば、父子兄弟打連れて都に登り、兩御所に見參し大坂の御陣に從うたり、程なく東西御和順ありて、天下無事に屬しければ、明る元和元年四月の初、貞盛駿府に家を移す、再び軍起りしには、貞盛病に伏す、子息孝利も父が病看んとて駿府に止る、同五月八日秀賴公御母子の御事ありし後、同廿八日貞盛卒しぬ六十歲とぞ聞えける、

世の人は貞盛君に背きし故に、忽に天罰かうむり三十日を越えずして死しぬと云ふ、我思ふに如何にや死しけん、あはれなりし事なり、

出雲守孝利父が遺領賜て、此年閏六月廿二日兩御所に見參す、

孝利が所領四萬石と記せる記あり、不審、貞盛が遺領は三萬二千石なるべし其後加恩の事ありしにや

其後孝利卒して、（卒せし年月いまだ詳ならず、寛永八年の後なるべし、年は三十八歲にて卒せし也）嗣なし舍弟半之丞爲元に別に所領の地給て、貞盛が家つがせらる（一萬石）爲元年四十四歲承應三年に卒す、其子助作父に繼ぐ、明曆元年助作死し舍弟又七郎を世嗣とす、所領の地大半を減ぜられぬ、（三千石を給ふ）

○主膳正源貞隆は、孫右衞門尉眞貞が二男、市正貞盛が弟なり、初め豐臣家に仕へ、播磨國三木の城にして能き敵と組て首取る、秀吉公の御感に預り、頓て播磨の揖東郡にして所領の地賜る、大坂の兵起りし初め、舍兄貞盛と同く攝津の國茨木の地に引籠り、將軍家に召出され再び兵起りしには關東に留められ、其後大和國小泉の地を賜り、（一萬五千石）寛永四年六十六歲にして卒す、嫡子石見守貞俊（一萬二千石）二男小七郎某（三千石）父が所領を分ち給ふ、貞俊が子主膳正貞房、父に繼ぎて延寶二年十一月廿七日敍爵す、

青木

○民部少輔丹治一重は、民部卿法印淨憲（一作隆憲）が嫡男なり、遠く先祖を尋ぬるに、宣化天皇の三代の皇孫多治比古王の御子左大臣嶋、多治比眞人の姓を賜ひ、其後丹治直兼が時に至て、始て青木とは名乘てけり、

其系圖には宣化天皇三代の御孫右大臣家範、是れ丹治の元祖なり、家範十七代の孫直兼、これを青

木の祖となすと云ふ、案ずるに宣化帝三代の御孫は多治比古王、其御嫡子左大臣嶋、始て姓を賜る是れ多治比の祖なり、多治比丹墀丹治共に同じ、彼系圖の如何に傳へ誤れるにや、又思ふに此家は武藏七黨の内の丹黨の家なるべし、

中頃の先祖故あつて美濃國に流さる、其後子孫相繼て當國の住人となりて淨憲に至る、法印初は加賀右衞門尉重直と名乘り、當國の守護土岐に仕へ、土岐亡て齋藤山城入道道三に隨ふ、此人武勇の名譽あるによつて織田殿に召され、又豐臣關白の御家人となされ、入道の後民部卿法印にはなされたり、慶長十八年八十六歳にて、大坂の城に卒せしと云ふ　民部少輔一重は、初め今川上總介氏眞に仕ふ、今川亡び給ひし時、一重むかし新坂の合戰に、よき敵と組て首取て名を得たりしより、德川殿知し召されし者なれば、御家人に召出さる、元龜元年近江國姉川の合戰に、眞柄十郎左衞門と戰ひ、味方が原の合戰には、高天神の城に向て敵を防ぐ、其後故あつて德川殿を去て、遂に豐臣關白の御家人とはなつてけり、

中頃丹羽五郎左衞門尉長秀に仕へ、天正十三年の夏長秀卒して後、秀吉公の御家人に召出されしと云ふ、是より後の事、系圖に見えず、

初め關白御家人の中、廿四人をすぐつて黃母衣を懸させ、軍の使を成さる、一重其選に入れらる、黃母衣の衆と云ひしなり　又廿四人が中より勝り出されて、七手の侍の番頭とは成され、一重又其選に入れらる、七組の番頭といふ　大坂の兵起りし時、一方の大將を承る、東西御中直りの事整りて後、元和元年三月大坂の御使として、淀殿の御使の女房達、具して駿河の國府に參る、是は大御所路次の程、御恙もわたらせ給はで、歸り入らせ給ひしを、賀し申されんが爲にして、又大御所に望み申させ給ふ事など有りし故とぞ聞えける、此時尾張の宰相中將殿、北方迎へさせ給ふとて、大御所も彼處に渡らせ給ふべきにて有りければ、彼の御使の女房たち、召具せられ其事計らはせ給ひ、是より都に入らせ給ひ、女房達は御返事給はつて大坂に歸され、一重をば爰に止められて、京職の兵して彼の旅館を打圍み守らせ、歸ることを許されず、これ政事錄創業記等の說なり一說に一重は將軍家へ御使に參りしを關東に止められしといふ　同五月八日大坂の軍敗れぬ、

其後一重將軍家に召出され、再び御家人とは成りに

けり、年七十八歳にて寛永五年に卒す、其子甲斐守重兼家を繼ぎ、年老て致仕入道し端山とぞ號しける、其子民部重正實は朝倉越後守が男也、重兼が家譲られて其年寛文十二年十二月廿八日叙爵して甲斐守に任ず、其子民部重安なり、

●伊東

○丹後守藤原長實は、豊臣關白に仕へ參らせ、黄母衣廿四人の中に選み入られ、又七手の侍の番頭と成され、備中の國川邊の地を下し賜ふ、（一萬石○此家の系圖いまだ見ざれば、委しき事は知らず）大坂の兵起りし時、一方の大將を承り再び兵起りて、元和元年五月七日長實、手の人々を引具し城中より打て出て、將軍家の御陣に向つて戰を決す、諸方の味方散々に打なされて逃げ走る、長實も城中に引返し、秀頼の御先途を見屆け參らせんとせし處に、東國の多勢、雲霞の如くみち〳〵て路既に差塞り、城中又猛火燃え上りしかば、郎等一人（森嶋權右衛門）召具して高野山に落行き、秀頼御自害ましませしと聞えしかば、今は世に思ひ置く事なし、いでさらば關東の御使乞うて、尋常に腹切て死せんずものをと、兩御所に使まゐらせ御使を待つ、兩御所此由を聞召し、仰せ下さる、旨ありて、思の外に一命を助けられ、剰さへ父子同じく御家人に召出され、本領をぞ賜りける、

按ずるに元和元年三月、大坂より駿府への御使は丹後守長實なり、青木民部少輔一重にはあらず、其折節長實に對面に及びしよし、村越長門守入道道伴、物語せしと云ふ人あり、されど政事錄は當時の日記、創業記幷に考異も共に實錄なり、此二書に青木御使たりと見えて伊東が事見えず、覺束なし、

其子甚太郎長治、其子信濃守長貞、其子民部長祐、（此代々の卒せし年月等、未だ詳なる事を知らず、）

藩翰譜第十下終

藩翰譜第十一

●薩摩守殿

○三位中將源忠吉は、（尾張の中將と申す）徳川殿第四の御子なり、大相國家と御母を同じくせさせ給ひ、御童名は福松丸と申しまゐらす、初め東條の甚太郎家忠の世嗣とならせ給ひ、忠康と申しまゐらせ、其後下野守從五位下になされ、文祿元年二月武藏國忍の城を賜りて領せらる、（十萬石）慶長五年の秋、徳川殿に隨て奥の景勝中納言を追討のため、下野國に至り給ふ時、上方の軍勢また起りぬ、徳川殿御代官として守殿海道の大將承らせ給ひ、井伊本多を軍奉行とし、御方の大名引具して攻上り、まづ尾張の清洲の城に至り給ひ、福嶋池田等を先陣とし、宗徒の大名に井伊本多つけて、岐阜の城に差向けらる、味方すでに勝軍しつと聞えしかば、守殿も馳せ向ひ給ひ、中納言秀信が降を受け、城をば味方に守らせらる、

　守殿海道先陣の大將軍賜らせ給ひ、岐阜の城おとされし事、諸記には詳ならず、大におろそかなりといふべし、たゞ加藤左馬助嘉明が家の軍記と、嘉明が家人黒田が記せし關原記に詳なり、岐阜おちし後、徳川殿の上らせ給ふほど、守殿は清洲に御陣ありしにや、岐阜に御陣ありしにや、いまだ詳ならず

徳川殿登らせ給ひ、美濃國關が原にして東西の戰を決せらる、守殿御方の軍勢をひきゐて向ひ給ひ、井伊が手より軍既に始ると見えしに、兵部少輔直政、守殿の御陣に參り、先陣の人々が軍するやう見せ參らすべきため、直政御迎に參りぬと申しければ、御勢をば元の御陣に止められ、歩行武者三百ばかり倶せられて、直政を御供にて、福嶋が陣の脇より、つと駈けぬけて敵の陣に切て入る、時うつるまで戰はせ給ひ、さつと引て暫く御馬の足やすめらる、かゝる所に嶋津兵庫入道義弘負け軍して此所を落て行く、直政これを追かくる、守殿も續て馳せ給ふに、嶋津が郎等松井三郎兵衛尉と名のつて、守殿に馳せ向ひ、もつてひらきてうつ太刀を、弓手の袖に受け留めて、松井が馬手のわたがみより、頸の半きりこうで、引組んで兩馬が間に落ち重なり、取て押へて、ちつと

も働かせず、嶋澤九兵衞つと參りければ、これ首取れとて、取らせらる、松井が太刀にて右の御手の指、疵つかせ給へば、阿知波嘉右衞門馳せ參て、御疵を吸ふ、御馬すでに放れぬれば、井伊が侍江坂が馬を參らす、

此時の御振舞ひ横田甚右衞門小栗又市、まのあたり見て物語りせし所なり、いづれの記にも、初め井伊御供して福嶋が陣の脇より馳せ出で、嶋津が陣に切て入る、守殿松井を討たせ給ふ由を載す不審なり、井伊が手は浮田が先陣と戰ふ、嶋津が陣は浮田が陣を隔てゝ、あなたの方關藤川を後にして、辰巳に向ひ陣して、細川黑田等の人々と戰ひ、其後本多中書が爲に破られたり、井伊守殿の御供して、嶋津が陣に馳せ入て戰ひしにはあらず、兵庫入道が負け軍して落足の時に戰ひしなり、横田小栗が物語も、また後に龍伯入道が參らせし兵庫入道が聞書も、是れに同じ、○又按ずるに、初め井伊が守殿の御供せし時は、則ち我手の者の、浮田が勢と軍する中に馳せ入りて、軍の樣を御目にかけしなるべし、いかで今日の大將軍の、しかもわづかの御勢なるを、よしなく嶋津が多勢の中に御供し、御手をおろさせ給ふ樣にはすべき、必なきの理なり、さればこそ嶋津がおちあしの時も、井伊は此殿の御供せし故に、追ふべしともせざりしを、郎等にもと甲斐の武田が家人たりし者、頻りに追打すべしと勸めし故に、こらへずして追懸けしといふ、此時に至てこそ守殿も自らの高名はありけれ、故に本文には初の御軍の事をば略してしるしぬ、

直政手負うて馬より落つ、嶋津も遙かに落ち延びぬ、こゝより御陣に歸り給ひ、軍既に事終りて、徳川殿の御陣へ參り給ひ、松井が首見參に入れ給へば、徳川殿の御感斜ならず

此時直政御供して御前に參り、賤しきもの、辭に、逸物の鷹の兒は逸物なりと申す者の候が、守殿のけうの御振舞ひ目を驚かして候ふと申しければ、徳川殿それもよき鷹匠のとりかふによつて、逸物にもなるなりと、仰せられて御氣色よかりしと云ふ、按ずるに此時守殿廿一歲なり、

此年十月七日尾張の國を賜ひて清洲の城に移り住せ

給ひ、明れば六年三月廿八日從四位下の侍従、同き十年四月十六日三位の中將、同き十一年薩摩守になり給ひ、忠吉と御名を改めらる、同き十二年二月六日關東に參り給ふ、同十三日の頃より御違例の事ありて、御心地かるませ給ふとて、廿六日に將軍家へ參り給ふ、大御所ほどなく駿河へ歸らせ給ふべきにて、御事繁かりしかば參り給はず、此日より大久保加賀守忠常が家を御旅館となさる、廿八日大御所忠常が家へ成らせ給ひ、御對面の儀あり、廿九日駿河に趣かせ給ひぬ、御心地日に隨ひて重らせ給ひ、今は尾張國に歸らせ給ふべしとて、三月三日に江戸を出させ給ひ、同五日芝浦にてかくれさせ給ひぬ、（六日御家人石川主馬稲垣將監等、殉死し畢んぬ、これな當家になりて殉死せし初と云ふ）此殿の北方は井伊侍従が娘なりしかど御世嗣ましまさねば御跡たえぬ

守殿かくれ給ひし月の十七日、もとの御家人小笠原監物、増上寺にて殉死す是は去年勘氣蒙りて當時は陸奥松嶋に居たり、守殿かくれ給ひぬと聞て、昨日馳せつきて御供したるなり、監物が小侍佐々木内記と云ふ童、また追て殉死す、

●七郎殿

○七郎殿は德川殿第五の御男、御母は下山殿（秋山越前守虎康が娘也）初は御外戚の名字によつて武田萬千代と申しまゐらす、此殿天性煩らはせ給ふこと多かりしかば、常に籠り居させ給ひて、御成人の後は松平七郎信吉と名のり給ふ、文祿元年下總國佐倉の城を參らせらる、（四萬石）關が原の軍には關東に留り守り給ひ、西城におはします、慶長七年十一月常陸國水戸の城に移り給ひ、（御領いか程にや詳ならず）同き八年九月十一日かくれさせ給ふ、御歳廿一とぞ聞えける、御世嗣なければ御跡絶えぬ

●上總介殿

○上總介殿は德川殿第六の御男、御母は於茶阿の御方（後に朝覺院殿と申す才ある物がたり多き御方也）介殿初め生れさせ給ひし時、如何なる故にや德川殿御子ともし給はず、八歳になり給ひし時、長澤殿うせ給ひ世嗣なければ、介殿して其家つがせらる、

長澤殿は松平源七郎康忠の御事、これ德川殿と同

じ流にして岩津殿の御するゑ徳川殿の御妹婿なり、世に傳ふるは介殿生れ給ひし時、徳川殿御覽じけるに色きはめて黒く、眥さかさまに裂けて恐しげなれば、憎ませ給ひて捨てよと仰あり、皆川山城守廣照とりて養ひ參らせ、辰千代殿と名づけまゐらす、七歲にならせ給ふ時、此御子さが〳〵しくまします事共聞召され、いかにや生ひたちぬらんとて召さる、つく〳〵御覽じ、おそろしき面魂かな、三郎が幼かりし時に、違ふ所なかりけりと仰せけり、文祿二年の冬長澤殿うせ給ひてのち、山城守廣照かの家のおとなと相謀り辰千代殿してかの家つがせんと望みしかば、御許しありといふなり、

慶長七年の春下總國佐倉の城を賜らせ給ひ、上總介忠輝と名のり給ふ、明れば八年二月六日信濃國川中嶋に移り給ひ、（元四萬石此時十八萬石）同き十年四月十六日四位の少將になされ、十一年十二月伊達政宗が娘を迎へ給ひぬ、こゝに皆川山城守廣照は、昔介殿を取りて養ひ參らせし者なりければ、彼家につけられて信濃の國飯山の城を賜ふ、（四萬石を領す皆川が傳は別に見えたり）介殿御年さかりにならせ給ふほど、あら〳〵しき御振舞のみ多くして國中の上下、悉くに歎き苦しむ、古き者共諫め參らすれども、用ゐ給はず廣照深くこれを歎きて、さま〳〵に敎訓し奉れども、今はおのれらが力にて、御行跡改らせ給ふべしとも覺えず、慶長十四年九月廣照、山田長門守松平讃岐守と打連れて駿河の國府に參て、此由を愁ひ訴ふ、介殿關東にてかくと聞召し、夜を日に繼ぎて大御所へ馳せ參らせ給ひ、山城守おのが舊功を恃みて、やゝもすれば恣なる振舞を顯はす、山田等また彼が與黨たる由を訴へ給ひしかば、三人共に罪かうぶりて召いましめらる、廣照は舊功の者なりとて、罪宥められて流刑に處せられ、殘る二人は同十月二十七日に誅せらる、

世に傳ふる所は初め大御所の召仕れし小童に、花井三九郎と云ふもの亂舞堪能の者なりければ、介殿いとけなくまします時、この事敎へ申せとて參らせらる、やがて於茶阿の御方が、昔まうけし娘にあはせけり、介殿の異父同母の御姉聟なりければ、双なき御覺えにて遠江守に受領し、家の事司る介殿かれが申さん程の事は、如何なる事をも用

ゐ給はずと云ふ事なし、宗徒の御家人等は、あるにもあらず、善からぬ御振舞のみ多く、國中の上下歎き苦しみければ、皆川山城等此由を訴ふ、大御所聞召されて、甚だ驚かせ給ひ、その三九郎男には小皷うたひなど敎へよとこそ云ひたれ、誰が許しければ、かく受領して家の事とり行ふらん、不思議さよ、速に召すべし屹と糺問あるべしと、以ての外に御氣色損じたり、於茶阿の御方、大に驚き歎きて右兵衞殿常陸殿の御母上を初め、御歸依の僧達に至るまで、深く頼みて花井が罪まぬかれん事を歎き申し、又介殿へも、かくと告げ申されしかば、國府に馳せ參らせ給ひて、如何に仰せ披かれけん、花井は罪まぬかれ、三人は罪かうぶりしとなり

明れば十五年閏二月三日越後國を賜り、（六十萬石）頸城の郡高田の城に徙り給ふ、今は諫め止め參らせん者もあらず、御心のまゝに酒宴遊興にのみ明かし暮らし給ふほどに、兩御所に參り給ふ事もなかりしかば、大御所の御氣色よろしからず、此由を聞召し驚き給ひ、十七年の九月駿河に參り給ひ、それより關東に下向まします、ことし十二月廿三日松平大隅守重勝に三條の城を給ひて介殿につけらる、十九年の冬大坂の軍起る介殿は關東に留り守り給ひ、元和元年の夏重ねて軍起りしかば、介殿は村上溝口等に先陣うたせて、北陸道より打て上らせ給ふほどに、近江國守山の宿にして武者二騎、若黨十二三人づゝ引具して介殿の御勢に押並びて打て行く、御先を打ちし人々、なに者なれば乘打ち仕るぞ、馬より取て引きおろせと罵る、二人馳せぬけんとする所を、御先の人々追つかく、二人馬のり棄て、道のほとりの家に逃れ入る、平井三郎兵衞安西右馬允追詰めて組で伏せ刺殺してぞ捨てゝける、さても介殿初より大和路の大將軍承らせ給へども、五月六日道明寺の戰爭終て後着かせ給ひ、明れば七日の合戰にも合はせ給はねば、然るべき首一つも參らせられず、兩御所の御氣色宜からず、同八月の初め大御所都を立たせ給ひ、水口に至らせ給ひし時、介殿將軍の御家人誅せられぬと聞召され、其邊りの者共、御推問ありしに事實なりしかば、同廿四日駿河の國府に着かせ給ひ、松平忠左衞門尉勝隆を御使として、此後永く御對面の事叶

ふべからざる旨を仰せ遣さる、同九月十日勝隆馳せ歸り、介殿陳じ申させ給ふやうを聞召して、御氣色いよ／＼宜からず、

世に傳ふる所は是よりさき、七月將軍家關東に下らせ給ふ時、駿河の國田中に至らせ給ふ折、長坂血鑓が訴へ申すに因て、彼れが弟十左衞門並に伊丹彌藏二人が介殿のために誅せられぬること始て知召され、八月六日關東に着かせ給ひ、同十日に介殿の家人召して長坂伊丹誅せられし事を御糺問ありしに、介殿守山の宿を過ぎさせ給ふほど馬武者二騎若黨十四五人づゝ具して、すぐ御さきを走る者共、上總介殿の通らせ給ふに何者なれば狼籍なりと咎めしに、我等二人の主になきものを、何條下馬に及ぶべきとて、打過くるを追かく、二人馬のり棄て、道の邊りの家に逃げ入る、是故に其儘に打捨て介殿通らせ給ふ、二人待ちかけて、太刀ぬき連て切て出づ、御供の輩我も々々と打物の鞘をはづして駈け向ふ、二人また引返して逃ぐるを追かけて闘ふ、されば初より御家人とも存ぜざるによつて、終に討ち留め訖んぬと陳じ申す、此由を聞召し、長坂伊丹既に死したり汝等陳じ申す所、證となし難し、且つ初め事の急なるに臨みては、誰某と知らずとも、事既に終りて後、など御家人とは知らざらん、それに少將が此旨を申さゞる事、尤も驕恣の至なりと仰ありしかば、介殿大に恐れ給ひ、さらば平井安西を召搦め長坂伊丹が一族に渡さるべしと議せらる二人聞て深く恨み參らせ忽に逐電しぬ、安西猶も恨みに堪えかねて、關東に忍び下りて一封の書を獻る、これ大坂の戰に怠らせ給ひし事の由を告げ申せし所とも申すなり、介殿のきり人花井主水（遠江守が子なり）關東に召され安西と召決せらる、花井また大御所に召されて駿河に參り、介殿大坂の戰に合はせ給はざる由を御推問ありて、尙尋ねらるべき事ありとて召いましめられ、松平忠左衞門尉を御使として、介殿へ仰せられしは、去りしころ關東の御家人二人、恣に誅せられ其事を申し謝せられず、我今永らへて世にあるにだに、かく將軍家に向ひ無禮を顯さる、我なからん跡の事思ひやられぬ、且此度都にありし時、我れ將軍家と共に內に參りしに、忠輝病と

稱して供奉に候せず、川逍遙のため嵯峨の邊に出で、日をくらし又暇を賜らざるに、都を立て間道を經て直に國に歸り、國家の大法、我が子初にこれを破る此等の罪、輕からず、先づ早く將軍の御家人討ちし輩を召取つて、關東に參らせらるべき者かとありけるに、介殿聞召して長坂伊丹を殺せし事、歩行侍凡三百餘人が中に取込めて討ち留む、何れをさして下手人と定め難きか、又御不審の條條、身に誤りなきに似たりと、一々に言葉を飾て陳じ申し給ひし程に 大御所の御怒り殊に甚しく、介殿の歩侍の頭山田將監富永大學、此由を聞て、すべからく早く我等二人を以て、かの下手人として御不審を申披らかせ給ふべき由を訴ふ、三百餘人の歩侍、又是を聞て此事我々が手より事起る、何ぞ罪なき二人の人々を失ふべきと僉議して、下手人たらん事を望むもの三人、さらば是等を關東へ參らせよとて、小澤水右衞門松岡淸右衞門を御使に差遣さる、小澤かの三人を搦めて渡さるべしと申す、松岡聞て三人既に下手人たらん事を望む、いかで死を逃れんとは思ふべき、只よのつねの如く刀を帶させて給るべしといふ、小澤又彼等が逃げ奔るべからざらんこと勿論なり、將軍家へ參らせられん下手人を、搦めで參らせ給はん事、頗る緩怠に似て、君の御爲しかるべからずといふ、小澤松岡此事を相論して日を移す、かの歩侍三人が内一人、洞庵といふ寺に走せ入て、此度長坂伊丹を討ちしには侍らず、身不肖には候へども、君の御爲に死を顧みず、下手人たらん事を望み畢んぬ、然るに縲絏の耻を蒙りて關東へ引き渡されん事、無念の次第なり、此上は速に御使給りて腹切て死し候ふべしと申切て、彼寺を出でざれば、殘る二人を松岡一人召具して、まづ駿河に參る、大御所此由を聞召され、下手人を參らる、事、延引に及ぶのみにあらず、罪なき者を下手人に差出さる、事、御憤り尙淺からず

介殿大に恐れ給ひ將軍家に就きて御歎き申させ給ひけり、かくて明れば元和二年正月の末より、大御所御違例の事ありて、將軍家夜を日に繼ぎて馳せ參らせ給ふ、介殿この由聞召し此際に及びて、かく御勘氣かうぶらせ給ふ事を深く歎き給ひしかど終に御免

の旨もなくて、同四月十七日大御所かくれさせ給ひ、其後御遺言に任せて伊勢國朝熊に移らせ給ふべきにて、此年八月十二日關東を御立ちあり、同十四日相模國小田原の宿に至らせ給ふ時、御飾を下さる御歳二十五にならせ給ふ、同廿日朝熊の山に入らせ給ひ、金剛證寺を御住所となさる、程なく亦此山の麓妙高庵に移し參らす、

世に傳ふるは介殿御勘氣うけ給ひし後、駿河の宿老より既に御不審かうぶらせ給ひて、猶も御國にましまさんこと然るべからず、且は遠き境より御歎き仰せられんも、便よかりぬとも覺えず、まづ上野國藤岡の邊まで渡らせ給ひ、關東へ御歎きあるべうもや候と申ければ、さらばとて彼所に至り給ひぬ、大御所御違例の事傳へ聞かせ給ひ、せめては近き境までも參り向つて、よそながら御有樣を傳へ承らばやと、駿河の宿老の許へ仰せ遣はされしかば、內々の仰せもやありけん、蒲原の邊りに來り止まらせ給ひ其後國府に入せ給ひ臨濟寺を御旅館となさる、かくても御所に參り給ふ事は叶はせ給はず、大御所かくれさせ給ひ、御葬式終てのち、將軍家久能の山へ參らせ給ふ日、九鬼長門守守隆仰を承り、兵者引具して彼の御旅館を守る、其後又東國に趣き給ひ、武藏の國深谷に至り給ひ、增上寺の住持觀智國師を賴ませ給ひて御歎きあり、此所は往來の巷なりとて、又藤岡に歸らせ給ひぬ、將軍家關東に歸らせ給ひて、六月廿二日花井主水が首刎ねらる、此程は常陸國に流されて松平丹波守康長が預りにてぞありける、又安西右馬允もおのが命を惜み身の置き所なきまゝに、主の罪訴ふる事、勇士の本意にあらずとて、是も首をば刎られたり、かくて介殿藤岡に歸らせ給ひ五十餘日を送り給ひて後、將軍家宿老の人々より、御愁訴緩々ならんこと然る可らず、御供少々召具せられ、如何にも忍びやかに淺草の御館に入らせ給ひ、國師を賴ませ給ふべうもや候と申ければ、やがて淺草の御館に至り給ふ、程なく神尾刑部少輔守世近藤石見守信用、御使にて伊勢國朝熊に移らせ給ふべしとありしかば、只この儘速に首を刎らるべしと訴へ給ひしを、二人の御使とかく慰めまゐらせて罷り出づ、此日堀丹後守直寄、越後國に

向ひ小笠原左近大夫長政、信濃國に向ひて、城々を受取る、八月十二日介殿伊勢國に趣かせ給ふとて、大御所より賜らせ給ひし相國寺と聞えし御茶入、浪およぎといふ御刀、將軍家へ歸し參らせらる、是は汝の賜はりし所なり、いづくまでも身を離さで携ふべき物なりとて返させ給へば、土井大炊頭利勝に預けられ、上下侍廿餘人御供に參り、近藤石見守信用御送にぞ侍ひける朝熊の山は殺生禁斷の結界にて、此所に住む人は魚肉を斷ちて喰ふことを得ず、信用此事を愁へて此旨かくと關東に申しければ、此山のふもと妙高庵に移させ給ひしとなり、

同き四年三月飛驒國へ徙され給ひ、其後また信濃國諏訪の郡に移され、此年延寶八年に、御歳八十九にぞならせ給ひける、

世に傳へしは、飛驒國へ移され給ひし時、御使は中山勘解由なり、介殿仰せけるは初め此所に流されし時に、御許しを蒙り自害すべき由を申しゝに、御許しなければ、つれなき命ながらへて今に至りぬ、いかに耻ぢがましく此處彼處にさまよふべき只この所にて、かうべ刎ねらるべしとありければ、中山仰せ承りぬ、さりながら御答の旨、某が所存に相違せり、其故は此朝熊の山と申すは海邊無碍に近く、しかも殺生禁斷の所なり人遠き境にて御徒然の折からは、御鷹狩川逍遙をもさせ給ひて、御心をも慰められんには便ある所なれば、飛驒國へは渡らせ給へとなり、されば將軍家の御心旣に平らがせ給ひけり、御歸國のほど遠からず、あはれ愛でたき御使を承りぬる者かなと存じて參り向ふ所に、案の外なる御答を承りて、驚入て候、只とにもかくにも、仰せに從はせ給ふべうもや候と申けれども、更に御承引もなく、さらば其旨を以て御聽に達すべきにて候とて、關東に早馬を參らせて、かくと申す、將軍家聞召され、いかにも彼が心に任せて、御使は速に罷り歸るべしとありしかば、中山此由を介殿に申し御暇を申し關東に歸らんとす、如何が思ひ返させ給ひけん、此上は汝よきに計ふべしとて、中山を御供にて朝熊の山を下らせ給ひければ、今迄の預り人九鬼長門守守隆、道の程警固して、此處彼處にて御供の人々を留め

し程に、彼國に到らせ給ふ時には、隨ひ參らする人僅に三四人には過ぎず、預り人金森出雲守重頼が手に渡し參らせて、中山は御暇申て關東に歸る、かくて介殿御心改らせ給はず、けしかる御振舞の多ければ、金森守護し參らせんこと如何にも叶ふべからずと辭し申ければ、又信濃國に徙され諏訪因幡守頼水に預けられ給ひぬ、御齡も既に傾き御心も昔には變らせ給ひ、諏訪また善きにいたはり參らすれば、此所を遂に御住所とお思召し定め給ひけん、其後は靜かに籠り居させ給ひけり、御歲九十三歲にて天和三年七月三日にかくれ給ひき、

駿河殿

○大納言源忠長卿は、大相國家第二の御男、左大臣家の御同母弟にてまします、御童名　國千代丸、御歲十三にならせ給ひし時、元和四年三（一作正）月十一日甲斐の國を參らせられ、同き六年八月廿二日、參議從四位下兼右近衞權中將になされ給ひ、同き九年七月廿七日權中納言に轉じ從三位に昇り給ひ、寛永二年正月十一日駿河遠江を參らせられ、甲斐の國を合て三箇國を領し給ひ、駿河の國府を御座所と定めらる、同き三年八月十九日に權大納言從二位にならせ給ひぬ、同き八年の夏の頃駿河の國に趣せ給ふ、是は御入部あるべき由を仰せ下さる、といへども內々は此殿の御心こは〳〵しく物あらき御振舞のみあつて、大相國家の御心に背かせ給ふ所多くわたらせ給ひしゆゑ、御折檻の爲に、かくは遠ざけさせ給ひしとぞ聞えける、（此事鳥居土佐守成次が傳を合せ見るべし）此年の秋の比より、大相國家なにとなく御心地例ならず、いかに成り行くべき世の中ぞと、世の人安き心もなかりしに、此殿は如何に思召すとも見えず、十一月五日の日當國淺間山に入て、猿ども狩らせて御覽あるべき由をふれらる、抑も此淺間の山は、人皇五十代桓武天皇の御宇、延曆廿四年神がゝりまして、愛鷹飼犬二柱の神、淺間大明神と現し給ひ、五十一代の朝廷平城天皇、大同元年に、朝家此社を御建立ありしより星霜既に八百年、永く殺生禁斷の結界たり、かゝる狩くら有らんこと、神冥の恐れ少なかるべからずと、止め參らする人々も多かりしに、我すでに此國のあるじたり、縱令いかなる神なりとも、我が地に

宮居しめ給はんには、いかで我が命に從ひ給はざらんやと仰せあつて、同十一日數萬の勢子、山々谷々に追ひ入て、猿ども狩り出さる、猿凡そ一千二百四十餘頭を取つて、歸らせ給ふ時、御輿の内より刺矛をぬかせ給ひて、駕輿丁が臂のかゝりを、ぐすと刺貫き給ひしかば、此男大に驚き御輿すてゝ逃げ走るを、御供の人して忽に誅せらる、それよりのち何となく濫がはしくならせ給ひ、同十二月廿一日御鷹狩のために御出ありしに、空俄にかき曇り寒風夥しく吹き出しければ、とある庵室に立ち入らせ給ひて暫く御休息のほどに、侍小濱七之助この庵に御座ありとも知らで馬に乘て馳せ參るを、きと御覽じつけられて、御面の色少し損じさせ給ふ、小濱こゝに入らせ給ふと聞て、馬乘り放ち頓て御前に伺候す、殿小濱めして此爐の中に木きりくべて、火燒て參らせよと仰ければ、住持の僧薪參らす、此程降りつゞきたる雪氣に柴皆潤ひふすぼりて火もえず、小濱爐のうちに差し俯きて火吹かんとする所を、御佩刀を以て只一打に首うち落し給ひ、これ取捨てよと仰せければ、淸水八郎右衛門といふ侍、（御步行日付也）參りて死骸とり收む

汝この火たけと仰せらる、終に近く參らぬ男おそる〳〵這ひ寄て、又薪くべて焚く手ふるひ息切れて、柴かき亂し火を吹くに息出でず猶ふすぼりて火もえず、其身は中々に活きたる心地もなし、御前祗候の人々、今や斬られ參らす今や切られ參らすかと、肝魂も身に添はず、されども此度は何の御咎めもなくて立ち出で給ひぬ、かくさせる科なき者を、自ら斬らせ給ふ事、此年既に六七人に及で、明れば正月の半より、大相國家の御違例殊に重らせ給ひしかど、關東に參らせ給ふ事も叶はず、同廿四日大相國家終にかくれさせ給ひぬ、此後世の中何となく靜ならず、天下亂れんこと近きにありぬと、ひそめきあへり、六月朔日加藤肥後守忠廣、父子配流せらる、其罪さだかならず、謀反の人に組みせしとも聞ゆ、さらば如何なる人か斯る企は有るらんといへども、其人も亦さだかならず、かくて墨染に咲きし櫻も、梢に殘らず春過ぎ夏たけて、秋は紅葉の色ながら、皆人花の袂になり行く、いつしか物每に改りぬる世となりて、八月の初め勅使下向の事あり、動きなく世知召されて人の心定る、十月廿三日永井信濃守尙政、御使を

承て駿河國に趣き、靑山大藏少輔幸成は甲斐國に趣く、其餘大名御家人等二十餘人、駿河遠江甲斐の國國に向ふ、如何なる事ぞといふ事を知らず、人皆不審しあへり、十二月十六日大納言殿の近習の侍廿餘人、諸大名に召し預けらる、此頃にぞ世には此殿甲斐に徙され給ひぬといふ事をば知れる、同月廿一日永井靑山、御使より歸り參る、十二月には彼家のおとな鳥居朝倉等の輩配流せらる、明れば十年正月の末大納言殿、上野國高崎の城に徙され、安藤對馬守重長に預けれ給ひぬ、いかに思召し定められけん、此年十二月六日の夜、自ら御首をかき落して失せ給ひしこそ無慙なれ、御歲は二十八にぞならせ給ひける、安藤對馬守重長の傳合せ見るべし

初め左大臣家竹千代殿と申し奉り、大納言殿國千代殿と申せし時、御父將軍家、國千代殿を愛でさせ給ふ事深くして、世嗣の君に立てんと思召し定めけるに、竹千代殿の御乳母春日局が、於勝の御方に就きて訴へしかば駿河の御所、大に驚かせ給ひ急ぎ關東に下らせ給ひて、何となく竹代千殿をたふとませ給ひ、國千代殿をば事毎に押し下らせ給ひ、又內々に將軍家に嫡子退け少子立てん事は天下亂るべき基なりとて、さまぐ\に御敎訓あり、竹千代殿幼き御心にも、我れ故なく退けられんには、父の世の爲に長き誹を殘させ給はんこと悲しき事なりと思召され、御耳のうとき樣になされしかど、將軍家も大御所の仰せ置かれし事共も思召して捨て難く、終に竹千代殿を御世嗣にはさせ給ふ、この故に御兄弟の御中も、平らかならず、大納言終に失はせ給ひぬと、世の人皆云ひも傳へ、筆にもしるせり、受け難き事共なり抑も、大相國家と申すは、篤恭の御德備はらせ給ひ、近代の賢主にてわたらせ給ひし事なり、いかでかく理なき御心ましますべき、これ皆妬忌深き婦人女子の口より出で、物の心をも辨へぬ人の、私の腹をもて公なる御心を計れるより出でし說なるべし、今も世にあることなり、さらぬ賤しき家にも、か丶る一大事の外人の知るべき事にやはある、ましてやんごとなき御事をや、何者かかく聞きも傳ふべき、されど斯る事は古の賢聖の人と聞えしも、世の疑をば遁れ給はぬも多かりき、正しき證なからんには疑

ひ破るべからず、されば其證の爲に、一つの物語を爰にしるすべし、たとへば國千代殿幼けなくわたらせ給ひし時鐵炮打つことを稻富に學ばせ給ひ、元和四年十月九日西城の隍の邊りに鴨の集てありしを、此方の橋の上より鐵炮にて打たせ給ふに誤たせ給はで中りぬ、深く悅ばせ給ひ御母上の御方に參せらる、御臺所また悅ばせ給ふこと淺からず、此夜將軍家入らせ給ひしに、かの鴨を御羹にしたゝめて、御酒すゝめらる、國千代君の手づから得たまふよし聞召し、將軍家も御心地よげにて、さるにても何處にてか獲たりけんとありしにありしやう御物語ありしかば、聞召しもあへず、御箸を投げ棄て給ひ、何者の供に候ひて、かゝる不思議をば振舞はせたりけん、抑も我が城は父大御所の新に修し築かせ給ひ、我に讓らせ給ひ、我また竹千代殿に參らすべき所なり、夫に國千代が身として、其城に向ひ自ら鐵炮を放つこと、上には天道に背き且は父大御所の神慮のほども計り難く、下には竹千代殿のかへり聞き給はんことも、その憚なきにあらずと、以ての外に御氣色そこねて御座を立たせ給ひ、其日かの御供に侍ひし人々、糺されて御不審を蒙る、其時御前に侍ひし女房達の後に老いて家に在りしが御臺所の御方にて仰せられし事かくと語りしなり、此物語は世にも遍く知れる所なり、此御言葉にて誠に深き御心の中を押量りなば、世の傳ふる所の皆ひがごとなるを知るべきものなり、その外此殿の事につきて、御父子兄弟の御中の事共、色々に世に傳ふることあり、すべて受け難き事共なり〇大相國家かくれさせ給ひし後、諸大名の許へ、いづちともなく、將軍家失ひ參らせて駿河殿御代に立て參らせん由の、めぐらし文をめぐらす、此時松平陸奥守政宗、最初に將軍家に參りて、かくと申す、藤堂和泉守高虎これに續ぎ、其餘の人々皆此由を告げ申すに、加藤肥後守忠廣父子、此由を申さず、駿河殿にも此事知召しながら、早く告げ申させ給はざりしに因て、罪かうぶらせ給ひぬ、抑も此謀は土井大炊頭利勝より出たり、利勝心に思ひけるは、今の世、よのつねの大名の謀反企てんに、謀かは組みすべき、御一門の人々の御結搆あらんには、組みする

事もありなんやと思ひしかば、大相國かくれ給ひしより、罪蒙ぶれる樣にして引き籠り居て、忍び〳〵に此廻文を廻らす、加藤父子が罪定りしのちるとも誰かかゝる謀には組みすべき、利勝は深き謀ある人にて永き當家の忠臣たりと、舊き者の申せしを承りき、誠に𛀁かりや、〇駿河殿罪かうぶらせ給ひしのち、彼家よりして武田大膳大夫入道信玄の旗幟出たり、將軍家怪しみ思召されて御糺明の事ありしに、甲斐國に長遠寺といふ親鸞宗の僧あり、故入道が時に、此僧大坂長嶋の使して、信長亡さん謀をめぐらす、信玄悦で娘あたへ聟とせり、男子出生す其名を二位と名づく、これ信玄の外孫なりとて、初め武田が家に仕へし人の、崇敬いふばかりなし、この長遠寺が許に、かの旗幟ありしを駿河殿に參らせしなり、其事疑しき事共ありとて、長遠寺父子佐渡國に流さる、此時武田が家より召出されし御家人等も大に恐れぬ、彼寺既に破却せらるべきを東泰院の門跡の請ふに依て許し給ひしかば、今は改めて光澤寺と名つけ彼の門跡より兼帶輪番の寺となれり、右大臣家の御時に、かの長遠寺が子、赦蒙りて歸り武田二位と名のり、年老て死したり然るを今は信玄の嫡孫たる由をいふ人あり、いかなる故にや詳なる事をば知らず、

松平　竹谷

〇玄蕃頭源家清は、故備後守清善の孫、備後守清宗の子なり、初め和泉入道殿の二男和泉守守家より清善に至るまで、凡そ四代、三河國岡崎の城にあり、清善初て同國竹谷に移りて、竹谷與二郎と名乘りしより、世の人竹谷の松平とは申けり、清善初め今川に隨ひ、一人の娘を質として吉田の城に納る、德川殿と今川と不快の後、淸善かの質を棄て、德川殿の御方に參る小原肥前守、（吉田の城主）大に怒て、淸善が娘を執つて吉田の城の邊に串刺にして捨て、ける、淸善安からぬ事に思ひて、おのが異父同母の弟鵜殿藤太郎、今川の方人にて同國上野の鄕の城にあり、押寄せて攻む城の兵七十餘人が首きり捨て、城を攻むる事既に三日、味方にも手負ひ死するもの少からず、德川

殿かくと聞召し、清善助けさせ給ふ程に、城終に落ちて鵜殿兄弟(藤太郎友長)討死す、清善これらを奉公の始めとして、後は身を忘れ家を顧みず、功を積み勞を重ね、齡既傾き家を子息清宗に讓りて致仕す、元龜三年德川殿宗徒の人々を召集められ、遠江國宇津の山の要害に籠められんが爲に、然るべき大將を選ばるされども誰よからんぬと指し申す人一人もなし、清善此由を聞て望み申ければ、悅ばせ給ふ事淺からず友長(一作支長)村千貫の地を給て彼の要害を守らせらる、天正十五年とし八十三歲にして卒しけり、備後守清宗も初め與二郎と申し、父と共に德川殿の御方として度々の武勇を顯し、永祿十二年石川日向守宗成と同く懸川の城を守り、又鹽井原の城を守て武田が勢と戰ふ、其賞として遠江國にして所領賜り、上張(一作三長村)菅谷龜甲等の地三方が原堀越長篠等の軍に從ひ、甲斐の武田が滅びし時、宗徒の人々と彼國に入て、北條左衞門大夫氏勝と黑駒に戰ひ、清宗自ら鎗執て眞先に進み、氏勝が勢を打破る事、一日の内に凡三度、御方終に勝軍す、年老て子息家清に讓て興國寺の城にあり、玄蕃頭家清これも初は與二郎と申す、初め甲斐國に入せ給ひし時、北條が勢と勝沼に戰ひ首餘多切て獻る、父が家を繼てのち、長湫の軍にはおのが興國寺の城に留て守る、關東に移らせ給ひし後、武藏國松山(八幡山とも云)の城を賜ふ、(一萬石)關が原の戰には尾張國清洲の城を守る、明れば慶長六年二月三河國吉田の城を賜て移る、(二萬石)同き十年十一月十日父備後守清宗入道全榮卒す六十八歲、同き十五年十二月廿一日に家清卒す四十五歲、其嫡子民部少輔忠清が母は、德川殿御異父同母の御妹、父卒して家を繼ぎ、幾程なくて同き十七年四月廿日廿八歲にて卒し男子なければ家絕えぬ(舍弟庄二郎清昌に西郡五千石の地を給て、其子孫猶家を繼ぎぬ)

水野

○彈正少弼源分長は右衞門大夫殿(德川殿御外祖忠政の御事)第八の男藤次郎忠分の嫡子なり忠分織田殿に仕へて、天文六年十二月八日攝津の國平岡の戰に討死す、(四十二歲)分長初は三左衞門尉と申て奧州の守護蒲生の家に在り、參議氏郷卒して後、德川殿の御家人となつて、慶長四年の十二月八日、大番の頭となされ、明れば五年の秋關が原の戰には、海道の御供にて候ひけり、六

年四（一作二）月尾張國小川の城を賜ふ、一萬石同き九年叙爵して備後守に任じ、其後また彈正少弼には任じたり、其子備後守元綱、慶長十七年九月廿九日叙爵し是も大番の頭となされ、寛永九年十一月十五日御奏者の事を承り、正保二年六月廿八日、一作元年閏五月廿九日上野の國安中の城を賜ひ、二萬石寛文四年十月廿六日致仕入道して、道要と號し、同き五年五月十六日七十四歳にして卒す、其男信濃守元知、父が讓を受け寛文七年の五月廿八日狂氣の由にて所領沒收せられ、水野出羽守忠職に召預けられ罪んぬ、

或人語りしは、元知が妻は水野監物忠善（一作忠吉）が娘なり、極てもの妬み深き人なりけり、元知久しく心地煩しく打籠りて居たるを、如何にもして心慰めんとて、或時たゞ一日歌童など召集て謠ひ舞ふ事ありしを、妻は深く恨みて、又の日守刀を拔て元知を切る、切られて其刀奪ひ取りしかど、既に面に疵つきぬ、舅の忠善これを聞て我娘をば迎へ返へす、此後元知なほ引き籠りてありしを、世のさがなさは、元知が病ひは夜となく晝となく、酒呑みあかし、色を好む心深きに因る所なり、夫故に忠善が娘をも奪ひ返したりなどいひ罵り、さらぬ事共取つけ引つけ、云ひ沙汰せし儘に、終に罪蒙りぬと云ふ、實なるにや、

松平　大須賀

○五郎左衛門尉平康高は、千葉介常胤が四男大須賀の四郎胤信が後胤也、德川殿宗徒の侍大將にて御家號諱字賜り、手に屬する所の精兵凡五百餘騎、常に軍の先駈けして向ふ所破らずといふ事なし、天正元年八月、或説に天正二年八月の事といふ遠江國馬伏塚の要害に餘多地附て下し賜ひ、同き四年同國城飼郡橫須賀の城構へられ、康高して守らせらる、此年武田四郎勝頼自ら軍勢を率し、高天神の城に兵粮を入れんとす、康高が勢ひに恐れつゝ、城の邊を除ぎて過ぐ、康高打つて出でぬれども、かたき戰を合はせざれば、味方進みて勝負を決するに及ばず、初め天正元年康高榊原本多の人々と同じく、當國森の邊りにて武田信綱入道が勢を打ち破りしより、同き十年の春四郎勝頼亡びしに至て、康高常に武田が勢と戰ひて、首切て參らする事いくらと云ふ數を知らず、武田が終に滅びし

事、康高が功莫大なり、此年遠江國城飼の地を賜ひて横須賀の城に移る、德川殿甲斐の國に攻め入らせ給ふ時、康高先陣を承り、今年の秋また北條が勢と戰て勝軍し、長湫の先陣して秀吉の勢を打破り、蟹江の城を攻め落し、同き十三年八月味方の人々、眞田が城を攻めて利を失ふと聞えしかば、井伊松井が勢と同じく馳せ向ひ、味方迎へて引返へし、同き十七年六月廿三日、康高年六十二歲にして卒す、外孫なれば榊原小平太康政が嫡男を世嗣とす、五郎左衞門尉忠政と名のる、關東に從らせ給ひし時、上總國望陀郡久留里の城を賜ふ、（三萬石）慶長四年閏三月十七日叙爵して出羽守に任ず、明れば五年の秋東西の軍、一時に起りし時、忠政結城殿に從ひ軍奉行を承て、宇都宮の城に留る（一說に舘林の城主ともいふ）六年の春再び横須賀の城を給て移る、（六萬石）十二年の春違例する事ありて、醫療の爲に都に上り年廿七歲にして、同九月十一日終に空しくなりてけり、嫡子國丸年纔に三歲にて家を繼ぎ、五郎左衞門尉と申す、元和元年榊原遠江守康勝卒して、榊原が家絕えんとす、大御所の仰かうぶりて五郎左衞門尉、本姓にかへり、祖父式部大輔康政が家を繼ぎて、榊原式部大輔忠次と召されしかば大須賀の家は絕えてけり、

●平岩

○主計頭弓削親吉は德川殿譜第の御家人なり、初め德川殿御幼稚の昔、今川殿へ參らせ給ひし時、親吉も童にて（七之助と申す）御供に侍ひ 德川殿と共に尾張國に止められ、其後本國に歸らせ給ひ、重ねて駿河の國府に入らせ給ひしにも、御供に侍ふ、年比物うき御栖居の中に同じやうに人となり參らせ、弘治二年の春、御年十五にして御軍初ありしかば、親吉も生年十七歲、始て戰ひに臨みしより、常に御陣に從ひて、向ふ所破らずと云ふ事なし、勇材武略の逞しき計りにもあらず、其心仁愛あつて。いみじき寬厚の長者なりしかば、三郎殿御成人の後、岡崎の城に入らせ給ひし時、彼の御傅になされ、常には家の事執行ひ、軍には御介副にぞ候ひける、されば三郎殿御年若く渡らせ給ひ、弓矢の御名、海道に顯れ給ひし事、玄かしながら親吉が功莫大なりとぞ聞えける、天正七年の秋三郎殿の御舅織田殿、酒井左衞門尉忠次を召され

三郎殿御謀反の聞えあり、事いまだならざるに及で、速に誅せらるべき所なりとぞ宣ひ遣はさる、親吉此由を聞て大に驚き、急ぎ德川殿に參り、岡崎殿御謀反の聞え有て失はれ給ふべしと承る、父子の御中、何の御恨かありて、今かゝる御結構や候べき、これは偏に讒者の訴ふる所と存ず、君もし其實否を糺されざらんには、御後悔遠きに出づべからず、詮ずるところ、親吉年來御傅として彼殿に附けられ候ひし上は、罪親吉一人が身の上に歸せられ、速に首を召して信長へ參らせられんには、信長しばしは宣ひ出さるゝ旨も有る可らず、かの御身に於ては、誠に御咎ましまさねばとかく程へん其中には、仰せ開るゝ迄もなく、信長の疑もなど解けやらでは候べき、とくとく親吉が首を召さるべう候と申す、德川殿此由を聞召され、信康が謀反の聞え誠とも覺えず、去ながら我いま亂れたる世に當りて、大國の中に差夾まれ賴む所はたゞ信長の助くる所なり、今日彼の助を失はんには、我家亡びん事明日を出つべからず、されば我れ父子の恩愛の捨て難きに、累代の家亡さんは、これ子の憐みを知て、父祖の御事思ひ參らせぬに似たり、我この事思はざらんには、など罪なき子失つてつれなく身を立てんとは思ふべき、又汝が命乞ひ取て信康が首つがせん事の叶ひなば、汝が申す所さもありなん、信康迚も遁るまじきもの故に、汝まで失うて家康が耻ぢ再び重ねんこと口惜かるべし、汝が深き志は何れの世にか忘るべきと、御涙に咽び仰せければ、親吉かさねて申出す詞もなく、聲も惜まず泣き居たり、扨あるべきにあらざれば、三郎殿岡崎の城を出され給ひ、大濱に移され堀江の城に入て、また二俣の城に至り給ひ、爰にて御腹めさるべきにて、天方山城守服部半藏御使に參り向ひ、同年九月十五日御年廿二歲にて失せ給ひしを、當家も他家も押なべて惜み參らせぬ者ぞなかりける、

大久保が三河物語に載する所は、三郎殿御夫婦の中睦じくわたらせ給はざりしにや北の方、三郎殿の御過り十二箇條をしるし給ひ、酒井左衞門尉忠次して信長へ參らせらる、信長これを御覽じて、忠次を召され、始より一條づゝ自ら讀み給ひ、忠次此事や知りぬると問ひ給ふに、存じぬと答ふ、かくの如くに答ふる事第十條に至りて後、信長こ

の上は力なし速に失はるべしと宣ひき、忠次存せざる由を申きらばいかでかくは成らせ給ふべき、徳川殿も深く忠次を恨みさせ給ひしと云々、其餘は本文の如し、或記に曰く徳川殿の北方築山殿と申せしは、極て嫉妬深くましませしに因て、御間快からず、築山殿密かに武田四郎と謀を合せ、徳川殿失ひ三郎殿世に立てんとし給ひ、勝頼の許より來れる文を三郎殿へ參らせらる、三郎殿は御狩に出で給へば、御留守に在りし人、押板の上に差置きしを、三郎殿の北方密かに御覽じ、驚き給ひて其文を取りて、御父信長へまゐらせらる、信長この由を徳川殿へ仰せられしに因て、築山殿失はれ給ひ、三郎殿も御腹召されしなり、三郎殿は此事夢にも知召されず、御最期に及で、天方服部御介錯のために參りしに向ひ給ひ、信康不孝の罪なくんばいかでかゝる身となるべき、去ながら謀反の由を承るこそ、死しても恨は殘るべけれと、仰せられて宗徒の御家人等に、一々に御言傳仰せ置れ、御腹を召されしとなり、按ずるに此時築山殿も失はれ給ひしかば、後の說も似たる事もあるべしや、されど女にてましますとも、かゝる恐ろしき謀し給はんからに、かく一大事の文を、玄どけなく三郎殿へ、まゐらせらるべき事とも思はれず、若し此事まことならんには、徳川殿御父子の間に不快出來りて、國內亂れん、外には又徳川織田の間に事起らんやうを勝賴の謀らはれたるなるべし、然らざらんには、又此謀たくみ出たせし人あるべし、この殿は御年若かりしかど、弓矢の道は御父にも優らせ給ふべしなど、世にも云ひ傳へしかば、御舅信長も、うるさき人に思ひ給ひし故、徳川殿すゝめて失はせ給ひしなども申傳ふるなり、徳川殿も速に三郎殿失ひ參らせられず、是處彼處に遷させ給ひしも、深き御心ありと見えき、寔か此後に滿仲の舞を舞ひ給ひし時、天方召されて、これ承れと仰せられしとも申なり、又大賀彌四郎が讒に依て、御父子御中平かならざりし事を、後に悔ませ給ひし由は、御遺訓といふ書にも見えたるなり、

かくて親吉つれなき命ながらへて、程なく武田亡び織田殿も討たれ給ひ、甲斐信濃の國々御手に屬しけ

れば、親吉を甲斐の國の目代になされて、常に彼國に在り、前亡の餘り國人等が心定らず、外には敵國其隙を伺ひしに、親吉公平の政を施しけるほどに、動きなく國治る、同き十三年眞田が城を攻めて味方利を失ひしにも、親吉が一勢、追ひ來る敵うち破りて引き返す、十六年の夏、德川殿御上洛ありし時、親吉御供に候ひて、主計頭從五位下になされ、十八年北條の滅びし時、宗徒の人々と武藏の岩槻の城を攻め降し、親吉又築井の城を降す、此年關東に徙らせ給ひしかば、上野國廐橋の城を賜る、（三萬石）親吉男子なかりしに因て、德川殿第七の御男松千代丸殿を賜ひて世嗣とす、御歳纔かに七（一作六）歳にて慶長七年二月七日に世を早うし給ひぬ、五年の秋東西の軍一時に起りしには、親吉己が城にありて、東國の軍務を司れり、同き八年十二月、五郎太丸殿甲斐の國を賜はらせ給ひし時、親吉この殿につけられて、府中の城を賜る、（六萬石を領し、親吉始て城を築く）十二年四月右兵衞督殿（則五郎太丸殿）尾張國に移され給ひしかば、大御所の仰を承りて親吉清洲の城に在り、自らは犬山の城賜て領す、（十萬石）十五年の夏より名護屋の城築かれて、清洲の城を遷さる十六年十二月晦日親吉七十歲にして卒す、子なかりしかば家絕えぬ、

一說に十月晦日に卒すと、覺束なし、創業記慶長十七年正月四日の記に、去る元日に親吉名護屋第二の城に卒す、今日そのよし駿河に至て告げ來る、大御所此よし聞召され、親吉が病重らんには、など犬山に歸りては死せざらんとて、御氣色宜からずと云々、これ清洲の城を名護屋に移されて、右兵衞督殿いまだ御わたまし無かりし內なればなり、然るに考異には十五年十二月晦日の由のせられたり、政事錄には此事見えず、

●本多

○佐渡守藤原正信は、豐後國の住人本多助秀が後胤なり、助秀が男助定、尊氏將軍に仕へて、尾張國橫根粟飯原の地を賜る、其六代の孫忠正、三河國に移て其男正定、始て安祥二郎三郎殿に仕へ、正定が子俊正、岡崎の贈大納言家に仕ふ、正信はこの俊正が嫡男なり、正信初め彌八郎と申て、童なりしより、德川殿に仕ふ、（德川殿より年長ずる事四年）御軍初の日より所々の軍に

從ひ參らせずといふ事なし、永祿六七年の間ひ、一向專修の門徒叛き參らせし時、正信舍弟三彌正重と共に上野の城に立籠る、七年二月廿八日諸寺の門徒等罪免されて悉くに降る、正信國を去て都の方に趣く、松永彈正忠久秀、正信を見て傍への人に語けるは、久秀德川が家より來る侍を見る事少からず、多くはこれ武勇の輩なり、獨この正信は强からず柔かならず又卑からず、必よのつねの人にあらずとぞ感じける、（正信松永の許に仕へたりしにや詳ならず）其後又加賀の國に趣き、小山の邊り山中と云ふ所に至りて留り住む、天正十年の春武田四郞亡びし後、德川殿より仰ありて正信を召さる、織田殿に伴ひ給ひ御上洛ありと聞えしかば、正信加賀國を立つて大津の宿に至る、殿は和泉の堺に趣かせ給ふと聞て、頓て彼處に參らんとせし程に、信長明智が爲に失せ給ひ畿內悉く亂る、正信が計ひにて宇治路ひらけて、德川殿事故なく、終に三河國に歸り入らせ給ひぬ、

初め正信累代一向專修の門徒にて双なき其方人なりければ、人々は罪免されしかど、正信は終に國を去りてけり、是より先き畿內東海北陸の國々一向專修の門徒等、此處彼處に蜂起して、世には是を一向の一揆とぞいひける、加賀の國は、殊に其徒の多かりし程に、正信を迎へて一方の大將とは仰ぎたるなり、また再び德川殿に參りし初、明智が亂に畿內の道塞りしを、正信が計ひにて宇治の上林かたらひて、鄕人等をかり催し御供に侍らひしといふ事あり、某むかし峰順が云ひし事共、聞きしに此時某が祖なるもの自ら百人計りを率ゐて木津川の邊りに迎へ參らせ、多羅尾が館に入れ參らせ走せ歸りて、德川殿こゝに入り來り給ふべきなりと云ひて、川の上下に篝火たきて守りしかば、光秀が此所を守らせし兵も、又此所に入らせ給ふべしと心得てありし程に、事故なく、伊賀國を廻て三河國に歸り入らせ給ふ、是等の事共正信が計ひに依れり、此時の賞に因りて、此所の事某が家代々承りぬと申したりき、

是れよりして後、德川殿の御覺え大方ならず常に御側に伺候して軍國の議に與る、關東に移らせ給ひし時、上野國八幡の地を賜る、（一萬石〇家忠日記には相州甘繩と云）大閤薨じ給ひ大坂の奉行等が德川殿失ひ參らせんとせしよ

り、關が原の戰ひ終てのち天下悉く德川殿に歸し參らせし事、正信が功莫大なり、右大將家將軍の宣旨蒙らせ給ひしより、正信は關東の執事として將軍家に隨ひ、嫡男上野介正純は大御所の執事として駿河に在り、父子相並びて天下の權を取る、初め大御所正信を召され、所領の地加へ賜りしに、正信承て年頃御恩に潤うて家富まずといへども又貧からず、一生の計こゝに足りぬ、若りし時だにも、弓箭打物取つてさせる高名もなく、齡既に傾きぬ、此後存生の內また功名の世に望む所更にさふらはず、それ軍國の備へ士を養ふより先なるはあらず、今正信に賜らん所を以て勇力の士に充行はれ、四海の內動きなく、正信心靜かに老を送り候はん事、今の身にては大殿の御恩、是に若く事や候ふべきと固く辭し申す、（地を領する事僅に二萬餘石と云）元和二年四月十七日大御所薨じ給ひて後、纔かに五十日と申す六月七日、正信年七十九歲にて卒したり、

大御所正信を見給ふこと朋友の如くにて、將軍家は長者を以て待せ給ふ、正信も又常に大御所を呼びて大殿といひ、將軍家をば若殿と呼ぶ、軍國の機事に至て其謀る所言葉多からず、一言二言にて盡せるよし、諷諭に長ぜる人と見えき、初め大坂にて大名七人、石田治部少輔三成討たんとす、德川殿の人々を制し給ひしに因て事平らぎぬ、其時伏見の御館にて正信御前に參りしに、其夜はいまだ亥の半なるに、はや御殿ごもりあり、正信打咳き〳〵參り、今夜は早う御寢ならせ給ふと申す、德川殿いま何事かありて參ると仰せられしに、正信別の事にも候はず、石田が事、いかにや思召すと申す、されば我も其事をこそ思ひ謀れと仰せらる正信さては心易くなつて候ふ、其事思召しはかられん上は、正信何事をか申すべき、御暇給るべしとて罷り出づ、德川殿また仰せらるゝ旨もなし、其時に土井大炊頭利勝、御傍に在つて承りきと、後に石谷將監に語りしなり、また石川丈山の物語りに、正信大御所の仰せられし所、我が心に得ざる時は、打睡りてのみ居て申す旨もなし、又宜ふ所善しと思へる時には、譽め參らすること限りなし、われ大御所に仕へ奉りしこと年多き中に、正信と事を謀らせ給ふと見えし事、僅かに二度ならでは

見ず、世の人の事謀るとは樣かはりて、めづらかなり、まづ一度は大御所正信が坐せし所を通らせ給ひしが、立ち留らせ給ひ、三言四言ひそかに仰せらる、事ありしに、正信大に譽め參らせ、よく候よく候と申しき、今一度は初め大坂の軍起りて程なく御中直りありてのち、大御所京に入らせ給ひ、何某を召て汝大坂に行き向ひ將軍に申さんやうは、家康はいづれの日、駿河に歸らんと思ふなりと仰せられて、正信が方を御覽じ佐渡守は如何にや思ふと仰せありしに、例の如く打眠りて申す旨もなし、大御所大きなる御聲にて、やあ佐渡守と仰せられし時、眼開きて先づ物をば申さで、右の手差上げて指をかがめ、物かぞふると見えしが、大殿よ大殿よ幾年の前に伏見の御館にて、正信が申せし事をば忘れ給ふなと申せしかば、大御所は暫く案じ出させ給ふ御氣色にて、御使仰せ蒙りし人にまづ、今日は使をば參らせまじきなりと、仰ありて內に入らせ給ひしなり夫れを今世の傳ふる所は正信や、もすれば、古を引き今を證とし、理義を分つて毫末に入るやうにいふは、皆後の辨を好む者のそら言にや、〇正信の死なんとせし時に、大相國家に申せしは、正信が奉公の勞を忘れ給はで長く子孫の絕えざらん事を思召さば、嫡男上野介が所領、今の儘にてこそ候べけれ、必餘多賜ふべからずと申しき、いかに思ふ所やありけん、其後所領多く賜ひしが果して其家絕えぬ、又正信ある時に嫡男上野介に語りしは、昔大殿濱松の城にましまし時、ある夜外樣の侍三人、御前に召して仰せ蒙る事ありて罷り出づ、其中に一人止りて懷より一封の書を取出して、自ら封を切りて奉る、それは何ぞと仰せられしに、是は某年ごろ諫め奉らんと存ずる所を、書つらねたるにて候、よき序なれば奉る所なりと申す、殊に御心地よげにて、それにて讀み候へと仰せらる、一條を讀み終るたび毎に、申す所ことわりにこそあれと、仰せありて十餘條を讀終て後に、我を諫めんこと此度に限るべからず、此後も思ふ所あらんには憚る所あるべからず、汝が志のほど神妙の至也と感じ仰せ下されしかば、彼人悅にたえずして罷り出づ、正信御前に在りしに、只今の申し條いかにや聞きしと仰

ありしに、事皆細碎にして國家の大務にあらず、殿の用ゐさせ給はん事、一條もなく候ひぬと申けるに、御手を振はせ給ひて、いや／＼彼れが智を竭して思ひ謀りし所なり、その智の拙きは如何にせん、彼が年ごろ時を得て、我を諫めんと思ひし事こそありがたけれ、世の人みづから我が過ち知る事多からず、過ちと知りなば誰か過つべき、善しと思ひ誤るより過ちはあるなり、卑しき人は親族朋友互に諫め爭ふ事もあれば過ちをも知りて改めぬ、是れ卑しきが一つの益なり、位貴き者には親族も交り疏く、まして朋友といふ者もあらず、朝夕日夜我が前に伺候する者の、如何にもして主の心に逆はざらん事をこそ思ひはかれ、いかで其過ちたゞさんと思ふに暇あらんや、たとへ希有にして諫めんと思ふ者ありとも、其過ちの大ならん事をこそ云はめ、少しき事ならんには、さて止みなん、凡そは少しきなるが積りてこそ大なる過ちにもなれ、過ち既に大なるに至ては、いかに悔ゆとも及び難き事もあるなり、されば我聽くほどの事、みな耳に逆ふ事なくて一生われに過ちありといふ事を知らで過ぎぬ、これ高きが一つの損なり、古より家滅し國失ふ皆諫めを聞く事なくて、我が過ちを知らざるが故にあらずや、此事を思ふに縱令いかなるひが事ならんにも、我を諫むる事ならんには、皆忠言とこそ思ふべけれと仰ありき、あり難き御心なりけりと、頻りに涙を流し語りしに、正純聞て其人誰なるらん、又いかなる事をや申けんといふ、正信聞て氣色損じ、其申せし事も其人をも汝が聞て何の益かあるべきと、答へしとなり、此問答にて父子のあひ遠きこと量り知るべきにや、

正信男子三人あり、嫡男上野介正純、二男安房守政重は加賀國にあり、三男大隅守忠純といふ、上野介正純年十九より大御所に仕へ、終に執事の職に至り、下野國小山の地に近江の地添へて下し賜る、（三萬二千石）大坂の兵初めて起りしより終に亡ぶるに至るまで、正純が謀少からず、其男出羽守正勝大坂の軍に天王寺より向ひ、眞先かけて戰ひ乘たる馬の首切て落され、乘替に乘ておめいて駈け遂に敵を打破り、兩御所の御感に預る、明れば元和二年大御所薨じ給ひし後、

正純關東に參て將軍家に仕ふ、執政たること元の如し、

駿河の御寳器幷に金銀等、悉く尾張紀伊水戸に分ち給て、將軍家に取らせ給はず、これ正純が計らひにて三家へ分ちて其餘の金銀數十萬兩、久能山に納め將軍家の御費用に備へしといふ、

元和五年に下野國宇都宮の城を賜ふ、十五萬石正純政務を輔くること凡そ廿三年、元和八年出羽の最上が家亡びし時、御使承て山形の城に向ひ父子忽に罪かうぶりて、此所より同國の由利の地に流さる、時に正純五十八（一作五十五）歲子息正勝父に先立ちて卒す、正純七十三歲にして寬永十四年三月十日、終に配所にてこそ死しけれ、

正勝が男忠右衞門某右大臣家の御時に召出さる

上野介正純が罪定かならず、まづ世に遍く傳ふる所は、元和八年四月十七日、大御所の御遠忌に依て大相國家、日光山に詣で給ひ御歸路に正純が宇都宮の城、假の御座所となさる、此時失ひ奉るべき結構ありしを告げ申す人ありしかば、其夜密かに城を御出ありて江戸に歸らせ給ひ、其年の秋配流せられぬといふ、又曰くこれのみにはあらず、初め上の御旨をも伺はで擅に己が城を修し築く、又大御所の御時より根來衆といふ足輕の兵百人を附け給ひしに、かの城修する時その百人を役に充てんとせしを、我々私の役に從ふべきやうはあらじと、催促に隨はざりしを、一日が中に悉く斬つて捨つ、此二條既に上を輕しめ參らせ大法を犯せり、己が城にて失ひ參らせんと謀りしといふは、跡形もなき事也、それも人々疑ひし事ありしに依てなり、假の御所中の遣戸毎に、また戸一つ宛を設けたり、是は若し地震して地傾き戸の開かざらん時に、遣戸より出させ給ふべき爲に、結構せし所なり、其時かゝる事は世になかりし程に、これも軍兵亂れ入ん爲の料なりとて、人々怪む、御湯殿の板敷踏まば落ちんやうに巧み、其下に悉く劍たち並べしなどいふは、跡方もなき事なりといへり、某奥に下りし時、宇都宮の城を出で、あなたに原あり其中に大なる塚あり、これを根來塚といふ、處の人に問へばかの百人の兵を埋めし所なりといふ、百人の兵殺せしは一定なり、また彼城に三日月堀といふあり、正純新に穿ちし所といふ、これ世に傳

ふる丸馬出といふ者なり、しかれば正純が城修し築くといふも一定なり、凡そ此二箇條共に正純いかでか私には取計ふべき、上の御聽に達せざらんには、其罪實に輕からず、されども實は此等の事のみにはあらず、罪かうむるべき由ありしとなん其事誰かは知るべき、宇都宮より忍びて還らせ給ひしは、深き御心ある事なりといふ人あり、その由又二條あり、一條はさもありなん一條は覺束なき事なり、世に傳へて益なきに似たり、抑も彼父子の功、天下に多き事かくの如し若し罪を天に得るにあらずんば、いかで其の家絶ゆべき、大相國家佐渡守に天下治め給はんやうを尋させ給ひしに、一卷の書したゝめて奉りき、かの草案世に出でしを某も見たり、天下第一の書なり我が師たりし人も常に此書の事を云ひ出して、王道の最上なりとて感じき、されば斯程の名臣の子孫の、などか斯くは成り行く、必其故ありぬと覺ゆ、其說また事長ければ略しぬ、○坂崎出羽守が上を恨みまゐらする事ありて、己が宿所に立籠りし時に、執政の人々相議り坂崎がおとなが許に奉書下して、汝等が主違犯の罪逃るべからず、汝もし汝が主の家絶えざらん事を思はゞ、汝が主勸めて自害させよ、さあらんに於ては汝が主の世嗣立て給ふべき由を下知すべしと議定す、其時上野介人々に向ひ、誠に彼のおとなが主人に腹切らせたらんには、かの家立てさせ給ふべきにやと問ふ、人々いかで謀反人の家は立て給ふべきやと答ふ、正純聞てさらば此奉書下されん事然るべからず、かの不臣を罪せんが爲に、又かの臣に不臣を勸め給ふ事、天下の下知に在るべき事とも覺えず、且は天下の政事は信ならずんばあるべからず、只速かに軍勢を差向けて、誅伐あるべきものなり、何ぞ苟くも人臣の敎とすべからざる事を陳べて譎を行ひ、天下の風俗を亂り給ふべきと云ひしかど、衆議一決せしかば、さらば正純は連署叶ふべからずとて署を加へざりき、正純が他事は如何にもあれ、此一言は天下の名言なりといふべしやと、柳生但馬守宗矩常に感ぜられしなり、誠に此一言を以て見るに、此人の若き時より大御所の御覺えよかりしも宜なるにや、又同職の人と其の間の不快なりしも推して

知られ侍る、
○大隅守藤原忠純は佐渡守正信が三男にて、將軍家に仕ふ、大坂の合戰に天王寺より押寄せ戰ひて、首二百十七切つて獻る、その勸賞として所領の地加へ賜る、下總國榎本一萬石の上に下野國皆川の地加へられて二萬八千石を領す いく程なくて計らざるほかの禍に罹りて家絶えぬ、ある人の曰く、みづから郎等を誅せんとて、誤ちて死したりと、詳かなる事を知らず
○三彌左衞門尉藤原正重は初は三彌後に三彌左衞門と云ひしを、呼びよきまゝに世の人三彌とばかり云ひしとなり、いづれの頃にや德川殿の御氣色を蒙り、山家に引き籠り居りしに、御書賜はりて召されし時に、山谷左衞門と遊ばされしより、自らも常に山谷左衞門と書きしとなり
佐渡守正信が弟にて、初め兄と共に德川殿に仕へ、一向專修の門徒にて針崎に立籠り、永祿六年十一月廿七日大久保が一族、針崎に押寄せ戰ひしに、正重七郎右衞門尉忠世とわたしあひ、互に鐵炮を取て向ふ忠世先づ放つてければ、正重手おうて引退く、明くれば七年の春、門徒等罪ゆるされて元の如くに召使る、同き十一年十二月十五日掛川の城の先懸し首きつて參らす、元龜元年六月廿八日近江國姉川の合戰に首を斬る、同き三年九月廿五日遠江國一言坂にて武田が勢を防ぎて引返し、此年冬十二月廿二日味方が原の戰ひに、武田が勢を打破ること凡七度、身疵を蒙る事四ヶ所、二股の戰に武田が兵新村が首を取る、天正三年五月廿一日長篠の戰に首を得る、其後三河國を去て尾張の國に至る、同き六年七年十六日三位中將信忠卿、播磨國神吉の城を攻められしに、正重瀧川左近將監一益が足輕大將となつて城を攻め破る、十二年九月十三日加賀の國前田筑前守利家が足輕大將として末森の城の後卷し、佐々內藏助成政が勢と戰ひ、十五年四月朔日豐臣關白筑紫の岩石の城攻められしに、蒲生氏郷の軍奉行して先駈けし、慶長元年に至て、德川殿に見參し元の如くに召仕る、同き五年關が原の戰に隨ひ參らせ、軍中の撿使たり、
これは正重が碑に見えし所なり、世には此時正重浮田が先陣して、福島が陣をかけ破りしといふ、誤りなり、

大坂の軍には大御所の仰として、將軍家に隨ひ奉り、軍の御謀を助け參らす元和二年七月下總の國相馬の郡にして、所領加へ賜る、一萬石といふ

此人天性腹あしき人なれど、又極めて正直の人なりけり、ある空寒き夜に大御所に參る、初めより兄の佐渡守御前にあり、夜の御膳を薦む、佐渡守にも膳賜る、人々參り集うて御旨を蒙る事あり、事終つてのち鶴の羮の汁を召させられて、佐渡守に向はせ給ひ、よのつねの羮ならんには、今の程ほどへたらんには、冷になりなんず、この羮はかく溫かなるこそいみじけれ、大鳥の老人に益あるといふ、さもありなんと仰せらる、佐渡守箸とり收めて答へ申さんとせし間に、正重進み出で、此正重等が如き小鳥ばらを羮にして候はんには、今のほどには氷り候べしと云ひ棄て、御前を罷り出づ、大御所大きに呆れさせ給ひ、いかに正信汝が弟の心いまだ改らざりけり、あの心にては、いかで大名には成さるべきと仰けり、其後また大坂の軍終つて後、坂部三十郎久世三四郎賞行はれしと聞て、その三四三十いかに正重に超えたる武功ありて、賞をば行はれけん、安からぬ事なりとて、刀ひつさげて城に登る、坂部久世罷り歸るとて大手の門を出づ、正重が此方に向ひ、もみにもうで來る、けしからぬ者かなと見る所に、橋の半に至りし頃、正重大音あげて和殿原は如何なる高名して所領を賜ひたるぞ、語れ聞かうと呼ばる、久世早くも心得て、左の手にて耳の輪とつて見せたるに、腹かいて（腹掻いての意ならん）さこそはあらめ、和殿原耳の輪は大きく生れたりとも、武功に於ては何條正重には及ぶべきと、つぶやき／＼打連れてぞ歸りける、

明れば三年七月三日七十三歳にて卒す、子息豐前守正貫家を繼ぐ、正重遺言して多くの所領子息に悉く賜はらん事、望む所にあらざる由を申ければ、所領をば減ぜられぬ、

此頃は上方の大名卒する時、遺言して所領を返し獻ることあり、世の慣しのやうになりし故に、正重かゝる遺言は無けれども、上野介正純が計ひにてかく申せしかば、正貫には八千石を賜ひしなり、正重が領せし所は一萬石に餘ありしかど、如何程といふ事は詳かならぬよし、其家の記にもいふ事

なし

●高力

○攝津守平忠房は、熊谷次郎直實十四代の後胤、三河國の住人高力備中守重長が曾孫也、直實が五代の孫熊谷備中守直鎭が時に至て、足利殿に（尊氏将軍）随ひ勳功の賞行れて、始て三河國八名郡の地頭職賜る、直鎭が四代の孫新二郎直家、永享十一年箱根山の戰に打死し、其子兵庫頭重實が時に至て、同國宇利庄に移り、其子兵庫入道蓮貴、（名は實長）駿河國今川が家に屬す、其孫備中守重長、高力の地に移りしより、高力とは名乘てけり、初め重長安祥二郎三郎殿と互に地を爭うて、戰ふ事止まず、終にかけ負けて御手に屬す、天文四年十二月安祥殿、尾張國森山にて失せ給ひし後、織田備後守信秀八千人を引具して三河國に發向す、此時岡崎殿（贈大納言家の御事なり）猶幼なくましまして國既に亂れしかば、御一族の人々を始て多くは己が城々に引籠り、岡崎に殘り留つて防ぎ矢射んずるもの僅かに八百人には過ぎず、重長嫡子新三安長と共に岡崎に馳せ參り、味方の人々と伊田の郷に打て出で、眞先かけて戰ひ、重長安長父子枕を並べて討死す、重長が二男新九郎重正、岡崎殿伊勢國より本國に歸り入らせ給ひし時、最初に味方に馳せ參り度々戰忠を致し、永祿三年五月德川殿に随ひ參らせ、尾張國大高の城にして討死す、（高力が家父子三人當家の御爲に討死）安長が男新三清長、成長の後、與左衞門尉と申す、德川殿御軍始の日より常に軍に随ひて一度の不覺なく、永祿八年三河國始て平ぎしかば、頓て奉行職を置て國中の事を治めらる、清長第一に選び出されて其職に任じけり、（本多作左衞門重次天野三郎兵衞康景と共に三人）去程に駿河（校本改遠江）國の住人久野三郎左衞門宗能が籠つたる久野の城と申は、當國第一の要害、久野が一族究竟の兵者、たとへ何萬騎を差向けて攻めらるゝとも、たやすく落つべうも見えず、彼等元より今川の方人にて德川殿に随ひ參らせず、爰に又遠江國可睡齋の住持は宗能歸依の僧なりけり、清長まづ彼僧に因つて宗能に案内を通じ、早く味方に參るべき由を勸めて兎角計らひし程に、永祿十一年宗能御手に屬しければ、當國の輩多くは從ひ參らせたり、是偏に清長が計らひに依る所なりとて、御感斜ならず、天正九年九月廿三日、遠江國馬伏塚

の城に鎌田の地付けて下し賜ひ、明れば十年八月駿河國田中の城を賜て移る、（小牧の御陣の時は田中の城に在りて北條に備ふといふ）同き十二年關白殿に使して東西御和睦事成しかば、秀吉悦び給ふ事大方ならず、同き十四年叙爵させて河内守になさる、（此時豊臣姓を授けられしと云）十八年徳川殿關東に移らせ給ふに及て、武藏國岩槻城を領す、（二萬石）此年九月秀吉奥に下向ありて岩槻の城に至り給ひ、清長其御待まうけす、斯て關白歸路の日、清長が妻子等なほ田中の城にあり堀田若狹守を御使として物たまはる

是より後、清長が妻より年々に關白に物まゐらせ、太閤薨ぜられし時、清長夫婦に遺物給ひしことは、此故とぞ聞えける、

息男土佐守正長童名與次郎、成人の後權左衛門尉と申す、生年十五（校本改十八）歳にして三方が原の戰に善き敵うつて疵かうむり、長篠の合戰に首切て參らす、（武田が侍與津十兵衛が首とりしなり）此年小山の城を攻めらる、武田四郎うしろ巻きす、岡崎三郎殿後陣を望ませ給て引て歸らせ給ひしに、正長日下部五郎八と返し合せ、武田が兵と戰ひ良き敵うつて參らす、（此時敵の首二つを切る）長湫の戰に先懸けし堀左衛門督秀政が兵一騎を討つ、凡そ正長一生の高名數を知らず、されば天正十二年の冬佐々内藏助成政、濱松に來て見參せし時、正長御前に伺候しけるを、是は高力與次郎と申して累世の勇士也と仰せられしを、成政も賀し申せしとぞ聞えし、慶長四年三月叙爵して、同四月（家忠日記には閏三月とあり）廿二日四十二歳にて父に先立つて卒す、慶長五年の秋、東西の軍一時に起る河内守清長、海道の御供にぞ候ひける、同き十三年正月廿九日清長七十九歳にて卒し、嫡孫左近大夫忠房、祖父に繼ぐ初め忠房父土佐守正長が卒せし年の六月四日、中納言殿の御前にて（台德院殿の御事）元服し御諱字を賜る、（青江吉次の御刀を給ふといふ）明れば慶長五年、東西の軍起りし時山道の御供す、同き十年七月叙爵して左近大夫になされけり、同き十四年三月、岩槻の城火あつて悉くに燒け失せぬ、年毎の冬の頃は大御所御鷹狩の爲、駿河の國府を御立あつて關東に下らせ給ふ、この岩槻の城は假の御所になされし所なりければ、忠房夜を日に繼ぎて城を搆へ假の御所造り出す、幾程なく十二月に至て、大御所この城に渡らせ給ひ、忠房御設する事例にかはらず、大御所其用意の程を大に驚かせ給ひ、御感大方ならず、江戸の

城に歸り入らせ給ひ、やがて忠房が舍弟河内守長次を御使になされ、白銀二百枚賜て賞せらる、同き十九年の春、大久保相模守忠隣流刑に處せらる、忠房宗徒の人々と相模國に向つて小田原の城を受取る、此年の冬大坂の軍起る、將軍家の先陣うつて馳せ上り、明れば元和元年五月七日の戰に首廿七切て獻る、忠房仰を承て大和國に趣きて、大坂の殘黨を捜り索む同き五年遠江國濱松の城に移る、（三萬五千石）又改めて攝津守になさる、寬永十一年八月所領の地加へられ、（五千石）同き十五年の春肥前國島原の賊徒平ぐ、彼處は常だにも其人邪法にならつて、かゝる凶逆を成しぬ、まして騷亂の後なればとて、譜第の御家人の中にして其任に堪ふべき者を選れて、同年十一月六日忠房にぞ給りける、（四萬石）忠房彼所を治ること十八年、歲七十三にて明曆元年十二月十一日に卒す、嫡子左近大夫隆長家を繼ぎ、（三萬七千石）三男左京亮政房に所領分つ、（三千石○二男兵部少輔長房は左大臣家に仕へて中奧の御扈從になされ寬永八年二月十五日に卒す）隆長初め元和九年八月廿二日に叙爵し、寬文八年二月廿七日罪蒙りて陸奧に流され、松平龜千代丸に預けらる、（後に陸奧守綱基が事）嫡男伊豫守常長は酒井左衞門尉忠治が預りにて、出羽國鶴岡に流され、二男右衞門某は眞田右衞門信房（後には伊豆守）預人にて、信濃國松代に流さる、隆長七十二歲にて延寶四年十二月廿五日終に配所に死してけり、

隆長常の行ひ正しからず、士民も悉く虐政に苦む、去年鎮西の國々に御使を下されて、民の疾苦を訪はしめらるゝに、隆長が民苦み訴ふる者多し、抑も此所はむかし騷亂を經たりし所なれば、彼が父攝津守に賜りし時、如何にもして商民等をも集め豐かに治めよとて金銀米穀などをも下し賜りし所なるに、隆長その跡をつぎて、かゝる振舞その罪尤も輕からずとて、かく罪には處せられしとなり

●天野

○三郎兵衞尉藤原康景は、天野藤內遠景が末孫、三河國の住人甚右衞門尉某が男なり、初め岡崎贈大納言家の御時松平內藏允、（名は信孝といふ岡崎殿の御叔父なり）伊東法印が記に藏人としるせる書あり誤れるか、按ずるに德川殿も後には松平藏人と申し奉る、父の御敵にて滅びし人と、同じく

稱しまゐらす可らざるにや

同三左衞門尉（名知れずまた何れの流と云ふ事もさたかならず）織田備後守信秀に心を合て、岡野上和田に要害搆へて岡崎に背き、事既に難儀に及びしかば、岡崎殿御家人等を召集められ、人々の意見を聞召す、宗徒の人々僉議して今川殿の加勢を乞はせ給ひ、まづ岡野上和田を攻め破つて後、尾張の國に攻め入り丹下中島等の城を落さるべしと議定して、石川安藝守天野甚右衞門尉、御使を承り駿河國に趣き、葛山播磨守岡部次郎右衞門に就きて此由を申す、今川殿聞召し信孝等が御一族の中にあつて主君に背き參らする條、甚だ無道の至なり、それに織田が心を合せ傾け參らせんとすることそ心得ね、義元助け參らせて御敵打亡さんこと易き程の事なり、去ながらかゝる時、人の心定らねば事の疑ひも又起り易し、味方の心一致ならずしては軍に勝つ事を得べからず、されば堅く両家の誓ひを結びてこそ、軍勢をば參らすべけれ、先づ然るべき人質を賜るべうもや候と宣ひて御使を返さる、岡崎殿大に悦ひ給ひ、德川殿其頃は竹千代殿と申て、御年六歲に成らせ給ふに、宗徒の御家人等が子息等を差添へられ、駿河國へ參らせらる、御供の輩都合五十餘人を具せられ、天文十六年八月二日に岡崎の城を御立あつて西郡より御船に召され吉田に着かせ給ふ所に、當國田原の住人戶田彈正少弼、竹千代殿御迎の爲に潮見坂の邊に假屋を打つて御待ち設けす、かゝる所に森平太とて元は岡崎の侍、今は尾張國にあつて林佐渡守に仕ふ、竊かに御供の人々の許に來て、人々はいまだ知召されずや、彈正少弼心變りして備後守の許に使たてゝ、抑も今川治部大輔、岡崎に加勢して駿河遠江參河の軍勢を催して、尾張の國に攻め入らんとす、廣忠が質として嫡男僅か六歲なるを、駿河國に納れんとて我城の邊を打過ぐべしと聞ゆ、若し彼男を奪ひ取て尾張國に留められんには、參河國は悉く御手に隨はん事、踵を廻らす可らず、當國にして東にあらん郡は、某が進退にだに任せられんには、如何にも計て彼男取つて參らすべしと云ひ送る信秀悅ぶこと斜ならず、頓て林佐渡守岩室長門守に軍勢附けて、田原の城に差向け東郡の地、御進退の事子細あるべからず、是は當座の引出物とて青銅五百貫を贈らる、彈正少弼まづ林岩室が勢を第二の

城に隱し置き、大船二艘支度す、一艘には人々、一艘には彼軍勢を乘せて、明日の曉に熱田に送り參らせんと結構し候ひぬ、心し給へ人々と細々と語りて城中にぞ歸りける、御供の人々是を聞いて少弼殿と申すは正しく岡崎殿今の御舅、彼御娘我等が國に渡らせ給ふ、縱令その御腹を假らせ給はずとも、若君又彼御孫にこそあんなれ、如何でかゝる御結構やあるべき、かの平太、今は敵の國にあり、されば如何なる謀あつて、かゝる事をや云ひぬらん、此事誠しからずと、驚く者一人もなし、夜既に明方に成て少弼御假屋に參り、今朝は浪風も治りて海の面おだやかなり、御船に召さるべう候と申す、榊原平七郎進み出て、西郡より吉田までは御船に召されなん、それより駿河の國府までは陸より御供仕るべしとこそ侍れ、こゝより又御船に召されん事、岡崎にての仰せ承らずと申す、少弼聞て人々かねて知り給ひぬらん、こゝより、駿河に至らんには、陸に大河いくつも流れて、然も此程ふりつゞきたる雨に、水かさ増り通路自由ならず、こゝより何れの湊までも御船に召されんこと、便よらんぬと覺ゆ、風若し變りたらんには、陸にこそ上り給ふべけれ、少弼いかで惡しうは計るべきと謂れて、人々承りぬと申て、若君の御供して皆々船に取乘る、海路遙かに漕ぎ出せば、これや少弼が御道送りの船と覺しく、弓鎗立て並べたる船こそ、一艘見え來りたれ、向ひに當つて森一むらの見えたるは、熱田の宮居にあらずやと、人々大に驚き船頭を召て尋ぬるに、とかく答ふる程こそあれ、御船はとある湊に着きて見慣れぬ者共、御迎に出で向て此處彼處に並み居たり、御送と見えし軍兵同じく陸に上る、大將と覺しき兵、御供の人々に使立て岡崎殿織田備後守信秀と御心を合せらるゝに依つて、竹千代殿を迎へ奉る所なりと申て、熱田の大宮司が許に入れ參らせ嚴しく警固し奉る、御供の人々只あきれに呆れ果てゝ、互に目と目を見合せて如何にも思ひ分かず、三郎兵衛尉康景、此時は又五郎と申て年纔か十一歲、初め御船より上がらせ給ひし時、郎等を密かに近付けて、汝は如何にもして岡崎に歸れ、文かきて參らせんこと叶ふべからず、只汝が見し樣を一々に申せ、御供の人數、敵に知られん後は汝が忍び出でんことも叶ひ難かるべし、はやとく

とく敵の中に紛れ入て、行けよとて歸へす、この郎等とかくして忍び出で、明日岡崎に參りしにぞ此由かくとは知れてける、同き十八年三月六日岡崎殿かくれ給ひ、今年十一月義元、歸依の僧雪齋が謀にて安祥の城を攻め、信秀が三男三郎五郎信廣を虜にして德川殿と取替て、駿河國に迎へ參らせしに、康景又御供しぬ、甚右衞門尉は岡崎に留つて守る、弘治二年二月德川殿御軍始の時、康景父子隨ひ參らせ、程なく又駿河の國府に歸らせ給ひしに、康景猶御供に侍ふ、甚右衞門尉は石川本多と打連れて駿河國に至り、德川殿御歸國の事を義元に訴ふ、（石川日向守本多豐後守が傳合せ見るべし）大高鷲津丸根の戰を初として、小田原陣に至るまで、康景が高名數ふるに暇あらず、三河國悉く御手に屬せし時、永祿八年二月七日、始て奉行職を置かる、康景高力與左衞門尉清長、本多作左衞門尉重次と三人、同じく其職に任ぜらる、

德川殿此三人の奉行を置かれし時の仰に、世の人夫婦の間むつまじからぬも、子をまうけぬれば和らぎぬ、職事つかさどらしめんには、この心得ありぬべしとありしが、寔に此三人の心ひとしからず、されば當時卑しき者共の諺に、佛高力鬼作左どちへんなしの天野三郎兵衞といひしなり、想ふにこの康景寛猛の間に夾りて、寛を濟ひ猛を濟ひ、偏ならず頗ならずして政平かなりき、たとへば羹を調ふる鹽梅、藥を和する甘草の如く、極めて其功に居て人その功を知らず、其智ありて人其智を知らず、此等の人をこそ大智の人とは云ふべけれ、彼が十一歳の時敏なりしにて、その智の一端をば知りぬ、又德川殿の奉行三人置かれし事、古もかかるためしやありし、我は未だ見ず、されど能く人を知るにあらずしては、如何で學ぶことの叶ふべき、神智の程とかう申に及ばず、國よく治りて後に天下平になりぬ、創業の功、康景が輔け少からず

天正三年正月十七日の夜、康景が下部女の夢に、歌の上の句見たりしを、明る十八日の朝、康景聞てめでたき夢なりと思ひければ、この由を德川殿に申す、此月の廿日は、當家の佳例として御家人等召集められて、御鎧祭られ供御の物給ふ日なり、此日連歌の道に堪能なる輩に仰せて、かの夢に見たりし句に繼

て、百韻の連歌興行せらる、此年の夏長篠の合戰に御方大に利ありしかば、長く一つの佳例となり、代代此事を行はる、（左大臣家四月廿日に失せ給ひし後は十一日に移されて此事を行はるゝ事なり、）關が原の戰には關東に留る、明れば慶長六年の春、駿河國興國寺城を賜ふ、（一萬石是より先に五千石の地を領す、何れの地と云ふこと定かならず）同き十二年三月九日康景忽に興國寺の城を去て逐電し訖んぬ、其故を尋るに、康景家作らせん料に竹木切らせ貯へしに、夜毎に盜人の爲に取れしかば、足輕の兵少々遣してこれを守らす、此度は盜人大勢群がり來て、彼番の足輕脅かして物共盜取らんとす、番の兵禁ずるに堪へずして、刀を拔て切てまはる、盜人是に恐れて逃げ走る、此盜人は同國の御領富士の下野田原といふ所の百姓等にぞありける、此内疵蒙れる者一人を出して、所の代官井出甚助に訴へて、康景が足輕の兵と口論に及ぶことありしに、忽に及傷せられぬと申す、井出この由を聞て康景が許に使立て、御領の民たらん者を恣に誅せんとする條、其科輕からず、かの下手人を屹度給るべしといふ、康景彼使に向ひ凡そ盜賊を殺すの條、これ古今の定格なり、彼時多くの盜人むらがり來るに至て、康景が番の兵無勢なるが故に、一人をだにも或は捕へ或は誅せず、わづかに及傷に及ぶ條頗る無念の至也、又かの盜賊の來る時、康景がいかで御領の百姓等とは知るべき、たとへ御領の民ならんにも、公に盜を行はんに豈これを禁ずる事を得ざらんや、初め盜賊の毎夜來て竹木を盜むに因て、康景命じて守らしむる事、彼が來らん時追捕せしむべき爲なり、其力に叶ふべからざらんには、殺傷に及ばんこと勿論なり、されば彼兵が盜を及傷せしこと、固より康景が命に依る、然るに今かれを下手人として參らすべきこと思ひもよらずと返答す、今年二月大御所關東より駿河に歸らせ給ふ時、かの疵蒙れる民、三嶋の邊に出向つて、某はしたなく康景が足輕の兵と口論に及び、忽に及傷せられ訖んぬ、御代官康景が許に使立て、下手人を乞はるゝに至て、刧盜と稱せらる、謹て御裁斷を仰ぐ所なりと訴ふ、是を撿知せらるゝに、其脊中に刀のあたりたるあと五六箇所あり、是は逃げ走る所を斬られ畢んぬと稱す、國府に歸り入せ給ふに及で、天野井出を召決せらるゝに、一人は鬪諍と稱し一人は刧盜と稱す、大御所康景は非據を論ずべき

者にあらず、如何さまにも訴ふる者の僞る所にやと思召ければ、御糺明、後日にあるべしと仰せ下さる本多上野介正純、內々の仰を承て康景が許に行き向ひ、彼れ土民なりといへども公の民なり、和殿が兵は私の人なり縱令和殿が兵所行あやまらざらんにも、和殿いかで私の義たてんとて、公の威を損ずべきやうやある、まげて下手人を參らせん事こそ、あらまほしけれと云ひければ、康景直きをまげて、出れるに隨はん事、素懷にあらず、康景が兵卑賤の奴原なりといへども、其罪にあらずして、かれを枉て殺さんより、しかじ我身罪かうむつて滅びんには、我既に罪かうぶらん上は、いかで御政道をも害すべきと云切つて、終に城を去て、いづくともなく失せにけり

上にしては公の政を害せず、下にしては私の恩を傷らず、一人の罪あらざるを殺さじとて、萬石の祿を棄つることを、もの、數ともせず、獨その志を行ひ其義を直くす、此世には有がたき賢人なり、

● 菅沼

○織部正源定盈は元は美濃源氏土岐が流にてありけり、定盈が四代の祖新三郎某（後には信濃守）始めて參河の國額田郡菅沼の地を領せしより、當國の住人とはなつてけり、（系圖に出づ）

或記に土岐改めて菅沼と名乘りし事は、正長元年南方小倉殿密かに嵯峨を御立出ありて、伊勢國に趣き國司の北畠を賴ませ給ひて軍おこさせ給ふ、その頃三河國の住人菅沼信濃守俊治、足利殿を恨むる事ありしかば、小倉殿の御方に馳せ參る、小倉殿ほどなく武家と御中たいらがせ給ひて再び嵯峨に返らせ給ひしかば、菅沼も本國に歸りて忍び居たり、いつまで斯てはあるべきとて、國人等を催して兵を起す、土岐大膳大夫興安幷に富永伯耆守氏久、土岐孫太郎賴房舍弟新二郎光貞、土岐新三郎定直等、追討の御使承て三河の國菅沼に發向す、こゝに土岐新三郎定直は搦手に向ひしが、信濃守俊治と戰ひて自ら其首を取てけり、俊治が舍弟新六郎俊榮は、元より將軍家に近侍して、兄が謀反に組みせねば、御免を蒙りて元の如く召仕はる、此度の勸賞として土岐新三郎定直、菅沼が所領を賜

りし程に、土岐あらためて菅沼とぞ名のりけると云々、此説尤も詳かなり系圖には新三郎と計り載せて名をば失ふ、定直といひしと見えき、されど系圖に見えざる事なれば、或記の説もいかゞあるべき、

定盈が祖父新八郎其名つたはらず同國野田の城に移り住む、定盈父祖に繼ぎ野田の城に住して今川に屬す、永祿の初め今川上總介氏眞、徳川殿と中違ひし、當國の住人、徳川殿の御方に參る者多し、定盈又徳川殿に組みし參らす、氏眞安からぬ事に思ひ、夜に乘じて野田の城を襲ふ、定盈無勢に多勢叶ひ難く、一方打破て岡崎の城に參る、氏眞頓て駿河の國人等して城を守らす、定盈程なく攻落して還り住む、同き八年當國の住人、悉皆徳川殿に隨ひ參らせ、又遠江國を併せられん事を議せらる、定盈謀り申す旨ありて、同き十一年の冬に至り、井伊谷刑部等の城を取てまゐらす、徳川殿悅ばせ給ふ事大方ならず、頓て其賞行はれ十二月十二日遠江國に在る所の本領悉く定盈にぞ賜りける河合の郷井に高部等の地也

一説に此年十二月十二日武田信玄、駿河の國府を落し、今川氏眞遠江國掛川の城に落ち來る、徳川殿掛川を攻め給はんとて見附に陣取らせ給ひ、軍勢を分つて入山瀨に差向け、井伊谷の城攻め落さる、此時定盈も刑部の城を落し己が侍菅沼又左衞門に守らせしといふ、

元龜元年の夏姉川の合戰には、野田の城に留り守る、同き三年十月甲斐の武田大膳大夫入道信玄、徳川殿に中たがひして遠江國に發向し、二股の城を攻め落す、東三河の國人等忽に心變じて悉くに武田に與みす、定盈同次郎右衞門尉、二人ばかりぞ日頃の契を違へずして、徳川殿の御爲に野田の城に立籠る、去程に十二月廿二日味方が原の合戰、武田入道うち勝て刑部に陣を取り、明れば天正元年正月十一日、野田の城に押寄せたり、徳川殿かねてより定盈が加勢として、松平與二郎忠正を差向けらる、されども城中無勢にして籠る所の軍兵四百人には過ざりけり、此城究竟の要害たやすう落さるべしとも見えず、入道謀事をめぐらし、地を穿ちて城中にある所の井の水悉くに切り落しければ、味方俄かに水乏しく成て、士卒悉くに渴して死せんとす、定盈次郎右衞門尉と

共に自ら首刎ねて、士卒の命に代らんと謀つて、かたきの陣に使たて、斯くと告げ、二人城を出で首はねんとせし處を、入道とかくたばかつて生捕にぞしたりける、山縣三郎兵衛尉昌景、預人となつて郡内の地にゐて行き、今は味方に參られん事こそあらまほしけれと、樣々に敎訓せしかども二人承引の氣色もなし、入道さらば計らふべき樣ありとて、德川殿に使者を參らせて、それに候ふ東三河の國人等が人質賜らんには、野田の城にて生捕つたる二人の者をも、返し參らすべきにて候ふと云はせたり、さらば賜はらんと答へ給ひ、作手段峯長篠の兵共が人質と、取替させ給ひしかば、定盈等は事故なくぞ歸りてける、

此時德川殿は野田の後卷あるべしとて、速に濱松の城を出させ給ひ、笠取山に陣取り給ひ、信長の加勢を待たせ給ふに、味方原の戰に味方利なかりしと聞て、信長とかく躊躇ひ給ひし内に、城は落てけり、信玄入道野田の城攻めし中より、忽に違例して本國に趣き、四月十二日に卒しぬ、○或記に曰く野田の城に籠りし兵に、伊勢の芳休と云ひしは、かくれなき尺八の上手なりけり、或夜櫓の上にしてこれを吹く、寄手の陣中より人出で、聞くとぞ見へし、闇の夜なれば物の色目も見えわかず、芳休怪しと思ひて其後夜每々々に櫓に登りて尺八を吹く、夜更けてのち人むれ來て聞き、吹き終りぬれば聞人も歸る氣色なりけり、いつも人の必むれ集ると見えし所を、晝の程にとくと見置きて、鐵炮を架けて矢つぼ能く極め置いて、その夜また櫓に登りて吹く、案の如く人また群がり來て聽くと見えし所を、鐵炮を放しけるに、いと物靜かなり、さては此程人來りぬと見えしは、我ひが目にやある又思ふ所に中らざりしにやと、窺ひ窺ひ尺八をば絕えず吹きしに、やゝあつて後密かに引いて歸るなりけり、今夜はいまだ吹はてぬに歸るは、一定矢頭は違はざりけりと思ひしに後に聞けば、信玄入道尺八にめで、夜每に出て聞きしに、芳休が放ちし鐵炮、人もこそ多きに、かの入道に中りしは運のきはめと覺えたれ、大事の要所にや中りけん、程なく死しけると云ふ、此事にこそあるらめ、甲陽軍鑑に入道手負たるなど云ふはあら

ぬ事なりと事々しうあらがひ置きたり、おぼろげなる事なれば、手負ひぬと云ふも、一定とは思はねど、世に傳ふることなれば、こゝに記し置きぬ、

幾程なくて武田入道死してければ、定盈また野田の城に還り住む、武田入道の男四郎勝頼又參河國に向ひて野田城を攻めんとす（山家三方の輩案内せしなり）定盈城中より切て出で散々に戰ひて、敵あまた討取り手の者又討たれし事少からず、長篠の戰に鳶巣の城を攻め落し、武田亡びて甲斐國に向ひ給ひし時、此處彼處に戰ひ長湫の戰には我身は當國要害の地を守らせられ、軍勢引わけて御陣に參らす、小田原の御陣に隨ひ、關東に移らせ給ひし時、上野國阿布の城を賜ふ（一萬石）

按ずるに定盈が功名の事、天正三年正月長篠の合戰に、酒井左衞門尉忠次に從ひ、鳶巣の要害攻め落せしより後の事は、何れの記にも、いまだ見えず猶尋ぬべきにや、

慶長五年の秋東西の軍一時に起る、定盈御跡に留りて西城を守る（西城留守居といふ）子息志摩守定仍、海道より向ひて駿河の國府興國寺等の城を守る明れば六年定盈伊勢國長嶋の城賜て移る（二萬石）同き九年七月十八日六十三歳にて卒す、嫡子志摩守定仍父に繼ぎ、明る十年十月廿五日三十歳にして世を早うす、男子なければ十一年十二月定仍が舍弟左近定芳を、兄が世嗣となされて長嶋の城を賜はる

定芳は定盈が第三男たる由、創業記には見えたり、系圖を見るに定芳は二男にして外の男子みえず、或記に二男は主殿助定城としるせり、主膳正ともあり、

慶長十九年二月廿七日叙爵して織部正に任ず、大坂前後の戰に隨ひ首九十切て獻る（一説に九十八）元和六年近江國膳所の城に移る（三萬石）寛永十一年閏七月（閏七一作十一月）丹波國龜山の城に移る（四萬石又は四萬四千石餘とも云ふ也）定芳五十五歳にして卒す、（卒せし年月未だ詳ならず、一説正保四年三月卒すと云ふ不審）嫡子左近將監定昭家を繼ぎ、（三萬八千石餘と云ふ舍弟等に所領分ちし故にや定かならず）幾程なくて卒し、男子なければ家絶えぬ、

此人卒せし年月も定かならず、寛永二十年の事にや、正保元年の日記に正月十一日松平伊賀守忠晴に、丹波國龜山の城を賜る、これ菅沼左近大夫定昭が跡と見えたり○定昭卒してのち、舍弟主水正

定賓に七千石、越中守忠常に三千石を分ち給ひしなり、

●北條　福嶋

○左衛門大夫平氏勝は、故左衛門大夫綱成が孫なり、綱成元は福嶋と名乘つて父祖累代駿河國今川宗徒の被官、遠江の國高天神の城にあり、綱成が父福島上總介正成、甲斐の武田と戰はんと西郡に發向し、信虎が（信玄の父）ために討たる綱成幼けなくして父に後れ相模國に落ち來り、北條左京大夫氏康に仕ふ、綱成いまだ童なりし時容顔殊に麗しく又さる者の子なりければ、氏康の寵愛淺からず、廿二歲の時髻とり上げさせ名氏賜つて北條左衛門大夫と召さる、（家の系圖には綱成氏康の舍弟の由見ゆ覺束なし）武藏國河越の城は大事の所にあるなれば、氏康が身を分ちてこそ守らしめ、とて、この左衛門大夫綱成をぞ籠められける、管領上杉の憲政、古河殿を（公方晴氏）かたらひ參らせて、東國の軍勢八萬餘騎を引具して河越の城に押寄す、相模國の通路さし塞ること凡そ二年、城中の兵粮盡きて餓死せんとす、綱成ちつとも痺まず諸卒を下知して防ぎ戰ひし程に、落ちんず氣色はなかりけり、天文十五年四月廿日の日に至て氏康其勢八千人、河越の城に後卷きし寄手の陣に押寄せ、竪さま橫さま切つて廻る、綱成かくと見るよりも三千人を引具して、城戸押開き切て出づ敵散々に打成されて上杉終に亡びてけり、

甲陽軍鑑を按ずるに、綱成、主の氏康と同年にぞありける、綱成童なりし時主の寵を受けて天文五年生年廿二にして元服し、主の氏賜て北條左衛門大夫と申す、綱成が弟福島辨千代丸、この年十六歲是も氏康の寵を受く、綱成氏康の命蒙て武藏の河越の城を守り、上杉に背きし侍五百人を召出し、己が此度賜りたる所領、悉くに分ち與へ、人質一一に取りて城中に込む、天文七年の秋綱成廿四歲の時、上杉が八萬騎押寄せて河越の城を攻む、氏康謀を運らして後卷せんとす、因て謀を城中に通ぜんとするに寄手の多勢、城の四面を打圍みて鳥ならでは通ふべしとも見えず、綱成が弟辨千代丸此年十八歲になりしが、氏康に申けるは味方の謀、城中に通じ給はん事いかにも叶ふべしとも覺えず、かたきの中に立ち紛れん便あれども雜人原に

御文賜ひて城中に入られんには、其御文奪はる、事もや候はん、又侍して仰せられんにも捕はれて問ひ落さる、事も候ひなん、あつぱれ某御使を承て候はんには、たとへ敵のために捕はれて、いかなる拷問にあひぬとも、問ひ落さる、事は候まじ、是にて打死仕らんも、かたきの中に捕はれて責殺されて候はんも、君の御ため同じく死せん命なれば惜む所は候はず、若し事故なく彼の城に入て仰を傳へ候はんは、これにて討死したらんより、忠功は猶優りぬとこそ存ずれとて暇乞ひし、逸物の馬に打乘り舎人をも具せず、たゞ一騎かたきの中を打渉りて、やすやすと城中にこそ入てけれ、去程に此夜七月十五日子の刻ばかりに、氏康上杉が陣に切て入り縱さま横さま切て廻る、寄手討たるるもの一萬六千餘人手負ふ者一萬餘人、さんざんに打なされて落ち失せぬ、氏康が八千人手負ひ討たる、者合せて百餘人には過ぎず、氏康かねて謀りし事なれば、急ぎ軍勢を集めて松山の城にぞ引籠る、案の如く上杉が侍大將等、討ち漏されたる軍兵を集て、氏康と戰はんと取て返す、氏康既に

松山の城に入てけりと聞て、押寄せてや戰ふ又此所に陣して敵を待ちてや戰ふと長詮議に時を移す、明れば十六日左衞門大夫綱成、城中の兵一騎も殘さず引具して打て出づ、打集つたる上杉が軍勢を、散々に駈け破つて松山の城にぞ入りにける、世に傳ふる河越の夜軍是なりけり、○又北條の記並に宇佐美が記せし所を按ずるに、天文六年七月十五日の夜、河越の軍と申すは上杉五郎朝定と北條左京大夫氏綱との戰ひなり同十五年四月廿日の夜河越の軍は、古河の公方晴氏、上杉の管領憲政と共に城を攻めしこと二年の後に、氏綱の子息左京大夫氏康後卷きして戰ひし所也と云々、甲陽軍鑑のしるす所、尤も詳かなれども、兩說大に異なれば、今暫く北條の記に隨ひて記るす、

此後綱成、相模國甘繩の城を領しければ甘繩左衞門大夫とも申す、子息氏繁成人して左衞門大夫を讓り、我身は上總介にぞなつてける、綱成およそ戰にあふ事小軍は數を知らず大軍は凡そ三十餘度、向ふ所破らずといふ事なく、綱成が差せし旗、黃なる絹に墨にて八幡の二字かきたれば、黃八幡とも名づけたり、

年積て七十三、天正十五年にぞ死してける、其子左衞門大夫氏繁、父に劣らぬ剛の者、十六歳にて軍始め自ら敵十三騎を切て落す、此處彼處の戰に其高名數を知らず、是れも子息氏勝に左衞門大夫讓りて自らは常陸介になり、年僅かに四十三、天正六年父綱成に先立ちて飯沼の城に死す、氏繁が男左衞門大夫氏勝、祖父に繼ぎ一方の大將を給りて、是處彼處に戰ふこと十餘年、一度も不覺の名を取らず天正十八年の春豐臣太閤、關東に向ひ給ひし時、左衞門大夫氏勝は氏政父子の命を受けて松田右兵衞大夫助けんとて、間宮豐前守朝倉能登守等と同じく山中の城に籠る、三月廿九日寄手の多勢、まづ山中の城に押寄て攻め戰ふ、城中の兵多く討たれて城忽に落つ、氏勝希有に逃れ出で夜に入て道失ひ既に腹きつて死せんとす、舍弟新八郎、木村三河守堀内日向守等が爲に止められ、さらば我が城に引返し寄手を待て尋常に討死し、今日の耻を雪がんとて主從僅か十八人、皆髻切て甘繩の城に入てけり、氏政氏直此由を聞て栗田の何某を使として、抑も山中の城落されし事、氏勝一人が武勇の足らざるにあらず、これ併しながら當家の運傾かんとするによる所か、氏勝早く此城に馳せ參り、猶當家の運開かるべき謀を助け參らすべしとぞ云はせらる、氏勝畏り承り候へども、氏勝今何の面目かあつて、再び見參には入り候べき、たゞ御許を蒙り此城を守て討死仕るべきにて候と申切て終に參らず、氏政父子、讒人の申す旨につき、扨はこれも心變りしてけりと怒り給へば、氏勝また大に怨む、この氏勝は昔より徳川殿の知召されし者なれば、御使を給つて、都築彌左衞門松下三郎右衞門關東の城々次第々々に攻め落され、今は小田原の城落ちん事遠きにあらず、速に降人となつて參られんには、家康いかにも命をば申し乞うて參らせんとぞ仰せける、氏勝此由を聞て徳川殿の御情、死しても如何で忘れ參らすべき、去ながら既に討死を思ひ定めて候ふ上は、仰に隨ふべしとも覺えずとて御使をば返してけり、御使三度に及びし後、四月廿一日甘繩の城をば本多榊原井伊の人々にさけ渡して徳川殿の御陣にぞ參りたる、北條程なく亡びし後、徳川殿の御家人になされ上總國岩富の地を下し給ふ、一萬石關が原の戰に三河國岡崎の城を守り、慶長十六年五十二歳にして卒す氏勝初め保科彈

正忠正直が三男養うて家繼がす、出羽守氏重とぞ申ける大御所の御外甥也大坂前後の戰に氏重將軍家の先陣打つて馳せ向ひ、寛永十二年六月廿一日大番の頭となされ、同き十七年九月十一日（一作十日）下總國關宿の城を給り、二萬二千石〇一說に寛永十四年に駿河國久野より關宿に移ると云ふ不審正保元年正月廿一日駿河國田中の城に移り、二萬五千石慶安元年九月十一日遠江掛川の城に移る、三萬石萬治元年十月朔日六十三歳にて卒す、世嗣なければ家たえたり、

此條の系圖を見るに、一に曰く常陸介氏繁、主の氏康の婿になされて多くの子を設く、嫡子左衞門大夫氏勝、二男新八郎三男千葉善九郎、千葉の家を繼ぐ、四男新藏繁廣、殘る二人は女子なり一に曰く左衞門大夫氏勝が子新藏繁廣、其子安房守氏長、其子孫七郎氏平と云々、按ずるに左衞門大夫氏勝、慶長十六年五十二歳にて卒し、新藏繁廣慶長七年三十九歳にて卒す、然らば繁廣は氏勝に後れて生る、事四年の後なり、前の說に從ふべし、

●山岡

〇備前守景友入道道阿彌は、伴の大納言善男の末孫とぞ聞えける、

公卿補任を按ずるに大納言伴宿禰善男は、正四位下古麻呂が曾孫、從五位下左少辨繼人が孫、參議右大辨從四位上勘解由長官按察使國道が五男たり、仁明文德清和三代の朝廷に仕へ、貞觀八年九月廿三日罪ありて伊豆國に配流せられ同き十年に薨ず、然るに江談抄を見るに、善男元は佐渡國に土民たりしといふ事を精しくしるせり、いぶかし、按ずるに國道は父繼人の事に罪せられて、佐渡の國に流されて、二十四年の後に恩赦蒙りて京に入り、再び左中辨從四位下に任ずと見ゆ、されば善男が佐渡の民たりしと云ふも、さもあらんかし、善男が子佐世といひし由江談抄に見えたり、〇大伴氏は姓氏錄を按ずるに、高皇產靈尊の五世の孫天押日命の後より出たり、然るに世には景行天皇の御末より出でたりといふ、不審、

大納言善男九代の孫伴四郎資兼が後資兼は源義家朝臣に從ひ、奥の武衡家衡を亡せし人なり伴資業、近江の國甲賀郡大原に住居しけり、太郎景廣が時に至て同國毛牧に住しければ、毛牧太郎といふ、其後山岡信濃守、勢多の城にあり、信濃守が時城

燒けて系圖失せぬ、何れの代より、山岡と名のりしにや知れずといふなり其子因幡守その子景猶、景猶四人の男あり、嫡男山岡美作守景隆家を繼ぎて勢多の城にあり、二男對馬守景佐、同國膳所に住す、三男は備前守景友なり、四男は僧になつて石山世尊寺の僧侶たり、甫庵といひしと也其後還俗して甲賀佐左衛門尉と名乘てけり、天正十年六月織田殿討たれ給ひ、德川殿和泉國堺の浦より三河國に歸り給ひし時、景隆景佐景友三人の兄弟、明智光秀が催促に隨はず勢田の橋燒き落し、德川殿の御供して信樂の邊より伊賀國の界伽の峠といふ所まで送り奉りて路次の警衛怠らず、されば、德川殿も彼等兄弟の輩をは、さる頼しき人に思召し、其後兄弟豐臣家に隨ひ參らせ、備前守景友、慶長の初め入道して宮内卿法印になされ、道阿彌と號しけり以上或記に見えしまゝに記す太閤薨じ給ひ大坂の奉行等が、德川殿失ひ參らせんと謀りし度毎に、入道いつも德川殿の御館をぞ守りける、慶長五年奥の會津に向はせ給ひし時、入道は御供して馳せ下る、舍弟甲賀佐左衛門尉は伏見の城に留りて上方の軍起りし時、城中にて討死す、斯て上方の軍起りぬと聞えて、德川殿下野の國小山の御陣に、東國下向の大名を召されて、人々の思ふ所を尋させ給ひしに道阿彌入道、岡江雪齋二人ぞ仰をば傳へける、人々皆味方に組みし參らすべしと申す、さらば上方に向つて合戰あるべしとて、まづ先陣の人々を差し向けらる、入道同く馳せ上り福島掃部頭正頼が加勢として、伊勢國長島の城に立籠て原隱岐守胤房と戰ふ、九月十六日正頼が舍兄左衛門大夫正則が使者來て、昨日戰に上方の軍勢敗れぬと聞て、入道手勢三百七十餘人を引具して、長島の城を出て川舟に取乘り、おのが領大鳥居に差懸る、長束大藏大輔正家が負け軍して落行くに行逢ひ、散々に討ち散し首百餘きり取て、又桑名の城に押寄せ、城中に使たて氏家兄弟を降人となし、内膳正志摩守城受取て番の兵を籠め置く、神戸の城に向ひ羽柴下總守雄利が城を取て、城には番の兵を留め龜山の城に向ふ、岡本下野守宗憲も降參す、爰にも兵分ちて城守らせ、十月六日伏見の城に參て兩御所の見參に入る、入道が振舞を感じ給ふこと大方ならず、同き八年十月三日大御所、入道が伏見の家に渡らせ給ひ、終日の饗宴あり、此日入道が養子新太郎景本、生年八歲に成けるを見參に入る、常陸古渡の

地を入道にぞたぶたりける、（一萬石）明れば九年十二月廿日入道六十二歲にして卒す、新太郎景本未だ幼なかりしかば、景本が實父同主計頭景以に、入道が所領の半を賜て其跡を繼がせらる、（五千石を領す）

按ずるに初め會津へ向はせ給ひし時、入道は御供しければ舍弟甲賀佐左衞門尉に、我が寄騎十八人足輕の兵百人を預て伏見に籠めし由、關が原の諸記に見えたり、又家忠日記追加に主計頭景以、入道が跡を繼ぎて寄騎足輕を屬せらるとあれば、入道當家に仕へても甲賀組の頭たりしと見えき、精しき事を知らず

●小笠原

○和泉守源某（校本改吉次）は初め大御所の仰として薩摩守殿に附けらる、慶長十二年の春守殿かくれさせ給ひし夏、關東に召され、下總國佐倉の地を賜ひ（二萬八千石）明れば十三年の秋、常陸國笠間の城を賜て移る（三萬石）十四年三月故薩摩守殿の家人富永丹波守、同子息父子、戶田加賀守松平攝津守同石見守、舊罪顯はれて所帶を收公せらる、又守殿に殉死せし小笠原監物が罪狀も顯はれしかば、彼手に屬せし侍三人誅せらる、かの與黨とぞ聞えし、此月廿六日和泉守又罪かうぶり所帶沒收せられ、追却せられ畢んぬ、

此人いづれの小笠原にや、詳なる事を知らず

●皆川

○山城守藤原廣照は、秀鄕將軍九代の孫小山下野大掾政光が嫡男、下野國の住人長沼五郎宗政が十七代の後胤也、廣照が五代の祖長沼淡路守秀宗、（嘉吉の頃の人）皆川の地に移る、秀宗が孫宮內少輔宗成、初て皆川とは名のつてけり、相模國北條が起るに從ひ、彼家の被官として天正十八年の春豐臣關白、小田原に攻め下り給ひし時、山城守廣照、成田（下總守）壬生（上總介）の者共と北條陸奧守氏輝に隨て、竹鼻口に出向つて防ぎ戰はんとす三月廿九日山中の城落ちて、明れば四月朔日德川殿の先陣宮城野に攻め入ると聞えしかば、氏輝等小田原の城に引き返す、同八日、明日寄手小田原の城攻めらるべしと聞えし夜、廣照密かに城中を忍び出て德川殿に付て關白の御陣に降參す、（德川殿兼てより廣照を知召されし故也）此年の秋北條亡びし後、本領なれば皆川の

地をぞ給りける、（三萬石）慶長五年の秋東西の軍一時に起る、廣照父子は參河守殿の御手に屬し東國に止る、（大田原の邊に陣取しと也）同き八年二月六日、上總介殿に信濃國にして所領の地、參らせられし時、廣照かの御傅になされて飯山の城を給ぶ、（四萬石を領す、是は上總介殿幼なく渡らせ給ふ時、廣照取て養ひ參らせし故なり）然るに介殿の御振舞荒々敷ましく〳〵て、古き老臣共の諫をも用ゐ給はず、十四年九月廣照を初として、山田長門守松平讃岐守等、駿河の國府に參て密かに大御所に訴へ申ければ、介殿この由關東にて聞召され、夜を日に繼て馳せ參らせ給ひ、一々に陳じ申させ給ひて、彼等を屹と罪科に處せらるべき由を、頻に訴へさせ給ひしかば、廣照は死罪一等を宥められ所領沒收せられ、同十月廿七日、殘る二人は誅せらる、廣照やがて入道して老圃と號す、嫡男志摩守隆庸元より將軍家に仕へ參らせ、慶長五年十一月十九日叙爵す、父が罪蒙りし時、隆庸も其緣坐に處せらる、上總介殿御行ひ改らたまらせ給はず、大御所の御不興蒙らせ給ひ、終に流されさせ給ひぬ、其後隆庸將軍家に召返され、元和九年常陸國新治の郡府中の地賜り（一萬五千石（一作一萬三千石））山城守になされて、寛永九年大番の頭になされ、正保二年に卒す、嫡子又三郎成鄉家を繼ぎ、幾程なくて世を早うし、世嗣なければ家絕えぬ、（舍弟左京隆慶を御家人に召出され、皆川の地五千石を下し賜ひしなり）

●酒井

○山城守源重隆は雅樂頭忠世が子、實は金森出雲守可重が子也、童の時より左大臣家に仕へ奉り、堀田加賀守正盛と一双の寵臣にて、官も職も互に上たらず下たらず、凡そ賞祿賜ふも正盛給ふ日は重隆同く給ひ、重隆が給ふ時は正盛給はらずと云ふ事なし、正盛祿三萬石に至りし時、重隆も同き日に三萬石を賜ふ、（いづくを領せしにや定かならず）如何なる故にや重隆身の煩ある由を申て、籠り居て年を經し後、忽に罪かうぶりて備後の國に流され、水野日向守勝成に預けらる、

世に傳ふるは重隆籠居せし中に、かの妻男子二人を設け、妾の子また二人を生みぬ、これを聞く人、重隆が病と稱すること詐れるなり、身奉公の勞にだに堪へずして如何にかく多くの子まうくべき、彼が病たゞ酒と色とに在りけんなど云ひし程に、御不審かうぶりしと云ふ也、

その後加賀守正盛が次第に歷上りて、四位の侍從して佐倉の城を賜ひしことを聞きて、さしも彼の正盛とは重隆一双の者なりけり、云甲斐なき命ながらへんこと、恥ぢがましとて、食を斷ちて死しけるとぞ聞えし、（其後その二男樵兵衛重照を御家人に召出さる、嫡子をば右衛門八といひき早世しけるにや）

● 堀

○市正藤原利重は、大相國家に仕へ奉て大番の頭に至る（此家いづれの流にやいまだ知らず又歷任の事も定かならず）左大臣家の御時始て寺社奉行職を置かれ、利重堀式部少輔直之と二人其事を司り其後御奏者の事を承る常陸（新治郡）近江（淺井郡）安房（長狹郡）上總（望陀郡）等の地にして所領賜ひぬ、（一萬二千石を領す、常陸の香取（校本改玉取）と云ふ所に住せしなり卒せし年月知らず）其男越中守利昌家を繼ぎ、（後に政長とあらためたり）萬治元年十月十二日五十八歲にして卒す、子なかりしかば天方主馬俱通（一作增通）が男彌（一作源）太郎通周（一作包周）養て世嗣とす、通周利昌が家を繼ぎ寛文三年十二月敍爵して市正に任ず、延寶七年の十二月十一日罪蒙りて所領没收せられぬ、（子息主稅に三千石を給ふといふなり）

藩翰譜第十一　終

藩翰譜第十二上

●蒲生

○侍從兼飛驒守藤原秀行は、參議兼飛驒守氏鄕の男なり、鎭守府將軍秀鄕の次男鎭守府將軍千晴六代の後、雅俊系圖には見えず初て陸奧より上洛し近江國蒲生の郡を賜て蒲生太郎と名のる

蒲生記には平家の時と云ふ、系圖には賴朝卿の時の事と見えたり○按ずるに系圖と蒲生記との記す所異なる事共多し

其子俊賢、鎌倉の右大將家に仕ふ系圖には右馬允秀俊が子俊賢初は雅賢と云ふと云々俊賢が六代の孫大夫左衞門尉秀朝、建武年中足利殿に屬して戰忠を致す、秀朝に七代系圖には六代と見ゆ刑部大輔貞秀入道智閑が時に至て、嫡男刑部大輔秀行は惣領なればとて將軍家に出仕させ、次男左衞門大夫高鄕は佐々木が家に屬せしめ、三男音羽右馬允秀順は細川が家に仕へしむ、刑部大輔秀行卒して其子刑部大輔秀紀つぐ、叔父左衞門大夫高鄕、甥の秀紀を滅して其所領を合はす、高鄕が男下野守定秀父に繼ぐ、其子左兵衞大夫賢秀、これ參議氏鄕の父なりけり、初め賢秀家を繼ぎて後、主人近江國の守護佐々木左京大夫義賢入道承禎父子、織田殿の爲に滅されぬ、賢秀おのが城日野に立籠り寄手を待つて討死せんとす、こゝに伊勢の國の住人神戸藏人大夫は、賢秀が妹に添うたりければ、累代の家忽に滅びん事を哀み織田殿に申て日野の城に行き向ひ樣々に敎訓し、賢秀具して信長の御陣に參る、此時氏鄕歲僅に十三にて、鶴千代丸と申せしが、父と共に參りしを織田殿御覽ありて、子息よのつねの人にあらず、信長が娘に配はせ侍らんとて、岐阜の城に留め忠三郎と召さる織田殿時に彈正忠たり依て忠の名を取て名づけ給ひしと云ふ明れば永祿十二年八月信長伊勢國大河内の城に發向あり、忠三郎玆年十四歲ただ一人拔駈して多勢の中に戰ひ、善き首とつて歸り參る、信長大に驚き給ひ同き冬姫君賜て日野の城にぞ歸されける、天正十年六月二日織田殿父子都にて失せ給ひし時、左兵衞大夫賢秀、安土の城の留守として忠三郎氏鄕は日野の城にあり、氏鄕信長の御事を聞て手勢五百餘騎引具し、輿五十挺鞍置きたる馬百疋駄馬二百疋を從へて、其夜腰越まで馳せ參り、先

づ案內を通ず、父の賢秀大に悦び織田殿の御臺所公達姫君を始とし、女房達に至るまで、悉くに引具して日野の城に入れ參らせ、急ぎ軍勢を催して逆徒誅戮の謀を運らす、明智日向守光秀此の由を聞て先づ日野の城に向はんとす、かゝる所に三七殿の御勢、攝津國より攻め上て光秀忽ち討たれにけり、氏郷北畠殿の御供して都に上りしに、羽柴筑前守秀吉、氏郷が此度の振舞を深く感じ、明智に組せし當國の國人等が闕所の地、蒲生にぞ附られける（五千石の地といふ）羽柴柴田が軍起りし時、父子秀吉に與みす、秀吉大に悦びて賢秀が娘迎へて妻とす、これ後に三條殿と申せし御事なり、（氏郷の妹なり）柴田亡び三七殿討たれ給ひ、秀吉氏郷に伊勢國龜山の城を賜ふ、氏郷が請に依つて關右兵衞佐に賜ひぬ、（彼城は關が相傳の城なればなり）氏郷やがて叙爵して飛驒守に任ず、秀吉北畠殿と不快の時、氏郷また秀吉に與みし、美濃國加賀井の城を攻め落す、此勸賞に伊勢國松が島の城賜ひして（日野の領六萬石に倍して十二萬石を給ふ）田丸（中務少輔）關（右兵衞佐）澤（源六）秋山（右近）片野（宮內〇澤より下の三人は大和國宇陀郡の住人なり）等を氏郷の手に附けらる、同國木造小山戸の軍を始めて、紀伊越中筑紫の陣に至るまで、悉く戰功を顯し天正十六年四月十八日左近衞權少將正四位下になされ、羽柴の號を許さる、此年松坂の城を築て移る同き十八年春夏の間、關白殿に隨ひ相模國に發向し、まづ伊豆國韮山の城を攻て小田原の城を圍み攻む、北條亡びて後、先陣承て陸奥國に向ふ、八月十七日關白殿、會津（本校改白河）の城に氏郷を召され、會津六郡の地に越後小河（一作北河）の庄山道の地合て十二郡を賜ひて、陸奥出羽の守護職を給はる、（四十萬石の地を領せしなり）又木村伊勢守同彌一右衞門尉、父子に、葛西大崎の地賜て（二十萬石）氏郷に副られたり、同九月の初關白御上洛の後、葛西大崎の地に賊徒起て木村父子を攻む、氏郷此由を聞て伊達二郎政宗に謀狀し、軍勢を率ゐ馳せ向つて是處彼處の賊徒悉くに打平ぐ、明れば十九年の夏、南部が家の子九戶、主に叛く、中納言秀次追討の爲に下向あり、氏郷先陣に進みて九戶が城を攻め破る、去年今年の勳功の賞として、奥羽七郡の地を加へらる（奥州田村四本松伊達信夫刈田、出羽の長井郡等也本領合て十九郡百二十萬石餘の地なり）此年十二月廿八日參議從三位になさる、（氏郷參議に任ぜし事公卿補任には見えず）明れば文祿元年の夏朝鮮の事起て、氏郷肥前國名護屋に陣し明る二年の春俄に違例して血を下すこと夥し、諸醫術を盡しけれども、

驗なくて本國に歸る、三年正月病を扶けて上洛す、今年十一月太閤氏鄕の家に入らせ給ひ饗宴の事あり、氏鄕の病日々月々に重くなりて、四十歲と申せし文祿四年二月七日、都のうちにて卒しけり、

かぎりあれば吹かねど花はちるものを
心みじかき春の山風

といふ歌を假初の筆ずさみのやうにぞ書おきける、是れは去る天正十九年九戶が戰ひの後、石田治部少輔三成都に歸て此度氏鄕が軍せし樣を見るに、たゞ人には侍らず、彼が軍勢の道を打つたること、七日がほど引きも切らず、それに一人も軍法を犯すもの候はず、此人殿下の御爲に二心を存せざらんには、かゝる御固め世にも又あるべからず、能く心得させ給ひて見給ふべき人なりと申せしかば、密かに毒を與へられしに依て、忽に病に犯されて終に空しうなりけるを、かくは思ひつゞけしとぞ聞えける、同七日太閤淺野彈正少弼長政を御使として、子息鶴千代丸に父の所領相違あるべからざる由を仰せ下さる、長政御敎書を帶し奧に下りて國務を沙汰す、今年鶴千代丸元服して藤三郞秀隆と名のり、(後には秀行と改む)太閤媒せさせ給ひて德川殿の御娘を參らせらる、其年關白秀次の御事ありて大坂の城築かれし時、秀行飛驒守になされ慶長元年從四位下侍從となる、同き三年の春家の老蒲生四郞兵衞故宰相の双なき昵近の侍亙理八右衞門といふ者を討ちぬ、宗徒の家人等此事を訴へしかば、四郞兵衞は肥後國に流されて加藤主計頭淸正に預けらる、(石田に親しがりしに因て死刑を免かれしなり)此秀行の母上は故右大臣信長公の姬君にて、類なき美人の聞えましましければ、近曾殿下に參らせ給ふべきよし、忍び忍びに御消息度重りし程に、うき事に思ひこめ給ひて、みづから飾おろして尼になり給ひしを、太閤安からぬ事に思召す、かゝる所に蒲生亙理が獄起りければ、抑も會津の地は陸奧出羽の鎭守として、大事の所にてあんなるに、秀行が年いまだ若くして、家の事だに猶治め得ぬに兩國を守護せんこと叶ふ可らず、成人の程までは他の境に徙し置くべき者也とて、所領奪ひ取て下野國宇都宮の城に移さる、(十二萬石)

此人德川殿の婿君なれば、石田が計ひにて、かく事につけて所領減せられしとも申すなり

同き五年東西の軍起りし時、宇都宮の城を守て奧の

先陣にぞ候ひける、明れば六年の八月上杉中納言景勝、米澤の城に徙され九月廿日（一作廿七日）會津の城をば、秀行朝臣に賜ふ、（六十萬石）同き十七年五月十四日三十歳にして世を早うし給ひたり、嫡子龜千代丸十歳にして家を繼ぎ、元服して下野守になされ忠鄕と申す、次男鶴松丸中務大輔になつて忠知と申す、兄弟共に大御所の御外孫にてわたり給ひしかば、將軍家より御諱字賜て御家號を許さる、忠鄕朝臣侍從從四位下より參議正四位下になされて、寛永四年正月四日廿五歳にて卒し給ひ、世嗣ましまさねば家たえぬ、

○侍從兼中務大輔藤原忠知秀行朝臣の次男寛永三年四位の侍從になされ、此年出羽の國上山の城を賜ふ（いか程にや定かならず）明る四年の春兄忠鄕朝臣世を早うし給ひし後、同二月十日伊豫國松山の城に、累代相傳の所なればとて近江國日野の地添へて下し賜ふ、（合せて二十萬石（一作廿四萬石））同き十一年八月十八日三十歳にして卒し、是も世嗣ましまさねば家絕えぬ、

● 金　吾

○中納言豐臣秀秋は、小早川左衞門督大江隆景の世嗣なり（隆景なば三原中納言と申しし也公卿補任には隆景中納言に任せし事みえず）實は木下肥後守家定が四男、豐臣太閤家北政所の御甥なり、初め北政所みつからの御子なき事を深く歎き給ひしかば、この中納言のいまだ幼き時、（童名は辰之助）太閤の御幼君となされ御寵愛淺からず、天正十九年の春隆景が望み申すに依て、其世嗣にはなされてけり、抑も隆景が此人を養て子とせしこと、其謂れありとぞ聞えたる、隆景が甥毛利右馬頭輝元が世嗣いまだ無かりし時、黑田勘解由孝高生駒右馬頭親正、二人は毛利が家に親しかりしかば、其世嗣の事を謀る、孝高計ひて殿下に申て御養君して、家繼がせたらんには家の爲も國の爲も善かんぬと覺ゆと云ふ、親正も此事尤も然るべしと先づ左衞門督隆景の許に行て此由を告ぐ、隆景聞て其事もし成りなんには我等が家の幸にこそあんなれとばかり答て、生駒が歸るを待かねて、急ぎ施藥院の許に行向ひて、隆景殿下の御恩に依て筑前の國を領するのみにあらず、筑後肥前の中にして二郡つゞの地を下し給ふ吾が齡既に傾きぬ此恩に報ひ奉らん日なし、秀秋に國讓り參らせ隆景は山陽の內にして老い養ふべき程の地賜て、籠り居てさふら

はんには、何事の幸か是に過ぐべき、此由を以て內内御氣色を伺ひて給はるべしとぞ云てける、闕白此由を聞召し悅び給ふこと斜ならず、隆景が請に因て其嗣とこそなされてけれ、其後隆景が計らひにて是れも又故陸奥守元就が孫なりける秀元して輝元が世嗣となす、（輝元秀元は從弟也精しきことは毛利が傳と合せ見るべし）隆景がかく謀りしは輝元が家は嫡流にて、おのが家は庶子なれば、嫡流の種姓絶えなんことを哀みて、自ら其禍に代りけるこそあはれなれ、文祿の初め朝鮮の事起り、隆景彼の國に渡て王城の戰に大明の李如松を打破り、又晉州の城を攻落す、其勸賞に從三位の中納言して慶長二年六月十二日年六十三歳にて卒しぬ、秀秋隆景が家を繼て中納言になさる、

　秀秋を金吾中納言と云ひしは、左衞門督の子たるに因るとも又秀秋もと左衞門督たりし故に、初めより金吾殿と云ひしともいふ、後の說然るべきか、此年二月いまだ隆景が卒せざりし內、秀秋廿三歳にして朝鮮を討たん大將軍を承て、宗徒の大名あまた引具し、都合其勢拾六萬三千人、五月廿二日大坂を立て同七月二日朝鮮に押渡り釜山の城に入る、明ればば慶長三年正月四日蔚山の後卷きし眞先に進み、秀秋が手にかけて馬武者十三騎切つて落す、凡そ討取る所の首一萬三千二（一作三）百三十八太閤に獻る、此使者同月廿四日伏見の城に馳せ參る、太閤軍のやうを聞召して御感斜ならず、石田治部少輔三成密かに申しけるは、金吾殿の御振舞ひ誠にゆゝしうも聞えさせ給ふ、去ながら既に御代官として向はせ給ひし御身の、自ら釜山の城を出で給ひ深く敵の中に入て戰はせ給ひし事の體、輕忽にこそ存ずれ、敵もし其隙を伺て釜山城を攻め取て候はんには、本朝の通路自在なるべからず、この後は斯る御振舞しかるべからざる旨を仰せ下さるべうもや候はんと申ければ、太閤實にもと思召す御氣色にて、秀秋が功を賞し給はず、秀秋太閤の仰蒙て城を築くこと九箇所、軍勢を籠め置て同三月十七日釜山の港に船を泛べ四月四日大坂に着き、明れば五日伏見の城に參らる、秀秋に隨ふ所の七人の軍奉行、幷に加藤左馬助嘉明同じく參る伏見に在合ふ大名悉く參り集ひ、秀秋の凱陣を賀し申さる、太閤やがて御出ありて御對面事訖つて後、太田飛驒守一吉秀秋の軍し給ひしやう、一々に

陳じて感じ申す、太閤いや〳〵大將軍の自ら諸軍と功を爭つて輕々しき軍せんこと然るべからず、我れ秀秋を差向けしこと返す〳〵も後悔に及びきと仰せらる、秀秋聞きもあへずよの常の御使ならんには、幼弱の身など辭し申さではあるべき、追討の御使なればこそ仰をば承れ、然るに今人々の聞き給ふ所にて、御後悔の旨を承るこそ口惜けれ、秀秋が不覺申し、速に秀秋が首を召されて御憤を散ぜられんやうには計らふべしと、押返し〳〵申されしかば、太閤御座を御立あつて內に入らせ給ふ、治部少輔三成參て秀秋が老杉原下野守山口玄蕃允に向ひ、大殿の御氣色よからず先づ御館に歸し入らせ參らせらるべしといふ、秀秋聞て、しや首打落さんずる氣色にて打刀とつて立つ、德川殿引き留め給ひ、兎かく制して彼館に伴ひ給ひしに、太閤の御使として尼孝藏主入り來り仰を傳て抑も去りし頃蔚山の戰に、輕々しき振舞ひし、又只今の中條甚だ奇怪の至なり須らく早く筑前の國を返し奉りて、越前の地に移るべしとありければ、中納言大に怒て、やあ尼前秀秋が身に國奪はれん罪覺なし、命あらん限は只もとの儘にこそあるべけれ、速に首を刎らるべう候と申せ尼前とて追つ返さる、德川殿尼孝藏主に向ひ給ひ、仰せ謹て承りぬと宣ふとこそ申さるべけれとありければ、尼前承りて此上は內府の御計ひこそ候べけれ、政所の御方へも其由を申すべきにて候と申て罷り出づ、德川殿秀秋に向ひ給ひ、たゞ兎にもかくにも仰に隨ひ給はん事こそあらまほしけれ、政所の歎かせ給はんには太閤もさのみは心強くはおはせじものをと仰ければ、さらば秀秋みづから三成が首切て後、內府の仰にこそ任せ候はめと申さる、德川殿も今は强て仰せらるべきやうもなく、杉原山口を密に召され、まづ家人少々越前の國に下さるべしと仰ければ、外樣の侍少々を差下す、斯て德川殿大納言利家と共に秀秋の事御歎あらんとありしかども、利家辭し申さる、德川殿は日每に太閤に參り給ひ仰せ出さる、旨もなし、太閤如何にかくは每日見え給ふやらんと仰ければ、秀秋の國移されんこと痛はしう覺えて、此由申さんとて參り候へども、えこそ申し出され侍らねと答へ給て、其後も日每に參り給へば、太閤又初

の如く仰せければ、徳川殿の答へ給ふやうも、初の如くなりしかば、太閤さほどに思ひ給はんには、内府の計ひに任せまゐらすべしと仰ければ、徳川殿悦ばせ給ひて秀秋の許に向ひ給ひ、杉原山口召して越前に下りし侍共召返さる、

此時秀秋には越前北庄の地十六萬石を賜ふべし、山口には別に加賀國大聖寺の城を賜て秀秋の後見すべしとありき、是に依て秀秋元の儘に筑前の國を領しけれども、山口には此時より太閤の御家人になされしなり、

程なく六月二日に徳川殿秀秋と打連れ參らせ給へば太閤御對面あつて饗宴の儀事終り、秀秋に物多く賜ひ（安宅貞宗の刀吉光の脇差大盤若捨子等の茶壺鷹二連黄金千枚等なり）徳川殿にも引出物ひかる、（光忠の刀黄金三百枚）秀秋この日長崎伊豆守を徳川殿へ御使として、此度の御芳恩いづれの時にか忘れ候べき、報ひ參らすべき時こそ侍るべけれと申されたり、

秀秋越前に徙されんとせし事の終始は、大河内秀元が朝鮮物語に詳かなり、世の人詳なる事を知らざるにや異説多し、信ずるにたらず、又蔚山の戰のこと諸家の說まち〳〵なり今爰に記す所は大河内が物語の說を採れり

太閤薨じ給ひ同き五年の秋、徳川殿奥の上杉追討のため御下向ありしかば、秀秋も急ぎ軍勢を催して、奥に下らんとて本國を打立つ、大坂の軍また起りて諸國の軍勢を催促す、秀秋徳川殿の芳恩を報ぜんこと此時にありと思ひしかば、舍兄木下右衞門大夫延俊が播磨國姫路の城に立籠つて、東國の御勢の攻め登らん程を待たばやと思ひ、先つ山岡備前入道道阿彌に就きて此由を關東に申せしに、舍兄延俊あへて城を貸さず、秀秋大に怒て延俊と中違ひして大坂に至り、それより都に登て政所の御方に參り、秀秋は内府の御方仕るべく思ひなして候と申さる、政所聞召して大坂の兵伏見の城攻めらるべしと聞ゆ、和殿が兄の宰相（これ勝俊の事なり後に長嘯子と申しき木下の傳に此人の事詳なり）内府の兵と共に彼城にあり、和君も大坂の兵と同じくかの城を攻めんに、わらは彼城に入て兄弟の軍せんこと淺ましとて、とかく中直しせん程には、東國の勢も攻め登りてなん、あなかしこ和君獨り奉行等と中違ひして、爰にて軍起さんこと然るべからずとて返し給ひしに勝俊伏見の城を出づ、秀秋この上は伏見の城に入て

東國の御勢と共に立籠り内府を待つけ參らすべしとて、伏見の城に使立て此由を云はせらる、鳥居彦右衛門尉元忠其旨に隨はず、實に内府の御方せさせ給はんには、寄手の人々と共に此城に向ひ給ひ、如何にもして人々に疑はれ給はぬやうに挊て、東國の軍勢攻め登らん時に裏切せさせ給ふべし、御使の旨をば關東に申すべきにて候と答て、元忠が郎等一人關東に下しかくと申す、（伊與田彌右衛門といふ郎等を下せしとなり）秀秋力及ばず家人平岡石見守して、黒田甲斐守長政に就きて、（平岡は黒田如水入道が妊婿なり）關東に此由を申し、寄手にぞ加はりける、伏見の城落てのち此城かりて東國の勢の攻め上らん程を待つべしと思ひしに城悉く燒かれぬ、斯て上方の軍勢東山東海北陸より攻め下る秀秋も急ぎ發向あるべしと催促度々に及ぶ、或は伏見にて手負し兵を助け、或は本國より馳せ登る勢を待つなど言て日を送り、重て黒田が許に平岡が弟出羽守を質として神木、（左兵衛尉）齋藤（與右衛門）二人の使つけて關東に下す、さのみは如何があるべきとて、やう／＼大坂を打立つ、道のほど、又日數經て徳川殿既に尾張國に打入らせ給ふと聞えて、關が原のこなた松尾の山に至て陣を取る、九月十五日東西の軍矢合せすと見てければ、上方の軍勢の後より切つて懸りし程に、かたき前後を防ぎかねて忽ち敗れ失せにけり、軍終て後、徳川殿の御陣に參られしかば、御悅斜ならず秀秋また佐和山の先陣を望まる、同十七日爰をも攻め破つて石田が一族悉くに誅せられぬ、茲年十一月勸賞行はる先づ秀秋に備前備中美作三箇國をぞ賜はりける、（七十二萬石を領す本領三十三萬六千四十石なりしと云ふ）幾程なくて同き六年七月十八日秀秋廿三（校本改七年十月二十八歲）歳にて世を早うし給ひて、世嗣なければ家絶えぬ

●福嶋

○左衛門大夫源正則は、尾張の國の住人福嶋與左衛門尉某が嫡男なり、初め豊臣太閤播磨の國の守護たりし時、正則童なりしより側近く召仕はる、（正則は豊臣家にゆかりの人といふ、いまだ詳なる事を知らず）天正六年播磨の國三木の城を攻められしに、正則生年十八歲初めて高名ありしより、鳥取山崎等の戰に功あらずといふことなく、生年廿三歲にして近江の國志津が嶽の先懸けし、七騎が中の第一にて不次の賞を賜り忽ちに身を起し、この年天

正十一年十二月に叙爵して左衛門尉になさる、（此戰のとき字は市松、一番に首取りて參り五千石の地給ひしなり）小牧雜賀の軍に隨ひ同き十三年の夏四國の地平らぎし後、伊豫の國賜つて今治の城を領す、（十萬石）同き十五年筑紫の陣に隨ひ十六年肥後國宇土の一揆を平らげ、同き十八年關東の軍には韮山の城攻め破り、文祿の初め朝鮮に押渡り外國に名を奮ふ

初め諸軍勢王城に在て大明朝鮮の兵と戰ひし時、正則稷山の城に在り外國の人いかに傳へ聞きけん正則は關白の叔父なれば彼をだに討ち取りなば、軍に勝つ事を得べしとて、三度まで攻め來りしを打破りしかば其後は敢て近づかずと云ふなり

文祿四年七月關白秀次の御事ありし後、正則尾張國淸洲の城に移る、（二十萬石）又四位の侍從になされ羽柴の氏を許さる、慶長三年八月太閤薨じ給ひて後、德川殿の御養君を（松平因幡守康元の娘にて德川殿の御外姪なり）正則が嫡男刑部少輔正之の妻に定められしより事起りて、大坂の奉行等加賀大納言利家を勸めて德川殿失ひ參らせんとす、（これ奉行等と謀り給はで私に仰せ合されし事を告めしとなり）正則御方として最初に德川殿の御館に馳せ參る、程なく事平ぎし後、正則等また石田治部少輔三成を討たんとせしに、德川殿中和らけ給ひしに因て事また平ぎぬ、明れば慶長五年の秋德川殿、奧の上杉追討のため御下向ありしかば、正則父子同じく馳せ下りて下野國宇都宮に陣取る、大坂の奉行等が兵起りて上方又大に亂る、德川殿東國下向の大名を悉く小山の御陣に召され、上方また亂れぬと聞ゆ、人々の家悉く大坂にあり、家康この事を思ふに心苦し、まして人々の心のうち思ひやりぬ、抑も弓矢とる身の習ひ、今日みかたと見えしも明日はかたきとならん事めづらしからず、されば今人々の敵に組みし給はん事も、家康いかで恨を遺すべき、家康もし勝軍したらん後、人々の見參に入らん時、今までのよしみ忘るべからず、とく〳〵これより引返へして大坂に歸り給ふべしと仰せらる、人人いまだ申し出す旨もなかりし所に、正則一人進み出で申けるは、上方に軍起りし事、風聞の及ぶ所は、大坂の奉行等が、秀賴の仰を蒙りて、天下の軍勢を催すとこそ承れ、秀賴御年わづか八歲にこそならせ給へ、いかで斯る御結搆やあるべき、是は偏に三成が計らひにて天下を亂さんとする條、疑ふべからず、

人々の心は如何にもあれ、正則に於ては關東の御方として、彼の凶徒等を誅伐仕るべう候と申ければ、有合ふ所の大名一人も殘らず、皆正則が申す旨に從ふ、德川殿悅ばせ給ふ事淺からず、正則やがて海道の先陣して打て登り、美濃の國高須竹鼻等の城を打破つて岐阜の城を攻め落し、關が原に戰て多くの敵を討ち滅し、毛利嶋津等を降して天下悉くに德川殿に歸せしこと正則が功莫大なり、されど此人心猛く行ひ暴くして人の命を斷つこと昆蟲を殺すとも思はず、まして此度の功にや誇りけん、不思儀の振舞多かりけり、關が原の軍終てのち、德川殿近江國草津の宿に至り給ひ、洛中物靜かならずと聞召し、狼籍を鎭められんが爲、正則等して都に上らせらる、正則が侍の、使すとて跡にさがつて馳せ行くに、日岡の關過ぐるとき番の兵と口論に及ぶ事ありしが、おのが主に追附きて使の事終てのち、身の暇たまはり引返して彼兵と戰ひ死せんとて、事の樣を申す、正則馬うち立て是を聞き以の外に氣色損じ、や、あつて後、あつはれ汝主の使なればとて、耻を忍んで歸り參り、身の暇乞てのち大勢に向て戰て死せんとすと思ふ、神妙の至なり、正則思ふ子細あり我に從て來れとて、都に引具し彼侍を召て汝一定死せんなと問ふ、仰にや及ぶべきと答ふ、よし／＼さらば夫にて腹を切れ、正則が身汝に代て德川殿より彼關守らせられし伊奈が首とつて汝に手向けんずものをとて、首打落し伊奈圖書が許に贈り、正則が侍伊奈殿に恨み申すべき事ありとて腹切りぬ、御實撿のため彼首を參らす、其心を得らるべう候といふ、伊奈其使に事のやうを聞き、我手の兵に問ふにこそ斯る事ありしとは始て知てけれ、仰承りぬとて使をば歸し、井伊本多と相議して番の兵六人が首斬つて贈る、（伊奈は御先手の足輕大將なり）正則いよ／＼怒に堪へず、其首悉く打返して凡そ天下の人に貴あり賤あり、貴きが賤しきに同じからず、賤しきが貴きに異なる事、誰かは是を知らざるべき、正則が侍の首まゐらする所に、賜ふ所の首は悉く足輕の兵とこそ見えつれ、其品尤均しからず、抑も正則身不肖には侍れども、德川殿の御方として御先を懸け隨分の微功を顯せし事、全く正則身の功にあらず、これ然しながら家の子郞等らが、命を捨て身を顧みざるに依りし所なり、それに今正則が侍

を以て御手に屬せし足輕に准ぜらる、所、正則天下に於て面目を失ひ訖んぬ、又正則が參らせし所は侍の首只一つ、報ひ給はらん所の首の多き事を望むにあらず、是等の首たまはらんこと、其詮なし速に返し參らするとぞ申ける、井伊本多これ聞て大に驚き、正則が宣ふ所理至極しぬ、さらば伊奈が手に屬せし寄騎の侍が首切て參らせん、伊奈と中直りし給はらんには、公私の大幸何事か是に過ぎんやと言ければ、正則家子郎等らに疎まれて重てはかゞ〱しき軍せんこと叶ふまじ、今は徳川殿にも正則よしとも思召さじ此後御門下に伺候せんも詮なしとて引籠る、（此時福嶋陣替の事ありといふ）徳川殿此由を聞召して、正則が申條その理なきにあらず、伊奈が計らひ不當なりと怒らせ給ひしかば伊奈腹切て死す、井伊兵部少輔直政頓て其首持せて正則が陣に行き向ふ、正則是を見て井伊殿の御力に依て正則恥すゝいで候とて悦びける、此年十一月安藝備後兩國を正則に賜ふ、今度の戰功を賞せらる、所なり、（四十九萬八千石）

此時或人井伊侍從に向ひ、正則おのが功に誇つて伊奈に腹切きらせし人なるに、御恩他に異なることそ心得ねと言ければ、天下の爲に大忠を致せる人なり、伊奈又家人たる上は、かくあるべきこと勿論なり、去ながら人ごとに一生が中あやまち無からんこと叶ひ難し、さればかく御恩の深きこと、正則の愼み厚かるべき事なれと言ひしとかや、

明れば六年參河守殿越前の國賜はらせ給ふ、入部されしに正則自ら北庄に行き向ひ賀し申さる、守殿の宗徒の御家人に向ひ、正則この後も常に門下に伺候せんに家なうても叶ふべからず、家作るべき地給はらばやと望て、其後また正則年來のよしみ忘れ參らせず、守殿天下の御大事あらんには正則必御味方仕るべし、さりながら太閤の仰せ置る、旨はべれば、正則が身秀頼の世にましまさん限りは、心にも任すべからずと語りて暇給はつてぞ歸りける、

按ずるに守殿は太閤の御養君たりし故、正則その好みを思ひしにや、又守殿の御身に天下の御大事あらんと云ひしは、守殿は御兄にて大相國家は御弟なれば、徳川殿かくれさせ給はゞ、必天下の御爭あるべしと思ひしにや、何れにも正則が心のうち測り難き事なり

同き八年二月德川殿征夷大將軍の宣旨蒙らせ給ひし時、正則四位の少將になされ、同七月右大臣家の、（大相國家此時右大將なり）姫君、大坂に入らせ給ひし時、上方の大名悉くに起請文書て秀賴公に參らす、これ正則が計らひし所とぞ聞えける、同き十年五月右大將家拜賀の御時、大御所も都へわたらせ給ひしかば、豐臣家に御對面のため、上洛の事催させ給ひしに、淀殿御憤深くして豐臣家に御腹めさせ、我身も失せさせ給ふべしと聞えて、京大坂の間以の外物さわがしくなる是も上方の大名の中に内々此由を申し勸むる人ありと聞えき、此程より西海南海山陰山陽の大名等、城を高うし池を深うして、戰艦夥しう作り出す、世の中何となく騷しくなり行くに、十二年の冬正則嫡子刑部少輔、狂疾出で來ぬとて取て押込め、終に首を刎て其妻德川殿の御養君を返し參らす、明れば十三年の春、豐臣家疱瘡煩はせ給ふと聞て、上方の大名忍ひ／＼に大坂に馳せ集る、中にも正則最初に馳せ參る、十六年三月豐臣家上洛あつて大御所に御見參の時、侍從輝政（池田）肥後守清正（加藤）紀伊守幸長（淺野）三人御供に參りしに、正則は病氣と稱して大坂に殘り止る、

十九年五月廿日加賀中納言利長卒して後、子息利光朝臣この年三月大坂より父の卿に送りし諜狀を得て密に大御所に獻せらる其文を御覽あるに豐臣家御年既に盛りにならせ給ひぬ、すべからく早く大坂に參て、助け參らせらるべき所なり、今城中にある所の兵粮七萬斛、又正則等が年頃蓄へし所三萬斛、其餘金銀寶貨、軍の支料乏かるべからずと載たりけり、斯ては世の亂れんこと近きにあらんと、御心を勞らせ給ふ程に、此年の九月大坂の軍起りぬ、正則を始として加藤肥後守忠廣等が大坂に在りし、米穀、悉く城中に參らす、此時江戶の城增し築かる事あつて、上方の大名多くは此役に從ふ、正則同じく關東に在り、十月七日竹中伊豆守重利、關東より駿河に馳せ參る、大御所重利を召されて汝は正則に親しう相語ふ者なれば、我が爲に又關東に趣て正則に申さんには、此度大坂の軍起りしこと、秀賴の心とも覺えず、是は偏に織田（有樂）大野木村渡邊が計らひにこそあるべけれ、抑も正則元より故太閤のゆかりに就きて秀賴にも親しく、又家康父子にも疎からず、されば正則が身に取ては何れの方に組みせんとも思ひわかじ、

正則たとへ我が父子に組しぬとも、味方の疑ひなど無らざらん、たゞ須らく正則は關東に止て息男備後守に軍勢つけて參らすべき者かと仰せ下さる、同月十一日大御所駿河の國府を立たせ給ひ、同十三日中泉に至らせ給ふ時、正則が使者竹中が書を帶して馳せ參る、重利正則が旨を述て曰く仰せ謹て承りぬ、抑も此度大坂の兵起りし事、尤も不思議といひつべし、されば仰せ下さるゝ如く、秀頼の母子かゝる事思召し立て給ふべしとも思はれず、近習の輩が計らひに因りしこと疑ふ所あるべからず、ていれば彼の御母子を諫め參らせんが爲に、二人の使者立てゝ消息を通し候ひぬと申す、本多上野介正純、正則が大坂へ參らする文とつて見るに、此度大佛修造の事に就きて兩御所を怨み給ふべき御結構、これ只事とも覺えず、ひとへに御家運かたぶかせ給ふべき時至りぬるにこそ侍れ、只すべからく御母子の御心を改められ、御過ちを謝し申されんが爲、御母上をもて駿府江戸の間に參らせ置かるべき所なり、正則年ごろ關東の御恩蒙る身となつて二心を思はず妻子又關東にあり、今諫め參らする旨に從はせ給はざらんには、正則天下の軍勢に先立ちて馳せ向ひ、速に御勢を打破りて參らせん、其時に至て悔ませ給ふ事ありとも其甲斐あるべからず、御家運のめでたく渡らせ給はんも、さなからんも、御計らひにこそよるべけれと載せたり、同十六日又正則が使者、大御所の岡崎の御陣に馳せ參り一通の書を獻る、これ正則先陣を賜て馳せ向ひ速に彼の阿黨を誅すべき由を望み申す所なり、大御所正則が申す所神妙なり、只其儘に關東に在て妻子悉く城中に參らせ置くべしと仰ありて、使をば返されたり、廿二日永原の御陣に竹中伊豆守重利を召され、急ぎ正則が國に馳せ下り備後守正勝と共に、彼軍勢を催して大坂に向ふべしと仰せ下さる、明れば廿三日都に入らせ給ひし日、正則が使大坂より歸り參る、秀頼の御母子答へさせ給ふ旨もなしと申て關東に馳せ下る、十一月十一日將軍家都に入らせ給ひ、黑田筑前守長政、加藤左馬助嘉明、正則と同じく關東に止められしとぞ聞えける、同廿九日備後守正勝、重利と打連れ軍勢引率して大坂に馳せ來り、豐臣家より正勝に賜りける、數通の御書を獻て城を攻む

此時正勝が家人等に下せし状を見し事あり、此人軍事には能く心得たりし人なりと見えき

程なく御中直りの事調りて後、明る元和元年の夏再び軍起りしとき、黒田加藤は將軍家に隨て馳せ向ひしかど、正則をば關東に止めらる、明れば二年四月大御所薨じさせ給ひ、大相國家御代知召され、正則が舊功を思召されけるにや常に彼が積惡を免されしのみに非ず、三年六月參議從三位になさる、然るに此人惡行日々月々に超過して安藝備後の土民等、悉く虐政に苦み安き心もなく、剰へおのが住む廣島の城を恣に增し築きて、天下の大禁を犯しければ、元和五年の六月二日と申すに、國悉く收公せられて津輕の地に移さる、同七月二日津輕は餘りに遠き境なればとて越後（魚沼郡の地二萬五千石）信濃（川中島の地四萬五千石）の國にて所領給はりしに、正則頗る御使に對捍の事ありし程に、罪いよ〳〵重くなつて信濃の國へぞ流されける、子息備後守正勝も父と同じく流されて、明る六年九月十四日に卒しぬ、正則配所に在ること凡そ六年、寛永元年七月十三日六十四歲にて死してけり、

正則國除かれし時の事、後に中將直孝朝臣の語りし所を、石谷將監貞清入道の記せしは詳なり、此時上には都に入らせ給ひ、正則は關東に留る、かくて藤堂和泉守（高虎）本多上野介（正純）同美濃守（忠政）酒井雅樂頭（忠世）土井大炊頭（利勝）安藤對馬守（重信）板倉伊賀守（勝重）等を召て、正則が國除くべきのよし仰せ下さる、七人の議し申す所異同ありて、事極らざること四五日を經て、伊賀守謀りて掃部守其年若く候へども人の足跡踏み附くべき者にあらず、召し問はるべしと申す、其明けの日直孝を召させられ大炊頭仰に依て事の由を陳べたり、直孝が存ずる所、聞召さるべきよし仰ありしかば、人々の議に異なるべきにしも候はずと申す、されど先づ其存ずる所を申すべしと、重て仰せられしに及で、直孝存ずる所は正則を都に召されて其罪を數へられて申披くべき事あらんには聞召さるべし、若し又本國に罷下りて申すべき旨あらんには、それ又望に任せらるべき所なりと仰下され候はんか、然らざらんには御使一兩輩を關東に差下され、御糺明の事仰せ傳へしめられ對捍の事候はんには、御留守に侍らふ人々して誅せられんに過ぐべからずと申す、高

虎聞て直孝年若く候ひて、古の小路軍といふ事いまだ存知候はず、大きなる屋敷に兵者あまた引籠り、切つて出でんは仕にくき合戰なる者をと申す、直孝聞きも敢へず、やゝ御邊には夫等の軍いづこにしてや仕たまひけるらん、小路軍といふ事昔には聞けど誰その軍せしといふ者を見ず、昔駿河の國にして今川の家人飯尾信濃守といふ者討たりし時、此事ありしとは云ふなれど、當時それらの軍せしといふ人は聞かずといふ、先々それらの問答は暫らく置きて明日又議せらるべしと仰あつて御暇給はり、主計頭正就（井上）して密に直孝に仰らる、旨あり、明日とく參るべきとなり、さらば裏の門より入り來るべしとの御事にて罷出る、直孝思へらく、此事決せずして日既に久しく、世に聞ゆる事もこそあれ、我今其議に召加へられて人々の疑うけん事、然るべからずと思ひ、其夜一紙の起請文を書て夜明るを待て參る、正就御門の內に立迎へて導き行き、常の御所の南の椽に至る、直孝袖の內より起請文取り出し、指の血を注ぎ正就して參らす、やがて御前に召されて昨日申せし所また別に思ふ所も出來しにやと仰せらる、昨日申せし所の外又存ずる旨も候はずと答へ申す、其時我初より思ふ所汝が申す所の如し、各申す所同じからねば、事久しく決せざりき、けふは汝が議せし所の如く事決しつべし、その旨を存ずべしと仰せ出されて罷出で、やがて又人々に隨て參れり、關東への御使には牧野右馬允（忠成）を下され、花房志摩守を副らる、これら正則に親き輩なり、若し事あらん時の爲に物に心得し者共下さるべきにて久世三四郎廣宣坂部三十郎廣勝に、小栗又市阿部四郎五郎堀田勘左衞門山田十大夫等の御使番を副られしなり又古き人申せしには此時關東には松平下野守殿（蒲生殿の御事）最上源五郎義俊等の大名留りて守る、正則が振舞によつて、彼館攻めらるべきよし仰せ下されしと申す、正則が館の上なる愛宕の山の上には久世坂部等を始として、御先手の人々鐵砲たて並べて彼館見下し、事起りなば忽に打破るべき有樣なり、御使の人々彼館に行き向ふ、正則仰の旨承りて、や、あつて後、大御所世にましまし時ならんには、正則申すべき事もありなまし、當代に向

ひ參らせて何事をか申すべき、とにもかくにも仰にこそ隨ふべけれと答へ申ければ、聞く人感涙をぞ催しける、大相國家も此由を聞召され、哀れにや思召されけん、津輕の地は遠境なればとて信濃の國川中嶋に安置せられ、越後信濃の國々にて所領を賜ふ、又安藤對馬守重信永井右近大夫直勝、御使を承て安藝國に向ひ正則が家人等に速に國々をさけ渡すべき由を下知す、加藤左馬助嘉明、森美作守忠政本多美濃守忠政松平阿波守至鎭松平宮内少輔忠雄生駒讚岐守正俊松平土佐守忠義等、軍勢を引具して彼の國々に向て城々を受取らんとす、正則が家人等路次まで使を出して、正則罪蒙り領せし國々收公せらるべき由謹て承りぬ、抑も此國國正則上より賜はる所なりといへども、正則が家人等は、又正則が命を受けて守る所なり、然るに今正則が命にあらずして國をさけ參らせん事、人臣の道かくある可らざるに似たり、詮する所正則が命を乞うて彼が下知に隨ふべき所なりと申ければ、安藤永井申す所その理ありとて、速に此由を正則が許に告ぐ、正則自ら筆とりて、早く其國々さけわたし參らすべき由を下知しければ、家人等悉くに國を去る、酒井宮内大輔忠勝本多縫殿頭康俊等、廣嶋の本城を守れば、本多美濃守忠政第二の城を守て國々の軍勢は引返しぬ、○世に傳ふる雜記等には此時大相國家都にまし〳〵正則關東に在て御使を下され、又彼國へも御使行き向ひしといふ事を知らず、正則國に在りし樣に記せり、誤れるなり、又一說に元和七年大相國家都にましまし、女御入内の御事ありし時の事なりと、玄るせるもあれど、元和五年の事たること疑ふべからざるか

又或人の申せしは、正則が許へ御使に行き向ひしは鳥居左京亮忠政なり、忠政此仰を承り、おのが家に歸り供人少々引具して彼館に向ふ、供の侍共に申せしは忠政思ふ所あれば、たとへ忠政命を落す事ありとも、相構て汝等戰に及ぶ事ある可らずと固く誓はせて行く、正則に對面して仰の旨を傳ふ、正則やゝ有て答へ申すべき事あり、暫く待ち給へとて内に入る、彼の館のうち殊の外物騷しくなりしかど、忠政は只常の氣色にて彼の出居に居

て正則が出來るを待つに、二時ばかりが後、正則長袴着して刀をも帶せず、幼き娘の手を携へて出で來り、忠政に打向ひ正則はさしも當家には忠ある者に侍れば、いかなる事ありとも七代が中は罪ゆるさるべき身の、正則が一生の程をだに過ぎ得ず、かゝる仰承ることそ恨めしけれ、されば正則が妻子等一々に刺殺し和殿と刺違へて死なんずと思ひ極め、既に刀を拔きてまづ彼等を殺さんとする事、千度百たひに及べども、いつくに刀をたつべしとも覺えず、此上は力なし、とにもかくにも仰にこそ隨ふべけれ、年來の情に彼等が事よきに賴み參らするにて候と申せしなり、忠政はかく取沈めたる人なりといふ事を承りぬ、此事いぶかし、正則が許への御使牧野花房たる事、既に其時執政よりの奉書案にも見えたり、忠政が事見る所なし、されども此時に下されし奉書案を見るに、初め津輕の地に徙さるべき由の奉書は、六月二日に下す所なり牧野花房を御使として下さるゝよしの奉書は、同月九日に下す所なり、日を隔つること既に六日なり初め下されし奉書を帶して、彼館へ打向ひし人を知らず、忠政この奉書を帶して彼館に行向ひしにや、又其後越後信濃等の國にて所領給はるよしの御使と、又信濃の國へ流さるゝ由の御使と、兩度の御使あるべし、是等の御使に忠政行き向ひしにや、かの時を去る事わづかに六十餘年、事の明かならざる事かくの如し、これ史官の備らざるによる所か○或記に正則が罪蒙りしは、大御所の御遺命なり、正則當家に大忠ありしこと度々に及びしかど、その國中の士民等悉く虐政に苦しむこと水火の中にあるが如し、されば斯る人を我に大忠ありとて、私の爲に心引かれ多くの人の主たらしめんは、天下を知らすべき人の公の心にあらずとありし程に、大相國家執政の人々と再度三度謀らせ給ひ、遂に流刑に處せられしなり、有難き御心なりけりと記せり、是れ世の人の信じ用ゐる事なり、兩御所の正則が舊功を忘れさせ給ひて、罪に處せられしと、後の世にぞ知り參らせんことを忌み憚りて、正則が事をよく知らぬ人の、かく辭を飾りし所なり、尤も受け難きことなり、此書にしるす所は、駿府政事錄創業記幷に考異、秀康

卿家譜等の實錄幷せ取りて、世の浮きたる說をば採らず

謹て事の樣を按ずるに關が原の一戰に、天下悉く德川殿に歸せし事、たとへば周の武王の一度戎衣し給ひしと云ふに、をさ〳〵劣る可らず、初め大坂にて失ひ參らせんとせしこと、一たび二たびのみにあらず、終に秀賴の仰なる由にて、上方の諸軍勢馳せ集りて事起りしかど、此時かの御年わづかに八歲にならせ給ひぬ、たとへ彼の御母この謀に與からせ給ふとも女の御身なれば、兩御所御恨を留め給ふべきにもあらず、只彼の姦臣等を誅せられしのみにて、かの御事をよく崇め置かせ給ひしは、武庚祿父を殷に封ぜられしにこそ似たれ、いかに故太閤の御子なればとて、此後に及て天下をさけ讓り給はんは、燕王子噲の國を讓りしに同じかるべし、たとへ聖人をして此時に當らせ給ふとも、いかでか、る事し給ひて世亂り給ふべき、それに正則がや、もすれば、黨を結び盟を司どつて東西の御中を隔て天下を亂さんとす、これのみならず、參河守殿へ參りて申せし言葉の末を聞くに、守殿をして管蔡となし參らせんとせし由なり、其罪誠に淮夷徐戎の武庚祿父と共に叛きしよりも猶深し、たとへ正則よく其士民を用ゐる事ありとも、凡そ聖人にあつても其誅をゆるし給ふべからず、まして暴惡かくの如くなりしをや、然るに大御所かくれさせ給ひ、將軍家世しろしめされし初、かの官をも位をも昇せ進め給ひしは、かの舊功を忘れ給はぬ事を示し給ひて、其心の改らん事を謀り給ひしなるべし、然からずんば、これ彼の功に酬い給ひし極めにて、此後まさに罰行はるべき時の境ならんか、かぼとの心をも辨へず、僅の城一つを堅くして、天下に敵せんと思ひし事のうたてさよ、かく頻りに罪を免されしこと、正則一人の舊功を思召ての事にはあらじ、天下の草創の初なれば、反側の人々の心を安んじ給はん爲にこそあらめ、さらば正則が關原の戰の時、初に味方申せし事は如何にぞや、それも黑田甲斐守長政の勸めしに依るといふ事を記せる記あれど、疑はしければ長政の傳の下に精しく辨しぬ、是は當時正則の心に石田三成が計らひと知てければ、例の腹あしさ

に、日頃恨を積みし人に隨はん事を耻ぢ憤り、又三成が謀ならんには、此後は我身も滅されん事、踵を旋らさじと思ひしが故なり、されば關原の戰に功多しとは云ふべし、何故に當家に忠盡さんとは思ふべき、又大坂の軍起りし時、諫書參らせしことも兩御所の御疑ひ無らんやうに、一々に拵へて如何にもして自ら御供して馳上り大坂の方人して、如何なる謀をも運らさんと思ひしとこそ覺ゆれ、愚なる身にだにかく思ふに、まして兩御所、彼人を大忠の人とは如何で思召さるべき、然るに兩御所かれが大忠を思ひ給へども、其國の士民等が歎きを哀れませ給ひし故に、かく罪せられしなどいふは、古の人の云ひけん腐儒の論にてこそあらめ、抑も正則故太閤の御事を慕ひ參らせて、大坂に忠を存ぜしは、其罪にはあらず、天命の既に改りぬるを知るなど云ふは、尋常の人の及ぶべきにはあらず、其下は速に世を避くるには若かじ、それも勇才謀略ある人は善しとも思はじ、さらば死の一事のみあるべきにや、其餘は暫く論ずべからず、これ正則は只管勇のみありて謀なき人の、妄に動きて禍を招きし者なり、誠に豐臣家に忠を思ふならんには、兼てよりも謀を運らし、彼御方の絶え給はざらん樣を謀らん事、大坂の軍起りし日、諫め參らせし書の如くにこそあらまほしけれ、

正則が男備後守正勝が妾の腹にまうけし子あり、左兵衞正長といふ、本國にて生れ母又賤しければ知れる人なし、祖父流されし時に、都に忍び登り、入道して宜齋と號す、この入道の子を市松と名づく、後に將軍家に召出されたりし左兵衞といふは此市松の事と聞えき、

○掃部助源正賴は正則が弟、初め豐臣家に仕へて伊勢國長島の城を領す、一萬石慶長五年の秋上方の軍起りし時、正賴舍兄と共に德川殿の御方として、海道より馳せ上り己が城に立籠る、無勢なればとて、山岡備前入道道阿彌を加勢となさる、原隱岐守胤房、太田に陣取て此城を攻む、原もさすがに無勢なれば、押寄せて攻るまでもなく、互に兵を出して戰ふ、かかる所に關が原の合戰、上方の軍敗れしかば、勝胤何處ともなく落ち失せぬ、正賴正則が弟として、己が城を守り得たれば、此年十一月大和國宇陀の城を

賜て移る、三萬石慶長十九年正月、大御所關東わたらせ給ふ時、正賴が侍、一封の書を獻て告げ申す旨あり、此月の末駿河の國府に歸らせ給ひし時、蒲原の宿にして再び書を獻る、今年八月正賴が郎從等、彼書獻りし侍を駿河の國府の町にして搦め捕る、町奉行彦坂九兵衛尉光政怒て、奉行にも告げずして、恣に城下に人を捕る條、頗る狼籍の至也と云ひければ、正賴聞て正賴が郎等を、正賴が追捕せんに、何條事か有るべき、斯る不思議なる事を承る者かなと答ふ、大御所此由を聞召し、彼捕へられし侍の繩ときて追却し、追捕せし輩を禁獄せらる、程なく大坂の軍起りしば、何の御沙汰もなく、明る元和元年五月大坂の事終て後、同六月の末、正賴が許に小堀新助後に遠江守中坊左近を御使として、汝が家人告げ訴ふる所、汝が罪発れ難しと雖ども、汝が兄正則が功を思召すが故に、何の御咎もあらず、夫に又濫に法を犯して、剰へ奉行たらん者に無狀の辭を申す、其罪既に重疊せり、然りといへども、猶別の儀を以て其罪を宥めらる、所なりとて、所領を收公せられてけり　これより宇陀の城は毀たれぬ又正賴が子息二人あり其後一人は將軍家に召出さるゝと云ふ

● 加藤

○肥後守藤原清正は初の名は虎之助、生國は尾張國の人、豐臣太閤の外戚に就きて親しかりき

一說に御堂殿の御裔の中納言忠家の次男正家の十代の後、二郎清方が子因幡守清信、尾州犬山に住し齋藤道三に屬す、織田殿と戰ひし時討死す、其子彈正清忠同國愛知郡中村に住し三十八歲にて死す、三歲の幼子あり虎之助と云ふ、これ清正なり、母は秀吉の母と從弟なり、其頃秀吉江州長濱にて五萬石を領し給ひしに、虎之助五歲の時、母長濱に具し行きて賴みしかば、秀吉の母の許にて人となり、十五歲にて元服し、百七十石の所領を秀吉より賜ひしと云ふ、

天正九年六月因幡の國鳥取の城の物見し、城より出でし兵共、弓執て射すくめ、太刀打ちして高名す、此時清正十九歲なり、所領の地百石を加へられしと云ふ也、さらば清正の卒せし年は四十九歲にてやありけん、世に傳ふる所の如きは五十一歲にして慶長十六年に卒せしとなり、若し後の說の如く

ならんには、天正九年は廿一歳の時の事なるべし、

十年三月備中の國冠の城落ちし時、眞先に城に乗入り、同き年の六月山崎の合戰に先を懸け、十一年正月龜山の城にして善き敵の首を取る、（近江新六といふ者）五月志津が嶽の戰に先登七騎の其一にして首取つて參り、（戸岐年人が首を得たり）天下に其名を揚げてけり、（時に三千石の地加へ給はりしなり）十三年の秋秀吉關白に成り給ひし時、叙爵して主計頭に任ず、十六年閏五月肥後の守護佐々陸奥守成正が國除きし跡、主計頭清正小西攝津守行長二人に分ち賜ひ、（各三十萬石（一作二十萬石）といふ）清正熊本の城に入る、此年の冬國人等が立籠りたる志岐天草の城、皆攻め破て一國を平均しぬ、清正一生の武略多き中にも、文祿の初太閤朝鮮を討たれし時、鍋島相良の人々と咸鏡道に攻め入り、清正一勢猶進みて北道兵使韓克誠を鏡城に虜にし、（世に傳ふる節度使はこの韓克誠が事なり）猶北道に深く入て引返し（世に傳ふる兀良哈に入りしと云ふは此時の事なり）又臨海順和兩王子を會寧に虜にし、我身は安邊府に在りながら、咸鏡の二十二官を打從へ、平安道にも打入るべしと聞えしかば、朝鮮の君臣大に愁へ、大明の將士大に恐る、（此時大明の馮仲纓（一作馮仲諾）清正の陣に使たりしとも云ふ也）かゝる所に日本大明和親の事起りて、王城に在りし味方悉くに釜山港に引返し、兩王子をも朝鮮に返さる、清正和親事ゆくべからず、我功必空かるべしと思ひ、おのが一勢安康を打破り又味方の人々と晉州を攻め落す、初め朝鮮を討たれしに、加藤主計頭清正小西攝津守行長、二人を先陣と定めらる、行長最初に王城に入る事を得たれども、平壤の城を落され、散々に打成されて王城に引き返す、清正は北道を打破り兩王子を生捕つて、太閤の御感斜ならず、行長深く耻ぢ憤り、石田治部少輔三成と謀て清正を失はんとす、三成また年ごろ清正と間よからねば、小西と心合せて清正が事を讒言す、太閤三成が申す旨に依て、清正を誅せられんが爲に、本朝に召返さる、慶長元年七月廿八日清正大坂に着て伏見に參り、おのが家に籠り居り、閏七月十二日の夜半、大地夥しく震ひて、畿內畿外悉くに山崩れ水涌きて、伏見の城破れ崩る、清正最初に馳せ參て嚴しく警衞したりければ、太閤の御感を蒙て遂に罪ゆるされぬ、案の如く和親事破れ、同き二年七月清正行長また先陣承て、王城近く攻め入る、十月八日慶尙

道に引返し、蔚山の城を築て城いまだ成らざるに、大明の經理楊鎬李如梅高策李芳春等、勢を率ゐ朝鮮の兵を合せて來り攻む、（按ずるに此時大明の兵二十萬と云ふ實は大明の兵三萬五千三百廿六人朝鮮の兵一萬二千五百人都合四萬七千八百廿六人也さるをかく事々しく言傳へしなり）清正淺野左京大夫幸長太田飛驒守一吉等と、僅かなる勢を以て、日々夜々に防ぎ戰ひ明れば三年正月三日味方の人々後卷して、寄手の勢を打破れば、城中の兵は希有にしてこそ助かりけれ、（蔚山の事諸記まち〳〵なり又清正が朝鮮にての武功數ふるに暇なければ大略をしるしぬ）されば朝鮮の軍一度起りしより、兵連なること前後七箇年の間、本朝の人々所々の戰功皆取り〳〵なりしかど、清正一人大明朝鮮のために、名を呼ばれ或は詩に作りて謠ひ、或は神となして祭らる、弓矢とつての譽古今に並ぶ者ぞなき、

按ずるに大明萬曆よりこのかたの書に、清正が名を稱する事擧げて數ふべからず、崑山の王志堅といふ者は、倭王と稱して歌を作る、又朝鮮國慶尙全羅道等の水營の軍官、年每に日を占ひて諸營戰艦を集め、海に浮みて海神を祭る事あり、芻にて人像を造り、是を射て海に鎭む、彼國の人は秘しぬれども、よく聞けば是れは清正を咒咀する事にてありけり、その人像は清正にかたどる、彼國の能く射る者といへど、恐れて終に中つる事叶はず、いづれの頃にや一人射て中てたりしを、双なき高名といひけるに、忽ち物に狂つて飛び走る、其親戚清正を祭ていろ〳〵と罪を謝しければ、其後人心地にはなりぬ、此後人いよ〳〵恐れて中たらん事を恐る、本朝寛文の中頃に、例の祭とて水營の戰艦共海に泛みしに、海上風忽に吹き落て波わき艦多く摧け破れぬ、これ清正の祟りなりとて、大に恐れしといふ事を、對馬の國人に竊かに承りぬ、

同き三年八月太閤薨じ給ひ、此年十月に至て本朝の軍勢悉くに歸りぬ、是より行長清正と功を爭て訟起り、清正等七人の大名一つに成て、石田治部少輔三成を討たんとす、德川殿中和らげ給ふに因つて、三成職解て己が所領に引籠りしかば事平らぐ、同き五年の秋德川殿、奥の中納言景勝を討ち給ふ時、大坂の軍起りて德川殿を滅し參らせんとす、此時清正關東に使參らせて、御方仕るべき由を申せしかば、德川殿悅ばせ給ひ肥後國悉く賜ひ、急ぎ近國を攻め從

ふべき旨を仰下さる、
八月十二日に賜ふ所の御書の寫を見たり、津田小平治佐々淡路守仰を傳ふべき由を載せらる、清正この二人に就きて、御方たるべき由を申しけるにや、○世には清正初め山岡道阿彌に就きて、徳川殿の奥に下り給はん事を諫め止め參らせ、上方に軍起るべき由を申しけるに、徳川殿用ゐ給はず、清正は急ぎ本國に歸て九州を鎭むべしと仰せらる、清正重て奥に向ふべしと望む、御許し無ければ、急ぎ本國に歸ると云々、此説覺束なし、初め慶長四年の春清正等が石田討たんとせしを、徳川殿制し給ひしより、清正と徳川殿との間心好からず、同じ秋加賀の利長國へ歸りし後、清正も肥後の國に歸る明れば五年の夏六月六日、景勝討たるべき由を仰せ下されて、同十六日に大坂を立たせ給ひき、此時清正は大坂には在らず、○又毛利傳記を見るに、東西の軍起りしかば、清正桑山式部を使として中納言輝元へ申さるゝは、今度内府と三成と軍起りぬ、中納言殿三成に與みし給ふと承りぬ、清正大和國を一圓に下し給はらば、急ぎ馳せ上て關東に攻め下らんには、内府に從て奥に下りし上方の大名は、皆清正に與みし候ひなん、内府亡し給はん事は、清正が身一人に任せ給ふべき所也と申さる、桑山輝元の家人に知る人なし、宰相秀元の侍沼田小左衞門といふ者を知てければ、沼田につきて此事を謀る、沼田やがて桑山を輝元の家人福原式部堅田兵部に逢せて、福原堅田して輝元にかくといふ、輝元これを聞て御使の旨承りぬ、大和の國の事元より增田右衞門尉が領にて彼人郡山の城に在り、輝元が計らひにて和殿に取つて參らせんこと難し、和殿は大坂の御爲に忠盡さるべき御事なれば、味方に參り給ひなん後は、望み給ふこと叶はずといふ事あるべからず、早々馳せ參り給ふべしとぞ答へける、桑山密に沼田に向ひて、あつたらしき味方失ひ給ふものかな、大坂の御爲なれば、輝元增田と謀り給ひ、清正が望に任せ大和國給はらんには、御軍必利ありぬべし、此定にては清正御味方には參るべからずと、いひて肥後國に歸りしと云々、此説誠なるならんには、清正初めは大坂に與みせんと思ひしかど、望かなはざ

りしに因て、關東に組せしにや、清正が宇土の城に向ひしこと、十月八日の事なり、九月十五日關が原の戰終りし後、廿三日を隔つ、東國の軍勢勝軍せしを聞て後に軍せしも知らず、一說に清正軍を出せしことは、九月十五日とも申すなり、

清正黑田勘解由入道如水と心を合はせ、關東の御方として同國宇土八代の城を攻め落し、（二箇所共に小西攝津守が城也）筑後國柳川の城に向ひ立花左近將監宗茂を味方になし、黑田鍋島立花と共に薩摩の國に發向す、關東の御下知に依つて戰に及ばず、軍をば返す兼て仰せ下されしに違はず肥後國悉く清正に下し賜ひ、肥後守になさる、（五十一萬五千石を領す）同き十六年三月廿八日前右大臣殿（秀頼の御事）上洛ありて、大御所へ參り給ふ、此日肥後守清正侍從輝政（池田）紀伊守幸長（淺野）三人御供にぞ參られける、

此日秀頼還らせ給ふ時、伏見より御船に召さる、清正御設けして御酒勸め、御暇給はりて我家に歸り、懷よりちいさき刀取り出し鞘より拔て、押戴き頻に淚を流しつゝ、太閤の御恩報い參らする事、今日既に訖んぬと獨語いひけるとなり、

これよりさき大御所の仰せにて、清正が娘を常陸介殿の北の方と定められ、又將軍家の御養女を彼の男虎之助に賜ふべしと仰せ下さる、かくて清正年五十一にして此年六月廿四日に卒す、子息虎之助父に繼ぐ、いまだ幼弱なりしかば、藤堂和泉守高虎兩御所の仰せ承り、同七月肥後國に下りて國務を沙汰し、明れば正月十五日駿河の國府に歸り參る、虎之助程なく元服し肥後守從五位下になされ、將軍家の御諱字を賜つて忠廣と名のる、同き十八年將軍家の御養君、彼の家に入らせ給ふ、（實は蒲生下野守殿の嫡女にして大御所の御外孫女なり忠廣十八歲姫君十二歲の御時なりと云ふ）大坂の軍起りし時、御和睦事成りしのち肥後の國の兵船、室兵庫の間に着く、此所より戾さる、再度軍起りしには、九國の大名は、島津が參らざらんうちは、參るべからずとありしかば、遂に國を出でず、寬永三年八月忠廣四位の侍從になさる、同き九年に大相國薨じ給ひし後、幾程なく罪蒙りて六月朔日忠廣、出羽の國庄內に移されて、（一萬石給ひしなり）酒井宮內大輔忠勝に預けられ、息男豐後守光正は金森長門守可賴に預けられ飛驒の國に趣く、

豐後守には御家號賜ふと見えて松平と稱す、又左

大臣家御諱字賜りしと見ゆ、豐後守には百人扶持を賜ひしといふ、

世に傳ふる忠廣配所の作とて、人間萬事定不定、身似明星西又東、三十一年如一夢、醒來莊内破簾中と云ふ詩あり、あはれなる辭なり、但し三十一年とは誤まらずや、武家補任に死する時五十七歳とあれば、罪蒙りし時は三十六歳の時なり、若し此詩の辭に謬りなくは、卒せし年五十二歳なり、○忠廣の罪定かならず、世に傳ふること色々の説あり、皆誠しからず駿河大納言殿の傳と合はせ見るべし、

忠廣罪蒙りて廿二年、承應二年閏六月に至て遂に配所に死してけり、（子息光正が死せし年いまだ詳ならず）

最上

○出羽守源義光は鎭守府將軍前陸奥守義家の三男、足利式部大夫義國の孫、上總介義兼に六代、伊豫守家兼が次男修理大夫兼賴が後胤也、兼賴初め足利殿の仰を蒙て出羽の按察使に補せられ、延文元年八月六日最上郡に下向して山形の城に住す、是より子孫當國の事を司り、十代の孫義光に至る、義光十六歳にして父義守に從ひ、高湯といふ温泉に浴すとて行くことあり、或夜強盜數十人彼の旅館に亂れ入る家子郎等散々に拒ぎ戰ふ、義光眞先に進み二人に手おはせ一人と引組んで刺殺し、殘る奴原追ひ散す、義守大に悦び重代の重寶笹刀と云ふ太刀を（貞宗が作る所也）義光にぞ讓りたる、是は義守が十七歳の時、楯下口の合戰に高名して、父義定が許より此太刀讓られし佳例とこそ聞えけれ、義光父が家を繼ぎて、同國谷地の住人城取十郎家衡を亡し、寒河江八沼天童上山鮭延等の地を打隨へ、天正十四年大寶寺が家を滅して庄内三郡を合せ領してけり、

この大寶寺は世に傳ふる庄内の惡屋形なり、最上記には名は光安と記るせり、義光其亡魂を弔はんがために、加茂浦といふ所に光安寺を建立すと云云、夏目が記には義氏としるす、いづれかよろしき、○按ずるに天正十六年八月、上杉が被官本庄越前守重長が爲に、庄内三郡をば攻め取られしなり、

同き十八年の秋豐臣關白、關東に下り給ひし時、義

光最初に御陣に馳せ加る、かねて都に使を參らせて、殿下に隨ひ奉りしかば、本領安堵子細あらず、初め織田殿の御時より、德川殿にも常に音信を通じければ、義光此度馳せ參りしと聞えしかば、德川殿の御使酒匂の邊に出迎うて迎へ入れらる、明れば十九年の秋、奥の九戶が叛きし時、德川殿信夫郡大森といふ所に御陣を召さる、義光次男太郎四郎（又左馬助）年僅に十歳なるを具して、御陣に參り御家人に參らす、德川殿大名の子息を御家人となされし始なれば、悅ばせ給ふこと斜ならず、彼男が十三歳の時、關東に召され文祿三年正月元服させ御諱字賜り、家親と名のらせ、頓て御推擧あつて駿河守從五位下になさる、又九戶が亂の時、關白秀次いまだ三好中納言と申し參らせ、追討のため下向ありて、最上の郡に陣し給ひし時、義光御徒然を慰め參らせんとて、最愛の息女を參らす、秀次深く悅び給ひ、やがて都に具し給ひて御寵愛淺からず、文祿四年七月關白御腹めされし時、義光が娘も誅せられ、義光關白の謀叛に與せし聞えあつて、國既に亡ぶべきに極る、德川殿の御計らひに依て罪免され、義光悅ぶこと大方ならず、如何にもして此恩報じ參らせんと思ふ、明れば慶長元年閏七月十二日の夜、大地夥しく震て伏見の城悉くに破れ崩る、爰に有合ふ大名、皆々太閤の御所に馳せ集る、義光一人家子郎等引具して、はだか馬に打乘て德川殿の御館に馳せ來る、斯る時には人の心も計り難し、御館出でさせ給ふ事あるべからず、如何なる不思議候とも、義光かくて候はんには、御心やすう思召さるべう候と申て御館を守る、其後太閤自ら茶點じて德川殿に參らせらるべきよし仰せらる、事怪しう聞えしかば、義光急ぎ御所に參りて、德川殿に近付き相構へて今日の事、御心せさせ給ふべし、義光これに侍らば、何の御恙か渡らせ給ふべき、去ながら思ふ所はべれば事終らん後、とく歸らせ給ふべき、にて候と申す、頓て御供して罷り出づ、幾程なくて太閤薨じ給ひ、上杉中納言景勝石田治部少輔三成と心を合はせ、德川殿失ひ參らせんとて、我國に下りて密に近國の大名を催す、義光の許へ使立て、大坂の味方に參るべき由を云ひ送る、義光宗徒の一族郎從と相謀り同心のよし返答し、德川殿に早馬を參らせて斯くと申す、景勝最上が御方に參るべしと

聞て大に悦び、先づ物の具の料とて黄金二萬兩を贈くる、義光是を領して家の子郎等らに分ち與ふ、頓て徳川殿景勝追討の爲に御下向あるに及んで、南部秋田を先として、仙北の輩を引具して景勝が國に攻め入らんとす、上方又軍起つて徳川殿引返させ給ふよし聞えて、寄騎の輩悉くに引かへす、景勝初め義光にたばかられぬる事を怒て、軍勢を差向け義光が城々攻め落す、關が原の合戰、上方の人々負軍しつと聞て、景勝が軍勢引返すを是處彼處に追詰め〳〵千五百八十餘人が首切つて、谷地の城を降し庄内の城を落す、明れば六年七月景勝徳川殿に降りし後、義光して酒田の城を取らせ給ひしに、守の兵敢てさげ渡さず、義光三男清水大藏大輔義成を差向け攻め落す、其勸賞に庄内の三郡仙北の地悉く加へ賜ひもと二十四萬石是より五十二萬石と云ふ官左近衞權少將に進み位從四下に昇る、義光多くの男あり、嫡男修理大夫義康、二男駿河守家親三男清水大藏大輔義成四男山野邊右衞門大夫義忠といふ、如何なる故にや義光義康父子いつとなく不快に成て、義康國を去て高野に遁れぬ、

義康高野に遁るといふは系圖の旨なり、實は殺されしなり、最上記又世に傳ふる傳記を考ふるに、其事大同にして小異あり、最上記に載せしは、義光義康父子の近習の輩、互に威を爭ふこと止まず、義康の近習の輩折にふれて、守殿は御齡既に傾かせ給ひ君は御年盛りにならせ給へども、國讓らせ給ふべしとも聞えず、駿河守殿は年ごろ關東伺候の人なれば、國をば彼人に讓らせ給ふべきにもや候はんと申ければ、義康もさもこそあらめと思ひ恨めしき事に覺えてけり、義光にも又義康怨み申さるゝ旨ありしと、告ぐる者ありしほどに、父子の間互に心よからず、或時義康光明寺といふ一向派の寺に遊び、酒興の餘り近習の小侍と戯るとて、誤て刀のぬけて股に傷くことありしを、義光に告ぐる者あつて、義康君を恨み給ふ心日々に深く、彼寺に趣き御自害あらんとしつる所を、人々取止め參らすとて疵つかせ給ひぬ、かゝる上は如何ならん不思議もや、思召したゝせ給はんずらん、御心得あるべしと申ければ、義光大に怒て父子の對面を許さず、一族の輩を初めて家の老などいふ者、父子の間色々に和げしかども、あへて聽かず、義

光關東に參りし時、密かに此由を大御所に申ければ、大に驚かせ給ひ、凡そ人の子たらんものは、父母の事故なからん事こそ願ふべけれ、それに國讓らるゝ事遲しとて、父を恨み身死しなんとする不覺さよ、此上は力なし汝の心に任すべき所なり、去ながら遉がに父子の間なり、如何でかゝる事のありぬべき、よく／＼事の由を糺しあきらむべき所なり、相構へて事を誤て、後に悔ゆる事ある可らず、さるにても此後汝の家繼がすべき子は、誰なるならんと仰ありしに、駿河守家親して繼がせ申すべしと申す、家親は幼より大御所に仕へ參らせて御覺もよかりしかば、此人いかにも然るべき由を仰せらる、義光頓て國に歸り義康が許に使立てゝ、此度關東に參りしに、大御所かねて我等が父子の間、心よからぬを聞召し及ばれ、親しき間の和がざるは、疎きが爲に侮らるゝ、これ家衰ふべき基なり、たとへ其子の誤る事あらんにも、父が身なども是をゆるさゞらん、早く父子たらんこと初めの如くなるべしとの仰せ蒙りぬ、急ぎ參るべしとありしかば、義康大に悅て彼使に打連れて來る、義光對面に及ばず、暫くまづ高野山に趣き對面の期を待つべしと、國を追ひ出す、兼てより戶井半左衞門尉といふ者に、足輕の兵多く附けて義康が通らん道の邊に隱し置く、義康かゝる事ありとは知らず、供の侍わずかに十四五人打連れて其所を過ぐるを鐵砲を揃へて打ちし程に、玉二つ來て臍の下を後へ通しければ、眞逆樣に馬より落ち起き上らんとせしかども、大事の手なれば、働き得ず、大きなることわねにて、口惜き次第かな、我に仇せし奴原一人も世にはあらせじ者をと、云ひもあへず腹かき切て死しにけり、供の侍これを見て死狂ひといふまゝに、散々に切て囘り、一人も殘らず討たれぬ、幾程なく戶井は大坂に謀を通せし事顯れ、一族悉くに誅せらる、かくて義康に近く仕へし輩、多くは罪蒙つて誅せられし中に、里見民部が子權兵衞尉は、義康が許に常に親しう參りければ、父の民部に賜り腹切らすべしとありしに、祖父越後守これを聞て罪なくして、誅せられん事、尤不便の至なりとて、子息民部と共に權兵衞尉引具し家子郎等共に五百餘人、國を去て行く、

抑も此里見越後守と申すは、さる古兵にて世に隱れなき剛の者なれば、加賀中納言利長の家に召されて三萬石を賜ふ、義光安からぬ事に思ひ、利長の許に使立て彼者召使はるゝからざる旨を云ひければ、里見もやがて加賀を去る、上總介殿又越後守を召して二萬石を賜ふ、義光又介殿へ使を參らせて、申す事前の如し、里見こゝにも溜り得ず、終に高野山に登りて入道す、義光里見が許に使立て既に出家入道せし上は、いかで罪をも免るさゞらん、此上は何か苦しき本國に歸るべしと、色々にたばかりて召返し、里見が一族悉くに宗徒の家人等に預けて、義光が卒せし時、我死して後七日を過ぎば、里見が一族皆誅すべしと言ひしかば、駿河守家親は父が遺言に任せぬ、里見誅せられて後、彼が調度の中より秀賴共の御手印を取り出す、清水大藏大輔相語らひ義光失ふべき由を聞召し、悅び思ひ給ふ所なり、其事なりなん後は大藏大輔が官加階は、其望に任せられ又越後守には庄內の三郡に、本領をそへて下し賜ふべき由を載せられたり、○又世に傳ふる傳記には、里見權兵衞尉は義光に双なき近習なり、義康近く召仕ふ侍原八左衞門（一作八郞右衞門）といふ者あり、里見も原も大坂より の仰を受けて、里見は義康の事を父義光に讒すれば、原は義光が事を子義康に讒す、義康既に誅せられて後、義光始て義康が罪なきことを知て、後悔すれども叶はず、遂に原里見が一族悉くに誅しぬ、里見が祖父越後守父民部一族郞等引具し、國を去て加賀と越後とに仕ふれども、それも叶はず、高野山に登り入道せしを捕へて悉くに誅しけり、大坂より里見に賜りし御文を見て、清水も里見に心合はせ義康を失ひ、我をも失はんとするなりとて、大藏大輔をも腹切らす、此も實は大藏は夢ばかりも知らざりし事なりけり、○按ずるに最上記には、義光卒する時遺言してければ、里見は駿河守家親が代に誅せられて、大坂の御手印出たりと計りしるして、清水が誅せられし事を載せず、世に傳ふる傳記には、義光里見を誅して又清水をも誅すと云ふ、いぶかし、

斯て義光齡既に傾き、慶長十八年の夏の頃より心地例ならず、死すべきこと近づきぬと思ひければ、最

期の御暇乞ひ申さんとて、九月の初に俄に國を立て駿河に參りぬ、大御所其志の切なるを感じ給ひ、輿に乘りながら門に入る事を免されて參る、御藥を始め種々の賜物ありて歸さる、關東にも參るべきよし申ければ、將軍家へ御書添へて遣はさる、同十月半、本國に歸て今は思ひ置く事なしとて、病の床に打臥して、明る慶長十九年正月十八日六十九歳にして卒す、二男駿河守家親家を繼ぐ、大坂の軍起りしには關東を鎭めよとて、御跡に留めらる、幾程なくて元和三年三月六日三十六歳にして卒し、其子源五郎義俊十二歳にして家を繼ぐ、家人等が相論の事起て、國穩ならざれば同き七年十月近江の國に移されて、（近江と三河との中にして合て一萬石を給ひし也）出羽の地を沒收せらる、

初め駿河守家親鷹狩の爲に城を出て歸るさに、家人楯岡甲斐守が家に入て酒宴の事あり、其座より俄に煩ふ事ありて終に卒しぬ、是はおとな鮭延越前守、楯岡と心合せて駿河守が弟山野邊右衛門大夫が、兄の家人にてあるを主にせんとて、家親に毒を進めしと云ふ沙汰せし程に、松根備前守といふ老、關東に參て此事を訟ふ、御糺の事ありしに、其證さだかならざれば、松根をば筑後の國に流されて、柳川の立花飛驒守が預りとなる、其後島田彈正米津勘兵衛御使を承て、出羽の國に下向し、家の老九人心を一つになして、源五郎義俊たすくべしと仰せ下さる、山野邊右衛門大夫鮭延越前守二人申しけるは、今仰せ下されし旨の忝きに依て、仰に從ひ參らすといへども、此後も又讒人の出來て訴ふること止むべからず、然らん時に至ては、いかで其罪を遁るべき、詮ずる所二人が身に於ては、速に身の暇を給て國を退き候ふべしとぞ申ける、將軍家此由を聞召し、抑も最上の城といふは、陸奥出羽越後に交りて東國第一の要害たり、然るに義俊いまだ幼弱にして、家人等が間又心よからず、如何で此所を守るべき、義俊成長に及ばん迄は、暫く國を獻るべしとて、近江の國に移されしなり、又一說に初め島田米津御使として下向せし時、鮭延越前守二人に就きて密に訴へしは、源五郎義俊は天性愚かにして身又煩はしければ、家繼ぐべき器にあらず、故出羽守義光が子、世に遺る所は山野邊右衛門大夫義忠一人なり、義光が舊功

忘れさせ給はざらんには、かの義忠を以て家繼せらるべうもや候と申けれど、島田米津これを用ゐず、これに因て鮭延敢て仰に隨はず、山野邊又これに同じと云ふ、後の説は誠しからず、前の説の如くなるべし、

其後義俊身常に煩はしく籠り居て、寛永八年十二月廿六歳にて卒し、其子刑部義智わづかに二歳なれば、所領の地又減ぜらる、

井伊掃部頭直孝内藤志摩守忠重、義智が家人等を召て、義俊の息男いとけなし、所領の地半を、返し奉らん事を申すべしと云ければ、其旨に任かす、さらば義俊の領せし地近江國ならんにも、又三河國ならんにも、望に從て賜ふべしとありしかば、近江の地を望みて五千石を賜ふと云ふ、

● 堀　尾

○帶刀高階吉晴は（武家補任には高階氏と記せり或人の云ふ在原氏也といつれか實なる）尾張國上郡供御所の住人中務少輔吉久が男也、吉久國人三十六人の内にして、上四郡の事を知行す、吉晴童名は仁王丸、生年十六の春夜軍のありし時、眞先かけて善き首一つ取てけり、人みな實とも思はず、明る日岩倉の敵と戰ふ、味方散々に打なされて引返す、仁王丸只一人、馬より下りて敵の方に向ひ立ち居たり、伯父修理亮これを見て大に驚き、など味方に後れぬらん、只とく引かへせと云ふ、されば若黨の山田がいまだ來らぬが怪しう候と答へて、遂に具して歸りしかば、さては昨夕の高名も疑ふ所もなかりけりと、人皆大に感じあへり、明れば十七歳の夏の頃、髻あげて茂助と名のり、秀吉朝臣の勸めにて織田殿に召され、頓て秀吉の手に屬せらる、

此時太閤近江の國長濱の城を領せられ、吉晴始て百五十石を領せしといふ、又三百石を領すとも云ふ○按ずるに吉晴が事、小瀨甫庵が記せる太閤記に詳なり、小瀨は吉晴を眼のあたり知れる人なれば、傳ふる所誤らじ、又世に傳ふる傳記に見えし所、彼記に少しく異なり、吉晴童名仁王丸、小太郎と改て秀吉朝臣に從ふ、淺井が兵起りし時、秀吉の使として岐阜の城に參て、此由を織田殿に告て歸る時、只一騎横山の城に向ひ、淺井が物見の兵と戰て、首取つて秀吉に參らす、秀吉大に感

じ給ひ小太郎具して岐阜に參り、彼首を獻られしかば、織田殿小太郎が振舞ひ誠に一騎當千と謂つべし、今よりは信長めし仕ふべき者なりと仰ありて、御刀を賜ひぬ、此後常に秀吉の手に屬す、秀吉筑前守從五位下になり給ひし時、吉晴茂助と改む、凡そ信長よりも秀吉よりも勸賞を給ひしこと數多たびといふ、此說太閤記に吉晴秀吉の勸めにて織田殿に仕へ、又秀吉の手に屬せしといふ事の由、詳かなるに似たり、又織田殿狩し給ふ時、大なる猪と組みて遂に刺殺せし者を御覽じ驚き給ひ、名を尋ね給ひしかば、堀尾茂助と申せしにより、御家人に召加へられ足輕大將になさる、其後秀吉朝臣に仕ふといふ說あり、誠とし難し

吉晴十六歲より軍して大小の戰に逢ふこと四十餘年が間、或は自ら先懸けし、多くの敵を討ち或は士卒を下知して、城を落し陣を破る、されども自らは其功に誇る事を深く耻ぢて、子息にだも定かには語らず、おのづから世に顯たる高名廿二箇度、天正五年の秋秀吉播磨の國を領せられし時に、姬路の地わかち賜ふ、（千五百石）其後丹波の國黑江の地に移り、（三千五百石）同き十一年五月始て若狹國高濱の城を賜ひ、（一萬千石）又坂本の地に移る、（二萬石）同き十三年七月近江國佐和山の城を賜ふ、（四萬石）同き十八年の秋遠江國濱松の城に移る、（十二萬石と云）初め豐臣家關白に任じ給ひし時、家に五人の奉行職を置かる、（前田玄以淺野長政增田長盛石田三成長束政家等なり）其後秀次關白の御事ありし年、大名五人を撰て天下の政を輔けしめらる、

文祿二年天下に政令を敷かれし時に、德川殿前田利家浮田秀家毛利輝元小早川隆景連署せらる、時に五人の大名衆と云ひし由、北川二郎兵衞が記に出づ、それを五大老と稱せし事は、太閤薨じ給ひし後、大坂の奉行等が言ひ出せる事にて、德川殿も彼家の老と稱せし家司也といはんが爲なり、然るを又今の世にも其心を得ぬ人の、皆五大老と言ひもし筆にも顯す、大に僻事なり、德川殿は此時既に大臣の位に昇らせ給ふ、むかし昭宣公の初て關白にならせ給ひしより、此かた關白の家に大臣を以て臣とせし例やある、又大織冠始て內大臣にならせ給ひしより、內府たる人の家臣たりし例あるべからず、世既に澆季に及び、人皆不學なりといへ

ども、かく名の正しからざるこそ淺ましけれ、

太閤薨じ給はん年の七月、三人の中老職を定めらる、吉晴その選に入られたり、是は我が子幼弱の程は天下の政務、一家の奉行等、五人の大名に問うて執り行ひ、或は各の異見を執て異論の事あらば、三人の輩其間を和ぐべき爲とぞ聞えける、

按ずるに中老の職と稱せしも、太閤薨じ給ひしのち、大老と云ひしに對して起りし名なるべし、又太閤のかく十三人の人々を選んで、其職を三つに分ち定め置かれし事、めでたき御計ひなりけりと、今も世に云ふ人あり斯て世も治りたらんにこそ、めでたき御計ひともいふべけれ、薨じ給ひし日より、奉行の中だに其心同じからず、天下の人爭ひ訴ふる事絶ゆる時なく、三年を出でずして世既に亂れぬ、古の人は政の門多きは國必亂るといひき、某が思ふ所はいよ／＼巧みにして、いよ／＼拙しといひしは、これらの類にやあるべき、

太閤薨じ給ひて纔か五月にだに滿たず、大坂の奉行等、利家大納言を勸めて徳川殿失ひ參らせんとす、吉晴が計ひに因て徳川殿の御心の儘に平ぎぬ、徳川殿悅ばせ給ふ事斜ならず、御家絶えざらんうちは其志の程忘れ給ふまじきとの御誓あるべしと聞えければ、吉晴大に畏れて固く辭し申ければ、御代官として井伊侍従直政が許より起請文書て送る、此後も世既に亂れんとする事、度々に及びしかど、吉晴いみじく謀て事故なく平ぐ、徳川殿かく天下の動きなき事、彼が功尤も鮮からず、賞せられずんばある可らずと仰られしかば、慶長五年二月豐臣家の仰として、越前の國府の城を吉晴に加へ賜ひぬ、（六萬石の地加へられ本領合て十八萬石也）此年の夏徳川殿、奥の上杉追討のため御發向ありと聞て、吉晴も隨ひ參らせんとて、越前の國府より濱松の城に來る、六月廿三日濱松を過させ給ひし時、晝の御餉獻る、吉晴をば爰より越前に歸されて、子息信濃守忠氏をば奥に具せらる、

これ石田が兵起らん事を知召し、吉晴を越前に歸し給ひ、佐和山のやうを伺はせ給はん爲なりといふ、

吉晴濱松の城を立て越前に趣く、（一説此時吉晴入部のため初て越前に趣くと云）七月十九日の夕、參河國池鯉鮒の宿に着く、水野和泉守忠重、刈屋の城より此所に出向て旅の儲けす、

加賀井彌八郎秀望來り合ひ、酒終つてのち秀望忽ち忠重を斬て倒す、吉晴すかさず秀望と引組み取て押へて刺殺す、水野が郎等、事俄に起て主のかたき何れとも知らず、太刀拔き連れて切て入る、吉晴が身に疵かうむること凡そ十七箇所、されども去るしたたか者にて、ちつとも痺まで、足を延て燈ふみ消し大庭に飛て下る、水野が郎等太刀長刀の鞘をはづして、家の邊に滿ち〳〵たり、如何にしてか來りけん吉晴が侍一人（奈良伊織）つと參り、吉晴を肩に掛け家の後を廻り、助け出して板戸索め出しかき載せて行く、吉晴郎等に向ひ和泉守痛手おひぬ、我を彼城に具すべしといふ、仰せ承りぬと答へて濱松の城にこそ歸りけれ、大事の手おはざれば死するには及ばず、

加賀井彌八郎木村彌一右衛門と二人、秀賴の御使として關東に參る、是は德川殿御對面あらん時、さし殺し參らすべき爲なり、德川殿御心地例ならずとて出させ給はざりしかば、二人力なく引返へす、加賀井は道にて吉晴に行逢ひ、其當時は御使の身なれば大坂に歸り參りぬ、御使の事終らば必內府に從て奥に向はんと存ず、彼御家人に知れる人なし、吉晴の執し給はん事を賴み入りぬといふ、吉晴聞て吉晴も北國に趣きぬ、和殿又下らん時爰にあらず、和泉守忠重は德川殿に親しき人なり、此人をこそ賴み給ふべけれと答ふ、加賀井いまだ忠重を知らずといふ、吉晴聞て今宵は池鯉鮒の宿にして忠重にあふべし、いざさせ給へとて打連れて來りしなり、されば水野殿の郎等、吉晴うたんとせしも理りなり、水野殿の家來竹本左內（一作左門）といふ十三歲なりし小童、かたはらに在り事の由よく見おほせて、かくと云ひしを鈴木與八郎聞て、加賀井が所爲とは知つてけりと云ふなり、按ずるに加賀井が關東に使として下りし事、いまだ實記には見えず、不審、

此時吉晴が男信濃守忠氏は、中納言殿に隨て宇都宮に陣す、初め小山の御陣に飛脚到來して、和泉守殿吉晴が爲に討れ給ひぬと聞ゆ、德川殿大に驚せ給ひ急ぎ此由を宇都宮の御陣に告げらる、中納言殿聞召され、吉晴父子君に背き參らすべき者にあらず、たとへ承る事の如くなりとも、彼男に於ては二心を存ずべき者に侍らねば、召禁むるに及ばざるかの由、答

へさせ給ひしが、重て事のやう詳に聞えしかば、中納言殿の人の心よく知召されし事を、皆人感じあへり、信濃守忠氏此由を傳へ聞て、忝き事に思ひしが上方又軍起りぬと聞えて、東國下向の人々悉く小山の御陣に召されて軍評定ありし時、海道の大名等おのが城々に兵粮こめて、徳川殿にさげ渡し參らせ、人質共吉田小田原等の城に納れし事、信濃守忠氏が計ひとぞ聞えける、（此時忠氏廿二歳さる智謀深き人なりしと云詳なる事は山内土佐守が傳に見ゆ）かくて忠氏先陣の人々と同じく、海道より馳せ上つて軍す、關が原の合戰終つてのち、徳川殿彼の父子が功を賞せられ、同き年十一月出雲隱岐兩國を下し賜ふ、（二十三萬五千石餘）吉晴は近曾の疵うれへて子息に國ゆづり、松江の城に籠り居けり、（松江の城は吉晴始て築きし所也）忠氏國を受けて出雲守に任じ、同き九年八月四日廿七歳にて父に先立て卒す、其子小太郎年わづかに六歳にて父に繼ぐ、祖父吉晴其孫幼なければ、再び國務を沙汰し年積て六十九歳、同き十七年六月十七日に卒す、小太郎今年十四歳、去年三月元服の儀ありて將軍家の御諱字賜り、忠晴と召され從四位下に叙し山城守に任じ、同き十九年の冬、軍勢引具して大坂の城に向ふ、かたき信貴野の邊に打出で上杉が勢と戰ふ、山城守忠晴其時十六歳、上杉と先を爭つて、多くの敵を打破る、再び軍起りしにも、馳せ向ひ戰て首切つて獻る、（十三）寛永三年八月十九日侍從になされ、同き十年九月廿日三十五歳にして卒す、子なかりしかば家絶えぬ、

●田中

○兵部少輔橘長政は（初は吉政と云ひし也武家補任に長政とあり）伯耆介宗弘（一作宗繼）が男なり、本國は近江の人、先祖累代高島郡田中と云ふ所にぞ住してける、長政初め久兵衛尉吉政と申て豐臣家に仕へ、秀次關白いまだ三好殿と申せしより彼家に附けられ、本國甲賀郡八幡山の城を賜り、（三萬石）兵部少輔從五位下になされて、天正十八（一作十五）年の秋、參河國岡崎の城に移る、（三萬石を加へられて六萬石を領す一説に四萬石を加へらると云ふ此時西尾の城修し築き子息民部少輔長顯に一萬石分ちて守らしむといふ）文祿の初め三好殿、養父殿下より關白職ゆづられ給ひ、いつしか御志滿ちて驕生じ、善からぬ御振舞のみ多かりけり、吉政折にふれて諫め參らせしを厭ひ思召し、攝津の地河堤の事、奉行せよと遂に外樣にこそ出されたれ、

程なく太閤の爲に罪かうむらせ給ひ、彼の御家人等も悉く誅せられにけり、吉政ばかりぞ太閤の御感には預りける、慶長五年の秋德川殿、上杉中納言追討のため御下向ありし時、吉政も隨ひ奉る、上方又軍起りしかば、吉政關東の味方として海道より打つて上る、

吉政が男民部少輔長顯も父と共に奥に向ふ、吉政引返して海道を上る時、長顯をば質として江戶の城に留む、長顯軍に隨はざる事を憤りて、父に訴へけれども許さず、長顯手勢三十騎計りを引具し忍び出で、父に先立つて馳せ上る、吉政道にて此由を聞て大に驚き、池田の侍從にかくと告ぐ、輝政おのが吉田の城守らせし竹村彥右衞門が許に早馬たて、長顯を押止むべき由を下知す、長顯吉田の城をば避けて本坂越を過ぐる所を、竹村追懸けて謀事を運らし吉田の城に伴はんとせしに、輝政より又飛脚到來して止むるに及ぶべからずと云ふ、是は德川殿、長顯が志の程を感じ許させ給ひしに依つて、田中は父子共に向ふと云々、

河戶の先陣して關が原に戰ひ、佐和山の城を攻め落し又石田三成を生捕る、其功尤も多ければとて、此年十一月筑後の國を賜り、三十二萬石從四位下に敍し侍從に任ず同き十四年二月十八日に卒す、其子筑後守忠政繼ぐ、

兵部少輔が嫡子民部少輔長顯は、父との間快らず、二男を以て世嗣とす、大相國家の御諱字賜ひ筑後守忠政といふ長顯は此後都に上り飢寒にだに堪へずして空しくなる、其子民部と云ふ、それが男二人兄をば丹羽久左衞門、弟をば丹羽新助と云ふ、久左衞門後には田中宇右衞門と名のりて、弟と共に田中大隅守に仕へたりと云ふ、又一說に筑後守忠政則ち是れ民部少輔長顯なり、大相國家の御諱字賜て名を改めしといふ、前の說とは大に異なり、○又創業記を考ふるに慶長十一年正月廿日の比、兵部少輔長政が子主膳廿歲なり、近く召仕ふ小童を切らんとして、それが爲に斬られて死す、此人心荒々しくして人を斬ることを好み、既に五十三人まで斬りしと記せり、子の主膳といふは民部少輔が弟にや、此家の系譜を見ねば子息等が事、いまだ詳ならず故に民部少輔が事をも本文に略す、

忠政初め將軍家の御諱字賜り、從四位下して松平因幡守康元が娘むかへ、大御所の御外姪婿になさる、大坂の軍起りし時、馳せ向ひ城を攻む、再び軍起りしには軍終て後に參る、元和六年八月七日に卒して、子なければ家絕えぬ

忠政が家絕てのち一族田中久兵衞吉興、御家人となされて二萬石を賜ふ、是も程なく死す、子なければ、菅沼織部正定盈の二男して家つがす、主殿頭定官といふ、定官又罪蒙ることありて所帶を沒收せられ、其後召返されて別に所領を賜ひ、御書院番頭になさる、其子大隅守定房といふ、この久兵衞といふは筑後守忠政が兄なりともいひ、又兵部少輔吉政が弟なりともいふ、兩說なり、弟の忠政家繼て兄の吉興が繼がざりしこと如何なる故にや、不審、又兵部少輔吉政初め久兵衞尉と申す其弟の兄の名を名乘らん事も覺束なし、其家の系譜を見ざれば、姑らく疑をかくのみ、

●中　村　後賜松平

○伯耆守忠一は（姓いまだ詳ならず）式部少輔一氏が男なり、一氏父孫平次一政と共に年ごろ豐臣太閤に仕へ初め和泉國岸和田の城を賜ひ、

天正十二年一氏此城に在て、根來の者共襲ひ來りしを打破りし事、創業記に見ゆ、其他見る所なけれども創業記誤るべからず、又按ずるに此ごろ孫平次一政は死せしならん、太閤記等に十三年の春根來寺を亡されし時の中村は、一氏にあらずや

天正十三年七月近江國水口の城に移る、一氏一生の高名多き中にも、同き十八年北條を討たれし時、山中の城の先登し忽に城を攻め落し、關白の御感かうむり、勳功の賞として駿河國を賜り、我身は國府の城に在て舍弟彥右衞門尉一榮して、沼津の城を守らしむ、（一氏十二萬二千二百石一榮に三萬石をわかつ）これ內々は德川殿關東に移らせ給ひしかば、一氏して其境を守らせ給はん爲なりけり、一氏も某かくて候はんには、關東の事は何の御心にかゝらせ給ふ事も、あるまじきにて候と申せしとこそ聞えたれ、されば德川殿も假初の御鷹狩にも、彼境をば避け給ひ又一氏も境をば接しながら、敢て隣國の好をも通せず、太閤薨じ給ひなん年の七月、中老の職になされ天下の政務に預りぬ、幾程な

くて大坂の奉行人徳川殿失ひ參らせんと謀るに至て、一氏郎等藪内匠助を徳川殿に參らせ、一氏初め故太閤の仰を承り關東を鎭めんがため我國を守る、されば人臣の義、其外の交なきが故に、年頃無禮を顯しぬ、敢て君に向て怨を結び參らせんにはあらず、殊には又一氏身既に煩はしく、愚息猶幼けなし、幸に我國御領に隣り候へば、一氏が無らん跡にも必君に依て我家の安否を謀るべしと、兼て一族郎等らに戒め侍りき、然るに今思はずも斯る御大事を承りぬ、一氏に於ては御方として、敢て二心を存ず可らず候とぞ申ける、徳川殿聞召され子息の事まづ承りぬ、次には年來の御振舞ひ頼しうこそ思ひ候ひつれ、如何で恨を殘すべき、今又承る所の如き、悦び思ふ所なりと答へさせ給へば、一氏大に悦びて同職の輩と善きに計ひ參らせし程に、事既に平らぎぬ、慶長五年の夏徳川殿、上杉中納言御追討あらんとて奥に下らせ給ひし時、一氏既に病の床に臥して、おのが城にあり、徳川殿途より村越茂助直吉を御使にて、彼病を問はせ給ひ、子息一學に御刀を賜ひぬ、（長光）六月廿五日彼城に至らせ給ひしかば、家人横田内膳が家を假の御館として樣々の御設けし、我身も輿にかき載せられて御館に參り、一氏重病に犯されて此度御供に侍はぬこそ遺恨に侍れ、子息いまだ幼なし、舍弟一榮に軍勢つけて參らすべきにて候と申す、誠に苦しげなる有樣にて、申す事も定かには聞えず、（此時新村大藪小倉三人の一族郎等御家人に參らせしといふ）引出物多く賜て出で立たせ給ひぬ、舍弟彥右衛門一榮沼津の城にて御儲し、やがて一氏が軍勢ひきゐて御跡に從ひ參らす、一氏幾程なくて卒しぬ、上方の軍起りしかば、一榮又海道より馳せ登りて、犬山の城に向ひ大柿の城を落す、關が原の合戰終てのち、此年十一月一氏が子息わづか十歲、伯耆の國を賜る、（十七萬五千石）彼亡父が志に報い給ふ所とぞ聞えける、其後右大將家の（台德院殿の御事）御前にて元服の儀ありて、御家號幷に御諱字賜ひ敘爵させて松平伯耆守忠一と召され、又大御所の御養君を彼妻となさる、（松平因幡守康元の娘大御所の御外姪なり）忠一十五歲の年の暮、家の老横田内膳が常に諷諫の言を盡せしを怒て、饗宴に事よせ米子の城に召して、自ら彼を斬る、横田は斬られて走り出づるを近藤善右衛門馳せ向て打留む、横田が小童是を見て主の刀を拔て、忠一に切て懸る、

天野宗蕓押隔つ童は終に安井清次郎道家長右衛門が爲に討れてける、横田が嫡男主馬助この由を聞て、父が飯山の城に立籠る、忠一が家人横田に組みする者少からず、忠一大に怒つて軍勢を差向く、隣國の周章大方ならず、堀尾山城守忠晴は、出雲隱岐の軍勢を以て忠一を援く、城中に籠る所の兵一人も、命いきんと思ふ者なければ、寄手討たる、もの數を知らず、柳生五郎右衛門尉（但馬守宗矩が弟なり）所縁につきて城に籠る、かれが切先に廻る者、手負ひ、討たる、者少からず柳生も終に藤井助兵衛が爲に討たれぬ、城中の兵も殘り少く討ちなされ、城に火かけて悉く腹切つて死す、大御所このよしを聞召され、御氣色を損じ安井近藤天野道家四人を召され、事の由を一々御尋ね究められ、安井天野道家は誅に伏し（道家は大御所より姫君に付けられし人なり）近藤をば助けらる、是は内々横田が討たるべしと聞て、忠一を諫めしに忠一更に用ゐず、幼き人の自ら大剛の兵討たれんこと危き事に思ひ、長刀とつて座の側に忍び居て、終に横田を討ちたりし故とぞ聞えたる、此後忠一關東へ參る、江戸に入る事を免されず、品川の宿に籠居し日數經てのち、召されて兩御所に見參す、程なく慶長十四年五月十一日廿歲にて世を早うし、世嗣なければ家絶えたり、

●筒井

○伊賀守藤原定次は、大和の國の守護筒井陽舜房順慶が猶子也、初め應仁の亂の後畿内悉く戰ひ起るに及んで筒井が家、南都興福寺の寺門に於て有勢の者なりしかば、弓矢取ては當國に名を顯しけり、

十市家の事記に、十市箸尾筒井越智を大和の四家と云て、昔より當國にありて南都を守りぬと見えたり、また大和記には元は近衛殿下の家より、南都を守らせ給ふ人なりと云ふ、

榮舜房順昭が世に當りて國中悉く打從ふ

多門院日記仕丁記幷に大和記等を按ずるに、文明八（一作七）年筒井順永入道死す、次に順賢次に順仙、次に順昭順昭天文十九年に至りて死す、

其子順政跡を繼ぐ永祿七年三月死す、順慶生年十六歲、六郎と申せし時その父順政を失ふ、（六郎が名は藤政一說に藤勝と云ひしとも云ふ也）國人心變りして松永彈正少弼久秀に組する者多し、明れば八年十一月六郎筒井の城を捨て、布施

の城に入る、久秀その身は大和河内の境なる志貴城に在つて、この年十二月多門の城を攻め取り國中を隨へんとす

久秀また三好と戰ふに因りて、大佛殿の燒けしは、

十年十月十日の事なり、

元龜二年八月辰市の戰に、順慶終に松永を打破り首を獲ること五百、久秀が一族郎從多く討れ手負ふ者又五百餘、三年五月順慶織田殿の御方に參る、此年三月松永父子三好左京大夫義繼と心を合せ、志貴多門等の城に立籠る、同年十二月右衞門佐久通、（久秀が子）多門城を去て降を乞ひぬ、四年四月久秀又織田殿に參る、信長頓て兵分ちて多門城を守らせ、當國を鎭められしかば筒井松永又戰ふに及はず、（此年則ち天正と改元す）天正二年三月順慶國人等引具し、上洛して信長に見參し、同き年七月人質を參らせ、三年二月織田殿の養女を迎へて猶子定次の室とす、此年五月信長三河國に向ひ、武田四郎と戰ふべしと聞えて加勢參らす、（鐵炮の者共五十人と云）五年七月信長番兵を停めて、多門の城を壞り捨てらる、此年八月久秀、大坂の城を攻て天王寺に陣取りしが、忽ち心變りして、信貴城に引籠る、信長使して仰せらる、旨あれど、猶從はずさらばとて右衞門佐が質として參らせし幼なき子供二人が首切て、子息城介信忠、討手の大將軍として松永が城に發向あり、順慶同じく相隨ふ、爰に筒井が譜代相傳の侍一人、初め順慶が本領失ひし時、松永が家に仕ふ、入道究竟の謀こそ出來たれと、密にかの郎等を招き寄て返忠あらん事を云ひけるに、此郎等いかで累代の主君の仰をば背き參らすべきと領掌す、久秀運の極め彼郎等を使として大坂の城に加勢こふ、此使大坂には行かずして、順慶が陣に來て斯と告く、筒井頓て軍勢二千人を引すぐつて大坂の加勢に出立たせ、夜に紛れて河內國平野の方へ遣して、彼使と共に信貴の城にぞ入れにける、信忠の御陣に此由を申ければ、十月十日の曉諸手の寄手一同に攻め寄す、城中の兵散々に防ぎ戰ひしに、城中忽ち火起つて筒井が軍勢二千人、此處彼處に切り廻る、松永內外のかたきを防ぎかねて、終に腹切つて死してけり、

大和記に出づ、織田家譜には松永が使者道を踏み損んじて、佐久間右衞門尉信盛が陣に入りしを、信盛かくと信忠に申ければ、信忠の謀にて信盛が

勢を城中に忍び入れしとあり、いぶかし、
六(一作八)年八月信長の仰として郡山の城一つを止て、國中の城々皆壞り捨つ同き十一月大和國悉く筒井に宛て行はる、順慶頓て入部して郡山辰市等が首を刎ぬ、是は松永に心を合せて順慶に叛きし者共なり、九年九月伊賀國の戰に從ひ、十年三(一作二)月國中の軍勢引具して信濃の國に向ふ、武田亡びて又四國の地に向ふべしとて本國に歸り、六月二日既に打立に及び、織田殿父子京にて明智日向守光秀が爲に失せ給ひぬと聞て順慶大安寺辰市東九條法華寺の邊に陣取り、井戸一勢を引分けて光秀が加勢とす、(四日の事也)井戸攝津播磨の多勢攻め上ると聞て引て歸る、(十日の事也)光秀筒井が心變りしやと思ひて、使して申ける旨あり、(藤田傳吾を使とす其使來れるは十一日の事也)順慶返答にも及ばず、一紙の起請文書て裏切すべきよし羽柴筑前守秀吉の許に云ひ送り、村田今井(其使たり)自ら七千人を率ゐて、宇治道を經て京に入らんとす、(十四日先陣打立ち順慶十五日に打立つ)山崎の戰既に事終りぬるに及んで、三七殿の御陣にぞ參りける秀吉順慶が味方せしさま、言甲斐なしと思ひしかど、筒井元より有勢の者にして近江伊賀伊勢尾張等の戰に、常に味方にありて其功も亦少なからねば本領を安堵せし事、織田殿の時に變らず、天正十二年五月長嶋の戰に、忽に身煩ふこと出で來て、本國に歸り幾程なくて死す、年三十六歲とぞ聞えける、猶子の四郎定次家を繼ぐ、

多門院日記に天正十二年六月、順慶勢州長嶋の城を攻め、八月四日の夜郡山に歸れり、必定死去也と見えたりさらば陣中に死去せしなり、一說に八月十一日に死すといふ、いぶかし、又初め順慶秀吉に申て香原五郎を世嗣にせんとす、五郎從はざりしかば、四郎をして家繼がせしと見えたり、世には四郎は順慶が妹の箸尾が妻となりて生みし所なりといふ也、大和記には順慶が妹の夫箸尾宮内少輔は、只一子あり關が原の後、箸尾所領を失ひしに松倉所緣に就きて養ふ、大坂の事起りし時、箸尾重代の家人等が勸めに因り城中に籠り、城敗れし後本國に隱れ居て死すといふ、又いぶかし、又一說順盛が子なりといふ、永正の頃に聞えし成身院明舜坊順盛が外、順盛といふ者いまだ聞きし所あらず、

十三年七月秀吉關白になられし日、定次侍從に任じ、閏八月伊賀の國を賜ひ上野の城に移る、（十二萬石を領す）鎭西關東朝鮮等の軍に從ひ太閤薨じ給ひし後、慶長五年の夏、中納言景勝追討のため德川殿御下向ありし時、定次も與に下る上方の軍又起りぬと聞えて、德川殿の仰蒙りて本國伊賀の國に馳せ上る、かゝりし所に上方の多勢、大坂を立て、先づ伊賀國に攻め入る、定次が國に留めし兵共、寄手の多勢に恐れ上野の城をさけ渡す、定次路次にて此由を聞き、云甲斐なき奴原が振舞かな、この上は本國に歸らん事その詮なしとて、海道の御方と一つになつて岐阜の城を攻め落し、赤坂に陣を取り關が原の先懸して敵の多勢を打破る、此事終て十一月、德川殿より本領を賜はりければ、再び伊賀國を領す、同き十三年六（一作五）月家人中坊飛驒守秀祐が爲に訴へられ、定次駿河の國府に召され、罪蒙て其身は關東に召戒められ領國をば收公せられ、筒井數十代の家、此時に至て絶えにける、

仕丁記に據るに、定次慶長十三年七月廿八日切腹す、其罪の由さだかならず、創業記に見えしには定次常に被官等にも對面せず、山中にわけ入て鹿狩のみして明し暮しければ、家人等かくては亡びんこと遠からずと思ひ訴へし所なりとのみしるされぬ、又かの記に定次が事訴へし中坊が事をもしるして曰く、定次が罪かうぶれる明る年、慶長十四年二月廿九日中坊飛驒守、伏見にて殺されぬ、定次が被官山中と云ひし者、おのが主亡びし後、伊勢の國に下り九鬼長門守が許に居たり、古き友なれば中坊が所に來て、今宵しも夜更くるまで物語して、中坊は奥に入て臥す、山中は中坊が子と一つ所に臥したり、何者の仕業にありけん、飛驒守が首を二太刀に切て落しぬ、中坊が家臣等曾てこれを知らずと云々、今の御家人の中坊はこれが後也○筒井主殿助某は、順慶が猶子なり、伊賀守定次が家亡びし後、筒井が一族やあると尋ねさせ給ひしに、順慶が猶子に主殿助某と申すが當時大和國に侍ふと聞召し、頓て御家人に召出され山邊郡に四千石の地を賜り、紀伊守になされ、寄騎の侍三十六人附けて郡山の城を守らしむ、かくて元和元年四月大坂の兵再び起りし時、箸尾布施萬財

細井井上等を始として、當國の浪人悉く大坂の城に馳せ集り大野主馬が手に屬す、彼等は國の案内者なればとて、大野二千の軍勢を引具して同十六日大和國に發向し闇峠に打臨み鴻島の邊にて勢を兩つに分ち九條奈良の邊りより押入り、民家に火を放ちて一度に鬨をどつと作る、主殿助この由を見て、敵何萬騎あらん取籠められては叶はじと、一支へもなく城を落ちて山中に匿れ居たり、防ぐべき兵一人もあらざれば、寄手思ふさまに此處彼處燒き拂ひ商人等が首共打切つて、南都の方に向ひしが、東國の先陣にて大和路に向ひし軍勢、馳せ向ふと聞て大坂の城に引返す、主殿助それより南都に落ち行きしが、兩御所の御氣色よからぬと聞て、終に自害して失せたりけり、其名或は定昌といひ又定慶といふ、詳なる事を知らず、

●里見

○安房守源義康は、陸奥守義家朝臣の三男足利式部大輔義國の嫡男新田大炊助義重の次男里見太郎義俊に十代、左馬助義實が後胤なり、義實が父刑部少輔家基、結城中務大輔氏朝と共に、前鎌倉殿持氏の御子春王安王二人の若君を、下總の國結城に迎へ參らせ嫡子左馬助義實を使として、三浦介が加勢乞ふべしと相模國に差遣はす、此年嘉吉元年四月結城の城落て、父家基も討たれぬと聞えしかば、義實三浦木曾堀内等引具して、小舟に取り乘て安房國に落ち行く（義實時に廿七歳又廿一歳とも云ふ也）此時安房國の住人神餘が郎等山下左衛門尉、おのが主滅して神餘の地を押領す、同國の住人安西、丸と謀て山下を討ち平らげ、兩家又彼地を爭ふ、安西東條が加勢乞て丸をも終に打つてけり、去程に丸山下が殘黨如何にもして安西を討て、主の仇を報いんと謀かる、里見が當國に來るを悅び、義實を大將と成し立て、軍起して安西が館に押寄す、安西散々に戰て冑を脫ぎ弓の絃ばつして、降人となつて出づ、義實安西を案内者として東條を討ち滅し安房國を打平げ白濱の城を搆へて住む（義實七十三歳にて長享元年四月七日死すと云ふ）

按ずるに世に傳ふる所は、義實初め安房國に至り安西三郎が許に在り、安西が爲に神餘丸東條を討ち平ぐ、安西後に義實を失はんとせしに因て、大

に怒り安西を亡し安房國を領す、これ明應五年十一月の事なり、明れば六年上總國丸谷上總介をも打滅し、兩國を合はせたりと云々、大に誤れり、明應五年は義實死してより九年の後なり、

其子刑部大輔成義上總の國に發向し先づ荻生の城を落し、國人等を打從へ終に安房上總兩國を合はせ領す、其子上總介義通、上總國久保田の城に在り、義通が卒せし時、永正十五年二月朔日三十八歲にて卒すと云ふ 其子太郎義豐わづか五歲になりしかば彼が十五歲に及ばんまで國の事執り行へとて、舍弟左兵衞督實堯に國を讓る、實堯兄が讓を受け安房の國稻村の城に在て、おのが嫡子刑部大輔義堯を大將とし兵船を泛べて相模國に押渡り、北條と戰ひ又義堯して上總國久留里の城を守らせ、太郎義豐成人に及べども、國讓らんとも聞えず、義豐深く恨みて天文二年七月廿七日稻村の城を襲ひて實堯を討つ、實堯が死せし時五十三歲と云ふ然らば義通と同年なり月劣りにてありしにや 實堯が男義堯、軍起して義豐と戰ひ、明れば三年四月六日終に稻村の城を攻め落し、義豐を討て安房上總を領し、御弓の御所の味方として御弓の御所と申せしは古河公方晴氏の叔父にて義明と申せし事なり 同き七年の冬北條左京大夫氏綱と下總國鴻の臺に戰ふ、義明かけ負けて討れ給ひ、義堯も散々に戰なつて引返す、これより常に北條と戰ふこと止む時なく、終に下總の國をも合はせ、武藏相模の地此處彼處打隨へ武藏國豐島郡淺草の觀音堂は義堯が再興せし所也と云ふ 子息左馬頭義弘に國讓り自らは入道して正五阿彌と號し、久留里の城に籠り居たり、天正二年六月朔日六十三歲にて卒せしといふ 左馬頭義弘父に繼ぎ、弘治二年相模國三浦の地に押渡て北條が勢を打破り、城が島に戰ひしとなり 永祿四年の春上杉管領入道謙信、北條を攻むると聞て、正木大膳亮に軍勢附けて上杉に加勢し、同き七年正月武藏岩槻の住人太田美濃守資政を助けんとて、一千餘騎を引率し鴻の臺に出で向て、北條氏康氏政父子と戰ふ、初度の軍に北條を打破り味方悉くに勝ち誇て終に負軍し、侍大將十七人まで討たれ、散々に戰ひなつて引返す、義弘が乘つたる椎津黑といふ馬、殊の外に疲る、椎津掃部これを見て急ぎ馬より飛で下り、義弘をぞ乘せたりける、平野越後たゞ一人槍提けて隨ふ、味方負軍しつと聞えしかば、上總の國に留りし堀内帶刀須田將監、五十騎引具して義弘を迎へ、久留里の城に入る、討ち漏されたる軍勢等、義弘が乘捨てたる馬を見て、大將

うたれ給ひぬと云ふま丶に、米下舍人等の城防ぎ戰ふまでもなく、敵のために落さる、是年又上總の國池の和田の城攻め落され、多賀藏人舍弟兵衞佐二人討死す、下總の國人等皆義弘に叛て北條に從ふ、武藏相模の地は云ふに及ばず、同き九年義弘加藤伊賀守を（佐貫の城に在）大將として三浦の地を攻め破る、明れば十年北條太田新六郎に軍勢附て上總の國に向ふ、義弘自ら三舟山に戰ひ、大將太田を初として首數百を打取る、天正五年義弘北條互に中直りす、明る六年の五月義弘卒す、嫡子太郎義頼には安房國、次男梅王丸には上總國を讓る、太郎義頼父死して後、上總の國佐貫の城を襲ひ梅王丸を生捕て、（梅王丸が傅加藤伊賀守と心を合せ梅王丸を虜にして高瀧左京に預けしなり）上總の國を併せ領し安房の國岡本の城に住す、天正九年里見北條又不快となつて、氏政が多勢海陸二手に分れて安房上總に亂れ入る、館山久留里佐貫の城を攻め遂に椎津廳南久保田萬喜の城を落し軍勢を籠めて守らす、幾程なくて義頼世を早うし子息左馬頭義康父に繼ぎ岡本の城にあり、天正十六年北條が多勢（侍大將十一人といふ姓名又勢のほど定かならず）上總の國を打從へ安房の國へ攻め入らんとす、義康自ら久留里の城に出で向て敵を待つ、此城究竟の要害なりしかば寄手山々に陣取つて、遠攻にこそ支たりけれ、城中の兵打出て戰はんとす、義康堅く制して戰はず、寄手又爰を過て安房の國に入ることを得ず、かくて十八年に至て、豐臣關白北條うたるべしとて、天下の軍勢を催し東海東山北陸より攻め下り給ふと聞えしかば、寄手取物もとりあへず、本國に引返さんとせし所を、義康城より討て出で是處彼處に追詰め〳〵戰うて悉くに打取りぬ、此年北條滅びしのち關白、義康が早く御陣に馳せ參らせざる事を怒り給ひ上總下總の地收公せられ、本領なれば安房國を賜ふ、（九萬二千石なり）其後豐臣の姓賜ひて四位侍從兼安房守になされ、朝鮮の事起てのち筑紫の陣に馳せ參る、慶長五年の秋德川殿に隨て奥の會津に向はんとす、か丶る所に上方又軍起て、德川殿御父子引返して攻め上らせ給ひければ、義康は參河守殿と同じく下野の國宇都宮の城に留て、景勝と戰はんとす、關が原の戰ひ事終つて、上杉佐竹降つて後此度の勸賞として、常陸國鹿島郡を分つて義康にぞ賜ひける、（三萬石）義康三十一歲にて慶長八年十月十六日に卒し、息男梅鶴丸父

に繼ぎ十一年十一月十五日、將軍家の御前にて元服し、安房守になされ御諱字給ひて忠義と名のる、其後四位の侍從になされ、同き十九年九月九日舅大久保相模守忠隣が緣座に因て伯耆國に流され、元和八年六月十九日に死してけり、（里見房州を領せし事十代凡百七十年にして亡ぶといふ）夏目が記を案ずるに、大久保相模守罪蒙りし後、里見安房守忠義、其緣座に因つて流さる、是より先き藤堂和泉守高虎、里見に石を貰ふべしとて家人渡邊勘兵衞志内主水等を館山の城に遣はして國の樣を見せたり、忠義が罪三條一つに相模守忠隣の許へ、米穀足輕の兵を合力して、公儀を蔑にし、二つに城を修し或は道作り、或は川を深くし要害を搆へて憲法を犯す、三つに家人を養ふ事おのが分に過ぎぬ、既に公儀を蔑如し憲法を犯す上は、私の謀ある故かと云々、此簡條の御不審に依て安房國をば收公せられ、常陸國鹿島郡三萬石の替地として、伯耆國倉吉の地給はるべしと仰せ下さる、忠義の老正木大膳印藤采女等、江戸に參て罪なき由さまぐ\に申披きしかど終に叶はず、松平新太郎光政に預けられ、伯耆の田中に流され百人扶持給り、死して子なければ家絕えぬと云々、

● 生駒

○讚岐守藤原一正は雅樂頭親正が男也（いまだ系圖を見れば先祖の事知らず）親正初め甚助と申せしより豐臣家に隨ひ（志津が嶽の戰に親正第五陣にありしよし太閤記に見えたり思ふに生駒もとは織田殿の家人たるべし）天正十二年の夏伊勢國神戸の城を賜る（是より先は一萬千石を領す是より四萬千石を領すと云ふなり）又雅樂頭に任じ從五位下に叙す、十三年の夏四國の地平ぎしのち、讚岐の國を分ち賜ふ、（六萬千石を領し高松の城にありといふ）鎭西關東の軍に從ひ朝鮮の事起て彼國に押渡る大明の和親破れ再軍起りしには、息男讚岐守一正朝鮮に渡てけり、太閤薨じ給はん年の七月、中村式部少輔一氏堀尾帶刀吉晴、親正と同じく中老の職になさる、大坂の奉行等、德川殿と不快の事起りしには三人心を一つにして其間を和げしに依て、德川殿何の恙もわたらせ給はず、慶長五年の夏德川殿、奥の會津に向はせ給ふ時、讚岐守一正御供にて候ひける（此時父雅樂頭親正は卒しけるにや又家を讓りて籠り居しにや詳ならず）か丶る所に上方にも又軍起りて、一正が男左近大夫正俊は、大坂の催促に從ひ丹後の國に向ふ、一正元より東國に在て德川殿の味方に加はり參

らせければ、海道の先駈して美濃の國に戰ふ、此年天下悉く德川殿に從ひ參らせしかば、勸賞として一正讃岐國を賜て（一國すべて十七萬石餘）子息左近大夫正俊が事、咎め給ふに及ばず、同き十三年八月讃岐守一正、家を關東に徙す、是れ大名の妻子關東に移りし始なれば、將軍家の御感斜ならず公役の半を免除せらる、（江戶の城築かれし夫役半を除かれしなり）同き十五年三月十八日一正五十六歲にして卒し正俊繼ぎ同き十七年從四位下に叙し、大坂の戰に從ふ、

十九年の冬は舅藤堂和泉守高虎と押並び陣を取て城を攻めしといふ、明る元和元年五月七日の首注文に、正俊が參らせし首見えず、此時は軍散じて參りしにや、覺束なし、

元和六年六月五日三十六歲にして卒す、其子壹岐守高俊繼ぎ寬永三年八月十九日從四位下に叙す、家人等が訟起りて家治らざりしかば、同き十七年七月十一日讃岐國を收公せらる、其息男左近某に出羽國由利の地矢島といふ所を賜て、高俊も彼處にぞ移されける、萬治二年六月十六日高俊四十九歲にして死してけり、左近某が男二人、兄は主殿某弟は權佐某、父死せし後其所領を分ち賜ふ

世に傳へしは、壹岐守高俊は藤堂和泉守高虎が外孫にて、土井大炊頭利勝が婿なり、此人天性愚なる人にて世の笑草となる事のみ多かりけり、此家の老石崎若狹前野助左衛門といふ者二人は、常に關東にあり、中にも前野一人が計らひとして家の事を沙汰す、國に在りし老共の心得ぬ事のみありしかど、常に御舅土井殿の仰なりといひ、又執政の人々の旨を得たりなど云ひ送りし程に、さらば彼人々の宣ふ所ならんを背かん事、家のため然るべからずとて、まげて其旨に從ふ、去程に國務日日月々に善からぬ事共多くなり行きて士も民も怨み苦しむ、國に在りけるおとな生駒將監、かくては家亡びん事遠きにあらずと思ひしかば、密かに關東に參て、高俊が家の事すべからく早く關東の御沙汰を止められ、父祖が例によりて國の靜謐を致し候はゞやと訴へしかば、執政の人々大に怪み先づ前野を召て尋ね問はるゝに、前野承て人々の御下知をも承らぬ事に候ものを、某いかで、斯る事申傳ふべきと陳じければ、則ち生駒前野を召決

せらる、將監とかく申旨もなく、懷中より一紙の書を出し、執政の人々に捧ぐ、人々見終てのち、其文前野に賜りて見せ候はゞやと申ければ、前野賜て見る、これを見終て執政の人々に向ひ、此文は將監が許より鯛二つを送りし時に、某が答へたる消息にて侍る、いかなる故ありてか今こゝに參らせ候やらん、斯る不思議を振舞ふ男なれば、此度の如く跡形もなき事をば訴へ候と申す、將監人人に向ひ、されば此文は前野が自ら書たるに候や、然らざるやを尋ね極めらるべう候と申す、前野聞て某が書きたる事は勿論に候といふ、さらば其文をば返し給はるべう候とて、將監取て懷に入てのち、年ごろ前野が筆執て大炊頭を始として、執政の人々の仰承りし由にて、おのが心の儘に國務を沙汰せし文共いくつともなく取り出して參らせ、此文ども御覽の後、御裁斷を仰ぐ所に候とぞ申しける、此時に至て前野いかにとも爭ふべき樣もなく、ひれふしぬ、執政の人々大に怒り速に搦め取て禁獄す、頓て壹岐守を始て家從等を召され、高倹天性愚かなる事知召されざるにはあらず、父祖の功捨て給ふまじきが故に、其家を繼がしめられき、然るにかく家亂れたらん上は、此後國賜はらんこと叶ふべからず、されど心の至て愚ならんには、其罪又重からざるに似たりとて、別の義を以て所領一所賜りたり、前野は一族悉くに誅せらる石崎は二人一所に關東に在りながら、前野が斯る振舞を見ながら、彼がしりへにのみ隨ひしこと、其罪逃るべからず、されど前野とは罪の科同かるべからずとて、誅は其身に止れり、其餘の家人等その罪の輕重によつて、悉くに刑行はれしとなり、精しき事をば知らず

● 寺澤

○志摩守紀廣高は、（初め忠次郎 一名は正成）武内大臣の後胤、紀淑望が末孫なり、初め淑望が子孫美濃國に仕し、其後別れて尾張の國に在り、兩國の寺澤悉く其後胤とぞ聞えける、廣高が父尾張の國の住人越中守廣正、織田殿に隨ふ其後廣正廣高父子、豐臣家に仕へ次第に身を起して、肥前の國唐津の城を賜る

八萬石を領す一說三萬千三百石といふ、思ふに初

め三萬千三百石にて、太閤朝鮮を伐ち給ひし日、彼れが所領の地名護屋に御陣を召されしかば、所領加へ賜て、八萬石に至りしにあらずや又是より先き領せし地定かならず、或說に丹波福知山二萬石を領せしと云ふ、唐津賜ひしは天正十五年の後なるべし、多門院日記に寺澤越中守は日本國の七奉行にて、六萬石の知行取、太閤一段御目を掛け召仕はれ候ふ八人の內なり、天正二十年九月太閤の勘當を受けしと見ゆ、

朝鮮の軍に廣高先陣して彼國に押渡り、戰ふこと凡そ七年太閤薨じ給ひてのち、慶長四年九月島津が家人伊集院源治郎、主を恨みて、おのが城に立籠りしと聞えて、廣高德川殿の仰蒙て島津を援く、明れば五年の秋東西の軍一時に起る、廣高初より德川殿に從ひ參らせ東國に向ひしかば、御方の人々と海道を攻め上り、美濃尾張の間に戰ふ、其勸賞に肥後の國天草の郡を加へ賜ふ、四萬石合て十二萬石也大坂の軍起りしに、馳せ向て城を攻め再び軍起るに及て、鎮西の人々は參る事あたはず、寛永三年八月十九日從四位下に叙し、同き十年四月十一日に卒す、嫡子刑部少輔忠淸父に先立つて卒しければ、次男兵庫頭堅高家を繼ぐ同き十四年肥前の國島原の凶賊、天草の郡民等と共に起り追討使を下さる、堅高馳せ向て攻め戰ひ、明れば十五年の二月島原の城落てけり、凶賊の張本人四郎男、天草の住人なりければ堅高も罪蒙つて天草の地收公せらる、大御所より賜ひし四萬石の地召放され本領八萬石をば賜ひしなり堅高これを口惜き事にや思ひけん、幾程なく自害して死しければ家絕えぬ、

堅高が自害せし年月いまだ定かならず、慶安二年七月四日唐津の城を大久保加賀守に賜はりしかば、此頃の事なるべし、

藩翰譜第十二上　終

藩翰譜第十二下

●富田

○信濃守源知信は、（或書には知照とあり）左近將監某が男也、（或書には左近將監信廣と云ふ）左近將監初め平左衞門尉と申して、豐臣太閤いまだ近江の國長濱の城、領し給ひよしり仕へ參らせ、一生の高名多き中に、天正十二年の春北畠羽柴不快の事起てのち、秀吉の仰せ承りて平左衞門尉、瀧川左近將監一益と共に伊勢國木造の城を守る、（戸木の城と云ひし也）かゝる所に一益、尾張の國蟹江の城に謀狀し前田與十郎に謀を合せて、（信雄のために蟹江の城を守りし大將なり）彼國を打從へんとす、前田やがて與みしてければ、一益また九鬼大隅守嘉隆と相談して木造の城を去て一益嘉隆が軍兵都合二千餘人、大船に取り乘て尾張の國に押渡り蟹江の城に趣く、德川殿の御勢に攻められて、からうじて城に入る、寄手つゞいて攻めければ、九鬼兵船に取乘て落ち失せぬ、瀧川前田怺へずして頓て降人になつて出づ、同二十七日一益再び木造の城に歸り來る、富田かくと聞て、一益羽柴殿の御爲に守れる城を私に去りて後、かたきの中より歸り來る事、疑ふ所なきにあらずとて、城中に入る事を許さず、秀吉富田が振舞ひを大に感じ給ひ、從五位下に敍し左近將監に任じ、伊勢國安濃津の城を賜ひけり、

或記に左近將監は初め豐臣家にして事を執りし者なるが、石田が爲に讒せられて、其權日々に衰へけりと云ふ、按ずるに德川殿豐臣家と御中直りの後、始て榊原式部大輔が御使承て、上洛せしに、富田が家を旅館に點せられ、其後相模の北條が訴に依つて、眞田安房守が上野國沼田の城を、北條にさけ渡せし時にも、富田は津田隼人佐と二人、關白の御使として下向しき、されば或記にいふ所の如く初め彼家にて事を執りしなるべし、

其男信濃守知信、父に繼ぎてのち、慶長五年の秋東西の軍一時に起る、知高初より德川殿に從て東國に候ひしが、德川殿の御方として八月朔日東國を立て、夜を日につぎて本國に馳せ歸る、池田侍從輝政とは年ごろ親しかりければ、三河國吉田の城に至て輝政の船共借て軍勢取乘せ、伊勢の國に押渡らんとす、

斯る所に九鬼大隅守嘉隆が兵船に行き逢ふ、敵はさすが多勢なり、取籠められては叶はじと思ひしかば、知信頓て九鬼が船に近付て、大坂の御催促承て知信も馳せ參らんが爲に、急ぎ東國を去て唯今本國に戾り候と、誠しやかに語て其所を漕ぎ別れ、遂に伊勢の國に着て都合其勢千六百、安濃津の城にぞ籠つたる、分部左京亮政壽も、おのが上野の城は要害然るべからずとて、富田が城に馳せ加る、去程に同き月廿三日長束大藏大輔政家を軍奉行として、毛利が軍勢雲霞の如く押寄せたり、明れば廿四日分部左京亮政壽、城中より打て出で攻め戰ひ痛手おうて引退く、知信散々防ぎ戰ふ寄手の中にも松浦伊豫守討死す、敵目に餘る程の多勢にて、入替々々攻めし程に一二の城を破られて今は詰の城に閉ぢ籠る、廿五日の朝寄手既に詰の城に攻め入らんとす、知信城戸押開き打て出で大勢の中に切つて入る、宗徒の兵五百八十人枕を並べて討死し、終に敵を追ひ拂うて城中に引て入る、かくては中々此城に怺へつべうも見えざりしに、高野山木食の上人來り逢て敵味方の戰ふを止め、さま〳〵に拵へ知信終に城を去て高野山に趣き、城をば毛利が手に受取て軍勢分つて守らせたり、かくて關が原の戰終て後、此度の勸賞に知信所領の地を加へ賜りて本領を安堵す、（二萬石加へられて七萬石を領すと云）同き十三年伊豫の國板島の城賜て移る、（十一萬石一說に十萬石板島は今の宇和島をいふ）十八年十月八日知信罪蒙て所領沒收せられ、森伊豫守に召預けらる、（これ創業記に出づ、一說に奧州岩城に流されて鳥居左京亮に預けらるといふ）

知信が妻は浮田安心入道が娘、浮田左京亮が妹たり、左京亮後には坂崎對馬守と申せしなり、この左京亮が家に浮田左門といふ者あり、知信が妻にも左京亮にも甥なりけり、左京亮近く召仕ふ小童を彼の左門親しう相語ひけり、初め左京亮かの小童罪ありしとて侍して打せたり、左門かの小童が仇報はんとて、小童うちし者を切てけり、安心入道、左門が誅せられん事を歎き、文かきて左門に持たせ婿の富田が許へ落す、左京亮、富田が許へ使立て、左門返し賜はるべしといふ、爰をも電し畢んぬと答へしかば、左京亮大に怒り富田と刺違へ死なんとて、慶長十年五月自ら安濃津の城に趣く、折ふし富田は伏見にあり、左京亮又伏見に來りて軍せんと犇く、人々是を制しければ左京亮大御所

にかくと訴へけり、今は天下の事將軍に讓り給ひぬ、彼の御裁斷を仰ぐべしと仰せ下されしかば、此年六月十五日富田浮田伏見を立て關東に趣く、兩人が訴ふる所其證なければ御裁斷にも及び難し、其後富田は伊豫の國を下し賜り、左京亮は坂崎對馬守と申してけり、かの左門も富田が許に溜りかねて、彼處を忍び出で高橋右近將監元種が許に行て隱れ居たり、高橋もと富田と親しきが故なり、知信が妻彼れを愍みて年毎に米三百斛を與ふ、都の商人これを傳へ送る、初め左門と同じく迯げ失せし坂崎が侍一人ありけり、必變りして知信が妻の許より、左門に米與ふる由の文を取て、坂崎が許に持ち參て見せたり、對馬守大に悅び此文を取りて十八年關東に參る、此時大御所も關東に渡らせ給ひしかば、十月八日に將軍家に富田坂崎を召決せらる、坂崎此度は彼文を證としける上は、富田爭ふに辭なく罪を蒙り、高橋も是にぞ坐したりける、左門も終に誅せらる、明れば十九年三月信濃守知信が舍弟佐野修理大夫も、罪蒙りて所領沒收せらる、精しき事は佐野が傳に見えたり、

● 稻葉

○藏人越智道通は伊豫入道一鐵が二男、兵庫頭重通が嫡男なり、（一鐵入道が事は本集の中右京亮が傳に見えたり）重通豐臣太閤家に仕へ參らせ、男子兩人藏人道通は嫡子にて二男は甲斐守某とぞ申しける

甲斐守は二萬石を領せしが東山にて本阿彌が妻子に行逢ひ無禮の振舞を顯し所帶を沒收せられしといふ

初め道通が姉の夫牧村兵部大輔某、朝鮮の軍に隨ひ彼國に卒す、其男幼ければとて牧村が所領伊勢國多氣渡會兩郡の地、藏人道通に賜て岩出の城にぞ住しける、

牧村が男は與一といふ、稻葉に養はれて人と成り長兵衞尉といふ、時移り世かはりて關が原の合戰の後、道通東國の御恩に預りし上は、故兵部大輔が所領を其息男に返し與ふるに及ばず、長兵衞尉心うき事に思ひけん、稻葉が許を去て都に上り、亡父に親しかりしかば其所緣に就きて加賀の國に行き、利長中納言を賴み居けり、大御所駿河に移

らせ給ふべしとて、國府の城築かれし時、牧村も彼處に行き加賀の人夫の中に立交りて、大石共引かせ居たりしに、忽に人來りて刺殺して失せぬ、多くの人の中に立ち隱れしかば、殺せし者の行方を知らず、此時に牧村が家は絶えてけり、此長兵衞尉が姉あり、是れも加賀の家に在りしが、後に將軍家に近く仕へし祖心比丘尼これなり、

太閤薨じ給ひて後、慶長四年の秋九鬼大隅守嘉隆と、道通と相論の事起る、德川殿の御裁斷に依て、九鬼が訴ふる所非據に定つてければ道通悅に堪へず、九鬼は無念の事に思ひ、やがて子息に家を讓て籠居す、明れば五年の秋德川殿、奥の上杉御退治あるべしとて御下向あり、道通御供に隨ひしが、仰せ蒙る旨あつて路次より引返し、おのが岩出の城に止る、

德川殿上方の軍起らん事を知召して返されしと聞ゆ、此時道通乘物より下りて、供の侍の如くにして國に歸りしに、道にていづくともなく鐵砲の音して、かの乘物に中れり、希有にして免がれ歸りしとなり、

程なくまた上方の軍起り、九鬼大隅守嘉隆其催促に隨ひ、（子息は關東に參りしなり其家の傳を合せ見るべし）當國中嶋に要害を搆へ、（岩出を去る事一里なり）軍兵を籠て岩出の城を攻め落さんと支度す、（九鬼が姪婿堤庄藏と云ふもの大將たりといふ）藏人道通安からぬ事に思ひ、今一色といふ處に嘉隆が兵粮數多ありと聞て、先づこれを燒き拂はんと軍兵を差遣はす、敵中嶋の要害を出て防ぎ戰ふ、味方勝軍して首廿三切て引返す、頓て關が原の戰事終て、通道勸賞賜て同國度會郡田丸城に移る、（本領は二萬六百五十七石也文祿三年に檢地して二萬五千七百石を領す此度二萬石を給て合て四萬五千七百石なり）同き十二年二月十二日道通三十八歲にして卒す、其子淡路守紀通年僅に五歲にて父に繼ぎ、（童名大夫）十三歲にして大坂の軍に從ふ、松平下總守忠明は舅なりければ、彼手に付て軍し首切て獻ず、（首十〇忠明また伊勢の人人の大將を承る故なり）明れば元和二年下總守忠明、大坂の城賜て移る、忠明が乞ふに依て紀通攝津國中嶋の城に移さる、

本領のまゝ、これは紀通は下總守忠明が婿として、猶幼なければ同じ邊りにありて互ひに助け合ふべきがためなり、

寬永元（一作三）年紀通叙爵し、丹波國天田郡福知山の城を賜て移る、（本領のまゝ）慶安元年四月身の暇賜ておのが城に歸る、同秋八月紀通謀反の企ありて、既に往來の

旅人を禁殺すと聞えしかば、隣國の大名以の外に周章し、軍勢を引具して其境に打臨み、關東に早馬を參らせたり、此月十六日紀通此由を聞て大に驚き、先づ京職の許に使者を立て誤りなき由を陳ず、板倉周防守重宗この由を聞て、陳じ申さるゝ旨一々に承りぬ、當時大坂の鎭守阿部備中守正次の所勞甚しきに依て、御使として彼息男對馬守定次既に彼處に來り留れり、幸に執政の人近きにあり須らく早く定次の許に行き向つて、陳じ申さるべき者かとぞ答へける、紀通さらば大坂に行き向て申し披くべしとて、供人少々召具して打立たんとす、いかに思ふ所やありけん同廿日未時ばかり自ら腹切て死してけり、年四十九歳と聞えき、紀通が謀反跡方もなき空言なりけるに、怱ちにかく亡びし事こそ哀れなれ、

或人の語けるは、玆年紀通國に歸りしのち、侍二人罪ありて一人は誅せられ一人は所帶を召放されたり、其外一人罪を恐れて逃げ去りぬ、又士民商人の中に、かの罪せられし侍の餘黨たる者、誅せられしもありき、さればかの罪せられし一族從類、怨み思ふ輩多く、さらぬ家人等も士民等も大に恐れ、去りし年の頃より御許し蒙りて城廓を修し築く事ありしを謀反の企あるが故に、かくは要害を專らにしけるなど云ひ、ひそめきあへり、かゝる所に去りしころ紀通、京極丹後守高廣が國に使して、其國に出ではべる鰤、給るべきよしを乞ひしに、京極さる腹あしき人にて、稻葉は我領の土産乞ひ受けて、奉行頭人に送らん苞苴の料にこそすれ、ごさんなれ、すべき樣こそあれとて、鰤百一一に首うち切て送てけり、紀通大に怒て京極が家人の此所通らん奴、打つて此恨晴さん者をと待ち居たるに、丹後の國の飛脚通りぬと聞て、急ぎ櫓に飛び上り、自ら鐵砲を放ちて打ちしに、京極が飛脚には中らで他國の飛脚なりけり、いとゞだに侍も民も恨み懼れて、あらぬこと云ひそめきし折柄なれば、此事夥しく言ひ罵りし程に、事隣國に傳へて、諸大名以の外に周章に及びしとなり、かくて紀通大坂に行き向て申披かんとせし時に、寄手既に近づきぬと、國中亂れ騷ぎし程に、此上は力なし我今何事を恨み參らせて、謀反を企つべきや、これ偏に近國の大名等が我が家亡さんが爲に、

かくは結構しけるとこそ覺ゆれ、とても遁れぬ者ゆゑに、耻がましき死をせんより、自害せんにはしかじとて、鐵砲の火藥まき散して死しなん後に、これに火付けて燒き立よとて自ら腹切つて失せぬ、火かの藥に移りしかど希有にして燃出でず、夫を自ら鐵砲にて腹うち貫きて死せしなど、世には言ひしと云々、又かく鐵砲の火藥火付けよと言ひし事は、此際に至りて家人等が振舞ひを憎しと思ふ事共ありければ、一度に皆燒殺さんが爲にやとも云ふなり、○紀通に男子二人あり、兄竹松と云ひしは四歳にて世を早うす、弟の大助と云ひしは襁褓の中にありしを、稻葉美濃守正則に召預けらる、誠は紀通が謀反跡方もなき空事なりしかば、明る二年の三月半、一族家人等を召されて彼の男が命助けられ、父が貲財悉くに賜る、同き四年五月疱瘡を煩ひ出し、六日四歳にて卒しけるこそ哀なれ、

● 德永

○石見入道壽昌は初め越前の守護柴田修理亮勝家が猶子伊賀守勝豐が家の老なり、(勝豐は勝家が甥にて養子たり)勝家勝豐年ごろ其間快からず、羽柴柴田の軍起るに及で、秀吉石見守等を召て其主人伊賀守が許に使として、味方に與みすべきよしを云ひ送らる、勝豐頓て養父勝家に背きて秀吉に心を通ず、天正十一年四月勝豐病甚しく醫療を加へんとて、おのが守る本山の要害を去て都に登る、石見守等勝豐が軍勢引具し秀吉の陣に馳せ加る、志津が嶽の合戰敗れて後、勝家終に亡びにけり、石見守この後秀吉の御家人になされ、入道ののち式部卿法印になされ、美濃國松木の城を領してけり、(二萬石又三萬石とも云)慶長五年の秋德川殿に隨て奥に向ふ、上方の軍起りぬと聞えて、東國下向の大名悉く德川殿小山の御陣に馳せ集り、福嶋左衞門大夫正則最初に御方に組し參らす可きよし申すにぞ、入道遙かの末座より進み出て、人その數にはあらねども入道も正則の議に同じく侍ると云ひしにぞ、人々皆一同に組みしてける、かくて先陣の人々と同じく海道を打て上り、おのが城に至て先づ同國高洲の城の仕人高木十郎左衞門尉が許に使を立て、(高木一萬石を領し二百餘人にて立籠れり)東國の味方に參るべき由を云はせければ、高木聞

て入道の御芳志悦び入りぬ、某わづかなる勢を以て此城に籠り、東國の多勢と戰はんこと叶ふべからず、さりながら原隱岐守、大坂の仰を承て某に力を合せんとて、太田中島に陣取りぬ、只此儘に降人に參らん事、彼が返り聞かんも餘りに穩便にや候べき、一攻せめて御覽あれとぞ答へける、入道聞て仰せ承りぬ、さらば入道その城に押寄せ、攻め厭みたる樣にて引返し、重て福島が加勢乞うて押寄せん時に、城をばさげて渡さるべうもや候ふ、互に放たん鐵砲に鉛彈をば込めて候べきとぞ約したる、入道古兵にて若し此事かねてより味方に知らせたらんには、敵の方に漏れ聞ゆる事もこそあれと思ひしかば、家子郎等にも深く隱し、八月十九日に追手搦手二手に分れて高洲の城に向ふ、入道味方に向て聊か思ふ所あれば、けふは遠攻にせんずるなり、敵うち出づる事ありとも、入道が下知なからんには、戰ひを決すべからずと掟す、早雄の若者共かほどの城攻め落さんに、何條遠攻にすと云ふ事やあるべき、たゞ平攻めに攻め破れと云ふまゝに、互に先を爭ひて進む、高木は追手の櫓に上つて、寄手の有樣かねての定に相違しぬと見て、誰かある敵のやう屹と見て來れと下知す、承りぬとて武者二騎打出づるを寄手馳せ合せて眞中に取込めて一騎を討つ　一騎深手おうて引返す、西の城戸に向ひたる寄手、既に城中に攻め入る、高木大音揚げて、につくし入道めにたばかられぬるこそ安からね、一人も洩さず討ち取れと云ふまゝに、矢頃は無碍に近かりけり、差詰め引詰め射る程に、矢庭に討たるゝもの少からず、城の兵切先を揃へて切て出づ、寄手散々に戰なつて引返す、入道大に怒て鞭鐙を合せ馳せ來り、敵味方を制し互に戰をぞ止めける、城中にも侍二十騎雜兵は四十餘人討れしかば、高木も今は是迄なりと川舟に取乘て落ち行けば、城をば入道取てけり、德川殿美濃國に攻め入らせ給ひしかば、入道市橋（下總守）横井兄弟等と（尾張の國の住人子孫今に尾張家にあり）多藝口に出で陣を取る、九月十六日昨日關が原の戰終りぬと聞て、德川殿に追附きまゐらせんと馬を馳す、討ち漏されたる敵、多羅尾山に分け入らんとするに、行き逢うて（長曾我部安國寺等）押寄せて戰ひ、武者二騎雜兵六十三人が首きつて、摺針峠に出向つて德川殿に見參す、此年十一月勸賞行はれて、高洲の城

に地餘多付けて賜はりぬ、二萬石加へられ五萬石餘を領す年積て六十四歳、同き十七年十二月十九日に卒してけり、其男左馬助藤原昌重、父に繼ぎ大坂前後の戰に從ひ首七十二切て參らす、元和五年諸國の大名に仰せ下されて、大坂の城修し築かれ、明れば六年功なりぬ、昌重も彼役に從ひて侍ひしが、彼處の商人訴へ申す旨あつて罪蒙り、子息下總守昌勝と共に流刑にぞ處せられける、

淫亂の事に依つて訟起りしと云ふ、精しき事をば知らず、左馬助死してのち慶安元年六月三日、大御所の御遠忌に依つて息男下總守召返されて、祿米二千俵を賜はり承應三年九月廿七日五十歳にして卒し、其子賴母父に繼ぎしなり、

●西　尾

○豐後守源光敎は出雲守信光が子にて、兵庫頭光秀が孫なりけり、兵庫頭光秀本國は三河の者、美濃國に移り隣境を打從へて終に曾根の城に住す男子なかりしに依て、外孫なれば丹波國の住人籾井越後守藤原光長が男に家ゆづる出雲守信光是なり、光敎父に繼いて當國の守護齋藤山城守利三に仕へ、齋藤が家亡びて後、織田殿に從ひて、また豐臣家に仕ふ、系譜に出づ

或記に光敎が祖父兵庫頭光秀、元は丹波國の守護波多野が被官にて、元籾井と名のれり、光秀本國を去て三河國西尾に住しければ、西尾とは名のれるなり、其子信光美濃國野口に徙りて光敎が時に至る、光敎揖斐の城に移る、初は西尾小六郎と申て野口三千貫の地を領す、氏家常陸介入道卜全が被官たり、氏家織田殿に隨ひしに依て、小六郎も信長に仕て與三左衞門と申す、信長より恩蒙りて二萬石の地賜ひしといふ、按ずるに中頃稻葉彥六郎貞通曾根の城に在て曾根の侍從と云ひき、其頃は光敎曾根の城には在るまじ、野口を領せしなるべし系譜の記す所に異なり、不審、

慶長五年の秋東西の軍一時に起る、光敎初より德川殿に從つて東國に在り、關東の御方として急ぎ本國に馳せ歸り、おのが城に籠る大坂の奉行等使を立てて味方仕るべき由を云はせけれども、光敎更に隨はず、安からぬ事なりとて、都に在りし光敎が妻を取て質とせんとす、此妻近衞殿に常に參る者なれば、彼御所に深く隱させ給ひしに依て、希有にして逃れ

ぬ、かくて光敎遠藤金森等と郡上の城を攻む、德川殿美濃の國に攻め入り給ひしのち、光敎仰を承て大柿の城に向ふ、九月十五日の朝安八郡須賀村の侍、（久瀬助兵衛といひし者なり）光敎が陣に來て昨夕石田等大柿を去て、城には僅の兵を留め置き候ひぬ、一攻せめて御覽あるべうもや候と申す、光敎大に悅んで、水野六左衛門尉勝成に謀し合て、おのが曾根の陣を打立ち大柿に向ふ、味方の人々互に先を爭て進む、光敎が勢既に追手を攻め破らんとせし所に、敵散々に防ぎ戰ひし程に、寄手うたれ手負ふ者少からず、其夜は城の邊に陣取つて明るを待つ、勝成謀を運し城中に籠つたる相良秋月高橋等心變りしてければ、城の大將等討たれて城遂に落ちぬ、同十一月光敎勳功の賞賜る（一萬石を加へ給て三萬石を領せし也）大坂前後の戰に從ひ首きつて獻る、明れば元和二年十一月十九日七十三歲にて卒す、息男信濃守敎次年廿一歲にして慶長十三年五月六日父に先立ち世を早うしぬ、外孫養うて世嗣とす、出雲守嘉敎外祖光敎が家繼いで（實父誰にや未だ知らず）元和九年四月二日三十四歲にして世を早うす、世嗣なければ家絕えたり、（初め光敎が質として關東に參らせたる主水氏敎といふあり光敎が卒せし時所領分つて五千石を與ふ氏敎が後相續て家をつぐ）

●古田

○兵部少輔藤原重勝は（一說に信勝）吉左衛門尉某が嫡男なり、吉左衛門尉、羽柴殿の侍大將にて播磨の國三木の城を攻て討死す、二人の男子あり嫡男は兵部少輔重勝、二男は大膳亮重治といふ、重勝伊勢の國松坂の城を領しけり、（三萬七千石○天正十八年の後なるべし）太閤薨じ給ひて後慶長五年の秋重勝、德川殿に隨て奥に向ふ、おのが城には家の子同助左衛門尉を留め置く、上方又軍起りて石田治部少輔三成、助左衛門尉が許に使立て、松坂の城を取らんとす、助左衛門尉これに隨はず、重勝程なく馳せ上り都各其勢千二百人おのが城に立籠り、軍兵少々引分て安濃津の城に差向け富田信濃守知高を援く、（侍十八騎足輕百人を差向くといふ）去程に鍋島信濃守勝茂一萬餘騎を引具して松坂の城に押寄す、此城元より究竟の要害、容易く攻め落さるべうも見えず、又勝茂が父加賀守直茂が許より使來て、勝茂を堅く制しければ只遠攻にして日數を送る、關が原の味方敗ると聞えて、寄手終に引返しぬれば、重勝遂に城を落されず、此年十一月德川殿、重勝が功を賞せられて、所

領地加へ賜る、二萬三千石加へられて六萬石を領すといふ一說に五萬四千石といふ同き十一年重勝四十七歲にして卒す、息男僅に三歲なりしかば、舍弟大膳亮重治一說に重勝に兄が所領賜て兵部少輔になさる、重治畏り承て兄が孤子の候なる、彼が成人に及ばん頃かの父が官なれば彼にこそ兵部少輔をば望ませ侍るべきにて候へと辭し申す、大御所聞召し、あつぱれ今の世には類ひ少き人なれど感じ給ふ事大方ならず、大坂前後の戰に隨ひ首六十一切つて獻る、元和五年の秋石見の國濱田の城を賜て移る、五萬四千石餘といふ明れば六年舍弟重勝が息男、やう／＼成人に及びぬと申して、所領ゆづり兵部少輔を望み申し、おのれは常に關東に伺候す、

松倉豐後守これを見て、大膳亮年ごろ身煩はしければ、家讓りて心靜かに世を過しなんと思ひしに、今又常に關東に伺候し夙夜の勞に怠らず、されば世を厭ひしにはあらざりけり、此時に至て重治が讓りの心いよ／＼顯れて有難き人なりと云ひけり、世の人松倉が評をも感ぜしとなり、重治が卒せし年月いまだ知らず、

○兵部少輔重恒は故兵部少輔重勝が男、叔父大膳亮重治が家ゆづられ、慶安元年六月十六日に卒して、世嗣なければ家絕えたり

世に傳ふるは重恒天性我儘なる人にて世に立交らふことを嫌ひて、身の煩ひありと稱して年頃引籠りて、家子郞從等を見ることもなし、山田十右衞門成高といふ者、一人のみぞ常に側に候ひける、これは元石見の國の土民の子なりしを童なりし時、重恒其色にめでゝ、寵愛し終に祿千石を與へて家の事を執り行ふにも彼をして舊き家の老などいふ者にも我命を傳へさせてけり、さる程に重恒が籠り居りし後は、宗徒の家子郞從等も日々に此山田に逢うてこそ、主人の煩の樣をも問てけれ、或時山田が家に宗徒の者共呼び集て、さても我が君年ごろ御心濫りがはしく見えさせ給ひし程に、人々に深く隱しまゐらせて、只何となく御見參なき樣に計らひて候ひしが、けうは故殿より傳はらせ給ふ御寶物共、悉く取り出し給ひて某を召され、大きなる鐵鎚を以て皆打碎けと仰せらる、某も大に驚き色々に取止め申しければ、さらば今日はかくてもありなん、あすは必仰に從ふべしと仰ありて罷出てぬ、

此定にては翌は必碎れんに、今は某一人が力にて止め參らせんこと叶ふべからず、年頃とかく包み侍れども、此事又大事に及び侍れば力なくかたがたに漏し侍りて、御意見の程を承るにて候ふは如何にと云ふ、宗徒の輩これを聞て大に驚き、さては年ごろ違例し給ふと承りしは、よのつねの事にはあらざりけり、久しく見參に入らざりしを皆人怪み思ひしが、さてはおことが計ひにて我々にも深く包みし事こそ返す〴〵も神妙なれ、此上も尙我々心を一つにして、御家の絶え給はざらん樣をこそ謀るべけれ、且かの御寶物共と申すは、故太閤の賜りし物共多かりき、大御所を始め奉り當代にも御覽の物共少からず、然るを今忽に失せはてなんこと然るべからず、とにもかくにも、おことが計らひにこそあるべけれと云ふ、山田聞いて、されば彼御寶共は、さる故ありと承り傳へて侍れば、某も既に大事の事とは思ひなして侍りぬ、けふは止め參らせ候ひき、此後止め參らせんこと、某が力に及ぶべしとも覺えず、一つは年頃の御有樣をも見せ參らせんがため、一つは彼御寶物共の事をも諫め止め給はんがため、かた〴〵推參し給ひて某に力を合せ給ふべうもや候と云ふ、いかさまにも御有樣を見まゐらせたき事にこそあれ、おことが能く執し申さんには、我々いかにも推參せんこと、元より願ふ所なりと云ふ、さらば明日は必人人參らせ給へと約束して歸してけり、明る晨山田は重恒の前に參りて、君はいまだ知召されずや、此三年がほど籠り居させ給ふ事、かくては御家亡びんこと遠きにある可らず、詮ずる所君をば押込參らせ、將軍家に申し乞て、御一族の中を擇びて御世嗣にし參らせんと、宗徒の者共を始めて御家人等悉くに議定し、けふの晝は君を、とりこにし參らせんと仕り候は、如何にと申しければ、重恒大に驚き怒つて、さて汝は如何にや思ふと問ふ、山田承りて近く候ふ者共に仰て、宗徒の輩をだに誅せられんには、殘る所の御家人等は、いかで背き參らすべきと云ふ、重恒聞ていみじう謀つたる者かな、さらば汝よきに謀れとて、若侍共こゝかしこに立ち忍ばせ、宗徒の輩が參るを今や〴〵と待居たり、山田侍所に走り出でおとな共に向て時

既に至りぬ、はやとく參り給へと云捨て奥に入る、心得はべりぬといふ程こそあれ、家の子古田左京まづ座を立て參る、待ち設けたる若侍共、仰なりといふ儘に、袈裟がけに切て斃しければ、何者なるぞ狼藉すなといふ所を、眞中に取込めて、おとなども二人までこそ、切たりけれ、西林外記一人脇差を拔き合せ、二人切て捨て四人に手負せ、我身も數多疵かふむり、からうじて遁れ出づ、かくて重恒は家の老共が反逆の事ありて、三人を誅し訖んぬと披露す、西林外記もありし事共、一々に執政の人々に就て申す、幾程なくて重恒卒し子なければ家絶えぬ、實は自害しぬるにや、山田が斯く計ひしは重恒が身死しなん後は、おのれ必殉死せんことを恐れて、いかにもして家亡びたらん後は、死せずともありなましと思ひしに依つてなりといふ事を或る雜記に玄るし置きぬ、此事誠しからぬ事に覺ゆれども、既に世に傳ふる所なれば今爰にも註しおきぬ、

●古田

○織部正藤原重勝は、豐臣太閤の御家人たり、重勝又は重能とも重然とも記せり、或記に父は主膳正重定と云つて、太閤に仕へて三千石を領したり、元は勘阿彌と云ひし童坊なり、茶の事すきて太閤のきりものにてありしが、かくて身を起し太閤薨じ給ひしあくる日、俄に死せしなり、兵部少輔重勝が一族たりといふ、其系圖を見ねば詳なる事を知らず、

若き時より茶の事を好きて千利休居士が門弟にして此事を好きし人々は、重勝を以て一世の宗とす、此程は此事の師範する人をば和尚と稱す、この人利休が高弟にて時の和尚にてありけり

關が原の戰に東國の味方してければ、賞行はれて所領餘多加へらる、一萬石を領す元和元年の夏の初大坂の兵再び起る兩御所程なく都に入らせ給ひ、五月二日大坂に向はせ給ふべしと聞ゆ、かゝる處に四月廿六日重勝が婿鈴木左馬助、近江國の御代官也日岡の邊にて兄の敵討つて三井寺に遁れ去る戸田八郎右衞門といふ者を討ちしなり彼の鈴木が下人からめ取て、其下人に持せし調度中を見るに、大坂の牒狀あり、挾箱といふ者の中より出たり京職其牒狀を奉る、重勝

が近く召仕ふもの（木村宗喜といふ茶道なり）鈴木に組せし由、彼狀に見えてければ、急ぎ其餘黨廿餘人を搦め取て糺問するに、織部正重勝大坂に謀を合せ、兩御所都を立たせ給ひし御跡にて、主上を取り參らせ二條の城を襲ひ取て、洛中悉く燒き拂ふべき謀、一々に顯はれたり、先づ重勝をば鳥居土佐守成次に召預られ、重勝が從者を初め廿餘人の凶徒等を禁獄せられて後、五月五日兩御所大坂に向はせ給ひ、同七日大坂の戰事終る、同六月十一日織部正重勝其男山城守某、父子二人切腹、其餘黨悉く誅せられてけり、

織部正は古き玩器の全きをば、餘りに思ふ所なしとて好まず、されば、書畫やうの物をも、かしこを切りこゝを斷ち、凡の茶具をも多くは損ひ毀りて、又補ひ綴りてぞ用ゐける、世の人皆興ある事に思ひ學びて、世に全き者のなからんとす、松平伊豆守信綱の實父大河内金兵衛久綱、常にかたへの人に言ひしは、必禍ひに罹りて死すべき者なりといひき、其後この人罪蒙りて誅せられしかば、人人大に驚き如何で兼てより斯くは相知れるぞと久綱に問ふに、古の寶器と聞えしも、世々の亂に失せて今ある所の物は、皆神佛の護持してこそ、かく世には殘るらめ、それにおのれ一人の好に隨ひて、損ひ破ること必鬼神の惜む所にやあるべき、さらば其人も又身を全くして終る事を得べからずと思ひきと言ひしとなり、さる名言たるよし、ふるき人の物語りを承りき、此事萬にわたり心得あるべき事にや、

●山崎

○左馬允源家盛は宇多天皇の御裔、佐々木源三秀義には孫、源四郎大夫家行が子、山崎六郎憲家が後胤志摩守片家が男也、初め憲家鎌倉の右大將家に仕へ、近江國犬上郡山崎の地頭になされ、又田中入道阿西とも申けり、此後子孫相繼で山崎の城に在て、當國の守護佐々木が家の被官とぞなりてける、志摩守片家が時、一族後藤但馬守、主の佐々木右衞門督義弼が爲に殺さる、片家是を恨でおのが城に立籠る、かゝる所に織田殿、當國に向ひ給ふと聞えければ、頓て信長の御方にこそ參りてけれ、左馬允家盛父に繼ぎ、信長秀吉に仕へ參らせて攝津の國三田の城を賜て移

る、二萬石慶長五年東西の軍一時に起りし時、其身は大坂に在りながら、東國の御方たるに依て、其賞として備中の國成羽の城を賜る、三萬石一說に四萬石餘と云或人の語りしは、家盛が妻は池田紀伊守入道勝入が娘にして、參議輝政の妹たり、この妻極てみめわろく、手足さへふつゝかに、力は普通の人には遙に超えたりけり、されば年ごろ夫婦の間も睦からず、されど怨むる氣色もなし、大坂の奉行等が軍起りし時、輝政は東國の御供にて北の方は大坂にまします、此北方と申すは德川殿の御娘にて、家盛が妻の爲には兄娵にてわたらせ給ふ、家盛大坂に留められ、中の渡の新關を守りしかど、元より東國に心を寄せければ、とかく謀りて輝政の北の方を盜み出して、おのが妾と其腹に設けし子をば、後には甲斐守と云おのが三田の城に落す、是は奉行等が輝政の北方を取り參らせ質にせんずるには、親戚のよしみに附けて、如何にも歎き、叶はぬ際には、自ら腹切らんと思ひ定めしが故なりけり、かゝる所に細川が人質を取損じて後は、東國に下りし人人の質乞ふには及ばず、大坂に在合ふ人々の質、參らせよとありしかば、家盛は妻を參らせんとするに、妻は夫に近づきて無手と捕へ、護刀を引拔て心元に差當て、古より女の夫の身に代りしため し珍しからず、されば如何に年ごろ情なうましますとも、夫となし妻とならんからに、御身に代りぬべき人なからんには、仰にこそ任せ申さめ、是はそれにも侍らず、まづわらはが兄娵にて侍ふ人をば、內府の姬君なればとて、自らの命捨てゝ盜み出し參らせ、又いとほしと思ひ給ふ人に、幼き人つけて、是も同じく落し、命に代へん料に、わらは止め置きて人々の手にわたれと承るは、餘りに恨めしき御計らひにも侍るかな、わらはつれなき人の爲に命うしなはんとも覺えず、猶もわらはに參れとや思し給ふならば、わらはも亦思ふ所あり、いかにやいかにと云はれて、家盛大に恐れ宣ふ所ことわりにこそ侍れ、我が過ちをば免し給へ、此上は如何で參らせ侍るべきと云ふ、さらばあやまらせ給ふとの言葉の末、いつはらぬよし誓ひ給ひなんやと、神に佛に掛けて誓はせて、年ごろ怨み思ひ參らせぬにはあらねど、色に出しても見せ

參らせざりき、今はかく顯して言ひ出でなん後、再びまみえ參らせんとも思はずとて、供する女二三人召具し、傳馬かりて打乘り三河の國さして兄輝政の城に下り、やがて尼になりて天久院と云ふ其後この人の住ける所に、夜ふけて盜人四五十人が程打入たるに、天久院大薙刀提げて走り向ひ、手元に進む者三人なぎ倒し、殘る奴原さんぐ\に手負せて追ひ拂ふ、さる人の娘なれば、心も剛に理にも長じたる人なりと云ふ、實事なるにや

家盛四十八歳にて慶長十九年十月八日に卒す、子息甲斐守家治つぐ、大坂前後の戰に隨て首切て參らす、寛永十五年肥後國天草郡賜て移る、（三萬七千石一說四萬石）家治城を修し築て本城既に作り出せしに、同き十八年讃岐國丸龜の地賜り、（五萬石）新に城を構て移り、慶安元年三月十七日五十五歳にして卒す、嫡子志摩守俊家つぎ慶安四年十月廿六日三十五歳にして卒し、其子虎之助治賴繼ぐ、（四萬五千石）叔父勘解由豐家に所領分ち賜ふ、（五千石〇治賴が後見せよと仰せ下されしなり）治賴わづか八歳にて、明曆三年三月六日に世を早うし世嗣なければ家絕えぬ、

●本多

〇因幡守源俊政は太郎左衛門尉某が男也、（太郎左衛門尉も後ば因幡守に任す名は政武と言ひしとなり其系譜を見れば覺束なし）初め太郎左衛門尉、大和大納言家の老として、（是れ秀吉の御弟秀長卿の事なり）大和國高取の城を領す、（二萬五千石のよし大和記に出づ城主譜等に三萬石とあるは非なり）文祿四年中納言秀俊（秀長の男）失せ給ひし後、太閤の御家人と成てけり、慶長五年の夏因幡守俊政、德川殿に從て奥に向ふ、同き七月大坂の軍起ると聞え、東國の御方として海道の先陣打て戰ふ、大坂の奉行等高取の城を取らんとす、本多が跡に留め置きし家子郎從等、城中に立籠つて敢て渡さず、程なく上方の軍敗れしかば、遂に城をば落されず、其子左京利長父に繼ぎ、大坂前後の戰に大和路より馳せ向ひ、元和元年五月六日道明寺に戰ひ、明れば七日の戰に首四十三切つて獻る、其後敍爵して因幡守になされ、寛永の末に至て卒す、世嗣なければ家絕えたり（寛永十七八年の頃ほひに卒したりといふ年月いまだ詳ならず此人板倉周防守重宗が婿たりしに息男なくて家絕えぬ）

●松下

○右兵衛佐源吉綱は近江國の源氏、佐々木源三義秀が末孫なり、（四郎高綱が後といふ）吉綱が父加兵衛尉之綱、遠江の國頭陀寺の城に住す、豊臣太閤初めはこの之綱が家の奴にてぞましまし〳〵ける、其後天下の事知召されしに至て之綱既に死す、子息吉綱を召出されて御相伴衆になされ、（一萬石を賜はりて頭陀寺を領すと云）慶長五年の夏東西の軍一時に起る、吉綱東國の御方として、海道の先陣にて美濃の國に戰て勸賞を蒙る、（駿河國久野の城賜て一萬六千石を領すといふ）

○按ずるに創業記に慶長十一年の春、榊原式部少輔康政が兄七郎右衛門尉清政を御家人になされて駿河の國久野の城に在らしむと云々、清政の系譜には十二年二月大御所の仰せ蒙つて久野の城にありと云々、此年大御所駿河の國府を御座所となされて經營の事あり、然れば當國の人々此年悉く外に移されしなるべし、この後吉綱いづれの地を賜ひしにや詳かに知れず、又卒せし年月いまだ知らず、

子息石見守重綱父に繼ぐ、大坂前後の戰に隨ひ首きつて獻り、元和年中恩加へられて下野國烏山の城を賜る、（二萬石を領す○城主譜に元和九年に賜ふといふ今迄はいづれの地領せしにや定かならず）寛永四年二月十日陸奥二本松の城賜て、加藤左馬助嘉明が手に屬せらる、

嘉明此時會津の地を賜はる、嘉明は重綱が舅なればなり、重綱五萬石を領す、○一説に元和の初め重綱烏山を賜ひ同き九年に二本松の城に移り嘉明が會津に移りしに因つて其旗下になされしとも云ふ、

此年重綱卒して其男石見守長綱繼ぐ、（童名左助）明れば五年同國三春の城に移る、（三萬石）

幼かりしに依て所領減ぜらるとも、又家人等が訴起りし故ともいふ、

正保元年狂氣して失せければ家たえぬ

長綱は松平土佐守が婿なり程經てのち長綱が男嘉兵衛、御家人になされて祿米三千俵を賜ふ、

●高　橋

右近將監大藏元種は、足利殿の初め鎮西に居ゑ置かれし撿斷職の其一人高橋光種が末流、實は秋月長門守種實が男なりけり、光種が七代の孫長種死して世嗣なく、家絕えなんとせしに及んで、高橋が家子郎

從等、大友左衛門督義鎭が一族乞て家繼がせんとす、永祿二年四月義鎭、一族一萬田左京大夫が二男して高橋が跡繼がせ、三河守鑑種と名のらせ彼が家の傳領なれば、岩屋寶滿の城は云ふに及ばず、二千餘町の地附けて筑前の國十五郡の事を沙汰せしむ、その後義鎭入道宗麟、鑑種が兄一萬田が妻の色に愛で、一萬田罪ありとて誅しつゝ、妻をば奪ひ取つてけり、鑑種これを深く恨んで、秋月筑紫星野等の國人語らひて大友に背き、永祿十年の六月寶滿の城に引籠り、安藝の毛利に謀を通じて、當國既に悉く亂る、宗麟安からぬ事なりとて、臼杵戸次を先として、宗徒の侍大將に軍勢餘多附けて筑前國に差向く、寄手まづ岩屋の城を攻め落して寶滿に押寄す、この山九國第一の切所にて究竟の城廓、速かに落さんこと難しとて、此處彼處に陣取つて遠攻にこそしたりけれ、同き十二年五月多々良濱の合戰、毛利が軍勢大友に負けて、山陽道に引き返すと聞えしかば、此程毛利に與みせし豐前筑前の國人等、皆兜を脫ぎ弓の絃をはづして大友が陣に馳せ參る、一萬田が一族さま〴〵歎き申せしに依て、鑑種も罪ゆるされ高橋が傳領悉くに奪はれ、豐前の國企救一郡を賜つて小倉の城に移さる、（一に曰く香春の城）鑑種やがて入道して宗專と號す宗專入道が老北原伊賀守鎭久、主を恨むる事あつて豐後の國府に來りて、大友の一族を乞うて再び高橋が家を興さんと望む、宗麟大に歡んで一族吉弘左近大夫鑑理が弟に、高橋の本領寶滿岩屋等の城々に、當國御笠郡附けて賜り、高橋主膳兵衛鎭種と名のらす、（是れ高橋紹運入道が事なり）此年元龜元年高橋が家二つに分れて、兩高橋とは申けり、宗專入道また此事を恨み、大友と間快からず、家繼くべき子なければ、秋月長門守種實が二男養つて九郎元種と名付て、おのが家つがす、これ右近將監が事なりけり、九郎元種、舍兄秋月種長と同く薩摩の嶋津に隨て、大友と戰ふこと年を經て、天正十五年豐臣關白筑紫に向ひ給ひし時、降人になつて參りければ、日向國宮崎の地下し賜ひぬ、（五萬石）朝鮮の軍起てのち、彼國に押渡つて戰ふ事凡七箇年從五位下右近將監になさる太閤薨じ給ひて後、慶長五年の秋東西の軍一時に起る、右近將監元種、相良秋月の人々と同じく大坂の催促に隨ひ、東山道に向ふ、美濃國大柿の城に籠つて秋月相良と相謀り、大

坂の軍奉行等が首きつて垣見和泉守熊谷内藏允徳川殿に參らす、か、りける所に伊東促理大夫祐慶、日向國飫肥を領す東國の御方として軍勢を差向け、高橋が城に押よせ、十月二日宮崎を攻め落す、元種既に降人になつて、垣見熊谷等が首切て參らせしかば、罪免されて本領を安堵す、同き十八年十月八日富田信濃守知信罪ありて流さる、右近將監元種、知信が緣坐によつて所領沒收せられ、立花左近將監宗茂に召預られ、高橋の一流終に絕えてけり、

●關。

○長門守平一政は太政入道清盛が嫡男、小松內府重盛の二男、新三位中將資盛の末葉なり、初め資盛十三歲にして殿下乘合の事に依て、父の不興を蒙り、伊勢國鈴鹿郡久我といふ所に追下され、十八歲の頃までおはせしが、此所にて一人の男子を設けられ、盛國とぞ申ける、其後源氏の世となりても盛國いまだ幼なければ北條時政にぞ預けらる、盛國成人の後二人の男あり、兄は關左近大夫將監實忠、伊勢の國鈴鹿郡關谷の地頭職を賜り、鎌倉に住して北條家に屬す、弟は長崎三郎左衞門尉盛綱、北條が家の執事として、それが子孫世々關東に勢ありしかば、關が子孫も關東に伺公す、元弘の頃相模入道高時が一族亡びし時、實忠が六代の孫關四郎、伊勢の國に歸りて關谷に忍び住む、此所の地下人等、昔の好み忘れかねて主君とぞ仰ぎける、其後足利殿の御家人に召さる、四郎數多の男子あり、嫡子は當國神戶に住し二男は國府にあり、其餘龜山鹿伏兎嶺等に住す、仁木義長謀反の時、關が兄弟將軍家の御方たるに依て、鈴鹿河曲等の郡にして、各勳功の賞賜る是等が子孫當國に繁昌す、中にも北方三人と聞えし關は、當流の嫡家として鈴鹿郡龜山に住し、神戶は河曲郡にあり嶺また鈴鹿郡に在り、皆足利殿の御家人たり、關下總守が男安藝守盛信が時に至て、一族神戶藏人大夫世嗣なく、盛信が二男養て家繼がせんと約束す、か、る所に織田殿、三男三七信孝して神戶が家つがせ、神戶夫婦を召捕て、近江國の住人蒲生左兵衞大夫賢秀に預けらる、幾程なくて關も信孝に無禮あらはすのみならず、昔佐々木の六角と心を合せ、信長に背きし事ありとて、是も蒲生に預けらる、盛信頓

て入道して萬鐵齋と號す、天正十年の春信長、三七信孝を大將軍として、四國の地に差向けらる、此時に至て安藝入道は、さる古兵なればとて召出され、三七殿に附けられて、本領龜山の城を賜りたり、入道二人の男子あり、嫡子は癈人なれば法師にせんとて、幼より比叡山に登す、二男は勝藏と名のつて、此程は柴田（勝家）を頼んで越前の國に在り、入道本領に歸りしのち、年頃の家子郎從召集めて、二人の子いづれをか世嗣にせんと問ふ、多くは嫡男既に御出家あれば、二男勝藏殿御世嗣に立られんこと勿論に候といふ、羽赤藏左衞門尉ばかりぞ比叡山に渡り給ふ御事は、御嫡子にてまします、還俗なさせ參らせて家督にせさせ給はんに、何條の事か有るべきと申しける、入道この議に同じて頓て山より呼下し、男になし右兵衞佐一政と名のらせて、蒲生左兵衞大夫賢秀が婿にこそなしてけれ、三七殿失せ給ひしのち、右兵衞佐北畠殿に組みしければ、秀吉にも見參あるべしとて都に登る、かゝる所に初め二男に家繼がせんと詮議せし關が郎等四十三人、心を合せ瀧川左近將監一益を語て、二男を主になし立てんと、一益を呼び迎て龜山の城に立籠る、萬鐵齋入道父子都に上るに及ばず、路次より近江の國に趣き蒲生を頼み秀吉の加勢乞て、龜山の城を攻め落す、秀吉城をば賢秀が男忠三郎氏鄕に賜ふ、氏鄕畏て累代傳領の地失はしむる事不便なり、哀れ右兵衞佐に返し給はらばやと望みしかば、さらば汝の望に任せよとて、關にぞ下し給ひける、此年氏鄕敍爵して飛驒守になる、明れば天正十二年秀吉氏鄕に伊勢松が島の地を賜ひ、關（右兵衞佐）田丸（中務少輔）は蒲生が所緣の者なりとて、其手にぞ屬せらる、同き十八年氏鄕奧州の守護になされ、會津の地に移る、關田丸同じく移り右兵衞佐一政白川の城を領し、（四萬八千石）従五位下長門守になさる、文祿四年の春氏鄕卒し、慶長三年の春氏鄕の男藤三郎秀行、下野國宇都宮の城に移さる、關田丸は太閤家に召し歸され、二人同じく信濃國にして所領賜る（關は飯山の城田丸は川中島の城を給ひしなり）當國は寒氣殊に甚しとて二人共に嫌ひ申ければ太閤薨じ給ひしのち、同き四年の春德川殿の御計らひとして、二人又同じく美濃國にして所領賜ひ、關は當國土岐の地を領してけり、

是はむかし信長討れ給ひし時に、德川殿和泉の國

より伊賀伊勢にかゝつて、三河の國に歸り給ひしに、二人共に奉公の者なりし故とぞ聞えける、明れば五年の秋東西一時に軍起る、關は東國に心を通しけれども、いまだ籠るべき城をも搆へず、勢の程は無勢なり、力なく大坂の催促に隨ひ、當國の人人と尾張犬山の城に籠り、大久保相模守忠隣本多中務少輔忠勝が許に使立てゝ、御勢攻め上らんを待て御方に馳せ加るべきの由を東國に申す、德川殿向はせ給ひし時急ぎ御陣に馳せ參り、關が原に戰ふ、其賞行はれて累代の本領龜山の城をぞ賜りける、（二萬石）田丸は西に組みしければ家亡びぬ同き十五年七月十九日一政恩加へられて伯耆の國黑坂の城賜ひて移る、（五萬石）大坂前後の戰に隨ひ首二十を切て獻る、程なく一政卒し世嗣なく、關が嫡流絕えてけり、（卒せし年月いまだ聞かず元和三年の頃にや）

一政が舍弟勝藏が男十兵衞尉が子兵部少輔氏盛に五千石給つて一政が跡となさる、其子左門なり、

杉原

○伯耆守平長房は平將軍貞盛十代の孫伯耆守光平が後胤なり、長房が祖父十郎兵衞尉家利が祖父の世より、尾張の國の住人とは成てけり、家利一男二女を設く嫡男七郎左衞門尉家次は、伯耆守長房が父なりけり、姉は淺野又右衞門尉長勝が妻、（一說に妹なりといふ長勝は彈正大弼長政が父なりけり）妹は杉原入道道松が妻にて、豐臣太閤家政所の御母公なり、家次所緣に就て秀吉の家に親しかりしかば彼家に仕へて天正十一年九月九日五十四歲にて死す、

一說に家次丹波國福知山二萬石を領し、天正十一年近江國坂本の城に移り、京都の所司代して、同十二月九日に死す、五十七歲なりと兩說なり、

其子長房は政所の御外從弟なりしかば、次第に身を起して、但馬の國豐岡の地を領す、（三萬石また二萬八千石ともいふ）

一說に長房十三歲にて、播磨の西代尻池といふ所を賜ひ、十六歲にて敘爵し、豐後の臼杵但馬の豐岡播磨の三木の城等を賜り、移りて父が家を繼ぐと云ふ、

慶長五年の秋東西の軍一時に起り、但馬の國の人々は丹後の國に向ふ、（細川が領なり）長房も其催促に隨ひて寄手にぞ候ひける、關が原の戰終てのち、天下悉く德川

殿に從ひまゐらす、長房元より、東國に心を通じければ本領を安堵す、

政所の御所緣の人にて淺野長政が婿たりし故にや一說に明る慶長六年、常陸國新治郡小栗の庄五千石を加へ賜ふと云ふ、又其後豐後國杵築の城を賜りしとも云ふ、悉しき事いまだ聞かず、

大坂の軍に從ひ首十九きつて獻る、五十六歲にして寬永六年二月四日に卒す、男伯耆守重長父に繼ぎ寬永七年に敍爵す、（初名は吉兵衛）正保元年十月三日に卒して子なければ、竹中左京亮重常が男は、外甥なるに因つて世嗣として、帶刀重元と申す、承應二年十月十四日重元十七歲にて、世を早うし世嗣なければ家絕えたり、

前田

○主膳正菅原宗利（校本改茂勝）は德善院玄以法印が男なり

前田は利仁將軍の後胤、鎌倉の時六波羅の沙汰人齋藤伊豫入道玄基が末流にて、藤氏たるにやと云ふ、されど武家補任を見るに此別れ菅原のよし見えたればそれに從ふ、

法印初め山法師にて候ひしが、三位中將平信忠卿に召仕はれ、双なききり者にて候ひけり、三位中將殿明智がために失はれ給ふ時、玄以を召し汝いかにもして此所を遁れ出で、三法師をよきに守り育て、父祖の仇を報せしめよ、信忠に從ひて討死したらんには、功は百倍すべき者をと、御跡の事共仰せ置れて、安土の城に歸されたり、此人元より止觀の窓に入て圓頓の敎に從ひ、殊に當時有職の聞えありしかば、豐臣太閤天下知召されし初め、彼家の奉行五人の上首として、丹波の國八上の城を賜る、（五萬石）慶長五年の秋東西の軍一時に起る、岐阜中納言秀信、（則ち三法師なり）石田治部少輔三成に組して、德川殿に背き申されんと聞ゆ、玄以大に驚きて、織田殿の御子孫に於て縱令幾世を經させ給ふとも、德川殿の御家に向ひて、いかで御後めたき事や候べき、すべからく早く東國の御方として、御家の安否を、德川殿と共にせさせ給ふべき所なりと諫めけれども、秀信終に隨はず、玄以が男主膳正宗利は大坂の催促に隨ひ、丹波但馬の人人と同じく丹後の國に向つて細川が城を攻む、關が原の軍終て後、別の義を以て宗利本領を安堵す、中

納言秀信は美濃國岐阜の城に立籠つて、東國の先陣に城落され、降人になつて出でらる是も命を助けられ高野の方に趣きて、程なく世を早うし給へば、織田殿の嫡流は絶えてけり、同き十三年六月宗利忽に心狂し、宗徒の家人等を切て捨て、洛中洛外を物に狂うて廻る程に、近江の國水口の邊にて人の爲に打擲せられ、打臥して更に人心地もなし、家人等尋ね求めて伏見の家に連れ行きて、一間なる所に入れ置く、かくてぞ所領は召放さる

武家補任を按ずるに、前田安藝守直勝は德善院が孫のよし見えたり、直勝が父をば半右衞門尉と云ひしとなり、半右衞門尉又は半十郎とも見えたり、

●松倉

○豐後守藤原重政は彌七郎秀政が嫡子也松倉が先祖は越中の國の住人にて、嘉吉年中大和國に來て、添上郡橋田といふ所にあり、其後筒井が家に仕ふ、順慶が時に當つて、秀政彼の家人の隨一にて武勇の名譽、當世に聞えてけり、仕丁記に見えし所なり

秀政が弟權左衞門尉、右近入道西安齋等、幷に筒井宗徒の侍なり、其後筒井が家亡びてのち、德川殿に仕へて和州五條村二箕村を新城として一萬石を領す、或説に重政の曾祖父式部廣次といふは、三千石計りの地を領したり、其子左馬助某其子右近大夫信重といふ、重政は信重が子なり、筒井順慶が世嗣伊賀守定次伊賀國に移されし時、右近大夫當國名張郡五千石の地を領しきといふ、此説心得られず、多門院日記に天正十一年十一月廿九日、筒井等の大名を召し定む凡十一人、其中松倉彌八郎同彌二郎等を載せて是則ち羽柴筑州の異見たり、各々大坂に越し禮を申す、松倉彌八郎は越智三千石を與ふと見えたり、右近大夫が事は見えず、又一説に重政初め吉野郡五條二箕の城に在りといふ、又一説に重政いまだ九一郎と申せしより、豐臣家に仕はれ初め二千石を賜ひ、其後三千石を加へられしといふ、其説各同じからず、されど多門院日記仕丁記等の如きは、當時其國の實記なり、其餘の説の如き註するに足るべからず、

慶長五年の秋東西の軍起りし時、豐後守重政關東に馳せ下り、又德川殿の御供して馳せ上る、

世に傳ふる所は大坂の軍起りし初、まづ軍勢を分ちて丹後の國に差向け、細川が城を攻めよとて七月廿日丹波但馬の人々、大坂を打立つ重政も寄手の中に駈り催されしが、此日亡父が忌日なればとて、僧だち家に招請し佛事作善し果て後、夜もすがら酒打のみ、醉臥して日一日を隔て、起き出で、後に大に驚く、石田治部少輔三成が家の老島左近は、父が古き傍輩なり、又妻の父なれば彼が許に行き向ひ、かくても猶丹後の國にや向ふ、又重て御下知を承て東國にや向ふべきと、三成が旨をぞ稟けたる、當時軍起りし初にて島も其事となく取紛れて、日數經る程に、重政大に怒て、さらば關東の味方にこそ參らめとて、郎等田中藤兵衛尉召具して、東國に馳せ下りしといふ、又一說には重政昔より井伊侍從の家人木股清左衛門守吉と親かりしかば、守吉に就きて侍從を賴み、味方に參りし由を申せしともいふ、詳なる事は知らず、

本多因幡守正武と共に、美濃國竹が鼻の城に留りて守る、

若し此說に據らば初め重政も本多と同じく大和大納言家に仕へて、秀俊薨ぜられてのちに、大坂の家人となりしにや、仕丁記の說の如くならんには、此事は筒井が家に在りし時の事なり

九月十五日東西既に關が原にして矢合せんとす、重政郎等の田中一人具して、德川殿の御陣に參る、重政仰承りて大事の要害を守るといへども、彼處に在て今日の戰は如何にやあらんずらんと思ふが、餘りに心苦しう候ふ程に馳せ參て候ふ、あはれ御免を蒙て先陣の人々の軍するやうを、只一目見て罷り歸らばやと申す、德川殿いみじくも參りたる者かなと、仰せも果てぬに御前を立て、敵の中に馳せ向ひ、よき首一つ取て御前に參り、味方既に打勝ちぬと見て候、さらば御暇を給はるべう候と申て、おのが陣にぞ歸りける、

一說に此時重政井伊が手に屬して首八つを切る、島津が家人阿多盛淳入道長壽をば、重政が從者山本七助茂純といふもの討ちしと云ふ

德川殿重政が振舞ひ大に御感あつて頓て其賞行はる、（大和國宇智郡二見の地一萬石）大坂の軍起りしには、藤堂和泉守高虎に隨て城を攻め、再び軍起りしには、水野日向守

勝成が手に屬し、大和路の先陣して戰ひ、明れば五月七日の合戰に首五十三切て獻る、軍終て後、堀丹後守直寄、重政と功を爭ひ兩御所の御裁斷を蒙て、重政が申す旨ことわりありければ、大御所の御感斜ならず、

是は去年十二月十四日に越前加賀の勢、互に先を爭つて城に攻め近づく、藤堂和泉守が手に隨ひし大和勢、我れ劣らじと城を攻む兩御所の御下知をも承らずして軍勢を進めし事を、大に怒らせ給ひ、人々の手に御使を給て引返さる、藤堂下知して我手の人々引き返さんとす、重政其旨に從はず、初め城に向ひしには、先手の人々に拔がけし、今御使を承るこそ心得ね、既に仰をも承らず進み攻めし上は、仰承つて引返さんとも覺えぬ者をとて、猶城をぞ攻めたりける、兩御所の御使を承て後、引て返る、又此年五月六日、道明寺の合戰に、松倉が後陣に控へし勢亂れしに、松倉が勢の捨てたる旗を堀丹後守拾ひ取て證とし、松倉既に逃げ走るに及で、直寄が軍勢して助け候ひぬといふ、松倉陣して既に戰を合せんとする時、旗は陣のしりへに立つること勿論なり、重政が後陣亂れたるに及で、捨てたる旗を拾ひし事、直寄既に重政に後れ來ること揭焉たり、且重政が勢逃ぐる敵を追ひ討つに及で、敵また弓手の山より横ざまに馳せ下る程に、逃ぐる敵も又取て返し、味方さんぐ\に成て引返す、天野半之丞只一人踏み留て戰ふ、重政これに力を得て味方を下知し、取て返し戰て勝つ事を得たり、かゝる所に丹後守直寄、銀の冑を着て糟毛の馬に鞭打て、おのが勢の眞先かけて、かたきのしりへに馳せ向ふを見て候ひき、されば重政いかで直寄が助を請ひ候ふべきと申ければ、大御所聞召され去年重政が高虎と相論に及びしも其理なきにあらず、今又陳じ申す所、其證あるに似たり、返すぐ\も神妙の至り也と感じ仰せ下されしとなり、

此年元和元年肥前の國島原の地を賜て、新に高來の城をぞ構へける、

四萬三千石を賜ふ、其後江戸馬場先の御門石垣を築きし時、十萬石の役承るべきよし望みしかば、所領六萬石に成されて、十萬石の軍賦許されしと

なり、

寛永の初、重政が家人の乘つたる船、風に流されて呂宋國につく、彼國の人我國の財を悦で、此後も年々に往來せよと約束す、重政この由を聞て然るべき古兵を商人の樣になし立て、、彼が悦ぶ物共を多く船に積ませ、初め渡りし者に案內させて彼國に渡す、彼國の人我國の財多く得て悦ぶ、此後は年每に來らんに我らが船ばかりにては、寶の數も多からじ、多くの船をわたしなん、此印を立てたらん船をば、いくらも國に入れ給へとて、赤旗一流留め置て歸る、人の風俗國の要害を、能々見おほせてければ、重政關東に參り、御許しを蒙て、彼國を打從へんと望む、頓て御許しを蒙り悅ぶこと限りなし、弓鐵砲三千づゝを揃へ、來年は押渡らんとせし時に、忽ち煩ひ付きて死しければ此事止みぬと、重政に仕へし古兵の申せしを承りき、此時呂宋に使せしは吉岡九右衞門木村權之允と申す、木村は彼國に病死し吉岡は彼處に留ること五箇月にて歸りしに、重政は去年の冬死したれば其事空しくなりたり、吉岡等長崎を立ちしは寛永七年十一月十一日、歸りしは同き八年六月なり、

寛永七年十一月十六日重政卒して、其男長門守重治家を繼ぐ、（實は養子なり實父は知らず）同き十四年の冬、重治が郡民等西洋耶蘇の法を守りて守護に叛き、高來の城を攻めんと原の城に立籠る、頓て追討の御使を下され、鎭西の大名の軍勢して攻めらる、折節重治關東に伺候せしが、夜を日に繼ぎて馳せ歸り、寄手の人々と同じく城を攻む、明る十五年二月廿八日、城終に落ちて、男女合せて三萬七千餘人が首を切る、同四月重治父子の罪を定められ、重治美作國に流されて森內記長繼に預けられ、息男右近大夫重利は生駒壹岐守高俊預人にて讃岐國に流さる、同七月十九日重治が罪これ輕かるべからずとて誅せられ、息男實は重治が舍弟なれば死刑をば宥められてけり、

重利其後又會津に流されて、保科肥後守正之朝臣に預けられ、罪ゆるされて正之朝臣に賜ふ、重利彼の家人になりなん事を口惜しとや思ひけん、自害して失せしといふなり、

●坂崎　本氏浮田

出羽守三宅某は（出羽守が名諸記に見えし所直行成正重長直盛（一作貞盛）信勝等の異ありて疑しかるが故にしるさず）先祖は遠く百濟國より出でたりけり、彼國の人兄弟三人初め兒たりし時、船を浮べて我が國に到り、備前の國にして一つの嶋に止れり、旗幟みな兒といふ字をしるしたれば、その嶋を兒嶋とこそ名付けゝれ、其兄弟その後自ら三宅を以て姓となし、宇喜多とも又名のりけり、和泉守能家が時に至り、（明應の頃の人と云ふ或人の申せしは宇喜多はもと兒嶋三郎高徳が子孫なるよし慥に見る所ありと云ふ浮田の記に見えざれば略しぬ）當國の守護浦上美作守紀則宗が被官として山陽道に名を顯はす、能家が子興家三人の男子あり、嫡男直家これ中納言秀家の父なりけり、二男春家三男忠家これ出羽守が父なり、直家が家を興すに及んで、忠家兄が家を輔く、直家卒して其子中納言秀家が時に至り、忠家入道して安心とぞ申しける、出羽守初め父と共に秀家に仕へ、浮田左京亮と申す、（此時は直行といひしよし或記に見ゆ直家が名の字給ひしにや後に彼家を去て名を改めしも知らず）慶長四年の冬秀家が家の老共、主を恨むること有つて左京亮を始として、戸川（肥後守幷に弟助左衞門）花房（志摩守幷に息彌左衞門）岡（越前守）角南（隼人）楢村（監物）等彼の家を去る、明れば五年の夏德川殿奥に向はせ給ひし時、左京亮等御供に從ひ上方の軍起りし後、海道を攻め上る故主中納言秀家は一方の大將軍にて關が原に立向ひ、東國の先陣と戰て散々にかけ敗られ、行方知れず落ち失せぬ、左京亮は勸賞給て石見の國津和野の城を領す、（三萬石）其後名をも氏をも改て、坂崎對馬守と申し又出羽守に成てけり、大坂の戰に隨てのち、元和三年將軍家を怨み參らすることあつて、終に自害してこそ失せにけれ、

將軍家第一の姫君は豐臣家の御臺所にてましま す、大坂の城敗れし日、希有にして逃れ出させ給ふを、熊野新宮の住人堀内主水といふ者、御供に侍ひて將軍家の御陣に參らせ給ふ、爰に坂崎は昔宇喜多が家に在りし頃、常に都にさむらひて知れる人多しと聞召され、此姫君の御事、攝家華族などの公達の御中に媒し參らせよと、密に仰せ承りて都に登り、然るべき人いひ語らひ、歸り參りて此由申上ければ、將軍家深く悦ばせ給ひ、頓て其家に入れ參らせらるべきにぞ定りける、姫君かくと聞召され、去る人に見えん事こそ心うけれとて、御飾おろさせ給ふべしなど聞えさせ給へば、將軍家大に驚せ給ひ此事叶ふべからざりけりと仰

せ下さる、出羽守承りて、かほどに契り置かせ給ひし事を、今いかで叶はぬよしの御使をば仕り候べき、只いかにもして御言葉の替らせ給はざらん樣にこそ、あらまほしく存ずれと申て罷り出づ、とかく日數ふるほどに、姬君本多中務少輔忠刻が家に入らせ給ふべしと聞ゆ、坂崎大に恨み參らせて、かくては如何で世の人に再び面を向くべき、よし〳〵御輿奪ひ取て都に伴ひ參らせずるものを、命を捨てば安かりぬと、己が家子郞等召集めけり、關東に在合ふ大名すは事こそ出來たれと、家々に兵を集むること大方ならず、將軍家も出羽守が怨み申す所、其謂れなきにあらずとて、御使度々下されて彼が心を慰めらる、出羽守承り、せんずる所、某が首刎ねられん後は、とにもかくにも候ひなん、生きて世に候はん限りは、えこそ御輿をば人手には渡すまじきにて候へとぞ申切たる、此上はとて執政の人々彼が家人等に奉書下して、汝が主の恨み申す所、其謂れなきにあらず、去ながら彼が謀る所の如きは、君臣の禮かゝる可らざるに似たり、さればとて今はた反逆の例に准せられん事、返す〴〵も、愍み思召さる所なり、斯ても猶上下の分を亂らず、其信を守りて死したらんには、一族の中を選みて家を繼がしめられ、彼が生前の恨を死後に慰めさせ給ふべきものなり、累代の家忽に亡びんも、永く餘慶を其子孫に留めんも、すべからく汝等が計らひによるべき者か、汝等又何ぞ事ふる所に、其忠を盡し其義を謀りて、各死を以て諫めざるべきとぞしるされたる、彼家の老等仰を承て、主の自害を勸めて其首取て參らせたり、實は主の晝寐ねて在りしを、薙刀取て首刎ねしとぞ聞えける、將軍家以の外に怒らせ給ひ、出羽守が振舞ひ既に反謀にわたりぬといへども、恨み申す所は其謂れなきにあらざるが故に、彼の家人等が諫めにより彼尙君臣の義を存じ、おのが信をも失はで自ら死したらんには、別の義を以て一族の中を選みて、其家つがせ給ふべきとぞ思召されたる、それにおのが主の首切て參らする事こそ無道の至りなれ、まづ彼の家人等大逆の科に處すべし、又出羽守遂に初の謀を改めずして、家人の爲に失はれし上は、今又其家立てさせ給ふべき

にあらずと、仰せ下されて所領沒收せられぬ、然るを今其事よく知らぬ人の、あらぬ虛事しるし置きたるあり、大に誤れるなり、

●戸川

○肥後守藤原達安は故肥後守秀安が男也秀安が父玄蕃定安は生國安藝の者、備後の國に移り住む、其子秀安（初め富川と名のりしを秀安が時戸川と改めたり初の名は平右衛門と云ふ）幼けなくして父に後れ、母と共に備前の國に迷ひ來て成人の後、宇喜多和泉守直家が家いまだ微なりし時より仕へ、直家が身を起すに隨ひ、秀安も手に屬する所の軍兵三千人、一方の大將とぞなされける、（二萬五千石を領すと云）秀安天正の初に卒し肥後守達安父に繼ぎ、直家が子息中納言秀家に仕ふ、是も父に劣らぬ剛の者、宇喜多が家の老三人の隨一なり、（戸川長船岡といふ）慶長四年の十月、主從不快の事出來て、達安等秀家が家を去る（浮田左京亮岡越前守花房志摩守等の輩也）明れば五年の秋、德川殿奧の會津に御發向ありし時、肥後守達安御勢に馳せ加る、上方の軍又起りしかば、引返して美濃尾張の間に戰ふ、其勸賞として所領の地下し賜ふ、（一萬石）大坂の戰に隨ひ、次第に御恩蒙りて備中國都宇郡庭瀨の庄を領す、（三萬石）達安卒して（卒する年月いまだ知らず）其嫡子土佐守正安家を繼ぐ、（二萬三千四百石）舍弟等に所領わかつ、（二男內藏助三千四百石三男主膳三千石四男主水千二百石といふ）正安寛文九年四月に卒す、其嫡子平八郎信安世を早うしければ、二男玄蕃安宣家を繼ぎ舍弟に所領わかつ、（木工助千五百石といふ）此年十二月廿五日叙爵して土佐守に任じ、延寶二年十二月廿八日卒す、嫡子縫殿助家を繼ぎ舍弟に所領わかつ、（千石）同き七年十一月二日縫殿助わづか九歲にして死しぬれば家絕えぬ、（舍弟士千代に五千石を賜しなり）

●平岡

○石見守藤原重定は金吾中納言秀秋が家の老なり、按ずるに平岡と云ふは元伊豫の河野が家第一の老なり、河野四郎通直は毛利元就の孫婿にて候ひしが、土佐の長曾我部元親が爲に戰負て元親に屬す、豐臣太閤元親を攻め降し給ひ、通直が振舞ひ言がひなしとて本領を召放され、小早川左衛門督隆景、所緣に付て申預り、安藝國沼田の庄竹が原といふ所に迎へ置きしが、彼處にて終に卒して河野が家は絕えたり、是より平岡小早川が家に仕へしなる

べし、秀秋は隆景が養子なり、

慶長五年の秋東西の軍一時に起る、金吾秀秋は初より無二の東國方にてありけり、家の老石見守重定は（三萬石を領せしといふ）黒田勘解由入道如水が婭婿なりければ、重定して入道の男甲斐守長政と謀を通じ、德川殿攻め上らせ給ふを待つて、必ず裏切りすべきよしを申す、重ねて重定が舍弟出羽守某を、東國に質として參らす、美濃の國關が原の戰に秀秋裏切りして、上方の軍をかけ破り、その勸賞に備前備中美作の地を賜はる、幾程なくて秀秋卒し世嗣なくして、家絶えぬ、大御所やがて石見守重定を御家人に召出され、美濃の國德野の地下し賜ふ、（一萬石）その男石見守賴資父に繼ぐ、大坂前後の戰に從ひ首二十二切つて獻る、寬永年中賴資狂疾出で來りて所領の地沒收せられぬ（息男市十郞賴重に二千石を賜ひ賴重子なければ有馬左衞門佐入道假宿が三男養つて世嗣とす伊織某と云ふはこれなり）

●藤田

○能登守平信吉は畠山庄司次郎重忠十六代の後胤也、元久二年六月重忠幷に嫡男重保父子討たれし時、二男小次郎重秀は免れて、武藏國秩父（六十六郷）藤田（十二郷）二つの庄を傳領し、（是より秩父とも藤田とも名乘りしなり）藤田右衞門佐重利が時に至て、鉢形の城に住して用土（七郷）の庄をも打從へ、八王寺天神山等の城を構へて移り住む、關東の管領上杉にぞ屬してける、（藤田太田とて上杉が下にて二人の大名といふ）上杉が家衰へ北條が起るに及んで、關東の侍悉く北條に隨ふ、左京大夫氏康（北條）三男新太郎氏邦を賜て右衞門佐重利が子となし、秩父安房守重氏と名のらす、重利重氏に鉢形の城を讓り、我身は用土の城を構へて移る、天文十七年の冬氏康が六男氏光に、重利の武勇にあやかれとて、重利に請て右衞門佐と名のらすれば、重利是より用土新左衞門尉と名のる、重利永祿三年八月十三日に死す、重利に實子あり兄は用土彌八郞（後に新左衞門）、弟は同く彌六郞といふ、氏康重利が所領悉く二人の男に賜てけり、（兄は用土藤田及び相模內にて所領給ふ弟は武藏の地千五百貫を領せしといふ）彌八郞成人の後、新左衞門尉重連と名のる、天正六年の春上杉彈正大弼入道謙信卒して後、上野國沼田の城、安房守重氏に降る、左京大夫氏政（氏康の嫡子重氏が兄也）用土新左衞門尉重連して彼城を守らす、安房守重氏これを恨み、われ氏康の子にして氏政の弟なり、縱令故新左衞門尉重利が子にならずとも、是

程の所領ゆづられざらんや、ましてや此沼田の城は重氏に降りしを、又重連に賜はるこそ安からねとて、頓て重連に毒すゝめて殺しぬ、氏政重ねて重連が弟彌六郎信吉して、兄が跡を繼ぎて沼田の地を守らす、安房守重氏いよ／＼安からぬ事に思ひ、氏政氏直父子に、信吉が事さま／＼に讒す、信吉重氏を深く恨て、明れば天正七年の春武田四郎勝頼に心を合せ、重氏が兵の沼田の城に在りし輩、悉く攻め殺して城をば武田に參らせたり、勝頼大に悦て頓て沼田の城をば眞田安房守昌幸に賜る、信吉には沼田上中下の三箇庄は言ふに及ばず、本領悉く賜ひ、（合て五千七貫の地）藤田能登守と召されて、上の沼田金剛院に館を構て移り住む、天正十年の春武田滅び、信長の侍大將瀧川左近將監一益、東國の守護として厩橋の城に下向す、眞田瀧川に屬して沼田の城をさけ渡す、瀧川軍兵を分つて守らせたり、此年六月信長父子も討たれ給ひ、瀧川上方に歸らんとす、藤田能登守信吉舊領なれば沼田の城賜はらんといふ、瀧川初め眞田が手より取りたる城なり、眞田にこそ返し渡さめとて許さず、信吉むかし北條に叛きし身なり、信長失せ給ひぬと聞えなば、定て氏政氏直當國に向はんに、僅なる勢にて戰はんこと叶ふべからず、さらば沼田の城攻め取て立籠り、上杉殿の加勢請うてこそ軍をもすべけれとて、越後の國に使立て、景勝にかくと知らせ、手勢五千餘引具して沼田の城に押寄す、かねて案内をば知たりけり、一二の城戶をば攻め破る、瀧川この由聞もあへず、當國の味方引具し都合其勢二萬餘騎、鞭鐙を合せて馳せ來る、信吉案に相違して前後の敵と戰はん事叶ひ難く、六月十三日の夜に紛れて引返し、家子郎等八十三騎引すぐつて召具し、越後の國に趣き景勝に見參し、同十月廿七日新發田の城の戰に、首八十六切つて參らす、景勝大に感じ此年十二月長島の城を賜り、藤田が手の者二百五十騎、寄騎の侍五十人都合三百騎の大將に成れてけり、天正十二年の夏信吉佐渡國に押渡て、國人等を攻め從へ、常に景勝が先陣して國中の亂を平らげぬ、同き十七年十一月景勝都に上りて豐臣關白に見參あり、從三位に叙し中納言に任ず、家人直江山城守兼續、四位の侍從になされ、藤田能登守信吉等從五位下に叙す、明れば十八年北條滅び、文祿の初朝鮮の軍

起り、本朝の大名悉く軍勢を引具し、肥前國名護屋に馳せ集る、中納言景勝安藝の國に差懸り、宮嶋の宿に陣取らんとす、上杉が侍大將安田上總介先陣に打つ、かゝる所に德川殿の御勢六七百、既に宮嶋の宿に陣を取る、安田德川殿の御家人に使立てゝ、抑も此度都にて路次の先陣後陣定められしに、上杉は三番德川殿は四番とこそ承れ、それに上杉に先達て陣取らせ給はん事、叶ふべからず、速に此所をさけ渡さるべしと云はせければ、忽に爭論起り同士軍せんとひしめく、藤田能登守信吉、上總介に繼ぎて押來り、此由を見るよりも兩陣の間にかけ隔て、德川殿の御家人村越茂助等に對面して、御勢既に此所に陣取らせ給ふを、追たて參らせん事も穩便ならず、又先陣の陣取らん所を、後陣の人々に取られ參らせん事も、軍の法を亂すに似たり、所詮此處に景勝が陣どらんほどの宿さけ渡され、其宿さけ渡されん人々は、軍陣の御首途に、跡へ下り給はんも然るべからず、なほ先へや御陣を進め給ふべき、其餘の人々は、もとのまゝに、この宿にこそ陣どらせ給ふべけれと云ひしにぞ立所に事は平ぎける、德川殿この由を聞召されて藤田が許に御使（大久保七郎右衛門尉　永井右近大夫なり）給て、家康が家人面目を失はざりし事、信吉の計らひに依る所なりと仰せ下されけり、慶長二年の春景勝奧に移りし時、信吉大森の城を領す、同き三年八月太閤薨じ給ひ、信吉御弔使として都に上り德川殿に見參す、宮島にての事、仰せ出されて物多く給ふ、（青江直次の御刀　黃金百兩小袖二十領）黃門急ぎ上洛あつて天下の事議せらるべき由を、よく申せとて返されたり、かゝる所に景勝石田治部少輔三成等と言合せたる旨あつて、東西に分れて一時に軍起さんとす、信吉是を强ちに諫めしに、直江兼續が爲に讒せられて誅せらるべしと聞ゆ、信吉大に恨て、おのが家に二心あらざる由の起請文書て殘し置き、慶長五年三月十三日會津を去て都に登り、大德寺に籠り居て入道し源心とぞ號しける、かゝる所に景勝が軍起りぬと聞えて、追討の爲、德川殿大坂を御立あつて伏見の城に入らせ給ひ、能登入道源心が許に御使あつて、（阿部善九郎　秋元越中守）下野國那須の地を下し賜ひて（十萬石）東國の御道しるべ仕るべしと仰せ下さる、入道承りて抑も入道が上杉が家を立ち去りし事、如何にもして讒人の訴ふる所を申披き、我二心なき事

を顯さんが爲に、暫し其禍を避けし所なり、されば今御陣に召されん事、望む所に侍らはずと辭し申す、重て本多佐渡守正信御使を承て、信吉誠に汝が主に二心なからんには、すべからく早く召に隨て御陣に參り、いかにもして彼家滅びざらんやうを謀るべし、かくて彼家亡びたらんには、此後誰がために其忠を致すべき、汝が主速に本謀を改めて事平がん其後は汝が辭せし所をば、仰せ傳へらるべき所なりとありしかば、此上はとて見參し其謀を運らす、關が原の戰事終て後、景勝終に降人になつて參る、信吉頓て御暇給て上杉が家に歸らんとす、德川殿信吉を御前に召され、汝が主初に兵を擧て世を亂る、其罪なしといふべからず、されば天下の大法を示されんが爲に、其國削らるゝ事既に畢んぬ、去ながら其罪人爰に得て、（石田等が事也）彼罪にあらざる事を知れり、されば程なく其本領を返し賜らん日、汝が望には任せなん、先づ其程は關東に伺候すべしとて、信吉が夫婦に下野國西方の地を賜る、（一萬三千石其妻に假粧田二千石合て一萬五千石）又信吉ながく御家人に侍らはんには、初め賜ひし所の那須の地領せん事、相違あるべからずと仰せ下さる、信吉猶上杉が家に歸らん事を望みしかば、景勝德川殿に參りし時、信吉を召出され、ありし事共御物語ありしにぞ、景勝も心解けられける、此上は汝が志既に顯はれぬ、景勝本領賜はらんまでは、此儘に候へとて關東に留められ、其名を改めて重信と召さる

是は藤田が家の嫡流は、名必重の字を用ゐ、庶流は信の字を用ゐ來れり、彼嫡流既に絶えぬるに依つて仰せ下されし所なり、

常陸の佐竹、秋田の城に移されし時、能登守重信水戸の城を守る、佐竹が家人群馬丹波守、本國に落ち留り、佐竹和泉守と共に兵を起し、水戸の城を襲ひ取らんとせしに、重信謀を運らし、群馬をやす〳〵と生捕て參らせしかば、頓てかの張本の輩五人をぞ誅せらる、（群馬父子三人佐竹父子二人）水野監物忠元を御使として、毛利月毛といふ名馬に、小袖三十領添て重信にぞ賜りける、其後小田原の城を守り、又安房國の館山の城を守る、かゝる所に大坂の軍起りしかば、御使給て重信を召さる、夜を日に繼で馳せ上り、大御所の先陣を承る、（御前備の右は藤田能登守左は本多佐渡守中は立花左近將監なり）明ければ元和元

年五月七日、重信榊原遠江守康勝と共に天王寺に向ひ戰つて、自らも高名し薄手二か所かふむり、手の者共に首廿三切らせて獻る、かゝる所に遠江守康勝卒して後、彼家の老等が訴ふるに依て、五月六日若江の合戰に榊原が手の軍勢、戰に逢はざる事は、重信が計からひに因る所なりと聞召され重信を召決せらる、（此事榊原が傳に詳なり）重信陳じ申す旨其謂れなきにあらず、重ねて御裁斷あるべしと仰せ下さる、重信創療せんがため、御暇申て信濃國諏訪の溫泉に浴みせんとて趣き、身のいたみ以の外になり、醫療のため山道を經て都に上る、鳥居峠の麓奈良井といふ所にて、元和二年七月十四日五十九歲にて卒す、男子なければ家たえたり（藤田が事夏目が記に見えたり事長けれは其要を採つて爰にしるしぬ）

●竹中

○丹後守源重門は半兵衛尉重治が男也、重治が父遠江守某が時に至て、美濃國の守護齋藤山城守入道道三に隨て、不破郡岩手の城にあり、重治幼くして父に繼ぎ、菩提の城に在り、生年十九歲、主の右兵衞督龍興を恨むる事あつて己が主從僅に十六人、永祿七年三月十八日の夜、稻葉山の城を襲ひ取る、龍興辛き命のがれて落ち行く、織田殿この由聞き給ひ、其城參らせたらんには、美濃の國半を分ち賜はるべしと仰せ下さる、我が國の中にあらん城、他國の人に參らせて所領賜らん事、望む所にあらずとて參らせず、一歲を經て後に城をば龍興にぞ歸し與へける、

重治が稻葉山の城襲ひ取りし事、太閤記に精しく見えたり、去ながら彼國の侍黑田孫右衞門と云ひし者の我が師に語りしは、事のやう少しく變れり、重治童なる時には、年頃よりは愚かに見えたる人なりけり、元より龍興が被官たれば、質として舍弟久作を城に置きけり、龍興も此人の愚かに見えしを侮て、常に無禮の事共多かりけり、十九歲の時城に登りて返りしに、龍興が侍共、主の常に侮るにならひて、櫓の上より重治に小便をしかけてけり、重治さらぬ體にもてなし、押拭ひておのが城に歸り、舅の安藤伊賀守が許に行て、重治は屋形を恨み參らする事あつて、襲ひ參らせんと思ふなり、加勢給はるべしといふ、安藤もあはれ愚

かなる人かな、我等が小勢を以て屋形を傾けんこと叶ふまじと思ひしかば、此事ゆめ〳〵然るべからずと教訓して歸す、重治弟久作煩ふ事あり、傍に侍ひて醫療を加へよとて、侍六七人を城中に入れ置きぬ、其日暮方に長持に物の具入れて、雜人に舁かせ自ら侍十人ばかり召具して城に登る、是は舍弟が病訪ふ人々に、もてなさん料の酒飯やうの物にて候と云ひし程に、門毎に咎むる者もなくて入れてけり、詰の城に入れすまして、物の具ひし〳〵と固めて切て入る、其夜の番の侍大將齋藤飛驒守をば、重治眞二つに斬つて伏す、かく小勢なるべしとは思ひもよらず、俄の事にはありけり、城中に在合ふ輩、周章ふためく所を十七人の者共、此處彼處に切て廻る程に、討たるゝもの少からず、龍興からき命を助りて落ち去りぬ、城中に早鐘鳴し出て以の外に騷動しける程に、安藤伊賀守さては彼男攻め入てけりと大に驚き、手勢引具し鞭鐙を合せて馳せ來るに、城をば既に重治が手に取てけり、其後安藤が計ひにて龍興重治中直りして城をば龍興に返し與へ、重治は近江の國に去てけりとぞ

重治其後織田殿に從ふ、元龜三年織田淺井不快の事起て、木下藤吉郎秀吉を差向けらるゝに及んで、重治に寄騎の侍多く付けて秀吉に副へられたり、是より常に秀吉を助けて、謀を運らし戰を決す、初め豐臣太閤多くの武功を顯し、織田殿の御感に預り給ひしこと、偏に重治が助け參らせしに依てなり、天正七年の春秀吉を助けて播磨の國三木の城を攻む、心地例ならず醫療加へんとて都に上る、我が病いゆる事あり難しと聞て、さらば軍中にこそ死なめとて、播磨の國に馳せ下り、同六月平山の陣にして空しくなる、三十六歲とぞ聞えける（此人の事太閤記に其傳あり合せ見るべし）

古き人の申せしは、重治が勇謀武略、當時の人恐れ敬はずと云ふことなく、昔の楠、今の竹中と申せしなり、此人三木の陣に在りし日、書寫山にて僧の具買ひ求めて、高野山にのぼせ置き、城攻め落したらん後は、必世を遁れんと思ひしと見えきといふ、想ふに秀吉我が勢ひの起るに從ひ、我が才の重治に及ばぬ事を知り給ひ、彼を深く忌み思ひ給ひしに依て、かくは思ひ立ちしなるべし、古

の陶朱子房が類ひにや、本朝にはかゝる類ひを見ず、志のならずして身早く死せしこと惜むべきなり、又幸なりとも云はまし、誠に尊ぶべき人なりけり、

丹後守重門童名は吉助、七歳にして父重治におくれ、秀吉天下の事を知召されて、後十六歳にして從五位下丹後守になさる、（菩提六千石を領せしといふ）慶長五年の秋關が原の戰に、東國の味方して小西攝津守行長を生捕て參らす、（重門が領せし濃州の地下人生捕て其領主なれば重門が許にゐて來りしとなり）大坂の軍には、酒井雅樂頭忠世が手に屬して戰ふ、重門年五十九歲、寛永八年九月に卒す、（重門後に豐後國府内の城を賜ひしにや）

世に傳ふる所は、元和九年越前の一伯殿、豐後の國へ流され給ひ、當國府内の城領せし竹中采女正重次預り人となつて、五千石を加へ給ひぬ、竹中が領する所合て二萬石といふ、其頃は父の重門猶世にあり、重門に預け給ひしにあらずや、城主譜には伊豆守重利、府内の城を領して采女正重次其跡を繼ぐ由をしるす寛永の日記にも采女正重次は重利が子たるよし見ゆ、皆誤れるにや、重門が碑文を見るに、重門三男一女あり長子は左京亮重常、二男采女正重次、三男伊豆守重利は早世すと云々、重利は采女正重次が弟たり、兄が弟の家を繼ぐべき樣はあらじ、又父丹後守重門が府内の城賜ひたらんには、長男左京亮重常こそ繼ぐべきに、次男采女正重次繼ぐべしとも思はれず、如何さま故あるべし、委しき事を知らねば、今疑ひをかきて能く知れる人を待つものなり、

采女正重次（校本改重義）豐後國府内の城を領し、寛永六年の冬長崎の奉行職に補せらる同き十一年九月罪ありて誅せられ訖んぬ

和泉國堺の浦よりして、長崎に移り住みし平野屋三郎右衛門といふ富有の商人あり、それが妾無双の美人なりと聞て、去年の春采女正重次、使を立て是を乞ふ、かの商人深く惜みて其命に隨はず、さらば酒宴して遊ばん程これへ參らせよ、頓て送り返しぬべしと、重ねて云はせければ、力なく出で立たせて遣す五三日を歷れども返す事なし、彼女夜に紛れ垣を越て逃げ歸る、商人大に悅び、かくて此所にあらんには罪蒙る事もこそあれとて、取物も取りあへず、彼女を具して堺の方へ逃げて

けり、重次怒て彼商人が兄二郎兵衛(一作市郎兵衛)といひし者を、弟が身代りとして禁獄す、一族等歎き悲み急ぎ追手をかけて、彼女を奪ひ取り重次に參らせ、三郎右衛門をば追却せり、重次悦に堪へずして彼兄をば獄中より出す、三郎右衛門は、さしも身にかへて思ひし妾をば取られぬ、財賓悉くに失ひて忽ち飢寒に堪へざれば、關東に參りて此由を訴へけり、重次色を好み人の妻や娘などを押取りしことゝ、いくらと云ふ數を知らず、又寳を貪り賄賂の多少に就きて訴の理非を斷つ、たとへば外國より來れる鮫魚皮あり、所の者共がかゝる上品の物は、遂に見しことも候はず、早く關東に參らせられん物なりと申す、重次聞て此魚皮關東に參らせんには、かゝる上品の者などか今までも來らざるべき、是は汝等が私の德付けんが爲、年頃は隱して公には參らせぬにこそあれと、御不審あらんに汝等如何に申披くべきと云ふ、所の者共大に驚き、さらば如何にも御計ひにこそあるべけれと答ふ、其時重次吾いかにもして汝等が罪免れんやうを謀りなん、相構へて此事深く隱すべしと堅く誓はせ、おのが家にぞ納めける、是等の類ひ悉く顯れ、先づ重次を召戒められて、其家の財を籍沒せられしに、村正の刀多く出でけり、この村正が打ちし刀、故あつて當代には忌む事ありて廢りぬ、時移り世變りなんのちは、一定世の寳なるべき者なりとて、貯へ置きしとぞ聞えし、此由を聞召され其の用意の程を深く憎ませ給ひ、忽に誅戮せられしといふなり誠なりしにや、

●佐久間

○備前守平安次(校本安政)が先祖は、三浦介美明が一族たり、鎌倉殿に隨ひ參らせて、安房の國佐久間の庄を賜ひしより、代々佐久間とは名のりてけり、中頃の先祖本國を去て尾張國愛智郡に移り、久右衛門尉盛次に至て織田殿に仕へ參らせ、盛次柴田修理亮勝家が妹に添うて數多の男子を設く、嫡男玄蕃允盛政、二男は備前守安次なり、三男は母の名字になつて柴田三左衛門尉勝政と名のる、四男大膳亮勝之、五男左兵衛尉勝年、六男藏人勝友とぞ申ける、初め柴田羽柴不快になつて近江國志津嶽にして戰ふ、手合の戰

に玄蕃允盛政、中川瀨兵衛尉が陣を打破て淸秀を討取る、（淸秀は瀨兵衛なり）勝家終に秀吉の爲にかけ負けて、盛政幷に舍弟勝政は討死す、（盛政三十歳勝政廿七歳）備前守安次その時は久六郎と申せしが、（初め佐久間右衛門尉信盛が寄騎なりといふ）舍弟勝之と共に（時に源六郎といふ佐々內藏助成政が養子といふ）敵の中をかけ破り、關東に落ち下り北條左京大夫氏政に從ふ、天正十八年の秋北條が家滅びし後、蒲生飛驒守氏鄕が勸申に依て、安次勝之兄弟共に豐臣關白の御家人になさる、

是れは氏鄕が侍大將蒲生源左衛門同じく左文、佐久間が兄弟と共に、柴田に仕へて親しう相語らひしかば、氏鄕に此兄弟が武勇の才ある事を勸めしに依て、氏鄕又關白に勸め申せしとなり、

慶長五年の秋東西の軍一時に起りし時、彼等兄弟德川殿の味方に參る、是より御家人に召加へられ、大坂の戰に兄弟共に首切つて參らす、（安次は六つ勝之は十）元和二年安次信濃の國飯山の城を賜ふ、（三萬石○是より前いか程領せし事を知らず）七十三歳にして寬永四年四月廿五日に卒す、嫡子民部少輔勝次父に先立つて卒しければ、二男日向守安長父に繼ぐ、寬永九年四月十二日廿三歳にして卒す、其子三五郎勝長（校本改安次）幼けなくして父に繼ぎ寬永十五年十一月廿日年僅に九歳にて世を早うす、世嗣なければ家絕えぬ、

● 村上

○周防守源義明は初め次郎右衛門尉と名のり、丹羽五郎左衛門尉長秀が家人たり、長秀卒して後、豐臣家に召仕はる、其後周防守になされ從五位下に敍せられ、越前國を分ち賜ひ堀左衛門督秀政が手に屬せられたり、（六萬六千石を領す）

或記に信濃國村上義淸が子たる由をしるせるあり、此說疑はしき事あり、されど思ふに是れ伊豫國の村上次郎が後胤にてあらずや、系圖を得ざれば詳かならず、又夏目が記に義淸の子、只今上杉が家の村上源吾國淸なりとしるして、周防守が事を載せず、覺束なし、

秀政が男左衛門督秀治が越後の國に移りし時村上も同じく移て、本庄の城を領す、（今の村上の城なり九萬五千石餘）慶長五年の夏德川殿、上杉中納言を追討あるべきにて越後國の人々は左衛門督秀治に隨て、北陸道より奥に向ふべしと定めらる、かゝる所に上方また軍起りしかば、

先づ東國の軍をば止められ、上方に向はせ給ふに因て、村上等は己が國に止て上杉を防ぐ、此國元は上杉が傳領の所なれば、彼に心を合はせて、賊徒國中に蜂起す、溝口伯耆守宣勝等と力を合せて此處彼處打平ぐ、

按ずるに創業記に慶長十二年閏四月の下に、堀久太郎幷に溝口伯耆守村上周防子等、江戸城の隍穿ちし事を載せられたり、然れば此頃は周防守が子の代たるにや、但しこの子といふ字、守といふ字を誤りしも知らず、世には亡びし周防守は上總介殿の家人花井主水正が妹婿の由をも傳ふ、しからば長秀に仕へし周防守にはあらざるべし、夫れも周防守が息男に、花井が妹あはせしも知れず、此家一代か二代か覺束なしといへども世に皆義明一代にて亡びし様に傳ふれば、まづ其說に從ふものなり、

同き十五年の春秀治の男越後守忠俊、罪かうむりて上總介殿に越後國を賜らせ給ふ、村上又彼御手に從ひ、元和元年の夏大坂に向ふ、介殿軍の事怠らせ給へば、御手に屬せし人々も戰に合はず、明れば二年七月介殿流されさせ給ひし時、村上も罪かうむりて、所領沒收せられてけり、（是れ上總介殿の家老花井主水正の緣坐のよしなり）

石川

○玄蕃允源康長は出雲守數正が嫡男也、康長五代の祖左兵衛尉親長が時に、德川家に仕へ、安藝守清兼が時に至つて、安祥殿より此かた三代に仕へ、德川殿を助け參らす、（先祖の事本集の中石川が傳に詳なり）初め德川殿駿河の國府に渡らせ給ひしうち、今川殿の仰承て清兼が嫡子右近、岡崎の城を守れば、右近が男內記は德川殿に隨ひ參らす、清兼卒して右近世を早うし、內記元服して伯耆守數正とぞ申しける、

或記に石川伯耆守が名を康昌としるせり、世には數正と云ふなり、世に傳ふる所の如くならんには、後に上方に參り出雲守になりし時に、名をも改めたるにやあるべき、されど又伯耆守數正としるせし狀も見し事あれば、いかにとも定め難し、

德川殿御軍始めの日より數正常に御陣に侍ひて、永祿四年二月石が瀨の戰に、水野殿のうちにて大剛の者と聞えし高木善次郎清秀と戰て、高名を得たりけ

り、父祖が跡を繼て、徳川殿の家の事司つて、第一の人にぞ候ひける、徳川殿今川氏眞と御不快の事起り、かねて駿河の國府に止め置かせ給ひし若君、失はれ給ふべしと聞ゆ、（岡崎三郎殿の御事）數正かくと聞て幼き御身の失はれさせ給はんに、御介錯に侍ふ者なからんこそ痛はしけれ、よし／＼數正罷り向つて、冥途の御道しるべ仕らんずる者をとて、只一人駿河の國に趣く、か丶る所に今川宗徒の大將鵜殿が（長助と云）二人の子、生捕れて氏眞歎き給ふと聞て、究竟の事こそ出來ぬれと思ひしかば、若君の御外祖關口刑部少輔殿と相謀り、若君返へさせ給はんには、鵜殿が二人の子共、返し參らせんと望む、氏眞大に悦て頓て若君をぞ返されける、數正肩に乘せ參らせ岡崎に歸り參りしを、御家人等は言ふに及ばず、國中の貴賤御迎に參り集うて、感せぬ者こそなかりけれ、三方原の合戰の時、數正織田殿の加勢として近江の國に向ふ、武田入道遠江國に向ふと聞て取て返す、昔美濃の守護土岐が國に在りといふ淺間の何某は、弓矢取てさる古兵と聞えしかば、數正彼が許に行き向て、此度本國に歸り候はゞ定て討死仕るべし、數正小兵には候へども弓ひき矢放さんやうは、かたの如く習て候ひき、然るに田舍に生れ育ちたる身の悲しさは、軍陣に臨まん時、鞢さし緒むすぶ様はいまだ學びさむらはず、されば最期に何某は弓矢の骨法知らざりしと、かたきに笑はれ候はん事、骸の上の耻辱、何事かこれに過ぐべきあはれ御指南を受けばやとて傳りてけり、夜を日に繼て馳せ下る程に、遂に其日の戰にぞ逢ひたりける、武田大膳入道この事を傳へ聞て、武士の家に生れて其道を嗜むこと、誰もかくこそあるべけれ、あつぱれ徳川が弓矢侮りにくしとて、感じ給ふこと斜ならず、長篠の合戰に織田殿の加勢乞ひ給ふ、信長父子武田が勢に恐て、向ひ給ふべしとも聞えず、數正御使承て行き向ひ、彼の父子迎へ參らせて己れ又味方先駈して敵の陣を打破る、常に一方の大將承り、向ふ所破らずといふ事なく、一度も不覺の名を取らず、天正十一年五月數正御使を承て、羽柴筑前守秀吉の許に行き向ひ、彼の大坂の城に移りし事を賀せらる、明れば十二年の春より秀吉、北畠殿と不快の事あつて徳川殿、信雄を助け給ひ美濃尾張伊勢の間にて、秀吉と戰はせ給ふ事凡十餘箇度、秀吉の

軍途に一度も勝つ事を得ず、此年六月十八日數正前田の城を攻め落す、同十一月秀吉信雄と中直りす、數正又御使承り秀吉の許に參る、これ兩家中平ぎしを賀せらる、爲とぞ聞えたる、同十二月秀吉北畠殿によつて、於義丸殿（結城殿の御事）乞ひ受けて養君とせらる、數正が二男勝千代丸、御供にぞ侍ひける、此後秀吉內大臣正二位に歷昇り關白職に任じて後、德川殿に見參の事申されしかど御承引の御氣色もなし、さる程に養君を初め參らせ、數正が男も失はるべしなど、聞えてけり、十三年十月三日數正妻子引具し、信濃の小笠原が人質盜み出し、岡崎の城を去て都に上る、關白大に悅び給ひ、十四年正月十八日和泉の國を賜ふ、（多門院日記に和泉國は今迄は宰相秀長の領せしを此の時石川に給りしと見えき）初め長湫の戰に池田森討たると聞て、秀吉樂田の陣を去て長湫の方に馳す、小牧の御陣に留められし人々、戰ひ勞れたる味方、あら手の多勢と戰はんこと覺束なしさらば、敵の陣に向ひ火を放つて燒立てば、其煙を望みて敵は我陣も又敗れぬと思ひ、味方は又勝軍しつと見ば、一定勝軍し給ひなんと覺ゆといふ、伯耆守數正一人この議に同ぜず、人人これを怪みて軍を出さず、後に思ひ合はするに、此程より秀吉に心を通はせしと見えき、又數正が累代の君に背きて上方に參りし事、初め御使承りて度々秀吉に參りしに、彼が武勇を譽て秀吉が方に參らんには、祿は十萬石を賜ふべき者をと常に宣ひき、若し又我子失はれんなど聞えしが故なりと、今いひ傳ふるなり

水野和泉守忠重と二人同じく彼家の軍奉行を承り、出雲守になさる、其後德川殿關白家に親しうならせ給ひし時、關白の歎き給ふに因つて、數正再び德川殿に見參す、十八年相摸の北條滅びしのち、信濃の小笠原罪蒙りて彼の松本の城をば出雲守數正にぞ賜ひける、（十萬石）數正多くの男子あり、玄蕃允康長は嫡子なり二男肥後守某三男內記某四男主膳定政とぞ申ける、數正卒して後、玄蕃允康長家を繼ぐ、（八萬石）肥後守に父が所領を分ち給ふ、（二萬石）關が原の戰には東國の御方として、康長中納言殿御供して山道より打て上る、眞田が城を守るべしとの仰せ蒙て、おのが城に止りけり、慶長十八年十月十九日康長罪あつて流刑に處せらる、是は大久保石見守長安が緣坐たり、

創業記を按ずるに長安死してのち、此年頃の姦曲悉くに顯はる、康長が彼れと心を合せて隱田せし事も知れてけり、康長をば豐後國佐伯に流されて、毛利伊勢守に預けらる、

同廿五日康長が舍弟肥後守が所領をも沒收せらる、兄が緣坐に依てなり、

駿河政事錄に、肥後守半三郎等と記しぬ、半三郎とあるは內記といひしが事か、又主膳といひしが事か知らず、肥後守は程なく大坂に籠りて討死せしなり、

按ずるに石川が家、忠を盡し功を顯せし事、代々に絕えず、數正が身に至ても勇材武略の逞しきのみならず、德川殿の御爲に身を顧みず命を輕んせしこと幾度といふことを知らず、されば忠も功もなしとは如何で云ふべき、其晩節に及んで忽に年頃の志を變じ、累代の君に背き參らせ、一生の功を空しくし、上は父祖の名を穢し、下は子孫の家を滅せしこと、誠に惜むべき人なりけり、此人さしも昔は弓矢の骨法、知らざりしをだにも耻ぢと思ひし人ぞかし、夫にかゝる名を今の世まで流しけることは、骸の上の耻いづれぞや、昔若かりし日、耻ぢ思ひし心を老ての後も、忘れざらましかば、いかでかく正なき振舞ひはあるべき、人の老ゆるに及では、血氣既に衰ふ、戒むること得るに在りとも傳ふるなり誠なるかな壯なりし日、命を輕んじ身を顧みざりしも、彼の血氣まさに剛が致す所にやありし、又慾あり何んぞ剛を得んとも見え侍る、士の家に生れたらん身は、老てまさに死せんとする期に及びても、猶心すべきことなり、

●日根野

○織部正藤原吉明は故織部正高吉が男也、（系譜を見れば先祖の事いまだ知らず）高吉豐臣太閤の御時、信濃國諏訪郡を賜りて高嶋の城にあり、（是天正十八年の事なり二萬八千石を領すと云）高吉卒して後吉明幼くして家を繼ぐ、（童名は德太郎）生年十三歲にして關が原の戰の時、東國の御方として中納言殿の仰せ蒙り、おのが城に止て眞田安房守昌幸を防ぐ、明れば六年下野の國壬生の城に移る、

此時一萬五千石を賜ふといふ、高嶋の城は諏訪が累代傳領の所なれば、彼に賜ふが故に、日根野を

ば壬生に移されしなり、思ふに此人幼くして當家にさせる功なければ、所領は減ぜられしなるべし、

成人ののち從五位下に叙し織部正に任じ、大坂前後の戰に將軍家の先陣打て馳せ向ひ、首きつて獻る七寛永十一年十月十七日豐後の國府內の城に移る、（五千石を加へられ二萬石を領せし也）明曆二年三月廿七日七十歲にして卒し、（一說に六十九歲といふ）世嗣なければ家たえぬ

●成田

○左馬允藤原氏範は法成寺關白太政大臣道長公の御孫、式部大輔任隆の末葉なり、初め任隆武藏の國の國司に任じ、當國幡羅郡に下り住む、其子式部大輔助隆、四人の男あり嫡男は成田と名のり二男は別府、三男は奈良、四男は玉井と名のりて是等が子孫は、世の人武藏の四家とぞ申しける

是れ其の家の傳ふる所なり、成田五郎別府小太郎などいふ者、古き物語等に見えしは是等が事なり、但し新編纂圖を見るに、道長公の御孫の中に任隆といひしは見えたるか、

氏範が曾祖下總入道宗蓮が世に及び、當時の亂に乘じて近隣を打靡け、崎玉郡忍の城を構へて移り住む、入道が子下總守長泰が時に至て、手に屬する兵一千騎、上杉が東國を管領せし世には、東國一の大名にてぞありける、相摸の北條が起るに隨ひて上杉が家亡びぬ、長泰故の管領が跡を慕うて、上杉彈正大弼輝虎入道謙信に心合せて、北條を伐たんとせしに、永祿三年の春忽に謙信を恨むること出來て北條に與みす、（謙信長康不快出來し事世に普く知る所なれば爰に略す）謙信大に怒て成田が城のほとり盃尾といふ所の古城を拵へ、軍勢を籠めて攻め戰ふ、長泰自ら向て其城せめ破つて捨つべしとて、子息氏長と共に盃尾の城に押寄す、太田美濃守資正上杉に力を合せて後巻す、長泰思ひも寄らず前後の敵を防ぎかね、散々に打成されて引返す、長泰年頃弓矢を取て遂に不覺の名を取らず、是程の小城一つ攻め厭んで、負軍しつる事こそ安からね、如何にもして此城攻め落し、會稽の耻を雪がばやと思ひしかど、この城又さうなく落しつべうも覺えず、斯て長泰年老ゆるに隨ひ、其振舞ひ昔にも似ず、最愛の妾に深く愛で、城の外に家作し彼女を居ゑ置き、常

には其所に行き通ひて酒呑み遊び、子息氏長が年既に盛に過ぎぬれど、家讓らんともせず、一族郎從の爲にも疏まれ、父子の間も心よからず、かくては此家亡びん事も遠きにあらじとて、一族郎從相議して同き九年の秋彼女が許に行きし隙を伺ひ、氏長を主に取立て、城の木戶差固めて歸り入る事を許さず、長泰さる古兵にて城より外に流れ出る水の樋の中を潛りて本城に歸り入り、氏長を捕へて誅せんとす、一族も郎從も斯迄は計ひしかど、流石年頃の主にてはあり、さうなく長泰を殺すにも及ばず、只あきれにぞあきれ居たる、斯る所に長泰が師資の僧、立圓寺といへる寺に住せしが、馳せ來てさま〲敎訓し、父子一族の間を和ぐ、長泰これに心とけて我が齡既に傾きたり、いかに子孫の事思はざらん、只如何にもして一たび盃尾の城を攻め落し、家の恥雪いで後、子孫に讓り與へんと思ひしに、かゝる不思議の事出來候こそ、返す〲も口惜けれ、親しかるべき一族累代の家人等に、かく迄に疏まれて我この城に在らんこと本意にあらず、よし〱さらば御僧の敎化に任せ參らすべきにて候とて、頓て其寺に引き籠りぬ、北條左京大夫氏政この由を傳へ聞て、長泰が許に使立て、氏長が所爲無道といひつべし、氏政頓て東國の軍勢を催し、彼の逆徒一々に打滅し長泰を返し入れ參らすべしとぞ云はせける、長泰この由を打聞き、いや〱父子の間よからずとて、我子人に失はせんこと無慚といふべし、さらば又我今まで領せし所も、多くは北條殿にめさるべし、累代相傳の地、他人の手に渡さんより、憎しと思ふ子に傳へたらんは、一族郎從等が爲にも、然るべきなりと思惟して、忽に髮剃らせ黑衣うち着て蘆伯入道と名のり、彼の使者に對面し仰せ謹て承りぬ、去ながら長泰齡いたく傾きて候へば、子息に家の事讓りて既に入道の身と罷成り候ひぬ、向後に於ては氏長が事、賴み參らする所にて候とぞ答へける、氏政も案に相違して、軍を出さるゝにも及ばず、其後同き十二年氏長北條の催促に隨ひ、駿河の國に向ひし時、父子中直りし入道城中に入て跡の事を計らふ、天正十八年の春豐臣關白、北條を討たるべしと聞ゆ、下總守氏長おのが城には軍兵四百餘騎を籠めて、我身は舍弟同く左衞門尉同く土佐守同く肥前守を初として、一族郎從五百餘騎

を引具し、小田原の城にぞ籠りける、石田治部少輔三成を軍奉行として佐竹宇都宮の軍勢、忍の城に押寄す、抑もこの忍の城と申すは關東七箇の名城にて、佐野の唐澤新田の金山佐竹の太田此三つは山城なり武藏の忍の城河越上野の廐橋下野の宇都宮此四つは平城なり此七城は終に攻落されし事なしといふ夏目が記に出たり 城中に籠る所は船橋内匠坂巻靫負などといふ東國に名を得し剛の者、士卒を下知して防ぎ戰ふ、寄手常にかけ破られ斯ては此城いつ落つべしとも見えず、此時三成水攻にせんと謀て攻め損じたりといふなり 淺野彈正少弼長政、岩槻の城を攻め下し、關白の仰せ承て寄手の陣に馳せ加る、長政頓て謀を運らして城中に返り忠の者出來て、裏切せんと牒し合す、長政悦ぶ事斜ならず、石田に此事議定して味方を勸め押寄せたり、長政が智略にて此城をも攻め落させん事、安からぬ事なりと思ひければ、三成佐竹宇都宮が勢を制して戰はず、長政一勢散々に攻め戰ひ一方を打破る、されども續く味方なく手の者百餘人うたせて、終に空しく引き返す、爰に下總守氏長は弓馬の藝に達しけるのみにあらず、和歌の道にも深くすきてけり、山中山城守長俊足利殿の御時より右筆の人なりけり 同じ道にすきしかば、遙に消息を通じて相語ふこと年を經ぬ關白かねて此事を知召し、長俊を御陣に召され城中の兵今は降人に成て參らんと思ふ者ありぬと覺ゆ、汝文かきて成田が許に贈り、かたらひて見よと仰せければ、長俊畏て承り文かいて送る、成田大に悅て味方に參るべき由をぞ答へける、關白この文を御覽じて德川殿に參らせられ、城中に籠る所の宗徒の輩、既にかくの如し、氏政氏直今は誰を賴みてか軍をばしつべき、この文氏直の許に送らせ給ふべしとぞ仰せける、氏直朝臣は德川殿の婿君たるに依て也 氏政父子かの文を見給ひて頓て成田を召す、身のいたはりありとて參らず、使三度に及て後、汝を召すこと餘の義にあらず、敵の方より告げ申す旨あれば、召し尋ねられんが爲なり、如何なるいたはりありてか參らざる、早く醫療を加ふべき者なりとて、此度は醫師安栖を添へられける、事既に顯れぬと思ひしかば、成田使者に對面して仰の旨承りぬ、抑も氏長和歌の友として、年ごろ關白の御家人山中山城守長俊と音信を通ず、此事かねて屋形にも知召されて候ひき、然るに此度長俊が許より消息を通じて、味方の城廓或は落ち或は降るもの七八箇所、氏長が兵の守る所も多勢の爲に攻められて、今は賴み

少う見え侍りぬと告く、氏長こゝに召具して候ふ家子郎從等これを聞て、父母妻子が悉に誅せられん事を歎き悲むが故に、長俊が執し申に依て、彼等が首つがれん事を賴み思ふの旨、返答既に訖んぬ、若し此事をや聞召されて候らんと、有の儘にこそ陳じけれ、此上はとて成田が陣に堀ほり回し柵むすうで、軍兵七八千が程附けて山上郷右衞門尉に守らせらる、かくて忍の城の寄手攻あぐみぬと聞えて、北陸道より攻下れる大將上杉前田、寄手に馳せ加らんとす、主の成田既に降りぬと聞て、城中の兵も降人になつて出づ、程なく北條滅びしかば、成田も希有に命いきて城中を出でぬ、仕出したる事もなければ關白の御恩に預るべしとも見えず、北條が國々德川殿の御領となつてければ、おのづから累代の所領をば失ひけり、

此時關白成田をも誅せらるべし、但し首つがんと思はんには黃金千枚を參らすべしと仰せられしかば、九百枚をば出しけれども、今百枚をば如何にも參らせん事叶ひ難しと、さまぐ\に歎き申て命助けられしとも申し傳ふるなり

此年蒲生飛驒守氏郷、奥州の守護になされて會津の地に下向す、氏長舍弟左衞門尉と共に氏郷が家に仕ふ、明れば十九年の夏九戸が亂平ぎて、氏郷勸賞を賜ひし後、氏長をば關白に召出されて下野國烏山の城賜る、二萬石是れは北條が亡びしのち、關白奥に向はせ給ふ時、成田が妹無双の美人なりと聞召し、下野の國小山の邊百々塚の御陣に召されしより、御寵愛淺からず、此女房の折にふれて兄がこと歎き申せし故とぞ聞えける、其子左馬允氏範家を繼ぐ、慶長五年東西の軍一時に起りし時、我身は大田原の城に陣取て軍兵を引分け、おのが城を守る、大坂前後の戰には將軍家に隨ひて、首六十七切つて獻る幾程なく卒しけるに、世嗣なければ家絕えたり、

元和九年に松下石見守重綱に烏山の城賜りしといへば、其頃成田が家亡びしにや、一說に成田後に上野の地を領せしとしるせる書もあり、凡そ此家の系圖見ざれば悉しき事を知らず、諸記に見え侍りし所を合せ探りて大略をしるすなり、

●佐野

○修理大夫藤原政綱（校本改信吉）は鎮守府將軍秀鄉の末葉、上野國の住人佐野太郎基綱が後、實は富田左近將監が第二の男とぞ聞えける、

按ずるに秀鄉將軍の五男千常、その子公脩その子兼光その子賴行、五代相繼いで鎭守府將軍たり、賴行が二男兼行、淵名大夫といふ、兼行が二男足利大夫成行、その子足利太郎成綱その子家綱、祖父成行が家を繼ぎ、足利孫太郎と名のる、家綱四人の男あり嫡子足利太郎俊綱、是れ治承の頃生年十七歳にて、宇治川の先陣せし又太郎忠綱が父なり、二男山上五郎高綱、山上の祖なりけり、三男足利庄司成俊、四男足利七郎有綱といふ、有綱が嫡男を佐野太郎基綱といふ、是れ佐野の家の祖とす、修理大夫政綱が家の系譜を見ねば、基綱より政綱に至る迄の世嗣を詳かにせず、

佐野小太郎昌綱が男修理亮宗綱が時に至て、天正十一（一作十二）年十二月晦日の夜、同國館林の住人長尾顯長（一作照長）が爲に、彥間の城を襲ひ取らる、明れば十二（一作十三）年正月元日の朝、宗綱この由を聞て、安からぬ事かな時刻移して惡かりなんず、速に其城取返さんずるものを、馬强からん若者共、つゞけやつゞけと云ふまゝに、鐙取つてなげかけ馬牽よせ打乘て、佐野の城を打て出で、鞭鐙を合せて馳せたりけり、俄の事にはありけり、家子郎等は馬物の具よと犇く程に、繼ぐ味方いまだ一騎もなく、馬副粟田の何某一人ぞ追付きたる、大將宗綱只一騎彥間の城の城戶口に押寄せ、馬打立て味方を待つ、城中の敵やぐらの上に集りて差詰め引詰め散々に射る、矢一つ來て宗綱が射向の板より脇楯のはづれまで、矢じり白うぞ射込んだる、大事の手なれば宗綱暫しもたまり得ず、馬より下にどうと落つ、粟田馳せ寄つて舁き乘せ、馬の口とつて引き返す、城の兵あますな漏らすな射とめよと城戶押開き打て出づ、二町ばかりが程にて追詰め、遂に首をぞ取つたりける、宗綱が家子郎等大に驚き、各集りて主の跡の事詮議す、宗綱女子のみありて男子はなし、さらば相摸の北條は當時關東に威を奮つて、八箇國の侍悉く其手に屬す、彼が一族を申し乞て宗綱の姫君にめあはせて、家繼がせ參らせんと議定しぬ、宗綱が弟の僧になりて、佐野の庄天德寺に住しけるを、この和尚一人は常陸の佐竹が子

を迎へて、家繼がせんと議す、大貫、（越中）竹澤（源三郎）山上（美濃）飯塚（兵部）等を始として、宗徒の者共敢て此議に隨はず、各連署の起請文かいて北條に參らせ、一族賜て佐野の家繼がせんと望む、左京大夫氏政悅ぶこと斜ならず、舍弟左衞門佐氏忠して彼の家つがせけり、和尙大に怒つて忽ち寺を去てけり、同き十八年の春豐臣關白、北條を追討のため關東に發向あり、宗綱が弟の僧このほど都に上り黑谷の邊にありけるを、關白御使給つて東國の案內者に召具せられ、相摸國に攻め入り給ひて後、彼僧を御使となされ佐野の城に差向けられ、彼が父祖累代の家人等速に御勢に馳せ加るべきよしを仰せ下さる、城中の兵悉く和尙の旨に隨ふ、左衞門佐氏忠は小田原の城に在り、大貫越中守一人この議に同ぜず、我等初め和尙の仰に隨ひ參らせず、左衞門佐殿を主となし奉る、既に一度主となり從者となりたらん者、今事の切なるに臨みて忽に心を變せん事、是れ勇士の本意にあらず、某に於ては氏忠の御爲に討死仕るべきにて候とて、詰の城に閉ぢ籠る、殘る所の家子郞等、天德寺の和尙を大將として押寄す大貫櫓の上に上り大音あげ某か、る小勢にて如何で戰ふには及ぶべき、命は義に因て輕しとこそ承れ、これ見たまへ人々とて首かき落し死してけり、幾く程なくて北條も亡びぬ、和尙頓て關白の御家人富田左近將監が二男乞ひ受て、父祖の家つがせ修理大夫政綱とぞ名のりける、慶長五年の秋東西の軍起りし時、政綱東國の御方として、おのが城に留りて奧の敵を防ぐ、同き十九年三月大久保相摸守忠隣が緣坐に依て、江戶の城に召し戒められ佐野の城を破却せられ、同六月廿八日信濃國松本に流されて、小笠原兵部大輔秀政に預けられ、佐野の累代の家は絕えてけり、（所領は三萬九千石といふ政綱程なく死し息男二人召返さる今の吉之丞某は其跡なりと云ふ）

●瀧川　本氏木造

○下總守紀雄利は（初は雄親）村上天皇の皇子具平親王の御末、伊勢の國司北畠源大納言顯能卿の嫡男、木造顯俊が七代の孫、左中將俊茂第三の子とぞ聞えける、一說に顯俊七世の孫木造の御所は、北畠參議晴具の三男にて木造の家を繼ぎしなり、此御所に子なくして晴具の子を養ひて家つがす、是れ木造兵庫

頭具之なり、其子左衛門佐具康といふ、下總守は具之の庶子たりと云々、かゝれば村上源氏なり、武家補任を見るに紀氏の由に見ゆ、覺束なし、

雄利は初め父母の命によつて法師となり、木造の現常院に住しけり、然るに此僧身は釋門に入りぬれども、弓馬の家より出でければ、勇謀武略たゞ尋常の人にあらず、されば北畠の家日々に衰へて滅びん時至りぬと知て、舍兄木造左衛門佐具康が戸木の御所と云ふ家の老柘植三郎左衛門尉と謀つて、具康を勸めて北畠に叛き織田殿に隨はしむ、さる程に永祿十二年の五月北畠木造兄弟の家軍起る、

此時の北畠は具教なり、左衛門佐具康は北畠晴具の孫にて具教には甥なり、

信長此隙を伺ひて現常院等案内者となされ、伊勢國に發向し木造助けて北畠と戰ふ、現常院頓て還俗して織田殿の侍大將瀧川一益が後に左近將監と云名字を請て、瀧川兵部少輔と名のる、

瀧川一益は昔義家朝臣後三年の戰に隨ひし伴の四郎傔仗資兼が後にて、近江國甲賀郡大原の住人、守護六角に罪蒙りて織田殿の家に來り仕ふといふ、然れば是は伴氏なり、今瀧川が家紀氏の由に見ゆるは、如何なる故にや、

かくて北畠の具教、終に信長に戰ひ負て中直りし、彼の二男茶筅丸に家讓らんとて子とす、信長かの瀧川兵部少輔柘植三郎左衛門尉二人、同じく御曹司に附けられ、兵部少輔改て三郎兵衛尉と申す、元龜二年の夏具教我が娘御曹司にあはせ、明れば三年の春、元服させ三助信雄と名のらす、三郎兵衛尉かの名の字賜つて雄親とぞ名乘りける、其後に雄利と改む四年の冬信長具教を討て北畠の一族悉く滅し、伊勢の國を奪ひ取て信雄に附けらる、三郎兵衛尉叙爵して下總守になさる、六年の冬伊賀の國の住人福地某、織田殿に心を通じて當國の案内仕らんと望む、信長まづ彼國を信雄に賜ひ軍勢を差向けらる、瀧川下總守丸山の城を賜て當國を打隨へんとす、同き十年の夏織田殿失せ給ひしかば、伊賀國の侍等信雄に叛く則ち討手を差向けらる、下總守まづ音羽の城を攻めて、南北の地を打隨へ猶國中を平げんとす、信雄その功を賞して此年の冬伊賀の國悉く雄親に賜ふ、幾程なくて國中悉くに平ぎぬ、筑前守秀吉かくと聞いて、あつぱ

れ大剛の者なりと感じ給ふこと斜ならず、
此年元日雄親夢に、あざ丸をぬきて月見る今夜かなといふ句を見しといふ、あざ丸は惡七兵衞景清が太刀、今は熱田の宮に在りといふ、
明れば十一年の夏、信雄秀吉に心合せて舍弟三七信孝を滅す、秀吉又信雄を失はんと謀て、先づ彼家人等味方させんが爲に、悉く其人質を請ふ、雄親信雄の命に從て、己が子を參らせたり、秀吉脇坂中務少輔安治して守らせらる、十二年の春信雄始て秀吉の謀を知て軍起さんとする初、雄親脇坂が許に來て妻がいたはり、以の外に侍れば、暫しがほど子息給つて、此世の名殘を惜ませばやと望て、おのが質を取返し伊賀の國に馳せ歸りける、秀吉かくと聞て大に怒り給ひしかば、脇坂手勢廿騎ばかり引具して鞭鐙合せて追ひ懸く、伊賀の國に入て瀧川打參らせたらん者は、勸賞乞ふに依るべしと呼はつて馳せ行く、國人等此處彼處にて馳せ付き〳〵する程に、其夜上野の城に押寄す、雄親かほどに多勢なるべしとは思ひも寄らず、取者も取あへず、城を落て伊勢の國に趣く、信雄頓て松が島の城を賜はりしかば、同三月雄親軍勢引具し押寄せ、彼城攻め取て日置大膳亮と共に籠る、（徳川殿より服部半藏に鐵砲百挺附けて此城に籠められしなり）去程に秀吉信雄亡さんと、伊勢尾張の國々に發向し、軍勢を引分け舍弟美濃守秀長を（後には大和大納言と申せしなり）大將軍として、大名餘多つけて伊勢の國に差向く、秀長まづ松が島の城に押寄す、秀吉自ら尾張の國に向て德川殿と戰ひ、負軍し池田森等を始めとして兵多く討る、味方また嶺澤神戸國府等の城を落さる、瀧川日置防ぎ戰ふこと十四度、寄手の多勢入替〳〵攻めしほどに溜りつべしとも見えず、同四月美濃守秀長、謀を運し城中の男女命助けて、城をば寄手にぞ取つたりける、（伊勢國の侍星合左衞門が娘慶寶といふ比丘尼使して城をさけ渡せしなり）雄親松が島を去て濱田の城に籠る、
此時雄親大船を城中に引き入れしを、秀吉聞召し不審し給ひて其後に下總守を御家人になされし時、尋ね給ひしに、君もし我城を水攻にし給はん時の料に候ひきと申せしかば、大に感じ給ひしとなり、秀吉は水攻を好み給ひ此城又水にて攻めよかんなるが故に、かくは謀りしとなり、
此年十月廿日秀吉信雄中直りし戰を止む、同き十三

年の夏關白秀吉四國の地退治あつて後、伊勢の國神戸の城を信雄に附けらる、信雄彼城を下總守雄利にぞ賜びたりける、（今迄は神戸の城を生駒雅樂頭領せしを讚岐國賜て移りし故なり又此頃下總守は名を改めしなり）同き十八年相摸の北條滅びし時、信雄關白の爲に國奪はれし後、下總守雄利、殿下に召され神戸の城を賜ひ（二萬石）羽柴を名のらせ御相伴衆になされて常に御側に侍らひたり、太閤薨じ給ひし後、慶長五年の秋大坂の奉行等、德川殿失ひ參らせんとせし時、雄利上方に與みして所領の地失ふ、其後關東に召されて常に將軍家に伺候す、（御咄の衆の中なり）同き十五年の秋常陸の國にして所領賜はる、（一萬石）其男勘右衞門尉正利父が跡繼いで大坂前後の戰に從ひ、自らも高名し、手の者共に首切らせて獻る、（自ら首三つ手の者二つと云ふ）其後改めて瀧川と名のり、敍爵して壹岐守となさる身の煩ありて常に籠り居ければ、多くの所領賜はらん事、憚りなきにあらずとて返し獻る、されば今まで領せし五分が一の地賜はりぬ、（二千石）男子なければ土岐山城守定吉が二男養うて子とす、長門守利貞是れなり、

藩翰譜第十二下　終

藩翰譜系圖卷一

松平總系圖

和泉入道殿
御諱信光　一云信光是御道號御諱政親未ㇾ知ㇾ孰是ㇾ
清和天皇皇孫源經基王六代孫贈鎭守府將軍從五位下大炊助義重男得川四郎義季之後ト云

親長　太郎三郎　修理亮

守家　源二郎　和泉守　竹谷祖

左京亮殿
御諱親忠

昌龍（ショウリウ）　安穩寺住持

與副（トモスケ）　彥太郎　佐渡守　方原祖

光重（ミツシゲ）　彥六郎　紀伊守

光英（ミツヒデ）　八郎左衞門尉

元芳（モトヨシ）——彌三郎——外記

忠景（タヾカゲ）　又八郎　主殿助　深溝祖
按忠景當ㇾ係₂元芳之子₁

親則（チカノリ）　源七郎　備中守　長澤祖
一作久親

光親（ミツチカ）　二郎右衞門尉　能見祖

勝家（カツイヘ）　源八郎　美作守

親正（チカマサ）　修理亮

信重（ノブシゲ）　長澤孫三郎

乘元（ノリモト）　源太郎　加賀守　荻生祖

出雲守殿　御諱長親（ナガチカ）

親房（チカフサ）　彌九郎　玄番助

超譽（テウヨ）　知恩院住持

親光（チカミツ）　刑部少輔

長家（ナガイヘ）　安祥左馬助

弘忠（ヒロタダ）　助十郎　右京亮

乘清（ノリキヨ）　源四郎　加賀右衛門　瀧脇松平

藏人殿　御諱信忠（ノブタダ）

信定（ノブサダ）　與一郎　內膳正　櫻井祖

義春（ヨシハル）　甚太郎　右京亮　稱二東條一

利長（トシナガ）　彥四郎　勘解由左衛門尉　藤井祖

親盛（チカモリ）　三郎二郎　右京亮　稱二福釜一

安祥殿　御諱清康（キヨヤス）　奉レ稱二二郎三郎殿一ト

女子　吉良持廣室

信孝（ノブタカ）　與十郎　藏人

廣孝（ヒロタカ）　十郎三郎

贈大納言家　御諱廣忠（ヒロタヾ）　奉レ稱二二郎三郎殿一（ト）　御道號道幹（トウカン）

女子　荻生松平源二郎乘勝室

女子　酒井左衛門尉忠次室　初嫁二長澤松平上野介政忠一云

東照宮　御諱家康（イヘヤス）

女子　酒井備後守忠利室　初嫁二荒川甲斐守義廣一再二嫁筒井紀伊守定昌一云

女子　奥平美作守信昌室　後稱二加納殿一

岡崎殿　諱信康ノブヤス　二郎三郎

女子二人　小笠原兵部少輔秀政室　本多美濃守忠政室

女子　池田參議輝政室　初嫁二北條左京大夫氏直一

結城殿　諱秀康ヒデヤス　越前家祖

台德院殿大相國家　御諱秀忠ヒデタヾ

薩摩守殿　諱忠吉タヾヨシ

女子　淺野但馬守長晟室　初嫁二蒲生飛彈守秀行一

七郎殿　諱信吉ノブヨシ　初稱二武田万千代ト一

上總介殿　諱忠輝タヾテル

松千代殿　慶長四年正月十二日卒六歲

仙千代殿　慶長五年二月七日卒六歲

尾張殿　諱義直（ヨシナホ）　尾張家祖

紀伊殿　諱賴宣（ヨリノブ）　紀伊家祖

水戸殿　諱賴房（ヨリフサ）　水戸家祖

女子　早世

女子　本多中務大輔忠刻室　初嫁ニ右大臣秀賴公ー後稱ニ天樹院殿ー

女子　加賀中納言利常室

女子　越前參議忠直室　後稱ニ高田殿ー

長麿殿　慶長九年九月廿五日卒三歳

女子　京極若狹守忠高室

大猷院殿贈大相國家　御諱家光（イヘミツ）

駿河殿　諱忠長（タヽナガ）

女子　東福門院

會津中將殿　諱正之（マサユキ）　稱二保科一

女子　實水戸中納言頼房卿女　加賀少將光高室　後稱二清泰院殿一

女子　尾張中納言光友卿室

右大臣家萬萬世　御諱家綱（イヘツナ）

甲府殿　諱綱重（ツナシゲ）

龜松殿　慶安二年八月三日卒五歲

館林殿　諱綱吉（ツナヨシ）

鶴松殿　慶安元年七月四日卒二歲

越前

源秀康

童名於義丸

天正十二年冬豐臣關白秀吉養以爲レ子稱二羽柴三河守一
同十三年七月十一日從四位下侍從兼三河守同十六年四月十四日左少將
同十八年六月爲二結城左衞門督藤原晴朝嗣一
慶長二年九月廿八日參議
同八年二月廿五日從三位
同十年七月廿六日權中納言
同十二年閏四月八日薨三十四歲法名淨光院森巖道慰運正

女子

早世

忠直

長吉丸

從四位下侍從兼三河守
慶長十二年九月十日敘任
同十六年三月廿日右少將
元和元年閏六月十九日參議從三位
同九年五月十三日配二流豐後國一剃髮號二一伯一
慶安三年九月十日卒五十六歲法名西巖院相譽蓮友

光長

仙千代丸

寬永六年四月廿三日從四位下左少將兼越後守
慶安四年十二月廿五日從三位右中將

綱賢

德千代丸

承應二年十二月廿二日從四位下侍從兼下野守
寬文六年十二月廿八日任少將
延寶二年正月晦日卒四十二歲

忠昌（タダマサ）　虎之助
正五位下侍從兼伊豫守
元和元年正月十一日敍任同月廿七日從四位下
寛永三年八月十九日參議正四位下
正保二年八月朔日卒四十九歳

女子　高松好仁親王室

女子　九條關白道房公室

女子　家人小栗美作正矩妻

長頼（ナガヨリ）　松千代　永見市正
寛文七年八月十六日卒三十八歳

長良（ナガヨシ）　熊千代　永見大藏

女子　松平出羽守綱隆室

光通（ミツミチ）　萬千代丸
正保二年十一月晦日從四位下侍從兼越前守
慶安元年十二月廿二日任ニ少將一
延寶二年三月廿四日卒三十九歳

女子　松平越前守光通室

女子　伊達遠江守宗利室

綱國（ツナクニ）　萬德丸
實永見市正長頼男
延寶三年十一月廿三日從四位下侍從兼三河守

女子　松平信濃守綱茂室

直堅（ナホカタ）　權藏
備中守從五位下
延寶三年十二月廿六日敍任

女子　松平長門守秀就室

女子　松平大膳大夫綱廣室

昌勝（マサカツ）　仙菊丸
中務少輔從五位下
慶安元年十二月廿六日叙任
寛文三年十二月廿八日從四位下中務大輔

昌興（マサオキ）　仙鐵

長松　早世

德松　早世

昌親（マサチカ）　福松　辰之助
兵部少輔從五位下慶安四年十二月廿八日叙任寛文三年十二月廿八日從四位下兵部大輔延寶二年五月繼二兄光通後一同年十二月廿九日侍從
同四年十二月廿一日隱居

綱昌（ツナマサ）　仙菊
實中務大輔昌勝嫡男
延寶三年十一月廿三日從四位下侍從兼越前守
同八年七月十八日左少將

女子　土井信濃守利直妻

女子　本多飛驒守重昭妻離別　再嫁飛鳥井左中將雅直

直政（ナヲマサ）　河内丸　國麻呂
出羽守從五位下
元和五年六月叙任
同九年八月六日從四位下
寛永三年八月十九日侍從
寛文三年六月三日從四位上左少將
同六年二月三日卒六十六歲

綱隆（ツナタカ）　久松丸
慶安四年十二月廿六日從四位下信濃守
寛文六年十二月廿八日侍從兼出羽守
延寶三年閏四月朔日卒四十五歲

某　辨之助
寛文十年二月八日早世十四歲

女子　有馬中務大輔頼元室

綱通（ツナミチ）　万之助　初綱周（ツナチカ）又綱近（ツナチカ）
延寶元年十二月廿一日從四位下甲斐守
同三年十二月廿七日侍從兼出羽守

女子　松平式部少輔近時室

某　幸若丸　頓母

女子　田村右京大夫宗永妻

女子　戸田孫十郎光澄妻

吉松丸
慶長十四年正月三日夭六歳

近榮（チカヨシ）　大助
從五位下上野介
承應元年十二月二十八日叙任

近時（チカトキ）　大助
式部少輔從五位下
延寶元年十二月廿六日叙任

女子
松平大和守直矩室

女子
佐竹右京大夫義處室

隆政（タカマサ）　他人丸　右近
從五位下右近大夫
寛文二年十二月廿七日叙任
延寶元年二月四日卒二十六歳

直高（ナホタカ）　岩千代　賴母　初直能（ナホヨシ）
實隆政弟
美作守從五位下
延寶七年十一月廿八日叙任

藤松丸　早世

女子
京極甲斐守高任妻

女子

直基（ナホモト）　初結城五郎八
寛永三年八月十九日從四位下大和守
正保二年十二月晦日侍從
慶安元年八月十五日卒四十五歲

直良（ナホヨシ）　長光丸
初直久成政直富
寛永三年八月十九日從四位下土佐守
正保三年十二月晦日侍從兼但馬守
延寶六年六月廿六日卒七十五歲

直矩（ナホノリ）　藤松丸
永應三年十二月廿六日從四位下大和守
寛文八年十二月廿七日侍從

女子
松平上野介近榮妻

女子
有馬伊豫守豐範妻

直明（ナホアキラ）　左門
初富明
從五位下若狹守
寛文九年十二月廿五日叙任
延寶三年十二月廿七日從四位下

基知（モトトモ）　久太郎

矩榮（ノリヨシ）　源之助

直常（ナホツネ）　松千代　處二郎

吉松丸
慶長十四年正月三日夭六歲

近榮（チカヨシ）　大助
従五位下上野介
承應元年十二月二十八日叙任

女子　松平大和守直矩室

女子　佐竹右京大夫義處室

隆政（タカマサ）　他人丸　右近
従五位下右近大夫
寛文二年十二月廿七日叙任
延寶元年二月四日卒二十六歲

近時（チカトキ）　大助
式部少輔従五位下
延寶元年十二月廿六日叙任

直高（ナホタカ）　岩千代　賴母　初直能（ナホヨシ）
實隆政弟
美作守従五位下
延寶七年十一月廿八日叙任

藤松丸　早世

女子　京極甲斐守高任妻

女子

直基（ナホモト）　初結城五郎八
寛永三年八月十九日従四位下大和守
正保二年十二月晦日侍従
慶安元年八月十五日卒四十五歳

直良（ナホヨシ）　長光丸
初直久成政直富
寛永三年八月十九日従四位下土佐守
正保三年十二月晦日侍従兼但馬守
延寶六年六月廿六日卒七十五歳

直矩（ナホノリ）　藤松丸
永應三年十二月廿六日従四位下大和守
寛文八年十二月廿七日侍従

女子　松平上野介近榮妻

女子　有馬伊豫守豊範妻

直明（ナホアキラ）　左門
初富明
従五位下若狭守
寛文九年十二月廿五日叙任
延寶三年十二月廿七日従四位下

基知（モトトモ）　久太郎

矩榮（ノリヨシ）　源之助

直常（ナホツネ）　松千代　處二郎

尾張

源義直（ヨシナホ）童名五郎太郎初義知　義利　德川右兵衛督　慶長九年正月五日正五位下　十一年八月十一日從四位下右兵衛督　十六年三月廿日參議從三位　元和三年七月十九日權中納言　寬永三年八月十九日從二位權大納言　慶安三年五月七日薨五十一歲謚敬公

光友（ミツトモ）五郎太郎　初光義
寬永七年五月三日從五位上
同十年九月五日右兵衛督從四位下
寬永十七年三月四日參議兼中將同七月十一日從三位
承應二年八月十二日正三位中納言

女子　廣幡大納言忠幸室

綱誠（ツナノブ）五郎太郎　初綱義
右兵衛督從四位下
明曆三年四月五日叙任
寬文三年十二月二十七日從三位權中將

義行（ヨシユキ）源二郎
從四位下左少將兼攝津守
寬文六年十二月廿八日叙任

義則（ヨシノリ）次郎太
從四位下左少將兼出雲守
寬文六年十二月廿八日叙任

五郎八郎
延寶六年九月朔日早世五歲

女子
松平安藝守綱長室
實廣幡大納言忠幸女

女子
有馬中務大輔賴元室
實父同上

女子
織田伊豆守長通室

紀伊

源頼宣(ヨリノブ) 初頼将(ヨリマサ) 童名長福丸 徳川常陸介 慶長十一年正月五日正五位下 同年八月十一日從四下常陸介 十六年三月二十日參議兼右中將從三位 元和三年七月十九日權中納言 寛永三年八月十九日從二位權大納言 寛文七年五月二十二日隱居 同十一年正月十日薨七十歲法名南龍院顗永天晃

光貞(ミツサダ) 長福丸 常陸介 寛永八年五月三日從五位上 同九年七月七日常陸介 同十七年三月二十九日參議 兼左中將同七月十一日從三位 寛文八年十二月二十二日中納言 同九年正月十日正三位

頼純(ヨリスミ) 久松丸 承應三年十二月二十五日從四位下少將兼左京大夫

女子 一條關白冬經公室

女子 上杉彈正大弼綱憲室

綱教(ツナノリ) 長光丸 常陸介 寛文十二年五月十八日常陸介 延寶四年十二月二十五日從三位權中將

女子

頼路(ヨリミチ) 大七郎 延寶三年十二月二十七日從四位下侍從兼豐後守

女子 松平左兵衛督信平室

女子 松平相模守光仲室

修理 寛永十三年十一月十八日早世四歲

女子

頼廉（ヨリカド） 源之助 早世

頼雄（ヨリヲ） 大之助

水戸

源頼房（ヨリフサ）　童名鶴千代丸　徳川左衛門督　慶長十四年正月五日正五位下左衛門督　十六年三月二十日右少將從四下　元和六年八月二十一日參議兼左中將正四位下　寛永三年八月十九日從三位權中納言　同四年正月七日正三位　寛文元年七月二十九日薨五十九歲諡二威公一

光圀（ミツクニ）　鶴千代丸　左衛門督
寛永十三年七月六日從四位下左衛門督
同十七年三月四日正四位下右中將同七月十一日從三位
寛文二年十二月二十一日參議

頼重（ヨリシゲ）　實長男　竹丸
從五位下右京大夫寛永十五年十一月二日叙任
同十七年三月四日從四位下侍從
明曆二年正月二十八日從四位上少將
寛文二年正月二十六日讃岐守
同十三年二月十九日隱居號二龍雲軒源英一

綱方（ツナマサ）　初頼世　松千代　左衛門督　實讃岐守頼重男
寛文三年十二月二十七日正四位下少將
同十年正月二十二日卒二十三歲　諡靖伯

綱條（ツナエダ）　采女　實讃岐守頼重二男
寛文十一年十二月二十五日正四位下少將

頼常（ヨリツネ）　鶴松　兵部　實光圀卿男
寛文五年十二月二十七日從四位下侍從兼右京大夫
同十三年二月十九日讃岐守

女子五人
細川越中守綱利室　有馬玄蕃頭頼利室
興正寺僧正圓超室　鷹司右大將兼熙室
大久保主計頭某妻

頼元（ヨリモト）　童名兒麿　丹波
正保三年十二月晦日從四位下侍從兼刑部大輔

頼隆（ヨリタカ）　右近　初頼安
正保三年十二月晦日從四位下侍從兼播磨守

頼章（ヨリアキラ）　圖書

頼剛（ヨリカタ）　頼母

某　龜千代早世

女子二人　松平主膳正信利妻　本多飛驒守重益妻

頼貞（ヨリサダ）　大學
延寶四年十二月二十六日從四位下大學頭

政武（マサタケ）　小二郎　本多中務大輔政長養子

女子

女子二人　水谷出羽守勝賢妻　松平壹岐守仲時妻

頼良（ヨリヨシ）　後頼方　右近
延寶四年十二月二十六日從四位下右近大夫
同六年四月四日卒十八歲

賴利（ヨリトシ）　求馬

賴雄（ヨリナ）　藤吉郎　豐後　一學

賴以（ヨリモチ）　伊織

房時（フサトキ）　權佐

重義（シゲヨシ）　雜賀孫一

女子六人　本多出雲守政利妻　松殿右大臣道昭室　鎌倉英勝寺尼　松平駿河守康兼妻　宇都宮下野守隆綱妻　山邊土佐守義政妻

（賴利の子）

賴寧（ヨリヤス）　龜之助　延寶七年十二月七日從四位下肥後守

賴之（ヨリユキ）　七丸

女子二人　水戸家人白井忠左衞門信胤妻　保田越前守某妻

賴道（ヨリミチ）　靱負

女子　堀田宮内一之妻

保科

源正則（マサノリ）　甚四郎　彈正忠　筑前守　源賴信朝臣三男井上掃部助賴秀之後云
生二信州高井郡保科一

正俊（マサトシ）　甚四郎　彈正忠　筑前守　文祿二年月日卒八十三歲

正直（マサナホ）　甚四郎　越前守　彈正忠　慶長六年九月二十九日卒六十歲

正光（マサミツ）　甚四郎　肥後守從五位下　文祿二年叙任　寬永八年十月七日卒七十一歲

正賴（マサヨリ）　虎菊丸
從四位下侍從兼長門守承應三年十二月二十五日叙任
明曆三年二月朔日卒十八歲

正之（マサユキ）　幸松丸

實台德院殿御三男
寛永八年十一月二十八日從五位下肥後守
同九年十二月二十八日從四位下
同十一年七月十六日侍從
正保二年四月二十一日左少將
同年七月十四日從四位上
承應二年十月二十八日中將
同年十一月十七日正四位下
寛文九年四月二十七日致仕
同十二年十二月十七日卒六十二歳號ニ土津靈社一

正經（マサツネ）　大助

從四位下侍從兼筑前守
萬治二年十二月二十七日叙任

正純（マサスミ）　新助

從五位下東市正
寛文四年十二月二十八日叙任
同十一年七月二十日卒二十歳

女子三人

上杉播磨守綱勝室
松平加賀守綱紀室
稻葉丹後守正通室

正信（マサノブ）　十四郎

實正之朝臣四男

正重（マサシゲ）

靫負　母東照宮異父同母御妹　久松佐渡守俊勝長女　寛永十三年八月二十三日卒

女子

安部攝津守信盆室　母同上

女子

東照宮御養女　黑田筑前守長政室　母同上

正貞（マササダ）　甚四郎　母同上

從五位下彈正忠
慶長十年四月叙任
寛文元年十一月朔日卒七十四歳

正景（マサカゲ）　甚四郎

越前守從五位下
萬治元年閏十二月晦日叙任後彈正忠

正祥（マサヨシ）　喜三郎

兵部少輔從五位下
延寶七年十二月二十八日叙任

女子　小出大和守吉英室　母同上

女子　加藤式部少輔明成室　母同上

氏重（ウジシゲ）　北條出羽守　母同上
北條左衞門大夫氏勝養子

正英（マサヒデ）　主水

甲府

源綱重　長松丸
承應二年八月十二日從四位下左馬頭
同年十月七日正三位左近衛權中將
寬文元年十二月二十八日參議中將如元
延寶六年九月十四日薨三十五歲

綱豐　左近　虎松丸
延寶四年十二月十一日從三位右近衛權中將
同八年八月十八日參議中將如故
同九月六日正三位

牛松
寬文十三年六月十七日夭

館林

源

徳松丸
承應二年八月十二日從四位下右馬頭
同年十月七日正三位右近衛權中將
寬文元年十二月二十八日參議中將如レ元

女子
鶴姫

徳松丸

源與副（トモスケ） 彦太郎 佐渡守 三州方原住人
和泉入道殿第五男云
永正某年十二月二十一日卒法名玉峯院信譽光忠

貞副（サダスケ） 兵衛太郎 兵衛大夫
享祿四年四月二十六日卒

親忠（チカタダ） 彌太郎 佐渡守
天文十年十月三日卒

家廣（イヘヒロ） 又七郎
左近將監元龜二年二月二十九日卒

家忠（イヘタダ） 又七郎 紀伊守
天正十年十月六日卒

家房（イヘフサ） 新助 勘右衞門
石川勘介政長松平次右衞門廣政等祖

女
鳥居彦右衞門元忠妻

家信（イヘノブ） 紀太郎 初家副（イヘスケ） 又七郎
紀伊守從五位下
慶長十五年正月二十六日敍任
寛永十一年七月二十二日從四位下
同十五年正月四日卒七十四歲

康信（ヤスノブ） 又七郎
從五位下若狹守
慶長十七年十二月日敍任
從四位下
同九年九月二十九日致仕
入道號別峯

典信（ノリノブ） 又七郎
大和守從五位下
慶安四年十二月二十八日敍任
明暦元年四月駿河守
寛文十二年十一月二十四日卒
四十四歲

信利（ノブトシ） 又七郎
從五位下主膳正
延寶元年十二月二十八日敍任
同四年十一月二十八日卒十八歲

女子三人
足助某妻
加々爪甚十郎忠澄妻
松平内記清定妻

秀勝（ヒデカツ）　助十郎　後勝信
松平助十郎正勝養子
從五位下丹後守
寛文九年七月致仕
延寶元年四月朔日卒七十三歳

氏信（ウヂノブ）　大學　修理
從五位下修理亮
寛永八年十二月二十九日叙仕
後改ニ內藏允左馬允ニ伯耆守
延寶五年四月二十五日致仕

昭信（アキノブ）　五郎八郎　內藏允
山城守從五位下
松平丹後守勝信養子
先勝信而卒

親信（チカノブ）　杢助
從五位下石見守

英信（フサノブ）　求馬
從五位下壹岐守
慶安四年八月十六日叙仕
明暦二年四月二十九日卒二十三歳

女子二人
松平市正重頼妻
土屋相模守政直妻

氏清（ウヂキヨ）　大學
勘解由依ㇾ病籠居

信孝（ノブナリ）　助十郎　大藏
但馬守從五位下
松平丹後守勝信養子

信茲（ノブシゲ）　九十郎　後信庸
豐前守從五位下
繼兄信利後
延寶八年八月十八日叙仕

女子八人
永井伊賀守尙庸妻
松平丹波守光永妻
內藤志摩守忠政妻
戸田和泉守重恒妻
松平石見守乗成妻
眞田彈正忠信就妻
松平長門守員昌妻
中山市正信治妻

信忠（ノブタヾ） 新九郎

某 市之丞

信昌（ノブマサ） 又左衞門

晃玄（クハウゲン） 三井寺勝仙院

女子三人
井伊兵部少輔直好妻
松平內記淸定妻
石川勘介信房妻

正方（マサノリ） 久貝彌右衞門
外祖久貝忠左衞門正世養子

氏辰（ウヂトキ） 長五郎
備後守從五位下

女子三人
渡邊越中守正綱妻
本多大膳某妻
能勢治左衞門某妻

松平　深溝

和泉入道殿第七男
源元芳　彌三郎　外記　文明十七年七月十四日卒法名源功

長勝　彌九郎　後元心

忠景　又八郎　主殿助　大炊助

忠定　又八郎　大炊助　始住三州深溝城　享祿四年六月九日卒六十九歲

好景　又八郎　大炊助　永祿四年四月十五日於三州長良戰死四十四歲

伊忠　又八郎　主殿助　天正三年五月二十一日於三州鳶巢山戰死三十九歲

斯定　與左衛門

女子三人　小笠原丹波守信古妻　阿部大藏正澄妻　松平備後守清宗妻

康宣　勘解由　一作景定

定清　十郎左衛門

景行　新八郎

忠春　久太夫

定政（サダマサ） 孫十郎 永祿四年四月十五日以上兄弟五人於二長貝一戰死 孫大夫重次孫右衞門等祖

家忠（イヘタヾ） 又八郎 主殿助
慶長五年八月朔日於二伏見城一戰死四十六歲

伊長（コレナガ） 新二郎

忠長（タヾナガ） 十三郎
八郎左衞門

忠勝（タヾカツ） 十郎左衞門

松意法師

女子四人
松平甚太郎家忠妻
松平八郎三郎康孝妻
戸田土佐守尊次妻
松平孫十郎元勝妻

忠利（タヾトシ） 又八郎
主殿頭從五位下
慶長九年六月二十三日敍任
寬永九年六月五日卒五十一歲

忠貞（タヾサダ） 長三郎 宗兵衞
元和五年六月二十四日死三十二歲

忠一（タヾカズ） 庄九郎
元和元年五月七日於二大坂一戰死二十六歲

忠房（タヾフサ） 五郎八
主殿頭從五位下
寬永十二年十二月晦日敍任

忠高（タヾタカ） 長三郎

忠治（タヾハル） 彥兵衞

好房（ヨシフサ） 右近 後忠茂
大炊頭從五位下
寬文二年十二月二十七日敍任
同九年六月二十三日卒二十一歲

忠倫（タヾトモ） 藤松 左門
右京亮從五位下
延寶二年十二月二十七日敍任

忠大（タヾテ） 助四郎

女子

景治（カゲハル） 又右衞門

貞友（サダトモ） 又四郎

忠(タヾ)重(シゲ)　三郎兵衛
寛永二年六月六日死

忠(タヾ)隆(タカ)　掃部　一名忠(タヾ)政(マサ)
兵庫頭從五位下
元和六年正月十一日叙任
寛永二年九月二十六日卒三十二歲

女子三人
吉良上野介義定妻
松平志摩守重成妻
松平外記忠實妻

忠(タヾ)行(ユキ)　庄九郎

忠(タヾ)冬(フユ)　權兵衛　與右衛門
從五位下隼人正

貞(サダ)安(ヤス)　三郎四郎

伊(コレ)行(ユキ)　理兵衛

重(シゲ)行(ユキ)　庄八郎

女子　戸田權九郎妻

忠(タヾ)重(シゲ)　吉之助

某　友之助

女子　渡邊安藝守綱高妻

松平　能見

源光親　二郎右衛門尉　三州能見住人　和泉入道殿第十御男云
天文五年四月十五日死法名本光院聖譽淨賢

重親（シゲチカ）　傳七郎　二郎左衛門
永祿元年正月十日卒

重長（シゲナガ）　阿知波右衛門

重治（シゲハル）　阿知波右衛門

女子　本多中務少輔忠勝妻

重吉（シゲヨシ）　能見二郎右衛門
天正八年八月二十七日死八十三歲

重利（シゲトシ）　傳一郎　初親吉　重昌
永祿三年五月十八日於二尾州房山一戰死二十四歲

昌利（マサトシ）　傳左衛門

昌吉（ヨシ）　庄左衛門

昌重（シゲ）　五郎兵衛

昌信（ノブ）　傳六郎

昌光（ミツ）　傳左衛門

重貞（シゲサダ）　般若助　一作二重茂一
永祿元年四月五日於二三州寺部一戰死十七歲

重次（シゲツグ）　十平

重勝（カツ）　傳三郎　二郎右衞門
越前守從五位下　慶長八年二月十二日叙任　同十七年十二月二十三日改二大隅守一元和六年十二月十四日卒七十二歲

女子　松平因幡守康元室

親友（チカトモ）　圖書

忠友（タヾトモ）　二郎右衞門
一作二忠恒一
享祿元年六月七日死

忠隆　新助
一作二忠澄一

忠綱（ツナ）　新助

親次（チカツグ）　淸左衞門

重弘（シゲシロ）　鈴木權兵衞

忠次（タヾツグ）　淸左衞門

親正（マサ）　新助

重忠（シゲタヾ）　傳三郎
一名重政生國三河
從五位下丹後守
寬永三年七月十一日卒五十七歲

重直（ナホ）　長門
實小笠原兵部少輔秀政四男
從五位下市正
後任二丹後守一
寬永十九年十一月二十八日卒四十二歲

重頼（ヨリ）　初直吉又直次
從五位下東市正
寬永二十年十二月二十九日叙任

女子　一柳右近直興妻

直之（ナホユキ）　千勝　主馬
後重實　重賢
從五位下志摩守
萬治三年十二月十八日叙任

重興（オキ）　源五郎

女子二人
屋代越中守忠正室
養子重直室

重長（シゲナガ）　修理　圖書

重花（シゲモト）　主税

直政（ナホマサ）　織部
兵庫頭從五位下
慶安四年八月十六日叙任

直勝（カツ）　主水
五郎左衛門

女子
織田對馬守長貞妻

重次（シゲツグ）　傳五郎
從五位下淡路守
元和元年正月五日卒四十二歳

勝廣（カツヒロ）　傳五郎　生國越後
美濃守從五位下

女子二人
品川式部少輔高如妻
塚原治左衛門某妻

重仲（シゲナカ）　忠二郎

女子
松平宇右衛門某妻

重則（シゲノリ）　半十郎　内膳　生國三河
從五位下内膳正
寛永三年十二月叙任後大隅守
同十八年十二月二十七日卒六十三歳

重政（シゲマサ）　太郎八　内匠　忠左衛門　生國武藏
玄蕃頭從五位下
萬治三年十二月二十八日叙任
後任内匠頭
寛文二年九月二日卒四十歳

重利（シゲトシ）　傳二郎　忠左衛門
寛文五年三月十四日卒八歳家絶

重信（シゲノブ）　生國三河　彌吉

勝隆（カツタカ）　忠左衞門　生國駿河
從五位下市正
元和三年十二月叙任後出雲守
寬文二年九月晦日致任
同六年二月三日卒七十八歲

女子　岩瀨市兵衞氏興妻

女子三人　西鄕孫六郞延員妻
神保左京茂明妻
松平出雲守勝隆養女

忠勝（タヾカツ）　傳三郞
實品川式部少輔高如長男
宮內少輔從五位下
明曆三年十二月二十七日叙任
寬文二年十月出雲守
同五年十二月山城守

女子　伊藤甚太郞長治妻

重宗（シゲムネ）　傳三郞
但馬守從五位下
延寶七年十二月二十八日叙任

伊氏（コレウヂ）　品川內膳繼ニ外祖家一

重好（シゲヨシ）　圖之助

女子二人　酒井伊勢守忠倫妻
本多備前守忠將妻

松平　荻生一作二大給一

源乘元ノリモト　源太郎　加賀守　三州荻生住人　左京亮殿第一御男
天文六年四月十五日卒九十二歳　法名宗忠

乘正マサ　源二郎　左近大夫
天文十年四月朔日卒六十二歳

乘清キヨ　源三郎　右衛門八正武祖

乘次ツグ　加賀右衛門

乘勝カツ　源二郎
大永四年十一月廿日死二十九歳

親乘チカノリ　源二郎　和泉守
左近大夫號二荻生少目一
天正五年八月廿一日卒六十三歳

乘之ユキ　治右衛門

眞乘サネ　源二郎　左近大夫
天正十年三月十四日卒三十七歳

家乘（イヘ）　源二郎
従五位下和泉守
慶長元年五月敍任
同十九年二月十九日卒四十歲

乘壽（ナガ）　源二郎
従五位下和泉守
元和元年正月廿七日敍任
従四位下
慶安四年八月十六日侍從
承應三年正月廿六日卒五十五歲

乘員（カズ）　助三郎　牛之助

女子四人
増山彈正忠正利妻
堀　周防守親貞妻
松平内匠頭乘宗妻
小笠原大和守長宣妻

乘久（ヒサ）　源二郎
宮内少輔従五位下
正保三年十二月晦日敍任
承應三年十二月十四日和泉守

乘政（マサ）　稱二石川一
美作守従五位下
慶安四年八月十六日敍任
承應二年十月能登守
寛文三年美作守

乘高（タカ）　源二郎
宮内少輔従五位下
寛文四年十二月廿八日敍任

乘春（ハル）　主水

安乘（ヤス）　三五郎

知乘（トモ）　四郎五郎

乘門（カド）　半彌

乘清（キヨ）　乙之助

好乘（ヨシ）　是之助

乘紀（タダ）　吉十郎

女子
松平阿波守信孝妻

- 直次（サネツグ）　二郎三郎
  縫殿頭從五位下
  元和元年叙任
  正保三年九月十四日卒七十歲
  - 乘次（ノリツグ）　右近弟　左七郎
    縫殿頭從五位下
    寬文二年十二月廿七日叙任
    - 乘盛（モリ）　右近
      從五位下石見守
      寬文二年十二月廿八日叙任
    - 貞乘　求馬
    - 女子四人
      桑山伊兵衞貞代妻
      天方藤十郎某妻
      酒井伊勢守忠倫妻
      本多三郎兵衞某妻
  - 乘眞（サネ）　友之助　左近
    實內藤石見守信廣二男
    肥前守從五位下
    寬永九年十二月六日叙任
    - 乘綱（ツナ）
      內匠頭從五位下
      - 女子
    - 女子
  - 女子
    畠山下總守義重妻

- 知乘（トモ）　內匠
  但馬守從五位下
  元和六年閏十二月叙任
  萬治二年八月八日卒
  - 乘宣（ノブ）　內膳　傳兵衞
    - 乘宗（ムネ）　新八郎
  - 乘英（ヒデ）　傳右衞門
  - 乘武（タケ）　一學　主馬
  - 乘實（サネ）　宗七郎
- 女子二人
  大久保右京亮敎勝妻
  知久內藏助直政妻

- 親清（チカキヨ） 傳藏　左衛門尉四十歳卒
  - 近正（チカマサ） 五左衛門　慶長五年八月朔日於伏見城戰死五十四歳
    - 一生（カツナリ） 新二郎　五左衛門　慶長九年四月卒　三十五歳
    - 近次（チカツグ） 五郎右衛門　從五位下若狹守慶長十一年五月改易
    - 正吉（マサヨシ） 五郎左衛門
- 成重（ナリシゲ） 松千代　五左衛門　從五位下右近將監　慶長十二年叙任　寛永十一年九月十六日卒四十歳
  - 重直（シゲナホ） 伊織
  - 生政（ナリマサ） 杢助　後近憲
  - 女子　皆川又七郎廣隆妻
  - 忠昭（タヾアキラ） 太郎　主税　從五位下左近將監　寛永十七年十二月廿九日叙任　延寶四年二月廿七日致仕
    - 昭重（アキシゲ） 虎之助　筑前守從五位下　萬治三年十二月廿八日叙任　寛文九年十二月對馬守
      - 昭貞（アキサダ） 巳之助　從五位下筑前守　延寶七年十二月廿八日叙任
    - 昭利（アキトシ） 織部　從五位下大學頭　延寶四年十二月廿六日主計頭
    - 昭政（アキマサ） 仁右衛門
    - 女子三人　中根大隅守正則妻　岡部阿波守曹朗妻　土岐大膳賴直妻
  - 勝廣（カツヒロ） 早世
  - 市正　寛永八年十二月廿七日卒十六歳
  - 爲季（タメスヱ） 源右衛門　後一重

松平　櫻井

源信定（ノブサダ）　與一郎　內膳正　三州櫻井城住人
出雲守殿第二御男　天文七年十一月廿七日卒　法名一心道見

清定（キヨサダ）　與一郎　內膳正
天文十二年十月三日卒

女子四人
松平大炊助忠定妻
松平上野介康忠妻
松平源二郎親乘妻
水野下野守信元妻
一云尾州森山殿妻

家次（イヘツグ）　與一郎　監物
永祿七年七月廿九日卒廿九歲

女子
松平大炊助好景妻

忠正（タヾマサ）　與一郎
天正五年七月廿日卒三十四歲

家廣（イヘヒロ）　龜千代　與一郎　內膳正
繼二叔父忠吉後一慶長六年六月十四日卒廿五歲

忠吉（タヾヨシ）　與二郎
繼二兄忠正後一
天正十年六月廿四日卒廿四歲

信吉（ノブヨシ）　勘四郎　伊豆守
爲二藤井松平伊豆守信一養子一

忠頼（タヾヨリ）　左馬允　家廣卒無子故當流爲二嫡家一
慶長十四年九月廿九日爲二久米左平次一被レ殺廿八歲

忠廣　七十郎

女子　菅沼織部正定盈妻

忠重（シゲ）　與一郎
大膳亮從五位下
寛永十六年二月十二日卒三十九歳

忠直（ナホ）
從五位下淡路守
元和六年閏十二月八日叙任
正保三年九月十二日卒四十五歳

忠政

忠親（チカ）　萬之助　後忠俱
遠江守從五位下
正保三年十二月晦日叙任

女子　織田上野介信勝妻

忠氏（ウヂ）　三七郎
從五位下　監物

忠成（ナリ）　宮內

忠治（ハル）　左門

女子二人
青山丹後守幸通妻
武田與左衛門信安妻

忠保（ヤス）　與一郎
筑後守從五位下
寛文五年十二月廿七日叙任

某　八郎

女子　田中主殿頭定賢妻

忠榮（ヨシ）　主稅

忠知（トモ）　新右衛門

忠勝ツ　長七郎　松平隱岐守定勝養子

忠久ヒサ　因幡守從五位下屬ニ駿河大納言殿ニ其後流人　寛文十年九月朔日爲ニ御家人ニ任ニ隼人正ニ　延寳四年七月九日卒七十二歲

忠好ヨシ　左京進

忠利トシ　織部正　從五位下壹岐守　明曆三年四月十三日卒五十一歲

松平　藤井

源利長（トシナガ）　彦四郎　勘解由左衛門尉　三州藤井城住人出雲守殿第四御男
永祿三年五月十五日於尾州丸根戰死　法名龍德院喜春樹祥

信一（ノブカツ）　勘四郎　從五位下伊豆守
慶長六年叙任　同九年十二月從四位下尋致仕
寛永元年七月十六日卒年八十六歲

信吉（ヨシ）　勘四郎
實櫻井與二郎忠吉嫡男
從五位下安房守　伊豆守
慶長九年十二月叙任
元和六年八月朔日卒

忠國（タダクニ）　勘四郎
山城守從五位下
慶長十四年十二月廿二日賜諱字
同十九年正月廿九日叙任
萬治二年二月廿日卒六十三歲

信久（ノブヒサ）　勘四郎
伯耆守從五位下
寛永二十年十二月廿九日叙任
承應元年四月八日卒二十四歲

信之（ユキ）　治郎四郎
從五位下日向守
承應二年十二月廿八日叙任

信重（シゲ）　勘助　三之助
從五位下志摩守

忠之（タダユキ）　彦四郎

信道（ミチ）　二郎四郎

女子三人
戸田采女正氏定妻
植村出羽守家政妻
遠藤右衛門佐常信妻

信興　勘助

女子

女子
秋田河内守俊季妻

忠晴（タダハル）
從五位下伊賀守
元和元年正月廿七日叙任
寛文七年閏二月九日致仕
同　九年三月廿三日卒七十二歲

信親（チカ）
一學　圖書頭從五位下依レ病籠居

慈純（ジジュン）
尊勝院大僧正日野大納言弘資養子

女子八人
松浦肥前守鎭信妻
保科彈正忠正景妻
內藤左京亮義泰妻
松平伊賀守忠昭妻
八幡田中法印妻
酒井伊豫守忠興妻
本多備前守忠將妻
堀田對馬守正英妻

忠俊（トシ）
刑部少輔從五位下
正保二年十二月十三日卒

忠昭（アキラ）
權之助
支番頭從五位下
寛文八年十二月廿七日叙任
後任ニ伊賀守一

忠易（ヤス）
與十郎
從五位下阿波守
延寶七年十二月廿八日叙任

松平　長澤

源正綱 長四郎　從五位下右衛門大夫　和泉入道殿之御子　備中守久親後亂　松平甚右衛門尉正次男
實源三位入道頼政孫大河內源七顯綱末葉大河內金兵衛尉秀綱二男蒙二
東照宮仰一繼二長澤家一爲二甚右衛門尉正次嗣一慶安元年六月廿二日卒

信綱 長四郎
從五位下伊豆守
實正綱兄大河內金兵衛尉久綱嫡男
元和元年七月一日敍任
寛永十一年閏七月廿九日
從四位下
同廿年十四日侍從
寛文二年二月十六日卒六十七歲
法名松林院乾德全梁

利綱 左門
從五位下佐渡守
正保元年六月十七日卒

輝綱 主殿
甲斐守從五位下
寛永十二年十二月晦日敍任
寛文十一年十二月十二日卒五十二歲

信輝 龜千代 初晴綱
從五位下伊豆守
寛文十二年十二月廿八日敍任

輝貞 酒之丞

吉綱 右京

直綱 内記 後改二信定一
伊勢守從五位下

信興 初秀綱 三左衛門
美濃守從五位下
慶安四年八月十六日敍任
明曆三年十月因幡守

治綱 頼母 一作堅綱

女子三人
酒井攝津守忠當妻
土井遠江守利隆妻
松浦壹岐守任妻

隆綱（タカ）　主膳　後正信
備前守從五位下
慶安元年十二月晦日叙任

則綱（ノリ）　政久　後一學
從五位下彈正忠
延寶元年十二月廿八日叙任

某　萬二郎

女子三人

正光（マサミツ）　造酒　早也

季綱（スエ）
紀伊守從五位下

女子五人
土屋民部少輔利直妻
榊原越中守照清妻
堀肥前守直朝妻
本多越前守利長妻
三宅能登守康時妻

水野

源經基（ツネモト）王 —— 二男 滿政（ミツマサ） 鎭守府將軍 武藏陸奥等守 —— 忠重（タヾシゲ） 刑部大輔 從四位下 —— 定宗（サダムネ） 駿河守

重宗（シゲムネ） 佐渡守 —— 重實（ザネ） 佐渡守 —— 重遠（トホ） 信濃守 —— 重房（フサ） 小河三郎 左衛門尉

重清（キヨ） 小河又三郎 —— 清房（フサ） 又三郎 天福比人 —— 雅經（マサツネ） 下野守 文永元年八月廿五日卒 —— 雅繼（マサツグ） 下野二郎 弘安元年十一月卒

胤雅（タネマサ） 下野守 弘安比人 —— 光氏（ミツウヂ） 下野九郎入道 元亨年間人 —— 正房（マサフサ） 小河下野 又次郎 觀應比人 —— 信忠（ノブタヾ） 中務少輔

信安（ヤス） 左馬助 —— 信義（ヨシ） 土佐守 —— 信重（シゲ） 水野又二郎 土佐守 —— 忠義（タヾヨシ） 水野九郎次郎 下野守

貞守（サダモリ） 水野九郎次郎 藏人 長享元年五月十八日卒五十一歲 —— 堅正（カタマサ） 彦三郎 右衛門大夫 永正十一年十月三日卒 —— 清忠（キヨタヾ） 下野守 號二初全妙一 永正六年五月廿九日卒 —— 忠政（タヾマサ） 右衛門大夫 號二太溪堅雄（タイケイケンユウ）一 天文十二年七月十二日卒

信元（ノブモト）　下野守　天正三年十二月廿七日爲ニ信長ニ被レ害

某　藤四郎早世

女子　形原松平紀伊守家廣妻

女子三人　河勾城主戸田孫八郎室　大高　延壽院

信近（ノブチカ）　藤九郎　住ニ三州刈屋城ニ　永祿三年四月十九日爲ニ今川義元ニ被ニ襲殺ニ

傳通院殿（デンツウインドノ）　東照宮御母　慶長七年八月廿九日薨七十五歲

忠守（タヾモリ）　清六郎　織部正七十六歲卒　慶長五年三月廿八日卒七十六歲

守重（モリシゲ）　多宮　織部

守元（モリモト）　多宮　先レ父而卒

春守（ハルモリ）　因幡守

女子

守正（モリマサ）　小左衛門　爲ニ兄春守嗣ニ

守次（モリツグ）　彌兵衛

忠元（タダモト）　小左衛門
監物從五位下
慶長十年四月叙任
元和六年十月　日卒四十五歳

忠善（タダヨシ）
監物從五位下
寛永七年十二月六日叙任
後改二監物一
延寶四年八月廿九日卒六十四歳

忠春（タダハル）　權五郎
從五位下右衛門大夫
承應三年十二月廿八日叙任

忠直　權五郎早世

忠盈（タダミツ）　久米助
從五位下豐前守
延寶六年十二月廿八日叙任

忠久（タダヒサ）　主膳
從五位下越中守

守信（モリノブ）

重家（シゲイヘ）　勘八郎
元和九年六月十四日死

之重（ユキシゲ）　庄左衛門
伊豫守
一作重勝

某　彌平次早世

元吉（モトヨシ）　藤右衛門

元正（モトマサ）　小十郎　藤右衛門

女子四人
丹羽式部少輔氏純妻
片桐主膳正貞房妻
水野信濃守元知妻
牧野遠江守康通妻

忠近（タダチカ）　傳兵衛

近之（チカユキ）　傳藏

近廣（チカヒロ）　傳兵衛

某　藤三郎早世
實土屋但馬守數直二男

忠勝（カツ） 一云信重 彌平大夫
永祿十年冬爲今川氏眞自害

長勝（ナガカツ） 從五位下石見守

忠貞（サダ） 從五位下石見守
實黒川左京正秀男
寛文十年三月廿一日卒七十三歳

忠顯（アキ） 十兵衛 從五位下長門守
實隼人正忠清三男

女子 屋鍋忠政家人中山某妻

女子 尾州大高住人水野大膳某妻

忠分（ワケ） 藤次郎
屬ニ信長公一天文六年十二月八日於ニ攝州有岡一戰死四十二歳

分長（ワケナガ） 藤四郎 三左衛門
慶長九年六月廿二日備後守
從五位下後彈正忠
元和九年三月朔日卒六十二歳

元綱（モトツナ） 勘四郎 三左衛門
備後守從五位下
慶長十七年九月廿九日叙任
寛文四年十一月廿六日致仕
入道號ニ道要一
同五年五月十六日卒七十四歳

元倫（ノリ） 勘四郎
從五位下大和守
慶安二年三月十三日早世二十七歳

元知（トモ） 三左衛門
信濃守從五位下
明暦三年十二月廿七日叙任
寛文七年五月廿三日亂氣籠居

女子 松平主殿頭家忠妻

義忠（ヨシタダ） 清六郎
慶長七年十月十一日卒三十六歳

忠保（ヤス） 清六郎
甲斐守從五位下
寛文八年七月廿二日卒七十四歳

某 兵部

女子四人
賴宣卿家人水野平右衛門尉義重妻
同小笠原長左衛門茂門妻
松平若狹守康信妻
有馬出雲守豐長妻

忠重（タダシゲ）　藤十郎　總兵衛
從五位下和泉守
天正十五年七月晦日豐臣關白賜姓叙爵
慶長五年七月十九日爲二加々井彌八郎一被レ斬而死六十歳

勝成（カツナリ）　小名國松　藤十郎　六左衛門
從五位下日向守
慶長十五年五月十一日叙任
寛永三年八月十九日從四位下
同十六年閏十一月十六日致仕
入道號二宗休一
慶安四年三月十五日卒八十八歳

重仲（シゲナカ）　藤四郎
從五位下對馬守
慶長六年五月十一日叙任後改又任二出雲守一
紀伊大納言賴宣卿家人
元和七年十一月十二日卒五十二歳

吉勝（ヨシカツ）　庄助
大藏少輔從五位下

勝政（カツマサ）　源三郎　松平豐前守
松平源三郎勝俊養子

勝重（カツシゲ）　長吉　宗十郎　後勝俊
美作守從五位下
慶長十四年叙任
寛永十九年十二月晦日從四位下
明曆元年二月廿一日卒五十八歳

重良（シゲヨシ）
從五位下淡路守
萬治元年九月廿五日致仕入道號二眞休一
寛文八年十一月廿八日卒七十三歳

忠重
下總守從五位下
慶長四年五月朔日卒三十九歳

勝安（カツヤス）　庄助

忠勝（タダカツ）　甚五兵衛

吉政（ヨシマサ）　彌太夫

勝貞（カツサダ）　藤十郎　伊織
備前守從五位下
寛永十七年十二月廿九日叙任
明曆元年十二月廿八日任二日向守一
寛文二年十月廿九日卒三十八歳

重直（シゲナホ）
從五位下對馬守
萬治元年閏十二月晦日叙任

重孟（シゲタケ）
從五位下志摩守

勝慶（カツヨシ）　民部
美作守從五位下
延寶三年十二月廿七日叙任

忠胤（タネ） 宗十郎
從五位下東市正
慶長十四年十月十六日有レ罪被レ誅

某 彌十郎

女子 園大納言基福卿室

女子 勸修寺大納言經廣卿室

成言（ナリコト） 紀伊守
寛永九年四月六日闘死

成貞（ナリ） 百助
從五位下出雲守
寛永元年八月叙任

成之 十郎左衞門

忠丘（タヾタカ） 又八郎

勝信（ノブ） 内記

勝則（ノリ） 織部正

勝忠（タヾ） 右京
從五位下若狹守
寛永八年叙任
寛文六年五月廿日卒五十六歲

某 左兵衞

勝直（カツナホ） 數馬
從五位下備前守
延寶六年十二月廿八日叙任

忠次（ツグ） 權十郎 和泉守
寛永五年九月廿四日卒廿五歲

忠清（タダキヨ）　權十郎
從五位下隼人正
慶長七年四月十日叙任
正保四年五月廿八日卒六十六歳

女子
東照宮御養女
加藤肥後守清正室
後號清淨（シヤウジヨウ）院

忠直（ナホ）　八十郎
從五位下佐渡守
寛永十二年三月廿三日卒

忠職（モト）
出羽守從五位下
寛永十二年十二月晦日叙任
寛文八年六月廿六日卒五十六歳

忠直（ナホ）　鍋之助
中務少輔從五位下
寛文六年十二月廿八日叙任
同十年二月十五日隼人正

忠周（チカ）　宗兵衛

忠增（マス）　權兵衛
周防守從五位下
明暦三年十二月廿七日叙任

忠明　左近　宮内
後忠位
肥前守從五位下
寛文九年十二月廿五日叙任

忠顯（アキラ）　十兵衛
石見守忠貞養子任長門守叙從五位下

女子二人
京極修理大夫高三妻
山內修理大夫忠直妻

松平　本稱久松

菅原道定（ミチサダ）　久松彈正左衞門尉　尾張國阿古居住人

定則（サダノリ）　新左衞門

道勝（ミチカツ）　太郎兵衞

正勝（マサカツ）　大膳大夫　實道勝弟

定繼（サダツギ）　太郎左衞門尉

定氏（サダウヂ）　左京進

詮定（アキサダ）　二郎左衞門尉　實一色兵部少輔滿貞男

範勝（ノリカツ）　源兵衞尉　民部大輔

定光（サダミツ）　左京大夫　豐前守

定益（サダマス）　次郎　肥前守　永正七年十一月十九日卒

定義（サダヨシ）　二郎左衞門尉　肥前守　天文元年十月十四日卒

俊勝（トシカツ）　彌九郎　佐渡守　初定俊　長家　天文十五年三月十三日卒六十三歲

定員（サダカズ）　久松彌九郎　天正五年七月十九日於二大坂一自殺

女子二人　岡部内膳正長盛妻　菅沼新八郎定仍妻

女子三人　黑田右衞門佐忠之室　松平出羽守直政室　佐久間藏人勝友妻

源康元（ヤスモト）　松平三郎太郎　初勝元　母傳通院殿卽東照宮異父同母御弟故賜レ姓稱二松平一舍弟二人亦同

忠良（タダヨシ）　三郎太郎　甲斐守從五位下　寬永元年五月十八日卒四十三歲

憲良（ノリヨシ）　五郎　後忠憲　因幡守從五位下　正保四年八月十三日卒廿八歲

因幡守従五位下
天正十九年十月叙任
慶長八年八月十四日卒五十二歳
法名大興院傑傳宗英

女子三人
大須賀出羽守忠致室
福島備後守忠勝室
中村伯耆守忠一室

康俊（トシ）　松平源三郎
母同ニ康元ニ始勝俊
天正十四年四月二日卒三十五歳

勝政（カツマサ）　源三郎
實水野藤二郎忠分五男
豊前守従五位下
慶長八年三月叙任
寛永一十年六月十日卒六十三歳

勝義（ヨシ）　源三郎
因幡守従五位下
寛永九年十二月廿八日叙任後豊前守
寛文十年十一月十七日卒六十九歳

良尙（ヨシヒサ）　數馬
後康高
従五位下佐渡守
萬治元年閏十二月廿七日叙任

忠節（タダトキ）　采女

良昌　主税早世

元尙（モトヒサ）　勝千代　數馬
後忠光
従五位下信濃守
寛文六年十二月廿八日叙任後改ニ長門守ニ

女子二人
植村大膳政行妻
松平出羽守綱貫妻

良重　主水

定員　小十郎

勝就（ナリ）　源三郎
攝津守従五位下
萬治元年閏十二月廿七日叙任
寛文八年十二月廿九日任ニ備中守ニ
寛文九年七月廿六日卒四十八歳

定勝サダカツ　松平三郎四郎　母同ニ康元ー　慶長六年五月十一日從五位下隱岐守
元和九年七月廿七日從四位下左少將　寛永三年三月十四日卒六十五歲

女子三人
母同康元
保科彈正忠正直室
松平玄番頭家清室
松平丹波守康長室

勝易ヤス　兵部　半左衛門
豐前守從五位下
寛文十一年十二月廿八日叙任

定吉ヨシ　吉五郎　初定友
遠江守從五位下
慶長六年五月十一日叙任
同八年十一月十一日卒十九歲

定行ユキ　千松　刑部
河内守從五位下
慶長七年五月朔日叙任
寛永三年八月十九日從四位下
隱岐守
同十一年七月十六日侍從
萬治元年二月廿八日致仕
寛文元年入道號ニ松山ー後改ニ
勝山ー
同八年十月十九日卒八十二歲

定賴ヨリ　刑部
河内守從五位下
寛永三年八月十九日叙任
萬治二年十二月廿七日從四位
下隱岐守
寛文元年十二月廿六日隱岐守
同二年正月廿三日卒五十六歲

定治ハル　一作ニ定盛ー　千松
紀伊守從五位下
明曆元年十二月廿八日叙任後
改ニ主計頭ー
寛文二年依レ病籠居
延寶二年九月十九日卒三十七歲

定長ナガ　虎千代
從五位下石見守
萬治元年閏十二月廿七日叙任
後兵庫頭
寛文三年十二月廿八日從四位
下隱岐守
延寶二年二月十二日卒三十五
歲

定直ナホ　鍋之助　萬之助
實美作守定時嫡男定長養以
爲レ嗣
從五位下淡路守
延寶二年十二月廿七日叙任
同五年四月六日隱岐守閏十二
月廿六日從四位下

女子三人
酒井備後守忠朝室
堀田上野介正信室
松平中務大輔景勝室

女子二人
松平薩摩守綱久室
酒井修理大夫忠直室

定次
豐後守從五位下
寛永六年二月廿一日卒

女子二人
酒井雅樂頭忠淸室
松平肥前守定經室

定綱（ツナ）　三郎四郎
從五位下越中守
慶長十年四月十六日敍任
寛永十一年七月十六日從四位下
慶安四年十二月廿五日卒六十歲

定良（ヨシ）　龜松　三郎四郎
攝津守從五位下
正保三年十二月晦日敍任
明曆三年七月十八日卒廿六歲

定重（シゲ）　萬吉
實河內守定賴三男
從五位下越中守
明曆三年十二月廿七日敍任

定國（クニ）　國助　長十郎
後定實
信濃守從五位下
慶長十七年敍任
寛永九年三月廿一日卒卅六歲

定常（ツネ）　次郎助

定之（ユキ）　織部

定寛（ヒロ）

定經（ツネ）　萬吉
肥前守從五位下
萬治二年十二月廿八日叙任
寛文十年五月十一日卒四十一歳

定房（フサ）　千德
美作守從五位下
元和七年十二月叙任
寛文五年十二月廿七日從四位下
同九年十二月廿三日侍從
延寶二年六月廿六日致仕
入道號二安心軒一
同四年六月廿八日卒七十三歳

定時（トキ）　長松　釵負
寄合（支）番頭從五位下
寛文十年十二月廿八日叙任
延寶二年美作守
同四年八月十九日卒四十二歳

定陳（ノリ）　岩松　後定陳
駿河守從五位下
延寶八年八月十八日叙任

定道（ミチ）　千勝
修理亮從五位下

定政（マサ）
從五位下能登守
寛永十年十二月叙任
慶安四年七月九日遁世號二不白一
寛文十二年十一月廿四日卒六十歳

定知（トモ）　吉五郎　大藏　數馬

定淸（キヨ）　傳左衞門

定澄（ズミ）　左太夫

女子六人
服部石見守正就妻
松平土佐守忠義室
中川内膳正久盛室
酒井阿波守忠行室
阿部駿河守重次室
松平備後守恒元室

增山

藤原清宗（キヨムネ）　七澤作左衛門

寶樹院殿（ホウジユインドノ）　嚴有院殿御母

女子　實青木三太郞利長女　品川式部大輔高如妻

正利（マサトシ）　稱二增山一　五郞八　辨之助　實青木利長男
從五位下彈正忠
正保三年十二月廿八日敍任後爲二彈正少弼一
寬文二年七月廿八日卒四十歲

利順（ノブ）　仙福　兵部後正彌
實那須遠江守高春男
兵部少輔從五位下
寬文四年十二月廿八日敍任

女子　津輕越中守信政妻

高春（タカハル）　千福　友之助　後資祗　資彌
從五位下右衞門大夫
慶安四年八月十六日敍任
承應元年二月十八日爲二那須左京大夫資景養子一
任二遠江守一稱二那須一

長政（ナガマサ）　平野權平　丹波守從五位下　平野權平長勝養子

酒井

源廣親（ヒロチカ）　酒井德太郎　雅樂助
長祿二年八月十二日卒
法名源受院安譽善甫

氏忠（ウヂタヾ）　小五郎　將監　左衛門尉

家忠（イヘ）　與四郎　雅樂助正親祖

忠勝（カツ）　小五郎　左衛門尉
文明二年十月十一日卒
原譜起二於忠善一而不レ載二其名一今據二寬政重修譜一補二廣親以下五世一

康忠（ヤス）　左衛門尉
文龜二年正月十六日卒

忠親　小五郎　左衛門尉
天文十年六月晦卒

忠善（ヨシ）　小五郎　左衛門尉　淨賢入道
天文五年四月八日死

忠尙　將監　後忠賀
永祿十一年二月十七日死

尙昌　作右衛門

忠次（タヾツグ）　小平次　小五郎　左衛門督　剃髮號二一智（イッチ）一
慶長元年十月廿八日卒七十歲　一云七十二

女子　西鄕左衛門佐清員妻

家次（イヘツグ）　小五郎
宮內大輔從五位下
天正十七年十一月廿九日敍任
後爲二左衛門尉一
元和四年三月十五日卒五十五歲

忠勝（カツ）　小五郎
宮內大輔從五位下
慶長十四年正月廿三日敍任
寬永五年八月十九日從四位下
正保四年十月十七日卒五十四歲

忠當（マサ）　小五郎
攝津守從五位下
寬永四年十二月廿九日敍任
明曆二年十二月廿六日從四位下
萬治三年二月九日卒四十四歲

忠治（ハル）　小五郎
從五位下左衛門尉
萬治元年閏十二月廿七日敍任
寬文二年十二月廿七日從四位下

康俊（ヤストシ）　九十郎　彦八郎
大權現賜ニ御諱字ー
本多縫殿助繼ニ本多隼人佑忠次家ー

信之（ノブユキ）　小平次
小笠原左衞門佐
繼ニ小笠原掃部助信嶺家ー

久恒（ヒサツネ）　松平甚三郎
繼ニ福鎌三郎二郎親俊家ー

忠知（トモ）　五郎助
因幡守從五位下

女子二人
松平外記伊昌妻
牧野右馬允康成妻

直次（ナホ）
從五位下右近大夫
寛永八年三月十日卒三十五歲

忠重（シゲ）
從五位下長門守
寛文五年十一月三日改易
同六年九月廿四日横死六十九歲

勝吉（ヨシ）　大膳
主膳正從五位下
元和七年六月二日叙任

了次（サト）　玄蕃
寛永十四年五月十一日死

忠時（トキ）　采女
忠勝家人

政時（マサトキ）　民部　忠勝家人

忠朝　老之助　大學
後忠恒
大學頭從五位下
明曆元年十二月廿九日叙任
延寶三年八月六日卒三十七歲

忠宗（ムネ）　大介
從五位下石見守

女子
溝口信濃守宣廣妻

忠貫（ツラ）　辰之助　伊織

忠盛（モリ）　百之助　左京

忠直（ナホ）　市之助

忠解（トキ）　杢之助
備中守從五位下
萬治二年十二月廿八日叙任
寛文八年十一月廿八日卒廿六歲

忠興（オキ）　龜之助　數馬

恒豐（ツネトヨ）　吉右衞門
山名主殿隆豐養子

女子七人
松平甲斐守忠良妻
水谷伊勢守勝隆妻
內藤帶刀忠興妻
里見讃岐守義高妻
（忠勝家臣）島田十右衞門重利妻
高力但馬守一成妻
松平飛驒守忠隆妻

本多

藤原鎌足（カマタリ）内大臣 ― 不比等（ヒト）淡海公 右大 ― 房前（フササキ）參議從三位 ― 眞楯（マタテ）正三位大納言

内麿（ウチマロ）從二位右大臣 ― 冬嗣（フユツグ）正二位左大臣 閑院 ― 良房（ヨシフサ）攝政從一位太政大臣 ― 基經（モトツネ）攝政從一位 太政大臣 昭宣公

忠平（タダヒラ）攝政從一位太政大臣 貞信公 ― 大織冠十代 師輔（モロスケ）右大臣正二位 九條 ― 兼通（カネミチ）關白太政大臣 忠義公 ― 顯光（アキミツ）左大臣從一位

顯忠（アキタダ） ― 兼家（カネイヘ） ― 兼助（スケ） ― 光助（ミツ）

助俊（トシ） ― 俊通（トシミチ） ― 助清（キヨ） ― 清家（イヘ）

伊奈本多系圖曰俊通子助忠助忠子助行助行子即助清也

家満（ミツ）二條兵衛 ― 光秀（ミツヒデ）中務丞 始移二豐後國日田郡本多郷一 ― 助秀（ヒデ）豐後國本多住人 本多祖 彦二郎 ― 助定（サダ）右馬允

助政（マサ）　小八郎　豐後守

定正（サダマサ）　右馬允

正吉（ヨシ）　彥三郎　豐後守廣孝祖

忠吉　佐渡守正信祖

正經（マサツネ）　豐後守

秀清（ヒデヨキ）　豐後守

清重（シゲ）　修理大夫

信重　彥三郎
享祿二年清康公於三州御油繩手牧野傳次傳藏合戰討死廿三歳

廣孝（ヒロタカ）

定通（ミチ）　八郎　中務丞

定忠（タヾ）　彥八郎

定助（スケ）　右馬允

助時（トキ）　平八郎　內記

正時　八郎　縫殿助忠次祖

助豐（スケトヨ）　平八郎　左兵衛

忠豐（タヾトヨ）　平八郎　吉左衛門
天文十四年九月廿日於三州安祥繩手討死

忠高（タカ）　平八郎
天文十八年三月十九日於安祥戰死廿二歳

忠眞（サネ）　肥後守
元龜三年十二月廿二日於三方原戰死

忠勝（カツ） 鍋之助 平八郎 天正十六年四月十八日中務大輔從五位下
慶長十五年十月十八日卒六十三歲 法名西岸寺長譽良信

女子 眞田伊豆守信幸妻

忠政（マサ） 平八郎
美濃守從五位下
慶長三年四月廿三日敍任
寬永三年八月十九日從四位下
侍從
同八年八月十日卒五十七歲

忠刻（トキ） 平八郎 中務大輔從五位下慶長十六年十二月敍任
母岡崎殿御娘 寬永三年五月七日卒三十一歲

女子 備前少將光政室
母天樹院殿

政朝（トモ） 鍋之助
初忠氏 忠鄕
母同上
甲斐守從五位下
慶長十七年十二月十八日敍任
寬永十一年七月十六日侍從元
從四位下
同十五年十一月廿日卒四十一
歲

政長（ナガ） 勘右衛門
中務少輔從五位下
延寶七年四月廿四日卒四十七
歲

政武（タケ） 平八郎
實松平刑部大輔賴元二男
延寶七年十二月廿七日中務少輔
從五位下

政信（ノブ） 七幡次郎
從五位下監物
寬文元年十二月廿八日敍任
同二年四月廿日卒廿九歲

忠英（ヒデ） 才兵衛
實內記政勝三男
肥前守從五位下後任肥後守
寬文二年十二月廿七日敍任

女子

女子三人
金森長門守重賴妻
井上相模守正任妻
毛利和泉守光廣妻

忠義（ヨシ）　幸千代　右兵衛
母同上
従五位下能登守
元和元年閏六月十九日叙任
寛文二年十二月廿五日致仕
延寶四年九月廿六日卒七十五歳

忠平（ヒラ）　唐之助
下野守従五位下
承應元年十二年廿八日叙任

忠常　萬之助
忠義六男
能登守従五位下
延寶五年閏十二月廿六日叙任

忠利（トシ）　一學
山城守従五位下後長門守
寛文二年十二月廿七日叙任

忠寄　千之助　一學
實忠義七男

忠以（モチ）　官兵衛
（序ツク）
従五位下越中守
寛文四年五月十八日卒廿七歳

忠晴（ハル）　吉左衛門
實忠義四男
従五位下彈正忠
寛文四年十二月廿八日叙任

忠當　造酒丞　後忠周
従五位下淡路守

女子
母同上
東照宮御養女
堀越後守忠俊室後嫁ニ有馬左衛門佐貞純

女子三人
松平左京大夫頼純妻
松平飛驒守利治妻
石川若狹守總長妻

女子
母同上
小笠原右近將監忠眞室

女子
甲斐守政朝妻

勝行（ユ）　八郎兵衛　早世
慶安三年六月十一日卒十六歳

忠朝（トモ）内記
從五位下出雲守
元和元年五月七日於二大坂一戰死
三十四歲

女子　奧平大膳大夫家昌室

政勝（マサカツ）入道丸
從五位下內記
寛永十一年正月十二日叙任
同十七年十二月廿九日從四位下
寛文三年十二月廿九日侍從
同十一年十一月晦日卒五十九

政利（トシ）彈正左衛門
從五位下出雲守
明曆元年十二月十九日叙任

本多

本多小八郎助政男
藤原定正（サダマサ）　本多右馬允

正吉（ヨシ）　彦三郎

正經（ツネ）　豐後守

秀清（ヒデキヨ）　豐後守
明應七年九月十五日卒

清重（シゲ）　修理大夫
永正十三年二月八日卒

信重（ノブ）　彦三郎　豐後守
享祿二年八月廿三日於三州御油畷戰死二十三歲

廣孝（ヒロタカ）　彦三郎
右兵衞佐從五位下　天正十一年叙任　後改豐後守
慶長二年十二月廿七日卒七十歲

康重（ヤスシゲ）　彦二郎
豐後守從五位下
文祿四年叙任
慶長十六年三月廿二日卒五十八歲

重純（スミ）　藤六郎

重章（アキラ）　藤六郎

康紀（ノリ）　彦二郎
伊勢守從五位下
慶長六年五月叙任後任豐後守
元和九年九月廿五日卒四十五歲

紀貞（ノリサダ）　次郎八
從五位位下對馬守後又備前守
慶長十六年叙任
元和九年四月廿六日卒四十四歲

重世　長次郎　主膳
元和六年從五位下丹後守

忠利（ダヾトシ）　出羽
伊勢守從五位下
元和元年六月叙任
正保二年二月十日卒四十六歲

榮都（エイイチ）　撿挍

紀利（ノリトシ）　掃部助
寛文元年十一月廿八日死四十一歲

女子
桑山加賀守貞晴妻

利長（ナカ）　石見
越前守從五位下
正保三年十二月晦日叙任

助久（スケヒサ）　彦八郎

利朗（アキラ）　兵庫頭
依母氏稱井上

女子三人
諏訪因幡守賴永妻
飛鳥井大納言雅庸（マサヨシ）室
堀市正利重妻

本多

藤原定助（サダスケ）
本多右馬允

助時（トキ）
平八郎

正時（マサ）
八郎

正助
小八郎
縫殿助忠坊祖

信正（ノブ）
次郎九郎　佐左衛門
天文十年四月廿四日死

重正（シゲマサ）
三郎九郎　作左衛門
次郎大夫
元龜三月十一日死

重秀
作兵衞

重富（トミ）
孫左衛門
慶長十七年四月六日死九十四歲

富正（マサ）
源四郎
伊豆守從五位下
慶長十六年三月廿日叙任後丹波守
爲ニ越前家人一
慶安二年八月十二日卒七十九歲

昌長（マサナガ）
內藏助

某
孫太郎

女子
松平大和守直基室

重次（ツグ）
作十郎　八藏　作左衛門
慶長元年七月十六日卒六十八歲

重定（サダ）
與十郎　久二郎
永祿十一年十一月四日死

重玄（ハル）九藏
永祿元年二月五日於三州寺部ニ戰死十八歲

秀玄（ヒデハル）九藏
元和三年死五十二歲

玄盛（ハルモリ）九藏
慶長十五年死

玄正　權右衛門

吉里　五郎左衛門

吉玄　左平次

玄里　十藏

成胯　五兵衛

成重（ナリシゲ）丹下　仙千代
從五位下飛驒守
元和元年閏六月十九日敍任
正保二年五月十九日致任
同四年六月廿三日卒七十六歲

重能（ヨシ）勘五郎　作左衛門
從五位下淡路守
寬永十八年十二月廿九日敍任
慶安四年十二月七日卒六十二歲

重昭（アキ）大吉　作左工門
從五位下飛驒守
承應元年十二月廿八日敍任
延寶四年正月十五日卒四十三歲

重益（マス）作左衛門
從五位下飛驒守

重看（ミ）大膳亮
慶安三年十月朔日卒五十四歲

重良　孫四郎　丹下
寬文五年十月廿三日死六十五歲

重方カタ　主税　民部少輔
仕越前參議忠昌

忠俊　助太夫

忠次　彦八郎　六十五歲
慶長十八年死

康俊

本多先祖は堀川の關白兼通公の後胤也累代城愛宕郡加茂鄕に住す忠次か五六代前に三河に來り寶飯郡伊奈鄕に居すしかりといへとも家系紛失するによりつまひらかにしる事あたはず

光好　東三河ニ生修理亮

好次　生國三河
與右衞門

好房　西三河ニ生
長二郎

本多

藤原正時（トキ）　本多八郎　隼人

正助（スケ）　八郎　修理

正忠　八郎　縫殿助
天文廿二年卒

忠俊　彦太郎　助太夫
隼人佑
永祿七年三月四日卒

光忠（ミツ）　八郎　修理亮
天正八年正月五日卒

忠次（ツグ）　彦八郎　縫殿助　隼人佑
慶長十七年致仕
同十八年四月廿六日卒

光典（ノリ）　伊豫

光正（マサ）　莊大夫

女子二人
朝比奈紀伊守直次妻
高力土佐守正長妻

康俊（ヤストシ）　九十郎　隼人　彦八郎　實酒井左衛門尉忠次二男　從五位下縫殿助
慶長元年五月叙任　同八年從四位下　元和七年二月七日卒五十三歲

俊次（トシツグ）　下總
下總守從五位下
慶長十五年叙任
寛文四年九月十二日致仕髮剃
號二淨有一
同八年八月十一日卒七十四歲

忠相（スケ）　修理
美作守從五位下
元和六年叙任

忠將（マサ）　修理
從五位下對馬守

俊昌（マサ）　主馬助

俊之（ユキ）　內藏助

康長（ナガ）　內膳
縫殿頭從五位下
寛永十七年十二月廿九日叙任
萬治元年十二月廿四日卒四十二歲

康慶（ヨシ）　千之助
從五位下隱岐守爲二康將嗣一
寛文四年十二月廿八日叙任

康明（アキラ）　萬二郎

康將（マサ）　兵部
兵部少輔從五位下
萬治二年十二月廿八日叙任
延寶七年六月十八日致仕華覺
翁

忠恒（ツネ）　織部
伊豫守從五位下
延寶七年十二月廿日叙任

俊世（トシヨ）　右京

俊勝（カツ）　式

俊正（マサ）　伊賀

女子　牧野大和守妻

景次（カゲツグ）　半三郎　杢助
從五位下左近將監
寛永九年八月朔日叙任

女子　前田大和守妻

井伊

藤原鎌足（カマタリ）　内大臣
―不比等（フヒト）　右大臣
―房前（フササキ）　參議
―眞楯（マタテ）　大納言

―内麿（ウチマロ）　右大臣
―冬嗣（フユツグ）　左大臣　閑院
―良門（ヨシカド）　四男　内舍人　贈太政大臣
　―利基（トシモト）　内舍人　右中將
　―高藤（タカフヂ）　勸修寺内大臣
　―利世（トシヨ）　兵衞佐

―共良（トモヨシ）　少納言
―良春（ヨシハル）　藏人頭
―良宗（ヨシムネ）　筑前守
―共資（トモスケ）　備中守

―共保（トモヤス）　備中大夫　遠江守　井伊祖
―共家（トモイヘ）　井伊備中二郎　遠江守
―共直（ナホ）　九郎　遠江權守
―惟直（コレ）　新大夫

―盛直（モリ）　井伊太郎　又赤佐太郎
―良直（ヨシ）　井伊二郎
―彌直（ミツ）　左衞門尉
―泰直（ヤス）　二郎　左衞門尉

行直（ユキ）　左衛門太郎
―景直（カケ）　彦太郎
―道政　遠江介
自道政至成直六世以井伊氏明治系譜補之
―高顯　遠江介

時直　遠江介
―顯直　遠江介
―諄直（ノリ）　遠江介
―成直　遠江介　掃部頭
永享十一年八月八日卒

忠直（タダ）　彌太郎
文明十七年八月三日死
―直氏（ウヂ）　彌太郎
永正五年七月十五日死
―直平（ヒラ）　修理亮　信濃守
永祿六年九月十八日卒七十五歳

直宗（ムネ）　宮内少輔
天文二十三年正月廿九日戰死於三河田原
―直盛（モリ）　虎松　信濃守
永祿三年五月十九日於尾州桶狹間共義元討死三十五歳

直滿（ミツ）　彦二郎
天文十三年十二月廿三日爲今川氏被殺
明治系譜直宗弟肥後守直元直元生直滿
―直親（チカ）　龜之丞　後肥守　爲直盛嗣
永祿五年十二月十四日爲今川氏眞所殺二十七歳

直政（マサ）　萬千代丸　兵部少輔從五位下天正十四年十一月廿三日叙任　同十六年四月四日侍從　慶長六年正月四位下
慶長六年二月朔日卒四十二歳　法名祥壽院清涼泰安

直勝（ナヲカツ）　萬千代　初直繼
從五位下右近大夫
慶長八年二月敍任
同十一年五月十三日敍二從四位下一
後任兵部少輔
寛永九年十二月十五日復右近大夫
寛文二年七月十一日卒七十三
法名雲行院月山了照

女子　松平薩摩守忠吉室

直孝（ナヲタカ）　辨之助
掃部頭從五位下
慶長十年四月廿六日敍任
元和元年閏六月十九日從四位下侍從
寛永三年八月十九日從四位上左少將
正保二年四月廿一日正四位上右中將
萬治二年六月廿八日卒七十一歲法名久昌院豪德天英

直之（ユキ）　萬千代　後直好　大膳
兵部少輔從五位下
寛永九年十二月十五日敍任
寛文十二年正月六日卒五十五歲

直滋（シゲ）　辨之助　靭負佐
寛永八年十二月晦日從四位下侍從
萬治元年閏十二月廿二日遁世
寛文元年六月九日卒五十一歲

直寛（ヒロ）　權之助
寛文四年四月七日死四十三歲

直時（トキ）　仙之助
從五位下左馬助
正保元年十二月廿九日敍任
承應二年八月改二內匠頭一
萬治元年四月廿日卒三十七歲

直武（タケ）　菊千代　萬千代
伯耆守從五位下
寛文四年十二月廿八日敍任

直澄（スミ）　龜之助
玄蕃頭從五位下
正保元年十二月廿九日敍任
萬治二年九月七日侍從
同晦日從四位下
寛文五年四月十一日左少將兼掃部頭
延寶三年十二月廿四日卒五十一歲

直興（オキ）　吉十郎　玄蕃
實直時男
寛文十二年十二月廿八日從四位下侍從兼玄蕃頭
延寶八年九月六日掃部頭

藤原氏道兼流

大久保

藤原鎌足（カマタリ） 内大臣
不比等（フヒト） 右大臣
房前（フササキ） 参議
眞楯（マタテ） 大納言

内麿（ウチマロ） 右大臣
冬嗣（フユツグ） 左大臣
良房（ヨシフサ） 太政大臣
基經（モトツネ） 太政大臣

忠平（タダヒラ） 太政大臣
師輔（モロスケ） 九條右大臣
兼家（カネイヘ） 太政大臣
道兼（ミチカネ） 粟田關白

兼隆（タカ） 正二位中納言 粟田左衛門督
兼房（フサ） 讃岐守正四位下 中宮亮備中守
宗圓（ソウエン） 宇都宮座主
宗綱（ムネツナ） 八田權守

朝綱（トモツナ） 宇都宮左衛門尉 武者所
成綱（ナリ） 左兵衛尉 大庭二郎 左衛門尉
頼綱（ヨリ） 彌三郎 宇津宮撿校
泰綱（ヤス） 下野守 正五位下

景綱（カゲ） 尾張守從五位下 下野守
貞綱（サダ） 正五位上備前權守 下野守 三河守
公綱 治部大輔
時綱（トキ） 三河守 或時景

泰宗（ヤスムネ）　左衛門尉

泰藤（ヤスフヂ）　美濃將監　始住二三河一

泰綱　五郎左衛門

泰道（ミチ）　宇津左衛門佐

泰昌（マサ）　彈正左衛門　明應元年六月廿日卒七十三歲

昌忠（マサタヾ）　童名辰若　八郎左衛門　明應九年十二年廿七日死四十歲

忠與（トモ）　三郎左衛門　大永二年五月廿八日死三十八歲

忠茂（シゲ）　左衛門五郎　天文十六年二月廿四日死

忠利（トシ）　新八郎　五郎右衛門　一作忠俊　初稱二大久保一　常源　天正九年九月廿六日死八十三歲

忠勝（カツ）　新八郎　新八郎久六郎助左衛門平四郎荒之助等祖

忠次（ツグ）　左衛門二郎

忠政（マサ）　四郎五郎　四郎兵衛　阿部四郎兵衛定次養子　阿部四郎五郎大久保宮内少輔正朝等祖

忠員（カズ）　甚四郎　平右衛門　天正十年十二月十三日死七十三歲

忠久（ヒサ）　彌三郎　三郎右衛門

忠正（マサ）　彌三郎　三郎右衛門

忠世（ヨ） 新十郎　七郎右衛門　文祿三年九月十五日卒六十二歳　法名了源院日脱

忠佐（スケ） 治右衛門　慶長十八年九月廿七日卒七十七歳

忠包（カネ） 大八郎　永祿三年九月十三日於二藤波繩手一戰死廿二歳

忠寄（ヨリ） 新藏　元龜三年十二月廿二日於二三方原一戰死廿六歳

忠核（サネ） 勘七　天正二年四月六日於二遠州乾一戰死廿四歳

忠爲（タメ） 彥十郎　權右衛門　元和二年卒六十三歳

忠常（ツネ） 權右衛門　一作正信

忠長 甚右衛門　子孫略二于此一　慶長十一年死五十三歳

忠知（トモ） 源三郎　源右衛門　左馬允從五位下　寛永十二年十一月廿九日敍任　正保元年十一月廿四日卒五十三歳

忠正（マサ） 丹波守

忠高（タカ） 市十郎　山城守從五位下　寛文二年十二月廿七日敍任

忠久（ヒサ） 源四郎

忠教 平助　彥左衛門　子孫略二于此一　寛永十六年二月晦日死八十歳

忠貞（サダ） 彥十郎　豐前守

忠元（モト） 彌太郎

女子二人
大河內善兵衛政綱妻
鵜殿平藏長重妻

忠重（シゲ）　彦兵衛

女子三人
大久保豐前守妻
牧野半右衛門忠清妻
安藤喜兵衛重尙妻

忠憐（チカ）　千丸　新十郎　治部大輔從五位下　天正十六年四月三日叙任　慶長五年七月改ニ相模守ー　同十九年正月十九日獲レ罪配ニ流近江國栗太郎中村ー　寛永五年六月廿七日卒七十六歲　法名涼池院雪庭道白

忠常（ツネ）　新十郎
加賀守從五位下
慶長五年十一月十六日叙任
同十六年十月十日卒三十二歲

忠季（スエ）　千丸　新十郎　後忠職（モト）
加賀守從五位下
寛永三年十二月五日叙任
寛文七年十二月廿八日從四位下
同十年四月十九日卒六十七歲

忠朝（トモ）　杢助　初教博（ノリヒロ）
出羽守從五位下
貫右京亮教隆二男
慶安四年八月十六日叙任
延寶五年七月加賀守
同年閏十二月廿五日從四位下
同八年八月十八日侍從

忠增（マス）　大藏
安藝守從五位下
寛文十年十二月廿八日叙任

教寛（ノリヒロ）　帶刀

教武（タケ）　宇津大學　後教信

忠總（フサ）　宗十郎
石川主殿頭從四位下
外祖父日向守家成養子

女子三人
里見安房憐忠義室
本多淡路守重能妻
片桐石見守貞昌妻

教隆（タカ）
右京亮從五位下
慶長十年四月叙任
寛永廿年十月卒五十八歲

教勝（カツ）　宗三郎
右京亮從五位下

教往（ユキ）
從五位下對馬守

教廣（ヒロ）　木工

女子三人
溝口又十郎宣秋妻
江川太郎左衛門英利妻
松平帶刀淸直妻

幸信（ユキノブ）
従五位主膳正
慶長十年叙任

忠時（トキ）　宗四郎

幸治（ハル）

女子二人

成堯（ナリタカ）
従五位下内記
外祖石川日向守養子稱二石川一
元和元年五月七日於二大坂一
戰死廿四歲

忠尙（ナホ）　主計　平右衛門
寛文十一年九月死七十四歲

忠村（ムラ）　刑部　淸左衛門
寛永十三年六月十三日死

女子　森川出羽守重俊室

忠基（モト）　庄三郎
文祿二年七月廿二日於二朝鮮一戰死

忠成（ナリ）　四郎左衛門
玄蕃頭従五位下
寛永三年八月十九日叙任
寛文十二年正月卒九十五

忠重（シゲ）　四郎左衛門

忠永（ナガ）　半右衛門
正保三年三月死五十九歳

忠次
従五位下安房守　寛文七年九月朔日卒廿四歳

女子　大久保甚九郎忠重妻

榊原

源清長（キヨナガ）　孫十郎　七郎右衛門　先祖出ㇾ自ニ伊勢仁木右京大夫義長後ㇾ云
始徙ニ居三河國ㇾ　天文十四年十月八日卒　法名全忠

長政（マサ）　孫十郎　七郎右衛門
永祿五年十月十九日卒

清政　孫十郎　七郎右衛門
慶長十二年五月二日死六十二歲

女子　仁木半左衛門妻

清定（サダ）　勘十郎
若狹守

照久（テルヒサ）　內記
始清久
大內記從五位下
元和四年五月十三日敍任
同六月廿四日從四位下
元和八年六月廿日從二位
正保三年八月七日卒六十三歲

女子三人
仁木半右衛門義忠妻
石野新藏廣次妻
小笠原次右衛門正信妻

女子　一色右馬助範次妻

照清（テルキヨ）　三十郎
從五位下越中守
寬永十一年六月廿六日敍任

照直（ナホ）　七郎右衛門

久重（ヒサシゲ）　左馬助

久政（マサ）　大膳

久近（ヒサチカ）　左京

康政（ヤス）　龜千代　小平太
式部大輔從五位下
天正十四年十一月九日叙任
慶長十一年五月十四日卒五十九歳
法名養林院上譽見問

久通（ミチ）　孫十郎

忠政（タダ）　國千代　五郎左衛門　大須賀出羽守　外祖五郎左衛門康高養子

忠長（ナガ）　伊豫守從五位下　慶長九年二月十五日卒廿歳

康勝（カツ）　小十郎　初政直
遠江守從五位下
慶長十年四月廿六日叙任
元和元年五月廿七日卒廿六歳

女子　酒井雅樂頭忠世妻

女子　台德院殿御養女松平武藏守利隆室

忠次（ツグ）　五郎左衛門
實松平出羽守忠政嫡男
式部大輔從五位下
元和二年正月朔日叙任稱二松平氏一
寛永三年八月十九日從四位下
寛文三年三月十五日侍從
同五年三月廿九日卒六十一歳

政房（フサ）　熊之助
刑部大輔從五位下
承應二年十二月廿八日叙任
寛文五年十二月廿七日從四位下
同七年五月廿四日卒廿七歳

政倫（トモ）　熊之助
式部大輔從五位下
延寶五年閏十二月廿八日叙任

女子　松平阿波守綱通室

勝政（カツ）　平十郎　號二香庵一
寛文七年五月廿三日死五十五歳

石川

源義時 陸奧五郎 左兵衞尉
陸奧守義家五男

義基 從五位下下總權守 武藏守
治永五年二月於石河城討死

義兼 正五位下河內守
石河判官代左衞門尉

賴房 右馬頭正五位下

忠教 從五位下式部丞

忠賴 石川兵衞尉

賴淸 宜秋門院判官代

義信 宜秋門院判官代

義貞 修理亮

義通 和德門院藏人娶石河兵衞尉忠賴女

義忠 彌太郎 治部大輔
實和德門院藏人義道子

時通 彌太郎

朝成 小十郎 改稱小山
母小山下野守高朝女

氏房 小山小五郎

泰信 小山新左衞門

政康 石川下野權守
復稱石川
文龜二年七月十八日卒

親康 源三郎 左兵衞尉
始爲松平家人
享祿三年九月十二日卒

忠輔 傳太郎 右近大夫
弘治三年六月廿八日卒

淸兼 八郎 安藝守
天正六年四月十一日卒

數正（カズマサ）　內記　伯耆守　出雲守

康長（ナガ）　玄蕃頭

數知　肥後守

康次　半三郎　內記

定政（サダマサ）　主膳

家成（イヘナリ）　喜五郎　從五位下日向守
慶長十四年十月廿九日卒七十六歲

康通　從五位下左衞門大夫長門守
慶長十二年七月廿六日五十四歲

某　助十郎　安藝守從五位下
寬永元年八月十一日卒廿四歲

忠總（フサ）　千勝　宗十郎
實大久保相模守忠隣二男
主殿頭從五位下
慶長八年二月叙任
寬永十一年七月十六日從四位下
慶安三年十二月廿四日卒六十九歲

勝康（ヤス）　千勝　宗十郎　後康勝
彈正少弼從五位下
寬永十一年七月廿九日叙任
慶安三年七月十日卒四十七歲

昌勝（マサ）　宗十郎　後憲之
主殿頭從五位下
承應元年十二月廿九日叙任

昌能（ヨシ）　宗十郎
從五位下日向守
寬文十一年十二月廿八日叙任

昌信（ノブ）　主膳

勝明　式部

成堯（ナリタカ）
內記　從五位下
實大久保相摸守忠鄰五男
元和元年五月七日於二大坂一戰死

總長（ナガ）　權十郎
播磨守　從五位下
寬永十八年十二月廿九日敍任
寬文元年十月廿二日卒五十七歲

總良（ヨシ）　傳太郎　內膳
從五位下若狹守
萬治十二年十二月廿八日敍任

總茂（シゲ）　主水

某　新兵衞　早世

貞當（サダマサ）　宗八郎　八郎左衞門
上野阿波守　從五位下
寬永十八年正月敍任
承應二年閏六月廿九日卒四十一歲

義當（ヨシ）　石川八郎左衞門

總乘（ノリ）　總八郎

泰總（ヤス）　權七郎　早世

邦總（クニ）　甚十郎　早世

正總　半太郎　後總氏
從五位下市正
正保二年四月廿一日敍任

總能　監物

某　隼人

女子二人
松平和泉守乘壽妻
中川山城守久淸妻

鳥居

平重氏（シゲウヂ）　鳥居法眼　紀州熊野住人

忠氏（タヾ）　傳内　始移三三州一

重茂（モチ）　因幡守

忠茂　因幡守

重俊（トシ）　源八郎

重勝（カツ）　三右衛門

忠勝　宮内少輔

忠俊（トシ）　宮内少輔

忠吉（ヨシ）　兵庫頭

忠景（カゲ）　藤左衛門

重政（マサ）　伊賀守

重春（ハル）　伊賀守

重近（チカ）　藤兵衛

重實（ザネ）　伊賀守

重元（モト）　久大夫

忠次（ツグ）　久八郎

忠明（アキラ）　源七郎

忠吉（ヨシ）　伊賀守

忠宗（ムネ）　源七郎　天文十六年九月於三渡理戰一戰死

元忠（モト）　彦右衞門
慶長五年八月朔日於二伏見一戰死六十二歲
法名淸流院淵室長源

女子二人
三宅藤左衞門政貞室
松平大隅守重勝室

忠義　伯耆

女子二人
土岐山城守定政室
戶澤右京亮政盛室

忠政（マサ）　新太郎
左京亮從五位下
寬永三年八月十九日從四位下
同五年九月五日卒六十三歲

成次（ナリツグ）　久五郎
從五位下土佐守屬二駿河家一
慶長十年四月十六日叙任
寬永八年六月十八日卒六十一歲

忠勝（カツ）　左近

忠頼（ヨリ）　左門
美濃守從五位下
承應二年七月十八日卒六十二歲

忠恒（ツネ）　新太郎
伊賀守從五位下後左京亮
寬永十三年七月七日卒三十三歲家絕

定盛（サダモリ）　又三郎　戶澤越中守　右京亮政盛養子　早世

忠春（ハル）　鶴千代　主膳
初忠定
從四位下主膳正
寬永十六年十二月晦日叙任
寬文三年八月朔日橫死四十歲

忠常（ツネ）　彦右衞門
後忠則
兵部少輔從五位下
寬文二年十二月廿七日叙任後改二左京亮一

女子
井伊右近大夫直勝妻

成行（ユキ）　太郎八
後成信
從五位下淡路守
寬永元年叙任
同九年十二月坐二駿河家一奪レ封
同十四年七月十四日卒三十三歲

忠直（ナホ）　久五郎　久大夫　內膳

女子
井上主計頭正就妻

內藤

藤原義清（ヨシキヨ） 右京進　三河國住人
天文六年十二月十六日卒　法名善白

清長（キヨナガ） 彌二右衞門
永祿七年八月十二日卒ニ於遠江國ニ股ニ六十四歲

忠鄕（サト） 甚藏　甚五左衞門
天正八年七月十六日死七十歲

女子二人 酒井河內守重忠妻
石川伯耆守數正妻

家長（イヘ） 彌二右衞門
慶長五年八月朔日於ニ伏見城ニ戰死五十五歲

信成（ノブナリ） 三左衞門　豐前守
慶長十七年七月卒六十八歲

政長（マサ） 金一郎
從五位下左馬之助
天正十七年三月十五日叙任

忠興（タヾオキ） 萬鍋　金二郎
初忠長
從五位下帶刀
慶長十年四月廿六日叙任

義概（カネ） 萬菊
後義泰
左京亮從五位下
寬永十三年十二月廿九日叙任

義英（ヒデ） 五郎七郎
下野守從五位下
寬文十年十二月廿八日叙任後

寛永九年十二月廿八日從四位下
同十一年十月十七日卒六十七歳

元長（モト）　小一郎
慶長五年於伏見與父戰死

女子四人
松平三藏忠就妻
内藤若狹守清次室後嫁二正木淡路守康盛一
石野八兵衛義利妻
家人宿屋求馬利長妻

寛文七年十二月廿八日從四位下
同十年十二月三日致仕
延寶二年十月十三日卒八十三歳

女子
松平中務大輔忠知室

政次（ツグ）　於丹生　左兵衛
元和五年七月十四日死二十三歳

政重　千々代　右馬助
寛永十年十月十一日死二十歳

政晴（ハル）
兵部大輔從五位下
寛永十九年十二月晦日叙任
正保二年八月六日卒二十七歳

女子八人
蒲生源左衛門郷喜妻
土方掃部頭雄重室
西尾豐後守嘉教室

義美（ミツ）　千之助　早世
從五位下市正

政亮（スケ）　稱二遠山一　百助　主殿

女子
諏訪因幡守忠晴妻

政親（チカ）　金一郎　初政直
從五位下右近大夫
萬治元年閏十月廿七日叙任

籠居

義孝（タカ）　藤丸

女子二人
小出備前守英安妻
岡部美濃守宣就妻

政德（ノリ）　三八郎

政森（モリ）　金一郎

平岡石見守賴資室
三宅大膳亮康盛室
松平義作守定房室
保科肥後守正之室
伊東主膳正祐豐妻

信成ノブナリ　三左衛門尉
豐前守從五位下　文祿四年四月叙任　慶長十七年卒六十八歲　實島田

信政マサ　彌七郎
紀伊守從五位下
文祿四年三月叙任
寛永三年四月廿八日五十九歲

信照テル　彌七郎
豐前守從五位下
元和七年六月叙任
寛文五年正月十九日卒七十四歲

信武タケ
從五位下丹後守
元和五年三月廿六日卒

信之ユキ
從五位下伊豆守
寛永八年七月三日卒

信直ナホ　玄蕃

信良ヨシ　犬千代
淡路守從五位下
寛永十八年十二月廿九日叙任
後攝津守
寛文五年四月十五日任豐前守
延寶二年十一月十六日致任

信全　三左衛門

信勝カツ　市之助
後弌信カズ
實伊勢守信充男
紀伊守從五位下
延寶元年十二月廿八日叙任

女子四人
金森甲斐守重次妻
水無瀨中納言氏信室
內藤新五左衞門信義妻
堀美作守親昌室

信廣（ヒロ）　三彌　主稅助
東市正從五位下
元和三年正月十四日敍任後
石見守
慶安二年三月十五日卒五十
八歲

信光（ミツ）　主稅
伊勢守從五位下
寬永九年十二月六日敍任
延寶三年五月廿三日卒六十歲

信勝（カツ）　市之助
豐前守信頁養子

信淸（キヨ）　吉十郎
主稅

信之（ユキ）　三彌　兵庫
爲二兄信淸嗣一

乘眞（ノリザネ）　友之助
松平縫殿頭直次養子

女子
駒井右京親昌妻

信雪（ユキ）　主水
承應元年五月廿九日死

信直　三郎右衞門

信元（モト）　八之丞　傳九郎

忠村（タヾムラ）　甚三　甚五左衛門
天正八年七月十六日卒七十歳

忠次　甚三　甚五左衛門
仕ニ紀伊家一
寛永十七年七月廿九日死六十九歳

某　甚八郎

忠清（キヨ）　金左衛門
慶長十九年死五十七歳

忠房　金左衛門

勝次　六之助

政成（マサナリ）　四郎左衛門
慶長七年四月十二日死七十六歳

政貞（サダ）　甚一郎
寛永十一年五月十日死八十二歳

政重（シゲ）　外記
從五位下右衛門佐
寛永三年十月三日叙任
寛文三年四月廿日卒八十七歳

政次　四郎左衛門
寛永十八年十一月廿三日死

政吉（ヨシ）　甚之丞

安正（ヤスマサ）　新五郎　右京進
慶長十年十二月十二日卒四十二歳

某　圖書

某　織部

政盛　本多藤四郎
本多隼人正養子
安藤右京進重長之父也

忠政（マサ）　仁兵衛
慶長十一年七月十三日卒七十五歳

清成（キヨナリ）　彌三郎
實竹田宗仲男
修理亮從五位下
文祿三年叙任
慶長十三年十月廿日卒五十四歲

清次（ツグ）　總太郎
從五位下若狹守
慶長五年叙任
元和三年七月朔日卒四十一歲

清政（マサ）　萬千代・萬次郎
爲二清次嗣一
修理亮從五位下
元和三年十二月廿五日叙任
同九年六月廿六日卒二十一歲

正勝（カツ）　百助
爲二兄清政嗣一

重頼　彌三郎
若狹守從五佐下
寛文二年十二月廿七日叙任

女子
金森出雲守重頼室

忠重（シゲ）　甚十郎
從五位下伊賀守
元和九年七月廿五日叙任後

忠種（タネ）　甚太郎
後忠政
從五位下飛驒守
寛永十二年十二月廿八日叙任

忠次（ツグ）　甚十郎　仁兵衛
從五位下志摩守
萬治二年十二月廿八日叙任後
依レ病籠居

忠勝　五郎七郎
左兵衛
從五位下和泉守
寛文十一年十二月廿八日叙任

任二志摩守一
承應二年四月廿三日卒六十八歳

延寶元年七月十二日卒五十七歳

忠吉（ヨシ）　三之助

忠由（ヨリ）　三十都
従五位下出雲守

忠廣（ヒロ）　十之丞　三之助
忠吉養子

忠知　虎之助　伊織

正次（マサツグ）　仁左衞門
式部少輔従五位下
寛永十九年四月十八日叙任
寛文十年八月六日卒六十九歳

正勝（カツ）　平八郎
従五位下上野介
寛文二年十二月廿九日叙任

正友（トモ）　仁左衞門

正吉　仁兵衞
初屬二駿河家一

某　三郎兵衞

植村

源持益　植村源三郎　初光貞　土岐伊勢守光兼子

氏義　新六郎

氏明　新六郎　出羽守　天文廿一年八月於二沓掛一戰死　三十三歲　法名榮安　大樹寺過去帳弘治二年五月十二日

家存（イヘ）　新六郎　出羽守　初榮政　家政　天正五年十一月十一日卒三十七歲

家次（ツク）　新六郎　慶長四年十二月十日卒三十三歲

女子　石川左衛門大夫康通妻

安高　與三郎

女子　本多平八郎忠高妻

家政（マサ）　幸千代　新六郎　出羽守從五位下　慶長十三年叙任後志摩守　慶安三年閏十月廿三日卒六十二歲

家俊（トシ）　新六郎　早世

家貞（サダ）　右衛門　右衛門佐從五位下　寛永十三年二月廿九日叙任

政成　三郎兵衛　以レ病籠居

家澄（スミ）　萬之助　新六郎　後家　出羽守從五位下　延寶六年十一月廿八日叙任

直宗（ナホムネ）
従五位下備前守
配二流信州松本一
寛永九年四月七日死

女子
小長谷五兵衛政榮妻

政春（ハル）
市之丞　大膳
従五位下志摩守
寛文六年十二月廿六日叙任
同十一年五月十六日卒五十七歳

女子三人
安部丹波守信之妻
中根大隅守正成妻
三宅半七郎重吉妻

政明
外記

女子
井上兵庫頭利明妻

政行
大膳

植村

源泰職（ヤスモト） 或曰植村新六郎氏明弟 植村五郎八 帶刀 永祿十二年五月死法名超岳淨香

泰忠（タヾ） 莊左衛門 左京 初三河國鳳來寺藥師別當安養院 元龜三年還俗稱土佐守 慶長十二年 同十六年正月十九日卒七十三歲

女子 植村新六郎榮政妻

泰勝（カツ） 帶刀 從五位下帶刀 元和五年十二月敍任 寛永十一年十二月廿日卒五十七歲

政泰（ヤス） 平右衛門

康朝（トモ） 帶刀 從五位下帶刀 寛永九年十二月六日敍任 寛文三年八月十四日卒六十一歲

某 主膳 早世

泰治（ハル） 左京 延寶五年正月廿六日死四十八歲

忠朝（タヾ） 從五位下土佐守

某 求馬 早世

女子四人 岩瀨吉左衛門氏以妻 菅谷紀八郎範重妻 一色宮內直氏妻 阿部四郎五郎政織妻

安部

家譜曰滋野始海野氏支流

源信眞（ノブサネ）　刑部大輔　法名祖忠

元眞（モト）　大藏　天正十五年十月十日死七十五歳

信勝（カツ）　彌一郎　慶長五年正月二日死四十九歳

正盛（モリ）　彌一郎　攝津從守五位下　元和五年五月叙任　寛文二年三月六日致任　延寶元年十一月廿七日卒九十歳

女子二人　天野對馬守康宗妻　富塚大學妻

正成（マサナリ）　二郎兵衛

信之　彌一郎　丹波守從五位下　寛永九年十二月六日叙任　延寶六年四月三日致任

信友　彌一郎　攝津守從五位下　寛文十八年十二月廿七日叙任

貞信（サダ）　内藤丞

信政（マサ）　彌五右衛門

信義（ヨシ）　主膳

渡邊

源高綱　源五左衛門

守綱　忠右衛門　元和六年三月九日卒七十九歲

秀綱　半十郎

重綱　忠右衛門

忠綱　忠七郎　元和九年七月廿二日卒廿歲

兼綱　半藏

吉綱　半之丞　従五位下丹後守　寛文八年六月十九日卒六十歲

正綱　半助　従五位下越中守　萬治二年十二月廿七日叙任　延寶八年二月朔日卒四十二歲

矩綱　半次郎　主膳　實渡邊藤藏長綱男

綱貞　従五位下大隅守

某　半右衛門

綱高　右京亮従五位下　寛文十年十二月叙任　寶延年中任ニ安藝守

松平　本稱二戸田一　一流稱二戸田一

藤原實光　小田三郎　始居二三河一
正親町三條右中將實興男
依二母氏一稱二十田一改二戸田一

宗光　彈正左衞門尉　稱二戸田一
明應八年六月十九日卒
法名長興寺柱巖全久

憲光　彈正忠
永正十年十一月朔日卒

家光　孫二郎

綱光　孫七郎

女子　西鄉彈正左衞門政貞妻

政光　孫四郎　左近尉
天文七年八月廿五日卒

宣成　金七郎　三郎兵衞
天文十年六月十八日死

氏一　新二郎
左門一西祖

康光　孫四郎　彈正少弼
弘治二年十一月七日卒

堯光　孫四郎

宣光　甚五郎　丹波守　號二戸田入道全香一
永祿三年五月廿一日卒

女子　眞勇姬
贈大納言家廣忠卿繼室

政直　五郎
天文十六年死

重眞　主殿助
永祿七年十一月十二日戰死

忠重　甚平　彈正
永祿七年十二月十三日繼二兄重眞後一
同十年五月廿五日卒

某　庄左衞門尉

重眞（ザネ）　十郎右衞門
慶長六年九月十四日死七十七歳

康長（ナガ）　虎千代　戸田孫六郎
永祿十年六月賜二御家號一稱二松平一
丹波守従五位下
寛永十一年卒七十一歳
慶長十年四月廿六日叙任
寛永三年八月十九日従四位下
同九年十二月十二日卒七十一歳

宣直（ノブ）　孫次郎
天正十九年八月朔日死二十七歳

某
慶長四年五月九日死三十四歳

忠光（タダ）　美與　初忠長
加賀守従五位下
慶長十七年正月七日叙任
寛永六年三月十六日卒三十二歳

康直（ナホ）
従五位下佐渡守
寛永七年十二月晦日叙任
同十年二月廿五日繼二父後一任二丹波守一
寛永十一年五月十二日卒十八歳

女子二人
戸田左門氏鐵室
阿部豐後守忠秋室

光重（シゲ）　信丸　孫四郎　初長重
丹波守従五位下
寛永十一年六月朔日繼二叔父康直一
同十二年十二月晦日叙任
寛文八年七月晦日卒四十七歳

女子
前田右近大夫利豐室

光永（ナガ）　幸松　孫四郎
従五位下長門守
明暦二年十二月廿六日叙任
後任二丹波守一

光澄　孫十郎

光賢　孫七郎

女子
安藤對馬守重博室

光忠（ミツタヾ） 庄右衛門尉　稱二戸田一　又作二忠政一

光定（サダ） 七内

忠次（ツグ） 三郎右衛門尉　慶長二年六月廿三日死六十七歲

清勝（キヨカツ） 兵右衛門　慶長十三年三月十七日死

勝則（ノリ） 九右衛門

忠勝 與五右衛門

忠清（キヨ） 三郎九郎　天正三年八月九日於二遠州諏訪原一戰死十七歲

清堅（カタ） 金左衛門　屬二紀伊家一

清正（マサ） 十郎左衛門

清榮（ヨシ） 五郎右衛門　黑田家人

清章（アキラ）

尊次（タカ）
從五位下土佐守
慶長十二年叙任
元和元年七月七日卒五十一歳

女子四人
間宮權大夫妻
小濱民部妻
島田五郎兵衛妻
（能見）松平丹後守重忠妻

長政（ナガマサ）　後政吉
清水權之佐
權佐家嗣入道久清養子

忠能（ヨシ）　甚九郎
因幡守從五位下
慶長十七年叙任
正保四年正月三日卒六十二歳

於松　早世

外記　早世

忠繼（ツギ）　三郎左衛門

政次　三郎右衛門

生勝（ナリカツ）　八郎左衛門

忠昌　主膳
實三郎右衛門正次男
從五位下伊賀守
萬治元年閏十二月廿七日叙任
延寶四年七月廿五日從四位下
越前守

女子二人　實共是忠繼女
久世大和守廣之妻
內田出羽守正衆妻

忠利（トシ）　八郎兵衛

忠辰（トキ）　權兵衛
實蒔田玄蕃頭定正三男

某
二郎九郎

喬朝（タカトモ）　甚九郎
秋元但馬守
攝津守富朝養子

忠眞（ザネ）　甚十郎　主膳
從五位下日向守
寛文五年十二月廿七日叙任

忠朝　大學

忠致（ムネ）　三左衛門

忠高（タカ）半助
周防守後五位下
屬二甲府家一

女子五人
蒔田玄蕃頭定正妻
水野甲斐守忠保妻
辻之次妻
瀧川久助一乘妻
戸田七兵衛某妻

忠廣（ヒロ）半助　千左衛門

忠重（シゲ）喜右衛門

女子

戸田

戸田彈正忠憲光三男

藤原氏一（ウヂカズ）

戸田新次郎　新右衛門

明應九年八月十日死二十七歲

法名壽嶽宗仙

氏輝（テル）

新次郎　孫右衛門

弘治三年七月十二日死六十五歲

氏光（ミツ）

吉兵衛

天正十七年九月八日死七十歲

氏吉

牧新兵衛

一西（カズアキ）

新二郎　十兵衛　左門

初政成　信世　康次

從五位下采女正

慶長七年致仕

同八年七月廿五日卒六十二歲

氏鐵（カネ）

新次郎　左門　從五位下采女正　文祿四年十月廿一日叙任

慶長七年改二左門一　寛永十一年七月十六日從四位下

慶安四年十一月廿八日致仕　剃髮號二常閑一

明暦元年十二月十四日卒七十九歲

女子二人

板倉周防守重宗妻

松平山城守忠國妻

氏信（ノブ）

從五位下采女正

元和元年五月廿八日叙任

寛文七年十二月廿八日從四位下

同十一年七月十八日致仕

同年十月七日剃髮號二逸閑一

天和元年十一月十四日卒八十三歲

氏包（カネ）

新三郎　氏西

但馬守從五位下

慶安四年十二月廿八日叙任

明暦元年十二月廿八日稱二左門一

氏定（サダ）

新三郎

從五位下采女正

寛文十一年十二月廿八日叙任

氏晴ハル　山三郎　攝津守從五位下

氏親　三四郎　内藏允

氏廣ヒロ　主稅　彈正

氏淸キヨ　從五位下市正

女子二人　遠藤備前守常友妻　板倉隱岐守重常妻

氏經ツネ　新吉　從五位下淡路守　元和七年五月廿七日叙任　寛文十二年十二月廿三日致仕

氏利トシ　杢助　彈正　從五位下右近大夫　萬治元年閏十二月晦日叙任

氏好ヨシ　三郎四郎　相模守從五位下

氏胤タネ　從五位下石見守

某　牛之丞

牧野

古白入道　在三州吉田城一永正三年十一月三日爲今川被滅本姓田口今一流子孫稱源氏
先祖出自讚岐國住人阿波民部大夫田口成能男田内左衞門尉教能後云

某　傳左衞門

某　傳藏

某　傳二

某　新藏
民部丞成時男

成里（シゲサト）　傳藏
此流稱田口姓
伊豫守
慶長十九年夏卒五十九歲

正成（マサシゲ）　清兵衞

成信（シゲノブ）　將監
池田輝政家人

成從（ヨリ）　彈右衞門
松平武藏守利隆家人

成純（スミ）　傳藏

成勝（カツ）　伊織
實將監成信子

成常（ツネ）　從五位下織部正

成時（トキ）　數馬
實將監成信子

女子二人
服部勘解由妻
片桐善左衞門妻

貞成（サダシゲ）右馬允
實出羽守成種男

成定（サダ）新次郎　右馬允　生國三河國牛久保ノ城ニ住ス
實新九郎氏成子　永祿九年十月二十三日死四十二歲

源康成（ヤス）新次郎　右馬允從五位下
天正十六年四月十四日叙任　慶長十四年十二月十二日卒五十五歲

忠成（タヾ）新三郎
駿河守從五位下
慶長十年四月叙任後右馬允
寬永十一年七月廿一日從四位下
承應二年復駿河守
同三年十二月十六日卒七十四歲

女子二人
福島左衞門大夫正則室
松浦壹岐守隆信室

秀成（ヒデ）主水
寬永十四年六月六日死

光成（ミツ）老之助
初忠虎
大和守從五位下
寬永四年十二月廿五日叙任
同十四年六月廿二日卒廿四歲

忠成　老之助
初忠盛
從五位下飛驒守
慶安四年十二月廿六日叙任
延寶二年五月廿七日卒四十歲

忠辰（トキ）老之助
駿河守從五位下
延寶七年十二月廿八日叙任

武成（タケ）内膳
後康成
從五位下内膳正

康道（ヤスミチ）
遠江守從五位下

直成（ナホ）
播磨守從五位下

忠清（キヨ）半右衞門
實直成弟

成儀（ノリ）帶刀
美濃守從五位下
正保元年十二月廿五日叙任
屬ニ館林家ー
明曆二年十月任ニ越中守ー
萬治三年三月五日卒五十五歲

成貞（サダ）兵庫
備後守從五位下
寬文十年十二月廿八日叙任

牧野

源定成 八大夫 山城守
元龜四年卒 法名順德

康成（ヤスシゲ） 讃岐守從五位下 慶長元年五月十一日敍任
同四年三月八日卒五十二歲

女子 內藤四郞左衞門正成妻

信成（ノブシゲ） 九衞右門
豐前守從五位下
慶長十年四月廿六日敍任後內匠頭
寬永廿年七月十五日從四位下
正保四年十一月廿六日致仕
慶安三年四月廿一日卒七十三歲

山成（タカ） 九郞次郞
寬永十年三月廿五日死

女子二人
眞田左馬助信勝妻
大久保藤三郞正榮妻

某 九右衞門早世

親成（チカ） 九右衞門
從五位下佐渡守
寬永九年十二月廿一日敍任
明曆元年二月四日從四位下侍從
延寶元年九月廿九日致仕號ニ誓山ニ
同五年九月廿三日卒七十一歲

尹成（タダ） 八大夫

義重（ヨシシゲ） 小笠原佐大夫
小笠原左大夫養子

富成（トミ） 大吉 主殿
實信成七男
因幡守從五位下
正保二年四月廿二日敍任

英成（ヒデ） 長太郞
實村越伊豫守直成嫡子

女子 土岐伊豫守賴隆妻

義成（ヨシ） 藤二郞

貞成（サダ） 助三郞

女子

永成（ナガ） 太郎左衛門 内匠頭從五位下
- 嘉成（ヨシ） 牛三郎
- 女子

敎成（ノリ） 主殿早世

種成（タネ） 兵部 從五位下長門守
- 照成（テル） 一學
- 景成（カゲ） 大二

直成（ナホ） 大七郎 村越伊豫守 村越長門守吉勝養子

女子四人
小濱民部喜隆妻
阿部播磨守正能妻
細川豐前守興隆妻
大久保四郎左衛門忠兼妻

松平　松井

源康親　初忠次
始松井左近　松井金四郎忠直男　永祿六年冬賜二御家號一　天正三年八月輔二御諱字一　稱二松平周防守康親一
天正十一年六月七日卒六十三歲　法名空閑院豐月宗輝

康重（シゲ）　次郎　左近　初康次
周防守從五位下
天正十一年三月十六日賜二諱字一
寬永三年八月十五日從四位下
同十七年六月廿七日卒七十三歲

忠喬（タカ）　松井金七郎早世

女子　井伊兵部少輔直政室

康政（マサ）　左近
左近大夫從五位下
元和四年十二月廿七日叙任
寬永八年十月十七日卒廿七歲

康朗（アキラ）　傳十郎　左近
左近大夫

康寬（ヒロ）　甚九郎

康映（テル）　松千代
淡路守從五位下
寬永九年十二月廿八日叙任
同十七年八月廿三日改二周防守一
延寶二年十二月晦日卒六十歲

某　萬千代早世

康長（ナガ）　松千代　後康宮
主計頭從五位下
寬文十一年十二月廿八日叙任
延寶三年五月朔日任二周防守一

康博（ヒロ）　仙次郎　源之助

康明（アキラ）　主水

康致

女子　脇坂中務少輔安吉妻

康命（ノブ）　千代松　主馬
慶安二年九月十二日死

康紀（ノリ）　福松　隼人　初康常

康敬（タカ）　岩松　內記　杢助

女子四人
龜井能登守玆政妻
小笠原信濃守長次妻
西園寺中納言公満室
牧野內膳正武成妻

三宅

三宅高徳（タカノリ）　兒島三郎　備後守

- 高秀（ヒデ）　兒島太郎　浮田祖
- 高久（ヒサ）　兒島次郎　一作二高澄一
- 高貞（サダ）　三宅三郎　初稱二三宅一
  - 元貞（モト）　三郎兵衛
    - 貞吉（ヨシ）　六郎　信濃守　始居二三河國一
      - 國貞（クニ）　小四郎　筑前守
        - 貞宣（ノブ）　小次郎　加賀守
          - 清宣（キヨ）　加賀守
          - 清次　筑前守
          - 清貞　周防守
            - 師行（モロユキ）　隼人正　天文四年五月卒
          - 某

重勝 半七郎

重貞（シゲ） 修繕　隼人正　初貞重
天文十六年於三河國岩瀬川戰死六十三歲

政貞（マサ） 藤左衛門
天正十五年三月卒七十歲

重安 民部少輔

政重 右近大夫

康貞（ヤスサダ） 惣右衛門
元和元年十月廿三日卒七十二歲

正次（マサツグ） 彌次兵衛

勝清（カツキヨ） 與兵衛　一作廣勝

康勝（カツ） 隼人
從五位下能登守
寬文七年十二月廿七日叙任後土佐守

康歡（ヨシ） 六郎太郎　總右衛門　後康雄
出羽守從五位下
延寶二年十二月廿七日叙任

康盛（モリ）
大膳亮從五位下
寬永三年八月十八日叙任
明曆三年十二月廿九日卒五十八歲

康重 大學

女子三人
內藤石見守信廣室
岡部丹波守長賢妻
石川三左衛門正信妻

康信（ノブ） 總兵衛
從五位下越後守
元和三年十二月廿五日叙任
寬永九年九月廿七日卒

女子 內藤左馬助政長妻

康政 惣右衛門

西郷

源信治（ノブハル）　西郷孫太郎　左近將監

信胤　孫太郎　彈正左衞門

盛信（モリ）　孫次郎　左近大夫

盛正　源太郎　彈正左衞門

正隆　彈正左衞門

隆盛　兵庫助　彈正左衞門　又正昭　正庸

盛頼　孫太郎　彈正左衞門　長祿二年十月十四日卒八十七歳

頼嗣　左衞門佐　彈正左衞門　入道號㆓清海㆒　文明九年三月廿一日卒

信貞（ノブサダ）　新太郎　彈正左衞門　入道號㆓昌安㆒　大永五年七月廿二日卒

女子　松平紀伊守光重妻

正守（マサモリ）　孫太郎　新太郎　彈正左衞門　初正員或信員　天文二十年八月十三日死四十二歳

華岳院殿　清康君室

女子二人　水野右衞門大夫忠政室　戸田彈正忠憲光室

正勝（カツ）　孫太郎　孫三郎　彈正左衞門　初行員　入道號㆓定省㆒　永祿五年九月廿六日戰ニ死於㆓五本松城㆒

照員（テル）　孫次郎　伊織　天正十三年八月十一日死

正忠　十郎左衞門　天正二十年六月廿三日死

元正（モト）　孫太郎　孫六郎　共㆑父戰ニ死於㆓五本松㆒

清員（キヨカズ）　新太郎　孫九郎　初吉員　左衞門佐　元龜二年三月致仕　文祿三年十二月十一日卒六十二歳

勝茂（シゲ）　孫七郎　永祿四年夏戰死

信正　八郎太郎　監物　西郷監物員通養子

俊員（トシ）　內藏助
永祿三年五月十九日於二桶狹間一戰死

清勝　與八郎

女子
戶塚五郎大夫忠春妻

家員　新太郎　孫九郎　彈正左衞門
慶長二年八月十八日卒四十二歲

員重（シゲ）　彥右衞門

守勝（モリ）　孫之丞　平右衞門　和泉　初員光
爲二酒井宮內大輔家次家人一

女子二人
松平勘解由左衞門定廣妻
稻垣太郎衞門成心妻

寶臺院殿
台德院殿生母

忠員（タヾ）　孫九郎
慶長六年五月廿五日死二十歲

康員（ヤス）　新太郎
出羽守從五位下
慶長十四年十二月七日敍任
同十八年六月十八日卒廿九歲

正員（マサ）　孫六郎
爲二兄康員嗣一
從五位下若狹守
元和六年閏十二月廿八日敍任
寬永十五年十一月十四日死四十六歲

延員（ノブ）　孫六郎
從五位下若狹守

女子二人
松平源左衞門宗治妻
西鄉藤兵衞員勝妻

土岐

- 源頼光（ヨリミツ）　正四位下攝津守
  - 頼國（クニ）　正四位下左馬權頭
    - 國房（フサ）　正五位下　伊豆土佐信濃等ノ守
- 光國（ミツ）　出羽守從五位下
  - 光信（ノブ）　出羽守從五位下　美濃住人土岐祖
    - 光基（モト）　從五位下　伊豆伊賀等ノ守
- 光衡（ヒラ）　美濃守從五位下
  - 光行（ユキ）　出羽守從五位下　土岐判官
    - 光定（サダ）　從五位下隱岐守　隱岐五郎
- 頼貞（サダ）　孫二郎　伯耆守　從五位下
  - 八男　頼基（モト）　彦九郎
    - 頼重（シゲ）　彦九郎號㆓明智㆒　民部少輔從五位下
- 頼篤（アツ）　十郎
  - 國篤（クニ）　刑部少輔從五位下
    - 頼秋（アキ）　式部少輔從五位下
- 頼秀（ヒデ）　十郎
  - 頼弘（ヒロ）　左京大夫正五位上
    - 頼定（サダ）　兵部少輔從五位下

頼尚（ナホ）上總介從五位下

頼明（アキラ）彥九郎　上總介

定明（サダ）彥九郎　兵部大輔從五位下

定政（マサ）童名愛菊　菅沼藤藏　山城守從五位下　文祿二年叙任　初稱二菅沼一　文祿二年後復二本性一稱二土岐一　慶長二年三月三日卒四十七歲

定義（ヨシ）山城守從五位下　元和五年正月八日卒四十歲

頼行（ユキ）內藤　山城守從五位下　寬永元年十月廿八日叙任　延寶六年八月十六日致仕入道號二宗是一

頼長（ナガ）左京亮從五位下

頼隆（タカ）兵部　後頼殷　丹波守從五位下　寬文七年十二月廿八日叙任後伊豫守

頼賢　右近

女子　小堀和泉守正恒妻

女子二人　牧野內匠頭信成室　本多飛驒守成重妻

頼張（ハル）後頼親　十左衞門

頼久（ヒサ）市右衞門　伊織

利貞（トシサダ）瀧川長門守　元和七年十二月廿日叙任

利雄（フ）信濃守從五位下

頼豐（トヨ）作左衞門　內記　瀧川壹岐守正利養子

利展（ノブ）從五位若狹守

高木

源宣光（ノブミツ）六郎左衛門　三州碧海郡牧田住人
永祿九年十二月二日死八十二歲　法名性玄

清秀（キヨヒデ）善二郎　主水
慶長十五年七月十三日死八十歲

光秀（ミツ）善二郎　天正二年九月廿九日於二勢州長島城一先登蒙レ疵明日死十六歲

一吉（モトヨシ）內膳
志摩守
屬二尾州家一
寬永年九月十四日卒六十四歲

吉任（タフ）修理

吉忠（タヾ）內膳

吉重（シゲ）左平

吉平（ヒラ）久太夫

吉賴（ヨリ）半三郎

吉繼（ツノ）主馬助

爲信（タメノブ）　忠右衛門

爲次（ツグ）　喜太郎

吉孝（タカ）　圖書助

吉次（ツグ）　彌右衛門

吉長（ナガ）　左源太

宣行（ノブユキ）　與三右衛門

吉明（アキラ）　忠左衛門

女子二人　富永孫太夫某妻　粟生將監忠正妻

正次（マサツグ）　善二郎　從五位下主水正　慶長十年四月二十六日叙任　寛永七年十一月晦日卒六十八歲

正成（ナリ）　善二郎　從五位下肥前守　寛永三年十月三日後主水　寛永十二年四月二日卒四十九歲

正弘（ヒロ）　善二郎　從五位下主水正　慶安四年十二月廿八日叙任　萬治元年六月十三日卒四十六歲

正盛（モリ）　善大夫　從五位下主水正　寛文元年十二月廿八日叙任　同十年二月十日卒三十六歲

正長（ナガ）　勘解由　後正豐　肥前守從五位下　延寶四年十二月廿六日叙任

守次（モリツグ）　善三郎
慶長十四年十一月十二日死三十六歲

女子三人
上田清兵衞近次妻
都筑忠兵衞正豐妻
山田十太夫重利妻

清方（キヨカタ）　甚太郎
慶長四年十二月十四日死六十六歲

正好（ヨシ）　善之丞
寬永十三年六月二十四日死二十四歲無レ嗣

正房（フサ）　善十郎

女子人三人
渡邊丹後守吉綱室
丹羽式部少輔氏定妻
設樂主馬助貞辰妻

守久（ヒサ）　善七郎
伊勢守從五位下

女子

清政（マサ）
本多彥左衞門繼二本多家一

清本（モト）　甚右衞門
寬永八年正月廿七日死七十二歲

清長（キヨナガ）　善右衞門
一作二正直一

正綱（ツナ）　賴母助
後正親

女子二人

守勝（カツ）　善右衞門

元吉（モトヨシ）　彌左衞門
寬永九年正月十日死四十四歲

信次（ノブツグ）　茂右衞門

正陳（ノブ）　大學

清實（サネ）　安右衛門
　清正　六郎右衛門
　助方（スケカタ）　甚太郎
　清貞　久左衛門
清吉　甚兵衛
女子二人
女子四人
今村伊賀守信繩妻
太田彦右衛門正勝妻
服部二郎右衛門正次妻
小林二郎右衛門信隆妻

藩翰譜系圖卷二

酒井

源廣親（ヒロチカ）　與四郎　雅樂助
長祿三年八月十二日卒　法名源受院安譽善甫

家忠（イヘタダ）　與四郎
應仁元年六月廿四日死

信親（ノブチカ）　與四部
文明九年七月三日死

家次（イヘツグ）　與四郎
永正十七年八月十六日死

清秀（キヨヒデ）　與四郎
天文二十年十月二十日死

正親（マサチカ）　與四郎　雅樂助　天正四年六月六日卒五十六歲
初政家

重忠（シゲタダ）　與四郎　河内守從五位下
元和三年七月廿一日卒六十九歲

忠世（タダヨ）　萬千代　與四郎
右兵衛大夫從五位下
天正十六年四月二日叙任
慶長十二年七月三日爲雅樂頭
寛永三年八月十九日從四位下
侍從
同十三年三月十九日卒六十五
歲

忠行（ユキ）　萬千代
阿波守從五位下
元和元年正月廿七日叙任
寛永十一年七月十六日從四位
下
同十三年十一月十七日卒三十
八歲

忠清（キヨ）　熊之助　與四郎
河内守從五位下
寛永十五年十二月十六日叙任
同十八年九月朔日從四位下
同廿年七月十六日侍從兼雅樂
頭
慶安四年十月十五日少將

忠能（ヨシ）　萬千代
從五位下日向守
寛文十八年十二月晦日叙任

忠明（アキラ）　與四郎
後忠擧
河内守從五位下
寛文元年十二月廿七日叙任
同五年十二月廿七日從四位下
同十年十二月廿九日侍從

忠寛（ヒロ）　岩千代
下野守從五位下
延寶六年十二月廿八日叙任

女子五人
藤堂和泉守高久室
中川因幡守久通室
松平讃岐守賴常室
水野美作守勝慶室
松平豐前守信茲室

忠季（スヱ）　三四郎

忠永（ナガ）　主水　稱西尾
從五位下丹後守
西尾隱岐守吉次養子

忠政（マサ）　與七郎　釆女
下總守從五位下
承應四年三月十三日卒六十一歲

忠長（ナカ）　半助　釆女
改忠洪
下總守從五位下
寛文九年十二月廿五日叙任

忠英（タヾテル）　久次郎　主殿
伊勢守從五位下
延寶四年十二月廿六日叙任

忠利（トシ）　與七郎
備後守從五位下
慶長十一年　月叙任
寛永四年十一月十四日卒六十九歲

忠勝（カツ）　鍋之助　與七郎
讃岐守從五位下
慶長十四年十一月十五日叙任
寛永九年十二月朔日從四位下侍從
同廿年十月十四日從四位上左少將
明曆二年五月廿六日致仕
入道號空印
寛文二年七月十二日卒七十六歲

忠直（ナホ）　實四男　靱負
修理大夫從五位下
正保元年十二月晦日叙任
明曆二年十二月廿六日
從四位下延寶元年十二月廿八日侍從

忠隆（タカ）　千熊丸　靱負佐
從五位下
寛文五年十二月廿二日叙任

忠稠（シゲ）　仙千代　右京
初忠登
右京亮從五位下
寛文十二年十二月廿八日叙任

忠與　內記織部

女子五人
建部丹波守政長妻
松平若狹守康信妻
高木左兵衞正俊妻
松平左近大夫康政妻
堀田加賀守正盛妻

忠朝（トモ）　實長男　隼人
備後守從五位下
寛永八年十二月廿八日叙任
寛文二年三月廿四日卒四十四歲

忠國（クニ）　勝之助
初忠榮
越前守從五位下
寛文八年十二月廿七日叙任

忠雄（ヲ）　岩之丞　權佐

忠吉（ヨシ）　小鍋
和泉守從五位下
寛永六年正月五日叙任
後紀伊守
寛永二年十二月廿日致仕
入道號宗三
同三年五月六日卒七十六歳

女子　忠勝家人
都築外記秀政妻

忠經（ツネ）　民部　寛永十七年八月十七日死十九歳

女子　井伊兵部少輔直好妻

忠城　主殿
青木甲斐守重兼養子
後可一

忠長

忠重（シゲ）
從五位下壹岐守
寛永九年十一月八日叙任
慶安元年六月廿日卒

忠久（ヒサ）　左京
左京亮從五位下
寛永七年十二月廿八日叙任
同十三年八月十五日卒

女子　早世

忠末スヱ　内匠忠勝家人

忠次ツク　従五位下藏人
寛文二年三月廿六日卒四十八歳

女子　三浦帶刀好正妻

土井 本作土居

源利昌（トシマサ）甚三郎
先祖出自頼光朝臣六代孫美濃源氏土岐左衛門尉光衡（ミツヒラ）六代土居遠江守貞秀云

利勝（トシカツ）甚三郎　大炊頭從五位下　慶長十年四月十六日敍任　寛永三年八月十九日從四位下
同年九月六日侍從　正保元年七月十日卒七十二歲　法名寶地院泰翁覺玄

利隆（タカ）松丸
遠江守從五位下
寛永七年十二月六日敍任
萬治元年九月七日籠居致仕號遠齋
貞享二年二月廿八日卒六十七歲

勝政　鶴千代　早世

利重（シゲ）虎之助　甚三郎
大炊頭從五位下
萬治元年閏十二月廿七日敍任
延寶元年十月十七日卒二十七歲

女子二人
堀丹後守直吉妻
金森左京近供妻

利益　小左衛門
周防守從五位下
寛文二年十二月廿七日敍任

利久（ヒサ）竹右衛門帶刀
實利重末弟
延寶三年閏四月廿九日死十歲家絕

女子三人

利忠（タヽ）　縫殿助　式部　後利意
實稲葉美濃守正則五男
式部少輔從五位下
延寶六年十二月廿八日叙任

利長（ナカ）　八之助

利治（ハル）　内記

利良　佐門　初利親

女子二人
酒井右京亮忠重妻
久世出雲守重之妻

利房　七之助
從五位下能登守
正保三年十二月晦日叙任
延寶七年十二月從四位下侍從

利良　左門
實能登守利房二男

利直（ナホ）　彦助　虎之助
信濃守從五位下
萬治元年閏十二月廿七日叙任
延寶五年三月十五日卒四十一歳

女子三人
生駒壹岐守高俊室
堀兵部少輔直次室
松平右京大夫賴常室

元政　內藏允　利勝家老

女子　三浦志摩守正次妻

女子　朝倉筑後守宣正妻

阿部

安倍正勝（カツ）

善九郎　善右衛門尉　伊豫守

慶長五年四月七日卒六十歳　法名龍寶院光譽玉雲

女子

有馬左衛門左康純室

正澄

善九郎

修理亮從五位下

寛永五年八月四日卒三十六歳

正能（マサヨシ）

德千代　初正令

從五位下市正

豐後守忠秋養子

正次（ツグ）

善九郎　德千代

備中守從五位下

慶長五年十一月十七日敍任

正保元年十月十五日從四位下

同四年十一月十四日卒七十九歳

重次（シゲ）

作十郎

從五位下山城守

元和六年正月十六日敍任

寛永十年三月改對馬守

同十六年正月朔日從四位下

慶安四年四月廿日殉死五十四歳

定高（サダタカ）

千勝

備中守從正位下

慶安四年十二月廿九日敍任

萬治二年正月廿三日卒二十五歳

正盛（モリ）

作十郎　後正邦

從五位下對馬守

寛文十一年十二月廿八日敍任

盛次（モリ）

甚三郎　後正久

重長（ナカ）

吉兵衛　後正春

伊豫守從五位下　初稱三浦因幡守藤原利重　承應二年十二月廿八日敍任　父重次幼時爲三浦監物重政養子重次後爲實父正次嗣以二男繼三浦家即因幡守利重也利重亦繼舍兄定高後萬治二年四月十八日稱阿部任伊豫守改重長

女子二人
內藤豐前守信照妻
成瀨伊豆守正虎妻
安藤伊賀守重元妻

女子三人

忠吉（ダヾヨシ）　善七郎　初正吉
從五位下左馬助
元和二年　月　叙任
寬永元年正月十一日卒五十五歲

女子
永井右近大夫直勝妻

某　摠太郎　早世

女子　鳥居石見守忠賴妻

忠秋（アキ）　小平次
豐後守從五位下
元和九年八月六日叙任
寬永十一年閏七月廿九日
從四位下
慶安四年八月十六日侍從
寬文十一年五月廿五日致仕
延寶三年五月三日卒七十四歲
法名透玄院空煙

某　山三郎

正能（ヨシ）　德千代
實修理亮政澄男即市正正令（ヨシ）也
播磨守從五位下
承應元年十二月廿八日叙任
延寶元年十二月廿八日從四位下
同五年七月四日致仕

正武（ダケ）　善七郎
美作守從五位下
寬文三年十二月廿八日叙任

正重（シケ）　七三郎
後正方

正房（フサ）　長吉

正員（カズ）　鶴之助

正興（マサオキ）　善兵衛　七之助
河内守従五位下
慶長十年四月十六叙任
同十二年四月屬尾張家
寛永十七年三月廿二日卒六十六歳

正致（ムネ）　善右衛門
河内守従五位下

正周（チカ）　善兵衛

女子四人
石川市正妻
瀧川長門守妻
山村甚兵衛妻
千村平右衛門妻

青山

藤原忠門 喜大夫 三州額田郡百々村住人

忠成 藤七郎 藤右衛門 從五位下常陸介 文祿三年四月朔日叙任
慶長五年十一月十八日播磨守 同十八年二月廿日卒六十三歳 法名圓宗院珠光道的

忠俊(トシ) 伊勢千代 藤藏 藤五郎
伯耆守從五位下
慶長五年十一月十七日叙任
寛永廿年四月廿五日卒六十六歳

泰重 朝比奈彌太郎
爲朝比奈宗左衛門泰勝養子

宗俊(ムネ) 伊勢千代 藤五郎
因幡守從五位下
元和七年五月廿七日叙任
寛文九年二月從四位下
延寳七年二月十五日卒七十六歳

宗祐(スケ) 彌八郎
寛永廿年四月九日死三十九歳

忠親(チカ) 伊勢千代 後忠雄
從五位下和泉守
寛文三年十二月廿八日叙任

忠重(シゲ) 冬松 喜大夫

貞俊 民之助
寛文七年三月十七日卒十三歳

忠義(ヨシ) 左衛門 後忠貴

幸成（ヨシナリ）　石之助　藤藏
從五位下雅樂助
慶長十年三月廿一日叙任
同年七月三日大藏少輔
寛永廿年二月十六日卒五十八歲

通直　主馬助
天方備前守爲外祖天方通興嗣

女子
川口長三郎近次妻

幸利（トシ）　石之助
大膳亮從五位下
寛文十年十二月廿九日叙任

幸通（ミチ）　左近　喜右衛門
從五位下丹後守

幸正　猿松　藤兵衛　內記
後幸方

幸高（タカ）　藤藏
又幸隆

女子三人
堀美作守親昌妻
水谷左京亮勝宗室

幸實（サネ）
大藏少輔從五位下

某　虎助
生國武州

女子

某　內記

某　龜之助

永井

平廣正（ヒロマサ）長田喜八郎　三河國大濱村住人

重元（シゲモト）長田平右衛門　後改直吉　文祿二年正月廿七日死九十歳

直勝（ナホカツ）傳八郎　姓始稱永井改大江　從五位下右近大夫　天正十六年　月　叙任　寛永二年十二月廿九日卒六十三歳

尙政（ナホマサ）傳八郎　信濃守從五位下　慶長十年四月廿六日叙任　正保二年七月四日從四位下　萬治元年二月廿八日致仕入道號信齋　寛文八年九月十一日卒八十二歳

尙征（ユキ）大膳　從五位下右近大夫　寛永五年十二月廿八日叙任　延寶元年十一月十二日卒六十一歳

尙保（ヤス）右衛門　大和守從五位下　寛永八年十二月廿八日叙任

尙房（フサ）大膳　從五位下越中守　承應三年十二月廿八日叙任　寛文五年七月十九日卒廿九歳

尙長（ナガ）傳三郎　從五位下土佐守　寛文八年十二月廿七日叙任　延寶三年十二月十五日任信濃守

尙貞（サダ）萬之丞　大膳

尙主（ヌシ）八十郎　後尙喜（ヨシ）　從五位下佐渡守　寛文十二年十二月廿八日叙任

延寶元年十月廿八日卒五十五歲　實尚政四男

尚庸（ツネ）　大學
從五位下伊賀守
慶安四年八月十六日叙任
延寶五年三月廿七日卒四十七歲

尚富（ヒロ）　大學　後直敬
從五位下伊賀守
延寶五年閏十二月廿六日叙任

尚昌　刑部

尚主（ヌシ）
從五位下

尚春（ナヲハル）　五郎八　外記
寛文九年二月十二日卒三十七歲

尚音（ヲト）　五郎八　外記　後直增

尚芳（ヨシ）　傳五郎　帶刀

尚冬（ツグ）　庄五郎　後尚申
從五位下甲斐守
萬治二年十二月廿七日叙任

女子五人
高力左近大夫忠房妻　早世
米津內藏助田盛妻
立花左近將監忠茂妻
松平因幡守忠憲妻後嫁忠憲弟佐渡守康尙
松平能登守定政妻

直清キヨ　傳十郎
從五位下日向守
寬永九年十一月十八日叙任
寬文十一年正月九日卒八十一歲

直吉ヨシ　左門　廢嫡
寬文九年六月廿六日死五十三歲

直時トキ　傳吉
從五位下市正
萬治二年十二月廿八日叙任
延寶八年七月十八日卒四十三歲

直只タダ　龜之助　民部　後直賢
實右近大夫尚征四男
日向守從五位下
延寶五年閏十二月廿六日叙任
後改近江守

直貞サダ　熊之助　十左衛門
豐前守從五位下
元和九年八月六日叙任
明曆四年六月十四日致仕
寬文八年二月廿六日卒七十一歲

直孟タカ　十左衛門
從五位下對馬守
寬文八年十二月廿七日叙任
延寶三年八月廿三日卒五十歲

直賴　傳七郎
延寶元年八月廿九日死

直重シゲ　長八郎
式部少輔從五位下
寬永五年八月六日叙任
天和二年九月十日卒七十九歲無嗣

女子　早世

白元（アキ）
初長田鰈右衞門後稱永井
從五位下監物
寛永三年十月三日叙任
承應元年正月廿八日致仕
同三年九月廿七日卒八十三歳

直元　平八郎　彌右衞門

正元　左兵衞

經元　杢助　彦兵衞　後元孝

勝元　主殿　元勝

安藤

源家重（イヘシゲ）太郎左衛門　先祖出自河内守賴信朝臣四代孫安藤太郎長基後云
天文九年六月六日戰死於安祥繩手

基能（モトヨシ）杢助　元龜三年十二月廿二日三方原戰死

基定　彌兵衛

家定（サダ）傳右衛門

家次（ツグ）太郎左衛門

正次　治右衛門
慶長五年八月朔日戰死於伏見城六十一歲

直次（彦四郎　彦兵衛）
從五位下帶刀屬紀伊家
寛永十二年五月十三日卒八十二歳

重能（彦四郎）
元和元年五月七日於大坂戰死三十歳

直政（彦四郎）
實掠原壹岐守政長嫡男
繼重能後子孫奉仕將軍家

直治（長次郎　彦兵衛）
從五位下飛驒守
寛永十一年七月叙任
同十三年九月二日卒三十歳

義門（カド）（千福丸）
從五位下帶刀
承應元年十二月廿九日叙任
同三年八月六日卒十九歳

直清（牛兵衛　彦兵衛）
實彦四郎直政男
從五位下帶刀
明暦元年十二月廿九日叙任

女子
掠原壹岐守政長妻

重信（ノブ）（彦十郎　五左衛門）
從五位下對馬守
慶長九年　月　日叙任
元和七年六月廿九日卒六十五歳

重長（ナガ）（勝藏　式部）
實木多藤四郎政盛男
伊勢守從五位下
元和元年閏六月十九日叙任
後爲右京進
明暦三年九月廿九日卒五十八歳

重之（ユキ）（伊勢千代）
式部少輔從五位下
寛永十五年十二月晦日叙任
同十八年十一月十二日卒十九歳

重貞（伊勢千代　主税）
後重博
從五位下對馬守
承應三年十二月十八日叙任

女子
井伊伯耆守直武妻

重好（シゲヨシ）（內藏助）
丹波守從五位下

信富（ノブトミ）（作十郎）
從五位下出雲守

次基　九助
慶長三年三月九日死三十歳

女子三人
朽木民部少輔植綱妻
丹羽左京大夫光重妻
秋田安房盛季妻

男子　幼稚

重常　勝藏　彦九郎
實右京亮重長三男
從五位下壹岐守

重元（モト）　四郎右衛門
實政盛二男
從五位下伊賀守
寛永十三年十二月廿九日叙任
寛文八年九月晦日卒六十五歳

信武　九郎左衛門

重規（ノリ）　九郎左衛門

板倉

源頼重　八右衛門　三州額田郡小美村住人
源義家朝臣五代孫足利右馬頭泰氏二男澁川二郎義顯後云義顯又稱板倉

好重（ヨシ）　八右衛門　松平大炊助好景家人　永祿四年四月十五日於長良戰死四十二歲

忠重（タダ）　李右衛門　松平主殿助家忠家人　寛永三年三月朔日死八十三歲

勝重（カツ）　四郎右衛門　始稱澁川　慶長八年二月十日從五位下伊賀守
元和九年十二月十五日從四位下侍從　寛永元年四月廿九日卒八十三歲

定重　喜藏　松平主殿助家忠家人天正二年七月十五日於遠州高天神城戰死廿八歲

重宗（ムネ）　十三郎　五郎八　又右衛門
周防守從五位下
慶長十年四月廿六日叙任
寛永三年八月十九日從四位下
侍從
正保二年五月廿六日少將從四位上
明曆三年十二月朔日卒七十一歲

重郷（サト）　新十郎
長門守從五位下
寛永十三年十二月廿九日叙任
後阿波守
寛文元年十二月十八日卒四十三歲

重常（ツネ）　新十郎
從五位下隱岐守
萬治元年閏十二月廿七日叙任

女子
堀田豐前守正職妻

重昌（マサ）　宇右衛門
從五位下內膳正
慶長十年四月十六日叙任
寛永十五年正月元日於肥前國島原戰死五十一歲

重形（カタ）　二郎右衛門
伊豫守從五位下
寛文三年十二月廿八日叙任

重同　百助　靫負
實神保主膳元茂二男

女子三人
建部內匠頭政信妻
堀長門守直矩妻
神保主膳元茂妻

女子十八
本多因幡守利長妻
太田備中守資宗妻
遠藤但馬守慶利妻
內藤百助正勝妻
森川伊賀守重政妻
松平丹波守光重妻
內藤飛驒守忠政妻
松平甲斐守輝綱妻
松平駿河守典信妻
市橋下總守政信妻

重矩（ノリ）　長命　又右衛門
從五位下主水正
寛永十一年十二月廿九日叙任
明曆三年十月六日改任內膳正
寛文五年十二月廿七日從四位下
同八年二月廿三日侍從
同九年十一月廿八日從四位上
同十三年五月廿九日卒五十七歲

重良（ヨシ）　長吉　左京
從五位下能登守
萬治三年十二月廿八日叙任
寛文五年十二月廿七日任伯耆守
同十一年五月廿八日辭嫡

重澄　久米之助　新右衛門
萬治元年九月十四日死二十歲

重宣（ノブ）　三十郎　左京　初重相（スケ）
從五位下越中守
延寶六年十二月廿八日叙任

重太（モト）　捨之助　十三郎
従五位下市正
寛永十五年十二月廿九日叙任

女子重人
戸田半平光政妻
河村善二郎重久妻
德山五兵衛直政妻

重武（タケ）　内匠

女子
池田豐前守恒行妻

重直（ナホ）　甚太郎
筑後守従五位下

女子
小笠原左衛門佐政信妻

重行（ユキ）
筑後守従五位下

重通　辨之助　六左衛門
後重種
兵庫頭従五位下
寛文元年十二月廿八日叙任
同三年十月廿三日任石見守
始爲筑後守重直養子

重知　千次郎　式部
後重寛

女子四人
高木主水正正盛妻
松平對馬守昭重妻
相馬出羽守信胤妻
相良志摩守頼福妻

井上

源清秀（キヨヒデ） 半右衛門 三河國人
慶長九年十四日死七十二歳

重成（シゲナリ） 半三郎 太左衛門
正保三年五月九日死

正友（マサトモ） 權左衛門
慶長十七年死

正就（ナリ） 半九郎
主計頭從五位下
元和元年正月廿七日叙任
寛永八年八月十日爲豐島刑部
正次被害五十二歳

正貞（マササダ） 太左衛門
從五位下志摩守

正勝 內匠

正利（トシ） 大學
河內守從五位下
元和九年八月六日叙任
寛文九年六月十五日致仕
延寶三年十一月八日卒七十歳

正昭（アキ） 帶刀
後正義

正親 權右衛門
河內守正利家人

正任（タフ） 大學
相模守從五位下
慶安四年十二月廿八日叙任
後爲中務少輔

某 主稅助

正幸（ユキ） 大學
從五位下出雲守
寛文九年十二月廿五日叙任

正通（ミチ） 已之助 民部
後正岑

正方 內記 主稅
後正長

女子六人
松平伊豆守信綱妻
本多伊勢守忠利妻
九鬼式部少輔隆季妻
久世三四郎廣當妻
水野監物忠善妻
酒井山城守重澄妻

正信　左兵衛

正興　松之助　左門

女子五人
松平三郎兵衛秀綱妻
植村右衛門佐家貞室
青山大藏少輔幸實室
森川出羽守重信室
小出伊勢守吉侚室

某　庄左衛門

重英（フサ）　主殿

正照（テル）　權之助
酒井權兵衛重知養子

女子三人
金森飛驒守賴直室
松平伊豆守信輝室
丹羽和泉守氏音室

正善　主膳　早世

正重（シゲ）　清兵衛
筑後守從五位下
寛永四年叙任
萬治三年七月九日致仕
入道號幽山
寛文元年二月廿七日卒七十七歳

政次（ツグ）　清兵衛
慶安三年五月廿六日籠居
同八月廿二日死四十九歳

政清（キヨ）　内記
筑前守從五位下
寛文元年十二月廿八日叙任
延寶三年五月廿七日卒四十八歳

政蔽（ヒロ）　宮内
筑後守從五位下
延寶四年十二月廿六日叙任

政式　猪之助

政實（サネ）　半十郎　早世

政春（ハル）　源藏

政強（ヒロ）　靭負

政勝（カツ）　源助
寛文元年十一月廿五日死二十一歳

政明（アキラ）　伊織　内藏丞

森川　以備考系圖補之

源定綱　佐々木源三秀義長男　佐々木太郎

信綱　近江守

泰綱　壹岐守

頼綱　備中守

宗綱（ムネ）　堀部四郎　左衞門尉

宗泰　堀部五郎

高泰　左衞門尉

滿泰　左衞門尉

秀泰　三郎

秀定　彥左衞門

泰氏　彥四郎

定泰　彥三郎

宗氏　金右衞門　堀場與四郎　改堀部號堀場

定兼　森川入道

定兼　森川助右衞門

氏兼（カネ）　堀場與四郎　永祿四年死

重次（シゲツグ）　森川助兵門

正次（マサツグ）　堀部助之丞

氏俊（トシ）森川金右衛門
慶長三年死五十四歳

長次　森川助左衛門

重成　森川久右衛門

重定　堀場小兵衛

氏信（ノブ）庄九郎　金右衛門
正保二年十月二十八日死六十七歳

正次　金大夫　勘解由
寛永十八年三月三日死六十歳

重俊（シゲトシ）長十郎
出羽守從五位下
慶長十年四月十六日叙任
寛永九年正月廿四日殉死四十九歳

女子二人
土屋民部少輔忠直室
稻垣攝津守重綱室

重政（マサ）半彌
從五位下伊賀守
明曆三年十二月廿七日叙任
寛文三年正月廿二日卒五十六歳

重名（ナ）七兵衛
下總守從五位下
萬治二年十二月廿七日叙任
寛文六年十二月八日卒五十三歳

重明
攝津守從五位下

重久（ヒサ）金三郎　八郎右衛門
延寶四年六月四日死五十八歳

重般（カズ）長十郎
依病籠居

重信（ノブ）次郎八
出羽守從五位下
寛文三年十二月廿八日叙任

重興（オキ）半彌　内膳

重高（タカ）彌十郎

久世

源廣通（ヒロミチ）　久世平七郎
其父久世左大夫某
東久世相國通博公落胤云

廣長（ヒロナガ）　平大夫
天正十五年十月八日死
法名昇蓮

廣政　甚太郎

長宣（ノブ）　平四郎
永祿六年十一月廿一日於三河針崎戰死
廿四歲

某　甚九郎

忠直（タヾナホ）　甚右衞門
大久保新八郎忠俊養子

藤原廣宣　三四郎　三左衞門
寬永三年三月十九日死六十六歲

正次　三助

忠鄕　權兵衞　民部
二人共爲大久保四郎右衞門忠吉養子

廣當（マサ）　三四郎
萬治三年正月廿四日死六十三歳

女子
大久保荒之助忠當妻

勝宣（カツ）　坂部作十郎　坂部三郎兵衛廣勝養子　元和元年五月七日於大坂戰死

女子
酒井飛驒守重之室

廣之（ヒロユキ）　三之丞
大和守從五位下
寬永十三年十二月廿九日敘任
寬文三年九月廿二日從四位下
同十年十二月廿九日侍從
延寶七年六月廿五日卒七十一歳

重之　勝之助
從五位下出雲守
延寶元年十二月廿八日敘任

女子
松平山城守重治妻

重利（シゲトシ）　權之助　宇右衛門
實大久保民部忠綱二男

稻垣

源重賢（シゲカタ）藤助
三州牛久保住人
先祖出自勢州住人稻垣三郎重泰
享祿元年於三州產女塚戰死三十六歲
法名善心

重宗（ムネ）藤助　平右衛門
文祿三年死七十八歲

長茂（ナガシゲ）藤助　平右衛門
慶長十七年十月廿四日死七十四歲

氏連（ツラ）林四郎
永祿四年九月四日於三州大塚戰死

重種（タネ）藤助　平右衛門
後重綱
攝津守從五位下
寬永三年八月十九日叙任
承應三年正月八日卒七十二歲

重昌（マサ）藤助　早世
寬永十二年十月四日卒廿二歲

重門　平三郎

重祥（ヨシ）藤三郎
後重昭
信濃守從五位下
明曆元年十二月廿九日叙任
繼祖父重種後

重富　大藏

女子三人

則茂（ノリシゲ）　平助
牧野駿河守忠成家人

重氏（ウヂ）　虎之助　藤九郎
從五位下淡路守

女子五人
本多伯耆守正直妻
石川八左衛門正信妻
壽德院
松倉筑後守重直妻
本多美作守忠相妻

昭倫　久四郎

重大（モト）　藤七郎
從五位下若狭守
寛永三年八月十九日叙任
萬治元年四月廿三日卒六十五歳

女子
大久保右馬允忠勝妻

重定（サダ）　藏人
備後守從五位下
延寶四年十二月廿六日叙任

女子
淡路守重氏妻

重房　主水

女子

西尾

源吉次（ヨシツグ）　吉良上總介滿氏十一代東條右兵衛佐持廣二男　小三郎　小左衛門
従五位下隱岐守　慶長四年十月三日叙任　同十一年八月廿六日卒七十七歳　法名淨德院天翁梵良

利氏　藤兵衛
實鶴見市之丞利政男
慶長十六年七月十九日卒四十七歳

政氏　市兵衛　藤兵衛

忠永（タヾナガ）　主水
實酒井河内守重忠三男
従五位下丹後守
慶長八年十一月廿五日叙任
元和六年正月十四日卒三十七歳

女子三人
神阿波守忠政妻
養子忠永室
西尾半三郎定考妻

忠照（テル）　右京
従五位下右京亮
寛永二年十一月叙任七年改丹後守
承應三年十月廿六日卒四十二歳

女子
稲垣藤助重政妻

忠知（トモ）　勝之助　主水
延寶三年六月十二日死五十七歳

忠成（ナリ）　勝之助　右京
従五位下隱岐守
寛文七年十二月廿八日叙任

忠幸（ユキ）　半右衛門
以病籠居

三浦

平義澄　三浦次郎
　義村　平六　駿河守從五位下
　　家村　四郎　式部大夫

義行
　行經
　　朝常　平六

朝胤　彦次郎
　正胤　平太郎
　　正明　平四郎

正明　式部
　重村　平六　五左衛門
　　正村　平兵衛　五左衛門

正次　五左衛門

正次（ツグ）　龜千代　甚太郎　左兵衞
母土井大炊頭利勝妹
因冒土井氏
從五位下志摩守
元和九年七月叙任
寛永十八年十月廿七日卒四十二歲

女子四人

安次（ヤス）　龜千代　甚太郎
從五位下志摩守
慶安元年十二月晦日叙任

共次（トモ）　六之助　長五郎
但馬守從五位下
慶安四年八月十六日叙任
慶文五年十二月越中守

女子
前田宮内利廣室

直次（オホ）　平五郎　左兵衞
後明敬
從五位下壹岐守
寛文十二年十二月廿八日叙任

春次（ハル）　甚之助

米津

藤原勝政（カツマサ） 左馬助 永祿十二年正月廿三日死八十三歳 法名洞岳淨仙

政信（マサノブ） 小大夫 元龜三年十二月廿二日於遠州三方原戰死四十二歳

康勝（ヤスカツ） 梅干助（ホヤ） 寛永三年九月十一日死六十九歳

田政（ミチ） 勘兵衛 寛永元年十一月廿二日死六十二歳

某 助大夫

田盛（ミチモリ） 內藏助 出羽守從五位下 承應三年十二月廿八日叙任 貞享元年正月廿五日卒六十九歳

女子三人 中野吉兵衛重弘妻 横田五郎三郎政松妻 井出甚之助正成妻

政吉 十郎左衛門 實菅谷九十郎政盛男

政盛（勘兵衛　後政武）
伊勢守従五位下
寛文三年十二月廿八日叙任

田賢（ミチカタ）小大夫　内藏允
周防守従五位下
寛文七年十二月廿八日叙任

政矩（ノリ）小大夫　初盛氏

伊丹

藏原雅興（マサオキ）
伊丹二郎　大和守
攝津國伊丹住人

康直（ヤスナホ）
千代松　權阿彌　初雅勝　秀虎
大隅守從五位下　慶長元年七月廿一日卒七十九歲

虎康（トラヤス）
權阿彌　權大夫　或康定

虎重（トラシゲ）
彌五右衛門
元和二年三月十二日死四十三歲

康勝（ヤスカツ）
喜之助　播磨守從五位下　元和八年　月叙任　寛永十八年十二月剃髮號順齋
慶安三年七月十五日致仕　承應二年閏六月廿六日卒七十九歲

女子三人
古郡孫大夫重高妻
大草次郎右衛門正重妻
酒井强藏昌明妻

勝長（カツナガ）
作十郎　藏人
播磨守從五位下
萬治三年十二月廿八日叙任
寛文二年三月廿七日爲一色内藏助直正
被害六十一歲

勝政（カツマサ）
五左衛門
從五位下大隅守
寛文二年十二月廿七日叙任

勝久
文藏
實勝長二男
延寶四年十一月廿四日卒

勝守
竹之助

勝武（タケ） 彌五之丞　內藏助

勝重 長吉　岡部左近
駿河守從五位下

女子四人
小川摠左衛門賴勝妻
土岐山城守賴行室
興津內記忠行妻
橫山內記知淸妻

重好（シゲヨシ） 金彌　長作
豐永字兵衞

直勝（ナホ） 金十郎
後勝孝

勝久 彌藏

利忠 左兵衞門
丸毛兵左衞門利養子

勝元 理左衞門　圖書

純長 權吉　大村因幡守
丹後守純信養子

奥平

平貞俊　八郎左衞門尉　先祖出レ自二村上源氏安藝國住人赤松則景二男氏行一氏行繼二秩父一族兒玉家一故稱二平氏一其子孫住二上野國奥平地一故稱二奥平一貞俊時始移二住三州作手一云

―貞久（ヒサ）　九八郎　監物
文明七年四月四日卒八十一歳

貞昌（マサ）　監物　六郎左衞門
天文四年四月廿日卒八十五歳

―貞勝（カツ）　九八郎　監物
文祿四年十月九日卒八十四歳

―貞能（ヨシ）　九八郎　美作守　牧庵
慶長三年十二月十一日卒六十二歳

―常勝（ツネカツ）　源五左衞門

―貞治（ハル）　藤兵衞
慶長五年九月十五日於二濃州關原一戰死

信昌ノブマサ　九八郎
美作守從五從下　天正十六年四月　叙任　天和元年三月十四日卒六十一歲

女子　本多藤六郎重純妻

昌勝カツ　九十郎
慶長二年二月十七日卒二十五歲

家昌イヘ　此流稱二奥平一　九八郎
母東照宮第一姬君後號二加納殿一
大膳大夫從五位下
文祿四年三月二十日叙任
慶長四年　月從四位下侍從
同十九年十月十日卒三十八歲

忠昌タダ　千福　九八郎
美作守從五位下
元和七年正月十一日叙任
寬永十一年九月十五日從四位下
寬文八年二月十九日卒六十一歲

女子　堀尾山城守忠晴室

昌能ヨシ　千福　九八郎
大膳亮從五位下
正保三年十二晦日叙任
寬文十二年七月二日卒四十歲

女子　五島淡路守盛勝室

昌章マサ　小次郎
實五島淡路守盛勝二男

源家治ハル　龜松　稱松平右京大夫　從五位下　母同上
天正十六年十二月廿四日東照宮賜二御家號一或云爲二御養子一文祿元年三月四日卒十四歲

源忠政（マサ）稱松平　母同上　初菅沼忠七郎
幼爲菅沼小大膳定利嗣
文祿四年十六歳元服
慶長七年台德院殿賜御家號叙從五位下任飛騨守
同十三年二月攝津守從四位下
同十九年十月二日卒三十五歳

忠隆（タカ）忠七郎
從五位下飛騨守
元和七年正月十一日叙任
寛永九年正月五日卒廿五歳家絶

源忠明（アキラ）稱松平
初清匡
母同上
天正十六年東照宮賜御家號或云爲御養子
慶長五年四月七日下總守從五位下
寛永五年八月十九日從四位下侍從
正保元年三月廿五日卒六十二歳

忠弘（ヒロ）鶴松丸
初清直
下總守從五位下
正保二年十二月晦日叙任
承應三年十二月廿九日從四位下
寛文三年十二月廿九日侍從

清照　鶴千代　主税

女子二人
大久保安藝守忠增室
松平宮內少輔乘昌室
桑山美作守一尹室

清道　八郎左衛門
正保元年十二月廿六日早世十一歳

女子五人
榊原越中守照清妻
大久保加賀守忠季室
大澤右京大夫基重室
京極主膳正高供室
鍋島甲斐守直澄室

女子
大久保加賀守忠常室

小笠原

清和天皇 ― 貞純親王 ― 源經基王（正四位上）

滿仲（正四位上左馬頭）

四男 賴信（從四位下河內守）

賴義（正四位下伊豫守）

三男 義光（ミツ）（新羅三郎　刑部丞　從五位下兵庫頭甲斐源氏祖）

二男 義清（甲斐判官　從五位上治部少輔）

清光（ミツ）（號黑源太　從五位下刑部少輔）
仁安三年七月八日卒五十九歲

二男 遠光（トホ）（加賀美次郎　從四位下信濃守）
寬喜二年四月十九日卒八十八歲

二男 長清（ナガ）（信濃守從四位下　始稱小笠原）
仁治三年七月十五日卒八十一歲

長經（ツネ）（六波羅太郎　從四位上阿波守）
寬治元年十一月五日卒六十九歲

長忠（タダ）（從五位上信濃守）
文永元年十一月三日年六十三歲

長政（マサ）（從四位下大膳大夫）
永仁二年八月四日卒七十三歲

長氏（ウヂ）（彈正少弼　信濃守從五位下）
延慶三年八月十三日卒六十五歲

宗長（ムネ）　信濃守從五位下
元德二年九月六日卒五十九歲

貞宗（サダ）　正四位下信濃守　治部大輔
觀應元年八月廿五日卒五十七歲

政長（マサ）　從四位下信濃守　兵庫頭
貞治四年三月廿一日卒四十八歲

長基（モト）　從四位上信濃守　彈正少弼
應永十四年十月十六日卒六十一歲

長秀（ヒデ）　從五位上信濃守
應永十九年二月十五日遁世
同三十二年三月十五日卒五十九歲

政康（ヤス）　從四從上大膳大夫兼右馬頭
實長秀弟爲兄嗣
嘉吉二年八月九日卒六十七歲

持長（モチ）　從四位上信濃守　大膳大夫
寬正三年六月十五日卒六十七歲

清宗（キヨムネ）　從五位上信濃守　大膳大夫
文明十年十二月八日卒五十二歲

長朝（トモ）　從五位上信濃守　民部大輔
文龜元年八月十二日卒五十九歲

貞朝（サダ）　信濃守從五位下　修理大夫
永正十二年六月三日卒五十五歲

長棟（ムネ）　信濃守從五位下　大膳大夫
天文十八年十月八日卒五十八歲

長時（トキ）　從五位上信濃守
天正十一年二月廿五日卒六十五歲

長隆（タカ）　又二郎　右馬助　於越中戸山戰死

貞次　童名曾壽丸　後出家號平堂

貞慶　童名小僧丸　喜三郎　右近大夫
文祿四年五月十日卒五十歲

秀政　童名幸松丸　上野介從五位下　文祿四年三月廿日叙任　慶長六年二月改信濃守
同十一年二月五日改兵部大輔　元和元年五月七日於大坂戰死四十七歲

忠脩　幸松丸
母　東照宮御孫女岡崎殿御娘
信濃守從五位下
慶長十五年十月叙任
共父戰死二十二歲

長次　幸松丸　初長政
信濃守從五位下
寛永六年十月十八日叙任
寛文六年五月廿九日卒五十二歲

女子　松平阿波守忠英室

長章
從五位下上野介
承應二年十二月八日叙任依病籠居
寛文三年七月十七日卒

長勝　辰之助　内匠
内匠頭從五位下
寛文六年十二月廿八日叙任
後任信濃守

女子二人
松平阿波守光隆室
森美作守忠繼室

忠政（マサ）　春松丸　後忠眞
母同上
從五位下大學助
慶長十六年三月十一日叙任
後右近大夫
寛永十一年七月十六日從四位下
寛文三年十二月廿九日侍從
兼右近將監
同七年十月十八日卒七十三歳

長安（ヤス）　千松　平十郎
兵部少輔從五位下
寛永十五年十二月晦日叙任
寛文七年閏二月五日卒五十歳

長宣（ノブ）　又次郎　大助
大和守從五位下
正保三年十二月晦日叙任
寛文三年正月十一日卒三十四歳

女子二人
松平右衛門佐光之室
松平刑部大輔賴元室

長眞（サネ）　萬松丸　彈正　後忠雄
遠江守從五位下
寛文三年十二月廿八日叙任
同七年十二月廿八日從四位下

長貞　隼人　後眞方
備後守從五位下
寛文十一年十二月廿八日叙任後備中守

忠知（トモ）　虎松丸
従五位下壹岐守
慶長十九年十二月　叙任
寛文三年七月廿九日卒六十五歳

重直（シゲナホ）　千松丸　孫次郎
松平丹後守
能見松平丹後守重政養子

貞政　一作忠慶
因幡守従五位下

長矩（ノリ）　初長根　長棟　長頼
山城守従五位下
正保元年十二月廿八日叙任
延寳六年二月八日卒五十五歳

長定（サダ）　數馬
従五位下丹後守
萬治元年閏十二月廿七日叙任

長秋（アキ）　外記

長一（カズ）　彦三郎　早世

長治　千代松　民部
後長祐
従五位下能登守
寛文三年十二月廿八日叙任
後壹岐守

長重　兵助　釆女
従五位下佐渡守
寛文十二年十二月廿八日叙任

長之ユキ　後長俊
從五位下出雲守
元和八年十二月　叙任

女子二人
細川越中守忠利室
蜂須賀阿波守至鎭室

忠次
從五位下市正

重長
修理大夫從五位下

小笠原

政康以上ノ世系見上故略於此

源政康　大膳大夫　右馬頭

光康（ミツ）　六男　伊那六郎　遠江守
文明十八年五月三日卒七十二歳

家長（イヘナカ）　六郎左衛門尉　左衛門佐
延德二年十月十五日卒

定臺（サダモト）　六郎　兵部　左衛門佐　彈正少弼
永正八年八月廿三日卒

貞忠（サダタヾ）　六郎　彈正少弼　左衛門佐
天文十九年六月廿五日卒

信貴（ノブタカ）　孫六郎　左衛門佐　下野守
天正七年五月廿四日卒

信嶺（ミネ）　十郎三郎　掃部助
慶長三年二月十九日卒五十二歳

信之（ユキ）　小平次
左衛門佐從五位下
實酒井左衛門尉忠次二男
慶長十九年四月廿六日卒四十五歳

政信（マサ）　伊勢次郎
左衛門佐從五位下
寛永四年九月十四日叙任
同十七年七月二日卒三十四歳

貞信（サダ）　伊勢松　新五郎　主膳
實高木權右衛門貞勝男
從五位小土佐守
明暦二年十一月廿六日叙任

貞利（サダトシ）　三郎右衛門

淸信　新五郎

女子三人
青山大藏少輔幸成室
高木權右衛門貞勝妻
水野石見守忠貞妻

長重　圖書助

長臣　靭負
寬永十一年死八十四歲

信秀　半次郎

長泰　靭負

良隆　木工助

泰政　權左衛門

女子二人

岡部

藤原武智麿 ― 乙麻呂（オト） 從三位參議 ― 是公（コレキミ） 從三位式部卿 右大臣 ― 雄友（ヲトモ） 大納言正二位

― 弟河（ワトカハ） 從五位下 加賀守 ― 高扶（タカスケ） 從五位上陸奥守 右衛門權佐 ― 清夏（キヨナツ） 上總介從四位下 左少辨 ― 維幾（コレチカ） 從五位上常陸介

― 爲憲（タメノリ） 遠江守從五位下 ― 時理（トキタヾ） 遠江守 從五位下 ― 時信（ノブ） 駿河守從五位下 號伊東　或曰時理弟 ― 維永（コレナガ） 工藤大夫

― 維清（キヨ） 入江右馬允 ― 維綱（ツナ） 船越四郎大夫 ― 清綱（キヨ） 岡部權守 ― 泰綱（ヤス） 岡部權守

― 忠綱（タダ） 八郎 ― 時綱 左衛門尉 ― 長綱（ナガ） 小二郎 ― 家綱（イヘ） 左近大夫

康綱（ヤス）　太郎　椿守
照綱（テル）　二郎
明綱　左兵衛
永綱（ナガ）　和泉守

春綱（ハル）　二郎左衛門　石見守
俊綱　石見守
仲綱（ナカ）　二郎左衛門　石見守
親綱　二郎　左京進　大和守

信綱（ノブ）　彌二郎　美濃守
天正十一年卒七十二歳　法名常慶
正綱（マサ）　次郎右衛門
天正十一年十二月八日卒四十二歳

長盛（ナガモリ）　彌二郎
從五位下内膳正
天正十六年四月二日叙任
寛永九年十一月二日卒六十九歳

宣勝（ノブカツ）　左京
美濃守從五位下
慶長十四年十二月廿八日叙任
寛文元年十月廿七日致仕
稱可賢
同八年十月十九日卒七十二歳

女子二人
鍋島信濃守勝茂室
織田刑部太輔信則妻
加藤出羽守泰興妻

行隆（ユキタカ）　龍千代　帶刀
從五位下内膳正
寛永十七年十二月廿九日叙任

女子二人
松平周防守康映妻
朽木伊豫守植昌室

高成　主税
寛文十一年正月十九日死

宣就（ノブナリ）
備後守從五位下

女子二人
朽木伊豫守植昌妻
内藤三左衛門某妻

正敦　數馬
實高成弟

与堅（トモカタ）　右衛門　後長賢
丹波守従五位下
元和七年十二月廿八日叙任
後改大和守

長政
因幡守従五位下
元和八年十二月廿八日叙任
寛永三年閏四月十日卒無嗣

女子二人
寺澤兵庫頭堅高妻
大久保右京亮教勝妻

久高　太郎左衛門　外記
寛文八年八月廿三日死

豊明　左京　後就繼
阿波守従五位下

直好　孝之助　造酒
従五位下志摩守

某

与貞
従五位下對馬守

宣政
従五位下隠岐守

僧壽昌
號桂峯
京都妙心寺塔頭雄心院

定直　大吉　源太左衛門
出羽守從五位下
延寶六年十二月廿八日叙任

諏訪

源經基王 ― 滿快（從五位下下野守） ― 滿國（從位下甲斐守）

爲滿（タメ）（甲斐守從五位下） ― 爲公（トモ）（信濃守從五位下） ― 爲實（ザネ）（依田六郎）

實信（ノブ）（依田二郎大夫） ― 信行（ユキ）（依田三郎） ― 信澄（ズミ）（手塚太郎）

信綱（ツナ）（手塚又太郎） ― 盛重（モリシゲ）（諏訪太郎　右兵衛尉　諏訪祖） ― 盛經（モリツネ）（三郎左衛門尉）

宗經（ムネ）（信濃守） ― 信重（ノブシゲ）（信濃守） ― 時繼（トキツグ）（左衛門尉）

弘(ヒロ)重　左馬助　入道號直性　共平高時自害
盛時(トキ)　五郎左衛門尉
時重(シゲ)　小太郎

時信(ノブ)　信濃守
忠(タダ)滿(ミツ)　五郎
忠重(シゲ)　太郎左衛門尉　信濃守

賴(ヨリ)繼(ツグ)　小太郎
賴(ヨリ)隣(チカ)　小太郎　刑部少輔
信有(アリ)　五郎　信濃守

滿(ミツ)有　次郎左衛門尉
政(マサ)滿　信濃守從五位下
賴(ヨリ)滿　小太郎　安藝守從五位下　天文八年十二月九日卒

賴隆　刑部大輔
賴重(シゲ)　刑部大輔　天文十一年七月廿一日爲武田信立被滅嫡流斷絕

滿隣　新二郎

頼豐　新太郎　越中守　大力人也
天正十年三月被殺

頼忠（タダ）　小太郎　安藝守從五位下　天正十八年六月十日致仕
慶長十年八月十一日卒七十一歳

頼水（ミヅ）　小太郎
因幡守從五位下
慶長十年叙任
寛永十七年九月廿八日致仕
同十八年五月十四日卒七十三歳

頼定（サダ）　又三郎

忠久（ツネ）　松千代　小太郎
初忠頼　忠澄
從五位下出雲守
元和三年七月廿日叙任
明暦三年正月五日卒六十三歳

忠晴（ハル）　右京
因幡守從五位下
明暦三年十二月廿七日叙任

頼蔭（カゲ）　兵部

頼久　右衛門

女子二人
山口但馬守弘隆妻

頼郷（サト）　藏千代　小源太
土佐守從五位下
慶安元年十二月晦日敘任
同二年十月改若狹守後屬甲府家
寛文九年十二月三日卒七十三歲

頼音（ヲト）
備前守從五位下

頼長（ナガ）　十丸　左門

女子三人
土岐山城守定義妻
三枝勘解由守昌妻
大久保五右衛門長重妻

土屋

源藤次（フヂツグ） 金丸伊賀守　源義家朝臣五代孫足利右馬頭泰氏六男一色宮内卿阿闍梨公深後胤一色伊賀守藤直男云　藤次屬甲斐武田家蒙主命初稱秋山又稱金丸

―虎嗣（トラツグ） 若狹守　天文五年九月五日卒

虎義（ヨシ） 筑前守

―昌直（マサナホ） 平三郎

―昌次（ツク） 平八郎　後稱土屋右衞門尉　天正三年五月於長篠戰死三十一歲

―昌詮（アキラ） 秋山左衞門佐

―昌義（ヨシ） 助六郎　天正十年三月十一日於天目山殉死二十九歲

―昌恒（ツネ） 土屋總藏　右衞門尉　天正十年三月十一日天目山戰死二十七歲

正猶（マサナホ）　土屋宗八郎　六十三歲病死

景氏（カゲウヂ）　源藏　後稱秋山　天正十年三月十一日於天目山戰死十七歲

忠直（タダナホ）　宗藏　平三郎
民部少輔從五位下
慶長五年十二月叙任
同十七年三月廿四日卒三十五歲

利直（トシナホ）　平八郎
民部少輔從五位下
元和七年　月叙任
延寶三年閏四月廿四日卒六十九歲

頼直（ヨリナホ）　平八郎
伊豫守從五位下
延寶三年十二月廿六日叙任
同七年八月七日被沒收所領畢
天和元年六月晦日卒四十七歲

勝胤（カツタネ）　相馬長門守
相馬大膳亮義胤養子

宗直（ムネナホ）　數馬

女子三人
內藤兵部少輔政晴妻
水野周防守忠增妻
松平伊勢守直綱妻

達直（サダナホ）　主稅

武（タケシ）　渡部平十郎
渡部十郎右衛門勇養子

數直（カズ）　釆女　辰之助
大和守從五位下
寛永元年十二月叙任
慶安元年十月廿七日改但馬守
寛文五年十二月廿七日從四位下
同十年十二月廿九日侍從
延寶七年四月二日卒七十二歲

之直（ユキ）　金彌　半左衞門
兵部少輔從五位下
寛永十年叙任
延寶七年八月十四日卒六十九歲

政直　釆女　左門
從五位下能登守
萬治元年十二月廿八日叙任
寛文五年十二月廿七日相模守

雅直　辰之助　水野藤三郎　早世
水野石見守忠貞養子

女子二人
渡部久左衞門進妻
稻葉石見守正休妻

德直　主膳
備前守從五位下

某　左門

屋代

源滿照（ミツテル）　村上左京大夫賴國二男
屋代能登守

正重（マサシゲ）　屋代太郎
能登守　美作守

正國　太郎左衛門尉　越中守
永祿四年三月十二日卒

滿正　室賀大和守　剃髮號一葉齋

正長　四郎太郎
實室賀大和守滿正二男
天正三年五月廿一日於長篠戰死

勝永（カツナガ）　左衛門尉
初秀正
實室賀滿正四男
從五位下越中守
元和九年閏八月三日卒六十六歲

忠正（タダマサ）　甚三郎
從五位下越中守
寬文二年四月廿四日卒六十九歲

正俊（トシ）　源七郎
室賀源七郎滿俊養子

忠興　甚三郎
實朝倉筑後守宣正四男
寬文三年正月六日卒四十五歲

女子五人
桑山下野守貞政妻
中山市之丞某妻
小宮山傳三郎宣明妻
忠興養女
安藤彥四郎直利妻

忠至　甚三郎
後忠位
實朝倉平十郎一至男
從五位下越中守
寬文三年十二月廿八日叙任

丹羽

源義家　八幡太郎
— 義國（ヨシクニ）　足利式部大夫
— 義康　足利陸奥判官
— 義兼　足利上總介

— 義氏（ウヂ）　足利左馬頭
— 泰氏（ヤス）　足利右馬頭
— 公深　一色阿闍梨　宮内卿　一色祖

— 範氏（ノリ）　二郎
— 直氏（ナホ）　右京亮
— 氏兼（カネ）　右京亮
— 氏宗（ムネ）　勘二郎

— 氏明（アキラ）　丹羽平三郎　尾州丹羽郡住人　丹羽祖
— 氏時（トキ）　二郎左衛門
— 氏盛（モリ）　傳介

— 氏範（ノリ）　勘六　左衛門
— 氏從（ヨリ）　和泉守　築尾州折戸城住之　明應六年八月六日卒
— 氏員（カズ）　新介　築尾州本郷城住之　永正十五年十一月十八日卒
— 氏興（オキ）　平左衛門　天文五年二月廿三日卒

氏清（キヨ）　若狹守　築尾州岩崎城
永祿二年十一月廿一日卒七十五歲

氏識（サト）　右近大夫
永祿八年六月十九日卒六十九歲

氏勝（カツ）　勘四郎　源六郎　勘助　右近大夫
慶長二年十一月廿二日卒七十五歲

氏次（ツグ）　源六郎　勘助
居城同前　慶長六年三月十九日死五十二歲

氏資　勘六郎　慶長四年八月三日死

氏信（ノブ）　勘助　生國伊勢
初氏重
式部少輔從五位下
元和三年七月廿一日叙任
正保三年五月十一日卒五十七歲

氏定（サダ）　勘介
初氏憲
式部少輔從五位下
正保三年十二月晦日叙任
明曆三年四月十六日卒五十二歲

氏純　勘助
式部少輔從五位下
明曆三年十二月廿七日叙任
延寶二年九月廿七日卒三十八歲

氏房　勘介

女子二人
渡邊大隅守綱貞妻
三枝攝津守守俊妻

女子
加々爪土佐守直清妻

氏春　猪之助　橘兵衛

山口

多多良正恒　百濟國王璋二子琳聖九代孫　始賜姓　又稱大内

藤根（フヂネ）

宗範（ムネノリ）

茂村（シゲムラ）

保盛（ヤスモリ）

弘眞（ヒロザネ）

貞長（サダナガ）

貞成（ナリ）　初貞盛

盛房（モリフサ）　周防權介　久安六年　卒

弘盛（ヒロ）　周防權介　文治元年　卒

滿盛（ミツ）　周防權介　始號大内介　承久元年　卒

弘成（ナリ）　周防權介　從五位下　元仁元年　卒

弘貞（サダ）　周防權介　右田太郎　弘安九年七月十七日卒

弘家（イヘ）　周防權介　正安二年三月廿八日卒

重弘（シゲ）　周防權介　正六位下　元應二年三年六日卒

弘幸（ユキ）　周防權介　正六位上　文和元年三月六日卒

弘世（ヨ）　周防權介　周防長門石見三州守護　從五位上　康曆二年十一月十五日卒

義弘（ヨシヒロ）
周防權介　從四位上左京大夫
應永六年十二月廿一日於堺戰死四十六歲

盛見（ハル）
六郞　左京大夫　從五位下
代兄攝守護　永享三年六月廿八日於筑前深江戰死五十五歲

持世（モチヨ）
從四位下刑部少輔
修理大夫
嘉吉元年七月廿八日卒四十八歲

教弘（ノリ）
從四位下周防權介
實持盛二男
贈三品
寬正六年九月三日四十六歲

政弘（マサ）
從四位下周防權介
左京大夫
贈三品
明應四年九月十八日卒五十歲

義興（オキ）
周防權介
從三位左京大夫
享祿元年十二月廿日卒五十二歲

義隆（タカ）
周防權介　左京權大夫　侍從　太宰大貳　兵部卿　二男
從二位　天文廿年九月一日爲家人陶晴賢弑四十五歲

義長
八郎
弘治二年四月七日於長門國戰死家絕

持盛（モリ）
孫太郞　周防權介　正六位上
永享五年四月八日卒三十七歲

教幸（ノリユキ）
孫太郞

任世
初爲僧號多門院

盛幸（ユキ）
山口太郞　修理亮
稱山口

盛重（シゲ）
將監
尾州愛智郡星崎城住人

盛政（マサ） 巖丸　平兵衛
天正八年八月十五日死六十一歳

重俊（トシ） 内藏助
天文九年四月十七日於尾州松本戰死

重勝（カツ） 清藏　半左衛門　祥雲入道
文祿四年七月廿八日爲豐臣太閤被誅了四十九歳

女子二人 秀次關白妾
水野備後守介長妻

重政（マサ） 竹丸　長二郎　半兵衛
但馬守從五位下
慶長六年十一月十七日叙任
同十八年正月六日除邑剃髮號宗愚
寛永五年九月十二日召還任修理亮
同十二年九月十九日卒七十二歳

政成（ナリ） 萬千代　平七郎
天正十年六月五日於美濃國戰死十七歳

重克（カツ） 小平次
元和元年五月七日於大坂戰死三十七歳

重信（ノブ） 熊丸　長二郎
從五位下伊豆守
慶長十四年十二月廿七日叙任
元和元年五月六日於大坂戰死二十六歳

重長（ナガ） 竹丸　島之助
慶長十五年六月廿七日死十七歳

弘隆（タカ） 國丸　清十郎　平兵衛
但馬守從五位下
寛永九年十二月廿三日叙任
同十二年十二月二日改修理亮
延寶五年九月五日卒七十五歳

重貞（サダ） 長二郎
修理亮從五位下
延寶五年十二月廿六日叙任

重治（ハル） 勝三郎　左門

女子
山口長右衛門重捷妻

重恒（ツネ）
仙菊丸　半左衛門
備前守從五位下
寛永九年十二月廿三日叙任
萬治二年八月廿日卒五十二歲

女子
高木主水正正成妻

重直（ナホ）
半左衛門
延寶三年十月十一日死四十二歲

重時（トキ）
長左衛門

加賀爪

藤原鎌足 内大臣 ― 不比等 右大臣 ― 房前 參議
― 眞楯 大納言 ― 内麿 右大臣 ― 冬嗣 閑院左大臣
― 良門 内舍人 ― 高藤 内大臣　勸修寺祖 ― 定方 右大臣
― 朝頼 左大將 ― 爲輔 正三位中納言 ― 說孝 正四位下左大辨
― 頼明 參議左大辨 ― 憲輔 宮内卿正四位下 ― 成實 治部卿正四位下

顕憲　正四位下左少辨
盛憲　正五位下少納言
清房　正五位下出羽守

重房　式乾門院藏人　始稱上杉
頼重　上杉三郎　大膳大夫

重顕　修理亮
重藤　大藏大輔
重能　從五位上伊豆守
朝（トモ）定（サダ）　彈正少弼正五位下
重行　從五位上左京亮

頼成　左近將監　正五位下越前守

憲房　兵庫助　山内上杉祖

顕（アキ）定　式部大輔扇谷伊豫守扇谷上杉祖

朝顯（トモアキ）　中務少輔號八條

滿朝（ミツトモ）　八條修理亮

滿定（ミツサダ）　中務大輔　兵庫助

政定（マササダ）　修理亮　爲今川上野介範政養子下向駿州而稱加賀爪

忠定（タヾサダ）　右京亮　領遠州上名庄新池鄉

政泰（マサヤス）　右亨亮

泰定　藤八　右京亮

政豐（マサトヨ）　千增　備前守　元和七年卒八十四歲

政尙（マサナホ）　甚十郎　備前守從五位下　文祿四年三月廿日叙任後隼人正　慶長元年閏七月十二日卒卅五歲

忠澄（タヾスミ）　甚十郎　民部少輔從五位下　元和元年十二月廿一日叙任　寬永十八年正月晦日卒五十六歲

直澄（ナホスミ）　甚十郎　甲斐守從五位下　寬永十八年十二月廿八日叙任　延寶七年六月十八日致仕

直輔（ナホスケ）　信濃守從五位下　萬治三年十一月廿四日卒廿二歲

直晴（ナホハル）　從五位下土佐守　實石川播磨守總長二男

信澄（ノブ）　宇右衛門　十右衛門　主馬

定澄（サダ）　杢助　彌右衛門　内記
萬治三年四月八日死無嗣

女子
石川播磨守總長妻

北條

桓武天皇
　葛原親王
　　高見王
　　　高望王　知賜平姓
　　　　平國香（クニカ）　始良望　鎮守府將軍
　　　　　貞盛（サダモリ）　鎮守府將軍
　　　　　　維將（コレマサ）　肥前守
　　　　　　　維時（トキ）　上總介
　　　　　　　　直方（ナホカタ）　上總介
　　　　　　　　　維方（コレ）　上總介
　　　　　　　　　　時方（トキ）　伊豆大介
　　　　　　　　　　　時家（イヘ）　北條四郎
　　　　　　　　　　　　時政（マサ）　北條四郎　遠江守從五位下
　　　　　　　　　　　　　義時（ヨシ）　江馬小四郎　陸奥守從四位下
　　　　　　　　　　　　　　泰時（ヤス）　太郎　武藏守正四位下
　　　　　　　　　　　　　　　時氏（トキウヂ）　太郎　修理亮
　　　　　　　　　　　　　　　　時頼（ヨリ）　相摸守正五位下　最明寺
　　　　　　　　　　　　　　　　　時宗（ムネ）　太郎　相模守從五位下
　　　　　　　　　　　　　　　　　　貞時（サダ）　相摸守從四位上
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高時（タカ）　相摸守正四位下　宗鑑入道

時行（ユキ） 龜壽丸 相模二郎 左馬權頭
　行氏（ウヂ） 小太郎
　　時盛（モリ） 小三郎
　　　行長（ナガ） 新三郎

長氏 伊勢新九郎 母伊勢備中守貞國女云 後稱北條 早雲寺
永正十六年八月十五日卒八十八歲

女子 今川上總介義忠室

氏綱（ツナ） 新九郎 從五位下左京大夫
天文十年七月十九日卒五十五歲

長綱 北條三郎 號幻庵
　氏時 新三郎 神原神主
　　彥太郎 出家後住讚州

今按するに新九郎長氏伊勢と稱する時はこれ伊勢氏の族歟然れども今氏宗が捧るところにしたがひて時政よりこれをしするす

氏康（ヤス） 左京大夫 元龜元年十月三日卒五十六歲
法名大聖寺東陽岱公

女子三人 北條左衛門大夫綱成妻
葛山備中守氏元妻
吉良左兵衛佐賴康室

氏政（マサ）　新九郎
左京大夫
天正十八年七月十一日自殺五十三歳

氏輝（テル）　由井源三
陸奥守
與兄氏政同自殺五十一歳

氏邦（クニ）　虎壽丸　新太郎
安房守

氏直（ナホ）　新九郎　左京大夫
天正十九年十一月四日於大坂卒三十歳

某　源五郎　早世

氏房（フサ）　岩槻十郎
文祿元年四月廿日於肥前唐津死廿八歳

氏孝（タカ）　佐倉七郎

氏定（サダ）　新太郎
安房守氏邦養子

某　內記　住紀州

直重　源三　七郎
陸奥守氏輝養子

某　主殿　住加州

女子　庭田宰相室

氏規（ノリ）　助五郎　美濃守　慶長五年二月八日卒五十六歳

氏忠（タヾ）　新四郎　左衛門佐

氏光（ミツ）　竹王　右衛門佐

氏則（ノリ）　新太郎　内匠　早世

景虎　上杉三郎　初氏秀　越後輝虎養子

女子六人
今川上總介氏眞室
北條常陸介氏繁妻
千葉介親胤妻
築田河内守國助妻
太田源五郎氏資妻
武田四郎勝頼室

氏盛（モリ）　助五郎
美濃守従五位下
慶長六年五月十一日叙任
同十三年五月十八日卒三十二歳

氏信（ノブ）　太郎助
美濃守従五位下
元和九年八月六日叙任
寛永二年十月廿四日卒廿五歳

氏宗（ムネ）　久太郎
寛文十年十月朔日致仕
貞享二年五月十八日卒六十七歳

女子
佐久間源六郎勝盛妻

氏治（ハル）　平左京
實右近大夫氏利二男
伊勢守従五位下
寛文十年十二月廿八日叙任

菊千代　早世

勘十郎　慶長五年五月五日死廿一歲

松千代　早世

女子三人　北條新太郎氏定妻　白樫三郎兵衞妻　東條紀伊守長賴妻

熊

氏利（トシ）　久五郎　從五位下右近大夫　寛永七年十二月廿九日叙任　寛文十二年十一月十二日卒六十九歲

氏重（ウヂシゲ）　民部　寛永十二年七月八日死三十一歲

女子

某　武太夫　早世

氏治　八平　左京

氏淸（キヨ）　勘平　宮內少輔從五位下　萬治元年閏十二月廿七日叙任　寛文五年三月十四日卒二十四歲

女子　竹中監物重職妻

氏澄（ズミ）　長吉　右近

氏朝　龜之助　左京　初氏副

女子　谷帶刀衞常妻

氏成　鍋之助　彥五郎　北條宗四郎氏常養子

女子三人　氏治室　久留島出雲守通貞妻　船越左門爲景妻

秋元

藤原賴綱　宇部宮綱三郎

泰業　左衞門二郎　始居上總國秋元莊

賴業　四郎　越中守　實泰業弟

業義　三河守

時業　出羽守

泰業　長門守

貞朝　安藝守

師朝　秋元掃部頭

元朝　秋元四郎

國朝　左近

春朝　刑部丞

兼朝　彈正左衞門

政朝　彈正

景朝　孫三郎　茂兵衞　越中守但馬守　天正十五年十一月十二日卒六十三歲

長朝　孫四郎　越中守　寬永五年八月廿九日卒八十三歲

女子　戸田伊賀守忠昌妻

泰朝（ヤス） 牛坊　孫七郎　茂兵衛
但馬守從五位下
慶長八年二月十三日叙任
寛永十九年十月廿三日卒六十三歳

富朝（トミ） 長丸　掃部
攝津守從五位下
寛永十一年十二月晦日叙任
明暦三年六月十七日卒四十八歳

忠朝（タダ） 隼人　馬之允
隼人正從五位下
寛永十五年十二月晦日叙任
慶安二年九月廿八日卒三十三歳

喬朝（タカ） 甚五郎
實戸田伊賀守忠昌男
但馬守從五位下
萬治二年十二月廿八日叙任
寛文五年十二月攝津守

時朝 隼人

成朝 小左衛門

女子
但馬守喬朝妻

稻葉

越智貞通　伊豫守　一鐵

重通　兵庫頭

正成（ナリ）　林市助　八右衛門　稻葉佐渡守内匠頭
佐渡守　實林駿河守孫總兵衛政秀男　寛永四年十二月叙任　同五年九月十七日卒五十八歳

正貞　三十郎　十兵衛
實林新助政行男

正次　八左衛門
寛永五年五月廿六日死

正重　市五郎
後正能

正定　龜之助　治左衛門
延寶七年十一月十九日死五十四歳

正勝（カツ）　千熊　宇右衛門
從五位下丹後守
元和九年八月二日叙任
寛永十一年正月廿五日卒三十八歳

正則（ノリ）　鶴千代丸
美濃守從五位下
寛永十一年十二月廿九日叙任
明暦三年十二月廿七日從四位下
寛文元年十二月晦日侍從

義雅（ヨシマサ）　宇右衛門
後正通　正征（ユキ）
從五位下丹後守
承應三年十二月廿八日叙任

正定(サダ)　七之丞
尾州家人

女子
酒井日向守忠能妻

正利(トシ)　內記
仕駿河家後配流於熊本
延寶四年九月廿一日死於配所七十三歲

正房(フサ)　八右衛門　釆女
出雲守　越前家人

正吉(ヨシ)　權佐
伊勢守從五位下
慶安四年八月十六日敍任
明曆三年七月三日自殺三十九歲

正休(ヤス)　權佐
從五位下石見守
延寶二年十二月廿七日敍任

女子二人
堀田勘左衛門正利妻
朽木民部少輔植綱妻

正喬(タカ)　主稅　後正倚
出羽守從五位下
寬文二年十二月廿七日敍任

元矩　少輔四郎　外記　左近　後正員
備後守從五位下
依母方稱毛利

正直(ナホ)　大學

正辰(トキ)　龜之助　主水

利忠　縫殿助
土井式部少輔
兵庫頭利長養子

正賀(ヨシ)　宗十郎

女子二人
堀田備中守正俊妻
松平陸奥守綱村室

堀田

孝元天皇 ― 彦太忍信命 ― 屋主忍命

武雄心命 ― 武内宿禰（始賜紀姓云棟梁臣） ― 平群木兎宿禰

眞鳥宿禰（號平群大臣） ― 竝𦀯臣 ― 久比臣

眞昨臣 ― 小足臣 ― 鹽手臣

大口臣 ― 紀大人（正三位大納言紀朝臣） ― 園人（從四位下）

諸人（モロヒト）贈大政大臣正一位
麻呂（マロ）從三位大納言
飯麿（イヒ）參議從三位

宿奈麿
古佐美 征夷大將軍正二位大納言
廣濱 參議

長江 大宰大貳
魚弼
國守（クニモリ）從五位下內膳正

扶範（スケノリ）彈正忠 一云貞範
長谷雄（ハセヲ）三位中納言
淑光（ヨシテル）從五位上式部少輔

文利（フミトシ）紀伊守從五位下
忠道（タヾユキ）紀伊守從五位下
家俊（イヘトシ）紀伊守從五位下

宗信（ムネノブ） 弼彈正少從五位下
宗雅（マサ） 大藏大輔
定綱（サダツナ） 宮内少輔

俊文（トシフミ） 從四位下紀伊守
俊重（シゲ） 紀伊守
重遠（トホ） 阿波守從五位下

重滿（ミツ） 阿波守
行義（ユキヨシ） 左衛門督
行高（ユキタカ） 從五位下尾張守

正泰（マサヤス） 彌五郎 右衛門佐
之盛（ユキモリ） 彌三郎 修理大夫
正重（マサシゲ） 彌三郎 尾張守 始住尾州津島

正時 左京大夫
正純（ズミ） 兵部大夫 彌三郎 帶刀 或正綱 永正七年十月五日卒
正道（ミチ） 彌三郎 加賀守 屬織田備後守信秀

正貞（サダ）　彌三郎　孫右衛門

正秀（ヒデ）　彌三郎　新右衛門　帯刀
慶長十年三月十二日死

正吉（マサヨシ）　勘左衛門
初正利
寛永九年二月十七日卒五十九歳

正盛（モリ）　三四郎
加賀守從五位下
元和九年十二月晦日叙任
寛永十一年閏七月廿九日從四位下
同十七年十二月廿九日侍從
慶安四年四月廿日殉死四十四歳

安利（ヤストシ）　脇坂左兵衛　早世
淡路守安元養子

正信（ノブ）　與一郎
從五位下上野介
正保元年十二月晦日叙任
萬治三年十一月三日配流信州

安吉（ヨシ）　脇坂中務少輔
淡路守安元養子

正俊（トシ）　久太郎
備中守從五位下
慶安四年八月十六日叙任
延寶七年十二月廿七日從四位下

正英　虎之助　内膳
從五位下對馬守
萬治二年十二月廿七日叙任

正勝　南部内藏助
山城守重直養子

正職　帯刀
後正休
豊前守從五位下
寛文八年十二月廿七日叙任

正仲（ナカ）　左京
下總守從五位下
延寶四年十二月廿六日叙任

正虎（トラ）　織部

俊季　兵部

太田

源經基王――滿仲――賴光
　　　　　　　　　――賴國（クニ）正四位下左馬權頭――賴綱（ツナ）三河下總等守 多田左衛門尉――仲政（ナカマサ）從五位下兵庫頭
　　　　　　　　　――賴政（ヨリ）右京權大夫從三位 源三位入道――仲綱（ナカツナ）正五位下伊豆守――廣綱（ヒロ）駿河守 實賴政子
　　　　　　　　　――隆綱（タカ）右衛門尉――國綱（クニ）右衛門尉 土御門院賜丹波五个庄――資國（スケ）攝津守 丹波太田住人 始稱太田文永中移相州
　　　　　　　　　――資治（ハル）伊豆守――資兼（カネ）太郎 大和守――資房（フサ）左衛門尉

資清（キヨ） 源六郎 左衛門尉 備中守 道眞入道始移武州 明應元年二月二日卒年八十二

資長（ナガ） 源六郎 左衛門大夫 始名持資 正五位下備中守 康正元年十二月叙任 長祿二年剃髮號道灌 文明十八年七月廿六日爲上杉定正所害年五十五

資康（ヤス） 源六郎 六郎右衛門尉 永正十年九月廿九日於相模三浦戰死

資時（トキ） 源四郎

資高（タカ） 源六郎六郎左衛門尉 大和守 天文十六年七月廿四日卒

資貞（サダ） 源二三郎

女子

資家（イヘ） 信濃守

資頼（ヨリ） 美濃守 天文五年四月廿八日卒

資時 信濃守

資正（マサ） 源五郎 美濃守 入道稱三樂

資常（ツネ） 圖書助

資雄 源五郎

資忠（タヾ） 大和守

景資（カゲ） 源一 三郎左衛門尉

某 源七郎 左衛門尉

女子

駒千代丸　早世
永祿七年八月廿八日夭十二歲

康資　源六郎　武菴
天正九年十月十二日卒年五十一

重政（シゲマサ）　新六郎　初資綱
慶長十五年八月二日卒五十歲

女子二人
一人早世
中村右馬助之定妻

英勝院殿　於勝局
水戶中納言賴房卿御養母

資行　源三郎

某　早世

女子　間宮三郎九郎妻

正重　源七郎
仕水戶家

資正　新藏　主水
水戶殿家人

女子二人
井上筑後守政重室
藤江勘右衛門重堅妻

資宗（ムネ）　初康資　新六郎
備中守從位五下
元和元年正月廿七日叙任
後改攝津守釆女正
寛文十一年十二月十九日致仕
入道號道顯
延寶八年正月廿二日卒八十一歲

資爲（タメ）　平六郎
遠山因幡守有故稱遠山
寛文三年六月廿四日卒六十歲

女子
荒尾平八郎久成妻

資周（チカ）　從五位下志摩守
改資政
寛文十年五月十九日卒四十七歲

資次（ツグ）　左馬助
攝津守從五位下
慶安四年十二月廿八日叙任

資直（ナホ）　左近
備後守從五位下
寛文十二年十二月廿八日叙任

資昭　主税

某
伯耆守從五位下

資良　式部

女子四人
稻葉權佐正吉妻早世
永井伊賀守尙庸妻
一柳土佐守直好妻
土井周防守利益妻

朽木

宗多天皇 — 敦實親王 — 源雅信 從一位左大臣

扶義 參議正三位 — 成頼 從五位下兵庫助 左近將監始住江州佐々木 — 義經 兵部丞從五位下

經方 源二大夫 兵庫助 佐々木宮神主 — 季定 佐々木源二大夫 從五位下式部丞 — 秀義 源三大夫尉 六條判官爲義養子

定綱 佐々木太郎 從五位上左衞門尉 — 信綱 左衞門尉從五位下 近江守始賜朽木庄 — 二男 高信 左衞門尉隱岐守

頼綱 五郎 出羽守 從五位下左衞門尉 — 義綱 五郎 出羽守 左衞門尉稱朽木 — 義氏 四郎兵衞尉

頼氏（ヨリ）　四郎左衛門尉　出羽守

氏時（トキ）　五郎左衛門尉　出羽守

時綱（トキ）　五郎左衛門尉

高親（タカチカ）　五郎左衛門尉　信濃守　後貞高

貞清（サダキヨ）　彌二郎　刑部少輔　文明十七年七月十七日卒

植綱（タネ）　竹松　民部少輔　出羽守

貞綱（サダ）　彌次郎　宮内大輔　天文十九年四月廿一日戰死於俵山三十三歳

元綱（モト）　彌五郎　河内守從五位下　天正十八年冬叙任　元和二年四月剃髮號牧齋　寛永九年九月廿九日卒八十四歳

宣綱（ノブ）　彌五郎　兵部少輔從五位下　慶長二年六月叙任　萬治二年十二月廿二日致仕後號立齋　寛文二年五日朔日爲地震死八十一歳

茂綱（シゲ）　櫂佐　後智綱　寛文八年十二月十四日致仕號好齋　同十一年六月六日卒七十四歳

亮綱（スケ）　犬松　監物

高通　主膳　京極丹後守高知養子

友綱（トモ）　與五郎
寛文二年八月八日卒年六十四

植綱　彌五郎
民部少輔從五位下
元和九年八月四日叙任
萬治三年十二月十三日卒五十七歳

正綱　彌五兵衛尉

秀綱　彌五郎　縫殿助
後植昌
伊豫守從五位下
明暦三年十二月廿七日叙任

女子三人
三浦志摩守安次妻
內藤右近大夫政親妻
木下右衛門大夫利長妻

則綱（ノリ）　千五郎　隼人
後植武
從五位下和泉守
寛文十二年十二月十八日叙任

良綱（ヨシ）　十兵衛

友貞　修理

植元　左近　帶刀
民部少輔從五位下
延寶六年十二月廿八日叙任

植治　萬吉釆女

内田

藤原正利（マサトシ）　工藤次郎左衛門高景八世孫　勝間田十郎　遠江守

正之（ユキ）　内田新八郎　近江守　居遠江國城飼郡内田　天正四年四月廿四日卒六十二歳

正成（ナリ）　新六郎　平右衛門　寛永三年六月三日死八十三歳

正世（ヨ）　新五郎　平左衛門　寛永十三年十月朔日死五十九歳

正次　三太郎號全阿彌　慶長十一年死六十歳

女子　三枝土佐守守惠妻

正矩（ノリ）　五郎右衛門　寛永六年三月八日死二十歳

正信（ノブ）　權九郎　信濃守從五位下　寛永十五年六月廿九日叙任　慶安四年四月廿日殉死三十九歳

女子　中山猪右衛門幸時妻

正友（トモ）　勝之助　勘兵衛　寛文三年九月廿七日死四十六歳

正衆（モロ）　長十郎　出羽守從五位下　萬治元年閏十二月廿七日叙任

正勝（カツ）　長太郎　右京

女子　上田主水義隣妻

正房　造酒助　延寶七年三月廿五日死十歳

正長　帯刀　平三郎

柳生

菅原永珍（ナガヨシ）　播磨守　大和國小柳生庄地頭菅原永家後胤

家重（イヘシゲ）　備前守　八十歳死

道永（ミチナガ）　三河守　七十八歳卒

家宗（イヘムネ）　孫二郎　五十歳卒

光家（ミツイヘ）　新六郎　七十歳卒

重永（シゲナガ）　因幡守　七十九歳卒

家嚴（イヘヨシ）　美作守　天正十三年十一月廿一日卒八十九歳

宗嚴（ムネヨシ）　但馬守　慶長十一年四月十九日卒八十歳

嚴勝（ヨシカツ）　新二郎　元和元年四月五日死六十歳

宗三（カヾ）　七郎十兵衛　後三嚴　慶安三年正月廿一日死四十四歳

宗矩（ノリ）　又右衛門
但馬守從五位下
寛永六年二月叙任
正保三年三月廿六日卒七十六歳
同年四月六日贈從四位下

某　五郎左衛門

友矩（トモノリ）　主膳　内膳　初俊矩
從五位下飛驒守
明暦三年十二月廿七日叙任
延寶三年九月廿九日卒六十三歳

女子
武藤利兵衛安信妻

宗冬（フユ）
刑部少輔從五位下
寛永十一年八月叙任
同十六年六月六日卒三十八歳

宗春（ハル）　大膳
延寶三年二月四日死二十八歳

宗在（ムネアリ）　又右衛門
從五位下對馬守
延寶三年十二月廿六日叙任

宗弘（ヒロ）　帯刀　後俊方

副隆　萬吉
九鬼和泉守隆律養子

隆方　内記

小堀

藤原正次（マサツグ） 新助 近江國坂田郡小堀村住人小堀勘解由左衛門正房子
慶長九年二月廿九日死六十五歳 法名道喜

女子二人 池田内藏助重政妻
平岡石見守重勝室

政一（カズ） 新助
遠江守從五位下
慶長十三年 月叙任
正保四年二月六日卒六十九歳

正之（ユキ） 大膳
備中守從五位下
萬治三年十二月廿八日叙任
延寳二年八月廿四日卒五十五歳

政延（マサノブ） 大膳
從五位下和泉守

政行（ツラ） 次左衞門
元和元年八月死三十三歳

政尹（タダ） 權十郎

正長（ナガ） 宗右衞門
爲淺野但馬守長晟臣

政吉 十左衞門
後政孝

正春（ハル） 右馬助

政貞 雲八
下總守從五位下
明暦二年十二月廿六日叙任後土佐守

池田

源恒利（ツネトシ）　九郎　紀伊守　攝津國住人公方萬松院殿御家人
先祖出自頼光朝臣五世孫池田右馬允泰政云　天文七年三月廿九日卒四十一歳　法名養德院宗傳

信輝（ノブテル）　初恒興　童名勝三郎　紀伊守　剃髮號勝入
天正十二年四月九日於尾州長湫戰死四十九歳　法名護國院雄岳宗英

之助（ユキスケ）　童名勝九郎
紀伊守
共父戰死廿六歳

輝政（マサ）　童名古新
羽柴三左衛門尉
初太閤秀吉賜姓後台德院殿賜
御家號子孫稱松平
天正十五年八月十八日從五位
下

由之（ヨシ）　岩松　九郎兵衛
出羽守
爲宗家々人

之信（ノブ）　勝吉　美作守

由成（ナリ）　出羽

信成（ノブ）　美作

利隆（トシタカ）　新藏
初玄隆
母中川瀬兵衛清秀女
武藏守從五位下
慶長十年三月廿六日叙
從四位下侍從兼右衛門督
同十二年六月二日賜松平氏任

光政（ミツ）　新太郎
初幸隆
母台德院殿御養女
實榊原式部少輔康政之女
元和九年八月六日從四位下侍
從
寛永三年八月十九日左少將

綱政　太郎三左衛門
初典輝
從四位下侍從兼伊豫守
承應二年十二月廿五日叙任

同十六年四月十一日從四位下
侍從
慶長八年二月十二日少將
同十七年九月十七日參議從三
位
同十八年正月廿五日卒五十歲

武藏守
元和二年六月十三月卒三十三
歲

忠繼（タダツグ）　童名藤松
松平三郎
母東照宮第二姬君
慶長十三年二月十八日
從四位下侍從
同十八年左衞門督
元和元年二月廿三日卒十七歲

寛文十二年六月十日致仕
天和二年五月廿二日卒七十四
歲

恒元（ツネモト）　三五郎
母同上
備後守從五位下
寛永五年正月廿八日敍任
寛文十一年九月四日卒六十一
歲

女子五人
一條右大臣教輔公室
本多下野守忠平妻
毛利甲斐守綱元妻
榊原刑部少輔政房妻
中川佐渡守久恒妻

恒能（ツネヨシ）　稱池田左門
後政言
信濃守從五位下
寛文九年十二月廿五日敍任

政倫（マサトモ）　稱池田八之丞　主稅助
後輝錄
丹波守從五位下
延寶元年十二月廿八日敍任

政元　池田鍋之助　兵部
後政周
豐前守從五位下
寛文九年十二月廿五日敍任
延寶五年正月八日卒廿二歲

女子
板倉伯耆守重良妻

忠雄（ヲ）　童名勝五郎　初忠長
松平新二郎
母同忠繼
慶長十三年二月十八日從五位下宮内大輔
元和二年正月十九日侍從從四位下
寛永三年八月十九日參議正四位下
同九年四月四日卒三十一歳

輝澄（スミ）　松千代
母同忠繼
從五位下石見守
元和元年六月六日叙任

女子
松平對馬守忠豐室

政貞　民部
光政家人

光仲（ナカ）　勝五郎
從四位下侍從兼相模守
寛永十九年十二月晦日叙任
承應二年十二月廿八日左少將

仲政（ナカマサ）　勝三郎
美濃守從五位下
正保三年十二月晦日叙任
慶安二年十月十七日卒十八歳

政直（ナホ）　釆女
從五位下能登守
萬治三年十二月二十八日叙任
寛文五年十二月六日卒三十二歳

恒行　池田二郎　數馬
實伊豫守綱政二男
延寶六年十二月廿七日
早世家絶

綱淸（キヨ）　新五郎
從四位下侍從兼伯耆守
寛文元年十二月廿六日叙任

隆律　千之助　和泉守
九鬼長門守隆昌養子

仲澄　長吉
從五位下壹岐守
寛文五年十二月廿七日叙任

同三年十二月從四位下
寛永三年八月十九日侍從
同十七年七月廿六日配流伯州
剃髮號石入
寛永二年四月十八日死五十九歳

―政武タケ　犬千代　久馬助
爲兄政直嗣

―政濟ズミ　稱池田　庄左衞門

―政綱ツナ　岩松　母同忠繼
寛永三年八月十九日從四位下　同八年八月七日卒二十七歳家絶
右京大夫從五位下　元和九年七月十九日叙任

―輝興オキ　古七郎
母同忠繼
從五位下右近大夫
寛永三年八月十九日叙任
同十一年七月十六日
從四位下正保二年三月十五日
依狂氣籠居
同四年五月十七日死三十七歳

―政種タネ　五郎八　求馬

―政成ナリ　萬千代

―女子　黑田東市正勝之室

―女子　母同忠繼　京極丹後守高廣室

―女子　母同忠繼　伊達陸奥守忠宗室

政虎　内記　加賀守
光政家人
寛永十二年七月廿八日死年四十六

直長　佐渡

利政　左近　攝津守
光政家人
寛永十六年八月死年四十七

政信　信濃

長吉（ナガヨシ）　藤三郎　次兵衛
此流稱池田
備中守從五位下
天正十三年　月叙任
慶長十九年九月廿四日卒四十五歲

長幸（ユキ）　次兵衛
備中守從五位下
元和元年閏六月叙任
寛永九年四月七日卒四十六歲

長貞（サダ）　次助　主水
輝政家人

長常（ツネ）　猿千代
從五位下出雲守
元和九年七月廿七日叙任
寛永十六年九月六日卒三十三歲家絕

長信（ノブ）　左兵衛　修理

女子三人
水野紀伊守成言妻
森内記長繼室
堀丹後守直時室

長泰（ヤス）　八助　下總

長政　河內守
輝政家人

長明　河內
光政家人

長政（マサ）　下總
利隆家人

長泰　下總
光政家人

長賴（ヨリ）　助三郎
豐後守從五位下
寬永四年　月　日叙任
同九年四月六日自殺

長忠（ナガタヾ）　權平

長氏（ナガウヂ）　權大夫

長治（ハル）　左門
後長賢
從五位下帶刀
元和九年七月　日叙任
寬文四年二月五日卒六十歲

長政
從五位下備中守
萬治元年十二月廿七日叙任

長重（シゲ）　鍋千代　織部
萬治元年七月九日鬪死

長親（チカ）　喜助　又左衞門

女子　森武藏守長一妻

女子　豐臣關白秀次政所

女子　山崎左馬允家次妻

女子　淺野紀伊守幸長妻

淺野

源長勝 又右衛門　尾張國人
先祖出自頼光朝臣八代孫淺野二郎左衛門尉光時云

長政（マサ） 彌兵衛　彈正少弼從五位下　天正十六年四月叙任　實平井彌兵衛重繼男
慶長十六年四月七日卒六十五歲

幸長（ヨシ） 長滿
左京大夫從五位下
天正十七年四月叙任
慶長六年十一月十五日從四位下紀伊守
同十八年八月廿五日卒三十八歲

女子二人 越前參議忠昌室
尾張大納言義直卿室

長晟（アキラ） 岩松
右兵衛佐從五位下
慶長三年　月　日叙任後改但
馬守幸長卒後繼其家
元和元年閏六月十九日從四位
下
寬永三年八月十九日侍從同
九年九月三日卒四十七歲

光晟（ミツ） 岩松
母東照宮第三姫君
台德院殿賜御家號
嫡流稱松平
安藝守從五位下
寬永四年八月廿六日叙任賜松
平氏
同十一年七月十六日
從四位下侍從
寬文五年十二月廿七日少將
同十二年四月十八日致仕
紀伊守
元祿六年四月廿三日卒七十七
歲

綱晟（ツナ） 岩松
母大猷院殿御養女
實小松中納言利常之女
承應二年十二月廿一日
彈正大弼從四位下
寬文八年十二月廿七日侍從
延寶元年正月二日卒三十七歲

女子三人 小笠原遠江守長眞室
戸澤能登守政寔室
仙石越前守政明室

綱長 岩松
從四位下安藝守
延寶元年九月十八日叙任
同二年十二月廿七日侍從

長澄 大助

長治（ハル）又六郎
因幡守從五位下
寛永八年十二月廿三日叙任
延寶三年正月十九日卒六十二歳

長重　又一郎
從五位下釆女正
慶長二年十月一日叙任
寛永九年九月三日卒四十五歳

女子三人
杉原伯耆守長房室
堀美作守親良室
松平越中守定繼室

長直（ナホ）又一郎
内匠頭從五位下
寛永八年十二月三日叙任
寛文十年三月五日致仕
同十二年七月廿四日卒六十三歳

女子
因幡守長治室

長尙（ナホ）松千代　又六
實光晟二男
從五位下和泉守萬治元年十二月廿七日叙任
寛文六年七月廿八日卒二十三歳

長吉（ヨシ）長藏　後長照
實光晟三男
式部少輔從五位下
寛文六年十二月廿八日叙任
後因幡守

女子二人

長友（トモ）又一郎
從五位下釆女正
明暦三年十二月廿七日叙任
延寶三年正月廿六日卒三十四歳

長賢（カタ）内記　兵部

長恒（ツネ）長三郎　隼人

長矩（ノリ）又一郎
内匠頭從五位下
延寶八年八月八日叙任

長廣　犬千代

前田

菅原利昌　藏人　尾張國海東郡荒子住人

―利家　犬丸　孫四郎　又左衛門　羽柴筑前守從五位下　天正十二年九月十一日叙任　同十三年十一月廿九日右少將從四位下　同十七年四月八日右中將　同十八年正月廿一日參議　文祿三年四月一日中納言從三位　慶長二年三月十一日大納言　同四年閏三月三日薨六十二歲贈從一位　同四月廿日從二位　法名高德院桃雲淨見

―利久　藏人

―利玄　三右衛門

―安勝　五郎兵衛

―良之　佐脇藤八

―秀繼　右近

―女子　高島右見守定吉妻

利長　孫四郎　始利勝
羽柴肥前守從五位下
天正十三年十一月廿九日叙任
同十六年四月十四日從四位下
同十七年四月八日左少將
文祿三年四月八日中將
慶長二年九月廿八日參議從四位下
同三年四月廿日中納言從三位
同十年六月廿八日隱居
同十九年五月廿日卒五十三歲

利政　孫四郎
能登侍從

利常（トシツネ）　犬千代丸　後利光
實利家末子
台德院殿賜御家號子孫稱松平
侍從筑前守從四位下
慶長十年五月十一日叙任
同十九年九月九日左少將
元和元年閏六月十九日參議正四位下肥前守
寬永三年八月十九日中納言從三位
同十六年六月廿日致仕
萬治元年十月十二日卒六十六歲

光高（ミツタカ）　犬千代　初利高　光利
母台德院殿第二姬君
寬永六年四月廿三日少將正四位下筑前守
正保二年四月五日卒三十一歲

綱紀（ノリ）　犬千代丸　始綱利
承應三年正月十二日少將正四位下加賀守
萬治元年閏十二月廿七日中將

萬菊丸　早世

利次（ツグ）　千勝
母同上
寬永八年十二月廿七日從四位下侍從淡路守
延寶二年七月七日卒五十七歲

利昌　掃部　後正甫（トシ）
掃部頭從五位下
寬文二年十二月廿七日叙任
同八年十二月廿七日從四位下任大藏大輔

女子
水野右衛門大夫忠春妻

利治（ハル）　宮松
母同上
寬永十一年十二月十五日從四位下飛驒守
正保三年十二月廿日侍從
萬治三年四月廿一日卒四十三歲

利明　萬吉　大藏　初利成
實中納言利常末子
大藏少輔從五位下
萬治二年十二月廿七日叙任
寬文元年飛驒守
同三年十二月廿八日從四位下

知好　修理亮

利孝（タカ）　孫八郎
大和守從五位下
慶長十八年八月十日叙任
寛永十四年六月四日卒四十四

利貞　備前守

女子六人
前田對馬守長種妻
中川武藏守光重妻
備前中納言秀家室
大閤秀吉妾
淺野紀伊守幸長室
細川與一郎忠隆室

利豐　孫八郎　右近
後利意
從五位下右近大夫
萬治三年十二月廿八日叙任

利房　帶刀
後孝矩

利世　主税　主膳

女子
淺野内記友政妻

女子五人
森右近大夫忠廣室
松平紀伊守光晟室
八條殿北方
保科筑前守正經室
松平越中守定重室

利廣　宮内

豐昌　釆女

孝興　織部

京極

宇多天皇——敦實親王——源雅信 左大臣 從一位——扶義 参議 正三位

成頼 兵庫助 從五位下 佐々木祖——章經 兵部丞 從五位下 後義經——經方 兵庫助 從五位下——季定 式部丞 從五位下

秀義 佐々木三郎 源爲義養子——定綱 左衛門尉——信綱 近江守——泰綱 左兵衛尉 號六角

氏信 近江守 始稱京極——滿信 佐渡守——宗氏 左衛門尉——高氏 佐渡判官 應安六年八月廿五日卒六十八歲

高秀 治部少輔大膳大夫 明德二年十一月十一日卒六十四歲——高詮 治部少輔 應永八年九月七日卒五十歲——高光 三郎左衛門 民部少輔 應永二十年八月十九日卒三十九歲——持高 三郎 治部少輔

持清（モチキヨ）　六郎　中務少輔大膳大夫
文明四年八月四日卒六十四歲

勝秀（カツ）　三郎　中務少輔
應仁二年六月十七日卒三十六歲

政光（マサミツ）　四郎民部少輔
爲兄勝秀嗣
文明三年十一月十二日卒卅四歲

高清（タカキヨ）　中務少輔
實勝秀男
永正十四年二月十六日卒五十八歲

高峰（ミネ）　壹岐守
天文十五年正月十五日卒

高秀（ヒデ）　武藏守
天文十九年十一月四日卒

高吉（ヨシ）　長門守
天正九年正月廿五日卒

女子　松丸殿
大閤秀吉妾
初若狹武田孫八郎元明妻

高次（ツグ）　小法師丸
從五位上近江守
天正十三年七月十一日叙任
同十六年四月十四日從四位下侍從
文祿四年　月任左少將
慶長元年四月參議
同五年十一月兼若狹守
同十四年五月三日卒四十七歲

忠高（タダ）　熊若丸
從五位下侍從
慶長十一年三月三日叙任
同十五年正月　日從四位下若狹守
寬永三年八月十九日右少將從四位上
同十四年六月十二日卒四十五歲

女子
多賀宮內少輔常良妻

高知（カズ）　小法師　刑部
實京極主殿頭高政之男
刑部少輔從五位下
寬永十六年十二月晦日叙任
寬文二年九月十三日卒四十四歲

女子二人
宗刑部太夫義眞室
今出川右大臣公規室

高豐（トヨ）　百助
備中守從五位下
寬文九年十二月廿五日叙任

高房（フサ）　賴母
實多賀宮內常良嫡男
延寶五年五月廿一日卒無嗣

高政（マサ） 主馬
主殿頭從五位下
寛永六年五月九日卒廿八歳

高知（トモ）
從五位下修理大夫　文祿二年十月十三日從四位下侍從　慶長五年十一月丹後守
元和六年八月十二日卒五十一歳

女子二人
氏家内膳正行廣妻
朽木兵部少輔宣綱妻

女子 八條知仁親王室

萬作 早世

高通（ミチ） 主膳
實朽木兵部少輔宣綱二男
從五位下主膳正
元和元年十二月晦日叙任
寛文五年十二月十四日卒六十三

高供（トモ） 右近
從五位下主膳正
寛文七年十二月廿八日叙任
延寶二年二月廿八日卒五十二歳

高昌（マサ） 右衛門太郎　伊織
延寶八年三月十一日卒四十八歳

高明（アキラ） 隼人
備後守從五位下
延寶三年十二月廿六日叙任

高三（カズ）　六丸
修理大夫従五位下
寛永十三年九月十三日卒三十五歳

高廣（ヒロ）　釆女　初高政
母毛利河内守秀政女
元和二年十二月釆女正侍従
従五位下丹後守
寛永三年八月十九日従四位下
承應三年四月廿三日致仕十二月廿八日
剃髪
延寶五年四月廿二日卒七十九歳

高成（ナリ）　左門

女子二人
溝口左京宣知妻
柳生飛騨守宗冬室

高沖（オキ）　六丸　後高直
従五位下飛騨守
正保二年十二月廿九日叙任
寛文三年正月七日卒三十二歳

高友　田中三右衛門

女子　牧野因幡守富成室

高國（クニ）　仙千代　釆女　初高照　高好
山城守従五位下
寛永十一年十二月二十九日叙任
従四位下
承應三年十二月廿六日侍従兼丹後守
寛文六年五月三日配流于南部
延寶三年十二月廿四日死六十歳

女子　森伯耆守長武室

高盛（モリ）　六丸
伊勢守従五位下
寛文三年十二月廿八日叙任
延寶二年三月十八日依病致仕

高元　主税　早世

高門　兵部

高任　土肥助
實高直四男
甲斐守従五位下
延寶二年十二月廿七日叙任

高頼　兵勝丸　釆女
従四位下近江守
明暦三年十二月廿七日叙任
寛文六年五月三日配流於伊勢安濃津
延寶八年九月五日赦

女子二人

高成（ナリ）　辰千代　源三郎　式部
寛文元年六月十四日卒四十七歳

高治（ハル）　左京
下總守從五位下
寛文十八年十二月晦日叙任
慶安三年七月廿九日卒三十四歳

高勝（カツ）　左近
從五位下左近大夫信濃守
明曆元年十二月廿九日叙任

女子一人
松平隱岐守定賴室
九鬼大隅守隆常室

高明　四郎
承應元年七月廿三日卒十四歳

高武　木工助
配流於備前岡山

某　黑田萬吉
同上

高休（ヨシ）　松之助

黑田

源重隆 黑田下野守　備前國赤坂郡福岡人
永祿七年二月六日卒五十七歲　先祖出自佐々木源三秀義五代孫黑田左衞門尉宗滿云

識隆（ノリ） 黑田美作守
後稱小寺　天正十三年八月廿二日卒六十二歲

孝高（ヨシタカ） 初小寺官兵衞　後黑田勘解由　從五位下勘解由次官　天正十六年五月敍任
同十七年剃髮號如水軒　慶長九年三月廿四日卒五十八歲

利高（トシ） 兵庫助
慶長元年五月十八日卒四十三歲

直之（ナホユキ） 圖書助
慶長十四年二月三日卒四十六歲

長政（ナガマサ） 吉兵衞　甲斐守從五位下　天正十七年六月十七日敍任
慶長八年二月廿五日從四位下筑前守　元和九年八月四日五十六歲

忠之（タヾユキ）　萬德
母東照宮御女實保科
彈正忠正直女
台德院殿賜御家號嫡流子孫稱松平
慶長十八年正月廿一日右衞門佐從五位
下
寬永三年八月十九日從四位下侍從兼筑
前守
承應三年二月十二日卒五十三歲

政冬　德松　黑田甚五郎
寬永二年三月十一日卒廿一歲

長興　黑田勘解由　犬萬
初孝政
甲斐守從五位下
寬永三年八月十九日叙任
寬文五年三月廿日卒五十六歲

光之　槌萬　吉兵衞
初長之
從四位下左京大夫右衞門佐
寬永廿年十二月廿九日叙任
正保四年三月廿八日爲右衞門佐
承應三年十二月廿六日侍從

政之　萬吉
黑田東市正高政養子

長重　千之助
甲斐守從五位下
延寶元年十二月廿八日叙任

綱之　萬千代　初名長寬
從四位下筑前守
寬文九年十二月十一日叙任
延寶五年二月十三日籠居

綱政　宮內
初長寬
宮內少輔從五位下
延寶四年十二月廿六日叙任
同五年閏十二月廿二日從四位下肥前守
始爲市正高政養子任宮內少輔綱之籠居
後爲父嗣

長清　平八郎

女子
甲斐守長重室

女子
酒井河內守忠明室

女子三人
小笠原能登守長治室
藤堂佐渡守高通室
小笠原備後守長高室

之勝 萬吉 官兵衛 初政之
實筑前守忠之二男
右馬頭従五位下
慶安四年十二月廿八日叙任
承應二年八月市正
寛文三年七月廿五日卒三十歳

長寛 宮内
實右衛門佐光之二男
宮内少輔従五位下
延寶四年十二月廿六日叙任
同五年二月十三日爲父光之嗣

高政（タカ） 黒田官兵衛 萬吉
従五位下東市正
寛永三年八月十九日叙任
同十六年十一月十三日卒二十八歳

女子三人
井上淡路守庸名妻
榊原式部大輔忠次室
松平右近大夫輝興室

有馬

- 村上天皇
  - 具平親王
    - 源師房（モロフサ）右大臣從一位
      - 顯房（アキフサ）右大臣從一位　中院
        - 雅實（マサザネ）太政大臣從一位　久我
          - 定房（サダフサ）大納言正二位　堀川
            - 定忠（サダタダ）從四位上右少將
              - 師季（モロスエ）近江守左中將　正三位
                - 季方（スエカタ）
                  - 季則（スエノリ）源大夫
                    - 賴則（ヨリノリ）從五位上播磨守　山田入道
                      - 則景（ノリカゲ）播磨守　太郎入道
                        - 家範（イヘノリ）左衛門尉
                          - 久範（ヒサノリ）左衛門尉　赤松
                            - 茂則（シゲノリ）

則村（ムラ） 次郎入道圓心
則祐（ソクユウ） 師律師
二男 義祐（ヨシスケ） 出羽守 有馬

持家（モチ） 兵部少輔
元家（モト） 上總介
則秀（ヒデ） 出羽守

澄則（スミ） 刑部大輔
則景（カゲ） 與二郎
重則（シゲ） 筑後守

則頼（ヨリ） 中務少輔 兵部卿法印
慶長七年七月十七日卒八十餘歳

女子四人
有馬伯耆守重頼妻
渡瀬左衛門佐繁詮妻
有野越後守氏滿妻
中山中將慶親室

豐氏（トヨウヂ） 萬助
玄蕃頭從五位下
慶長八年八月十九日敍任
寬永三年八月十九日從四位下
同十一年七月十六日侍從
同十九年九月晦日卒七十四歳

忠頼（タダ） 始忠卿 吉法師
母東照宮御養女實松平源七郎康忠女
慶長十八年正月十八日兵部少輔從五位下
寬永廿年十二月廿九日從四位下
承應四年三月廿日卒五十三歳

頼利（トシ） 松千代
寬文五年十二月廿七日從四位下玄蕃頭
同八年六月廿四日卒十七歳

則次（ツグ）　九郎二郎　早世

豐長（トヨナガ）　大學　從五位下出雲守　延寶三年四月十五日卒七十四歲

信堅（ノブカタ）　從五位下長門守　寬永十年三月廿七日早世卒二十七歲

賴次（ツグ）　加賀守從五位下　寬永五年正月朔日敍任後伯耆守　同九年十一月十六日配流久留米　同十三年十二月十日赦　慶安二年三月九日死三十九歲

女子二人　鳥居淡路守成行室　小出修理亮吉重室

賴元（モト）　源四郎　從四位下中務大輔　寬文八年十二月廿七日敍任　賴利卒後繼其家

豐範（ノリ）　萬吉　內匠　伊豫守從五從下　實小出修理亮吉重二男　寬文八年十二月廿七日敍任

女子二人　稻葉右京亮景通室　山內右近大夫豐直室

山內

藤原盛豐（モリトヨ） 猪助 但馬守 生國丹波人移住尾張國在黒田城弘治三年七月十二日於岩倉戰死五十八歳
先祖出自鎭守府將軍秀鄕九代孫首藤左衞門尉親信男山內刑部丞義通云

某 十郎 共父戰死十六歳

一豐（カズトヨ） 猪右衞門 從五位下對馬守 天正十三年月叙任 慶長五年土佐守
慶長九年十二月十五日從四位下 同十年九月廿日卒六十歳

女子三人 安藤太郎左衞門鄕氏妻
松田庄右衞門政行妻
野中主計益繼妻

康豐（ヤストヨ） 吉助 又二郎 修理亮 信長家人
寛永二年八月廿九日卒七十七歳

忠義（タダヨシ） 國松
實修理亮康豐一男
台德院殿賜御家號嫡流子孫稱松平
慶長十年五月十三日從五位下對馬守
同十五年三月朔日從四位下土佐守
寛永三年八月十九日侍從
明暦二年七月三日致仕
寛文四年十一月廿四日卒七十三歳

忠豐（タダトヨ） 國松 伊右衞門
母東照宮御養女實松平隱岐守定勝女
從五位下對馬守
寛永元年十二月廿八日叙任
承應元年十二月廿八日從四位下
明暦二年十二月廿六日侍從
寛文九年六月十五日致仕
同年八月五日卒六十一歳

豐昌（トヨマサ） 國松
明暦三年十二月廿七日從四位下筑後守
寛文五年十二月廿六日土佐守
同九年十二月廿五日侍從

豐房（トヨフサ） 民部
實山內次郎大夫一俊嫡男

女子一人 京極備中守高豐妻
阿部對馬守正盛妻

一直（カズタダ）　康豐四男　吉助　一作一唯
伊豆守從五位下
元和元年正月叙任後豐前守
萬治三年十二月十九日致仕
寛文三年六月廿七日卒六十四歳

女子
母同上
松下石見守輝澄妻

忠直（ナホ）　稱山內　虎之助
母同上
修理大夫從五從下
寛永七年十二月廿九日叙任
寛文七年六月九日卒五十五歳

一安（カズヤス）　松助　猪右衛門
遠江守從五位下
慶安四年八月十六日叙任
萬治三年六月四日卒廿五歳

女子四人
久留島信濃守通清妻
本多中務大輔政長妻
山內二郎左衛門一輝妻
眞田伊賀守信俊妻

豐直（トヨナホ）　虎之助　右近　後豐定
從五位下右近大夫
萬治三年十二月廿八日叙任
延寶五年十月十三日卒四十一歳

之豐　梅助　式部　初安豐
實土佐守忠義五男

豐次　辰千代　觀之助

直久（ヒサ）　國助　九郎太郎　後豐明
實豐直弟
大膳亮從五位下
延寶五年閏十二月廿六日叙任

堀

藤原某

掃部大夫　美濃國住人　先祖出自利仁將軍八代孫堀權大夫季高後云

某

六助　掃部大夫

秀重(ヒデシゲ)

太郎左衛門尉　慶長十一年十一月廿八日死七十五歲

女子

奧田七郎五郎直純妻

秀政(マサ)

久太郎　左衛門督　侍從從四位下　天正十八年五月廿七日於小田原陣中卒三十八歲
天正十三年七月　叙任

秀治(ハル)

久太郎
左衛門督　侍從從四位下
慶長三年正月叙任
同十一年五月廿六日卒卅二歲

忠俊(トシ)

久太郎　吉五郎
越後守侍從從四位下
慶長十一年十一月十一日叙任
台德院殿賜御家號稱松平
慶長十五年閏二月二日配流於岩城
元和七年十二月廿二日死二十六歲

秀俊

七郎兵衛

鶴千代丸　早世

季(スエ)鄕(サト)　三郎兵衛

親(チカ)良(ヨシ)　吉千代
美作守從五位下
天正十九年正月廿四日敍任賜豐臣氏後依母氏稱菅原
寬永十四年五月十三日卒五十八歲

親(マサ)昌　吉千代　又七郎
美作守從五位下
寬永十七年十二月廿九日敍任
延寶元年七月十六日卒六十八歲

親貞　吉丸　又七郎
周防守從五位下
萬治三年十二月廿八日敍任

親(トモ)智　孫太郎　外記
寬文六年八月廿四日死三十九歲

親(ノブ)宣　三太郎
後親泰

女子二人
山岡左兵衛景晴妻
日野伊豫守資榮妻

義忠
村上但馬守
村上周防守義明養子

政成
近藤信濃守　織部重勝養子

女子四人
谷內藏助妻
堀監物直淸妻
溝口伯耆守宣勝妻
一人早世

堀　本奥田

源義康　足利藏人

義兼　足利三郎　從四位下上總介

義氏　足利三郎　正四位下左馬頭

泰氏　宮内少輔　正五位下丹後守

家氏　足利太郎　中務大輔

宗家　又太郎　左近大夫將監　從五位下尾張守　居陸奧國斯波郡因稱斯波氏

家貞　又三郎　先父而卒

高經　孫三郎　從四位下尾張守　貞治六年七月十三日卒六十六歲

家兼　彥三郎　左京大夫　大崎最上祖

賴氏　尾張三郎　治部大輔從五位下

義將（マサ）　斯波左衛門佐　從四位上治部大輔

義種（タネ）　修理大夫　領越前國大野郡　應永十五年二月二日卒五十一歲

滿種（ミツ）　左兵衛佐　從四位下民部大輔　應永三十四年七月七日卒五十二歲

持種（モチ）　修理大夫　文明七年七月十六日卒七十三歲

氏種（ウヂ）　奧田源三郎　居尾張國中島郡奧田　文明十一年八月二日死六十七歲

氏英（ヒデ）　奧田源三郎　永正元年十月七日死六十二歲

直種（ナホ） 三名衛門 民部
永正十六年三月廿二日死

秀種（ヒデ） 三右衛門 初滿長
實斯波三郎政敏男
始移居美濃國茜部
弘治三年九月五日死五十四歲

直純 七郎五郎
元龜二年九月廿二日死四十八歲

直政 三右衛門

道利

堀

藤原

直政（マサ） 三右衞門 監物 本稱奧田
母堀掃部大夫女因冒堀氏改藤原姓 慶長十三年二月廿六日卒六十二歲

道利 奧田七郞兵衞

直清（キヨ） 雅樂助 監物
或直次
慶長十五年閏二月二日收封

直寄（ヨリ） 三十郞
從五位下丹後守
寬永十六年六月廿九日卒六十三歲

直昌 牛之助 甚右衞門
越中守

直倫 木工之助 主計

直次（ツグ） 三十郞
兵部大輔從五位下
寬永三年八月敍任
同十五年七月十五日卒廿九歲

直定（サダ） 千之助
寬永十九年三月二日死七歲家絕

女子
堀丹後守直吉室

直時（トキ） 七郞五郞
從五位下丹後守
寬永十九年十二月晦日敍任
同廿年二月廿九日卒廿七歲

直吉（ヨシ） 左門
從五位下丹波守
承應元年十二月廿八日敍任
後丹後守
延寶四年十月廿五日卒四十歲

直利（トシ） 左京
從五位下左京亮
寬文十二年十二月廿八日敍任

女子二人
池田出雲守長常室
岡部內膳正行隆室

直重（シゲ）　大學
從五位下淡路守
元和二年六月十三日卒三十三歳

直之（ユキ）　三右衞門　佐太郎
式部少輔從五位下
寛永四年十二月十八日敍任
同十九年七月十日卒五十八歳

直忠（タヾ）　主殿助

直升（マス）　大學
從五位下淡路守
寛永十四年三月十七日卒三十一歳

直昭（アキ）　總兵衞

直久（ヒサ）　三五郎

直景（カゲ）　右衞門太郎　三右衞門
式部少輔從五位下
萬治三年十二月廿八日敍任
寛文八年十月十日致仕號宗三
延寶三年二月十八日卒七十二歳

直廣（ヒロ）　九郎五郎　喜內
從五位下釆女正
寛永三年十二月敍任
萬治元年三月六日卒五十歳

直好（ヨシ）　丑之助　三十郎

直治（ハル）　五郎七郎　三左衞門

直朝（トモ）　大學　後直輝
肥前守從五位下
寛文二年十二月廿八日敍任
同九年七月八日卒三十九歳

女子
花房外記政次妻

直良（ヨシ）　三郎四郎　三右衞門
從五位下飛驒守
寛文八年十二月廿七日敍任

直行
山城守從五位下

直方　三五郎

直矩（ノリ）　松之助　後直佐
從五位下長門守
寛文十年十二月廿八日敍任

直虎　三四郎　式部　後直看

伊達

藤原山蔭（ヤマカゲ） 中納言從三位 大職冠鎌足八代孫越前守高房男

中正（ナカマサ） 從四位上攝津守左京大夫

安親（ヤスチカ） 正三位參議

爲盛（タメモリ） 從四位下越前守

定任（サダタフ） 從四位上筑前肥前伊賀大和等守

實宗（サネムネ） 從四位下常陸介 能登肥前等守

季孝（スヱタカ） 皇后宮少進

家周（イヘチカ） 大舍人

光隆（ミツタカ） 侍賢門院非藏人

朝宗（トモムネ） 高松院 非藏人 從五位下常陸介 始居常陸國新治郡伊佐中村 正治元年十月二日卒七十一歳

宗村（ムラ）
中村常陸介　伊達二郎　從五位下安藝守
建長三年十月二日卒

義廣（ヨシヒロ）
粟野次郎　藏人大夫
康元元年九月廿三日卒

政依（マサヨリ）
藏人太郎
正安三年七月九日卒七十五歳

宗綱（ツナ）
小太郎　藏人
文保元年二月七日卒五十四歳

基宗（モト）
孫太郎　彈正少弼從五位下
建武二年八年八月十四日卒六十三歳

行朝
宮内大輔　修理大夫從四位下
正平三年五月九日卒五十八歳

宗遠（トホ）
次郎　彈正少弼正五位下
元中二年五月二十日卒六十二歳

政宗（マサ）
大膳大夫從五位下　歌人
應永十二年九月十四日卒五十三歳

氏宗（ウヂ）
兵部少輔從五位下
應永十九年七月十七日卒四十三歳

持宗（モチ）
松犬丸　次郎　初泰宗　兵部少輔大膳大夫從五位下
文明元年正月八日卒七十七歳

成宗（シゲ）
次郎　兵部少輔從四位上　大膳大夫
寛正三年九月十八日任
文明某年九月廿五日卒五十三歳

尚宗（ナホ）
次郎
大膳大夫從五位下
永正十一年五月五日卒六十一歳

植宗（タネ）　次郎　從四位下左京大夫
永正十四年三月九日任　天文十七年九月老
永祿八年六月十九日卒七十八歲

晴宗（ハル）　次郎　左京大夫
從四位下天文二年五月十日叙任
天正五年十二月五日卒五十九歲

輝宗（テル）　總次郎　左京大夫　從四位下
天正十二年十月老　同十三年十月八日爲二本松義繼被害四十二歲

宗實　千松　左近大夫
元和八年十二月叙任
寬永五年正月十三日依病籠居
正保元年七月十四日卒三十三歲

宗時　伊豫松　小次郎
從五位下左京亮
寬永九年十二月廿六日叙任
承應二年五月廿九日卒三十九歲

秀宗（ヒデ）　稱伊達　兵五郎
文祿四年四月侍從兼遠江守
從五位下時六歲
寬永三年八月十九日從四位下
明曆三年七月廿一日致仕
同四年六月八日卒六十八歲

宗利　兵助
大膳大夫從五位下
承應三年十二月廿八日叙任
明曆三年十二月廿七日從四位下
寬文三年十二月廿八日侍從兼遠江守

政宗（マサ）　梵天丸　藤次郎
美作守從五位下
天正十三年閏八月叙任
十四年　月任左京大夫
十九年三月二日侍從兼越前守
賜羽柴氏
慶長二年十月　日從四位下右
少將
同十三年二月十一日

女子
松平上總介忠輝室

忠宗（タヾ）　虎菊丸　總次郎
美作守從五位下
慶長十六年十二月十三日叙任
元和二年十月二日正五位下侍
從
寛永元年七月廿三日轉越前守
同三年八月十九日右少將從四
位下
同十六年四月十四日陸奥守

宗純　小次郎
宮內少輔從五位下
明曆元年十二月廿九日叙任

女子二人

女子
立花飛驒守忠茂室

光宗（ミツ）　萬助
從四位下越前守
寛永十六年四月十四日叙任
同二十年十二月廿九日侍從
正保二年九月八日卒十九歲

綱宗（ツナ）　巳之助　藤次郎
承應三年十二月廿二日
從四位下侍從兼美作守
萬治元年閏十二月廿七日
少將兼陸奥守
同三年七月十八日籠居
寛文九年十二月廿九日改若狹
守

綱基（モト）　龜千代　總次郎
寛文九年十二月九日從四位下
少將兼陸奥守

敎顯　鶴千代

台德院殿賜御家號任陸奥守
嫡流子孫稱松平
同年十月十日左中將從四位上
元和元年閏六月十九日參議正
四位下
寛永三年八月十九日權中納言
從三位
同十三年五月廿四日卒七十歳
法名瑞巖射貞山利公

萬治元年七月十二日卒六十歳

宗清（キヨ）　權八郎　河内
飯坂右近宗康養子

宗泰（ヤス）　愛松丸　三河
從五位下三河守
寛永四年十二月廿八日叙任
同十五年十月廿三日卒三十七
歳

宗綱（ツナ）　卯松　伊達攝津
元和四年五月廿八日死十六歳

宗信（ノブ）　吉松　伊達筑前
寛永四年八月八日死

宗高　長松　伊達右衛門
右衛門大尉從五位下
寛永三年七月十日叙任
同八月十五日卒二十歳

宗良（ヨシ）　龜千代　右京
稱田村
右京亮從五位下
萬治三年十二月廿八日叙任
寛文十年十二月廿九日改隱岐守
延寶六年三月廿六日卒四十二歳

建顯　稱田村　千勝　内膳
初宗永
右京亮從五位下
寛文十年十二月廿八日叙任
後任因幡守

宗倫（トモ）　辰之助　式部
白石若狹宗勝養子

宗規（ノリ）　藤松　左兵衛
伊達薩摩國隆養子

宗房（フサ）　卯之助　伊達肥前
田手肥前高實養子

宗章（アキ）　千太郎　内匠
飯坂出雲定長養子

某　鍾千代

宗實（ザネ）　喝食丸　治部
伊達安房成實養子

宗勝（カツ）　千勝丸　稱伊達
兵部少輔從五位下
正保二年十二月晦日叙任
寛文十一年四月三日
配流土佐國

宗興（オキ）　八十郎
從五位下東市正
寛文三年十二月廿八日叙任
同十一年四月三日坐父事配流豐前國

女子三人
家人石河駿河宗敬妻
家人伊達左衛門宗實妻
京極丹後守高國室

補田村

漢孝靈皇帝曾孫
阿智王 應神天皇二十年歸化居大和國高市郡檜前
高貴王
志努

坂上駒子
弓束
首名 大義冠

掬 大藏直祖

老子 大錦上
大國 從五位上右衞士尉
犬養 正四位上左衞士督

苅田麻呂 從三位兵部卿改賜坂上宿禰姓
田村麻呂 正三位大納言兼右大將
淨野 正四位下右兵衞督

內野 從四位下陸奧介
顯麻呂 陸奧守
古哲 從五位下

顯谷（タニ）　藏人右兵衞督

平（ヒラ）顯　藏人大夫

友（トモ）顯　下總守

忠（タヾ）顯　正五位下陸奥守

吉（ヨシ）顯　常陸介

家（イヘ）顯　尾張守

實（サネ）顯　左近將監

長（ナガ）顯　田村八郎　壹岐守

朝（アサ）顯　尾張守

行資（ユキスケ）　六郎左衞門尉

兼（カネ）顯　右京大夫

政（マサ）顯　治部少輔　下總守

則（ノリ）顯　左衞門權佐

光（ミツ）顯　九郎右兵衞尉　尾張守

綱（ツナ）顯　右京亮　遠江守

輝（テル）顯　下總守　右京大夫　屬官軍正平十七年三月廿六日卒

家吉（イヘヨシ）　遠江守　左京大夫　應永三年六月十八日卒

滿（ミツ）顯　下總守從四位下　永享三年八月十三日卒

持（モチ）顯　二郎　右京大夫　寶德三年八月廿六日卒

直（ナホ）顯　二郎　右京大夫　下總守　文明六年六月朔日卒

盛（モリ）顯　左衞門大夫　大膳大夫　長享元年三月廿九日卒

義顯（ヨシ） 大膳大夫從四位下
永祿四年三月廿五日卒

頼顯 宮内少輔
號月齋

女子 伊達左京大夫政宗室

宗顯（ムネ） 孫七郎
實氏顯男
天正十八年失眷封十九歳而卒

隆顯（タカ） 左衛門大夫 安藝守
天正二年九月六日卒

庸顯 孫右衛門 右馬頭
號梅雪

宗良 亀千代 右京
實伊達忠宗三男卽清顯外曾孫

清顯（キヨ） 大膳大夫
天正十四年十月九日卒

氏顯 善九郎
天正十三年七月廿三日戰死

女子二人
二本松修理大夫義國室
大内備前守義綱妻

細川

清和天皇 ― 貞純親王

經基王 ― 源滿仲

賴信 河内守 ― 賴義 伊豫守

義家 八幡太郎　鎮守府將軍陸奥守 ― 義國（クニ） 式部大輔

義康（ヤス） 足利新判官 ― 義清（キヨ） 矢田判官代

義實（サネ） 廣澤判官代 ― 義季（スヱ） 細川二郎　細川祖

- 俊氏（トシウヂ）　八郎
- 公頼（キンヨリ）　八郎
- 頼有（アリ）　右馬頭　明德二年九月九日卒六十歲
- 持有（モチ）　九郎　刑部少輔　永享十年九月廿一日卒四十四歲
- 常有（ツネ）　刑部少輔　播磨守　實持有二男　文明十二年十月七日卒五十七歲
- 元有（モト）　五郎　刑部少輔　從五位下　明應元年十一月朔日叙任　實常有二男　明應九年九月二日卒於岸和田城四十二歲

- 頼春（ハル）　讃岐守　刑部大輔
- 頼長（ナカ）　刑部大輔　應永十五年八月廿九日賜和泉半國　同十八年五月廿五日卒三十七歲
- 教春（ノリ）　刑部大輔　寶德二年四月廿七日卒年二十八
- 政有（マサ）　刑部少輔　從五位下　文明十一年三月晦日叙任　初頼次　文明十三年四月廿四日卒三十三歲
- 元常（モトツネ）　十郎　右馬助　播磨守　刑部大輔　天文廿一年九月二日出家號實翁　同廿三年六月十六日卒七十三歲
- 晴員　三淵伊賀守

藤孝　與一郎　兵部大輔從五位下　天文廿一年四月十二日叙任　天正八年三月十八日從四位下侍從
實三淵伊賀守晴員入道宗薰子　剃髮號玄旨又幽齋二位法印　慶長十五年八月廿日卒七十七歲
三淵加賀守晴恒養子

興元　頓五郎　兵助
玄蕃頭從五位下
元和四年三月十八日卒五十七歲

興昌　勝千代
玄蕃頭從五位下
元和八年　月叙任
寬永廿年三月廿二日卒四十歲

興隆　兵千代
豐前守從五位下
正保三年十二月晦日叙任

興英　萬千代　玄蕃
後興榮

幸隆　刑部少輔
號妙庵

女子
若狹守利重妻

孝之　中務少輔　剃髮號休齋宗也

泰昭　千代菊
加藤權之助

女子四人
吉田左兵衛尉卜部兼治妻
木下右衛門大夫延俊妻
長岡伊賀守好重妻
長岡與九郎孝次妻

賴貞　八郎

顯氏　從四位下陸奧守　小侍所

業氏　從四位下陸奧守　兵部大輔

滿經　從四位下陸奧守　引付

持経（モチ） 中務大輔　陸奥守

成経（シゲ） 中務大輔　陸奥守

尚経（ナホ） 中務大輔　陸奥守

尹経（タヾ） 中務大輔　陸奥守　後尹隆

晴経（ハル） 三郎四郎　中務大輔

輝経（テル） 中務大輔　御供衆

忠隆 與一郎
侍従從四位下　慶長三年五月叙任　同五年剃髪號休無
正保三年八月朔日卒六十七歳

興秋（オキアキ） 長岡與五郎
元和元年五月大坂籠城六月六日自殺

忠興（タダオキ）　熊千代　與一郎
従五位下侍従兼越中守
實兵部大輔藤孝嫡子依公方光源院殿命爲輝經之嗣
天正十三年七月十一日叙任
同十六年四月十四日従四位下左少將
慶長八年二月十二日参議従四位下
元和六年閏十二月廿五日致仕
剃髪號三齋宗立
正保二年十二月二日卒歳八十三
法名松向寺三齋宗立

忠利（トシ）　光丸　内記
従五位下侍従兼大内記
慶長十年四月五日叙任
同廿二日従四位下
元和七年正月七日爲越中守
寛永三年八月十九日左少將
同十八年三月十七日卒五十六歳

立孝（タツタカ）　坊丸
中務少輔従五位下
正保二年閏五月十一日卒三十一歳

光尚（ミツナホ）　六丸　初光利　光貞
寛永十二年七月廿三日
従四位下侍従兼肥後守
慶安二年十二月廿六日卒三十一歳

宗玄　鶴千代　爲僧號天岸

尚房　松之助　長岡左京修理

元知（トモ）　勝千代　南條左衛門
家人南條大膳元信養子

女子一人
松平下總守忠弘室
家人有吉賴母英長妻

行孝　宮松　帯刀
従五位下丹後守
承應二年十二月廿八日叙任

綱利（ツナトシ）　六丸
承應二年十二月十一日
従四位下侍従越中守

利重　七之助
従五位下若狭守
萬治三年十二月廿八日致仕

女子
大炊御門内大臣經光室

興孝（オキ） 天丸 刑部少輔
剃髮號立白
延寶七年十二月四日卒六十三歲

女子四人
前野出雲守長重妻
稻葉民部少輔一通妻
長岡佐渡守興長妻
烏丸中納言光賢室

加藤

藤原朝明　左馬允　內藏助　初景貞

敎明（タカ）　孫次郎　三之丞　三河國住人　初廣明

嘉明　孫六
從五位下左馬介
天正十三年七月叙任
元和九年閏八月廿三日從四位下
寛永三年八月十九日侍從
同八年九月十二日卒六十九歲

忠明　內記

明成（ナリ）　孫次郎
從五位下式部少輔
慶長八年三月廿五日叙任
寛永十一年七月十六日從四位下侍從
同廿年五月三日遁世
寛文元年正月廿一日卒七十歲

明信　監物

明利（トシ）　民部
民部少輔從五位下
元和二年正月十九日叙任
寛永十八年三月廿五日卒四十三歲

明友（トモ）　孫三郎
從五位下內藏助
寛永十六年十二月晦日叙任

女子
青山大膳亮幸利妻

明勝　彌三郎　早世
正保二年二月四日死十三歲

某　平八郎　早世

明英（ヒデ）　孫太郎

政親　溝口帶刀
溝口伊豆守政胤養子

女子
池田河內守長政妻

嘉遐（ヨシトホ）三左衛門

明重（シゲ）源左衛門

女子二人
佐々木源兵衛妻
智達尼

藤堂

藤原高信　兵庫助
藤堂三河守景盛玄孫因幡守景高男
居近江國犬上郡藤堂邑

忠高　越後守

虎高　源助
實三井出羽守乘綝二男
慶長四年十月十八日死八十四歲

高虎（トラ）　與吉　與右衞門　從五位下佐渡守　天正十五年八月叙任　慶長十一年和泉守　元和元年閏六月十九日從四位下
寬永二年十一月十九日侍從　寬永三年八月十九日左少將　同七年十月五日卒七十五歲　法名寒松院高山道賢

高清（キヨ）　出雲
寬永八年八月十五日死五十六歲

正高　內匠

高吉（ヨシ）
宮內少輔從五位下
實丹羽五郎左衞門長秀三男
寬文十年七月十八日卒九十二歲

高次（ツグ）　大助
元和二年正月十九日大學助從五位下
寬永十一年七月廿二日從四位下侍從兼大學頭

高久　大助
承應三年十二月廿六日從四位下和泉守
寬文九年十二月廿五日侍從

寛文六年十二月廿八日左少將
同九年九月廿九日致仕
延寶四年十一月十六日卒七十六歳

高重（シゲ）
左兵衞佐從五位下
寛永八年四月十日卒二十七歳

女子三人
實松永伊勢守某女
藤堂仁右衞門高刑妻
松平下野守忠郷室
生駒讃岐守正俊

女子　安藤式部少輔重之妻

女子　京極刑部高和妻

高道　學助
從五位下佐渡守萬治二年十二月廿七日叙任

高貴　正二郎　圖書
後高堅

基恒　七助
大澤兵部大輔基將養子

高近　庄助
後高睦

森

源可行　左衛門尉　美濃國蓮臺住人
先祖出自義家朝臣六男森六郎義隆云

可成（ヨシナリ）　滿丸　與三　三左衛門
元龜元年九月十九日　於坂本戰死四十八歲

可政（マサ）　九一郎　宗兵衛　從五位下對馬守　初爲信長家人廿四歲時爲豐臣家黃母衣衆
關原之戰屬東照宮其後叙爵六十四歲而卒

女子　長田又左衛門妻

女子　關小十郎右衛門成政妻

可隆（タカ）　傳兵衛　信長家人　元龜元年四月廿五日於越前國手筒山戰死十九歲

長一（ナガカヅ）　勝藏　武藏守　天正十二年四月九日於尾州長湫戰死廿七歲
仕信長

―女子　若狹少將勝俊室

―長定　蘭丸　天正十年六月二日於京都本能寺戰死十八歲
法名瑞桂院月江宗春

―長隆　坊丸　共蘭丸戰死十七歲

―長氏　力丸　共蘭丸戰死十六歲

―重政（シゲ）　大膳亮
元和四年六月五日卒廿六歲

―女子四人　關民部成次妻
池田備中守長吉妻
松平左衞門督忠繼室
森左近正信妻

―虎松丸　慶長十七年七月十三日夭九歲

―忠廣（ヒロ）　元和元年十二月廿七日侍從從五位下兼右近大夫寛永三年八月十九日
從四位下寛永十年八月廿二日卒三十二歲

―女子　本多能登守忠義室

忠政（タヾマサ）　千之助
羽柴右近大夫從五位下
天正十三年十月六日叙任
同十五年二月六日從四位下侍從
慶長六年美作守
寛永三年八月十九日左中將
同十一年七月七日卒六十五歳

長繼（ナガツグ）　兵助　內記
實關民部成次男
寛永十一年十二月廿六日從四位下大內記
同十七年十二月廿九日侍從
延寶二年四月廿六日致仕

忠繼　千助
承應三年十二月廿六日
從四位下美作守
延寶三年二月廿八日卒三十八歳

長成（ナリ）　兵三郎　萬右衛門

長武（タケ）　兵吉
伯耆守從五位下
萬治三年十二月廿八日叙任
延寶二年十二月廿七日
從四位下侍從

女子
松平兵部大輔昌親室

長俊（トシ）　松之助
從五位下對馬守
延寶三年十二月廿六日叙任

某　大吉　早世

女子二人
鳥居左京亮忠常室
松平主馬助康雄妻

長治　千菊

長基　萬吉　主殿

長直（ナホ）　龜之助　帶刀

藤原

長政（ナガマサ）　稱關　次郎八　式部

但馬守從五位下
父同長繼
繼承應元年十二月廿八日叙任
寛文六年五月廿九日備前守

長治　千菊　大藏

實長繼六男

女子　毛利主計元次妻

藩翰譜系圖卷三

毛利

大枝本主　備中守
─ 大江音人　參議從三位
─ 千古（チフル）　式部權大輔從四位下

─ 維時（コレトキ）　中納言從三位
─ 重光（シゲミツ）　式部大輔從四位上
─ 匡衡（マサヒラ）　文章博士　式部大輔正四位下

─ 擧周（コトチカ）　文章博士　式部大輔從四位下
─ 成衡（ナリヒラ）　大學頭從四位下
─ 匡房（フサ）　權中納言正二位　號二江帥一

─ 維順（ノブ）　式部大輔正四位下
─ 維光（コレミツ）　式部大輔從四位上
─ 廣元（ヒロモト）　因幡守　陸奥守　兵庫頭　大膳大夫　正四位下
嘉祿元年六月十八日卒八十三歲

季光（スエミツ）　左近將監　安藝介從五位下
始稱二毛利一

經光（ツネミツ）　五郎　右近將監　從五位下

時親（トキチカ）　四郎　修理亮
曆應四年七月六日卒

貞親（サダ）　左近將監　從五位下
觀應二年正月卒

親茂（シゲ）　孫太郎　陸奧守　備中守
從五位下　後親衡
永和元年八月卒

師親（モロ）　少輔太郎　右馬頭　備中守
從五位下　後元春

廣房（ヒロフサ）　中務大輔
至德二年十一月戰死

光房（ミツ）　少輔太郎　備中守　右馬頭
永享八年卒五十一歲

照房（テルフサ）　備中守　治部少輔　一作二照元一
寬正五年二月五日卒

豐元（トヨ）　松壽丸　治部少輔　少輔太郎
文明八年五月十八日卒廿四歲

弘元（ヒロ）　備中守　治部少輔
永正三年正月廿九日三十九歲

興元（オキ）　幸千代　少輔太郎　備中守
永正十三年八月廿五日卒廿四歲

幸松丸
大永三年七月十六日夭九歲

元就（ナリ）　松壽丸　少輔次郎　右馬頭　陸奧守　大膳大夫　天文二年九月廿五日從五位下　廿六日任二右馬頭一永祿三年二月十五日
從四位下　大膳大夫　陸奧守　同五年五月十八日從四位上　元龜二年六月十四日卒七十五歲　贈正三位　法名日賴洞春

元綱（ツナ）　少輔二郎

元範（ノリ）　兵部丞　號＝敷名＝

就勝（カツ）　上總介

隆元（タカモト）　少輔太郎　備中守從五位下　永祿三年二月十五日叙任同五年五月十八日從四位下　大膳大夫
元祿五年八月四日卒四十一歲　法名花溪常榮

輝元（テルモト）　少輔太郎　右馬頭從五位下　元龜三年三月叙任　天正十三年七月十日從四位下　十六年四月十日參議
文祿三年正月五日從三位　慶長二年三月十日中納言　同五年九月入道號＝宗瑞＝　寬永二年四月廿七日卒七十二歲
法名天樹院雲巖宗瑞

秀元（ヒデモト）　宮松丸　稱＝毛利＝
實元清男　右京大夫從五位下
天正十八年十二月叙任
文祿元年八月從四位下侍從甲斐守
同四年正月六日參議從三位
慶安三年閏十月三日卒七十二歲
法名智門寺功山玄譽

光廣（ミツヒロ）　又四郎
寬曆十二年十一月五日從四位下侍從和泉守
承應二年七月二日卒三十八歲

綱元（ツナ）　右京
從四位下甲斐守
寬文四月十二月廿五日叙任

女子　稻葉出羽守正喬室

元知（トモ）　權三郎　刑部
刑部少輔從五位下
慶安四年八月十六日叙任

元武（タケ）　鶴千代　喜太郎
伊豫守從五位下
延寶元年十二月廿八日叙任
同四年四月籠居
同五年七月廿五日卒二十歲

元平（ヒラ）　權三郎

女子五人
毛利日向守就隆室
永井右近大夫尙征室
山崎勘解由豐治室
稻葉美濃守正則室
土井兵庫頭利長室

女子二人
松平越後守光長室
鷹司殿簾中

綱廣　千代熊
承應二年十二月十一日從四位下侍從大膳大夫

秀就（ヒデ）　松壽丸　藤七郎
慶長五年十月十一日侍從從五位下
同年二月八日從四位下
同十三年九月十三日長門守台德院殿賜ニ
御家號ヲ號ニ嫡流子孫ヲ稱ニ松平ヲ
寬永三年八月十九日少將
慶安四年正月五日卒五十七歲

女子　吉川美濃守廣正妻

就隆（タカ）　稱二毛利一　百助　三次郎
従五位下日向守
元和八年十二月廿八日叙任
延寶七年八月八日卒七十八歳

元賢（カタ）　元丸

女子　完戸安藝守隆家妻

吉川
元春（ハル）　少輔二郎　治部少輔
駿河守
天正十四年十一月十五日卒五十七歳

元長（ナガ）　少輔次郎　早世

元氏（ウヂ）　繁澤宮内

女子　益田玄蕃元廣妻

廣家（ヒロイヘ）　次郎五郎　又次郎
天正十六年七月廿五日従五位下侍従
民部少輔

廣正（マサ）　又二郎　美濃守

就頼（ヨリ）　彦三郎　右京進

元景（カゲ）　飛驒守

某　忠三郎

某　七兵衛

小早川
隆景（カゲ） 又四郎 左衛門佐 中納言從三位
慶長二年六月十二日薨六十三歳
　秀秋（ヒデアキ） 金吾中納言
　實木下肥後守家定男

女子 上原右衞門大夫元將妻

元秋（アキ） 少輔十郎 領ニ尼子家一

元清（キヨ） 四郎 治部大輔從五位下
天正七年正月廿五日叙任後伊豫守
慶長二年七月九日卒四十七歳
　秀元 甲斐守 右京大夫

元政（マサ） 少輔六郎 讃岐守
慶長十四年四月廿九日卒五十一歳
　元倶（トモ） 主膳 山城守
　　元任（タフ） 志摩守
　　山三郎
　元隨（ヨリ） 帶刀
　又八郎

元康（ヤス）　少輔七郎　大膳大夫

　元宣（ノブ）　紀伊

元綱（ツナ）　四郎　後秀包（ヒデカツ）　久留目侍従
従四位下侍従　慶長六年四月廿三日卒三十五歳

元信（ノブ）　左馬頭　伊賀守

左門

大學

島津

征夷大將軍源賴朝庶子

藤原忠久（タダヒサ）
島津宗兵衛尉初冒二帷宗氏一建久七年八月朔日爲二近衛基通公義子一冒二藤原氏一
母比企判官妹　安貞元年六月十八日卒四十九歲　法名德佛

忠時（トキ）
三郎兵衛尉　修理亮　大隅守
初忠義　文永九年四月十日卒七十一歲

久經（ツネ）
初久時　下　守　豐後守　修理亮
弘安五年　月廿一日卒六十歲

忠宗（ムネ）
正中二年十一月十二日卒七十五歲

貞久（サダ）
上總介　三郎左衛門
觀應二年七月三日卒八十三歲

氏久（ウヂ）
三郎左衛門　越前守　修理亮　陸奥守
嘉慶元年閏五月四日卒六十歲

元久（モト）
陸奥守　又三郎
應永十八年八月六日卒四十九歲

久豐（トヨ）
三郎二郎　修理亮　陸奥守
元久弟　應永三十二年正月廿一日卒五十一歲

忠國（クニ）
初貴久　修理亮　陸奥守
文明二年正月廿日卒六十八歲

友久（トモ）
又七郎　相模守　右馬頭
明應二年三月十日卒

忠幸（ユキ）
三郎左衛門尉　相模守
初運久　入道號二一瓢一
天文八年七月朔日卒

忠良（ヨシ）
三郎左衛門尉　相模守
永祿十一年十二月十三日卒七十七歲

立久（タツ）
修理亮　陸奥守　繼二忠國後一
文明五年四月朔日卒四十三歲

忠昌（マサ） 又三郎 修理亮 陸奥守
初武久 永正五年二月十五日卒四十六歲

忠治（ハル） 又三郎 陸奥守
永正十二年八月二十五日卒廿七歲

忠隆（タカ） 又六郎 忠治弟
永正十六年四月四日卒廿三歲

勝久（カツ） 又八郎 修理大夫 忠治弟
大永六年十一月廿七日禪ニ國於貴久ニ 天正元年十月十五日卒ニ於豐後ニ七十一歲

貴久（タカ） 三郎左衛門尉 修理大夫 從五位下 天文廿一年六月十一日敍任 島津中興祖
永祿七年三月十四日爲ニ陸奥守ニ 九年二月隱居號ニ伯囿ニ 元龜二年六月廿三日卒五十八歲 法名南林寺貝等大中

忠將（マサ） 又四郎 右馬頭
永祿四年七月十二日與ニ肝屬氏ニ戰ニ於大隅竹原山ニ敗死年四十二

尚久（ナホ）　又五郎　左兵衛尉

女子四人
肝付河内守兼續室
樺山安藝守善久妻
肝付彈正忠兼盛妻
一人不詳

義久（ヨシ）　又三郎　修理大夫從四位下　永祿七年三月十四日敍任　天正九年五月三日從四位下　十五年五月剃髮號二龍伯一　十六年八月爲二三位法印一　慶長十六年正月廿二日卒七十九歲　法名妙谷寺存忠貫明

女子三人
島津薩摩守義虎妻
島津右兵衛尉彰久妻
中納言家久室

義弘（ヒロ）　又四郎　兵庫頭　從五位下侍從　天正十六年六月十五日敍任　七月廿六日從四位下參議　慶長三年十月朔日少將
初忠平　元和五年七月廿一日卒八十五歲　法名妙國寺自眞松齡

歲久（トシ）　又六郎　左衛門尉
文祿元年七月十八日自殺五十六歲

家久（イヘ）　又七郎
中務大夫
天正十五年六月十五日卒四十一歲

豐久（トヨ）　又七郎
中務大夫
慶長五年九月十五日戰二死於關原一

忠榮（ヨシ）　中務大夫

鶴壽丸　早世

久保（ヤス）　又一郎　早世
文祿二年九月八日於朝鮮病死廿歳

家久（イヘ）　初忠恒　又八郎
陸奥守從四位下左少將
慶長四年正月九日叙任
同十一年六月十七日賜御家號九月十七日任中將兼薩摩守嫡流稱松平
元和三年七月十八日參議
寛永三年八月十九日權中納言從三位
同八年四月朔日大隅守
同十五年二月廿三日卒六十三歳

萬千代丸　早世
天正六年卒

某　兵庫頭　早世
慶長十九年正月廿八日死

光久（ミツ）　初忠元　又三郎
寛永八年四月廿一日從四位下侍從兼薩摩守
慶安四年十二月廿五日少將兼大隅守
延寶元年十二月廿八日中將
同二年正月七日從四位上

忠朗　又四郎　兵庫頭

久直（ナホ）　又十郎　寛永八年四月廿一日叙任　北卿式部大輔
寛永十八年十一月六日卒二十五歳

忠弘（ヒロ）　市正

綱久（ツナ）　虎壽丸　又三郎　初久平
慶安四年十二月廿六日從四位下侍從兼薩摩守
寛文十三年二月十九日卒四十二歳

綱貴（タカ）　虎壽丸　又三郎　初延久
寛文七年十二月廿五日從四位下侍從兼修理大夫

忠清（キヨ）　久四郎
文祿四年卒

女子二人

忠共（トモ）　町田出雲守　町田圖書頭猶子

忠紀（ノリ）　越後守　玄蕃頭　島津又四郎猶子
寛永八年四月廿七日從五位下叙

重永（シゲナガ）　根占（ネシメ）七郎　根占七郎猶子

久雄（ヲ）　安藝守　初中務大夫忠榮養子後繼ニ右馬頭忠興家ー

政由（マサヨシ）　鎌田又七郎　鎌田治部少輔猶子

忠良（タヾヨシ）　伊集院右衛門佐　伊集院右馬助猶子

忠隆（タカ）　桂又十郎　桂山城守猶子

久立（ヒサタツ）　伊集院源助　伊集院遠江守猶子
後久朝

貞昭（サダアキラ）　伊勢隼人正　伊勢兵部猶子

久尙（ナホ）　樺山又九郎　樺山助七郎猶子

女子十六人
島津彈正久慶妻
種子島左近忠時妻
島津大和守久章妻
敷根筑前守久賴妻
肝付伴兵衞兼屋妻
島津中務大夫久茂妻
八人早世
入來院石見重賴妻
島津圖書久竹妻

以久（モチ）　又四郞　右馬頭
初幸久　征久　慶長十五年四月九日卒六十一歲

女子

彰久（アキ）　又四郞　右兵衞尉

重將（シゲマサ）　又六郞　入來院（イリキノヰン）彈正重豐養子

忠充（萬壽丸　萬吉　又二郎）

久壽（トシ）　又吉郎
實島津主膳久富男
延寶六年十二月廿八日敍任

久英（ヒデ）　又四郎　後忠高
從五位下飛驒守
寬文四年十二月廿八日敍任
延寶四年八月十一日卒廿六歲

久雄　萬壽丸
右馬頭從五位下
慶安元年十二月晦日敍任
承應三年十二月但馬守
寬文三年十二月二日卒卅一歲

久富（トミ）　鶴千代　千五郎　主膳

忠興（オキ）　右馬允
從五位下右馬頭
元和四年十二月廿八日敍任
寬永十四年七月十一日卒三十九歲

鍋島

藤原秀郷（ヒデサト） 鎮守府將軍

千常（チツネ） 鎮守府將軍

文脩（ブンナカ） 鎮守府將軍

文行（ユキ） 左衛門督

公光（キンミツ） 相模守爲龍造寺祖

脩行 近江守 號ニ進藤

行景（ユキカゲ） 左衛門尉

景親（チカ） 島田駿河權守

景賴（ヨリ） 武者所 近藤武者

頼平（ヨリヒラ）　武藤大藏丞

資能（スケヨシ）　豐前守

盛經（モリツネ）　筑前守　延慶元年正月廿五日卒五十五歲

頼尚（ヨリナヲ）　少貳　筑後守　應安四年十二月廿四日卒七十八歲

貞頼（サダヨリ）　大宰少貳　應永十一年六月廿三日卒三十五歲

資頼（スケ）　筑前守　鎭西奉行

經資（ツネ）　豐前守　少貳

貞經（サダ）　筑後守　少貳　延元元年二月廿九日與二菊池武敏一戰敗死六十五歲

冬資　二郎　太宰少貳　永和元年八月廿六日爲二今川貞世一所レ殺三十九歲

頼澄（スミ）　越後守　爲二兄冬資嗣一　永和四年十一月十一日卒四十一歲

滿資（スケ）　少貳　肥前守　永享五年八月十六日與二大内持世一戰二於筑前秋月一自殺年四十

嘉頼（ヨシ）　少貳　初法師
嘉吉二年正月九日卒二於對馬一二十二歳

教頼（ノリ）　九郎　大宰大貳
實滿資四男
應仁二年十二月六日與二大内氏一戰二於筑前一自殺四十四歳

政資（マサスケ）　少貳　初頼央　肥前守　政資孫冬尚時少貳家絶

經直（ツネナホ）　左近將監

經房（フサ）　鍋島左近大夫
一作二清直一

清久　鍋島平右衛門尉
一作二茂尚一

清正（マサ）　左近

清房（フサ）　孫四郎　駿河守
天正十三年八月廿六日卒七十三歳

信房（ノブフサ）　豐前守

直茂（ナホシゲ）彥法師丸　初左衞門大夫信生　後飛驒守　從五位下加賀守
天正十七年正月七日叙任改二直茂一　元和四年六月三日卒八十一歲

家良（イヘヨシ）神代二郎　後大炊助
神代長良養以爲レ嗣

勝茂（カツシゲ）伊平太　初淸茂
信濃守從五位下
文祿四年二日十四日叙任
寬永三年八月廿七日從四位下
侍從
明曆三年二月十九日致仕
同年三月廿四日卒七十八歲

忠直（タダナホ）翁助
肥前守從五位下
元和八年十二月廿六日叙任
賜二松平氏一
寬永十二年正月廿八日卒二十
三歲

光茂（ミツシゲ）翁助
從四位下丹後守
慶安元年十二月廿二日叙任
明曆三年三月廿九日受二祖父
勝茂之讓一
同四年二月五日侍從

綱茂 左衞門
從四位下信濃守
寬文七年十二月廿五日叙任

女子四人
土井大炊順利重室
水野隼人正忠直室
伊東出雲守祐實室
三浦壹岐守直次室

直澄（ナホスミ）千熊丸
甲斐守從五位下
寬永十二年十二月晦日叙任
寬文六年二月廿六日致仕剃髮
號二義峰一
同九年三月五日卒五十五歲

直之（ナホユキ）千熊丸
攝津守從五位下
萬治三年十二月廿八日叙任

直弘（ナホヒロ）
鍋島山城直容養子

女子
備前守直隆室

元茂
紀伊守從五位下
承應三年十一月十二日卒五十三歲

茂繼（ツギ）　仁王　後直朝
刑部少輔從五位下
寛永十七年十二月廿九日叙任
承應三年十二月廿八日和泉守
寛文十一年十二月九日致仕

直隆（タカ）　左京　後直條
備前守從五位下
寛文十二年十二月廿八日叙任

女子二人
上杉彈正大弼定勝室
松平主殿頭忠房室

直能（ヨシ）
加賀守從五位下

直頼（ヨリ）
紀伊守從五位下

蜂須賀

源正利（マサトシ）

小六　藏人　尾張國海東郡蜂須賀人

正勝（マサカツ）

小六　彦右衛門尉　修理大夫從四位下

天正十四年五月廿二日卒六十一歲

家政（イヘマサ）

小六　阿波守從五位下　天正十四年正月二日叙任

寬永十五年十二月晦日卒八十一歲

至鎭（ヨシシゲ）

千松丸　初豐雄

長門守從五位下　文祿二年叙爵于時八歲

慶長九年從四位下阿波守

台德院殿賜二御家號一嫡流子孫稱二松平一

元和六年二月廿六日卒三十五歲

正慶（マサヨシ）　彦右衛門　早世

女子四人
前田左近妻
池田出羽守由之妻
井伊掃部頭直孝室
松平加賀守忠光室

忠英（テル）　千松　初正鎮　忠鎮
元和九年五月十日從四位下阿波守
寛永三年八月十九日侍從
慶安五年四月四日卒四十二歲

女子二人
松平宮内大輔忠雄室
水野出雲守成貞妻

光隆（ミツタカ）　千松　初至政
慶安元年十二月廿二日從四位下因幡守
承應二年十二月廿八日侍從兼阿波守
寛文六年五月廿七日卒三十七歲

康映（ヤステル）
周防守從五位下
松平周防守康重養子

綱通（ミチ）　千松　初正能
寛文十年十二月十八日從四位下侍從阿波守
延寶六年七月晦日卒二十三歲

女子
丹羽若狭守長次室

綱矩（ノリ）　熊太郎
從四位下淡路守
延寶六年十二月廿一日叙任
實式部某子

至照　蜂須賀萬之助　後隆重
従五位下飛驒守
慶安四年八月十六日叙任

隆矩ノリ　式部

隆善ヨシ　隼人

上杉（此系謬忘殊甚）

平能景（ヨシカゲ） 長尾六郎 鎌倉權五郎景政五代孫長尾二郎景弘十二代後胤云

為景（タメ） 六院 信濃守

為重（シゲ） 新二郎

景連（ツラ） 彈正忠 鎌忠入道

景孝（タカ） 新二郎

晴景 六郎

女子 長尾越後守政景妻景勝之母

藤原輝虎（トラ） 初長尾平三景虎 天文二十年山內上杉憲政養以爲レ子讓二管領職一自是稱二彈正大弼一 從四位下藤原政虎廿三歲而入道號二謙信一又改二輝虎一 天正五年三月十三日卒四十九歲

景虎　三郎實北條左京大夫氏康七男
元正七年三月爲二景勝一被レ討自殺

景勝　喜平次
實長尾越前守政景男
天正十六年五月廿三日正四位
下彈正大弼
文祿三年正月五日從三位
十月廿八日中納言
元和九年三月廿日卒六十九歲

定勝（サダカツ）
元和九年二月十三日從四位下
侍從彈正大弼
寛永三年八月十九日左少將
正保二年九月十日卒四十三歲

綱勝（ツナカツ）　始憲好（ノリヨシ）
承應二年十二月十一日從四位
下侍從播磨守
寛文四年閏五月七日卒廿七歲

女子
吉良上野介義央室

綱憲　始景倫（トモ）
延寶三年十二月廿三日從四位
下侍從彈正大弼
實吉良上野介義央嫡子

佐竹

源義光（ヨシミツ）
新羅三郎　從五從下刑部丞
左兵衛尉

義業（ナリ）
進士判官
長承二年二月廿七日卒五十七歳

昌義（マサ）
佐竹冠者下野守
康治二年卒

隆義（タカ）
太田四郎　常陸介從五位下
壽永二年五月廿日卒六十六歳

秀義（ヒデ）
佐竹別當　從五位下常陸介
嘉祿元年十二月十八日卒七十五歳

義繁（シゲ）
從五位下常陸介　右兵衛尉
建長四年二月廿五日卒六十七歳

長義（ナガ）
常陸二郎
文永九年七月廿六日卒六十六歳

義胤（タネ）
常陸孫二郎　常陸介
弘安元年四月廿二日卒五十二歳

行義（ユキ）
常陸彦二郎
徳治二年七月十二日卒四十二歳

貞義（サダ）
二郎　遠江守　上總介　從五位上
文和元年十月九日卒六十六歳

義敦（アツ）　右馬權頭　貞治元年正月十一日卒五十一歳

義信（ノブ）　左近大夫將監　右馬助伊豫守　康應元年七月十四日卒四十四歳

義盛（モリ）　右馬頭　慶永十四年九月廿一日卒四十三歳

義人（ヒト）　右衞門佐　右京大夫　實上杉安房守憲定二男　應仁元年十二月廿四日卒六十八歳

義俊（トシ）　伊豫守　文明九年十一月廿四日卒五十八歳

義治（ハル）　左衞門佐　右京大夫　延德二年四月廿五日卒四十八歳

義舜（キヨ　タカ）　從四位上少將　右京大夫　永正十四年三月十三日卒四十八歳

義篤（アツ）　從四位上右馬權頭　大膳大夫　天文十四年四月九日卒三十九歳

義昭（アキ）　右京大夫　永祿八年十一月三日卒三十五歳

義重（シゲ）　常陸介　慶長十七年四月十九日卒六十六歳

義宣（ノブ）　德壽丸　次郎

義隆（タカ）　能化丸　四郎次郎

義處（スミ）　德壽丸　次郎

義苗（ミツ）　德壽丸　次郎

右京大夫
天正十八年十二月廿三日
從四位下侍從
寛永三年八月十九日
左近衞權中將
同十年正月廿五日卒六十四歳

義廣 喝食丸 兵部少輔
蘆名修理大夫盛隆養子

貞隆（サダタカ） 能化丸 忠次郎
岩城左京大夫親隆養子

宣隆（ノブ） 左兵衞
初名宣家
初名賀谷修理大夫重經養子後爲兄貞隆嗣

義繼 彦二郎
後義直

女子 高倉大納言永慶室

實岩城貞隆男
修理大夫從五位下
寛永元年十二月廿九日叙任
同三年八月十九日侍從從四位下
寛文六年十二月廿八日少將
同十一年十二月五日卒六十三歳

承應三年十二月廿六日
右京大夫從四位下
寛文九年十二月廿五日侍從

義珍 仁壽丸

義眞（オキ） 所化丸 四郎三郎
式部少輔從五位下
承應三年十二月廿一日叙任
寛文五年九月廿一日卒三十三歳

義都（クニ） 所化丸 四郎三郎

義長（ナガ） 千代松 兵部
從五位下左近將監
寛文十年十二月廿八日叙任

岩城

桓武天皇—葛(カツ)原(ハラ)親王—高見王

—高(タカ)望(モチ)王　初賜二平姓一—平良(ヨシ)望(モチ)　後國香常陸大掾　鎭守府將軍—貞(サダ)盛(モリ)　鎭守府將軍從四位下

—二男　繁(シゲ)盛(モリ)　陸奥權守—安(ヤス)忠(タダ)　權守—則(ノリ)道(ミチ)　岩城次郎　岩城祖

—貞衡　常陸介—繁衡　次郎大夫　常陸大掾—忠衡　太郎　常陸大掾

—成衡　海道小太郎—隆衡　岩城次郎—隆守　次郎

義衡 次郎

照衡 次郎

朝義 次郎

常朝 次郎 下總守

清胤 次郎 下總守
應永二十八年四月廿九日卒

隆忠 次郎 下總守
寛正三年五月廿七日卒

親隆 下總守
文明十二年十二月廿九日卒

常隆 下總守
永正七年十一月廿七日卒

由隆 民部大輔
天文十一年二月九日卒

重隆 左京大夫
永祿十二年六月十四日卒

親隆 孫次郎 左京大夫
實伊達左京大夫晴宗次男
文祿三年七月十日卒

常隆 左京大夫
天正十八年七月廿二日卒二十四歳

貞隆 忠二郎
實佐竹常陸介義重三男
元和六年十月十九日卒三十八歳

宣隆
實義重四男貞隆弟
但馬守從五位下
寛永十一年十二月廿九日叙任
明暦二年七月廿五日致仕
寛文十二年八月廿七日卒八十九歳

重隆 庄次郎 左京
伊豫守從五位下
明暦二年十二月廿六日叙任

秋田

- 安倍貞季　安東太郎
  - 盛季　安東太郎　稱二下國一
    - 康季　安東二郎
      - 義季　下國安東太郎
    - 教季
  - 政季　安東太郎
    - 忠季　同
      - 尋季　同
  - 棟季　下國安東太郎
  - 舜季　安東二郎
    - 愛季
  - 庶（モロ）季　安東次郎　城介　應永三十年六月十六日死　先祖出レ自二安大夫一頼時二男厨河二郎貞任云
  - 成（ナリ）季　湊安東太郎　文安二年四月十日死
    - 惟（コレ）季　安東太郎　寛正三年八月五日死
      - 昭（アキ）季　安東太郎　延德一年五月廿八日死

宗季 安東太郎
永正十一年七月廿一日卒

宣季 安東太郎
天文二年九月七日卒

定季 安東太郎
天文廿年九月二日死

友季 安東太郎
天文廿三年六月廿九日死十六歳

愛季 安東太郎　實下國舜季二男　秋田城介從五位下　天正五年七月廿二日叙任　八年八月十三日從五位上
十五年九月一日卒

實季 東太郎　慶長十年九月三日從五位下秋田城介
寛永七年九月配流於伊勢國朝熊　萬治二年十一月廿九日卒八十四歳

俊季 東太郎
從五位下伊豆守
元和元年正月廿六日叙任
同五年四月二日河内守
慶安二年正月三日卒五十二歳

盛季 久松　左近
從五位下安房守
寛永十八年十二月廿九日叙任
延寶四年正月十三日卒

輝季 萬吉　大藏
信濃守從五位下
寛文二年十二月廿七日叙任

季次　二郎九郎　長門守

季信　大藏
從五位下隼人正
元和九年七月　日叙任
慶安四年九月卒四十一歳

季久（ヒサ）　熊之丞　右衛門
從五位下淡路守
萬治元年閏十二月廿七日叙任

相馬

桓武天皇

葛原（カヅハラ）親王

高望（タカモチ）王　始賜二平姓一上總介　從五位下

高見王

平良將（ヨシマサ）　鎭守府將軍　從五位下　一說從四位下　上總介

良文　鎭守府將軍　村岡五郎從五位上

將門（マサカド）　相馬小二郎　自稱二平親王一

忠頼（タダヨリ）　村岡二郎　平良文子繼二將門後一云

忠常（タダツネ）　前上總介　稱二千葉一　千葉上總之祖

常將（ツネマサ）　千葉小二郎　從五位下

常兼　千葉大夫　下總介
從五位下

常重（シゲ）　千葉介
從五位下

常胤（タネ）　千葉介
正安二年三月廿四日卒八十四歲

二男
師常（モロ）　相馬二郎
此後子孫稱二相馬一元久二年十一月十五日卒六十七歲

義胤　相馬五郎

胤綱（ツナ）　次郎左衞門尉

胤村（ムラ）　五郎左衞門尉
文永九年卒

師胤（モロ）　五郎左衞門尉

重胤（シゲ）　孫五郎
延元二年十二月廿五日戰二死於鎌倉一

親胤（チカ）　出羽權守
觀應年中人

胤賴（ヨリ）　讃岐守
延文三年十一月廿日家督

憲胤　治部少輔
貞治六年六月家督

胤弘（ヒロ）　讃岐守
應永二年十月家督

重胤　治部少輔
永享八年十一月嗣封　同十一年　月　日卒

高胤（タカ）　出羽守
明應元年卒

盛胤（モリ）　大膳大夫從四位下
初定胤　大永元年七月七日卒五十二歳

顯胤（アキ）　讃岐守
天文十八年二月三日卒年四十二

盛胤　彈正大弼從四位下　天正六年正月致仕
慶長六年十月十六日卒七十三歳

義胤　孫次郎　兵部少輔　長門守　慶長六年致仕號二外天一
寛永三年六月再襲封十月三日任二長門守一
寛永十二年十月十六日卒八十八歳

利胤（トシ）　虎王　孫次郎
大膳亮從五位下
慶長元年叙任
同七年十二月十八日從四位下爲二大夫一
寛永二年九月十日卒四十五歳

義胤（ヨシ）　虎之助
大膳亮從五位下
寛永十三年十二月廿九日叙任
慶安四年三月五日卒三十三歳

忠胤　初勝胤　式部
實土屋民部少輔利直二男
長門守從五位下
承應元年十二月廿八日叙任
延寶元年十一月二日卒三十七歳

女子　岩城忠次郎貞隆室

女子　寺澤兵庫頭堅高室

女子　忠胤室

友胤　左近

久胤　越中
元和四年正月十四日死十九歲

貞胤（サダ）　虎千代
出羽守從五位下
延寶元年十二月廿八日叙任
同七年十一月廿三日卒

昌胤　采女
彈正少弼從五位下
繼二兄貞胤家一
延寶七年十二月十八日叙任

丹羽

藤原長政（ナガマサ）　修理亮　尾州兒玉村人也先祖出レ自二武州兒玉黨後一云
本平氏有レ故稱二藤氏一

- **長忠**　將監　早世
- **長秀**（ヒデ）　童名萬千代　五郎左衛門尉
  天正十三年四月十日卒五十一歳
- **秀重**（シゲ）　九兵衛　長重家人　元和元年於二大坂一戰死
- **女子二人**　松原伊賀守妻
  大津傳十郎妻
- **長重**　童名　鍋
  五郎左衛門
  加賀守從五位下
  天正十四年從四位下侍從
  文祿四年參議從三位
  寛永十四年閏三月四日卒六十七歳
  - **光重**（ミツ）　左京亮從五位下
    寛永十一年十二月十九日叙任
    同十九年十二月廿日從四位下
    改二左京大夫一
    萬治元年閏十二月廿七日侍從
  - **長次**（ツグ）　從五位下若狹守
  - **女子三人**　松平伊豫守綱政室
    松平出雲守義昌室
    西尾隱岐守忠成妻

女子二人
酒井下總守忠長妻
淺野内匠頭長直妻

長正（マサ）　備中守　早世
寛永七年四月卒

高吉（タカヨシ）
藤堂宮内少輔
初爲二大和大納言秀長養子一後太閤秀吉使三藤堂佐渡守高虎一養爲レ子

直政（ナホマサ）　蜂屋越後守　早世　蜂屋出羽守養子

長俊（トシ）　長門守　早世
慶長十七年十一月卒

長次　左近
長吉　三左衛門

女子五人
赤田集人正妻
粟屋越中守妻
稻葉彦六典通妻
青山修理亮宗勝妻
古田大膳大夫重治妻

立花

源能直（ヨシナホ） 一法師　豊前守從五位下
稱㆓大友㆒鎮西奉行
齋院次官中原親能養子實源頼朝卿男
母大友四郎大夫藤原經家女云

親秀（チカヒデ） 利根二郎　大炊助
號㆓出雲路殿㆒

頼泰（ヨリヤス） 初泰直　丹後守　出羽守　兵庫頭
大炊助　式部大夫　從五位下

親時（トキ） 左近將監　藏人
因幡守

貞親（サダ） 新藏人　左近大夫　將監
從四位下　出羽守

貞宗（ムネ） 孫太郎　左衛門尉　左近將監
近江守

貞載（トシ） 三郎　左近將監　在㆓筑前國㆒稱㆓立花㆒
立花祖　建武四年正月十四日死

氏泰（ウヂヤス） 孫太郎　式部丞　在㆓豐後國㆒稱㆓大友㆒
大友祖

宗匡（マサ）　左近將監　三河守

親直（ナホ）　左近將監　山城守

親政（マサ）　左近將監　丹後守

宗勝（カツ）　左近將監　因幡守

鑑光（アキミツ）　左近將監　兵庫頭

鑑俊（トシ）　左近將監　但馬守

親善（ヨシ）　左近將監　山城守

鑑連（ツラ）　左近將監　伯耆守
丹後守　道雪入道
天正十三年筑後國高良山軍中死七十歲

宗茂（シゲ）　千熊丸　初統虎（ムネトラ）　彌十郎
實高橋主膳正入道紹運男
從五位下左近將監飛驒守
天正十五年七月二日從四位下侍從
寛永十四年四月三日致仕十五年十月

忠茂　千熊丸
實高橋主膳正直次男
元和八年十二月廿六日
從五位下左近將監
寛永十八年正月元日元服從四位下

茂虎　帶刀　爲㆓家人㆒

直茂（ナヲシゲ）　勝千代　大助
改㆓鑑虎（アキトラ）㆒
從五位下左近將監
萬治二年十二月廿七日叙任
延寶四年十二月廿八日
從四位下飛驒守

廿日入道號二立齋一
同十九年十一月廿五日卒七十六歳

明暦三年十二月廿七日侍従
萬治二年十二月廿七日飛驒守
寛文四年閏五月七日致仕入道號二好雪一
延寶三年九月十八日卒六十三歳

—茂辰　山三郎　又助　大膳
延寶六年三月廿七日死廿三歳

—茂堅　石見
家臣矢島主水俊行養子

—貞晟（サダアキラ）　千徳丸　彈正

—直次　千若丸　彌七郎
從五位下主膳正
天正十七年叙任
高橋主膳正鎮種入道紹運二男
繼父後稱二高橋一其後蒙二台徳
院殿仰一改稱二立花一云
元和二年七月十九日卒
四十六歳

—種次（タネ）　彌七郎
從五位下主膳正
元和九年八月六日叙任
寛永七年三月廿九日卒廿七歳

—種吉（ヨシ）　松千代　與兵衛
甲斐守從五位下
寛永七年十二月廿九日叙任

—種俊　内膳

—忠茂　千熊丸
左近將監宗茂養子

—種元　左京

—種長　民部
從五位下和泉守
萬治三年十二月叙任

—種明（アキ）
從五位下主膳正

新庄

藤原直寛（ナホヒロ）　與三　江州坂田郡新庄住人

直昌（マサ）　又丸　藏人　天文十八年六月十二日於二攝津國江口一戰死

直頼（ヨリ）　駿河守從五位下　宮内卿法印　慶長十七年十二月十九日卒七十五歳

直忠（タヾ）　刑部兵衛

直壽（ナガ）　九郎左衛門

直定（サダ）　新三郎

直好（コン）　新三郎

直常（ツネ）　新三郎　早世

直矩（ノリ）　藏人　民部

越前守從五位下
元和四年四月廿一日卒
五十七歲

直綱（ツナ）　右近
寛永十八年四月廿八日卒
五十八歲

秀信（ヒデノブ）　堀因幡守
堀石見守孝村養子

直房（フサ）　甚助　宮內
美作守從五位下
寛永七年十二月廿九日敍任
慶安二年十月廿二日卒五十五歲

駿河守從五位下
元和元年十二月敍任改二越前守一
寛文二年七月廿二日卒六十四歲

延寶四年四月晦日早世十七歲家絕

直之（ユキ）　內匠　宗兵衛

直明　左門　內藏助
後直治

直方（タカ）　與三右衛門

直長（ナガ）　宮內
從五位下長門守
寛文十一年十二月廿八日敍任
延寶五年四月六日卒五十五歲

直時（トキ）　八十郎
一大夫
猶爲二直好養子一　從五位下隱岐守
寛文二年十二月廿七日敍任
延寶五年七月廿七日卒五十二歲

直智　主殿

直德　甚助

某

土方

源信治　彦三郎　尾張國住人
先祖出レ自二大和守頼親朝臣七代孫土方孫太郎秀治一云　弘治二年八月於二尾張名家村一戰死年廿一

雄久（カツヒサ）　彦三郎
勘兵衛河内守
慶長十三年十一月十二日卒五十六歳

雄氏（ウヂ）　彦三郎
從五位下丹後守
慶長三年叙任
寛永十二年三月致仕
同十五年六月廿八日卒五十六歳

雄重　鍋之助
掃部頭從五位下
慶長十四年十二月廿九日叙任
寛永五年十二月廿九日卒三十七歳

雄政（マサ）　内膳正早世
元和四年死

雄則（ノリ）　外記早世
寛永二年死

雄高（タカ）　勝五郎
木工助從五位下丹後守
慶安四年九月六日卒四十歳

氏久
勘解由　後號二立圓一依レ病籠居

雄次（ツグ）　彦三郎
河内守從五位下
寛永十七年十二月廿九日叙任

女子
那須美濃守資重妻
寛永六年五月死

女子
九鬼式部少輔隆季妻

雄豐（トヨ）　淸十郎
備中守從五位下市正
實勘解由氏久

女子
永井佐渡守妻

雄直　監物
山城守從五位下

某　民部

女子
水野兵部少輔妻

眞田

滋野幸恒　海野小太郎　信濃國住人　清和天皇皇子貞秀親王御子云

幸明　海野小太郎

幸貞　海野小太郎　信濃守

幸盛　海野小太郎　信濃守

幸家　海野小太郎　信濃守

幸勝　海野小太郎　信濃守

幸親　海野小太郎

幸廣　海野彌平四郎　壽永二年備中水島合戰時戰死

幸氏　海野小太郎　左衛門尉

幸繼　海野小太郎　信濃守

幸春　海野小太郎

幸重　海野小太郎　信濃守

幸康　海野小太郎　信濃守

幸遠　海野小太郎　信濃守

幸永　海野小太郎　信濃守

幸昌　海野小太郎　信濃守

幸信　海野小太郎

幸定　海野小太郎

幸秀　海野小太郎　信濃守

幸守　海野小太郎　信濃守

幸則　海野小太郎　兵庫頭

幸義　海野小太郎

幸數　海野小太郎

持幸　海野小太郎

氏幸　海野小太郎　信濃守

幸棟　海野小太郎　信濃守

棟綱　海野小太郎　信濃守

幸義　海野小太郎　左京大夫　與村上義清戰死

幸隆　海野小太郎　眞田彈正一德齋　幸隆移于眞田庄後子孫稱眞田云

信綱　眞田源太左衞門　天正三年五月於長篠戰死

昌輝　眞田兵部

昌幸　眞田安房守　慶長十四年六月四日六十五歲而死

信尹（マサ）　眞田隱岐守

幸政　長兵衞

正信　內藏助

信吉　孫六郎　河內守從五位下　寬永十一年十一月廿八日卒三十八歲

信利　熊之助七歲早世

信澄　兵吉　從五位下伊賀守

信就　彈正忠從五位下

- 信幸　源三郎　後信之
  正五位下伊豆守
  文祿二年九月朔日叙任
  明曆二年十月晦日致仕
  萬治元年七月十六日入道號一當齋
  同十月十七日卒九十三歲
  - 信政　仙千代
    從五位下大內記
    元和三年五月叙任
    明曆四年二月五日卒六十三歲
    - 信房
      從五位下伊豆守
  - 信重　隼人
- 信仍　源次郎　初幸村
  左衞門佐
  元和元年五月七日於大坂戰死
  四十六歲
  - 幸昌　大助
    元和元年五月八日豐臣家御事時殉死十六歲
- 昌親　內匠
- 信勝　左馬助　將軍御家人
  慶長十四年九月於江戸爲戸田半之丞被害訖

九鬼

藤原隆良　九木小二郎　紀州九鬼住人始移志摩國

隆基　孫次郎

隆次　大和守

泰隆　山城守

定隆　宮內大輔

淨隆　宮內少輔

澄隆　彌五助

嘉隆　從五位下右馬允　大隅守　慶長五年自殺五十九歲

守隆　從五位下長門守　寬永八年九月十五日卒六十歲

良直（ヨシ）　太郎五郎　從五位下志摩守　元和六年　月　日敍任　寬永十一年三月五日卒三十歲

直隆　長作　實守隆子　大和守從五位下　寬永廿年十二月廿九日敍任　慶安二年正月廿日卒卅二歲

隆昌（マサ）　孫二郎　從五位下長門守　萬治二年十二月廿七日敍任　寬文九年六月廿八日卒廿三歲

隆律（イ中）　千之助　從五位下和泉守　實松平相模守光仲二男

貞隆　長助　早世

女子　秋田淡路守季久妻

隆季（スエ）　式部
式部少輔従五位下
寛永十九年十二月廿九日叙任
延寶二年十一月十六日致仕
同六年五月晦日卒七十一歳

隆常（ツネ）　松千代
従五位下大隅守
延寶三年十二月叙任

女子三人
戸田因幡守忠能妻
松平出雲守勝隆妻
水野美作守勝俊妻

金森

土岐美濃守成頼二男大桑兵部少輔定頼男

源定近
大畑七右衛門
後改金森釆女

- 政近　金森七右衛門
- 源長近（ナガチカ）　五郎八剃髪號素玄　兵部卿法印
  慶長十二年八月十二日卒八十四歳
  - 可重（アリシゲ）　喜藏　實長屋將監景重長男
    從五位下出雲守　天正十三年叙任　元和元年閏六月三日卒五十八歳
    - 重近　從五位下飛驒守　慶長十九年籠居剃髪號宗和　明暦二年十二月十六日卒七十三歳
  - 長則（ノリ）　忠二郎　織田信忠卿家人　天正十年六月二日殉死十九歳
  - 長光（ミツ）　五郎八　慶長十六年八月廿三日夭六歳
- 政秀　金森彌右衛門

重次ツグ　甲斐守從五位下
寛永二年九月八日卒卅三歲

重直　市兵衞
寛永十八年九月八日死廿歲

重賴ヨリ　左兵衞
從五位下長門守
慶長十八年　月叙任後改出雲守
慶安三年閏十月七日卒五十七歲

賴直ヨリナホ　五郎八
從五位下長門守
寛永十一年十二月廿日叙任
寛文三年二月七日剃髮號立軒
同五年七月十八日卒四十七歲

賴業ヨリナリ　五郎八　初可直
從五位下飛驒守
寛文二年十二月廿七日叙任
同十一年十二月廿八日卒廿四歲

賴時　萬助
從五位下出雲守

近供　仙千代　左京　初直友
金森賴母重直養子

某　權之助

直淸　采女

重矩　辰之助　主水
酒井權兵衞重知養子

重利　右近

女子
小出大隅守有宗室

重光　大學

女子
織田山城守長賴室

宣心　權大僧都
飛驒一向宗照蓮寺十二世

可次アリツグ　內匠
寛永三年三月九日死廿五歲

重勝カツ　小四郎　左京

重義ヨシ　權大夫　左兵衞

重照（テル）　傳八

女子二人　龜井能登守茲政室　織田豐前守長定室

祐盛　初寅之助

重直　賴母　金森左京重勝養子

分部

源光嘉（ミツヨシ） 四郎二郎 與三左衛門
左京亮從五位下 實細野伊豆守藤光二男 慶長二年十二月十日叙任 同六年十一月廿九日卒五十歳

光勝 忠兵衛 中務
慶長四年三月廿九日卒廿九歳

女子二人
長野次右衛門正勝妻
渡邊孫左衛門久勝妻

光信 龍之助
實長野次右衛門正勝男
左京亮從五位下
慶長九年六月廿二日叙任
寛永廿年二月廿二日卒五十三歳

女子
大關土佐守高增室

嘉治（ヨシハル） 德千代 與三兵衛
初光鄉
從五位下伊賀守
明暦四年六月十日横死三十二歳

女子
一柳兵部少輔直治室

嘉高（ヨシタカ） 萬千代 式部
從五位下若狹守
萬治三年十二月廿八日叙任
寛文七年六月十二日卒十九歳

信政
從五位下隼人正
實池田修理亮長信子

女子
一柳土佐守直好妻

遠山

出於加藤次景廉子遠山景朝云

藤原友勝　右衛衛門佐

友忠　久兵衛

友信　右衛門佐

友重　次郎五郎

友政　久兵衛
元和五年十二月十九日卒六十四歲

秀友　刑部
刑部少輔從五位下
寛永十九年正月七日卒三十四歲

友貞　久太夫
信濃守從五位下
寛文元年十二月廿八日叙任
延寳三年五月六日卒三十五歲

友春
從五位下和泉守

女子
滋野井從三位敎廣卿室

女子六人
生駒因幡守利豊妻
山村七郎右衛門良安妻
加藤圖書助順正妻
遠山萬五郎妻
五十川道仙妻
原孫平治妻

遠藤

平常胤 千葉介　桓武天皇皇子葛原親王八代之後上總介忠常四代孫

六男 胤頼 東六郎　東祖

重胤 東大夫

胤行 六郎　中務丞

行氏 六郎左衞門尉

時常 中務丞

氏村 六郎左衞門　下野守

常顯 中務丞　下野守

師氏 四郎　中務丞　下野守
應永三十三年十月十二日卒八十四歲　素杲

益之 三郎左衞門　下野守式部少輔
初胤綱　致仕號素明
嘉吉元年四月三日卒六十六歲

氏數 三郎左衞門尉　下總守
文明三年五月八日卒　宗玄

素明法師

- 常縁（コリ）　東下野守　法名素傳　實益之五男　明應三年四月十八日卒九十四歲
- 常菴和尙　木蛇寺
- 頼數　下總三郎　宮內少輔　素光
  - 氏胤　宮內少輔
- 元胤　東六郎　左近大夫　下野守　享祿元年八月十日卒
  - 常慶　下野守　永祿四年八月廿四日卒
  - 尙胤　下總守
    - 常氏　宮內少輔號壽昌院
- 常和　左近大夫
  - 素景
- 盛數　遠藤太郎左衞門尉　實遠藤新兵衞尉胤好男繼常慶家
- 胤縁　遠藤新兵衞尉　實盛數兄
  - 胤基　遠藤大隅守
    - 胤直　遠藤小八郎

慶隆　遠藤三郎四郎　左馬助　慶長九年但馬守從五位下　寛永九年三月廿一日卒八十三歳

女子三人
金森出雲守可重妻
遠藤小八郎胤直妻
三木右近大夫直綱妻

慶勝　内匠　長門守　元和元年二月十二日卒廿八歳

慶利　三郎四郎　内藏助
實三木右近大夫直綱男
伊勢守從五位下
寛永二年九月廿二日叙任後但馬守
正保三年六月廿八日卒三十八歳

常季　岩松　内藏助
初慶澄
備前守從五位下
正保三年十二月晦日叙任
延寶四年五月四日卒四十九歳

常春　外記
右衛門佐從五位下

一柳

源直高　亦右衛門尉　美濃國厚見郡住人　天正八年七月二日卒五十二歲
本性越智出自孝靈天皇皇子伊豫王子三十九代河野四郎通信其後
先祖爲美濃國守護土岐之家人賜姓稱源氏又改稱一柳云

直末　市介　從五位下伊豆守　天正十八年春於相州山中城戰死

直盛　四郎左衛門　監物從五位下

直重　從五位下丹後守

直興　監物從五位下
寬文五年七月廿九日配流於加賀國

直照　半彌

直家　美作守從五位下

直次　右衛門
實小出伊勢守吉親二男

直好　從五位下對馬守

女子　右衛門直次妻

直頼　藏人

直治　右近
山城守從五位下　兵部少輔

市橋

藤原長利　壹岐守　號壹齋入道美濃國池田郡市橋住人
先祖出自三條家庶流專順法師專順連歌達者

長勝　下總守從五位下
元和六年三月十七日卒六十四歲

長政　實長勝甥
下總守從五位下

政信　下總守從五位下

政直　傳左衞門

政勝　久五郎　左京

某　三左衞門

女子　藤田久太郎妻

某　小二郎　右近

桑山 本作鍬山

藤原以則 修理大夫　尾州神守城住人　結城七郎朝光十二代桑山修理大夫貞久七代孫云

宗榮 治部卿法印　初稱修理大夫　慶長十一年十月朔日卒八十三歲

一重(カズシゲ) 九郎五郎　天正十年四月廿六日於但州竹田戰死廿六歲

一晴(ハル) 小藤太　修理大夫從五位下　慶長元年五月十一日敍任　同九年二月廿八日卒卅三歲

一直(ナホ) 久イ九八郎　左衞門佐從五位下　實一晴弟　慶長九年八月十二日敍任　寛永十三年八月廿二日卒五十九歲

一玄(ハル) 左內　修理亮從五位下　寶永三年十一月三日敍任　延寶五年八月廿八日致仕

一尹(タダ) 美作守從五位下

某 三郎左衞門

某 原七

直晴（元イ） 長兵衛
従五位下伊賀守
元和七（六イ）年七月廿日卒五十八歳

清晴 又四郎 早世

貞明（晴イ） 主殿
加賀守従五位下
元和九年八月六日叙任
寛永六年九月廿九日卒廿六歳無子家絶

榮（ヨシ）晴 主水

貞晴 左近
左近大夫従五位下
寛永九年七月七日卒七十三歳

貞利 内匠

貞政
従五位下丹後守

仙石

源秀久　權兵衛　越前守

忠政　兵部少輔從五位下　寬永五年四月廿日卒

某　宗也

政俊　越前守從五位下　寬永十一年十二月叙任　寬文九年二月廿五日致仕　號道休　延寶二年七月廿四日卒五十八歲

女子　桑山修理亮妻

忠俊　兵部少輔從五位下　寬文七年二月廿日先父卒二十八歲

某　治左衛門

政明　越前守從五位下　爲祖父之嗣

溝口

源勝政　彥左衞門尉　尾州溝口住人　天正元年死
先祖出自逸見又太郎義重之後云

―秀勝　竹丸　金右衞門尉　伯耆守從五位下　天正十四年從四位下
豐臣太閤賜姓　慶長十四年六十三歲卒

―宣勝（ノブ）　久三郎
從五位下主膳正
伯耆守
寬永五年十月廿九日卒四十七歲

―宣直（ナホ）　久三郎
從五位下出雲守
寬永元年十二月廿八日敍任
寬文十二年九月七日致仕
延寶四年十一月廿二日卒七十二歲

―宣廣
信濃守從五位下

―女子二人
市橋下總守政信妻
溝口修理某妻

―宣秋　又十郎

―某　宮松

―某　齋

宣俊 内記
寛文九年二月十二日卒五十八歳

某 長吉

某 左内

宣知トモ 左京

女子 長谷川縫殿妻

善勝 孫左衛門
從五位下伊豆守
慶長十年叙任
寛永十一年五月二日卒五十一歳

女子 中院大納言通村室

政勝 金十郎
土佐守從五位下
萬治三年十二月廿八日叙任
寛文十年正月廿八日卒六十三歳

政胤 伊豫守從五位下

某 帶刀
實加藤内藏助明友男

助勝 權佐

直勝 九十郎 孫左衛門
後安勝

之勝 八十郎 源右衛門
後信勝 豐前守從五位下

南部

- 源義光（ヨシミツ）　新羅三郎
  - 義清（キヨ）　武田冠者
    - 清光　逸見冠者
      - 遠光（トヲ）　加々美二郎
        - 光行（ユキ）　南部三郎　南部祖
          - 實光（サネ）　彦次郎
            - 時實（トキ）　又三郎
          - 政光（マサ）　孫三郎
            - 宗經（ムネツネ）　彦三郎　實政光庶兄
              - 宗行　彦五郎　實庄司義元三子
          - 義元　庄司
            - 義行　彦太郎　伊豫守
            - 祐行　彦次郎

祐行（スケ）　彦二郎　實宗行兄

政連（ツラ）　孫三郎　實宗行長男

祐政　彦六郎　實宗行三男

茂時（シゲトキ）　右馬頭　實伊豫守義行長子

信長　又次郎　伊豫守　實茂時弟

政行　遠江守

守行（モリ）　大膳大夫入道　禪高　永享九年四月九日卒

義政　庄司遠江守　永享十二年七月十二日卒

政盛（モリ）　大膳大夫　實義政弟　文安二年讓於弟助政　文明十八年九月廿四日卒

助政（スケ）　與二郎　實守行三男　文安五年五月十日卒

光政　彦三郎　實政盛長子　寛正三年正月廿三日卒

時政　彦次郎　右馬助　實光政弟　文明五年三月五日卒

通繼（ミチツギ）　彦三郎　太イ　文明十五年六月十二日卒

信時　彦次郎　左衞門佐　文龜三年十二月三日卒年六十

信義　彦三郎　修理大夫　文龜元年五月廿四日卒年四十二

政康　彦四郎　右馬頭　實信義弟繼兄家　永正四年二月十日卒四十七歲

安信　彦三郎　有馬允　大永五年四月五日卒三十三歲

晴政　彦三郎　右馬助
天文八年七月受萬松院將軍偏名
永祿六年三月十六日卒

晴繼　鶴千代　彦三郎
永祿八年正月廿四日卒十三歲

高信　左衛門尉
天正九年六月八日卒七十六歲

信直　九郎
大膳大夫從五位下　天正十五年八月叙任　慶長四年十月五日卒五十四歲

政信　彦次郎

利直　彦九郎
信濃守從五位下
文祿四年十二月十八日叙任
寬文三年八月十九日從四位下
同九年八月十八日卒五十七歲

重直　櫨平
山城守從五位下
元和四年十二月廿三日叙任
寬文四年九月十二日卒五十九歲

長松　早世

吉松　早世

勝直　虎之助　內藏助
實堀田加賀守正信三男
萬治二年九月九日卒十八歲

重信　彦六郎　彦左衛門　隼人
大膳大夫從五位下
寬文四年十二月廿八日叙任
兄重直無嗣以重信爲嗣

行信　八內
信濃守從五位下
寬文六年十二月廿八日叙任

政直　彦九郎

利康　彦八郎

利長　主水

直房　實主水利長男　從五位下左衞門佐　寛文八年六月廿四日卒四十歳

政信　主税

勝信　主計

通信　左近

女子　松平伯耆守綱清室

直政　遠江守從五位下

某

戸澤

平兼盛 飛驒守 鎮守府將軍貞盛五世孫右馬助忠正之孫飛驒守衡盛子

親盛 飛驒守

克盛 平五郎

勝盛

玄盛 治部大輔

英盛 飛驒守

氏盛 治部大輔

伊盛 飛驒守

行盛 平九郎

豊盛 治部大輔

泰盛 飛驒守

家盛 飛驒守 應永三十年七月移住出羽國角舘

久盛 飛驒守

壽盛（ナガ）　治部大輔

征盛（ユキ）　平九郎

秀盛（ヒデ）　飛驒守

道盛（ミチ）　飛驒守

盛安（ヤス）　治部大輔
天正十八年六月六日卒廿五歲

政盛（マサ）　九郎五郎
右京亮從五位下
慶長十四年十二月十五日叙任
慶安元年閏正月廿三日卒六十四歲

定盛　又三郎
初忠盛
實鳥居左京亮忠政男
從五位下越中守
寛永十八年二月二日卒卌七歲

乘盛（ノリ）　千代鶴丸
從五位下能登守
承應二年十二月廿八日叙任

女子二人
定盛室
加藤出羽守泰興室

光盛（ミツ）　平九郎
能登守從五位下
爲兄盛安嗣
文祿元年四月十五日卒十七歲

津輕

藤原爲信　右京亮　大浦彌四郎　右京大夫從五位下
慶長十二年十二月五日卒五十八歲

信建　平太郎　宮内　慶長十二年十月三日死卅五歲

信枚（カヅ）　岩丸　平藏
從五位下越中守
慶長六年五月十一日叙任
寬永八年正月十四日卒四十六歲

信義　平藏
從五位下土佐守
寬永十一年十二月廿九日叙任
明暦元年十一月廿六日卒三十七歲

信政
從五位下越中守
萬治元年閏十二月廿七日叙任

信英（ヒデ）　萬吉　左京
十郎左衞門
寬文二年九月廿二日四十二歲

信敏（トシ）　左京

信純　一學　十郎兵衞

信裕　伊織

六鄉

藤原道行
彈正　二階堂信濃判官行忠後胤
慶長九年六月十五日死六十三歲

政乘
兵庫頭從五位下
寬永十一年四月廿八日卒六十八歲

政勝
長五郎
從五位下伊賀守
寬永十七年十二月廿九日叙任
延寶四年六月晦日致仕
五年正月十二日卒六十九歲

政信
從五位下佐渡守

某
賴母

某
平右衞門

政德
平兵衞

政俊
藤十郎

某
外記

政秀
右馬助　十左衞門

某
主馬助

水谷

藤原勝氏 伊勢守 法名了圓

- 勝國 兵部少輔
  - 勝之 五郎 伊勢守
- 勝吉 兵部大輔
  - 治持 孫二郎 伊勢守 元龜二年九月廿二日卒
- 女子 小山高朝妻
- 正村 玉若 彌九郎 兵部大輔 號蟠龍齋 慶長三年六月廿日卒七十六歲
  - 女子 結城左衛門督晴朝室
- 勝俊 彌五郎 伊勢守従五位下 左京大夫 慶長十一年六月三日卒六十五歲
  - 勝隆 彌太郎 伊勢守従五位下 慶長十三年正月朔日叙任 寛文四年閏五月三日卒六十八歲
    - 勝宗 左京亮従五位下
    - 某 新右衛門

那須

藤原鎌足（カマタリ）大織冠 ― 不比等（フビト）淡海公 ― 房前（フササキ）參議

― 眞楯（マタテ）大納言 ― 內麿（ウチマロ）右大臣 ― 冬嗣（フユツグ）閑院左大臣

― 良房（ヨシフサ）攝政太政大臣 ― 基經（モトツネ）昭宣公 ― 忠平（タヾヒラ）貞信公

― 師輔（モロスケ）九條右大臣 ― 兼家（カネイヘ）法興院攝政 ― 道長（ミナナガ）御堂關白

― 長家（ナガイヘ）權大納言 ― 通家（ミチイヘ）伊豫守 ― 貞信（サダノブ）須藤權守 始領那須郡

資通（スケミチ）須藤太郎 ― 資滿（ミツ）須藤太郎 ― 資淸（キヨ）須藤大夫 下野守

資房（フサ）須藤二郎 ― 宗資（ムネ）那須武者所 ― 資隆（タカ）那須太郎 已下皆稱那須

宗隆（ムネタカ）與一 ― 資之（ユキ）三郎 實與一宗隆兄 ― 頼資（ヨリ）肥前守 實宇津宮子

光資 太郎 肥前守 ― 資村（ムラ）太郎 肥前守 ― 資家（イヘ）太郎 加賀權守

資忠 太郎 安藝守 ― 資藤（フヂ）太郎 備前守 ― 資世（ヨ）太郎 越後守

資氏 太郎 刑部大輔 ― 資之 太郎 越後守 ― 氏資（ウヂ）太郎 大膳大夫

資重（シゲ）澤村二郎 刑部大輔 分領下那須居烏山城

明資　太郎　大膳大夫　早世弟資繼家

資親（チカ）　播磨守　大膳大夫

　資永（ナガ）　太郎

資持（モチ）　太郎　越後守

　資實（ザネ）　太郎　伊豫守
　明應三年正月廿四日卒

　資房（フサ）　太郎　修理權大夫
　天文廿一年十一月十五日卒

政資（マサ）　太郎　壹岐守
天文十五年七月廿三日卒

　高資（タカ）　太郎　修理大夫
　天文廿年正月廿二日卒

　資胤（タネ）　森田二郎　修理大夫
　實政資二男
　天正十一年二月十一日卒

資晴（ハル）　太郎　大膳大夫從五位下　修理權大夫
慶長九年月叙任　後改修理權大夫　十五年六月十九日卒五十四歲

　資重（シゲ）　與一
　美作守從五位下
　寬永元年正月　日叙任
　十九年七月廿五日卒三十四歲

　女子　喜連川右兵衛尊信室

資景（カゲ）　藤王丸　與一
左京大夫從五位下
慶長十一年十二月廿五日叙任
寬永元年　月致仕
明曆二年正月廿五日卒七十歲

　景祇（クニ）
　遠江守從五位下
　實七澤作左衛門藤原清宗二男
　始稱增山右衛門大夫高春

大田原

丹治忠清（タヾキヨ）　大田原備前守　大田原之號自此始云

常清（ツネ）　彦四郎

元清（モト）　彦九郎

長清（ナガ）　彦六左衛門尉

盛清（モリ）　左兵衛尉

吉清（ヨシ）　助九郎　彦六左衛門

定清（サダ）　彦二郎

重清（シゲ）　彦九郎

康清（ヤス）　出雲守

信清（ノブ）　右兵衛尉　明應二年五月十五日卒

次清（ツグ）　右衛門尉　文龜二年三月五日卒

高清（タカ）　山城守

胤清（タネ）　出雲守　永正十一年二月三日卒

資清（スケ）　助九郎　備前守　永祿三年正月十七日卒七十五歲

綱清（ツナキヨ）　竹光丸　山城守　實三男繼大田原家
天正十八年八月十七日卒

高增（タカマス）　大關右衛門佐　繼大關家

資則（スケノリ）　福原安藝守　繼福原家

晴清（ハル）　右兵衛　備前守從五位下
寛永二年　敍爵同八年二月五日卒六十五歲

政清（マサ）　左兵衛
備前守從五位下
慶安元年十二月晦日敍任
寛文元年三月五日卒五十歲

女子三人
福原淡路守資盛妻
大田原出雲守政繼妻
岡本宮內助義政妻

資清　主計　右馬助
爲家人

高清　主膳
山城守從五位下
延寶五年九月廿五日致仕

某　長二郎

女子

長清（ナガ）　勘兵衛　主膳
實織田小十郎男
備前守從五位下

増清（マス） 出雲守 寛永八年三月十六日卒六十二歳

　　政繼（ツギ） 出雲守

勝政 美作

女子四人
金枝近江守資林妻
福原中務丞資廣妻
大關美作守清増室
伊王野豐後守資友妻

勝清 隼人

典清 主水

大關

丹治高清(タカキヨ) 肥後守

光清(ミツ) 名不詳

清實(ザネ) 彌七郎

氏清 肥後守

基清(モト) 美作守

家清(イヘキヨ) 肥後守　東寺合戰死云

增清(マス) 上總介　美作守　應永十九年二月十日卒六十六歲

廣增(ヒロマス) 彌七郎

增信 右衛門大夫　嘉吉三年三月八日卒

忠增(タヾ) 彌五郎　美作守　長祿三年五月六日卒五十七歲

增雄(テ) 常陸介　文明十七年十月三日卒

宗增 美作守　天文十三年二月十八日卒八十二歲

增次(マスツグ) 彌五郎　天文十一年十二月廿日卒二十五歲

高增(タカマス) 熊磁右衛門佐　從五位下　天文二十年九月二日叙任　天正六年冬致仕　慶長五年正月十四日卒七十二歲　實太田原備前守資清嫡男

女子　大關家人　金丸伊豫守資滿妻

増晴（マスハル）　彌七郎　土佐守　爲白川義親之嗣
慶長二年五月八日卒三十七歲

清増（キヨマス）　彌十郎　美作守
天正十五年七月廿五日卒廿三歲

女子　蘆野日向守盛泰妻

資増　彌六郎　左衛門佐
父高増卒時其嫡孫政増猶幼資増
繼家讓政増
慶長十二年四月一日卒歲三十二

政増（マサ）　彌平次
元和二年五月晦日卒廿六歲

女子　那須美濃守資重妻

高増（タカマス）　彌平太　右衛門
從五位下土佐守
寛永七年十二月晦日敍任
正保三年八月廿一日卒三十六歲

増親（チカ）　龜松　右衛門
後増周
從五位下土佐守
承應元年十二月廿八日敍任
寛文二年四月一日卒二十八歲

増榮（ナカ）　主馬
信濃守從五位下　實高増二男

増公（トモ）　右近

女子　家人
淨法寺彌一郎郎茂明妻

增廣（ヒロ）　主水　求馬助
寛永十一年十月廿二日死十九歳

女子四人
神谷長兵衛英直妻
屋代甚三郎忠正室
村上孫八郎正倚妻
神谷五郎大夫守好妻

增榮（ナガ）　龜千代

增公（キミ）　龜滿　勘右衞門

增俊　一學

龜井

源義清（ヨシキヨ） 佐々木源三秀義五男 五郎 隱岐守

泰清 信濃守

賴清（ヨリ） 號湯七郎

泰信（ヤスノブ） 湯十郎 左衛門尉

公清（キミ） 湯源三

義綱（ツナ） 遠江守

政道（マサミチ） 湯與五郎 兵部少輔

宗清（ムネ） 湯與四郎

誠勝（ノブカツ） 左衛門大夫

淨光（キヨミツ） 彦五郎

高忠（タカタダ） 兵部少輔

泰重（シゲ） 播磨守

泰敏（トシ） 美作守

惟宗（コレ） 信濃守

永綱（ナガ） 三郎 左衛門尉 慶長九年正月廿七日卒

茲矩（コレノリ）　龜井新十郎　武藏守從五位下　豐前守
天正十三年叙任
慶長十七年正月廿六日卒五十六歲

政矩（マサノリ）　新十郎
右兵衞佐從五位下
慶長九年　月叙任
同十年改豐前守
元和五年八月十五日卒三十歲

茲政　大力
從五位下能登守
寬永十二年十二月晦日叙任後豐前守
延寶八年十二月十八日卒六十四歲

經矩（ツネノリ）　貞右衞門

政直（マサナホ）　伊豫守從五位下　早世

女子　島津飛驒守忠高妻

茲親（コレチカ）　松之助
從五位下能登守
隱岐守

伊東

藤原鎌足 内大臣 ― 不比等 右大臣

武智麿 左大臣 ― 乙麿 大納言

是公 右大臣 ― 雄友 中納言

弟河 従五位下越前介 ― 高扶 従五位上左衛門權佐

清夏 従四位下左少將 ― 維幾 彈正大弼

爲憲（タメノリ）
從五位下遠江權守
始任木工助故稱工藤大夫

時理（タヾ）
從五位下　遠江守

時信（ノブ）
工藤大夫　駿河守
住伊豆國伊東庄號伊東

維永（コレナガ）
工藤大夫

維景（カゲ）
駿河守

維職（モト）
從五位下

家繼（イヘツグ）
工藤大夫

祐繼（スケ）
伊東二郎武者所

祐經（ツネ）
工藤左衛門尉

祐時（トキ）
犬房丸、三郎　大和守從五位下
始賜日向國地頭職　建長四年六月十七日卒七十一歲

祐光（ミツ）
八郎左衛門尉　信濃守

祐宗（ムネ）
六郎左衛門尉　大和守
貞和五年二月廿六日卒八十四歲

貞祐（サダスケ）
六郎左衞門尉　安藝守
康永三年卒

祐持（モチ）
六郎左衞門尉　信濃守
貞和四年七月七日卒

氏祐（ウヂスケ）
六郎三郎　大和守　足利尊氏賜諱字
初祐重　永和四年二月廿八日卒五十五歲

祐安（ヤス）
大和守
永享六年三月五日卒

祐立（ハル）
六郎三郎　大和守
文安元年六月十一日卒五十九歲

祐堯（タカ）
六郎　大和守
文明十七年四月廿八日卒七十七歲

祐國（クニ）
六郎左衞門尉　大和守
文明十七年六月廿一日戰死於楠原廿八歲

尹祐（タダ）
六郎　大和守　義尹將軍賜諱字云
初祐良　大永三年十一月八日卒五十六歲

祐充（ミツ）
六郎　大和守
天文二年八月廿八日卒廿四歲

義祐（ヨシ）
從四位下大膳大夫
從三位號三位入道　永祿三年致仕
同十二年七月再嗣家　實尹祐二男
天正十三年八月五日卒七十三歲

義益（マス）
從四位下左京大夫
永祿十二年七月十一日卒廿四歲

祐兵（タケ）　民部大夫　六郎五郎　民部大輔　大和守
實義祐二男　慶長四年正月十一日豐後守從五位下　同五年十一月十一日卒四十九歲

祐慶（ノリ）　熊太郎　左京
修理大夫從五位下
慶長七年四月十日叙任
寛永十三年四月四日卒
四十八歲

祐久（ヒサ）　鶴千代　藤松
大和守從五位下
寛永二年十二月廿九日叙任
明暦三年十月廿七日卒
四十九歲

祐由（ミチ）　イ次　藤松丸
初祐次
左京亮從五位下
承應二年十二月廿八日叙任
寛文三年六月十三日卒
三十一歲

祐實（ザネ）　彥松　監物
實祐久三男
從五位下出雲守
寛文三年十二月廿八日叙任

祐豐（トヨ）　熊太郎　主膳
主膳正　從五位下

祐春（ハル）　大助　主殿

祐實（ザネ）　彥松

祐壽（ノブ）　次郎　左門

女子二人
成瀨豐前守正武妻
瀧川左兵衛法直妻

中川

源重清（シゲキヨ）〔イ清〕　佐渡守　本平氏秩父下野權守重純之三男高山三郎重遠之後也
為多田源氏左衛門尉清村末孫中川左衛門尉之子改高山稱中川

- **重秀**（ヒデ）　瀬兵衛
  天正十一年二月於志津嶽戰死四十二歲
- **秀政**（マサ）　藤兵衛　從五位下右衛門大夫　文祿二年於朝鮮戰死二十五歲
- **秀成**（ナリ）　小兵衛
  修理大夫從五位下
  慶長十七年八月十四日
  卒四十二歲
  - **久盛**（ヒサモリ）　初秀征
    從五位下内膳正
    承應二年三月廿九日　〔イ十八〕
    卒六十歲
    - **久清**
      山城守從五位下
      寛文六年四月晦致仕
      剃髪號入山
      - **久恒**
        從五位下佐渡守
      - **女子二人**
        松平大藏大輔正甫室
        仙石越前守政明室
    - **女子**
      水野出羽守忠正室
  - **女子**
    水野備後守元綱室
- **女子二人**
  池田三左衛門輝政室
  森美作守忠政室

有馬

藤原長良 中納言正二位 鎌足七代孫
遠經（トホツネ） 右大辨從四位上
良範（ヨシノリ） 筑前守 大宰少貳

純友（スミトモ） 伊豫權掾
直澄（タヾズミ） 從五位下遠江權守
諸澄（モロ） 左衛門五郎

永澄 五郎
清澄 修理亮
遠澄（トホ） 修理大夫

幸澄（ヨシ） 遠江守
經澄（ツネ） 遠江守
朝澄（トモ） 有馬五郎 左衛門尉
忠澄 新八郎 大村祖

家澄（イヘ） 三郎兵衛尉
連澄（ツラ） 左衛門大夫
貞澄（サダ） 左近將監 上總介

澄世（スミヨ）　彦八郎　左兵衛佐

滿澄（ミツズミ）　宮内少輔

氏澄　左近將監

貴純（タカズミ）　左近將監　肥前守
明應三年十二月三日卒六十四歲

尙鑑（ヒサアキ）　左衛門少尉

晴純（ハル）　太郎　修理大夫　初賢純
永祿九年二月廿八日卒八十四歲

義直（ヨシナホ）　修理大夫　太郎　後義貞　元龜元年秋致仕　天正四年十二月廿七日卒五十六歲

純忠（スミタヾ）　藤童丸　民部大夫繼大村家

直員　左衛門尉繼千々石家

盛　五郎爲松浦丹後守親養子

諸經　慶童丸　六郎　肥後國天草郡住人志岐兵部少輔鎭經養以爲子

義純　太郎　修理大夫
元龜二年六月十四日卒二十二歲

晴信　修理大夫　從五位下　十郎
初正純　鎭純　鎭貴　久貴
實義直二男　慶長十七年三月廿一日配流甲州　同十八年五月七日自殺四十六歲

親丸　藤童丸　波多參河守　松浦波多壹岐守盛養子

直純　大吉
從五位下左衞門佐
寛永十八年四月廿五日卒五十六歲

康純　大助　藏人
從五位下左衞門佐
寛永三年九月朔日叙任
延寶七年十一月廿七日致仕
剃髮號假宿

元純　八兵衞

永純　萬吉
周防守從五位下
萬治元年閏十二月十七日叙任

純息　求之助

純信　七之助

純親　藤十郎

女子
大村因幡守純長妻

大村

藤原純忠　民部大輔　從五位下　後任丹後守
天正十五年五月十八日卒

喜前　新八郎
從五位下丹後守
文祿四年正月十一日叙任
元和二年八月八日卒四十八歲

純頼　新八郎
民部大輔從五位下
元和五年十一月十三日卒二十八歲

純信　松千代丸
從五位下丹後守
慶安三年五月廿六日卒三十三歲

純長
因幡守從五位下
承應三年十二月叙任
實伊丹藏人勝長三男

毛利

藤原高政　初森勘八　改稱毛利　民部大輔從五位下　伊勢守
寛永五年十一月十六日卒七十三歳

某　毛利兵橘　豊後守從五位下
豊後國杵築城主也

某　森九郎左衛門

高成　攝津守從五位下
寛永九年十一月七日卒三十歳

高尙　市十郎　伊勢守從五位下
寛文四年八月三日卒三十四歳

高重　主膳　從五位下安房守
延寶四年十二月廿六日叙任

藩翰譜系圖卷四

稻葉

孝靈天皇第三御子伊豫皇子五十三代之孫河野刑部大輔通直之六男

越智通貞（ミチサダ） 備中守 刑部少輔 號鹽塵
文安四年生于伊豫長遊美濃屬土岐氏築城曾根而居焉其居在稻葉山下因爲氏 天文七年七月十二日卒九十二歲

―良通（ヨシ） 伊豫守 一鐵入道三位法印
曾根城主天正七年退老清水城 同十六年十一月十九日卒七十三歲 法名一鐵宗勢

―女子 齋藤山城守秀龍室
岩手彈正忠長誠室

―貞通 彥六 右京亮從四位下侍從 天正十五年冬叙任
天正七年嗣父爲曾根城主 同十年遜國政於嫡子典通 同十五年復爲曾根城主
慶長五年爲豐後臼杵城主 同八年九月三日卒五十八歲 法名智勝院一等玄規

―重通（シゲ） 兵庫頭 ―道通 左近 藏人 ―紀通（ノリ） 淡路守

直政（ナホマサ） 庄右衛門

方通（カタ） 右近大夫 尾州家人

女子四人
國枝與三兵衛室
堀池半之丞室
丸茂三郎兵衛尉室
山村甚兵衛良勝室

典通（ノリ） 彦六
右京亮從五位下
天正十三年叙任從四位下侍從
天正十五年有故爲豐臣關白所黜
慶長八年復嗣父爲臼杵城主
寛永三年十一月十九日卒六十一歳
法名廣嚴院一以如心

通孝（タカ） 修理亮
慶長十一年於伏見卒

一通（カヅ） 龜 彦四郎
民部少輔從五位下
元和元年十一月十五日叙任
寛永十八年八月十六日卒五十五歳
法名長江院一雲宗岫

女子三人
本多備前守貞虎妻
諏訪出雲守忠恒妻
吉田盛方院淨法元印妻

信通（ノブ） 虎
從五位下能登守
寛永十一年冬叙任
延寶元年六月二十四日卒六十六歳
法名本覺院一關宗如

通綱（ツナ） 左京

通廣（ヒロ） 織部

景通（カゲ） 右京
右京亮從五位下
承應三年十二月叙任

女子二人
花山院内大臣定誠公室
織田越前守信久室

秀方（ヒデ）　忠次郎

某　大學

某　彦一

女子四人
中坊飛驒守秀政室
柴田伊賀守勝豐妻
織田三吉信秀室
赤座彌助妻

通任（タフ）　庄右衛門

女子四人
溝口出雲守宣直妻
日根野孫右衛門尉雅行妻
山崎志摩守俊家妻
本多土佐守忠隆妻

脇坂

藤原安明（ヤスアキラ）
外介　江州北部脇坂莊人
永祿十一年六月四日江州觀音寺合戰々死　法號隣華院

安治（ハル）
甚內　中務少輔從五位下　天正十三年七月叙任　田村孫左衞門之子從母而來爲安明嗣
元和三年隱居京都西洞院　寬永三年八月六日卒七十三歲　法號臨松院

安景（カゲ）
外記　治兵衞
元和元年五月於大坂戰死

女子二人
渡邊七右衞門妻
佐野勘七妻

安忠（タダ）
甚內　早世

安利（トシ）
左兵衞
實堀田勘左衞門正吉次男
寬永十三年二月四日卒年十九

安村（ムラ）
甚太郎
從五位下東市正
寬文十年十二月叙任
延寶六年九月以多病被廢

安元（モト） 甚太郎
慶長五年正月叙任従五位下淡路守
承應二年十二月三日卒七十歳
法號八雲院

安信（ノブ） 甚九郎
従五位下主水正
寛永九年四月有罪收封
同十四年四月朔日卒

安重（シゲ） 右馬助 内匠

安政（マサ） 三四郎 甚太郎 初名安吉
中務少輔従五位下
慶安二年正月叙任
實堀田加賀守正盛二男

安英（ヒデ） 甚三郎

安正 山三郎 宇右衛門 仕保科正之

安長 久三郎 有也

彦右衛門 休榮

女子 池田三之助長純妻

安之（ユキ） 左門

安直（ナホ） 主膳

安照（テル） 甚之助 主殿
従五位下淡路守
延寶六年十二月叙任

女子二人
加藤遠江守泰常妻
有馬左衛門佐永純妻

安經（ツネ）　松虎
安元養子從五位下佐渡守
寛永九年四月四日爲本多豐後守長賴所害

安實（サネ）　右京　素軒

女子二人
脇坂道閑妻
加集宗入妻

安方（カタ）　主馬助　六右衞門
後名安總
延寶五年十月廿七日卒

安俊　主馬助　早世

安次　三郎右衞門　早世

安通　甚兵衞

女子二人
松平六左衞門妻
植松八郎兵衞妻

安成　甚藏　藏人　早世

安濟　淨水住妙心寺隣華院

女子七人
淸水谷大納言實任卿室
脇坂牛之助一盛妻
脇坂伊織妻
田中源之丞妻
脇坂宗兵衞妻
脇坂仁右衞門妻
座光寺次郎八妻

小出

遠江權守爲憲後裔

藤原政重（マサシゲ）　五郎左衞門　尾州愛智郡中村住人
仕豐臣秀吉公居泉州岸和田城

秀政（ヒデマサ）　甚左衞門　播磨守從五位下後大和守
慶長九年三月廿二日卒六十五歲　法名日政

吉政（ヨシ）　小才次
信濃守從五位下
文祿二年叙任　其後任大和守
又任播磨守
慶長十八年二月廿九日卒四十九歲
法名乾堂元公

吉英（ヒデ）　右京
從五位下右京大夫
文祿二年叙任
慶長十七年大和守
寛文六年三月九日卒八十歲

吉重（シゲ）　萬作　伊豆
修理亮從五位下
寛永十八年十二月叙任
延寶元年十二月十二日致仕
同二年正月十八日卒歲六十八

正英（ヒデ）　百助　主水　縫殿
保科彈正忠正貞養子

英本（モト）　宮內

英安（ヤス）　萬作　勘解由
備前守從五位下
寛文六年十二月叙任

豐範　萬菊　內匠
有馬伊豫守
外祖有馬中務大輔忠賴養子

英直　萬德　權之助

英信　虎之助　主殿

女子二人　立花和泉守種長室
松平日向守信長室

吉親チカ　助九郎
加賀守從五位下
慶長三年叙任
同八年信濃守
寛永三年對馬守
後又改伊勢守
寛文七年六月九日致仕
入道號意閑
同八年三月十一日卒七十九歲

英知トモ　字兵衞　勘兵衞
初名吉久
信濃守從五位下
寛文七年十二月叙任
延寶元年十月退隱號常慶

吉𥅾ナヲ　後英利
大學
伊勢守從五位下
延寶九年十一月叙任

直次　宇右衞門
一柳美作守直家養子

吉景カゲ　兵部

吉成ナリ　加賀木工之助

吉明　小才治
狂疾家絕

女子二人　松平下總守忠明室
加藤左近大夫貞泰妻

秀家（ヒデイヘ）
遠江守從五位下
慶長八年三月廿三日卒

三尹（ミツマサ）
萬助　大隅守從五位下　慶長七年叙任
繼兄秀家後　寛永十九年四月二十九日卒五十四歲

重堅（シゲカタ）　甚太郎
寛文九年十一月卒

重政（マサ）　甚太郎

安明（ヤスアキラ）　戸川内藏助

有宗（アリムネ）　萬吉　與平次
從五位下大隅守
萬治三年十二月叙任
寛文八年九月四日卒六十一歲

有重（シゲ）　三左衞門
從五位下大隅守
寛文八年十二月叙任

尹貞　右馬助
越中守從五位下
寛永十二年十二月叙任
寛文五年六月卒
子孫家絶

三明　主殿
仕紀伊賴宣卿

尹明　甚左衞門

女子三人
多羅尾内記光房妻
織田修理亮長種妻
三枝隱岐守守全妻

加藤

藤原泰景（カゲヤス）　權兵衛
加藤豐後守重光二十一代孫
元龜元年十二月十五日卒　法名德苗宗善

光泰（ミツ）　作內　初名景敎
遠江守從五位下　天正中敍任　文祿二年八月二十九日朝鮮陣中卒年五十七　法名剛園宗勝

貞泰（サダ）　作十郎
從五位下左衞門尉左近將監
元和九年五月廿二日卒四十四歲
法名英叟玄雄

光吉（ヨシ）
從五位下信濃守
一柳右近長男初光泰無男子養
光吉爲嗣因貞泰生自退爲臣

泰興（オキ）　五郎八
出羽守從五位下
寬永元年敍任
延寶二年二月致仕
號月窓
同五年閏十二月十六日卒年六十七

泰義（ヨシ）　龜之助　右馬助
美作守從五位下
承應元年十二月敍任
寬文八年三月八日卒年四十歲

泰堅（カタ）　長松　平八郎

泰茂（シゲ）　彌三郎　左兵衞

泰恒（ツネ）　五郎八　初名義恒
遠江守從五位下
寬文十一年十二月敍任
承祖父泰興後

光直ナホ　平内
從五位下遠江守
寛永十年五月卒

女子五人
信濃守光吉室
竹中丹後守重門室
石河備後守光遠室
村上太郎兵衛室
冷泉中納言室

女子三人
加藤藏人光信室
大橋刑部重義室
松浦大膳昌室

直泰　大藏
從五位下織部正
萬治三年十二月叙任

泰觚カド　覺十郎　右京
織部
實美作守泰義男

女子
細川玄蕃頭興昌室

谷

美濃國莚田郡伊地頁村人福田六兵衛尉正之男養于伯父近江國長野住人谷野太郎左衛門尉衛之

源衛好（モリヨシ）　大膳亮從五位下
天正六年九月十日於播州平山戰死年五十歲　法名月賛淨善

衛友（トモ）　甚太郎
出羽守從五位下
天正六年叙任
寛永四年十二月二十三日卒年六十五
法名心翁荒鐵

衛成（ナリ）　雅樂助　內藏助
寛永三年十二月卒

衛治　九兵衛　孫一郎
慶安四年七月卒

衛之　兵助　內藏助
延寶九年六月卒

吉長（ヨシナガ）　左衛門佐
仕越前秀康卿後隱遁號一卜

衛勝（カツ）　助三郎
元和三年正月卒

衛政　牛之助　大學頭
寛文二年十二月二日卒六十五歲

衛利（トシ）　甚九郎
慶安五年正月十二日卒三十九歲

衛長　內藏允

衛忠 宇右衛門

衛廣[ヒロ] 助十郎
出羽守從五位下
寛文三年十二月叙任

木下

杉原伯耆守光平十四代孫　尾張國住人

平家利

杉原助左衞門入道道松

豐臣家定（イヘサダ）

杉原孫兵衞　肥後守從五位下　羽柴中納言二位法印淨英
豐臣太閤始賜姓故稱木下　慶長十三年八月二十七日卒年六十六　法名常光院茂叔淨英

女子

豐臣太閤政所寧子從一位准三后高臺院殿
寛永元年九月六日薨七十六歲

勝俊（カツトシ）

大藏從五位下若狹守
侍從從四位下左少將
慶長五年失封幽居京都東山號長嘯子又號天哉翁
慶安二年六月十五日卒八十一歲
法名大成院天哉長嘯

利房（フサ）
宮内少輔從五位下
寛永十四年六月二十一日卒六十五歳
法名圓德院半湖休鷗

延俊（ノブトシ）
從五位下右衞門大夫
寛永十九年正月七日卒六十六歳
法名瑞岩院心甫宗德

俊定（サダ）
信濃守
小出大和守秀政養子
慶長七年十月十五日卒

利當（マサ）　熊之助
從五位下淡路守
寛永二年叙任
寛文元年十二月廿八日卒五十九歳

利三　長橘丸　左近　民部
高臺院養子

利古　杉原權之助

俊治（ハル）
從五位下伊賀守
寛文元年四月三日卒四十八歳

延由　八藏　縫殿助
萬治元年七月卒

俊之　孫市　三郎左衞門

俊重　長兵衞

利貞（サダ）　兵部
從五位下淡路守
寛文三年十二月叙任
延寶七年四月十六日卒五十三歳

正長（マサナガ）　玄蕃

俊長　主計
從五位下右衞門大夫
寛文元年十二月叙任

公定（キンサダ）　熊定
肥後守從五位下
延寶七年十二月叙任

秀秋
金吾中納言
初豐臣太閤養子
後繼小早川左衞門督大江隆景家
慶長七年十月薨二十八歲
法名瑞雲院秀巖日詮

當勝　千松

某　外記　出雲守
後爲浪人自號宗連子詠譽

紹叔
僧玄周號叔西堂住建仁寺中常光院
寬永十年二月五日寂于備中賀陽郡法明寺

相良

藤原時文（トキブミ）　大織冠十二代工藤判官代時理弟

時信　伊東氏祖

維兼　遠江守　相良氏祖
　維頼（ヨリ）　遠江守
　周頼（チカ）　相良上總介　遠江國佐野郡相良庄居住因爲氏

光頼（ミツ）　相良右京大夫　實伊東八郎左衛門尉祐光二男
　頼寛（ヒロ）　相良藤太　飛騨判官
　頼繁（シゲ）　大膳大夫

頼景　莊司四郎　法名蓮寂
　長頼（ナガ）　相良三郎　建久九年十二月移肥後求麻郡人吉城　正治元年剃髪號三郎法師蓮佛　建長六年三月十日卒七十八歳
　頼親（チカ）　四郎　左兵衛尉　文永元年五月卒

賴俊（トシ）
佐牟田九郎
延慶某年正月卒　法名仰蓮

長氏（ウヂ）
相良六郎　三郎
法名蓮道

賴廣（ヒロ）
彌三郎
正平初卒　法名蓮喜

定賴（サダ）
八郎　兵庫允
文中元年八月卒　勢阿

前賴（サキ）
近江守　元中二年肥後守護
應永元年正月戰死　立阿

實長（サネ）
兵庫助
應永二十四年四月卒　實河

前續（ツグ）
近江守　宮內大輔
嘉吉三年六月卒　永德

堯賴（タカ）
虎壽丸　三郎
文安五年三月早世悅山

長續
藤五郎　左近將監
應仁二年二月卒　寶山

爲續（タメ）
四郎三郎　左衞門尉
明應九年六月卒　蓮仙

長每（ツネ）
太郎　宮內少輔　近江守
永正十五年五月卒　法名蓮心

長祗（タダ）
滿乘丸　太郎　左兵衞尉
大永五年正月自殺　蓮世

長定
民部大輔　實左衞門尉爲續兄相模守賴金嫡男
享祿四年十一月遇弑　蓮秀

義滋　六郎丸　近江守長唯　宮内少輔從五位下　實太郎長祇庶兄
天文十五年八月卒永幸

晴廣　藤五郎　右兵衛佐從五位下　實近江守長每之孫父上總介賴與義滋養以爲子
弘治元年八月卒　法名兆山蓮慶

義陽　萬滿丸　四郎太郎賴房　遠江守修理大夫從四位下　永祿七年五月上洛義輝將軍賜諱字
天正九年十二月二日於肥後國響原戰死　法名蓮芳

忠房　龜千代　四郎太郎　天正三年二月十五日卒

長每　長壽丸　四郎次郎
左兵衛佐從五位下　文祿四年正月叙任　宮内大輔　寛永十三年六月十三日卒六十三歳　法名大叟玄高

頼寛（ヨリヒロ）長次郎　初名頼尙
從五位下壹岐守
文和六年五月叙任
寛文四年閏五月七日致仕
同七年六月二十九日卒六十八歲

長秀（ヒデ）莊次郎　主殿助
延寶三年十月卒六十九歲

頼喬（タカ）長次郎　初名長武
遠江守從五位下
萬治三年十二月叙任

頼恭（ヤス）長次郎
壹岐守從五位下
延寶四年十二月叙任
同五年十月廿七日卒十六歲

頼眞（サネ）宮內

秋月

漢直祖阿智王十五代孫

大藏春實　對馬守　天慶二年征西將軍　天元五年六月卒九十三歲

— **種光**（ミツ）　長門守

— **種材**（キ）　壹岐守　太宰大監

種弘　太宰大監

— **種資**　長門守

— **種生**（ナリ）　太宰大監

種直（ナホ）　田原大夫　太宰少貳　號岩門少卿　建保元年三月卒七十三歲

種益　原田左衛門大夫

種國　嘉麻兵衛尉

種雄（ヲ）　秋月三郎　秋月祖　建仁三年賜筑前秋月庄

— **種幸**（ユキ）　秋月太郎

— **種家**（イヘ）　三郎　筑前權守

種頼（ヨリ）左衛門尉
種資（スケ）太郎
種貞（サダ）小太郎

種高（タカ）左衛門尉
種顯（アキラ）左衛門尉
種道（ミチ）筑前守

種忠（タヾ）長門守
種氏（ウヂ）左衛門尉
種照（テル）中務少輔

種朝　中務大輔
種時（トキ）中務大輔
種方（カタ）中務大輔　弘治三年七月與大友戰戰死

晴種（ハル）太郎　早世　足利義晴將軍賜一字
種實（ザネ）筑前守入道宗誾　晴種弟

種長（ナガ）　從五位下長門守
慶長十九年六月十三日卒四十八歲　法名雄山俊榮

元種（モト）　高橋九郎忠光　右近將監
高橋三河守鑑　入道宗

種貞（サダ）　采女　長野三郎左衛門鑑辰男
寬永五年八月卒

種春（ハル）　三郎　初名種孝
從五位下長門守
寬永三年九月叙任
萬治二年十月十五日卒六十歲
法名方巖宗悅

種信（ノブ）　黑帽子　兵部　主殿　初名種隣
從五位下佐渡守
萬治二年十二月叙任

種恒（ツネ）　伊勢千代　右京
出羽守從五位下
寬文元年十二月叙任
同十一年十月十日卒十八歲

種政　萬作　兵部
山城守從五位下
延寶五年閏十二月叙任

種封　重三郎

種利　大助

宗

新中納言知盛男

平和宗　右馬助　母惟宗氏因稱惟宗右馬太郎　後號北殿

重尚　右馬彌次郎　左衛門尉　寛元四年取對馬以宗爲氏

助國　右馬七郎　弘安元年十月於當國佐須濱戰死

經茂　右馬頭

賴茂　右馬頭　號鬼刑部少輔

尚茂　右馬大夫

貞茂　讃岐守

貞盛　讃岐守

成職　刑部少輔

貞國　讃岐守

材盛（キ）　刑部少輔

義盛（ヨシ）　讃岐守　永正七年正月足利將軍義尹　賜諱字聽屋形號

盛弘（ヒロ）　能登守　永正七年於朝鮮戰死三十一歲

盛長（ナガ）　彦二郎

將盛（マサ）　刑部少輔

晴康（ハル ヤス）　讃岐守

茂尚（ヒサ）　刑部少輔

貞信（ノブ）　助四郎

義純　常陸介

義調（シゲ）　讃岐守　天正七年致仕　號一鷗齋　同十五年卒

義智（トシ）　彦三　從五位下對馬守　天正十八年從四位下侍從　同年太閤秀吉賜羽柴氏　元和元年正月三日卒四十八歲　法名萬松院崇虎石翁

義成（ナリ）　彦七郎
對馬守元和元年叙任
元和三年三月從四位下侍從
明暦三年十月廿六日卒五十四歳

義眞（ザネ）　彦滿
從五位下播磨守
明暦元年六月叙任
同年十二月侍從兼對馬守

女子三人
松平備前守隆綱妻
三條右大臣公富公北方
太田攝津守資次室

義倫（ツグ）　右京

松浦

嵯峨源氏左大臣融公八代孫

源久（ヒサシ） 松浦源大夫判官　延久元年初住肥前松浦郡
久安四年九月十五日卒

直（ナホシ） 下松浦源太郎大夫

枝（ヒラク） 峯五郎

持（タモツ） 峯彌五郎

繋（ツナグ） 平戸源三郎

湛（タヽフ） 峯又五郎
始居住同郡平戸

答（コタフ） 松浦源五郎

定（サダム） 松浦肥前守
稱鬼八郎

勝（マサル） 松浦肥前守
源五郎答次男承兄後

理（ヲサム） 帶刀先生　左衛門尉
肥前守

直（ナホシ）　薩摩守　肥前守

勝（マサル）　肥前守

芳（ヨシ）　肥前守

義（ヨロシ）　肥前守　剃髮號天叟

豐久（トヨヒサ）　肥前守　初名淳

弘定（ヒロサダ）　源三郎　初名正　肥前守

興信（オキノブ）　肥前守　大内義興與一字

隆信（タカ）　肥前守大内義隆與一字　永祿十一年致仕　入道道可　慶長四年閏三月六日卒七十一歲

鎭信（シゲ）　源三郎　肥前守　大友義鎭與一字　天正十六年薙髮號宗信　十七年二月任式部卿法印　慶長十九年五月二十六日卒六十六歲　法名慈眼院天祐源長

久信（ヒサ） 源三郎
肥前守從五位下
慶長七年八月先父而卒三十二歲

隆信 千代松 源三郎
從五位下壹岐守
繼祖父法印後任肥前守
寛永十四年五月二十四日卒
法名正宗院向東宗陽

信辰 半左衛門
寛永十五年九月卒

鎭信 千代鶴 源三郎
肥前守從五位下
寛永十二年十二月叙任

信忠 權之助

五島

武田大膳大夫有義三男宇久次郎家盛二十代之孫

源純玄（スミハル） 宇久大和守従五位下
文祿元年始以五島爲氏改若狹守
同三年七月廿八日朝鮮陣中卒

玄雅（マサ） 淡路守
實純玄伯父
慶長二年八月賜豐臣姓
同十七年三月八日卒六十五歲

盛利（モリトシ） 従五位下　淡路守
實玄雅伯父宇久盛長男
慶長十九年叙任
寛永十九年七月十九日卒五十三歲

盛次（ツゲ） 孫二郎　兵部
明曆元年十月九日卒三十八歲

盛勝（カツ） 萬吉　主稅
従五位下淡路守
萬治三年十二月叙任
延寶五年十二月致仕
同六年二月二十四日卒三十四歲

盛暢（ノブ） 主稅　初名盛滿
従五位下飛驒守
延寶五年十二月叙任

盛清（キヨ） 民部

久留島

伊豫國住人河野六郎通堯始居來島九代孫四郎通直無子天正中家絶

越智通康(ミチヤス)―村上右衛門大夫
爲河野彈正少弼通直女婿繼來島家

―通之(ユキ) 德井半右衛門 文祿二年朝鮮陣戰死

―吉清(ヨシキヨ) 村上彦右衛門 寛永十五年卒

―通久(ヒサ) 村上久右衛門

―通總(フサ)―村上助兵衛 文祿四年來島出雲守
慶長二年九月於朝鮮國水營浦戰死三十六歳

―長親 宮松 右衛門一
初名康親
左衛門佐從五位下
慶長十七年三月二十五日卒三十一歳

―通春(ハル) 右衛門市
元和元年改稱久留島
豐後守從五位下
寛永三年十月叙任後改丹後守
明暦元年二月十一日卒四十九歳

―通清(キヨ) 市兵衛
信濃守從五位下
寛文元年十二月叙任

―通貞 半八郎

通廻 主税助

通方 主膳

種春 主水

通德 求馬

織田

小松內大臣重盛公子
平資盛（スケモリ）　新三位右中將　越前守

- 盛國（クニ）　長崎關神戶峯等祖
- 親眞（チカザネ）　津田權大夫　越前織田津田等祖

親基（モト）　權太郎
- 親行（ユキ）　孫太郎
- 基行　孫次郎

行廣（ヒロ）　太郎兵衛尉
- 末廣（スヱ）　三郎　太郎兵衛尉

基實（サネ）　三郎
- 廣村（ムラ）　三郎四郎

眞昌（サネマサ）　三郎右衞門尉

常昌（ツネ）　次郎四郎
以織田爲通號仕斯波氏

常勝（カツ）　助二郎　帶刀　左衞門尉

敎廣（ノリ）　次郎左衞門尉

常任（タフ）　次郎兵衞尉

勝久（カツヒサ）　三郎　彈正左衞門尉

久長（ヒサナガ）　彈正左衞門尉

敏定（トシサダ）　三郎　大和守
犬山城主

敏信　右馬助

敏宗　左馬助

信定（ノブサダ）　八郎　彈正忠
居尾張勝幡城　斯波武衞三奉行之一

信秀（ヒデ） 彈正忠　後任備後守　移居同國古渡城　天文十八年三月三日卒四十二歲

信康（ヤス） 與二郎

信光（ミツ） 孫三郎　那古屋居城　弘治元年十一月被殺
- 信成（ナリ） 東市佐　天正二年八月二日於勢州長島戰死
- 信昌（マサ） 四郎三郎
- 於千（オセン） 共池田信成戰死

信實（サネ） 四郎次郎

信次（ツグ） 孫十郎　右衞門尉

女子 岩村室　後秋山伯耆守妻

信廣（ヒロ） 三郎五郎　大隅守從五位下
天正二年八月二日於勢州長島戰死
- 女子 丹羽五左衞門長秀室

信長 吉法師丸　上總介彈正忠　天正二年三月參議從三位　同三年十一月從二位權大納言兼右大將　四年十一月內大臣
正三位大將如元　五年十一月右大臣從二位大將如元　六年正月正二位　四月辭二兩職一　十年六月二日於京都本能寺被
弑時四十九歲　贈從一位太政大臣　法名總見院

信行 勘十郎　武藏守
弘治三年正月於清須爲兄信長
被殺
- 信澄 七兵衞尉
天正十年六月於二攝州一被レ討年
二十五
  - 昌澄（マサ） 主水正　初名信重
    - 信高（タカ） 三左衞門尉

信包（カヌ）　三十郎
長野上野介
天正十七年四月從三位左中將
文祿三年九月削髮號老犬齋
慶長十九年七月十七日卒六十七歲

信治（ハル）　九郎
元龜元年九月十九日於江州坂本戰死

信時（トキ）　喜藏　安藝守

信興（トモ）　彦七郎
於近江戰死

秀孝（タカ）　喜六郎
六角美秀養子

信照（テル）　中根越中守

秀成（ヒデナリ）　半左衛門尉
於伊勢長島戰死

信重（シゲ）　津田　民部少輔

壽圭
安土總見寺第二世雪庭和尙

信則（ノリ）　辰之助
刑部大輔從五位下
元和二年十月侍從
同九年從四位下
寬永七年正月二日卒三十二歲

信當（マサ）　彌十郎
承兄信則後

直政（ナヲマサ）　左大夫

了西
高野山釋迦文院住持

信勝（カツ）
從五位下上野介
慶安三年五月卒年二十八歲

長益（マス）　源五郎　天正十三年七月從四位下侍從稱二源五侍從一　入道號有樂
元和七年十二月十三日卒七十五歲　法名正傳院

長利（トシ）　又十郎
天正十年六月二日於京都二條戰死

女子七人
淺井備前守長政室　崇源院殿御母　後嫁柴田修理亮勝家
細川讚岐守昭元室
飯尾隱岐守信宗室
稻葉右京亮貞通室
犬山折齋信清室
苗木勘太郎室
乃不九郎室

信忠（ノブタダ）　奇妙御曹司
天正三年五月從五位下出羽介
六月正五位下十一月秋田城介
四年正月從四位下
八月從四位上
五年正月四位下
十月從三位左中將
十年六月二日於二京二條一被レ弑廿六歲
法名大雲院

秀信（ヒデノブ）　三法師　正三位權中納言　慶長七年五月八日　於二高野山一薨二十三歲
號二岐阜中納言一

秀則（ノリ）　左衛門尉　侍從從四位下
寬永二年十月卒四十五歲

秀雄（カツ）　參議從三位
慶長十五年八月八日卒廿八歲

於賀僩（オカニ）　早世

高雄（タカ）　市兵衛
但馬守

信雄（ノブカツ）　茶筅　初名信意
伊勢國司北畠具房養子
稱三介具豐
天正三年正五位下右中將
五年三月從四位下
同十三年三月從三位大納言尋
進正三位
十四年十二月從二位
十五年八月八日正二位内大臣
十八年八月入道號常眞
寛永七年四月晦日薨歳七十三
法名德源院

信孝（ノブタカ）　三七郎
神戸藏人具盛養子
天正五年十月從五位下侍從
天正十一年五月二日於尾州内
海自殺年二十六

秀勝（カツ）　萩丸　御次御曹司
豐臣秀吉公養子
天正十年六月丹波守從四位下
侍從

信良（ノブヨシ）　勝法師
侍從兵部大輔正五位下
元和二年十一月叙任
同九年十二月從四位上左少將
寛永三年五月十七日卒四十二
歳
法名心芳院

信友（ノブトモ）　亂麿　高長
從四位下侍從兼出雲守
寛永四年十月叙任
萬治二年十二月廿三日致仕
入道號一岩
延寶二年八月十八日卒八十五
歳
法名瑞泉院

信爲（タメ）　津田伊豫守
寛文六年十月卒

信昌（マサ）
因幡守從五位下
寛永十六年十二月叙任
慶安元年十二月從四位下兵部
大輔
同三年七月九日卒二十六歳

信久　左門　内記
從五位下越前守
明曆元年十二月叙任
萬治三年十二月從四位下

女子二人　駿河大納言忠長卿北方
稻葉能登守信通室

勝廣　右馬助

信尚（ヒサ）　右近　長頼
從四位下山城守
慶安元年十二月晦日叙任
萬治三年十二月廿八日侍從

信武（タケ）　右近　長通
從四位下出雲守
寛文十二年十二月叙任
後伊豆守

長政　右兵衞高貞
式部少輔從五位下
承應三年十二月叙任

信久　左門

頼房　長吉

同十三年七月左少將
同十九年十一月參議從三位
文祿元年九月九日朝鮮陣中卒
二十七歲
法名光德院

―良雄（ヨシヲ）　主膳正　從五位下侍從慶安四年二月卒

―長茂　五郎八　早世

―女子四人
佐々加賀守一義妻
土方丹後守雄氏妻
生駒主水政勝妻
生駒大膳直勝妻

―勝長　御坊丸源三郎　武田信玄養子
　―勝良（ヨシ）　源三郎

―信秀（ノブ）　大洞　三吉郎　從四位下侍從　剃髮號浦坊
　―重治（シゲハル）　忠三郎　長兵衞

―信高（タカ）　小洞　藤十郎　左衞門佐從五位下　慶長七年十二月卒二十七歲
　―高重（シゲ）　長十郎　美作守

―信吉（ヨシ）　內記　武藏守　從五位下
　―良甫　左馬　沙彌
―信次　藤四郎　貞次　號新齋

信貞（サダ）　御人　藤四郎
従五位下雅樂助左京亮
寛永元年六月卒五十一歳

貞置（サダオキ）　主計頭
寛文三年十二月侍從從五位下

信好（ヨシ）　長　左京亮
慶長十四年卒

信次（ツグ）　緣　長兵衛尉
慶長五年於關原戰死

女子十人
前田肥前守利長室
岡崎三郎信康殿室
蒲生飛驒守氏鄉室
丹羽加賀守長重室
二條關白昭實公政所
筒井伊賀守定治室
萬里小路光房卿室
佐治與九郎一成室
中川右衛門大夫秀政室
德大寺實冬卿室

長孝（タカ）　河内守　初名長一
慶長十一年七月卒

長治（ハル）　河内守
寛永八年七月卒

長政　織部
明暦三年正月卒

長光　村井左衛門

頼長　左門
初名秀信

長好（ヨシ）　三五郎
慶安四年五月卒

従四位下侍従
元和六年九月二十日卒　號雲上寺

女子　二條關白兼遐公室

俊長（トシナガ）　右衛門佐
初爲妙心寺大雲院住持號元藏主後還俗

長次（ツグ）　内膳

長政（マサ）　莊藏
従五位下丹後守
慶長十年四月叙任後改左衛門佐
萬治二年十二月致仕號卜齋
寛文十年十一月十八日卒八十三歳

長定（サダ）　左近　内記
豐前守従五位下
萬治二年十二月叙任
寛文十二年閏六月四日卒五十六

長明（キラ）　主殿

政時　小十郎

尙長（ヒサナガ）　初名重興
大和守従五位下
寛永十四年十一月三日卒四十八歳
法名雲巖崇公

長種（タネ）
修理亮
寛永二十年九月卒

秀一　源十郎　初名長盛
信濃守従五位下
寛文元年十二月叙任

宥閑　愛宕山大善院住持

女子
松平左馬允忠頼室
湯淺右近將監直勝室
津川左近將監近治室

建部

宇多源氏世々住近江國神崎郡建部鄉故爲家號

源高光（タカミツ）　內匠頭　入道壽德齋
慶長十二年九月二十日卒七十二歲

光重（シゲ）　內匠頭從五位下
慶長十五年五月廿七日卒三十三歲

吉重（シ）　清兵衞
有馬伯耆守賴泰養子

重友　彌
寬文十二年二月卒

政長（マサナガ）　三十郎　內匠
丹波守從五位下
寬文元年十二月敘任
同七年八月致仕入道號自得
同十二年四月十八日卒七十歲

光延（ノブ）　宇右衞門　勘兵衞

政明（アキラ）　織部
丹波守從五位下
寬文七年十二月敘任
同九年十二月廿三日卒三十二歲

政宇（ノキ）　十三郎主水　初名政吉
承兄正明後內匠頭從五位下
寬文十年十二月敘任

片桐

- 源満快（清和源氏六孫王經基朝臣四男）下野守
  - 満國（ミツクニ）従五位上甲斐守　下野守
    - 爲満（タメ）
    - 爲公（トモ）右馬頭　住信濃國伊奈郡片切
      - 爲基（モト）源八
    - 爲行（ユキ）源太
      - 爲遠（トヲ）七郎
    - 爲長（ナガ）源太
      - 爲信（ノブ）

- 爲家（イヘ）　四郎
- 爲俊（トシ）　四郎太郎
- 爲淸（キヨ）
- 爲直（ナホ）　又三郎
- 源祐（モトスケ）
  - 爲頼（ヨリ）　隅之助
- 爲眞（ザネ）　勘左衛門尉　改稱片桐
  - 直重（シゲ）　孫右衛門尉
- 眞貞（サダ）　孫右衛門尉　天正十九年卒七十歳

且元（カツモト）　助作　初名直盛
従五位下東市正
元和元年五月廿八日卒六十歳
法名三英宗元

孝利（タカトシ）　次郎助　初名元包
實孫右衛門尉直重男
慶長十九年十二月叙任従五位下出雲守
寛永十五年八月朔日卒三十八歳

爲元（トモ）　半之丞
承應三年卒

爲次（ツグ）　助作
明暦元年十一月六日卒十五歳無子收封

且昭（アキ）　又七郎

信隆　下條長兵衛

貞明　栗原丹齋

貞房（フサ）　三郎兵衛
従五位下主膳正
延寶二年十二月叙任

貞昌（マサ）　鶴千代　長三郎　初名貞俊
従五位下石見守
寛永元年十二月叙任
延寶元年十一月廿日卒六十九歳
法名三叔宗關

貞隆（タカ）　駒千代　加兵衛尉　初名久盛　光長
従五位下主膳正天正十三年叙任
寛永四年十月卒六十八歳
法名入不法恩

貞晴（ハル）　勝七郎

慶安三年十月二日卒

範供（ノリトモ）　左兵衛

一色右馬助範次養子

青木

檜隈皇子末裔青木武藏守直兼七代孫

丹治比重直（タヂビシゲナホ）　初名貞勝　加賀右衛門尉　刑部卿法印
慶長十八年十一月二十一日卒八十六歲　法名松樹院

正重（マサ）　治左衛門　駿河守
後小寺道伯　寛文四年八月卒八十四歲

一重（カヅ）　所右衛門
民部少輔從五位下
天正十六年敍仕
寛永五年八月九日卒七十八歲
法名梅隣院

重兼（カヌ）　源五　初名重壽
實二郎右衛門可直嫡子
甲斐守從五位下
寛永三年九月敍任

重正（マサ）　內膳　民部
甲斐守從五位下
寛文十一年十二月敍任
實朝倉越後守宣親男

重經（ツネ）　河澄源五　東照宮御家人　於三方原戰死

直繼（ナヲツグ）　太郎兵衛　秀吉公家人　於播州三木戰死

可直（ヨシナホ）　二郎右衞門
東照宮御家人
元和八年死六十二歲

重壽　源五
爲但父一重嗣

直澄（ズミ）　二郎右衞門

直影（カゲ）　九十郎　縫殿助

伊東

伊東太郎大夫祐家末流

藤原祐元（スケモト）　若狹守
永祿九年九月卒

├ 祐忠（タヾ）　武兵衛
　永祿十二年正月於遠江掛川戰死

├ 長久（ナガヒサ）　堀江七藏　仕豐臣太閤
　天正一年八月加州小山陣中病死五十三歲

長實（ザネ）　甚太郎　初名長次
丹後守從五位下入道號宗德
寛永六年二月十七日卒七十三歲

├ 長直（ナホ）　甚吉　早世

├ 長昌（マサ）　幸松　甚太郎
　若狹守從位下　寛永十七年九月十八日卒四十八歲

├ 長重（シゲ）　吉三郎
　元和八年十二月卒

直州　快呑和尚
武州岩槻常泉寺十二世

長治（ハル）　甚太郎
萬治元年十月八日卒三十一歲

├ 長貞（サダ）　民部
　信濃守從五位下萬治三年十二月叙任

松平　竹谷

和泉入道殿第二御男
源守家（モリイヘ）　源二郎　左京亮　和泉守
住三州岡崎城

守親（チカ）　與二郎
左京亮

親善（ヨシ）　與二郎
玄蕃允

清善（キヨ）　與二郎　玄蕃允
始移三州寶飯郡竹谷
天正十五年五月二十三日卒
八十三歲

清宗（ムネ）　與二郎
備後守從五位下
慶長十年十一月十日卒
六十八歲

女子
質於今川而被害

女子
石川日向守家成妻

家清（イヘ）　與二郎
玄蕃頭從五位下
慶長十五年十二月廿一日
卒四十五歲

女子三人
鳥居源七郎某妻
岡部內膳正長盛妻
久野五郎衞門妻

忠清（タヾ）　與二郎
民部少輔從五位下　玄蕃頭
慶長十七年四月廿日卒
二十八歲無子收封

女子
一島氏妻

女子六人　一人未詳
松平主殿助忠利妻　成田左馬助氏範妻　本多豐後守康重妻
淺野釆女正長重妻　松平泉和守家乘室

清昌　庄次郎　玄蕃頭從五位下
明曆元年三月十八日卒六十五歲

清定　內記　慶長十年十二月十一日死廿一歲

水野　詳見本集

右衛門大夫忠政第七男

源忠分（タヾチカ）　藤次郎
仕織田信長公天文六年十二月八日於丹波有岡戰死年四十二歳

分長（ナガ）　藤四郎
三左衛門尉
備後守從五位下
慶長九年六月叙任
後任彈正忠
元和九年三月朔日卒六十二歳

元綱（モトツナ）　三左衛門
備後守從五位下
寛文四年十月廿六日致仕
入道號二道要一
同五年五月十六日卒七十四歳

元知（トモ）　三左衛門
信濃守從五位下
寛文七年五月廿三日依二狂氣一
籠居收封

某　勘四郎
慶安二年三月十三日早世

元明（アキ）　彈正

大須賀

千葉介常胤四男大須賀四郎胤信後裔

平康高（ヤスタカ）　五郎左衛門尉　東照宮賜二御諱字一
天正十七年六月廿三日卒六十二歲

忠政（タヾマサ）　五郎左衛門尉
賜松平御家號
實榊原式部大輔康政男繼外祖康高後
慶長四年四月十七日出羽守從五位下
同十二年九月十一日卒廿七歲

忠次　五郎左衛門尉
元和元年六月繼祖父榊原家大須賀家絕

女子二人　榊原式部大輔康政室　阿部左馬允忠吉室

平岩　未見系譜先祖不詳

平岩新右衛門親重男

弓削親吉（ユゲ チカヨシ）　七之助　主計頭　従五位下
慶長十六年十二月晦日卒七十歳無レ嗣家絶

―親元（モト）　七之助　母大谷吉隆女故親吉憚不子之

―松千代殿　東照宮第七御子使親吉養以爲レ嗣　慶長四年正月十二日早世于時六歳

本多

藤原忠正（タヾマサ）
本多右馬允助定六代孫
居參河國西城與信濃勢戰
八十二歳戰死

―正定（サダ）
彌八郎
於三河國安祥城戰死

―正俊（トシ）
佐渡守

―正行
彌七郎與兄正定同死

―助俊
十三郎與父忠正同死

―正信（ノブ）
彌八郎
從五位下佐渡守
元和二年六月七日卒七十九歳

―正純（スミ）
彌八郎
從五位下上野介
元和八年配₂流羽州由利₁
寬永十四年三月十日死七十三歳

―政重（シゲ）
安房守　加賀中納言利家卿家人

―正勝（カツ）
出羽守從五位下
共父配流先父而死
寬永七年五月十日三十五歳

忠純ズミ 從五位下大隅守
寛永八年十二月卒四十六歳

忠次ツグ 大學
寛永三年八月卒十七歳

政遂モロ 主税助
大隅守
寛永十五年七月卒
二十六歳

犬千代 早世
家絶

正氏ウヂ 平四郎
文祿四年八月廿四日自殺二十六歳

正包カネ 千介
慶長十三年六月二日死十七歳

正貫ツラ 源十郎　實長坂太郎左衛門重吉男
豐前守從五位下寛永九年十二月叙任
寛文四年二月晦日致仕入道號二休山一　同十二年二月朔日卒八十歳

女子三人 長坂太郎左衛門重吉妻　成瀬隼人正正成妻　小出對馬守吉親妻

正重シゲ 三彌　左衛門尉
元和三年七月三日死七十三歳

正直ナホ 伯耆守從五位下
萬治元年十二月叙任　延寶五年三月十五日卒六十歳

正永ナガ 武兵衛　豐前守從五位下
寛文八年十二月叙任

正方 三左衛門

正綱ツナ 半右衛門

高力

熊谷次郎直實十四代之後裔

平正直（マサナホ）
梁田新三
始住參州額田郡高力郷

重長（シゲナガ）
高力與三郎備中守
參河十六騎之隨一
天文四年十二月於三州伊田戰死

安長（ヤス）
新三　與父同戰死

重正（シゲマサ）
新九郎　永祿三年五月於尾州大高戰死

女子
岩堀勘解由左衞門妻

淸長（キヨ）
新三　與左衞門　河內守
天正十四年關白秀吉賜豐臣姓　慶長十三年正月廿六日卒七十九歲

正長（マサ）
與二郎　權左衞門
從五位下土佐守　慶長四年四月廿二日先父卒四十二歲

女子
服部權大夫妻

忠房（タヾフサ）
従五位下左近大夫
慶長十年七月叙任後攝津守
明暦元年十二月十一日卒七十三歳

正重（シゲ）　傳十郎
慶長七年十一月死十七歳

長次（ツグ）　圖書虎助
繼兄正重後河内守従五位下
慶長十九年四月十八日卒廿三歳

女子二人
本多太郎左衛門妻
脇坂主水正妻

隆長（タカ）　後高長
従五位下左近大夫
元和九年八月叙任
寛文八年二月廿七日配流收封
延寶四年十二月廿五日死

長房（フサ）
兵部少輔従五位下
寛永八年二月十五日卒

政房（マサフサ）
左京亮

常長（ツネ）　後改忠弘
伊豫守従五位下
寛文八年二月廿七日配流

季長（スヱ）　右衛門
寛文八年二月廿七日配流

天野　未見系譜不知其詳

天野藤内遠景末裔

藤原景恒（カゲツネ）　甚右衛門尉

- 康景（ヤス）　又五郎　三郎兵衛　左兵衛　慶長十二年三月九日遂電畢　同十八年二月廿四日卒七十七歳
  - 康武（タケ）　左兵衛
- 景房（フサ）　傳右衛門
- 繁昌（シゲマサ）　甚右衛門
  - 直勝（ナホカツ）　大原伊兵衛尉
  - 長信（ナガノブ）　豊前守
  - 正勝（マサ）　勘左衛門
- 景利（トシ）　長左衛門

菅沼

美濃源氏土岐庶流

源定直（サダナホ） 新三郎 信濃守
參河設樂郡菅沼里居住因爲氏

某 新三郎 大膳大夫

定則（ノリ） 新八郎
永正中居參州野田城

定村（ムラ） 新八郎 織部正
弘治二年八月於參州雨山戰死三十六歲

定盈（ミツ） 新八郎 織部正
慶長九年七月十八日於勢州長島戰死六十三歲

定仍（ヨリ）　新八郎　從五位下志摩守慶長十年十月廿五日卒三十歲

定城（キ）　主膳

定芳（ヨシ）　左近　承兄定仍後
織部正從五位下
慶長十九年二月叙任
正保四年三月卒五十五歲

定昭（アキラ）　從五位下左近將監
正保四年九月二十一日卒二十三歲無子家絕

定實（ザネ）　主水

定常（ツネ）　主税　越中守

定武（タケ）　修理亮

定官（スケ）　田中主殿頭
田中久兵衞吉興養子

北條

平綱成（ツナナリ）遠江國住人福島（クシマ）上總介正成男本姓村上源氏

左衛門大夫　上總介
大永元年父正成爲武田信虎所害　綱成時年七歳逃來相模後爲北條氏綱女婿冒其姓氏　天正十五年卒七十三歳

├氏繁（ウヂシゲ）左衛門大夫　常陸介
　天正六年卒四十三歳

├氏勝（カツ）左衛門大夫
　慶長十六年卒五十二歳
│└氏重（シゲ）出羽守
│　實保科彈正忠正直三男
│　萬治元年十一月朔日卒六十四歳
│　無子家絕
├繁廣（ヒロ）新左衛門尉
　慶長十七年卒三十九歳
│└氏長（ナガ）新藏　後改正房
│　安房守
│　寬文十年五月卒六十二歳
│　├氏平（ヒラ）新藏
│　├某　孫七郎
│　├某　孫九郎
│　└元氏（モト）新左衛門
├某　千葉善九郎
├某　新八郎
└女子二人

山岡

伴景貞（カゲサダ）
大納言善男九代孫傔仗四郎資兼後裔近江國住人山岡孫太郎景廣末孫
信濃守

景資（スケ）
因幡守

景猶（ナホ）
中務丞　美作守
入道號玉林齋

景隆（タカ）
美作守
天正十七年正月卒六十一歳

景益（マス）
修理亮
元和六年六月卒五十二歳

景以（モチ）
主計頭
寛永十八年卒六十一歳

景佐（スケ）
對馬守
天正十七年卒五十九歳

景長（ナガ）
五郎作
元和六年六月卒五十二歳

景友（トモ）
初爲僧名暹慶三井光淨院住持以甥景以幼弱還俗承兄景隆後備前守　再入道號道阿彌
慶長九年十二月廿日卒六十二歳

景本（カゲモト）
新太郎
實主計頭景以男

景久（ヒサ）
甲賀佐左衛門慶長五年八月朔日於二伏見城一戰死

皆川

下野大椽小山四郎政光十五代孫

藤原宗成（ムネナリ）　皆川宮内少輔
世住都賀郡皆川
大永三年十一月與宇都宮
忠綱戰而討死

成勝（ナリカツ）　山城守
天文二十年二月卒八十五

俊宗（トシムネ）　山城守　鐵齋入道
天正元年九月於下總國府戰死
四十九歳

廣照（ヒロテル）　山城守從五位下
元和二年蟄居號賢哲入道
寛永四年十二月廿二日卒八十歳

隆庸（タカツネ）　從五位下志摩守後山城守
正保二年二月五日卒年五十歳

成郷（ナリサト）　又三郎
正保二年六月四日卒年廿二無子家絶

慶隆（ヨシタカ）　左京
山城守

酒井

源重澄（シゲスミ）　右衛門八
雅樂頭忠世男
實金森出雲守可重子
山城守従五位下
寛永十年五月十二日被罪配流備後國
同十九年九月二十九日自害

某　右衛門八　早世

重照（テル）　權兵衛

堀

藤原利重（トシシゲ）
左衛門督秀政弟
伊賀守 東市正
寛永十五年四月廿四日卒年五十八歳

―利昌（マサ）
左馬助
従五位下對馬守
寛永九年十二月叙任
後改越中守
萬治元年十月十二日卒五十八歳

―通周（ミチチカ）
左馬助　後名利長
東市正 従五位下
寛文三年十二月叙任
實天野主馬倶通男
延寳六年十二月有罪收封

―利雄（ヲ）
彌太郎　源左衛門
通周弟
辰之助　主税

藩翰譜系圖卷五

蒲生

藤原貞秀（マサヒデ）　藤十郎　左兵衛大夫　智閑入道　江州日野牧音羽城住人
秀郷将軍二十代後胤　イ廿二　新菟玖波集作者

秀行（ユキ）　刑部大輔

秀紀（ノリ）　太郎　藤兵衛尉　爲二高郷一被レ害

高郷（タカサト）　小次郎　左衛門大夫

定秀（サダヒデ）　藤十郎　下野守　天正七年三月十七日卒七十二歳　快幹軒

秀順（ノブ）　與十郎　音羽右馬允

賢秀（カタ）　藤太郎　左兵衛大夫　天正十二年三月十四日卒五十一歳

實隆　小倉作左衛門　江州佐久良城住人小倉越前養子

某　作左衛門

某　藤右衛門尉

茂綱　青地駿河守勝兵衛

女子二人
神戸藏人大夫友盛妻
關安藝守盛信妻

氏郷（ウヂサト）　鶴千代　忠三郎
従五位下飛驒守侍従
天正十三年七月　日叙任
天正十六年四月十八日従四位下少將
同十九年十二月廿八日參議従三位
文祿四年二月七日薨四十歳
法名昌林院高巖宗忠

女子四人
關長門守一政妻
田丸中務少輔具直妻
小倉作左衛門某妻
南部信濃守利直妻

秀行　鶴千代　藤三郎　初秀朝　秀隆
従五位下飛驒守
慶長元年従四位下侍従
同十七年五月十四日卒卅歳

女子　前田孫四郎利政室

忠郷　龜千代
母東照宮第三姫君
元和九年従四位下侍従兼下野守
台徳院殿賜二御家號於兄弟二人一
寛永三年八月十九日參議正四位下
同四年正月四日卒廿五歳

忠知（トモ）　鶴松丸
母同上
元和九年七月廿七日従四位下中務大輔
寛永三年八月十九日侍従
同十一年八月十八日卒三十歳家絶

女子　加藤肥後守忠廣室母同上

金吾

大江隆景（タカカゲ）

小早川左衛門督　毛利元就三男號二三原中納言一系圖見二于毛利傳一
慶長二年六月十二日薨年六十三イ六

豐臣秀秋（ヒデアキ）

辰之助　實木下肥後守家定四男初豐臣太閤養子
左衛門督　號二金吾中納言一慶長七年七月十八日薨廿三歳
從四位下侍從右衛門督天正十六年四月　叙任同十九年十一月八日參議
文祿元年七月十日權中納言從三位九月二日辭

福嶋

源正信 市兵衛 與右衛門尉

正之 八助
從五位下刑部少輔伯耆守
實別所主水正重宗七男
慶長十二年十一月自殺廿三歲

正則 市松
從五位下左衞門大夫
天正十三年七月十三日叙任
天正十八年從四位下侍從
慶長八年二月左少將
元和三年六月廿一日參議從三位
同五年六月九日配流信州
寛永元年七月十三日死六十四歲

忠勝 市松
從五位下備後守
元和二年十二月廿七日侍從
同五年六月配流
同六年九月十四日卒二十二歲

正長 左兵衞 宜齋

正勝 市松 左兵衞

正利 市之丞
寛永十四年十二月八日死

正頼 掃部助
元和二年六月有ㇾ罪被ㇾ沒ㇾ收所領ㇾ訖
寛永十九年九月廿五日死

加藤

藤原清正（キヨマサ）　虎之助
主計頭從五位下
天正十三年七月十三日敍任
慶長十年四月從四位下侍從兼肥後守
同十六年六月廿四日卒五十一歲
法名淨地院日乘

忠正　熊之助　主計頭
慶長十二年正月廿七日卒九歲

忠廣（タダヒロ）　虎之助
肥後守從五位下
慶長十八年二月廿五日敍任
寛永三年八月十九日從四位下侍從
同九年六月朔日配流（イ閏六月）
承應二年三月死五十二歲

光正（ミツマサ）　虎之助
豐後守從五位下
寛永七年十二月敍任
母台德院殿御養女實蒲生下野守殿長女賜二御家號一稱二松平一
寛永九年六月朔日配流
同十年七月十六日死二十歲

女子二人
紀伊大納言賴宣卿北方
阿部修理亮正澄妻

最上

源義家 八幡太郎 鎭守府將軍前陸奧守

義國 足利式部大夫

義兼 足利上總介

義氏 左馬頭

泰氏 右馬頭

家氏 尾張守 號二斯波一

宗家 又太郎

宗氏 又三郎

家兼 伊豫守 足利尾張守高經弟

兼頼 修理大夫 出羽按察使 最上祖

直家（ナホイヘ）
右京大夫
應永七年正月六日卒

滿家（ミツイヘ）
修理大夫
嘉吉三年五月廿九日卒

義秋（アキ）
修理大夫
文明十二年十二月廿六日卒

義淳（アツ）
四郎五郎　左衞門佐
永正元年九月九日卒

義守（モリ）
修理大夫　出羽守
永祿元年讓封　天正十八年五月十七日卒七十歲

滿直（ミツナホ）
修理大夫
應永二十年八月三日卒

義春（ハル）
右京大夫
文明六年三月廿一日卒

滿氏（ウヂ）
治部大輔
實滿家弟中野式部大輔滿基男
明應三年七月十四日卒

義定（サダ）
出羽太郎　右京大夫
天文十七年二月二日卒

- **義光**（アキラ）　源太郎
  出羽守従五位下
  天平十九年正月八日侍従
  慶長十六年三月廿三日従四位下右少将
  同十九年正月十八日卒歳六十九
  - **義康**（ヤス）　修理大夫父子不快
    慶長八年八月十六日自殺
  - **家親**（チカ）
    駿河守従五位下
    慶長十四年四月八日侍従
    元和三年三月六日卒卅六歳
    - **義俊**（トシ）　源五郎
      寛永八年十二月廿二日死廿六歳
      - **義知**（トモ）　仙德丸　刑部
        従五位下侍従刑部少輔
      - **義長**　千壽　左馬助
  - **義成**（ナリ）
    清水大藏大輔
    慶長十九年十月十三日被殺三十三歳
  - **義忠**　比治利丸
    山野邊右衛門大夫後仕水戸家
    寛文四年十二月十四日卒七十七歳
    - **義致**（ムネ）　山野邊内藏助
      明曆二年七月十一日死四十七歳
      - **義雅**　右京
    - **義政**（マサ）　山野邊瀰八郎
      土佐守従五位下
      寛文二年十二月廿八日叙任
  - **女子**　豊臣關白秀次妾
- **女子**
  伊達左京大夫輝宗室
- **義保**　長瀞新八
- **義久**　楯岡甲斐

堀尾

高階吉久（タカシヨシヒサ）　中務少輔

吉晴（ヨシハル）　仁王丸　小太郎　茂助　帯刀　慶長十七年六月十七日卒六十九歳

忠氏　信濃守從五位下出雲守　慶長九年八月四日卒二十七歳

忠晴（ハル）　小太郎　從五位下山城守　慶長十六年三月十一日叙任　三月廿三日從四位下　寛永三年八月十九日侍從　同十年九月廿日卒卅五歳家絶

田中

橘宗弘 一作高弘 伯耆介 江州高島郡田中村住人

重政 總左衛門

吉政 始長政 久兵衛 兵部少輔従五位下 従四位下侍従兼兵部大輔 慶長十四年二月十八日卒

長顯 後吉次 民部少輔 蟄居南禪寺 元和三年七月三日卒

吉勝 民部

定吉 五郎左衛門

吉信 主膳 慶長十一年正月横死二十歳

忠政 始政弘 従四位下筑後守 慶長十五年七月敍任 元和六年八月七日卒三十六歳家絶

女子

吉興 久兵衛 元和七年八月嗣忠政後賜二萬石 寛永六年五月六日卒

定官 翁助 従五位下主殿頭 實菅沼織部正定盈二男 寛永六年 月獲罪收封 同八年七月赦 明暦四年正月九日卒年五十九

女子　定官室

定格（タダ）　内匠　大隅守従五位下

定賢　翁助

中村

平一政　孫平次

一氏　孫平次
式部少輔從五位下
天正十三年七月十一日叙任
慶長五年七月廿五日卒
法名大龍院一源心公

忠一　一學　重修譜作一忠
從四位下侍從兼伯耆守
台德院殿賜御家號稱松平
慶長十四年五月十一日卒二十歲

一榮（ヨシ）　彥右衞門
慶長九年三月卒　周碩號萬祥院

女子　橫田內膳村詮妻

廣一　梶四郎次郎

筒井

順弘

光宣　成身院權少僧都
文明元年十一月廿日寂年八十

順永　律師舜亙房
文明八年四月五日卒年五十八

順尊　藤榮　舜覺房
延德元年七月廿二日卒年三十九

順興　藤王　亙舜房　始順賢
天文四年七月二日卒年五十二

順盛　成身院明舜坊
大永四年四月二日卒七十三

順昭　榮舜房
天文二十年六月廿日卒

順政　法舜坊
永祿七年三月死

順慶　六郎　陽舜房
天正十二年八月十一日卒

藤原定次　四郎　實順慶猶子　天正十二年從五位下伊賀守
同十三年七月侍從　慶長十三年五月有罪被沒收所領訖

里見

源義家（ヨシイヘ）八幡太郎　鎮守府將軍前陸奥守

義國（クニ）足利式部大夫

義重（シゲ）新田大炊助

義俊（トシ）里見太郎　里見祖　居上野國碓氷郡里見鄉因爲氏

義成（ナリ）里見太郎　伊賀守從五位下　文應元年十一月廿八日卒

義基（モト）里見太郎　刑部少輔

義秀（ヒデ）里見孫三郎　刑部少輔

忠義（タヾ）里見五郎　刑部少輔　又作義氏

義胤（タネ）五郎　刑部少輔

義連（ツラ）左近將監　陸奥守

基（モト）義　刑部少輔

家（イヘ）兼（カヌ）　大炊助

家基（モト）　刑部少輔　嘉吉元年四月十六日於ニ結城戰場ー自殺五十三歳

義實（ザネ）　左馬助　刑部少輔　文安二年始併領安房國　寶德元年四月爲安房守護　長享元年四月七日卒七十三歳

成（シゲ）義　左衛門佐　刑部大輔　永正元年四月十五日卒五十七歳

義通（ミチ）　太郎　上總介　永正十七年二月朔日卒三十八歳

義豐（トヨ）　竹若丸　太郎　天文三年四月六日爲義堯所攻自殺二十一歳

實堯（タカ）　左兵衛督　嗣兄義通後天文二年七月廿七日爲姪義豐所襲自殺於稻村城五十歳

義堯（タカ）　太郎　刑部大輔　天正二年六月朔日卒六十三歳

義弘（ヒロ）太郎　兵庫助　左馬頭
天文二十三年襲封天正六年五月廿五日卒四十九歳

義頼（ヨリ）太郎　刑部大輔
天正十五年十月廿六日卒三十三歳

義茂　梅王丸　讃岐守

義英　源七郎
從五位下讃岐守
慶長十八年十月朔日收封

義康（ヤス）梅鶴丸　太郎
左馬頭
羽柴安房守從四位下侍從
慶長八年十月十六日卒三十一歳

忠義（タヾ）梅鶴丸
安房守從四位下侍從
慶長十一年十一月十五日叙任
同十九年九月九日配二流伯州一
元和八年六月十九日死二十九歳

時堯（トキタカ）彌九郎　正木大膳亮
天正九年五月繼正木大膳憲時後甫三歳

生駒

左大臣時平曾孫主殿頭信義後裔

藤原家廣（イヘヒロ）
生駒左京進
居尾張丹波郡小折村

豐政（トヨマサ）
加賀守

女子
土田備中守秀久妻生政久

久通
攝津守
實土田源左衛門秦久男

親重
甚助　七郎右衛門
初信正
實土田下總守政久男
出雲守

親正（チカマサ）
甚助
初近規　正成　吉正
從五位下雅樂頭
天正十三年七月十四日叙任
同十六年　月　日從四位下
慶長八年二月十三日卒七十六歲

一正（カズマサ）
三吉郎
從四位下讃岐守
慶長十五年三月十八日卒五十六歲

正俊（マサトシ）
左近大夫從四位下
慶長十七年十二月晦日從四位下
元和六年六月五日卒卅六歲

正宣（マサノブ）
甚助

- 高俊（タカトシ）　小法師　國松
  從五位下壹岐守
  寛永三年八月十九日從四位下
  同十七年配流羽州由利
  萬治二年六月十六日死四十九歳
  - 高清　友松　左近
    - 親興　虎松　主殿
      初高重
      實高俊三男
  - 俊明　權之助
  - 高重　虎松
- 正吉　友松　隼人
- 女子三人
  藤堂内匠高義妻
  松平石見守輝澄室
  藤堂宮内長正妻

寺澤

紀廣正（ヒロマサ）

藤右衛門　越中守　尾張國住人　先祖出レ自二紀淑望之後一云

越中守従五位下　天正十四年叙任　慶長元年正月十四日卒七十二歳

廣高（タカ）　忠二郎　一名正成

従五位下志摩守

天正十七年叙任

寛永三年八月十九日従四位下侍従

同十年四月十一日卒七十一歳

忠清　二郎

式部少輔従五位下

慶長十六年十二月廿二日叙任

元和八年四月朔日卒二十三歳

堅高（タカ）　晴丸

兵庫頭従五位下

寛永元年　月　日叙任

正保四年十一月十八日自殺三十九歳

女子三人

水谷伊勢守勝隆妻

松平式部大輔忠次妻

戸川土佐守正安妻

富田

源助知 富田右京亮 佐々木氏支流

知信 平左衛門 一作信廣 左近將監 慶長四年十月廿八日卒

知勝（トモカツ） 初信高又知治 信濃守從五位下 慶長十八年十月八日配流 寬永十年二月廿九日死

高定 藏人

政綱（マサツナ） 始信吉 佐野修理大夫 天德寺養子

知儀（ノリ） 主膳

知幸（ユキ） 藤五郎

稲葉

越智貞通（サダミチ）　伊豫守　一鐵入道

重通（シゲミチ）　勘右衛門　從五位下兵庫頭　慶長三年十月三日卒

利貞（トシサダ）　牧村兵部大輔　母牧村牛之助政倫女冒母氏　文祿二年七月十日卒于朝鮮

通重　新右衛門　從五位下甲斐守　慶長十二年十二月　改易

宗甫　焉空　住京都大通寺

道通（ツネ）　勘右衛門　左近　藏人　從五位下　慶長十二年十二月十一日卒三十八歲

女　稲葉内匠頭正成妻

紀通（ノリミチ）　大夫　初通吉　從五位下淡路守　元和三年十二月叙任　慶安元年八月廿日自殺四十六歲家絕

女子二人　船越伊豫守永景妻　阿部豐後守忠秋室

女子二人 石河備後守妻
種田助之允正狀妻

女子
松平備中守勝則妻

竹松
寛永十八年八月廿八日夭四歲

岩松
寛永十八年七月廿二日夭二歲

女子
稻葉庄右衛門通任妻

大助
慶安四年五月六日夭四歲

徳永

二條家支流美作權守昌隆二十四代土佐守昌利男

藤原壽昌（ジユシヤウ）
石見守
式部卿法印
慶長十七年十二月十九日卒六十四歳

昌重（マサシゲ）　左太郎
従五位下左馬助
寛永四年二月廿八日
元和中有ㇾ罪配流
寛永十九年六月十九日死於新庄六十一歳

昌純（スミ）　小三郎　早世

昌成（ナリ）
従五位下式部少輔
慶長十四年十二月叙任
寛永二年別賜三千石
慶安二年五月十九日卒五十五歳

女子　松平周防守康重室

昌勝（マサカツ）　萬吉
下總守従五位下
慶安三年十二月廿七日賜二千俵
承應三年九月廿七日卒五十歳

昌述（ノブ）　助之進
明暦二年五月七日死

昌崇（タカ）　賴母

昌貞（サダ）　三左衛門　半十郎

昌興　平八郎
延寶三年十一月十九日死四十七歲

昌紀　權兵衛

昌清　左門　備前守

昌範（ノリ）　平兵衛

昌春（ハル）　八左衛門　分五百石

昌仲　平三郎

西尾

源光秀（ミツヒデ）　兵庫頭

信光（ノブミツ）　五郎左衛門
實粎井越後守藤原光長男
出雲守

女子三人
木下大膳大夫吉成妻
村瀬左馬助重信妻
內藤帶刀忠興養女

教次（ノリツグ）
信濃守
實木下大膳大夫吉成長男
慶長十三年五月六日二十一歲卒

光教（ミツノリ）　小六
豐後守
元和元年十一月十九日卒七十三歲

嘉教（ヨシノリ）
伊豫守從五位下繼光教家
元和九年四月二日卒三十四歲
實木下大膳大夫吉成二男爲光教養子

宗教　又右衛門
慶長五年九月攻大垣城蒙疵而死

氏教（ウヂノリ）　主水
實木下大膳大夫三男
寬永十七年六月十七日四十二歲卒

盛教（モリノリ）　權之助　主水
萬治元年十月七日死三十八歲

女子
高木權右衛門貞利妻

氏之　左京　十右衛門

女子　池田内藏助重政養女

包教（モト）　山三郎　半助
萬治元年閏十二月十八日分與叔父左京氏之弟權吉敎寬各三百石

敎寬（ヒロ）　權吉　七兵衞

女子　保々左門貞高妻

古田

藤原重則　吉左衛門
天正七年八月於三木戰死五十一歳

重定　主膳正

重勝（シゲカツ）
兵部少輔從五位下
慶長十一年十二月　日卒四十七歳

重治
大膳亮從五位下
爲兄重勝嗣元和九年五月讓家於姪重恒
寛永二年十一月廿五日卒四十八歳

重忠　半左衛門
慶長二十年五月七日卒四十八歳

重恒（シゲツネ）　希代
兵部少輔從五位下
元和九年　叙任
慶安元年六月十六日卒四十歳無嗣家絶

重尙　兵九郎

重弘　半三郎

古田

藤原重定（シゲサダ） 勘阿彌
主膳正
慶長三年八月十九日卒

重能（シゲ） 左助
織部正
元和元年六月十一日被レ誅

重廣 山城守
共レ父被レ誅

山崎

源重家（シゲイヘ）　源太左衛門　江州犬上郡山崎城住人
先祖出レ自二佐々木源三秀義子源四郎大夫家行男山崎六郎憲家後一云

宗家（ムネ）　與一左衛門
丹後守
永祿十一年三月十日卒五十五歳

片家（カタ）　源太左衛門
從五位下志摩守　天正十九年三月廿八日卒四十五歳

家盛（モリ）　與市
從五位下左馬允
天正十九年　月　日叙任
慶長五年　月　日從四位下侍從
慶長十九年十月八日卒四十八歳

鄉高（サトタカ）　次郎九郎　將監
本庄美作守秀國養子

家治（ハル）　左近
甲斐守從五位下
慶長十七年七月叙任
慶安元年三月十七日卒
五十五歳

久家（ヒサ）　助十郎
元和元年五月七日於大坂戰死
十九歳

俊家（トシ）　左近
從五位下志摩守
寛永十八年十二月晦日叙任
慶安四年十月廿六日卒卅五歳

豐家（トヨ）　千松
後改豐治
勘解由

弘家（ヒロ）　伊織

治頼（ハルヨリ）　虎之助
明暦三年三月六日死八歳家絕

常治（ツネ）　二郎　左門

敏治（トシ）　三郎

賴久（ヨリヒサ）　長壽　右京進
宮城丹波守豐盛養子

女子　加藤肥後守清正室

某　百助　早世

女子　別所豐後守吉治室

家長（ナガ）　主馬

家正（マサ）　采女

勝政（カツマサ）　八郎　源三郎

女子二人　藪大納言嗣孝室
牛井宇庵妻

本多

利久　太郎左衞門　一云任因幡守名政武

利朝　半右衞門　因幡守從五位下　慶長十五年閏二月八日卒

光吉　外記

女子　三浦忠兵衞利治妻

利長（トシナガ）　左京　因幡守從五位下　寬永十四年七月十三日卒年四十

女子二人　九鬼大和守久隆室　內藤若狹守重賴室

松下

源之綱（ユキ）　加兵衛尉　佐々木四郎高綱後胤云
従五位下石見守　天正十五年十二月叙任　慶長三年二月晦日卒六十二歳

重綱　加兵衛
右兵衛佐従五位下
天正十六年五月二日叙任後石見守
寛永四年十月二日卒四十九歳

長綱　佐助
従五位下石見守
寛永十三年十二月晦日叙任

長光　加兵衛

高橋

大藏長種（ナガタネ）　筑紫檢斷高橋光種七代孫云

鑑種（アキタネ）　三河守　宗専入道
實大友一族一萬田左京大夫二男

元種（モトタネ）　九郎　從五位下右近將監
實秋月長門守種實二男　慶長十八年十月八日有レ罪配流

關

平盛信（モリノブ）安藝守　萬鐵齋　小松内府重盛二男新三位中將資盛男盛國之後胤
文祿二年六月廿八日卒

一政　右兵衞佐
從五位下長門守
文祿四年　月　敘任
元和四年七月收封
寛永二年十月二日卒

盛吉　勝藏

氏盛　兵助
兵部少輔從五位下
元和二年　月　敘任
實勝藏男
延寶二年四月十二日卒

長盛　左門

杉原

平家利（イヘトシ）　十郎兵衛尉尾州住人先祖出ㇾ自ㇾ鎭守府將軍平貞盛十代孫杉原伯耆守光平後ト云

- 家次（ツグ）　七郎左衛門尉天正十一年九月九日死五十四歲　淨庵
- 女子二人　淺野又右衛門長勝妻
  杉原助左衛門定利道松妻　即豐臣大閤秀吉公政所御母
- 長房（フサ）　彌平次
  伯耆守從五位下
  天正十六年　月　叙任
  寬永六年二月四日卒五十六歲　道無
  - 重長　吉兵衛
    從五位下伯耆守
    寬永七年十二月廿九日叙任
    正保元年十月三日卒二十八歲
  - 長俊（トシ）　長兵衛　早世
  - 女子六人
    北條出羽守氏重妻
    舟越三郎四郞永景妻
    松平伊賀守忠晴妻
    堀美作守親昌妻
    淺野攝津守某妻
    竹中左京亮重常妻
  - 重元（モト）　帶刀
    實竹中左京亮重常男
    承應二年十月十四日死歲十七家絕
- 女子　木下肥後守家定室

前田

齋宮頭叙用後亂齋藤彦九郎季基徙居美濃安八郡前田因爲氏

藤原基光　左近將監

―秀以　半右衛門　初名智勝　從五位下左近將監
慶長六年閏十月六日卒廿六歳

茂勝　彦四郎
從五位下主膳正
慶長十三年八月狂氣家絶訖

―正勝　半十郎　半右衛門　又信勝
慶長十八年十一月廿一日卒卅三歳

―正信　半十郎　半右衛門
正保元年三月十九日死四十一歳

―玄以　孫十郎　初名基勝　德善院法印
慶長七年五月七日卒六十四歳

―女子四人
三條西右大臣實條公室
堀尾出雲守忠氏室
石川主殿頭忠總室
稻葉右京亮貞通室

―勝次　三之丞

―直勝　左太郎　半右衛門
初玄勝　成勝　安藝守從五位下　慶安十一年六月九日叙任

松倉

藤原秀政（ヒデマサ）　彌七郎

- 重政（シゲマサ）　九一郎　豐後守　寛永七年十一月十六日卒
  - 重治（シゲハル）　從五位下長門守　寛永十五年七月十九日被ㇾ誅
  - 重利（シゲトシ）　從五位下右近大夫　實重次弟　寛永十五年二月廿四日配ニ流讃州一
- 重能（シゲヨシ）　十左衞門
  - 某　甚兵衞
  - 某　九八郎　遁世
- 某　藏人　元和元年五月六日於大和路戰死

坂崎

三宅能家ヨシイヘ　平右衛門　宇喜多和泉守
天文三年六月晦日爲島村豐後守宗政被害

興家オキイヘ　八郎
天文五年死

女子
後藤攝津守勝基妻

直家ナホイヘ　三郎右衛門　宇喜多
和泉守從五位下
天正六年十月叙任
同九年二月十四日卒五十三歳

春家ハルイヘ　七郎

秀家ヒデイヘ　八郎
從五位下侍從
天正十三年七月十一日叙任
同十四年七月從四位下少將
同十五年八月八日中將任參議叙從三位
文祿三年五月廿日中納言
慶長八年八月十八日配流八丈島
號休福
明暦元年十一月廿日死八十四歳

家規イヘノリ　八郎
從四位下侍從共ニ父配流

女子三人
赤松左兵衛廣秀妻
松田左近將監元堅妻
伊賀左衛門久隆妻

忠家（タヾイヘ）　七郎兵衛
宇喜多安心法印

正勝　宇喜多左京亮
後稱二坂崎出羽守一
元和二年自殺

女子　富田信濃守知信妻

女子二人　伊丹播磨守勝長妻
大村因幡守純長妻

戸川

宮川助之丞正實男
藤原定安（サダヤス） 助七郎 平右衛門 玄蕃

秀安（ヒデ） 平右衛門 肥後守從五位下
文祿元年（一作慶長二年）九月六日卒六十歳

達安（ミチ） 助七郎
肥後守從五位下

政安 主水
元和四年八月三日卒三十四歳

勝安 助右衛門

女子二人
浮田左京亮直盛室
角南隼人妻

正安（マサ） 市藏 從五位下土佐守
寛文九年四月卒

安尤 十兵衛 主馬 内藏助

安利 平九郎 主膳

安平 主水
實主水政安男

女子
日置左門妻
堀式部少輔直景室
家人戸川又左衛門妻
花房志摩守幸次妻

信安 平八郎 市正 早世

安宣（ノブ） 土肥之丞 玄蕃 從五位下土佐守
寛文九年十二月廿五日叙位
延寶二年十二月廿八日（七）卒
二十七歳

安成（ナリ） 三郎二郎 木工助

女子
池田越前守斎彰妻

安風 縫殿助
延寶七年十一月二日卒
九歳家絶

達富 槌千代 主計

平岡

源頼勝

藤原重定（シゲサダ）

石見守

慶長十二年二月廿四日卒四十七歲

頼資

重常

從五位下石見守

承應二年正月八日卒四十九歲

頼重（ヨリシゲ）

市十郎

寛文十三年九月十日卒

某

伊織

有馬左衛門佐

康純三男

藤田

平重利（シゲトシ）　藤田右衛門佐後稱用土（ヨウド）新左衛門尉　畠山庄司重忠二男小二郎重秀十四代孫云
永祿三年八月十三日死

―重氏（ウヂ）　藤田安房守又稱秩父　實北條左京大夫氏康男　後稱北條安房守氏邦

―重連（ツラ）　用土彌八郎　新左衛門尉

―信吉（ノブヨシ）　後重信　用土彌六郎　改稱二藤田一　從五位下能登守　天正十七年十二月從四位下　元和二年七月十四日卒五十九歲

―某　小林平二郎　甲斐武田家人小林正淋齋（シヤウリンサイ）養子正淋齋者外祖也

竹中

源重氏　六郎左衛門　濃州不破郡岩手城住人

重元　遠江守　永祿三年二月二日卒六十四歲

重治　半兵衛　天正七年六月十三日於播州三木陣中死　卅六歲

重門　吉助　領岩手六千石　從五位下丹後守　天正十六年閏　月　日叙任　寛永八年十月九日卒五十九歲

重常　左京　竹之助　越中守從五位下　承應二年十二月廿七日叙任　寛文四年七月四日卒六十七歲

重次　主膳　仕黑田家

重利　權佐　寛永五年七月八日死

女子

重隆　久作　天正十六年六月六日卒三十七歲

某　與右衛門

某　彥八郎　織田城介殿家人於二條殉死

重光（ミツ） 源助 彦左衞門 出羽守
天正二年八月四日卒

重成（ナリ） 源助 隆重 伊豆守從五位下
元和元年十月十六日卒

重定 五郎作

重義（ヨシ） 釆女正從五位下
寛永十一年二月廿二日賜死四十七歳

某 源三郎
與父共賜死十九歳

重信（ノブ） 筑後守
寛永十一年二月廿二日配流於出羽秋田
同十六年七月廿八日死

佐久間

平盛次（モリツグ）　久六郎　久右衞門尉　佐久間本三浦一族云

―盛政（マサ）　玄蕃允　理介　柴田修理亮勝家甥
天正十一年五月十二日二羽柴秀吉ニ被レ害三十歳　英伯善俊

―勝次　久六郎　民部少輔從五位下
元和七年三月四日卒二十八歲

―安政（ヤス）　久六郎　久右衞門
備前守從五位下
寬永四年四月廿五日卒七十三歲

―安長
從五位下日向守
寬永二年　月　日叙任
寬永九年四月十二日卒二十三歲

―勝長　三五郎　家譜作安次
寬永十五年十一月廿日死九歲家絕

―勝政（カツマサ）　柴田三左衞門
天正十一年四月廿一日
於江州志津嵩戰死二十七歲

―勝之（ユキ）　始佐々孫六
源六郎　大膳亮從五位下　寬永十一年十二月十二日卒六十七歲　慶長十五年叙任

―勝年（トシ）　左兵衞
信濃守從五位下　元和二年十二月叙任
後爲因幡守
寬永七年九月廿八日卒年四十一

―勝盛　源六郎

勝友（トモ） 藏人
寛永十九年七月朔日卒年二十七

勝種 源四郎

女子 秋月長門守種實室

勝豐 權之助
備中守從五位下
寛文元年十二月十八日敍任
同十年二月改安房守

勝興 兵助
寛文四年五月十五日卒二十九歳

村上

源義利　常陸介

義明（ヨシアキラ）　次郎右衛門尉周防守從五位下
元和四年四月被レ罪　未レ見二系譜一不レ知二其詳一
同九年九月死

義忠　但馬守
實堀左衛門督秀政三男

石川

安藝守清兼長男
源康正　右馬允　右近

├數正（カズマサ）　四郎
│　伯耆守　從五位下出雲守　先祖見ニ石川日向守家成傳一
│　文祿二年　月卒
├某　小年人
└女子　松平紀伊守家信室

├康長（ヤスナガ）　玄蕃頭從五位下　慶長十八年十月十九日流刑
├康勝　勝千代
│　肥後守從五位下　坐ニ兄事一被レ罪後籠ニ大坂城中一戰死
├康次　半三郎　內記
│　從五位下紀伊守　坐ニ兄事一被ニ罪
└定政（サダマサ）　主膳

日根野

- 國吉　加賀守
  - 秀盛　松王丸　加賀守
    - 景盛　五郎左衛門
      - 某　九郎左衛門

- 弘就　備中守　慶長七年五月廿八日卒於高野　空見
  - 高吉　從五位下織部正　慶長五年六月廿六日卒
    - 吉明　徳太郎　從五位下織部正　明暦二年三月廿六日卒七十歳　イ六十九
      - 高繼　左京　分領七千石　寛永三年五月卒
        - 高次　左京　寛永八年十二月二日死無嗣
        - 高眞　半助　帶刀
      - 高當　源左衛門
      - 吉雄　次右衛門　正保二年十二月十五日先父而卒三十一歳
        - 某　三之初　早世
        - 女子　能勢三十郎頼香妻
  - 吉時　徳太郎　筑後守
  - 弘正　彌次右衛門
  - 弘勝　九郎右衛門
  - 女子　淺野左衛門佐氏次妻

成田

親泰 下總守中務少輔 法成寺關白道長公之後云
大永四年六月八日卒

藤原長泰 下總守
永祿九年八月十五日隱居
號盧伯

朝貞 助三郎
小田伊賀守顯家養子
小田伊賀守

泰季 肥前守
天正十八年六月卒於忍城七十五歲

女子 太田信濃守資時妻

氏長 左馬助 下總守
文祿四年十二月十一日卒

氏範 左衛門尉
爲兄養女

重長 新十郎
慶長八年五月七日先父而死

泰之 左馬助
元和八年十一月七日卒

泰直 內記

房長 新五郎

氏範 左馬允 左衛門尉
後長宗
實長泰二男
元和二年十二月十八日卒

佐野

藤原秀鄉 — 千常 — 公脩 — 兼光 阿波守

頼行 — 兼名 淵名大夫 — 成行 足利大夫 — 成綱 足利太郎

家綱 足利孫太郎 左馬助 — 有綱 足利七郎 — 基綱 佐野太郎 — 國綱 佐野太郎

實綱 足利小太郎 左衛門尉 — 成綱 小太郎 — 廣綱 太郎 — 興綱 太郎

直綱 小太郎 左衛門尉 — 資綱 彌太郎 安房守 — 師綱 小太郎 越前守 — 重綱 小太郎 左馬助

季綱 小太郎 左近將監 越前守 — 盛綱 小太郎 越前守 大永七年三月五日卒六十一歲 — 秀綱 小太郎 越前守 天文十五年八月十三日卒七十五歲 — 泰綱 小太郎 修理大夫 永祿三年正月廿九日卒七十九歲

豊綱 小太郎 隼人正
永祿二年九月廿五日卒五十六歲

昌綱 小太郎 越前守
天正二年四月八日卒六十六歲

宗綱 修理亮 小太郎
天正十一年正月元日戰死於彥間城廿八歲

政綱 小吉 松四郎 初信吉
修理大夫從四位下
實富田左近將監某二男
文祿二年二月廿五日繼佐野家
慶長十九年六月廿八日配流信州
寬永十一年七月廿五日死五十九歲

久綱 吉之丞
延寶七年六月廿五日卒八十歲

紀綱 吉之丞

勝綱 吉三郎 助右衞門 後公當

房綱 小次郎
爲僧曰了伯居天德寺
天正十八年承兄後
慶長六年七月二日卒四十四歲

親綱 桐生大炊助直綱養子

光綱 吉五郎

瀧川

紀雄利（カツトシ）
初瀧川三郎兵衛雄親　後稱羽柴下總守
木造左中將俊茂三男云
慶長十五年二月廿六日卒六十八歳

正利
勘右衛門尉初稱羽柴
從五位下壹岐守
慶長十年四月廿六日叙任
寛永二年十一月七日卒三十六歳

利貞
從五位下長門守
寛永七年十二月廿日叙任
實土岐山城守定吉二男

利展（ノブ）
從五位下若狹守

利久
相模守從五位下

明治三十八年十二月二十日印刷
明治三十八年十二月廿五日發行

非賣品

編輯兼校訂者　今泉定介
東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地

發行者　吉川半七
東京市京橋區築地三丁目十五番地

印刷者　野村宗十郎
東京市京橋區築地二丁目十七番地

印刷所　株式會社東京築地活版製造所